本朝皇胤紹運錄
新撰姓氏錄
職原抄
百寮訓要抄
姓序考
職官志

文學博士 物集高見編

新註皇學叢書

第四卷

廣文庫刊行會

新註皇學叢書第四卷題辭

元帥陸軍大將子爵
上原勇作閣下

樞密顧問官海軍大將男爵
八代六郎閣下

岡田良平閣下

忠誠尊皇
孝敬事神

昭和二年二月十一日

上原勇作

書徳光至

良平題

例言

一、本卷は新註皇學叢書第四卷として、本朝皇胤紹運錄、新撰姓氏錄、職原抄、百寮訓要抄、姓序考、職官志の六種を收錄したり。

一、本朝皇胤紹運錄は、羣書類從本を底本とし、諸書により校訂頭註を加へ、また御近代皇統紹運錄、元老院出版の御系譜及び經濟雜誌社發行類從本等を參照して、光格天皇以下今上天皇迄を增補したり。

一、新撰姓氏錄は文化四年刊行の橋本稻彥が訂正新撰姓氏錄を底本とし、類從本其他により校訂頭註を加へたり。

一、職原抄は安政五年刊行の近藤芳樹著標註職原抄校本を用ひ、諸書を參考して頭註を施したり。

一、百寮訓要抄は羣書類從本を底本とし、諸書を參考して頭註を施したり。

一、姓序考は改定史籍集覽所收のものを底本とし、諸書を參考して頭註を施したり。

一、職官志は流布本を底本として、蒲生君平全集等諸書を參考して校訂頭註を施したり。

新註 皇學叢書第四卷目次

卷下

別　記

卷之上

卷之下

職官志……五六七―八〇六

卷之一

卷之二

卷之四

卷之五

卷之六

卷之七

新註皇學叢書第四卷目次終

解題

本朝皇胤紹運錄

一 本書の內容と著者

本書は神代以降に於ける皇統及皇胤繁榮の狀を明示した系圖である。內容は諸本によつて少異が見られるけれども、それは書き繼ぎと、流布傳寫の間に後人の傍書その他の記入された事項が、逐次本文に混じ去つた爲めと考へられる。甘露寺親長本には次の奧書がある。

文明十六年六月十六日終書寫之功以中院一品迴秀左大史雅久宿禰等本引合彼是書也。

按察使藤原親長

これによつても、その人々によつて補修――事實上に――されて居ることがよく想像される。本書の著者中御門宣胤は當代の識者であり、その日錄、宣胤卿記は、今も傳へられて史家の汎ねく知るところの記錄である。

宣胤は從一位明豐の息で、嘉吉三年二歲のとき叙爵し、文正元年三月廿九日廿五歲で參議となつた。後土御門後柏原二朝に歷仕して權大納言從一位に進み、永正八年十一月落飾するまで四十

餘年の朝紳生活をつゞけ、大納言となつてからも廿餘年になつて居つたのである。――當時七十歲――かうして朝を退いてからも、文事の樂みはすてなかつたらしく、大永五年十一月八十四歲の高齡で薨去した。（以上は公卿補任による。）生涯の著作は多くあつたらうけれども、日記と紹運錄が最も代表的なものであらう。紹運錄には異本が幾種かある。その二三をあげても、

親　長　本
飛　鳥　井　本
實　相　院　本
吹　上　本　（二種ある）
彰　考　館　本
前田本――親長本と同物（？）

などがあつて、互に對照參考せらるべきものである。右のやうに古來諸家の間に至寶とされて居つた。しかし、近世がない。よつて本朝皇胤續錄（速水房常）などが作られたし、別に實質を本書に均しくする近代の帝王系圖の多くがあるから、それによつて補修し、更に明治以降の御系圖等も添へたものが、本書印版本である。

二　列聖の御寶算

次に本書によつて窺はれる興味の深い事實の一例として、古來列聖の寶算を見やう。さうして時代と御年齢の關係を窺はうと思ふ。

(1) 奈良朝以前諸帝

推　古（七十三）
舒　明（四十九）
皇　極（六十八）
天　智（五十八）
天　武（六十五）
持　統（五十八）
文　武（二十五）

孝德帝及弘文帝を除く。平均寶算五十六歳强。推古帝以後をあぐ。

(2) 奈良朝諸帝

元　明（六十一）
元　正（六十八）
聖　武（五十六）
孝　謙（四十五）

淳　仁（三十三）

光　仁（七十三）

平均寶算五十六歳。

(3) 平安朝諸帝

これについては綜合日本史大系平安朝季世に記述されて居るものをあげる。

初　世　桓武帝より宇多帝まで　十帝　五十餘歳

中　世　醍醐帝より後冷泉帝まで　十一帝　三十九歳強

季　世　後三條帝より高倉帝まで　十帝　三十餘歳

安徳帝を除く。

(4) 近古諸帝

後鳥羽（六十）

土御門（三十七）

順　徳（四十六）

九　條（十七）

後堀河（二十三）

四　條（十二）

後嵯峨（五十三）
後深草（六十二）
龜山（五十七）
後宇多（五十八）
伏見（五十三）
後伏見（四十九）
後二條（二十四）
花園（五十三）
後醍醐（五十二）

御齢算平均四十三歳強。

光嚴（五十二）
光明（七十）
崇光（六十五）
後光嚴（三十七）
後圓融（三十六）
後小松（五十七）

稱　　光（二十二）
後花園（五十二）
後土御門（五十九）
後柏原（六十三）
後奈良（六十二）
正親町（七十六）
寶算平均九十四歳強。

(5) 近世の諸帝

後陽成（四十七）
後水尾（八十五）
明　　正（七十四）
後光明（二十一）
後西院（四十九）
靈　　元（七十九）
東　　山（三十五）
中御門（三十七）

桃　　園（二十二）
後櫻町（七十四）
後桃園（二十二）
光　格（七　十）
仁　孝（四十七）
孝　明（三十六）

實算平均四十九歲強。

以上の表にあらはれた事實を見るとき、何人も種々の感興を催されることゝ信ずる。これはたゞ本書によつて知られることの一端に過ぎない。

新撰姓氏錄

一　編纂の由來と其の撰者

本書は嵯峨帝のとき、弘仁七年に完成上進せられたものである。その編修官は中務卿萬多親王をはじめとして、

右大臣皇太弟傅　藤原園人

參議宮内卿　藤原緒嗣
正五位下　阿部眞勝
從五位上　三原弟平
從五位上大外記　上毛野穎人

などがその中心であつた。弘仁六年七月廿日の上表によると、當時姓氏の假冒が甚しく多かつたことについて、

先朝鑒二其假濫一、留二慮根源一、昧旦臨レ軒、仄景忘レ膳。

かういふ風に叡慮をなやまさせられたことを傳へて居る。文にいふ先朝は、平城帝とも解し得られるけれども——さう解する方が文の表面からは自然であるが——栗田博士などは桓武帝であると考定された。[1] 恐らくその説の通であらうと思ふ。とにかく上にいふやうな系圖の假冒眞僞を批判する必要から、官府の公認する家系錄の編輯が試みられなければならなかつた。それで本書の出現を見たのである。すべて目を併せて三十一卷千百八十二氏[2]の内容を持つたものではあるが、現存の流布本は一種の抄本と認めらるべきものであつて、上進當時のそれのまゝではない。のみならず、上進當時に於ても、完成されたものではなかつた。本書の序文に

京畿本系未レ進、過半、今依二見進一以類詮次。

とあつて、それ等の分はみな別卷、卽ち補遺と見るべきものに收められたらしいけれども、今は傳はらぬ。本書の組織は地方順によつて、各地に於ける諸氏姓とその系統を類別記載して居る。[3]類別法は次の標準に從ひ、別に未定雜姓の一類を設けた。卽ち序文の一節にいふ。

天神地祇之胄。謂二之神別一。天皇々子之派。謂二之皇別一。大漢三韓之族。謂二之諸蕃一。……未定是諸氏之未レ明也。總爲二一卷一。附二諸蕃尾一。

かう記されてゐる。本書の撰錄に費された期間は殆んど十年に涉つたらしく、栗田博士は「萬多親王等に詔命せ給へるは延暦二十四年といふ歳にて、桓武天皇のなほ後世所知看しほどなりけり」[4]と考定された。これ等の推定等に關して多少又異論もあり得られるけれども、今は普通の說に從つて置く。

註

(1) 新撰姓氏錄考證卷首。

(2) 上表の句による。これにも多くの說がある。

(3) 眞人だけは例外として各地に分掲せず、京畿を併せて編首に集錄されて居る。

(4) 新撰姓氏錄考證卷首。

二 本書に對する諸說

今日傳存する本書が、一種の抄出本であることについては、多くの學者の承認するところである。たゞ平田篤胤は反對の見解を公表したけれども、彼の說にはかなり强辯も多いから今は採らない。しかし、參考のために完本說の要旨を示さう。[1]

この錄、文は約なれども、抄略したる本の傳はれるには非ず……桓武天皇紀十八年の詔命に、令レ載ニ始祖及別祖等名一、勿レ列ニ枝流并繼嗣歷名一とある……を以て知べし。此錄の成れる事は、もはら桓武天皇の御心より出たる御擧なれば、此詔命の如く錄さむには、言傳はる本の如くならずは得有まじき物なるを以て、抄略本に非ざること知られたり……姓氏錄抄と題せる本もあるを見て、抄略本の傳はれると思ひ惑……全書にも抄字を添て題すること、中世人の常なれば、元無りし抄字を後人の書添たること論なきものをや。

附會の强辯である。末尾の「全書にも抄字を添て題すること」云々の一條だけは、確に理由があるけれども、反證としては薄弱に過ぎる。本書の抄本なることは松下見林も夙に說き、氏族考の[2]著者や、新撰姓氏錄考證の[3]著者が多くの確證を列擧してあるから、次にその二三を示して置かう。

（イ）太子傳玉林抄卷四に姓氏錄十一を引いて金村連のことが見えて居る。しかし、現存本にはない。

（ロ）坂上系圖に姓氏錄二十三を引いて歸化した姓の長い記事がある。これもない。

（ハ）政事要略卷廿六に姓氏錄を引いて——卷數はあげて居らぬ——多米宿禰のことが出てゐるけれども、現存本には見えない。

（ニ）東大寺要錄卷末寺章に姓氏錄十一を引いてある。しかし、その文も今ない。

（ホ）三代實錄貞觀十四年八月十三日の條に、左京人家原氏のことについて姓氏錄を引いてゐる。けれども、今の本にはこの記事が洩れてない。

（ヘ）同書仁和三年七月十七日條にも姓氏錄を引證したところがあつて、現存の本にない。

これ等の例から考へて、抄出本と認めることの至當なことだけは動くまいと思ふ。また古くから傳寫の間に内容を異にした諸本の流布したことも想像される。水戸彰考館所藏本の一種に「延文五年庚子七月以二他本一書加之」といふ奥書があつて、明かに上の推測を證明する。

註

(1) 古史徵卷一。

(2) 同書卷下に、この説がある。

(3) 新撰姓氏錄考證卷首。

職原抄

一　著作年代と朝廷進獻説

職原抄は官職關係の書類の中では最もよく人に知られたものである。それには多くの原因があ

つて、一言には盡し難い。けれどもその一は著者が北畠親房であり、著作の時代が南北爭鬪のときであつたからである。本書が世に流布し始めたとき、それを手にし得た人は先づその點に於て襟を正しうしたに違ひなからうと考へる。

本書の卷尾に奥書があつて、それによると、

予從レ出二俗塵一已移二十年之寒暑一、況在二遁葉一、不レ蓄二一卷之文書一、

かういふ一節がある。卿は元徳二年に出家されたから、この跋語を信ずるならば、その著作年代は明白である。

次に考へなければならぬことは、著作の動機及使命である。南方紀傳の傳説によれば、

吉野新帝即位、雖レ有二帝都一、荒二行宮一無二典圖一……昇進除目、官職名但、斷絶、依レ之……於二常陸國小田城一作二職原抄二卷一、奉レ獻二吉野行宮一、

かうある。近代人で本書を机右に置いたものゝ中には、本文にいふやうな傳説を信じた人々の少なくなかつたことは勿論であらう。さうしてそれが此書の尊敬を高めたことも疑を納れぬのである。しかしながら、少しく考へて見るならば、南方紀傳が信じ難い書であるのみならず、朝廷奉献説――著者のためにも、この書のためにも名譽な事實には相違ないが――を信ずるためには、前文に引いた奥書を否定しなければならない。闕城書考の著者（中山信名）が進献説を否定した

のは正論である。正平二年十二月一日に源顯統が書寫したといふ本の奥書――卽ち前文にも引いたもの――には次の一句が明記されて居る。

抄出文本意爲レ示二于初心一也。

かうある。それからまた、

或請レ聞二官位昇進之次第一。

ともある。とにかく何人かの求めに應じて作られたことは認められるけれども、禁中に奉るものといふやうな形跡は全くない。よつて信名はこんなことを考へた。

コノ書ハ洞院實世四條隆資需ニ應ジテ撰セラレシモノナルベシ……親房吉野ニアランニハ專機務ヲ攝スベキニ逆旅ニアルヲ以テ……二卿、（四條洞院兩氏をいふ）……才卿ノ稱譽アリトイヘドモ、年尙初老ニ至ラズ、蓋見聞闕ルコトアリテ親房ニ乞……サテコノ撰述ハアリシト見エタリ。

或はさうかも知れないが、これも推測の說で深く信ずるに足らない。故に本書著作の眞相は深く說き進めずに置く。けれども、本書の流布と尊重の一面が著者の忠誠博學の士であつたこと、及び行宮奉献の傳說などにあることは事實であらう。

二　本書の內容及び著者の略歷

本書の內容については、著者が次の如く明言して居る。

此兩卷中多定二種姓一頗乖二舊記一定招二後難一歟。……在二遁族一不レ蓄二一卷文書一。每事荒忽。恰如レ蒙レ瓮。

本文は謙遜の辭には違ひないけれども、著者身邊の事情や、著作の目的などから考へて、相當に缺陥のあるものと想はなければならぬ。著者の名聲と、撰述當時の狀態に對する同情とによつて甚しく內容を尊重し過ぎるやうなことがあつてはならぬ。また後人の附記したに違ひない部分のあることは夙に前代學者の指示して居る通で、今改めていふの要もなからう。書名についても貞丈は次のやうに考へた。

親房卿の自ら號するに非ず……人の號たる也……古本に官位抄或は職原などゝ號を書たるもの後人の所爲也。

これは信ずべき所說である。普通流布本の本書にある准大臣條、後附——この中に女官のことなどが詳しい——などは後人の加筆に違ひない。その加筆者とか附加年代とかにも異論が少なくないけれども、今は省いて置く。

次に少しく著者とその學識について一言を添へやう。

著者は正平九年、北朝文和三年四月十七日に紀州大和賀名生の地で薨去した。父は前大納言師重で、十六歲のとき始めて非參議となり、累進して大納言正二位に至つた。元德二年に世良親王の薨逝を悲んで落飾し、一度塵俗を去られたけれども、後醍醐帝の御期圖が不幸にして成らなかつたときから、その崩後に至るまで吉野朝廷のために活躍されたことは僅少な紙面に盡くされさうもない。

史學雜誌第七卷に「北畠親房勤王事蹟考」の一編があり、大日本史料六編之十九、(二一四——三四頁)にその傳をあげてある。著述としては、本書の他に、神皇正統記があつて汎ねく世に知られて居るし、元々集、廿一社記、熱田本紀、東家秘傳等も、みなその撰述だと傳へられる。それ等の中には信ずべからざるものが交つてはゐるけれども、諸般の學に通達されたことは疑ひなく、和歌にも一家の見を持たれたらしく、古今集序註をその撰とする説もある。臥雲日件錄に次のやうな一節がある。

外記常忠來。予就二本朝故事一問二不審一……前有二三房一後有二三房一皆本朝博物之士也。……名字如何。……曰。後三條院代、正房惟房爲房三人同時出。又後醍醐天皇代有二宣房定房親房一云々。(文正元年七月十二日條)

これ等の傳説によつても、卿の名聲がどの位まで汎ねかつたかを推察し得られやうと思ふ。

三　本書の價値と其の註釋書

さういふ著者の名聲からいつても、また內容から見ても、近世學者の間に本書の研究が盛んであり、有職故實の一部門としての官職的方面を考へる者には、無上の階梯視されて居つた理由もよく知られる。從て注解考證の書も頗る多いのであるが、たゞその一端だけをあげて置かう。

標註職原抄校本　近藤芳樹

職原抄聞書　與志多分宜

職原抄句解　　白井宗因
職原抄私考　　壺井義知
同　假名抄　　同
同　辨　疑　　同
職原抄追解
職原抄支流大全
職原抄大全　　植木悦
職原抄別勘　　立野春節
同　階梯

これ等はみな維新以前の撰著であるけれども、明治以降となつてからも、本書の注解は多くの人によつて試みられた。その一々はあげるまでもなからうと思ふ。本書と性質を同じくするものでも、官職秘抄は殆ど一般に流布されず、百寮訓要抄はそれに比べていくらか知られて居るが、本書の盛名とは日を同じくして語るべくもないのである。さういふ懸隔の生じた原因は、必しも内容だけからではなく、むしろ著者の人物とか時代の背景とかいふものゝ力によつて與へられた空氣のために支配されたと見らるべきである。

百寮訓要抄

一 本書の特色

「百寮訓要抄」の名は職原抄ほど知られて居ない。同書は著者が政治史上にも活躍した人であり、また作られた「時」が後人に特殊な感興を起さしめるに充分であつたから、その點だけでも本書より遙に有利な背景を持つてゐるのである。しかしながら、本書にはまた種々な方面に特色があり、職原抄と併んで世に行はるべき理由は充分ある。

著者は二條良基で、奥書によると足利義滿の希望によつて撰述したものと想はれる。即ち

凡此記者。後福光園院關白良基公。自鹿苑院殿依御所望被記之畢。然而以中山大納言定親卿本密々令書寫也。

康正元年十二月廿二日

かうある。これは信ずべきものと考へられるから、良基が當代の博學多識の人であつたところを考へても、内容の價値が知られるのである。卷頭に最も留意すべき一句が見えて居る。

凡延喜天暦以往は賢才によつて登庸せられし也。村上圓融以後は重代計を賞して、其身の堪否を撰ばれず、是末代政の凌遲の故也。

尊敬すべき著者の態度ではないか。現代人の心からいふならば、傳統的生活によつて高位を占め

て居るやうな地位の者は「人材登庸」なんかは呪ふべき言葉である。けれども、事實はそれを明白に否定して貴族階級の公正な心事を示して居る。著者は當時一面から惡評された人物である――性行上の缺點で――にもかゝはらず、そのために古今の時勢を曲解したり、徐に當然な能才擧用の主義を嫌つたりしなかつた。この點はたゞ良基の一人だけの問題ではなく、維新以前に於ける貴族的精神の特性を考へるときに、觀過すべからざる事實である。

二　本書の內容

本書の內容で興味の深いものの二三を指示しやう。先づ攝政と關白は均しく殿下と呼ばれ、天下を風靡する地位ではあるけれども、兩者の間に著しい尊卑輕重のあることを述べて、

攝政は座を天子に等しくならべて、天下の政を成敗する、これは天子に等くする職也。

關白……人臣の位にて、只政を管領する也、攝政の儀にはかはるべし。

とある。明快な記載といふべきであらう。著者が廟堂の貴紳はみな有爲の人物でなければならぬどする考へは、到るところで見られる。左大臣條にも、

これも中院閑院のとう、重代の人々才能によりて任る也。昔は文才なき人の大臣に任る事なき也、中古以來は譜代とて無才無能の人々も任る、政の廢れたる也。

かう述べてあり、參議條にも、

殊に才覺ある仁、任ずる官也。陣の座にて物をよみ右筆をする器也。

と說いて居る。それから、中務省の勢力衰退を深く歎いてゐたこともよく察せられる。中務少輔條に、

大形、中務などは殊八省の中にては規模にてあれども、當時は餘に零落し侍る。

といひ、內藏寮權頭條に、

昔はかやうの官に可然人等皆任ぜり、近頃は皆零落す。

と說く。これ等によつても、著者の心事を窺ふべきであらう。

さういふ風に朝家の威儀が頽破したことは、要するに廷臣に才能の士が少ないからであると考へられる。從て式部省に於ける大學寮の空名化などは、最も歎かはしきものゝ一つと認められた。卽ちその條に、

諸國よりえらび奉れる學者共、參仕して晝夜學文をする也。……さてこそいみじき學生とり〴〵出來する事なれ、今はかやうの事などもなき、あさましき事也。

かういふ悲しむべき事實に作つて、各省の吏員はみな素質の低下を來したに違ひあるまいし、また表面の任官資格だけからいつても、諸省の官人はいづれもみな「零落」を免れなかつたらしい。治部大輔條、民部權少輔條等に、みなその事實が指摘されてゐる。

三　著者の心境

朝家の財政を掌るべき「大蔵省」ですら、殆んど形骸的存在にすぎなかつた。本書に、

昔は天下の雑物を奉行の官にてあれば、殊に人を撰ばるゝ也。今はさやうの事なければ零落し侍りしにや。

かういふ風に考へて来るとき、著者には往時の盛代が追懐されるばかりであつた。宮内省典薬寮條に、

諸々の薬をおさめらるゝ也。此寮は薬園あり、茶園枸杞園あり、乳牛の牧とてあり、……諸々の薬を薬園にうへて、御井にてあらひ調ずる也。大内には昔かやうにありし事也、いと興有事也。

また采女司條には

諸国より参らする采女を此司にをかる。……国々より可レ然美女どもを撰びて天子に参らせし也。……古今集にも歌よみなど優しき事どもも多し。

しかし、その「興有事」も「優しき事」も、今はすべて過去となつてゐるのである。著者は本文に筆を染めながら、古今の世態を考へて、いくたびか無限の感慨にうたれたに違ひなからうと思ふ。職原抄の著者は南朝の不振を歎きながら、昔の盛代を回顧した。訓要抄の作者は、また眼に武家の公家階級壓迫を熟視しながら、遙に王代の夢をたどるのであつた。筆者の心境には一面に於て相通ずるものがあるにもかゝはらず、職原抄は多くの人々によつて研究され、利用されたけ

れども本書はさうでない。大塚嘉樹はその稀な研究者の一人であつた。「百寮訓要抄別註」は彼の手によつて著はされた。別に百寮訓要抄直説といふものがある。これは岸康賛の著である。

姓序考

本書は本居宣長の門人細井貞雄の著撰である。文化十一年北村久備の序があつて、その一節に

細井翁、姓氏錄のなほいぶかしき所々のまじれるをかうがへ明らむるとて、年比さはにつどへたるそま木もて、まづ姓序考といふ一卷のふみつくり、十あまり四つの姓のまさり劣りをわいためられし……。

とある。文にいふ十四の姓とは次の諸種をいひ、別に氏上、部曲、道師、稻置、國司、郡司のことにも說き及んでゐる。

(1)眞人　(2)朝臣　(3)宿禰　(4)忌寸　(5)臣　(6)連　(7)公、首　(8)國造、伴造　(9)縣主、直　(10)村主、史

よつて次に少しくその內容について說かうと思ふ。しかし、それには先づ「姓」の意義やその制度の史的變遷について一言しなければならぬ。

一　姓について

「姓」はカバネと訓む。續日本紀神護景雲三年五月の詔の文に

冠位擧給比根可婆禰改給比。(1)

の句があつて、その訓は明であるけれども、カバネの語義にはまだ定説がないやうである。本書の著者はたゞ

姓は加婆禰と訓べし其ことの由は考へ得ず。

とだけ述べて居る。眞淵の説として知られたアガメナ(崇名)の義なるべしとの解釋や、(2)皮骨の義であるとして「姓氏はなほ父祖の皮骨のごとし」(3)などいふ強辯もあるが、みな信じ難い。比較的進歩した學説と認められるものでは、近藤芳樹の見解がある。それは

頭根の義にて……氏中の宗長なる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ……。(4)

しかし、これも定説とするには足りないから、本書の語義不明説は、今日に於てもまだ充分存立の理由がある。明治以降、種々の外國語によつて解釋しやうとする試みもあるが、(5)一般の承認を得たものはない。しかし、カバネの制度を皇國特有の者とすることは出來ない。――とにかく姓氏の制度は、上代の社會を考へる上に、必ず觸れなければならぬ問題であるから、本書の所説なども、さういふ方面を開拓しやうとする人々にとつて、深く留意するべき文献の一種であることはいふまでもない。次に「姓」の各階級と、その稱呼に對する著者の見解を窺はう。――本書記載の順によつて例示する――

註

(1) 續日本紀卷廿九稱德帝。

(2) 類聚名物考姓氏部九による。

(3) 燕石襍誌にみゆ。

(4) 標註職原抄別記。

(5) 大勢三轉考上には「自なる皇國の制度にして外國の制度に無き事」云々——といつてゐる。しかし、類似の制は新羅などにもあつた。

二　眞人、朝臣、宿禰、忌寸について

眞人の稱は、天武帝十三年十月の新姓によつて、八色の姓を定められたときの記載が初見である。本書には次の如く述べて居る。

自レ是以前はみな君といへりし姓なりき。……古事記にみえしはみな君といへり。書紀にみえしもみな公とかけり。

次でマビトの意義を說いた。それによると、

麻比登と訓べし、天皇を現神といへるに對て眞人といへるにて、漢土の眞人のことにな思ひまがへそ。

といふ。これにも多くの異說があつて、(1) その當否を論定することは容易でない。「朝臣」は眞人に

次ぐ姓であるが、文字は古く「阿倍美」[2]とも書く例であつたのを、寶龜四年五月に「朝臣」と定められた。本書の解釋に從へば、

阿倍美はもと阿勢袁臣の約れるもの也。……朝臣をしも第一に置ることは、眞人姓の氏々は……たかき皇族達にて……臣ながら、臣の列にはかぞへがたし、朝臣姓賜へるは…… 神別の氏々の多く神世よりの臣達なれば、臣の中にはことにうへこすもののなきとの意にて、吾兄男臣の稱言もて……思ひよせられし也。

これにも異見があつて、荻生氏は漢語なりと考へ、[3]側近の臣の義と解する人もある。[4]

朝臣についで「宿禰」及「忌寸」の稱がある。古く皇子を「大兄」(オヒネ)といひ、それに對して近臣を「少兄」といつたことがあり、——日本紀私記の説にある——宿禰は「少兄」の義をとつて命名されたものと考へられてゐる。忌寸からこの姓を賜はつた人が往々あるし、[5]また大宿禰といふ稱もある。本書の著者は宿禰忌寸兩姓について次の考を殘した。

眞人をうへなき姓とせられ、朝臣は臣達のうへなき姓とせられ……宿禰は皇子達及臣達の次なるもの〻姓とせられ、忌寸は諸蕃の氏々のうへなき姓とせられしなるべし。

忌寸はイミキと訓む。天武帝の八姓を定められたとき、その第四位に置れたもので、その文字は「伊美吉」とも書れたことがあり、天平寶字三年十月すべて忌寸と改定せしめられたのである。

註

(1) 玄同放言には天子より賓禮を受くるの意を寓するものと見てゐるし、（巻三上）氏族考には、貴人の義かと疑を存した。（巻下）

(2) 續日本書紀卷卅二、光仁帝、寶龜四年五月辛巳條。

(3) 南留別志卷二。

(4) 谷川士清はその和訓栞に「私記に我身に副の義、帝王相親むの詞也」といふ說に贊して居る。この說は釋日本紀卷十五述義に見えて、かなり舊說である。

(5) 弘仁二年七月右京人朝原忌寸等の例がある。

三　道師、臣、連、稻置等について

道師（ミチノシ）――これは天武朝の制度に見えて居るだけで、殆どそれを稱した實例がない。本書の著者は、よつて說ていはく、

諸氏に賜ひしこと國史にみえず……忌寸姓さへ給へるとき、はづかに十一氏なりしかば、道師姓はことに少なかりしにこそありけめ、さるからに自然絕しにやあらん。又思ふに……諸道の師といふ意にて賜れし姓にや、さならんには伴造を如此大號にいはれしにてあるべし……。

伴造との關係はどうであらうが、要するに道師なる名稱の意義は八等姓中で最も多く學者を迷はしめたやうである。河村秀根は、

按傳二諸技藝於諸道一、各可レ爲レ師者、謂二難波畫師河内畫師之類一、非レ稱二道師一[1]

かう解して、その實例が少しも史上にあらはれぬ疑問を一蹴し去つた。當否は知れないけれども、作造の總稱だと考へるよりは、よかりさうに思へる。氏族考の著者も秀根と同見らしい。[2]「神道王道を教ふるの師といふことなり」[3]なんどといふ説は問題にするまでもない。次に少しく臣連其の兩姓について、本書の所説を窺つて見やう。「臣」のことは、

臣は意美にて大身の義にいへり、此は朝廷に仕奉る人を傍より尊みて云稱なり。

かう解釋した師説を引いて[4]別にその所見をあげてある。氏は臣と使主の共通したものらしい點から考へて、

……履仲紀には圓大使主とみえしを、雄略紀には圓大臣としるしたり。……臣と使主のかよへることしるべし。……ことの意も則使主にて大身にはあらず。……使主は使人の中の主といふ意なるべし。如此れは意美の稱は君に對へて云るものにて、傍より云ふには非ずとすべし。

と斷定し、更に「臣」の名義には史的推移の著しきもののあるを辨じ、——上文のいふ解釋は八色姓中のそれに對したものである ——太古に於ける「臣」の稱は右にいへる如き意にあらずと述べてゐる。

連は「村主」といふ事なるべし[5]といふやうな異見もあるけれども、

牟良自と訓、群主(ムレウシ)の意にて、其群の中の主と云意也と師のいはれき、げに然なり。

これが宣長及その門人たる本書著者の見解で、穏かな說だと思はれる。次に稻置の姓の由來を述べて、

太古國用のむねとせられしものは稻米なりしかば、ことに重きものにせられし也。……如此重きものにせられし稻米にしあれば、其を納置るゝ屯倉の司を、やがて稻置と云しが、後に屯倉の制改替られて、此職の自然まれ〳〵になりゆきしならむ。

かう說いて居る。これには異說もあるやうである。(6)

註

(1) 書紀集解卷廿九。天武帝。

(2) 氏族考下。

(3) 和訓栞にある。しかし、著者の說ではない。

(4) 古事記傳卷四十にもある。

(5) 南留別志。

(6) 氏の說は本書の著者も引いて居るけれでも、試みに述べただけのものと考へられる。平田篤胤は古史傳で屯倉を司る者であるから「稻君」の義だらうとして居る。(同書卷八)

本書に述べられた内容は、右の一端で盡くされたわけではない。しかし、それによつて、略そ

の性質を察し得られやうと思ふ。近時諸方面から、上代人の生活が研究されかけて來たので、氏族制度の觀察なども、これまでは多く古典研究者史家だけに限られてゐたけれども、經濟史や法制史社會史等の方面からも、比較法學經濟學社會學等の基礎に立つて、新開拓を試みやうとする人々の多くなつたことは賀すべきである。さうしてそれらの學徒にとつては、本書は好個の參考資料といふべきであらう。

職官志

職官志は江戸季世の志士蒲生君平が、その生涯に於ける事業として計畫した九志の一つである。所謂九志は次の如き豫定の下に逐次完成さるべきであつた。

(1) 神祇
(2) 山陵
(3) 姓族
(4) 職官
(5) 服章
(6) 禮儀

(7) 民
(8) 刑
(9) 兵

上の順位は刊本職官志の尾に載せた會澤安の跋文による。中には着手されたものと、たゞ腹案に過ぎぬものとあつたらしい。

本書はその第四であるが、山陵志が最初に出來て、それから職官志が公にされたのである。本書は七卷からなつて居り、神祇官大政官等の中樞官制から、鎭守府國郡等の地方邊境の制度に及び、更に后妃女官のことを說いてある。——終に諸官廢置のことをも一言して居る——簡明にして要を得た著作といふべきであらう。のみならず、著作者は旣に汎ねく知られる志士の一人であり、本書の撰述公刊についても種々の苦心が傳へられてゐる。その一端をあげるならば、會澤氏は次の記載を殘した。

初脫レ稿者。隨輙刻レ之。而家甚貧。就二日光海成僧都一謀レ給二資用一……。

悲慘な事實ではないか。しかし、海成の態度は美しかつた。君平を助けてその志をなさしめたばかりでなく、その沒後にこの遺著を刊することをも忘れなかつた。本書の終卷は未完のまゝで著者が世を去つたのであるけれども、彼の志だけはみたされたものといはなければならぬ。

さういふ風な著作であるから、本書は單に一個の制度史としてのみ見うるべきでなく、半面には著者が志士としての特殊な心境から、その抱負、精神を寓したものであつて、その點から、思想史上の一産物としても讀まるべきものと考へる。本書の卷尾に書林の廣告があつて、それには

職官志　蒲生伊三郎著　全七卷

淡海公ノ令義解及ビ集解六國史扶桑略記日本略記類聚國史職原抄官職秘抄等ニ依リ、唐ノ李林甫ガ六典等ヲ以テ、皇國ノ職官ヲ參考ス、職官ヲ明ラメント欲スル者、座右ニ置カズンバアルベカラザル書也。

かうある。これだけでは著者の心事は傳へられないけれども、一部分は本書の解題をして居るものといへやう。のみならず、商業史的な方面から見ても、興味をひくものがある。

著者一代の經歷は世に知られ過ぎて居るから今は述べない。たゞその性行を示す一話だけを書いて置く。苑園會集說によると、當時歌壇の奇傑小澤蘆庵の名と、その氣節を知つた君平は、京に入つて彼の隱棲を尋ね、宿志を告げて助を得やうとした。蘆庵は彼を引見してから、心事に感激して隱宅に寓居させ、近き古陵を心のまゝに探究させた。のみならず夜更けて歸るまでも待ちて眠らず、入浴の準備までして歡待したさうである。こんな關係であつたから、或日ことに遲く歸つて、等持院に於ける足利初代將軍尊氏の像を鞭つた話をきかせたときなどは、日常君平の接待に疲れてゐた蘆庵も、木下長嘯子の不義を責めて、その墓を辱しめた自身の昔話までし出して、

大笑したさうである。この一話などは、本書著作者の面目を傳へるためにも、それを助けた小澤蘆庵の性行を考へる上にも、棄てがたい佳話である。

本書以外で君平の生涯を傳ふべき資料も少なくない。先年全集も刊行されて居るし、單行本としての傳記もある。

本朝皇胤紹運録

本朝皇胤紹運錄

天神七代象天七星

國常立尊陽神。亦名御中主尊、外宮豐受大神宮是也。

國狹槌尊陽神。

豐斟渟尊陽神。

已上三神。乾道獨化。所以成ニ此純男之神一。

泥土瓊尊陽神。

沙土瓊尊陰神。

大戸之道尊陽神。

大戸間邊尊陰神。

面足尊陽神。

惶根尊陰神。

已上二代六神。雖レ有ニ男女之狀一。無ニ夫婦婚合義一云々。

伊弉諾尊陽神。

伊弉册尊陰神。

於レ是。陰陽始合爲ニ夫婦一。産ニ大八洲海河草木日月等神一。

〔天神七代〕神代卷に、自ニ國常立尊一、迄ニ伊弉諾尊伊弉册尊一、是謂ニ神代七代一者矣とあり、天神と云ひて地神五代と對するの理なき事古事記傳に詳論せられ、今日の通說也。

〔大八洲〕神代卷に及ニ至産時一、先以ニ淡路洲一爲レ胞、廼生ニ大日本豐秋津洲一、次生ニ伊豫二名洲一、次生ニ筑紫洲一、次雙ニ生億岐洲與ニ佐渡洲一、云々、次生ニ越洲一、次生ニ大洲一、次生ニ吉備子洲一、由レ是始ニ大八洲之號一焉とあり。

地神五代番（異説）地五行

●天照大神　謂大日靈神、亦號天照大日孁貴。宗廟神伊勢内宮是也。御壽十萬五千歳。
　├月讀尊（月神）
　└素戔嗚尊（出雲大社神是也）

●正哉吾勝々速日天忍穗耳尊　素戔嗚尊第一子、天照大神立誓約以爲子命治天原也、治天百七十九萬四千三百年。
　├天穗日命（出雲國土師連等祖）
　├天津彦根命（凡河内直山代直等祖）
　├活津彦根命
　└熊野櫲樟日命

●天津彦々火瓊々杵尊　治天三十一萬八千五百四十二年。母栲幡千々姫。高皇産靈尊女也。
　葬筑紫日向可愛山陵。
　├火闌降命（隼人等始祖）
　├火明命（尾張連等祖。母同）

●彦火々出見尊　治天六十三萬七千八百九十三年。母木花之開耶姫。大山祇神女也。
　葬日向高屋山陵。

●彦波瀲武鸕鷀茅葺不合尊　治天八十三萬六千四十二年。母豐玉姫。海童之女
　葬日向吾平山陵。
　├彦五瀨命（母玉依姫。海神女）
　└稻飯命（母同）

（出雲大社神）素戔嗚尊の御子（一に云ふ六世孫）大國主神也。

（高皇産靈尊）古事記高御産巣日神に作る、古事記に、天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御産巣日神、云々とあり。

（日向可愛山陵）大隅國顯娃郡に在り以下二陵と共に神代三陵と稱す。

（日向高屋山陵）前王廟陵記に、今按薩摩國阿多郡、大隅國肝屬郡倶有鷹屋郷、高與鷹訓同、蓋二郷境相接、恐此地之山とあり。

（日向吾平山陵）前王廟陵記に、今按今大隅國始羅郡之山とあ

—三毛入野命（母同）

人皇

第一
—神武天皇 諱狹野。號二神日本盤余彥尊一。治七十六年。
母玉依姬。海童女。皇姨也。
神代庚午年正朔庚辰誕生。甲申年立二皇太子一。辛酉正朔於二畝傍橿（ウネビ）原宮一卽位。五十二。七十六年丙子三月崩。百廿七。天下諒闇。葬二大和國畝傍山東北陵一。此後三箇年丑寅卯空二王位一。

—手研（タキシ）耳命（爲二綏靖一被レ殺。母吾平津媛）

—神八井耳命（母同二綏靖一）

第二
—綏靖天皇 諱神渟。號二神渟名川耳尊一。治三十三年。
母皇大后媛蹈鞴五十鈴姬命。事代主神女。
神武廿九年誕生。四十二年壬寅正月甲寅立二太子一。十四。天皇元年庚辰正朔卽位。五十二。三十三年五月崩。八十四。
葬二倭桃花鳥（ツキ）田岳上陵一。葛城高岳宮。
此時山陽道蹈始。

—岐須美々命

—彥八井命（茨田連手島連等祖）

—研耳命（母同二手研耳一）

第三
—安寧天皇 諱磯城津彥玉手看。治三十八年。
母五十鈴依姬。事代主神女。
綏靖十五年誕生。廿五年正月立二皇太子一。十一。天皇元年癸丑七月卽位。二十。二年甲寅遷都。三十八年十二月崩。五十七。明年八月葬二畝傍山西南御陰（ミホト）井上陵一。片鹽浮穴宮。大和國高市郡。

—息石（オキシ）耳命（イロ子）（母皇后渟名底中媛。事代主神孫女。鴨玉女也）—天豐津媛（懿德后。孝昭母）

—常津彥某兄命（母同）

第四
—懿德天皇 諱大日本彥耜友。治三十四年。
母同。

（爲二綏靖一被レ殺）神武天皇崩御の後手研耳命禍心を抱かれ、神八井耳及び綏靖天皇を害せんと圖り、却て誅せられし也。

（事代主神）大國主神の御子也。

（桃花鳥田丘上陵）大和國高市郡白橿村に在り。

（葛城高岳宮）大和國南葛城郡吐田鄉村に在り。

（片鹽浮穴宮）在所明かならず、或は河內國中河內郡に在りとも云ふ。

（研耳命）他書に見えず。

（常津彥某兄命）古事記、常根津日子伊呂泥命に作る、卽ち息石耳命の御亦名也、後陽成帝御本これを載せざるに從ふべし。

綏靖廿九年誕生。安寧十一年正月立太子。〈十六〉天皇元年二月即位。〈四十四〉二年壬辰正月遷都。三十四年甲子九月崩。〈七十七〉葬ニ畝傍山南纖沙溪上陵。此後乙丑年[illegible]ニ王位。大和國高市郡輕曲峡宮。

—磯城津彦命（猪使連中原氏祖。母同）—和知津彦命—蠅伊呂泥
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—蠅伊呂抒

●第五　孝昭天皇　諱觀松彦香殖稻。治八十三年。母皇后天豐津媛。息石耳命女。

懿德五年誕生。廿二年二月立太子。〈十八〉天皇元年正月即位。〈卅二〉八十三年八月崩。〈百十四〉葬ニ掖上博多山上陵。

大和國葛上郡掖上池心宮。

—多藝志比古命（母同）

—天足彦國押人命（柿本祖。母同ニ孝安ニ）—姉押姫命（孝安皇后。孝靈母）

●第六　孝安天皇　諱大日本足彦國押人。治百二年。母皇太后世襲足媛。尾張連遠祖瀛津世襲之妹也

孝昭三十九年誕生。六十八年正月立太子。天皇元年己丑正月辛卯即位。二年庚寅十月遷都。百二年甲午正月崩。〈百三十七〉葬ニ玉手丘上陵。室秋津島宮。

●第七　孝靈天皇　諱大日本根子彦太瓊。治七十六年。母皇太后姉押媛命。天足彦國押人命女。

孝安五十一年誕生。七十六年正月立太子。〈廿六〉天皇元年正月即位。七十六年丙戌二月崩。〈百廿八〉葬ニ片丘馬阪陵。大和國城下郡黒田廬戸宮。

天皇五年近江國湖水湛始。

—大吉備諸進命（母同

●第八　孝元天皇　諱大日本根子彦國牽。治五十七年。母皇后細媛。磯城縣主大目女也。

孝靈十八年誕生。三十六年正月立太子。〈十九〉天皇元年丁亥正月即位。〈六十〉四年庚寅遷都。五十七年九月崩。〈百十

〔高市郡輕曲峡宮〕白檮原大字大輕に在り。

〔掖上博多山上陵〕大和國南葛城郡三室村に在り。

〔掖上池心宮〕大和志に、古蹟在ニ池内御所二村間一、とあり

〔瀛津世襲〕天忍男命の御子也。

〔玉手丘上陵〕大和國南葛城郡掖上村に在り。

〔室秋津島宮〕大和國南葛城郡室村に在り。

〔片丘馬阪陵〕大和國北葛城郡王寺村に在り。

〔黒田廬戸宮〕大和國磯城郡宮古黒田二村の間に在り。

（輕鈫池島上陵）大和國高市郡白樫村に在り。

（輕地境原宮）白樫原大字大輕に在り

（弟稚武彦命）日本紀古事記共此御名を載せず、稚武彦命と同人ならむ。

（欝色雄命）舊事紀に、宇摩志麻治命五世孫とあり。

（春日率川阪本陵）奈良市に在り。

（春日率川宮）今奈良郡春日野の邊に當る。

（屋主忍男武雄心）後陽成帝御本男字を脱す、今日本紀によりこれを補ふ

（大臣初）成務紀に三年春正月癸酉朔己刻、以武内宿禰爲大臣也とあり。

（菟道彦）紀國造系圖によるに、天道根命六世の孫也。

六。葬輕鈫池島上陵。輕地境原宮。大和國高市郡。
此時東海南海道始出。

—千々速比賣命

—倭迹々日百襲姫命（母倭國香媛）

—日子刺肩別命

—彦五十狭芹彦命（又名吉備津彦。吉備臣上道臣祖。備中國吉備津宮是也。母和國香媛）

—倭迹々日稚屋姫命（母同）

—彦狭島命（母絙某弟）

—稚武彦命（母同）

—弟稚武彦命（母同）

—大彦命（阿陪臣高橋臣祖。母欝色謎命）—建沼河別命—豐韓別命（穗積氏安部氏阿閉臣伊賀臣等七族遠祖也）
　—意布比命（若宮臣津守連始祖）

—比古伊那許士別命

—六雁命（高橋氏祖）

—御間城姫（崇神皇后。垂仁母）

第九

開化天皇 諱稚日本根子彦大日々。治六十年。
母皇后欝色謎命。穗積臣遠祖欝色雄命妹也。
孝元七年誕生。廿二年正月立太子。十六。五十七年甲申十一月壬午卽位。五十一。以甲申爲元年。六十年四月甲子崩。百十一。葬春日率川阪本陵。春日率川宮。大和國添上郡。

—彦太忍信命（母伊香色謎命。伊香色雄命妹。大綜麻杵女也）—屋主忍男武雄心命—

—武内宿禰（大臣初。母景媛。紀直遠祖菟道彦女）—木兎宿禰（紀氏祖。平群臣之祖）
　—葛城襲津彦（葛城祖）
　—雄柄宿禰（巨勢祖）

—甘美内宿禰

（爲ニ崇神ニ被レ殺）崇神天皇十年叛し大彥命等と戰ひて敗死す。

（山邊道勾山陵）大和國磯城郡柳本村に在り。

（磯城瑞籬宮）大和國磯城郡三輪町大字金屋に在り。

（爲ニ垂仁ニ被レ殺）垂仁天皇四年逆を謀り、五年事露はれて誅に伏す。

（狹城楯列陵）大和國生駒郡平城村に在り。

（磐余稚櫻宮）大和國十市郡池田村に在り。

（伊勢齋宮始）崇神天皇六年の條に、以ニ天照大神ヿ託ニ豐鍬入姫命ヿ祭ニ於倭笠縫邑ヿ仍立ニ磯城神籬ヿとあり。

─武埴安彥命（開屋臣等祖。爲ニ崇神ニ被レ殺。母埴安媛。河内青玉繋女）

─倭迹々姫命（伊勢齋祠。母同ニ彥太忍信命ニ）

─彥湯産隅命（又名彥蔣簀命。母丹波竹野媛）─丹波道主王─日葉酢媛（垂仁后。景行母）
　─渟葉田瓊入媛（同垂仁妃）
　─眞砥野媛
　─薊瓊入媛
　─竹野媛（依ニ姿醜ニ死）

●第十
─崇神天皇　諱御間城入彥五十瓊殖。治六十八年。母皇后伊香色謎（色）命。大綜麻杵女。天皇庶母也。
開化十年癸巳誕生。同廿八年辛亥正月立太子。十九。元年甲申正月甲午即位。六十八年辛卯十二月四日崩。百十九。
葬ニ山邊道勾山陵ニ。磯城瑞籬宮。大和國山邊郡。

─彥坐命（母姥津媛。和珥臣遠祖姥津命妹也）─山代大筒城眞稚王（母袁祁都比賣命）─迦邇米雷王（母丹波能阿治佐波比賣）─息長宿禰王（母高材比賣）
　─狹穗彥王（爲ニ垂仁ニ被レ誅。母沙本大闇見戸賣）
　─狹穗姫（垂仁后。母同）

─[illegible]松姫命（母同ニ天皇ニ）

─武豐葉列別命（道守臣等祖。母包媛。吉備津彥命女也）

●第十五
─神功皇后　諱息長足姫尊。治六十九年。母葛木高額媛。
成務三十年誕生、仲哀二年爲ニ皇后ニ。廿四。皇后元年攝政。三十二。六十九年四月崩。百歲。葬ニ狹城楯列陵ニ。磐余稚
櫻宮。大和國十市郡。香椎大明神是也。

─豐城入彥命（上毛君・下毛君等祖。母遠津年魚眼々妙媛。紀伊國荒河戸畔女也）

─豐鍬入姫命（伊勢齋宮始。以ニ天照太神ニ託。母同）

〔菅原伏見野中陵〕大和國生駒郡都跡村に在り。

〔巻向珠城宮〕穴師村の西部也。

〔山邊道上陵〕崇神陵と同村也。

〔巻向日代宮〕穴師村の北部也、五十八年高穴穗宮（次頁參照）に移り給ふ迄の皇居也。

〔伊勢齋宮〕垂仁紀二十五年の條に、三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐耜入姬命、託倭姬命、爰倭姬命求鎭坐大神之處、云々、到伊勢國、云々、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、とあり。

第十一
垂仁天皇 諱活目入彦五十狹茅。治九十九年。
母皇太后御間城姬。大彦命女也。
崇神廿七年庚戌正月己亥誕生。四十八年辛未四月立太子。廿二。天皇元年壬辰正月癸丑卽位。九十九年庚午七月三日崩。百四十一。葬菅原伏見野中陵。巻向（マキムク）珠城宮。大和國城上郡。

- 彥五十狹茅命（母御間城姬）
- 大入杵命（母尾張大海媛）
- 八坂入彥命（母尾張大海媛）
  - 八坂入媛（景行后。成務母）
  - 茅媛（景行妃）
- 渟名城入姬命（母同八坂入彥）
- 十市瓊入姬命（母同）
- 伊邪能眞稚命（母同垂仁）
- 國方姬命（母御間城姬）
- 千々衝倭姬（母同）
- 倭彥命（母御間城姬）
- 五十日鶴彥命（母同）
- 譽津（ホムツ）別命（母皇后狹穗姬）
- 五十瓊敷入彥命（母日葉酢姬）

第十二
景行天皇 諱大足彥忍代別。治六十年。
母皇后日葉酢媛。丹波道主王女也。
垂仁十七年戊申誕生。三十七年正月立太子。廿一。天皇元年辛未七月卽位。六十年庚午十一月十四日崩。百四十三。
成務天皇二年壬申十一月葬山邊道上陵。纒向日代宮。大和國城上郡。

- 大中姬命（母同景行）
- 倭姬命（伊勢齋宮。母同）
- 稚城瓊入彥命（母同景行）

（山背大國不避）古事記、不避を淵に作る、避は遲の誤なるべし。

（化ニ白鳥ニ云々）景行紀に、仍葬ニ於伊國能褒野陵ニ、時日本武尊化ニ白鳥ニ、從レ陵出之、指ニ倭國ニ而飛之、云々、追ニ尋白鳥ニ、則停ニ於倭琴彈原ニ、仍於ニ其處ニ造レ陵焉、白鳥更飛至ニ河內ニ、留ニ舊市邑ニ、亦其處作レ陵、故時人號ニ是三陵ニ曰ニ白鳥陵ニとあり。

（狹城楯列陵）大和國生駒郡平城村に在り。

（磯香高穴穗宮）古事記傳に、此宮の地は神明鏡に今の志賀寺是なりとあり、云々、今ハ穴太村と云ふありと見えたり。

—鐸石別命（和氣臣祖。母薄葉田瓊入姬。丹波道主王女也）
—膽香足姬命（母同ニ鐸石別ニ）
—池速別命（母薊瓊入姬。丹波道主王女也）
—稚倭津姬命（母同ニ池速別ニ）
—[illegible]邪[illegible]王（母迦具夜比賣）
—[illegible]父別命（母同ニ五十日足彥ニ）
—五十日足彥命（母山背苅幡戸邊）
—伊登志別王（母同）
—膽武別命（母同）
—盤撞別命（三尾君羽咋君等祖。母綺戸邊。山背大國不避女也）
—兩道入姬命（日本武尊后。仲哀母也。母同ニ盤撞別ニ）
—大入東命（母不レ見）
—葦噉別命（母不レ見）
—櫛角別王（茨田下連祖。母同ニ大碓ニ）
—大碓皇子（身毛津君守君大田君島田君等祖。母播磨稻日大郎姬。一云。稻日稚郎姬）
—小碓尊（亦名日本武尊。身長一丈。能扛レ鼎。天皇二十六年薨。年三十。即化ニ白鳥ニ上天。徙葬ニ衣冠ニ。是白鳥山陵。尾張熱田明神是也。母同。以上二人双生）

第十三　成務天皇

諱稚足彥。治六十一年。
母皇大后八坂入姬命。八坂入彥皇子女也。
景行十三年癸未誕生。五十一年辛酉八月立太子。廿四。天皇元年辛未正月戊子即位。四十九。六十一年六月十一日崩。百九。葬ニ狹城楯列陵ニ。近江國志賀郡磯香高穴穗宮。

—和訶奴氣王
—稚倭根子皇子（母同）—吉備郎姬（成務妃）
—五百城入彥皇子（母同）—品陀眞若王—高城入姬
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└仲姬命（應神后。仁德母。母金田尾野姬命）
—忍之別皇子（母同）

〔若水之入日曇女〕古事記、水を本に作る。

〔齋宮〕倭姫命世紀に、大足彥忍代別天皇二十年庚寅、倭姫命年既老耆不ㇾ能ㇾ仕、云々、即春二月辛巳朔甲申遣ニ五百野皇女於皇太神ㇸ、乃御杖代止志氏、多氣宮造奉旦、云々とあり。

〔國凝別皇子〕古事記日本紀共に此皇子及び豐戶皇子の名を載せず、思ふに國凝皇子は上記の武田凝皇子豐戶皇子は豐戶別皇子と同人なるを重記せしならむ。

―大酢別皇子（母同）
―渟熨斗皇女
―五百城入姬皇女
―渟名城皇女（母同）
―麛依姬皇女（母同）
―若水之入日皇女（母同）
―五十狹城入彥皇子（母八坂入姬）
―吉備兄彥皇子（母同上）
―高城入姬皇女（母同ニ稚足彥ニ）
―弟姬皇女（母同上）
―五百野皇女（齋宮。母瑞齒郎媛）
―神櫛皇子（讃岐國造木國之酒部并宇陀酒部等祖。母五十河媛）
―稻背入彥皇子（播磨別祖。母同上）
―武國凝別皇子（伊與國御村別祖。母高田媛。阿陪氏木事女也）
―日向襲津彥皇子（阿牟君祖。母日向髮長大田根）
―國乳別皇子（水沼別祖。母襲武媛）
―國背別皇子（水間君祖。母同上）
―豐戶別皇子（火國別祖。母同上）
―豐國別皇子（日向造意備別等祖。母妃御刀媛。或御弓媛）
―眞若王（母伊那毗能若郎女）
―日子人大兄王（母同）
―大枝王（母訶具漏比賣）
―國凝別皇子（母同ニ國乳別ニ）
―豐戶皇子

┬弟姬（應神妃。母同）

〔吉備吉彦命〕以下二皇子、古事記日本紀これを載せず吉備吉彦命は前頁吉備兄彦皇子（兄吉同訓）、神櫛別命は神櫛皇子と同人なるべし

―吉備吉彦命
―神櫛別命
―豊門入彦命
―稚屋彦命
―武國皇別命
―天帯根命
―大曾色別命
―五十河彦命
―石社別命
―大稲背別命
―武押別命
―不知來入彦命（イサク）
―倭[illegible]日別命
―十市入彦命
―襲小橋別命
―色焦別命
―熊津彦命
―息前彦命
―熊忍津彦命
―櫛見皇命
―武茅別命
―草木命
―稚根子命
―兄彦命

〔宮道別命〕前頁國背別命の御一名、二人となすは誤也

〔五十功彥命〕舊事紀によれば、御母は物部五十琴姬也

〔豐浦宮〕長門國豐浦郡豐浦に在り、仲哀天皇二年九月此地に幸し給ひ、九年正月筑紫に遷幸せらるゝ迄皇居とし給へり。

〔河內長野陵〕河内國南河內郡藤井村に在り。

〔武鼓王〕鼓は鼗(カヒ)の誤也、日本紀寶永本、天文本共に武卵に作り古事記健貝兒に作れるにて知るべし

―宮道別命
―手事別命
―大我門別命
―豐日別命
―三河宿禰命
―豐手別命
―倭宿禰命
―豐津別命
―五百木根命
―茅別命
―五十功彥命(イコト)
―大焦別命

―稻依別王(犬上氏建部氏遠祖。母兩道入姬命。垂仁天皇女也)

第十四
―中哀天皇諱足中彥。治九年。母皇太后兩道入姬命。
成務十九年己丑誕生。四十八年三月立太子。三十。天皇元年壬申正月庚子卽位。四十四。九年二月崩ニ於筑紫ニ。五十二。殯ニ豐浦宮ニ葬ニ河內長野陵。穴戸豐浦宮。女門郡。
二年七月皇后於ニ豐浦津ニ得ニ如意珠於ニ海中ニ。

―布忍入姬命(母同)
―稚武王(母同)
―武鼓王(讚岐君祖。母吉備武彥女。吉備穴戸武媛)
―十城別王(伊與別君祖。母同)
―稚武彥王(母穗積忍山宿禰女。弟橘媛)
―稻入別命

―武養葉命（波多君祖）
―葉敢篭見別命（篭口君等祖。母山代玖々麻毛理比賣）
―息長田別命（阿波君等祖）
―五十日彦王命（讃岐君祖）
―伊賀彦王
―武田王（尾張國丹羽建部君祖）
―佐伯命（三川御使連等祖）
―蒲見別王（依ニ白鳥事ニ爲ニ仲哀ニ被レ殺）
―麛坂皇子（爲ニ赤猪ニ被ニ喰殺ニ母大中姫。叔父彦人大兄女也）
―忍熊皇子（爲ニ神功皇后ニ被レ攻自殺。母同）
―譽屋別皇子（母弟媛。景行天皇女。成務天皇妹也。一説母來熊田造祖大酒主女）

第十六
―應神天皇諱譽田。治四十一年。母神功皇后。
仲哀九年庚辰誕生。神后三年爲ニ立太子ニ。天皇元年正月卽位。四十一年二月崩。百十一。葬ニ河内國菟香藻伏山岡陵ニ。此後二箇年無ニ定王位ニ。

―額田大中彦皇子（深川別始祖。始藏氷獻ニ天皇ニ。氷室濫觴也。母高城入姫。皇后姉也）
―大山守皇子（應神崩　帝位空經ニ三年ニ之間。此皇子竊欲レ奪ニ帝位ニ。爲ニ兎道太子ニ被レ殺。母同）
―去來眞稚皇子（母同）

第十七
―仁德天皇諱大鷦鷯。治八十七年。母皇太后仲姫命。五百城入彦皇子孫也。
應神二十一年庚戌誕生。天皇元年癸酉正月卽位。八十七年正月十六日崩。百十。葬ニ百舌鳥野陵ニ。難波高津宮。平野大明神是也。

第十八
―履中天皇諱去來穗別。治六年。母皇后磐之媛命。葛城襲津彦女也。

〔武養葉命〕葉は蠶の誤にて、前頁武鼓王と同人也。
〔葉敢篭見別命〕古事記に、山代之玖玖麻毛理比賣生ニ足鏡別命一とあり、敢は恐く鏡（[illegible]）の誤なるべし。
〔蒲見別王〕蒲見篭見國訓、二人となすは誤也。
〔依ニ白鳥事ニ云々〕仲哀天皇元年也。
〔爲ニ神功皇后云々〕皇后新羅征伐の際[illegible]麛坂皇子と共に謀反、武内宿禰と戰ひて敗死す。
〔菟香藻伏山岡陵〕河内國古市村に在り。
〔始藏氷獻天皇〕仁德天皇六十二年也
〔百舌鳥野陵〕和泉國泉北郡舳松村に在り。

(百舌鳥耳原陵)和泉國泉北郡神石村に在り。

(青海皇子)古事記青海皇女に作る。

(爲ニ雄略ニ被レ殺)雄略紀前紀十月の條に出づ。

(百舌鳥耳原北陵)和泉國泉北郡向井村に在り。

(丹比柴籬宮)南河内郡松原村に在り

(河内長野原陵)南河内郡道明寺村に在り。

(爲ニ安康ニ被レ殺)安康天皇元年讒によりて殺さる。

(眉輪王)古事記目弱に作る、安康天皇を弑せる罪により殺さる。

仁德廿七年己亥誕生。四(三イ)十一年正月立太子。十五。天皇元年庚子二月朔即位。六十二。六年三月崩。六十七。葬ニ百舌鳥耳原陵ニ。磐余稚櫻宮。大和國十市郡。

―市邊押羽皇子(爲ニ雄略ニ被レ殺。母皇妃黑媛。葦田宿禰女也)

―御馬皇子(母同)

―青海皇子(母同)

―中磯皇女(先大草香皇子妻。眉輪王母。後爲ニ安康天皇后ニ。母幡梭皇女)

―住吉仲皇子(仁德崩之後爲ニ兄履中ニ被レ殺。依ニ謀反ニ也。母同)

第十九
―反正天皇 諱瑞歯別。治六年。母同。

仁德四十年壬子誕生。履中二年辛丑正月立太子。天皇元年丙午正月即位。六年辛亥正月崩。六十一。葬ニ百舌鳥耳原北陵ニ。丹比柴籬宮。河内國。

―香火姬皇女(母皇后津野姬。大宅臣祖木事女)

―圓皇女(母同)

―財皇女(母弟媛。津野媛弟)

―高部皇子(母弟媛)

第二十
―允恭天皇 諱雄朝津間稚子宿禰。治四十二年。母同。

仁德六十二年甲戌誕生。天皇元年壬子十二月即位。三十九。[illegible] 四十二年癸巳正月崩。八十。葬ニ河内長野原陵ニ。

―大草香皇子(爲ニ安康ニ被レ殺。母日向髮長媛、―眉輪王(爲ニ雄略ニ被レ殺。母中蒂姬皇女。履中女)

―幡梭皇女(先履中后。後雄略后。母同)

―木梨輕皇子(允恭廿三年二月爲ニ太子ニ。四十二年天皇崩之時。依ニ暴虐ニ百姓不レ從。穴穗皇子殺レ之踐祚。母同ニ安康ニ。)

第二十一
安康天皇 諱穴穗。治三年。母皇太后忍坂大中姫。二派皇子女。

履中二年辛丑誕生、癸巳年即位。五十三。以㆓甲午年㆒爲㆓元年㆒。殺㆓草香皇子㆒取㆓其妻㆒爲ㇾ后、三年八月爲㆓眉輪王㆒被ㇾ殺。五十六。葬㆓菅原伏見陵㆒。石上穴穗宮。

—名形大娘皇女(母同)

—境黒彦皇子(爲㆓雄略天皇㆒被ㇾ殺。母同)

第二十二
雄略天皇 諱大泊瀨幼武。治廿三年。母同。

仁德七十五年丁亥誕生。丙申年十一月即位。以㆓丁酉㆒爲㆓元年㆒。廿三年八月崩。百四。葬㆓丹比(タヂヒ)高鷲原陵㆒。大和國城上郡泊瀨朝倉宮。

—輕大娘皇女(容顏艶美。與同母兄木梨輕太子竊交通。依ㇾ之皇女配㆓流伊豫國㆒。皇太子依ㇾ爲㆓儲君㆒免ㇾ罪。母同)

—八釣白彦皇子(被㆓堀埋㆒死了。母同)

—但馬橘大娘皇女(母同)

—酒見皇女(母同)

—磐城皇子(隨㆓星川皇子㆒被㆓燔殺㆒。星川皇子用其死了。母稚媛。吉備上道臣女)—丘稚子王

—稚足姫皇女(齋宮。母同㆓天皇㆒)

—難波小野王(顯宗后)

第二十三
清寧天皇 諱白髮武廣國押稚日本根子。治五年。母皇太夫人韓媛。葛城圓大臣女。

允恭三十三年誕生。雄略廿二年正月爲㆓太子㆒。三十五。天皇元年庚申正月即位。三十七。五年甲子正月崩。四十一。葬㆓河內國坂門原陵㆒。

—星河稚宮皇子(爲㆓清寧㆒被㆓燔殺㆒。母同)

—春日大娘皇女(又名高橋皇女。仁賢后。武烈母。母童女君娘。春日和珥臣深目女)

〔菅原伏見陵〕大和國生駒郡伏見村に在り。

〔石上穴穗宮〕大和國山邊郡田村に在り、先帝允恭天皇四十三年以後の皇居也。

〔爲雄略天皇被殺〕八釣白彦皇子と共に眉輪王の事に坐せる也。

〔丹比高鷲原陵〕河內國南河内郡高鷲村に在り

〔泊瀨朝倉宮〕黒崎岩坂二村の間也。

〔流伊豫國〕允恭天皇廿四年也。

〔隨星川皇子云々〕清寧紀前紀に出づ

〔葛城圓大臣〕武內宿禰の曾孫にて、玉田宿禰の子也。

〔河內國坂門原陵〕南河內郡西浦村に在り。

〔埴生坂本陵〕河内國南河内郡藤井寺村に在り。

〔石上廣高宮〕大和國山邊郡嘉幡村の西方に在り。

〔傍岳磐坏丘陵〕大和國北葛城郡下田村に在り。

〔近飛鳥八釣宮〕大和國高市郡上八釣村に在り。

〔泊瀨列城宮〕大和國城上郡出雲村に在り。

—夏姫（母同二飯豊一）

—飯豊天皇（忍海部女王是也。又號二豊青姫一。清寧崩後仁賢顯宗兄弟相讓不二即位一。仍其姉豊青姫自二二月一令レ攝二天下政一。十一月崩。四十五。母荑媛。蟻臣女。）

第二十五
—仁賢天皇 諱億計。又名大脚。一名大石。字島郎。治十一年。母同。

允恭三十八年誕生。清寧三年四月爲二太子一。天皇元年正月即位。四十。十一年八月崩。五十。葬二埴生坂本陵一。石上廣高宮。

第二十四
—顯宗天皇 諱弘計。治三年。母同。

允恭三十九年誕生。清寧三年四月爲二皇子一。天皇元年正月即位。飯豊崩後。億計天皇確讓於弟。仍遂以即位。三年四月崩。三十八。葬二於傍岳磐坏丘陵一。近飛鳥八釣宮。

—橘王（母同）

第二十六
—武烈天皇 諱小泊瀨稚鷦鷯。治八年。母皇后春日大娘。雄略女。

允恭三十九年誕生。仁賢七年正月立太子。四十五。戊寅年十二月即位。四十九。以二翌年一爲二元年一。八年丙戌十二月崩。五十七。葬二傍丘磐坏丘陵一。泊瀨列城宮。大和國城上郡。

—高橋大娘皇女

—朝嬬皇女（母同）

—樟氷皇女（母同）

—手白香皇女（繼體后。欽明母。母同）

—橘仲皇女（宣化皇后。母同）

—眞稚皇女（母同）

—春日山田皇女（亦名山田大娘皇女。亦名赤見皇女。安閑后。母糠君娘。和珥臣日爪女）

—根鳥皇子 大田君之始祖。母皇后仲娘。

（彥主人王）もと私斐王子に作る、釋日本紀によりて是れを正す。

（爲ニ仁德一被レ殺）仁德紀に、四十年春三月、納ニ雌鳥皇女一欲レ爲レ妃、以ニ隼別皇子一爲レ媒、時隼別皇子密親娶而久之不ニ復命一云云とあり。この罪により遂に殺されし也。

（幡日之若郎子）古事記によれば、御母は日向泉媛也。

（滂田皇女）古事記舊事紀共に載せず又た日本紀兼永本天文本滂字の下に來字あり、依て思ふに下記滂來田皇女と同人なるべし

―菟道稚郎子皇子（天皇四十年正月立太子。應神崩後兄弟相讓不一即位一。遂菟道稚郎子死。仍大鷦鷯皇子從ニ難波一馳向レ之。菟道稚郎子蘇生相語亦死　號ニ菟道太子一。母宮主宅媛。和珥臣祖日觸使主女也）
―稚渟毛二派皇子（ワカヌケ・ミタ）　母弟媛。河派仲彥王女。皇后弟也）　大郎子―彥主人王
　―忍坂大中姬（允恭皇后。安康雄略母）
　―衣通姬（ソトホリ）（允恭妃）
―小葉枝皇子（母日向泉長媛）
―大葉枝皇子（母同）
―隼總別皇子（爲ニ仁德一被レ殺。母糸媛。櫻井田部連男鉏妹也）―大々迹王（ホト）―私斐王
―幡日之若郎子
―迦多遲王（母同）
―伊奢能麻和迦王（イサ）（母葛城野伊呂賣）
―大原皇女（母仲姬。五百城入彥皇子孫也）
―滂田皇女（コミ）（母同ニ額田大中彥一）
―高目郎女（母同ニ天皇一）
―荒田皇女（母仲姬。品陀眞若王女）
―淡路御原皇女（母同ニ滂田一）
―阿部皇女（母同上）
―三野郎女（母同上）
―矢田皇女（母宮主宅媛）
―雌鳥皇女（メトリ）（母同上）
―菟道稚郎姬皇女（母小甂媛。宅媛弟也）
―紀之菟野皇女（母同ニ阿部一）
―滂來田皇女（母同ニ大仲彥一）
―川原田郎女（母迦具漏比賣）
―玉郎女（母同）
―忍坂大中比賣（母同）

―登富志郎女

第二十七
―繼體天皇 諱男大迹。應神五代孫。治廿五年。
母曰ニ振媛一。垂仁七世孫。
允恭三十九年庚寅誕生。天皇元年丁亥二月甲午即位。住越前奉迎嗣位。廿五年二月崩。八十二。葬ニ三島藍野陵一。此後二年子丑空ニ王位一。大和國十市郡磐余玉穗宮。

第二十八
―安閑天皇 諱勾大兄廣國武押金日。治二年。
母妃曰ニ國子媛一。尾張連草香女。
雄略十年誕生。繼禮二十年立太子。天皇元年即位。六十九。二年十二月崩。七十。葬ニ河内國古市高屋陵一。大和國勾金橋宮。

―豐彥王(現神播磨國大倭大明神是也。秦氏祖云云)

第二十九
―宣化天皇 諱高田推盾。又檜隈高田皇子。又武小廣國推盾尊。治四年。
母同上。
雄略十二年誕生。乙卯年十二月即位。六十八。安閑崩無繼嗣群臣奏上鏡劒立之。以ニ丙辰歲一爲ニ元年一。四年二月崩七十二。葬ニ大和國身狹(ムサ)桃花鳥坂上陵一。高市郡檜隈廬入野宮。

―上殖(エハ)葉皇子(丹比公假那公椎田君等祖。母皇后橘仲皇女)―多治比王
―火焰皇子(母大河內稚子媛)
―石姬皇女(爲ニ欽明后一。敏達母。母橘仲姬)
―少石姬皇女(母同)
―倉稚綾姬皇女(欽明妃。母同)
―山下日影皇女(欽明妃。母同)

第三十
―欽明天皇 諱天國排開廣庭。治三十二年。
母皇太后手白香皇女。仁賢天皇女。
繼體三年己丑誕生。己未年十二月即位。三十一。以ニ庚申年一爲ニ元年一。三十二年四月崩。六十三。葬ニ檜隈坂合陵一。大

〔住越前云々〕繼體紀に、奉レ迎ニ三國一、とあり、三國は越前の地名也、又た古事記には、自ニ近淡海國一令ニ上坐一、と見ゆ。

〔三島藍野陵〕攝津國三島郡三島村に在り。

〔磐余玉穗宮〕天皇廿年九月山城國乙訓宮より都を玆に遷さろ、所在村不詳。〔尾張連草香〕火明命の後也。

〔古市高屋陵〕河內國南河內郡古市村に在り。

〔勾金橋宮〕大和國高市郡田川村に在り。

〔身狹桃花鳥坂上陵〕大和國高市郡白橿村に在り。

〔檜隈坂合陵〕大和國高市郡坂合村に在り。

〔磯城島金刺宮〕書紀に、遷都磯城郡磯城島、云々とあり、今磯城郡金屋村の西南に當る。

〔鶴鵜皇子〕鶴鵜と兎と訓同じ、次の兎皇子と別人となすは誤也。

〔豈角〕書紀に「豈角此云娑佐礙」とあり。

〔堅楲〕古事記には、加多夫に作り、釋日本紀には、堅梭に作る。

和國山邊郡磯城島金刺宮。

- 大郎皇子(母稚子媛。三尾角折君妹)
- 椀子皇子(三國公之祖也。母倭媛)
- 耳皇子(母同)
- 厚皇子(母荑媛。和珥臣河内女)
- 鶴鵜皇子(酒人氏祖)
- 兎皇子(酒人公先。母根王女廣媛)
- 仲皇子(坂田公先。母同)
- 出雲皇女(母同「大郎」)
- 篁麻皇女(小豆角、又豈角、母麻績媛)
- 神前皇女(母廣媛、坂田大跨王女)
- 茨田皇女(母同)
- 馬來田皇女(母同)
- 茨田大娘皇女(母關媛、茨田連小望女)
- 白坂活日姫皇女(母關媛)
- 小野稚娘皇女(母同)
- 大娘子皇女(母倭姫。三尾君堅楲女)
- 稚綾姫皇女(母同「厚皇子」)
- 赤姫皇女(母同「小野稚娘」)
- 圓娘皇女(母荑媛)
- 箭田珠勝大兄皇子(十三年四月薨、母石姫皇女)

第三十一
敏達天皇　諱渟名倉大珠敷。治十四年。
母皇太后石姫皇女、宣化女。

宣化三年戊午降誕、欽明十五年正月立太子。十七。天皇元年壬辰四月即位。三十五。十四年八月十五日崩。四十八。葬ニ

〔磯長陵〕河内國南河内郡磯長村に在り。

〔盤余譯語田宮〕敏達紀四年の條に、是歳、命ニ卜者一占ニ海部王家地、與ニ絲井王家地一、卜便襲吉、遂營ニ宮於譯語田一、是謂ニ幸玉宮一とあり、今磯城郡太田村に當る。

〔賜橘姓〕天平八年皇弟佐爲王と共に上表して、臣籍に降り、母縣犬養橘三千代の姓に倣ひ橘宿禰の姓を賜はらむことを請ひ、勅許を賜はる。

〔齋宮〕敏達天皇七年齋宮第九代にならせらる。

河内國磯長陵。盤余譯語田宮。大和國十市郡。

—菟道貝鮹皇女（亦名菟道磯津貝皇女。聖德太子妃。母推古）
—竹田皇子（母同）
—小墾田皇女（彥人大兄皇子妃）
—葛城王（母同）
—尾張皇子（母同）
—押坂彥人大兄皇子（母息長眞手王女。皇后廣姫）
—春日皇子（母老女子姫。春日仲君女）
—大派皇子（母同）
—難波皇子（母同）—大俣王—栗隈王（贈從二位）—美奴王（攝津大夫治部卿大宰帥）—
—橘諸兄（左大臣正一位葛城王是也。賜ニ橘姓一。子孫在レ別。天平寶字元年六薨。號ニ井出左大臣一。母正二犬養彥刀自。東人女）
—佐爲王（左兵督正四下。母同）
—鸕鷀守皇女（又名輕守皇女。母推古天皇）
—田眼皇女（母同）
—櫻井弓張皇女（母同）
—太姫皇女（母伊勢大鹿首小熊女。菟名子媛）
—糠手姫皇女（母同）
—逆登皇女（母同）
—菟道磯津貝皇女（齋宮。嫁ニ池邊皇子一解。母同ニ忍阪一）
—桑田皇女（母同ニ春日一）
—石上皇子（母稚綾姫皇女）
—倉皇子（母日影皇女。石姫弟）

〔蘇我大臣〕蘇我稻目宿禰也。

〔磐余池上陵〕大和志に、十市郡石寸腋上池陵、在二谷長門二邑界一、とあり、推古天皇元年河内國南河内郡磯長村河内磯長原陵に改葬し奉る。

〔池邊雙槻宮〕大和國十市郡（今磯城郡の内）池邊郷に在り。

〔猿丸大夫〕分類本朝年代紀に、猿丸大夫、光仁天皇庭某皇子也とあり、又た一説に弓削王の御父山背大兄王なりと申すと云ひ、或は天武天皇の皇子弓削皇子の御事なりと云ひ、其他弓削道鏡の事なりとの説あるも、何れも確かなる根據なし。

●第三十二 用明天皇 諱橘豐日。治二年。母堅鹽媛。蘇我大臣女。

不レ知二降誕年一。乙巳年九月即位。以二丙午年一爲二元年一。二年丁未四月崩、葬二于磐余池上陵一。池邊雙槻宮。

- 厩戸皇子（聖德太子是也。亦名法主王。亦豐耳大法皇。亦豐耳聰聖德。敏達天皇二年癸巳正月一日誕生。推古元年立太子。廿一 元興十六 同廿九年二月廿二日薨。四十九。母穴穂部間人皇女）
  - 山背大兄王（母馬子大臣女）
    - 難波王
    - 末呂女王
    - 弓削王（號二猿丸大夫一）
    - 佐保女王
    - 佐々女王
    - 三島女王
    - 甲可王
    - 尾張王
  - 殖栗王
  - 茨田王
  - 手末呂王
  - 菅手女王
  - 近代王
  - 春米女王
  - 桑田王
  - 磯部王
  - 三枝王
  - 王枝末呂王
  - 馬屋女王
  - 財王
  - 日置王
  - 片岡女王
  - 白髮部女王
  - 手島女王
- 來目皇子（母同）

〔高向皇子〕齊明紀前紀に、天豐財重日足姫天皇、初適二於橋豐日天皇之孫高向王一、而生漢皇子一、とあり。

〔齋宮〕用明天皇元年齋王に立たる。

〔久米王〕前項来目皇子と同人也。並出せるは誤也。

〔到二筑紫一云々〕推古天皇十年二月新羅討伐の將軍となり、四月筑紫に着し給ひしが、御惱にて翌年薨ぜらる

〔爲二推古一被レ殺〕用明天皇の崩後物部守屋穴穗部皇子を立てむと謀る、馬子これに反し、炊屋姫尊を奉じて皇子を弑す。

―殖栗皇子(母同)
―茨田皇子(母同)
―田目皇子(亦名豐浦皇子。母嬪石寸名媛。蘇我稻目宿禰女)
―麿子皇子(當麻氏祖也。母妃廣子。葛城直盤村女)
―酢香手姫皇女(齋宮。歷二三代一。母同)
―高向皇子―漢皇子(母皇極)
―久米王(爲レ征二新羅一到二筑紫一遂死了。母同二厩戸一)―山村王(參木從三治部卿左兵衞督)

―橘麻呂皇子(母糠子)
―蘓嘀(アトリ)(勇敢)鳥皇子(母同二用明一)

第三十四
―推古天皇 諱額田部。號二豐御食炊屋姫天皇一。治三十六年。
母堅鹽媛。
欽明十七年降誕。敏達五年三月爲二皇后一。廿一。壬子年十一月踐祚。同年十二月即位。三十六年三月崩。七十三。

―椀子皇子(母同)
―石上部皇子(母同)
―山背皇子(母同)
―大伴皇女(母同)
―櫻井皇子(母同)―吉備姫女王(伊齋。茅渟王妻。皇極母)
―橘本稚皇子(母同)
―茨城皇子(母小姉君。堅鹽媛同母弟)
―葛城皇子(母同)
―穴穗部皇女(用明后、聖德太子母。母同)
―泥土部穴穗部皇子(又名天香子。又住迹皇子。爲二推古一被レ殺。母同)
―宅部皇子(母同)―上女王

第三十三
―崇峻天皇 諱泊瀨部。治五年。
母小姉君。蘇我大臣稻目女。

〔倉梯岡上陵〕大和國磯城郡多武峯村に在り。

〔倉梯宮〕倉梯村に在り。倉梯柴垣宮ともいふ。

〔笠縫皇女〕御母は石姫也。

〔押阪陵〕大和國磯城郡城島村に在り

〔岡本宮〕舒明紀二年の條に、冬十月壬辰朔癸卯、天皇遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮、とあり今岡村の地也。

欽明十四年辛丑降誕。天皇元年三月卽位 六十九。五年十月崩。七十三。爲馬子宿禰被殺。葬倉梯岡上陵。大和國十市郡倉梯宮。

―蜂子皇子(母小手子媛)

―錦手皇女(一說錦代。母同)

―笠縫皇女

―春日山田皇女(母春日日抓女。糠子)

―磐隈皇女(母同。用明ニ)

―大宅皇女(母同)

―肩野皇女(母同)

―舍人皇女(母同)

第三十五

―舒明天皇 諱田村。又號息長足日廣額天皇。治十三年。

母糠手姫皇女。敏達天皇女。

推古元年癸丑降誕。天皇元年己丑正月卽位。三十七。十三年辛丑十月十二日崩。四十九。葬于押阪陵。大和國十市郡高市岡本宮。

―中津王(母同)

―多良王(母同)

―茅渟王(或智奴。母大俣王。漢王女)

―桑田王(母同)

―山城王(母敏達女。弓張皇女)

―笠縫王(母同)

第三十六

―皇極天皇 諱寶。又號天豐財重日足姫尊。治四年。

母吉備姫女王。欽明孫。櫻井皇子女也。

舒明二年正月爲皇后。天智天武母也。十三年十月嗣位。天皇元年壬寅正月十五日卽位。四年乙巳禪位於輕

（依二謀叛一被レ誅）齊明天皇四年蘇我赤兄の爲めに誅られ、謀叛の故を以て經せらる。

（阿部倉梯麿大臣）大島の子也、又た內麻呂と云ふ。

（山代國山階陵）山城國宇治郡山科村に在り。

（大津宮）近江國滋賀郡南滋賀、錦織二村の間に當る。

（高市縣大內陵）大和國高市郡高市村檜隈大內陵也。

（飛鳥淨御原宮）大和國高市郡上居村に在り。

（朱鳥元年被レ誅）持統紀前紀に、朱鳥元年、云々、冬十月戊辰朔己巳、皇子大津、謀反發覺、云々、庚午賜二死皇子大津於譯語田舍一とあり。

太子一。自稱二皇祖一。

第三十八 齊明天皇 皇極重祚。治七年。

元年乙卯正月即位。七年七月廿四日崩。六十八。天下諒闇。母后諒闇初例。

第三十七 孝德天皇 諱輕。又號二天萬豐日尊一。治十年。母同。

大化元年六月十一日受禪。白雉五年十月十日崩。

有間皇子（依二謀叛一被レ誅。母小足媛。阿部倉橋麿大臣女）

第三十九 天智天皇 諱葛城。又中大兄皇子。又號二天命開別尊一。治十年。母皇極天皇。

推古廿二年降誕。孝德大化元年六月立太子。二代太子。七年正月即位。十年辛未十二月三日崩。五十八。葬二山代國山階陵一。近江國大津宮。

第四十 天武天皇 諱大海人。號二天渟名原瀛眞人天皇一。又號二淨御原天皇一。治十五年。母同。

推古三十一年誕生。天智七年戊辰二月爲二皇太弟一。白鳳二年正月廿六日即位。朱鳥元年丙戌九月九日崩。六十五。葬 高市縣大內陵一。大和國高市郡飛鳥淨御原宮。

—草壁皇子（號二日並知皇子一。淨廣一位。天武十二年立太子。而當二皇帝登霞之時一皇后踐祚。仍不レ嗣レ位。天武持統東宮。朱鳥四年四月薨。追二號長岡天皇一。母持統天皇。）

—大來皇女（齋宮。大寶元十一薨。母大田皇女。天智女。持統姊）

—大津皇子（始作二詩賦一。依二謀反一朱鳥元年被レ誅。豐原氏祖。笠置寺本願。母同）—粟津王—公連（始賜二豐原姓一）

—長親王（一品。靈龜元年六月薨。母天智女。大江皇女）

—栗栖（クルス）王（從三中務卿）—長田王—淨原王（從五上）—眞世王（左大辨藏人頭中納言從三）

　　　　　　　　　　　　└廣川王—雄河王（從五上）—廣井女王（尙侍從三）

—文屋眞人淨三（元智奴王。從二大納言）—大原王（從四上勳一等）

—綿麻呂（中納言從三右大將。延曆十四二賜二三諸朝臣一。大同四正改二三諸朝臣一。賜二三山朝臣一。兼二左兵衛督一。同六月改二三山姓一賜二文室眞人一。兵部卿）
—貞道（丹後守左中將左大辨右衛門督別當參木正四下。綿麻呂爲レ子云々。配二流於□舍一死去）
—大市（中務卿大納言正二。長親王七男云々）
—川内王（從三。高橋氏本作レ王）—高安王（正四下。賜二大原眞人一）—高田女王
—櫻井王（賜二同姓一）
—門部王（右京大夫從四上）—高橋清野（奉膳姓。子孫有レ別）
—奈良
—茅沼女
—川斗王（大納言正二中務卿）
—境部王
—上道廣川女王
—舍人親王（一品知太政官事。後號二崇道盡敬天皇一。母新田部皇女。天智女）
—但馬皇女（三品。母大織冠女。氷上娘）
—弓削皇子（母大江皇女）
—新田部親王（一品。天平七九薨。母五百重娘。鎌足公女）
—鹽燒王—志計志麿
—道祖王（中務卿從四位上大膳大夫。天平勝寶八五二立太子）
—穗積親王（一品知太政官事。靈龜元七十三薨。母大蕤娘。大臣赤兄女）
—多紀皇女（一品齋宮。天平勝寶二（三歟）正薨。母同）
—田形皇女（三品。神龜五三薨。母同）
—十市皇女（母鏡王女額田姫）
—高市皇子（一品太政大臣淨廣一。母尼子娘。胸形君德善女）
—長屋王（左大臣正二位。天平二九依二謀反讒言一爲二聖武天皇一被レ誅。號二佐保左大臣一。母夫持娘。御名部親王女）

〔配流云々〕天長九年伴健岑の黨を以て冷泉院に捕へられ、出雲權守に左遷せらる。

〔舍人親王〕日本紀編纂に功あり、天平七年薨ず。

〔崇道盡敬天皇〕淳仁天皇御宇に追尊さる。

〔大臣赤兄〕馬子の孫、雄正の子也、天智天皇十年右大臣となる。

〔齋宮〕文武天皇二年齋王に立たる。

〔依謀反讒言云々〕天平元年二月漆部君足等讒して曰く長屋王私に左道を學び國家を傾けんとすと、依てその翌日死を賜ふ、天平二九とあるは誤なるべし。

〔忍壁親王〕天武天皇九年帝紀を撰し文武天皇四年藤原不比等と律令を撰定す、慶雲二年薨す。

〔蘇我島大臣〕稻目の子馬子を云ふ。

〔布敷皇女〕以下三皇女、一代要記皇子に作る、皇代記帝王編年記は本書に同じ。

〔淡路廢帝〕淳仁天皇を申す。

―桑田王（從五上。母石川虫丸女）―磯部王（大監從五上三河守。母中邊若丸女）―
　　―石見王（從五上。母大炊王女）―峯緒（藏治部卿左大辨神祇伯從四上。承和十一年賜高階眞人）
―栗原王
―安君王
―山背王（從四上大舍人頭）
―朝妻王（流淡路）
―安宿（ヤスカベ）王（播磨守內匠頭治部卿正四上。寶龜三年賜高階眞人姓）
―賀茂女王（母阿部）
―藤原弟貞（賜母姓。但馬守參木從三刑部卿）
―鈴鹿王（知太政官事從二式部卿大藏卿）
―忍壁（オサカベ）親王（或刑部親王。三品知太政官事。母宍人臣大麿女。椒媛）
―磯城皇子（母同）
―泊瀨部皇女（三品。母同。）
―詑基皇女（母同）
―古人皇子（亦名古人大兄皇子。出家。母蘇我島大臣女。法提郎媛）―倭姫女王（天智后）
―蚊屋皇子（母吉備國蚊屋采女。姉子娘）
―間人（ハシ）皇女（孝德后。母同天皇）
―布敷皇女
―押坂錦間皇女（母香櫛娘）
―箭田皇女（母手杯娘）

―●第四十七 淡路廢帝諱大炊。治六年。―女王（石見王母）
母大夫人山背。上總守當麻年老女。
天平五年降誕。寶字元年四月廿九日立太子。廿五。同二年八月一日受禪。廿六。同日卽位。十一月大嘗會。天平神

護元年九月薨。三十三。

御原王（正三中務卿）―和氣王（參議從三兵部卿丹波守、寶字九年八月朔日依レ謀反一配ニ流伊豆國一）
　―細川王（賜ニ岡眞人姓一）
　―小倉王―清原夏野（本名繁野、右大臣從二左大將、賜二眞人姓一）
　　―瀧雄（從四下）
　　―澤雄（從五下）
　　―秋雄（從五下）
　―皇川王
　―丹波王
　―石淨王（五位）―長谷（參議右衞門督。承和元薨）
　―弓削女王
　―小宅女王
―三使王
―三島王
―船王
―池田王
―武部王（從四上）
―守部王（從四上）―猪名王（無位）
　―乙村王（無位）―清原峰成（元美能王。天長十改二峰成一。參木從四上大貳）
　―大湯座王（賜二眞人姓一）
―甾木井王
―貞代王（大監物）―有雄

第四十二
―文武天皇　諱輕。治十一年。
母元明天皇
白鳳十二癸未降誕。大化三二立太子。十五。同八一即位。今日受禪。慶雲四六十五崩。廿五。葬二于持統同陵安古山陵一。

第四十四
―元正天皇　諱飯高。文武姉。治九年。
母同。
白鳳十辛巳降誕。和銅八九二受禪。即日即位。三十五。養老八二四禪位。同日爲二太上天皇一。天平廿四廿一崩。六十八。葬二佐保陵一。

―吉備内親王（二品）

第四十五
―聖武天皇　諱首。治廿五年。
母夫人藤原宮子　不比等公女。
大寶元辛丑歲降誕。和銅七六元服立太子。十四。靈龜元七始行二天子政一。養老八二四受禪。同日即位。廿四。天

（寶字九年云々）天平寶字八年淳仁天皇廢され給ひし後皇位を覬覦し、爲に謀る處ありしが發覺、天平神護元年（寶字九年）七月事顯はる。

（清原夏野）天長九年右大臣に至り、承和四年薨ず、令義解の撰者也。

（持統同陵云々）安古山陵は大和國高市郡阪合村に在り持統同陵は誤也。

（佐保陵）奈保陵の誤也、諸陵式に、奈保山西陵、平城宮御宇淨足姬天皇在大和國添上郡、と見ゆ、今奈良市に在り。

〔佐保山陵〕大和添上郡佐保村に在り

〔高野陵〕大和國生駒郡平城村に在り

〔伊齋〕養老五年齋王に立たる。

〔與他戸親王云々〕孝仁天皇寶龜元年立后せられしが、同三年事に坐して廢せられ、同六年崩ず。

〔安積親王〕安積、淺香同訓也、淺香皇子と別人とするは誤也。

〔蘇我山田石川丸〕馬子の孫、倉麿の長子也。

〔檜前安古岡陵〕續日本紀文武紀に、二年十二月甲寅太上天皇崩、云々、三年十一月云々、壬午合葬大内山陵、とあり、即ち天武天皇御陵と同所にて本文は誤也。

平勝寶元七二遜位。同日尊號。同八年五月二日崩。（五十六。）葬佐保山陵。（東大寺西北角。）

—開成王（勝尾寺本願）

第四十六
—孝謙天皇 諱阿閉。治十年。
母皇太后光明子。不比等公二女。
養老二戊午降誕。天平十正立太子。（廿一。）天平勝寶元七二受禪。（三十二。）同日即位。同十一月大嘗會。天平寶字二八一禪位。（四十一。）同日太上天皇尊號。同六年六月出家。（四十五。）法諱法基尼。

第四十八
—稱德天皇 孝謙重祚。治五年。
寶字八十重祚。同九正一即位。神護二六重發菩提心。神護景雲四八四崩。（五十三。）葬大和國高野陵。（西大寺北也。）

—親王（諱某王。神龜四爲太子。同五九薨）

—井上内親王（伊齋。光仁皇后。與他戸親王於獄中死。兩人現神成龍。母同安積）

—淺香皇子

—安積親王（母夫人縣犬養刀自姬）

—不破内親王（母同）

第四十一
—持統天皇 諱菟野。又號高天原廣野姬。治十一年。
母遠智娘。大臣蘇我山田石川丸女。
孝德元降誕。天武三二爲皇后。朱雀五正一即位。大化三丁酉八一禪位。尊號太上皇。大寶二十二十二崩。（五十八。）
葬高市郡檜前安古岡陵。

第四十三
—元明天皇 諱阿閉。又號日本根子天津御代豐岡成姬。文武母。治七年。
母蘇我嬪。
齊明七年辛酉降誕。慶雲四六十五依文武遺詔攝萬機。同七月十七日即位于大極殿。（四十七。）和銅三年庚戌三月都于平城宮。靈龜元九三禪位。養老五年五月落餝。同十二月四日崩。（六十一。）葬奈保山陵。

—建卿皇子（啞而不語。母遠智娘）

—大友皇子（本名伊賀。天智十正任太政大臣。朱鳥元年依謀反被誅。母宅子娘。伊賀采女）

〔醍醐寺〕山城國宇治郡醍醐村に在る古義眞言宗の寺にて、貞觀中の建立に係る。

〔東南院〕東大寺大佛殿の南に在る一院也。今、東大寺々務所となる。

〔黒主〕氏は大友、近江の人也、家系詳かならず、貞觀四年の官符に、大友村主黒主の文あり、村主姓は皇別の人に賜はる例なければ、本文の系圖は疑ふべし。

―葛野王（兵部太輔）
　―池邊王（内匠介。淡海眞人等祖）
　―理實（法務僧正　東大寺別當　醍醐寺東南院建立。小野元祖。延喜九七六入滅　七十八。但不ㇾ知二行方一。飛二行他方一。觀音應化。或文珠）
―壹志姬王（從四下　母大織冠女　耳面刀自）
―與多王（賜二大友姓一）―都堵牟磨―黒主（歌人）
　　　　　　　　　　　　　　―夜須良麿
―施基皇子（叙二二品一。靈龜二年八月薨　母伊良都賣）
―大田皇女（天武妃　母蘇我山田石川麿大臣女）
―御名部皇女（母石川麿大臣女。姪娘）
―飛香皇子（叙二淨廣肆一。文武四四薨　母橘姬。阿陪倉橋麿大臣女）
―新田部皇女（天武妃　文武三八薨　母同）
―山邊皇女（大津皇子妃　皇子死時共死　母蘇我赤兄大臣女　常陸娘）
―大江皇女（天武妃　淨廣貳　母忍海造小龍女。宮人色夫古娘）
―川島皇子（贈淨廣一　淨大參。母同）
―泉皇女（二品　母同）
―水主皇女（三品　天平九八薨　母栗隈首德萬女　黒娘）

●―光仁天皇（第四十九　諱白壁。又號天宗高紹一治十二年。母贈皇太后橡子　贈太政大臣紀諸人女。和銅二己酉誕生　天平九八從四位下　廿九。寶字元正四下。同二正四上。同三六從三位　五十一。同六十二任二權中納言一。天平神護二正八任二大納言一。神護景雲四八一爲二皇太子一。六十二。同年十一卽位。天應元四三禪二位於太子一。同日爲二太上天皇一。同年十二廿三崩。七十三。）

―湯原親王―壹志濃王（大納言正三位。贈從二位。延曆廿四十一十一薨。七十三）

（配二下野國一）續日本紀に、寶龜三年壬子夏四月丁巳、下野國言、造藥師寺別當道鏡死、云云、以二先帝所一レ寵、不レ忍レ致レ法、因爲二造下野國藥師寺別當一、遞二送之一、云々とあり。

（配二淡路國一云々）藤原種繼を射殺せしめし罪による。（三十三頁頭註參照）

（追二稱崇道天皇一）親王の薨後疫病流行せしより、朝これを以て親王の祟となし、延曆十九年帝號を贈り、その御墓を山陵とす

（酒人內親王）續日本後記、一代要記共に母井上內親王とあり。

（良繼）宇合の第二子也、從二位內大臣に至り、寶龜八年薨ず。

尾張女王（光仁妃）

海上王（從三）

榎井親王—神王（右大臣從二。大同元四廿四薨）

春日王（正四下）—安貴王（從五下）—市原王（正五下治部太輔）

　春原五百枝（參木正三右兵督。天長六十二十九卒。七十）

　五百井女王（尚侍從二。弘仁八卒）

壹志王

弓削淨人（大納言正二大宰帥）

道鏡禪師（大禪師位。太政大臣法皇位。初少僧都、藥師寺別當。天平神護元年三月任二太政大臣一。同二年十月授二法皇之位一。神護景雲三年配二下野國一）

第五十
桓武天皇諱山部。又號二日本根子皇統彌照一。治二十四年。
母皇太后高野御笠。贈正一位乙繼女。
天平九丁丑降誕。寶字八十從五下大學頭侍從。寶龜元十一四品爲二親王一。同二三中務卿。同四正十四立太子。天應元四三受禪。同廿五日卽位。同十一月大嘗會。延曆廿五三十七崩。七十。號二柏原帝一。

早良親王（天應元年四月立二皇太子一。三十二。延曆十四年廢之。配二淡路國一。於二途中一。斷二水漿一薨。十九年七月追二稱崇道天皇一。母同）

薭田親王（三品。母尾張女王）—高橋王—豐江王

他戶親王（立二太子一。廢之。成レ龍。母不レ詳。井上皇后爲レ子）

酒人內親王（齋宮二品。桓武納レ之。母同二桓武一）

能登內親王（三品。贈一品。市原王室。母井上內親王）

彌奴磨內親王（三品。適二右大臣神王一。母島姬。縣主毛人女）

廣根朝臣諸勝

第五十一
平城天皇諱安殿。號二日本根子天推國高彥一。治四年。
母皇太后藤原乙牟漏。贈太政大臣良繼女。

實龜五八十五降誕。延曆四十一廿五立太子。十二 同七正十五元服。十五 同廿五三十八受禪。三十一 同年五十八即位。大同三十一十三大嘗會。同四四一禪位。同日尊號。天長元七七崩。五十一 號奈良帝。

—高岳親王（法名眞如。大同四四十三立太子。弘仁元九十一廢之。貞觀二年入唐。元慶五十十三自唐申遷化之由。母伊勢繼子。贈從三位。從四位下勳四等老人女也。）

—善淵（伯耆權守。法名道曜。入唐）

—巨勢親王（无位。母同）

—阿保親王（三品。彈正尹。贈一品。母葛井藤子。從五上安田良藤繼道女）

—大江音人（辨。右衞門督。備。從三。參議。先祖本姓土師。延曆天子以外祖改爲大枝音人。又改大枝爲大江。子孫在別。號江相公。元慶元十一三薨。六十七。母中臣氏）

—在原行平（藏。正三位。民部卿。左兵衞督。中納言。權帥。按察使。配流。寬平七十五薨。七十六。號在納言。母伊豆內親王。桓內親王是也。）

—遠瞻（右近將監。仁和三六廿七爲雷死）

—友子（參木。正四下。帥）

—女子（貞數親王母）

—在原守平（藏人）

—在原業平（藏。從四上。頭。右馬頭。右中將。美乃權守。母同。行平二）

—棟梁（從五位上。左兵佐。筑前守。昌泰元卒）

—元方（正五下）

—師尙（從四上。右少將。但馬權守。備前守。爲高階茂範子。母齋宮恬子內親王）

—滋春（號在次君。大和物語作者。母齋宮恬子）

—女子（國經室。滋幹母。後通時平公。敦忠母）

—女子（大納言清貫母）

—在原仲平（駿河守）

—上毛野內親王（承和九十薨。母同。高岳二）

—石上內親王（承和十二九薨。母同）

—大原內親王（齋宮。貞觀九十九薨。母同）

—叡奴內親王（母紀氏）

〔先祖本姓土師〕大枝氏は土師姓にて神別なりしが、備中介大枝本主、阿保親王の侍女中臣氏を賜はり、音人を生む、實は親王の御胤也、爰に至り皇別となる。

〔大和物語作者〕一條食良の撰林良林にぱ、花山院の作らせたまへる大和物語といひ、作者につき定說なし。

〔齋宮〕大同元年齋王（第二十四代）に立たる。

〔始覽二青馬一〕萬葉集によれば、聖武天皇天平二年正月七日青馬叡覽の儀あり、弘仁二年正月七日の青馬節會は再興なるべし。

〔御齋會內論義〕正月十四日御齋會結願の日、御前に於て最勝王經を論義するを云ふ。

〔內宴〕宮中內々の節會にて、正月廿一日仁壽殿にて行ふを恒例とす。

〔百川〕藤原宇合の第六子也、從三位式部卿に至り、寶龜十年薨す。

〔橘逸勢〕清友の子也、恒貞親王を奉じて事を擧げんとせしが、謀顯はれて伊豆に流さる。

第五十二
嵯峨天皇諱賀美能。又神野。治十四年。
母同二平城一。
延暦五九七降誕。同十八二元服。同廿二正三品。同五月中務卿。大同元五十九爲二皇太弟一。廿一。同四四一受禪。廿四。同十三日即位。弘仁元十一十八大嘗會。同十四四十七禪位。三十八。同日尊號。承和九七十五崩。五十七。葬二山城國葛野郡淡名一。依二遺制一不レ置二山陵國忌一。
此時以二有智子內親王一始爲二賀茂齋院一。弘仁二始覽二青馬一。同四正始有二御齋會內論義一。廿二日始有二內宴一。

第五十三
淳和天皇諱大伴。又號二日本根子天高讓彌遠尊一。治十年。
母贈皇太后藤原旅子。贈太政大臣從一位百川女。
延暦五丙寅降誕。十七年四月於二殿上一元服。兵部卿三品。大同元治部卿。同三中務卿。弘仁元九十三爲二皇太弟一。廿五。同十四四十七受禪。三十八。同廿八日即位。同十一月大嘗會。天長十二廿八禪位。四十八。同三月尊號。承和七五八崩。五十五。號二西院帝一。先御出家。依二遺詔一火葬。奉レ斂二御骨於大原野一。
天長元置二勸解由使一。同二十奉レ賀二太上天皇四十算一。同七十二禁中始二佛名一。

恒世親王（三品中務卿。天長三五六薨。母贈后高志內親王）
恒貞親王（天長十二立太子。九歲。後廢レ之。承和九依橘逸勢謀反也。嘉祥二出家。法名恒寂。母皇后正子內親王。嵯峨天皇女）
恒統親王（承和九二六薨。十三。母同）
基貞親王（三品。上總太守。貞觀十九廿一出家。同廿二日薨。母同）
良貞親王（四品。承和十五五六薨。母大中臣安子。淵魚女）
氏子內親王（齋宮三品。天長五薨。母同）
有子內親王（貞觀四三薨。母同）
貞子內親王（承和元五三薨。母同）
寬子內親王（貞觀十一五十四薨。母大原麿子。從四上直雄女）
崇子內親王（承和十五五薨。母橘船子）
國子內親王（貞觀二壬十廿薨。母從五位上丹墀門成女　誉子）

〔清原夏野〕舍人親王の孫、小倉王の第五子也。

〔統朝臣熱子〕熱子要記、就子に作り、三代實錄、忠子に作る、皇胤系圖、皇代記本書に同じ。

〔坐ㇾ事云々〕大同二年藤原宗成、親王に不軌を勸む、親王これを拒みしが、宗成の謀顯はれ擒へらるゝに及び、誣ひて親王の首謀たる旨を白す依て母夫人と共に幽閉せられし也。

〔初賜二平氏姓一〕寬平元年也、其子孫桓武平氏中最も繁榮す。

〔鎭守府將軍利仁〕藤原魚名六世の後にて、時長の子也。

―明子内親王(齊衡元九五薨。母右大臣清原夏野女。春子)
―統朝臣熱子(從四上。天長二三七賜ㇾ姓)
―伊豫親王(三品式部卿。中務。坐ㇾ事於二河原寺一被ㇾ死。母夫人藤吉子。)―高枝王(從三。大藏卿)
―葛原親王(一品式部卿。賜二帶劒一。母夫人多治比眞宗。參木長野女)
　―平高棟(大納言。正三。天長二閏七賜二平姓一。貞觀九五十九薨。六十四)
　―高見王(无官无位)―平高望(從五下。上總介。初賜二平氏姓一)
―佐味親王(四品彈正尹。天長二閏七薨。五十二。母同)
―賀陽親王(二品刑部卿。兵部卿。治部卿。貞觀十三十八薨。七十八。母同)―忠貞王(參木正四下刑部卿)
―大野親王(四品治部卿。延曆廿二十薨。六歳。母同)
―萬多親王(二品式部卿。延曆廿二正改二茨田一爲二萬多一。天長七四薨。四十三。母夫人藤原小屎。鷲取女)
　―正躬王(三木。正四下。刑部卿)―平住世(從五上長門權守)
―明日香親王(三品。承和元二十二薨。母紀若子。贈左大臣船守女)
―葛井親王(三品。母坂上春子。大納言田村丸女)―棟良王(四位中務太輔)―女子(橘直幹[illegible])
―仲野親王(二品式部卿。贈一品太政大臣。宇多天皇爲二外祖一故也。貞觀九正十七薨。七十六。母藤原河子。大繼女)
　―茂世王(刑部卿正四下)―平好風(從四下右中將。寬平賜ㇾ姓)
　―輔世王(從四上伊豫守)―平安典(四位相模守)
　　―女子(鎭守府將軍利仁妻)
　―季世王(從四上美作守)
　―房世王(正五下因幡守。賜二平姓一)
　―當世王(從四下)
　―基世王(四位因幡守)―女子(號二因幡一。古今作者)
　―潔世王(從四上山城守)
　―實世王(從四上攝津守)

（伊齋）天長五年齋王（第二十七代）に立たる。

（中納言種繼）藤原淨成の子也、天應元年參議、延曆三年中納言に任ぜられしが、同四年早良廢太子の爲めに殺さる。

（中納言乙叡）藤原繼繩の子也、延曆十三年參議、同廿二年權中納言、大同元年中納言に任ぜられ、同二年薨す。

（苅田丸）坂上犬養の子、田村麿の父也、武勇を以て名あり、延曆五年薨す。

┬十世王（參木從三）──時世王
│　　　　　　　　　└時相王（五位）
├在世王（四位相模守）
├↑世王（從四上河內守）
├利世王（備後守）
├惟世王（從四上大舍人。賜二平姓一）
├宜子女王（伊齋。母菅野氏）
└班子女王（女御、從三。皇太后。號二洞院后一。宇多母）

├太田親王（無品。母百濟敎仁）
├坂本親王（四品治部卿。母川上貞奴（好イ））
├高志內親王（三品。配二淳和一。贈一品。追二號皇后一。母同二平城一）
├朝原內親王（齋宮二品。平城納レ之无レ寵。酒母人內親王）
├因幡內親王（母同二葛原一）
├安濃內親王（母同）
├甘南美內親王（平城納レ之。弘仁八二廿一薨。十八。母藤原東子。中納言種繼女）
├大宅內親王（母從三位橘常子。島田丸女）
├滋野內親王（母藤上子。大納言小黑丸女）
├伊豆內親王（平城天皇敬重叙二三品一。天皇晏駕之後爲レ尼。母藤南子。中納言乙叡女）
├春日內親王（天長九十二薨。母同二葛井一）
├高津內親王（嵯峨天皇納レ之爲レ妃。授二三品一。未レ幾廢レ之。母坂上全子。從三位苅田丸女）
├賀樂內親王（三品。貞觀十六二薨。母橘御井子。入居女）
├菅原內親王（天長二三十八薨。母同）
├安勅內親王（四品。齊衡二九八薨。母同二仲野一）
├大井內親王（貞觀七十廿八薨。母同）
└紀伊內親王（三品。仁和二六廿九薨。八十八。母同）

┃賢河内親王（弘仁十一六十三薨。母百濟貞香教德女）
┃善原内親王（貞觀五七廿一薨。母同）
┃池上内親王（貞觀十一十一廿二薨。母同。賀樂二）
┃有勢内親王（齋宮。弘仁三八十六薨。母中臣豐子。大魚女）
┃長岡岡成（天皇未即位時誕生。延暦六賜長岡朝臣姓。貫右京。弘仁六更貫左京。母女孺多治比豐繼）
┃良峰安世（正三位大納言右大將。母女孺百濟永繼）
　　┃宗貞（頭左少將。左中辨。正四下。哥人。出家。僧正遍照是也。號良僧正。又花山僧正。志賀良安然和尚師也。寛平二正十九入滅。七十五）
　　　┃素性（哥人。住良因院。仍賜良因朝臣姓二）
　　　┃由性（小僧都。清和御時殿上人。右近少監。雲林院延暦寺別當）
　┃木連（イタビ）（陸奥守。哥人）
　┃晨直（從四下左中辨）─衆樹（從四上治部卿。延喜廿九十四卒。五十九）

第五十四
─仁明天皇（諱正良。謚日本根子天璽豐聰慧尊。治十七年。母皇后嘉智子。内舍人贈太政大臣正一位橘清友女）
　弘仁元庚寅誕。同十四四十九立太子。十四。同八一加元服。天長十二廿八受禪。廿四。同三六即位。同十一十五大嘗會。嘉祥三三十九落飾。同廿一日崩清涼殿。四十一。葬山城國深草山陵。號深草帝。
┃秀良親王（三品。寛平七正廿四薨。七十九。母同）
┃業良親王（三品。母高津内親王）
┃基良親王（无品。母女御百濟貴命）
┃忠良親王（二品式部卿。容貌美麗。貞觀十八二廿一薨。五十八。時人惜之。母同）
┃正子内親王（淳和皇后西院本願也。法名良祚。母同。仁明二）
┃秀子内親王（母大原氏）
┃俊子内親王（母同）

〔善原内親王〕三代實錄によれば、母從四位上大秦女嶋原河子也。

〔橘清友〕奈良麻呂の第二子也、延暦五年從五位下に叙せられ八年卒す。

〔深草山陵〕山城國紀伊郡深草村に在り。

〔俊子内親王〕要記編年記等後子に作り、橘皇后の生む處となし、逸史緩子に作る、皇代紀本書に同じ。

〔齋宮〕大同四年齋王（第二十五代）に立たる。

〔源信〕弘仁五年嵯峨天皇詔して、朕男女漸く衆し、未だ子の道を識らず已に人の父となる封邑を累し空しく府庫を費す、宜しく親王の號を停め朝臣の姓を賜ひ、編して同籍と爲し服官在公出身の始め一に六位に叙せんと、依て諸皇子の未だ親王たらざる者、信、弘、常、寛、明、定に源朝臣姓を賜ひ、信を以て戸主となし、其餘の皇子亦皆相次で源姓を賜はるこれ所謂嵯峨源氏なり。

〔源鎮〕源氏系圖要記、百濟慶命の生む所となす。

├芳子内親王（母文屋氏）
├繁子内親王（依二嬰病一爲レ尼。母同）
├業子内親王（母同二業良一）
├基子内親王（母同二基良一）
├宗子内親王（母高階河子。從四位下淨階女）
├有智子内親王（二品齋院。始頗渉二史經一。兼屬レ文。承和十四十廿六薨。四十六。母交野女王）
├仁子内親王（齋宮。母同二秀子一）
├純子内親王（母同二芳子一）
├齊子内親王（母同）
├淳王
├源信（左大臣正二位。號二北邊大臣一。能吹二龍笛一。工二書圖一。母廣井氏）
├源弘（大納言正二位。號二廣幡一。母上野氏）
├源常（左大臣正二位。號二東三條一。母飯高氏）
├源寛（宮内卿正四下。母安倍氏）
├源明（參木刑部卿。號二横川一。母同レ寛）
├源定（大納言正三位左大將。號二四條一。嘉祥三出家。母百濟氏）
├源鎮（出家。白雲禪師）
├源生（三木從三位右衞門督。母大原全子）
├源澄（无位。母田中氏）
├源安（備中守從四上）
├源清（號二秋篠禪師一。母正四下秋篠高子）
├源融（左大臣從一位。號二河原大臣一。母正四下大原全子）
├源勤（三木從三位左兵衞督。母同）
└源勝（從四上。法名由蓮。號二竹田禪師一。母大原氏）

―源啓（越前守從四上。母從五上山口近子）
―源賢（无位。母長岡氏）
―源繼（從三位）
―源貞恒（正四下。母布勢氏）
―源潔姬（正三位忠仁公室。染殿后母。母當麻氏）
―源全姬（尙侍正二位。母同）
―源善姬（母百濟氏）
―源更姬（從四上。母紀氏）
―源若姬
―源神姬（母內藏氏）
―源盈姬（從四上。母同レ融）
―源聲姬（從四上。母甘南備氏）
―源容姬（母內藏氏）
―源端姬（從四上。母同貞姬一）
―源普姬（母同容姬二）
―源蜜姬（母山田氏）
―源良姬（從四上）
―源年姬（從四上）

―第五十五 文德天皇　諱道康。治八年。
母太皇大后藤順子。冬嗣公女。
天長四八降誕。承和九二廿六於仁壽殿加元服。十六。同八四立太子。嘉祥三三廿一受禪。廿四。同年四十七郎位。仁壽元十一廿六大嘗會。天安二八廿七崩。三十二。葬田邑山陵。號田邑帝。

―惟高親王（四品上野太守。號小野宮。貞觀十四出家。同十五二廿薨。卄六。母靜子。正四位下紀名虎女）

〔源啓〕三代實錄には母山田氏とあり

〔冬嗣公〕藤原內麻呂の第二子也、正二位左大臣に至り天長三年薨す。

〔仁壽殿〕淸涼殿の東に在り、もと主上の常御所なりしが、淸涼殿御在所となりし後は、內宴、相撲、蹴鞠、觀音供などを行はるゝ所となれり。

〔田邑山陵〕山城國葛野郡太秦村に在り。

〔同十五二廿薨〕伊勢物語愚見抄には惟高親王、寬平九年二月廿日薨と見えたり。

（直子女王）要記、編年記等、惟彥親王の子となすを正しとす。

（眞子女王）要記、編年記、歷代皇紀其他の諸書、直子に作るをよしとす

（賀齋）第九代賀茂齋院也。

（忠仁公）藤原冬嗣の第二子良房也。

（圓覺寺）山城國葛野郡水尾村に在る淨土宗の寺にて清和上皇の御創建也

（水尾山陵）山城國葛野郡嵯峨村に在り。

（楊子内親王）三代實錄、紀略、編年記、二中歷等、揭子に作る。

―兼覽王（正四下宮內卿神祇伯）

―三國町（古今作者）

―惟條親王（四品上總太守。貞觀十九十四薨。廿一。母同）

―景式王（四位）

―惟彥親王（四品中務卿。母貞主女）

―直子女王（賀齋。仁和五卜定。或惟高女云々）

―惟世王―平寧幹（能登守。或惟彥子云々）

―眞子女王（賀齋。仁和五卜定）

―第五十六 清和天皇 諱惟仁。治十八年。
母太皇大后藤明子。忠仁公女。染殿后。
嘉祥三三廿五降誕。同年十一廿五立太子。天安二八廿七受禪。九。同年十一七卽位。貞觀元十一十七大嘗會。
同六正一元服。十五。同十八十一廿九禪位。廿七。十二尊號。元慶三五八入道。三十。法諱素實。從ニ宗叡僧正一御灌頂云々。同四十二四於ニ圓覺寺一崩。三十一。葬ニ水尾山陵一。置ニ御骨山城國粟田山一。號ニ水尾帝一。幼主童帝始。

―惟恒親王（三品兵部卿。母藤今子。守貞女）

―儀子内親王（一品齋院。母同ニ清和一）

―恬子内親王（齋宮。母同ニ惟高一）

―述子内親王（齋院。母同）

―濃子内親王（母同ニ惟彥一）

―勝子内親王（母同）

―禮子内親王（母同ニ惟恒一）

―楊子内親王（齋宮。母同）

―晏子内親王（齋宮。母藤則子。從四上是雄女）

―慧子内親王（齋院。嘉祥三卜定。但被レ廢。其事秘レ之。世莫レ知レ之。母同）

―珍子内親王（母同ニ惟高一）

―源能有（正三位右大臣。左近大將。皇太子傅。仁壽三賜ニ源姓一。號ニ近院大臣一。母伴氏）

（源滋子）三代實錄潤子に作る。

（柄子女王）源氏系圖、能有の子となす、以下二女王亦同じ。

（右大臣師輔）藤原忠平の子也、天曆元年正二位右大臣となり、天德四年薨す。

（長良卿）藤原冬嗣の子也、齊衡元年權大納言に任じ、三年從二位に進み同年薨す、陽成天皇御卽位の後ち左大臣正一位を贈らる。

―源毎有（仁壽三賜姓。天安二三入道。郎有。灌頂。母丹墀氏）
―源時有（同年賜姓。毎有同日入道。母清原氏）
―源本有（正四下治部卿。同年賜姓。母滋野氏。攝津貞雄女）
―源定有（正四下大藏卿。仁壽三賜姓。母菅（[illegible]）野氏）
―源行有（正四上。貞觀三年四月賜姓。母布勢氏）
―源載有（正四下。同年賜姓。母同本有）
―源富有（正觀三賜姓）
―源馮子（正四上）
―源謙子
―源與子
―源列子
―源濟子（已上。仁壽三年賜姓）
―源富子（貞觀三賜姓。母菅原氏）
―源滋子（貞觀三四賜姓。母滋野氏）
―柄子女王
―嚴子女王
―照子女王（右大臣師輔母）

第五十七
―陽成天皇　諱貞明。治八年。
母皇大后高子。長良卿女。
貞觀十十二十六降誕。同十一二一立太子。二。同十八十一廿九受禪。九。元慶元正三卽位。十。同年十一十八大嘗會。同六正二元服。十五。同八二四遜位。十七。同日尊號。天曆三九廿一出家。同月廿九日崩。八十二。

―元良親王（三品兵部卿。母主殿頭藤遠長女）

―佐材王（從五上）

〔元平親王〕紀略に天德二年五月廿日式部卿三品元平親王薨とあり。

〔元長親王〕源氏系圖に、元長親王、天延四九十薨、七十六とあり。

〔眞頼〕源氏系圖、直頼に作る。

〔延幹〕源氏系圖、尊卑分脉等、兼房の子とせり。

〔貞固親王〕親要記に、貞固王、延長八年五月十五日薨とあり。

─佐時王(從五上中務大輔。母神祇伯藤邦隆女)
─佐頼王(從四上大舍人頭山城守。母延喜第八内親王)
─佐兼王(從五上)
─源佐藝(從四上。母宇多第七内親王。諱子)
─源佐平(中務太輔刑部卿)
─源佐親

─元平親王(三品彈正尹。母同)
　─源兼名(從四下)
　─女子(歌人。後撰作者)
─元長親王(二品式部卿。母姉子女王)─源兼明(四位侍從)
─元利親王(三品彈正尹。應和四六十七薨。母同)─源忠時(從四上中務大輔)
─長子内親王(无品。母同元長)
─儼子内親王(无品。母同)
─源清蔭(正二大納言。賜源姓。天暦四七三薨。母紀氏。號紀君)
　─兼房(改兼序。從五下上總介)
　─忘江(從五上周防介)─眞頼(從五下)─延幹(僧。上總公。能書)
　─兼村(從五下右馬權頭)─高雅(從五下。治部少輔)─相奉(從五下。豐前守)
　─兼基(從五上左衛門佐)
─源清鑒(從三刑部卿。同賜姓。母同)─公貞(從五下)
─源清遠(從四上刑部卿。同賜姓。母佐伯氏)
　─公輔
　─公雅(從五下大宰少貳)
─貞固親王(三品彈正尹大宰帥。母橘氏)
　─景明(從五上周防介)
　─有忠
─源國淵(宮内卿從四上)

〔三十六人哥仙〕藤原公江の撰びし歌道の達人卅六人也

〔經基王〕六孫王と稱し、承平天慶の間軍功あり、鎭守府將軍となり、村上天皇天德五年源朝臣姓を賜はる、其の子孫は淸和源氏中最も著はる。

〔經主〕源氏系圖、尊卑分脉、經生に作る。

〔敦子內親王〕三代實錄、皇太后高子の生む所となす。

〔齋院〕元慶元年齋院（第七代）に立たる。

〔齋宮〕元慶元年齋王（三十一代）に立たる。

〔源長猷〕三代實錄賀茂峯雄の女生む所となす、次の載子亦同じ。

─貞元親王（四品。號二閑院一。延喜九十一廿六薨。母藤仲統女）
　─源兼忠（參議正四下治部卿。天德二年薨。五十八。母昭宣公女）
　─源兼信（從五下侍從）
　　─重之（從五下相摸守左馬助。冷泉院坊帶刀。三十六人哥仙。兼忠卿爲レ子。於二奧州一死）
　　─宗親（從五下）
─貞平親王（三品。母神祇伯良近女）─女子（京極御息所女房云々。後撰拾遺作者。號二一條君一）
─貞保親王（二品式部卿。號二南宮一。母同二陽成天皇一）
　─源國忠（從五下）
─貞純親王（四品常陸太守。號二桃園親王一。母棟貞王女）
　─源國珍（從四上春宮大進內藏頭）
　─基淵
　─經基王（右馬頭）
　─經主
─貞辰親王（四品。母女御佳珠子）
─貞數親王（四品。延木十六薨。卅五。母行平女）
　─源爲善（從四下大舍人頭）
─貞眞親王（三品兵部卿。承平二九廿薨。母齋宮頭諸葛女）
　─源蕃基（從五下土佐權守）
　─源蕃平（從五下太膳大夫）─爲堯（從五下山城守。綠名師）
　─源蕃固（或蕃國。從五下加賀權守）
　─源元亮（或元高。從五下）
─貞頼親王（延木廿二二八薨。母木工允藤眞宗女）
─孟子內親王（母中納言諸葛女）
─包子內親王（母同二貞數一）
─敦子內親王（齋院。母同二貞平一）
─識子內親王（齋宮。母右中辨良近女）
─源長猷（從三刑部卿。母大野鷹取女）─嘉種（正五下。美作守）

（源長賴）三代實錄に、信濃權介佐伯子房の女生むところとなす。

（宗康親王）要記に宗康親王、貞觀十年六月十一日薨とあり。

（小松山陵）一に後田邑陵と云ふ、山城國葛野郡花園村に在り。

（人康親王）三代實錄に、貞觀十四年五月五日、无品人康親王薨とあり、但し无品は四品の誤なり。

（本康親王）紀略に延喜元年十二月十四日、一品式部卿本康親王薨とあり

- 源長淵（從四上。母同）
  - 嘉生（從五上。阿波守）
- 源長鑒（從三。母信乃守佐伯子房女）
  - 嘉實（從五上。木工權頭）
- 源長賴（正四下右兵衞督長門權守。貞觀十八賜姓。母同長淵）
  - 有忠（從五下。長門權守）
- 源載子（母同長猷。或同貞平）

宗康親王（四品中務卿。母贈皇太后藤澤子。贈太政大臣總繼女）

第五十八 光孝天皇 諱時康。治三年。

母贈皇太后藤原澤子。贈太政大臣紀伊守從五位下總繼女。

天長七庚戌降誕。承和十二二元服。十六。元慶八二四受禪。五十五。同廿三日卽位。同年十一廿二大嘗會。仁和三八廿六崩於仁壽殿。五十八。葬小松山陵。號小松帝。

- 人康親王（四品彈正尹。法名法性。號山科宮。又北野親王。母同）
  - 源興基（正四位下。左馬頭宮內卿大彌頭參木左中將）
  - 興範（攝津守從四上）
  - 興扶（從四下侍從）
  - 女子（昭宣公室）
- 本康親王（一品式部卿。號八條宮。母貞主女。從四上滋野繩子）
  - 雅望王（從四下左馬頭）
    - 平希世（後四上右中辨右馬頭）
    - 隨時（三木正四下）
  - 行忠王（從四上山城守）
  - 俯平王（從四上右京大夫）
    - 平佐幹（正五下三河守）
    - 平佐忠（正五下安藝守）
  - 惟時（大舍人頭）
    - 平在覺（從四下右京大夫）
  - 源兼似（從四下大貳辨阿波守縫殿頭）
  - 源兼仁（從四上因幡守）
  - 廉子女王

（常康親王）要記に常康親王、貞觀十一年五月十四日薨とあり

（成康親王）文德實錄に、仁壽三年四月戊寅、无品成康親王薨とあり

（六波羅密寺）以呂波字類抄に、空也上人應和年中所ㇾ草創ㇾ也、本號ㇾ西光寺、上人以下厭ㇾ下界ㇾ願ㇾ中西土ㇾ上也、上人入滅之後大法師中信未ㇾ住ㇾ此寺、專修ㇾ衆善、兼行ㇾ六度、故改ㇾ本名ㇾ更號ㇾ六波羅密寺ㇾ也とあり。

（齋宮）久子内親王は天長十年齋王（第廿八代）に立ち給ひ、高子内親王は同年齋院（第三代）に立ち給ひしにて本文共に齋宮と記せるは誤也。

―元子女王
―源朝𩜙（從五下豐後守）
―源朝憲（從四下因幡守）
―源保望（從四下）―惟幹（從五下中宮大進）
―源由道（從四下阿波備前等守）
―輔成（藏周防守。母三木忠文女）
―輔忠（從五下）
―國康親王（四品上野太守。昌泰元三十五薨。母藤原賀登女。福田丸女）
―常康親王（无品。仁壽元出家。號雲林院宮。母紀種子。右兵衛督從四上紀名虎女）
―空也（六波羅密寺本願。號市上人。念佛修行）
―成康親王（无品。母女御藤貞子）
―時子内親王（齋院。母同。本康二）
―新子内親王（三品。母同。宗康二）
―柔子内親王（母同。成康二）
―眞子内親王
―親子内親王（母同。成康二）
―平子内親王（無品。母同）
―重子内親王（母藤原小童子）
―久子内親王（齋宮。母岡屋王女）
―高子内親王（齋宮。母百濟氏）
―源多（右大臣正二）
―淵（正五下。豐後守。藏。宮内大輔）
―進（從四下。藏。出雲丹波信乃但馬等守）
任（從五上。治部大輔）

（條）源氏系圖、尊卑分脉、備に作る。

（與）源氏系圖、尊卑分脉、興に作る。

（忠子）要記、編年記、皇代記共にこれを載す、然れども淳和天皇の皇女に統朝臣忠子あり或は同人か。

（兼盛）從五位上駿河守に至り、正暦元年卒す。

- 涖（從五下。美作伯耆等守）
- 清
- 源冷（三木。從三。左衞門督）
  - 通（從五上。越中介）
  - 條（從五下。紀伊守）
- 源光（右大臣。左大將。正二）
- 源効（從四上）
- 源覺（正四。宮内卿。母山口氏）
  - 靜（正五下左少將）
  - 淨（左少將）
  - 與（從五下）
  - 賢（左少將）
- 濟（從五下。少貳）
- 脩（圖書頭。從五下）
- 都
- 貞登（正五下、備中守。本姓源。出家名、深寂。還俗賜貞朝臣姓。母更衣三國氏）
- 忠子（天長九三三賜統朝姓姓）

是忠親王（一品式部卿中納言從三位。寛平三十二廿九爲親王。延木廿八出家。同廿二十廿二薨。號南宮。母女御班子 仲野親王女）

- 式順王—源宗明
- 式瞻王（從四下大舍人頭圖書助）—平季明（從五上民部大輔。天暦年中賜平姓）
- 興我王（從五上山城守）
  - 平篤行（從四上大貳博士筑前守。古今作者）—兼盛（哥人。三十六人歌仙）
  - 平階行（從四下、山城守使少尉）
  - 光平
  - 平方正（從五上越中介）
- 忠望王（正五下内膳正）
- 今扶王（從四下）
- 英我王（四品）
- 源康行（從五下日向守。一本興我王子也）—康尚（清水寺別當。凡僧子孫相續。佛師祖）
- 源清平（三木正四下。大宰大貳）
- 源正明（本名齊明。三木正四下。大弼）

〔延木七三七薨〕紀略には、延木三年七月廿五日薨すとあり、太府記は同廿四日薨すとなす

〔益信僧都〕僧正源仁の受位にして、寛平四年東寺の長者に補せられ、昌泰三年僧正に進み延喜中仁和寺の開基に請ぜらる、同六年寂す

〔齋宮〕元慶八年齋王（第二十三代）に立たる。

〔齋院〕元慶六年齋院（第八代）に立ち給ふ。

——源和（從四上相摸守）

—女子（後撰作者）

是貞親王（三品左中將大宰帥。寛平三爲親王。延木七三七薨。母同）—源直幹（從五上丹波權守）

第五十九

—宇多天皇諱定省（省致）。治十年。母同。

貞觀九五五降誕。元慶八四十三爲源氏（十八。之上）。仁和三八廿五爲親王。廿六受禪（廿一）。同年十一十七即位。同四年十一廿二大嘗會。寛平九七三遜位（三十一）。同日尊號。昌泰二十十四出家（三十三）。法諱空理。御灌頂之時金剛覺改之。御戒師益信僧都。同十五於東大寺灌頂。十一廿四於同寺受戒。延喜十六廿八幸天台增命坊。重受灌頂。次御戒壇同心受戒。于時紫金光現耳。承平元七十九崩（六十五）。號亭子院。

—忠子内親王（清和女御。母同）

—簡子内親王（母同）

—綏子内親王（三品。陽成院妃。號釣殿宮。母同）

—識子内親王（三品齋宮）

—穆子内親王（齋院。母三木正如王女。桂心）

—爲子内親王（三品贈一品。醍醐妃。已上各初賜姓。母同。宇多二）

—源近善（從三治部卿）

—源貞恒（大納言正三民部卿）

—源國紀（正四位下大藏卿）

—源是茂（中納言從三民部卿。母藤門宗女）

—源元長（從四上）

—源兼善（從四上侍從）

—源名實

—源舊鑒（正四下大藏卿左京大夫。母大判事讃岐永直女）

—源篤行

〔源是恒〕小右記、延木五年七月廿八日卒すとあり。

〔源綏子〕後陽成帝御本紀略、要記、皇代記、綏子に作る、三代實錄、編年記、皇胤系圖等本書に同じ。

〔源音子〕三代實錄奇子に作る。

〔源禮子〕要記に、延木九年二月十八日卒となり。

〔源寂子〕三代實錄に、仁和二年七月七日、源朝臣寂子卒とあり。

―源寂善（无位）
―源音恒（一本云、元長已下至音恒。貞觀十二年二月賜源姓云々）
―源是恒（從四上。美乃權守。寛平八十一廿八賜姓）
―源成蔭（貞觀十二賜源姓。天皇踐祚已前卒）
―源香泉（從四上。伊豫權守）
―源友貞（從四上。伊勢守）
―滋水清實（從五下。貞觀十二二賜源姓。十三人内云々。有過除籍。仁和二十三賜清水朝臣姓。母布勢氏）
―源遲子
―源綏子（梅院君。母多治氏）
―源麗子
―源音子
―源崇子（從四上）
―源連子（從四上）
―源禮子（配伊與介連永）
―源寂子
―源偕子（從四上）
―源點子（從四下）
―源是子（從四下）
―源並子（從四下）
―源謙子
―源深子
―源周子
―源密子（從四上）
―源和子（常明母）

〔高藤公〕太政大臣・藤原良門の子也、延喜三年内大臣に任じ、同年薨ず。

〔尊意〕姓は丹生氏京の人也、叡山に登りて出家し、延長三年天台座主となり、天慶三年入寂す。

〔三木廣相〕橘峰範の子、三木は參議の當字也。

〔輦車牛車〕手車宣旨とて輦車（手車）に乘りて中重門に入るを許さるゝ宣旨、及び牛車にて宮門に入るを許さるゝ宣旨を賜はりしを云ふ。

〔遍照寺〕山城名勝志に、土人云、舊跡在廣澤池西北、云々、此堂本尊十一面像、今在池裏村草堂、云々と見えたり。

—源快子
—源音子
—源俟子

第六十
醍醐天皇　諱敦仁。本名維城。治三十三年。
母贈皇太后胤子。内大臣高藤公女
仁和元正十八降誕。寛平元十二廿八爲親王。同五四二立太子。九。同九七三元服。同日受禪。十三。同十三日即位。
同年十一廿三大嘗會。延長八九廿二遜位。同廿九日出家。四十六。座主尊意爲御戒師。法諱金剛寶。同日崩。

—齊中親王（母女御橘義子。三木廣相女）
—齊世親王（三品兵部卿。延木元十二出家。依天神御事云々。法名眞寂。入道親王號圓城寺宮。延長九十薨。母同）
　—源英明（從四上。頭左中將。歌人。天慶三卒。母天神御女）
　—源庶明（從三中納言左兵衛督。號廣幡中納言。母山城守橘公廉女）—女子（村上女御）
—敦慶親王（二品式部卿。號玉光宮。延長八二廿薨。母同天皇）
　—源後古（從四下刑部卿）
　—源方古（從四下）
　—女子（號中務。歌人。母伊勢）
—雅明親王（無品。母從二位藤褒子。左大臣時平女）
—敦固親王（二品兵部卿。延長元十二八薨。母同天皇）
　—源宗室（從四下）
　—源宗成（從四下侍從）
　—僧寛忠（號池上僧都。東寺長者。仁法務内供）
—齊邦親王（母同齊世）
—載明親王（母同雅明）
—敦實親王（一品式部卿。號八條宮。又號仁和寺宮。天曆四二三出家。法名覺眞。康保三二二薨。母同天皇）
　—源雅信（從一左大臣。輦車牛車。贈正一位。皇太子傅。號一條左大臣又鷹司。母左大臣時平女）
　—源重信（左大臣正二皇太子傅。號六條左大臣。長德元五八薨。七十四。同廿六賜正一位。母同）
　—源寛信（正四下左京大夫。母同）
　—僧寛朝（號廣澤僧正又遍照寺法務大僧正。東寺長者。母同）

〔勸修〕山城國宇治郡醍醐村に在る眞言宗大本山にて、宮門跡の一也、昌泰年中の創建に係る。

〔齋宮〕寛平九年齋王（第三十五代）に立たる。

〔齋院〕寛平五年齋院（第十代）に立ち給ふ。

〔藤有實〕良仁の第二子也、元慶六年參議に任ぜらる。

〔貞信公〕藤原忠平なり。

〔昭宣公〕藤原基經なり。

―僧雅慶（法務大僧正。東寺長者。勸修別當。東大寺別當。號￢勸修寺僧正￢）
―行中親王（童稚薨）
―均子内親王（无品。配￢敦慶親王￢。母同￢天皇￢）
―柔子内親王（齋宮。母同）
―君子内親王（齋院。母同￢齊世￢）
―孚子内親王（號￢桂宮￢。母三木十世王女）
―若子
―依子内親王（母更衣源貞子。民部卿昇女）
―成子内親王（四品）
―誨子内親王（无品。母三木藤有實女）
―季子内親王（四品）
―源順子（配￢貞信公￢）
―源臣子
―行明親王（四品上總大守。母同￢雅明￢）
―克明親王（本名將順。二品兵部卿。母舊驪女）
　―源博雅（從三中務大輔皇太皇宮權大夫。母時平公女）
　―源正雅（從四下土佐權守）
　―源清雅（從四下侍從）
　―源助雅（從四下右京大夫）
―保明親王（本名宗象。延木四立太子。廿三三廿一薨。年廿一。諡￢文彥￢。母皇后穩子。昭宣公女）
　―慶賴王（延長元立坊。同三六十八薨。五。母時平公女）
　―煕子女王（朱雀院女御）

（頼忠公）藤原實頼の子也、從一位太政大臣に至り、關白に拜せらる、永祥元年薨す。

（伊尹公）藤原師輔の子也、正二位太政大臣に至り、攝政となる、天祿三年薨す。

（定方公）藤原高藤の子也。

（齋宮）天暦元年齋王（第四十代）に立たる。

（仲平公）藤原基經の子也、承平七年左大臣に任ぜられ天慶八年薨す。

（菅根）藤原良尙の子也。

- 代明親王（本名將觀。三品中務卿。母更衣藤鮮子。伊與介連永女）
  - 嚴子女王（從三頼忠公室）
  - 惠子女王（從二位太政大臣伊尹公室）
  - 庄子女王（天暦四入内爲二女御一具平親王母。天皇崩後爲レ尼。母右大臣定方公女）
  - 源重光（正三。權大納言。別當。號　致仕大納言。母同）
  - 源保光（頭。中納言。從二。號　桃園中納言。母同）
  - 源延光（頭。正三。春宮大夫。號　枇杷大納言。母同）
- 重明親王（本名將保。二品式部卿。母昇女）
  - 徽子女王（哥人。配二村上一。號　承香殿又齋宮女御。母貞信公女）
  - 旅子女王（齋宮）
  - 源邦正（從四下侍從左京大夫。號　青侍從。世云　青常。母同徽子二）
  - 行正
  - 信正
- 常明親王（本名將明。三品刑部卿。母女御和子。光孝女）
  - 源茂親（從四上刑部卿。母恒佐右大臣女）
- 式明親王（三品中務卿。母同）
  - 源親頼（從四上入道。母玄上女）
- 有明親王（三品兵部卿。母同）
  - 源忠淸（三木正三太皇大后宮權大夫右兵衞督。母昨子。左大臣仲平公女）
  - 源守淸（從四上大弼。母同）
  - 源正淸（正四下左中將。母同）
  - 源泰淸（從三大藏卿左京大夫。母同）
  - 山僧明救（權僧正座主。號二淨土寺一）
- 時明親王（三品兵部卿。母唱女更衣源周子）
- 長明親王（四品。母更衣從四位上藤淑姬。參木菅根女）

〔顯忠〕藤原時平の子也、天德四年從二位右大臣となり康保二年薨ず。

〔兼輔〕藤原利基の第六子也、從三位中納言に至り、承平三年薨す。

〔齋宮〕隆子女王は安和二年第四十三代の齋王に立たれ濟子女王は永觀二年第四十五代の齋王に立たる。

〔寛和六薨〕要記に盛明親王、寛和二年五月八日薨と見えたり。

〔前中書王〕中書は中務の唐名也、親王にて中務卿に任ぜられし故かく申す也。

―雅明親王（无品。實寛平御子。依御出家後爲延木御子。母從二位褒子。時平公女。京極御息所是也）

第六十一 朱雀天皇 諱寛明。治十六年。母同文彥。

―昌子內親王（冷泉院皇后。觀音院本願。母凞子女王）

延長元七廿四降誕。同三十一十七爲親王。同月廿一立太子。三。同八九廿二受禪。八。十一廿二卽位。承平二十一十六大嘗會。同七正四元服。十五。天慶九四十三禪位。廿四。廿六尊號。天曆六三十四出家。法諱佛陀壽。八十五崩。三十。

―行明親王（四品上總大守。實宇多子。母同雅明）―源重凞（從四下。母右大臣顯忠女）

―章明親王（三品彈正尹兵部卿。母更衣藤桑子。兼輔女）
- ―源章光（從四下）
- ―源近光（從四下）
- ―僧章仁
- ―濟子女王（齋宮）
- ―隆子女王（齋宮）

第六十二 村上天皇 諱成明。治廿一年。母同朱雀。

延長四六二降誕。於桂芳坊。同十一廿八爲親王。天慶三二十五元服。十五。同五爲上總大守。同六十二八任大宰帥。七四廿二立太子。十九。九四十三受禪。廿一。廿八卽位。十一十九大嘗會。康保四五廿五崩於清涼殿。四十二。先御落飾。法諱覺貞。

―盛明親王（四品上野大守。初賜源姓。叙正四下。任大藏卿。後爲親王。寛和六薨。母唱女）
- ―斯忠王（從三）
- ―源則忠（從三。皇后宮亮但馬守。越前守。母治部卿有躬女）
- ―致忠

―兼明親王（二品中務卿。元左大臣從二。賜源姓。號御子左。後爲親王。前中書王是也。母同長明）
- ―源伊渉（頭。正三。權中納言。太皇大后宮。大夫。母伊勢守源衆望女）

（齋院）延喜三年恭子內親王第十一代の齋院に立ち給ひ、同十五年宣子內親王これに嗣ぎ、同二十一年韶子內親王これに嗣ぎ、承平元年婉子內親王これに嗣ぐ。

（齋宮）承平元年第三十六代の齋王に立たる。

（九條殿）藤原師輔を云ふ。

（恒德公）師輔の子爲光也、從一位太政大臣に至り、正曆三年薨ず。

（左ニ遷大宰權帥ニ）藤原實賴等の讒謀による。

┌源伊行（從四上）
├勸子內親王（四品。母爲子內親王。光孝女）
├宣子內親王（齋院。母同ニ克明ニ）
├恭子內親王（齋院。母同ニ代明ニ）
├慶子內親王（配ニ敦固親王ニ。母同ニ常明ニ）
├勤子內親王（四品。配ニ師輔公ニ。母同ニ時明ニ）
├都子內親王（无品。母同）
├婉子內親王（三品齋院。母同ニ代明ニ）
├修子內親王（无品。母更衣滿子女王。民部大輔相輔女）
├敏子內親王（无品。母同ニ代明ニ）
├雅子內親王（齋宮。配ニ九條殿ニ。恒德公母）
├普子內親王（配ニ三木源清平ニ。後配ニ和泉守俊連ニ。母同ニ修子ニ）
├靖子內親王（配ニ師氏卿ニ。母同ニ克明ニ）
├韶子內親王（賀齋。配ニ大納言清蔭幷河內守常風等ニ。母同ニ常明ニ）
├康子內親王（一品准三宮。配ニ九條殿。仁義公母。母中宮穩子）
├齊子內親王（母同ニ常明ニ）
├英子內親王（母同ニ長明ニ）
├源高明（左大臣正二。號ニ西宮左大臣ニ。安和二左ニ遷大宰權帥ニ。同日出家。母同ニ時明ニ）
├源自明（三木正四下右兵督。母同ニ長明ニ）
├源允明（從四上播磨守）
├源爲明（正四下刑部卿。母伊衡女）
├源兼子（從四下。母同ニ時明ニ）
├源嚴子
└童子（號ニ嵯峨隱君子ニ。白髮童形云々）

〔元方卿〕藤原菅根の子也、正三位大納言に至り、天暦七年薨す。

〔花山〕山城國宇治郡山科村字北花山に在る元慶寺の別稱也、陽成天皇元慶年間の創立にて僧遍照の本願也。

〔賜二源姓一〕所謂花山源氏にて、子孫神祇伯を世襲す、後世白川氏を稱す

〔右大臣顯房〕源師房の子也、永保三年右大臣となり、嘉保元年從一位に敍す、同年薨す。

〔明觀〕第十一世の醍醐寺の座主也、長德四年補せられ在職廿一年に至る

—廣平親王（三品兵部卿。天祿二二九薨。母元方卿女。更衣藤元子）

第六十三
—冷泉院 諱憲平。治二年。
母中宮安子。師輔公女。
天暦四五廿五降誕。七十五爲二親王一。廿三立太子。應和三二廿八元服。十四。康保四五廿五受禪。十八。十十一即位。
安和元十一廿三大嘗會。二八十三讓位。廿。廿五尊號。寛弘八十廿四崩。六十二。

第六十五
—花山院 諱師貞。治二年。
母贈皇太后懷子。伊尹公女。
安和元十廿六降誕。十二廿二爲二親王一。同二八十三立太子。二。天元五二十九元服。十五。永觀二八廿七受禪。十
十即位。十七。寛和元十一廿一大嘗會。同二六廿二偸出二禁中一向二花山一出家。十九。法諱入覺。廿三日尊號。依例。
寛弘五二八崩。四十一。

—清仁親王（彈正尹。母昭登親王外祖母。若狹守平祐之女）
—延信王（從四上。神祇伯。侍從。依二父親王奏一萬壽二三廿九賜二源姓一云々。母大宰帥源賴房女）
—康資王（實延信男。神祇伯。右京權大夫。寛治四九廿卒。母筑前守高階成順女）
—源顯康（從五下。安藝權守。正親正。右大臣顯房爲レ子。母左中辨源澄方女）
—昭登親王（四品中務卿。母御匣殿別當平子。若狹守祐忠女）
—良深（深覺僧正入室。東寺一長者。石山座主。號二石山僧都一。東大寺別當。法務權大僧都）
—僧深觀（深覺僧正入室。法務。號二坐禪院又禪林寺一。東大寺別當。石山座主。號二石山僧都一）
—僧覺源（東寺一長者。法務權僧正。東大別當。醍醐座主。明觀弟子。又仁海云々）

第六十七
—三條院 諱居貞。治五年。
母贈皇后超子。兼家公女。
天延四正三降誕。貞元二十一廿爲二親王一。寛和二七十六元服。十一。同日立太子。寛弘八六十三受禪。三十六。同
年十十六即位。長和元十一廿二大嘗會。同五正廿九讓位。四十一。同二廿四尊號。寛仁元四十九出家。四十二。法

諱金剛淨。同年五九崩。

―小一條院（諱敦門。長和五正廿九立坊。寛仁元八九辭レ之。卽授二院號一。母皇后娍子。濟時女）
　―敦貞親王（三品。式部卿中務卿。爲二祖帝子一。母顯光公女）
　―敦元親王（爲二祖帝子一。母道長公三女）
　―儇子内親王（配二權中納言信家一。三條院爲レ子）
　―嘉子内親王　齋宮。寛德二三十卜定）
　―齊子女王（齋院。號二春日齋院一。母下野守源政隆女。號二瑠璃女御一）
　―源基平（三木從二侍從。號二御子宰相一。母賴宗公女。或敦賢親王子云々）―行尊（法務大僧正。號二平等院一）
　―源信宗（正四下左中將。民部太輔備中守。號二院中將一。承保元六廿卒。母同二春日齋院一）
―顯宗
―當宗
―僧行觀（大僧正。號二錦織僧正一。定基僧都弟子。母牛物）
―聖珍（阿闍梨）
―敦儀親王（式部卿中務卿。號二石藏式部卿宮一。母同）
―敦平親王（二品式部卿兵部卿。永承四三十八薨。母同）
　―敬子女王（齋宮。永承六十七卜定。母但馬守源則理女）
　―敦輔王（實父敦貞親王。神祇伯從四上。母中納言定賴女）
　―源通季（從五下大弼。正親正。天喜三可レ爲二天曆御後王氏一之由宣下云々。母治部卿藤經季女）
―師明親王（三品。皇后有二瑞懷孕一。廣澤法流正統。於二仁和寺一出家。法名性信。始號二御室一。濟信僧正入室。出家之後准三后。應德二九廿七薨。八十二。母同）
―當子内親王（齋宮。母同）
―禔子内親王（三品。配二大二條殿一。母同）

（濟時）左大臣藤原師尹の子也、正二位大納言に至り、長德元年薨ず。

（齋宮）嘉子内親王は永承元年第五十代の齋王に立たれ同六年敬子女王これに嗣ぐ、また當子内親王はこれより先長和元年に第四十七代の齋王に立たれたり。

（齋院）承保元年第二十四代の齋院に立たる。

（賴宗公）藤原道長の子也、從一位右大臣に至り、治曆元年薨ず。

（廣澤法流）古義眞言宗の一法流也、

（大二條殿）藤原道長の子敎通を云ふ、治曆四年關白、延久二年太政大臣となり、承保二年薨す。

〔陽明門院〕長暦元年立后、治暦五年院號宣下あり。

〔御堂〕藤原道長也

〔顯光公〕藤原兼通の子也、從一位左大臣に至る。

〔敦昌親王〕下注出家の事、印本及び源氏系圖、敦元親王の下に注す、されど敦元親王は幼にして薨ぜられたり、今榮華物語により是れを改む。

〔齋院〕安和元年第十五代の齋院に立たる。

〔永圓僧正〕藤原永相の子也、保安二年興福寺の別當となり、天治二年寂す。

〔靜覺法印〕三井寺の高僧にて、大僧都たり。

〔齋宮〕第五十代の齋王也。

―陽明門院（禎子内親王。一品准后。大皇太后。後朱雀院后。後三條母后。嘉保元正十六崩。八十三。母中宮姸子。御堂二女）

―儇子内親王（號二冷泉宮一。信家卿室。實小一條院御子）

―敦貞親王（三品。式部卿中務卿。實小一條院御子。康平四二八薨。四十八。母顯光公女）
　―源宗家（從四下左中將。大納言信家卿爲レ子。母播磨守藤濟政女）
　―敦輔王（從四上神祇伯。或敦平子）
　―仁寛意（權大僧都。東寺長者）

―敦昌親王（實小一條院御子。出家。法名明行。永圓僧正弟子。補二一身阿闍梨一。住二三井寺一。號二平等院一。母賴宗公女）

―敦元親王（母御堂三女）

―敦賢親王（式部卿。實小一條院御子。母同二敦昌一）
　―寺增賢（大僧都。天王寺別當。眞如院靜覺法印弟子）
　―淳子女王（號二式部卿宮一。母伯耆守源親方女）

―嘉子内親王（齋宮。寛德三三十卜定）

―榮子内親王

―爲尊親王（二品彈正尹。母同）

―敦道親王（三品大宰帥。母同）―永覺

―尊子内親王（二品。齋院。後入二圓融院一。母同）

―宗子内親王（二品。母同二花山一）

―光子内親王（母同二三條一）

―致平親王（四品兵部卿。號二明王院宮一。又號二法三宮一。天元三五十一出家。法名悟圓。住二三井明王院一。智辨入室。長久二二廿薨。九十一。母更衣正妃。左大臣在衡公女）
　―成信（從四上左中將。號二照中將一。於二三井慶祚阿闍梨室一與二重家少將一同時出家。母雅信公女）
　―源致信（從四上。右中將）
　―寺永圓（大僧正。平等院）

―爲平親王（一品式部卿。號二染殿式部卿一。母同二冷泉院一）

〔恭子女王〕寬和二年第四十六代の齋王に立たる。

〔實資公〕藤原齊敏の子、祖父實賴の養子也、治安元年右大臣となり、長曆元年從一位に進む、永承元年薨す。

〔圓融院〕山城國葛野郡仁和寺の近傍に在りし圓融天皇の勅願寺にて、永觀元年の建立也。

〔師尹公〕藤原忠平の子、安和二年左大臣となり、同年薨す。

〔嫥子女王〕長和五年第四十八代の齋王に立たる。

〔宇治關白〕藤原道長の子賴通也。

—恭子女王（齋宮。母高明公女）
—源實定（從三右兵衛督。寬仁元六薨。母同）
—源爲定（母同）
—源賴定（號三木。正三左兵衛督。寬仁四六薨。四十。母同）
—源顯定（從四下。侍從。大藏民部大輔。母同）
—源教定（從四上大弼）
—源敦定（從四下侍從）
—婉子女王（寬和女御。後右大臣實資公室。母同憲定）

第六十四
圓融院　諱守平。治十五年。
母同冷泉院。

天德三三二降誕。十廿五爲親王。康保四九一爲皇太子。十。安和二八十三受禪。十一。九廿三即位。天祿元十一廿大嘗會。三正三元服。十四。永觀二八廿七讓位。廿六。九九尊號。寬和元八廿九出家。廿七。法名金剛法。永祚元三九於東寺從寬朝僧正灌頂。正曆二二十二崩於圓融院。三十三。

—昌平親王（母師尹公女）
—具平親王（二品中務卿。號千種殿。後中書王是也。母庄子女王。代明親王女）
　—嫥子女王（齋宮）
　—源師房（從一位右大臣左大將。皇太子傅。母爲平親王女）
　—賴成（因幡守從四下。爲讃岐守伊祐子改姓）
　—隆姫女王（從一位。宇治關白室。號高倉北政所）
　—女子（敦康親王室）
　—女子（大二條關白室）
—永平親王（四品兵部卿。號八宮。母同昌平）
—昭平親王（天德四十二賜源姓。安和元十一廿七任右兵督。從四上。貞元二四十七爲親王。四品常陸太守。永觀二出家。住三井。後移岩藏。號岩藏宮。又入道九宮。母同致平）

（法興院殿）藤原師輔の第三子兼家也官太政大臣に至り正曆元年薨ず。
（樂子內親王）天曆九年第四十一代の齋王に立たる。
（輔子內親王）安和元年第四十二代の齋王に立たる。
（歷二五代一）圓融天皇天延三年第十六代の齋院に立たれ御在職五十七年、後一條天皇長元四年退下せらる。
（東三條院詮子）圓融天皇の女御也、正曆二年院號宣下長保三年崩ず。
（上東門院彰子）藤原道長の女、一條天皇の中宮也、萬壽三年院號宣下、承保元年崩ず。
（馨子內親王）長元四年第十七代の齋院に立たる。

—承子內親王（天曆五七廿五薨。四。母同二冷泉院一）
—理子內親王（天德四四廿五薨。母庶明女。廣幡御息所）
—保子內親王（配二法興院殿一。母同二致平一）
—規子內親王（齋宮。母徽子女王）
—盛子內親王（配二左大臣顯光公一。女御元子母。長德四七廿薨。母同二理子一）
—樂子內親王（齋宮。長德四九十薨。四十七。母同 具平一）
—輔子內親王（齋宮。母同二承子一）
—緝子內親王（无品。母同二廣平一）
—資子內親王（一品准后。母同二承子一）
—選子內親王（齋院。號二大齋院一。歷二五代一。母同）

第六十六
●一條院 諱懷仁。治廿五年。
母東三條院詮子。太政大臣兼家公二女。
天元三六一降誕。八十一爲二親王一。永觀二八廿七爲二皇太子一。五。寬和二六廿三受禪。七。七廿二卽位。十一十八大嘗會。永祚二正五元服。十一。寬弘八六十三讓位。同十八尊號。同十九日出家。法名精進覺。同廿二日崩。三十二。
—敦康親王（一品式部卿。母皇后定子。中關白道隆公女）
—嫄子女王（宇治殿爲レ子。後朱雀中宮。長曆三八廿八崩。廿四。）

第六十八
●後一條院 諱敦成。治廿年。
母上東門院彰子。
寬弘五九十一降誕。同十一十六爲二親王一。同八六十三立太子。四。長和五正廿九受禪。九。二七卽位。十一十五大嘗會。寬仁二正三元服。長元九四十七崩。廿九。
—二條女院（章子內親王。一品准后。後冷泉院后。萬壽四正十一親王。長元二准三后。承保元六十六停二后號一。母中宮威子。道長公女）
—馨子內親王（齋院。後三條后。寬治七九四崩。六十五。母同）

〔圓教寺〕前王廟陵記に、今按、圓教寺在二仁和寺中一、とあり、後ち葛野郡花園村圓乘寺陵に葬り奉る。

〔葬二舟岡一〕皇年代私記に、五月五日葬二舟岡乾原一、御骨安二置仁和寺一、と見えたり。

〔良子内親王〕長元九年第四十九代の齋王に立たる。

〔娟子内親王〕長元九年第十七代の齋院に立たる。

〔俊房公〕源師房の長子也、永保二年右大臣、同三年左大臣に任ぜられ、保安二年薨ず。

〔禖子内親王〕永承元年第十九代の齋院に立たる。

〔正子内親王〕康平元年第廿代の齋院に立たる。

第六十九
後朱雀院　諱敦良。治九年。
母同二後一條一
寬弘六十一廿五降誕。同七正十六爲二親王一。三寬仁元八九爲二太子一。九。同三八廿八元服。十一。長元九四十七受禪。廿八。七十即位。十一十七大甞會。寬德二正十六讓位。同日尊號。同十八出家。卽崩。●十七。同廿一日入棺。二月廿一日火二葬高隆寺一。置二御骨於圓教寺一。

俻子内親王（一品准三后。母同二敦康一）

嫄子内親王（寬弘五五廿五薨。九。母同）

第七十
後冷泉院　諱親仁。治廿三年。
母贈后嬉子。道長公四女。
萬壽二八三降誕。長元九十一廿二爲二親王一。十二。長曆元七二元服。叙二三品一。同八十七立太子。寬德二正十六受禪。廿一。同年四八卽位。永承元十一十五大甞會。治曆四四十九崩。四十四。五月五日葬二舟岡一。

第七十一
後三條院　諱尊仁。治四年。
母陽明門院[illegible]子。三條院皇女。
長元七七十八降誕。同九十二廿二爲二親王一。寬德二正十六立太子。十二。永承元十二十九元服。十三。治曆四四十九受禪。三十五。同年七廿一卽位。同年十一廿二大甞會。延久四十二八禪位。三十九。同五四廿一出家。法諱金剛行。五七崩。四十。

良子内親王（一品准三后。齋宮。母同）

娟子内親王（齋院。號二狂齋院一。配二俊房公一。母同）

祐子内親王（三品。准三后。母中宮嫄子。敦康親王女）

禖子内親王（齋院。號二六條齋院一。母同）

正子内親王（齋院。號二押小路齋院一。母女御延子。右大臣賴宗女）

第七十二
白河院　諱貞仁。治十四年。
母贈皇大后茂子。能信卿女。實公成卿女。
天喜元六廿降誕。治曆元十二九元服。十三。同四八十四爲二親王一。十六。延久元四廿八立太子。十七。同四十二八受禪。

（郁芳門院）寛治七年院號宣下あり。（基平卿）小一條院の御子也。（五二頁參照）

（守子女王）第五十七代の齋王也。

（怡子女王）第三十代の齋院也。

（俊子内親王）延久元年第五十二代の齋王に立たる。

（佳子内親王）延久元年第二十一代の齋院に立たる。

（篤子内親王）延久五年第廿二代の齋院に立たる。

（頼豪阿闍梨）藤原有家の子、園城寺の僧也、敦文親王の御安産を祈りて功あり、偶戒壇を園城寺に置かむことを奏請して許されず、憤死す。

（顯房公）源師房の二子、右大臣也。

廿。廿九卽位。承保元十一廿一大甞會。應德三十一廿六讓二位於善仁親王一。十二二尊號。嘉保三八十御落餝。四十四。法諱融觀。依二郁芳門院崩一也。大治四七七崩。七十七。

―實仁親王（延久四十二八立坊。二。應德二薨。母女御准后基子。基平卿女）

―輔仁親王（无品。號二三宮一。母同）

―源有仁（左大臣左大將從一。號二花園左大臣一。長承二年八月日初賜二源姓一。爲二白河養子一。母大納言師忠卿女）

―守子女王（齋宮。保安六九九卜定。號二伏見齋宮一。母同）

―怡子女王（齋院。號二北小路齋院一。長承二十二廿一卜定。母大藏卿行宗女）

―仁 僧信證（法務僧正東寺長者。母備中守源政長女）

―山 仁操（少僧都）

―寺 行惠（法眼。母陸奥守源義家女）―圓曉

―聰子内親王（一品准后。母同二白河院一）

―俊子内親王（齋宮二品。號二樋口一。母同）

―佳子内親王（齋院二品。號二富小路一。母同）

―篤子内親王（齋院准后。堀河院御時中宮。母同）

―敦文親王（无品。承保元十二廿六誕生。同二正十九親王。承曆元八六薨。依二頼豪阿闍梨惡靈一也。母中宮賢子。關白師實公女。實父顯房）

第七十三
―堀河院 諱善仁。治廿一年。母同。

承曆三七九降誕。十一三爲二親王一。應德三十一廿受禪。八。十二十九卽位。寛治元十一十九大甞會。同三正五元服。十一。嘉承二七十九於二堀河院一崩。廿九。

―仁 覺行法親王（三品。號二中御室一。母經平卿女。典侍經子）

―仁 覺法法親王（二品。號二高野御室一。本名眞行。次行眞。母從一位師子。顯房公女）

―仁 聖惠法親王（无品。號二花藏院宮一。母師兼卿女）

―郁芳門院（媞子。齋宮准三后。堀河准母。永長元八七崩。廿一。母同二堀河院一）

〔善子内親王〕寛治元年第五十五代の齋王に立たる。

〔内大臣能長〕藤原能信の子、承暦四年内大臣に任じ、永保二年薨ず。

〔令子内親王〕寛治三年第二十四代の齋院に立たれ、康和元年禎子内親王これを襲がる。

〔恂子内親王〕第五十六代の齋王也。

〔官子内親王〕天仁元年第二十六代の齋院に立たる。

〔安樂壽院〕山城國紀伊郡竹田村に在り。

〔悰子内親王〕第二十七代の齋院也。

〔喜子内親王〕仁平元年第五十九代の齋王に立たる。

―善子内親王（准后齋宮。號二六角齋宮一。母女御道子。内大臣能長女）

―令子内親王（齋院。准三宮。皇后鳥羽准母。母同二堀河院一）

―禎子内親王（齋院。准后。母同）

―恂子内親王（齋宮。樋口齋宮。天仁元十廿八卜定。保安四正廿八退出。母木工頭季實朝臣女）

―官子内親王（齋院。號二清和院一。母贈綱朝臣女）

―寺僧行慶（大僧正。號二猶僧正一。又櫻井。母備中守源政長女）

―寺僧圓行（法眼）

―寺僧靜證（阿闍梨。號二羅惹院一）

●―第七十四　鳥羽院　諱宗仁。治十六年。

母贈皇太后苡子。實季卿女

康和五正十六降誕。同年六九爲二親王一。同年八十七立太子。嘉承二七十九踐祚。五。今度初例。依二太上天皇可爲宜令上之由

被仰之一。同年十二一卽位。天仁元十一廿一大嘗會。天永四正一元服。十一。保安四正二十八讓位。同年二二尊號。保

延七三十出家。三十九。法諱空覺。康治元五五於二東大寺一受戒。保元元七二崩。五十四。葬二鳥羽安樂壽院新御塔一。

―山覺雲法親王（仁豪弟子。無品。權僧正。天台座主。法務。梶井。任二僧綱一後蒙二親王宣旨一初例也。母伊勢守時綱女）

―悰子内親王（齋院。號二大宮齋院一。保安四八卜定。母神祇伯康資王女）

―喜子内親王（齋宮）

―懷子内親王

―仁僧覺曉（華藏院大僧正。母近江守隆宗女）

●―第七十五　崇德院　諱顯仁。治十八年。

母待賢門院璋子。白河院御猶子。公實卿女。

元永二五廿八降誕。六十九爲二親王一。保安四正廿八受禪。五歲。同日立太子。二十九卽位。十一十八大嘗會。大治四正

一元服。十一。永治元十二七讓位。廿三。同日尊號。保元元七十一依二御謀反企一。官軍襲二擊白河仙洞一。卽敗落。竊幸二

仁和寺一。同月十二日出家。廿三日移二坐讚州一。長寬二八廿六崩二于配所一。四十六。治承元七廿九追二號崇德院一。

〔覺忠大僧正〕藤原忠道の子、應保二年天台座主となり承元十年寂す。

〔蓮華王院〕京都下京區瓦町三十三間間堂廻り町に在る天台宗の寺にて、長寬二年後白河法皇の御創建也、世に卅三間堂と稱す

〔皇后得子〕永治元年立后、久安五年美福門院の院號宣下、永曆元年崩す。

〔贈左大臣長實〕權中納言藤原長實也

〔禧子內親王〕長承元年第二十九代の齋院に立たる。

〔姸子內親王〕康治元年第五十八代の齋王に立たる。

〔頌子內親王〕承安元年第三十三代の齋院に立たる。

―重仁親王（三品出家。法名空性。母兵衞佐局。大藏卿行宗女云々。實僧女歟。法印信緣女）

―仁僧元性（法印花藏院。母參河權守師經女）

―道仁親王（七歲薨。母同）

―君仁親王（出家。號痿王一。母同）

第七十七
―後白河院 諱雅仁。治三年。母同ニ崇德一。

大治二九十一戊時降誕。同年十一十四爲親王一。保延五十二廿七元服。十三。叙ニ三品一。久壽二七廿四踐祚。廿九。同年十廿六卽位。同年十一廿三大嘗會。保元三八十一讓位。三十二。嘉應元六十七出家。四十三。法諱行眞。御戒師覺忠大僧正。承安二十爲ニ一身阿闍梨一。文治三八廿三於ニ天王寺一灌頂。六十一。大阿闍梨公顯僧正。建久三三十三崩。六十六。同十九日葬ニ蓮華王院法華堂一。

―仁本仁親王（二品。出家。法名信法。改ニ覺性一。號ニ紫金臺寺御室一。五宮是也。母同）

第七十六
―近衞院 諱體仁。治十四年。母皇后得子。贈左大臣長實女。

保延五五十八降誕。七十六爲ニ親王一。八十七立太子。一。永治元十二七受禪。三。同月廿七卽位。康治元十一十五大嘗會。久安六正四元服。十二。久壽二七廿三崩。十七。

―寺道惠法親王（六宮。法輪寺。母女房美乃。八幡別當光淸女）

―山覺快法親王（七宮。號ニ法性寺座主一。本名圓性。母同）

―山最忠法親王（无品）

―禧子內親王（齋院。號ニ一品宮一）

―上西門院（統子。本恂子。永曆元出家。法名眞如理。母同ニ崇德一）

―姸子內親王（齋宮。准后。號ニ吉田齋宮一。母三條局。家政卿女）

―叡子內親王（准后。母同ニ近衞一）

―八條院（暲子內親王。准后。建曆元六廿六崩。七十五。不レ經ニ后位一之院號初例也。依御養母。母同）

―高松宮（姝子。二條院后。安元二六十二崩。三十六。母光淸法印女）

―頌子內親王（齋院。母左大臣實能養女）

〔詢子內親王〕詢子は恂子の誤にて卽ち上西門院也、二人となすは誤也、大治二年第二十八代の齋院に立たる

〔經實卿〕從二位大納言藤原經實也。

〔繕子內親王〕或は僐子に作り、或は僖子に作る等諸書同じからず、嘉應元年第三十二代の齋院に立たる。

〔師元朝臣〕大外記中原師元也。

〔季成卿〕正二位大納言藤原季成也。

〔建春門院〕後白河天皇の女御滋子也嘉應元年院號宣下安元二年崩ず。

〔清閑寺〕京都清閑寺町に在る眞言宗（元天台宗）の寺也延曆二十一年僧紹繼の創建に係る。

├詢子內親王（齋院准后。母同二上西一）
├姬宮（高陽院姬宮是也。双林寺宮。母光清法印女）
└姬宮（母中納言實衡卿女）

●第七十八
二條院　諱守仁。治七年。
　母贈皇太后懿子　經實卿女
　康治二六十七降誕。仁平元十四爲二覺性法親王弟子一。九。久壽二九廿三爲二親王一。卽日立太子。十三。十二九元服。
　保元三八十一受禪。十六。十二廿卽位。平治元十一廿二大嘗會。永萬元六廿五讓位。廿九尊號。同七廿八崩。廿三。

●第七十九
六條院　諱須仁（順仁歟）治三年。
　母中宮育子。忠通公女。實大藏太輔伊岐善盛女。
　長寬二十一十四降誕。永萬元六廿五爲二親王一。卽日受禪。二。立皇太子。同七廿六卽位。仁安元十一十五大嘗會。同
　三二十九遜位。五。同廿八日尊號。安元二七十七崩。十三。未元服。

├繕子內親王（齋院。母師元朝臣女）
├僧尊惠（大僧都。號二狛宮一。母馬助光成女）
├以仁王（號二高倉宮一。治承四年。源三位入道賴政依レ申二行御謀反一。平家官軍奉レ追。於二宇治一合戰。不レ堪二防戰一沒二落南都一之間。中二流矢一。五月廿二日薨。光明山前。母從三位成子。季成卿女。）
├僧眞性（天台座主。大僧正。號二書寫宮又城興寺一。母民部少輔忠成女）
├仁和寺僧道尊（東寺長者。法務。大僧正。安井。東大寺別當。母伊豫守盛章女）
├寺僧法圓（權僧正。櫻井）
├寺僧仁譽

●第八十
高倉院　諱憲仁。治十二年。
　母建春門院。兵部大夫贈左大臣時信女。
　永曆二九三降誕。永萬元十二廿五爲二親王一。五。仁安元十十立太子。六。同三二十九受禪。八。三廿卽位。十一廿二大嘗會。嘉應三正三元服。十一。治承四二廿一禪位。廿。廿七尊號。三十九幸二安藝嚴島一。同五正十四崩。廿一。葬二洛東清閑寺一。

〔爲ニ義仲ニ云々〕壽永二年十一月義仲後白河天皇を法住寺に攻めし時、亂兵の爲めに射殺せらる。

〔殷富門院〕文治三年院號宣下、建保四年崩ず。

〔式子內親王〕平治元年第三十一代の齋院に立たる。

〔齋宮〕保元三年好子內親王第六十一代の齋王に立たれ仁安元年休子內親王これを襲ぎ、仁安三年惇子內親王これを襲ぐ。

〔宣陽門院〕建久二年院號宣下、建長四年崩ず。

〔建禮門院〕養和元年院號宣下、建保元年崩ず。

〔北白河院〕貞應元年院號宣下、曆仁元年崩ず。

—仁守覺法親王（二品。號ニ北院御室一。母同ニ以仁王一）

—寺圓惠法親王（无品。號ニ八條宮一。天王寺別當。法印權大僧都。爲ニ源義仲一被レ斬レ首。母坊門局。兵衞尉信業女）

—寺定惠法親王（无品。號ニ鳥羽宮一。權僧正天王寺別當。母同）

—寺靜惠法親王（无品。法印。聖護院大宮。母同）

—山承仁法親王（无品。天台座主。梶井。七歲時爲ニ藏人右少辨親宗所一レ養。明雲弟子。母丹波局。仁操僧都女）

—道法法親王（二品。號ニ後高野御室一。又號ニ西院一。母三條局。法印應仁女）

—殷富門院（亮子。齋宮皇后宮。安德准母。母同以仁一）

—式子內親王（齋院。准三后。高倉宮。母同）

—好子內親王（齋宮。母同）

—休子內親王（齋宮。母同）

—惇子內親王（齋宮。號ニ堀川宮一。母右大臣公能女）

—宣陽門院（准后。母從二位高階榮子）

—仁僧眞禎（大僧都。號ニ太秦宮一。廣隆寺別當。母同ニ道法一）

—寺僧恒惠（僧正。法輪寺。母同ニ圓惠一）

—第八十一 安德天皇 諱言仁。治三年。母中宮德子。淸盛公女。建禮門院是也。

治承二十一十二降誕。同年十二八爲ニ親王一。同月十五立太子。一。同四二廿一受禪。三。四廿二卽ニ位紫宸殿一。同六二遷ニ都福原宮一。十一廿六還ニ幸平城（安殿）宮一。五條。壽永元十一廿四大嘗會。同二七廿五超ニ西海一。文治元三廿四沒ニ海底一。八。同三四廿三被レ下ニ諡號勅書一。

—後高倉院（二品守貞親王。治承三二廿八誕。建久二十二廿六三品親王。建曆二三廿六出家。法名行助。承久三八十六爲ニ太上法皇一。是依ニ茂仁王踐祚一也。出家之後尊號之始。又自ニ親王一直院號初例。貞應二五十四崩。四十五。母七條院殖子。贈左大臣信隆女。）

—第八十五 後堀河院 諱茂仁。治十一年。母北白河院。基家卿女。

建暦二三十八降誕。承久三七九踐祚。十。依天下擾亂爲關東沙汰有立王及父王幹與事。爲之入僧正仁寶室。同年十二一郎位。同四正三元服。十三。貞應元十一廿三大甞會。貞永元十四讓位。廿一。同七日尊號。文暦元八六崩。廿三。

├尊性法親王（二品。天台座主。權僧正。號。綾小路宮。母同）
├仁道深法親王（二品。號。光臺院。號。開田院御室。母同）
├式乾門院（利子。齋宮。皇后宮。四條准母。母同）
├安嘉門院（邦子。皇后宮。後堀川准母。母同）
├能子內親王（齋宮。號。押小路宮。母同）
├本子內親王（皇太后宮）
└有子內親王

第八十六
●四條院　諱秀仁。治十年。
母藻璧門院。道家公女。
寬喜三二十二降誕。四十一爲親王。二。十廿八立太子。貞永元十四受禪。二。十二五郎位。嘉禎元十一廿大甞會。
仁治二正五元服。十一。同三正九崩。十二。

├室町院（暉子。二品內親王。母同）
├神仙門院（體子。齋宮。母同）
├昱子內親王（齋宮。母兼良卿女）
└須子內親王（无品）

第八十二
●後鳥羽院　諱尊成。治十五年。
母同後高倉。
治承四七十五降誕。壽永二八廿踐祚。依舊主安德在西海。被下法皇詔命。神鏡劍璽猶不歸洛。文治元四內侍所以下入洛。元暦元七廿八郎位太政官。同年十一十八大甞會。文治六正三元服。十一。建久九正十一讓位。十九。廿尊號。承久三七八依天下事忽出家。法名良然。十三日爲關東之沙汰奉移隱岐國。延應元二廿二崩。六十。同五廿九可奉號顯德院之由宣下。仁治三七八以顯德院可奉號後鳥羽院之由。重被成宣旨。

├惟明親王（大炊御門宮。號。承安第三宮。建久六三廿九。三品元服。承元五二出家。法名聖䥶。承久三五三薨。四十三。母少將局。宮內大輔平義範女。）

〔式乾門院〕嘉祿二年第六十八代の齋王に立たれ、延應元年院號宣下あり建長三年崩ず。

〔安嘉門院〕元仁元年院號宣下、弘安六年崩ず。

〔藻璧門院〕寬喜二年後堀河天皇の中宮に立たれ、天福元年院號宣下あり同年崩ず。

〔道家公〕藤原良經の長子也、官左大臣に至り、攝政關白たり、建長四年薨ず。

〔室町院〕寬元元年院號宣下、正安二年崩ず。

〔神仙門院〕康元元年院號宣下、正安三年崩ず。

〔後鳥羽院〕一代要記には高倉第四皇子とあり。

〔坊門院〕建永元年院號宣下、承元四年崩ず。

〔齋宮〕治承元年功子內親王第六十四代の齋王に立たれ文治元年潔子內親王これをつぐ。

〔承明門院在子〕建仁二年院號宣下、正嘉元年崩ず。

〔通親〕源雅通の子也、正治元年內大臣となり、建仁二年薨ず。

〔法印能圓〕法勝寺の執行也。

〔順德院〕要記、百練抄また帝を以て第二皇子となす、然れども仁和寺御傳によれば、第二皇子は道助親王也明月記、正統記、皇帝系圖、皇帝抄等第三皇子となすに從ふべきか。

―交野宮―醍醐宮―高桑宮

―山僧尊雲（法印大僧都）―栗野宮

―尾崎宮

―僧聖海（大僧都法印。東大又醍醐）―萬壽

―坊門院（範子內親王。齋院。號六角宮。又號土用宮。承元四四十二崩。三十四。母成範卿女）

―功子內親王（无品齋宮。母公重朝臣女）

―潔子內親王（齋宮。母賴定卿女）

第八十三
●―土御門院 諱爲仁。治十三年。
母承明門院在子。內大臣通親女。實法印能圓女。
建久六十二二降誕。同九正十一受禪。四。同三三郎位太政官。同年十一廿大嘗會。元久二正三元服。十一。承元四十一廿五讓位。十二五尊號。承久三十一令向土佐國給。同閏十十依隱岐院緣座泰移阿波國。寬喜三十十一崩阿波國。三十七。

第八十四
●―順德院 諱守成。治十一年。
母脩明門院。贈左大臣範季女。
建久八九十降誕。正治元十一十六爲親王。同二四十五立太弟。四。承元二十二廿五元服。十二。同四十一廿五受禪。十四。十二廿八即位。建曆二十一十三大嘗會。去年雖被行依春花門院御事延引。承久三四廿讓位。廿五。廿三尊號。同年七廿移佐渡國。仁治三九十二崩於佐渡國。四十六。

―九條廢帝 諱懷成。治四箇月。无即位。建保六十十降誕。十一廿一爲親王。承久三四廿受禪。七九廢之。四。文曆元五廿崩。十七。母東一條院良經公女。

―和德門院（義子內親王。母法印性慶女）

―忠成王（无位。號岩倉宮。又號廣御所宮。弘安二十二十一薨。五十九。母從三位淸季卿女）

―僧尊忠（僧正。梶井。入江）

―仁益助（大僧正。上乘院道乘資。母三木範茂女）

(關白良實公)藤原道家の子也、嘉禎四年左大臣、仁治三年關白となり、文永七年薨す。

(内大臣公親公)藤原實親の子也、弘長元年内大臣となり、正應元年薨す。

(明義門院)嘉禎二年院號宣下、寛元元年崩す。

(永安門院)建長三年院號宣下、弘安二年崩す。

(内大臣信清)藤原信隆の子、建暦元年内大臣となり、建保四年薨す。

―王子加々(母右馬頭範能女)
―彦仁王(正三位右中將。賜源姓)
―忠房親王(任中納言中將。文保三二十八无品親王宣下。彈正尹。母關白良實公女)
　―源彦良(從三位。左中將)
―永鎭法親王(无品座主。梶井。母内大臣公親公女)
―守子内親王
―承惠
―彦成王(母範光卿女)
―善統親王(无品。出家。母同)
―尊雅王―善成(文和五正六叙從三位。即賜源姓。正二位權大納言。年中行事歌合作者)
―深惠
―山尊覺法親王(天台座主。梶井。母清季卿女)
―寺覺惠法親王(聖護院。眞如院。母同)
―明義門院(諦子。母同廢帝)
―永安門院(穠子。母内大臣信清公女)
―雅成親王(三品。承久三七移但馬國。嘉祿二十二出家。廿七。建長二於國薨。號六條宮。母同。順德)
―山澄覺法親王(无品。天台座主。元大僧正。梶井。母親經卿女)
―僧承惠(母中納言親經女。脩明門院中納言)
―僧源雲(權僧正法印。或賴仁親王御子云々。母舞衣)
―賴仁親王(无品。號冷泉宮又兒島宮。母内大臣信清女)―僧道乘(前大僧正。上乘院一長者)
―寶也上人
―仁道助法親王(二品。俗名長仁。御室。號光臺院。母同)

(承圓)第六十九代の天台座主也。

(宜秋門院)九條兼實の女任子也、建久元年後鳥羽天皇の中宮に立たれ、正治二年院號宣下あり、暦仁元年崩ず。

(嘉陽門院)元久元年第三十五代の齋院に立たる、是れ最後の齋院也。

(齋宮)正治元年肅子内親王第六十六代の齋王に立たれ建保三年熙子内親王これをつぐ。

(後嵯峨院)正統記皇記、皇年代畧記等帝を以て第二皇子となし、皇帝系圖第四皇子となす

(龜山殿)山城國葛野郡に在りし仙洞也、建長中後嵯峨上皇檀林寺の廢墟に造營せらる。

—寺覺仁法親王(三山撿挍長吏。櫻井。母舞女瀧)

—山道覺法親王(无品。俗名朝仁。座主靑蓮院。吉水宮。母尾張局。法眼顯淸女)

—尊快法親王(俗名寛成。座主梶井。承圓弟子。母同二順德一)

—寺尊圓法親王(无品。聖護院。配二備前國一。圓忠御弟子。寛木三十廿五薨。母大納言定能卿女)

—仁僧道守(本名圓快。號二保壽院法印一。母少納言典侍)

—寺僧覺譽(大僧都禪林院。母舞女)

—寺道伊(母同)

—仁道緣(一身阿闍梨。母同)

—山行超(權大僧都。母同二尊圓一)

—春華門院(昇子。一品皇后。順德院准母。承元三四廿五院號。建暦元十一八崩。十七。母宜秋門院)

—嘉陽門院(禮子内親王。齋院准后。建保二六十院號。母同二道助一)

—肅子内親王(齋宮准后。號二高辻齋宮一。母丹波局。少納言源信康女)

—熙子内親王(齋宮准三后。號二深艸齋宮一。母舞女石。後右衞門督)

第八十七

—後嵯峨院 諱邦仁。治四年。
母贈皇后宮通子。贈左大臣通宗女。
承久二二廿六降誕。仁治三正廿踐祚。廿三。同日元服。三十八即位。十一十三大甞會。寛元四正廿九讓位。廿七。二五尊號。文永五十五於二龜山仙洞一御出家。四十九。法諱素覺。御戒師天台座主尊助法親王。同九二十七崩於龜山殿別院藥草院一。五十三。

—山尊守法親王(无品天台座主號二高橋宮一。母法橋覺宴女)

—寺道仁法親王(无品。寺長吏。法住寺。母美作掌侍。高階仲資女)

—仁道圓法親王(无品。安井。母治部卿局)

—寺仁助法親王(三井長吏。天王寺別當。圓滿院。母同レ院)

—寺靜仁法親王(无品。熊野撿挍。山川覺仁御弟子。母同)

—山最仁法親王(无品。天台座主。梶井。號二中山宮一。母法眼圓譽女)

〔仙華門院〕建長三年院號宣下、弘長二年薨ず。

〔征夷大將軍〕建長四年藤原頼嗣に次ぎて鎌倉第六代の將軍に任ぜらる

〔攝政兼經公〕藤原家實の長子、嘉禎三年攝政、仁治元年太政大臣となり寶治元年攝政再補正元元年薨ず。

〔永嘉門院〕乾元元年院號宣下、元德元年薨ず。

〔後深草院〕百練抄皇代記、東鑑、帝を以て第一皇子となし、增鏡、闕屋關白記第三皇子となす、正統記、五代帝王物語等本書に同じ

〔實氏公〕藤原公經の子、從一位太政大臣に至り、文永六年薨す。

―山尊助法親王（天台座主。青蓮院。母尋惠法印女）
―山僧增仁（法印權大僧都。號汁谷宮）
―寺僧懷尊
―正親町院（覺子。母同仙華門院）
―仙華門院（曦子。母權中納言源有雅卿女）
―諦子內親王（准三后）
―秀子
―春子
―知子
―信子
―是子

―宗尊親王（一品中務卿。征夷大將軍。文永九ー二ー三十出家。法名覺惠。同十一ー七ー廿九薨。三十三。母准后藏人木工頭棟基女）
　―惟康親王（始賜源姓。從二位左近中將權中納言右大將征夷大將軍。母攝政兼經公女）
　―山僧仁澄（座主大僧正。日光山別當）
　―寺僧增惠
　―山僧聖惠（大僧正座主）
　―寺增珍
　―女子（久明親王御息所。守邦親王母）
　―永嘉門院（瑞子。准后。法名妙法智。母大納言通具卿孫女）
　―寺僧眞覺（權僧正。圓滿院。號早田宮。母中將源具教朝臣女）
　―掄子女王（准后）

―第八十八　後深草院　諱久仁。治十三年。
　母大宮院。實氏公女。

〔大宮院〕後嵯峨天皇中宮藤原姞子也寶治二年院號宣下正應五年崩ず。

〔太政大臣公房公〕藤原經宗の子、建保六年太政大臣に任ぜられ、元仁元年薨ず。

〔太政大臣良平公〕藤原兼實の子也、嘉禎四年太政大臣に任ぜられ、延應二年薨ず。

〔太政大臣兼房公〕藤原忠通の第四子也、建久二年太政大臣となり、建保五年薨ず。

〔月華門院〕弘長三年院號宣下、文永六年薨ず。

〔延政門院〕弘安七年院號宣下、元弘二年薨ず。

〔五條院〕正應二年院號宣下、永仁二年薨ず。

寛元元六十降誕。廿六爲親王。八十爲太子。同三十十三着袴。同四正廿九受禪。四。寶治元三十一即位。十廿四御禊。十一廿四大嘗會。建長五正三御元服。十一。正元元十一廿六禪位。十七。正應三二十一御出家。四十八。嘉元二七十六崩。六十二。號常盤井殿。

—恒尊親王(无品)

第八十九 —龜山院 諱恒仁。治十五年。母大宮院。

建長元五廿七降誕。八十四爲親王。同五十廿九着袴。正嘉二八七立皇太弟。正元元八廿八元服。十一廿六受禪。十一。十二廿八即位。文應元十廿一御禊。十一廿六大嘗會。文永十一正廿六讓位。二二尊號。正應二九七御出家。四十一。法諱金剛源。御戒師大僧正了遍。嘉元三九十五崩。五十七。

—雅尊親王(母大宮院)

—貞良親王(母同)

—寺 圓助法親王(二品。天王寺別當。牛車。圓滿院。母左衛門督中納言能保卿女)

—寺 淨助法親王(无品。圓滿院。權中納言實通女)

—仁 性助法親王(俗名省仁。二品。後中御室。母太政大臣公房公女)

—寺 覺助法親王(一品長吏。天王寺別當。聖護院。母刑部局。孝時女)

—寺 忠助法親王(无品。長吏。聖護院。母太政大臣良平公女)

—山 寂助法親王(梶井。母按察三位局。隆衡卿女)

—山 慈助法親王(市河宮。天台座主。青蓮院。牛車。尊助御弟子。永仁三年七月廿三日御入滅。母大納言三位。公經女)

—寺 仁惠法親王(无品。元大僧都。新熊野。法住寺。双林寺。揔仁御弟子。母太政大臣兼房公女。一說大納言兼良女。實證圓法眼女。兼良妹)

—仁 僧勝助(勝寶院。母從三位源賴政曾孫)

—月華門院(綜子内親王。一品准三后。母大宮院)

—延政門院(悅子。母同。慈助法親王)

—五條院(懌子内親王。准三后。母同。覺助法親王)

（愷子内親王）弘長二年第七十一代の齋王に立たる。

（二歲）編年記三歲に作るをよしとす

（大覺寺）山城國葛野郡嵯峨村に在る眞言宗の寺也、貞觀十八年の建立に係る。

（新陽明門院）龜山天皇の女御藤原位子（近衞基平女）也建治元年院號宣下永仁四年薨ず。

（昭訓門院）龜山天皇の後宮藤原瑛子也、正安三年院號宣下延元元年薨ず

（太政大臣實兼公）西園寺公相の子、正應四年太政大臣に任ぜられ、元亨二年薨ず。

―愷子内親王（齋宮。准三后。母二條局）
―皇女（内親王柳殿。母同二五條院一）
―僧顯日（字高峯。建長寺。謚曰二佛國應供廣濟國師一。母藤氏）
―知仁親王（無品。文永四八廿薨。二歲。母同二後宇多一）
―第九十 御宇多院 諱世仁。治十二年。
　母皇后佶子。京極院左大臣實雄公女。
　文永四十二一降誕。同五六廿五立親王。八廿五立太子。二。同六十九着袴。同十一正廿六受禪。八。三廿六即位。十廿二御禊。十一十九大嘗會。建治三正三元服。十一。弘安十十廿一禪位。廿一。十一十五尊號。德治二七廿六御出家。四十一。御法名金剛性。十一廿一於二東大寺一受戒。元亨四六廿五崩二於大覺寺一。五十八。
―啓仁親王（弘安元十二九薨。母新陽明門院）
―繼仁親王（母同）
―守良親王（四品兵部卿。法名覺靜。五辻宮。母中納言實任卿女）
―兼良親王（无品。母廊御方）
―恒明親王（一品式部卿。常盤井宮。母昭訓門院。太政大臣實兼公女）
―全仁親王（三品中務卿。大宰帥。號二常盤井一）
―滿仁親王（无品。出家）
―直明王―恒弘法親王（无品。後崇光院御猶子。勸修寺）
―僧尊興（准后。勸修寺）―全明親王（无品。彈正尹。後崇光院御猶子）―恒直親王（大宰帥。後柏原院御猶子）
―恒邦王
―恒興王
―尊珍
―尊守法親王（安井）
―深勝

〔良助法親王〕天台座主第百代也。

〔聖雲法親王〕三寶院の門主にして、嘉元三年醍醐寺座主となり、正和三年薨す。

〔覺雲法親王〕弘安七年梶井の門室に入られ、文保元年天台座主（第百三代）となる。

〔慈道法親王〕第百七代の天台座主也暦應四年薨す。

〔道玄〕天台座主也

―聖珍
―尊信法親王
―慈明
―山恒鎭法親王（梶井）
―仁譽法親王
―恒守
―仁乘朝法親王（上乘院）
―恒助法親王
―良助法親王（无品。座主。青蓮院。常壽院。母三條局。正三位左中將實平女）
―醍聖雲法親王（无品。僧正。醍醐座主。寶池院。母同）
―山覺雲法親王（二品。座主。梶井）
―山毅雲法親王（初名定良。遁世。梨本。梶井。永仁五十二入道。母讃岐局壽子。大膳大夫藤原景房女）
―山性惠法親王（无品。妙法院。上野綾小路。母內大臣公親公女）
―寺性覺法親王（无品。長吏。圓滿院。母左少將通能女）
―仁性融法親王（无品。僧正。安井。母同）
―寺順助法親王（无品。長吏。聖護院。母帥典侍。兵部卿平時仲朝臣女）
―山慈道法親王（二品准后。座主。道玄弟子。青蓮院。十樂院。母同）
―山行仁法親王（无品。十樂院。改二行圓一。元良助弟子。慈道御弟子。母同二順助一）
―山恒雲法親王（无品。城興寺。號二小河一。母中納言公雄卿女）
―仁益性法親王（二品。上乘院。益助僧正弟子）
山道澄法親王（母民部卿局。雅藤卿女）
―僧道性（僧正。醍醐座主。閼伽井。母准后貞子）
―僧尊誓（遁世號二報恩一。母安嘉門院）
―仁僧寬融（寬尊法親王。直任正僧正。直任權大僧都。大覺寺。號二西院一。母俊光卿室）

―寺尊珍法親王、准后。長吏。理護院。於配所ニ入滅。母從三位資子）

―昭慶門院。喜子。准三后。法名清淨源。母從三位雅子。法性寺從二位藤原雅平卿女）

―晛子内親王（母同。後宇多二）

―理子内親王（母左大臣實雄公女）

―皇女（法名遍照覺。高山寺關白家基公北政所。經平母。母京極院）

―皇女（攝政師教公北政所。母同。良助二）

第九十三

―後二條院　諱邦治。治七年。母遊義門院。後深卿皇女。實西華門院具守公女。

弘安八二一降誕。同九十廿五立親王。二。永仁六六廿七元服。十四。八十立太子。正安三正廿一踐祚。十七。三廿四

即位。十廿八御禊。十一廿大嘗會。德治三八廿五崩。廿四。

―邦良親王（早世。木寺宮。文保二三九元服立太子。正中二三廿薨。廿。母三木宗親卿女）

康仁親王（木寺中務卿春宮。廢春宮并親王號。母權大納言源定教女）

―邦恒王（早世）―世平王（早世）―邦康親王（二品中務卿）―仁靜覺法親王（二品御室。後花園院御猶子）

―尭圓（西院）

―仁寬法（僧正。安井）

―山仁惠（遁世。桂林寺）

―壽命

―女子（比丘尼明惠）

―女子（比丘尼理範）

―邦世親王（三品式部卿。有忠卿養君）

―僧弘覺（大金剛院宮。母宮僧正俊覺女）

―深守法親王（益性法親王弟子。大金剛院。母尾張局）

（昭慶門院）永仁四年院號宣下、正中元年薨す。

（左大臣實雄）藤原公經の第三子也、弘長元年左大臣に任ぜられ、文永十年薨す。

（家基公）藤原基平の長子也、正應元年右大臣、同二年關白となり、永仁四年薨す。

（京極院）龜山天皇皇后藤原佶子（實雄女）也、文永九年院號宣下、同年薨す。

（攝政師教公）藤原忠教の子也、從一位左大臣に至り、攝政關白に補す、元應二年薨す。

（西華門院）後宇多天皇後宮源基子也延慶元年院號宣下正平十年薨す。

（壽成門院）元應二年院號宣下あり、御名は、皇紀娍子に作り、女院記、貴女抄婉子に作る

（談天門院）後宇多天皇後宮藤原忠子（五辻忠繼女）也、文保二年院號宣下元應元年薨ず。

（二條富小路殿）京都二條の南、富小路の西に在り、屢里内裏となる。

（花山院亭）京都近衛の南、東洞院の東に在り。

―王子（母同㆓康仁㆒）
―王子（母尾張局）
―婥子内親王（壽成院御同宿。北白河。母同）
―女子（母從三位重子。權大納言源師重卿女）
―女子（母同㆓深守㆒）
―邦省親王（三品彈正尹。兵部卿。號㆓花町㆒。母同）
―康仁王（早世）
―仁禪守（大僧正。東寺一長者。眞光院。成助僧正資。通冬卿猶子）
―山祐助法親王（座主。桂林寺。母權中納言公泰卿女）
―寺永尊法親王（改㆓尊齊㆒。圓滿院。母公親公女。中宮御匣）
―仁聖尊法親王（遍智院。母公泰卿女。權大納言局）
―壽成門院（娍子。母少納言棟俊女。勾當内侍）
―珉子内親王（母新大納言局。良珍法眼女）
―榮子内親王（母同㆓聖尊㆒）
―媖子内親王（母三木信輔女）

第九十五
―後醍醐院　諱尊治。治十三年。正慶二年復㆓帝位㆒。治三年。大宰帥中務卿。
母談天門院。三木忠繼女。

正應元十一二降誕。正安四六十六立親王。十五。嘉元元十二廿元服。十六。同日叙㆓三品㆒。德治三九十九立太子。廿一。文保二二廿六受禪。三十一。三廿九即位。十廿七御禊。十一廿二大嘗會。元弘元八廿四密出㆓帝都㆒。同廿七密幸㆓笠置㆒。同九廿九武士於㆓光明山㆒參會。奉㆑遷㆓宇治平等院㆒。十二入㆓御六波羅㆒。同二三七奉㆑移㆓隱岐國㆒。爲時入道中沙汰之。正慶二元弘三也。閏二廿四密出㆓御隱州謫處㆒。幸㆓伯州大山寺㆒。同五月出㆓彼寺㆒。赴㆓御帝都㆒。六月五日還㆓幸二條富小路殿㆒。復㆓皇位㆒。賢所預御㆓座禁中㆒。建武三正十依㆓尊氏等軍襲來㆒幸㆓山門㆒。同三十日依㆓東軍敗北㆒還㆓幸洛陽㆒。五廿五重幸㆓山門㆒。十十又還幸。十一二尊號。十二廿一又密出㆓御花山院亭㆒遷㆓御金峯山㆒。其後重號㆓帝王㆒云々。曆應二八十六崩㆓於吉野行宮㆒。五十二。

〔金崎城〕越前國敦賀に在り、延元二年三月六日落城、宮を初め新田義顯等自刃す。

〔爲世卿〕藤原爲氏の子也。

〔新待賢門院〕後醍醐天皇後宮藤原廉子(河野公廉女)也正平六年院號宣下同十四年崩ず。

〔隆資卿〕四條隆實の子也、從一位大納言に至り、正平七年戰死す。

〔後山本左大臣〕洞院公守の子實泰也文保二年左大臣となり嘉曆六年薨ず。

〔阿蘇宮〕懷良親王なり。

〔宣政門院〕元弘三年光嚴中宮に立たれ、建武二年院號宣下、正平十七年崩ず。

―尊良親王(中務卿。兵仗。配流土左國。於金崎城御自害。母贈從三位爲子。權大納言爲世卿女)
―世良親王(大宰帥。上野太守。母三木實俊卿女。遊義門院一條)―女王
―恒良親王(前坊。元弘四正廿三立坊。母准后新待賢門院)
―成良親王(前坊。上野太守。征夷將軍。建武三十一十四立坊。母同)
―義良親王(陸奥太守。於南方稱君。號後村上天皇云々。母同)
　―寬成親王(法名覺理。於南方自立。號長慶院)
　―熙成王(法名金剛心。自吉野降後家。太上天皇尊號。號後龜山院)
―護良親王(兵部卿。元妙法院主。尊雲法親王。天台座主。號大塔宮。還俗征夷將軍。於關東被誅。母民部卿三位大納言源師親女)
―寺 靜尊法親王(聖護院。改惠尊又改尊珍。母同世良)
―山 尊澄法親王(二品。天台座主。妙法院。還俗改宗良。配讚州。母同尊良)
―僧覺貞([illegible]宮。母少納言內侍。隆資卿女)
―山 聖助法親王(聖護院道世。母少將內侍。菅在仲卿女)
―仁 法仁法親王(早世。母權大納言三位局。爲道朝臣女)
―寶 玄圓法親王(一乘院。早世。母從一位守子。後山本左大臣女)
―皇子(母中納言典侍。親子。宗親女)
―皇子(恒性。大覺寺。越中宮。延慶三十九配於越中國。富所守護名越於配所奉殺之。母龜山院皇女)
―皇子(母同護良)
―皇子(阿蘇宮。母同法仁)
―皇子(母昭訓門院近衞)
―宣政門院(一品內親王懽子。母後京極院)
―前齋宮(祥子。母同前坊等)
―姚子內親王(今林尼衆。母同護良)

（關白基嗣公）近衞經平の子也、延元二年關白となり。文和三年薨す。

（山階左大臣）藤原實雄を云ふ、（七〇頁參照）

（後室町院）新室町院也（七六頁參照）

（達智門院）德治元年齋王卜定、元應元年院號宣下、正平三年崩す。

（太政大臣公經公）西園寺實宗の第二子也、貞應元年從一位太政大臣となり、寛元二年薨す。

（玄輝門院）後深草天皇の後宮藤原愔子也、正應十年院號宣下、元德元年薨す。

―惟子内親王（今林尼衆。鷲尾。母同ニ前坊等ニ）

―皇女（今林尼衆。母同ニ世良ニ）

―皇女（同尼衆。母遊義門院左衞督局。爲忠女）

―皇女（母同ニ尊良ニ）

―皇女（母後宇多院權中納言局）

―皇女（母基時朝臣女）

―皇女（關白基嗣公室。離別。母民部卿局）

―皇女（母一品實子。山階左大臣女）

―皇女（母大納言局。實雄公女）

―皇女（母坊門局）

―皇女（母後室町院）

―皇女（母同ニ法仁ニ）

―山承覺法親王（二品。座主。梶井。入江。北白河尊忠弟子。母同ニ後醍醐ニ）

―仁性圓法親王（二品。大覺寺。後宇多法皇御附法。母同）

―仁性勝法親王（俗名良治。大覺寺。母一條局。三木左中將實俊卿女）

―達智門院（奨子。皇后宮。齋宮。母同ニ後醍醐ニ）

―崇明門院（禖子。太子邦良妃。元弘元十廿六宣下。後醍醐白ニ伯州ニ還幸後ㇾ之。又爲ニ内親王ニ。母掄子女王。宗尊女）

―愉子内親王（母宗親卿女）

―幸仁親王（无品。文永二十一二薨。四歳。母大納言二位成子。太政大臣公經女）

―第九十一 伏見院 諱煕仁。號ニ持明院ニ。治十一年。
母玄輝門院。實雄公女。

文永二四廿三寅時降誕。同八八廿三着袴。七。建治元十十四立親王。十一五立太子。十一。同三十二十九元服。十三。弘安十十廿一踐祚。廿三。同十一三十五卽位。十廿一御禊。十一廿二大嘗會。永仁六七廿二禪位。三十四。八三尊號。

〔持明院殿〕京都上立賣の北、新町の西に在り、後深草天皇以後數代の仙洞たり。

〔征夷大將軍〕正應二年久明親王鎌倉第八代の將軍に立たれ、延慶元年守邦親王襲職せらる

〔遊義門院〕正應四年院號宣下、德治二年崩ず。

〔永陽門院〕永仁二年院號宣下、正平元年薨ず。

〔陽德門院〕乾元元年院號宣下、正平七年薨ず。

〔公相公〕藤原實氏の子、太政大臣也。

〔章善門院〕延慶二年院號宣下、延元三年薨ず。

〔永福門院〕伏見天皇中宮也、永仁六年院號宣下、康永元年崩ず。

正和二十十七御出家。四十九。法諱素融。御戒師大僧正公什。文保元九三崩ニ於持明院殿一。五十三。

―久明親王（一品式部卿。征夷大將軍。母從二位房子。公親公女）
　―守邦親王（二品征夷大將軍。左大將中納言中將。元弘三五廿二出家。關東滅亡故也）
　―久良親王（號土御門親王一。賜ニ源氏一。任ニ左中將一。叙ニ從三位一。母爲相卿女）―源宗明（權大納言。實父關白道平公）
―僧聖惠（僧正）
―性仁法親王（二品御室。俗名滿仁。母同レ院）
―行覺法親王（无品。圓滿院。母同ニ久明一）
―深性法親王（二品御室。母從一位忠子准后。三善康衡女）
―恒助法親王（无品。圓滿院。母別當典侍。三木茂通卿女）
―遊義門院（姈子。皇后。後二條准母。母東二條院。太政大臣實氏公女）
―永陽門院（久子。法名眞如智。母同ニ伏見一）
―陽德門院（媖子。母公相公女）
―章善門院（永子。准三后。母同ニ久明一）
―貴子內親王（母東二條院）

第九十二
―後伏見院　諱胤仁。治三年。
養母永福門院、實兼公女。實准三后從三位經子。經氏卿女。

弘安十一二三降誕。正應元八十立親王。同二四廿五立太子。十二。同三十廿三着袴。永仁六七廿二受禪。十一。十十三即位。同廿五御禊。十一廿大嘗會。正安二正三元服。十三。同三正廿一禪位。十四。同廿八尊號。正慶二五七依ニ天下亂一御ニ沒-落東國一。同廿八還ニ幸京都一。元弘三六廿六御落餝。四十六。法諱理覺。御戒師座主慈道法親王。延元元四六崩ニ於持明院殿一。四十九。

第九十四
―花園院　諱富仁。治十年。
母顯親門院。實雄公女。在位之時。廣義門院爲ニ國母一。

永仁五七廿五降誕。正安三八十五立親王。五。廿四立太子。德治三八廿六踐祚。十二。十一十六即位。延慶二十廿一御禊。十一廿四大嘗會。同四正三元服。十五。文保二二廿六禪位。十二。三十尊號。正慶二五七依ニ天下亂一

奉レ伴二主上上皇一没二落東國一。同廿八還幸。建武二十一廿二御落飾。三十九。法諱遍行。御戒師惠鎮上人。貞和四十一十一崩。五十三。號二萩原院一。

|直仁親王(擬二光嚴院皇子一皇太子。觀應二廢レ之。出家。母宣光門院。實顯卿女)
|覺譽法親王(聖護院。母實子。實明卿女)
|仁源性法親王(御室。母宣光門院)
|皇子(聖護院)
|皇女(花山院中納言母義。母宣光門院)
|皇女(母別當典侍。賴任女)
|徽安門院(光嚴院妃。母宣光門院)
|儀子內親王
|祝子內親王
|仁寬性法親王(御室。俗名惟永。母同二花園一)
|寺惠助法親王(无品。三井長吏。聖護院。母任快法印女。治部卿局。後號二春日局一)
|寺尊悟法親王(圓滿院。俗名吉永。母權大納言局。三木具氏卿女)
|山尊圓法親王(二品。青蓮院。天台座主。號二大乘院一。俗名守彥。母播磨內侍。俊衡朝臣女)
|山道熈法親王(青蓮院。母東御方。三位殿。實明卿女)
|山尊熈法親王(桂園院。母春日局。茂通卿女)
|僧聖珍(東大寺東南院。母廣義門院。西御方)
|皇子(早世)
|章義門院(譽子。准三后。母從三位英子。公宗卿女。實雄公孫)
|朔平門院(准三后。母同二花園一)
|延明門院(准三后。母同)

第九十六
光嚴院 諱量仁。治二年。
母廣義門院。公衡公女。

〔宣光門院〕花園天皇後宮藤原實子也延元三年院號宣下あり。

〔實明卿〕洞院公守の第二子權大納言正親町實明也、前行實顯とあるも同人也。

〔廣義門院〕後伏見天皇の女御藤原寧子也、延慶二年院號宣下、延文二年薨す。

〔章義門院〕德治二年院號宣下、延元元年薨す。

〔朔平門院〕延慶二年院號宣下、同三年薨す。

〔延明門院〕正和四年院號宣下あり。

〔公衡公〕西園寺實兼の子、延慶二年左大臣となり、正和四年薨す。

（觀應三云々）此年（南朝正平七年）南朝京都を恢復せしによる。

（兩上皇）光嚴及び光明上皇也。

（新院）崇光上皇也

（伏見殿）山城國紀伊郡伏見に在り、もと藤原長者領なりしが、後ち持明院統に相傳し仙洞となる。

（丹波國山國）同國北桑田郡に在り。

（新室町院）元弘三年後醍醐天皇の中宮に立たれ、延元二年院號宣下あり同年崩ず。

正和二七九降誕。八十七立親王。一。嘉暦元七廿四立太子。十四。元徳元十二廿八元服。十七。元弘元九廿踐祚。十九。被下太上天皇[illegible]位。于時[illegible]猶不被改之。前蹤無例也。同年十六歳[illegible]。自六波羅[illegible]以土御門東洞院殿。同十一八立故皇太子邦良親王子康仁爲太子。同二。正慶。三廿二卽位。十廿八御禊。十一十三大嘗會。正慶二五七依天下亂。主上幷兩院御沒落東國。此間爲伯州詔命。奉退皇位。同十二十被獻太上天皇尊號。廿一。觀應三閏二廿依南方主天氣。促仙蹕於八幡軍陣。兩上皇幷新院、崇光。東宮直仁親王等同車。八月八日於河州行宮御落飾。法諱勝光智。御戒師西大寺元耀上人。延文元於河州離宮。由良覺明和尚奉令著禪衣。此時以爲上皇手書[illegible]之。同二二奉伴新院出南方。幸伏見殿。貞治三七七崩 於丹波國山國。五十二。以此間御庵號。被擬追號。是依遺勅也。

第九十七
光明院 諱豐仁。治十二年。
母同　爲光嚴院御猶子。　──周尊

元亨元十二廿三降誕。同二二十三立親王。二。建武三八十五踐祚。十六。今八幡大納言良基卿亭御元服。攝[illegible]嘗會例　同月廿二日幸東寺御在所。十一二賢所渡御。十二十出御東寺幸一條室町内大臣第。同四十二廿八卽位　貞和四十廿七禪位。廿八。十一廿五尊號。觀應二十二廿八俄御落飾　三十一。法諱眞常惠。御戒師泉涌寺了寂上人。文和四八八自河州東條行宮出御伏見殿。其後御保安寺。自大[illegible]。[illegible]云々。其後所々御經行。康暦二六廿四崩　於勝尾寺御草庵。春秋七十。[illegible]此號不可及[illegible]云々。

──仁 法守法親王（御室。母堀河局。高階邦經女）
──山 尊胤法親王（二品。天台座主。梶井。母治部卿局）
──寺 景仁親王（法名仁悟。圓滿院。母同レ院）
──寺 長助法親王（圓滿院。母東御方。實明卿女）
──寺 寛胤法親王（勸修寺。母同）
──山 承胤法親王（二品。天台座主。梶井。母同）
──山 亮性法親王（二品。妙法院。母同）
──山 慈眞法親王（改尊實。青蓮院。母對御方。實明卿女）
──山 尊道法親王（一品。天台座主。青蓮院。母同）
──新室町院（珣子内親王。母同レ院）

（章德門院）延元元年院號宣下あり。

（徽安門院）延元二年院號宣下、正平十三年薨ず（七五頁參照）。

（陽祿門院）光嚴天皇の後宮藤原季子也、正平七年院號宣下、同年薨ず。

（公秀公）實躬の子觀應二年內大臣に任ぜられ、貞治二年薨ず。

（南方新主）後村上天皇を申す。

（敷政門院）後崇光院の妃源幸子（庭田經有女）也、文安五年院號宣下、同年薨ず。

―章德門院（璜子。母同　長助ニ）

―進子內親王（母同ニ慈眞ニ）

―皇女（母右京大夫局）

―皇女（母同）

―皇女（母同ν院）

●―第九十八崇光院 諱興仁。本名益仁。治三年。
養母徽安門院。實陽祿門院。三條內大臣公秀公女。
建武元四廿二降誕。五八八爲ニ親王一。同十三立太子。五。貞和四十廿七踐祚。十五。同日受元服。五十二廿六卽位。觀應二十一七奉ν廢ニ帝位一。未被行御禊大嘗會々。武將奉和睦。南方君申行之故也。同十二廿三被ν渡ニ內侍所幷神璽於南方一。同廿八被ν奉ニ尊號一。十八。同三閏二廿依ニ南方新主天氣一渡ニ御八幡軍陣一。兩上皇（光嚴光明）御同車云々。延文二二十八奉ν伴ニ太上法皇一。出ニ南山御座一幸ニ伏見仙居一。明德三十一晦御落飾。法諱勝圓心。應永五正十三崩。六十五。

―榮仁親王（法名通智。號ニ有栖河一。又號ニ大通院一。母重資卿女）
　―貞成親王（年月日出家。法諱道欽。文安四十一廿七太上天皇尊號。康正二八廿九崩。八十五。奉ν號ニ後崇光院ニ）
　―貞常親王（號ニ後大通院一。母敷政門院）
　―邦高親王（二品式部卿。後土御門爲ν子）―貞敦親王（二品中務卿。母故左大臣教季公女）―邦輔（母前左大臣女）
　―山堯胤法親王（二品。天台座主。梶井。後花園猶子）
　―仁道永法親王（御室。俗名高平。御土御門猶子）
　―常信法親王（改ニ覺圓一。勸修寺。御土御門猶子）
　―覺胤法親王（妙法院）
　―山僧慈運（曼珠院）
　―良殿（竹內）
　―與譽（聖護院）

—寺道應法親王（聖護院）

—治仁王（早世）

—仁弘助法親王（无品。相應院）

—光子内親王

第九十九
—**後光嚴院**諱彌仁。治廿年。
母陽祿門院。公秀公女。

曆應元三二降誕。觀應三八十七踐祚。十五。未立親王不立坊。當日自持明院殿渡御土御門殿。先於東小御所有御元服事。其後渡御寢殿。被行次第事。今度不被行節會。不及宣命。任事等儀。翌日被問諸衛。文和二六六臨幸山門。依南方軍士攻上也。同十三日赴美乃國。同年九廿一還幸帝都。十二廿七卽位。同三閏十廿八御禊。十一十六大嘗會。同年十二廿四依天下騷亂臨幸江州武佐行宮。同四二八幸山門。三廿八還幸。康安元十二八又幸山門。依南方軍士淸氏等襲來也。同日遷御江州武佐行宮。同二正五幸山門。同年二十還都。入御右大臣實俊卿北山亭。四月廿一日還幸土御門殿。應安四三廿三讓位。三十四。同閏三六尊號。同七正廿九崩柳原仙居。三十七。御閉眼之剋御落飾。法諱光融。

—正親町宮（義仁。三品。秦箏一流正統。住栂尾。母徵安門院一條。御對御方。公蔭卿女）

第百
—**後圓融院**諱緒仁。治十一年。
母崇賢門院　贈左大臣兼綱女。

延文三十二十二降誕。應安四三十五著袴。十四。同廿一立親王。同廿三元服。同日受禪。同七十二廿八卽位。十七。永和元十廿八御禊。十一廿三大嘗會。永德四十一禪位。同廿五尊號。明德四四廿八崩。三十六。御閉眼之後御落飾。法諱光淨。御戒師泉涌寺竹岩和尙。諡號由去年遺勅也。

—山亮仁法親王（妙法院亮性資。早世）

—寺行助法親王（圓滿院尊悟資。早世）

—山覺叡法親王（梶井。早世）

—仁永助法親王（一品。俗名凞仁。御室。母同レ院）

—山堯仁法親王（一品妙法院良憲僧正附法。亮仁親王跡。母同レ院）

—山道圓法親王（俗名久尊。青蓮院尊道親王資）

〔文和二六六云々〕同年（南朝正平八年）南軍再び京都を復せしによる。

〔赴美乃國〕此時足利義詮上皇を奉じて美濃小島に至り、行在所となす。

〔同年十二云々〕此時南軍の將足利直冬、山名時氏等京都を襲ひし故也。

〔武佐行宮〕近江國蒲生郡に在る武佐寺也。

〔淸氏〕細川和氏の子、武家の執事なりしが、佐々木道譽に讒せられて南朝に降り、此時楠正儀等と京を攻む

〔崇賢門院〕後光嚴天皇後宮藤原仲子也、弘和三年院號宣下、應永三十四年薨す。

〔通陽門院〕後圓融天皇後宮藤原嚴子也、應永三年院號宣下、同十三年薨す。

〔內大臣公忠公〕三條實忠の子、延文五年內大臣となり永德三年薨ず。

〔光範門院〕後小松天皇後宮藤原資子也、應永三十二年院號宣下、永享十二年薨ず。

〔儀同三司資教〕日野時光の第二子也應永二十五年薨す

〔資國〕資教の弟也正三位權大納言に至り、應永三十五年薨ず。

〔源經有〕庭田第四代、右少將從四位下也。

—寺覺增法親王（聖護院覺譽親王資）

—仁寬守法親王（上乘院乘朝親王資）

—山明承法親王（梶井承範僧正附法。覺叡親王資）

—山聖助法親王（本覺院守惠僧正入室。附屬隆□僧正灌頂）

—山尭性法親王（妙法院尭仁親王資。自害）

—仁道寬法親王（大覺寺寬尊親王入室。深守親王灌頂）

—治子（柳殿內親王）

—見子（入江內親王）

—敬愛寺長老

—龍頭庵院主

第百一 —後小松院 諱幹仁。治三十年。
母通陽門院。內大臣公忠公女。
永和三六廿六降誕。永德二四十一受禪。六。同年十二廿八卽位。同三十廿二御禊。十一十六大嘗會。至德四正三御元服。十一。應永十九八廿九禪位。永享三三廿四御出家。法諱素行智。御戒師永助法親王。同五十廿於二洞院仙居一崩。五十七。依二遺勅一奉レ號二後小松一。

—仁道朝法親王（上乘院。母從三位今子。從一位隆鄉卿女）

第百二 —稱光院 諱實仁。治十六年。
母光範門院。儀同三司資教女。實贈左大臣資國女。

—皇女

應永八三廿九降誕。同十八十一廿五立親王。同廿八元服。十一。同十九八廿九受禪。十二。同廿一十二十九卽位。同廿二十廿九御禊。十一廿一大嘗會。正長元七廿於二土御門皇居黑戶一崩。廿八。法諱大寶壽。

—皇子（爲二儲君一號二小川宮一。應永廿二二十六曉御頓滅。御年廿二。今夜則奉レ落二御髮一。泉涌寺長老奉仕之。同十八奉レ盜二乘輿一奉レ渡二仁和寺永圓寺一。泉涌寺末。奉レ號二普樹寺宮一）

第百三 —後花園院 諱彥仁。治三十六年。
母光範門院。實母敷政門院。贈左大臣源經有女。

〔鳳栖院〕花山院忠定の子也、嘉吉元年内大臣となり。文正二年薨す。

〔贈左府教秀公〕勸修寺經成の子也、明德五年准大臣となり、同年薨す。

〔豐樂門院〕後柏原天皇の後宮也、天文四年院號宣下、同年崩す。

〔吉德門院〕後奈良天皇の後宮也、大永二年崩す。

〔藤賢房卿〕萬里小路冬房の子也。

〔能證院内大臣〕萬里小路賢房の子也天文十五年内大臣となり、永祿六年薨す。

―寺仁尊法親王（改二仁悟一。圓滿院。母從二位兼子。鳳栖院贈太政大臣女）

―皇子（入室。下河原上乘院。童形早世）

―皇子（大慈院。母從三位房子。贈左府教秀公女）

―皇女（比丘尼。安禪寺。早世。母同）

―皇女（比丘尼。保安寺。母同二仁尊一）

―皇女（比丘尼。安禪寺。永正十九廿一早世）

―第百六 後奈良院 諱知仁。治三十一年。母准三后藤子。贈左大臣教秀公女。號二豐樂門院一。

明應五十二廿三降誕。永正九四八立親王。十七。同廿六御元服。加冠關白。九條尚經公。理髮頭中將實胤朝臣。小御所爲中最密儀也。同十八四廿七叙二一品一。大永六四廿九踐祚。同夜移二本殿一。天文五二廿六卽位。弘治三九五崩。

―仁覺道法親王（二品。號二後華頂院一。母贈從二位源子。從一位源雅行卿女）

―由尊鎭法親王（二品。本名尊猷。俗名淸彥。靑蓮院。天台座主。天王寺別當。母同二今上一）

―仁傳道喜（上乘院。母掌侍繼子。入道中納言永繼女）

―由彥胤法親王（俗名寬恒。梶井。母同二覺道親王一）

―皇女（比丘尼。大聖寺。諱覺チン。母同二今上一）

―皇女（比丘尼。大慈光院。諱覺音。母同二覺道一）

―由傳覺恕（准后曼殊院。母伊豫局。小槻雅久宿禰女）

―第百七 正親町院 諱方仁。治廿九年。母吉德門院。贈皇太后榮子。三木藤賢房卿女。

永正十六五廿九降誕。天文二十二九爲二親王一。同廿二御元服。弘治三十廿七踐祚。永祿三正廿七卽位。文祿二正五崩。于仙洞一。

―陽光院（諱誠仁。天文廿年降誕。永祿十一十二十五爲二親王一。天正十四七廿四薨。贈二太上天皇一。葬二泉涌寺一。母典侍。能證院内大臣女。號二淸光院一）

〔内府兪秀公〕廣橋守光の子也、弘治三年内大臣となり永祿十年薨す。

〔新上東門院〕陽光院妃藤原晴子也、慶長五年院號宣下元和六年崩す。

〔贈左大臣晴秀公〕大臣補任等晴右（ハルミギ）に作るをよしとす、勸修寺尹豐の子、元龜四年權大納言となり、天正五年薨す。

〔橘以緒卿〕以量の子、諸兄公第二十四代の孫也。

―皇女（早世。母大典侍、參木言房卿女）

―皇女（母目々典侍。權大納言雅綱卿女）

―皇女

―皇子（童形。早世。八歳。母同）

―皇女（童形。早世。母同）

―皇女（大聖寺喝食。早世。母同）

―皇女（安禪寺、早世。廿九歳。母權大納言藤原永家卿女、典侍基子。實三木橘以緒卿女）

―皇女（聖秀。曇華院。母從三位藤國子。內府兪秀公女）

第百八
―後陽成院　諱和仁、後改二周仁一。治廿五年。
母新上東門院。贈左大臣晴秀公女。

元龜二十二十五降誕。天正十二正十五爲二親王一。同十四九廿御元服。同十一七受禪。同月廿五日即位。元和三八廿六崩二於仙洞一。四十七。同九月廿日奉レ葬二泉涌寺一。

―仁 空性法親王（二品。大覺寺。還俗號二隆暉一。母同）

―曲 良恕法親王（二品。曼殊院。寛永廿七十五薨。七十一。母同）

―寺 興意法親王（二品。聖護院。本名道勝。母同）

―知仁親王（一品。式部卿。八條殿。寛永六四七薨。五十一。母同）

―皇女（入宝。安禪寺。童形。早世。母典侍。權大納言秀綱卿女）

―皇女（大聖寺。早世。十二歳。母同二後陽成一）

―皇女（母同）

―皇女（母同）

―皇女（母同）

―皇女（母同）

―皇女（母同）

―皇女（母同）

〔親綱卿〕中山孝親の子也。

〔中和門院〕後陽成天皇女御也、天和六年院號宣下、寛永七年崩ず。

〔前久公〕近衛稙家の子也、天文二十三年從一位左大臣となり、關白に拜せらる、慶長十七年薨す。

〔鷹司關白信尚公〕鷹司信房の子也、慶長十七年關白となる。

〔九條幸家公〕兼孝の子、慶長十三年及び元和五年の兩度關白に補せられ寛文五年薨す。

右皇胤紹運錄流布印本頗多誤脫。今以二古寫二本一校正之。

○後陽成院 以下據二近代帝系數本及諸家記錄等一補レ之。

—仁和寺覺深法親王（一品。俗名良仁。任助法親王資。母大典侍藤親子。中山權大納言親綱卿女）

天正十六年五月五日誕生。稱二若宮一。文祿三年四月廿九日爲二親王一。七歲。慶長六年三月五日入室。同廿八日得度。十四。同十九年七月七日叙二一品一。二十七。正保五年閏正月廿一日薨。六十一。葬二于法金剛院一。號二後南御室一。

—皇女（母中和門院藤前子。近衛前關白前久公女）

天正十八年月日誕生。文祿三年十二月十五日薨。五歲。葬二于大德寺中養德院一。號二瑞雲聖興一。

—梶井承快法親王（无品。俗名幸勝。最胤法親王資。母大典侍藤親子）

天正十九年二月十四日誕生。稱二二宮一。又號二七條殿一。慶長三年十二月廿九日入二室于仁和寺一。同六年月日改入二室于梶井一。同十四年十二月廿日薨。十九。葬二于魚山一。號二實性院宮一。

—清子内親王（准三后。鷹司關白信尚公室。教平公母。母中和門院）

文祿元年四月廿三日誕生。稱二女三宮一。慶長六年十一月九日爲二内親王一。寛永六年十月廿九日准三后。延寶二年十二月九日薨。八十三。十二日葬二于二尊院一。號二大鑑院宮一。

—皇女（母同）

文祿二年十月廿三日誕生。

—大聖寺皇女（法名恵仙。還俗號二東御所一。母同）

文祿四年月日誕生。慶長七年九月十五日入室得度。寛永元年辭レ職居二大聖寺東側一。因稱二東御所一。同廿一年八月十九日薨。五十。葬二于大觀喜寺一。號二天祥院宮一。

●—第百九 後水尾院 諱政仁。治十八年。母同。

慶長元年六月四日降誕。稱二三宮一。同五年十二月廿八日爲二親王一。五歲。同十五年十二月廿三日於二小御所一御元服。加冠關白。九條幸家公。理髮頭中將實有朝臣。同十六年三月廿七日受禪。十六。同年四月十二日即位。寛永六年

十一月八日讓位。三十四 同日太上天皇尊號。慶安四年五月六日御落飾。五十六 法諱圓淨。御戒師相國寺慈照院中院和尚。延寶三年十一月十四日八十御賀於仙洞御所被行。同八年八月十九日崩。八十五 閏八月八日葬于泉涌寺。依遺詔不起陵。號後水尾院。

―皇女(母同)

慶長三年五月五日誕生。同年七月八日爲近衞信尹猶子。同十四日爲光照院相續之約。

―近衞 藤信尋(三藐院關白信尹公養子。母同)

慶長四年五月二日誕生。同十年八月廿八日元服。元和九年閏八月十六日詔爲關白。寛永六年七月一日辭關白職。正保二年三月十一日出家。法名應山。慶安二年十月十一日薨。五十一 葬于大德寺。號本源自性院。

―大覺寺 尊性法親王(二品。俗名信敦。法務。東寺長者。義性法親王資。母典侍藤輝子(日野大納言輝資卿女))

慶長七年十月八日誕生。同十年八月廿二日爲親王。同十二年三月廿二日入寺。同十九年十二月廿二日得度。十三 元和七年二月廿七日叙二品。寛永十二年閏四月六日任東寺長者。慶安四年三月廿二日薨。五十 葬于長尾山[illegible]。號禪心院宮。

―妙法院 堯然法親王(二品。俗名常嘉。天台座主。常胤法親王資。母內侍藤孝子(持明院權中納言基孝卿女))

慶長七年月日誕生。同十年八月廿二日爲親王。寛永十七年七月十一日任天台座主。寛文元年閏八月廿二日薨。六十歲。葬于法住寺。號慈恩院宮。

―高松殿 好仁親王(无品。彈正尹。元名清輔。[illegible]院御同弟。母中和門院)

慶長八年三月十八日誕生。同十七年十二月廿六日爲親王。寛永十五年六月三日薨。三十六 葬于大德寺中龍光院。號永照院宮。

―明子女王(後高松女御。實備前少將光政朝臣女。母越前宰相忠直卿女)

延寶八年七月八日薨。五十一 葬于大德寺中龍光院。號妙吉祥院。

―女子

―知恩院 良純法親王(二品。母大典侍源具子。庭田大納言重通卿女)

慶長九年三月廿九日誕生。稱八宮。同十九年十二月十六日爲親王。元和元年六月爲東照宮御猶子。同五年

(信尹公)近衞前久の子也、慶長十年關白となり、同十九年薨す。

(大德寺)山城國愛宕郡大宮村に在る臨濟宗大德寺派の本山にて、京都五山の一也。

(輝資卿)日野晴光の子也。

(基孝卿)持明院基規の子也。

(法住寺)京都三十三間堂の附近に在りし寺にて、永延二年の建立也。

(光政朝臣)池田利隆の子、備前岡山城主也。

(越前宰相忠直卿)德川秀康の子、松平氏也。

〔内基公〕一條房通の子也、天正五年左大臣、同九年關白となり、同十六年薨ず。

〔東福寺〕京都本町に在る臨濟宗東福寺派の本山にて、京都五山の一、嘉禎二年の創建也。

〔二條攝政康道公〕二條昭實の子也、寛永九年左大臣、同十二年攝政となり、寛文六年薨ず。

〔攝政光平公〕慶安五年左大臣、承應二年關白、寛文三年攝政となり、天和二年薨ず。

〔二尊院〕山城國葛野郡嵯峨村に在る寺にて、承和年中の建立、帝室四筒御黒戸の一也。

〔十念寺〕京に在り

九月十七日入寺得度。十六。寛永廿年十一月十一日遷於甲州天目山。四十。萬治二年六月廿二日歸洛，住泉涌寺中新善光寺。五十六。寛文四年四月十三日構新宅於北野移住。還俗號以心庵。同九年八月一日薨。六十六。三日葬于泉涌寺。明和五年八月當百年忌復本位。號无礙光院宮。

一條藤昭良(元兼遐。淨心院關白内基公養子。母中和門院)

慶長十年四月廿六日誕生。稱九宮。同十四年十二月十七日元服。五歲。寛永六年八月廿八日詔爲關白。廿五。于時右大臣。同年九月廿八日轉左大臣叙從一位。十一月八日改關白爲攝政。同九年十二月廿四日辭左大臣。廿八。同十一年九月廿六日辭攝政。三十。正保四年三月廿八日還補攝政。四十三。同年七月廿七日復辟。慶安四年四月廿七日辭關白。同五年八月六日薙染。四十八。法名惠觀。戒師大德寺玉舟和尚。寛文十二年二月十二日薨。六十八。廿日葬于東福寺。號知德院。

貞子内親王(二條攝政康道公室。攝政光平公母。母同)

慶長十一年九月日誕生。稱逸宮。正保二年月日配于康道公。延寶三年六月十七日薨。七十歲。廿二日葬于二尊院。號貞了院宮。

一乘院尊覺法親王(二品。興福清水兩寺別當。大僧正尊政資。母同)

慶長十三年月日誕生。稱十宮。同十五年正月十九日爲親王。元和四年十二月十六日入寺得度。十一。寛文元年七月廿六日薨。五十四。葬于白毫寺。號明了院宮。

大聖寺皇女(法名永崇。號東御所。母平内侍。西洞院宰相時慶卿女)

慶長十四年五月二日誕生。寛永元年四月廿一日入寺得度。正保三年辭職。居東御所。元祿三年七月廿日薨。八十二。廿二日葬于大觀壽寺。號陽德院宮。

皇女(母同)

慶長十五年八月廿六日誕生。同十七年八月七日薨。三歲。葬于十念寺。號高雲院宮。

皇女(母三位局。古市播磨守胤榮女)

慶長十六年月日誕生。同年六月八日薨。葬于淨花院。號冷雲院宮。

聖護院道晃法親王(二品。園城寺長吏。三山檢校。後移照高院。道勝法親王資。母同)

慶長十七年三月八日誕生。稱吉宮。寛文三年十月十三日爲親王。萬治元年閏十二月日移照高院。延寶七年

〔賴宣卿〕葉室定藤の子也。

〔敎平公〕鷹司信尙の子也、寛永十七年左大臣となり、寛文八年薨す、前關白は誤也。

〔公遠卿〕四辻季遠の子也。

〔東福門院〕寛永六年院號宣下、延寶六年薨す。

〔近衞關白尙嗣公〕信尋の子、正保四年左大臣、慶安四年關白となり、承應二年薨す。

六月十八日薨。（六十八）廿七日葬于白河。號通照寺宮。

―照高院 道周法親王（二品。母上左局。春日神主大中臣時廣女）

慶長十八年正月十六日誕生。稱是宮。寛永十一年十一月廿八日薨。（廿二）葬于白川。號眞善寺宮。

―皇女（母三位局）

慶長十八年月日誕生。同年七月十一日薨。葬于淨花院。號空花院宮。

―光照院 皇女（法名尊厳。後改尊清。稱日々宮。母宰相中納言賴宣卿女）

慶長十八年八月日誕生。寛永十九年四月十九日得度。（三十歳）寛文九年三月四日薨。（五十七）葬于花園院。號崇山王符。

―梶井 慈胤法親王（二品。天台座主。承快法親王資。母上左局）

元和三年三月廿四日誕生。稱二宮。寛永六年十月九日爲親王。同七年十一月七日得度。（十三）同十九年十二月廿八日任天台座主。元祿十二年十二月十一日薨。（八十三）葬于魚山。號常修院宮。

―光照院 皇女（母中和門院）

元和五年月日誕生。寛永九年十月十一日薨。（十四）葬于花園院。號受敎院宮。

―皇女（鷹司前關白敎平公室。離別後道世稱山村宮。建寺號圓照寺。法名文智。母典侍御料人。四辻大納言公遠卿女。）

元和五年六月廿日誕生。稱梅宮。寛永八年七月廿七日配于敎平公。同十一年離別。元祿十年正月十八日薨。（七十九）葬于南都山村。號深如海院宮。

第百十

―明正院 諱興子。治十四年。母中宮源和子。太政大臣秀忠公女。號東福門院。

元和九年十一月十九日降誕。稱女一宮。寛永六年十月廿九日爲內親王。（七歳）同年十一月八日受禪。同七年九月十二日卽位。（八歳）同廿年十月三日讓位。（廿一）同十二日太上天皇尊號。元祿九年十一月十日崩。（七十四）廿五日奉葬于泉涌寺。

―昭子內親王（近衞關白尙嗣公室。母同）

寛永二年九月十三日誕生。稱女二宮。同十三年十二月廿三日配于尙嗣公。同十四年十二月八日爲內親王。

慶安四年五月十五日薨。廿七。十八日葬ニ于東福寺一。號ニ光明心院宮一。

―高仁親王（无品。母同）
寛永三年十一月十三日誕生。同廿五日爲ニ親王一。同五年六月十一日薨。三歳。葬ニ于般舟院一。號ニ眞照院宮一。

―皇子（母同）
寛永五年九月廿八日誕生。稱ニ若宮一。同年十月六日薨。葬ニ于廬山寺一。號ニ光融院宮一。

―顯子內親王（架ニ新殿于岩倉一。稱ニ岩倉御所一。母同）
寛永六年八月廿七日誕生。稱ニ女三宮一。延寶三年閏四月廿六日薨。四十七。五月三日葬ニ東山光雲寺一。號ニ妙莊嚴院宮一。

―寶鏡寺皇女（法名理昌。母逢春門院隆子。櫛笥左中將隆致朝臣女。號ニ御匣局一）
寛永八年正月二日誕生。稱ニ八重宮一。同廿一年三月廿一日入寺。正保三年十一月廿七日得度。十六。明暦二年正月八日薨。廿六。十日葬ニ于眞如寺一。號ニ仙壽院宮一。

―賀子內親王（二條攝政光平公室。母東福門院）
寛永九年六月五日誕生。稱ニ女五宮一。或稱ニ粂宮一。同廿一年十月二日爲ニ內親王一。正保二年正月廿八日配ニ于光平公一。元祿九年八月二日薨。六十五。葬ニ于二尊院一。號ニ深信解脫院宮一。

―第百十一 後光明院 諱紹仁。治十一年。
母東福門院。實京極局。贈左大臣基任公女。號ニ壬生院一。
寛永十年三月十二日降誕。稱ニ素鵞宮一。同十九年十一月十五日爲ニ親王一。十歳。同廿年九月廿七日御元服。十一。加冠攝政。二條康道公。理髮頭右大辨綏光朝臣。同年十月三日受禪。十一月廿一日卽位。十一。承應二年六月廿二日內裏炎上。仍仙洞爲ニ假皇居一。同三年九月廿日於ニ假殿皇居一崩。廿二。依ニ御疱瘡一也。十月十五日奉レ葬ニ于泉涌寺一。

―孝子內親王（母源大典侍。庭田重秀朝臣女。號ニ小一條局一）
慶安三年十月十五日誕生。稱ニ女一宮一。天和三年十二月三日爲ニ內親王一。三十四。寶永五年正月廿三日叙ニ一品一。五十九。享保十年六月廿六日准三后。號ニ禮成門院一。同日薨。七十六。七月七日葬ニ于般舟院一。

―皇女（母東福門院）

〔光雲寺〕山城名勝志に、在ニ若王寺北一云々、或云、元在ニ攝州大坂芝地一、中絕、良久、南禪天授菴英仲玄和和尙再興、云々とあり。

〔逢春門院〕後水尾天皇の後宮也、貞享二年院號宣下、同年崩す。

〔隆致朝臣〕櫛笥第二代、贈左大臣也。

〔眞如寺〕山城國葛野郡衣笠村に在る臨濟宗の尼寺也、弘安八年の創建に係る。

〔贈左大臣基任公〕園第十二代、參議從三位也、慶長十八年薨す。

〔庭田重秀朝臣〕重定の子、庭田第十二代也。

〔泉涌寺〕京都今熊野に在る眞言宗の大本山、弘法大師の開山也、四條天皇を此寺域に葬り奉れるより、往々至尊の御葬所となり、後土御門天皇以後は歴代陵寢の地となれり。

〔相國寺〕京都五辻の北、烏丸の東に在る臨濟宗相國寺派の本山にて京都五山の一也、永德三年足利義滿の建立に係る。

〔共綱卿〕共房の子清閑寺氏第八代也

〔具起卿〕具堯の子岩倉氏第二代也。

予道晃法親王白河第。同年二月十八日遷二御于近衞右大將基凞卿第一。姑爲二皇居一。寬文三年正月廿六日讓位。廿七。二月三日太上天皇尊號。貞享二年二月廿二日崩。四十九。三月七日奉レ葬二于泉涌寺一。

―誠子內親王（无品。母女御明子女王。好仁親王女）
承應三年六月七日誕生。稱二八百宮一。貞享三年七月廿三日爲二親王一。同年十一月二日薨。三十三。葬二于大德寺一。
號二清淨觀院宮一。

―八條宮長仁親王（无品中務卿。母同）
明曆元年五月十四日誕生。稱二若宮一。寬文六年十二月廿五日相二續八條宮一。同九年二月廿四日爲二親王一。十五。同年十一月五日元服。卽日任二中務卿一。延寶三年六月廿五日薨。廿一。廿八日葬二于相國寺一。號二靈照院宮一。

―有栖川宮幸仁親王（一品兵部卿式部卿。母東三條局藤共子。清閑寺大納言共綱卿女。號二中納言典侍。又新大納言局一。）
明曆二年三月十五日誕生。稱二二宮一。寬文七年四月六日相二續高松宮一。同九年八月廿九日爲二親王一。十四。同十年八月廿八日賜二花町宮敷地一。同十二年六月八日改二花町宮一號二有栖川宮一。同年十一月廿一日元服。十五。任二兵部卿一。延寶六年四月十一日敍二二品一。廿三。元祿十年五月四日任二式部卿一。四十二。同十二年七月十三日敍二一品一。同十六日聽二牛車一。同廿五日薨。四十四。三十日葬二于大德寺一。號二本空院宮一。

――幸子女王（東山院中宮）
天和元年九月廿三日誕生。稱二英宮一。同十年二月廿五日入內。寶永四年五月三日准后。同五年二月廿二日立后。稱二中宮一。同七年三月廿一日止二中宮職一。號二承秋門院一。享保五年二月十日崩。四十。三月五日葬二于泉涌寺一。

―皇女（母同）
明曆三年四月十六日誕生。稱二女二宮一。萬治元年七月十六日薨。二歲。葬二于般舟院一。號二正覺院宮一。

―寶鏡寺皇女（法名宗榮。母同）
萬治元年十月十七日誕生。稱二□宮一。延寶七年八月六日得度。廿二。享保六年三月八日薨。六十四。葬二于廬山寺一。
號二普賢院宮一。

―同[illegible]永悟法親王（无品。俗名貴平。三井長吏。平等院兼帶。大僧正當尊實。母京典侍局。岩倉中納言具起卿女）

〔九條攝政輔實公〕兼晴の子、九條家第二十代也、正德二年攝政、同六年關白となり、享保十四年薨す。

〔大僧正公海〕天海の高弟也。

〔毘沙門堂〕山城國宇治郡山科村に在る天台宗門跡也、延曆年中僧最澄の創建にて、もと出雲寺と稱し、京北出雲路に在りき。

〔知恩寺〕京都上京區上立賣町に在る淨土宗の寺、足利義滿の女性菩尼の建立也。

〔大德寺中龍光院〕慶長十一年黑田長政の建立也。

―益子內親王（九條攝政輔實公室。左大將師孝卿母。母東三條局）

寬文九年五月十八日誕生。稱ニ賢宮一。貞享三年七月廿三日爲ニ內親王一。十八。同廿七日配ニ于輔實公一。元文三年正月四日薨。七十歲。葬ニ于東福寺一。號ニ心華光院宮一。

―輪王寺公辨法親王（一品。俗名秀憲。字脩禮。號ニ玄堂一。大僧正公海附弟。守全親王養。母六條局）

寬文九年八月廿一日誕生。稱ニ貴宮一。延寶二年五月一日入ニ于毘沙門堂一。同六年十月十九日爲ニ親王一。同廿六日得度。十歲。戒師大僧正公海。天和二年八月十二日敍ニ二品一。元祿三年三月一日天眞親王薨。仍同月十九日下關。同六年三月廿一日敍ニ一品一。同年六月九日任ニ天台座主一。九月廿三日聽ニ牛車一。寶永四年十一月六日准三宮。正德五年五月廿一日辭レ職號ニ大明院宮一。同六年四月十七日薨。四十八。五月三日葬ニ于毘沙門堂一。

―聖護院道祐法親王（二品。俗名宗範。三井長吏。三山撿挍。道寬親王養。母同）

寬文十年九月廿七日誕生。稱ニ攀宮一。延寶八年十一月十二日爲ニ親王一。十一。同廿七日入寺得度。戒師實相院義延法親王。貞享四年二月十三日敍ニ二品一。元祿三年十二月十八日薨。廿一。葬ニ于白川一。號ニ淨心寺宮一。

―八條宮尙仁親王（无品。彈正尹。母六條局）

寬文十一年十一月九日誕生。稱ニ眞宮一。延寶三年八月十二日相ニ續八條宮一。貞享元年十一月廿七日爲ニ親王一。十四。同三年三月廿八日元服。十六。同日任ニ彈正尹一。元祿二年八月六日薨。十九。葬ニ于相國寺一。號ニ无量光院宮一。

―寶鏡寺皇女（法名理豐。母東三條局）

寬文十二年五月廿六日誕生。稱ニ櫃宮一。天和三年四月廿一日入室。十二。卽日喝食。同年十一月十四日得度。延享二年五月十二日薨。七十四。號ニ本覺院宮一。

―光照院皇女（母六條局）

寬文十二年十一月十三日誕生。稱ニ滿宮一。延寶五年九月七日薨。六歲。葬ニ于知恩寺一。號ニ放光院宮一。

―慈受院皇女（法名瑞光。母同）

延寶二年正月十九日誕生。稱ニ多嘉宮一。天和三年四月十八日得度。十歲。寶永三年九月十日薨。三十三。葬ニ于大德寺中龍光院一。號ニ通玄大圓一。

―光照院皇女（法名尊慶。後改ニ尊杲一。母同）

延寶三年六月廿三日誕生。稱ニ壽宮一。天和二年九月廿九日入室。八歲。貞享三年四月廿七日得度。十二。戒師淨花

〔新廣義門院〕後水尾天皇の後宮也、御名は執事諸所記等基子に作る、延寶五年院號宣下、同年崩す。

〔基音公〕基任の子園氏第十四代也、正二位權大納言に至り承應四年薨す

〔基凞公〕近衞尙嗣の子也、元祿三年關白、寳永六年太政大臣となり、享保七年薨す。

〔季繼卿〕季滿の子四辻家第十四代也

〔一心院〕山城名勝志に、在知恩院阿彌堂南、稱念上人開基とあり、

—妙法院 堯恕法親王（二品。俗名完敏。堯然法親王資。母新廣義門院藤國子。園贈左大臣基音公女。元號新中納言局）

寬永十七年十月十六日誕生。稱照宮。正保四年十二月十六日入室。八歲。慶安三年二月十五日爲親王。同年八月廿一日得度。十一。寬文三年十月十日任天台座主。廿四。同五年七月十二日叙二品。元祿六年八月十六日退院。號師子吼院宮。同八年四月十六日薨。五十六。葬于法住寺。

—皇女（母京極局）

寬永十八年六月廿八日誕生。稱椎宮。同廿一年二月十一日薨。四歲。號泰香院宮。

—寳鏡寺 皇女（法名理忠。母逢春門院）

寬永十八年八月廿二日誕生。稱莉宮。明曆二年三月二日入室得度。十六。戒師中棹和尙。元祿二年八月廿六日薨。四十九。葬于眞如寺。號高德院宮。

—常子內親王（近衞前關白基凞公室。家凞公母。母新廣義門院）

寬永十九年三月九日誕生。稱品宮。寬文四年十一月廿三日配于基凞公。元祿十五年八月廿六日薨。六十一。後八月五日葬于大德寺。號无上法院宮。

—八條宮 穩仁親王（二品式部卿。母逢春門院）

寬永廿年四月廿九日誕生。稱幸宮。承應三年九月十九日爲知忠親王子。明曆元年十月十四日爲親王。同年十一月廿四日元服。十三。同日任式部卿。寬文五年十月三日薨。廿三。葬于相國寺。號金剛壽院宮。

—知恩院 尊光法親王（二品。俗名良賢。良純法親王資。母權中納言局。四辻大納言季繼卿女）

正保二年九月廿九日誕生。稱楽宮。承應三年四月六日爲親王。明曆二年五月八日入室得度。十二。戒師知恩院尊應上人。延寶七年十一月十日叙二品。同八年正月六日薨。三十六。十二日葬于一心院。號无量威王院宮。安永七年十二月六日贈一品。

—聖護院 道寬法親王（二品。俗名嘉遐。三井長吏。三山撿挍。道晃法親王資。母逢春門院）

正保四年四月廿八日誕生。稱聰宮。承應元年月日入室。六歲。明曆二年十二月十七日爲親王。十歲。同三年四月廿一日得度。十一。寬文五年七月十二日叙二品。延寶四年三月八日薨。三十歲。十五日葬于三井寺。號淨願寺宮。

—一乘院 眞敬法親王（二品。俗名常賢。尊覺法親王資。興福清水兩寺別當。母新廣義門院）

〔善峯寺〕山城國乙訓郡大原野村大字小鹽に在る天台宗の寺、西國三十三所の一也、長元三年僧源算の開基に係る。

〔教輔公〕昭良の子一條家第十五代也承應四年右大臣となり寛文四年薨ず

〔上御靈社〕京都上京區鞍馬口通御靈町に在り、吉備眞備、崇道天皇、伊豫親王等八座を祭る、創建年月詳かならず、社記に桓武仁明兩朝頃の勸請と云へり。

〔時良卿〕時直の子西洞院第十一代也

慶安二年四月廿四日誕生、稱登美宮。明曆四年六月九日爲親王。(十歲)萬治二年四月六日得度。(十二)寛文五年三月廿六日叙一品。寶永三年七月六日薨。(五十八)葬于興福寺。號三菩提院宮。

―靑蓮院尊證法親王(二品、俗名周賢。天台座主。尊純法親王資。母同)

慶安四年二月十日誕生。稱玲瓏宮。明曆二年六月三日入室。(六歲)萬治三年五月二日爲親王。同年七月廿一日得度。(十歲)戒師良尙法親王。同九年九月十三日任天台座主。延寶元年三月十八日叙二品。元祿七年十月十五日薨。(四十四)葬于西山善峯寺。號後桂蓮院宮。

―梶井盛胤法親王(二品、俗名富介。天台座主。慈胤法親王資。母權中納言局)

慶安四年八月廿二日誕生。稱英宮。萬治三年七月廿一日爲親王。(十歲)同年八月廿七日得度。寛文十三年四月十日任天台座主。延寶八年六月廿六日薨。(三十歲)廿八日葬于魚山。號正法院宮。

●第百十三
―靈元院　諱識仁。爲後光明院御養子。治廿四年。
母東福門院(實新廣義門院)

承應三年五月廿五日降誕。稱高貴宮。明曆四年正月廿八日爲親王。同日叙二品。(五歲)寛文二年十二月十一日於御湖依殿[illegible]御元服。(九歲)加冠關白(二條光平公)。理髮頭右中將昭房朝臣。同三年正月廿六日受禪。四月廿七日卽位。同十三年五月九日內裏炎上。仍行幸于上御靈社。同日遷幸于近衞右大臣(基熈公)第。姑爲皇居。延寶三年十一月廿五日、假皇居炎上。仍行幸于兼連朝臣吉田亭。廿七日遷幸于新造土御門內裏。貞享四年三月廿一日讓位。(三十四)同廿五日尊號。正德三年八月十六日御落飾。(六十歲)法諱素淨。御戒師梶井道仁法親王。享保十七年八月六日崩。(七十九)廿九日奉葬于泉涌寺。

―光照院皇女(法名尊賀後移住南都山村圓照寺。母權中納言局)

承應三年七月廿二日誕生。稱睦宮。寛文二年十二月六日入室得度。(九歲)天和三年六月一日薨。(三十歲)三日葬于南都山村。號實池光院宮。

―大聖寺皇女(法名永享、母新廣義門院)

明曆三年八月廿日誕生。稱珠宮。寛文七年四月廿日入室得度。(十一)貞享三年閏三月五日薨。(三十歲)葬于大聖寺。號歡喜寺宮。又號本元院宮。

―皇女(母冬奈井小路局。西洞院三位時良卿女)

〔後廣卿〕小川坊城俊定（トシサダ）の子也。
〔實起卿〕實爲の子小倉氏第十二代也
〔通福卿〕中院通純の子、愛宕（オタギ）氏の祖也。
〔綱平公〕光平の子也、正德五年左大臣、享保七年關白となり、同十七年薨ず。
〔新上西門院〕靈元天皇の中宮也、貞享四年院號宣下、正德二年崩ず。
〔敎平公〕鷹司信尙の子也。
〔敬法門院〕靈元天皇の後宮也、正德元年院號宣下、享保十七年崩ず。
〔一條冬經公〕敎輔の子、貞享四年攝政、元祿二年關白となり、同三年薨ず。

寬文九年二月廿八日誕生。同年七月廿九日薨。葬二于盧山寺一。號二知光院宮一。

─憲子内親王（近衞攝政家凞公室。家久公母。母藤大典侍。小川坊城從一位俊廣卿女）
寬文九年三月廿一日誕生。稱二女一宮一。天和三年十二月三日爲二内親王一。十五。同十一日配二于家凞公一。貞享五年四月十五日薨。廿歲。葬二于淨花院一。號二台嶽院宮一。

─勸修寺濟深法親王（二品。俗名寬淸。東大寺別當。母中納言典侍。小倉大納言實起卿女）
寬文十一年八月十六日誕生。稱二一宮一。天和二年八月十六日入室。同年十月廿五日爲二親王一。同廿八日得度。十二。戒師慈尊院大僧正永愿。元祿元年三月四日敍二一品一。十八。同十四年十二月二日薨。三十一。葬二于勸修寺村南山一。號二卽身院宮一。

─仁和寺寬隆法親王（元名覺寬。又覺助。一品。俗名師永。性承法親王資。母源内侍。愛宕大納言通福卿女）
寬文十二年九月十二日誕生。稱二二宮一。天和三年八月十三日爲二親王一。十二。同十七日入室得度。戒師眞乘院大僧正孝源。元祿二年十二月廿六日敍二二品一。寶永四年九月十四日敍二一品一。同十六日薨。三十六。葬二于法金剛院一。號二後金剛定院宮一。

─榮子内親王（二條左大臣綱平公室。吉忠公母。母新上西門院藤房子。鷹司前左大臣敎平公女）
寬文十三年八月廿三日誕生。稱二女二宮一。貞享三年九月晦日爲二内親王一。十四。同年十一月廿六日配二于綱平公一。寬保三年正月廿八日敍二二品一。延享三年三月廿三日薨。七十四。葬二于二尊院一。號二妙功德院宮一。

─圓滿院皇子（母常中納言局庸子。五條大納言爲庸卿女。號二少將内侍一）
延寶三年七月五日誕生。稱二三宮一。同五年七月十八日薨。三歲。廿二日葬二于遣迎院一。號二見性院宮一。

●─第百十四東山院諱朝仁。治廿三年。
母敬法門院藤宗子。松木前内府宗條公女。
延寶三年九月三日降誕。稱二五宮一。天和二年三月廿五日爲二繼體儲君一。八歲。同年十二月二日爲二親王一。同三年二月九日立太子。九歲。貞享四年正月廿三日御元服。加冠關白。一條冬經公。理髮大納言冬基卿。于時東宮權大夫。同年三月廿一日受禪。同四月廿八日卽位。十三。同年十一月十六日大甞會。寶永五年三月八日内裏炎上。仍行二幸于近衞關白家凞公。第一。姑爲二皇居一。同六年六月廿一日讓位。同廿四日尊號。同年十二月十七日崩。三十五。依二疱瘡一也。同七年正月十日奉レ葬二于泉涌寺一。

〔豐光寺〕相國寺の塔頭也、豐臣秀吉の記室承兌の開基に係る。

〔慈性院〕慈照院に作るべし、もと大德と號せしが、義政を院内に葬れるより其法號に依りて改む。

〔淨華院〕山城名勝志に、元在二土御門烏丸西一、今遷二京極土御門北一、淨土宗四箇本寺一也とあり、後愚昧記に淨土宗寺也、向阿上人開其也と見えたり。

—皇女（母典侍局）

延寶三年十一月廿七日誕生、稱二[illegible]宮一、同五年六月廿五日薨。三歲。廿六日葬二于淨華院一。號二紅玉院宮一。

—福子內親王（伏見中務卿邦永親王御息所、母敬法門院）

延寶四年九月十四日誕生、稱二英宮一、後改二[illegible]宮一、貞享三年九月晦日爲二內親王一。十一。元祿十一年四月廿九日配二于邦永親王一。廿三。寶永四年七月三日薨。三十二。葬二于相國寺中豐光寺一。號二清淨光院宮一。

—梶井　堯延法親王（一品、俗名周慶、天台座主、[illegible]法親王資、母[illegible]）

延寶四年十二月廿九日誕生、稱二六宮一、貞享元年三月十日入寺、[illegible]同三年九月晦日爲二親王一、同年十月廿五日得度。十一。元祿四年十一月五日任二天台座主一。十六。同十一年七月二日敍二二品一。享保三年十一月十一日敍二一品一。同廿八日薨。[illegible]葬二于法住寺一。號二實心[illegible]院宮一。

—大聖寺　皇女（法名永秀、母敬法門院）

延寶五年閏十二月五日誕生、稱二[illegible]宮一、[illegible]貞享三年六月廿八日入室。十歲。同九年八月廿七日得度。十三。享保十年七月七日薨。[illegible]十二日葬二于大[illegible]寺一。號二[illegible]光明院宮一。

—皇子（母少將內侍）

延寶七年月日誕生、八月六日薨。號二台嚴院宮一。

—京極宮　文仁親王（一品兵部卿。母同）

延寶八年八月十六日誕生、稱二富貴宮一、元祿九年七月二日相二續常磐井宮一、改號二京極宮一。同十年五月十三日爲二親王一。同十六日元服、任二兵部卿一。十八。寶永六年四月七日敍二一品一。同八年三月六日薨。三十二。十一日葬二于相國寺中慈性院一。號二知惠[illegible]院宮一。

—皇女（母同）

延寶九年七月廿七日誕生。稱二田鶴宮一。後改[illegible]宮。天和三年十二月廿日薨。三歲。廿五日葬二于淨華院一。號二梅香院宮一。

—勝子內親王（母同）

貞享三年二月廿一日誕生。稱二養良宮一。後改[illegible]宮。寶永四年三月廿八日爲二親王一。廿二。享保元年九月十一日薨。三十一。

一廿日葬二于淨花院一。號二勝岸院宮一。

—梶井　皇子（盛胤法親王資。无二相續一。母同）

貞享五年五月廿一日誕生。稱清宮。元祿六年九月廿六日薨。六歲。十月三日葬于淨花院。號无量心院宮。

—常盤井宮 皇子（尙仁親王養子。母菅中納言局）
元祿二年六月廿七日誕生。稱正宮。後改作宮。同年十月十五日相續八條宮。改號常盤井宮。同五年四月廿三日薨。四歲。廿七日葬于相國寺。號淨功德院宮。

—大覺寺 性應法親王（二品。俗名寛敦。性眞法親王資。母同）
元祿三年十一月八日誕生。稱澤宮。同十三年八月廿一日爲親王。十一。同年十一月十一日入寺得度。戒師安井大僧正道恕。寶永六年五月十二日敍二品。正德二年八月十五日薨。廿三。葬于長尾山麓。號後佛母心寺宮。

—皇子（母帥局。三木通廉卿女）
元祿五年十月廿七日誕生。稱德宮。同六年四月廿八日薨。二歲。葬于淨花院。號瑞林院宮。

—圓照寺 皇女（法名文喜。母菅中納言局）
元祿六年三月三日誕生。稱藤宮。同十五年正月廿日入室。同年十月廿三日薨。十歲。葬于大和國失島。號菩提心院宮。

—林丘寺 皇女（法名元秀。母同）
元祿九年七月三日誕生。稱綏宮。寶永四年十二月廿七日入室得度。十二。寶曆二年六月七日薨。五十七。葬于一乘寺村。號普光院宮。

—皇子（母帥局）
元祿十年八月五日誕生。稱力宮。同年十月廿二日薨。葬于誓願寺。號受樂光院宮。

—一乘院 尊賞法親王（元名尊昭。二品。俗名庶賢。興福寺別當。眞敬法親王資。母藤式部局。今城中納言定淳卿女）
元祿十二年十一月廿二日誕生。稱多喜宮。寶永五年十一月廿二日入寺。同六年三月廿二日爲親王。十一。同年四月廿二日得度。十一。享保四年五月六日敍二品。延享三年十月七日聽牛車。同九日薨。四十八。葬于和州菅原。號廣莊嚴院宮。

—大聖寺 皇女（始圓照寺。法名文應。母同）
元祿十五年十一月廿六日誕生。稱乙宮。寶永六年五月十一日入室于圓照寺。八歲。同七年五月十八日得度。九歲。享保十年九月十五日改入室于當寺。寶曆四年五月廿四日薨。五十三。六月二日葬于和州山村圓照寺。號清

〔道恕〕久我廣道の子、鷹司房輔の猶子也、延寶四年安井門跡蓮華院に入室、元祿五年大僧正となり、享保三年東福寺長者に任じ、同年寂す。

〔誓願寺〕京都下京區櫻之町に在る淨土宗西山派四箇本山の一也、舒明天皇の朝、僧惠隱の開基にして、もと奈良に在りしが建曆年間京都に遷す。

〔定淳卿〕爲尙の子今城氏第三代也。

淨心院宮。

一毘沙門堂 皇子（公辨法親王資。尤入室。母右兵衞局。入江民部權少輔相尙朝臣女）

寶永六年九月廿九日誕生。稱嘉智宮。同年十二月十三日爲公辨親王附弟。正德三年四月六日薨。五歲。九日葬于廬山寺。號淨妙院宮。

一寶相院 皇子（尤入室。母中將局。倉橋三位泰貞卿女）

寶永七年九月十三日誕生。稱峯宮。正德二年六月廿一日相續實相院。同三年四月廿九日薨。四歲。葬于淨花院。號瑧岸院宮。

一大聖寺 皇子（尤入室。母右兵衞局）

寶永七年十一月晦日誕生。稱留宮。正德二年四月廿三日薨。三歲。依疱瘡也。葬于淨花院。號顯明院宮。

一有栖川宮 職仁親王（二品中務卿。母右衞門佐局。松室備中守重篤女）

正德三年九月十日誕生。稱明宮。享保元年十月十二日相續有栖川宮。同十一年十一月廿八日爲親王。同十二年三月二日元服。任中務卿。十五。寶暦〔同〕日叙二品。寶延二年五月七日叙一品。明和六年十月廿三日薨。五十七。葬于大德寺。號本明圓心院宮。

一吉子內親王（一〔二歟〕品。母同）

正德四年八月廿二日誕生。稱八十宮。同五年九月廿九日婚約于大樹家繼公。同六年閏二月十八日納幣。同年四月晦日薨。享保十一年十一月廿八日爲內親王。十三。同十七年十月廿九日切髮。寶暦八年九月廿一日叙二品。同廿二日薨。四十五。十月廿日葬于知恩院。號淨琳院宮。

一知恩院 尊胤法親王（二品。俗名榮貞。尊統法親王資。母少納言局。松室肥後守重仲女）

正德五年三月三日誕生。稱悅宮。享保四年正月廿七日相續知恩院。同十二年正月廿二日爲親王。同年三月十九日入寺得度。十三。同十五年九月十五日叙二品。十六。元文四年十二月廿六日薨。廿五。葬于一心院。號最勝光院宮。

一妙法院 堯恭法親王（一品。俗名久嘉。天台座主。堯延法親王資。母右衞門佐局）

享保二年四月三日誕生。稱乙宮。後改雄宮。同十二年正月廿五日爲親王。同年三月廿三日入寺得度。十一。同十九年五月四日叙二品。元文元年七月廿四日任天台座主。寶暦五年五月廿八日叙一品。同十二年後四月十

（倉橋三位泰貞卿）泰房の子、倉橋氏第三代也。

（相續有栖川宮）正仁親王の後を嗣ぎ給ひ、有栖川宮第五代に立たる。

（大樹家繼公）家宣の第四子、德川第七代の將軍也、大樹は後漢書馮異傳の故事に出で、將軍の異稱に用ふ。

（知恩院）京都下京區林町に在る淨土宗の總本山也。

（伏見貞致親王）貞清親王の第二王子伏見宮第十二世也

（伏見邦永親王）貞致親王の第二王子伏見宮第十三世也

（新崇賢門院）東山天皇の後宮也、寶永六年薨御、同七年院號を贈らる。

（隆賀公）隆胤の子櫛笥家第六代也、享保八年内大臣に任ぜられ、同十八年薨す。

（兼豐卿）氏信の子水無瀨氏廿二代也

（爲經卿）爲元の子下冷泉家第十代也

四日聽牛車。明和元年閏十二月四日薨。四十八。廿日葬于法住寺。號三摩地院宮。

—大聖寺 皇女（无入室。母少將局。松尾社司從三位秦相忠女）
享保六年七月二日誕生。稱八重宮。同八年三月廿五日爲大聖寺附弟。同年九月十九日薨。三歲。廿六日葬于大觀喜寺。號壽觀院宮。

—梶井 道仁法親王（一品。俗名盛永。天台座主。實伏見貞致親王子。慈胤法親王資。准母新大納言局 藤谷中納言爲條卿女）
元祿二年七月廿九日誕生。稱房宮。後改富宮。同九年十二月廿五日爲御養子。同十一年十一月廿七日爲親王。十歲。同年十二月十一日入寺得度。寶永六年三月廿二日任天台座主。同年四月廿六日叙二品。廿一。享保五年十二月廿三日叙一品。三十二。同十八年五月十九日薨。四十五。葬于魚山。號悉知心院宮。

—青蓮院 尊祐法親王（一品。俗名庶康。天台座主。實伏見邦永親王子。准母帥局）
元祿十一年九月廿五日誕生。稱寬宮。同十二年二月廿九日相續青蓮院。寶永六年十二月十三日爲御養子。同七年四月廿七日爲親王。同年五月十一日入室得度。十四。戒師梶井道仁法親王。正德四年十月八日任天台座主。享保五年八月廿三日叙二品。元文元年十二月廿五日叙一品。延享二年後十二月廿四日聽牛車。同四年十月七日薨。五十四。葬于栗田山。號蓮華壽院宮。

—仁和寺 守恕法親王（一品。俗名周典。實京極文仁親王子。准母徽法門院）
寶永三年十二月廿七日誕生。稱稻宮。享保三年六月廿四日爲御養子。同廿八日爲親王。同年七月四日入寺得度。十三。同十一年十二月十九日叙二品。同十四年四月八日叙一品。翌日薨。廿四。葬于法金剛院。號後光明壽院宮。

—皇子（母新崇賢門院藤賀子。櫛笥前内大臣隆賀公女）
元祿六年二月十三日誕生。稱一宮。同七年六月十日薨。二歲。十四日葬于淨花院。號涼照院宮。

—皇子（母同）
元祿九年五月五日誕生。稱二宮。同十一年六月廿五日薨。三歲。葬于淨花院。號高岳院宮。

—輪王寺 公寬法親王（一品。俗名有定。准后。天台座主。母春日局。水無瀨宰相兼豐卿女。實冷泉中納言爲經卿女）
元祿十年二月廿一日誕生。稱三宮。寶永五年八月卅日爲親王。同年十一月廿五日入于圓滿院得度。十二。法

名譽尊。正德三年十二月十八日爲公辨親王附弟。同四年二月一日下關。同十三日改公寬。同年四月廿三日叙二品。同五年五月二十日受職。十九。享保二年二月廿九日叙一品。廿一。同三年六月十三日任天台座主。七月廿一日聽牛車。同十六年八月廿七日准三后。元文三年三月九日辭職。同十五日於東叡山薨。四十二。號崇保院宮。

―秋子内親王（二品。伏見貞建親王御息所。母承秋門院幸子。幸仁親王女）

元祿十三年正月五日誕生。稱福宮。寶永四年五月十八日爲内親王。八歲。享保四年二月一日配于貞建親王。廿歲。寬保三年正月廿八日叙二品。寶曆六年三月廿九日薨。五十七。葬于相國寺。號光照院宮。

―皇子（母新崇賢門院）

元祿十三年三月十五日誕生。稱壽宮。同十四年十一月九日薨。二歲。十五日葬于廬山寺。號靈知院宮。

第百十五

―中御門院　諱慶仁。治廿五年。母承秋門院。實新崇賢門院。

元祿十四年十二月十七日降誕。稱長宮。寶永四年五月廿九日爲親王。七歲。同五年二月十六日立太子。八歲。同六年六月廿一日受禪。九歲。同七年十一月十一日卽位。十歲。同八年正月一日御元服。十一。加冠攝政近衞家熈公。理髮左大臣。九條輔實公。能冠内藏頭堯言朝臣。享保廿年三月廿一日讓位。三十五。廿三日太上天皇尊號。元文二年四月十一日崩。三十七。五月八日奉葬于泉涌寺。

―皇女（母新崇賢門院）

元祿十六年八月三日誕生。稱福宮。寶永二年四月廿七日薨。三歲。葬于興聖寺。號尊勝法院宮。

―閑院宮直仁親王（一品。彈正尹。同母）

寶永元年九月九日誕生。稱秀宮。享保三年正月十二日稱閑院宮。同廿三日爲親王。同年二月十一日元服。十五。任彈正尹。同四年二月三日叙二品。同十四年十一月八日叙一品。同日隨身兵杖。延享二年十二月廿四日聽牛車。寶曆三年六月三日薨。五十歲。廿一日葬于廬山寺。號摩尼淨院宮。

―皇女（母菅内侍。高辻大内記長量朝臣女。後號陽春院。）

―寶華院皇女（法名理祝。母同）

寶永四年九月十二日誕生。卽日薨。葬于相國寺。號光明定院宮。

〔伏見貞建親王〕邦永親王の第三王子伏見宮第十四世也

〔承秋門院幸子〕寶永五年東山天皇の中宮に立たれ、同七年院號宣下あり享保五年崩ず。

〔近衞家熈公〕基熈の子也、元祿十七年左大臣、寶永四年關白、同六年攝政、同七年太政大臣となり、元文元年薨ず。

〔九條輔實公〕兼晴の子也、元祿六年内大臣、正德二年攝政從一位、同六年關白となり、享保十四年薨ず。

（新中和門院）中御門天皇の女御也、享保五年院號宣下同年薨す。

（近衛家久公）家熙の子也、享保七年左大臣、同十一年關白、同十八年太政大臣となり、元文二年薨す。

（實業卿）公榮の子清水谷氏第十四代なり。

（公啓親王）閑院宮直仁親王の御子也もと廣義親王と申す。

（公延親王）有栖川典仁親王の御子也享保三年薨す。

（基勝卿）基福の子園氏第十六代也。

寶永六年六月十三日誕生。稱二高宮一。同七年十一月七日爲二曇華院附弟一。正德三年十二月廿五日入室。五歲。同五年十二月七日喝食。享保三年二月十九日得度。十歲。同六年四月廿日薨。十三。廿七日葬二于大德寺中養德院一。號二崇峯聖祝一。

―聖護院道承法親王（二品。俗名貞良。三井長吏。三山撿挍。實伏見邦永親王子。道尊法親王資。准母新崇賢門院）
元祿八年正月十三日誕生。稱二俊宮一。同十五年二月十二日爲二御養子一。同十六年二月廿二日爲二親王一。同年四月廿四日入室。廿九日得度。九歲。寶永六年六月十八日叙二二品一。正德四年七月九日薨。廿歲。廿四日葬二于白河一。號二染妙光寺宮一。

―第百十六 櫻町院 諱昭仁。治十三年。
母新中和門院尚子。近衛前攝政家熙公女。
享保五年正月一日降誕。稱二若宮一。同年十月十七日爲二儲君一。十一月四日爲二親王一。同十三年六月十一日立太子。同十八年二月一日御元服。十四。加冠太政大臣。近衛家久公。理髮春宮大夫實憲卿。同廿年三月廿一日受禪。同年十一月三日卽位。十六。元文三年十一月十九日大嘗會。延享四年五月二日行二幸于櫻町殿一。同日讓位。廿八。七日太上天皇尊號。寬延三年四月廿三日崩。三十一。五月十八日奉レ葬二于泉涌寺一。

―曇華院皇女（二品。法名聖珊。母町局。錦小路極﨟丹波賴庸女。實小森宮内權大輔賴季女）
享保六年九月十七日誕生。稱二姬宮一。同年十一月廿四日相二續曇華院一。同十三年九月廿三日入寺。八歲。同日喝食。同十六年九月廿二日得度。十一。同廿年二月廿四日爲二內親王一。叙二二品一。寶曆九年十一月廿二日薨。三十九。葬二于大德寺中養德院一。號二玉江和尙一。

―輪王寺公遵法親王（一品。俗名保良。准后。天台座主。公寬法親王資。母權典侍局。淸水谷大納言實業卿女）
享保七年正月三日誕生。稱二二宮一。同十五年十二月廿二日爲二親王一。同十六年九月十八日入二于毘沙門堂里坊一得度。十歲。戒師公寬法親王。同十九年五月四日叙二二品一。同八日爲二輪王寺繼跡一。元文二年二月一日下關。同三年三月九日受職。同五年三月十六日叙二一品一。十九。延享二年五月廿六日任二天台座主一。同六月廿二日聽二牛車一。寬延二年七月十三日准三后。寶曆二年八月廿一日辭職。號二隨自意院宮一。明和九年依二公啓親王薨一。九月廿二日再職。安永九年三月廿一日讓二職公延親王一。改號二隨宜樂院宮一。天明八年三月廿五日於二毘沙門堂一薨。六十七。

―聖護院忠譽法親王（一品。俗名𢛳篤。三井長吏。道承法親王資。母新典侍。園大納言基勝卿女）

〔通夏卿〕經式の子久世氏第五代也。

〔眞如寺〕山城國葛野郡衣笠村松原にある臨濟宗の尼寺也、弘安八年の創建に係り、もと正脈庵と號せしが、康永元年これを重修改稱し、禪家尼寺の第三に班す。

〔閑院典仁親王〕直仁親王の御子、閑院宮第二世也。

享保七年十一月五日誕生。稱三宮。同十七年三月廿八日爲親王。同十八年九月廿一日入寺得度。十二。戒師權僧正晃珍。元文五年三月廿八日敍二品。十九。明和八年六月廿八日敍一品。天明八年四月七日准三后。同十一日薨。六十七。葬于白川。號紫金光樂寺宮。

―（仁和寺）慈仁親王（一品。俗名良譲。守恕法親王資。母町局）

享保八年五月廿五日誕生。稱四宮。同九年五月二日相續曼珠院。同十四年九月廿一日移轉于仁和寺。同十七年三月廿八日爲親王。十五。同十九年正月廿二日入寺得度。十七。同廿年八月六日敍二品。翌日薨。十三。葬于法金剛院。號寶莊嚴院宮。

―皇女（母源内侍。久世大納言通夏卿女）

享保八年十一月廿八日誕生。稱女三宮。同年十二月十日薨。葬于廬山寺。號妙智院宮。

―皇女（母宰相典侍）

享保九年九月十四日誕生。稱女五宮。同十年十一月十六日薨。二歲。葬于吉顧寺中慶正院。號清淨法院宮。

―（寶鏡寺）皇女（法名理長。後改理秀。母民部卿典侍）

享保十年十一月五日誕生。稱嘉久宮。同十六年八月四日入寺。七歲。同日喝食。同十八年九月廿三日得度。九歲。明和元年十一月卅日薨。四十歲。十二月十二日葬于眞如寺。號淨照明院宮。

―成子内親王（元恒子。閑院典仁親王御息所。母源内侍）

享保十四年八月四日誕生。稱龝宮。元文五年六月廿八日爲內親王。十二。寬延二年二月九日配于典仁親王。明和二年三月廿四日敍二品。同八年五月十二日薨。四十三。廿六日葬于廬山寺。號成菩提院宮。

―（光照院）皇女（法名尊乘。母民部卿典侍）

享保十五年二月十七日誕生。稱龜宮。同十六年十月廿三日相續光照院。元文五年九月廿二日入寺得度。十一。寶曆六年三月廿六日聽色衣。天明元年十月二日敍二品。寬政元年三月七日薨。六十歲。葬于華開院。後號淨明心院宮。

―（大聖寺）皇女（法名永果。後改永皎。母源内侍）

享保十七年十一月廿二日誕生。稱倫宮。同十八年六月廿二日爲大聖寺附弟。元文五年九月廿六日入寺喝食。九歲。寬保二年九月十九日得度。十一。天明元年十月二日敍二品。文化五年七月二日准三后。四日薨。七十七。

九日葬于大觀喜寺。號勝妙樂院宮。

―皇子（母同）
享保十九年六月廿四日誕生。稱信宮。同年七月十六日薨。葬于廬山寺。號妙光院宮。

―皇女（母民部卿典侍）
享保廿年八月十四日誕生。稱周宮。同年十月二日薨。葬于廬山寺。號眞珠華院宮。

―仁和寺 遵仁法親王（一品。俗名寬全。母別當典侍。五條前大納言爲範卿女）
享保廿一年正月十二日誕生。稱政宮。元文三年七月廿二日相續仁和寺。寬保三年十二月一日爲親王。八歲。延享四年二月廿七日入寺得度。廿九日敍一品。同年五月一日薨。十二。廿一日葬于法金剛院。號三摩耶心院宮。

―梶井 叡仁法親王（二品。俗名有賴。實有栖川職仁親王子。准母權典侍局）
享保十五年十一月廿一日誕生。稱桃宮。同十八年八月八日爲御養子。同九月十五日相續梶井門跡。元文五年十二月十五日爲親王。十一。寬保元年五月十五日入寺得度。十二。戒師青蓮院尊祐親王。寶曆三年七月廿一日敍二品。翌日薨。廿四。葬于大原舊地。號後正法院宮。

―輪王寺 公啓法親王（一品。俗名寬義。實直仁親王子。准母町局）
享保十七年三月十八日誕生。稱俊宮。同廿年正月十六日爲御養子。寬保三年十二月二日爲親王。十一。延享元年十二月七日入于曼樹院得度。十二。戒師尊祐親王。寬延三年十月廿六日改爲公遵親王附弟。同十一月九日移于毘沙門堂。寶曆元年五月十六日下闕。同年九月廿五日敍二品。同二年八月廿一日受職。同五年三月九日敍一品。同十二年五月十八日任天台座主。同六月十九日聽牛車。明和九年七月十六日於東叡山薨。四十一。號最上乘院宮。

―盛子內親王（二品。母靑綺門院。二條關白吉忠公女）
元文二年後十一月十一日誕生。稱美喜宮。同五年六月廿八日爲內親王。延享三年六月廿五日敍二品。卽日薨。十歲。七月四日葬于般舟院。號法蓮華院宮。

●―第百十八 後櫻町院 諱智子。治八年。母同。
元文五年八月三日降誕。稱以茶宮。後改緋宮。寬延三年三月廿八日爲內親王。寶曆九年二月廿八日敍二品。同

〔尊祐親王〕伏見宮邦永親王の御子也一品天台座主となり、元祿十二年靑蓮院を相續せらる延享四年薨ず。

〔曼樹院〕山城國愛宕郡修學院村に在る曼殊院也、天台宗門跡の一にても比叡山に在り、文明中伏見眞常親王の御子慈運、後奈良天皇皇子覺恕法親王等住持し給ひしより、爾來永く親王法燈を繼ぎ給へり。

〔靑綺門院〕櫻町天皇女御藤原舍子也寬延三年院號宣下寬政二年薨ず。

〔二條關白吉忠公〕綱平の子也、元文元年關白となる。

〔開明門院〕櫻町天皇後宮藤原定子也寶曆十三年院號宣下、寛政元年崩ず。

〔實武卿〕實紀の子姉小路氏第十二代なり。

〔一條兼香公〕關白兼輝の子也、享保十一年右大臣、元文二年關白、延享三年太政大臣、同四年攝政となり、寶曆元年薨ず

〔京極家仁親王〕文仁親王の御子、京極宮第二世也、二品式部卿に至られ、明和四年薨す

十二年七月廿七日踐祚。同十三年十一月廿七日即位。明和元年十一月八日大嘗會。同七年十一月廿四日讓位。廿五日太上天皇尊號。寛政十一年十一月廿六日六十御賀。有堂上舞樂等。文化六年十二月十四日七十御賀。於禁中舞樂。[illegible]同十年後十一月二日崩。(七十四)同十二月十七日奉葬于泉涌寺。

第百十七
桃園院
諱遐仁。治十五年。

母同(實開明門院。姉小路大納言實武卿女。)

寛保元年二月廿九日降誕。稱八穗宮。[illegible]延享二年正月廿二日爲儲君。同四年三月十五日御元服。(七歳)加冠太政大臣(一條兼香公)理髮頭右中辨俊逸朝臣。同十六日立太子。同年五月二日受禪。九月廿一日即位。寛延元年十一月十七日大嘗會。寶曆十二年七月廿一日崩。(廿二)八月廿三日奉葬于泉涌寺。

―尊英法親王(俗名庶盛。實伏見貞建親王子。實尊祐法親王資。准母青綺門院)

元文二年十二月廿七日誕生。稱修宮。延享二年七月廿二日爲御養子。相續青蓮院。寛延元年七月廿八日爲親王。同年八月十七日入寺得度。(十二)戒師[illegible]法院堯恭親王。寶曆二年十月廿日薨。(十六)廿九日葬于粟田山。號廣修院宮。

―尊眞法親王(一品。俗名[illegible]。天台座主。實貞建親王子。准母開明門院)

延享元年正月十九日誕生。稱喜久宮。同三年十月廿七日爲御養子。同年十二月廿六日入于一乘院里坊。寶曆二年九月十八日更相續青蓮院。同年十二月十三日爲親王。同三年二月十九日入寺得度。(十一)戒師堯恭親王。明和元年十二月廿四日敍二品。閏十二月十六日任天台座主。天明五年十二月廿七日敍一品。同七年二月十四日薨。牛車。

仁和寺　覺仁法親王(一品。俗名敎典。實有栖川職仁親王子。准母青綺門院)

享保十七年七月十五日誕生。稱[illegible]宮。延享四年十月廿五日爲御養子。相續仁和寺。同年十二月十五日爲親王。同五年二月十六日入寺得度。(十七)同年閏十月二日敍二品。寶曆四年九月廿一日敍一品。即日薨。(廿三)葬于法金剛院。號金剛心院宮。

―知恩院　尊峯法親王(二品。俗名和義。實京極家仁親王子。准母)

元文六年正月八日誕生。稱富貴宮。延享五年正月十二日相續知恩院。同廿一日爲御養子。寶曆四年五月廿七日爲親王。同年八月廿五日入寺得度。(十四)戒師圓[illegible]大僧正。明和二年二月九日敍二品。天明八年七月廿一

（恭禮門院富子）桃園天皇女御也、明和八年院號宣下、寛政七年薨ず。

（近衞内前公）家久の子也、寛延二年左大臣、寶曆七年關白、同十二年攝政、明和五年太政大臣となり、安永元年關白再補、天明五年薨ず。

（相續伏見宮）伏見宮第十五世邦忠親王の後を嗣がる

日薨。四十八。葬二于一心院一。號二无邊光院宮一。

―圓照寺皇女（法名文亨。實職仁親王女。准母）

延享三年十一月廿五日誕生。稱二嵩宮一。寛延三年四月八日爲二御養子一。同年十月十八日爲二圓照寺附弟一。寶曆六年九月廿六日入寺。同三十日得度。十一。明和七年七月四日薨。廿五。葬二于南都山村一。號二觀喜心院宮一。

第百十九 ―後桃園院 諱英仁。治十年。母恭禮門院富子。一條前關白兼香公女。

寶曆八年七月二日降誕。稱二若宮一。同九年正月十八日爲二儲君一。同年五月十五日爲二親王一。明和五年二月十九日立太子。十一。同年八月九日御元服。加冠太政大臣。近衞内前公。理髮春宮太夫實季卿。同七年十一月廿四日受禪。十三。同八年四月廿八日卽位。同年十一月十九日大甞會。安永八年十一月九日崩。廿二。十二月十日奉レ葬二于泉涌寺一。

―伏見貞行親王（二品。母同）

寶曆十年二月廿四日誕生。稱二二宮一。同年六月十八日相二續伏見宮一。同十三年十月八日爲二親王一。明和九年六月十七日叙二二品一。同廿日薨。十三。七月十一日葬二于相國寺一。號二眞淨明院宮一。

―梶井常仁法親王（一品。俗名成美。天台座主。實職仁親王子。准母恭禮門院）

寶曆元年十二月廿二日誕生。稱二百宮一。同二年八月十六日相二續梶井門跡一。同九年九月廿八日爲二御養子一。同年十二月七日爲二親王一。同十年三月十六日入寺得度。十歲。明和二年二月廿四日叙二二品一。同九年四月廿二日叙二一品一。任二天台座主一。翌日薨。十七。葬二于魚山一。號二无上心院宮一。

―一乘院尊映法親王（一品。俗名惟恭。興福寺別當。實京極家仁親王子。准母同）

寛延元年十一月二日誕生。稱二良宮一。寶曆三年五月廿七日入二于一乘院里坊一。同九年九月廿八日爲二御養子一。同年十二月十一日爲二親王一。同十年十二月五日於二本坊一得度。十三。寛政五年十月十七日叙二一品一。聽二牛車一。同年十二月九日薨。四十六。葬二于和州菅原一。號二常寂光院宮一。

―仁和寺深仁法親王（一品。俗名守典。實閑院典仁親王子。覺仁法親王資。准母同）

寶曆九年正月十四日誕生。稱二俊宮一。同十年八月廿八日爲二御養子一。九月廿六日相二續仁和寺一。同十三年十月四日爲二親王一。明和五年三月九日入寺得度。十歲。戒師眞乘院僧正宥證。同六年二月廿七日叙二二品一。安永元年十二月十八日叙二一品一。文化四年七月廿一日薨。四十九。葬二于法金剛院一。號二後喜多院宮一。

〔林丘寺〕山城國愛宕郡雲母坂の麓に在り。

〔盛化門院〕後桃園天皇の女御也、天明三年院號宣下、同年薨ず。

〔髪置〕小兒稍生長して始めて頭髪を蓄ふる祝也、また生髪、髪立などゝも云ふ、公家は二歳、武家は三歳、後世男子は三歳、女子は二歳にて行ひ、民間にては男女の區別なく三歳にてこれを行ふ、尙ほ近世の例は多く十一月十五日を以て式日となす。

―（輪王寺）公璩法親王（一品。元名公顯　俗名保和。實典仁親王子。准母同）

實曆十年二月十四日誕生。稱若宮。同十二年十二月廿五日爲曼珠院繼跡。安永元年七月廿三日改爲輪王寺公啓親王附弟。同年十一月廿七日爲御養子。同二年八月廿六日更爲公遵親王附弟。十月廿五日入于毘沙門堂得度。十四。同三年十二月廿七日敍二品。同四年六月一日下關。同五年七月十日於東叡山薨。十七。號淸淨心院宮。明年七月贈一品。

―（輪王寺）公延法親王（一品。俗名保業。天台座主。實典仁親王子。准母同）

實曆十二年十一月廿九日誕生。稱良宮。明和四年七月十一日爲大覺寺附弟。安永六年二月十六日改爲輪王寺公遵親王附弟。同年二月十九日爲御養子。同八月廿二日爲親王。同年十月十三日下關。同七年三月十八日得度。十七。同年十月廿九日敍二品。同九年三月廿日受職。天明三年二月三十日敍一品。同六年五月八日任天台座主。同年六月十五日聽牛車。寬政三年七月三日辭職。享和三年五月廿七日於毘沙門堂薨。四十二。號安樂心院宮。

―（妙法院）眞仁法親王（一品。俗名周翰　天台座主。實典仁親王子　准母同）

明和五年六月七日誕生。稱時宮。同六年四月十六日相續妙法院。安永七年七月廿二日爲御養子。同八月十六日爲親王。同年十月廿六日入寺得度。十一　戒師尊眞親王。天明五年十二月十六日敍二品。同六年八月廿日任天台座主。寬政六年二月十七日聽牛車。同七年二月廿五日敍一品。文化二年八月九日薨。三十八。葬于法住寺。號那羅延院宮。

―（林丘寺）皇女（法名博山。實閑院直仁親王女。准母同）

寬延三年七月十二日誕生。稱八千宮。寶曆二年九月十八日相續林丘寺。同十二年三月十八日入寺得度。十三。寬政元年後六月爲御養子。同九年十二月十五日稱音羽御所。卽日薨。四十八。葬于一乘寺山。

〔以下據御近代皇統紹運錄等更補之〕

―欣子内親王（御母盛化門院藤維子。近衞准三后内前公女）

安永八年正月廿四日降誕。號女一宮。同九年十二月七日御髪置。同月十三日爲親王。寬政三年六月廿日依先帝遺詔可被立皇后旨宣下。同五年十二月廿四日准后宣下。同六年三月一日入内。御年十六。同七日立后節會。稱中宮。同十二年正月廿二日皇太子降誕。四月四日儲君親王薨。文化四年七月十八日寬宮御實子被

〔九條尙實公〕輔實の子也、寶曆九年左大臣、安永七年關白、同八年攝政、同九年太政大臣となり、天明五年關白再補、同年薨ず。

〔鷹司輔平公〕基輝の養子也、安永七年左大臣、天明十三年關白となり、文化十年薨ず。

〔文化十年云々〕石淸水臨時祭は後花園天皇永享四年より戰亂の爲め中絕し、賀茂臨時祭も室町時代の末より久しく行はれざりし也。

〔伏見邦賴親王〕貞建親王の御子、伏見宮第十七世也。

仰出。同十三年皇子御降誕。文政三年三月十四日皇太后宮。天保十一年閏正月廿二日院號。定二新淸和院一。同日御薙髮。稱二女院一。弘化三年六月廿日崩。御年六十。七月廿三日葬二于泉涌寺一。遺令奏。

―光格天皇 御諱兼仁。後桃園院御養子。實閑院典仁親王第六子。元御名師仁。御養母盛化門院。

明和八年三月十五日降誕。實八月廿五日。稱二祐宮一。安永八年十一月八日先帝御不豫。依レ無二御繼體一。入二御禁裏一奉レ稱二儲君一。同九日先帝崩御。廿五日踐祚。同九年十二月四日御卽位。御年十歲。天明元年正月一日御元服。加冠太政大臣。九條尙實公。理髮左大臣。鷹司輔平公。同七年十一月廿七日大嘗會。同八年正月三(二イ)十日夜內裏炎上。以二聖護院一爲二皇居一。寬政二年十一月廿二日還二幸于新造內裏一。文化十年三月十五日石淸水臨時祭御再興。同十一年十二月廿二日賀茂下上臨時祭御再興。四近同十四年三月廿二日讓位。御年四十七。同廿四日尊號。天保十一年十一月十九日崩御。御寶算七十。十二月三日御追號。依二叡慮一奉レ稱二故院一。同廿日遺詔奏。同夜奉レ葬二泉涌寺一。同十二(一イ)年正(十二イ)月廿七(一イ)日奉レ號二光格天皇一。稱二後月輪山陵一。

―盈仁法親王(一品。俗名嘉種。實閑院典仁親王子。准母盛化門院)

明和元年十月八日誕生。稱二寬宮一。安永九年三月廿四日爲二御養子一。爲二聖護院宮忠譽法親王附弟一。天明九(元イ)年十(九イ)月廿八日爲二親王一。同二年三(二イ)月晦日入寺得度。十一。同六年十一月廿七日叙二二品一。寬政六年十二月廿二日聽二牛車一。文化七年十月十七日叙二一品一。文政十三年十一月廿一日准后宣下。同廿三日遷化。

―輪王寺公澄法親王(一品。俗名弘道。天台座主。實伏見邦賴親王子。准母同)

安永五年十月晦日誕生。稱二佳宮一。寬政元年正月廿七日爲二御養子一。爲二輪王寺公延法親王附弟一。同六月十一日爲二親王一。閏六月廿七日得度。十四。同八月廿六日下闕。寬政二年十月廿六日叙二二品一。同三年七月三日受禪。同七年三(二イ)月廿(五イ)日叙二一品一。同十二(一イ)年五月十日任二天台座主一。同廿六日聽二牛車一。二月五日阿闍梨宣下。八月五日辭二座主一。文化六年十二月十二日隱居。號二觀喜心院宮一。文政十一年八月七日遷化。

―靈鑑寺皇女(法名宗恭。實典仁親王女。准母同)

明和六年十二月十八日誕生。稱二孝(タカ)宮一。寬政元年四月廿八日爲二御養子一。靈鑑寺宮元服。同年八月廿二日得度。

―貞敬(ヨシ)親王(後桃園院御養子。母松木大納言宗美卿女)

廿一。文政四年十一月十九日遷化。

安永四年十二月日誕生。號嘉禰宮。寬政九閏七月五日爲光帝御養子。八月三日親王宣下。同廿五日元服。同日任上野太守。同十年六月十九日三品。享和四年正月廿七日兵部卿。文化二年九月廿六日二品。同日帶劍隨身兵仗。天保十二年正月廿一日一品。同日薨。六十七。同二月三日葬于相國寺。號靜光明院。

―禮仁（ヰヤ）親王（御母新典侍局藤賴子。葉室中納言賴凞卿女。後改督典侍。又改民部卿典侍。又號藤中納言。）
寬政二年六月二日降誕。稱哲（アキ）宮。同三年六月一日親王宣下。號禮仁。同二日薨。二歲。同十七日葬于般舟三昧院。號寶鈴院宮。

―皇女（御母同）
寬政四年九（二イ）月九日降誕生。稱能布宮。六月七日改號壽賀宮。同五年五月九日薨。二歲。同廿七日葬般舟三昧院。號蓮體院宮。

―皇子（御母同）
寬政五年九月二日降誕。稱俊（トシ）宮。同六年正月三日依思召御蔵替。二歲。十一月廿七日御髮置。十二月四日薨。葬于廬山寺。號圓鏡院宮。

―溫仁（マス）親王（御母中宮欣子內親王）
寬政十二年正月廿二日誕生。同月廿八日稱若宮。同年三月七日爲儲君。同廿六日立親王。四月四日薨。一歲。同廿二日葬于泉涌寺。號成不動院宮。

―仁孝天皇 御名惠仁（アヤヒト）
御母宰相典侍局藤婧子。勸修寺前大納言經逸卿女。號佐保御方。又大夫典侍。又權中納言局。天保十五年二月十三日贈准三宮。追號東京極院。
寬政十二年二月廿一日降誕。同廿七日稱寬宮。享和元年十二月廿四日御髮置。文化四年七月十八日爲中宮御實子。爲御繼體。奉稱儲君。九月廿二日親王宣下。御年六歲。同六年三月廿四日立太子節會。奉稱東宮。同八年三月十六日御元服。御年十二。加冠右大臣忠良公。理髮中納言兼權大夫家厚卿。文化十四年三月廿二日受禪。御年十八。九（十イ）月廿一日御卽位。十二月十一日女御入內。文政元年四月廿四日國郡卜定。十月廿九日御禊。十一月廿一日大嘗會。同八年八月廿二日女御入內。天保十一年十二月廿二日　故院御謚號御再興。同十三年九月廿八日改曆宣下。改天保壬寅元曆。弘化二年十一月廿七日學習院御造立。同三年二月六日崩。奉稱大

〔賴凞卿〕賴要の子葉室氏第廿六代也

〔經逸卿〕敬明の子勸修寺氏第十八代なり。

〔忠良公〕輝良の子一條氏第廿代也、寬政八年右大臣、文化十一年左大臣關白となり、天保八年薨す。

〔御謚號御再興〕御謚號を奉る儀は宇多天皇以來中絕せし也。

〔學習院〕公卿等の學問所にて、光格天皇の御遺意により京都開明門院內に創建す、もと學習所と云ひしが、弘化二年改稱せり

（基前公）經熙の子也、文化十一年右大臣、同十二年左大臣となり、文政三年薨ず。

（閑院美仁親王）好仁親王の第一王子閑院宮第三世也。

（有栖川織仁親王）職仁親王の第一王子、有栖川宮第九世也。

（貞敬親王）邦頼親王の御子、伏見宮第十八世也。

行天皇。寶算四十七。三月朔日被レ奉二御諡號仁孝天皇一。同四日遺詔奏。同夜奉レ葬二于泉涌寺一。稱二弘化山陵一。

―韶仁親王（當今御猶子。母家女房。始登幾。改二千恭一。又讃岐。又歌町。又常盤。于時爲二上﨟次座一。京極家諸大夫尾崎紀殿頭積興猶子）
天明四年十二月十九日生。號二若宮一。改二阿計宮一。當今御養子。二十四歳。同廿一日童昇殿。同五年二月廿一日諱韶仁。三月四日親王宣下。同日童昇殿。同七日御元服。二十五歳。加冠近衞内大臣基前公。理髮鷲尾頭中將隆純朝臣。同日任二上總太守一。同十日叙品宣下。

―孝仁親王（實閑院美仁親王王（恐衍）子。母家女房）
寛政四年四月廿八日生。號二壽宮一。文化四年十二月十五日爲二當今御猶子一。同五年三月四日親王宣下。五月十五日任二常陸太守一。同十六日叙品宣下。

―皇女（母宰相典侍。始新典侍）
文化五年正月二日降誕。同八日號二多祉宮一。五月晦日薨。六月六日葬二于廬山寺一。奉レ稱二善行院一。

―梶井宮承眞法親王（實有栖川織仁親王子。俗名淳德王。准母民部卿典侍頼子）
天明六年十二月廿九日誕生。稱二邦宮一。後改二永宮一。同八年四月廿七日梶井門跡相續。享和三年九月十六日入寺得度。十六。卽日叙二法印一。任二僧正一。稱二宮僧正一。文化五年三月十四日爲二御養子一。四月廿八日爲二親王一。廿一。同六年八月十九日「四月廿八日」（五字恐衍）叙二二品一。同六（七イ）年四月廿八日任二天台座主一。同八年十月二日聽二牛車一。同十五（年字脱）七月日辭二座主一。文化十年八月廿六日座主還補。第二度。文政十一年十月十九日叙二一品一。四十一歳。同十一月晦日辭二座主一。同十四日薨。五十五。實七日。同閏正月四日葬二于大原一。號二如實知王院宮一。

―始勸修寺仁和寺濟仁法親王（俗名修道。實有栖川中務卿織仁親王子。准母同）
寛政九年三月七日誕生。稱二誠宮一。享和元年五月七日勸修寺宮相續。文化四年八月十一日依二仁和寺深仁親王願一爲二附弟一。同五年三月廿二日爲二御養子一。十二。同六年六月廿日爲二親王一。同年九月廿五日入寺得度。同七年十二月二（一イ）日叙二一品一。十四。同十年三月廿六日傳法灌頂。弘化四年十二月廿四日薨。五十二。同五年正月十八日葬二于法金剛院一。號二不壞光院御室一。

―青蓮院尊寶法親王（俗名有道。實伏見兵部卿貞敬親王子。准母同）
享和二年六月十九日誕生。稱二聰宮一。文化五年三（二イ）月廿七日爲二御養子一。同八年九月廿九（廿イ）日爲二親王一。同

九年三月五日入寺得度。十一。文政十二年十月廿二日傳法灌頂。同十一月廿四日叙二品。同十二月十六日任天台座主。天保三年九月十五日拜座主。同十六日遷化。三十。

―公猷法親王（俗名正道。實有栖川中務卿織仁親王子。准母同）

寛政元年二月一日誕生。稱總(キヨ)代宮。同四年六月三日智恩院門室相續。同五年十二月八日爲一乘院宮附弟。文化五年七月十九（五六イ）日爲御養子。同廿六日爲輪王寺公澄親王附弟。同年八月廿六日爲親王。二十。同九月十八日得度。廿三。稱親宮。同十月十五日下關。同六年三月十七日叙二品。同十二月十三日受職。同十年三月九日上洛。同四月一日叙一品。二十五。同閏四月三日傳法灌頂。同五月七日任天台座主。同廿六日聽牛車。同八月五日辭座主。文政十一年十月廿八日准后宣下。四十。賜年官年爵封戸三千戸。同十一月晦日還補天台座主。第二度。同十二月廿五日改舜仁。同十二年正月十六日辭座主。天保十三年九月廿二日上洛。同廿九日補天台座主。同十二月三日辭座主。同十四年九月廿四日御讓職于新宮。號自在心院宮。同廿六日薨。五十五。同閏九月四日薨奏。

―尊超法親王（俗名福道。實織仁親王子。准母宰相典侍婧子）

享和二年七月十日誕生。稱種宮。文化三（二イ）年八月七日知恩院宮相續。四歲。同四年三月廿七日深曾木。同五年八月十九日爲御養子。同六年六月廿六日爲大樹家齊公猶子。同七年四月廿七日爲親王。同九月廿七日入寺得度。同十四年二月廿六日叙二品。

―尊誠親王（實伏見兵部卿貞敬親王子。准母同）

文化三年八月十二日誕生。稱潔宮。同五年八月十一日一乘院宮相續。同六年八月八日爲御養子。同七年十二月十九日深曾木。同十三年十二月廿二日親王宣下。十一。稱忠道。同十四年五月十一日得度。文政五年五月八日遷化。十七。

―盛(タケヒト)仁親王（母新内侍局菅和子。東坊城勘解由長官益良卿女）

文化七年六月廿七日誕生。稱寿宮。同年九月十三（八イ）日相續桂宮。元京極。今度被改稱。同年十二月十八日御移徙。同八年五月十六日爲親王。翌日薨。二歲。廿六日葬于相國寺。號成正覺院宮。

―皇女（母同上）

文化八年四月廿五日降誕。翌廿六日薨。同五月十二日葬于淨福寺。號靈妙心院宮。

〔深曾木〕幼兒髮置の後、其髮の漸く長じたる末を剃き整ふる儀也、男子は五歲、女子は四歲にて行ふを例とし、十一月、十二月中の吉日を擇びて行ふこと多し、後一條天皇の皇女章子、馨子兩内親王が行ひ給ひしこと榮華物語にあるを初見とす。

〔益良卿〕輝長の子東坊城氏第十六代なり。

〔相續桂宮〕公仁親王の後を嗣ぎて桂宮第九世に立ち給ふ。

〔基理卿〕基村の子園氏第二十代也。

〔正倉院〕財物を納めし庫にて、大藏省、諸國にこれを置き、また東大寺正倉院とて聖武天皇の御遺物其他朝廷の御料たる寶什を納めし庫あり、爰は東大寺正倉院にて、此年修理のため開封ありし也

〔一身阿闍梨〕貴種名門の人を崇敬して特に阿闍梨の位に置くを云ふ、釋家官班記に、貴種之人、別而限ニ其身ー、其可レ授ニ傳法灌頂職位ー之由、被レ下ニ官符ー、以レ之稱ニ一身阿闍梨ー、とあり、圓融天皇天祿四年、九條師輔の子慈忠和尙を補せしを初めとす。

―皇子(母脊典侍藤正子。後大典侍。園前大納言基理卿猶子。實高野故三位保香卿女)
文化十二年八月廿九(八イ)日降誕。同九月四日號ニ猶宮ー。同十三年十二月廿二日御髮置。文政二年正月十九日逝去。五歲。同二月十四日葬ニ于廬山寺ー。號ニ解脫樂院宮ー。

―悅仁親王(御母皇后欣子內親王)
文化十三年正月廿八日降誕。同二月五日號ニ高貴宮ー。同十四年十二月廿五日御髮置。文政四年二月九日親王宣下。同十一日薨。六歲。同廿七日葬ニ于泉涌寺ー。號ニ瑠璃光院宮ー。

―大儀文成(圓照寺。始中宮寺。後號ニ文定ー。實有栖川入道一品龍淵女)
天明七年正月十九日生。淑宮。同八年十一月三日中宮寺相續。寛政四年二月廿四日深曾木。同九年九月廿一日爲ニ大聖寺宮附弟ー。圓照寺室相續。十一。享和元年三月廿四日得度。十五。文化十三年六月八日爲ニ御養子ー。御養母之儀者依ニ姬宮ニ不レ及ニ其儀ー。弘化三年六月廿二日薨。六十。同七月五日葬ニ于山村ー。號ニ常應心院宮ー。

―邦家親王(睦宮。母壽美君。忠良公女。實家女房)
享和二年十月廿四日誕生。文化十四年正月十日御猶子。同二月十四日親王宣下。同廿六日元服。十六。同日上野太守。同廿七日三品。天保十三年八月廿七日辭ニ上野太守ー。落餝號ニ禪樂親王ー。稱ニ伏見入道宮ー。

―淸範法親王(靜宮。又志津宮。又淸保。實伏見貞敬親王男。准母新大納言局)
文化十三年月日生。號ニ志津宮ー。同十四年八月四(三イ)日勸修寺相續。文政元年五月十三日爲ニ御養子ー。御母儀、、。同三年十一月廿七日深曾木。同六年十月廿三日親王宣下。八。稱ニ淸保ー。同七年五月二日得度。同十二年十一月十五日補ニ東大寺別當ー。天保四年十月十八日正倉院開封。同八年十一月二十日敍ニ二品ー。廿二。同九年十月十五日補ニ一身阿闍梨ー。同十一月日傳法灌頂。同十一年正月東南院兼帶。同十三年七月廿二日被レ止ニ親王宣旨ニ品位記ー。

―皇女(母權中納言婧子。元宰相典侍局)
文化十四年九月廿四日誕生。同十月二日號ニ娍宮ー。文政元年十二月十八日髮置。同二年正月六日逝。三歲。同十九日葬ニ于淸淨華院ー。號ニ韋勝光院宮ー。

―宜子女王(稱ニ實枝宮ー。母中務卿韶仁親王御息所。閑院美仁親王息女)
文政元年六月八日爲ニ御猶女ー。後薙髮號ニ妙勝定院ー。

（孝仁親王）美仁親王の御子、閑院宮第四世也。

（公聽卿）實茂の子姉小路氏第十五代なり。

（大聖寺）京都上京區御所八幡町に在る臨濟宗相國寺派の寺也、開祖詳かならず、正親町天皇皇女御入室の時、尼寺第一位をなすの論旨を賜ふ

（貞直卿）良直の子富小路氏第十八代なり。

（韶仁親王）織仁親王の御子、有栖川宮第七世也。

―宗淳（實伏見貞敬親王女。御養母新大納言正子）
文化十三年十一月廿七日生。號二万志宮一。文政二年六月廿七日依レ願爲二靈鑑寺宮附弟一。同日御養子。同六年十月十三日入寺。翌十四日得度。

―敎仁法親王（實閑院一品式部卿孝仁親王次男。母吉子。鷹司准三宮政煕公女。御養母權中納言婧子）
文政二年月日誕生。同十二月十五日相續。同廿五日爲二御養子一。同五年閏正月廿日髮置。同六年十二月四日深曾木。同十三年八月廿四日親王宣下。稱二弘保一。同十月廿四日入寺得度。天保八年十一月廿二日敍二二品一。十九。聽二牛車一。同九年三月七日補二一身阿闍梨一。同四月廿六日傳法灌頂。同十二年四月十四日天台座主。初度。二十三。同十三年九月廿九日辭二天台座主一。二度。

―大聖寺皇女（母葛浦小路藤聰子。元新典侍。姉小路故公聽卿女）
文政三年五月二日誕生。同七日稱二倫宮一。同十二月十一日大聖寺室相續。同四年十一月廿四日髮置。同九年十二月廿三日深曾木。同十三年五月廿八日於二大聖寺室一逝去。十一。同六月廿六日葬二于般舟院一。號二普明淨院一。

―皇女（母小侍從藤明子。元右衞門掌侍。富小路貞直卿女）
文政五年二月廿日誕生。同廿六日稱二治宮一。同三月廿三日逝去。同十六日葬二于廬山寺一。號二殊妙光院一。

―大覺寺。後移二于輪王寺一慈性法親王（實有栖川中務卿韶仁親王次男。母家女房千里。御養母新大納言正子）
文化十年八月廿六日生。號二精宮一。同十五年四月十二日爲二大覺寺前大僧正亮深附弟一。文政五年六月廿八日爲二御養子一。同八月廿二日親王宣下。十歲。稱二明道一。同十二月五日入寺得度。天保八年十月十五日敍二二品一。二十五。同月牛車宣下。同九年八月十六日補二一身阿闍梨一。同九月廿三日傳法灌頂。同十三年八月廿八日兼二補東大寺別當一。弘化三年四月廿五日依レ勅移二轉輪王寺一。爲二故自在心院附弟一。同五月廿七日辭二東大寺別當一。同四年十月朔日敍二一品一。

―尊常法親王（實伏見貞敬親王男。號二欽宮一。後改二能布宮一。養母權中納言婧子）
文化十三年月日誕生。文政五年八月廿三日爲二一乘院附弟一。同日爲二御養子一。天保三年四月廿五日入寺。同五月二日親王宣下。十五。稱二守貫一。同十二月二日得度。同七年六月廿六日遷化。十九。

―幟仁親王（三品。實有栖川韶仁親王子。稱二八穗宮一。母御息所宣子（女王。閑院一品彈正尹美仁親王女。實家女房重。准母））

〔猶子〕禮記に、兄弟之子猶子とあるに出で、もと甥の義なるが、我國にては、專ら義子を云へり。

〔太守〕親王の國司となり給へるを云ふ、古へより上總、常陸、上野を太守の國とせり。

〔塔頭〕もと禪宗にて祖師の塔所を云ひしが、後世一山内の寺院の稱となるに至れり。

文化九年正月五日誕生。稱八穗宮。文政五年十一月十五日爲御猶子。同六年親王宣下。十二。十一月廿一日元服。同日上總太守。同廿二日叙二品。

―公紹法親王（一品。實有栖川韶仁親王子。母同幟仁親王。准母新大納言正子）
文化十二年九月十二日誕生。號菊宮。文政七年四月廿六日爲公猷親王附弟。同日爲御養子。同十年三月廿五日親王宣下。十三。稱彰信。同四月廿五日入寺得度。同十一年正月晦日叙二品。天保六年正月廿二日叙一品。二十一。弘化三年十月日御讓職。號普賢行院宮。同十九日薨。卅二。同廿七日薨奏。

―蓁子内親王（母小侍從局明子。御准母皇太后宮欣子内親王。後新清和院）
文政七年五月十一日降誕。同十八日稱欽宮。同十二月十四日髮置。同八年十二月廿六日寶鏡寺室相續。同十三年三月廿六日深曾木。天保三年十二月廿五日皇太后宮御准母。同十三年正月十四日内親王宣下。稱蓁子。同月十七日薨。號三應地院宮。同廿八日葬于眞如寺。

―皇女（母菖蒲小路局聰子）
文政九年六月八日誕生。同十四日號媛宮。同八月十九日曇華院室相續。同十年八月三日改見晉宮。同十九日逝去。二歲。同廿七日葬于大德寺塔頭養德院。號瓔珞珠院。同十二年四月七日贈判秀峰聖大禪師。

―皇女（母小侍從局明子）
文政九年九月廿七日誕生。同十月四日稱勝宮。同十年五月六日逝去。二歲。同十九日葬于清淨華院。號無上覺院。

―愛仁親王（二品。號基宮。母吉子。鷹司准三宮政凞公女）
文政元年正月十三日誕生。同十一年四月廿七日爲御猶子。同八月廿三日親王宣下。同十一月廿八日元服。同日彈正尹。同十二月朔日三品。天保十三年九月十四日二品。隨身兵仗。同月十七日薨。三十五。葬于廬山寺。號清涼壽院。

―萬壽宮（實伏見貞敬親王男）
文政十三年十一月十六日爲慈仁法親王附弟。同日爲御養子。天保二年五月四日逝去。葬于白河山。號清淨嚴院。

―雄仁法親王（實同上。號多嘉宮。母東京極院。贈准后從三位藤原婧子卿御養母）

天保二年五月四日相續爲附弟。同十一月廿七日爲御養子。同三年二月二日親王宣下。十一。稱嘉言。同月廿八日入寺得度。十二歲。同九年七月八日補一身阿闍梨。同月十九日叙二品。十七。同十月灌頂。

—覺諄法親王（實同上。號萬代宮。准母新大納言局正子）

文政元年月日誕生。天保三年四月八日爲御養子。同月圓滿院室相續。十四。同四年四月八日親王宣下。稱守脩。同九月廿六日入寺得度。

—讓仁法親王（實閑院故孝仁親王男。內實伏見貞敬親王男。號憧宮。母、御養母葛蒲小路聰子）

文政七年月日誕生。號憧宮。天保三年五月十七日曼珠院室相續。爲御養子。九歲。同五年八月廿六日親王宣下。稱持勝。同十一月廿八日入寺得度。同十三年六月廿八日叙二品。十九。聽牛車。同廿九日薨去。號遠壽成院宮。同七月日葬于一乘寺山。

—皇子（母葛蒲小路聰子）

天保四年四月廿八日誕生。同五月四日號嘉稱宮。六月十四日逝去。二。同十六日葬于相國寺中長得院。號相嚴身院宮。

—安仁親王（御母女御從三位藤原繁子。鷹司准三后政熙公女）

文政三年五月十六日降誕。同廿二日號悼宮。同四年六月六日親王宣下。二歲。同九日薨。同廿一日葬于泉涌寺。號妙莊嚴院宮。

—皇女（母同上）

文政六年四月二日誕生。同三日逝去。葬于泉涌寺山內雲龍院。號慈悲心院宮。

—皇子（母權典侍藤原雅子。正親町故大納言實光卿女）

文政八年十月廿二日誕生。同廿八日號[illegible]宮。同九年十二月十三日髮置。同日逝去。三歲。同廿九日葬于盧山寺。號眞解脫院宮。

—皇女（母按察使典侍藤原妍子。甘露寺一位國長卿女）

文政八年十一月六日降誕。同十三日號成宮。同九年八月七日逝去。二歲。同廿一日葬于清淨華院。號瑞放光院宮。

〔雲龍院〕泉涌寺中門內の東南に在り聖皐律師の開基也

〔實光卿〕公明の子正親町氏第十七代なり。

〔國長卿〕篤長の子甘露寺氏第三十五代也。

〔政熙公〕輔平の子鷹司氏第二十一代也、寬政元年內大臣、同三年左大臣となり、同七年關白に拜せられ、文化十一年三宮に准せらる、天保十二年薨す。

（閑院愛仁親王）孝仁親王の御子、閑院宮第五世也。

（藤祺子）仁孝天皇の女御也、文政十三年准三宮、弘化四年新朔平門院の院號宣下、皇太后の尊號を奉る、同年崩す。

（忠煕公）基前の子也、文政七年内大臣に任せられ、文久二年關白に補す

（定成卿）定泰の子今城氏第八代也。

―淑子（スミコ）内親王（母同上）
文政十二年正月十九日降誕。同廿五日號敏宮。同九月廿五日依思召御年替爲二歲。同十二月八日髮置。同五年十二月十六日深曾木。天保十一年正月廿八日閑院愛仁親王江縁組。十三。同十三年九月十五日内親王宣下。

―皇女（御母女御從三位藤祺子。入道關白准三后政煕公女）
文政十二年十二月廿四日降誕。同卅日號女二宮。天保元年十二月十一日髮置。同二年三月十九日逝去。同廿七日葬于泉涌寺中雲龍院。號摩尼珠院宮。

―皇子（母按察使典侍研子）
文政十三年十月五日誕生。同十一日號三宮。天保二年十月晦日逝去。二歲。十一月廿一日逝去奏聞。同廿二日葬于清淨花院。

―（身院宮）孝明天皇　御諱統仁（オサヒト）
御養母准三后祺子。稱煕宮。御實母權典侍雅子。後宰相典侍。
天保二年六月十四日降誕。同廿日號煕宮。同三年十二月十四日御髮置。同六年六月廿一日爲准后御養子。御繼體御治定。奉稱儲君。同九月十八日立親王。五歲。同八年十二月廿七日御深曾木。同十一年三月十四日立皇太子。十歲。同十五年三月廿七日御元服。十四。加冠内大臣忠煕公。理髮春宮權大夫。御扶持關白太政大臣。弘化三年二月十三日踐祚。十六。同四年九月廿三日卽位。嘉永元年四月廿四日國郡卜定。十一月廿一日大嘗會。同十二月十五日女御入内。九條尙忠公御女基凞君。夙子。慶應二年十二月廿九日崩御。寶算三十六。明治元八廿六。御正忌之頭。被定御忌日十二月廿五日。同三年二月十六日被奉御謚號孝明天皇。同廿七日奉葬于泉涌寺。稱後月輪東山陵。

―皇子（母馬掌侍藤嬉子。今城故中納言定成卿女）
天保三年四月九日誕生。同日逝去。同廿一日逝去　奏聞。同日葬于鳴瀧三寶寺。號常寂光院宮。

―皇女（母按察使典侍歲子）
天保三年十月十五日誕生。同廿一日號總（フサ）宮。同四年十二月二日髮置。同四日逝去。二歲。同八日葬于清淨華院。號明鏡心院宮。

―節（ミサ）仁親王（桂宮。權典侍雅子）

（桂宮相續）盛仁親王の後を嗣がれ、桂宮第十世に立ち給ふ。

（慈照院）もと大德院と號せしが、足利義政を院内に葬りしより、その法號により改む。

（貞敬親王）邦賴親王の御子、伏見宮第十八世也。

（實久卿）實誠の子橋本氏第十六代也

（邦家親王）貞敬親王の御子、伏見宮第十九世也。

天保四年十一月朔日誕生。同七日號幹宮。同五年十二月十日髮置。同六年六月廿二日桂家相續。同七年三月五日親王宣下。（四歳）同日薨。同廿七日葬于相國寺中慈照院。號如意寶院宮。

―皇女（母按察使典侍研子）

天保七年四月十七日降誕。同廿三日號經宮。同十月廿八日逝去。十一月六日葬于清淨華院。號眞正珠院宮。

―尊應法親王（實伏見兵部卿貞敬親王末男。稱富宮。御養母按察使典侍研子）

天保七年六月廿五日爲御養子。同日爲附弟。同八年十二月五日入寺。同十日親王宣下。（十七）。稱成憲。同九年閏四月廿二日得度。同十三年三月廿五日爲興福寺別當。

―皇女（母權典侍雅子）

天保八年正月廿六日降誕。同二月二日號恭宮。同九年三月廿八日逝去。同四月十六日葬于清淨華院。號常榮光院宮。

―淸宮（實有栖川韶仁親王末男。内實熾仁親王男。御母權典侍局雅子）

天保九年九月十五日誕生。同月日髮置。同十七年七月廿八日爲御養子。同日青蓮院宮御相續。同十三年三月十四日深曾木。同六月十七日逝去。（六歳）號後智冥院宮。

―皇子（胤宮。母新典侍局藤原經子。橋本中納言實久卿女）

天保十五年十一月朔日降誕。同七日稱胤宮。弘化二年十月二日逝去（二歳）。實九月二日葬于廬山寺。號歡喜乘院宮。

―皇女（和宮。母同上）

弘化三年閏五月十日降誕。同十六日御名字被稱和宮。同四年十二月廿七日御髮置。

貞敎親王（伏見入道邦家親王男。母藤原景子。左大臣政熙女）

天保七年九月十七日誕生。弘化四年五月　日爲御養子。同八月廿三日童昇殿。（十三）。嘉永元年三月廿三日親王宣下。同四月廿八日元服。任兵部卿。同五月二日叙二品。

―（圓照寺）福喜宮（實同上息女）

〔正二位實麗〕實久の子、橋本氏第十七代也。

〔正二位光愛〕隆光の子、柳原氏第二十一代也。

〔一條忠香〕實通の子、一條氏第二十二代也。

〔竹田宮恒久王〕北白川宮能久親王の第一王子也、明治三十九年三月三十日宮家御創立あらせらる。

〔北白川宮成久王〕北白川宮は伏見宮邦家親王の王子智成親王より出づ、成久王は能久親王の第二王子也。

弘化元年月日誕生。同四年六月廿四日空室相續。同八月四日爲二御養子一。四歳。

—喜久宮（實伏見入道邦家親王男）
天保十四年九月廿四日爲二御養子一。同日青蓮院相續。嘉永元年月日被二召返一。爲二輪王寺慈性法親王附弟一。

—豐(ナガ)宮（實同上。仁和寺相續）

—滿(ミチ)宮（實同上。青蓮院宮相續）

—熾仁親王（實有栖川中務卿幟仁親王男）
嘉永元年十月十八日爲二御養子一。同二年二月十六日親王宣下。十五。同三月十九日元服。任二太宰帥一。同十六日叙二三品一。十五。

—順子(ヨリコ)内親王（母藤原夙子。左大臣尙忠女）
嘉永三年十一月四日誕生。五年六月十七日薨。三。

—皇子（母藤原伸子。權大納言俊明女。嘉永三年十二月十七日生。翌日夭）

—明治天皇睦仁(ムツヒト)
母同二順子内親王一。實中山忠能女。藤原慶子所レ生。
嘉永五年九月廿二日降誕。稱二祐(サチ)宮一。万延元年九月廿八日立親王。慶應三年正月九日踐祚。明治元年八月廿七日卽位。大甞祭明治四年十一月十七日。明治四十五年七月三十日崩御。寶算六十一。大正元年八月廿七日被レ奉二御謚號明治天皇一。同九月十四日奉レ葬二于京都府紀伊郡堀内村字古城山一。稱二伏見桃山陵一。

—皇女（母同二順子内親王一）
安政五年六月十二日誕生。稱二富貴宮一。六年八月二日薨。

—皇女（母藤原紀子。權中納言康親女）
安政六年三月廿二日誕生。稱二壽滿(スマ)宮一。文久元年五月一日薨。

—皇女（母同）
文久元年十月八日誕生。稱二理(タダ)宮一。二年八月十日薨。

—皇子（母葉室光子。從二位長順女）
明治六年九月十八日誕生。卽日夭。謚二稚瑞照彥尊(ワカミツテルヒコ)一。

〔左大臣尚忠〕輔嗣の子、九條家第廿八代也。

〔中山忠能〕忠尹の子、中山氏第廿四代也。

〔長順〕顯孝の子、葉室氏第廿九代也

―皇女（母橋本夏子。正二位實麗女）
　明治六年十一月十三日誕生。卽日夭。謚二稚高依姫尊一。

―薫子内親王（母柳原愛子。正二位光愛女）
　明治八年一（二歟）月廿一日誕生。稱二梅宮一。九年六月八日薨。一年四月。

―敬仁親王（母同）
　明治十年九月廿三日誕生。稱二建宮一。早世。

―大正天皇 嘉仁
　母藤原美子。從一位一條忠香女。實同二敬仁親王一。
　明治十二年八月卅一日降誕。稱二明宮一。同廿年八月卅一日東宮宣下　同廿二年十一月三日立太子。明治四十五年七月三十日御踐祚。大正四年十一月十日御卽位　大正四年十一月十四日大嘗祭。大正十五年十二月二十五日崩御。寶算四十八。昭和二年一月廿日被レ奉二御謚號大正天皇一。同二月八日奉レ葬二于武藏陵墓地之内一。橫山村大字下長房字龍ヶ谷戸一。稱二多摩陵一。

―韶子内親王　母千種任子）
　明治十四年八月三日誕生。稱二滋宮一。十六年九月六日薨。

―章子内親王（母同）
　明治十六年一月廿六日誕生。稱二增宮一。同年九月八日夭。

―静子内親王（母園祥子）
　明治十九年二月十日誕生。稱二久宮一。同廿年四月四日薨。

―猷仁親王（母同）
　明治廿年八月廿二日誕生。稱二昭宮一。同廿一年十一月十二日薨。

―昌子内親王（母同）
　明治廿一年九月卅日誕生。稱二常宮一。同四十一年四月三十日竹宮恒久王へ御緣組。

―房子内親王（母同）
　明治廿三年一月廿八日誕生。稱二周宮一。同四十二年四月廿九日北白川宮成久王へ御緣組。

―允子内親王（母同）

〔朝香宮鳩彦王〕久邇宮朝彦王の第八王子也、明治三十九年宮家御創立あり。

〔東久邇宮稔彦王〕久邇宮朝彦親王の第九王子也、明治三十九年宮家御創立あり。

〔從一位大勳位道孝〕幸經の子也。

明治廿四年八月七日誕生。稱＝富美宮－。同四十三年五月六日朝香宮鳩彦王へ御緣組。

輝仁親王（母同）
明治廿六年一月卅日誕生。稱＝滿宮－。同廿七年八月十七日薨。

聰子內親王（母同）
明治廿九年五月十一日誕生。稱＝泰宮－。大正四年五月十八日東久邇宮稔彦王へ御緣組。

多喜子內親王（母同）
明治三十年九月廿四日誕生。稱＝貞宮－。明治卅二年一月十一日薨。

今上皇帝裕仁
母九條節子。從一位大勳位道孝女。
明治三十四年四月廿九日降誕。稱＝廸宮－。大正五年十一月三日立太子。大正十年十一月廿五日攝政御就任。
大正十五年十二月廿五日御踐祚。

雍仁親王（母同）
明治卅五年六月二十五日誕生。稱＝淳宮－。大正十一年六月廿五日秩父宮稱號宣下。

宣仁親王（母同）
明治卅八年一月三日誕生。稱＝光宮－。大正二年七月六日高松宮稱號宣下。

崇仁親王（母同）
大正四年十二月二日誕生。稱＝澄宮－。

成子內親王（母久邇宮良子女王。大勳位邦彦王女。）
大正十四年十二月六日誕生。稱＝照宮－。

祐子內親王（母同）
昭和二年九月十日誕生。稱＝久宮－。昭和三年三月八日薨。

新撰姓氏錄

上新撰姓氏錄表

臣萬多等言。臣聞。陰陽定位裁萬物。以先人倫。叡聖正名。叶五音而甄姓氏。是以因生之本自遠。胙土之基增崇。沿帝道而汚隆。襲王風而興替者也。伏惟。國家降天孫而創業。横地軸以開邦。一統架宗。環八洲以御宇。辨五運無代。跨億載而期圖。高門接軫。甲姓聯衡。枝葉寔繁。派流彌衆。既而德廣所覃者。雲靡。輟情願編戶。星陣相尋。或擬丘陵。而挺峻。或飛軒蓋以騰華。又有僞會冒祖。妄認膏腴。證神引皇。虛託纖冕。先朝鑒其假濫。留慮根源。昧旦臨軒。仄景忘膳。今臣等。謹奉綸言。追遂前旨。徒對三絕。空淹四時。矧夫才非博物。識謝通瞻。何以濫知本枝。抑揚諸開。然書府舊文。見進新系。讎校合之。則總以入錄。其未詳者。則集爲別卷。年肇神武。人兼倭漢。凡一千一百八十二氏。幷目三十一卷。名新撰姓氏錄。譬如窺井談星。取蠡議海。恐綜竅疎訛。撰錯謬違。謹詣闕奉進。伏增谷冰謹白。

弘仁六年七月二十日

中務卿四品臣萬多親王

右大臣從二位兼行皇太弟傅勳五等臣藤原朝臣園人

參議從三位行宮內卿兼近江守臣藤原朝臣緒嗣

正五位下行造東大寺長官臣阿部朝臣眞勝

從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平

從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣穎人等上表

新撰姓氏錄序

蓋聞。天孫降襲西化之時。神世伊開書記靡傳。神武臨夏東征之年、人物漸滋。梟帥閒起。洎乎神劒下授。靈烏于飛。歸首星陣。群凶霧散、膺受明命。光宅中州、泰階平齊、海內淸謐。既而謹德。考功胙土命氏。國造縣主始號於斯。垂仁撫運。惠澤彌新、擧措得中。姓氏稍分。況復任那嚮風。新羅歸賁。爾來。諸蕃仰德。無思不來。懷遠賜姓、是時著明、允恭御宇、萬姓紛紜。時下詔旨。盟神探湯。首實者全。冒虛者害。自茲厥後。氏姓自定、更無詐人。涇渭別流。皇極握鏡。國記皆燔。幼弱迷其根源。狡强倍其僞說。天智天皇儲宮也、船史惠尺奉進燼書。至庚午年。編造戸籍。人民氏骨。各得其宜。自茲以降。歷代帝王。隨時改正。聯綿不絶。勝寶年中。時有恩旨。聽許諸蕃任願賜之。遂使前姓後姓文字斯同。蕃俗和俗氏族相疑。萬方庶民。陳高貴之枝葉。三韓蕃賓。稱日本神胤。時移人易。罕知而言。寶字之末。其爭猶繁。仍聚名儒。撰氏族志。抄案弗半。逢時有難、諸儒解體、輟而不興。皇統彌照。聖明。生而叡哲。自體性仁。威被日出之崖。德光月朏之域。停烽廢關、文軌爲一。慮周品物。思切正名。迺降絲綸。撰勘本系。細帙未畢、鳳輿登遐。天朝至明、紹脩前業。至聖承聖。垂春後謀。爰勅中務卿四品臣萬多親王。右大臣從二位兼行皇太弟傳臣藤原朝臣園人。參議正四位下行右衞門督兼近江守臣藤原朝臣緖嗣、正五位下行陰陽頭臣阿倍朝臣眞勝。從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平。從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣頴人等。追慕前志。推弘此文。開書

府之祕藏、尋諸氏之苑丘、臣等歷探古記、博觀舊史、文駮辭蹟、音訓組雜、會釋一事、遂作楯矛、搆合兩說、則有牴牾、新進本系、多違故實、或錯綜兩氏、混爲一祖、或不知源流、倒錯祖次、或迷失己祖、過入他氏、或巧入他氏、以爲己祖、新古煩亂、不易甄爽、彼此謬錯、不可勝數、是以雖欲成之不日、而猶十歲於茲、京畿本系、未進過半、今依見進、以類詮次、本其元生、則有三體、跡其群分、則有三例、天神地祇之冑、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異、序前後、是爲三體也、枝別之宗、特立之祖、書曰出自、或古記本系竝錄而載、或載古記而漏本系、或載本系漏古記、書曰同祖之後、宗氏古記雖云遺漏而立祖不謬、但事涉狐疑、書曰之後、所以辨遠近示親疎、是爲三例也、夫寸璞尺木、尙有取節、況乎後生、爭知前世、故祖次相變、世數頗誤、則不爲大失、討論而裁成、眞人是皇別之上氏也、幷集京畿以爲一卷、附皇別首、未定是諸氏之未明也、總爲一卷、附諸蕃尾、又有諸姓漏本系、而載古記、則抄古記以寫附、本系之與古記違、則據古記以刪定、今按之中、證引古記、則雖文駮而不必改、所以存其文取辭達也、京畿之氏、大體罕詳、諸國之氏、或不必入京畿、臣等奉勅、謹加研精、措摭群言、沙汰金礫、截舊記之煩蕪、探會新之機要、除新系之逸說、撮通古之折中、思所以令文約辭易、冷然示掌、煥乎指南、起自神武、迄乎弘仁、溫故知新、能事粗畢、凡一千一百八十二氏、總爲三十卷、勒成三部、名曰新撰姓氏錄、雖非革編耽樂之義、玉板翫好之文、抑亦人倫之樞機、國家之檃括也、唯京畿未進幷諸國且進等類、一時難盡、闕而不究、其諸姓日、列於別卷云爾。

新撰姓氏錄

第一帙

左京皇別

起自左京息長眞人、盡攝津國爲奈眞人、四十四氏。

息長眞人 出自譽田天皇諡應神皇子稚渟毛二俣王之後也。

山道眞人 息長眞人同祖。稚渟毛二俣王之後也。日本紀合。

坂田酒人眞人 息長眞人同祖。

八多眞人 出自諡應神皇子稚野毛二俣王也。日本紀合。

三國眞人 諡繼體皇子捥子王之後也。依日本紀附。

路眞人 出自諡敏達皇子難波王也。日本紀合。

守山眞人 路眞人同祖。難波王之後也。日本紀合。

〔息長眞人〕天武紀十三年の條に、冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、云々、一曰眞人、二曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稲置、此日、守山公、路公、高橋公、三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏、賜姓曰眞人、とあり。

〔稚渟毛二俣王〕一本俣を股に作る、應神天皇第七皇子也。

〔捥子王〕繼體第五皇子也、繼體紀に三國公之先也と見えたり。

〔難波王〕敏達第七皇子也。

甘南備眞人　路眞人同祖。續日本紀合。

飛多眞人　路眞人同祖。

英多眞人　同上。

大宅眞人　路眞人同祖。依續日本紀同定。

大原眞人　出自諡敏達孫百濟王也。續日本紀合。

島根眞人　大原眞人同祖。百濟王之後也。

豐國眞人　大原眞人同祖。續日本紀合。

山於眞人　大原眞人同祖。

吉野眞人　同上。

桑田眞人　同上。

池上眞人　同上。

海上眞人　大原眞人同祖。依續日本紀附。

清原眞人　大原眞人同祖。百濟王之後也。

香山眞人　出自諡敏達皇子春日王也。

〔眞人〕天武天皇十三年始めて定められし姓にて「一前頁參照」、近き皇裔に賜はる、天皇を現神といへるに對し眞人と稱すとも云ひ、或は新羅眞骨の譯なりとも云ふ、本書に載する外國史に散見するものを加ふれば六十氏以上に及ぶ。

〔英多眞人〕多字一本田に作るは非也

〔春日王〕敏達天皇第五皇子也。

登美眞人　出自諡用明皇子來目王也。續日本紀合。

蜷淵眞人　出自諡用明皇子殖栗王也。

三嶋眞人　出自諡舒明皇子賀陽王也。續日本紀合。

淡海眞人　出自諡天智皇子大友王也。續日本紀合。

三園眞人　出自諡天武皇子淨廣壹。磯城王之後也。

笠原眞人　三園眞人同祖。磯城王之後也。

高階眞人　出自諡天武皇子。淨廣壹。太政大臣高市王也。續日本紀合。

氷上眞人　出自諡天武皇子。一品太總管新田部王也。續日本紀合。

岡眞人　出自諡天武皇子。一品贈太政大臣。舍人王也。續日本紀合。

右京皇別

山道眞人　息長眞人同祖。應神皇子。稚渟毛二俣王之後也。

息長丹生眞人　息長眞人。同祖。

〔來目王〕用明第二皇子也、推古天皇十一年新羅征討の途次筑紫に薨ず。

〔殖栗王〕用明第三皇子也。

〔賀陽王〕舒明第四皇子也。

〔三園眞人〕拾芥抄載せず、或は三國の誤か。

〔淨廣壹〕一本淨廣武に作る。

〔磯城王〕天武第十皇子也。

〔高市王〕天武第八皇子也。

〔新田部王〕天武第六皇子也。

〔舍人王〕天武第四皇子也。

〔山道眞人〕道字古本路に作る。

三國眞人　謚繼體皇子。椀子王之後也。日本紀合。

坂田眞人　出自謚繼體皇子。仲王之後也。日本紀合。

多治比眞人　宣化天皇皇子。賀美惠波王之後也。

爲名眞人　宣化天皇皇子火焰王之後也。日本紀合。

春日眞人　敏達天皇皇子春日王之後也。

高額眞人　春日眞人同祖。春日王之後也。

當麻眞人　用明皇子。麻呂古王之後也。日本紀合。

文室眞人　天武天皇皇子二品長王之後也。續日本紀合。

豐野眞人　同天皇皇子淨廣壹高市王之後也。續日本紀合。

山城國皇別

三國眞人　繼體皇子。椀子王之後也。日本紀合。

大和國皇別

酒人眞人　同天皇皇子。兎王之後也。日本紀合。

〔仲王〕繼體第九皇子也、繼體紀元年の條に、次根王女曰廣媛、生二男、長曰莵皇子、是酒人公之先也、少曰中皇子、是坂田公之先也とあり。

〔此〕稿中の例によりて補ふ、以下これに准ず。

〔賀美惠波王〕宣化第一皇子也、宣化紀元年三月の條に、立前正妃億計天皇女橘仲皇女爲皇后、是生一男三女云々、次曰上殖葉皇子、亦名椀子、是丹比公、偉那公、凡二姓之先也とあり。

〔火焰王〕宣化第二皇子也。

〔麻呂古王〕用明第六皇子也。

〔長王〕天武第二皇子也。

攝津國皇別

爲奈眞人　宣化皇子。火焔王之後也。日本紀合。

右第一巻

左京皇別上　起源朝臣。盡新田部宿禰。四十二氏。

源朝臣　源朝臣信。年六。〈母廣井氏。〉弟源朝臣弘。年四。〈母上毛野氏。〉弟源朝臣常。年四。弟源朝臣明。年二。〈以上二人。母飯高氏。〉妹源朝臣貞姫。年六。〈母布勢氏。〉妹源朝臣潔姫。年六。妹源朝臣全姫。年四。〈以上二人。母當麻氏。〉妹源朝臣善姫。年二。〈母百濟氏。〉信等八人。是今上親王也。而依弘仁五年。五月八日勅。賜姓貫於左京。一條一坊。即以信爲戸主。

良岑朝臣　從四位下。良岑朝臣安世。是皇統彌照天皇〈諡桓武。〉御子也。從七位下。百濟宿禰之繼。爲女孺而供奉。所生也。延暦二十一年十二月。二十七日。特賜姓良岑朝臣。貫於左京。

長岡朝臣　正六位上。長岡朝臣岡成。是皇統彌照天皇〈諡桓武。〉之。御東宮也。多治比眞人。豐繼。爲女孺而供奉。所生也。延暦六年。特賜姓長岡朝臣。貫於左京。續日本紀合。

廣根朝臣　正六位上。廣根朝臣。諸勝。是光仁天皇。龍潜之時。女孺。從五位下。縣犬養宿禰。勇耳。侍御而所生也。桓武天皇。延暦六年。特賜姓廣根朝臣。續日本

〔源朝臣信〕嵯峨第七皇子也、齊衡四年左大臣となり、貞觀十年薨す。

〔源朝臣弘〕同第八皇子、大納言正二位也。

〔源朝臣常〕同第九皇子也、承和七年左大臣となり、齊衡元年薨ず。

〔源朝臣明〕同第十一皇子、參議刑部卿也。

〔腹百濟氏〕古本氏を王に作る。

〔良岑朝臣安世〕桓武第十六皇子、正三位大納言に至り天長七年薨す。

〔長岡朝臣岡成〕桓武第十五皇子也。

紀合。

春原朝臣　天智天皇皇子。淨廣壹。河島王之後也。

三原朝臣　天武天皇皇子。一品。新田部王之後也。

永原朝臣　天武天皇皇子。淨廣壹。高市王之後也。續日本紀合。

橘朝臣　甘南備眞人同祖。敏達天皇皇子。難波男。贈從二位。栗隈王。男治部卿。從四位下。美努王。美努王娶從四位下縣犬養宿禰東人女。贈從一位。縣犬養橘宿禰三千代大夫人。生左大臣諸兄。中宮大夫。佐為宿禰。贈從二位牟漏女王。女王適贈太政大臣。藤原房前。生太政大臣。永手。大納言。眞楯等。和銅元年十一月己卯。大嘗會二十五日癸未曲宴。賜橘宿禰姓於大夫人。天平八年。十二月丙子。參議從三位行左大辨。葛城王。賜橘宿禰諸兄。

淡海朝臣　春原朝臣同祖。河島王之後也。

阿部朝臣　孝元天皇皇子。大彦命之後也。日本紀。及續日本紀合。

布勢朝臣　阿部朝臣同祖。日本紀漏。

宍人朝臣　阿部朝臣同祖。大彦命男。彦背立大稻腰命之後也。日本紀合。

高橋朝臣　阿倍朝臣同祖。大稻輿命之後也。景行天皇巡狩東國。□供獻大蛤。于時。天皇喜其奇美。賜姓膳臣。天渟中原瀛眞人天皇。諡天武。十二年。改膳臣。賜高橋

〔河島王〕天智第四皇子也。

〔左大臣諸兄〕天平十五年左大臣に任ぜられ、天平寶字元年薨ず。

〔藤原房前〕不比等の第二子、參議近衞大將に至り、天平九年薨去、天平寶字四年太政大臣を贈らる。

〔永手〕房前の第二子也、天平神護二年左大臣となり、寶龜二年薨去、太政大臣を贈らる。

〔眞楯〕房前の第三子、天平神護二年薨ず。

〔丙子〕一本、甲午又丙午に作る。

〔大彦命〕孝元第一皇子也、孝元紀に兄大彦命是阿倍臣、膳臣、阿閉臣云々凡七族之始祖也とあり。

〔竹田臣〕一本竹田朝臣に作る。
〔至上總國云々〕景行紀五十三年十月の條に見ゆ、淡は後世の安房國也
〔賜膳大伴部〕古事記傳に、大伴部と云は、膳夫どもの多く、其伴の廣き由の稱なり、賜とは大多くの膳夫部を悉く宰掌らしめて、其部の帥と爲給ふを云なりとあり、此時膳大伴部と云へる姓を賜へるには非ず。
〔彦太忍信命〕孝元第三皇子也、孝元紀に、是武內宿禰之祖父也とあり。
〔石川朝臣〕もと臣姓、天武天皇十三年櫻井臣と共に朝臣姓を賜はる。
〔蘇我石川宿禰〕武內宿禰の第二子也

朝臣。

許曾倍朝臣　阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀漏。

阿閉臣　阿倍朝臣同祖。

竹田臣　阿倍朝臣同祖。大彦命男。武渟川別命之後也。

名張臣　阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。

佐佐貴山公　阿倍朝臣同祖。

膳大伴部　阿倍朝臣同祖。大彦命孫。磐鹿六雁命之後也。景行天皇。巡狩東國。至上總國。從海路渡淡水門。出海中。得白蛤。於是磐鹿六雁。爲膾。進之。故美六雁。賜膳大伴部。

阿倍志斐連　大彦命八世孫。稚子臣之後也。自臣八世孫。名代。謚。天武御世。獻之楊花。勅曰何花哉。名代奏曰辛夷花也。群臣奏曰是楊花也。名代猶強奏辛夷花。因賜阿倍志斐連姓也。日本紀漏。

石川朝臣　孝元天皇皇子。彦太忍信命之後也。日本紀合。

田口朝臣　石川朝臣同祖。武內宿禰大臣之後也。蝙蝠臣。豐御食炊屋姬天皇御世。家於大和國高市郡田口村。仍號田口臣。日本紀漏。

櫻井朝臣　石川朝臣同祖。蘇我石川宿禰四世孫。稻目宿禰大臣之後也。日本紀合。

紀朝臣　石川朝臣同祖。建内宿禰男紀角宿禰之後也。

角朝臣　紀朝臣同祖。紀角宿禰之後也。日本紀合。

坂本朝臣　紀朝臣同祖。紀角宿禰男白城宿禰之後也。

林朝臣　石川朝臣同祖。武内宿禰之後也。日本紀合。

道守朝臣　波多朝臣同祖。波多矢代宿禰之後也。日本紀合。

雀部朝臣　巨勢朝臣同祖。建内宿禰之後也。星河建彦宿禰。謚應神御世。代於皇太子大鷦鷯尊。繫木綿襷。掌監御膳。因賜名曰大雀臣。日本紀合。

生江臣　石川朝臣同祖。武内宿禰之後也。日本紀漏。

布師首　生江臣同祖。武内宿禰之後也。

箭口朝臣　宗我石川宿禰四世孫稲目宿禰之後也。

多朝臣　出自謚神武皇子神八井耳命之後也。日本紀合。

小子部宿禰　多朝臣同祖。神八井耳命之後也。大泊瀬幼武天皇御世。遣諸國。收斂蠶兒。誤聚小兒。貢之。天皇大哂。賜姓小兒部連。日本紀合。

吉備朝臣　大日本根子彦太瓊天皇皇子稚武彦命之後也。

〔紀角宿禰〕武内宿禰の第四子也。
〔紀朝臣〕天武天皇十三年朝臣姓を賜はる、以下角、坂本、林、道守、雀部、多、下道、犬上の諸朝臣亦同じ
〔角朝臣云々〕古事記に、木角宿禰者、木臣、都奴臣、坂本臣之祖とあり。
〔林朝臣〕古事記に波多八代宿禰者、波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君之祖也とあり。
〔波多矢代宿禰〕武内宿禰の長子也。
〔雀部朝臣〕續日本紀孝謙紀に、先祖雄柄宿禰、生三子、建彦宿禰、爲雀部朝臣祖、と見えたり
〔神八井耳命〕神武第二皇子也。

右第二卷

下道朝臣　吉備朝臣同祖。稚武彥命之男。吉備武彥命之後也。

道守朝臣　開化天皇皇子。武豐葉頰別命之後也。

御使朝臣　出自諡景行皇子。氣入彥命之後也。譽田天皇御世。御室雜使大王生等逋逃不仕。天皇遣使尋求。並不復命。於是氣入彥。奉詔指追於參河國。捕獲參來。天皇嘉。令使者賜姓御使連也。續日本紀合。

犬上朝臣　出自諡景行皇子。日本武尊也。

坂田宿禰　息長眞人同祖。應神皇子。稚渟毛二派王之後也。天渟中原瀛眞人天皇（諡天武）御世。出家入道。法名信正。娶近江國人。槻本公。轉戶女。生男石村。附母氏姓。曰槻本公。男。外從五位下。老。男。從五位上。奈弖麻呂。次從五位下。豐成。次豐人等。皇統彌照天皇（諡桓武）延曆二十二年。賜宿禰姓。於是追陳父志。取祖父生長之地名。改槻本賜坂田宿禰。今上弘仁四年。同奈弖麿等。改賜朝臣姓也。

間人宿禰　仲哀天皇皇子。譽屋別命之後也。

新田部宿禰　安寧天皇皇子。磯城津彥命之後也。日本紀合。

〔稚武彥命〕孝靈第五皇子也。

〔武豐葉頰別命〕開化第四皇子也、日本紀武豐葉田鹿別命に作る、古事記に道守臣、忍海部造、稻羽忍海部、丹波之竹野別、依網之阿毘古等之祖也とあり。

〔勅指〕勅旨の誤なるべし。

〔日本武尊云々〕景行紀五十一年の條に、初日本武尊娶兩道入姬皇女爲妃、生稻依別王、云々、其兄稻依別王、是犬上君、武部君、凡二族之始祖也とあり。

〔譽屋別命〕仲哀第三皇子也。

〔磯城津彥命〕安寧第三皇子也、舊事紀に、新田部等祖とあり。

左京皇別下　[illegible]大春日朝臣。盡[illegible]三十二氏

大春日朝臣　出レ自二孝昭天皇皇子天帯彦國押人命一也。仲臣令家。重二千金一。委レ糟爲レ堵。于時大鷦鷯天皇。臨二幸其家一。詔號二糟垣臣一。後改爲二春日臣一。桓武天皇延暦二十年。賜二大春日朝臣姓一。

小野朝臣　大春日朝臣同祖。彦姥津命五世孫米餅搗大使主命之後也。其後。敏達天皇御世。大徳小野臣妹子。家二于近江國滋賀郡小野村一。因以爲レ氏。日本紀合。

和爾部朝臣　大春日朝臣同祖。彦姥津命三世孫難波宿禰之後也。續日本紀合。

和爾部宿禰　和爾部朝臣同祖。彦姥津命四世孫矢田宿禰之後也。續日本紀合。

櫟井臣　和爾部朝臣同祖。彦姥津命五世孫米餅搗大使主命之後也。

和爾部臣　和爾部朝臣同祖。彦姥津命五世孫米餅搗大使主命之後也。

葉栗臣　和爾部朝臣同祖。彦姥津命三世孫。建穴命之後也。

吉田連　大春日朝臣同祖。觀松彦香殖稻天皇〔謚孝昭〕皇子。天帯彦國押人命。四世孫。彦國葺命之後也。昔磯城瑞籬宮御宇。御間城入彦天皇御代。任那國奏曰。臣國東北。有二三巴汶地一。〔上巴汶、中巴汶、下巴汶〕地方三百里。土地人民亦富饒。與二新羅國一相爭。彼此不レ能二攝治一。兵戈相尋。民不レ聊レ生。臣請將軍令レ治二此地一。即爲二貴國之部一也。天皇大悦。勅二群卿一

〔天帯彦國押人命〕一本帯を帶に作る。孝昭天皇第一皇子也、古事記に、天押帯日子命者、春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣云々之祖とあり。

〔延暦二十年云々〕天武紀に依れば、同十三年小野臣等と共に朝臣姓を賜はれり。

〔彦姥津命〕天帯彦國押人命の孫也。

〔磯城瑞籬宮〕[illegible]大和國城上郡今屋村に在り、崇神天皇三年以後の皇居也。

〔建穴命〕穴字、一本安に作る。

〔御間城入彦天皇〕崇神天皇也。

〔鹽垂津彦命〕垂字舊印本乘に作る。

〔下毛野朝臣〕もと君姓、天武天皇十三年池田君等と共に朝臣姓を賜はる

〔豊城入彦命〕崇神第一皇子也、崇神紀四十八年四月の條に、以豊城命令治東國、是上毛野君、下毛野君等之始祖也とあり

〔努賀君男云々〕以下の傳諸蕃田邊史の事と混同せる也

〔供進乘輿云々〕履仲紀五年の條に車持君出づ、大日本史氏族志これを引きて、雄略帝以前、已有車持君、然不知何族、按車持朝臣執菅蓋、見大嘗祭式、蓋神代遺事、然則有車持君、當在雄略帝以前、姓氏錄恐誤とあり

令奏應遣之人。卿等奏曰。彦國葺命孫。鹽垂津彦命。頭上有贅。三岐如松樹。（因號松）其長五尺。力過衆人。性亦勇悍也。天皇令鹽垂津彦命遣。奉勅而鎭守。彼俗。稱宰爲吉。故謂其苗裔之姓。爲吉氏。男從五位下。知須等。家居奈良京。田村里間。仍天璽國押開豐櫻彦天皇。（諡聖武。）神龜元年賜吉田連姓。（古本姓田。取居地名也。）今上。弘仁二年。改賜宿禰姓也。續日本紀合。

丸部 和爾部朝臣。同祖。彦姥津命男伊富都久命之後也。

丈部 天足彦國押人命孫。比古意祁豆命後也。

下毛野朝臣 崇神天皇皇子。豊城入彦命之後也。日本紀合。

上毛野朝臣 下毛野朝臣。同祖。豊城入彦命五世孫。多奇波世君之後也。大泊瀬幼武天皇。（諡雄略。）御世。努賀君男。百尊。爲聞女産。往聟家。犯夜而歸。於應神天皇御陵邊。逢騎馬人。相共語話。換馬而別。明日看所換馬。是土馬也。因負姓陵邊君。百尊。男。徳尊。孫。斯羅。諡皇極御世。賜河内山下田。以解文書。爲田邊史。寶字稱徳孝謙皇帝、天平勝寶二年。改賜上毛野公。今上弘仁元年。改賜朝臣姓。續日本紀合。

池田朝臣 上毛野朝臣同祖。豊城入彦命。十世孫。佐太公之後也。日本紀合。

住吉朝臣 上毛野朝臣。同祖。豊城入彦命。五世孫。多奇波世君之後也。續日本紀合。

池原朝臣 住吉。同氏。多奇波世君之後也。

上毛野坂本朝臣 上毛野朝臣。同祖。豊城入彦命。十世孫。佐太公之後也。續日本紀合。

車持公 上毛野朝臣。同祖。豊城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜姓車持公。

大網臣　上毛野朝臣同祖。豐城入彥命六世孫下毛君奈良弟眞若君之後也。

桑原臣　上毛野同氏。豐城入彥命五世孫多奇波世君之後也。

川合公　上毛野同氏。多奇波世君之後也。

垂水史　上毛野同氏。豐城入彥命孫彥狹島命之後也。

商長首　上毛野同氏。多奇波世君之後也。三世孫久比。泊瀨部天皇〈諡崇峻〉御世。被遣吳國。權實物等獻於天皇。其中有吳權。天皇敕此物一也。久比奏曰。吳國。以懸定萬物之合。實易其合。云諸負理。天皇勅之。号合他人同。久比男宗麻呂。舒明天皇御代負商長姓也。日本紀漏。

吉彌侯部　上毛野朝臣同祖。豐城入彥命六世孫。奈良君之後也。

申・能　從五位下。御方。大野之後也。續日本紀合。

葛城朝臣　葛城襲津彥命之後也。日本紀續日本紀官府之改姓。並合。

稻城壬生公　出自垂仁天皇皇子鐸石別命也。

小槻臣　同天皇皇子。於知別命之後也。

牟義公　景行天皇皇子大碓命之後也。

〔桑原臣〕臣、一本朝臣に作り、或は公に作る。

〔豐城入彥命孫〕一本子に作る、景行紀に、五十五年春二月戊子朔壬辰、以彥狹島王拜東山道十五國都督、是豐城命之孫也とあり。

〔天皇勅之〕此下恐く脫文あるべし。

〔申能〕一本中能に作り、拾芥抄甲胄臣に作る。

〔鐸石別命〕垂仁第五皇子也。

〔於知別命〕垂仁第八皇子也、古事記に、落別王者、小月之山君、三川之衣君之祖也とあり。

〔大碓命〕景行第二皇子也、景行紀四十年の條に、是身毛津君、守君二族之祖也とあり。

〔彦坐命〕開化第三皇子也。

〔四世孫彦□命〕彦字の下、脱字あるべし。

〔熊田宮平〕宮平一本官平に作る。

〔八多朝臣〕八多は日本紀波多又は羽田に作る、武内宿禰の子羽田矢代宿禰の裔、もと臣姓なりしが、天武天皇十三年巨勢臣等と共に朝臣姓を賜はる。

〔巨勢雄柄〕武内宿禰の子也、續日本紀孝謙紀天平勝寳三年の條に、巨勢男柄宿禰之男有三人云々、乎利宿禰者、巨勢朝臣等祖也云々とあり。

守公　牟義公。同祖。大碓命之後也。

治田連　開化天皇皇子。彦坐命之後也。四世孫。彦□命。征北夷有功効。因割近江國。淺井郡地。賜之。爲墾田地。大海眞持等。墾開彼地。以爲居地。大海。六世孫。之後。熊田宮平等。因行事賜治田連姓也。

輕我孫　治田連。同祖。彦坐命。四世孫。白髪王之後也。初彦坐命末。賜阿比古姓。成務天皇御代。賜輕地三十千代。是負輕我孫姓之由也。

鴨縣主　治田連。同祖。彦坐命之後也。

右第三卷

右京皇別上

起八多朝臣。盡猪使宿禰。三十三氏。

八多朝臣　石川朝臣。同祖。武内宿禰命之後也。日本紀合。

巨勢朝臣　石川。同氏。巨勢雄柄宿禰之後也。日本紀合。

巨勢槭田朝臣　雄柄宿禰。四世孫。稻茂臣之後也。男。荒人。天豊財重日足姫天皇（謚皇極）御世。遣佃葛城長田。其地野上。渠水難至。荒人。能解機術。始造長槭。川水灌田。天皇大悦。賜槭田臣姓也。日本紀漏。

巨勢斐太臣　巨勢槭田。同氏。巨勢雄柄。四世孫稻茂男。荒人之後也。

紀朝臣　石川朝臣同祖。屋主忍雄建猪心命之後也。日本紀合。

平群朝臣　石川朝臣同祖。武内宿禰男平群都久宿禰之後也。日本紀合。

平群文室朝臣　同。都久宿禰之後也。日本紀漏。

都保朝臣　平群朝臣同祖。都久足尼之後也。

高向朝臣　石川同氏。武内宿禰六世孫猪子臣之後也。日本紀合。

田中朝臣　武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。日本紀合。

小治田朝臣　同上。日本紀合。

川邊朝臣　武内宿禰四世孫宗我宿禰之後也。日本紀合。

岸田朝臣　武内宿禰。五世孫。稲日宿禰之後也。男。小祚臣孫。耳高。家居岸田村。因負岸田臣號。日本紀合。

久米朝臣　武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。日本紀漏。

御炊朝臣　武内宿禰。六世孫。宗我馬背宿禰之後也。日本紀漏。

玉手朝臣　同宿禰男。葛木曾頭日古命之後也。日本紀合。

掃守田首　武内宿禰男。紀都奴宿禰之後也。

〔紀朝臣〕もと臣姓天武天皇十三年平群、高向、田中、小治田、川邊、岸田、玉手諸臣と共に朝臣姓を賜はる

〔屋主忍雄建猪心命〕彦太忍信命の子、武内宿禰之父なり。

〔平群都久宿禰〕仁德紀元年の條に、號二大臣之子一曰木菟宿禰一、是平群臣之始祖也とあり

〔石川同氏云々〕古事記に、蘇我石河宿禰者、高向臣之祖也とあり。

〔川邊朝臣〕古事記に、蘇我石河宿禰者川邊臣之祖也とあり。

〔岸田村〕大和國山邊郡に在り。

上毛野朝臣　崇神天皇皇子。豊城入彦命之後也。日本紀合。

佐味朝臣　上毛野朝臣同祖。豊城入彦命之後也。日本紀合。

大野朝臣　同。豊城入彦命。四世孫。大荒田別命之後也。日本紀合。

垂水公　豊城入彦命。四世孫。賀表乃眞稚命之後也。六世孫。阿利眞公。諡。孝徳天皇御世。天下旱魃。河井涸絶。于時。阿利眞公。造作高樋。以垂水岡基之水。令通水宮内。供奉御膳。天皇美其功。便賜垂水公姓。掌垂水神社也。日本紀漏。

田邊史　豊城入彦命。四世孫。大荒田別命之後也。

佐自努公　同上。日本紀漏。

若櫻部朝臣　阿倍朝臣同祖。大彦命孫。伊波我[牟都]加利命之後也。日本紀合。

阿閉臣　大彦命男。彦背立大稻輿命之後也。日本紀合。

伊賀臣　大稻輿命男。彦屋主田心命之後也。日本紀合。

阿閉間人臣　同祖。

他田廣瀬朝臣　同祖。續日本紀。伊賀廣瀬。二不見。

道公　同祖。大彦命孫。彦屋主田心命之後也。

〔佐味朝臣〕もと君姓、大野君、若櫻部臣等と共に天武天皇十三年朝臣姓を賜はる。

〔賀表乃眞稚命〕表字恐くは袁の誤ならむ。

〔通水宮内〕水字恐くは子の誤ならむ。

〔若櫻部朝臣〕履中紀に、三年冬十一月丙寅朔辛未、云云、是日改長眞膽連之本姓、曰稚櫻部造、又號膳臣余磯、曰稚櫻部臣、とあり、古事記傳に、書紀にもこゝにも名を賜ふとあるは、初賜へる時は、姓にはあらで號なりけむを子孫相續で遂に姓とはなれるなるべしと見えたり。

音太部　高橋朝臣同祖。彦屋主田心命之後也。

會加臣　孝元天皇皇子。大彦命之後也。

杖部造　同祖。

猪使宿禰　安寧天皇皇子。志紀都比古命之後也。日本紀合。

右第四卷

右京皇別下

起栗田朝臣。盡新良貴。三十四氏。

栗田朝臣　大春日朝臣同祖。天足彦國忍人命之後也。日本紀合。

山上朝臣　同祖。日本紀合。

眞野臣　天足彦國押人命。三世孫彦國葺命之後也。男大口納命。男難波宿禰。男大矢田宿禰後。□從氣長足姫皇尊。征伐新羅。凱旋之日。便留爲鎭守將軍。于時。娶彼國王猶榻之女。生二男。云云。兄佐久命。次武義命。佐久命。九世孫。和珥部臣鳥。務大肆忍勝等。居住近江國志賀郡眞野村。庚寅年。負眞野臣姓也。

和邇部　天足彦國押人命三世孫。彦國葺命之後也。

安那公　同上。

〔猪使宿禰〕もと連姓、天武天皇十三年宿禰姓を賜はる。

〔志紀都比古命〕磯城津彦命也（一三三頁參照）、安寧紀十一年の條に、弟磯城津彦命、是猪使連之始祖也とあり。

〔栗田朝臣〕古事記に、天押帶日子命者、粟田臣之祖とあり、天武天皇十三年朝臣姓を賜はる。

〔眞野臣〕臣字、一本朝臣に作る。

〔大矢田宿禰後〕この下人名を脱せるなるべし。

〔安那公〕稻彦の注に、公誤、臣歟とあり。

〔忍熊別皇子〕仲哀第二皇子也、御兄麛坂王と共に謀叛し、麛坂王は野猪の爲めに薨去、皇子は武内宿禰に討たる

〔監識〕一本鑑識に作る。

〔弟彦王〕和氣氏系圖によれば、鐸石別命の子稚鐸石別命、同命の子田守別王、同人の子弟彦王也。

〔息速別命〕垂仁天皇第六皇子也。

〔以居地名云々〕續日本紀延暦三年の條に、建於遠明日香朝廷詔皇子四世孫須爾都斗王、由地賜阿保君之姓、とあり。

〔酒看都子〕都字一本郎に作る、酒看都女、酒看都の都字亦同じ。

野中 同彦國葺命之後也。

和氣朝臣 垂仁天皇皇子。鐸石別命之後也。神功皇后。征伐新羅。凱旋歸明年。車駕還都。于時。忍熊別皇子等。竊構逆謀。於明石堺備兵待之。皇后監識。遣弟彦王。於針間。吉備堺。造關。防之。所謂。和氣關是也。太平之後。錄從駕勲。酬以封地。仍被賜吉備磐梨縣。始家之焉。光仁天皇。寶龜五年。改賜和氣朝臣姓也。續日本紀合。

山邊公 和氣朝臣。同祖。

阿保朝臣 垂仁天皇皇子。息速別命之後也。息速別命。幼弱之時。天皇。爲皇子。築宮室。於伊賀國。阿保村。以爲封邑。子孫。因家之焉。允恭天皇御代。以居地名。賜阿保君姓。廢帝。天平寶字八年。改公。賜朝臣姓。續日本紀合。

羽咋公 垂仁天皇皇子。磐衝別命之後也。

讃岐公 大足彦忍代別天皇皇子。神櫛別命之後也。

酒部公 同皇子。三世孫。足彦大兄王之後也。大鷦鷯天皇御代。從韓國參來人。兄曾曾保利。弟曾曾保利二人。天皇勅有何才。白有造酒之才。令造御酒。於是。賜麻呂。號酒看都子。賜山鹿比咩。號酒看都女。因以酒看都爲氏。

建部公 犬上朝臣。同祖。日本武尊之後也。續日本紀合。

別公 建部公。同祖。

〔高篠連〕續日本紀延暦三年の條に、左大史正六位上衣枳首廣浪等、賜ニ姓高篠連一、とあり。

〔五百木入彦命〕景行天皇第六皇子也

〔稻背入彦命〕景行天皇第十三皇子也　景行紀に、弟稻背入彦皇子、是播磨別之始祖也とあり

〔直者謂レ君也〕此五字恐くは後人の加注なるべし。

〔笠朝臣〕もと臣姓天武天皇十三年朝臣姓を賜はる。

〔凶鬼神〕一本凶字を缺き、又た一本鬼字なし。

〔阿倍廬原國〕駿河國庵原郡の地也。

御立史　御使。同氏。氣入彦命之後也。持統天皇御代。依レ居ニ參河國。青海郡御立地一。賜ニ御立史姓一。日本紀漏。

高篠連　景行天皇皇子。五百木入彦命之後也。續日本紀合。

佐伯直　景行天皇皇子。稻背入彦命之後也。男。御諸別命。稚足彦天皇諡成務御代。中ニ分針間國一給之。仍號ニ針間別一。男。阿良都命一名伊許自別。譽田天皇。爲レ定ニ國堺一。車駕巡幸。到ニ針間國。神埼郡。瓦村。東崗上一。于時。青菜葉。自ニ崗邊川一流下。天皇詔レ應ニ川上有一レ人也。仍差ニ伊許自別命一。往問。即答曰。己等是日本武尊。平ニ東夷一時。所レ俘。蝦夷之後也。散遣レ於ニ針間。阿藝。阿波。讃岐。伊豫。等國一。仍ニ居地一爲レ氏也。後改爲ニ佐伯一。伊許自別命。以レ狀復奏。天皇詔曰。宜ニ汝爲レ君治一レ之。即賜ニ氏針間別。佐伯直一。佐伯所以賜氏。前姓也。直者謂レ君也。爾後。至ニ庚午年一。脱ニ落針間別三字一。偏爲ニ佐伯直一。

笠朝臣　孝靈天皇皇子。稚武彦命之後也。應神天皇。巡ニ幸吉備國一。登ニ加佐米山一之時。飄風。吹ニ放御笠一。天皇。恠之。鴨別命。言下神祇。欲レ奉ニ天皇一。故其狀爾上。天皇。欲レ知ニ其眞僞一。令レ獵ニ其山一。所レ得甚多。天皇。大悦。賜ニ名賀佐一。

笠臣　笠朝臣同祖。稚武彦命孫。鴨別命之後也。

吉備臣　稚武彦命孫。御友別命之後也。

眞髪部　同命男。吉備武彦命之後也。

廬原公　笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫。吉備建彦命。景行天皇御世。被レ遣ニ東方一。伐ニ毛人及凶鬼神一。到ニ于阿倍廬原國一。復命之日。以ニ廬原國一給之。

〔彥狹島命〕孝靈天皇第四皇子也、古事記日子寤間命に作り、針間牛鹿臣之祖とあり。

〔園部〕一本薗部に作る。

〔日置朝臣〕一本高圓朝臣の次に記す

〔大山守王〕應神天皇第二皇子也。

〔正六位上〕一本正五位下に作る。

〔稚渟毛二俣王〕一本俣字を派に作る

宇自可臣　孝靈天皇皇子。彥狹島命之後也。

道守臣　道守朝臣。同祖。豐葉頰別命之後也。

島田臣　多朝臣。同祖。神八井耳命之後也。五世孫。武惠賀前命孫。仲臣子上。稚足彥天皇（謚成務。）御代。尾張國。島田。上下二縣。有惡神。遣子上。平服之。復命之日。賜號島田臣也。

茨田連　多朝臣。同祖。神八井耳命男。彥八井耳命之後也。日本紀漏。

志紀首　多朝臣。同祖。神八井耳命之後也。

園部　同祖。

火　同祖。

日置朝臣　應神天皇皇子。大山守王之後也。續日本紀合。

高圓朝臣　出自正六位上。高圓朝臣。廣世也。（元就母氏。爲石川朝臣。）續日本紀合。

息長連　應神天皇皇子。稚渟毛二俣王之後也。

大私部　開化天皇皇子。彥坐命之後也。日本紀漏。

新良貴　彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國。卽爲國主。稻飯命者。新羅國王之祖也。日本紀。不見。

右第五卷

山城國皇別

起小野朝臣。盡息長竹原公。二十四氏。

小野朝臣　孝昭天皇皇子天足彥國押人命之後也。

粟田朝臣　天足彥國押人命三世孫。彥國葺命之後也。

小野臣　天足彥國押人命。七世孫。人花命之後也。

和邇部　小野朝臣。同祖。天足彥國押人命。六世孫。米餅搗。大使主命之後也。一本。彥姥津命。三世孫。難波宿禰之後也。日本紀漏。

大宅臣　小野朝臣。同祖。

葉栗　小野朝臣。同祖。彥國葺命之後也。

村公　天足彥國押人命之後也。

度守首　村公。同祖。

阿閉臣　阿倍朝臣。同祖。大彥命之後也。

的臣　石川朝臣。同祖。彥太忍信命。三世孫。葛城襲津彥命之後也。

與等連　鹽屋連。同祖。彥太忍信命之後也。

〔小野朝臣〕一三四頁を參照すべし。

〔大宅臣〕古事記に天押帶日子命者、大宅臣之祖也と見えたり、尚ほ此下小野朝臣の朝字一本なし。

〔的臣〕仁德紀十二年の條に、八月庚子朔己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得射通的、唯的臣祖盾人宿禰、射鐵的通焉、云々、明日美盾人宿禰、而賜名曰的戸田宿禰、とあり、盾人宿禰は葛城襲津彥命の子なり。

曰佐　紀朝臣。同祖。武内宿禰之後也。欽明天皇御世。口率同族四人。國民三十五人。歸化。天皇。務以其遠來。勅稱珍勳臣。爲三十九人之譯。時人。號曰譯氏。男。諸石臣。次鹿奈臣。是近江國。野州郡。曰佐。山代國。相樂郡曰佐。大和國。添上郡。山村。曰佐等祖也。

出庭臣　孝元天皇皇子。彦太忍信命之後也。

日下部宿禰　開化天皇皇子。彦坐命之後也。日本紀合。

輕我孫公　治田連。同祖。彦今簀命之後也。

堅井公　彦坐命之後也。日本紀合。

別公　同上。

道守臣　道守朝臣。同祖。武波都良和氣命之後也。

今木　道守朝臣。同祖。建豐羽頰別命之後也。

間人造　間人宿禰。同祖。譽屋別命之後也。

布勢公　仲哀天皇皇子。忍稚命之後也。續日本紀。不見。

茨田連　茨田宿禰。同祖。彦八井耳命之後也。

〔欽明天皇御世〕此下恐くは人名を脱せるなるべし、稻彦の注に、考欽明紀有百濟紀臣者、蓋其人也とあり。

〔日下部宿禰〕氏族志に、日下部氏云、蓋初曰日下部君、景行帝時、有日下部君祖大屋田子、云々、雄略帝殺市邊押磐皇子也、帳内日下部連使主云々、天武十二年日下部連賜宿禰、とあり。

〔忍稚命〕景行紀四年の條に、仍喚八坂入姫爲妃、生七男六女、云々第三曰忍之別（オシワケ）皇子、とあると同皇子か、然らば景行天皇第七皇子也。

茨田勝　景行天皇皇子。息長彦人大兄磯城命之後也。

息長竹原公　應神天皇三世孫。阿居乃王之後也。

右第六卷

大和國皇別

起星川朝臣。盡川俣公。十八氏。

星川朝臣　石川朝臣同祖。武内宿禰之後也。敏達天皇御世。依居地。賜姓星川朝臣。日本紀合。

江沼臣　石川。同氏。建内宿禰男。若子宿禰之後也。日本紀漏。

内臣　孝元天皇皇子。彦太忍信命之後也。

山公　内臣。同祖。味内宿禰之後也。

阿祇奈君　玉手朝臣。同祖。彦太忍信命孫。武内宿禰之後也。

馬工連　平群朝臣。同祖。平群木兎宿禰之後也。

日佐　紀朝臣。同祖。武内宿禰之後也。

池後臣　建内宿禰之後也。日本紀不ㇾ見。

〔息長彦人大兄磯城命〕景行天皇第三十九皇子也。

〔阿居乃王〕乃字恐くは衍なるべし。

〔星川朝臣〕古事記に、建内宿禰之子、波多八代宿禰者、星川臣之祖とあり天武天皇十三年朝臣姓を賜はる。

〔依居地云々〕古事記傳に、大和國山邊郡星川鄕あるこれなりとあり。

〔内臣〕古事記に、古布都押信命、云、生味師内宿禰、此者山代内臣之祖也とあり、此の味師内宿禰の子孫後に山城國綴喜郡の地に住み、祖名を取りて内臣と名づく、爰の内臣は山城より後に大和に移りし人の屬なるべし。

巨勢楲田臣　池後臣。同祖。武内宿禰之後也。

音太部　高橋朝臣。同祖。大日子命之後也。

坂合部首　阿倍朝臣。同祖。大彦命之後也。

柿下朝臣　大春日朝臣同祖。天足彦國押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有柿樹。爲柿本臣氏。

布留宿禰　柿本朝臣。同祖。天足彦國押人命。七世孫。米餅搗大使主命之後也。男。木事命。男。市川臣。大鷦鷯天皇御世。達倭賀布都努斯神社。於石上御布瑠村。高庭之地。以市川臣爲神主。四世孫。額田臣。武藏臣。齊明天皇御世。宗我蝦夷大臣。號武藏臣。物部首。并神主首。因茲。失臣姓爲物部首。男。正五位上。日向。天武天皇御世。依社地名。改布瑠宿禰姓。日向三世孫。邑智等也。

久米臣　柿本朝臣。同祖。天足彦國押人命。五世孫。大難波命之後也。

肥直　多朝臣。同祖。神八井耳命之後也。

下養公　上毛野朝臣。同祖。豐城入彦命之後也。

廣來津公　下養公。同祖。豐城入彦命。四世孫。大荒田別命之後也。

川俣公　日下部宿禰。同祖。彦坐命之後也。

〔柿下朝臣〕一本及び日本紀柿本に作ろ、もと臣姓、天武天皇十三年朝臣姓を賜はる。

〔大鷦鷯天皇御世〕垂仁紀三十九年の條には、其一千口大刀者、藏于忍坂邑、云々、藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市河令治とあり。

〔達倭〕達は幸の誤ならむか。

〔布都努斯神社〕大和國山邊郡丹波市町布留に在る石上神宮也、崇神天皇御宇の創建にて布都御魂の御劔を祭神とす。

〔廣來津公〕廣字一本等に作る。

右第七卷

攝津國皇別

起二川原公一盡二車持公一二十九氏。

川原公　爲奈眞人同祖。火焰王之後也。天智天皇御世。依レ居賜二川原公姓一。日本紀漏。

榛原公　息長眞人同祖。大山守命之後也。

高橋臣　阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀不レ見。

佐佐貴山君　同上。

久久智　同上。

坂合部連　同大彦命之後也。允恭天皇御世。造二立國境之標一。因賜二姓坂合部連一。

伊我水取　阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。

吉志　難波忌寸同祖。大彦命之後也。

三宅人　大彦命男波多武日子命之後也。

雀部朝臣　巨勢朝臣同祖。建内宿禰命之後也。

〔榛原公〕應神紀二年の條に、大山守皇子、是土形君、榛原君、凡二族之始祖也とあり、古事記に、大山守命者、土形君、幣岐君、榛原君等之祖と見えたり。

〔息長眞人同祖〕息長眞人は稚渟毛二俣王の後なれば、同祖とあるは誤也

〔高橋臣〕一本高橋朝臣に作る。

〔雀部朝臣〕第一三二頁を參照すべし

〔阿支奈臣〕古事記に、葛城長江曾都毘古者、玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等之祖也とあり。

〔天足彦國押人命男〕男は孫に作るべし。

坂本臣　紀朝臣同祖。彦太忍信命孫。武內宿禰命之後也。

阿支奈臣　玉手朝臣同祖。武內宿禰男。葛城曾豆比古命之後也。

布敷首　玉手朝臣同祖。葛木襲津彦命之後也。

井代臣　大春日朝臣同祖。米餅搗大使主命之後也。居大和國添上郡井手村。因負姓井代臣。

津門首　櫟井命同祖。米餅搗大使主命之後也。

物部首　大春日朝臣同祖。孝昭天皇皇子天帶彦國押人命之後也。

和邇部　大春日朝臣同祖。天足彦國押人命之後也。

物部　物部首同祖。米餅搗大使主命之後也。

羽束首　天足彦國押人命男。彦姥津命之後也。

日下部宿禰　出自開化天皇皇子彦坐命也。日本紀合。

依羅宿禰　日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。續日本紀合。

鴨君　同上。

山邊公　和氣朝臣同祖。大鐸石和居命之後也。

山守　垂仁天皇皇子。五十日足彦命之後也。

豐島連　多朝臣同祖。彦八井耳命之後也。日本紀漏。

松浦首　豐島連同祖。

道守臣　道守朝臣同祖。武葉瀬別命之後也。

韓矢田部造　上毛野朝臣同祖。豐城入彦命之後也。三世孫彌母呂別命孫。現古君。氣長足比賣[尊]。筑紫、糟冰宮御宇之時。海中有物。差現古君遣見。復奏之曰。韓

韓蘇使主等參來。因茲賜韓矢田部造姓。日本紀漏。

車持公　上毛野朝臣同祖。豐城入彦命之後也。

右第八卷

河内國皇別　起阿閉朝臣。盡茨原。四十六氏。

阿閉朝臣　阿倍朝臣同祖。孝元天皇皇子。大彦命之後也。

阿閉臣　阿閉朝臣同祖。大彦命男。彦瀬立大稻越命之後也。

〔五十日足彦命〕垂仁天皇第九皇子也

〔彦八井耳命〕神武天皇第五皇子也。

〔松浦首〕稻彦の註に、浦諸本作津、今據百樹考改之、其說頗故不載とあり。

〔糟冰宮〕一本糟を櫃に作る、筑前國糟屋郡香椎村大字香椎に在りし仲哀天皇の行在所也。

〔韓蘇使主〕もと主を王に作るは誤也依てこれを改む。

日下連　阿閉朝臣。同祖。大彥命男。紐結命之後也。日本紀漏。

大戶首　阿閉朝臣。同祖。大彥命男。比毛由比命之後也。謚。安閑御世。河內國。日下。大戶村。造立御宅。爲首。仕奉行。仍賜大戶首姓。日本紀漏。

難波忌寸　大彥命之後也。阿倍氏遠祖。大彥命。磯城瑞籬宮。御宇。天皇御世。遣治蝦夷之時。至於兎田。黑坂。忽聞嬰兒啼泣。即認覓。獲棄嬰兒。大彥命。見而大歡。即訪求乳母。得兎田弟媛。便就嬰兒。曰能養長安。酬功。於是。成人。奉送之。大彥命。爲子。愛育。號得彥宿禰者。異說並存。

難波　難波忌寸。同祖。大彥命孫。波多武彥命之後也。

道守朝臣　波多朝臣。同祖。武內宿禰男。八多八代宿禰之後也。日本紀合。

山口朝臣　道守朝臣。同祖。武內宿禰之後也。續日本紀合。

林朝臣　同上。

道守臣　道守朝臣。同祖。武內宿禰男。波多八代宿禰之後也。

的臣　道守朝臣。同祖。武內宿禰男。葛城曾都比古命之後也。

鹽屋連　道守臣。同祖。武內宿禰男。葛木曾都比古命之後也。日本紀合。

小家連　鹽屋連。同祖。武內宿禰男。葛城襲津彥命之後也。

原井連　同上。續日本紀漏。

〔仕奉行〕一本行字なし。

〔兎田黑坂〕神武紀の通證に、在宇陀郡萩原村、祟神紀祠黑坂神、云々とあり。

〔兎田弟媛〕一本兎田茅原媛に作る。

〔就嬰兒〕就字一本付に作る。

〔號得彥宿禰〕一本號曰云々とあり又た得字を大に作る。

〔葛城曾都比古命〕一本城を木に作る小家連の下、葛城の城字亦同じ。

〔鹽屋連云々〕一本道守臣を道守連に作る。

早良臣　平群朝臣同祖。武内宿禰男平群都久宿禰之後也。

布忍首　的臣同祖。武内宿禰之後也。日本紀漏。

額田首　早良臣同祖。平群木兎宿禰之後也。不承父氏。負母氏額田首。

紀祝　建内宿禰男紀角宿禰之後也。

紀部　建内宿禰男都野宿禰之後也。

蘇何　孝元天皇皇子彦太忍信命之後也。

大宅臣　大春日朝臣同祖。天足彦國押人命之後也。

壬生臣　大宅臣同祖。

物部　天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也。

日下部連　彦坐命子狹穂彦命之後也。

川俣公　日下部連同祖。彦坐命之後也。

豐階公　川俣公同祖。彦坐命男澤道彦命之後也。

酒人造　日下部連同祖。日本紀不見。

〔日本紀漏〕一本漏を合に作る、紀に布忍首なく、的臣あり、合と云ふはこれを指すか。

〔蘇何〕一本何を我に作る。

〔狹穂彦命〕古事記に、開化天皇皇子彦坐王、娶春日建國勝戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣、生子沙本毗古王とあり。

〔川俣公〕一本川を河に作る、豐階公の下亦同じ。

〔澤道彦命〕一本澤字の上津字あり、古事記を按ずるに津字なきを是とす

日下部　日下部連。同祖。

忍海部　開化天皇皇子。比古由牟須美命之後也。

茨田宿禰　多朝臣。同祖。彦八井耳命之後也。筥呂母能古。仁徳天皇御代。造茨田堤。日本紀合。

志紀縣主　多朝臣。同祖。神八井耳命之後也。

紺口縣主　志紀縣主。同祖。神八井耳命之後也。

志紀首　志紀縣主。同祖。神八井耳命之後也。

下家連　彦八井耳命之後也。

江首　江人附彦八井耳命。七世孫。來目津彦[命]之後也。

大雨宿禰　大碓命之後也。

尾張部　彦八井耳命之後也。

守公　牟義公。同祖。大碓命之後也。日本紀漏。

阿禮首　守公。同祖。大碓命之後也。

廣來津公　上毛野朝臣。同祖。豐城入彦命之後也。三世孫。赤麻呂。依家地名。負尋來津君者。

〔茨田宿禰〕もと連姓、天武天皇十三年宿禰姓を賜はる

〔茨田堤〕仁徳紀十一年の條に、冬十月、掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江、又將防北河之澇、以築茨田堤、とあり、河内志に、今伊賀村、太間村、池田村邊故堤蹟僅殘之と見えたり。

〔江人附〕人字、一本及び拾芥抄、入に作る。

〔大雨宿禰〕一本雨字を田に作る。

〔大碓命〕一本碓を雄に作る。

〔廣來津公〕廣字一本尋に作る。

止美連　尋来津公同祖。豊城入彦命之後也。四世孫。荒田別命男。田道公。被遣百濟國。娶止美邑呉女。生男。持君。三世孫。熊次。新羅等。欽明天皇御世。參来新羅男。吉雄。依居。賜姓止美連也。日本紀漏。

村擧首　豊城入彦命之後也。

佐伯直　大足彦忍代別天皇皇子稻背入彦命之後也。日本紀。不見。

蘇宜部首　仲哀天皇皇子。譽屋別命之後也。日本紀漏。

磯部臣　同上。

蓁原　譽田天皇皇子。大山守命之後也。

右第九卷

和泉國皇別

（已上道守朝臣。盡山公。十三氏。）

道守朝臣　波多朝臣同祖。八多八代宿禰之後也。日本紀合。

坂本朝臣　紀朝臣同祖。建內宿禰男。紀角宿禰之後也。男。白城宿禰三世孫。建日臣。同居。賜姓坂本臣。日本紀合。

的臣　坂本朝臣。同祖。建內宿禰男。葛城襲津彦命之後也。

〔被遣百濟國〕仁徳紀に、五十三年新羅不朝貢、夏五月、遣上毛野君祖竹葉瀨、云々、俄且、重遣竹葉瀨之弟田道、云々とあり、其時の事か。

〔村擧首〕一本村を林に作るは誤也。

〔葛城襲津彦命〕一本城字を木に作る

〔的臣〕一四四頁を參照すべし。

布師臣　同上。

紀辛梶臣　建内宿禰男。紀角宿禰之後也。

大家臣　建内宿禰男。紀角宿禰之後也。謚天智。庚午年。依レ居ニ大家ー。負ニ大宅臣姓ー。

掃守田首　武内宿禰男。紀角宿禰之後也。

丈部首　同上。

雀部臣　多朝臣同祖。神八井耳命之後也。

小子部連　同神八井耳命之後也。

志紀縣主　同雀部臣祖。

膳臣　宇太臣。松原臣。阿倍朝臣。同祖。大鳥膳臣等。并大彥命之後也。

他田　膳臣同祖。

葦占臣　大春日朝臣同祖。天足彥國押人命之後也。

物部　布留宿禰。同祖。天足彥國押人命之後也。

網部物部　同上。日本紀漏。

根連　同上。

〔庚午年〕天智天皇九年也。

〔依レ居ニ大家ー云々〕東大寺奴婢籍帳に大倭添上郡大宅郷戸主大宅朝臣可是麻呂とあり、大家は此地なるべし。

〔多朝臣〕一三二頁を參照すべし。

〔布留宿禰〕一四七頁を參照すべし。

〔網部物部〕網字一本納に作り、或は細に作る、是非詳かならず。

〔日下部宿禰〕一四五頁を參照すべし

〔賜佐代公〕賜字一本、負に作る。

〔八綱多命〕多字一本田に作る。

〔加里乃郡〕一本加里乃鄕に作る、書紀通釋に、大和國高市郡の地名か、されど郡は恐くは鄕の誤なるべしとあり。

〔犬上朝臣〕一三三頁を參照すべし。

〔讃岐公〕一四一頁を參照すべし。

櫛代造　同上。

日下部首　日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。

日下部　日下部首同祖。

佐代公　上毛野朝臣同祖。豐城入彦命之後也。敏達天皇。行幸吉野川瀨之時。依有勇事。賜佐代公。

珍縣主　佐代公同祖。豐城入彦命三世孫。御諸別命之後也。日本紀漏。

登美首　佐代公同祖。豐城入彦命男。倭日向建日向。八綱田命之後也。日本紀漏。

葛原部　佐代公同祖。豐城入彦命三世孫。大御諸別命之後也。日本紀漏。

茨木造　豐城入彦命之後也。

丹比部　同上。日本紀漏。

輕部　倭日向建日向八綱多命之後也。雄略天皇御世。獻加里乃郡。仍賜姓輕部君。

和氣公　犬上朝臣同祖。倭建尊之後也。

縣主　和氣公同祖。日本武尊之後也。

酒部公　讃岐公同祖。神櫛別命之後也。

〔聟木〕木字、一本本に作る、拾芥抄に木字なし。

〔五十日足彦別命〕別字恐くは衍なるべし。

池田首　景行天皇皇子。大碓命之後也。日本紀漏。

聟木　豐木入彦命。四世孫。大荒田別命之後也。

山公　垂仁天皇皇子。五十日足彦別命之後也。

右第十卷

新撰姓氏錄第一帙終

新撰姓氏錄

第二帙

左京神別上　起藤原朝臣。盡名草直。并十八氏。

天神

藤原朝臣　出自津速魂命。三世孫天兒屋根命也。二十三世孫内大臣大織冠中臣連鎌子。天命開別天皇御世。八年賜藤原氏。男正一位贈太政大臣不比等。天渟中原瀛眞人天皇（謚天武。）十三年。賜朝臣姓。

大中臣朝臣　藤原朝臣同祖。

中臣酒人宿禰　大中臣朝臣同祖。天兒屋根命十世孫臣狹山命之後也。

伊香津連　大中臣同祖。天兒屋根命十世孫臣知人命之後也。

中臣宮處連　大中臣。同祖。

中臣方岳連　同上。同祖。

〔八年賜藤原氏〕天智紀八年十月の條に庚申、天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、とあり。

〔大中臣朝臣〕もと中臣姓、欽明天皇の御宇中臣連姓を賜はり、天武天皇十三年中臣朝臣姓を賜はり、稱德天皇の御宇大中臣朝臣姓を賜はる。

〔天兒屋根命〕一本根字なし。

〔伊香津連〕この下十世、一本七世に作る、また後也の次に、天兒屋根命、天押雲命、天多禰子命、宇佐臣命、大御食津臣命、伊香津臣命、臣知人命の數字あり。

〔暴代連〕暴字一本日恭二字に作り、代字一本氏に作る或は暴伐の誤か。

〔殖栗連〕一本連を臣に作る、次の中臣大家連亦同じ。

〔神饒速日命之後也〕舊本この下、宇摩志摩治命、十口世孫、物部連公麻侶、賜物部朝臣姓、改賜石上朝臣姓、の細字あり。

〔神饒速日命〕御父祖明かならず、舊事紀に、天忍穂耳命の御子天火明命の御事とせり、されど本書天神部に収めたる如く、天照大神の御子孫にはあらず、古事記に、邇藝速日命、云々、生子宇摩志麻遅命、此者物部連、穂積臣、婇臣祖也とあり。

中臣志斐連　天児屋根命。十一世孫雷大臣命男。弟子之後也。六世孫意富乃古連。雄略御世。東夷有不臣之民。毎人強力押防朝軍。於是意富乃古連甲冑五重。跨逆敵庭無労官軍。一朝夷滅。天皇悦其功績。更加名字。号暴代連。

殖栗連　大中臣。同祖。

中臣大家連　同上。同祖。

中村連　己己都牟須比命子。天乃古矢根命之後也。

石上朝臣　神饒速日命之後也。

穂積朝臣　石上。同祖。神饒速日命。六世孫。伊香色雄命之後也。

阿刀宿禰　石上。同祖。

若湯坐宿禰　石上。同祖。

舂米宿禰　石上。同祖。

小治田宿禰　石上。同祖。欽明天皇御代。依墾小治田鮎田。賜小治田大連。

弓削宿禰　石上。同祖。

氷宿禰　石上。同祖。

〔懐大連〕伊香弗連の第二子、舊事記によれば、饒速日命十一世の孫也

〔大貞連〕一本貞を眞に作る、以下同じ。

〔大連之後也〕此下人名を脱せり。

〔上宮太子〕聖徳太子也。

〔大椋官〕大藏官也

〔卷向宮〕大和國磯城郡穴師村に在り

穗積臣　伊香賀色雄命男。大水口宿禰之後也。

矢田部連　伊香我色乎命之後也。

矢集連　同上。

物部肩野連　同上。

柏原部　同上。

依羅連　饒速日命十二世孫懐大連之後也。

柴垣連　同上。

佐爲連　速日命六世孫伊香我色乎命之後也。

葛野連　同上。

登美連　同上。

水取連　同上。

大貞連　饒速日命十五世孫。彌加利大連之後也。□上宮太子。攝政之年。任大椋官。于時家邊。有大俣楊樹。太子巡行卷向宮之時。親指樹問之。即詔阿比太連。賜大俣連。四世孫。正六位上千繼等。天平神護元年。改字賜大貞連。

〔天神〕廣くは地神に對し、高天原に御座す諸神を申すも、爰は天照大神以外の諸神の裔を收め、大神の裔はこれを天孫部に收めたり。

〔天押日命云々〕神代卷に、一書曰、高皇産靈尊以ニ眞床覆衾一、裹ニ天津彦國光彦火瓊々杵尊一、則引ニ開天磐戸一、排ニ分天八重雲一、以奉降之、于時大伴連遠祖天忍日命、帥ニ來目部遠祖天槵津大來目一、とあり。

〔大來目部〕平田翁は、大來目部は天忍日命の帥ゐ從へ玉ふ猛荒武男の部を云ふ、云々、然て來目としも云は大來目命の帥ゐる部なればなりと云へり。

曾禰連　石上同祖。

越智直　同上。同祖。

衣縫造　同上。同祖。

輕部造　同上。同祖。

物部　同上。同祖。

眞神田曾禰連　神饒速日命。六世孫。伊香我色乎命男。氣津別命之後也。

大宅首　大閇蘇杵命孫。建新川命之後也。

猪名部造　伊香我色男命之後也。

右第十一卷

左京神別中　起ニ大伴宿禰一。盡ニ佐伯連一。二十三氏。

天神

大伴宿禰　高皇産靈命。五世孫。天押日命之後也。初天孫。彦火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日命。大來目部。立ニ於御前一。降ニ于日向高千穗峯一。然後以ニ大來目部一。爲ニ天

靫負。帶ニ天靫負之號。起ニ於此ニ也。雄略天皇御世。以ニ天靫負ニ賜ニ大連公ニ。奏曰。衛レ門開闔之務。於ニ職已重。若一身難ニ堪。望與ニ愚兒語ニ相伴奉レ衛ニ左右ニ。勅依レ奏。是大伴佐伯二氏。掌ニ左右開闔ニ之縁也。

佐伯宿禰　大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。

大伴連　道臣命。十世孫。佐弖彦之後也。

榎本連　同上。

神松造　道臣命。八世孫。金村大連公之後也。

日奉連　高魂命之後也。

縣犬養宿禰　神魂命。八世孫。阿居太都命之後也。

大椋置始連　縣犬養同祖。阿居太都命之後也。

雄儀連　角凝命。十五世孫。乎饒連之後也。

竹田連　神魂命。十三世孫。八束脛命之後也。

掃守連　振魂命。四世孫。天忍人命之後也。

小山連　高御魂命子。櫛玉命之後也。

〔天靫負〕大來目部の石靫を負ひて奉仕せるより起れる名にて、大伴に屬せる部也。

〔道臣命〕高皇産靈尊九世の孫日臣命也、神武紀御親征の條に、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥ニ大來目ニ督ニ將元戎ニ、踏レ山啓レ行、云々、予時勅譽ニ日臣命ニ曰、汝忠而且勇、加能有ニ導之功ニ、是以改ニ汝名ニ爲ニ道臣ニ、とあり。

〔佐弖彦〕大伴金村の子也。

〔神松造〕松字一本私に作る。

〔縣犬養宿禰〕下文八世、一本六世に作る。

〔角凝命〕凝字の下魂字を脫せるか。

〔高御魂命〕右京神別の條、神魂命に作る。

〔味耳命〕右京神別の條、味日命に作る(一六九頁參照)

〔浮穴連〕連字、一本直に作る。

〔移受牟受比命〕一本移愛受比命に作り、又た移受受愛比命に作る。

〔弟意孫連〕一本弟を茅に、孫を緒に作る。

〔天穗日命〕神代卷に、既而素盞嗚尊、乞取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、𪗾然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也と見えたり。

畝尾連　天辭代命子。國辭代命之後也。

久米直　高御魂命。八世孫。味耳命之後也。

浮穴連　移受牟受比命。五世孫。弟意孫連之後也。

宮部造　天壁立命子。天背男命之後也。

間人宿禰　神魂命。五世孫。玉櫛比古命之後也。

爪工連　神魂命子。多久都玉命三世孫。天仁木命之後也。

多米連　多米宿禰。同祖。神魂命。五世孫。天日和志命之後也。成務天皇御世。仕奉炊職。賜多米連也。

天孫

出雲宿禰　天穗日命子。天夷鳥命之後也。

出雲臣　天穗日命五世孫。久志和都命之後也。

入間宿禰　天穗日命十七世孫。天日古曾乃己呂命之後也。

佐伯連　木根乃命男、丹波眞太玉之後也。

右第十二卷

左京神別下

起伊勢朝臣。盡石邊公。二十一氏。

天神

伊勢朝臣　天底立命六世孫。天日別命之後也。

弓削宿禰　高魂命孫、天日鷲翔矢命之後也。

若倭部　神牟須比命十八世孫。子田知之後也。

天孫

尾張宿禰　火明命。二十七世孫阿曾連之後也。

尾張連　尾張宿禰。同祖。火明命之男。天賀吾山命之後也。

伊福部宿禰　尾張連同祖。火明命之後也。

〔木根乃命〕木字一本大に作る。

〔火明命〕神代卷に天忍穗根尊、娶高皇產靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命、云々、而生兒天火明命、云々、其天火明命兒天香山命、是尾張連等遠祖也とあり、又た瓊瓊杵尊の御子に火明命あり、神代卷に、次生出之兒、號火明命、是尾張連等始祖也とあり、尾張連云々は天火明命と混したる傳也。

〔二十七世孫〕一本七字なし。

〔阿曾連〕一本曾な魚爾二字に作る。

〔湯殖〕日本記湯坐に作る、纂疏に、洗二浴兒一者とあり

〔竹田神社〕大和國磯城郡耳成村に在りて、天火明命を祭る、神名帳十市郡の條に見ゆ。

〔日葉酢媛〕丹波道主命の女、垂仁天皇十五年立后、同三十二年崩ず。

〔天津彦根命〕天穗日命の御弟也。

〔天皇喜之〕喜字一本嘉に作る。

湯母竹田連　火明命。五世之孫。健刀米命之男。武田折命。景行天皇御世。擬二[湯]殖一湯レ田。夜宿之間。菌生二其田一。天皇聞食而。賜二姓菌田連一。後改二爲湯母竹田連一。

竹田川邊連　同命。五世之孫。建刀米命之男。武田折命之後也。仁德天皇御世。大和國十市郡。刑坂川之邊。有二竹田神社一。因以爲二氏神一。同居住焉。緣竹大美。供二御箸竹一。因レ茲。賜二竹田川邊連一。

石作連　火明命。六世孫。建眞利根命之後也。垂仁天皇御世。奉二爲皇后。日葉酢媛命一。作二石棺一獻之。仍賜二姓石作大連公一也。

檜前舍人連　火明命。十四世孫。波利那乃連公之後也。

榎室連　火明命。十七世孫。呉足尼之後也。山猪子連等。仕二奉上宮豐聰耳皇太子御杖代一。爾時。太子。巡二行山代國一。于時古麿家。在二山城國。久世郡。水主村一。其門有二大榎樹一。太子。曰二是樹如一レ室。大雨不レ漏。仍賜二榎室連一。

丹比須[加]布　火明命。三世孫。天忍男命之後也。

但馬海直　火明命之後也。

大炊刑部造　火明命。四世孫。阿麻刀禰命之後也。

坂合部宿禰　火明命。八世孫。邇倍足尼之後也。

額田部湯坐連　天津彦根命子。明立天御影命之後也。允恭天皇御世。被レ遣二薩摩國一。平二隼人一。復奏之日。獻二御馬一疋一。額有二町形廻毛一。天皇喜之。賜二姓額田部一也。

三枝部連　額田部湯坐連同祖。顯宗天皇御世。喚集諸氏人等。賜饗醼。于時三莖之草生於宮庭。採以奉献。仍負姓三枝部造。

奄智造　額田部湯坐連同祖。

額田部　同命孫意富伊我都命之後也。

地祇

弓削宿禰　出自天押穗根尊洗御手時水中化生神饒伎都麻呂也。

石邊公　大物主命男。久斯比賀多命之後也。

右第十三卷

右京神別上　起采女朝臣。盡神門臣。三十六氏

天神

采女朝臣　石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也。

中臣習宜朝臣　同神孫味瓊杵田命之後也。

中臣熊凝朝臣　同上

〔三枝部造〕造字一本連に作る。

〔水中化生神〕この下脱文あるべし。

〔大水口宿禰〕伊香賀色雄命の子也、舊事紀に、饒速日命三世孫、出石心大臣命子とあるは世次違へり、崇神紀に、穗積臣遠祖大水口宿禰とあり舊事紀に、穗積臣采女臣等祖と見ゆ

〔習宜〕一說「スゲ」と讀むべしとあり。

巫部宿禰　同神。六世孫。伊香我色雄命之後也。

箭集宿禰　同上。

内田臣　同上。

長谷置始連　同神。七世孫。大新河命之後也。

高橋連　同上。

水取連　同神。六世孫。伊香我色雄命之後也。

小治田連　同上。

依羅連　同神。十世孫。伊己布都大連之後也。

曾禰連　同神。六世孫。伊香我色雄命之後也。

肩野連　同上。

若櫻部造　同神。三世孫。出雲色男命之後也。四世孫。物部長眞膽連。初去來穗別天皇。〔室屋〕仲泛雨枝船於磐余市磯池。與皇妃分駕遊宴。是時膳臣余磯獻酒。櫻花飛來浮于御盞。天皇異之。遣物部長眞膽連。尋求。乃俘得掖上室山。獻之。天皇歡之。賜余磯姓稚櫻部臣。長眞膽連賜姓稚櫻部造。

〔伊己布都大連〕天孫本紀に、饒速日命十世孫、物部伊莒弗連公、五十琴宿禰之子、此連公、稚櫻柴垣宮御宇天皇御世、爲大連云々とあり。

〔物部長眞膽連〕天孫本紀なる物部氏の系に見えず、以下の傳は履仲紀三年十一月の條に見えたり。

〔雨枝船〕雨は兩の誤也。

〔磐余市磯池〕大和志に、十市郡市磯池、古蹟在池内村、とあり。

〔俘得〕俘字、一本採に作り、或は櫻に作る。

〔掖上室山〕大和志に、在室村上方、とあり、葛上郡に屬す。

大宅首　大閉蘇杵命孫。建新川命之後也。

神麻績連　天物知命之後也。

鳥取部連　角凝魂命[十]三世孫、天湯河桁命之後也。垂仁天皇皇子。譽津別命。年向三十。不言語。于時見飛鵠問曰此何物。爰天皇悅之。遣天湯河桁尋求。詣出雲國宇夜江捕貢之。天皇大喜。卽賜姓鳥取連。

三島宿禰　神魂命。十六世孫。建日穗命之後也。

天語連　縣犬養宿禰同祖。神魂命七世孫。天日鷲命之後也。

佐伯造　天雷神孫。天押人命之後。

大伴大田宿禰　高魂命。五世孫。天押日命之後也。

佐伯日奉造　天押日命。十一世孫。談連之後也。

高志連　高魂命。九世孫。日臣命之後也。

高志壬生連　日臣命。七世孫。室屋大連之後也。

額田部宿禰　明日名門命。三世孫。天村雲命之後也。

〔大閉蘇杵〕舊事紀に、大水口命（一六〇頁參照）、坂戸由良都姫爲妻、生子欝色雄命、欝色謎命、大綜麻杵命云々とあり。
〔天物知命〕天字、一本大に作る。
〔譽津別命〕垂仁天皇第一皇子也。
〔年向三十云々〕垂仁紀二十三年の條に出づ。
〔宇夜江〕出雲郡に在り。
〔天皇大喜〕喜字、一本嘉に作る。
〔天雷神〕神代卷に一書曰、伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段、其一段是爲雷神云々と見えたり。
〔十一世孫〕十二世孫の誤なるべし。

額田部甦玉　額田部宿禰。同祖明日名門命。十一世孫。御支宿禰之後也。

久米直　神魂命。八世孫。味日命之後也。

屋連　神御魂命。十一世孫。天御行命之後也。

多米宿禰　同神。五世孫。天日鷲命之後也。成務天皇御世。仕奉大炊寮。御飯香美。特賜嘉名。

齋部宿禰　高皇產靈命子。天太玉命之後也。

玉祖宿禰　高御牟須比乃命。十三世孫。大荒木命之後也。

玉作連　高魂命孫。天明玉命之後也。天津彦火瓊瓊杵尊降幸於葦原中國時。與五氏神部。陪從皇孫降來。是時造作玉璧。以爲神幣。故號玉祖連。亦號玉作連。

波多門部造　神魂命。十三世孫。意富支閇連公之後也。

壹伎直　天兒屋根命。十一世孫。雷大臣之後也。

天孫

出雲臣　天穗日命。十二世孫。鵜濡渟命之後也。

神門臣　同上。

〔額田部甦玉〕一本久米直の次に載す。
〔御支宿禰〕支字一本与に作る。
〔神魂命〕一本神御魂命に作る。
〔十一世孫〕一本十世孫に作る。
〔天太玉命〕神名秘書に、太玉命高皇產靈神子栲幡千々姫命弟、櫛明玉命兄也とあり、古語拾遺に、天太玉命齋部宿禰祖也と見えたり。
〔五氏神〕神代巻天孫降臨の條に、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉とあり。
〔壹伎直〕下文十一世、一本九世に作る。

〔土師宿禰〕一七六頁を參照すべし。

〔菅原朝臣〕この下文に續き一本、光仁天皇天應元年改土師賜菅原氏、菅[illegible]六[illegible]といひ、同年大保度連九世の孫遠江介土師宿禰古人、長子外從五位下道長等奏請して菅原姓を賜はれる也。

〔武額赤命〕赤字下文明に作る。

〔瑞歯別尊〕仁德天皇第三皇子反正天皇也。

〔誕生淡路宮〕以下反正紀前紀に出づ、なほ古事記傳には宣化天皇の曾孫多治比古王の傳と混ぜるなりと云へり。

右第十四卷

右京神別下

起若倭部連、盡倭太。二十九氏。

天神

若倭部連　神魂命七世孫天筒草命之後也。

伊與部　高媚牟須比命三世孫。天辭代主命之後也。

天孫

土師宿禰　天穗日命。十二世孫。可美乾飯根命之後也。

菅原朝臣　土師朝臣同祖。乾飯根命七世孫。大保度連之後也。

秋篠朝臣　同上。

大枝朝臣　同上。

丹比宿禰　火明命三世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰男。色鳴。大鷦鷯天皇御世。皇子瑞歯別尊誕生淡路宮之時。淡路瑞井水奉灌御湯。于時虎杖花飛入御湯瓮中。色鳴宿禰稱天神壽詞。奉號曰多治比瑞歯別尊。乃定多治比部於諸國。爲皇子湯沐邑。卽以色鳴爲宰。令領丹比部戸。因號丹比連。遂爲氏姓。其後庚

二年。依作新家。加新家二字。爲丹比新家連也。

尾張連　火明命。五世孫。武礪目命之後也。

伊與部　同上。

六人部　同上。

子部　火明命。五世孫。建刀米命之後也。

大炊刑部造　同神。四世孫。天礪目命之後也。

朝來直　同上。

若倭部　同神四世孫。建額明命之後也。

川上首　火明命之後也。

坂合部宿禰　火明命。八世孫。邇陪足尼之後也。

阿多御手〔犬〕養　火闌降命。六世孫。薩摩若相樂之後也。

滋野宿禰　紀直同祖。神魂命。五世孫。天道根命之後也。

大村首　天道根命。六世孫。若積命之後也。

〔子部〕この下五世一本三世に作るは誤也。

〔大炊刑部造〕この下四世、一本三世に作るは誤也。

〔火明命八世孫〕一本火明命を火闌降命に作る。

〔邇陪足尼〕日本紀贄宿禰に作る、雄略天皇の時、眉輪王、圓大臣等と共に燔死せる人也。

〔若積命〕若字、一本君に作る。

〔比古麻夜眞止〕麻字、一本摩に作る。

〔高市連〕一本この上八本の二字あり八本は八太の誤ならむと云ふ。

〔綿積豐玉彦神〕鸕鷀草葺不合尊の御母豐玉姫の父也。

〔椎根津彦〕一八一頁本文、大和宿禰を參照すべし。

〔八太造〕太字舊印本木に作るは誤也眞龍の考によりてこれを改む。

〔倭太〕舊印本倭水に作り、一本八本に作り、又倭一字に作る、皆非也、小印本によりて是れを正せり。

大家首　天道根乃命孫比古麻夜眞止乃命之後也。

高市連　額田部。同祖。天津彦根命。三世孫。彦伊賀都命之後也。

桑名首　天津彦根命男。天久之比乃命之後也。

地祇

宗形朝臣　大神朝臣。同祖。吾田片隅命之後也。

安曇宿禰　海神。綿積豐玉彦神子。穗高見命之後也。

海犬養　海神。綿積命之後也。

凡海連　同神男。穗高見命之後也。

青海首　椎根津彦命之後也。

八太造　和多罪豐玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。

倭太　神知津彦命之後也。

右第十五卷

山城國神別

起阿刀宿禰、盡狛人野、四十五氏、

天神

阿刀宿禰　石上朝臣同祖。饒速日命孫味饒田命之後也。

阿刀連　同上。

熊野連　同上。

宇治宿禰　饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也。

佐爲宿禰　同上。

佐爲連　同神八世孫物部牟伎利足尼之後也。

中臣葛野連　同神九世孫伊久比足尼之後也。

巫部連　同神十世孫伊已布都乃連公之後也。

高橋連　同神十二世後小前宿禰之孫也。

宇治山守連　同神六世孫伊香我色雄之後也。

奈癸和連　同上。

〔阿刀宿禰〕天武天皇十三年次の宇治佐爲等と共に宿禰姓を賜はる。

〔宇治宿禰〕氏族志に、初宇治連祖、兄太加奈志、弟太加奈志二人、仕皇太子菟道稚郎子、見播磨風土記、蓋因此賜姓也、按二人蓋伊香色雄子孫、然今無所考、其族世居山城宇治郡、云々とあり。

〔佐爲連〕天孫本紀に、麥入宿禰子十一世、物部御辭連公、佐爲連等祖とあり。

〔伊久比足尼〕天孫本紀に、饒速日尊七世孫、十市根命子物部膽咋宿禰とあり。

〔奈癸和連〕一本奈癸和造に作り、又た奈若私造に作る

眞髪部造　神饒速日命。七世孫。大賣布乃命之後也。

今木連　同上。

奈奐勝　佐爲宿禰。同祖。

額田臣　伊香我色雄命之後也。

筑紫連　饒速日命男。味眞治命之後也。

秦忌寸　神饒速日命之後也。

錦部首　同神。十二世孫。物部目大連之後也。

鳥取連　天角己利命。三世孫。天湯河板擧命之後也。

今木連　神魂命。五世孫。阿麻乃西乎乃命之後也。

巨椋連　今木連同祖。止與波知命之後也。

額田部宿禰　明日名門命。六世孫。天申久富命之後也。

賀茂縣主　神魂命孫。武津之身命之後也。

〔今木連〕連字一本なし、又た或は造に作る。

〔奈奐勝〕奐一本癸に作り、拾芥抄呉に作る、皆「ナイキノカチ」と訓む。

〔味眞治命〕日本紀可美眞手命、古事記宇摩志麻遲命に作る、饒速日命の長髓彥妹三炊屋媛を娶りて生める子なり。

〔鳥取連〕一六八頁鳥取部連を參照すべし。

〔三世孫〕古事記傳に、角凝魂命三世孫とあるは疑はし三の上に十字など脱したるかとあり

〔天申久富命〕申字一本甲に作る。由の誤にや。

〔武津之身命〕之字恐くは衍なるべし

〔賀茂縣主〕山城風土記に、可茂大神、御社稱ニ可茂ー者、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、云々、娶ニ丹波國神野神伊可古夜日女ー、生子名曰ニ玉依日子ー、云々、玉依日子者、今賀茂縣主芳遠祖也とあり、又た古語拾遺に、賀茂縣主遠祖八咫烏者、云々と見えたり。

〔庚午年籍〕天智天皇九年(庚午)に造れる戸籍にて、後世戸籍の標準として保存す、令義解に、凡戸籍恒留ニ五比ー、其遠年者、依レ次除(近江大津宮庚午年籍不レ除)とあり。

〔香太臣命〕香太二字一本雷に作り、又た太を大に作る

鴨縣主　賀茂縣主。同祖。神日本磐余彦天皇〈諡神武〉。欲レ向ニ中洲ー之時。山中嶮絶。跋渉失路。於是神魂命孫。鴨建津身命。化ニ如大烏ー翔飛奉レ導。遂達ニ中洲ー。時天皇喜ニ其有功ー。特厚褒賞。八咫烏之號。從レ此始也。

矢田部　鴨縣主同祖。鴨建津身命之後也。

丈部　同上。

西濕部　鴨縣主同祖。鴨建玉依彦命之後也。

祝部　同祖。建角身命之後也。

税部　神魂命子。〔角凝〕魂命之後也。

呉公　天相命十三世孫。香太臣命之後也。

神宮部造　葛城猪石岡。天降神。天破命之後也。六世孫。吉足日命。磯城瑞籬宮。御宇〈崇神〉天皇御世。天下有災。因遣ニ吉足日命ー。令レ齋ニ祭大物主神ー。災異卽止。天皇詔曰。消ニ天下災ー百姓得レ福。自レ今以後。可ニ爲宮能賣神ー。仍賜ニ姓宮能賣公ー。然後。庚午年籍。註ニ神宮部造ー也。

天孫

菅田首　天久斯麻比止都命之後也。

〔土師宿禰〕垂仁紀三十二年七月の條に、皇后日葉酢媛命薨、云々、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、云々、則遣使者喚上出雲國之土部壹百人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、云々、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓謂土部臣、云々、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也とあり

〔石作〕一本石作部に作る。

〔水主直〕一本水主首に作る

土師宿禰　天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。

出雲臣　同神子。天日名鳥命之後也。

出雲臣　天穗日命之後也。

尾張連　火明命子。天香山命之後也。

六人部連　火明命之後也。

伊福部　同上。

石作　同上。

水主直　同上。

三富部　同上。

山背忌寸　天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。

阿多隼人　富乃須佐利乃命之後也。

地祇

石邊公　大物主命子。久斯比賀多命之後也。

狛人野　同命兒櫛日方命之後也。

右第十六卷

大和國神別

起佐爲連盡國栖。四十四氏。

天神

佐爲連　石上朝臣同祖。神饒速日命十世孫。伊己止足尼之後也。

志貴連　同神孫。日子湯支命之後也。

眞神田首　伊香我色乎命之後也。

長谷山直　石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫。伊賀我色男命之後也。

矢田部　饒速日命七世孫。大新河命之後也。

縣使首　宇麻志摩遲命之後也。

長谷部造　神饒速日命十二世孫。千速見命之後也。

委文宿禰　出自神魂命之後。大味宿禰也。

〔伊己止足尼〕天孫本紀、五十琴宿禰に作る、同紀に據れば、膽咋宿禰の子にて、饒速日命には九世の孫に當れり。

〔伊賀我色男命〕賀字、一本香に作る。

〔長谷部造〕一本、造字なし。

〔委文宿禰〕委字、一本及日本紀倭に作る、古語拾遺に天羽槌雄神倭文遠祖也とあり、天羽槌雄神は建羽槌神の御亦名にて、神魂命の御裔也、栗田寛は、神魂命の子角凝魂命、その子伊佐布魂命、その子建羽槌命にやあらむと云へり。

田邊宿禰　同神五世孫。天日鷲命之後也。

多米宿禰　同神二十二世孫。意保止命之後也。

葛木忌寸　高御魂命五世孫。鍬根命之後也。

門部連　牟須比命兒。安牟須比命之後也。

服部連　天御中主命十一世孫。天御桙命之後也。

白堤首　天櫛玉命八世孫。大熊命之後也。

高志連　天押日命十一世孫。大伴室屋大連公之後也。

仲丸子　日臣命九世孫。金村大連之後也。

大家臣　大中臣朝臣同祖。津速魂命之後也。

添縣主　出自津速魂命男。武乳遺命也。

御手代首　天御中主命十世孫。天諸神命之後也。

〔鍬根命〕舊事紀に葛木土神、鍬根命云々とあり、神武紀二年の條に、以₂鍬根者₁、爲₂葛城國造₁と見えたり。

〔牟須比命〕この上脫字あるべし。

〔大熊命〕一本天熊命に作る。

〔金村大連〕室屋の孫にて談の子也、仁賢以降天朝に歷仕し、武烈天皇卽位の時大連となる

〔掃守〕古語拾遺に、彦瀲尊誕育之日、河濱立レ室、于レ時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作レ箒掃レ蟹、仍掌ニ鋪設一、遂以爲レ職、號曰ニ蟹守一、今俗謂ニ之掃守一、詞轉也とあり。

〔天枝命〕一本天杖命に作る。

〔天三穂命〕一本天三種命に作る。

〔天香山命〕神代卷書に、其天火明命兒天香山命、是尾張連等遠祖也とあり。

掃守（カニモリ） 振魂（フルタマノ）命四世孫。天忍人命之後也。

飛鳥直（アスカノ） 天事代主（アメノコトシロヌシノ）命之後也。

大田祝山直（オホタノハフリヤマノ） 天枝（アメノエダノ）命子。天爾支（アメノニキノ）命之後也。

蹠部大炊（コユベノオホヒ） 天三穂（アメノミホノ）命八世孫。意富麻羅（オホマウラ）之後也。

天孫

土師宿禰 秋篠朝臣同祖。天穂日命十二世孫。可美乾飯根（ウマシカラヒネ）命之後也。

贄土師連（ニヘ） 同神十六世孫。意富曾婆（オホソバノ）連之後也。

尾張連 天火明命子。天香山命之後也。

伊福部宿禰（イフキベノ） 同上。

伊福部連 伊福部宿禰同祖。

蝮壬部首（タヂヒノミブノ） 火明命孫。天五百原（アメノイホハラノ）命之後也。

工造（タクミノ） 同神十世孫。大美和都禰乃（オホミワツミノ）命之後也。

二見首　富須洗利命之後也。

大角隼人　出自火闌降命之後也。

大坂直　天道根命之後也。

三枝部連　額田部湯坐連同祖。天津彦根命十四世孫。建許呂命之後也。顯宗天皇御世。諸氏賜饗。于時宮庭有三莖草。獻之。因賜姓三枝部造。

額田部河田連　同神三世孫。意富伊我都命之後也。允恭天皇御世。獻額田馬。天皇勅。此馬額如田町。仍賜姓額田部連也

奄知造　同神十四世孫。建凝命之後也。

伊蘇志臣　滋野宿禰同祖。天道根命之後也。

地祇

吉野連　加彌比加尼之後也。謚神武天皇。行幸吉野。到神瀬。遣人汲水。使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰人。答曰。臣是自天降來。白雲別神之女也。名曰豐御富。天皇即名水光姫。今吉野連所祭。水光神是也。

大神朝臣　素佐能雄命六世孫。大國主命之後也。初大國主神。娶三島溝杭耳之女玉櫛姫。夜未曙去。不曾晝到。於是玉櫛姫。績苧係衣。至明隨苧尋覓。經於茅渟縣陶邑。直指大和國眞穗御諸山。還視苧遺。唯有三縈。因之。號姓大三縈。

〔大角隼人〕大隅國より出でし隼人也

〔火闌降命云々〕神代卷に、號火闌降命、是隼人等始祖也とあり、されどこれ一の傳說に過ぎず、隼人は大和民族には非ざるべし。

〔額田部河田連〕河田、舊印本侭田に作る、一本にこの二字なし、又た拾芥抄は位田に作る。爰は續紀に依る。

〔奄知造〕知字、一本智に作る。

〔行幸吉野〕神武紀前紀に見ゆ、但し本書に井光を女とせるは異なる傳なり。

〔初大國主神云々〕舊事紀に出づ。

〔眞穗御諸山〕一本眞穗二字なし、大和磯城郡三輪山也

賀茂朝臣　大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田田禰古命孫也。大賀茂都美命。一名大賀茂足尼。奉レ齋二賀茂神社一也。

和仁古　大國主神六世孫。阿太賀田須命之後也。

大和宿禰　出レ自二神知津彦命一也。神日本磐余彦天皇。從二日向國一向二大倭國一。到二速吸門一時。有下漁人乘レ艇而至上。天皇問曰。汝誰也。對曰。臣是國神。名宇豆彦。聞二天神子來一。故以奉迎。卽牽二納皇船一。以爲二海導一。仍號二神知津彦一。一名椎根津彦。能宜二軍機之策一。天皇嘉之。任二大倭國造一。是大倭宿禰始祖也。

長柄首　天乃八重事代主神之後也。

國栖　出レ自二石穗押別神一也。神武天皇行二幸吉野一時。川上有二遊人一。于時天皇御覽。卽入レ穴。須臾又出遊。竊窺之喚問。答曰石穗押別神子也。爾時詔賜二國栖名一。然後孝德天皇御世。始賜レ名人。國栖意世古。次號世古二人。允恭天皇御世。乙未年中。七節進二御贄一仕奉。神態至今不絕。

右第十七卷

攝津國神別　起二津島朝臣一盡二神直一。四十五氏。

天神

津島朝臣　大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫。天兒屋根命之後也。

椋垣朝臣　同上。

〔大田田禰古命〕古事記に、大物主大神、娶二陶津耳命之女、活玉依毘賣一、生子名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子意富多々泥古と見えたり。

〔從二日向國一云々〕神武紀前紀に出づ

〔速吸門〕豐後國海部郡に在り。

〔石穗押別神〕神武紀に、更少進、亦有下尾而披二磐石一而出者上、天皇問之曰汝何人。對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也とあり、予は浦島之子などゝ同じ押別神の御子には非ず、爰に神字を附し、更に同神の子の如く記せるは誤也。

〔中臣東連〕一本東を東に作る。

〔神奴連〕下文十一世、一本十世に作る。

〔雷大臣〕日本紀烏賊津連、續日本紀伊賀都臣に作る、續日本紀に、子公等之先祖伊賀都臣是中臣遠祖天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻之子也とあり。

〔生田首〕この下十一世、一本九世に作る。

荒城(アラキノ)朝臣　同上。

中臣東(ツカノ)連　天兒屋根命九世孫。鐫身(タヒミノ)命之後也。

神奴(カミノヤツコノ)連　同神十一世孫。雷(イカツ)大臣命之後也。

中臣藍(アヰノ)連　同神十二世孫。大江命之後也。

中臣太田(タダノ)連　同神十三世孫。御(ミ)身宿禰之後也。

生(イク)田(タノ)首　同神十一世孫。雷大臣命之後也。

若湯坐(ワカユヱノ)宿禰　石上朝臣同祖。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。

巫部宿禰　同上。

內田臣　同上。

阿(ア)刀(トノ)連　神饒速日命之後也。

物部韓國(カラクニノ)連　伊香我色雄命之後也。

矢田部造　同上。

佐(サ)夜(ヤ)部(ベノ)首　同上。

小(ヲ)山(ヤマノ)連　高魂命子。櫛玉命之後也。

〔多米連〕左京神別多米連(一六三頁)を参照すべし。
〔大足尼〕一本足を見に作る。
〔委文連〕一本委を倭に作る(一七七頁参照)
〔額田部〕一本服部連の次に載す。
〔熯之速日命〕神代巻に、已而素盞嗚尊、云々、自左足中、化生熯速日命、とあり。
〔大御日足尼〕舊事紀、御を稲に作る。
〔武椀根命〕椀字、一本機に作る。

多米連　神魂命五世孫。天比和志命之後也。
犬養　同神十九世孫。田根連之命也。
目色部眞時　同神十二世孫。大足尼命之後也。
委文連　角凝魂命男。伊佐布魂命之後也。
竹原　同上。
額田部宿禰　同神男。五十狭經魂命之後也。
額田部　額田部宿禰同祖。明日名田命之後也。
服部連　熯之速日命十二世孫。麻羅宿禰之後也。允恭天皇御世。任織部司。摠領諸國織部。因號服部連。

天孫

津守宿禰　尾張宿禰同祖。火明命八世孫。大御日足尼之後也。
六人部連　同神五世孫。建刀米命之後也
石作連　同神六世孫。武椀根命之後也。

〔壬部犬手〕壬字一本王に作るは非也、又た手字、一本乎に作る。

〔飯入根命〕崇神紀六十年七月の條に出雲臣之遠祖出雲振根云々、其弟飯入根云々、付弟甘美韓日狹與子鸕濡渟、云々とあり、卽ち甘美韓日狹（可美乾飯根）と兄弟也、右京神別の條に、可美乾飯根命之後也（一七〇頁參照）とあるをよしとす、通證に同じ、兄弟にて共に土師の祖なるべきよしなしとあり。

〔同神十三世孫〕十三世は十二世の誤なり。

蝮部　同神十一世孫。蝮壬部犬手之後也。

刑部首　同神十七世孫。屋主宿禰之後也。

津守　火明命之後也。

日下部　阿多御手犬養同祖。火闌降命之後也。

凡河内忌寸　額田部湯坐連同祖。

國造　天津彦根男。天戸間見命之後也。

山代直　天御影命十一世孫。山代根子之後也。

土師連　天穗日命十二世孫。飯入根命之後也。

凡河内忌寸　同神十三世孫。可美乾飯根命之後也。

羽束　天佐鬼利命三世孫。斯鬼乃命之後也。

地祇

大和連　神知津彦命十一世孫。御物足尼之後也。

〔小栲梨命〕一本小栲梨命に作る。

〔大和多羅神〕大綿津見(大海)神也、神代卷伊弉諾尊御祓濯の條に、又洗ニ濯於海底、因以生神號曰ニ底津少童命、次底筒男命、又潜ニ濯於潮中、因以生神號曰ニ中津少童命、とあり、この三柱の神の一柱と御座せる御名を、豐玉彥命とも、大綿津見神とも申す也。

凡海連 安曇宿禰同祖。綿積命六世孫。小栲梨命之後也。

阿曇犬養連 海神。大和多羅神三世孫。穗己都久命之後也。

物忌直 椎根津彥命九世孫。矢代宿禰之後也。

鴨部祝 賀茂朝臣同祖。大國主神之後也。

我孫 大己貴命孫。天八現津彥命之後也。

神人 大國主命五世孫。大田田根子命之後也。

神直 同上。

右第十八卷

河內國神別

起ニ菅生朝臣一。盡ニ等禰直一。六十三氏。

天神

菅生朝臣 大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫。天兒屋根命之後也。

中臣連 同神十一世孫。雷大臣命之後也。

中臣酒屋連 同神十九世孫。眞人連公之後也。

村山連　中臣連同祖。

中臣高良比連　津速魂命十三世孫。臣狹山命之後也。

平岡連　同神十四世孫。鯛身臣之後也。

川跨連　同神九世孫。梨富命之後也。

中臣連　天兒屋根命之後也。

中臣　中臣高良比連同祖。

弓削宿禰　天高御魂乃命孫。天毗和志可氣流夜命之後也。

玉祖宿禰　同神十三世孫。健荒木命之後也。

林宿禰　大伴宿禰同祖。室屋大連公男。御物宿禰之後也。

家內連　高魂命五世孫。天忍日命之後也。

佐伯首　天押日命十一世孫。大伴室屋大連公之後也。

葛木直　高魂命五世孫。劔根命之後也。

役直　高御魂命孫。天神立命之後也。

〔天毗和志可氣流夜命〕天日鷲翔矢命也、天日鷲命に同じ。

〔室屋大連公〕武持大連の子也、允恭以降七朝に歴仕し雄略天皇即位の時大連となる。

〔御物宿禰〕三代實錄に、室屋大連公第一男、御物宿禰云々とあり。

〔高御魂命孫〕系圖孫を兒とせり。

恩智神主　高魂命兒。伊久魂命之後也。

委文宿禰　角凝魂命之後也。

美努連　同神三世孫。天湯川田奈命之後也。

鳥取　同神三世孫。天湯河桁命之後也。

多米連　神魂命兒。天石都倭居命之後也。

城原　同神五世孫。大廣目命之後也。

紀直　神魂命五世孫。天道根命之後也。

大村直田連　大村直同祖。天道根命之後也。

氷連　石上朝臣同祖。饒速日命十世孫。伊己灯宿禰之後也。

鳥見連　同神十二世孫。小前宿禰之後也。

高屋連　同神十世孫。伊己止足尼大連之後也。

高橋連　同神十四世孫。伊己布都大連之後也。

〔美努連〕努字一本奴に作る、また此下三世、一本四世に作る。

〔天石都倭居命〕倭字、一本委に作る。

〔天道根命〕國造本紀に、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈命五世孫、天道根命、定二賜國造一とあり。

〔氷連〕一本水連に作る。

〔伊己灯宿禰〕伊己止足尼に同じ。（一七七頁參照）

〔同神十三世孫〕左京神別十二世に作り、舊事紀十一世に作る。

〔布都久呂大連〕伊莒弗連の第二子也舊事紀、呂を留に作る。

〔膽杵磯丹杵穂命〕饒速日命の御一名なり。

宇治部連　同神六世孫。伊香我色乎命之後也。

物部依羅(ヨサミ)連　神饒速日命之後也。

矢田部首　同神六世孫。伊香我色雄命之後也。

物部　同神十三世孫。物部布都久呂大連之後也。

物部飛鳥　同神六世孫。伊香我色雄命之後也。

積組(ツグミ)造　阿刀宿禰同祖。同神子。于摩志摩治(ウマシマヂ)命之後也。

日下部　神饒速日命孫。比古由支(ヒコユキ)命之後也。

栗栖連　同神子。于摩志摩治命之後也。

若湯坐(ワカユエ)連　膽杵磯丹杵(イキシハギ)穂命之後也。

勇山(イサヤマ)連　神饒速日命三世孫。出雲醜(シコ)大使主(オホオミ)命之後也。

物部首　同神子。味島(ウマシマ)乳(チ)命之後也。

津門(ツト)首　同神六世孫。伊香我色男命之後也。

掃守宿禰　振魂(フルタマ)命之後也。

〔襷多治比宿禰〕天武紀十三年の條に手襁連に宿禰姓を賜へること見ゆ、これ襷多治比宿禰なり。

〔號四十千健彦〕四は曰の誤にて、號曰十千健彦なるべし。

〔負姓襷負〕即ち襷負宿禰也、天武天皇十三年襷丹比連に宿禰姓を賜へるはこれ也。

〔尻調根命〕調字、一本綱に作る。

〔笛吹連〕連字、一本なし。

掃守連　同神四世孫。天忍人命之後也。

守部連　振魂命之後也。

掃守造　同神四世孫。天忍人命之後也。

浮穴直　移受牟受比命之後也。

服部連　熯之速日命之後也。

神人　御手代首同祖。可比良命之後也。

天孫

襷多治比宿禰　火明命十一世孫。殿諸足尼命之後也。男兄男庶。其心如女。故賜襷為御膳部。次弟男庶其心勇健。其力足制十千軍衆。故賜襷號四十千健彦。因負姓襷負。

丹比連　火明命之後也。

若犬養宿禰　同神十六世孫。尻調根命之後也。

笛吹連　火明命之後也。

次田連　火明命兒。天香山命之後也。

身人部連　火明命之後也。

尾張連　同神十四世孫。小豐命之後也。

五百木部連　火明命之後也。

出雲臣　天穗日命十二世孫。宇賀都久野命之後也。

額田部湯坐連　天津彥根命五世孫吾田部連之後也。

津夫江連　天津彥根命之後也。

凡河內忌寸　同上。

大縣主　同上。

地祇

宗形君　大國主命六世孫。吾田片隅命之後也。

安曇連　綿積神命兒。穗高見命之後也。

等禰直　椎根津彥命之後也。

右第十九卷

〔身人部連〕一本連字なし。

〔尾張連〕一本次田連の前に載す。

〔出雲臣〕一本臣字なし。

〔津夫江連〕一本に天穗日命、十二世孫、宇賀都久野命之後也とあり。

〔吾田片隅命〕地神本紀に、七世孫大御氣主命、此命大倭國民磯姫爲レ妻生二一男一、八世孫阿田賀田須命、云々、とあり、八世にあるは素戔嗚尊よりの世次なれば、同紀より數ふれば、大國主命七世の孫なり。

〔長公〕源稻彥の注に、眞龍云、長子下、脫柄字乎、大和國神別、長柄首、天之八重事代主神之後也、百樹云、拾芥抄、有長柄首、而無長公者とあり。

〔志悲連〕悲字、一本非に作る。

〔評連〕舊本許連に作る、荒木田經雅及百樹の考により改む。

和泉國神別

起宮處朝臣。盡長公。六十氏。

天神

宮處朝臣　大中臣朝臣同祖。天兒屋根命之後也。

狹山連　同上。

和太連　同上。

志悲連　同上。

蜂田連　同上。

殿來連　同上。

大鳥連　同上。

中臣部　同上。

民直　同上。

評連　同上。

畝尾連　同上。

中臣表連　同上。

釆女臣　神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。

韓國連　釆女臣同祖。武烈天皇御世。被遣韓國。復命之日。賜姓韓國連。

阿刀連　同上。

宇遲部連　同上。

巫部連　同上。雄略天皇御體不豫。因茲。召上筑紫豐國奇巫。令眞源椋大連率巫仕奉。仍賜姓巫部連。

曾根連　同釆女臣祖。

志貴縣主　饒速日命七世孫。大賣布命之後也。

若櫻部造　饒速日命七世孫。止智尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花獻之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。

榎井部　同神四世孫。大矢口根大臣命之後也。

物部　同神六世孫。伊香我色雄命之後也。

網部　同上。

衣縫　同上。

高岳首　同神十五世孫。物部麁鹿火大連之後也。

〔巫部連〕續日本後紀承和十二年七月の條に、右京人中務少錄、巫部宿禰公成云々等、賜姓當世宿禰公成者、神饒速日命苗裔也、昔屬大長谷稚武天皇時、公成始祖眞椋大連、奉迎筑紫之奇巫、奉救御病之膏肓、天皇寵之、賜姓巫部、後世疑謂巫覡之種、故今申改之とあり。

〔眞源椋大連〕一本源眞椋に作り、又た一本及續日本後記（前項參照）眞椋に作る、又た一本大連二字なし

〔網部〕網字の上依字脫か。

〔物部麁鹿火大連〕舊事紀に、物部麁鹿火大連公、麁佐良大連之子とあり

〔爪工連〕爪は[illegible]の略字にて翳の義也

〔紫蓋爪〕稲彦の注に、紫蓋爪三字不レ穏、按蓋子下、脱二紫刺二字一、皇太神宮儀式帳云、紫衣笠二口、云々、紫刺羽二柄とあり。

〔大名草彦命〕紀國造系圖に、天道根命、比古麻命、鬼刀禰命、久志多麻命、大名草比古命と次第せり、これによれば神魂命第九世の孫也。

安幕首（アマカノ） 同神七世孫。十千尼（トチネノ）大連之後也。

大伴山前連（ヤマサキノ） 大伴宿禰同祖。日臣（ヒノオミノ）命之後也。

爪工連（ハタクミノ） 神魂命男。多久豆玉（タクツタマノ）命之後也。雄略天皇御世。造二紫蓋（ムラサキノキヌガサムラサキノサシハ）爪一。并奉レ餝二御座一。仍賜二爪工連姓一。

掃守連 振魂命四世孫。天忍人命之後也。雄略天皇御代。監二掃除事一。賜二姓掃守連一。

物部連 神魂命五世孫。天道根命之後也。

和山守首（ニギヤマモリノ） 同上。

和田首（ニギタノ） 同上。

高家首（タカヘノ） 同上。

大庭造（オホニハノ） 神魂命八世孫。天津麻良（アマツマラノ）命之後也。

神直 同神五世孫。生玉（イクタマ）兄日子（エヒコノ）命之後也。

紀直 神魂命子。天御（アメノミ）食持（ケモチノ）命之後也。

大村直 紀直同祖。大名草彦（オホナクサヒコノ）命男。枳彌都彌（ミツミ）命之後也。

〔阿目加伎表命〕伎字、一本枝に作る、表は袁の誤か。

〔土師宿禰〕一七六頁を參照すべし。

〔若犬養宿禰〕氏族志に、本書河内神別（一八九頁參照）及び本頁の若犬養宿禰の條を引きて、本書以ニ尻綱根一爲ニ火明十六世孫一、據ニ舊事本紀一、六當レ作レ三、本書和泉若犬養條云、火明十五世孫古利命之本、而本紀有ニ十六世孫尾張古利連一、即是人也とあり。

川瀬造　神魂命五世孫。天道根命之後也。

直尻家　大村直同祖。

高野　大名草彥命之後也。

鳥取　角凝命三世孫。天湯河桁命之後也。

川枯首　阿目加伎表命四世孫。阿目夷沙比止命之後也。

荒田直　高魂命五世孫。劔根命之後也。

天孫

土師宿禰　秋篠朝臣同祖。天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。

土師連　同上。

山直　天穗日命十七世孫。日古曾乃己呂命之後也。

石津連　天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。

民直　同神十七世孫。若桑足尼之後也。

若犬養宿禰　火明命十五世孫。古利命之後也。

〔網津守連〕稻彦の注に、眞龍云、網攝津國依羅地、而謂二依網津守一歟とあり。

〔長公〕一九一頁を參照すべし。

〔大奈牟智神〕大國主神也、素戔嗚尊の御子、或は六世の孫とも傳ふ。

〔積羽八重事代主神〕古事記に、大國神、云々、亦娶二神屋楯比賣命一、生子事代主神と見えたり。

丹比連　同神男。天香山命之後也。

石作連　同上。

津守連　同上。

網津守連　同上。

椋連　同上。

綺連　津守連同祖。天香山命之後也。

高市縣主　天津彦根命十四世孫。建許呂命之後也。

末使主　天津彦根命子。彦稻勝命之後也。

穴師神主　天富貴命五世孫。古佐麻豆知命之後也。

坂合部　火闌降命七世孫。夜麻等古命之後也。

地祇

長公　大奈牟智神兒。積羽八重事代主命之後也。

右第二十卷

新撰姓氏錄第二帙終

新撰姓氏錄

第三帙

左京諸蕃上

起太秦公宿禰。盡筑紫史。三十五氏。

漢

太秦公宿禰　秦始皇帝。十三世孫。孝武王之後也。男功滿王。足仲彥天皇（諡仲哀）八年來朝。男融通王。（一曰弓月王）譽田天皇（諡應神）十四年。來朝。率百二十七縣百姓。歸化。獻金銀玉帛等物。大鷦鷯天皇（諡仁德）御世。以百二十七縣秦民。分置諸郡。卽使養蠶織絹貢之。天皇詔曰。秦王所獻絲綿絹帛。朕服用柔軟。溫煖肌膚。賜姓波多公。秦公酒。大泊瀨幼武天皇（諡雄略）御世。絲綿絹帛。委積如岳。天皇喜之。賜號曰禹都萬佐。

秦長藏連　太秦公同祖。融通王之後也。

秦忌寸　同王五世孫。丹照之後也。

秦忌寸　同王四世孫。大藏秦公志勝之後也。

秦造　始皇帝。五世孫。融通王之後也。

〔男功滿王云々〕この事仲哀紀に見えず、融通王のことは應神紀に出ず。

〔秦公酒〕融通王の孫にて、普洞王の子也。

〔絲綿絹帛云々〕雄略紀に、十五年秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝庭、因賜姓曰禹豆麻佐、とあり。

〔秦長藏連〕一本この下文を太秦公宿禰同祖、融通王五世孫に作る。

〔始皇帝五世孫〕五字の上十字を脫せり（太秦公宿禰の條參照）。

文宿禰　出自漢高皇帝之後鸞王也。

文忌寸　文宿禰同祖。宇爾古首之後也。

武生宿禰　同祖。王仁孫。河浪古首之後也。

櫻野首　同上。

伊吉連　出自長安人劉楊雍也。

常世連　燕國王公孫淵之後也。

山代忌寸　出自魯國白龍王也。

大崗忌寸　出自魏文帝之後安貴公也。大泊瀨幼武天皇（諡雄略）御世。率四部衆歸化。男龍（一名辰貴）善繪工。小泊瀨稚鷦鷯天皇（諡武烈）美其能。賜姓首。五世孫。勒大壹。惠尊。亦工繪才。天命開別天皇（諡天智）御世。賜姓倭畫師。亦高天皇神護景雲三年。依居地。改賜大崗忌寸姓也。

幡文造　同上。

楊候忌寸　出自隋煬帝之後。達率楊候阿了王也。

陽胡史　同上。

木津忌寸　後漢靈帝三世孫。阿智使王之後也。

〔王仁〕續日本紀延曆十一年の條に、漢高帝之後曰鸞。鸞之後天王轉至百濟。百濟久素王時、聖朝遣使徵召文人。久素王即以狗孫王仁貢焉とあり。

〔河浪古首〕河字、一本阿に作る。

〔劉楊雍〕氏族志に劉楊雍、一作劉家雍或楊雍。未知孰是。且不詳其爲何代人、とあり。

〔楊候忌寸〕候字一本公に作る、以下亦同じ

〔煬帝之後云々〕推古紀十年の條に、陽胡(ヤコ)史祖玉陳習曆法、云々とあり、推古天皇十年は隋文帝の時に當り煬帝より以前也傳は如何にや。

〔淨村宿禰〕一本木津忌寸の前に載す。
〔船典賜綠〕綠字一本祿に作る、以下これに同じ。
〔榮山忌寸〕この下正六位上、古本正六位下に作り、國岳、一本夃倉に作り、又司兵に作る。
〔大押官賜綠〕一本本押官賜綠に作る
〔正稅兒〕正字、一本五に、一本吾に作る、又た稅字古本稅に作る。
〔本丑食賜綠〕丑食一本夃倉に作る。
〔盧如津〕盧字、一本盧に作る。
〔沈庭四助〕四字、一本曰に作る、又た四助二字、古本勗字に作る。
〔日王〕日字、一本白に作る、又た一本になし。

淨村宿禰　陳袁濤塗之後也。

清宗宿禰　唐人正五位下李元環之後也。

清海宿禰　唐人從五位下沈惟岳之後也。

嵩山忌寸　唐人外從五位下。（船典賜綠。）張道光入朝焉沈惟岳同時也。

榮山忌寸　唐人正六位上。（本國岳賜綠。）晏子欽入朝焉沈惟岳同時也。

長國忌寸　唐人正六位上。（大押官賜綠。）正稅兒入朝焉沈惟岳同時也。

榮山忌寸　唐人正六位上。（本判官賜綠。）徐公卿入朝焉沈惟岳同時也。

嵩山忌寸　唐人正六位上。（本丑食賜綠。）孟惠芝入朝焉沈惟岳同時也。

清川忌寸　唐人正六位上。（本賜綠。）盧如津入朝焉沈惟岳同時也。

清海忌寸　唐人正六位上。（本賜綠。）沈庭四助入朝焉沈惟岳同時也。

新長忌寸　唐人正六位上。馬清朝之後也。

當宗忌寸　後漢孝獻帝四世孫□山陽公之後也。

丹波史　後漢靈帝八世孫孝日王之後也。

大原史　漢人西姓令貴之後也。

桑原宿禰　漢高祖七世孫。萬德使主之後也。

（大伴佐弖比古）佐弖比古、一本佐手比古に作り、日本紀狹手彥に作る、金村の子也、爰は欽明紀二十三年の條に、八月天皇遣ニ大將軍大伴連狹手彥一領ニ兵數萬一伐ニ于高麗一、云々、狹手彥遂乘レ勝以入レ宮、盡得ニ珍寶貨賂七織帳、鐵屋一還來とある時のことなるべし。

（伎樂）吳國の音樂なり。

（大寺）日本紀通證に本文を引きて、今按大寺、皇極紀所謂百濟大寺、天武紀謂ニ之大官大寺一、一名大字寺、在ニ高市郡一、云々と見えたり。

下村主　後漢光武帝。七世孫。慎近王之後也。

上村主　廣階連同祖。陳思王植之後也。

筑紫史　陳思王植（一名阿智王）之後也。

右第二十一卷

左京諸蕃下

漢

起ニ吉水連一。盡ニ清水首一。三十七氏。

吉水連　前漢魏郡人蓋寬饒之後也。

牟佐村主　吳孫權男。高之後也。

和藥使主　出レ自ニ吳國主照淵孫智聰一也。天國排開廣庭天皇（諡欽明）御世。隨ニ使大伴佐弖比古一。持ニ內外典藥書明堂圖等百六十四卷。佛像一軀。伎樂調度一具等一。入朝。男善那使主。天萬豐日天皇（諡孝德）御世。依レ獻ニ牛乳一。賜ニ姓和藥使主一。奉レ度本方書一百三十卷。明堂圖一卷。藥臼一。及伎樂一具。今在ニ大寺一也。

大石　高丘宿禰同祖。廣陵高穆之後也。

百濟

和朝臣　百濟國都慕王十八世孫。武寧王之後也。

百濟朝臣　百濟國都慕王三十世孫。惠王之後也。

百濟公　同王三十世孫。汶淵王之後也。

調連　水海連同祖。百濟國。努理使主之後也。譽田天皇（謚應神）御世歸化。孫阿久太男。彌和。次賀夜。次麻利。彌和。億計天皇（謚顯宗）御世蠶織獻絁絹之様。仍賜調首姓。

林連　百濟國人。木貴公之後也。

香山連　百濟國人。達率。荊員常之後也。

高槻連　百濟國人。達率名進之後也。

廣田連　百濟國人。辛臣君之後也。

石野連　百濟國人。近速古王後。億賴福留之後也。

神前連　百濟國人。正六位上。賈受君之後也。

沙田史　百濟國人。意保尼王之後也。

〔都慕王〕百濟の太祖也。

〔百濟朝臣〕孝謙天皇の御宇朝臣姓を賜はる。

〔武寧王〕名は斯摩、盖鹵王の子、百濟第廿四代の王也。

〔惠王〕名は季明、武寧王の曾孫也、三十世孫とあるは疑ふべし。

〔百濟公〕もと鬼室氏、淳仁天皇の時始めて百濟公姓を賜はる。

〔億計天皇〕一本弘計天皇に作るをよしとす。

〔達率名進〕名字一本各に作る。

〔辛臣君〕辛字、一本帝に作り、又た争に作る。

〔速古王〕百濟第五世肖古王也、以下同じ、速古王と書けるは欽明紀にも見ゆ。

〔木吉志〕吉字、一本古に作る。

〔高麗朝臣〕天智天皇の御宇高麗唐の爲めに滅さる、延興の脊奈福德亂を避けて歸化、背奈公姓を賜はり、聖武天皇の御宇公を王に改め、次で孝謙天皇の朝同族六人に高麗朝臣姓を賜ふ。

〔上部王〕部字、一本都に作る。

〔前部能萆〕萆字一本虫安二字に作る。

〔能致元〕元字、一本見に作る。

〔福當造〕一本日置造の次に載す。

〔延拏王〕拏字、一本挐に作る。

大丘造　百濟國。速古王十二世孫。恩率高難延子之後也。

小高使主　百濟國人。毛甲姓加須流氣之後也。

飛鳥部　百濟國人。木吉志之後也。

高麗

高麗朝臣　高句麗王好台七世孫。延興王之後也。

豐原連　高麗國人。上部王蟲麻呂之後也。

福當連　高麗國人。前部能萆之後也。

御笠連　高麗國人。從五位下高庄子之後也。

出水連　高麗國人。後部能致元之後也。

新城連　高麗國人。高福裕之後也。

男林連　高麗國人。高道士之後也。

福當造　高麗國人。前部志發之後也。

高史　高麗國人。元羅郡杵王九世孫。延拏王之後也。

〔日置造〕一本下文を男馬王裔孫茨古君之後也に作る。

〔安劉王〕劉字、一本卿に作り、又た列に作る。

〔法名東樓〕一本この四字なし、また結名東樓に作る。

〔法名信成〕一本法を俗に作る。

〔天日桙命〕新羅の王子也、垂仁天皇三年來朝す。

〔賀室王〕一本賀羅賀羅王に作り、又た賀羅賀室年に作る。

〔日置(キノ)造　高麗國人。伊(イ)利(リ)須(ス)意(オ)彌(ミ)之後也。

河內民(ミタミノ)首　高麗國人。安劉王之後也。

後部藥使主(シトリベノクスシノ)　高麗國人。大兄億德之後也。

王(コニキシ)　高麗國人。從五位下。王仲文(法名東樓)之後也。

高(タカ)　高麗國人。高助斤之後也。

高　高麗國人。從五位下。高金藏(法名信成)之後也。

新羅

橘守(タチバナノモリ)　三宅(ミヤケノ)連同祖。天日桙(アメノヒボコノ)命之後也。

任那

道(ミチ)田(タノ)連　任那國賀室王之後也。

大(オホ)市(イチノ)首　任那國人。都(ツ)怒(ヌ)賀(ガ)阿(ア)羅(ラ)斯(シ)止(ト)之後也。

清(シ)水(ミヅノ)首　同上。

右第二十二卷

右京諸蕃上

起坂上大宿禰。盡田邊史。三十九氏。

漢

坂上大宿禰　後漢靈帝男。延王之後也。

檜原宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直都賀提直之後也。

內藏宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直四世孫。東人直之後也。

山口宿禰　同四世孫。都黃直之後也。

平田宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直五世孫。色夫直之後也。

佐太宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直三世孫。兎子直之後也。

谷宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直四世孫。宇志直之後也。

畝火宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直三世孫。大人直之後也。

櫻井宿禰　坂上大宿禰同祖。都賀直四世孫。東人直之後也。

路宿禰　坂上大宿禰同祖。

文忌寸　坂上大宿禰同祖。都賀直之後也。

〔坂上大宿禰〕延王の孫阿智使主、應神天皇廿年其子都賀使主を率ゐて來朝す、都賀使主三子あり、坂上は中子志努の後也、桓武天皇の御宇坂上苅田麿始めて宿禰姓を賜はる、大宿禰につきては姓序考宿禰の條を參照すべし。

〔後漢靈帝云々〕一本、出レ自ニ後漢靈帝一也とあり。

〔都賀提直〕この上脫字あるべし。

〔大人直〕大字、一本父に作る。

山田宿禰（ヤマダノ） 周靈王太子晉之後也。

志我閉連（シガヘノ） 山田宿禰同祖。王安高之後也。

長野連（ナガヌノ） 山田宿禰同祖。忠意之後也。

山田造 同上宿禰同祖。忠意之後也。

高村宿禰（タカムラノ） 魯恭王之後。青州刺史劉琮王之後也。

伊吉連（イキノ） 長安人劉家雍之後也。

常世連（トコヨノ） 燕國王。公孫淵之後也。

臺忌寸（ウテナノ） 河內忌寸同祖。一本漢孝獻帝男。白龍王之後也。

錦織村主（ニシゴリノスグリ） 韓國人。波努（ハヌ）志（シ）之後也。

檜前村主（ヒノクマノ） 漢高祖男。齊王肥之後也。

廣階連（ヒロハシノ） 魏武皇帝男。陳思王植之後也。

平松連（ヒラマツノ） 同上連同祖。陳思王之後也。

上村主（カミノ） 廣階連同祖。通剛王之後也。

椋人（クラヒト） 阿祖使主（オミノコ）男。武勢之後也。

〔靈王〕周第二十三世の王也、簡王の子にて、名を泄心と云ふ。

〔恭王〕漢景帝の子名は餘、魯王に封ぜらる。

〔劉琮王〕一本、王字なし。

〔劉家雍〕雍字の上一本楊字あり。

〔波努志〕努字、一本怒に作る。

〔通剛王〕稻彥の注に、眞龍云、通剛、陳思之誤とあり。

〔吳王夫差〕闔閭の子也。

〔左衛郎將王文度〕一本將を拜に作る。

〔楊津連〕一本下文も同上に作る。

〔太秦公宿禰同祖〕一本この七字なし。秦忌寸の項また同じ。

〔始皇帝四世孫〕四世孫は誤也、功滿王は始皇帝より四百年許後の人也、三代實錄には、秦始皇十二世孫功滿王云々とあり、又た左京諸蕃太秦公宿禰の條より考ふれば十四世也。（一九七頁參照）

〔賜姓沈淸庭〕一本姓を賜に作り、又た懐に作る、庭字一本朝に作る。

松野連　吳王夫差之後也。

八清水連　唐左衛郎將王文度之後也。

楊津連　八清水連同祖。王文度之後也。

若江造　後漢靈帝苗裔奈率張安力之後也。

下村主　後漢光武帝七世孫愼近王之後也。

秦忌寸　太秦公宿禰同祖。功滿王三世孫秦公酒之後也。

秦忌寸　同上公宿禰同祖。□□王之後也。

秦忌寸　太秦公宿禰同祖。（一本[illegible]世孫[illegible]王之後也）

秦忌寸　始皇帝四世孫。功滿王之後也。

秦人　太秦公宿禰同祖。秦公酒之後也。

淨山忌寸　唐人賜姓沈清庭之後也。

栗栖首　文宿禰同祖。王仁之後也。

工造　吳國人。太利須須之後也。

田邊史　漢王之後。知德之後也。

右第二十三卷

右京諸蕃下

起大山忌寸。盡海原造。六十二氏。

漢

大山忌寸　高岳宿禰同祖。廣陵高穆之後也。

高向村主　魏武帝太子。文帝之後也。

雲梯連　高向村主同祖。寶德公之後也。

郡首　高向村主同祖。政姓夫公(一名富等)之後也。

祝部　工造同祖。呉國人。田利須須之後也。

百濟

百濟王　百濟國義慈王之後也。

菅野朝臣　百濟國都慕王十世孫。貴首王之後也。

葛井宿禰　菅野朝臣同祖。鹽君男。味散君之後也。

宮原宿禰　菅野朝臣同祖。鹽君男。知仁君之後也。(一本同國都慕王十世孫。貴首王之後也。)

〔政姓夫公〕一本改姓夫公に作る。

〔義慈王〕武王璋の子、百濟第三十代の王也、其子善光我朝に仕へ、持統天皇の御宇百濟王の姓を賜はる。

〔貴首王〕百濟第六代の王仇首王也、以下同じ。

〔菅野朝臣〕桓武天皇の御宇百濟王仁貞等其居地により始めて菅野朝臣姓を賜はる。

〔宮原宿禰〕一本宮原朝臣に作る、津宿禰亦同じ。

〔知仁君〕知字、一本智に作る。

〔魏武帝〕漢末の勇將曹操也、帝號は子曹丕魏國を建つるに及びて追尊す

津宿禰　菅野朝臣同祖。鹽君男麻侶君之後也。

中科宿禰　菅野朝臣同祖。鹽君孫宇志之後也。

船連　菅野朝臣同祖。大阿郎王三世孫智仁君之後也。

三善宿禰　百濟國速古大王之後也。

鳫高宿禰　百濟國貴首王之後也。

安勅連　百濟國魯王之後也。

城篠連　百濟國人達率支母末惠遠之後也。

市往公　百濟國明王之後也。

岡連　市往公同祖。日圖王男安貴之後也。

百濟公　因鬼神感和之義。命氏謂鬼室。廢帝天平寶字五年。改賜百濟公姓。

百濟伎　百濟國都慕王孫徳佐王之後也。

廣津連　百濟國近貴首王之後也。

清道連　百濟國人恩率納比旦止之後也。

〔津宿禰〕敏達紀三年の條に、詔船史王辰爾弟牛賜姓爲津史とあり、桓武帝の時宿禰姓を賜はる。

〔鹽君〕王辰爾（前項參照）の父午定君也、續日本紀延曆九年の條に、太阿郎王子、亥陽君子、午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰爾、季麻呂とあり。

〔宇志〕前紀敏達紀に見えし牛か、然らば鹽君の子也。

〔智仁君〕王辰爾也。

〔魯王〕魯は昆有二字の訛誤なるべし（次頁參照）。

〔支母未惠遠〕未は末の誤也。

〔天平寶字五年〕五年、一本三年に作る。

廣海連　韓王信之後。王須敬之後也。

不破連　出自百濟國。都慕王之後。毘有王也。

麻田連　百濟國。朝鮮王淮之後也。

廣田連　百濟國人。辛臣君之後也。

春野連　百濟速古王孫。比流王之後也。

面氏　同上。

巴汶氏　春野連同祖。速古王孫。汶休奚之後也。

汶斯氏　春野連同祖。速古王孫。比流王之後也。

大縣史　百濟國人。和德之後也。

道祖史　百濟國王孫。許里公之後也。

大原史　漢人。木姓阿留素。西姓令貴之後也。

菀部首　百濟國人。知豆神之後也。

民首　水海連同祖。百濟國人努利使主之後也。

〔王須敬〕敬字、一本教に作る。

〔毘有王〕久爾辛王の子、百濟第十九世の王也。

〔麻田連〕この下文百濟國三字、一本なし、又た一本淮を維に作る。

〔比流王〕仇首王の子、百濟第十世の王也。

〔汶斯氏〕一本この下文を、同王孫比流王之後也に作る。

〔道祖史〕一本此下文、許里王を許里首に作る。

〔菀部首〕一本苑部首に作る。

〔民首〕一本この下文を、同國人努利使主之後也に作る。

〔比有王〕毘有王也

〔堅祖州耳〕祖字、一本列に作り、又た珝に作る。

〔頭貴村主〕頭字、一本顯に作る。

〔渟武止等〕渟字、一本淳に作る。

〔賈義持〕持字、一本將に作り、又た杵に作る。

高野造　百濟國人佐平余自信之後也。

飛鳥戸造　百濟國比有王之後也。

御池造　百濟國扶餘地卓斤國主施比王之後也。

中野造　百濟國人杵率答他斯智之後也。

眞野造　百濟國人速比王之後也。

杉谷造　百濟國人堅祖州耳之後也

坂田村主　百濟國人頭貴村主之後也。

上勝　百濟國人多利須須之後也。

不破勝　百濟國人渟武止等之後也。

刑部　百濟國酒王之後也。

漢人　百濟國人多夜加之後也。

賈氏　百濟國人賈義持之後也。

半毘氏　百濟國。沙半王之後也。

大石椅立　百濟國人。庭姓蚊爾之後也。

林　林連同祖。百濟國人。木貴之後也。

高麗

長背連　高麗國主。鄒牟王（一名朱背。）之後也。天國排開廣庭天皇（諡欽明。）御世率レ衆化。貌美體大。其背間長。仍賜ニ名長背王一。

難波連　高麗國。好太王之後也。

島岐史　高麗國人。能祁王之後也。

島史　高麗國人。和興之後也。

狛首　高麗國人。安岳上王之後也。

高田首　高麗國人。多高子使主之後也。

日置造　高麗國人。伊利須使主之後也。（一名伊和須。）

高安下村主　高麗國人。大鈴之後也。

〔林〕一本林椅立に作る、又た一本林の次に、大石林同上の五字あり。

〔朱背〕背字、一本蒙に作るをよしとす、高麗の初代にて、扶餘王金蛙の子也。

〔好太王〕好は次に作るべしと松下見林云へり、次太王は朱蒙の曾孫にて高麗第七代の王也

〔能祁王〕一本祁を列に作る。

〔安岳上王〕岳字、一本岡に作り、上字、一本止に作り又た山に作る。

後部王　同國。長王周之後也。

新羅

三宅連　新羅國王子天日桙命之後也。

豐原連　新羅國人。壹呂比麻呂之後也。

海原造　新羅國人。進廣肆金加志毛禮之後也。

右第二十四卷

山城國諸蕃

起秦忌寸。盡多多良公。二十二氏。

漢

秦忌寸　太秦公宿禰同祖。秦始皇帝之後也。物智王弓月王。譽田天皇（諡應神。）十四年。來朝上表。更歸國。率百二十七縣狛姓歸化。并獻金銀玉帛種種寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地居之焉。男眞德王。次普洞王。（古記曰。酒東君。）大鷦鷯天皇（諡仁德。）御世。賜姓曰波陁。今秦字之訓也。次雲師王。次武良王。普洞王男。秦公酒。大泊瀬稚武天皇（諡雄略。）御世。備普洞王時。秦氏摠被劫略。今見在者。十不存一。請遣勅使檢括招集。天皇遣使小子部雷。率大隅阿多隼人等。捜括鳩集。得秦氏九十二部。一萬八千六百七十人。遂賜於酒。爰

〔秦始皇帝之後也〕一本この七字なし

〔物智王〕稲彦の注に、師云、物智王疑功滿王之誤とあり（一九七頁參照）、なほ王字の下男脱か、應神紀に功滿王のこと見えず。

〔狛姓〕稲彦の注に師云、狛百之誤とあり。

〔備云々〕備は恐く稱の誤ならむ。

〔秦氏〕稲彦の注に秦氏秦氏之誤、下皆倣之とあり。

〔阿多隼人〕薩摩隼人也、神代より薩摩を吾田國と云へるより名づく。

率秦氏養蠶織絹。盛篚詣闕貢進。如丘如山積畜朝庭。天皇嘉之特降寵命賜號曰禹都萬佐。是盈積有利益之義。役諸秦氏搆八丈大藏於宮側納其貢物。故名其地曰長谷朝倉宮。是時始置大藏官員。以酒爲長官。秦氏等一祖子孫。或就居住或依行事。別爲數腹。天平二十年。在京畿者。咸改賜伊美吉姓也。

秦忌寸　秦始皇帝十五世孫。川秦公之後也。

秦忌寸　秦始皇帝五世孫。弓月王之後也。

秦冠　秦始皇帝四世孫。法成王之後也。

民使首　高向村主同祖。寶德公之後也。

錦部村主　錦織村主同祖。波能志之後也。

工造　吳國人。田利須須之後也。

祝部　同上。

谷直　漢師建王之後也。

百濟

民首　水海連同祖。百濟國人努理使主之後也。

伊部造　百濟國人乃里使主之後也。

（是盈積云々）日本紀細注に、皆盈積之貌也とあり、古事記傳に、禹豆は今言にも、物を多く積たる貌なども、うづ高しと云に合り、云々、麻佐は餌百八十種勝部（一九七頁參照）とある勝なるべしと見えたり。

（長谷朝倉宮）大和國城上郡黑崎岩坂二村の間也。

（始置大藏官員）古語拾遺に、自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰撿校三藏、（齋藏內藏大藏）、秦氏出納其物、云々とあり。

（秦始皇帝五世孫）五字の上十字脫也（一九七頁參照）。

末使主　百濟國人津留牙使主之後也。

木曰佐　同上。

勝　上勝同祖。百濟國人。多利須須之後也。

岡屋公　百濟國比流王之後也。

高麗

黃文連　高麗國人。久斯那王之後也。

桑原史　狛國人。漢智之後也。

高井造　高麗國主。鄒牟王二十世孫。汝安祁王之後也。

狛造　高麗國主。夫連王之後也。

八坂造　狛國人之留川麻乃意利佐之後也。

新羅

眞城史　新羅國人。金氏尊之後也。

任那

〔末使主〕一本下文を同上に作る。

〔勝〕一本下文を同國人多利須須之後也に作る。

〔黃文連〕もと臣姓天武天皇十二年連姓を賜はる。

〔久斯那王〕那字、一本祁に作る。

〔鄒牟王二十世孫〕二十世、一本六世に作る。

〔八坂造〕下文の之字一本久に作る。

〔秦忌寸〕一本下文た秦始皇四世孫功満王之後也に作る

〔桑原直〕日本紀神功皇后攝政五年の條に、襲津彦云々捉新羅使者三人、云々、乃詣新羅、次于蹈鞴津、拔草羅城還之、是時俘人等、今桑原、佐糜、高宮、忍海、凡四邑漢人等之始祖也とあり、桑原直は此俘人の後なるべし。

〔秦太子胡亥〕秦二世皇帝也。

多多良公　御間名國主爾利久牟王之後也。天國排開廣庭天皇〔謚欽明〕御世投化。獻金多利多利金乎居等。天皇譽之賜多多良公姓也。

右第二十五卷

大和國諸蕃　起眞神宿禰。盡大狛造。二十六氏。

漢

眞神宿禰　漢福德王之後也。

豐岡連　漢高祖苗裔。伊須久牟治使主之後也。

秦忌寸　太秦公宿禰同祖。

桑原直　桑原村主同祖。漢高祖七世孫。萬德使主之後也。

己智　秦太子胡亥之後也。

三林公　己智同祖。諸齒王之後也。

長岡忌寸　己智同祖。諸齒王之後也。

山村忌寸　己智同祖。古禮公之後也。

櫻田連　己智同祖。諸齒王之後也。

〔都留使主〕留字、一本爲に作る。

〔額田村主〕下文吳字の上、本造字あり、又天字を吳に作る。

〔縵連〕もと臣姓、天武天皇十二年連姓を賜ふ、栗田寛の說に、縵は上代に男女ともに頭の飾に懸る物にて、眞拆縵、日影縵などあれば、蘿草を用ゐし事著し、然るを後々には其を摸して、糸また麻などにて造れる事となりやしけん、然らば其を造る部の職もあるべき勢なれば、即其部を率て仕奉りし故に姓に負しにあらむとあり。

〔佐布利智使主〕布字一本希に作る。

朝妻造　韓國人。都留使主之後也。

額田村主　吳國人。天國古之後也。

百濟

縵連　百濟人狛之後也。

和連　百濟國主雄蘇利紀王之後也。

宇奴首　百濟國君男。彌奈曾富意彌之後也。

波多造　百濟國人。佐布利智使主之後也。

薦口造　百濟國人。抜田白城君之後也。

園人首　百濟國人知豆神之後也。

高麗

日置造　高麗國人。伊利須使主之後也。

鳥井宿禰　日置造同祖。伊利須使主之後也。

榮井宿禰　日置造同祖。伊利須使王男。麻弖臣之後也。

吉井宿禰　日置造同祖。伊利須使王男。麻弖臣之後也。

和造　日置造同祖。伊利須使主之後也。

日置倉人　日置造同祖。

新羅

絲井造　三宅連同祖。新羅國人。天日槍命之後也。

任那

辟田首　任那國主。都奴加阿羅志等之後也。

大伴造　任那國主。龍主王孫。佐利王之後也。

右第二十六卷

攝津國諸蕃

起石占忌寸。盡荒荒公。二十九氏。

漢

石占忌寸　坂上大宿禰同祖。阿智王之後也。

〔和造〕この下文、一本同上に作る。

〔日置倉人〕この下文、一本伊利使主兄許呂使主之後也に作る。

〔天日槍命〕槍字、一本桙に作る。

〔都奴加阿羅志等〕垂仁紀二年の條に一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國笥飯浦云々、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智干岐云々とあり。

〔檜前忌寸〕阿智使主大和國高市郡檜前村を賜はりて居れり、この地名に因める姓也、なほ此の下文一本同上に作る。次の藏人葦屋漢人亦同じ。

〔志賀忌寸〕この下文一本同上に作る。

〔臺忌寸同祖〕一本この五字なし。

〔釋吉王〕吉字、一本古に作る。

〔太阿郎王〕辰孫王の子也。

檜前忌寸　石占忌寸同祖。阿智王之後也。

藏人　石占忌寸同祖。阿智王之後也。

葦屋漢人　石占忌寸同祖。阿智王之後也。

秦忌寸　太秦公宿禰同祖。功満王之後也。

秦人　秦忌寸同祖。弓月王之後也。

志賀忌寸　後漢孝獻帝之後也。

大原史　漢人西姓令貴之後也。

上村主　廣階連同祖。陳思王植之後也。

筆志史　上村主同祖。陳思王植之後也。

臺直　臺忌寸同祖。漢釋吉王之後也。

史戸　漢城人韓氏隆徳之後也。

溫義　北齊國溫公高緯之後也。

百濟

船連　菅野朝臣同祖。太阿郎王之後也。

〔中津波手〕中字、一本なし、手字、一本平に作り、又牛に作る。

〔片禮吉〕片字、一本汀に作り、禮字一本汜に作る。

〔布須麻乃古意彌〕一本布字を希に作り、又た彌字を爾に作る。

廣井連　百濟國避流王之後也。

林史　林連同祖。百濟國人。木貴之後也。

爲奈部首　百濟國人。中津波手之後也。

半古首　百濟國人。片禮吉志也。

原首　眞神宿禰同祖。福德王之後也。

三野造　百濟國人。布須麻乃古意彌之後也。

村主　葦屋村主同祖。意寶荷羅支王之後也。

勝　上勝同祖。多利須須之後也。

高麗

桑原史　桑原村主同祖。萬德使主之後也。

日置造　鳥井宿禰同祖。伊利須使主之後也。

高安漢人　狛國人。小須須之後也。

新羅

三宅連　新羅國王子天日桙命之後也。

任那

豐津造　任那國人。左李金之後也。亦名佐利己牟。

韓人　豐津造同祖。左李金之後也。

荒荒公　任那國豐貴王之後也。

右第二十七卷

河内國諸蕃　起高丘宿禰。盡伏丸。五十六氏。

漢

高丘宿禰　百濟國公族大夫高僕之後。廣陵高穆之後也。

山田宿禰　魏司空王昶之後也。

山田連　山田宿禰同祖。忠意之後也。

〔三宅連〕垂仁紀三年の條に、故天日槍娶但馬出島人太耳女麻多烏、生但馬諸助也、諸助生但馬日楢杵、日楢杵生清彦、清彦生田道間守也とあり、同九十九年の條に、田道間守是三宅連之始祖也と見えたり。

〔豐津造〕この下文一本出自任那國人左李金亦名池牟佐利也に作る。

〔高丘宿禰〕この下文、一本公孫太玄高之後陸高穆に作る。

〔志我閉連〕下文の我字、一本賀に作る。

〔秦始皇五世孫〕五世は誤也（一九七頁參照）。

〔河原連〕氏族志に川原氏有二史姓一、元正帝時、河内丹比郡人、川原椋人子虫等四十餘人、賜二河原史一、稱德帝時、左京毗登堅魚、河内人、河原藏人人成等十餘人、並改賜レ連云々とあり。

山田造　同國人。忠意之後也。

長野連　山田宿禰同祖。忠意之後也。

志我閉連　山田宿禰同祖。王安高男。賀佐之後也。

三宅史　山田宿禰同祖。忠意之後也。

大里史　同祖。

秦宿禰　秦始皇五世孫。融通王之後也。

秦忌寸　秦宿禰同祖。融通王之後也。

高尾忌寸　同上。禰同祖。融之後也。

秦人　秦忌寸同祖。弓月王之後也。

秦公　秦始皇帝孫。孝德王之後也。

秦姓　秦始皇帝十三世孫。然能解公之後也。

古志連　文宿禰同祖。王仁之後也。

河原連　廣階連同祖。陳思王植之後也。

野上連　河原連同祖。陳思王植之後也。

〔河原藏人〕この下文一本同上に作る

〔河内畫師〕雄略紀七年の條に、畫部因斯羅我の名出づ、この後なるべし。

〔河内忌寸〕天武紀十二年九月の條に川内漢直に連姓を賜へること見え、同十四年六月の條に、河内漢直に忌寸姓を賜へること見ゆ、河内忌寸は卽ちこれならむか

〔燕國王〕一本王字なし。

〔河内造〕一本河内連に作る

河原藏人　上村主同祖。陳思王植之後也。

河内畫師　同上。主同祖。陳植之後也。

八戸史　後漢光武帝孫。章帝之後也。

高安造　八戸史同祖。盡達王之後也。

板茂連　伊吉連同祖。楊雍之後也。

河内忌寸　山代忌寸同祖。魯國白龍王之後也。

火撫直　後漢靈帝三世孫。阿智使主之後也。

下日佐　漢高祖男齊悼惠王肥之後也。

高道連　同上。

常世連　燕國王。公孫淵之後也。

春井連　下村主同祖。後漢光武帝。七世孫。愼近王之後也。

河内造　同上。連同祖。愼之後也。

武丘史　同上。連同祖。愼之後也。

當宗忌寸　後漢獻帝四世孫。山陽公之後也。

〔交野忌寸〕交字、一本示に作る、また下文の員字、一本貞に作る。

〔都德王〕都字、一本孝に作る。

〔李牟意彌〕李字、一本季に作る。

〔茨田邑〕和名抄に河内國茨田郡茨田鄕とある地也。

〔佐良良連〕和名抄に、河内國讃良郡佐良良とあり、此地に因る姓なるべし。

〔素禰志夜麻美〕禰字、一本彌に作る。

交野忌寸　漢人庄員之後也。

廣原忌寸　後漢孝獻帝男。都德王之後也。

刑部造　呉國人李牟意彌之後也。

茨田勝　呉國王孫皓之後。意富加牟枳君之後也。大鷦鷯天皇諡仁德御世。賜居地於茨田邑。因爲茨田勝。

伯禰　西漢人伯尼姓光金之後也。

百濟

水海連　百濟國人努理使主之後也。

調曰佐　同上。

河内連　出自百濟國都慕王男陰太貴首王也。

佐良良連　百濟國人久米都彦之後也。

錦部連　三善宿禰同祖。百濟國速古大王之後也。

依羅連　百濟國人素禰志夜麻美乃君之後也。

山河連　同上。

〔河原藏人〕この下文一本同上に作る

〔河内畫師〕雄略紀七年の條に、畫部因斯羅我の名出づ。この後なるべし。

〔河内忌寸〕天武紀十二年九月の條に川内漢直に連姓を賜へること見え、同十四年六月の條に、河内漢連に忌寸姓を賜へること見ゆ、河内忌寸は卽ちこれならむか

〔燕國王〕一本王字なし。

〔河内造〕一本河内連に作る。

河原藏人　上村主同祖。陳思王植之後也。

河内畫師　同上。主同祖陳植之後也。

八戸史　後漢光武帝孫。章帝之後也。

高安造　八戸史同祖。盡達王之後也。

板茂連　伊吉連同祖。楊雍之後也。

河内忌寸　山代忌寸同祖。魯國白龍王之後也。

火撫直　後漢靈帝三世孫、阿智使主之後也。

下曰佐　漢高祖男齊悼惠王肥之後也。

高道連　同上。

常世連　燕國王公孫淵之後也。

春井連　下村主同祖。後漢光武帝七世孫慎近王之後也。

河内造　同上。連同祖。慎之後也。

武丘史　同上。連同祖。慎之後也。

當宗忌寸　後漢獻帝四世孫。山陽公之後也。

交野忌寸　漢人庄員之後也。

廣原忌寸　後漢孝獻帝男。都德王之後也。

刑部造　吳國人李牟意彌之後也。

茨田勝　吳國王孫皓之後。意富加牟枳君之後也。大鷦鷯天皇（諡仁德）御世。賜居地於茨田邑。因爲茨田勝。

伯禰　西漢人伯尼姓光金之後也。

百濟

水海連　百濟國人努理使主之後也。

調曰佐　同上。

河内連　出自百濟國都慕王男陰太貴首王也。

佐良良連　百濟國人久米都彦之後也。

錦部連　三善宿禰同祖。百濟國速古大王之後也。

依羅連　百濟國人素禰志夜麻美乃君之後也。

山河連　同上。

〔交野忌寸〕交字、一本本に作る、また下文の員字、一本貞に作る。

〔都德王〕都字、一本孝に作る。

〔李牟意彌〕李字、一本季に作る。

〔茨田邑〕和名抄に河内國茨田郡茨田鄕とある地也。

〔佐良良連〕和名抄に、河内國讃良郡佐良良とあり、此地に因る姓なるべし。

〔素禰志夜麻美〕禰字、一本彌に作る。

〔辰斯王〕近仇首王の子、百濟第十五代の王也。

〔腆支王〕腆字、一本直に作る、直支王は阿花王の子、百濟第十七代の王なり。

〔又云周王〕又云の二字、一本、又文に作り、又た古記云に作る。

〔阿漏史〕漏字、一本滿に作る。

〔混伎王〕毗有王の第三子昆支也、王位に即かず。

〔周王〕毗有王の第二子文周王（廿一代百濟王）か。

〔彌那子富意彌〕二一六頁彌那意富意彌に作り一人の名とせり、是非詳かならず。

〔末多王〕末字恐くは未字の誤ならむ

岡原連　百濟國辰斯王子。知宗之後也。

林連　百濟國腆支王之後也。又云周王。

呉服造　百濟國人。阿漏史之後也。

宇努造　宇努首同祖。百濟國人。彌那子。富意彌之後也。

飛鳥戸造　百濟國主比有王男混伎王之後也。

飛鳥戸造　百濟國末多王之後也。

古市村主　百濟國虎王之後也。

上曰佐　百濟國人。久爾能古使主之後也。

高麗

大狛連　高麗國人。伊利斯沙禮斯之後也。

大狛連　高麗國。溢士福貴王之後也。

島木　高麗國人。伊理和須使主之後也。

新羅

伏丸 新羅國人、燕怒利使主之後也。

右第二十八卷

和泉國諸蕃 起秦忌寸盡日根造二十氏。

漢

秦忌寸 太秦公宿禰同祖。融通王之後也。

秦勝 同祖。

古志連 文宿禰同祖。王仁之後也。

池邊直 坂上大宿禰同祖。阿智王之後也。

火撫直 後漢靈帝三世孫。阿智王之後也。

栗栖直 同上

楊侯直 楊侯忌寸同祖。楊公。阿了王之後也。

上村主 廣階連同祖。東阿王之後也。

蜂田藥師 呉主。孫權王之後也。

〔伏丸〕丸字、拾芥抄凡に作る、是非詳かならず。

〔燕怒利使主〕怒字一本努に作る。

〔楊侯直〕侯字、一本公に作る、下同じ、又た直字、一本史に作る。

〔東阿王之後也〕一本この六字なし。

〔蜂田藥師〕一本額田部聡王に作り、又た蟬田藥師に作る。

〔怒久利〕怒字、一本努に作る。

〔百午〕午字、一本千に作り、又た手に依る。

〔衣縫〕崇峻紀元年の條に、飛鳥衣縫造祖樹葉の名見ゆ氏族志にこれと同じ族ならむと云へり。

蜂田藥師　呉國人。都久爾理久[illegible]之後也。

凡人中家　[illegible]代忠寺同祖。[illegible]王之後也。

百濟

百濟公　百濟國酒王之後也。

六人部連　同上

錦部連　三善宿禰同祖。

信太首　百濟國人。百午之後也。

取石造　百濟國人。阿麻意彌之後也

葦屋村主　百濟國人。意寶荷羅支王之後也。

村主　葦屋村主同祖。太根使主之後也。

衣縫　百濟國。神靈命之後也。

新羅

日根造　新羅國人。億斯富使主之後也。

右第二十九巻

未定雜姓

起左京茨田眞人。盡和泉國山田造。一百十七氏。

勘氏姓職田本系。而此等姓祖。遺古記事漏舊典。雖加研究。自然所不及。故集爲別卷。號曰未定。附之於末。以俟後賢。

左京

茨田眞人　停中倉太珠敷天皇諡敏達。孫。大俣王之後者。未詳。

御原眞人　停中倉太珠敷天皇諡敏達。皇子。彥人大兄王之後也。

葛野臣　大倭根子彥國牽天皇諡孝元。皇子。彥布都意斯麻己止命之後也。

池上椋人　停中倉太珠敷天皇諡敏達。皇子。百濟王之後也。

忍坂連　火明命之後者。未詳。

野實連　大穴牟遲命之後者。未詳。

物集連　始皇帝九世孫。竺達王之後者。不見。

百濟氏　百濟國牟利加佐王之後者。不見。

（大俣王）敏達天皇第七皇子難波皇子の御子にして、橘氏の祖也。

（彥人大兄王）敏達天皇第四皇子也。

（彥布都意斯麻己止命）孝元天皇第三皇子彥太忍信命なり。

（敏達皇子百濟王）左京皇別大原眞人の條（一二六頁參照）敏達孫とせるをよしとす。

（竺達王）竺字、一本笠に作る。

〔兎王〕繼體天皇第八皇子也。

〔天足彥國押人命〕孝昭天皇第一皇子なり。

〔十一世孫〕續日本紀天應元年の條には、子公等之先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻之子也とあり

〔原造〕稻彥の注に眞龍云、原廼良之誤、百樹云、覩度造之誤、眞龍云、覩度造、覩度物部之誤、師云、覩嶋之誤、舊事紀有二嶋戸物部一、とあり。

朝戸　百濟國人。賓廣使主朝戸之後者。不レ見。

足奈　百濟國人。從七位下足奈眞巳之後者。不レ見。

後部高　高麗國人。正六位上後部高千金之後者。不レ見。

右京

酒人小川眞人　男大跡天皇（諡繼體）皇子兎王之後者。不レ見。

成相眞人　停中倉太珠敷天皇（諡敏達）皇子。難波王之後者。不レ見。

中臣臣　觀松彥香殖稻天皇（諡孝昭）皇子。天足彥國押人命七世孫鑒箇大使主之後者。不レ見。

中臣栗原連　天兒屋根命十一世孫。雷大臣之後者。不レ見。

大鹿首　津速魂命三世孫。天兒屋根命之後者。不レ見。

尋來津首　神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後者。不レ見。

原造　神饒速日命天降之時從者。天物部。覩度造之後者。不レ見。

坂戸物部　神饒速日命天降之時從者。坂戸天物部之後者。不レ見。

二田物部　神饒速日命天降之時從者。二田天物部之後者。不レ見。

物部　神饒速日命六世孫。伊賀我色雄命之後也。

〔天押立命〕高皇産靈尊の御子天神立命の御亦名也。

〔孝獻帝〕靈帝の子名は協、後漢第十二世の帝也。

〔弖良公〕弖字、一本氏に作る。

〔杵率玖〕杵字、一本杆に作り、又た玖君二字、一本古都助三字に作る。

〔德率吳伎側〕一本德率吳伎州に作り又た一本側字を刻に作る。

大辛　天押立命四世孫。劔根命之後者。不見。

凡海連　火明命之後者。不見。

高向村主　吳國人小君王之後也。

志賀穴太村主　後漢孝獻帝男。美波夜王之後者。不見。

筆氏　燕相國衞滿公之後也。善作筆。預於十一流。因玆賜筆姓。

弖良公　百濟國主。意里都解。四世孫。秦羅君之後者。不見。

堅祖氏　百濟國人。堅祖爲智之後者。不見。

古氏　百濟國人。杵率玖君之後者。不見。

加羅氏　百濟國人。都玖君之後。不見。

吳氏　百濟國人。德率吳伎側之後者。不見。

朝明史　高麗帶方國主。氏韓法史之後者。不見。

後部高　高麗國人。後部乙牟之後者。不見。

三間名公　彌麻奈國主牟留知王之後者。不見。初御間城入彥五十瓊殖天皇(崇神)御世。額有角人。乘船泊于越國笥飯浦。遣人問曰何國人也。對曰意富加羅國王子名都努我阿羅斯等亦阿利此智干岐。傳聞日本國有聖皇。歸化到于穴門。有人名伊都都比古。謂臣曰。吾是國王也。除吾復無二王。勿往他處。臣察其爲人知非王也。即更還。不知道路。留連島浦。北廻經出雲國。至此國也。是時會天皇崩。便留仕活目入彥五十狹茅天皇(垂仁)。詔曰。汝速來者得仕先皇。是以改汝本國名。追負御間城皇號。曰彌麻奈。因給絹即還本卿。是改國號之緣也。

山城國

物部首　神饒速日命之後者。不見。

春日部村主　津速魂命三世孫。大田諸命之後者。不見。

大辟　同命之後者。不見。

山代直　火明命之後者。不見。

惠我　天穗日命之後者。不見。

穴太村主　曹氏寶德公之後者。不見。

村主　漢師建王之後者。不見。

國背宍人　秦始皇帝之後者。不見。

物集　始皇帝九世孫。竹達王之後者。不見。

〔笥飯浦〕垂仁紀二年の條に、一云御間城天皇之世、額有角人、乘一船、泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿、とありて、今の敦賀也。

〔穴門〕後世の長門國也

〔留連島浦〕留連は日本紀に、ツタヨヒソ、と訓む。

〔北廻〕一本廻北海に作る

〔給絹〕一本絹字の上織字あり、日本紀亦織絹に作る。

〔物部首〕稻彥の注に、首拾芥抄作間、百樹云、間閒之誤、雄略紀見筑紫聞物部、と見えたり、

〔竹達王〕一本竹支日に作る、また一本竹を笠に作る。

木勝　津留木之後者。不見。

廣幡公　百濟國。津王之後者。不見。

大和國

葦田首　天麻比止津乃命之後者。不見。

波多祝　高彌牟須比命孫。治方之後者。不見。

相槻物部　神饒速日命。天降之時從者。相槻物部之後者。不見。

犬上縣主　天津彥根命之後者。不見。

薦集造　同上。彥根命之後也。

三歲祝　大物主神五世孫。意富太多根子命之後者。不見。

尾津直　漢高祖五世孫大水命之後者。不見。

村主　漢高祖□受王之後者。不見。

長倉造　韓國。天師命之後者。不見。

漢人　漢人。黒之後者。不見。

鏡師公　高麗國。寶輪王之後者。不見。

〔津留木〕稻彥の注に、百樹云、木疑牙之誤とあり。

〔津王〕津字の上恐くは脫字あるべし。

〔天麻比止津乃命〕天彥根命の子天目一箇命にて、天太玉命の臣也。

〔治方〕方字、一本身に作る、恐く脫字あるべし。

〔相槻物部〕一本この下文を神饒速日命從者之後不見に作る。

〔漢高祖□受王〕一本祖字なし、恐く祖字の下脫字あるべし。

〔黒之後者〕黒字、一本果に作り、又た里に作る。

〔寶輪王〕一本王字なし。

〔八綱多命〕垂仁紀四年の命に、命上毛野君遠祖八綱田一、令レ撃狭穂彦一、云々、時火興城崩、軍衆悉走、狭穂彦與レ妹共死城中一、天皇於レ是美将軍八綱田之功一、號其名一、謂倭日向武日向彦八綱田一也とあり、二三五頁にはこの稱號を掲げたり。

〔伊香我色乎命〕乎字、一本雄に作る。

〔爲奈部首〕下文六世二字一本になし

〔天神立命〕高皇産靈尊の御子也。

〔阿刀部〕稲彦の注に、松下見林云、阿字下當レ有二久字一、とあり。

攝津國

韓海部首　武内宿禰男。平群木兎宿禰之後者。不レ見。

下神　葛木襲津彦命男腰裾宿禰之後者。不レ見。

我孫　豐城入彦命男八綱多命之後者。不レ見。

椋椅部連　伊香我色乎命之後者。不レ見。

津島直　天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後者。不レ見。

日下部首　天日和伎命六世孫保都禰命之後者。不レ見

爲奈部首　伊香我色乎命六世孫金連之後者。不レ見。

島首　正哉吾勝勝速日天押穗耳尊之後者。不レ見。

葛城直　天神立命之後者。不レ見。

阿刀部　山都多祁流比女命四世孫毛能志乃和氣命之後者不レ見。

山首　火明命十一世孫尾張屋主都久代命之後者。不レ見。

川内漢人　火明命九世孫否井命之後者。不レ見。

住道首　伊弉諾命男素盞烏命之後者。不ㇾ見。

牟佐呉公　呉國王子。青清王之後者。不ㇾ見。

河内國

佐自努公　豐城入彦命之後者。不ㇾ見。

伊氣　豐城入彦命四世孫。荒田別命之後者。不ㇾ見。

壬生部公　御間城入彦天皇之後者。不ㇾ見。

鴨部　御間城入彦五十瓊殖天皇（諡崇神。）之後者。不ㇾ見。

池後臣　天彦麻須命之後者。不ㇾ見。

大伴連　天彦命之後者。不ㇾ見。

孔王部首　穴穗天皇（諡安康。）之後者。不ㇾ見。

新家首　汙麻惠足尼命之後者。不ㇾ見。

矢作連　布都努志乃命之後者。不ㇾ見。

葦田臣　都早古乃命之後者。不ㇾ見。

〔青清王〕一本青王に作る。

〔天彦命〕稲彦の注に、百樹云、彦字下疑脱ニ麻須二字一、或云天大之誤と見えたり。

〔汙麻惠足尼命〕惠字、一本斯鬼二字に作る、百樹は汙麻斯麻尼足尼命の誤と云へり。

〔布都努志乃命〕神代卷第七一書に、斬ニ軻遇突智一時、其血激越、染ニ於天八十河原所在五百箇磐石一、而因化成神號曰ニ磐裂神一、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神兒經津主神とあり。

〔須牟祁王〕栲彦の注に、須一作レ沃、見林云、按東國通鑑、須牟祁大武神之誤、百樹云、須牟祁、沃牟神之誤、今按難レ改とあり。

〔阿羅羅國主茅〕茅は茅の誤也。

〔坏作造〕この下文一本、魯呈壬友富呈友二人之後也に作り、又た曾生支富支二人之後也に作り、又た一本生支二字を里與に作る。

〔倭日向健日向八綱田命〕二三二頁を參照すべし。

舍人　百濟國人。利加志貴王之後者。不レ見。

狛染部　高麗國。須牟祁王之後也者。不レ見。

狛人　同上國。須牟祁王之後也。

宇努連　新羅王子。金庭興之後者。不レ見。

竹原連　新羅國。阿羅羅國主。茅伊賀都君之後者。不レ見。

小橋造　新羅國人。多旦使主之後者。不レ見。

坏作造　新羅國人。曾生支富主人之後者。不レ見。

大賀良　新羅國人。郎子王之後者。不レ見。

賀良姓　新羅國。郎子王之後者。不レ見。

和泉國

我孫公　豐城入彦命男。倭日向健日向八綱田命後者。不レ見。

椋椅部首　吉備津彦五十狹芹命之後者。不レ見。

鵜甘部首　武內宿禰男。己西男柄宿禰之後也。

猪甘部首　天足彦國押人命之後者。不見。

古氏　大日本根子彦大瓊天皇孝靈。皇子。稚多祁比古命之後者。不見。

大部首　鷹杵磯丹杵穂命之後者。不見。

工首　神魂命之後者。不見。

伯太首　天表日命之後者。不見。

日置部　天櫛玉命男天櫛耳命之後者。不見。

九人　神汙久宿禰命之後者。不見。

茨木造　天津彦根命之後者。不見。

眞髪部　天穂日命之後者。不見。

小豆首　呉國人現養臣之後者。不見。

神人　高麗國人許利都之後者。不見。

近義首　新羅國主角折王之後者。不見。

山田造　新羅國人天佐疑利命之後者。不見。

〔猪甘部首〕部字一本になし。

〔古氏〕古字の下志字を脱せるか。

〔稚多祁比古命〕孝靈天皇第五皇子也

〔工首〕工字の上爪〔八〕字を脱せるか

〔天表日命〕一本天字の上神人の二字あり、日一本目に作る、又た拾芥抄伯太首神人に作る

〔九人〕一本丸人に作り、又た瓦人に作る、下文の汙字一本行に作る。

〔角折王〕折字一本析に作る。

右第三十卷

正六位上行治部省少丞臣石河朝臣國助
從六位上行治部省少錄臣伊豫部連年嗣
從七位下行治部省少錄臣越智直淨繼
從八位上行散位寮少錄臣高志連正嗣
大舍人正七位上臣大伴宿禰根守
散位正七位下臣大田祝山直男足
散位從七位上臣味部公廣河
散位從七位下臣內藏忌寸御富

〔平朝臣〕以下後人の加ふる所也。

平朝臣

桓武天皇男。一品式部卿。葛原親王男。大學頭。從四位下。高棟王。天長二年。閏七月賜平朝臣姓。貫左京。貞觀九年。五月。至大納言正三位。薨六十四歲

不載姓氏錄姓古本云善道宿禰不見本文

平　在原　大藏　惟宗　令宗
中原　宗我部　阿蘇　美麻那　宇禰備
常澄　當世　卜部　良　貞
都　小長谷　國見　谷務　帶王
言　品治　遠澤　風早　不知山
面西　早可　五百井　靭速　漆島
夏身　赤染　榎本　若狹　播磨
足羽　清峯　甕取　鷹取戶

已上三十九氏不見之歟

安部公

同上

讃岐公

大足彦忍代別天皇皇子

建部公

別

同上

新撰姓氏録第三帙終

職原抄

標注職原抄校本序

上古神聖。開國立教。仁義忠孝之道。甄陶四海。感化萬姓。垂拱而天下治。當是時。政令簡易。風俗敦樸。非後世所能及。而典章文物之制。或有未備焉。迄于中古。遣使隋唐。取其制度之所宜而更加斟酌。以黼黻郅隆之治。然後典章文物之美。禮樂政刑之懿。蔚然而備。蓋隋唐之制。自北周始。北周依周禮。定六官。官職之制。府兵租庸之法。皆爲之縣蕝。而唐太宗以雄傑之姿英邁之才。更加損益。以立一代之法。貞觀之政。殆致刑措。此乃吾邦之所參稽者。觀令義解職原抄。可以知其概矣。第是二書。文辭簡質。讀者病其不詳。長州藩士近藤芳樹。研鑽國史。尤覃心於令義解。編摩纂述。殫數十年之力。作標註十三卷。而職原抄則其遊刄所及云。玆者先以職原抄付剞劂。而令義解將續刻焉。請余序之。余竊惟皇邦巍然。屹立于海心。東方精華之氣之所萃。聖主賢君。緜々相繼。億兆富庶。彝倫攸叙。宜無待於異域。然堯舜文武周公孔子之道。經典所載。厚倫理而立綱常者。皆博採焉。以裨雍熙之治。匪特參用隋唐之制度也。其廣大光明。量侔天地。於戲盛矣。千載之下。讀其史。想見其世。欽仰咨嗟。慨然有不可及之感。而其制度之懿。則頗具於是二書。　芳樹能就羣籍而研究之。凡可以闡明二書之義者。悉蒐采以寘上標。俾讀者一覽瞭然於心目間。其貽惠後學。良匪淺鮮。故余弗以檮昧辭而爲之序。

嘉永七年夏四月

昌平學教官安積　信撰

標注職原抄校本開題

長門　藤原芳樹撰

此抄は入道一位准后源親房卿の撰びたまへる書なり。卿は村上天皇の皇子具平親王の苗裔、大納言師重卿の子にて、いはゆる村上源氏なり。建武三年十二月に後醍醐天皇、足利尊氏が謀反を避て、吉野離宮に潜幸し玉ひ、やがてかしこを皇居と定め玉ひけり。京都には尊氏、光巖院天皇を帝位につかせ奉れり。それよりこのかた、京都を北朝、吉野を南朝と稱して、諸國の武士ども、おのが引々に御方となり、國郡をあらそひしほどに、兩日天に光をきそひ、爭戰地にやむことなくて、年月をへけるに、後醍醐天皇、聖運つひにひらけさせ玉はで、同き五年の九月に、空しく南山の雲にかくれ玉へりけり。次のみかどを後村上院天皇と申奉る。なほ吉野の離宮におはしましながらに、位に即せ玉ひけり。改元ありて年號を興國といふ。この時卿は、常陸の小田の城に居て、東國の軍務を掌り玉ひけるに、南朝のかたは、かりそめの皇居にて、即位の禮より始め、おほかたの儀式に至るまで、考索すべき古記なければ、朝廷の公事、おのづから埋れゆかんとするを歎き玉ひ、乘鉞の隙をうかゞひて、翰墨の林をわけ、この抄上下二册を撰び、離宮に奏進し玉ひけり。蓋公事多端なれども、その要は任官叙位の際にあるを以て、まづ官位の沿革、任叙の等級を示し、族を尊び賢を擢るの路を、ひらき玉へるものなりけり。然はあれど戰場のしわざなるからに、書記の體裁しどけなくて、うるはしき朝廷の典籍といはんには、つきなきまゝに奥書には、或人の問に答へたるさまに記し玉へるならん歟、たゞ職員令の末書として玩ぶべし。

有職の學せん人の、まづ讀べきは律令格式の四書なり。然ども今ことごくは世に傳らず、惜べきの至なり。さてこの四書

をよむに心得べきことあり。弘仁格の序に、律以二懲肅一爲レ宗、令以二勸誡一爲レ本、格則量レ時立レ制、式則補レ闕拾レ遺、四者相須足二以垂一レ範、時行寒暑遞以成レ歳、昏旦迭而育レ物とありて、常にも律令格式とついでいふことなれども、まことは令式律格とついづべき理なりけり。さるは令は勸誡の書にて、彼をばとせよ、此をばかくせよと、教へ導く事どもを記せり。式は補闕拾遺とて官人の職にゐて勤め行ふこと、みな古制のまゝなるを、その闕を探り遺を拾ひ、漏たる事なかれとて記せるものなり。律は人の罪過を糺し罰する事どもを擧たる書にて、彼令式の常典に背かしめざる爲に撰ばれたる書なり。格はその令式律ともに百王不刊の模範なれども、古今時を異にしたれば、古によろしくて今にかなはざる事ども、はたなきにあらず、さるをり〳〵制法を改張せられたるを集たる書也。さればこの四書は、實に朝廷從政の本要なり。學者まづこれに據て、その大概をこゝろえ、さて此抄を閲すべし、必ず益を得ること多からむ。

この抄、選述の年月を記し玉はずといへども、奥書に、上章執徐之春、夾鍾候豫之日、強染レ翰聊以終レ卷と見えて、爾雅に據るに、上章は庚、執徐は辰なり、南朝の興國二年、實に庚辰にあたれば、當年の作なる事疑ひなし。世に行はれし始は、准后の姪北畠顯統朝臣書寫の本より起れり、その奥書に、正平二年十二月一日書二寫之一並寫レ點畢、權左中辨左近衞少將源顯統と見ゆ、これを顯統本といふ。正平二年は興國一年を去ること、その間わづかに十年にもみたぬほどにて、撰述よりいくばくの年月をも經ねば、決して准后の舊を存したるべくおもはるれど、その奥書とても、後世の人の、古本よりぬきて轉寫せるものなるゆゑに、信ずるに足らず。さるは彼准大臣篇及唐官などの如きの攙入、正平奥書のある本にもあまたあるにて、舊のまゝならぬ事を知るべし。羣書類從本塙氏の奥書に、僕所レ藏古寫本、與二流布本一稍異、頃者比二校白河少將祕本、及屋代弘賢藏元龜三年鈔本一不レ光二少異一、而大抵符合、則知二流布本殆涉二後人所筆一也、僕本蓋存二眞面目一、乃傍以二活板一訂正以爲二定本一と見えたれば、これぞまづは善本なるべくおもはるれど、准大臣篇及唐官等も、普通本のまゝに書添たれば、なほ准后の眞面目とも、うけばりて

はいひがたかるべし。こゝに京都の錦所山田翁の家にて一古本を閲たり、卽藤原貞幹より傳はる所にして、三百年餘の古書とおもるゝ貞幹の奥書に、右百官一巻、北畠准后公、答二或問一官位拜叙之次第也、世題以二職原抄及明職官位抄等名一、又加以二准大臣篇及後附者一、皆後人之妄作矣、世間有下單題二百官二字一本上、而无二准大臣篇及後附者一、然各官下仍注二本位及唐名一、則似レ非二准后公之舊一焉、又其間有二文不レ可レ解及事重複者一、余以爲レ疑久矣、友人源孺皮、得二一縉紳家所傳之古本一而見レ示、其文簡潔不二重複一而无二不レ可レ解者一、而又各官下不レ注二本位及唐名一、是爲二准后公舊一无レ疑矣、因今手繕寫以藏云、安永八年歳次己亥長至日、左京藤原貞幹、とあり。これまことに准后の舊本を、そのまゝ寫し傳へたるものなるべく、彼准大臣篇後附本位唐官等の加筆なきをおもへば、これぞいはゆる顯統本と同物にて、卽眞面目のまゝならん歟。是に依て、今おのれは、その貞幹寫本を定本として、其外寛文八年書寫の古本、及桃華禪閤の校正し玉へるを、速水房常の寫せる本、及壺井義知本等をも參考したるになん。

上件にいへる如く、顯統本といへども、おほかたはその奥書こそもとのまゝなれ、年をへて轉寫したれば、舊きを存せる眞本とはいひがたきを、天野信景の鹽尻に、職原抄正平二年十二月一日源顯統所寫の本、寛正十一年權外記隼人正某重寶之本好し、今莊原家藏レ之、又慶長十四年所寫之古本同レ之、印行の書は甚誤矣、といへるに依れは、印行の時善く訂さゞりしなるべし。

標注に古注とて引るは、壺井義知の注解なり、おのれが見たる本全篇なし。其外は大全に云參考云とやうに、書名を記せり、事長くて頭に注しあへぬは、別記にしるせり。

三内口決に、於二南朝一昇進之人、一切不レ用レ之候、然處此親房卿許、北畠准后天下稱レ之候、御家規模無二比類一事候、廣才博覽所二世之推一候、と見えたり。げにかけまくもかしこけれど、兩朝ともに御裳濯川の御流なれば、いづかたにつけても兎角申べきにあらねども、今のみかどは、まさしく北朝の御すぢをうけさせ玉へば、南朝のかたざまのことは、すべて用ひさせ玉は

ぬも、その理ある事なるを、准后の著述は廣才博覽の所レ致にて、朝家萬世の標準なればにや、これを棄させ玉はねば、學者たる心しらひして、講究すべきにぞ。

〔頭注〕職原抄とは此書の舊名にあらず、そのよし開題にいへり、古注云、職、爾雅主也掌也、また大全云、增韻執掌也、此抄述二官位職三一、今不レ謂レ二而謂レ職者、臣有レ職而後至二官位一故也、書周官篇、六卿分レ職是也、原者與レ源同、この說の如し、職員令義解に、職者職司也、といへるはわろし、そのこと彼書の標注にいへり、抄は古注云、鈔俗字、韻會略也取也、此書者律令格式除書等之抜書也、然則自合二略書之意一。

〔六卿分レ職〕同篇に、六卿分レ職、各率二其屬一、以倡二九牧一、阜成二兆民一、とあり、六卿は冢宰(天官)、司徒(地官)、宗伯(春官)、司馬(夏官)、司寇(秋官)、司空(冬官)の六官を云ふ。

百官

〔頭注〕百官とは官人の數の多きこと也、顯宗紀に、百官大會とあれば、ふるくよりの稱也、參考に、官謂二大臣以下書吏以上一也、百官非二官有レ百之謂一、謂二官數之多一也、とあれども、事物紀原に、至二唐虞一建レ官惟百、故歷代稱二百官一、といへるに依れば、最初に官人を百員建しゆゑに、後世になりていと多く增たれども、なほ古名を存して百官といふと也、この說然るべからん歟。

〔顯宗紀に云々〕同紀前紀に見ゆ、又た元年正月の條に百官陪位者とあり

〔事物紀原〕天地以下五十五部に分ちて事物の原始を述べし書、宋の高丞の撰にて十卷也。

推古天皇御宇。聖德太子攝政十二年甲子正月。始定二冠位十二階一。孝德天皇大化五年。始置二八省百官一。先レ是大臣大連號有レ之。文武天皇大寶元年。正一位藤原太政大臣。奉レ勅撰二律令一。以二官位及職員一。爲二其首一。其後多有二減省一。又新加之官。謂二之令外官一。但內大臣中納言等。大寶以前有二其號一。然而不レ載二官位令一矣。

〔頭注〕推古天皇御宇云々、古注云、御宇訓二阿女乃志多志呂志女須一(マメノシタシロシメス)、參考に、尸子曰、天地四方曰レ宇、言レ統二御天地四方一也、といへるが如し、推古は女帝なるゆゑに、日本紀この帝の元年四月庚午朔己卯、立二廐戶豐聰耳皇子一、

爲二皇太子一、仍錄二攝政一以二萬機一悉委焉、と見えて、太政を太子に任せ玉へり、されば推古の十二年が卽太子攝政になり玉ひての十二年なるゆゑに、かく書る也、さて此十二年を、山科道安の槐記に論て、十一年とある本を三本まで見たりと公の仰られしよしいへれど、日本紀を考るに、十一年十二月には始行二冠位一と見え、十二年正月には始賜二冠位於諸臣一と見えて、行べく定玉へるは十一年癸亥也、諸臣に玉へるは十二年正月也、この書十二年甲子正月と支干月名をさへ十二年のかたなるを記せれば、十一年とあるは後人の紀に依て改めたるものなるべし、槐記には從ひがたし。○冠位十二階の事及冠位官位のはじめ、くはしく別記にいへり、○始置二八省百官一、孝德紀大化五年春二月、詔三博士高向玄理與二釋僧旻一、置二八省百官一と見ゆ、八省は中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、宮內なり、この外被管の寮司及八省にかゝはらぬ諸司武官などあまたあり、そはみな八省とある內にこめて見るべし、省は說文に禁署也とあり、百官とはその八省以下の諸司の官人をいふ、然どもこの時の官省寮司の名目、大寶の令制に符へりやあらずや今いひがたし、そはいかにといふに、古語拾遺に白鳳四年云々、拜二神官頭一と見えて、注に、今神祇伯也とあり、頭は寮の長官也、この時いまだ神祇の司を官とはいはざりしか、また天智紀十年に、大炊省有二八鼎一鳴云々、大炊は寮なるを省といへるは令制にたがへればなり。○先レ是大臣大連號有レ之、まづ上代の制は、日本紀に、臣連伴造國造といふ事所々に見えて、臣も連も伴造も國造もみな姓也、姓は加婆禰（カハネ）と訓て頭根（カブネ）の義、卽一家の長たる稱也、されば姓は官とはやゝ異にて、選任のものにあらず、代々に傳ふる家々の職名也、くはしくいへば臣連の二姓は朝政に預る第一の家柄にて、臣姓より大臣に選ばれ、連姓より大連に選ばる、これを大臣大連といふ、卽後世の左右大臣の如し、さて伴造は內官、國造は外官にて、共に大臣大連に隨ひ政事を執申す、その二造の內にも、首忌寸村別縣主稻置直など種々の姓多くて、差別ある事なり、くはしくは別記にいふべし、書經の泰誓に、武王の殷紂をそしれる言に、官レ人以レ世とあれど、皇國の太古はみなしか世官なりしかども國平らかに民やすかりし事、後世の企及べき所にあらざりき、治亂は人に依て事には依らざるものなり、なほ大臣大連の事は下に注すべし。○正一位藤原太政大臣の細注に、淡海公不比等是也、と板本にあれども、今古本に據て除く、不比等は續紀を考るに、養老四年八月癸未右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、十月壬寅遣二大納言正三位長屋王中納言正四位下大伴宿禰旅人一、就二右大臣第一宣詔、贈二太政大臣正一位一と見えたれば、こゝにのせたるは贈官位也、さらば贈字を冠らすべきにさらぬは、令義解の官符なる今足が解文に依玉へるもの也、淡海公とは續紀天平寶字四年八月甲子に、追以二近江國十二郡一封爲二淡海公一、餘官如レ故、とあるこれより起れる稱也、淡海卽近江の事也、

〔山科道安〕享保頃の京都の醫也、

〔槐記〕當時名家の談話等を筆記せる書也。

〔八鼎〕大八島竈神と云ひて四時祭式に預る釜也、吉凶ある時その釜の鳴りし事諸書に見ゆ

〔泰誓〕書經周書の一篇にて、武王討殷の時其師に誓ひし言を錄せる文也

〔長屋王〕天武天皇第八皇子高市皇子の御子也。

〔大伴宿禰旅人〕大納言安麿の長子也

〔今足〕額田今足也

〔刑部親王〕又た忍壁に作る、天武天皇の第九皇子也、慶雲二年薨ず。

〔養老刊修〕養老二年の刊修也。

〔七百三十七座〕神名帳に、大四百九二座とある內、三百四座（並預二新年月次新嘗等祭之案上官幣一云々）とあり、又た小二千六百卅座とある內、四百卅三座（並預二新年案下官幣一）とあるはこれ也。

〔八神殿〕神祇官の西院に在り。

〔八神〕神名帳に云ふ御巫祭神八座也此外官內に十五座の祭神あり。

〔鎭魂祭〕毎年十一月中寅日に此儀あり。

こは實封にはあらずと知るべし。○奉レ勅撰二律令一、大寶元年の撰律令は、刑部親王こそ總裁の第一なる事、續紀の大寶元年八月癸卯、遣二三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等一撰二定律令一於レ是始成、とあるを以て知るべし、然るを淡海公以來藤氏の權盛なるまゝに、媚て功を彼公一人に歸せしめんとて親王を除くは、ほいなき至ならずや、ましてこの書は准后源氏を以て撰び玉へれば、何の憚かあらん、然るをなほ舊のまゝに淡海公をのみあげられたるはいかにぞや、さてその大寶の度なるは令十一卷律六卷なりしを、後に養老に刊修せられし時、律令各十卷となれりき、この養老刊修は親王薨後ゆゑ撰者の列にあらず、されば大寶なるを古令といひ、養老なるを新令といふ、新を取て古を廢するが當然の理なれども、養老令とて別撰の書にはあらず、たゞ大寶令を添削刊修せしのみなれば、こゝに大寶を旨としていへり、さる事也、その令即官位令と職員令とを首とせり。○其後多有二減省一云々、古注云、職員令に載られたる官、その後に減省せられたる多かり、畫工司を內匠寮に、內禮司を彈正臺に、散位寮を式部省に、兵馬司を馬寮に併す、また喪儀、造兵、鼓吹、主船、主鷹、贓贖、典鑄、漆部、鍛冶、官奴、園池、土工、主油、內掃部などの諸司の如き、今なき官此外にもなほありし、皆今はそれ〴〵の官に併られて用ひられず、兵庫も令には內兵庫左右兵庫とて三司なりしを、一に併せて、今は兵庫とばかり申也、大舍人寮も令には左右なるを、後に一寮になれり、令義解官符に、律令之興年代浸遠沿革隨レ時損益因レ世とあるが如く、代々にて損益沿革ある事也、また令外とは、たとへ大寶以前には其號ありても、撰令の時除かれたるは、後に舊のまゝに加へられても令外也、內大臣中納言等これ也、まして新加の官は勿論也といへり。

神祇官

〔當唐太常寺又云祠部〕

〔頭注〕神祇官、和名抄に、加美豆加佐（カミツカサ）と訓り。天神地祇の事を掌る官也、神名式に載たる五畿七道の神祇三千一百三十二座、その外、式外官帳の諸社の祭祀神領社人の事、一として掌どらざる事なし、その內に殊に當官にて祭る神七百三十七座あり、また官內に八神殿と云ふあり、これ神產日、高御產日、玉積產日、生產日、足產日、大宮賣、御食津、事代主の八神なり、四時祭式を考るに、十一月鎭魂祭にこの八神を祭る、即聖體守護の神祇也、故に官內に此殿を置るゝ歟。

以二當官一置二諸官之上一。是神國之風儀。重二天神地祇一故也。昔人皇最初神武天皇定二

〔大鹿島命〕尊卑分脈に、天兒屋根尊九世孫、久志宇賀主命子、國摩大鹿島命とあり。

〔太政官之上云々〕令集解に、釋云、神祇者是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥、求永貞、無所不歸神祇之德、故以神祇官為百官之首、とあり。

〔國之墺區〕國の眞中の意也。

〔記傳〕古事記傳の略稱、古事記の註釋書にて、本居宣長の著也。

〔遠岐斯〕招（ヲ）きし也、八尺勾璁及び鏡は岩屋戸にて天照大神を招き出し奉れる故、かく云ひ添へし也。

〔倭比賣命〕垂仁天皇の第二皇女也。

都於大和國橿原時、以天照大神御靈八咫鏡及草薙劍安置大殿、同床而坐。蓋如往古神勅。由此皇居神宮無差別、宮中立庫藏、此云齋藏、官物神物亦無分云云、此時天兒屋根命孫天種子命、專主祭祀事。是乃執朝政之儀也。崇神天皇漸畏神威、鑄改鏡劍、奉安置神代之靈器於別所。是皇居神宮相分之始也。垂仁天皇御宇、天照太神、鎭坐伊勢國度會郡五十鈴河上之時、命中臣祖大鹿嶋命為祭主。其後葉代々為祭主。朝廷被置官以後神祇官伯（昔為祭主頭）。伊勢神宮祭主又各別。但見伯職掌為祭主云々。然乃其職已一。本為一體。以之可知者也。然乃祭官之職者上古之重任也。又神國之故以當官置太政官之上乎。

〔頭注〕定都於大和國橿原時、云々、神武紀に己未年三月辛酉朔丁卯日、下令曰、觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、是月卽命有司、經始帝宅、辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽帝位於橿原宮、是歲為天皇元年、とあり、記傳云、橿原は大和高市郡畝火山の東南に、白橿の多かりし地なるべし、宮地今さだかならず。○御靈八咫鏡及草薙劍、云々、鏡を天照大神の御靈といへるは、古事記に、瓊々杵尊降臨の件に、其遠岐斯（ヲキシ）八尺勾璁鏡及草薙劍、また此鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉（イツキマツレ）、これより起れり、草薙劍は、素盞嗚尊の八岐大蛇退治の時得玉へり、神代紀一書に、本名天叢雲劍、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、故以名歟、至日本武皇子改名曰草薙劍、とあり、草薙の名義は、景行紀二十八年日本武皇子東征の件に、駿河の賊ども陽從して皇子に狩なすとて、野中に誘ひて火を放ち、燒殺さんとせしを、皇子發路のをり伊勢神宮より授玉へる叢雲劍、おのづから拔て、皇子の傍なる草を薙拂しゆゑに、火近づかずに免れ玉ひき、故號其劍曰草薙、とあり、但これは一書の說也、本文には以燧出火、向燒而得免、と見えて、劍の事は洩たるを、古事記には劍に火打袋をそへて神宮より玉へるよしにて、解開其姨倭比賣命之所給囊口、而見者火打有其裏、於是先以其御刀苅撥草、以其火打而打出火、著向火而云々、とあり、これにて劍火打ともに用ひ玉ひし事知られたり、後世旅行に燧袋を用ふるは、この故事よりおこ

〔齋部氏〕もと忌部氏と書す．高皇產靈尊の御子天太玉命より出で、命の御時より代々神籬奉齋のことを掌る

〔倭姬世紀〕倭姬命の御一代を記せる書也。

〔中臣鎌子〕鎌足也

〔膳臣大麻呂〕大稻輿命の裔也、膳氏は景行天皇の御宇より世々膳部の事を奉仕す、高橋氏は其の後也。

〔大田々根子〕大國主尊の裔也。

〔長尾市〕椎根津彥命の裔也。

〔意富多々泥古〕大田々根子也。

〔逸史〕延暦十一年より天長十年までの編年史にて、鴨祐之が日本後紀の散逸を補はむ爲め享保中撰せる書也

れり、さて此書に、鏡劔の二種を擧て八尺曲玉を除ける、令義解古語拾遺等に依れるもの也、これらの書、ともに二種のみ載たるを據として、三種にあらずといふは、故實に叶はず、必ず玉をそへて三種なる事、上に引る古事記の文にて明也、なほくはしくは別記にみゆ、また下なる鑄二改鏡劔一の件にいふべし。○安二置大殿一、云々、古語拾遺に、捧二持天璽之鏡劔一、奉レ安二正殿一、また同書に、云々、卽勅曰、吾兒視二此寶鏡一當猶レ視レ吾、與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、○此云二齋藏一、云々、古語拾遺曰、當二此之時一、帝與レ神其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物亦未二分別一、宮內立レ藏、號二齋藏一、令三齋部氏永任二其職一、云々、官物は主上の御物、神物は靈鏡の供物也、亦字板本无し、古本に從ふ、類本又に作る、○天兒屋根命、云々、執二朝政一之儀也までの事別記にいへり。○崇神天皇のうへに、板本第十代の三字あり、古本に依て除く。○漸畏二神威一云々、の事はくはしく別記にいへり。○垂仁天皇御宇、云云、垂仁紀二十五年三月、倭姬命隨二大神敎一立二其祠於伊勢國一、云々、大鹿島命爲二祭主一のことは倭姬世記に見ゆ。○朝廷被レ置レ官後云々、の八十字古本になし、然ども類本に從て猶除かず、被レ置レ官とは、古注に、繼體紀に、元年二月、遣二神祇伯等一、敬二祭神祇一、また、皇極紀に、三年正月、以二中臣鎌子連一、拜二神祇伯一、再三固辭不レ就、と有を引けり、これ伯の始とはいはるべけれども、官の始とは云がたからん歟、職官志に、及二白鳳四年一、以二小華下齋部作賀斯一爲二神祇頭一、注曰、今神祇伯也、凡稱レ頭寮之長官也、大化之官制、神祇未レ曰レ官歟、卽其前有レ伯、或所二追稱一也、安閑元年、有二大膳卿膳臣大麻呂一、是省之長官也、天智十年十二月、大炊寮有二八鼎一鳴、併觀レ之、則當時八省諸職諸寮名目、並似レ不レ同二新令一、と云るが如く、大化より後も猶伯を頭といひ、寮を省と云るのたがひあれば、改制の後ならでは、定て云がたし．さればこの被レ置レ官は、大寶令以來の心にて記されたるなるべし。○昔爲二祭主頭一、諸注皆たがへり．祭主は何の社にかぎらず神を祭る主をいふ、崇神紀七年に、以二大田々根子一、爲下祭二大物主大神一之主上、又以二長尾市一、爲下祭二倭大國魂神一之主上、とあるが如く、卽祭二天照大神一主なるよし也、神主と云も同じ、故に古事記には、以二意富多々泥古命一爲二神主一とあり．神功紀皇后、選二吉日一入二齋宮一親爲二神主一、と有も、神を祭る主となり玉ふことにて、祭主といはんが如し、頭とは大物主大國魂など、その外の諸社にも祭主あれど、大神宮の祭主は、後の神祇伯の如く、天神地祇のことすべ掌る故に、祭主の中にての頭なれば、祭主頭とはいへるなり、雜事記に、景行三年、始令レ祀二神祇一、仍定二置祭官職一人一、今號二祭主一是也、この文義は、景行の時、未神祇を掌る官人はなし．只神祇を祭る官人を一人定置れたり、これ後の祭主也といふ意也、延暦十一年閏十一月の逸史に、日本紀略を引て、先是諸魚進家譜云、中臣朝臣任二神祇伯一者是天照大神神主也、と見えて、中臣氏のむれとする

所は、太神宮の祭主なるを、既に祭主たるゆゑに、なべての神祇を祭る神主ともの長官ともなれる也、故に見₂伯職掌₁掌₂祭主₁、といへるなるべし、かく伯と祭主とは同じ者なれど、後に置く官員其の職のふたつになれるを以て、各別に任ぜらるゝ事となれど、また兼帶もまゝありし事、古典の時にてもなくし上古之兼任也、是は祭政一致の世なりせる也、さるは、上文に見えたる天種子大鹿島命、みな執政の臣を以て神祇の事にあつかり玉ふよしのとぢめ也。

伯一人　相當從四位下近代至二三位帶之　唐名太常伯又太下卿又祠部尚書

〔頭注〕伯、孝經正義に、伯白也、明₂白其德₁矣、とあり、伯を加美と訓む、加美は上也、字義に於てはカミと訓べきよしなし。されど官は大かた四分にわかてるものにて、長官をカミ、次官をスケ、判官をジヨウ、主典をサクワンといふ、かく官名の訓には、字義にかゝはらぬもの也、さて伯の下の傍書に、相當從四位下云々と古本にあり、按に、大御抄本文に、相當從五位下也云々と見え、此外にも相當を本書に書加へたる所往々あり、或は本文とし、或は注とすなどやうのしとけなき事あるべくもあらず、書法は一律なるべければ、古本に注のなきを正とすべし、かつ近代至₂二三位₁云々これ誤也、續紀天平寶字元年六月、以₂從三位石川朝臣年足₁爲₂神祇伯₁、また同六年十二月、以₂御史大夫正三位文室眞人淨三₁爲₂神祇伯₁、と見えたるは、この抄撰にわたし興國元年よりは、六百年ばかり古ければ、近代といふべきにあらず、准后いかでさる誤を記し玉はん、また唐名を當たるも後人のしわざにて、伯にあたらぬこと也、但唐名のことは別記にいへるゆゑに、くはしく記さず、以下みなしかり。

昔者諸氏混任、或又大中臣氏任之、中古以來花山院御子彈正尹清仁親王後胤相續、他人不₂任₁之、彼流四五位之時給₂源姓₁、雖₂任₁中少將₁、任₂伯₁之日復₂王氏₁、是近例也

〔頭注〕昔者諸氏混任とは、古語拾遺に、[illegible]作賀斯、公卿補任に、巨勢奈氐麻呂、續紀寶字元年石川年足、同六年文室淨三、後紀延暦十八年に多治比繼兄、大同二年に和入鹿麻呂、補任弘仁十三年に藤原綱繼、續後紀承和十年に

〔孝經正義〕孝經に唐の玄宗皇帝注を加へ、宋の邢昺疏を作れる書、十三經に列する孝經也

〔石川朝臣年足〕石足の子、官御史大夫に至り、天平寶字六年薨ず。

〔文室眞人淨三〕長親王の御子智努王也、天平勝寶四年文室眞人姓を賜はり臣下に列す。

〔巨勢奈氐麻呂〕比登の子、從二位大納言に至り、天平勝寶五年薨ず。

〔藤原綱繼〕藏下麻呂の子也。

〔源寛〕嵯峨天皇の第十皇子也、弘仁五年源姓を賜はる

〔在原善淵〕平城天皇第一皇子高岳親王の長子也。

〔高階峯雄〕高市皇子の後也。

〔諸魚〕右大臣中臣清麻呂の子也。

〔大島〕中臣糠手子の孫也。

〔子老〕中臣清麻呂の子也。

〔意美麻呂〕中臣國足の子也。

〔薩戒記〕應永廿五年より嘉吉二年に至る日錄、叙位、宣下、消息等を集めし書、權大納言中山定親の撰也。

〔資忠卿〕花山源氏顯邦の子也。

橘氏人、同十二年に源寛、同十四年に田口佐波主、三代實錄貞觀九年に在原善淵、同十年に高階峯雄のごとき諸氏をいふ、或又大中臣氏任之の八字古本なし、諸氏とある內に、大中臣もこもるめれば无を善とす、中臣氏の伯に任ずる事、諸魚進奏の家譜に見えて、祭主頭の注に引けり、官職秘抄云、大中臣氏自二大輔一轉レ之云々、中臣氏任レ伯例、持統御宇大島、元明御宇意美麻呂、光仁御宇子老、桓武御宇諸魚等。〇花山院御子の御宇類本无し。〇清仁親王後胤云々、清仁の子延信王、任伯以來、彼流のみに任ぜらる、これを白河家といふ、紹運錄に依るに、萬壽二年に源姓を玉はられたれども、任伯の日王氏に復せられたるなるべし、然るに古注に、延信王孫顯康、始賜二源姓一、顯康孫顯廣王以來、復二王氏一、とあるは紹運錄とはたがへり、古注の意は、延信王は生涯源姓を玉はらず、王氏にて神祇伯たりしに、延信の孫顯康に至て、源姓を玉ひしかど、なほ源氏にて伯たりし、然るに顯康の男顯廣の伯たる時、王氏に復して任ぜられし例にて、その以後はいまだ伯に任ぜぬ以前は源姓を玉ひ、或は中少將の官に任ぜらるゝ事もあれども、伯になる日、卽王氏に復するよし也、薩戒記に、正長元年云々、以二正四位下左近中將源朝臣雅兼一、被レ任二神祇伯一、依二父從二位資忠卿讓一也、今日雅兼復二王氏一、是例也、受二父讓一之定、希代例歟、とあり、古注にも引けり、父の職を子に讓るは官を私にするに似たれども、伯は一流の外、他人の競望せぬ官なるゆゑに、かゝりしなるべし、そも〳〵伯を王氏たる人の職と定られたるは、神祇を重じ玉ふによりて也、大神宮式に、凡神嘗祭幣帛使、取二王五位以上卜食者一充レ之、其年中四度使祭主供レ之、と見えたる神嘗は、伊勢第一の祭なるを、この使に王氏を充らるゝを以て、伯に王氏を任ぜらるゝも、神祇崇敬の御心より起れるを知るべし。

大副 〔唐名太常卿〕

權大副

〔頭注〕大副和名抄に、次官曰レ副須介(スケ)。

相當從五位下也。然任二祭主一之輩。至二二三位一帶レ之。多是四位五位任レ之。大中臣齋部卜部三姓之人任レ之。

〔頭注〕任二祭主一之輩云々、祭主の事上にいへり、大中臣一流の外は祭主に補せず、故にこゝは大中臣氏にて、祭

主たる人は二三位に至ても、なほ大輔を帯すといふ意にて、二三位の字、祭主にかゝる也、多是云々は、祭主たらぬ者の大輔になるは、多是四位五位より任ぜらるゝと也、古注に、官職秘抄を引て、爲二祭主一者、雖レ除二三位一、爲二大副一例給レ自二親定一云々、親定の三位に叙せる事は、中右記天仁元年十一月廿日の件に、有二叙位儀一、從三位親定祭主叙二三位一、希代勝事、長元頃、輔親以後此事久絶也、但蒙二神德一人自致二此位一也、これ也、任二祭主一輩とある任字わろし、任は相當ある官に用ひる字也、こゝは補といふべし、大中臣云々、大輔には多くこの三姓より任ずると也。

少副　唐名太常少卿

權少副

相當正六位上也、近代五位官也三姓之人又任レ之。

大祐　大相當從六位上少相當從六位下近代雖五位帶之唐名太常丞近代六位中不分正從皆是正六位上也

少祐

〔頭注〕大祐云々、和名抄、神祇曰レ祐、萬豆利古止比止、傍書に、近代六位中云々の十六字は、諸司の判官いづれにも亙る也、古注に、後水尾院以來、六位中分二正從一云々、雖レ然七位以下无二階級一。

以前三姓及中臣氏等任レ之中臣者本大中臣一種也中臣清麻呂任二右大臣一之時。初加二大字一然而其庶子有二不レ給レ大之族一彼等苗裔猶稱二中臣一也。

〔頭注〕以前三姓の下、及中臣氏の四字、また次の中臣者本云々の四十五字、共に古本になし、そのよし別記にくはしくことわれり。

〔官職秘抄〕神祇官以下各官職の補任例を集せる書、平基親の撰也。

〔親定〕中臣輔親の曾孫にて、輔經の子也。

〔中右記〕寛治元年より保延四年に至る中御門右大臣藤原宗忠の日記也。

〔輔親〕中臣能宣の子也。

〔三姓之人〕中臣、齋部、卜部の氏人を云ふ。

〔中臣清麻呂〕意美麻呂の子也、寶龜二年右大臣に陞り延曆七年薨す。

〔和名抄〕倭名類聚抄の略、事物の和名を聚め、文字の出所を明かにせる書にて源順の撰也

〔事文類聚〕群書の要語、古今の事實等を集めし書、前、後、續、別の四集は宋の祝穆の撰、新集、外集は元の富大用の撰、遺集は元の祝淵の撰也

〔北齊の代云々〕事物紀原には、漢以二僕射一總二理六尙書一、謂二之都省一、至二唐垂拱中一、改二尙書省一曰二都省一、是則都省之號始レ自レ漢也とあり。

〔一人〕天子を申す

〔儀刑〕儀は象、刑は法也、象り法るなり。

大史

少史

〔頭注〕大史少史、和名抄云、神祇曰レ史佐官、說文云、史記事者也。

太政官

當唐尙書省又號鸞臺蘭省雖爲官之惣號近代稱辨官也

〔頭注〕太政官、和名抄に、於保伊萬豆利古止乃豆加佐と訓り、天下萬機の政を總掌る官也。〇太政官下の旁書のこと別記にいふべし。

當官統二八省及諸國一。天下事悉決二此官一。故云二都省一。本名乾政官

〔頭注〕統八省及諸國とは、職員令義解に依て考るに、左辨官、右辨官、太政官内の兩局として、八省を管し、諸國の朝集を知ることを掌どれり、これに依てかくいへるなるべし。〇故云二都省一とあれど、皇朝には太政官を都省といひし事なし、これは事文類聚に、尙書省亦有二錄令僕射一、惣二理六尙書事一、謂二之都省一と見えたり、北齊の代の事なり、これをおもひたがへてかゝせ玉へる歟。〇本名乾政官の五字、古本无し、續紀天平寶字二年八月の件に、奉レ勅改二易官號一、太政官惣二持綱紀一、掌レ治二邦國一、如三天施レ德生二育萬物一、故改爲二乾政官一と見えたり、いかでか本にてはあるべき。

太政大臣

相當正從一位 唐名大師相國大尉

師二範一人一。儀二刑四海一。無二其人一則闕云々。故云二則闕之官一。有德之撰。故非二其人一者常不レ任レ之。又無二職掌一之官也。太政大臣行二公事一希例也 雅實大臣在レ官時、依二別勅一内辨叙位除目等被レ勤レ之。

〔頭注〕無二其人一則闕、これより以上職員令の文也、即その義解云、設レ官待レ德故无二其人一則闕也。〇無二職掌一之

〔朝賀〕正月元日主上群臣の賀を受け給ふ儀を云ふ。

〔堀川昭宣公〕藤原良房の養子基經也元慶四年太政大臣となる。

〔雅實大臣〕具平親王の裔にて、源顯房の子也、保安三年太政大臣となる

〔會昌應天〕應天は八省院の南外門、會昌は其内門也。

〔承明門〕内裡内郭の南正門にて、紫宸殿の正南に當る

〔七日節會〕正月七日紫宸殿にて、群臣に宴を賜ひ、白馬を叡覽ある儀、即ち白馬節會也。

〔江家次第〕朝廷諸公事儀式の次第を詳記せる書、大江匡房の撰也。

官也、職員令義解云、有徳之選非二分掌之職一、爲レ无二其分職一、故不レ稱レ掌。○行二公事一とは、節内辨敘位除目等の事也、太政大臣は分掌の職ならぬゆゑに、内辨その外の公事に掌り行はず、然ども希には行ふ例もあり、三代實錄、仁和元年正月丁巳朔、朝賀太政大臣行二内辨一、太政大臣依レ不レ可レ行二内辨一、是日別有レ勅行レ之、是權時之事也、とあり、これぞ權時の事、この相國は堀川昭宣公也。○雅實大臣とは久我太政大臣の事也、在官時とは太政大臣にておはしゝ時といふ事也、古注云、雅實公、鳥羽院保安四年正月、[illegible]、同年二月九日崇德院節位内辨也、蓋依レ勅二敘位一之事未レ勘云々、もしこれらの公事を太政大臣の行ふときは、別勅にて行らる、三代實錄に、別有レ勅とあるが如し、こは左右大臣の職にて太政大臣の職ならざるゆゑ也、さて内辨とは大極殿にていへば、會昌、應天の二門を閤門といふ、この閤門以内の事を行ふを閤内大臣といひ、閤門以外の事を行ふを閤外大臣といへり、弘仁式に見ゆ、また儀式には、内辨大臣、閤外大臣とあり、内辨とは閤内にて諸事を辨備する儀也、さて後には閤外大臣を外辨といへり、外辨の義、内辨に對て知るべし、朝儀やうやう衰へてより、大極殿の式を紫宸殿にて行ひ玉ふ、その時は、江次第抄に、一大臣着二承明門内一、辨二備諸事一、故曰二内辨一、第二大臣以下於二承明門外一、辨二備諸事一、故曰二外辨一、とあるが如し、また敘位は、公事根元に、もとは六日にて侍りしを、天德五年より五日に始て此儀あり、晴などに及べば、七日節會の敘意なりとて、取あげられけるにこそとあり、選敘令義解云、敘者考敘也、言計レ考敘レ位也、古注云、敘位謂二勅授五位以上一也、又云、六位諸司、積二年勞一而可二敘爵一者、外記勘奏、さて敘位には、執筆の大臣といふ事あり、これ左大臣のせらるゝ事也、除目は、古注に、春與レ秋被レ行レ之、春除目云二縣召除目一、秋除目云二京官除目一、江次第抄云、除目二字出二於唐書一、或初日或數日其儀一也、除任之義、除二舊官一就二新官一故也、目者錄也とあり、公事根元に、縣召除目式日は、正月十一日より始りて十三日まで三ヶ夜なり、京官除目これは三月三日よりさきに行はるべきことなれど、今は秋の除目とぞいふめる、冬にも及ぶなりと見ゆ、江家次第除目の條に、秋除目の儀を載せられたれば、京官除目の秋になれるもやゝふるき事なり、除目にも、執筆の大臣といふ事あり、執筆とは勅を受て某を何位に敘す、某を何位に任ずと書付るの義にて、大臣の自己にせられぬ事を顯はせる稱也。

左大臣

〔相當正從二位　唐名大傅左丞相左僕射〕

官中事一向左大臣統二領之一。故云二一上一。關白之人爲二左大臣一時。右大臣行二一上事一。是依二關白與奪一也。

〔頭注〕故云二一上一、古注云、江次第抄云、左大臣爲二關白一之時、右大臣爲二一上一、以二關白與奪一也、若又非二一上一大臣者、奉レ仰移二外座一行レ事、關白一上事與二奪右大臣一之時、其右大臣更不レ及レ奉レ仰、直著二端座一行レ事、云々、一上又云二上卿一是常也、蓋依二時宜一、或云二内辨一、或云二執筆一、各作法之名也、中略、大臣奉二行公事一以二大臣一爲二上卿一、納言奉二行公事一以二納言一爲二上卿一、但左大臣或與二奪右大臣一一上卿也、自余日上卿也、其日朝參第一勤レ之、云々、これ古注の今案也、まことは一上といふは、太政官にての一上なるゆゑに、一上公といふべき也、卽左大臣をいふ、日上は納言の稱也、日上卿の義なる事いはんも更なり、さてこの關白之人爲二左大臣一の書やうを、辨疑に江次第抄を引て、左大臣之人爲二關白一時と改むべしといへるは、理はさる事ながら、下に引ける實躬卿記にも、攝關帶二大臣一時と見え、玉葉、嘉禎三年四月の件にも、攝政爲二左大臣一之時多有二此讓一と見えたれば、本のまゝにてあしき事なし、與奪の字は與と奪と義いたく異なれど、こゝは與を主としていへる也、たゞ與るの義也、勅命を受けずして、私に讓與するを與奪といふ也、實躬卿記、嘉元三年の件に、攝關帶二大臣一之時、一上事直以二大辨一與二奪次大臣一之條者流例歟、但依レ勅被レ仰之時、多以二藏人頭一被レ遣二里第一とある其證也、大辨は大臣附屬の者ゆゑ、與奪の時大辨を以て次の大臣に讓らる、與奪にあらぬ勅命のときは、藏人頭仰を傳ふる也。

右大臣

【相當同左大臣 唐名大保右丞相右僕射】

已上謂二之三公一。

異朝三公者皆則闕之官也。爲二師傅保職一。棟二梁于諸官一。鹽二梅于帝道一者也。是故三公無レ所レ職。置二六卿一令レ掌二天下政一。秦漢以來有二相國左右丞相之號一。已知二庶政一。異二于古三公一也。三公者象二天之三台星一也。三槐者。周世外朝植二三槐一三公班二列其下一。槐

〔江次第抄〕江家次第の抄錄にて、一條兼良の撰也。

〔實躬卿記〕中納言三條實躬の日錄也

〔玉葉〕土御門天皇以後數朝に亘る諸記錄也、關白藤原道家の撰にて三十卷あり。

〔里第〕里大裡に同じく、大内裏以外京中に設けられし皇居を云ふ、もと宮城の災、方忌などの折一時諸臣の第に行幸ありしに起り、後には大内に擬して造營せられ、數年の間留り給へること多し。

者懷也懷遠人之義也我朝天孫天降給時天兒屋根命（津速產靈神孫中臣氏祖）天太玉命（高皇產靈神子忌部氏祖）奉天照太神勅爲左右扶翼如今世左右相歟。神武東征之後。天下一統。二神之孫天種子命天富命又爲左右又上古無大臣號喚執政之人。稱食國政申太夫第十二代景行御宇。初以武內宿禰爲棟梁臣成務御宇初號大臣。仲哀朝又以大伴武持號大連大臣大連相並知政事。爾來代々有大臣大連之任。皇極天皇四年（乙巳）始置左右大臣（此大連）孝德天皇御宇以中臣鎌子連始爲內臣。天智天皇朝擧爲內大臣賜藤原朝臣姓此時其位在左右大臣上。其後此官久絕。至光仁天皇御宇藤原良繼魚名等任之初次左右大臣之下。凡內大臣者令外之官也又有太政大臣之時任內大臣頗似無其謂。又太政大臣者。天智天皇朝初置之皇子大友任之天武朝皇子高市又任之孝謙天皇改云大師。藤原惠美押勝任之又改云太政大臣道鏡法師任之後代皆云太政大臣。多是贈官也。文德天皇御世藤原良房任之（忠仁公是也）爾來連綿任之。

〔頭注〕異朝三公云々、異朝とは本朝に對たる言なり、師傅保は大師大傅大保の事也、書經の周官に、立大師大傅大保、茲惟三公、論道經邦、燮理陰陽、官不必備、惟其人、と見ゆ、則闕はこの官不必備云々より出たるものなり、古今事類に、然未嘗備官、周禮有六卿、无三公、周公以冢宰兼大師、則三公止爲兼官、而未嘗有專職、可見矣、〔置六卿〕云々、周禮云、天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空。○有相國左右丞相之誓云々、古注云、史記所見、秦武王二年、始置丞相樗里疾甘茂、爲左右丞相、又昭襄王元年、呂不韋爲

〔大伴武持〕道臣命七世の孫にて、健日命の子也、仲哀天皇元年十月大連に任ぜらる。

〔藤原良房〕冬嗣の第二子也。

〔燮理〕和らげ治むる也。

〔武王〕名は蕩、惠文王の子也。

〔樗里疾〕惠文王の弟也、此時右丞相となる

〔甘茂〕この時左丞相となる。

〔昭襄王〕名は則、武王の弟也、武王に次で立つ。

〔呂不韋〕陽翟の人始皇帝の時文信侯に封ぜられしが、後ち罪ありて蜀に徙され自殺す、呂氏春秋の著あり。

〔孝惠〕名は盈、高祖の子、漢第二世の帝也。

〔高后〕高祖の皇后にて呂太后也。

〔置ニ左右丞相一〕孝惠帝六年、王陵を右丞相、陳平を左丞相となす。

〔文帝〕名は恒、高祖の子、漢五世也。

〔周勃〕沛の人、高祖以降三朝に仕へし功臣也。

〔陳平〕陽武の人、高祖を輔けて大功ありき。

〔哀平〕漢十二世哀帝及び十三世平帝なり。

相國ハ始皇十三歳、莊襄王死、政代立爲ニ秦王ハ呂不韋爲レ相、云々、また古今事類に、漢高帝初置ニ丞相ハ十一年更名ニ相國ハ孝惠高后置ニ左右丞相ハ文帝卽レ位、周勃爲ニ右丞相ハ位第一、陳平爲ニ左丞相ハ位第二、勃免平專爲ニ丞相ハ武帝用ニ劉屈釐ハ爲ニ左丞相ハ分ニ官屬ニ爲ニ兩府ハ虛ニ其右ハ以待ニ四方之選ハ云々、これらに依るに、秦漢の代に、相國左右丞相を三官ともに備て、三公といへるにはあらず、或は丞相の左右なりし事もあり、また相國のみの事もあり、丞相一人なりし事もあり、或は左丞相ばかりを置き、右丞相をば官を虛して、其選に當る人を待しなど、さま／＼なりき、然るを此抄に、異于古三公也といへるをおもふに、秦漢にては、相國左右丞相を、三公として官を設け、人を備へたるものとおもへるが如し、古の三公は、その人は則闕なりしかど、その名は設けてありし也、秦漢の相國左右丞相は、その官名悉くは備らざりしかば、師傅保にむかへては云がたからん歟、古今事類に、秦不レ師レ古以ニ丞相御史大夫大尉ニ爲ニ三公ハ漢襲ニ秦舊ハ哀平間以ニ大司馬大司徒大司空ニ爲ニ三公ハ復置ニ大師大傅大保ハ位在ニ三公上ニ謂ニ之上公ハとあるを以ておもふに、秦漢の三公、固より相國左右丞相にあらざる事かくの如し、隋唐もこれに依れり、同書、隋唐三師不レ主レ事、三公參ニ議國之大事ハ置ニ府僚ハ无ニ其人ニ則闕、と見ゆ、されば秦漢以來、相國左右丞相を以て三公とせし事はさらになし、恐らくは准后の誤なるべし、まことやいにしへは坐位右を尙べり、上に引くところ事類の文見るべし、魏晉以來は左を尙べり、本朝に左を上とする事はこれに倣へるにはあらず、神代に日を左に配し、月を右に配せるにて、その意を知るべし、號字顯統本速水本名に作れり。○三公者象ニ天之三台星ハこれ前文に立かへりて、周の三公を論したる者也、三台は、參考に云、紫微宮內有ニ紫微星ハ是則天帝也、其左右有ニ三台星ハ上台號ニ虛精星ハ守レ君也、中台號ニ陸淳星ハ守レ臣也、下台號ニ曲順星ハ守レ民也、また、天文大成云、三公三星在ニ北斗魁面ハ主下燮ニ理陰陽ニ弼中成機務上、云々。○外朝植ニ三槐ニ云々、周建ニ外朝之法ハ左九棘孤卿大夫位焉、群士在ニ其後ハ右九棘公侯伯子男位焉、群吏在ニ其後ハ面ニ三槐ニ三公位焉、州長衆庶在ニ其後ハ夫樹レ棘取ニ其心赤而外刺ハ槐懷也、言懷ニ來人於此ニ而與レ之謀也、古人植ニ一木ニ且有ニ深意ハ使ニレ人懷而感ニ焉、如ニ唐之退朝花底散歸院柳邊迷ハ則尤レ所レ取レ義、徒爲ニ佳麗ハ去レ古遠矣、と鄭瑗代醉にいへる、まことにしかなり、五雜俎に、槐の字義を論て、王荊公解槐黃レ中懷ニ其美ハ故三公位レ之、吳草廬注云、槐懷也、以懷ニ遠人ニ也、春秋元命包云、槐之言歸也、古者樹レ槐聽ニ訟其下ハ使レ情歸レ實也、然則槐之從レ鬼或爲レ歸耳、これ本朝綱目に依ていへる說なり。○天孫は瓊々杵尊にて、忍穗耳尊の御子天照大神の御孫なり。○天兒屋根命、天太玉命と、左右の扶翼たる事は、日本紀一書に、高皇產尊、因勅曰、中略、汝天兒屋根命太玉命宜持ニ天津神籬ニ降ニ於葦原中國ハ亦爲ニ吾孫ニ奉レ齋焉、乃使ニ二神ニ陪ニ

〔虜を殺し云々〕神武紀に、饒速日命本知二天神慇懃唯天孫是與一、且見下夫長髓彦禀性愎很不上レ可レ教ニ以天人之際一、乃殺之、帥ニ其衆一而歸順焉と見えたり。

〔彦太忍信命〕孝元天皇の第三皇子也古事記には宿禰を命の子とせり。

〔歷運記〕諸官の始源等を略記せる文にて、延喜式原本の首巻に載す、同記に、仲哀天皇、始置二大連一（元年詔二大伴建持一爲二大連一云々）とあり。

從天忍穂耳尊ニ以降レ之、とあるこれ也　さてこの二神、左右の扶翼の如しといへども、執掌の職においてはやゝ別なり、そのよし神祇官本の別記にいへり、然其後世の左右大臣に準ずべき者を上世に求むれば、神代にてはこの二神、神武の代にては天種子命天富命の二人なり、さるゆゑに二神の職掌各別にて、後世の左右大臣とはかはれりといへども、しばらく日本紀の一書につきて、准擬せられたるものなり、然るに神武の御代に、此二人の外に、大伴氏の祖道臣命、元戎の首帥として、凶黨を剪除へる勳功有る者あり、また物部氏の祖饒速日命、虜を殺し衆を率ゐて歸順し玉へる忠勳、ことに拔いでいと貴寵し玉ひしより、此二氏の裔、外を治め内を護り奉りしかば、いつとなく神事と政事とふたゞたに別れ、神事は中臣忌部の業、政事は大伴物部の職とやうになりにたり、またこの大伴物部の外に、皇子たちの御裔の氏人のうちにて器量あるが、大伴物部と共に、治内護外の任にたゝれ玉へるあり、そは大かたみな臣の姓なるゆゑに、擧られて大臣となり玉ふ、下の武内大臣などこれなり、大伴物部は連の姓なるゆゑに、擧られて大連となされにけり、これより中臣忌部やゝおとろへにけり。○食國政申大夫といふ稱、正史に所見なし、舊事記、神武天皇二年、物部連祖宇摩志麻治命與二大神君祖天日方奇日方命一並拜二申食國政大夫一、今之大臣大連是矣、と古注に引けり、なほ古注に、綏靖安寧の御代にも、此官ある事を舊事記によりて記せり、○景行の下、古本に天皇の二字あり、成務の下もまた同じ、○棟梁臣、景行紀五十一年八月、命二武内宿禰一爲二棟梁臣一、記傳云、棟は字には拘るべからず、臣連八十伴緒之棟梁とよむべし、武内は孝元天皇の皇子彦太忍信命の孫にて、いみじき賢人にましませば、かゝる大任をおほせ玉へるもの也。○大臣、成務紀三年正月以二武内宿禰一爲二大臣一、これなり、大臣は臣姓の人より任ずる例なれば、この宿禰の尸臣なりしなるべし、宿禰の尸になれるは、天武御代に八色の姓を定められたる中に、第三宿禰なり、これより以前に宿禰といへるはたゞ尊稱なり、記傳に、此宿禰はいまだ姓ならぬといへること見えたれども、その子等の子孫みな臣姓なるを以て見れば、此人の尸は臣なりしにぞ、さてこれより以前は、大伴物部の内より大連に任ぜられて政事執けるに、景行の末に當りて、彼二氏に賢臣なかりしまゝに、皇族の内より、この武内を拔出て大臣となされしなり、大臣の稱はこれぞ始なるべき。○仲哀朝の朝字、古本になくて仲哀天皇御宇とあり。○以二大伴武持一號二大連一、古注云、任日見二日本紀一、蓋公卿補任云、仲哀天皇元年冬十月、詔二大伴建持一始爲二大連一云々、これなり、延喜式の歷運記もこれに同じ、大伴氏は連姓なるゆゑに、大連に任ぜらるゝこと臣より大臣になるが如し、さてこの時、兼て大臣のありしに、また大連を任ぜられたるにより、大臣大連相並知政事とはいへるものなり、但この建持の大連に任ぜられし事不審な

〔烏賊津連〕中臣の遠祖天御中主尊廿世の孫、意美佐夜麻の子也。
〔大三輪大友主君〕大御氣持命十一世の孫也。
〔物部膽咋連〕饒速日尊第七世の裔、十市根命の子也。
〔平群臣眞鳥〕木菟宿禰の子也。
〔大伴連室屋〕武持の子也。
〔物部連目〕十市根の玄孫にて、伊莒弗の子也。
〔阿部內麻呂〕又た倉梯麻呂と云ふ、大鳥臣の子也。
〔山田石川麻呂〕馬子の孫、倉麻呂臣の子也。
〔中大兄の舅〕孝德紀三年の條に、蘇我倉山田麻呂の長女を中大兄皇子に奉れること見ゆ。

きにあらず、いかにといふに、仲哀紀九年に、皇后詔二大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連一曰と見えたる、もし元年に大連になられたらんには、こゝに諸臣と一列にはかゝで、必ず大臣大連及とか、または大臣は武內の事にて、その名揭焉ければ、たゞ大臣とのみ記したりとならば、武以の方は名を擧げて、大臣幷大伴武以大連及云々などあるべき所なり、然るをかく諸臣と同じくつらね書きたるをおもへば、この時大臣のみ執政にて、大連はなかりしにやあらん、これより以前垂仁紀二十六年に、物部十千根大連みえたれば、その原は大臣よりも大連の所見ふるし、然るに武內の大臣となり玉ひし後、臣姓に賢人あれば、大臣となして政事を委ね、連戶に賢人あれば、大連となして政事を委ねられて、必しも大臣大連ともに並べおかれはせざりしさまなれば、武內のしか大臣にておはすほどに。武以のまた大連にならるべき理はなき心ちすれども、此抄には、歷運記、公卿補任等に依て、相並よしにかゝせ玉へるなるべし、日本紀の所見まさしく相並て任ぜられし例は、雄略紀に、以二平群臣眞鳥一爲二大臣一、以二大伴連室屋物部連目一爲二大連一、とあるがはじめ也、これは大臣一人大連二人なり、淸寧紀に至ては、元年以二大伴室屋大連一爲二大連一、平群眞鳥大臣爲二大臣一、並如レ故、とありて、大臣大連二人なり、雄略の御代にては、室屋も目も共に同姓にて、諸第功勞も等かりしからに、二人ともに大連にしたまへれども、まことは一人なるべき事なるからに、淸寧の朝にては、すでに目大連は薨去の後なるゆゑに、一人の例にかへされたるなるべし。○始置二左右大臣一、云々、孝德紀云、上略、以二阿部內麻呂臣一爲二左大臣一、蘇我倉山田石川麻呂臣爲二右大臣一、以二大錦冠一授二中臣鎌子連一、爲二內臣一、增レ封若干戶、云々、中臣鎌子連懷二至忠之誠一、據二宰臣之勢一、處二官司之上一、故進退廢置計從事立、こは阿部氏は當時の宿老、蘇我氏は中大兄の舅なるを以て、左右大臣とせられ、大連を止られたるは守屋大連亡びて後、その族の振はざるに依て、かつはやう／＼古の制度を改め玉はんの時にあたれるを以てなり、さて此抄に、左右大臣の始置を、皇極四年の事とし、內臣の初任を孝德天皇御宇と別にかき玉へるはいかゞ、日本紀を考るに、共に皇極四年己巳六月庚戌の事にして、則孝德卽位の日にあたれり、故にこれを孝德紀に屬せるものなり、さればこゝに引ける紀文の如く、左右大臣と內臣とを、同時の事に記し玉ふべき理なるをや、かくて鎌足こそ左大臣か右大臣かに任ぜられ玉ふべきを、大臣の號をえ玉はりたまはで、內臣といふにせさせ玉へるはいかにといふに、中臣は氏につきていへば、大伴物部也りしより以來、神事にむねとあづかりて政事をば離れたり、さる故に、皇極紀に、三年に神祇伯に任じ玉ひしかど、固辭して就玉はざりしは深慮ありしに依てなり、姓につきていへば、連戶にて大臣になるべきすぢにあらず、さらば大連にせらるべきを、この御

〔玉勝間〕本居宣長の隨筆、十五卷也。

〔蘇我赤兄臣〕石川麻呂の弟也。

〔中臣金連〕糠手子連の子也。

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄の略稱也。

〔河海抄〕和漢の諸書を引證して、源氏物語を註釋せる書、四辻善成の著にて、廿卷あり。

〔藤原良繼〕宇合の第二子也、寶龜八年薨す。

〔藤原魚名〕房前の第五子也、延曆二年薨す。

代より政臣にて、左右大臣八省百官の制にかへんとおもほしめせる始なるゆゑに、大連にもなしがたく、是に依てこたびまづ宿老の二人を大臣となし、鎌足をば内臣といふ新しき名目を作りてこれに任じ玉へるなり、さればこの内臣もながらに左右大臣の上なりと定まれるにはあらず、左右大臣は外、内臣は内にて、おのづから別なるもの〻やうなれど、孝德の御位またく中大兄の謀議に依り、中大兄の入鹿を滅し玉へる、またく鎌足の謀略に依れゝば、當時の勢この公に歸しけんほどさしはかり知るべし、文に掌二群臣之勢一處二官司之上一とある宜也、玉勝間に、内字の義は續紀天平勝寶元年天平寶字元年等の宣命に、大伴氏を内兵、また同紀に内物部といふ稱も見えたり、これらみな内とは殊に親しみ玉ふよしなり、神宮に大内人小内人とあるも、大神に親しく仕奉るゆゑなるべしといへれど、その意のみにはあらず、内外の内となして解くべし、○爲二内大臣一云々、天智紀八年十月乙卯、天皇幸二中臣内臣家一、親問レ所レ患、庚申、天皇遣二東宮皇太弟於中臣内大臣家一、授二大織冠與二大臣位一、仍賜レ姓爲二藤原氏一、辛酉、藤原内大臣薨云々、かくこたび玉へる内大臣は、後世の内大臣とは別にて、古注に、如二太政大臣一といへる如く左右大臣の上たり、但皇極四年に、既に大連を廢て姓に屬る職をとゞめ、官を以て人に任ずる新制をば興し玉ひしかど、猶姓をば改め給はで連にて内臣に任じ玉へるを、此度はた氏をば藤原に改めさせ、姓をばもとのまゝの連ながらに内大臣に任じ玉へり、これより以後は、姓はたゞ氏に屬ける族とのみなりにけり、故にその後、同紀十年に、蘇我赤兄臣を左大臣、中臣金連を右大臣に任じ玉へり、かく臣と連との姓より並に大臣になれるが如き、混任やうやう出來て、上古の風儀やぶれたり、さればこの藤原朝臣姓の朝臣の二字は、いまだ朝臣の姓玉はらざる以前の事なるゆゑに、古本になきをよしとす、紀文にも爲二藤原氏一とのみありて、姓を玉ひし事は見えず、故にこの姓字は氏字に當て見るべし、尸の姓にはあらず、さるは姓字は泛く尸と氏とのふたつにかゝれば、文に依て義を害すべからず、天武紀十三年に、更改二諸氏之族姓一、中略、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、この時に藤原氏に朝臣を玉へるなり、さるは史には所見なけれど、姓氏錄藤原氏件に、天渟中原瀛眞人天皇十三年賜二朝臣姓一とあるにて知るべし、この時これまでの連をば引さげて第七となし、藤原には皇族の眞人に次げる朝臣を玉へるものなり、されば鎌足の代にはいまだ朝臣を玉へることはあるべくもあらねば、古本の无きに從ふべし、○在二左右大臣上一の左字、古本にはなけれども、もとこゝの文、帝皇編年記に依てかき玉へりと見ゆるを、彼記に左字あり、また河海抄に此文を引けるにも左字あれば、古本には脫せる也。○**良繼魚名等任レ之**、續紀寶龜二年三月、正三位藤原良繼爲二内臣一、八年正月爲二内大臣一、九年三月從二位藤原魚名爲二内

〔頼通〕藤原道長の長子也、關白太政大臣に至り、承保元年薨ず。

〔顯光〕藤原兼通の子也、從一位左大臣に至り、治安元年薨ず。

〔公季〕藤原師輔の子也、從一位太政大臣に至り、長元二年薨ず。

〔皇子高市〕天武天皇の第八皇子也。

〔藤豐成〕武智麻呂の長子也、左降は仲麻呂の讒により太宰帥に左遷せられたるを云ふ。

〔惠美朝臣押勝〕武智麻呂の第二子仲麻呂也。

臣、十年正月爲内大臣、かく兩公ともに内臣より内大臣にすゝみ玉へる次第は、鎌足に同じといへども、彼公の内大臣は後の太政大臣の如く、兩公のは右大臣の次なり、さるはこの時は上に左右大臣ありて、この兩公の昇進すみやかならざるを以て、まづ内臣になし、次に内大臣になし玉へるなれば、鎌足公のとは意味ことなり、その別なる證は、續紀寶龜二年三月の勅に、内臣職掌官位祿賜職分雜物者宜皆同大納言、但食封者賜一千戶、とあるこれ也、鎌足公の内臣たりしとは別なるを以て、此度かゝる勅ありしなりけり、但此抄には、良繼魚名の内臣に任ぜられし事をば略きて、内大臣の事のみを記せり、これ後世の内大臣の張本なるからに、内臣には及ぼされざる也、これを以ても鎌足の任ぜられ玉ひしは別なるを知るべし。○頗似無其謂、古注云、公卿補任所見、寛仁元年十二月、藤原道長任太政大臣、同年三月、頼通任内大臣、顯光轉左大臣、公季轉右大臣、各三人同日任之、是四公之始也、この四公みな藤氏にて、道長の爲に顯光は從父兄、頼通は弟、公季は叔父なり、前文に三公者象天之三台星、とあるに合はざれば、四公は更に謂なき事なり。○太政大臣、天智紀云、十年正月、以大友皇子拜太政大臣、以蘇我赤兄臣爲左大臣、以中臣金連爲右大臣、○天武朝云々の十字は、旁書の攙入也、古本なし、その事は持統紀に、四年七月、以皇子高市爲太政大臣、これなり、これ持統朝の事にて、天武朝にあらず。○改云大師、云々、古注云、廢帝天平寶字二年八月、以太政大臣曰大師、以左大臣曰大傅、右大臣曰大保、續紀所見如此、並此時无師傅保之任、太政大臣者高市以後則闕、左大臣者橘諸兄天平勝寶八年二月致仕之後未任之、右大臣者藤豐成天平寶字元年六月左降之後不任之、故暫无三公、當此日押勝任大保、天平寶字四年正月、直任大師、是孝謙帝依寵愛也、云々、今續紀を以て校するに、皆かくの如し、彼寶字二年に、大臣の號を改められし時、太政官を乾政官とせられたりき、また豐成は太宰權帥に左降也、かくて此抄に孝謙天皇改云々とある、續紀にては廢帝即位の寶字二年八月の事としてあれども、當時の政皆孝謙より出でたるを以て、かくは書かせたまへるなるべし、また官號の改まれる、すなはち押勝の大師になれるやうに聞ゆれどさにあらず、官號改正の日に大保になりて從二位也、四年正月に從一位にすゝみて大師になれり、さるを大保のかたを除きて大師のみを擧げ玉へるは、太政大臣のつゞきなれば也。○又改曰太政大臣、云々、續紀を考ふるに、寶字八年九月に、大師正一位藤原惠美朝臣押勝爲都督、使四畿内三關近江丹波播磨等國習兵事、とある、これ兵事を掌らざれば逆謀の便あしきゆゑに、まづ申行へるもの也、さばかり殊寵にあひし押勝の、かゝる事企てしは、道鏡やう〳〵用ひられて、おのが寵の衰ふるを以てなり、さて同月乙巳に、逆謀頗泄て壬子に石村石楯といふ者に殺されたり、是に依て、同月甲寅

に道鏡を大臣禪師になされ、丙辰に道人伊[illegible]呂轉政奏改官名宜復舊と見えて、卽その翌天平神護九年閏十月に、また道鏡を太政大臣禪師といふになさせ玉へり、然るに寶龜元年九月に、稱德崩じ玉ひて、ほどもなく姦謀發覺して庚戌に造下野國藥師寺別當に貶謫せられ、死せし時庶人にて葬られたり。〇藤原良房任之、良房は冬嗣の男也、文德實錄に、天安元年二月、右大臣正二位藤原良房爲太政大臣、とこれなり、良房は淸和の外祖父、染殿后の父、蓋淸和天皇稚子といへども第四の皇子なり、かつ第一の惟喬親王に心を屬けたる人の多かりしかば、この御卽位は尋常ならず危ふかりしを、良房外舅なるを以て輔佐の功多かりしからに、まづ太政大臣になしおきて、二年に文德崩御、三年に淸和卽位ありし也。

准大臣者文武天皇大寶三年正月三品刑部親王爲知太政官事。又聖武朝。太政大臣高市親王二男參議從三位大藏卿鈴鹿王知太政官事。是濫觴云々。帥內大臣伊周歸京之後。寛弘二年列朝參大臣下大納言上。五年准大臣賜封戶一千戶。自稱儀同三司。其後絕久。弘安六年太政大臣基具（于時大納言）敍一位。辭大納言。七年准大臣。可令朝參之由被下口宣。而擬階奏連署之時。被尋問官底。多者不可爲見任之由依申之。無勅許云々。然而淸家外記補任見任注。從一位行儀同三司。列內大臣下大納言上。中家外記（三條本）補任。非參議列次。前內大臣公親（正二位）上。所爲不同。雖一決者歟。正應二年直轉太政大臣。其後正應定實公。永仁通賴公。嘉元實家公（攝政經實男）相繼任之。是皆可昇大臣之器。暫沈淪之間。依重其人。慰晚達。令朝參者也。而先朝（後醍醐院）御時。前大納言定房。爲名家任之。可謂無念。雖然後日任內大臣之上者。無是非歟。

〔藥師寺〕下野國河内郡藥師寺村に在りし寺也、續紀に寶龜三年壬子夏四月丁巳下野國云、云云、以先帝所寵、不忍致法、因爲造下野國藥師寺別當、遣之、死以庶人葬之とあり。

〔內大臣伊周〕藤原道隆の第二子也。

〔太政大臣基具〕岩倉內大臣源基實の第二子也。

〔定房〕姓は藤原、吉田經長の子、南朝の忠臣也、延元三年薨ず。

〔穗積親王〕天武天皇の第七皇子也。

〔多胡の碑〕上野國多胡郡下池村に在る三碑の一也、碑文凡八十字、下文の上、弁官符上野國片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡の諸文字あり。

〔石上麿〕石上麻呂にて、下の藤原麿は不比等ならむと云ふ。

〔阿倍御主人〕勢麻呂古臣の子、大寶元年右大臣に任ぜられ、同三年薨す。

〔東三條院〕藤原兼家の女詮子を申す圓融天皇の女御也

〔頭注〕准大臣にも、その品〻ありて、親王よりなり玉ふと、諸王諸臣よりなるとは意別なり、刑部親王は、續紀の大寶三年正月に、詔三品刑部親王知太政官事とあり、知字の義は、たとへば此抄の下卷に、記錄所の上卿辨の事を、可レ令レ行二記錄所之事一之由被レ宣下一とある行字の如く、また漢土に領倘書事錄倘書事などいへるが如し、か、知太政官事とするは、その德望いまだ太政大臣とすべきに至らざるが故に、しばらく太政大臣に准じて、後日の撰を待ち玉ふものなり、されば刑部の知太政官事は左右大臣よりも上たること辨をまたず、續紀、慶雲二年九月に、穗積親王知太政官事とある、これを多胡の碑文に考ふるに、和銅四年三月九日甲寅、宣太政官二品穗積親王左大臣正二位石上麿右大臣正二位藤原麿と連書せるを以て、親王の知太政官事は左右大臣よりも上にて、准太政大臣といはんが如くなるを知るべし、然るに續紀慶雲三年二月に、知太政官事二品穗積親王季祿准二右大臣一給レ之とあるに依て、公卿補任に、知太政官事は左右大臣の次也、とおもひ誤りて、三品刑部親王知太政官事次二右大臣從二位阿倍御主人之下一といへれど、季祿は功勞によりて玉ふもの也、尊卑に依て玉ふものにあらず、知太政官事と雖しといへども、官の職事ならぬゆゑに、功勞多からねば季祿少し、是を以て右大臣の次といふ證にはなりがたし。〇二男、板本三男に作る、今一本を以て改む、紹運錄を考ふるに、高市親王の二男長屋王の弟也、公卿補任これに同じ。〇鈴鹿王、云々、續紀天平九年九月己亥、以二從三位鈴鹿王一爲二知太政官事一、これ諸王のなり玉へる始なり、然れども諸王の任官は諸臣と同じくて、親王の比量にあらず、故官位令に、諸王諸臣の官なれば一列として、親王の官なれば別にその上につらねたり、これに依るに鈴鹿王の知太政官事は、臣下の准大臣とことなることなるべし、公卿補任に、大納言諸兄の上に次たる、これは誤にはあらざるなり。〇帥内大臣伊周、扶桑略記、長德二年四月廿四日、内大臣藤原伊周貶二謫太宰權帥一、同三年三月廿五日、東三條院御惱、四月三日有レ勅召反、〇寬弘二年云々、扶桑略記云、寬弘二年二月廿五日、前内大臣伊周勅列二大臣座下大納言上座一、百練抄云　寬弘二年十月十三日、前帥伊周可レ預二參朝議一之由宣下、未レ有二先例一、これに依るに、伊周の大臣座下大納言座上に列する事は、たゞ朝參の時の坐位の定のみにて、知太政官事などの如く、政事には預り玉はぬなり、然るに、百練抄に依るに、朝議に預參の勅ありしよりはやゝ准大臣のさまになり玉へり。〇准大臣賜二封戸一千戸一、公卿補任に、伊周寬弘五年正月十六日、給二封戸一千戸一、同六年正月七日正二位、とあり、祿令に、凡食封太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、大納言八百戸、若以レ理解官及致仕者減半、と見えて、有官の封戸を玉はるは大納言以上なれど、そも大納言には八百戸なり、また品位にて玉はるは、一品八百戸以下、從三位一百戸以上にて、この内にも千戸以上玉ふは

〔文帝〕漢第五代の帝也。

〔章帝〕後漢第三代の帝也。

〔殤帝〕後漢第五代の帝也。

〔鄧隲〕字は昭伯、延平元年車騎將軍となる。

〔黄權〕字は公衡、巴西閬中の人、初め蜀に仕へしが、後ち魏に降る。

なし、されば伊周の賜二千戸は、前官大臣に比して玉へるなり、職令本注の減半とあるに合へばなり、准大臣の見任たらざることにても知るべし。○自稱二儀同三司一、これもとより異朝の名目を借て稱し玉へるにはあれど、唐制に依られたるにはあらず、唐制なるは六典に、凡叙階二十九、從一品曰二開府儀同三司一と見えて、一品より九品まで三十階の内、正一品を除き、從一品より叙階の制を建てたるは、正一品は三師三公の位として、その他の官人にはたとへいかなる尊き官にても、從一品の開府儀同三司以下ならでは玉はらぬゆゑに、正一品は除きたるものなり、さて從一品を開府儀同三司といふ義は、諸官の内にて品秩第一は、三師三公を除きては尚書令なるを、それも階は正二品なれば、されば從一品に進める人は、その儀三公に同じきなり、三公を三司といへる也、三司の稱の起れる始は、事類全書に、漢文帝元年、用二宋昌一爲二衛將軍一、位亞二三司一、章帝建初三年、使車騎將軍馬防班同二三司一、三司之名始レ此、また儀同の稱の始は、同書に、殤帝延平元年、鄧隲爲二車騎將軍儀同三司一、儀同之名始レ此、また、開府の稱は、六典の注に、魏黄初三年、黄權爲二車騎將軍開府儀同三司一、開府之名自レ此始也、とあり、開府とは、古へは三公は私家に府を開き、僚官を置きたりしに、六典に、自三隋文帝罷二三公府僚一、皇朝因レ之、とある如く、唐には三公の開府はなけれども、舊名を存して開府儀同三司と稱して、從一品の異名とせるもの也、されはこれは位號にて官名にはあらず、本朝の准大臣は、たゞ大臣に准たるのみにて、位號にはあづからず、官職難義にいへる如く、伊周公は正二位にて、從一位にはえすゝみ玉はざりしかば、唐名の開府儀同三司は當るべきにあらねども、しばらくその名を借て名目となし玉へるもの也、彼儀同三司をも名目となし玉へるを以て、この准大臣の見任ならぬを知るべし。○弘安六年太政大臣兼具云々、辨疑に、公卿補任を引て云、弘安六年十二月廿日、叙二從一位一、七年正月十三日、辭二大納言一、十五日准二大臣一可二朝參一之由被レ仰、二月廿七日、准二大臣一可二朝參一由被レ下二口宣一、云云、かく六年一位に叙し玉へる日は、大納言元の如くして、七年准大臣の前日に大納言を辭し玉へり、弘安六年に辭すとあるは非也。○被レ下二口宣一とは、藏人勅命を受けて直にその人に玉ふなり、但眞字抄云、口宣者、藏人奉レ仰以二宿紙一書レ之者也、古法以二口宣一不三直給二其人一、是藏人書二口宣一遣二上卿之許一、則上卿受レ之爲レ案書二下知狀一遣二外記之許一、則外記受レ之爲レ案宣旨遣二其人一之法也、蓋後世或直賜二口宣一者非二本式一、とあるに依れば、本式は直賜にはあらざるなり、官職難義云、かりそめにも任官をば小除目を行ひてなさるゝなり、是をまた臨時除目とも申也、一ヶ月の内にも數度に及べり、さる程に、古は口宣にて任する事はまれなる事なり、一段と急なる時、小除目にも及ばざる時の事也、近代は除目を行ふ事たやすからぬゆゑ、何事も消息宣下とて、口宣にて宣下せらる

〔成選擬階短册〕加叙の選定に入れる人の名を書きし紙札也。

〔列見〕朝廷にて六位以下の器量容儀を試むる儀也。

〔吉記〕安元二年より文治元年に至る凡そ十年間の吉田經房の日錄也。

〔本朝文粹〕我國古來諸家の漢文を編輯せる書にて、藤原明衡の撰也。

〔勘籍解文云々〕三善清行の意見封事十二條の第八、請レ置二諸國勘籍人定數一事の內に出づ

るは無念なる事なり、消息宣下とは、職事口宣を書きて消息をそへて上卿に奉り、上卿外記にまた消息にて宣下するゆゑに、消息宣下と申也、件の口宣の銘に、口宣案とあるは、正文は外記局にとゞまる間、職事案をうつして其人につかはすなり、又位のは內記局にとゞまり、官方の宣旨は官局に殘侍る也、大臣は右に申如く節會にてなさる、火急なる時陣にて節會に及ばず宣下あらるゝさへ邂逅の事にて、聊卒備の儀也、結句近頃は消息宣下の例侍る、无念の事なり。○擬階奏云々、字彙に、擬議也、揣度以待也、とある如く、年毎に官人の考を揣度り、功績に依て或は三階をすゝめ、或は二階一階を進むるなどの等差をなし、勅を受けてその進める階に叙せしむるなり、選叙令にくはし、その階を進むる事を評議して奏する文なるを以て擬階奏といふ、四月七日に行ける、太政官式に、凡諸司官人得考并應二成選一數者、中務式部兵部三省二月十日申二太政官一、其成選應二叙位一者、式部兵部二省各率二諸司主典已上一、十一日列二見大臣一、二省依レ簿引唱、下略、凡式部兵部二省、進二成選擬階短册一者、各預造レ簿、三月內入二外記一、惣造二奏文一、請二參議以上署一、四月七日大臣以下共奉奏聞、とあり、連署とは卽請二參議以上署一とあるこれなり、この二月十一日の列見は、公事根元に、器量容儀を見る心也といへり、按に、唐の法に身言書判といふ事あり、器量容儀を見るは身言書判に同じき歟、かくてこの列見に預る人は、當年の成選應二叙位一者ども也、この成選の簿を、四月七日に奏聞するが擬階奏也、人數の書法連署の定式は、壽永元年七月の吉記に見ゆ。○被レ尋二問官底一の官底は、太政官の事なり、御所より太政官に、擬階奏の連署に加ふべくや否やを尋問れし事也、底字はもとは文の草案をいふ、正字通に、文稾曰レ底、宋敏求春明退朝錄公家文書稾中書謂二之草一、樞密院謂二之底一、云々、これより一轉して、その文書を置く所を底といふ、これは本朝のみにて、漢土にはいはざることなるべし、本朝文粹に載せたる意見封事に、勘籍解文必二通進レ官、其一通留二官底一、これ太政官也、抄の此文もと公卿補任に依てかゝせ玉へるものなるか、彼補任弘安六年源某其の件に、擬階奏連署之時被レ尋二問法家一とあり、この法家は外記の事なり、外記は太政官の主典なれば、官底に問はるれば外記卽檢索して長官に申すからに、法家に問はるゝとあるも同じ事なり、底字の事なほ別記にいふべし。○不レ可レ爲二見任一云々、見任とは當官の事也、下文の非參議に對す、非參議とは前官の事也、公卿補任に、このふたつの名目を延て、見任とあるかたに、その年の公卿の當官の限をあげ、非參議とある部に、その年の公卿の前官并に散三位以上をみな載せたり、准大臣の如きは前官にはあらざれども、前官に同じく官中の政に參議せぬゆゑに、散位に准へて非參議の列となせるなり。○无二勅許一云々、公卿補任に、某其公の事を記して、擬階奏連署之時、被レ尋二問法家一多者不レ可レ爲二見任一之由計

〔清原良季眞人〕賴尙の子也。

〔管見記〕元亨元年より康正二年までの種々の記錄を集めし書、藤原公衡の撰也。

〔秉燭談〕伊藤仁齋の談れる古今雜話を其子長胤の錄せる書也。

〔實視公〕藤原公房の子、曆仁元年右大臣となる。

〔公卿補任〕もと公卿傳と稱し、村上天皇康保四年までの公卿補任年月日を記錄せり、後ち代々撰次あり、今あるは明治元年に至れり。

申之間无ニ勅許一矣、また、官職難義に、弘安のたび多くは前官たるべきよし申せしにや、基具公は當官たるべきよし深く執せらる、伊周公は准大臣の時、節會の外辨の上首を勤めらるゝ上は、當官勿論のよし申されき、然れどもこはしひごとにて、准大臣の見任ならぬ事上件にいへるが如し。〇清家外記補任見任云々、古注云、清家外記者清原良季眞人也、管見記云、弘安六年九月九日平座大外記良季師顯云々、補任は公卿補任をさす、清家所傳の補任には、見任の列として守行の字を用ひたるよし不審なり、既に擬階奏の遊言を許されたれば見任ならぬ事疑なきを、良季眞人當時の人にして綸旨に背き、家記にもとりていかゞはさやうには記し玉はん、補任の書、清家本中家本等の種々はありとも、たゞ文字の異同のみにて、かく二門類を共にする說あるべくもおぼえず、恐らくは記者の杜撰なるべし。〇中家外記は中原師顯朝臣也、上に引ける管見記に、名見えたり、三條本といふ注板本三條の二字を細注とし、本字なばモトツキテと訓みて、本行とせれども、秉燭談云、中原に三條六角押小路の三家あり、その內の三條本の補任也、本の字細注割書にして、中家外記補任と讀みつゞくべし。〇公視、板本實視に作る、今類從本に依て改む、官職難義にも公視とあり、古注に、補任所見公親公也、是實視公男也、閑院家也、實親者先レ是建長六年九月二日出家、弘長二年十月四日薨、故不レ合ニ於此一也といへり、弘長二年は弘安七年よりは二十年餘もふるし、實親ならぬこと疑なし。〇正應二年云々、古注公卿補任云、正應二年八月廿九日任ニ太政大臣一、此抄に直轉とあるは、左右內の三大臣を經ずして直に太政大臣に轉じたると也、〇正應定實公、古注云、久我別流號ニ之土御門一、公卿補任云、正應五年八月十四日從一位、同九月五日准ニ大臣一可ニ朝參一由宣下。〇永仁通賴公、古注云、久我別流今中院家也、公卿補任云、永仁五年十月一日從一位、同月十六日蒙ニ准大臣宣下一。〇嘉元實家公、公卿補任云、嘉元三年十二月八日准大臣云々、相續任之の任字、辨疑に、准大臣は正官にあらざれば任といひがたし、その口宣に、宜レ准ニ大臣一と記され、記錄には蒙ニ宣下一と見えたりといへり、下なる爲ニ名家一任レ之の任の字も同じ。〇前大納言定房爲ニ名家一云々、辨疑に、此條の文に依れば、名家諸大夫の二號差別なきに似たり、已に大納言の條には、光顯卿以來爲ニ諸大夫一雖レ任レ之、また撿非違使別當條に、昔者諸大夫不レ任レ之、而顯賴卿初任レ之、と見えたり、各定房公と同流なり、但刑部少輔條に、名家五位及諸大夫五位と記したるに依れば差別あり、いかゞとあり、眞名抄に、定房諸大夫家也、爰爲ニ名家一者後人附會之失必矣、といへれば、諸大夫家と書改むべし、古注云、定房號ニ吉田內大臣一、是勸修寺家也、なほ名家のことは辨官篇、諸大夫のことは大納言篇にいへり。〇任ニ內大臣一之上者無ニ是非一歟、古注云、公卿補任云、建武元年九月九日任ニ內大臣一、无ニ是非一歟者、无ニ善惡沙汰一之言也、云

〔後愚昧記〕後光嚴天皇應安四年より同七年九月に至る藤原公忠の日錄也

〔伊尹〕名は摯、阿衡は一說にその號なりと云ふ。

〔周公旦〕文王の第三子也。

〔昭帝〕武帝の子、漢第八代の帝也。

〔霍光〕字は子孟、去病の弟也。

〔濫觴〕事物の紀原を云ふ、孔子家語三恕篇に、江始出於岷山、其源可以濫觴云々、とあるに出づ。

云、定房は後醍醐天皇の御乳父也、その御ゆかりにて任槐歟、後愚昧記、應安三年の件に、此例を引きて、後醍醐院天下一統之時、故吉田内府定房爲御乳父勞被任華、後醍醐院御行事不限此一事、毎事物狂沙汰等也、後代豈可因准哉、云々、以上准大臣篇、顯統本、速見本、共になし、後人の攙入なり。

攝政關白者大臣兼之。或去大臣職帶之。東三條入道攝政以來例也。凡此職者。異朝唐堯時舉舜爲攝政。殷湯以伊尹爲阿衡〔當攝政也〕周成王幼而即位。叔父周公攝政。如周公故事。然乃以周公〔旦〕霍光爲濫觴是也。關白者。漢宣帝立霍光猶攝政。非幼主之故。霍光還政宣帝。猶重其人。令關白萬機。關白之號自此而始云々。本朝仲哀天皇崩後。皇后攝政。平三韓而歸筑紫。誕生皇子。皇子在襁褓。皇后猶攝政。遂臨天下六十餘年。雖同正帝。奉稱攝政。其後推古天皇朝。皇太子廐戸皇子〔推古姪也〕攝政。齊明天皇御宇。皇太子中大兄皇子〔又〕攝政。淸和天皇幼而即位。外祖忠仁公。奉文德天皇遺詔而攝政。是本朝以人臣爲攝政之初也。爾來彼一門爲執柄之臣。又執柄必蒙一座之宣旨。故稱一人。又云一所。然而閑院太政大臣〔公季〕著關白左大臣〔頼通〕上。久我太政大臣〔雅實〕著關白左大臣〔忠通〕上。是邂逅例也。

〔頭注〕攝政關白云々より以來例也まで廿七字は、攝關と三公との座次をいへる也、故に、眞名抄云、是非云攝關之始、而云一座宣旨之始也、其大臣兼之者、第一大臣多兼之、又去大臣職帶之者、第二第三大臣之義也、是不依攝關而列官次之故也、是以東三條兼家公以來、第二第三之大臣攝關兼帶之時、去大臣職叙從一位申一座宣旨、以攝關列三公上之例也、この說の如し、攝政と關白との別は、西宮記に、攝政代天皇攝萬機、戴幼

〔書經太甲注〕同太甲上篇に、惟嗣王不レ惠二于阿衡一とある注也。

〔襁褓之中〕幼少なるを云ふ。襁は小兒を負ふ繦布、褓は小兒の被也。

〔腰輿〕手にて腰邊まで擡げ行く輿を云ふ、大嘗會御禊行幸の折召さるゝ外、俄に他所へ遷幸の際の御料也。

〔染殿后〕文德天皇の女御藤原明子也、清和天皇卽位せらるゝに及び皇太夫人となし、貞觀六年皇太后、元慶六年太皇太后の尊號を奉る、昌泰三年崩す。

主受二宣命一後、關白詔二內外一奏二請上下大小雜事一、先白二其人一而且行。○東三條入道とは御堂兼家公也、公卿補任に依るに、寛和二年六月廿三日一條帝踐祚、廿四日兼家攝政、七月廿日辭二右大臣一、仍攝政卽位日叙二從一位一、七月十二日次二列三公之上一。○凡此職以下攝關の濫觴に論及す。○堯舜云々、參考云、孟子曰、堯老而舜攝、朱子曰、孟子言堯但老不レ治レ事、而舜攝二天子之事一耳、古注云、史記曰、舜年二十、以レ孝聞、三十堯擧レ之、年五十攝二行天子事一、年五十八堯崩、年六十一、代レ堯踐二帝位一。○阿衡、書經太甲注云、阿倚衡平也、商之官名也、言天下所二倚平一也。○周成王云々、大全云、史記魯世家云、武王旣崩、成王少在二襁褓之中一、周公恐天下聞二武王崩一而畔、代二成王一攝二行政一當レ國矣。○是令攝政之儀也とは、下文以二周公旦霍光一爲二濫觴一とあるに依るに、舜と伊尹とは漢土の濫觴なるゆゑに、こゝに引はせられたれども、皇國の濫觴に取るは周公也、故に此の是字は、周公にのみかゝるなり、中右記天仁元年十月廿一日の件に、昔周公負二襁褓一、攝政殿扶持、宛如下周公旦輔二成王一之儀上歟、見るべし。ふることより周公を例に引くことなり。○博陸侯霍光、漢書注に、文穎曰、博大陸平取二嘉名一而無二此縣一也とあり、大全參考等同名といへるは非也。○奉二武帝遺詔一攝政者二周公故事、漢書云、上年老寵姬鉤弋趙倢伃有レ男、上心欲三以爲レ嗣、命二大臣一輔レ之、察二群臣一唯光任二大重一可レ屬二社稷一、上迺使二黃門畫者一、畫二周公負二成王一朝中諸侯上、以賜レ光、後元二年上病篤、光涕泣問曰、如有二不諱一、誰當レ嗣者、上曰君未レ諭二前畫意一邪、立二少子一、君行二周公之事一、云々、明日武帝崩、太子立是爲二孝昭皇帝一、年八歲、政事壹決二於光一。○周公旦の旦字河海の文にはあり。○關二白萬機一云々、漢書云、昭帝崩、無レ嗣、光武皇帝曾孫衛太子孫云々、武帝時有レ詔、掖庭養視、至レ今年十八、師二受詩論語孝經一、躬行二節儉一、慈仁愛レ人、可三以嗣二孝昭皇帝後一云々、是爲二孝宣皇帝一、光白二後元一奏二持萬機一、及二上卽一位、乃歸レ政、上謙讓不レ受、諸事皆先關二白光一然後奏御。○仲哀天皇崩後云々、天皇二字、河海にもあり、後字古本になし、河海を以て補ふ。○皇子在襁褓の皇子二字、古本頭本及河海共にあり。○既而皇子攝政の事は上件にいへり。○中大兄皇子又攝政の又字河海にあり、此皇子の攝政の事、齊明紀に所見なしといへども、女帝にてわたらせ玉へば、太政を攝行する人なくてはかなはざる理也、その人はたぞ、中大兄をおきて外にあらんや、これに依て准后意を以てかく書き玉へるなり、かつ孝德紀に、齊明の事を記して、七年七月丁巳崩、皇太子素服稱制、とある齊明の御代より引つゞきてのさまを見るべし、攝關補任次第云、齊明時皇子中大兄攝政。○外祖忠仁公今二文德天皇遺詔一云云、天皇二字古本にあり、忠仁公は藤原良房にて、清和の母染殿后の父なるゆゑに外祖といふ、これを此抄、人臣攝政の始とせられたる、もとよりさる事なり、武烈紀を考ふるに、仁賢天皇崩後、武烈天皇いまだ年若くおは

しまして、平群眞鳥大臣謀逆の狀露顯によりて、大伴金村大連、太子を輔けて眞鳥を誅戮せし事どもを記して、大伴金村連平ニ定賊訖反ニ政太子、とあり、反政は復辟に同じ、復辟は是まで攝たる政を復し上ること也、さればこの時、金村攝政にやともいふべけれども、仁賢の崩は十一年八月にて、その十二月に反政ありしかば、わづかに四月ばかりの間の事にて、攝政などいふべきほどにもあらねば除けるなるべし。○爲ニ執柄之臣の柄字板本政に作る、古本もしかり、類從本柄に作るに從ふべし、執政とては參議以上なべてにわたるべし、執柄なれば一人に限る名目なり、按に此抄和漢攝政の始をいひて、關白の事は漢土の故實をのみ擧げ、本朝の濫觴をもらせるはいかゞ、脫文にや、もしくは准后のおもひおとさせ玉へるにやあらん、河海抄にこゝと同じ文を載せたるに、爲ニ執柄之臣の下に、關白者、陽成天皇元慶四年十二月八日、詔ニ右大臣正二位藤原基經（昭宣公）始爲ニ關白（元攝政）是亦關白元始也、の四十三字あり、かくあるべき事なり。○又執柄必蒙ニ一座之宣旨、これ上なる東三條入道攝政以來例也を承けてかけるものなり、古注に、爲ニ攝關之人、不守ニ官次著ニ一座上之義也、是寬和二年七月、東三條入道以來之例也、古例貞觀十八年十一月廿九日、藤原基經右大臣之時、雖爲ニ關白、次ニ左大臣源融之下、天祿三年十一月廿七日、藤原兼通內大臣之時、雖爲ニ關白在ニ左右大臣之下、是各不蒙ニ一座之宣旨守ニ官次之故也、とあり、されば又執柄の三字は、攝關二ながら受けて說くべし、但玉葉承和二年閏十二月の件に、宇治殿始爲ニ攝政內大臣時、可列ニ左右大臣上之由被ニ宣下畢、後爲ニ關白左大臣之時、可列ニ太政大臣下由被ニ宣下畢、下等云々是始、則依爲ニ攝政重任也、自是關白攝政書ニ位署事出來云々、昔不書之云々、是則以ニ內大臣之身列ニ左右大臣上之條、頗无ニ其謂、仍書ニ載攝政字云々、後關白之時下等之條、關白自攝政之下、又太政大臣者爲ニ重任故也、とある文を味ふに、一座の宣旨を蒙れば、太政大臣といへども上たること能はざるはいはんも更なれども、もし宿德の太政大臣あるときは、一座宣下ありても、太政大臣をすゝめて上に坐しむることまれにあり、但攝政と關白とにつきていさゝか等差あるべし、攝政なれば宿德の太政大臣ありといへども上に着れん歟、下文に引ける公卿補任に、忠通關白の時は、太政大臣雅實の下に着かれたるに、保安四年正月廿八日改ニ關白爲ニ攝政、此時有ニ太政大臣之上、とある補任の文を以て知るべし、さてまたこの抄に、公季雅實の事を是邂逅例也とあるに依て按ふに、關白といへども普通なれば一座宣下のまゝに、太政大臣の上に着く事疑ひなし、系圖を按ずるに、公季は東三條兼家の弟なり、賴通は兼家の孫也、されば賴通の爲に從祖父なり、古注に、公卿補任を引きて、賴通寬仁三年十二月廿二日、辭ニ攝政爲ニ關白、同五年七月廿五日、公季任ニ太政大臣、于時關白在ニ公季之下、といへるこれなり、

〔平群眞鳥大臣〕大菟宿禰の子也、清寧天皇元年大臣に任ぜらる。

〔大伴金村大連〕談の子、仁賢以降六朝に歷仕し、武烈天皇以後大連たり

〔眞鳥を誅戮〕武烈紀前紀に、十一年八月億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣、專擅ニ國政、欲王ニ日本、陽爲ニ太子營宮了、云々、冬十一月戊寅朔戊子、大伴金村連謂ニ太子曰、眞鳥賊可擊、云々、即與定謀、於是大伴大連率兵自將、圍ニ大臣宅、云々、遂被殺戮とあり。

〔源融〕嵯峨天皇の第十八皇子、從一位左大臣に至り寬平七年薨ず、世に河原左大臣と稱す

〔門下省〕晉志に、給事黃門侍郞與二侍中一、俱管二門下衆事一、故謂二之門下省一、とあり、又唐志に、晉始置二門下省一と見ゆ。

〔侍中〕徐堅初學記に、秦取二古官制一、本丞相史也、丞相使史五人、來二往殿中一奏レ事、故謂二之侍中一、後魏始爲二樞密之任一、云々とあり。

〔正二人〕藤原時平菅原道眞並び任ぜらる。

〔光頼卿〕藤原顯頼の子也。

雅實は源氏なれども、系圖を按ずるに此公の姝卽忠通の母にて、外舅に當る、古注に、公卿補任を引きて、忠通保安三年十二月十七日、任二左大臣一、關白如レ元、于レ時在二太政大臣雅實下一、これなり、一は從祖父、一は外舅なるからに上にすゝめたるもの也。

大納言　令四人相當正三位今從二位／唐名亞相獻納亞槐

〔頭注〕大納言、和名抄云、於保伊毛乃萬字須豆加佐、令義解に、言納二下言於上一、宣二上言於下一也、といへるが如し、但名義は納二下言於上一を主としてなづけたり、さるは、納言は唐にて門下省の侍中に當りて、奏事を掌る官なれば也、宣二上言於下一は、自らそのうちに含みたるものなり、その敷奏宣旨等の事ともは令條にくはし。○相當正三位、今從二位云々、辨疑云、正下板本從字あるは衍也、今從二位と記せる誤也、大納言の相當を改めたる格文なし。

其職掌與二右大臣以上一參二議天下事一云々、然者大臣不レ候之間、奉行與二大臣一同、故云二亞相之官一也、異朝上古少師少傅少保、是云二三孤一、又云二三少一、是三公之貳也、故云二亞相一、漢以來爲二御史大夫一者、必轉二丞相一、依レ之有二亞相之號一、然而御史之職當二今彈正一、其儀不レ叶、爰稱德御世、暫改二大納言號一爲二御史太夫一、是故大納言唐名爲二御史太夫一不レ叶二舊式一者也、令正員四人也、宇多天皇御宇爲二正二人權一人一、其後權官加增、高倉帝御宇初爲二十人一、先朝後醍醐天皇御時被レ定二六人一、凡當官者人臣之重職也、可レ昇二大臣一之人任レ之、而光頼卿以來、爲二諸太夫輩又任一レ之、然至レ今爲二重寄一。

〔頭注〕與二右大臣以上一云々、令義解云、與二右大臣以上一參二議天下之庶事一、若右大臣以上並无者卽大納言得二專行一。○云二亞相之官一、古注云、亞相非二官名一也、百寮訓要云、亞相と申すは、大臣に亞ぎて公事を行ふゆゑなり、下故云二

〔澠池之會〕職官志卷第四彈正臺の條に解す。

〔淳于髡〕齊の人、齊威王に仕ふ。

〔叔孫通〕薛の人、高祖に仕へ、太子太傅に至る。

〔石川年足〕石足の子、官御史大夫に至り、天平寶字六年薨す。

〔蘇我果安臣〕系圖詳かならず。

〔巨勢人臣〕大納言比等の子也。

〔紀大人臣〕大納言麻呂の子也。

〔年中行事秘抄〕禁中の年中行事を註說したるもの、一卷也。

亞相一の四字古本无し削るべし。○是云二三孤一云々、古注云、尙書周官云、少師少傅少保曰二三孤ハ貳レ公改レ化、註、孤特也、三少雖二三公之異一而非二其屬官ハ故曰レ孤、大全云、陳氏雅言云、公謂二其源ハ孤導二其流ハ公正二其本ハ孤治二其末ハ公提二其綱ハ孤張二其目ハ公孤之職雖レ異而實同、雖レ同實異者如レ此。○必轉二丞相ハ通典云、漢以二丞相大司馬御史大夫一爲二三公ハまた同云、御史大夫秦官漢因レ之、故事選二郡守相高第一爲二御史大夫ハ向丞相次也、其必冀二幸丞相物故ハ或乃陰相毀害欲レ代レ之。○御史之職當二今彈正ハ通典云、御史之名、周官有レ之、蓋掌二贊書而授二法令ハ非二今任一也、戰國時亦有二御史ハ秦趙澠池之會、各命書二其事ハ又淳于髡謂二齊王一曰、御史在レ前、則皆記事之職也、至二秦漢一爲二糺察之任ハ秦以二御史一監レ郡、漢初叔孫通新定二禮儀一以二御史ハ執レ法擧二不レ如レ儀者ハ輙引而去是也。○爰稱德御世云々、古注云、稱德者孝謙復位之號也、廢帝天平寶字二年八月、改二大納言一爲二御史大夫ハ石川年足任レ之、同八年九月、復レ舊、蓋雖二廢帝御宇ハ政事悉任二稱德之意ハ故云二稱德御世ハ○不レ叶二舊式ハ天智紀十年正月、以二大友皇子一拜二太政大臣ハ以二蘇我赤兄臣一爲二左大臣ハ以二中臣金連一爲二右大臣ハ以二蘇我果安臣巨勢人臣紀大人臣一爲二御史大夫ハかく三公の次に御史大夫を連ねられたるに、この御史大夫卽後の大納言なり、故に旁注に、御史蓋今之大納言乎、と見えたり、これ本朝にて御史大夫の始なり、延喜式の歷運記、年中行事秘抄等、これを大納言の起原とせり、されどこの號をばほどもなく大納言と改められたるにや、天武紀元年八月の件に、大納言巨勢臣比等と見えたり、されば稱德の御代には、彼天智の例をとりてせられたるなるべし、古注云、天智御宇、御史大夫、天武朝被レ止レ之、然後以二令條一立二官號ハ然天平寶字中又依二漢制官號ハ是不レ叶二天武以來舊式一乎、かゝればこの舊式の字、天武以來のこととして天智の御代に及ぼすべからず。○令正員四人也、續紀に依るに、慶雲二年四月に二人にせられて、別に中納言三人置かれたり、くはしくは中納言條にいふべし。○寛平御宇云々、官職秘抄云、大納言二人正權勿レ過二三人ハ其後安和二年始爲二三人ハ永觀元年增四人、長和二年增五人、仁安元年增六人、承安元年增七人、壽永二年增八人、建久四五年以後還爲二六人ハかく權官加增し來れるうちに、高倉帝御宇初爲二十人ハとあるは非也、秘抄に、承安元年とあるが高倉御代の年號なるを、そのなりは增七人とこそ見えたれ、十は七の誤歟、また初字も妥ならず、先朝御時被レ定二六人一とは、正四人權二人の事なるを、これはた建久以來かくの如し、秘抄に見えたるを以て知るべし、もしくは建久以來はおのづから六人にてありしを、後醍醐の代に定制とせられたるか、然れどもその楮文いまだ見あたらず。○光賴卿以來爲二諸大夫一輩云々、古注云、光賴號二桂大納言ハ是葉室家也、公卿補任、永曆元年八月任二權大納言ハといへり、諸大夫に侍從諸大夫と對せると、公達諸大夫と對せるとの二義あり、侍從

〔清華〕官太政大臣を先途とし、大臣大將を兼ぬる家柄を云ふ、もと轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、久我の七家にて是れを七清華と稱せしが、後世醍醐、廣幡を加へて九家となれり。

〔帝皇編年紀〕神武天皇より、後伏見天皇正安三年に至るまでの編年史、僧永祐の撰也。

は殿上人也、公達は華族なり、こゝなるはその華族に對したる諸大夫家といふ事にて、當時諸大夫ないしにはあらず、公達は將相をも兼帶する家柄の人々にて、所謂清華なり、されど今の清華の如く、家の定まれる稱にはあらで、衰へては地下になれるもあれど、なほ公達の名を失はず、諸大夫は非侍從にて、もとは攝關大臣の侍所に候し、皆勤してなりのぼり、殿上をも免され、高官にもすゝむ家の事也、光賴卿などその列也、こゝの文義、諸大夫家より大納言になること、光賴卿に始れりといふにてはあるべからず、平治物語に、故中御門藤中納言家成卿を、鳥羽院大納言になさばやと仰せられしかども、諸大夫の大納言になることは、絕えて久しく候、中納言に至り候だに過分に候とあれば、往古は例もありつれども、堀川鳥羽の御代以來などにはなさ〳〵なかりけんを、光賴卿その中興にて、諸大夫家それより以來はまたなり〳〵任せらる、又字玩ふべし。

中納言　令外官也、舊官古來有之、相當從三位、唐名納言、亦作黄門

持統天皇六年始置此官、其後罷之、大寶元年定官位令、日無此官、仍爲令外官、慶雲二年又置之云々、相當三位也、四位參議任之時、執筆人即書從三位、人數近代爲十人、前朝被定八人、其後又不同、凡任當官者、參議勞二十年以上、撿非違使別當、大辨宰相攝政關白子爲二位三位中將者、近代大臣息三位中將等直任、非舊儀者也。納言已上殊可撰其人之官也、

〔頭注〕持統天皇六年始置此官の十字、帝皇編年紀に依て書かせ玉へり、年中行事秘抄にもかく見えたり、然れども持統紀を考ふるに、六年二月乙卯、是日中納言直大貳大三輪朝臣高市麻呂上表とありて、始置の事は見えず、延喜式の歷運記に、置年未詳とあるを正とすべし　○其後罷之、續紀大寶元年三月、罷中納言官、これに依て按ずるに、その始置は蓋持統卽位の年ならん歟、公卿補任に、中納言大神高市麻呂納言布施御主人とありて、この中は大中少の中ならず、中外の中なるべし、持統女帝なるゆゑに、簾中に入りて奏密を贊持する官を置かれて、これを中納言といへるならん歟、この御代には大納言の號所見なし、かゝれば辨疑にいへる如く、彼中納言は卽令

の大納言に等し、別に納言といふを置きたるは、簾外にて庶事を奏宣の爲なるべし、然るに令制定らんとするに至りて、女王の御代の位號にて无用なれば罷められたるにこそ。○大寶元年の元字を、板本二に作れり、一本を以て改む、續紀云大寶元年八一撰二定律令一とこれなり。○慶雲二年又置レ之、二年諸本四年に作る誤なり、續紀に、慶雲二年四月、勅大納言四人職掌既比二大臣一官位亦超二諸卿一朕念レ之任重事密、充レ員難レ滿宜廢二省二員一爲レ定二兩人一更置二中納言三人一以補二大納言不足一其職掌敷奏宣旨待問參議、其官位料祿准レ令、商量施行太政官議奏、其職近二大納言一事關二機密一官位料祿不レ可二便輕一請其任擬二正四位上官一別封二百戶、資人三十人、奏可レ之、と見ゆ、この時より大中少の義になりて大納言の次と定れり。○相當三位也、はじめ正四位上なりしかど、續紀天平寶字五年二月に、自今以後宜三改爲二從三位官一とあり、これより以後三位也。○四位參議任レ之時云々、江家次第除目篇に、四位參議任二中納言一者、書二從三位一後給二位記一こは參議も公卿なれど正官にあらず、中納言は公卿の正官にて、相當從三位なり、故に中納言に任れば必ず從三位にすゝむ、依之執筆の人、勅許を待たずして、押て大間の淸書に從三位と書す、故に拄史抄に、除目四位參議任二中納言一之時、執筆雖レ不レ蒙レ仰書二從三位一也とあり、執筆人とは除目の上卿也。○人數近代云々、官職秘抄に、承安元年增十人とあるこれなり、前朝被レ定二八人一とは、公卿補任後醍醐の正中二年の條を閲るに、八人見えたり。○參議勞二十年、これは三位參議の事也、官職秘抄には十五年以上兼也とあり、また此書にては、任二中納言一に四道を舉げたるに、秘抄には有二五道一といひて、參議中將を加へたり、實に大辨と中將とは同等の官なれば、昇進を競ふべき理なり、職原には脫せるにやあらん。○直任非二舊儀一者也、古注云、以二攝關子一位三位中將一直任二中納言一之義、是重二其人一之故也、陣座之作法、大臣過二陣前一時、參議平伏、故攝關子不レ任二參議一也。

參　議

〔八人　唐名諫議大夫　相公八座〕

參議者、諸官之中四位已上、有二其才一之人、奉レ勅參二議官中政一之意也、故非二正官一、然而除目任レ之、又例也、四位任レ之者猶稱二某朝臣一、三位已上稱二姓朝臣一也、八座者、異朝八座其職各別也、本朝、聖武天皇天平三年置二參議一、大同御宇罷二參議一置二五畿

〔置二中納言三人一〕大伴宿禰安麻呂・粟田朝臣眞人、阿倍朝臣宿奈麻呂これに任ず。

〔陣座〕朝廷にて神事、節會、任官叙位等公事を行はるる座を云ふ、貞丈雜記に、禁裏にて役人出仕して、役所に列座する事を陣と云ふ也、陣は役所と云ふ心也、云々とあり。

〔諫議大夫〕舊唐書職官志に、正五品上、掌二侍從贊相規諫諷諭一、とあり、事物紀原に、秦置二諫大夫一、後漢光武增爲二諫議大夫一、歷代不レ改、唐龍朔中屬二中書一、開元後歸二門下一、正元四年五月分二左右一、以レ左隸二中書一と見えたり。

七道觀察使。合八人。弘仁御宇罷觀察使。皆爲參議云々。八人自此而始。依之有八座之號。任參議有數道。左右大辨・近衞中將・有其才者・藏人頭及勘七箇國公文受領等。是也。已上號見任公卿是也。納言已上有封戸職田。又毎年除目有年給。大臣隔年任諸國掾一人。納言三年一度任掾一人。參議者不任掾。但獻五節之翌年給之。其外皆給諸國目一人。史生一人。是分其俸之儀也。

准三宮大臣者。毎年給官爵。爵從五位下。官乃掾者。内官也。如三宮之儀。

〔頭注〕有官之中の官字、板本臣に作る、今類從本、他本本に從ふ、これは有官の人の中にして、四位以上の才ある者を撰び任ぜらるゝなれば官とあるかた善し、臣としては无官の人にもわたれば板本よろしからず。〇故非正官、たゞ官中の政事に參議するのみにて、執掌の職なく、相當の位なし、故に位署式にも指物とせり、然るに菅家文草に、參議を職事とせん事を奏請の状あり、その文に、自職事升參議者、至兼本官、必有宣旨、遣褫解任之徒、奪情復任、亦降勅旨、准所食者職事之封、所載者除目之簿、號之職事、所以然非少、但格式未定考祿馬料之法、官位令无相當行守之文、此其或可奇非職事之故也、若果固非職事、則三位參議不帶餘官者、當无家司、所以爲非職事無位也、受神可得職事、所據已多、奇非職事、或有祇精、望被定官位考祿等之式、永爲職事之官、とあるいと理に當たれど、その事行はれず、今に非職事也。〇有稱某朝臣、これ御前にて召名の時の作法ないひて、三位參議と、四位參議との別を知らしめたるものない、もと相當なき官ゆゑに、三位よりも四位よりも任ぜらるれど、四位なれば召名に某朝臣といふ、某朝臣とは藤原緒繼朝臣と名を加へて稱ふなり、姓朝臣とは藤原朝臣と名を除きて姓のみいふなり、江家次第叙位儀に、大臣召參議一人、藤在座者可召之、其詞云、左近中將藤原朝臣、と見えて、旁注に、三位以上也、四位者名朝臣、とあるが如し、台記久安三年の新嘗に、今夜參入、參議經定教長共兼右中將、其姓藤原、其位三位、召之雖辨、中心持疑、若可召兼國歟、尤所見聞之、唯同召右近衞司藤原朝臣、但先可召其人之由、密示在旁之卿、是今案也、これに依るに、同官同位の參議兩人ありても、兼國などをば稱すまじき事とおもはる、猶字を下せるは、江家次第に、參議者雖四位猶卿

〔職田〕大納言以上及び地方官に授くる田地也、又た職分田、諸司職分田とも云ふ。

〔奪情復任〕哀情を奪ひて任官に復する義、令制に云ふ奪情從公也。

〔藤原緒繼朝臣〕百川の子、延暦廿一年從四位下に叙し參議に任ぜらる、後ち正二位左大臣に至り、承和四年薨ず。

也とある如く、四位より任ぜられたるも公卿の内にはあれど、召名には猶名朝臣なりと也。○八座とは參議八人なるゆゑにいふ、異朝の八座は、參考に、漢制といへるは通鑑綱目に依て誤れる也、大全にこれを辨て、按、漢成帝始置尚書五人、其一人爲僕射、四人分爲四曹、常侍曹、二千石曹、民曹、客曹、尚書各一人、後又置三公曹、是爲五曹、後漢五曹六人、其三公曹二人、或說有交曹分客曹、爲二也、幷一令一僕爲八座、魏以五曹尚書二僕一令爲八座、晉與魏同、至隋始定吏禮兵戶刑工六部、集覽以二僕六部尚書爲漢制非也、といへるが如し、さてかく異朝の八座は官司を八あつめたる名目にて、その掌る職、僕射を始め吏禮兵戶刑工おの〳〵別なれど、本朝の八座は、參議八人の事にて、その任皆同じとなり。○天平三年云々、古注云、公卿補任所見、天平三年八月任參議七人、房前、宇合、多治比縣守、藤原麻呂、鈴鹿王、葛城王、大伴宿禰道足等也、其後又多少不定、然れどもこれよりさきに、續紀大寶二年五月に、勅從三位大伴安麻呂、正四位下粟田眞人、從四位上高向麻呂、從四位下下毛野古麻呂、小野毛野、參議朝政、これその濫觴也　此抄は偏に補任に因りて正史の文をおもひおとし玉へるなり。○大同御宇云々、古注云、補任云、大同二年四月、以參議從三位藤原葛野麻呂、藤原繩主、參議正四位下藤原園人、參議從四位上藤原緒繼、秋篠安人、參議從四位下吉備泉、安倍兄雄爲畿內七道觀察使、是乃觀國司之行跡察百姓所患苦也。○弘仁御宇云々、古注云、弘仁元年六月、罷觀察使皆復參議、從三位藤原繩主、菅野眞道、正四位上藤原緒嗣、正四位下吉備泉、從四位下藤原仲成、藤原眞夏、多入鹿、紀廣濱等也、この八人觀察使よりたゞちに參議になれりしより、參議八人といふことは始まれるなり。○參議有數道といひて四道を擧げたり、參議要抄、官職秘抄等には、任參議七道を載せたり、そはこの抄の四道の外に、式部大輔爲侍讀者、左中辨、散三位の三道なり、また勘七箇國の七字、江家次第、參議要抄等、互に作れるに從ふべし、勘公文とは、前諸國前司の解由取りたるをいふ。○已上號見任公卿是也とは、太政大臣以下參議以上也、當官を見任といふ、前官を非參議といふなり。○納言已上有封戶職田とは、祿令に、太政大臣三千戶、左右大臣二千戶、大納言八百戶、また田令に、凡職分田、太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町とあり、中納言は令外ゆゑに、令條には封戶職田のさたなし、民部式に、中納言四百戶、參議八十戶と見え、また拾芥抄に、太政大臣左右大臣封戶千五百戶とありて、職田は三大臣ともに令に同じ、內大臣封戶八百戶、職田无之、大納言封戶六百戶、中納言三百戶、職田共二十町、參議封戶六十戶とあり、職田の事所見なきは、內大臣に同じく无きにやあらん、かく封戶は參議に及べるを、こゝに納言以上とかゝせ玉へるは、もしくは參議には職田なきに依てならん歟、さてこの封戶

〔通鑑綱目〕周威烈王廿三年より、後周世宗の顯德六年までの事を記せる書、朱熹の撰也。

〔房前〕不比等の第二子、次の宇合は第三子、麻呂は第四子也。

〔多治比縣守〕島左大臣の子也。

〔鈴鹿王〕高市皇子の御子也。

〔大伴宿禰道足〕馬來田の子也。

〔大伴安麻呂〕右大臣長德の第六子也

〔小野毛野〕妹子の孫、毛人の子也。

〔藤原葛野麻呂〕小黑麻呂の長子也。

〔藤原繩主〕藏下麻呂の子也。

〔參議要抄〕朝廷諸公事及び參議受任の次第を記して參議職の執務章程を示せる書、二卷也。

職田の外に、位田あれど、これは官につくものにあらず、且四五位に及びて公卿に限らざるゆゑに、こゝには載せられぬなるべし。○毎年除目有年給云々、除目の事は上に注せり、年給とは、江家次第除目篇に、太政大臣、目一人、一分三人、左右大臣、目一人、一分二人、納言、二分一人、一分一人、とありて、年毎にこれを給ふ、納言の下に二分とあるも、即目の事也、かく目を二分といひ、史生を一分といふ、その起は主税式に、凡國司處分公廨差法者、大上國長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、中國无レ介則長官五分、下國无レ掾則長官四分、と見えて、公廨といふは正稅の外なる國の儲物なり、この儲物を以て前司の未進、山川の崩決、寺社の破損等をつくのひ、その餘を分ちとる差法の名にて、大國上國のたぐひあれば、差法一樣にはせられざれども、こゝは彼國司の給物に擬へて給はるゆゑ、さのみこまかなる事にはあらざるべし、たとへば米千石あまれるを、六四三二一を合せて十六となる、これをわれば、一分六十二石五斗になる、すなはち守は六分三百七十五石、介は四分二百五十石、掾は三分百八十七石五斗、目は二分百二十五石、史生は一分六十二石五斗となるなり、この國司の公廨を公卿に給はるを年給といふ、毎年の給物といふ義なり、されば千石の差法にていへば、大臣の目一人一分二人は合せて四分ゆゑ、その俸介に同じく、二百五十石也、餘も准へて知るべし、さてこの納言以上の年給の江家次第に載たる員數は、毎年給ふ事なるを、この外に、大臣は隔年に、掾一人、納言は三年に掾一人を玉ふ、こは毎年の給の外なり、この三年といふにくさ／＼の說ありて、或は四年とも、或は五年ともかける書どもあれど、まことはみな同じ事なり、そは除秘抄に、三年者中三年置也、四年とは任たる次の年より任する年まで也、五年とは初任の年より後任の年まで也、とあるが如く、納言の任掾は中三置きて、任年より五年經て玉はるなり、參議も毎年のは、江家次第に、二分一人一分一人と見えて、納言に同じけれど、不レ任レ掾が納言とのかはりめ也、但豐明節會の五節舞姬を獻じたる翌年、掾を任ず、江家次第傍注に、參議五節二合、自二安和二年一始レ之、爲レ當二五節之用途一也、とあり、そも／＼かく參議以上の人々に、諸國の掾目を玉はるは、たゞ國司の俸をわかちて玉ふことなるを、これを濫觴にて、家人に有官の者を召使はるゝやうになりゆき、その弊やう／＼ふかくおよすけて、諸大夫の家人さへあるやうになりたり、但こは令條の制おとろへて、家令を任ずる政のたえたるより起れるなるべし。○其外皆云々とは、古注に、不レ獻二五節舞姬一參議也、とあり、參議八人の内にて、五節舞姬を獻じたる人は、その翌年に例年の目一人史生一人の外に、掾一人を玉ふ、舞姬を獻ぜざる參議は、例年の目一人、史生のみを玉ふなり、其外の下に、類統本、速水本共に、毎年の二字あり、无くても聞えざるにあらねば、本のまゝにて解く。

〔位田〕品位及び位階五位以上を有する者に給與する田地を云ふ、令制によれば、一品及び正一位八十町、從五位八町、その間二十町乃至四町の差等あり。

〔豐明節會〕新嘗祭の翌日即ち十一月下の辰日に、主上其年の新穀を聞食し、群臣に饗を賜ふ儀を云ふ、又大嘗祭にも此節會あり、豐は美稱、明は酒にて顏の赤む義、即ち饗宴の意也。

〔五節舞姬〕豐明節會に舞を行ふ童女を云ふ、上卿諸國司公卿等の女子あるものに命じて獻ぜしむ。

〔光明峯寺關白〕藤原良經の長子道家を云ふ。

〔法助〕仁和寺の法主也、開田准后と稱す、弘安七年寂す。

〔惠子女王云々〕永觀二年十二月花山天皇の勅書にて、女王は天皇の外祖母也。

〔藤原璽朝〕文武天皇の朝也。

〔開田次筆〕見聞の事實を記し、傳說の正誤を考證せる隨筆にて、伴蒿蹊の著、四卷あり。

〔鈴印〕鈴は驛鈴也官使諸國へ向ふ時にこれを賜はり、驛馬を徵發する時の證となす也。

○准三宮大臣、官職難義云、大皇太后宮、皇太后宮、皇后の三宮に准ずる事也、后の官にてあるを、男また法中になさるゝ事、道理に叶はぬやうなれど、貞觀十三年に、忠仁公准三后、年官年爵封戶等を玉はる、是は官爵封戶を玉はらん爲なり、また法中に成玉ふは、光明峯寺關白の御息御室法助と申しゝに、御母儀政所准后にてわたり玉ひしを、讓り申されたるより此かた例となりて、皆なり玉ふなり。○爵即從五位下、官職難義に、叙位に叙爵を一人玉はる也、田令に、凡位田從五位八町、田租稻二十二束、と見えて、義解に、束稻舂得五升也とあり、されば五位八町なれば租百七十六束、即米にして八石八斗なり、また官乃掾若內官也、これは縣召の除目に、掾一人目一人史生三人を玉ひ、京官除日に、內官一人を玉ふをいふ、されば掾若內官とありては、目史生の事洩れ、かつ若字叶はず、掾目各一人史生三人與內官也と記し玉ふべき事なるをおもひたがへ玉へる歟、轉寫の誤などあるか、辨疑に、除秘抄、一院三宮、爵一人、內官一人、掾一人、目一人、一分三人、此外准后人隨ニ見在一被レ申レ之云々を引けるを證とすべし、さてこの官爵を玉はるもとよりその官爵に充る人は、大臣の心に任せらるゝ也、或は作名の任もあるべし、さるは本朝文粹に、惠子女王の封戶官爵の敕に、聊爲ニ湯沐之資一とあるに同じこゝろばへにて、必ずしもその人はなくても、その俸を玉ふを旨としたるもの也。

少納言三人 〔相當從五位下 唐名給事中〕

〔頭注〕少納言、威奈大村墓碑に、藤原璽朝小納言とあり、大村は慶雲四年に卒せる人なり、然るに小字を用ひたるをおもへば、今の少納言も、ふるくは小納言とやかきけん、大中小と對せるをおもへば、小のかた然るべからん歟、また同碑に、兼太政官左小辨とも見えたり、但開田次筆に、少去聲によめば小の意になれりといへり、さては少小同じ。

昔者重職也。必兼侍從。拾遺補闕之任也。弘仁御宇置藏人所之後。其職掌遷於侍中。仍少納言只掌鈴印等事。其職兼太政官中務省也。近代可然之諸大夫任之。花族又任之兼近衞中少將之例有之。先者叙四位者避職四位後帶之又常事也

〔傳符〕傳馬を徵發する時の證として官使に賜ふ符也。

〔玉海〕長寛二年以後四十餘年間の藤原兼實の日錄也、もと玉葉と云ひしが、藤原良基新にこれを寫して玉海と改む。

〔法興院相國〕藤原兼家を云ふ、嘗て法興院を建立せる故也。

〔叙留〕位を昇叙して、官は原職に留まるを云ふ、留は官を抑留する意也

〔頭注〕昔者云々、これは下文に、弘仁御宇云々とある、その嵯峨天皇の弘仁元年に藏人所を置かれしより以前なり、くはしくは藏人篇にいへり。○必兼侍從の上に、板本三人の字あり、古本に據て除く、少納言は見任三人にて、みな侍從を兼ぬれば、煩はしく三人とかくべきにあらず、江次第抄曰、任ニ少納言一之時、必兼ニ侍從一、雖レ不レ載ニ除目一自書加。○弘仁御宇云々、嵯峨天皇の弘仁元年也、その事藏人篇にくはしくいへり。○遷於侍中、侍中は門下省の長官にて、太政官の大納言にあたるよし別記にいへり、されば藏人を侍中といふは、もとあやまり也、そのよし藏人篇にいへり。○只掌鈴印等事、職員令、奏ニ宣小事一、請ニ進鈴印傳符一、進ニ付飛驛函鈴一、云々、とあり、この奏宣の事は藏人にうつりて、たゞ鈴印以下を掌るのみなり、○其職云々、古注云、少納言者爲ニ太政官職事一、侍從者爲ニ中務省被接一、故曰レ兼。○近代可レ然之諸大夫云々之字、板本也に作る、古本及活板を以て改む、諸大夫の事、大納言篇にいへり。○花族又任レ之、古注云、是古例而後世不レ任レ之、後世平家菅家清原等任レ之、云々、これらの家、諸大夫の列にて、上文にいへる近代の事也、さてまた花族は、少納言にて中少將を兼ぬる例もあり、兼以下十字、又任レ之に引つゞけて見るべし、官職秘抄曰、諸衞將佐任例昭宣公御堂關白道長能信。○先者叙四位者云々十七字古本なし、類本にはあり、但類本には先者の三字なし、古本に十七字皆ながら无きはさてもよろしきを、類本には十七字の內、先者二字を除きて載せたるは脫せる歟、または續統本、速水本等に從て加へざる歟、おぼつかなし、先者とは昔者といはんが如し、少納言は五位の官なるゆゑに四位に叙すれば職を去る也、但やゝ後になりては、すぐれて才能ある人は叙留もせし例あり、玉海承安三年正月七日、抑少納言源信康留ニ四位一希代事也、古來纔兩三人皆是才能相兼之輩、華族英雄之人也、信康之爲レ體、背ニ其撰一哉、非ニ權門一、非ニ英華一、无ニ才學一、无ニ藝能一、不レ備ニ一能一、不レ學ニ令善一、足レ驚爲レ奇、未ニ曾有一事、とあるを以て、叙留の難きを知るべし、但古注に、叙留四位初例、法興院相國天暦十年九月少納言、應和二年正月叙ニ從四位下一、此以後例多、といへるは、玉海所謂華族英雄の事にて、諸大夫家にては稀なるべし、四位後帶レ之云々は、古注に、四位之人或望レ之者、又被レ任、と見えて、諸大夫の少納言の事也。

大外記二人　　少外記二人

相當正六位上　近代五位
唐名外史或門下錄事
相當正七位上

〔中原氏〕安寧天皇の皇子磯城津彥命より出づ。

〔尋常小事云々〕職員令に、掌奏宣小事云々とあり。

〔淸愼公〕藤原實頼の謚號也、忠平の子、從一位太政大臣に至り、天祿元年薨す。

〔廢務〕諸司の政を廢するを云ふ、その期間は一日乃至三日なれど、概ね一日にて、三日は極めて稀也。

〔頭注〕外記の相當は、官位令、大正七位上少從七位上なりしを、延曆二年五月に、此抄の如く改まれり、其格續記に見ゆ、任官勘例に、大外記五位二人例始レ自二廣人田使等一、仁和以後中絶、保延五年自二師安加補一爲二流例一、とあり、これに依れば近代といひがたからんか、少三人、古注云、令條二人、今此書有二三人一、是正官二人、權官一人歟。

太政官中有二三局一。左右辨官掌二其局一 左右大史 外記是也。近代左大史兼二左右一。此云二官務一。外記上首此云二局務一。仍今稱二兩局一也。外記恒例臨時公事。除目叙位等事。奉行之官也。尤爲二重職一。近代淸中兩家任二其職一。於二少外記一者。彼兩家輩。同門生等。依二器量一任レ之。

〔頭注〕三局、職員令義解に、太政官内惣有二三局一、少納言左辨官右辨官是也、と見ゆ、その辨官局なば大史掌り、少納言局なば外記掌る、故に辨疑に、外記二字を少納言にかへ、その注に外記掌其局と左右大史の如く小字にすべしといへるさることなり、官務は小槻氏也、壬生と稱す、局務は中原氏也、押小路と稱す、太政官中云々以下四十八字古本无し。〇外記恒例臨時公事云々、外記職掌の旨とする所は、勅書奏文の事也、故職員令に、勘二造詔奏一とあり、此抄に恒例臨時公事とある、これ即尋常小事は少納言奏宣し、臨時の大事は大納言奏宣す、その小大公事の詔奏、みな外記これを勘造して局底に記錄し留む、また叙位除日に、外記のあづかる事江家次第を見て知るべし、異朝に比へば、外記は門下省の録事也、史は尙書省の都事主事也、故に史は諸司諸國の庶務を掌り、外記は恒例臨時の勅奏を掌る、これその史と別なるけぢめなり、六典にくはしからざれば、このおもむき曉り得がたし、年中行事秘抄に、淸愼公奏事を引きて、廢務休日之外何无二外記之政一、大小有レ限之務、延レ期累レ月、内外請印之文、滿レ閣如レ山、といへるは、まことに外記のさまをよくいへるもの也けり。〇淸中兩家云々、官職秘抄云、大外記往年多以二文章生一任レ之、近代以二明經諸代者一任レ之、少外記重代者居二諸司三分一任レ之、文章生一人必被二加置一。〇彼兩家輩云々、古注云、兩家淸中也、但今世淸家不レ任二大少外記一、是後光明院御宇、少納言秀賢以來被レ止レ之。

辨

〔頭注〕辨、和名抄、大辨を於保伊於保止毛比と訓めるおほともなひの略にて、諸司諸國を伴ひ、政を申す義也。

〔春澄善繩〕伊香我色乎命の裔、豐華の子也、天長五年春澄姓を賜はり、承和十年文章博士、貞觀二年參議に任ぜられ、同十二年從三位昇叙、同年薨ず。

〔和漢朗詠〕和漢の詩歌中朗詠に適するものを撰びし書にて、四條公任の撰にて二卷也。

〔臺閣〕尚書を云ふ、後漢書仲長統傳に光武皇帝政不レ任レ下、雖レ置二三公一、事歸二臺閣一とある注に、臺閣謂二尚書一也とあり。

左大辨　相當從四位上　唐名尚書左右大丞

右大辨

官中事大辨所二執行一也。仍爲二重職一名家譜第華族中有二才名一之輩、參議之時兼レ之爲二規摸一、無二文才一人不レ居レ之乎

〔頭注〕名家譜第、三代實錄、貞觀十二年二月の條なる春澄善繩傳に、昔者世二文章博士一之時、諸博士每各名家、更以相輕、短長在レ口、又弟子異レ門、互有二分爭一、善繩獨立自恃不レ預二議論一所レ及、の名家に同じくて、もと左傳序後漢書等より出でたる字にて、儒家の稱にはあらず、儒名ある人の稱なるを、後に轉用して諸大夫の内にて才學を以て拔擢せられ、名望ある家の號となれり、譜第は系譜の次第也、昔は諸大夫なりしかど、代代才名ある人系を繼ぎ、名家の號を失はざるを譜第といふ。○華族依二清撰一、和漢朗詠に、尚書者亦天下之望也、庸才不レ可三以累二臺閣一乎、とある如く、名家の内清撰せらるゝ也。○參議之時兼之、時兼之の三字、類本には辨の一字に作れり、大辨より參議を兼ぬる也、參議より大辨を兼ぬとしては法正しからず、類本是に似たり、されどもこのまゝにても聞えざるにはあらねば改めず、古注云、是大辨宰相也。

左中辨　相當正五位上　唐名尚書左右中丞又左右司郎中

右中辨

左少辨　相當正五位下　唐名尚書左右司郎

右少辨

〔匈奴單于〕匈奴は北夷の名にて、單于はその首長の稱號也。

〔羌夷〕支那西方の蠻族也。

〔尙書郎握蘭云々〕初學記職官部に、應劭漢官儀曰、尙書郎、含二雞舌香一伏奏レ事、故稱三懷レ香握レ蘭、趨二走丹墀一とあり。

〔晉職官志〕晉書志類の內也。

名家譜第任レ之。多者先補二五位藏人一。乃任レ辨也。藏人帶レ之頗清撰也。近衛中少將中有二才名一之人。遷二任辨官一。或兼レ之。又爲二規摸一矣。五位辨叙四位之日。去二其職一者也。近代多叙留。又中辨者多分四位也。少辨者多分五位。是近來之例也。又中少辨之間。權官一人必任レ之。凡尙書者。管轄之任權衡之職也。尤可レ撰二其人一。上象二七星一故也。又漢朝尙書郎親近之官也。仍口含二鷄舌香一。手握レ蘭。故云二握蘭之職一也。

〔頭注〕先補五位藏人云々、藏人篇に、この順路見ゆ、任レ辨は即任二中少辨一也。○藏人帶レ之とあるは、同篇に、補二藏人頭一猶帶レ辨、是又清撰也、これ中辨より頭を兼ぬるなり、但大辨になりても兼ぬる例あり、辨官補任に見ゆ。○遷二任辨官一或兼レ之、これ中辨に遷任の事也。○五位辨は中少辨をひとつにいへるない。○權官一人必任之の下、板本仍謂之七辨の五字あり、古本に依て除く、權官を一人加へて七辨とせるは、上象七星故也へつゞく文勢にて、謂之七辨といふ、もしを間に挾みては、大に語脈を失ふ、古本の无きに從ふべし。○凡尙書云々、古注に、尙書は辨官唐名也、秘笈新書曰、秦時少府遣二吏四人一、在二殿中一主二發書一、故謂二之尙書一、とあり、今按するに、これ尙書の稱の原始也、辨官の唐名をいふの證にはならず、辨官を尙書にあてんには、六典の注に、尙書郎漢初置二四人一、一人主二匈奴單于營部一、一人主二羌夷吏民一、一人主二戶口墾田一、一人主二財帛委輸一、光武分二尙書一爲二六曹郎一、合三三十四郎、而史闕二曹名一、とあり、この尙書まづは辨官にも比すべきものならん歟、唐朝の六部尙書は、各別の司ゆゑに、こゝには引きがたし、唐に准へばたゞ右丞以下の官人よくこれに當る、そは別記の圖を以て知るべし。○管轄、古注に、管者庫藏諸門之管籥也、轄者車軸端鐵、これ政事の肝要をいふ。○權衡、同云、權懸錘也、衡橫木也、所三以知二輕重一者也、これ庶物の均平をいふ。○七星は北斗七星也、大全云、李固疏云、陛下有二尙書一、猶二天之北斗一、北斗爲二天喉舌一、尙書陛下喉舌。○又漢朝尙書郎云々、六典注に、尙書郎握レ蘭、含二鷄舌香一奏レ事、與二黃門侍郎一對揖、黃門侍郎稱二已聞一乃出、とあり、また同書の注に、晉職官志云、黃門侍郎秦官也、掌レ侍二從左右一、漢因レ之、とあり、彼是をかよはして考ふるに、漢代に黃門侍郎といふは侍從にて御前にのみさぶらふ、尙書郎は執政にて外廷に仕ふるものなれども、奏事の爲めになり〳〵內裏に入る故に、親近之官といへるなり、親近は外より親し

〔西京雜記〕劉歆の漢書の遺藁を取り班固の記載せざる所を集錄せし書也舊本或は漢の劉歆の撰と題し、或は晉の葛洪の撰と題す、實は梁の吳均が名を葛洪に託して作れるものと云ふ。

〔博山鑪〕富士形の香爐也、草書禮記に、案、博山爐、上廣下狹、側成而四方形象華山、故以得名、不曰華山而博山者、考韓非子、秦昭王令工施鉤梯上華山、以節拍之、必爲博箭長八尺棋長八寸、而勒之曰、昭王嘗與天神博於是、故曰博山也とあり。

み近づく義也、こゝは辨官をふるくより尙書といへども、唐名に當らぬゆゑに、漢朝の官名を引きていへるものなり、これを唐になぞらへば、尙書郞は尙書省の官人、黃門侍郞は門下省の官人なるべし、鷄舌香は事文類聚に、一名、丁子香、以其形似丁子也、郞丁子大者、今謂丁香母是也、日華子云、治口氣、といへり、その鷄舌は、もと香木の花なり、同書に、一木四香、根曰旃檀、節曰沈香、花曰鷄舌、膠曰薰陸、見西陽雜俎、とあり、蘭は說文に、香草也、和名抄に、兼名苑云、一名、蕙、布知波賀萬、と見えたり、そもそも鷄舌及蘭草の類、後世之沈腦等にくらべんに、たとしへもなくその香おとるべきを、漢朝にこれを尊とびしは、後世の如き香なかりしゆゑ也、そは事文類聚に、演繁露を引きて、秦漢以前、二廣未通中國、中國无今沈腦等香、其尙臭之極者、椒房郞官以鷄舌奏事而已、較之沈腦、其等級之甚下不類也、惟西京雜記載、長安巧工丁緩作被下香爐、頗疑、已有今香、然劉向銘博山鑪、亦止曰、中有蘭綺、青火朱煙、玉臺新詠說、博山鑪亦曰朱火、然其中、青煙颺其間、香風難久居、空令蕙草殘、二文所賦皆焚蘭蕙而非沈腦、是漢雖通南越亦未見越香也、といへるが如くなるべし。

史

〔頭注〕史の職掌大旨は外記篇にいへり、諸司諸國の庶務を記錄するなり。

左大史二人

相當正六位上
唐名尙書左右都事

右大史二人

中古以來。小槻宿禰爲一史。行官中事。謂之官務。多是五位也。其餘彼一族。及門徒等。依器量任之。凡官務者太政官文書悉知之。樞要之重職也。小槻氏稱禰家宿禰之義也。

〔頭注〕小槻氏は姓氏錄を考ふるに、垂仁皇子於知別命の後也、始は臣姓なりしに、後に宿禰をたまへり。〇一史

〔史生〕公文書の繕寫、文案の署書を掌る、八省の史生は中務、式部廿人、治部、民部、兵部、刑部及宮內各省十人、大藏省六人也、寮以下これを略す

〔官掌〕職員令に、「掌下通二傳訴人一、撿二校使部一、守二當官府一、廳事鋪設上」とあり、「クワンシヤウ」と訓む例也。

は左大史也、官職秘抄云、近代小槻氏必居二此職一、往年强不レ然。○門徒とは、小槻氏の門に入りて故實を學問する者也。○樞要、古注云、樞、門戶樞也、要、扇要也、猶レ言二肝要一也。○爾、小補韻會云、乃禮切。

左少史二人 〔相當正七位上近代六位 唐名尙書主事〕

右少史二人

已上謂二之八史一

左史生十人 〔唐名行署〕

右史生十人

〔頭注〕左史生云々、古注云、自レ是以下八省諸寮、諸司、諸職、臺坊以下司々、皆有二史生一、雖レ然省略不レ載二此書一。

大臣以下判補之職也、居二其職一者多轉レ史。但小槻氏輩不レ補レ之。門徒等補レ之。

〔頭注〕判補の補字、板本授に作る誤也、官掌の下、補字また同じ、授は位階にいひ、任は官にいふ、みだりに字を用ひがたし、官掌の注あはせ考ふべし。

左官掌二人 〔唐名掌固〕

右官掌二人

〔太政官被官也。大辨以下判二補之一。〕〔凡諸官有二長官次官判官主典一也。假令太政官。大臣爲二長官一。納言爲二次官一。少納言辨爲二判官一。外記史爲二主典一也。餘可レ准レ之。太政

〔節會〕節日の集會の義なるが、此日には群臣に賜祿あるより、後には祿を賜ふを云ひ、祿なき日は節會と云はざるに至れり。

〔任大臣の節會〕大臣任命の時、朝廷より賜はる酒宴をいふ、玉葉文治二年十月廿九日、愚昧記文治五年七月十日の條に、其式詳しく見えたり。

〔關白前太政大臣〕藤原忠通の子基房也、嘉應三年太政大臣となり、承安二年關白に拜せらる、寛喜二年薨ず。

〔師家〕藤原基房の子、後ち攝政、內大臣に至り、曆仁元年薨ず。

〔基通卿〕攝政藤原基實の長子也。

官長官。行節會任之。納言已下主典以上者。除目任之。史生官掌者判補官也。然而太政官者其寄異他。仍史生官掌猶爲重職。

〔頭注〕太政官被官也の六字、古本に无し、除くべし、史生官掌を被官といへるは非なり、また管を官とかけるもたがへり、被管とは中務の內藏、民部の主計などの如く管せられたる司をいふ、釋疑云、史生官掌は相當の位階當つべきものなし、故にこれを流外官といふ、長官次官判官主典の流內に對へたる稱なり。○凡以下九十七字後人加筆也。○外記史、板本たゞ史とのみあるは脫せるなり。○行節會任之、江家次第云、至大臣者只宣命任之、仍不入除目云々、宣命とは百官に宣へ聞しめ玉ふ詔命なり、故に百官を集め節會の式行はる。官職難義云、任大臣の節會とて、大臣は節會に宣命にてなるなり、其ついでに大中納言參議を任すれば、同じく節會の宣命にのる也、常は大中納言參議は除目に任ずる官なれども、節會のついでなれば、大臣とひとつに載らるゝなり、百練抄に、治承三年十一月、關白前太政大臣并權中納言師家解官、以二位中將基通卿可爲關白內大臣氏長者之由宣下不被行節會、被任大臣例、今度始之、未曾有之珍事也、これよりのちはかゝる事もおほかるべし。○其寄とは人の心を寄せるをいふ、源氏桐壺に、一の御子はよせ重く疑なきまうけの君とあるよせに同じ。

中務省〔當唐中書省又號鳳閣〕

八省以中務爲重職。宮中事當省可統領之義也。異朝同重之。以尚書爲南衙。以中書爲北司。本朝近代之例頗無其實。然而相當異于七省。又當省卿已下。雖文官帶劔之職也。

〔頭注〕八省の下、板本中字あり、類本の无きに從ふべし。○爲重職とは、令集解に、凡中務者詔勅之所通、宮中之要所、故次二官之後、居七省之上。○可統領之義也とは、此省を重職とするは、宮中の事を統領するを以ての義也。○異朝云々は、唐朝の事也、事文類聚に、唐開元元年云々、時謂尚書省爲南省、門下中書爲北省、亦謂門

下㆓爲㆓左省㆒、中書爲㆓右省㆒、或通謂㆓之兩省㆒と見えたり、本朝にては門下を太政官に并せたるゆゑ、此にたゞ尙書と中書とを對へて南北とし玉へるは、准后の意也。○顯光㆓其實㆒、これは嵯峨天皇弘仁元年に、藏人所を置かれしより、中務は宮中の統領にて、卿は親王、輔は名家より任ぜられ、その職は侍從獻替、その位は七省に冠たるゆゑに、主上も憚り玉ふ所多くて、昵近うとくなりゆき、藏人は今いふ納戶役の類にて、朝夕の服御の物を取扱はしめ玉ふまゝに、主上も御心やすく思しめさるゝからに、奏宣出納おのづから藏人にうつりたり、故に中務は名ありて實なくなれり、藏人篇に并せ見るべし。○然而相當云々、中務は卿相當正四位上、七省は正四位下、大輔正五位上、七省は正五位下、少輔は從五位上、七省は從五位下也、丞以下は八省共に同じ。○帶劍之職也、こは卿は勅授なれども、輔以下は勅授にあらず、たゞ侍衞たるに依りて帶劍す、中務式に、凡大儀日、輔著㆓淺紫襖、金銀裝腰帶、金銀裝橫刀、烏皮靴㆒、策㆓著レ幟殳㆒、丞并內舍人皂緌緋襖、挂甲白布、帶㆓橫刀弓箭㆒、麻鞋、其日輔丞率㆓內舍人㆒、大極殿前庭近衞陣以南隊レ之、と見え、また西宮記に、侍從中務輔等不レ著㆓野劍㆒、雖㆓宿衣直衣時㆒、倘用㆓細劍平緒等㆒、と見えて、中務は文官なれども、輔以下も諸衞に同じく、隊仗のことに預れば、帶劍なり、卿はもとより勅授帶劍也、故に卿已下云々といへるなり。

卿 相當從四位上 唐名中書令

親王任レ之。四品已上 臣下不レ任レ之。

〔頭注〕臣下不レ任レ之、續紀慶雲二年十一月、以㆓小野朝臣毛野㆒、爲㆓中務卿㆒、後紀、延曆十八年二月、中納言藤原朝臣雄友兼㆓中務卿㆒、この外古注に、延曆中、和氣家麻呂、承和中、源定を擧げて、その親王初例未レ詳、紹運錄所見、淳和御子恒世親王、文德御子惟彥親王等也、臣下不任之始可レ尋、といへり、百寮訓要云、親王なき時は闕にてあるべし。

大輔 相當正五位上 唐名中書大輔或中書監 但異朝中書令上置監然者以大輔比于監無其謂

權大輔

〔烏皮靴〕表皮を朱塗とし、裏に赤地の錦を張重ねし靴なり。

〔麻鞋〕「チグツ」と訓む、麻にて作れる沓の一種也。

〔野劍〕武官警衞及び文官非常の時に帶する飾なき太刀を云ふ、衞府の官人常に帶するより衞府太刀とも云ふ

〔宿衣〕衣冠、直衣の類を云ふ。

〔細劍〕威儀を繕ふ爲めに用ふる儀刀也、細作りにせるより名づく。

〔平緒〕束帶の時裝飾として袍の上に着くる平組の緒也

〔藤原朝臣雄友〕是公の第二子也。

〔和氣家麻呂〕清麻呂の孫、廣世の子なり。

名家殿上人任レ之。

〔頭注〕名家殿上人は、名家にて殿上する人の事也、名家は上にいへるが如し、殿上とは類史に、弘仁元年始置二殿上侍臣一と見えたるが始にて、國史に次侍從とある即侍臣なり、この次侍從以上の人のさぶらふ坐を殿上といふ、西宮記に、清涼殿侍所と見えたり、日給簡といふものおいて、それに四位五位并六位藏人の名を記せり、この簡に名の記されたる限の人を殿上人といふ、また侍臣或は雲客といふ、歌には雲の上人とよめり、おなじ四五位にても、殿上ゆるされぬ地下の四五位とは雲泥なり。

少　輔　（相當從五位上　唐名中書少卿或中書侍郎）

同前。

中務八省中相當已高、然而於二大輔少輔一者、名家強不レ執レ之、治部民部兵部執レ之也。

〔頭注〕強不レ執レ之とは、藏人所を置かれて後、中務の職掌有レ名无レ實のゆゑに執せざるなり。

大　丞　（相當大正六位下少從六位上　唐名中書舍人）

少　丞

可レ然六位侍任レ之。大者常不レ任レ之。

〔頭注〕可レ然六位侍、古注云、五位六位下北面、又公家諸司官人、親王大臣以下諸家恪勤、是侍品也、年々隨筆云、諸大夫は執柄大臣に祗候して、そのちからにて昇進する人にて、かの加茂の瑞垣うらみし右近將監などの類也、年へて恪勤するほどに、侍にまぎるゝ所あり、侍はもと執柄大臣の家人なり、家人の中に才器あるを官人にして、

〔殿上〕淸涼殿の南庇に在り、東西六間也。

〔雲客〕公卿を月卿と云ふに對す、有職小說に、殿上人、雲客とも云へり、云々、王者を日にたとへ、公卿を月に比し、殿上人を雲によそへたる也とあり。

〔日給簡〕殿上椙形〔窓名〕の側に立て上段に四位、中段に五位、下段に六位殿上人の名を記す、日給は上日の意也、又た殿上簡とも稱す。

〔年々隨筆〕塙保己一の門下石原正明の隨筆也。

〔加茂の瑞垣云々〕源氏物語須磨の卷に、彼の御禊の日、假の御隨身に仕う奉りし右近の將監

の藏人、得べきかうぶりも程過ぎつるを、終に御簡削られて、つかさも取られてはした無ければ、御供に參る中なり、賀茂の下の御社を彼れと見渡す程、ふと思ひ出でられて、下りて御馬の口を取る、引連れて來かざしゝそのかみを思へばつらし賀茂の瑞垣と云ふを云とあるを引けり

〔亭子の帝〕宇多天皇を申す。

諸司諸國の判官主典にも申しなしたるが、五位にもなるがありて、諸大夫に紛れやすし、畢竟は諸大夫はもとよりの公人、侍ははじめは家人にて、後に公人になりたる差別なり、それは延喜天暦それよりもふるくありしことにて、白河鳥羽の御代などに至つてやう〳〵家柄の名となれり、元暦以後はその迹に逐ふことゝなりて、時の浮沈はあれど、なほ某甲某乙は諸大夫、某丙某丁は侍と家の品定まれり、今時親王大臣に祇候の諸大夫は、一向家人のやうに見ゆれど、もとは公人にて良家なる多かり。

大少録

侍從 八人 相當從五位下 唐名拾遺補闕

〔頭注〕侍從は、和名抄に、於毛止比止萬知岐美（オモトヒトマチキミ）とあり、御許に仕る前津君（マヘツギミ）の義也、中務式に、凡次侍從員百人爲レ限、正侍從八人在二此員中一、但參議已上不レ入二此員一、その侍從につきて、外に九十二人殿上をゆるされ、御許に候する臣あり、同式、時服條に、侍從八人、次侍從九十二人とあるこれ也、この百人がいはゆる殿上人なり、その正員八人は職員令に依るに、常侍規諫拾遺補闕の任、次侍從九十二人は、八省その外の諸官より撰ばれて殿上をゆるされ、御前の雜事を給仕す、大臣以下參議以上を除きて、殿上の籍に列するものみな是也、但その內には先官にて次侍從になれるもあり、また皇親にてなり玉ふもあり、皇親の侍從の證は、和名抄に、二方品員云、親王以下五位以上入二侍從籍一者百人、と見え、また大鏡に、亭子の帝の件に、元慶八年云々御とし十九、王侍從など聞えて、殿上人にておはします、また正侍從より他官に遷任しても、一度侍從になれる人は、地下におとされず、中務式に、其正侍從遷任者雖レ无レ闕、猶爲二次侍從一、以レ理解任亦同。

八人之中。三人者少納言兼二任之一。其餘者公達任レ之。諸大夫中常不レ任レ之。又大中納言參議以上。有二兼任之例一。近代無二定數一。五位侍從。叙二四位一者又去レ之。四位以上

〔内舍人〕職員令に掌二帶刀宿衛供奉雜使、若駕行分二衛前後一とあり。

〔三代實錄〕清和、陽成、光孝三代三十年間の實錄にて五十卷あり、宇多天皇の御宇、源能有、藤原時平、菅原道眞、大藏善行、三統理平等勅を奉じて撰修し、醍醐天皇の御宇に至りて完成す。

〔參議藤原良繩〕仁壽三年藏人頭に補せられ、天安二年參議に任ぜらる。

任レ之、別儀也。

〔頭注〕少納言兼二任之一云々、少納言は太政官の職事にて、唐に准へば門下省の給事中にあたる、本朝の制は、尚書門下を太政官に并せたるものにて、そのよし委く別記にいへり、然るに少納言は尋常小事を奏宣するにより、禁中の出入しばしばなり、御前常侍の人ならでは使わるし、これに依て少納言と侍従とを兼任せしめたる、その所置まことに宜を得たりといふべし。○公達は清華のことなり、官職秘抄に、英華四五位公達任レ之。○常不レ任レ之、まれには任ずることもあるよしなり。○又大中納言云々、古注云、謂侍従大納言、侍従中納言、侍従宰相是也、大臣兼任例、藤内麻呂大同元年五月任二右大臣一、同八月兼二侍従一。○近代无二定數一、官職秘抄云、永承元年増九人、久安四年増十人、近代及二廿人一。○別儀也とは、殊寵によりて大臣納言といへども、兼任して近侍せしめ玉ふをいふ、今按するに、武家に侍従に任ぜらるゝ大名多し、これは下に引く所の官職秘抄の文に依つてなるべし。

内舍人九十人

唐名　通事舍人

〔頭注〕内舍人、官職秘抄云、椿云、大同三年定二四十人一、久安四年以二六十人一可レ爲二員數一之由被レ下二宣下一、其後超二過百人一、百寮訓要云、これは常殿上などのなる官なり、今按に、三代實錄、貞觀十年二月條なる參議藤原良繩傳に、良繩右大臣内麻呂朝臣孫、備前守大津之子也、承和四年爲二内舍人一、中務省奏、令レ侍二東宮一とあるを見るに、良家子禁内殿上の事に習はんが爲に、補レ之職、秘抄に、往代以二大臣子息一補レ之、といへるは、この良繩などの類の事なり、藤原武智麻呂傳に、大寶元年選二良家子一爲二内舍人一、以二三公之子一別勅叙二正六位上一、徴爲二舍人一とあれば、武智麻呂も内舍人になり玉へり、然るに延喜以後に至り、良家の子を補すること絶えて、侍品の官となれり、もとは少年の禁内見習の爲なる證、中務式に、凡内舍人歴二十箇年一始載二勞帳一とあるにて知るべし、十箇年が間も考選にあづからぬは見習ゆゑなり。

可レ然之侍任レ之。攝政關白給二内舍人隨身一時。殊撰二其器一召二仕之一。帶劍之官也。

〔頭注〕可レ然之侍任レ之、古注云、官職難義云、内舍人は源氏の者のなりたるをば源内といふ、平氏は平内、或は藤内善内など、みなその姓を受けてよぶなり、位署には内舍人某とかくべき也、平内左衛門は内舍人より左衛門尉になりたるを、もとの官をつけてよぶなり、太郎など申す人の左衛門尉になりたるを、太郎左衛門といふに同じ

〔本朝文粹云々〕同書卷六、天祿四年正月十五日奏上の方光申ニ他官一所ㇾ上ㇾ并ニ淡路國守闕一狀に出づ、篤茂は從五位上圖書頭兼丹波介也。

〔詔は臨時大事〕公式令集解に、謂詔書勅旨、同是綸言、但臨時大事爲ㇾ詔、尋常小事爲ㇾ勅也と見えたり。

〔告文〕神紙に告白する文、轉じて天皇が臣下に告ぐる文をも云ふ。

事也、勘解由判官彈正忠などよりなりたるを、勘解由左衛門彈正左衛門などいふも同じ事也と、云々任之の任字、補に作るべし。〇內舍人隨身云々、隨身に三色あり、本府隨身、小隨身、內舍人隨身なり、本府隨身は攝關大臣等召仕はる、小隨身は武官みな仕ふ、御免に及ばず、その內攝關の本府は、府生二人、番長二人、近衛六人也、くはしく下卷近衛府給兵仗の註にいふべし、古注云、夕拜、至要抄云、先行ニ小除目一被ㇾ任ニ內舍人一保安賜ニ內舍人二人一今按、本府隨身者、扈從之時、留ニ陣口一自ㇾ是至ㇾ與、召ニ仕內舍人隨身一也、おなじ內舍人の內にても、攝關の隨身はその人を撰ばるゝなり。〇帶劍の官也、官職秘抄に、侍從內舍人在ニ中務省中一今就ニ帶劍一編ニ武官之列一このゆゑにや、侍從は大名の武家に任ぜらるゝが多きを、內舍人は近世は武士に補せらるゝことを聞かず、百寮訓要に、昔は武勇をならはせけるほどに、內舍人を坂東のくにへつかはされける云々、これは江家次第除目に、次取ニ內舍人勞帳一任ニ之、三人任ニ坂東掾一件、東海東山道多ニ驍勇之者一仍以練ニ弓馬一之者用ㇾ之歟、とありて、除目抄に、是東夷逆亂之時可ニ相禦一之心歟、といへるが如し。

內記

〔頭注〕內記の下、類從本局字あり。

大內記

相當正六位上近代五位
唐名柱下起居郎

儒門之中堪ニ文筆一者任ㇾ之。草ニ詔勅宣命一故也。上下諸人位記、悉內記所ニ奉行一也。故雖ㇾ爲ニ中務被官一別云ニ內記局一。

〔頭注〕儒門之中云々、これ尋常也、臨時には非儒も例あり、本朝文粹に、藤篤茂云、抑非ニ儒士一任ニ大內記一者、延喜聖代藤原諸蔭是也、以往之例不ㇾ可ニ勝計一。〇詔勅宣命ともに綸言なり、その內詔は臨時大事、勅は尋常小事なるよし、公式令に見ゆ、宣命は神社山陵告文、立太子并皇后任大臣節會、任僧綱、任比叡座主、及喪家賞文等之類也と西宮記に見ゆ、上下諸人とは、殿上地下をおしこめて五位以上勅授の人々をすゑたる也、中務式に、凡

應二五位及勳六等以上一者、內記執二硯紙筥一、昇二殿上一、書二位記一とあるこれ也、古注云、六位以下位記式部授レ之、內記不レ奉行一○雖レ爲二中務被官一の被下、接字を脫せるなり、中務の被接の官たりといへども義也、辨疑に、卿輔丞錄を流內といふ。これらに接せらるゝ所の官位相當ある侍從、內記、監物、主鈴、典鑰等の局を被接といふ、內舍人の如き相當なきを流外といふ、中宮職以下の寮司を被管といふ、餘皆これに准ず云々。

少內記二人

相當正七位上近代六位
唐名著作郎

〔頭注〕少內記の上に、令には中內記あり、後紀に大同元年七月停二中內記一とあり。

儒胤幷同門徒等任レ之。

〔頭注〕儒胤云々、官職秘抄云、文章生、紀傳學生、預二本局舉奏一任レ之、其中以二重代者一擢二補之一、是依レ任二民部丞一也、以二能書輩一任レ最、道風自二兵衞尉一任レ之、敏行自二內舍人一遷レ之是也。

大監物

相當大從六位下少正七位下
唐名城門郎又文主監

少監物

〔頭注〕監物は出納を監察する官なれども、和名抄に、和名を載せず、然れども令の古訓オロシモノ、ツカサ、また續紀に下物職とあるに依るに、名義は出を主としたり、古今集の詞書に、大御酒のおろしなどあるに同じ、さて納の事をば自ら監字に含ませたるもの也。

六位侍任レ之。

〔頭注〕六位侍任レ之とある、官職秘抄を考ふるに、少こそ侍なれど、大は諸大夫任レ之と見えたるをや、但百寮訓要に、五位以下の官也、近比は殊に零落す、侍なども なる也とあり、此抄はこれらに據り玉へる歟。

主典

相當從七位上

〔道風〕小野篁の孫にて、葛絃の子也、醍醐、朱雀、村上の三朝に歷仕し、正四位下內藏權頭に至り、康保三年卒す、最も書を好くし、藤原佐理、藤原行成と共に三蹟と稱せらる。

〔敏行〕姓は藤原、大鋪流の書家也。

〔古今集云々〕同集卷十七敏行朝臣の歌の詞書に、寬平の御時に殿上の侍に侍りける男共瓶を持たせて后の宮の御方に大御酒のおろしと聞えて奉りたりけるを、云云とあり。

〔義解〕養老令の注解にて、具さには令義解と云ふ、清原夏野等淳和天皇の勅を奉じて撰し天長十年成る、十巻あり。

〔闈司〕後宮十二司の一也、後宮職員令に、闈司、尚闈一人、掌二宮閤管鑰及出納之事一、典闈四人、掌同二尚闈一、女孺十人と見ゆ、尚闈は準七位、典闈は準八位也。

〔天子の祖母云々〕職官志巻六を参照すべし。

〔頭注〕主典は令外也、その始置詳ならず、後紀に、大同三年八月、廢二監物主典一とあり、然れども式部式に、監物初位官一人、とあるは、主典なり、また置かれたるなるべし。

大主鈴

大相當正七位下少相當正八位上
唐名符寳郎

少主鈴

〔頭注〕主鈴典鑰の二局、古本には監物と同列に記せり、板本一字低くせるは非也、職員令、義解、式部式ともに内記監物主鈴典鑰をば各一司とせり、體を異にすべからず、さて主鈴は、鈴印、傳符、飛驛、函鈴を出入することを掌る、典鑰は、諸司庫藏の鑰を掌る、典鑰式に、凡諸司藏庫鑰匙、毎日與二監物一共且請夕進、但兵庫鑰臨時請進とあるが如し、この外諸門の鑰は闈司これを掌る、此にかゝはらず。

近代强不レ任レ之。

大典鑰

大相當從七位下少相當從八位下
唐名門僕

少典鑰

同レ前。

太皇太后宮職

〔頭注〕太皇太后宮は、公式令義解に、天子祖母登二后位一者、とありて、天子の祖母といへども、その天子諸蕃より入玉ふか、または祖母妃嬪にておはしますかの類には、后位に登り玉はぬがあり、これらは太皇太后とはいはれぬなり、皇太后宮は天子母登二后位一者とあり、これも后位ならぬがあること祖母に同じ、皇后は、義解に、天子嫡妻也とあり、職は、古注に、主也、其宮司之所レ會也、といへるが如く、三宮の事を執掌る役所也、職員令、

〔令條にては云々〕職員令中宮の集解に、謂皇后宮、其太皇太后皇太后宮亦自中宮也とあり

〔漢書〕前漢十二世二百三十年間の歷史にして、後漢扶風の人班固の撰、百二十卷也。

〔きさき二人云々〕一條天皇正暦元年藤原道隆の女定子中宮に立たれしが長保二年藤原道長の女上東門院彰子更に中宮に立たるるに及び、定子を皇后と稱す。

中宮職義解に、謂皇后宮也、其太皇太后、皇太后宮、亦自中宮也と見えて、中宮は皇后の宮にて、居處の稱、皇后とは其位の稱にて義別也、皇后は中宮におはしますゆゑに、その皇后の御事を執行ふ官人の居處を中宮職といへるなり、太皇太后、皇太后も皇后に同じければ、たとへその居所は禁中ならでもおのづから中宮と申すべき理なるよしにて、亦自中宮也といへり、令義解標注を合せてしるべし、されば三后ともにおはしませば三職あり、二后なれば二職也、一后なれば一職也、ひとつ〳〵わけていへば、皇太后宮職とか、皇后宮職とかなれど、ひとつに合せていへば、中宮職也、なほ下にも辨ずべし。

皇太后宮職

皇后宮職

已上謂之三宮和漢同之。

中宮職

中宮者卽皇后也。本朝並置二宮。太無其謂。然而光仁御宇。被置此職以來。代々並置。仍今號四宮也。四宮中中宮皇后宮之司。尤擇其人太皇太后等宮司。強不清撰。但可依時事也。

〔頭注〕中宮者卽皇后也とは、此は中宮の字を居所の稱とせずして、后位の事としたるものなり、紫花月宴に、女御も后にたゝせたまひて中宮と申と云々、此外かくさまにいへる詞いと多し、みな皇后と中宮とおなじきよしなり、されど上件に論へるごとく、令條にては中宮は皇后の宮の事なり、漢書の注に、師古曰、中宮皇后宮也、これなり、然るを後に、きさき二人おはしますより、一人を皇后といひ、今一人を別に稱すべき號なきまゝに、居所の名を用ひたるもの也。○然而光仁御宇以下廿二字、古本になし、准后の類にあらざらん歟、さてはとがむ

ろに足らずといへども、初學の爲めに辨じおくべし、光仁は桓武の誤なりと辨疑にいへるが如し、續紀を考ふるに、天應元年四月三日に、桓武卽位し玉ひて、同十五日の詔に、朕親母高野夫人稱二皇太夫人一とある、これ桓武の御親母にて、光仁の夫人なり、かくて其年の五月に、この太夫人の爲めに、中宮職を置きたり、類史に、桓武天皇天應元年五月始置二中宮職一と見えたる、卽光仁に係らずして桓武に係りたり、始置は始めて置くとは少し異なり、光仁の皇后井上内親王巫蠱の事にて廢せられし後、中宮職を停められしに、こたび高野太夫人の爲めにまた始め置れたるにて、中宮は高野太夫人の宮、職はその官司也、令條の義に符へり、もし此時井上皇后廢せられずしておはしましても、彼は嫡母、これは親母なれば、二宮を并せて孝養をつくし玉はんこそ、最かくあるべき御事ならめ、何の惡き例にはあらん、實にこれは故實に疎き後人の加筆疑なし、その妻后二宮の濫觴は、一條御宇に、藤道隆女定子と藤道長女彰子との二人におこれり、辨疑に、台別記を引きて、定子正曆元年十月五日爲二中宮一、長保二年二月二日改二中宮一爲二皇后一、彰子長保元年十一月七日爲二女御一、二年二月廿五日爲二中宮一云々、これなり、道隆の薨後道長執柄となりて、定子のおはしますをも憚らず、已が女を入内させたり、これを上東門院といふ、くはしく榮花物語に見ゆ、朝廷の衰微實に當代にきざせり、そのよしは別に昏禮考にいへり、權記にこの時の事を論へて、是漢哀亂代之例也とのたまへり、なほ別記に二宮の在所を詳にいへり。○尤撰二其人一、當代の妻后に附せらるゝ官人なるゆゑ撰ばるゝなり。○但可レ依レ時事也とは、上東門院などの如きをいふ。

大夫　〔一人　相當從四位下　唐名長秋監〕

近代華族納言等兼レ之。

權大夫　〔一人〕

同納言參議。及三位已上兼レ之。名家雖レ有二其例一不レ打二任事一也。近代尤被レ擇二其人一。

亮　〔相當從五位下　唐名内常侍〕

〔藤道隆〕兼家の長子也、攝政關白を歷任し、正二位左大臣に至り、長德元年薨ず、世に中關白と稱す。

〔台別記〕藤原賴長の日錄台記の別記にして儀式に關することを記錄す、八卷あり。

〔上東門院〕萬壽三年院號宣下あり、承保元年薨ず。

〔榮花物語〕宇多天皇寬平年間より、堀河天皇寬治六年に至る雜史也、著者につき定說なし

〔權記〕一條天皇の長德三年五月より同十二月に至る藤原行成の記錄也、

〔漢哀〕前漢哀帝の第十代也。

名家四位中、擇二其人一任レ之、知二職中之諸事一故也。

權亮

花族四位五位中少將等兼レ之。

〔頭注〕花族四位五位中少將とは、正亮は名家を以て任す、然るに權亮かへりて花族より任するは、古注に、是爲二經歷一而非レ可レ令レ知二職中諸事一也。

大進　一人 相當從六位上 唐名內給事

名家五位任レ之。

少進　一人 相當從六位下 唐名同前

諸大夫五位六位任レ之。

大屬　相當大正八位下少從八位上 唐名內侍主事或錄事

少屬

院主典代官史生等任レ之。

〔名家〕辨官藏人頭を兼ね、大納言を以て先途とする家柄を云ふ。

〔花族〕清華に同じ其官太政大臣を先途とし、大臣大將を兼ぬる家柄を云ふ。

〔少進〕令によれば定員二人也。

〔大屬〕定員一人也

〔少屬〕定員二人也

〔院主典代〕院の錄事の官にて、院宣院中の政等の記錄を掌る、官人の中文筆に堪へたる人を以てこれに補す又藏人の出納を以て任することあり

〔脱屣〕御譲位を申す、弊履を脱ぐが如く、惜むところなく帝位を捨つるの義、孟子盡心上篇に、舜視レ棄ニ天下一猶レ棄ニ敝蹝一也とあり、蹝は屣に同じ。

〔別當〕院司の長官なり。

〔諸陵の領幣〕荷前の使とて、毎年十二月十陵八墓に幣帛を奉る儀也。

〔追儺〕毎年十二月晦日に疫鬼を祓ふ儀也、此時大舎人鬼の役を勤め、大舎人長方相氏とて鬼を逐ふ役を勤む

〔頭注〕院主典代云々、いにしへは天皇御生涯治世の君にておはしませば、崩御まで脱屣の御事なし、故に令條に於て院中の諸官を建られず、その後脱屣の帝おはします世になりてより、院中附屬の官人を補せらるゝ事起れり、即ち別當、執事、年預、判官代、主典代等也、令外なるゆゑに別當、或は代などの稱あるなり。

大舍人寮

唐名宮闈局掌ニ宮中駈使事一
昔大舎人八百人云々

〔頭注〕大舎人は内舎人に對する稱なり、大と内と對するは、大藏と内藏との如し、令義解に、大舎人是供奉之人とある如く、禁内殿下の庶事を供奉するなるべし、その綱は職員令に、分番宿直假使容儀と見えて、その釋に、使は因ニ公事一差使也とあり、その目は、大舎人寮式に、諸司奏事の時叩レ門の事を始め、或は諸陵の領幣、或は追儺、或は監物の管鑰請進、或は行幸等供奉せざることなし、旁注に、昔八百人とは細しからず、令に依るに、寮左右あり、一寮に八百人、左右にて千六百人也、その後半減にせられたるを、大同二年に復レ舊、また同三年八月に併ニ左右一爲レ一よし類史に載す、この時減員の所見はなしといへども、一寮に併せられたるばかりなれば、人數もまた半減にて八百人になりたりけんを、集解に、弘仁十年八月廿六日官符云、減ニ定大舎人員一事、元八百人今定ニ四百人一、こゝに於てつひに四百人になれゝ、旁注は此元八百人とあるを見てかけるものなるべし、されどこれは上にあげたる如く、一寮の員數なれば、元といはんには千六百人とせでは合はざるなり。

頭 一人 無ニ權官一相當從五位上 唐名宮闈令

諸大夫五位任レ之。

助 相當正六位下 唐名宮闈少令

權助

同六位任ㇾ之。

大　允［大相當正七位下少相當從七位上　唐名宮闈主事］

少　允

六位侍任ㇾ之。

大　屬［唐名宮闈令史］

少　屬

圖書寮［唐名秘書省］

〔頭注〕圖書寮は、職員令に、經籍圖書修ニ撰國史一內典佛像宮內禮佛校寫裝潢功程紙筆墨の事みゆ、これ綱なり、圖書式に、元日大極殿庭火爐榻を始め、正月御齋會、二季御讀經、灌佛、佛名の裝束及び行幸に御硏案、和琴等を以て從駕し、御書圖繪の曝凉、また紙筆墨を造らしむる員數品目見ゆ、これ目なり。

頭　一人［無權官相當從五位上　唐名秘書監著作郞］

諸大夫五位、及諸道輩任ㇾ之。

〔頭注〕諸道、古注云、紀傳、明經、明法、算、勸學院、非學院、學館院、云ニ之諸道一。

助［相當正六位下　唐名秘書少監］

〔裝潢〕表裝也、裝潢卒四人これを管掌す。

〔紙筆墨の事〕造紙手、造墨手各四人、造筆手十人を置きて是等を掌らしむ

〔正月御齋會〕每年正月八日より七日間大極殿（後世清涼殿）にて、金光明最勝王經を講說し、國家の安寧を祈禱せらるゝ儀也

〔二季御讀經〕每年二月八月の二季衆僧を宮中に請じて四日間大般若經を轉讀する儀也。

〔佛名〕每年十二月諸佛の名を唱へて罪障を懺悔する儀也、多く淸涼殿二間にて行はる。

〔裝束〕調度の設置裝飾などを云ふ。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員一人、相當從七位上也。

〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。

〔少屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔佛事の布施〕御齋會、季御讀經其他朝にて行はるゝ法會の際僧侶に賜ふ祿を云ふ。

〔夫木集〕中古の和歌中、勅撰、家集に洩れしものを集輯せる書、勝田長清の撰にて、三十六卷也。

權　助

同六位等任レ之。

〔頭注〕六位等と等字を下せるは、古注に、六位諸大夫諸道六位也といへるが如く、上文をうけたるに依つてなり。

大　允　唐名秘書丞

少　允

六位侍等任レ之。

〔頭注〕侍等の等字、板本上文に倣ひて加へたるものか、古本の无きに從ふべし。

大　屬　唐名秘書主事

少　屬

內　藏　寮　唐名倉部又云少府　掌御服御膳等事

〔頭注〕內藏は、大藏に對せる稱なり、大藏は太古齋藏といへり、そのよし彼省の條にいふべし、古語拾遺履中天皇の事をいへる件に、齋藏之傍更建ニ內藏一、分ニ收官物一、これに依るに、內藏の名いとふるし、旁書に、掌ニ御服御膳等事一とある、板本御服二字を脫せり、古本を以て補ふ、職員令に、掌ニ金銀珠玉寶器錦綾雜綵氈褥云々年料御服一とある、その綱にて、その目は內藏式に、御祭幣帛諸陵幣御齋會以下、佛事の布施、大極殿の裝束の物御、中宮東宮の冠服等なり、これらの內にて、御服殊にむねたるものなるゆゑに、旁書にまづ載せたるなるべし、さてその損廢の物をば賣拂はるゝにや、夫木集に「もたしきやくらのつかさのふる寳にわれおとらじとつどふうなひこ」

〔衣笠内府〕大納言藤原忠良の子家良也、仁治元年内大臣となり、文永元年薨す。

〔内侍所御神樂〕每年十二月吉日内侍所にて行はるゝ御神樂也、内侍所は神鏡を奉安せる賢所の別稱也。

〔建暦御記〕順德天皇の御作禁秘鈔を云ふ。

〔御厨子所別當〕御厨子所は朝夕の御膳を供進し、節會等の酒肴を調ふる所にて、別當は其の長、四位以上の殿上人を以て補す

といふ衣笠内府の歌夏部に出づ、御膳の事は式に所見なけれど、江家次第、内侍所御神樂篇に、内藏寮、以甲折櫃物廿合、傳供米六合、瓫二合、精進物四合、魚類四合、菓子四合、と見え、建暦御記に、卽位始供神物、四十合、自ニ内藏寮一進レ之、とあるなどに依るに、内侍所の御膳の事也。

頭　一人　相當從五位上　唐名倉部郎又少府監或尚衣奉御又藏舒令

四位五位殿上人。擇ニ其人一任レ之。於ニ禁中一爲ニ重職一。又世俗說。妻室凡卑之人不レ任レ之、事知ニ御服等事一故也。

〔頭注〕四位五位殿上人、訓要に、可レ然四位の殿上人これに任ずべしとあり、下卷に、御厨子所別當内藏寮頭補レ之と見えたるを以て、拾芥抄御厨子所の件にあはせ考ふるに、四位殿上人爲ニ別當一といへり、然れば内藏頭は、五位殿上人は補せぬにや、然らば五位二字は衍ならん歟。○禁中、古注に、史記注蔡邕云、門戶有レ禁、非ニ侍御一不レ得レ入、故曰ニ禁中一といへる說の如し、卽承明門以内の事なり。○專知ニ御服等事一、古注云、山科家御服調進之事、譜第被レ勤レ之、於ニ高倉家一者御衣文被レ勤レ之。

權頭　一人

諸大夫五位任レ之。諸寮權頭中。内藏木工左右馬殊爲レ宜也。

助　相當正六位下　唐名倉部員外郎

權助

近代。多者醫陰二道任レ之。勤ニ仕賀茂祭内藏使一者也。

〔毎日被ニ御衣許一〕同御記御祓の條に毎日被御衣許毎日御身上引懸とあり毎日祓には撫物なく、玉體に御衣許りを引きかけ奉るなり。

〔温職〕利得ある職を云ふ、これに對し利得なきを冷官冷曹などと云ふ。

〔令條云々〕職員令縫殿寮の條々、頭一人、掌下女王及内外命婦、宮人名帳、及裁縫衣服一、纂組上とあり。

〔頭注〕醫陰二道任レ之とある醫は、和氣、丹波、陰は賀茂、安倍也、醫の任ぜらるゝは、內藏式蜜穌の事あるに依るか、陰の任ぜらるゝは、建曆御記に、毎日祓ニ御衣許一とあるこれらの故歟。○賀茂祭云々、四月中酉日也、但公事根源に、中申日を賀茂國祭として、國祭は賀茂の本祭なるべきにや、酉日は公家より使を立てられ、走馬を獻ぜらるゝ間、相かはるべきにやとあり、江家次第に、酉日の勅使路頭次第に、內藏御幣內藏使見ゆ、續後記、承和三年四月乙酉、天皇御ニ紫宸殿一閱ニ覽賀茂祭使等一、以ニ播磨守橘永名一權爲ニ內藏頭一、令レ供ニ祭使一。

大允 唐名倉部丞

少允 少府丞

六位侍等可レ任レ之歟。但強不レ望レ之。

〔頭注〕六位侍等の、等字古本になし。○但強不レ望レ之とは、古注云、此職終ニ予助以上一於レ允者不ニ温職一歟。

大属 唐名倉部主事

少属

縫殿寮 唐名尙衣局 掌裁縫事

〔頭注〕縫殿寮は、十二女司の考課を定め、及衣服を裁縫の事どもみな掌る、令條のおもむき然り。

頭 一人 無權官相當從五位上 唐名尙衣奉御或掖庭令彩縫監

諸大夫五位任レ之。

（大允少允）もと允一人にて、相當從六位上なりき。

（賀茂保憲）陰陽師忠行の子、天德の初め陰陽頭兼天文博士となり、安和中主計頭に轉じ、貞元二年卒す。

（五星）木（東方歳星）、火（南方熒惑星）、金（西方大白星）、水（北方辰星）、土（中央鎭星）の五行の星を云ふ。

（二十八宿）天を二十八の星座に分ちし稱也、四方に各七星宿を配す。

助　相當正六位下　唐名尙衣少監

權助　同六位任之。

大允

少允　六位侍任之。

大屬

少屬

陰陽寮

掌天文暦數事。昔者一家兼兩道。而賀茂保憲以暦道傳其子光榮。以天文道傳弟子安倍晴明。自此已後。兩道相分。

（頭注）天文は、令義解に、日月五星二十八宿と見えたり、暦數は、古注に、計日月之度數、而造暦授時といへり。○一家とは、賀茂氏のことなり、此氏は吉備公の後裔にて幸德井といふ。○安倍晴明は、阿倍倉梯麿の後裔にて、土御門といふこれ也。○兩道相分、古注云、今賀茂家稱幸德井、又安倍家土御門又倉橋等也。

頭　一人　無權官相當從五位下　唐名司天監大史監祠部郎中五行井

〔小寮〕大舍人、圖書、內藏、縫殿、內匠、雅樂、玄蕃、諸陵、主計、主稅、木工、左右馬、兵庫の諸寮を大寮と云ひ、陰陽、大炊、主殿、典藥、掃部の五寮を小寮と云ふ。

〔拾芥抄〕天文以下七十九部に分ち、諸種の百物を抄釋せる書、洞院公賢の撰、曾孫實熈の增補也。

當道之極官也。

〔頭注〕當道之極官也、當道中位次第一任レ之、但不レ堪ニ其器一者、次人得レ之、百寮訓要云、賀茂安倍の兩家第一の者これに任ず、更に他人の任ぜぬ官なり、殊更名譽重代を撰ばるべし。

助　相當從六位上　唐名司天少監大史少監五行少尹

權助

同道輩、五位六位共任レ之。

大允　唐名司天丞　大司丞

少允

〔頭注〕大允少允古本かくの如し、令式の所見は、陰陽允は小寮なるゆゑに大少なし、拾芥抄大少あり、此抄はこれに依り玉へる歟、一本の旁注に、大少共相當從七位上とある、もと大少なき證也。

同道被官門生等任レ之。

〔頭注〕被官の字用ひやうたがへり、そのよし上にいへり。

大屬

少屬

〔頭注〕大少屬、官職秘抄云、自ニ陰陽師一轉レ之、不レ經ニ陰陽師一任例有レ之。

陰陽博士　相當正七位下　唐名大卜正

〔頭注〕陰陽博士、同抄云、當道以レ之爲二重職一、仍門生補之例太希也、皆以二重代器量者一任レ之。

權陰陽博士

同道五位已上任レ之。

陰陽師　相當從七位上　唐名大卜師

〔頭注〕陰陽師、職員令に六人ありて掌二占筮相地一。

近來强不レ任之歟。

〔頭注〕近來强不レ任レ之歟、官職秘抄に、以二得業生一申二任之一、とあり、玉葉、安元元年の除目に、二人任例あり、その後のものにもありや可レ考。

曆博士　相當從七位上　唐名司曆或司曆正保

權曆博士

曆道任レ之。近代五位已上任レ之。

天文博士　相當正七位下　唐名司天又靈臺郎

〔頭注〕天文博士、職員令に、候二天文一有レ異密封、とあり、北山抄に、密奏人、一上奉レ勅召二仰其人一、と見えて、

〔陰陽博士〕職員令に一人、掌下教二陰陽生一等上とあり、陰陽生は十人あり

〔曆博士〕職員令に一人、掌下造曆及教二曆生一等上、とあり、曆生は十人也。

〔北山抄〕一條天皇以後の儀式を記せる書、大納言藤原公任の撰にて七卷あり。

いとおもき事なり、建暦御記に、毎レ有二天變一奉二奏書一、司天先參二內覽人許一、執柄覽レ之加レ封返、則司天給レ之持二參內裏一、藏人取レ之付二內侍一、天子覽レ之、云々、侍中羣要には、此奏不レ廻二時刻一。

權天文博士

天文道任レ之。近代五位已上任レ之。

〔頭注〕天文道任レ之、天文得業生より任レ之、朝野群載に見ゆ、陰陽頭より兼ぬる例、上山船主その始也、續紀寶龜七年にみゆ。

漏刻博士

相當從七位下
唐名司辰或司刻又挈壺郎

權漏刻博士

〔頭注〕漏刻博士は、職員令に依るに、守辰丁を率ゐて漏刻の節を伺ひ、丁に鐘鼓を擊たしむ、陰陽式に、時に鼓を擊ち、刻に鐘をうつ事見ゆ。

五位六位並任レ之。

內匠寮

令外
唐名少府掌工匠事但近代木工修理專知其事頗似無其謂

〔頭注〕內匠寮、令集解云、釋云、神龜五年七月廿一日、新置二內匠寮頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大屬一人、少屬二人、史生八人、直丁二人、駈使丁一、右令外增置以補二闕少一、其使部以上考選祿料、一同二木工寮一、宜レ附二所司一以爲二恒例一、寮即入二中務管內之員一。〇掌工匠事但近代云々は、旁書也、內匠式に、職掌見えたり、然るに建暦御記に、內匠寮近代如二障子破損一許奉仕歟、昔與レ今異。

〔侍中羣要〕藏人の職掌に關することを記せる書、橘廣相の著にて十卷也

〔朝野群載〕文筆、朝儀、佛事、諸國雜事、諸國公文等に關する宣旨記錄を集輯せる書、三善爲康の撰にて、三十卷あり。

〔守辰丁〕職員令に廿人、掌下伺二漏刻之節一、以レ時擊中鐘鼓上とあり。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員二人、相當從七位上也

〔畫工內藥內禮〕職員令に、畫工司、正一人、掌下繪事、彩色、判中司事上、余正判事准レ此、佑一人、令史一人、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人、內藥司、正一人、掌下供二奉藥香一、和二合御藥一事上、佑一人、令史一人、侍醫四人、掌下供二奉診候一、醫藥事上、藥生十人、掌レ擣二篩諸藥一、使部十人、直丁一人、內禮司、正一人、掌三宮內禮儀禁二察非違一、佑一人、令史一人、主禮六人、掌レ分二察非違一、使部六人、直丁一人とあり。

頭　一人　〔無權官相當從五位上　唐名少府監或中匠令〕

諸大夫及諸道五位等任レ之。

助　〔相當正六位下　唐名少府少監〕

權助

同六位任レ之。

大允　〔唐名少府丞〕

少允

六位侍任レ之。

大屬　〔唐名少府主事〕

少屬

已上中務被管也。

〔頭注〕已上中務被管也、令條には內匠寮なくて、此外に畫工、內藥、內禮の三司あり、その畫工內禮は大同三年、內匠寮と彈正臺とに併せられ、內藥は寬平八年に典藥寮に併せられたれば此抄にはなし。

式部省　〔當唐吏部〕

〔通典〕食貨、選擧、職官以下八目を詳述せる書、唐の杜佑の撰にて、二百卷あり。

〔武太后〕則天武后を指す

〔六曹官〕六官に同じ。

〔內統百官〕書經周官篇に、冢宰掌二邦治一、統二百官一、均二四海一とあり。

〔中々〕一最以上あり、又た最なく一善あるを云ふ(職官志卷第二式部省の條參照すべし)。

周禮天官大宰之職也。國家典章。皆是此官所レ統也。本朝文官除授考選事。今猶掌レ之。

〔頭注〕周禮天官大宰之職也の大は冢の誤ならんか、周禮冢宰之職掌下建二邦之六典一、以佐レ王治中邦國上云々、鄭目錄云、象レ天所レ立之官也、冢大也、宰官也、天者統二理萬物一、天子立二冢宰一、使レ掌二邦治一、亦所下以總二御衆官一使上不レ失レ職、云々、これに依るに、周の冢宰は式部の任にあらず、またく太政官にあたるべし、通典を考ふるに、武太后遂以二吏部一爲二天官一、戶部爲二地官一、禮部爲二春官一、兵部爲二夏官一、刑部爲二秋官一、工部爲二冬官一、以承二周六曹官之制一、若參二詳古今一、徵二考職任一、則天官冢宰當レ爲二尙書令一、非二吏部之任一、今吏部之始、宜レ出二於夏官之司士一、とある宜なる論也けり。○國家典章とは、國家の典法文章をいふ、冢宰は、內統二百官一、外均二四海一の職にて、典法文章ばかりの任にあらず、但これは准后彼武氏改制を據として、周禮古義に本づかずかき玉へるものなり、故に式部には合へど天官には合はず、されば國家以下十一字、實は周禮天官の解なれども、意は式部の事として看るべし。○本朝文官除授考選、古注に、自レ是云二本朝之義一、除者除目也、除二舊官一任二新官一之義、授者授位也、とあるが如し、但除任は太政官に掌レ之、故に公式令義解に、太政官任二主典以上一と見えて、除目の執筆必ず大臣のわざなり、然れども除任せらるべき人は式部に掌るゆゑ、此省より太政官に申送る、卽式部式に、凡選任者奏任以上者、省注二可レ用人名一、申二太政官一、とあるこれなり、但これは文官の事也、武官は兵部これを掌る、もはら式部の如し、また授位は公式令義解に、中務授二五位以上一、式部授二六位以下一、之類とある如く、五位以上の勅授は中務、六位以下の奏授は、文官は式部、武官は兵部也、考選とは每年の功過を考授して、中々以上の官人を選び、位を授らるゝことなり、されば考字をば上の除字に混じ、選字をば授字に混じ看るべし、別ち解くべからず。

卿 一人 相當正四位下七省皆同之 唐名吏部尙書

近代親王四品已上任レ之。人臣任レ之希例也。凡當職其寄異レ他。每年於二本省一行二諸國一分召一也。一分召者。任二諸國史生一名也。史生謂二之一分一。內給。院宮大臣已下參

〔除秘抄〕種々の除目に關する事項を約十五項に分ち說述せる書、一卷也。

〔除目執筆抄〕除目執筆の心得七十餘箇條を記せる書、藤原師繼の撰也。

〔世俗淺深秘抄〕朝廷諸格式及び裝束その他の故實有職を記せる書、一條兼良の撰也。

〔蛙抄〕冗、直衣、車輿等の故實を記せる書也。

〔淺浮抄〕裝束其他の故實を記せる書なり。

〔びろげ云々〕小右記長和二年九月廿七日の條に、今日典侍乘檳榔毛車、依無糸毛車、とあるを見れば、此二者別物なるが如し。

議已上。皆有年給。式部卿行之也。近代其禮久絶畢。件日者。式部卿乘庇差絲毛車。殿上丞一人乘、結唐尾馬前驅云々。

〔頭注〕近代親王云々の近代二字、古本に无きを是とす、考疑云、古より親王を任じ玉ふ常の事也、官職秘抄云、卿中務式部兵部必以親王任之、但兼國呂任中務卿、是公從式部卿、非永前之通規、○本省とはこれは式部省也、○行諸國一分召、小野宮年中行事云、二月式部省行一分除目事、或正月行之と見ゆ、日は定まらず、召字は一分に補ふべき者を式部に召集むる義也。○史生謂之一分、よしは太政官條にいへり、選叙令に、史生は式部判補と見ゆ、かく一分の史生は、他官に拘らず、式部の一省のみに掌る、ゆゑに一分召は式部の規模とする事也。○內給は、拾芥抄云、內女房中給也、除秘抄云、內給、掾二人、目三人、一分廿人。○院宮とは仙洞と后宮となり、東宮准后もこれにこもる、江家次第云、云々、以上院宮也、東宮准后在此中、除秘抄云、院宮給掾一人、目一人、一分三人。○大臣已下云々、除目執筆抄に、太政大臣給目一人、一分三人、大臣目一人、一分二人、納言目一人、一分一人、參議目一人、一分一人。○皆有年給の皆字、內給以下皆也、但この內、二分以上は除目に給ふ、一分を式部省にて別に行ふ。○其禮久絶畢とは、文治以來諸國に守護地頭を置きて、武家より政事を沙汰するにより、國司の遷任その實を失ひしゆゑに、一分召も諸國史生の事なれば共に絶えたるなるべし。○乘庇差絲毛車、西宮記に、式部卿依一分召參省、乘庇指糸毛車と見えたれば、この事古式とおもはる、庇差は和名抄に、長簷車俗云庇刺車是乎とあり、世俗淺深秘抄に、庇に打付部、差上部有兩說、といへる差上部ぞ、この庇差なるべき、和名抄に長簷とあるは、半部に對へたる稱にて、その庇長く差出たるなるべし、蛙抄に、前後有庇とあり、絲毛は、延喜式に、絲葺と見ゆ、この絲毛に青糸毛紫糸毛の別あり、青を尊とす、蛙抄に、后宮・中宮・春宮・准后乘青糸毛、更衣・典侍・御侍乘紫糸毛、とあるにて知るべし、浮淺抄に、びろげいとけの車同物也、びろうを細くわりたれは、糸のやうに細く白くうつくしく見ゆ、名物の青糸毛も、このわりたる細きびろうを青く藍にて染めたる也、云々、是に依て按るに、青糸毛は檳榔を青く染めたる糸毛、紫糸毛は檳榔を紫に染めたる糸毛にて、檳榔車はその毛を染めずて、白のまゝにて葺きたる車なるべし、故に浮淺抄に同物といへる歟、これ同物にて三色に別れたり、さてこは車の屋形の上を葺く料の物にて、その葺きたる糸の餘り、庇に垂れていとうるはしき車也、親王は尋常は檳榔也、蛙抄に、檳榔庇車親王、執政太政大臣用之、とあり、一分召の日に限りて糸毛を用ふ、故

〔唐鞍〕杏葉、雲珠等の飾を附け美麗に装ひし鞍也。

〔飾抄〕服飾の故實を述べし書、土御門通方の撰にして、三卷あり。

〔闕官帳〕官の闕員を外記方にて記したる帳を云ふ。

に件日者といへる也。○殿上丞云々、式部丞にて六位藏人を帯びたるを殿上丞といふ、藏人は六位にても殿上をするなり、そのよし下卷にいへり、結㆓唐尾㆒馬とは、古注に、結㆓上馬尾㆒也、又有㆓尾袋㆒多用㆓唐鞍㆒之時也、云云、尾を結び上ぐるは尾袋に入れんが爲なり、唐鞍の時は尾袋を用ふること、飾抄にその例見ゆ、かく唐鞍に乘ることは尋常の儀にはあらず、たゞ今日のみは卿糸毛車に乘り玉ふゆゑに、丞もこれに准へて結㆓唐尾㆒馬を用ふるなり、これ一分召は式部省の晴儀たるに依て也。

大輔　一人（相當正五位下　唐名吏部大卿又吏部侍郎或考功郎中）

權大輔

近代儒中二位三位帶㆑之。

〔頭注〕儒中二位三位、官職秘抄云、大業之中撰㆑之授㆑之、於㆓大輔㆒雖㆑昇㆓參議散二三位㆒不㆑去、古者日野・南・式・菅・江等儒也、今菅氏任㆑之。

少輔　一人（相當從五位下　唐名吏部少卿又吏部員外郎歟或太常少弼）

權少輔

儒中之重職也。仍他人不㆑任㆑之。

〔頭注〕仍他人不㆑任㆑之、古注云、少輔者儒道可㆑任㆑之也、外記之故實云、書㆓出闕官帳㆒之時、於㆓式部少輔之闕㆒者不㆑載㆑之、云々、見㆓和漢官職抄㆒。

大丞二人（相當正六位下　唐名吏部郎中）

〔藤在衡〕中納言山陰の孫、僧如無の子也、官左大臣に至り、天祿元年薨す。

〔橘正通〕實利の子、天祿中加賀掾、宮内少丞を歷任す。

〔逍遙院〕内大臣公保の子正二位内大臣三條實隆也、有職問答の著あり。

〔官職知要〕官職の起原、位階、姓氏四十四條を詳述せる書、里見安直の撰にて三卷あり。

少丞二人　相當從六位上丞又云侍郎吏部侍郎職侍中著緋初出紫微宮云々是六位藏人爲式部丞而叙爵時事也

〔頭注〕吏部侍郎職侍中著レ緋初出二紫微宮一これは和漢朗詠に見えて、延長六年に、藤在衡の式部權少輔從五位下にて、藏人に補して殿上せられしを、橘正通が賀したる詩也、吏部侍郎は式部大少輔の唐名、侍中は藏人の唐名也、但これは太政官の別記にいへる如く、大納言の唐名なるを、中古に誤りて藏人の事とせり、さればこの時なる侍中は、即五位藏人の事にて、紫微宮は殿上をさす也、然るを六位藏人の式部丞兼ねたるが、叙爵して殿上を下ることゝおもへるはいたくたがへり、これは殿上する事を出二紫微宮一といへるにて、出は出仕の義なり、辨疑に從ふべし、所詮後人の加筆なればかゝる差もある也。

當省幷民部丞、謂二之二省丞一、必可レ給レ爵者所レ任也、但式部者可レ然諸大夫子云良家子是也任レ之、民部者侍之中、宿老重代輩任レ之、號二民部大夫一、五位是也、假令撿非違使受領等次也、抑當省丞者、依レ闕所レ任也、若無二其闕一者、以二大丞上﨟一令二叙爵一、次第轉任、加二新任者一也。又叙爵時乃去二其職一

〔頭注〕謂二之二省丞一の五字古本無し、然れどもありても文を害する事はなし、二省丞といふに二種あり、西宮記に、二省丞逢二大臣已下一不レ下レ車、以レ笏令二出見一などゝあるは式兵なり、また古注に、除目云二二省申文一者、式部民部申文也、これは式民をいへる也、さるは文官武官の事を以て對へいふときは、式兵勤勞の方を以て幷べいふときは式民也、こゝは勤勞の考にて叙爵する事なれば式民也、（）號二民部大夫一是也、の大夫の下、板本五位の二字あり、大夫といへば五位なること辨をまたず、古本になきをよしとすべし、古注に、民部丞相當六位也、叙爵之時乃去二其職一、然後可レ任二受領一、號二之民部大夫五位一、式部丞又可レ効レ之歟、と云へるが如し、逍遙院御説に、人稱して民部大夫などゝかくとも、其身はかくべからずと見えたり、まことに自身は名のり過ぎたるやうに聞ゆと官職知要にいへり。○依レ闕所レ任とは、古注に、大丞二人の中、有レ闕者、以二少丞一轉二大丞一、而新任二少丞一、また、以二大丞上﨟一令二叙爵一云々とは、古注に、叙爵故大丞之闕出來、於レ是以二少丞一轉二大丞一、新任二少丞一也、また、乃去二

其職ーとは、吉注に式民去ㇾ職者任ニ受領ー无ニ叙留ー。

大録　〔大相當正七位上少相當正八位上　唐名吏部主事〕

少録

大學寮　〔唐名國子監〕

〔頭注〕大學寮は、拾芥抄に、二條南朱雀大路東神泉苑西とあり、いにしへは學生數百人ありて、諷誦の聲洋々として耳に盈ち、講道の徒濟々として曹に餘りたりけるに、亂世になりて形の如くに衰へけり、二水記永正二年の件に、神泉苑西北茶園中孔廟基址猶存、とある、當時すでにかくの如し、況やそれより後の世をや。

頭　一人　〔無權官凡諸寮頭權官有無不同相當從五位上　唐名國子祭酒〕

大學寮者。四道儒士出身之處也。和漢最爲ニ重職ー。紀傳明經明法算道。謂ニ之四道ー。又當寮安ニ置先聖先師九哲ー。春秋二仲釋奠。有ニ東西二曹ー。菅江二家爲ニ其曹主ー。諸氏出身之儒。訪ニ道於此二家ー而已。寮頭者儒中之撰也。但雖ニ非ㇾ儒ー又有ㇾ例。

〔頭注〕出身は出仕の如し、在學九年をへて貢擧にあひ、官位に任叙するを出身といふ、くはしく令條に見えたり。○紀傳は歷史の學にて、詩文を兼ぬ、これを表として經學を裏とす、明經は經書を表とし歷史を裏としたり、古へは歷史と詩文とを難しとして秀才の業とし、明經を易しとす、故に紀傳第一、明經これにつぐ、今とは反せり、明法は律令格式の學、算道は算經を學ぶ、共に律令算經を表とし、經史を裏とす。○先聖は孔子、先師は顏回、九哲は閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有、季路、宰我、子貢、子夏、子游の九人也、江家次第旁注云、件像元慶四年巨勢金岡以ニ唐本ー所ニ圖繪ー也、或說曰、吉備大臣入唐之時持 弘文舘之畵像ー歸朝、安ニ置太宰府學業院ー、大臣又命ニ百濟

〔少錄〕定員三人也

〔神泉苑〕今京都上京區門前町に在り延曆遷都の初めこれを創設す。

〔二水記〕後柏原天皇文龜四年より後奈良天皇享祿五年までの左少將鷲尾隆康の記錄也。

〔歷史の學〕專ら史記、漢書、後漢書の三史を修む。

〔經學〕禮記、左傳（以上大經）、毛詩、周禮、儀禮（以上中經）、周易、尙書（以上小經）をいふ。

〔巨勢金岡〕中納言野足の裔にて、巨勢派の鼻祖也、從五位下釆女正に至る。

〔吉備大臣〕國勝の子右大臣眞備也。

書師一春レ圖ニ彼本一置ニ大學寮ニ、これに依るに、みな畫像なり、また同書に、先聖先師、古者以ニ周公一爲ニ先聖ニ孔子爲ニ先師ニ唐太宗貞觀二年、詔停ニ周公爲ニ先聖ニ始立ニ孔子廟堂ニ以ニ仲尼一爲ニ先聖ニ。○春秋二仲釋奠とあるは、二仲は二月と八月と也、江家次第に、二月八月上丁日若廢務者中丁行レ之、若又延引者停止不レ用ニ下丁ニ當ニ園韓神祭一同日行レ之、諒闇年停止、と見ゆ、釋奠とは、令義解に、釋菜奠幣とあり、これ禮記王制より出でたる字なり、萬葉緯頭書云、釋奠始ニ于文武天皇大寶元年二月ニ後花園院寛正年中其禮尙未レ廢、迨ニ乎後土御門帝應仁元年大亂ニ逢ニ洛中之兵燹一其禮絶矣、自ニ大寶一至ニ應仁一凡七百六十七年。○東西二曹、本朝文粹に、伏撿ニ故實一菅原大江兩氏、建ニ立文章院ニ分ニ別東西曹司ニとあり、菅江は紀傳の儒なり、紀傳は文章を主とする故に、文章院を寮內に建て、その院に二曹を置けるよし也、かゝればこの二曹は、文章院內にありて大學寮中のものならず、此抄のかきさま今少し事ゆかず、さて東曹の祖は江音人卿、西曹の祖は菅淸公なり、その事も文粹にみゆ。○非儒、古注云、非ニ譜第儒者ニ云ニ之非儒一。○出身之儒とは、出身すべき儒といふことなり。

助　（相當正六位下　唐名國子司業）

權助

諸大夫任レ之。

大允　（相當七位　唐名國子司丞）

少允

近代六位侍任レ之。

大屬　（唐名國子主簿）

〔園韓神祭〕宮內省の祭神園神（大物主神）及び韓神（韓神及び少彦名命）を祭る儀、二月及び十一月中丑日に行ふ。

〔禮記王制云々〕同篇に、釋レ菜奠レ幣禮ニ先師一也とあり

〔萬葉緯〕萬葉集の參考書を抄出編輯せる書、今井似閑の撰にて廿卷也。

〔江音人卿〕備中介大江本主の子、左衞門督兼撿非違使に至り、元慶元年薨ず、性博學能文、貞觀格式の撰に預る。

〔菅淸公〕遠江介菅原古人の子、從三位文章博士に至り天長九年薨ず、凌雲集、文華秋麗集の撰に與る。

〔少屬〕相當從八位下（大屬は從八位上）也。

〔類史〕類聚國史の略稱也、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六國史を類聚せる書にて、菅原道眞の撰也。

〔陶穀〕字は秀實、新平の人、後周及び唐朝に仕ふ。

〔古弼〕後魏太武帝の臣也。

〔張文瓘〕字は稚圭、武城の人、高宗の時宰相たり。

少屬

文章博士二人

相當從五位下
唐名翰林學士又翰林主人

〔頭注〕文章博士は、令集解に、神龜五年七月格、文章博士一員云々、かゝれば文章の名、令外にはあれどもいたくふるし、類史に、大同三年二月、減直講博士一員置紀傳博士、また同史に、承和元年四月勅宜停紀傳博士、加置文章博士、其紀傳得業及徒亦停之、と見ゆ、神龜には文章一員なりしを、この時一員を加置かせられて二員となれり。

紀傳道儒士之撰也。異朝殊重之、居此職者必轉于參政也。又詔勅等悉學士之所書也。本朝同雖主文章、於詔勅者、內記之所掌也。

〔頭注〕紀傳道とは史學の事也、故に文章を主とす、卽承和元年に紀傳を停めて、それを文章にせられたるを以て知るべし、博士の名に負ふことは停められたれど、其道を停められたるにはあらず、故に紀傳の道を學びし人を文章博士にせらるゝなり。〇轉于參政の政字、板本議に作る、誤也、辨疑云、こゝは異朝の事を記し玉ふゆゑに、古本には參政とあり、參知政事の官をいふ、宋職源云、乾德三年太祖召陶穀問曰、下丞相一等有何官、對曰、唐有參知機務參知政事、今可用之云々、といへり、その參知政事は、唐よりもふるくあり、事文類聚に、後魏古弼爲尙書令參知政事、これなり、その後なるは同書に、唐劉洎張文瓘皆參知政事。

博士一人

相當正六位下
唐名大學博士

〔頭注〕博士、此抄に文章の下に書たりといへども、これはその位次に依てなり、大學に於ては博士主たるべきこと勿論也、令條に文章明法の兩博士なく、紀傳も律令も共にこの博士より兼れたり、これに依て明經博士と稱せずしてたゞ博士といへるものなり。

明經道之極官也、中古以來。淸中兩家。依二位次一任レ之。號二大博士一。近代五位已上之官也。

〔頭注〕淸中兩家云々、淸原と中原となり、古注云、以二當道一兼二外史局務一爲二先途一。○大博士、下學集云、明經博士大儒。○近代五位官也の位下、一本已上之の三字あり、古本は脫せるなるべし。○五位已上の五字、一本六に作る、但六のまゝなるをよしとせん歟、官職秘抄に、叙二四位一後猶有二不レ去例一これ五位已上の謂なり。

助教二人　相當正七位下　唐名國子助教

同道輩任之近代五位已上之官也

直講二人　相當正七位下　唐名直學士

〔頭注〕直講、令外也、令集解に、神龜五年七月直講三人云々、この時始て置る歟、然るを上にいへる如く、大同三年に一員を減じて紀傳博士を置く、これより二人になれり、古注云、唐憲宗朝有二直學士一當二本朝直講一。

同レ上。

音博士二人　相當從七位上　唐名音儒

〔頭注〕音博士云々の音は漢音也、皇國は吳地に近き故にや古より吳音なれやすき事、日本紀略に、延曆十一年勅明經之徒不レ可レ習二吳音一、發聲誦讀熟二習漢音一、とあるを以て知るべし、佛書も漢音なるべきよし類史に見ゆ、今は儒書は漢佛書は吳也、その音は文選爾雅に依て學ぶなり。

同道末儒官也。近代五位已上。

〔下學集〕和學の字書にて、天地等十八門に分類せり。

〔憲宗〕名は純、順宗の長子、唐第十一世の帝也。

〔日本紀略〕神代より後一條天皇までの編年略紀也、撰者詳かならず。

〔文選〕詩文の撰集にて、梁の昭明太子蕭統の撰也、

〔爾雅〕諸般の事物につき古今の文字を說ける書、十三經に列す、漢代の撰なるべきも、撰者詳かならず。

書博士二人 相當從七位上 號書儒

〔頭注〕書博士は字樣を解する事をせず、筆迹を美しくするを習ふ、令集解に不レ依下知二字體一之說上とあるが如し。

同レ上。

明法博士二人 相當正七位下 唐名律學博士

〔頭注〕明法とは律令の法制に明なるよし也、考課令に、凡明法試二律令十條一、かくあれども職員令にその名を載せざるは、博士より兼ればなり、博士より兼るからに、律令を以て試を受る事も學生の兼業なり、されば紀傳明經明法ともに、令條にては博士これを兼掌ること上にいへるが如し。

明法道之極官也。中古以來。坂上中原兩流。爲二法家之儒門一。以二當職一爲二前途一。

算博士二人 相當從七位上 唐名算學博士

算道之極官也。算道者三善氏傳レ之。仍一人者必用二其家儒一也。今一人小槻氏任レ之。善家者習二算術一也。小槻氏者爲二諸國調賦算勘一。居二其職一云々。

凡四道儒者。第一等秀才。第二等明經。第三等明法。第四等算道也。見二令條一。紀傳儒者。古來多有二登用之人一。大業之儒任二大臣一。菅氏。及栗田大臣在衡公等是也。至レ今日野南家儒昇二納言一。日野俊光卿始任二大納言一畢。菅家相續又任二參議一者也。明經者。昔愛成爲二寬平侍讀一聽二昇殿一。其後淸中兩流。立二其家一以來。以二外史局務一爲二先

〔考課令に云々〕同令に、凡明法試二律令一十條、律七條、令三條、識二達義理一、問無二疑滯一者爲レ通、粗知二綱例一、未レ究二指歸一者爲レ不、全通爲レ甲、通八以上爲レ乙、通七以下爲二不第一とあり。

〔日野俊光卿〕資宣の子也。

〔愛成〕本姓六人部、兄永貞と共に善淵姓を賜はり、共に儒を以て朝に仕へ大博士となる。

〔清原良枝眞人〕良季の子也。

〔允亮〕姓は惟宗、藩別秦氏より出づ、允亮最も明法の家職に長じ、其著政事要略、類聚判集等世に名高し、

〔九章〕方田以下九種の算法を記せる書也。

〔善相公〕三善清行なり。

〔辛酉革命云々〕昌泰三年、清行書を道眞に呈し、明年辛酉にて恰も革命の年に當れる故、速に官を退き禍を除くべしと勸めしを云ふ。

〔書經堯典に云々〕同篇に、疇咨若時登庸、とあり。

〔爲長〕長守の子也

途。或以候院上北面列執政家別當為極望。近至先朝。清原良枝眞人。為二代侍讀為七旬耆老。日奉授六經之説古今未曾有云々。仍有勅問被聽昇殿。其子賴元。又追父跡昇殿畢。明法者昔允亮道成等。以當道任廷尉佐勘解由次官等。坂中兩家立家以來以廷尉法儒大判事為先途又候院下北面執柄家已下侍所輩等有之。中原章職其孫章任等依為侍讀致訴訟被聽院上北面。其後章任被任修理權大夫畢。算道者當初乜微々也而三善雅衡屬權貴起其家子孫補六位藏人至遠衡與衡者剩聽仙籍訖

〔頭注〕善家者習算術、の算術は學令に算術明術理、と見えて、九章海島周髀などの類の算書を明らめ隱を求め微を知るを旨とす、善相公の辛酉革命の運を推て菅丞相をいさめられたるなど斯道にくはしきが所致也。○調賦算勘とは諸國の貢物を調といひ、庸役を賦といへるなり。○秀才、令集解古記に謂、文章生とあり、これを第一とせるは往昔は作文を難しとせしゆゑなり、今世に於ては明經最たるべき歟、かくてこの四等みな學士難易の次第也、博士優劣の順路として看るべからず。○見令條、とは學選敘考課の三令をさす。○登用は書經堯典に登庸と見えて、注に庸用也。○大業は大才といはんが如し。○菅氏古注云、菅原道眞昌泰二年任右大臣。○粟田大臣、同云、藤原在衡安和二年任右大臣、天祿元年左大臣。○日野は右大臣藤原眞夏の後裔北家の支流也。○南家は藤原武智麻呂の後裔也、淡海公に四男あり、一男武智麻呂を南家といふ、二男房前を北家といふ、續紀天平寶字四年八月の件に南北兩左大臣とあるこれなり、三男宇合を式家といふ、式部卿たりしゆゑなり、四男麻呂を京家といふ、左京大夫たりしゆゑなり、大鏡に不比等の大臣男子四所を、四家となづけてみな門をわかち玉へりといへり。○日野俊光卿始云々、とは中絶して又始たるをいふ、日野の祖眞夏は右大臣なりしかども、後葉沈淪したりけるに、俊光に及てまた始て大納言になれる也、古注云、文保元年六月任大納言。○菅家相續とは、日野南家等に相次での義也、されば續は次の借字なり、古注云、聖廟以來爲長卿任參議為長者、土御門順德後堀川後嵯峨侍

〔文德實錄〕文德天皇御一代の實錄にて、淸和陽成二帝の勅撰也。
〔中原康富記〕應永八年五月より康正元年十二月に至る康富の日記也。
〔名目抄〕種々の事物の名目を揭げ、訓法及び意義を說ける書、藤原實熙の撰也。
〔梅窓筆記〕京の國學者橋本經亮の考證隨筆也。
〔爲經卿記〕中納言藤原爲經の記錄也
〔實氏公〕公經の長子、土御門以降六朝に仕へ、寬元四年太政大臣に任じ文久六年薨す。
〔後深草帝外祖〕實氏の女佶子（大宮院）は後嵯峨帝の皇后にて後深草、龜山二帝の母后也

讀也、又長祿文明以後或納言云々、かゝれば此抄の比は菅家に納言の儒なきほど也、故に參議とのみのたまへり。○愛成、善淵氏也、文德實錄の撰者の一人也、古注に、中原康富記を引て云、宇多御時侍讀博士善淵愛成、仁和四年十月以二周易一奉レ授二天皇一之日、叙二正四位下一とあり。昇殿の事は所見なけれども、正下加階の殊恩をおもへばかならず然あるべし。○立二其家一とは明經の儒家を立てたるなり。○先途は至極の處也。○上北面、これ諸大夫之列也、下北面は侍の品をいふ、名目抄襲臚嘶條等の說しかり、北面は上下共に所の名也、梅窓筆記に、爲經卿記寬元四年二月廿一日、院上北面始也、上北面以二殿上北面二間一爲二其所一、下北面副二北築地一有二五間屋一以二件屋一爲二其所一と見えたり、著聞集に上北面には重輔朝臣一人で侍る、この上下北面は白河天皇脫屣の後に始て置れたり。○執政家別當は攝家の家事を掌る人をいふ、大臣家にはなきものなり。○先朝は後醍醐天皇也。○二代板本二人に作る、誤也、古本を以て改む、後宇多後醍醐の二代也、二代の事下に論す。○爲二七旬耆老一の爲字、板本作に作る、誤也、古本を以て改む、耆老は極老といはんが如し、耆と老とを分ち看るべからず。○六經とは詩春秋易書禮記の五經に周禮をそへていふなり。○仍有 勅問一被レ聽二昇殿一とは執政大臣に勅問して、その可否を議て聽さるゝ也、古注云康富記云、元亨三年大膳大夫淸原良枝聽二內昇殿一、依 龜山後宇多後伏見後二條花園後醍醐東宮七代侍讀之賞一也、この記を以てみれば上に二代とあるは七代の誤歟、なほ考ふべし。○追二父跡一の追字、板本繼に作る、辨疑に古本追なるを以て、玉葉嘉應二年二月に、明日拜二任辨官一之後、可レ申二行政一、且追 父祖跡一とある旁例を引て改たるさること也。○昔允亮云々、古註云、允亮惟宗氏道成坂上氏也、官職秘抄云、明法博士兼二延尉佐一例、允亮兼二勘解由次官一、例道成。○廷尉法儒大判事三官各別也、廷尉は上なる廷尉佐にはあらず、故に古注に不レ可レ當 撿非違使佐唐名一、可レ當レ尉也見二使廳篇一とあり、法儒は明法博士をいふ。○執柄家已下侍所は攝關の侍所也、別當職事あり、拾遺集詞書に、淸愼公家のさぶらひにとある卽侍所の事也、源氏物語その他の書どもにも見ゆ。○其孫章任の孫字、諸本子に作れり、中原系圖章任は章繼の子章職の孫也、故に孫に改む、章職は後嵯峨後深草の侍讀、章任は後二條後花園の侍讀なり、章任の父章繼も侍讀たりしかど、上北面にはえ上らざりけん。○修理權大夫下卷修理篇に、四位五位殿上人或諸大夫任レ之頗規模也。○算道者云々、古注云、三善淸行以後、善家官位昇進尤二至極之人一。○起二其家一、古注云、三善氏西園寺家々司也、于レ時西園寺相國實氏公後深草帝外祖也、且西園寺家與二北條一修レ交事二權勢一、故雅衡屬二彼權貴一起二其家一。○聽二仙籍一とは殿上を聽されて日給簡に其名を記さるゝをいふ、仙字は凡人のえ上らぬ雲上の事なるゆゑなり、本朝文粹に、名字已削二子仙籍一と見えたり。

治部省　〔當唐禮部〕

〔頭注〕治部、類本民部の下にあり、これ周禮の天地四時の序次に合せんとてなりけり、周禮に依んには民部の下に置くべし、されど職員令すでに治民となりたれば、今みだりに改むべからず。

周禮春官大宗伯之職也。天地神祇之禮。此官之所レ掌也。本朝又當省掌二禮儀事一。准二唐禮一者。神祇官可レ屬二此省一也。當時此省所レ掌。雅樂事。僧尼度緣廟陵等事也。

〔頭注〕大宗伯、周禮春官に、大宗伯之職掌二邦之天神人鬼地祇之禮一と見えたり、本朝にては天神地祇いたく尊て別に神祇官を置けり、人鬼には穢忌の事あるゆゑに神祇にまじへずして此省に屬せり、これ和漢のけぢめなり、然るに此抄に天地神祇之禮として、人鬼二字を除けるは、准二唐禮一者云々といはんが爲也、その唐禮とは唐官の祠部をいふ、但六典にもまた、祭二天神地祇一享二人鬼一とありて、天神地祇とのみはあらざる事周禮に同じ、されば彼と是とをあはせては論じがたくなん。○雅樂の事、雅樂寮條にいふ。○度緣は度牒也、その書法、玄蕃式に見ゆ、令集解に、凡僧尼給二公驗一其數有レ三、初度給レ一、受戒給レ一、師位給レ一とあり、これ令制なり、延喜の頃になりてはやゝ異也、玄蕃式に、令レ度畢、省先責二手實一申レ官、與二民部一共勘レ籍、即造二度緣一通一、省寮僧綱共署、申二太政官一請レ印、即授二其身一、但沙彌尼度緣者用二省印一、これ初度也、同式に、凡沙彌沙彌尼應二受戒一者、先勘二會度緣一、然後受戒畢於二度緣末一注二受戒年月日并官人署名一、即捺二省印一以爲二記驗一、かく受戒の時なるは別に賜はでゝ、たゞ奥書を驗とするを以て令制にたがへるを知るべし、同式に僧の位記式を載せず、これ師位にたまふ公驗也。○廟陵はたゞ陵といはんが如し、伊勢八幡をば廟字の中に入るべからず。

卿　一人　相當正四位下　唐名禮部尚書大常卿

四位以上任レ之。多爲二公卿兼官一。

大輔　一人　權大輔一人　相當正五位下　唐名禮部侍郎

〔周禮〕天地四季に象りて官制を立て其職掌を細記せる書にして、周公旦攝政六年の作也。

〔六典〕周禮の別稱なるも、爰は唐六典を指す、玄宗皇帝が三師、三公、三省、九寺、五監、十二衛の六職を叙せる法典也。

〔多爲二公卿兼官一〕もと大中納言親王を以て任じ頗るこれを重じたるが、後世公卿の兼官多く、稀には四位殿上人を以て補するに至れり。

少輔　一人　權少輔一人相當從五位下　唐名同員外郎歟

名家五位任之。公達又任之。

大丞　唐名禮部郎中

少丞

六位侍任之。

大錄　唐名禮部主事

少錄

雅樂寮　唐名大樂署　音樂事也

〔頭注〕雅樂とは職員令に、雅曲正儛とありて、淫樂ならぬをいふ、和名抄に、宇多末比乃豆加佐とあり。

頭　一人　無權官相當從五位上　唐名大樂令協律郎

五位諸大夫任之。堪音律者。可應其選歟。

助　一人　權助一人相當正六位下　唐名大樂郎

權助

〔大丞〕定員二人、相當正六位下也。

〔少丞〕定員二人、相當從六位上也。

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

〔少錄〕定員三人、相當正八位上也。

〔頭〕その職掌は職員令に、掌文武雅曲正儛、雜樂、男女樂人、音聲人名帳、試練曲課、とあり。

六位諸大夫任之。

大允

少允

六位侍任之。

大屬　唐名大樂主事

少屬

玄蕃寮　唐名鴻臚寺掌諸蕃事并僧尼度緣事

〔頭注〕玄蕃とは令集解に、玄者遠也蕃者蕃也とあるに依て解べし、三韓その外の遠方の諸蕃をいふ、僧客を以て解くはわろし、唐にはこれを鴻臚寺といふ、源中最秘抄に鴻は聲の義也、臚は傳也、外の國の人のこゑを傳る心也と見ゆ、本朝には蕃人の舍る舘を鴻臚と號て、蕃人を掌る司をばしかいはず、その舘の事は河海に、桓武遷都之時、大宮東西被置鴻臚舘、而嵯峨弘仁年中以東鴻臚為東寺、賜弘法大師、以西鴻臚為西寺、賜守敏僧都、其後七條朱雀東西被置鴻臚舘、而令居蕃客於其中也と見えたるが如し、

頭　一人無權官相當從五位上　唐名鴻臚卿典客郎中

五位諸大夫任之、近例多以諸道輩任之、

助　一人相當正六位下　唐名鴻臚少卿

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員一人、相當從七位上也。

〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。

〔少屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔玄者遠也云々〕官職備考には、玄は遠なり、云々、諸蕃の入貢の事を天子へ奏達すると云ふの義を以て玄蕃寮と名づくとあり

〔鴻臚〕下記京都の外、太宰府にては博多、攝津にては難波に在りき

〔東寺〕京都九條に在る眞言宗の總本山にして、延暦十五年西寺と共に造り、弘仁十四年空海に屬せしむ、西寺は早く廢絶す。

権助　同六位任レ之。

大允　唐名鴻臚丞

少允
六位侍任レ之。

大属　唐名鴻臚史典客主事

少属

諸陵寮　唐名廟陵署
掌諸陵事

〔頭注〕諸陵寮は和名抄に依て、美佐々岐乃豆加佐と訓んことは論なし、されども言義美は御也、佐々岐は丘陵の事なるゆゑ、御亡骸を葬りたる處の稱にはあらず、たゞ小高き丘の名也、記傳に、某天皇の御陵など云ふときは美波加と云ふべく、其御陵を指ては美佐々岐といふべし、たとへば某處の美佐々岐は某天皇の御波加ぞなといはんが如し、陵字陵墓を兼ていふ、卽諸陵式に載たる御陵及び皇后の陵並皇子の墓大臣以上の墓等也、これらをことごとく總へ掌るといへども、その祭ることは遠近の差別に依て等差あり、されば神代の三陵を始め代々の陵墓いと多かれども、遠陵遠墓近陵近墓の別を建て、奉幣の定めをせられたり、但天安二年にその中より殊に十陵四墓を拔て近とし玉へること三代實錄に見え、延長八年に十陵八墓を近とせられたる事江家次第に見ゆ、これ漢土の毀不毀の制に倣へる歟、その內天智を近の第一とす、これ中興の主にて萬世不毀なればなるべし、當寮始めは司なりしに、天平元年に寮になれり、續紀に見ゆ。

〔神代の三陵〕諸陵式に、日向埃山陵（天津彥彥火瓊瓊杵尊、在二日向國一、云々）、日向高屋山上陵（彥火火出見尊在二日向國一、云々）、日向吾平山上陵（彥波瀲武鸕鷀草不葺合尊、在二日向國一、云々）とあるこれなり。

〔十陵〕爰に引ける天安二年の制によれば、天智、光仁、桓武、平城、仁明、文德、田原、崇道諸帝及び桓武母后嵯峨母后の十陵也其後屬加除あり。

〔毀不毀の制〕支那の廟制に毀廟とて七廟の中遠祖より順次に祧廟に移す制あり、但し太祖及び一世、二世の廟は毀廟せず、永く七廟に加ふ。

〔頭〕その職掌は、職員令諸陵司の條に、正一人、掌下祭二陵靈一、喪葬、凶禮、諸陵、及陵戸名籍事上とあるに准じて知るべし。

〔助〕相當從六位下なり。

〔大允〕相當正七位下なり。

〔少允〕相當從七位上なり

〔大屬〕相當從八位上なり。

〔少屬〕相當從八位下なり。

頭 一人 無權官相當從五位上 唐名廟陵令

近代賀家陰陽師五位已上任レ之。

助 一人 當名廟陵監

權助

大允 唐名廟陵丞

少允

大屬 諸陵錄事

少屬

爲二禁忌之官一仍寮頭之外强不レ任レ之。

民部省 當唐戸部

〔頭注〕民部省の一條、類本治部省の上にあり、周禮の天地四時の次に隨はんには然あるべき理也、されば准后の原書は民部治部とありけんもはかりがたし、通典に、初戸部居二禮部之後一、武太后改置二天地四時之官一、以二戸部一爲二地官一、由レ是遂居二禮部前一、とあり、六典も、郎戸部禮部也、但本朝にてはふるくより治部民部と次第したること、職

〔開皇〕隋第一世文帝の時の年號也。

〔廟諱〕廟に祭られし神の名を諱むを云ふ、爰は前帝太宗の名を世民と云ひし故、民字を諱みし也。

〔高宗〕太宗の第九子にして、名は治、唐第三代の皇帝也

〔百錬抄〕大治の頃より正元元年頃に至る雜事を記せる書、十七卷也。

員令以下みなしかれば、今もこのまゝにてありぬべし、周禮の例に合せんとて前後にするは主を棄て客に隨ふ也、さて此官六典の注に依るに、漢土にては漢に民曹といひ、後漢に民曹功作を兼たり、北齊には民曹なくて度支を置けり、後周々官に依て地官大司徒とす、隋初にまた度支とせしを、開皇中に改て民部とす、唐もこれに因たりしに、貞觀廿三年に始て戸部とせり、かく戸部とせるよしは通典に、永徽初復改㆓民部㆒爲㆓戸部㆒、廟諱故也、太宗在位詔、官名及公私文籍有㆓世民兩字㆒不㆓相連㆒者並不㆑諱、至㆓高宗㆒始諱㆑之、とあるが如くなるべし、然るに六典注には貞觀廿三年と見え、通典には永徽初とありて、紀年たがへるが如くなれども、二十三年が太宗の崩年にて、永徽はその翌年なれば、太宗崩後やがて戸部と改りて、永徽元年より此名に定れるなるべし。

周禮地官大司徒之職也。邦國土地之圖。戸口人民之數。此官之所㆑知也。本朝又如㆑此。天下之戸口皆掌㆑之。又有㆓圖帳㆒。國郡牓示。載以明白。謂㆓之民部省圖帳㆒。

〔頭注〕周禮地官大司徒之職也、通典に、按今戸部之職、與㆓地官之任㆒雖㆓亦頗同㆒、若徵㆓其承受㆒考㆓其沿襲㆒、則戸部合㆑出㆓於度支㆒、度支主㆓計算㆒之官也、算計之任本出㆓於周禮天官之司會㆒云、これに依るに周禮の地官にあてゝいはんもいたくたがへるにはあられど、その源に溯れば天官の司會なり、彼方にてすら、かく古今の配當はしがたき事なるを、まして此方の官と合せんこと、いかゞたからざらん。〇戸口の戸は家なり、口は人なり、家數人數をいふ。〇民部省圖帳は、續紀天平十年八月、令㆘天下諸國造㆓國郡圖㆒進㆖とあるこれなり、百練抄に、嘉祿二年九月、盜人切㆓穿民部省文庫㆒、盜㆓取文書等㆒了、諸國圖帳少々紛失。

卿

一人（相當正四位下　唐名戸部尙書）

當省卿者。雖㆑爲㆓四位相當㆒。古來公卿兼官也。仍無㆓四位拜任之例㆒。多是納言以上兼㆑之。仍中式之外。以㆓此卿㆒爲㆑重也。

〔頭注〕納言以上兼㆑之、官職秘抄云、必爲㆓大中納言㆒、而近年及㆓參議散三位㆒、百寮訓要云、宿老の納言なることなり、治部卿よりは執しけるにや、諸國の事などを取沙汰して天下の大事をいろふべきゆゑなり。

〔平治物語〕平治の兵亂を記せる書にて三卷あり、葉室時長の作と傳ふるも明かならず

〔文粹〕本朝文粹の略也、賦、雜詩、勅書、官符以下凡そ三十三部に分ち我國の漢詩文を集錄せる書にて、藤原明衡の撰也。

〔大丞〕相當正六位下也。

〔少丞〕相當從六位上也。

大輔一人 相當正五位下 唐名戶部侍郎

權大輔

少輔一人 相當從五位下 唐名同員外郞歟

權少輔

名家輩任之、未取下之官也。

〔頭注〕名家の事既にいへり、秘抄云、民部輔殊知吏途之法者任之。〔〕未取下とは此官に任じたる人を他より輕しめくたさぬよし也、平治物語に、少納言は一の人もなりなどして、さうなくとりくたさぬ官也とある語意をおもふべし。

大丞二人 唐名戶部郎中

〔頭注〕大丞令には一人なり、類史云、延曆九年二月加置大丞一人。

少丞二人

可然六位侍任之、必可叙爵、故爲重職也、見式部丞之所。

〔頭注〕爲重職也云々、式部篇に此省の丞を引て、叙爵の後民部大夫と稱するよしを載せたり、丞にて執するは式民の二省なり、叙爵の後かならず受領となるゆゑなり、文粹に、自此省丞開榮爵者皆无賢愚併任受領。

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

〔少錄〕定員三人、相當正八位上也。

〔調〕諸國の土産を定規によりて朝に納めしむるを云ふ崇神紀十二年の條に、秋九月甲戌朔己丑、始挍二人民一、更科二調役一、此謂二男之弓弭調、女之手末調一也とあるを史に見えし初めとす。

〔庸〕正丁に課したる夫役の替として出さしむる布米等を云ふ。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員もと一人、延暦九年一員を加ふ、相當從七位上也。

大錄　唐名戸部主事

少錄

主計寮　唐名金部又度支

〔頭注〕主計は職員令に、掌下計二納調及雜物一支二度國用一勘中勾用度上とあり、その雜物とは、義解に依るに、庸及諸國貢獻物なり、されば租調庸の內租は主税、調庸は主計なり、この調庸に依て一年國用の支度をなす也。

頭　一人　無權官相當從五位上　唐名金部郎中又度支郎中

諸道中爲二五位一者任レ之。

〔頭注〕諸道中云々、官職秘抄云、大外記大夫史諸道博士任レ之、就レ中至二算博士一者必兼二頭助主税一亦同。

助　一人　權助一人相當正六位下　唐名金部員外郎

同輩爲二六位一者任レ之。近代五位任レ之。

〔頭注〕近代以下六字、古本類本共に大書とす。

大允　唐名度支部郎

少允

六位侍任レ之。

〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。

〔少屬〕定員もと一人、延暦九年十人を加ふ、相當從八位下也。

〔計帳〕諸國所管の戸口、課不課の戸口明納書、年所の調庸、雜物等の數を記せる帳簿にて、又た大計帳、大帳とも云ふ、四度公文の一にして、每年大計帳使を以て官に上る、

大屬　唐名度支主事

少屬

算師　相當從八位下　唐名金部計史

〔頭注〕算師の二字古本にはあり、類本にはなし。

主稅寮　唐名倉部又云屯田

〔頭注〕主稅は職員令に、掌倉廩出納諸國田租舂米、と見えて、租稅は此寮の所納也、百寮調要に、大炊寮に納むべき米などを、此寮よりかぞへ入る也とあるは非なり、義解に依るに、諸國の舂米を廩に納むることは、主稅に掌れども、大炊寮に納る員數の算勘は主計の任なり。

同前。

凡主計主稅。謂之二寮。當寮頭助爲重任。給爵之後任受領云々。近代必不然也。

主計者掌天下戸口員數算勘也。主稅者掌正稅也。依之多者諸道輩任之。

〔頭注〕謂之二寮云々、朝野群載云、二寮者本算道之官也、聖代應其撰、往古任此官之輩、多是非本道儒學之士成業給爵之生、是則携勾勘、掌諸之賦斂、傳術數、備一朝之規摸故也。○戸口員數算勘とは、每年諸國より奉る計帳に依り、調庸を輸すべき戸口の數をつもり、調庸の物を算し勘ふること也、戸令に計帳のことあり。○正稅は卽租也、租を貯へ置くを稅といふ、續紀延暦四年七月、勅曰、正稅者國家之資水旱之備也。

兵部省　當唐兵部

〔賀陽親王〕桓武天皇の第七皇子也、齊衡中二品に叙せられ、貞觀十三年太宰帥となり、同年薨す。

〔貞眞親王〕淸和天皇の第九皇子三品也、永平二年薨す

〔其外にも云々〕文德天皇の皇子惟恒親王、醍醐天皇の皇子有明親王、村上天皇の皇子慶平親王、同致平親王、三條天皇の皇子敦平親王等何れも兵部卿に御座せり。

周禮夏官大司馬之職也、軍旅兵馬。及諸武官之籍、皆是當官之所レ掌也。本朝又同レ之。

〔頭注〕周禮夏官大司馬之職、掌下建二邦國之九法一以佐レ王平二邦國一、制二畿封國一以正二邦國上云々、鄭云馬武也。○軍旅は周禮に、萬二千五百人曰レ軍、五百人曰レ旅、これは周禮の文を引る所なるゆゑにかゝれども、本朝にも軍旅の制あれば心得おくべき事也、そは軍防令抄に、一萬人以上爲二大軍一、五千人以上爲二中軍一、三千人以上爲二小軍一とあるこれ軍也、また軍防令に、旅帥統二一百人一とあるこれ旅也。

卿　一人 相當正四位下 唐名兵部尚書

近代多爲二公卿以上兼官一。四位不レ任レ之。或又親王任レ之。凡八省之中、中務式部親王官也、兵部時々任レ之。此外不レ任二親王一。公卿以上任レ之。民部兵部此爲レ重、治部刑部其次也。大藏宮內又其次也、然乃近代治部刑部大藏宮內、雖二四位侍臣一任レ之。民部兵部更不レ任二四位侍臣等一也。

〔頭注〕兵部時々任レ之、官職秘抄に、中務式部兵部の卿は必以二親王一任レ之とあり、これに依れば時々の字的當ならず、されどもこの卿の親王なりし例、桓武の皇子賀陽親王、淸和の皇子貞眞親王、後醍醐の皇子護良親王など其外にもいと多かり、みな定例にはあらず、たゞ時々の事とおもはるれば、秘抄のかたは非なるべし。○近代の二字、古本類本ともにあり。○四位侍臣の位字、板本品に作れり、古本を以て改む、侍臣とは殿上人也。

大輔　一人 相當正五位下 唐名兵部侍郎

權大輔

少輔　一人　相當從五位下　唐名同

權少輔

名家五位任之。公達又任之。八省輔之中。民部治部兵部名家執之。仍地下諸大夫等。細々不任之。

〔頭注〕輔字類抄无し。○民部治部兵部名家執之、名家の事は拜官の篇にいへり、學才の名譽ある人をさす、學才あるゆゑに拜官の規模とす、藏人篇に、先任治民兵等輔、次輔五位藏人、次位拜官、是順路也とあるにて知るべし。

〔大丞〕定員一人、相當正六位下也、

大丞　唐名兵部郎中

〔少丞〕定員二人、相當從六位上也。

少丞

六位諸大夫幷譜第可然之侍任之。當省丞不爲重職。式兵相並故武官除授等令奉行之。近來無沙汰。不可然事歟。

〔頭注〕諸大夫の事、大納言の篇、侍のこと、中務の篇にいへり。○式兵相並故云々、この事式部篇二省丞の注にいへり、文官武官を以て對へいふときは二省は式兵也、昇進のかたを以て并べいふときは二省は式民也。○除授とは任官を除といひ、進位を授といふ。○近來無沙汰云々、鎌倉建立より以來、武官の事將軍家に取あつかひて兵部の政空しくなれるゆゑなり。

〔鎌倉建立云々〕建武中興に至りて護良親王を兵部卿となし、大に兵權を振興せしも、幾ならずして天下擾亂し有名無實のまゝとなれり、

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

大錄　唐名兵部主事

〔少録〕定員三人、相當正八位上也、其下に史生、書生、省掌、使部、直丁等の諸員あり。

〔敏捷く云々〕古事記傳に、猛勇を波夜志とも、登志ともいへれば、波夜と云に、猛勇き意もあるなり、隼字を書くことは、迅速きこと此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなりとあり。

〔火闌降命〕瓊々杵尊の御子、彦火々出見尊の御兄也、隼人の始祖となす說は信ずべからず

〔吠聲〕犬の吼ゆる如き叫聲を發するにて、もと聲衞の意に出づ。

少録

隼人司 〔唐名布護署 此已下諸司无權官幷次官〕

〔頭注〕隼人は紀傳に大隅薩摩二國の人にて、其國人は絕れて敏捷く猛勇が故に此名ある也とあり、これはもと神代紀に火闌降命、是隼人等始祖也、と見えて、令集解に良人也といへれば賤民にはあらざる也、大儀の日に吠聲をするを以て卑めおもふべからず、かく隼人はもと薩隅の國民にて鐃勇の者なるからに、京都に分番上下せしめて宮墻を護らしむ、これによりておのづから京及畿內近國に居住の者も出來たり、宮墻を護るが本職なるゆゑに、職員令にては衞門府の被管なり、然るに後紀大同三年に衞門府を左右衞士府に倂せられたるによりて、此司をば兵部に隷せり、その後弘仁二年に衞士府を改てまた左右衞門府とせられたれども、隼人はなほ兵部に隷したるまにて、後世まで移置のさたなし。

正 一人 〔相當正六位下 唐名布護將軍〕

諸大夫任レ之、但近代諸道及侍等多任レ之。五位六位共任レ之。但侍者五位之後可レ任レ之歟。

佑 〔唐名布護少尹〕

六位侍任レ之。元者八位官也。

〔頭注〕八位官の八上に板本正字あり、辨疑云、古本に正字无きを是とす、もし加ふべくば位下にも上字を加ふべし。

令史 〔唐名布護主簿〕

〔名例律〕大寶律の篇名也。

〔議親〕天皇三后の御親族也

〔議故〕久しく君側に侍したる者也。

〔議貴〕三位以上を帶する者也。

〔六議の人云々〕六議の人の外贖銅の制を適用する者少からず、職官志刑部省の條を參照すべし。

〔八虐〕謀反、謀大逆、謀叛、惡逆謀、不道、大不敬、不孝、不義等の八大罪を云ふ。

〔卿〕其の職掌は職員令に、掌二鞫獄一、定二刑名一、決二疑讞一、良賤名籍、囚禁、債負事上とあり。

刑部省　當唐刑部

〔頭注〕刑部省、和名抄に宇多倍多々須都加佐とあり、その訓義三代實錄に見えて職員令標注に載せたり。

周禮秋官大司寇之職也、斷獄刑法及諸訴訟、當省所レ掌也、本朝先例如レ此、然而被レ置二撿非違使一之後、刑部職掌有レ名無レ實、但行二贖銅等罪一之時、猶移二于當省一者也、

〔頭注〕當省の省字、辨疑に依て官に作るべし、諸本皆以上みな周禮の司寇の事にて、本朝の事ならねにこゝに當省とありては、下の本朝先例如此の六字かなはず。○被レ置二撿非違使一之後の被置の年月は、下卷使廳の篇に論ぜり、使廳に所掌と刑部の所掌とかはる事なし、故に刑部の職みな使廳に移りて刑部は名のみになれり。○贖銅とは五刑を贖ふ銅也、五刑とは笞杖徒流死なり、名例律に六議といふ事あり、そは議親議故議賢議能議功議貴の六也、この六議の人の犯罪などは贖銅にて免したまふ、もし銅なければ准じて錢を徵す、延喜式にそのよし見ゆ、但六議の人といへども犯八虐殺レ人などの類は贖銅を用ひず、本刑に行るゝなり。○移二于當省一、とは贖銅は古制にて且撿非違使の任にあらず、故に當省に移す也。

卿　一人　相當正四位下　唐名刑部尙書

四位以上任レ之、雖二公卿一又任レ之、

〔頭注〕雖公卿云々、秘抄云、參議散三位四位官也。

大輔　一人　相當正五位下　唐名刑部侍郎

權大輔

〔大丞〕定員二人、相當正六位下也。

〔少丞〕定員二人、相當從六位上也。

〔義光〕新羅三郎と稱するは、賴義の三男にて、新羅明神社にて元服せる故也、兄義家と共に後三年役に功あり、從五位上刑部少輔に至り、大治二年卒す。

〔賴義〕鎭守府將軍源賴信の長子也。

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

〔少錄〕定員二人、相當正八位上也。

〔大判事〕その職掌は職員令に、掌下案二覆鞫狀一、斷二定刑名一、判二諸爭訟一、事上とあり。

少輔　一人　相當從五位下　唐名同員外郎歟

權少輔

名家五位。及諸大夫五位任之。近來雖侍五位任之。抽賞之儀歟。不打任事也。

〔頭注〕名家五位云々、名家諸大夫そのもとは一也、諸大夫の內にて名望ある優たる家を名家といふ、それより劣れるを諸大夫といふ、名家のことは辨官篇、諸大夫のことは大納言篇にいへり。

大丞　唐名刑部郎中

少丞

六位侍任之。但雖諸大夫任之。賴義朝臣男義光。久爲刑部丞。

〔頭注〕賴義朝臣男義光云々、賴義の三男にて新羅三郎と號す、後附諸大夫篇に、源氏者賴義義家後胤、中略、自古諸大夫一列也とあり、義光の諸大夫たるこれを以て知るべし、さて諸大夫の當省の丞に任たる、此人のみにはあらざるべけれど、此人は武勇の名譽ありて、世に知れるゆゑに、抽出玉へるなるべし。

大錄　唐名刑部主事

少錄

大判事　相當正五位下　唐名司直許事

〔頭注〕大判事云々、職員令には大二人中四人少四人以上十人なり、同令に解部といふ者大中少六十人あり、これ

罪人を鞫窮し自狀を作る、判事これを按覆し刑名を斷定して、鄕大輔と共に罪名を定る也、故に此寮明法道の極言たり、かくて後解部は大同三年に廢されたり、

明法道輩任之、爲被官、

中判事　一人近代不任之

少判事二人　相當從六位下　唐名大理丞

明法道輩兼之

大屬　唐名大理錄事　評事主簿

少屬

囚獄司　唐名囹圄署　掌獄合官

〔頭注〕囚獄司、和名抄に比止夜乃豆加佐とあり、人屋の義なるべし、按に木を置く所を木屋といひ、魚を置所を魚屋といふ類にて、罪人を置く處なるゆゑに人屋といふ、人の住む家といふとは義異也。

正　一人　相當正六位上　唐名[illegible]獄令

佑　相當從七位下　唐名[illegible]獄丞

令　史　唐名獄史

〔解部〕職員令に、大解部十人、掌レ問ニ窮爭訟一、中解部廿人、掌同ニ大解部一、少解部卅人、掌同ニ中解部一と見えたり。

〔大屬〕職員令に、二人、掌レ鈔ニ寫判文一とあり。

〔少屬〕定員二人也

〔正〕職掌は職員令に、掌下禁ニ囚罪人一、徒役、功程、及配決事上とあり。

〔令史〕大令史一人（相當大初位上）、少令史一人（相當大初位下）あり。

〔日本紀通證〕日本書紀の通釋書にて谷川士清の著、三十五卷也。

〔切下文〕その名義につき倭訓栞に、一紙の中に數條を載する故に、一切一切分ち書くを以て、切下文と云ふ歟、切紙の類にやとあり。

〔近國云々〕延喜式によれば、畿內五國、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、近江、美濃、若狹、丹波、丹後、但馬、因幡、播磨、美作、備前、紀伊、淡路は近國、遠江、駿河、伊豆、甲斐、飛驒、信濃、越前、加賀、能登、越中、伯耆、出雲、備中、備後、河內、讃岐は中國、其他は遠國也。

近代不必任此司。若憚名號歟。

〔頭注〕若憚名號歟、百寮訓に、呼名も不吉によりて、いたく近代の人の任ぜぬ事にてあれば、記し侍らずといへるが如し、按にたとひ名號不吉なりとて、囚獄の官なくてかなふべけんやは、これ鎌倉以來賞罰の權武家にうつりて、有名无實なる故也。

大藏省

唐名大府寺

周禮地官戶部之屬歟。本朝別置當省。不叶異朝之准據者也。此省掌諸國租稅。諸公事之時。成切下文。令支配于國々矣。

〔頭注〕地官戶部之屬歟、これ漢土の六部を本朝の八省に比んとするより、おのづから理に當らぬ事も出くるなり、戶部之屬歟とは、戶部は戶口を掌る官にて本朝の民部也、その戶口より輸す物を掌るゆゑにいひもてゆけば、戶部之屬なりとの意也、然れども日本紀通證に、或曰、按周禮天官之下有大府、掌九貢九賦九功之貳、以受其貨賄之入、大藏掌金銀珠玉銅鐵之屬、郎當近之、謂地官戶部恐非。○不叶異朝之准據者也、これ本朝の官制を漢土に准據せんとて、かゝるあぢきなき事をばのたまへるなり、彼は彼是は是、叶はぬこそさる事なれ。○掌諸國租稅の租稅二字調庸に改むべし、租稅は民部の掌る處也、賦役令に、調庸物云々、義解云、輸納於大藏省、これなり、租稅は京には運送せず、國々に積置く也、京に運送するは、調庸と大炊寮に用ふる舂米となり。○成切下文を類文に切を功に改て、成功下文と讀るは非也、成功の事大藏にあづかるべからず、切下文とは、今いふ切手また切符などといはんが如し、これは賦役令に依るに、調庸の物近國は十月、中國は十一月、遠國は十二月までに、大藏省に納る制なれども、中古以來國司の政等閑にして、京庫の輸納如法ならぬからに、支用不足に至る事多し、さる時には、大藏省より調庸運送のとゞこほれる國へ切下文を送り、催促するなり、くはしくは別記にいへり。

卿 一人 相當正四位下 唐名大府卿

〔大丞〕定員一人、相當正六位下也。

〔少丞〕定員二人、相當從六位上也。

〔給ㇾ爵〕叙爵に同じ、五位に叙するを云ふ。

〔今昔物語〕和漢古今の雜話を集錄せる書、源隆國の撰にて、六十卷也。

四位以上任之。雖公卿又任之。

大輔　一人〔相當正五位下　唐名大府侍郎歟〕

權大輔

少輔　二人〔相當從五位下　唐名員外郎歟〕

權少輔

名家殿上人及地下諸大夫共任之。近代諸道及侍五位等又任之。八省輔中。頗被取下者也。仍可然之殿上人不望之。

〔頭注〕頗被取下とは人の望まざるをいふなり。

大丞〔唐名大府郎中歟〕

少丞

六位侍任之。昔者爲重職。給爵之後任受領云々。

〔頭注〕昔者爲重職とは令制行れて、調庸京都に納まりし昔は、輔以上とはたがひて、丞以下はおのづから調庸の殘物を私に取用ひなどして、家内も溫かなりしからに、權貴のかたにもまひなひして、外の丞よりはよく用ひられ、五位になりて、受領に任じたるよし也。今昔物語に、紀助延といふ者、大藏丞にて富たりしかば、米を貸して利を得しゆゑに、叙爵の後萬石大夫といはれ、空吹上に御はかし取出で、大藏史生の家に、錢十五貫の質にお

きし事見えて、史生に至るまで、米錢に自由なりしさまどもをいへり。

大錄 〔唐名大府主簿〕

少錄

織部司 〔唐名織染署 掌織部事〕

〔頭注〕織部は職員令に、錦綾紬羅及雜染とありて、大藏に納むべき絹布の別制のものを掌る也、されば此司にて、織調るものは戸口に課する調とは別也。

正 一人 〔相當正六位下 唐名織染令〕

五位諸大夫。諸道輩等任之。昔者當司正。依功勞任受領云々。

佑 〔相當正八位上 唐名織染令〕

六位侍任之。

令史 〔唐名織染史〕

宮內省 〔當唐工部 又云司農〕

周禮冬官考工之職也。百工事當官所掌也。本朝又如此。宮內大小務。又此省知

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

〔少錄〕定員二人、相當正八位上也。

〔織部司〕令制によれば、本司の外大藏省の被官に、典鑄、掃部、漆部、縫部の四司ありしが、典鑄司は寶龜五年内匠寮に併せ掃部司は弘仁十一年内掃司と併せて一寮となし宮內省の被管に移し、漆部司は大同三年內匠寮に併せ、縫部司は同年縫殿寮に合併せり。

之。其職似レ分ニ中務一。

〔頭注〕周禮云々は、周禮の考工記曰、國有ニ六職一百工與居レ一焉、或坐而論レ道、或作而行レ之、或審曲面執、以飭ニ五材一以辨ニ民器一、或通ニ四方之珍異一以資レ之、或飭レ力以長ニ地財一、或治ニ絲麻一以成レ之、これに依ればもつぱら百工の事也、職官志に、此准ニ唐六部一乃爲ニ工部一、獨以ニ其所レ管有ニ木工寮一焉、然其實應レ當ニ殿中省一、殿中省置ニ卿丞等官一而掌ニ乘輿服御之令一者、且其所レ管六局尙食尙藥尙衣尙舍尙乘尙輦、今宮內之名與ニ殿中一相似而其所レ管亦同レ之、內膳司即尙食局、主殿寮尙舍尙輦二局倂也、而中務之所レ管亦與レ之同、是以縫殿寮即尙衣局、內藥司即尙藥局、職原抄宮內省是似レ分ニ中務一者以レ此故也、これを見れば工部に當るはしひごとなり。○當官所掌の官字、板本省に作れり、今上例に依て改む。○似レ分ニ中務一は上にあげたる職官志の說に從ふべし。

卿　一人〔相當正四位下　唐名工部尙書殿中監光祿少卿司農卿〕

四位以上任レ之。雖ニ公卿一又任レ之。

大　輔　一人〔相當正五位下　唐名工部侍郎〕

權大輔

少　輔　一人〔相當從五位下　唐名同員外郎歟〕

權少輔

名家殿上人。及諸大夫五位任レ之。

大　丞〔唐名工部郎中〕

〔工部〕百工を掌る官にて、後周の時に始まる。

〔殿中省〕殿中を監督する唐の官名也、事物紀原に、魏置ニ殿中監一、而北齊以屬ニ門下一、隋大業三年、分ニ門下太僕二局一、取ニ殿內之名一、爲ニ殿內監一、唐爲ニ殿中省一也とあり。

〔卿〕その職掌は職員令に、掌下出納、諸國調、雜物、春米官田、及奏ニ宣御食産一、諸方、口味事上とあり。

〔大丞〕定員一人、相當正六位下也。

〔少丞〕定員二人、相當從六位上也。

〔大錄〕定員一人、相當正七位上也。

〔少錄〕定員二人、相當正八位上也。

〔神武紀云々〕同紀兄磯城御征討の條に、即作ニ葉盤（ヒラテ）八枚一、盛レ食饗レ之とあり、柏葉を刺合せて作れる食器也。

〔大夫〕その職掌は職員令に、掌ニ諸國調、雜物、及造ニ庶膳羞一、醯、葅、醬鼓、未醬、肴、菓、雜餠、食料、率ニ膳部一以供具事上とあり。

少　丞

六位之侍任レ之。

大　錄　唐名工部主事

少　錄

大膳職　唐名大官署又光祿掌所々饗膳事

〔頭注〕膳字をカシハデと訓は、神武紀の葉盤の釋に、柏葉（カシハニ）衝盛物也と見えたれば、上代しかありしによりて、食物を盛る器の名となれる也、さて膳字は、肉に从ひて食物の事なれど、これをカシハデと訓ときは、言のかた主となるゆゑ、食器の事となるなり、大膳の大は内膳の内に對す、大膳は臣下に賜ふ饗膳等の事を掌り、内膳は御膳の事を掌る。

大　夫　一人　相當正五位下元正五位上弘仁改從四位下　唐名大官令

權大夫

殿上人。四位五位地下諸大夫任レ之。華族殿上人强不レ任レ之。

〔頭注〕殿上人の人字板本なし、古本類本共にあり、今これに從ふ、殿上人は四位五位に限ること也、故に殿上人とだにあれば、四位五位といはでもよし、諸大夫には六位もあり、故に六位の任ぜられぬ官なれば、四位五位といはでは聞えぬなり、されば四位五位の四字は下に屬て看るべし、百寮訓要に、四職の大夫と申は、大膳左右京修理なり、地下の諸大夫などの殊に執し侍るにや。

亮（相當從五位下　唐名大官侍郎）

權亮

諸大夫侍共任之。諸司助之中。近代頗爲輕。而諸司助多是六位相當也。當職亮相當五位也。近代爲輕。不叶其理。

（頭注）諸司助の司字は官字に當て見るべし、たゞ寮職のたぐひの諸官をいふ。〇不叶其理、諸官の內にて司には助なし、寮助は相當六位也、當職の亮は五位なれば、六位の助より輕しとするは、理に合はざるなり。

大進（唐名大官丞）

少進

六位侍任之。

大屬（唐名大官史）

少屬

木工寮（唐名將作監　掌工匠事）

頭（一人　相當從五位上　唐名木作尹將作大匠）

權頭

（大進）定員一人、相當從六位下也。

（少進）定員一人、相當正七位上也。

（大屬）定員一人、相當正八位下也。

（少屬）定員一人、相當從八位上也、なほ此外、主醬二人（相當正七位下）主果餅二人（相當正七位下）、史生四人、膳部百六十人、職掌二人、使部三十人、直丁二人、驅使丁八十人を置く。

（頭）その職掌は職員令に、掌下營二構木作一、及採材事上とあり。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。〔少允〕定員二人、相當從七位上也。〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。〔少屬〕定員一人、相當從八位下也。〔常陸風土記〕元明天皇和銅六年の命に基き常陸國より獻れる風土記也。〔政事要略〕古來の法制に關すること記述せる書、惟宗允亮レ撰にても百卌卷なりしが今九卷を殘すのみ〔多米宿禰〕政事要略に、多米宿禰、出二自神魂命五世孫天日鷲命一也、四世孫小長田、稚足彦天皇(謚成務)御世仕二奉大炊寮一、御飯香美、特賜二嘉名一、負二賜御多米一云々とあり。

頭者、名家五位殿上人多任レ之。權頭者。諸大夫五位中可レ然之輩任レ之。

助　相當正六位下　唐名將作少匠

權助

六位諸大夫任レ之。

大允　唐名將作丞　或木作丞

少允

大屬　唐名左校史　又將作主簿

少屬

算師　唐名將作計史

〔頭注〕算師、令外也。

大炊寮　唐名大食署掌諸國御稻田及公私熟食等事

〔頭注〕大炊を和名抄に於保爲(オホヰ)と訓るは、假字たがへり、常陸風土記に、大生(オホヒ)里の件に、倭武命の故事を載て、取二大炊之義一名二大生之村一とあり、生をヒと訓るは、オヒのオを省けるなり。されば大生郎大炊の借字にて、大炊は大飯の義なり、政事要略に載たる多米宿禰の本系帳に、召二氏人等一令レ作二大飯一とあるを、姓氏錄に併せ考るに、大炊

寮御飯と見えたれば、大炊即大飯にて、和名抄の爲に作れるは誤なること明らかなり、飯を炊く寮なるゆゑに、旁注に、掌諸國御稻田、といへり、されど御稻田は畿内に置れて、廣く諸國にある田にあらず、かつ宮内省に掌りて當寮にはあづからず、そは職員令宮内省條に官田。義解に、謂供御稻田分置畿内者、名爲官田、と見え、宮内式に、凡營官田者、當國長官專當行事、若有遭損者省、遣丞已下一人史生一人巡撿、とあるを以て知るべし、但官田より得る處の米をば當寮に掌る、大炊式に、凡供御料糯粟並用官田、其舂得米一束二把五升、糯米亦同、とみゆ、かゝればこゝに注せんとならば、畿内御稻田所出之糯粟をなどゝやうに注せば合ふべからん歟、また旁注に公私熟食とあるは、公は當寮より内膳司に送る供御の米のことなり、これ官田所出之糯粟にて、凡供御糯米粟米舂備日別送内膳司、とみゆ、私は節會其外いつにても内裏に於て、王臣男女に玉ふ糯粟をいふ、この内には諸司宿直の熟食もあるべし、また米を以て充玉ふもあるべし、大炊式にくはしく見えたり。

〔分置畿内〕大寶令によれば、大和、攝津に各三十町、河内、山背に各二十町あり、延喜式によれば、山城國二十町（宮内省營八町、國營十二町）大和國十六町（省營九町、國營七町）河内國十八町（省營八町、國營十町）和泉國二町（國營）攝津國三十町（省營十五町、國營十五町）あり。

〔頭〕その職掌は職員令に、掌諸國舂米、雜穀、分給、諸司食料事、と見えたり。

〔大允少允〕令制允一人（相當從七位上）を置きしが、後世大少に分つ。

頭　一人（無權官相當從五位下　唐名大倉令導官令）

五位諸大夫任之、近代大外記中原師遠子孫相傳之、濫職中尤膏腴也。

助（唐名主簿）

權助

六位諸大夫任之。

大允（唐名大倉丞）

少允

六位侍任之。

大屬　唐名大倉史

少屬

主殿寮　唐名尙舍局掌殿上殿下灑掃事

〔頭注〕主殿をトノモト訓るは、トノモりの里を省ける也、旁注に殿上殿下灑掃とある、殿上の二字は非也、職員令に灑ニ掃殿庭一と見えて、殿下の灑掃をば掌れども、殿上の事には預らず、拾遺集に、殿もりの伴のみやつこ心あらばこの春ばかり朝きよめすなといふ歌を載たるも、禁中落花を詠るにて、庭上の事なるをや、されば殿上の二字削るべし、殿上の灑掃は、職員令掃部司條に鋪設灑掃とありて、掃部の掌る所なり、混ずべからず。

頭　一人　無權官相當從五位下　唐名尙舍奉御殿中監

五位諸大夫任レ之。近代小槻家隆職流相傳任レ之。

〔頭注〕小槻家の事、辨官條史下にいへり、隆職は師經の子也。

助　唐名尙倉直長殿中監

權助

六位諸大夫任レ之。

大允　唐名尙舍丞

〔大屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔少屬〕定員一人、相當大初位上也。

〔拾遺集〕長德年中花山院の勅によりて撰せる歌集にて廿卷あり、撰者は藤原公任と云ひ或は花山院御自身の撰なりとも傳ふ。

〔頭〕その職掌は職員令に、掌下供ニ御輿輦一、蓋笠、繖扇、帷帳、湯沐、灑ニ掃殿庭一、及燈燭、松柴炭燎等事上とあり。

〔大允〕令制によれば允一人（相當從七位上）なりしが後世大少に分る。

〔大屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔少屬〕定員一人、相當大初位上也。

〔頭〕職掌は職員令に、掌下諸藥物、療疾病、及藥園事上とあり。

〔和氣〕和氣清麻呂の子廣世典藥頭に任ぜられしを初めとし、子孫醫を世職となす。

〔丹波〕漢靈帝の裔阿智王より出て、康賴の時より醫を世職とせり。

少　允

六位之侍任之。

大　屬　唐名尙舍令史

少　屬

典　藥　寮　唐名大醫署又尙藥局

頭　一人　無權官相當從五位下　唐名大醫令尙藥奉御

醫道極官也、他人不任之。

〔頭注〕他人不任之とは、和氣丹波兩流の外の他人は任ぜずと也、京都に藥園あり、竹屋町の西也、今は田地となれり、その藥園の井を半井といふ、是に依て和氣氏を半井典藥といふ、また千本典藥ともいへり、半井家武家に屬して後は丹波氏のみなり、丹波氏を小森と稱す、今典藥頭に任じ宮內大輔を兼ぬ。

助　相當從六位下　唐名大醫正

權　助

同道五位六位共任之。

〔頭注〕同道、板本同罷に作る、今類本に從ふ。

〔大允少允〕令制にては允一人（相當從七位上）也。

〔大屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔少屬〕定員一人、相當大初位上也。

〔醫博士〕職員令に一人、掌下諸藥方脉經、敎二授醫生一等上とあり、其下に醫生三十人を置く。

大允 唐名大醫丞

少允

同輩門徒可レ任レ之歟。他人强不レ任レ之。

〔頭注〕門徒は門生に同じ、醫道和氣丹波の門生なり。

大屬 唐名大醫史

少屬

醫博士 相當正七位下 唐名大醫博士

醫道任レ之。近代多是五位也。

〔頭注〕醫道以下十一字、類本无。

女醫博士 相當唐名同上

〔頭注〕女醫博士とは女醫に敎授する博士にて女にはあらず、續紀養老六年十一月甲戌、始置二女醫博士一と見えて、令外也、玉葉、承安五年四月、召二女醫博士丹波經基於前一、呵梨勒散令レ合レ之爲二見習一也とある卽男の證也、女醫は醫疾令に、凡女醫取二官戸婢年十五以上廿五以下性識慧了者卅人一、別所安置敎以二安胎産難及創腫傷折針灸之法一とあれば賤女の業也、令の比は女醫博士なかりしゆゑに醫博士より敎たりき、されば女醫は女、女醫博士は男也、混ずべからず。

〔針博士〕職員令に一人、掌下教針生上等、とあり、其下に針生二十人あり、術に令制にては此外按摩博士一人、咒禁博士一人を置く。

〔殿上〕清涼殿の南庇に在る公卿殿上人等伺候の間也。

〔小板敷〕殿上間南第一間より三間までにかゝる幅廣き縁也。

〔小庭〕小板敷の前神仙門の東に在る中庭也。

權女醫博士

針博士〔相當從七位下　唐名主針〕

權針博士

同上。

侍醫〔相當正六位下　唐名侍御醫〕

當道重之職、侍醫其職此云半昇殿、常候禁中、故稱侍醫也、主上出御殿上之時、侍醫參小板敷奉見龍顏、故云半昇殿云々、近代四位五位任之

〔頭注〕半昇殿とは小板敷まで昇るをいふ、小板敷とは殿上の南面に小庭あり、小庭より殿上に昇る處に小板敷ありて准據を上宸と云り、建曆御記朝夕御膳條に、著侍者召侍醫於小板敷令見用所、とあり、用所はもちふる所と謂て、御膳に用ひ玉ふ食物の事也、これを侍醫の見るは、もし毒物は无き歟との用心也、また同書醫道條に、侍醫常近玉體之者也、召小板敷、於殿上倚子奉拜天顏、とあり、これは殿上東一間南向に倚子を置れて、主上もをりをり著御し玉ふ、その時侍醫を小板敷にめす、侍醫小板敷より北面して龍顏をうかゞふ、御脈を取にはあらず、職員令に診候の字ありて、釋に伺候診、伺色候と見えたる候にあたる也、診の事は御身近く寄ればかなひがたし、さるからに建曆御記に、又召便宜所候、簾中取御脈例也とありて、殿上ならぬ所にて御脈を取しめ玉ふ、されば候は尋常の御時の事にて、診は病氣の御時のみなるべし、たゞ小板敷まで昇りて殿上えせねば、まことの昇殿ならぬゆゑに半昇殿といふ也けり。

權侍醫

同道五位任レ之歟。

〔頭注〕同道五位の下板本六位の二字あり、古本の无に從ふべし。

醫師 〔相當從七位下　唐名司醫〕

〔頭注〕醫師、百寮訓要云、六位これになる、凡鎭守府左右衞門府などにもみな醫師をば置るゝなり、人の病を療せん爲也云々、職員令を考るに、衞門府醫師一人、左右衞士府醫師各二人、左右兵衞府に醫師各一人あり、また後紀弘仁三年四月定二鎭守府官員一云々、醫師弩師各一員、訓要はこれらに依てかけるなるべし。

掃部寮 〔唐名洒掃署　掌鋪設事〕

〔頭注〕掃部は和名抄加牟毛里、されどこはカニモリなり、ニを牟に作れるは訛也、その故は古語拾遺に、天祖彦火尊娉二海神之女豊玉姫一、生二彦瀲尊一、誕育之日海邊立レ室、掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作レ帚掃レ蟹、仍掌二鋪設一、遂以爲レ職號曰二蟹守一、とあるを以て知るべし、和名抄、和泉國和泉郡掃守加爾毛利とあり、かくて當寮令條にては大藏の屬官にて司なりしに、令集解に、弘仁十一年以二内掃部司一併二掃部司一、改レ司爲レ寮隷二宮内省一と見えて、この司の外に内掃部司ありて、そは宮内に屬したりしに、弘仁に此司に内掃部を併せ、大藏を放して宮内省に隷玉へるは、鋪設むねと宮内にあづかるが故也。

頭　一人 〔無權官相當從五位下　唐名洒掃尹〕

五位諸大夫。及諸道五位任レ之。近代大外記中原師光後胤相續。但於レ今者斷畢歟。

〔頭注〕中原師光後胤云々、これ中原三流の内にて押小路家のこと也、斷畢とは、押小路家北朝に仕へたりしゆゑ

〔醫師〕職員令に、十人、掌下療二諸疾病一、及診候上」とあり。

〔彦瀲尊〕彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊也

〔天忍人命〕振魂命第四世の裔也。

〔内掃部司〕職員令宮内省の條に、内掃司、正一人、掌二供御牀狹疊、席薦簀簾苫鋪設、及蒲藺葦等事一、佑一人、令史一人、掃部卅人、使部十人、直丁一人、駈使丁四十人とあり。

〔掃部司〕職員令大藏省の條に、正一人、掌二薦席牀簀苫及鋪設、洒掃、蒲藺葦■等事一、佑一人、令史一人、掃部十人、使部六人、直丁一人、駈使丁廿人とあり。

に、當時南朝に傳へたるを以てかくかゝせ玉へるなり。この書は南朝に進ぜられし書なればなり。

助　相當從六位上　唐名酒掃少尹

權助

六位諸大夫任之。

大允　唐名酒掃丞

少允

六位侍任之。

大屬　唐名酒掃史

少屬

正親司　唐名宗正寺　掌皇親名籍事

〔正親〕正親の字、和名抄於保岐無太知と訓り、諸王達の義也、職員令に、掌皇親名籍、義解に、二世以下四世以上と見ゆ、二世とは天子の御孫也、されば二世は孫、三世は曾孫也、四世は玄孫にて、こゝに皇親とあるは、皇孫以下皇玄孫までの事なれば、一世皇子を掌るは何司ぞといふに、なほ此司にあづかり知る也、然らば義解には、何とて除きたるぞといふに、こは天子の御子にて、天子御家内の事なるゆゑに載せず、二世以下は既に皇別の御一家と成れるゆゑに、名籍に載せたるものなり、故に正親の親字の内に、皇子をこめては看るべからず、但皇子も親王に

〔宗正寺〕宗正は宗族を整理する義の官名にて周代に起る、宋百官春秋に周封同姓之國八十有五、同姓之官三十有五、選其宗中之長而董正之、謂之宗正、秦因其設、置宗正、兩漢皆授皇族、不雜他姓也とあり、又た舊唐志に、星經有宗正、在帝座東南、漢高紀七年二月置宗正官、以序九族、と見えたり。

〔親王〕繼嗣令に、凡皇子皇兄弟皆爲親王、とあり、中世親王宣下と云ふこと起り、宣下なきは皇子と雖も親王とは申さず。

ならせ玉へば、やがて家あるゆゑに當司にあづかる、そは宮内式に、凡親王諸王名籍者、皆於二正親司一案記、とあるにて知られたり、然れども諸王を主としたる司なるゆゑに、親王をばたゞ二世の字の内に約して看るべし。

正　一人 相當正六位上 唐名宗正卿

近代王氏五位任レ之。他人所レ任邂逅。

佑　相當從七位下 唐名宗正丞

常不レ任レ之。

令史　唐名宗正錄事

内膳司　唐名尚食局 掌御膳事

〔頭注〕内膳は職員令に、奉膳二人掌レ惣二知御膳一云々、と見えて、進御の天供を掌る職也、令には正なくて奉膳二人なるを、類史、神護二年二月、以二從五以下布勢王一爲二内膳正一、是勅准レ令、以二高橋安曇二氏一任二内膳司一者爲二奉膳一、其以二他氏一任レ之者宜二名爲一レ正、この時始て正を置れたり、されどなほ高橋安曇の外を任ぜらるゝ時の爲に、設られたるのみにて、定れる制にはあらず、式部式に、凡内膳司長官除二高橋安曇二氏一以外爲レ正、と見えたれば、延喜の比もなほ然りし也、然るにいつのほどより歟正一人、奉膳一人と定りてより、此抄の如し、和名抄に、令有二奉膳二人一、後停二奉膳一人一爲レ正、と見えたれば、かく定れるもやゝふるき事也。

正　一人 相當正六位上 唐名尚食奉御

奉膳　一人 相當唐名同上

〔令史〕令制大令史と稱す。

〔高橋〕景行天皇の御宇大稻輿命膳臣を賜はり、天武天皇十二年これを改めて高橋朝臣姓となす。

〔安曇〕高橋氏の族也、延暦十一年安曇繼成罪を得て佐渡に流さる、これより後高橋氏獨り奉膳となる。

近代奉膳乃爲レ正。高橋氏相傳任レ之。

〔頭注〕近代奉膳乃爲レ正とは、舊くは正には他氏を任じたりしに、近代は高橋氏奉膳より正になるよし也、然るをこの文義を知らで、旁注に今代不レ任レ正以二奉膳一擬レ正一流之外他人不レ居といへるは非也、古本になければ除くべし、下卷諸國篇に、志摩高橋氏爲二內膳正一者任レ之とあり、これ奉膳より正に轉じて、志摩守を兼るをいへるなり。

典膳〔相當從七位下　唐名尙食直長〕

令史〔唐名尙食史〕

已上膳部外不レ任レ之。

造酒司〔唐名良醞署　掌御酒事〕

正一人〔相當正六位上　唐名良醞令〕

近代諸道五位等任レ之。

佑〔相當從七位下　唐名良醞丞〕

常不レ任レ之。

令史〔唐名良醞史〕

采女司〔唐名采女署〕

〔典膳〕職員令に、六人、掌下造二供御膳一、調中和庶味寒温之節上とあり。

〔令史〕この外膳部四十人、使部十人、直丁一人、駈使丁二十人の諸員令條に見ゆ。

〔造酒司〕令によれば以下諸員の外、酒部六十人、使部十二人、直丁一人あり。

〔正〕職員令に、掌二釀酒、醴、酢事一とあり。

（頭注）采女司は類史大同三年正月縫部采女二司併ニ縫殿寮ニ、その後後紀弘仁三年二月復ニ采女司ニ、これよりまた舊の如し、采女とは後宮の官女にて、御膳に預る者の稱也、故に水司に采女六人、膳司に采女六十人あり、その品は他司の女孺に同じ、かくておもふに、女孺は皆縫殿寮の所掌にして、此司にかゝはらず、此司にはたゞ采女のみを掌る、後宮職員令に、其貢ニ采女ー者、郡少領以上姉妹及女形容端正者、皆申ニ中務省ニ奏聞、とあり、國郡に於て采擇するゆゑに采字を用ふ、ウネメと訓む言義は、ウナゲへの約にて、領巾の事に依れる名也、くはしくは古事記傳にみゆ。

正　一人（相當正六位下　唐名采女令）

諸道中雖ニ六位ニ又任レ之。

（頭注）諸道中雖ニ六位ー云々、諸道の上板本同上の二字あるは衍也、古本なし、依て除く、正は六位相當なれど多く五位より帶す、さるからに五位に定まれるやうになれるを、此正は諸道の内にて六位といへども任する也、六字、類本七に作れるはかへりて非なり。

佑（相當正八位上　唐名采女丞）

常不レ任レ之。

令史（唐名采女史）

主水司（唐名上林署云々不慥　或云膳部署又不慥）

（頭注）主水は職員令に掌ニ醬水饘粥及氷室事ー、と見えて御井水の事を職とす、されば正月御生氣若水、或は四月より九月までの供御の氷の事等知之、正月七種粥、大嘗會解齋粥等もまた知之、和名抄毛比止里（モヒトリ）とあり、モヒとは水の古言也。

（ウナゲへの約）古事記傳に、宇禰辨（ウネベ）の辨は部にて女の意に非ず、常に賣と唱ふるは音便に云ふなり、「ウネベ」は宇那宜辨（ウナゲベ）の切にて妹は主に御饌に奉仕して頂に領布を掛くる故に嬰部（ウナゲベ）の義なりとあり。

（御生氣）陰陽道にて其人に吉き方位を云ふ、爰は前年の主上の御生氣により若水を汲むべき井を定むる也。

（解齋粥）神事の齋戒を解かれし時に聞食す粥也、江次第に、主水司自ニ御膳宿方ー供ニ御膳ー其儀云々、次藏人供ニ御粥ー（堅粥也、高盛レ之）云々と見えたり。

〔清原頼業〕大外記祐隆の子也、明經博士となり、高倉天皇の侍讀を奉仕す、學和漢に通じ最も朝儀典故に詳し。文治五年卒す。

〔氷室〕延喜式によれば、山城國葛野郡德岡、愛宕郡小野、同栗栖部、同土坂、同賢木原、同石﨑、大和國山邊郡都介、河內國讃良郡讃良、近江國志賀郡部花（龍華）、丹波國桑田郡池邊の十所也。

〔令史〕令によれば以上の外、氷部四十人、使部十人、直丁一人、駈使丁廿人等の諸員あり、

正　一人（相當從六位上　唐名上林令）

同上。近代大外記清原頼業眞人子孫。相傳任之。

〔頭注〕相傳任之はたゞ此官を家に傳ふるのみにあらず、百寮訓要に今も諸國の氷室を管領して、夏の氷を奉る也とある如く、氷室を傳領したる事也

佑（相當正八位下　唐名上林丞）

當不任之。

令史（唐名上林監事）

已上八省畢。

中務者卿以下相當稍高。七省相當皆同。然乃於中務者。似不混餘省。准據異朝之故歟。凡八省被管諸寮助。內藏陰陽玄蕃諸陵典藥等者。所任已有其道。仍諸大夫等不任之。其外諸司助。諸大夫任之侍以下不任之。皆是可然之諸大夫官也。但至二寮助者。多以諸道任之也。至允者一向六位侍官也。諸司佑者。諸三分中頗爲劣。然而可隨其人所望也。

〔頭注〕卿以下、辨疑云、此三字輔以上の誤歟、中務の輔以上は七省の輔以上より相當一階高くして、丞以下は八省みな同じ、中務篇に大丞正六位上とあるは、こゝの誤に從へる後人の附會也。○異朝とは唐朝也、唐にては中書省

〔判官〕四等官の第三級也、官内の糺判、文案の審査、稽失の勘考を掌る神祇官の佑、八省の丞、職坊の進、寮の允、近衛府の將監、四衛府、撿非違使の尉、太宰府の監等これに當れり、

いたく重くて、尙書省に相對せり、別記くはしくいへり。○諸寮助の寮字、辨疑云、舊本司に作れり、助に改たるは是に似て非也、諸官すべてを諸司といふ、こゝはその諸司に同じといへれど、かく助を任ずる司を取分ていふには、寮とあるかた中々に是也。○内藏陰陽云々、内藏は醫陰二道、陰陽は賀茂安倍、玄蕃は諸道輩、諸陵は賀茂、陰陽師典藥は和氣丹波より任て、みな其道あれば諸大夫等をば任ぜざる也。○其外諸司助、この司字、職寮に渉るゆゑに用ひたるものにて泛說也。○侍以下の以下二字一本なきに從ふべし。○二寮助とは主計助主稅助の事なり。○諸司佑の諸司は隼人司以下某司と稱する官をいふ、省寮臺司をなべて諸司といへるとは別也。○諸三分云々、三分とは諸國掾の事也、參議篇にいへり、掾は國に於て判官なり、故にその名を轉じて、諸司の判官をもかく三分といへるもの也。

標注

職原抄校本 卷上終

標注 職原抄校本 卷下

〔頭注〕上卷には二官八省及その被管を載せ、下卷には八省に拘らぬ孤獨官武官捧物諸國外武官を擧たり、其內にて文官の除授は式部掌り、武官の除授は兵部掌る。

彈正臺 唐名御史臺又云霜臺又云憲臺

〔頭注〕彈正臺は、和名抄云、太々須豆加佐。

掌二糺彈事一近代其職掌移二于撿非違使廳一至二中古一於二洛中一巡撿猶勤レ之。當時已絕。

〔頭注〕糺彈の事は臺の自由也、彈正式に、凡臺奏彈事者、不レ經二太政官一而直奏聞とあり、こは公式令の奏彈式に、彈正臺謹奏云々、聞御畫、と見えて舊くより直奏の例也、○近代其職掌云々、撿非違使篇に依るに、天長年中に使廳を始て置れたるよし也、然どもこれには疑しき事あり、撿非違使篇にいふべし、そは天長にまれいつにまれ、近代臺の職の使廳に移れる事は論なし、古は追捕の事は衞門府、糺彈の事は彈正と別れたりしに、使廳出來てより追捕糺彈共に使廳の職となれり、其後は衞門は禁衞、彈正は巡撿のみを掌れり。○洛中巡撿とは彈正は後世、いはゆる目付役なるゆゑに常に巡撿するなり、職員令に、尹一人云々、彈二奏內外非違一、義解に、內者左右兩京、外者五畿七道、とみえ、また大忠一人掌レ巡二察內外一云々、義解に、內者宮城以內、外者左右兩京、とみえて、尹の職掌と不同はあれど、左右兩京にあづかれる事は尹にも忠にもあり、尹には彈奏といみあれば、忠などの巡察せし事を彈て奏する也、其の內には兩京のみならず、諸國より臺に移を以て申送れる非違もあるべし、忠は自ら京內を巡察して、そを尹に申し彈奏せしむるなり、公式令の奏彈式に、彈正尹姓名と、たゞ尹のみを載たるにて、彈奏は尹のみの職なるを知るべし、然ども弼は掌ること尹に同じきからに、朱に无レ尹者弼以上可レ奏也、同職掌故也、忠以下不レ合

〔御史臺〕宋史職官志に、御史臺掌下糺二察官邪一、肅二正綱紀一、大事則廷辨、小事則奏彈上、とあり、又た唐書百官志に、御史大夫一人、正三品、掌下以二刑法典章一糺中正百官罪惡上、と見ゆ。

〔聞御畫〕御裁許の證として奏文に聞字を宸書せらるゝを云ふ。

〔親王をも云々〕桓武皇子佐味親王、平城皇子阿保親王、仁明皇子人康親王冷泉皇子爲尊親王花山皇子淸仁親王尹に任じ給へる如きこの例也。

〔勅任奏任判任〕勅任とは勅命により て官に任ずるを云ひ、奏任とは大臣の奏聞により官を授くるを云ひ、判任とは太政官にて任補するを云ふ、大納言以上、左右大辨、八省卿、衞府督、彈正尹、太宰帥は勅任、內外諸官の主典以上、郡領、軍毅は奏任、主政、主帳、家令、內舍人及び文學才伎是上は判任也。

〔大弼少弼〕令制は弼一人（相當正五位下）也。

とあり、忠はたゞ巡察のみ也、されば此抄に於二洛中一巡撿猶勤レ之とあるは、令條にては忠以下の巡撿也、彈正式に、凡京中弼以下每月巡察とあるに依れば、式以來は弼も巡撿するとおもはる、令條にては弼は尹の式にて彈奏にあづかれど、後にかく巡撿するやうになれるなりけり、さるに元弘亂後はこの巡撿も已に絕たりと也。

尹　一人（相當從三位元從四位上改爲從三位／唐名御史大夫）

多任二親王一。或又納言以上兼レ之。勅任之官也。頗爲二重職一。

〔頭注〕多任二親王一云々、官位令集解の或問に、親王三品四品云々、得レ任二彈正尹京職長官等一乎、答此令云官位相當之法依二行守文一上下、卽知得レ任无レ障、これに依るときはうけはりて任ぜらるゝに定まれるにはあらず、されば續紀以後をりく親王をも任ぜられたること見ゆ。○或又納言以上の又字、板本大に作れり、納言とのみあるには大中をこめたり、卽秘抄に大中納言兼之とあるを看るべし。○勅任之官とは、諸官に勅任奏任判任あり、位階にも勅授奏授判授あり、尹は選叙令に依るに勅任なり。○爲二顯職一とは顯要の職なるよし也、西宮記車禮に、二省丞逢二大臣以下一不レ下以レ笏令二出見一、彈正同レ之、とある卽忠のこと也、二省丞に准て顯職なるを知るべし。

大弼　一人（相當從四位下元正五位下／唐名御史中丞）

少弼　一人（相當正五位下／唐名同上）

殿上四位五位官也。爲二顯職一。近來多及二地下一。無念之儀也。

〔頭注〕多及二地下一とは官職秘抄に公達諸大夫任之とある諸大夫のこと也、但同抄に、於二大弼一者三木或兼レ之、好古有國等也、又諸宮權亮兼レ之惟範是也。

大忠（相當正六位上／唐名侍御史）

少忠　相當正六位下

六位諸大夫同侍等任レ之、相當已高之上顯職也、近來爲二靫負尉下官一也、不レ叶レ理歟。

〔頭注〕相當已高之上、八省すら大丞正六位下少丞從六位上なるを、この大忠少忠は彼より一階高し。○靫負尉下官とは左右衞門尉にて使宣旨を蒙れる人を靫負尉と云ふ、さて使宣旨を蒙りても、尉は相當大從六位下少正七位上なり、忠は大正六位上少正六位下也、既にその位置よりは忠のかた一階高し、然るに靫負大尉は當職より叙爵して、やがて受領に任ず、彈正の大忠は當職より民部丞に轉じて、さて叙爵して後受領に任ず、その相當は尉より高くて、その昇進は尉におとれり、故に下官といひ不叶理といへるものなり。

大疏　唐名御史錄事

少疏

左京職　唐名京兆　又馮翊

〔頭注〕左京は右京に對たる稱、朱雀大路より東を左京西を右京といふ、京字ミサトと訓す、天子のおはします御里の義なり、和名抄、比多利乃美佐止豆加佐。

掌二京中事一、昔者宅地以下悉京職之所レ知也、近代移二于撿非違使廳一。

〔頭注〕京中とは左京中のことなり。○宅地以下、職員令の職位に田宅雜徭とみえて、京式に、凡大路建二門屋一者、三位以上及參議聽レ之、とあるも、宅地を掌るゆゑなり、以下とは職員令所載、戶口租調倉廩器仗其外の數箇の事どもなり。

〔大疏〕定員一人、相當正六位下也。

〔小疏〕定員もと一人、弘仁四年一員を加ふ、相當正八位上也、尙ほ小疏の次に巡察彈正十人（後世六人）あり

〔朱雀大路〕京の中央を南北に亙れる廣さ二十八丈の大路也、北は朱雀門南は羅城門に接す

〔宅地以下皆云々〕職員令左京職の條に、大夫一人、掌下左京戶口名籍、字二養百姓一、糺二察所部一、貢擧、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、橋道、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事上とあり。

〔相當從四位下〕令制によれば、相當正五位上也、弘仁十三年從四位下に改む。

〔少進〕定員二人也

〔少屬〕定員二人也令制によれば此外坊令十二人、使部三十人、直丁二人あり。

大夫（相當從四位下 唐名京兆尹）

四位已上任レ之。或爲二公卿兼官一。

權大夫

四位殿上人諸大夫並任レ之。於二諸大夫一者爲二抽賞之儀一。

亮（相當從五位下 唐名京兆少尹）

權亮

五位諸大夫任レ之。雖二六位一又任レ之。相當五位也。不レ可レ准二自餘一。頗爲二重職一。

〔頭注〕不レ可レ准二自餘一、自餘とは諸寮の助なり、寮助は正六位下にて此亮よりは二階卑し。

大進（相當從六位下 唐名京兆司錄）

少進（相當正七位下）

六位侍任レ之。

大屬（相當正八位下 唐名京兆錄事）

少屬（相當從八位上）

東市司〔唐名市署 掌市事〕

〔頭注〕東市は西市に對たる稱、左右京の七條に市町あり、是を東市西市といふ、市式に、凡毎月十五日以前集二東市一、十六日以後集二西市一、と見えて、上十五日は東市にて賣買なし、下十五日は西市にて賣買なす、そのあき人の集會の時刻は、關市令に、凡市恒以二午時一集、日入前撃レ鼓三度散、とあり、その肆の行名は東市にてあきなふ品、西市にて賣りかふ物別なり、市式に、廛數東市に五十一、西市に三十三ありて、廛に陳る品物ことごとく民生日用の物ならぬはなし、これを以ても後世市廛に鬻ぐ品物等は、玩弄无益の具多かるもにくむべし、また當司に於て、財貨の眞僞を正し、價直の高下を定め、また罪人を決罰す。

正一人〔相當正六位上 唐名市令〕

諸道五位六位、及院主典代藏人所出納等任レ之。

〔頭注〕諸道五位六位とある、諸道の内ことに算道を擧るなるべし、主典代出納等みな市司によせある官なりけり。○院主典代云々、仙洞の事は古は天子御生涯御位に居玉ひて脫屣の御事なし、故に院の官人とてはなきなり、大寶令制春宮坊ありて院の无きにて知るべし、後世脫屣の君ます時は院に奉仕の官人あらん事辨をまたず、然れども令に載られざるゆゑ名目なし、故に諸官にて主典に當るを主典代と云ふなり。○出納の事藏人篇にいふべし。

佑〔相當從七位下 唐名市丞〕

常不レ任レ之。

令史〔唐名市錄事〕

右京職

〔正〕職員令に、正一人、掌下財貨、交易、器物眞僞、度量輕重、賣買估價、禁二察明違一事上、とあり。

〔仙洞〕上皇を申す、仙人の壽長きに喩へし稱也。

〔後世脫屣云々〕御讓位の事は繼體天皇を初めとし、持統天皇よりは殆んど歷代ごとに此儀ありしが、院司の設けられしは嵯峨天皇御讓位の後刑部大輔安倍安仁を院別當となせしを初めとす、村上天皇天曆元年朱雀上皇の爲めに主典代仕所、御書別當を置き、次で院政行はるゝに及び院司の制大に備ひ、其權勢朝廷諸官を凌ぐに至れり。

同ニ左京一。

西市司

同ニ東市一。

東宮 唐名龍樓又鶴禁又銀榜

〔頭注〕東宮とは太子の宮、天子御在所の東にあるゆゑの名なり、しか東に置るは東を震とす、易に於て震は長男の卦なればなり、春宮とは左傳正義に、四時東爲レ春といへるが如し。

東宮春宮是一也。然而傳學士此爲ニ東宮官一。大夫以下爲ニ坊官一。古來如レ斯。

〔頭注〕坊官とは春宮坊の官なるよし也。

傳 一人 相當正四位上 唐名太子大傅

唐朝太子有ニ大師大傅大保一。又有ニ少師少傅少保一。本朝只置ニ傅一人一。相當雖レ爲ニ正四位上一。勅任官也。尤爲レ重。爲ニ三公一之人兼レ之。大納言兼任雖レ多ニ先例一。中古以來避近也。又前官大臣任レ之中山前太政大臣賴實公也。非常儀。

〔頭注〕唐朝云々、唐書云、太子大師大傅大保各一人從一品、掌レ輔ニ導皇太子一云々、少師少傅少保各一人從二品、掌下曉ニ三師德行一以諭ニ皇太子一奉ニ太子一以觀中三師之道德上とあり、これに依るに三師三少とも太子の輔佐ながら、細かにいへば三少太子に昵近して、三師の道德威儀を太子に示諭し、これに習はしむるなり、故に三師は嚴にして外、三少は親にして內也、たとへば常人の父は外、母は內なるが如し。○勅任のこと上にいへり。○雖レ爲ニ正

〔易に於て云々〕書言故事大全に、太子曰ニ東宮一、正レ體育ニ德於少陽一云々少陽者東方、又震爲ニ長子一、東屬レ震とあり。

〔賴實公〕左大臣經宗の子、大炊御門第三代也、建久九年右大臣、正治元年太政大臣に任ぜられ、嘉祿元年薨ず。

〔唐書〕宋の歐陽修宋祁の共撰に係れる唐の歷史にて、二百二十五卷あり

四位上云々、の置字解がたし、八省の卿正四位下、左右大辨從四位、五衛府督五位なれども、重職なるゆゑに勅任也、選敍令にみゆ、ましてこれらの諸官よりは一階高くて、太子の輔導を掌る官の勅任ならぬやうやはあるべき、置字衍として爲二正四位上勅任官一と讀むべき歟。○頼實公の三字、一本小書とす、此公は大炊御門の祖經實公の後にて、土御門院の中宮麗子の父也、公卿補任を考るに、正治元年に任太政大臣、建仁二年兼東宮傅、元久元年太政大臣を辭して東宮傅は如レ元、これを前官大臣任レ之といへるもの也。

學士二人（相當從五位下　唐名太子賓客）

譜第儒者有二才德一者應二其撰一。依レ爲二儲君之侍讀一也。古今重レ之。

〔頭注〕才德は學才と道德と也、但才と德と分看すべからず、才を內に蓄へたるこれを德といひ、德を外にあらはすこれを才といふなり。○儲君は太子也、後世いまだ立坊もし玉はぬ一御子を儲君といふは實は誤也、難義云、いまだ坊にも立玉はぬを、押て儲君と申人侍るはいかゞ也、近代世零落して立坊のさたにも及ばぬゆゑ、今上第一の親王を東宮に准じて儲君と押て申にや、甘心なき事也云々、此抄の說を正しとすべし。

春宮坊（唐名春坊）

唐世置二詹事府一以統二衆務一。又置二左右春坊一。宮中事一向坊官之所レ掌也。

〔頭注〕唐世置二詹事府一云々、史記孝景本紀注に、應劭曰、詹省也給也、言給二事太子一、左右春坊は宋職源云、北齊有二門下典書二坊一、唐龍朔中改二門下坊一曰二左春坊一、改二典書坊一曰二右春坊一云々、通典に、詹事府統二衆務一左右春坊領二諸局一。

大夫一人（相當從四位下　唐名太子詹事又太子少尹或端尹）

執柄息及大臣子孫爲二大中納言一人兼レ之。諸大夫之納言已上無二拜任之例一。坊中

〔經實公〕攝政藤原師實の第三子にて贈太政大臣也、正二位大納言に至り天承元年薨す。

〔中宮麗子〕元久二年立后、承元四年陰明門院の尊號宣下、寬元元年崩す。

〔後世いまだ云々〕立坊以前儲君と稱するは、東山天皇天和二年儲君となり給ひ、同三年皇太子に立たれしを初めとすべき如し

〔春宮坊〕東宮春宮同義なるも、學士以上に東宮と書し大夫以下に春宮と書する例也。

事大夫管領也。

〔頭注〕執柄息及の及字類本を以て補ふ、任官勘例に、春宮大夫兼二中納言一例二條殿とあるにて、中納言以上の兼任みな重き人なるを知るべし。○坊中事云々、とは大夫坊中を管領して、春宮の政を太子に奏し、また宮人の考叙を校定して中務に送る、職員令に、掌下吐二納啓令一宮人名帳考叙上とあり。

〔執柄〕攝政關白を云ふ、塵添壒囊鈔に、國主を佐け世を治むる人は斧に取りては柄の如き也、是れを取ること執柄と云ひ、斧には柄至要の物也とあり、又た貞丈雜記に、執柄の事、攝政關白を執柄と云ふ也、權柄を取ると云ふ心にて執柄と云ふ也と見えたり。

權大夫　一人

同レ前。但諸大夫納言有二兼任之例一。猶不レ爲レ可也。

〔頭注〕猶不レ爲レ可、秘抄に、中納言三木任レ之、散三位例有とあり、かゝれば諸大夫たりとも、納言ならんに何の不可らざる事あらん、然るに不レ爲レ可とは准后たゞその理なのたまへるものなり。

〔宮人〕集解に、跡云、宮人、謂此女孺等也とあり。

亮　一人　相當從五位下　唐名太子少詹事

名家四位有二人望一者任レ之。坊中事亮一向所二奉行一也。

〔頭注〕有二人望一者の有、下古本皆才字あり、桃華本才字なし、印本これに從ふ、印本のまゝにて可レ然、秘抄に、可レ補二藏人頭一者任レ之、仍殊撰レ人。

〔啓令〕集解に、啓春坊政中二太子一、謂二之啓一也とあり。

權亮　一人

華族中少將兼レ之。

〔頭注〕權亮には華族を以て任じて、却て正亮に名家を以てするいかゞなるやうなれども、名家は辨官より任レ之、諸公事に馴たるゆゑなり、華族はたゞ經歷のためばかり也、故に權亮とす。

〔大屬〕定員一人、相當正八位下也。

〔少屬〕定員二人、相當從八位上也、其外使部（令制三十人、式部式二十人）直丁三人あり。

〔主膳監〕以下三官監、の外、令制舍人主藏監、主書署、主醬署、主工署、主兵署を置きしが大同二年主漿を主膳監に併せ、主書、主兵を主藏監に併す、其他諸官廢合の年代詳かならず

大進　一人（相當從六位上）（唐名詹事丞）

權大進　二人

名家五位任之、尤可擇其人也大進奉行宮中諸公事。如禁中職事、仍非器用者不任之

〔頭注〕名家五位云々、秘抄云、名家諸大夫任之、登極之時多可補五位藏人之故也　○禁中職事は藏人也。

少進　一人相當從六位下

權少進

名家六位任之或雖五位猶帶之、

〔頭注〕名家六位、これ登極の時藏人に補すべき者なり。

大屬　唐名詹事錄事

少屬

院主典代、官史生等中、爲重代者任之、掌坊中雜務故也。

主膳監　唐名典膳局

〔職員令に佑なし〕東宮職員令、主膳監、正一人云々、佑一人、令史一人、膳部六十人云々とあり、又た官位令正八位下の項に主膳佑と明記せり、主殿、主馬には佑なし。

〔正〕東宮職員令に掌二進食先嘗、及諸飲膳事一とあり。

〔首〕東宮職員令に主殿署、首一人、掌二湯沐、燈燭、洒掃鋪設事一云々、主馬署、首一人、掌二供進乘馬鞍具之屬一とあり。

〔頭注〕主膳主殿主馬等には職員令に佑なし、延喜式、和名抄、拾芥抄の如きにも無し、板本佑を加へたるは非也、今類本に依てこれを除く。

正　一人 相當正六位上 唐名典膳郎

令史

主殿署　唐名典設局

首　一人 相當從六位下 唐名典設郎

令史

主馬署　唐名廐牧署

首　一人 相當從六位下 唐名廐牧令

令史

主膳者膳部之家任レ之。但近代不二必任一之。內膳司卽兼二知坊中御膳一之故歟。主殿主馬者重代侍等所レ望補也。此外坊中有二藏人非藏人一。是坊中之沙汰也。重代諸大夫被レ補レ之。藏人者勤二仕日下薦事一如二禁中一。仍撰二其人一也。又帶刀者撰二重代侍一補レ之。自二公家一被レ補レ之也。昔者源平重代武士多補レ之。長(ヲサ)二人。近來一人。先生是也。連(ツレ)

〔蔭子孫〕五位以上の者の子及び孫を云ふ。

〔位子〕六位七位の者の子を云ふ。

〔木曾先生義賢〕源爲義の子、近衛天皇東宮に御座せし時先生たりき。

〔多氣郡にあり〕天長九年度會に遷せしが、仁明天皇の朝災あり、再び多度郡に置く、今の齋宮村はその遺跡なりと云ふ。

〔豐鍬入姫命〕崇神天皇第一皇女也。

〔垂仁の御代〕垂仁天皇廿五年也。

〔倭姫命〕垂仁天皇の第二皇女也。

〔弉子內親王〕後宇多天皇の第一皇女也、德治元年齋王卜定、元應元年達智門院號宣下、正平三年崩す。

廿八、此內木鳥左右各一人。

〔頭注〕膳部之家とは高橋氏のことなり、上卷內膳司條あはせ考べし。○望補の補字、一本任に作る。○坊中之沙汰、とは春宮の諸官を禁中にて任ぜらるゝを坊官除目といふ、藏人非藏人は坊官除目にかゝはらず、春宮にてまにこれを補せらるゝなり。○被補之の被字、古本を以て補ふ。○日下﨟とは當日殿上出仕の人の內にて、下﨟の極れる者をいふ。○如禁中、とは禁中にて六位藏人殿上の下﨟也、四人日を分て勤仕す、東宮にても藏人か殿上する內の下﨟にて、禁中の藏人の如しとなり、藏人補をあはせ見て知るべし。○帶刀は多知波支(タチハキ)と訓む、古今集詞書にたちはきの陣とあり、帶刀は舍人の內より撰ばる、軍防令に、凡五位以上子孫年二十一以上見无役任者、申太政官、量性識聰敏儀容可取充內舍人、以外式部隨狀充大舍人及東宮舍人、また春宮式に、凡坊舍人六百人、帶刀舍人三十人在此中、取蔭子孫及位子、とあり、これに依るに帶刀は三十人なり。○自公家、とは朝廷よりといはんが如し、公家とは私家に對たる稱也、魏志王肅傳に、官寀崇儉厚、則公家之費鮮、進仕之志勸、また晉書姚興傳に、政出多門權去公家、みな朝廷の事也。○長二人云々の其二字、古本脱せり、古本を以て補ふ、昔者源平武士云々の昔者は中古の事也、長を先生といふ、木曾先生義賢などいふこれなり、木鳥は假字也、當領の義也、即先生の次なり、左衛門尉を兼るを左木鳥、右衛門尉を兼るを右木鳥といふ、その次を脇といふ、即木鳥の側に並ぶ義、その次を迫といふ、即木鳥脇に迫る義也。

伊勢齋宮寮

〔頭注〕齋宮、和名抄に以豆岐乃美夜(イツキノミヤ)と訓り、伊勢多氣郡にあり、崇神紀に、六年以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑、とあるこれ齋王の始也、然共伊勢に御鎭坐ありしは垂仁の御代の事にて、彼國に齋宮の建たりし始の齋王は倭姫命なり、但齋宮記に、自豐鍬入姫命至弉子內親王凡七十五代御任云々、と見えたれば、豐鍬入姫より數ふること論なし、續紀、大寶元年齋宮司准寮、屬官准長官、と見えて、これまでは司なりしを、こゝにて寮にせられたり、續紀に准長上と准字を用ひたるに依るに、常置の官にあらず、故に職員令に載られず、同紀神龜四年に、補齋宮寮官人一百二十一人、と見えたるにて、その盛なりし事を知るべし、齋宮式に、凡天皇即位者定伊勢太神宮齋王、仍簡內親王未嫁者卜之、また同式に、凡齋內親王定畢、即卜宮城內便所爲初齋院祓禊而入、至

〔野宮〕山城國葛野郡に設く、山城名勝志に、野宮、在ニ天龍寺北一とあり。

〔主神司〕中臣一人（從七位）、忌部宮主各一人（從八位）を置き、内院の神殿に關する一切の事を掌る、後世神祇官の被官となれり。

〔坂士佛〕坂十佛の子、名は慧勇、健叟と號す、父の醫業を襲ぎ傍ら詩歌を嗜む、後光嚴以降北朝三代に歴仕し民部卿に至れり

〔參詣記〕太神宮參詣記の略、康永元年十月伊勢參宮の日記也。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員一人、相當從七位上也。

子明年七月ニ齋ニ於此院一、更卜ニ城外淨野ニ造ニ野宮ニ畢、八月上旬卜ニ定吉日ニ臨レ河祓禊即入野宮一、自ニ遷入日ニ至ニ子明年八月一、齋ニ於此宮一、九月上旬卜ニ定吉日ニ臨レ河祓禊、參ニ入於伊勢齋宮一、と見えたり、當寮は即その齋王の爲に置く所にして、被管に舍人司藏部司膳部司炊部司主神司酒部司水部司殿部司掃部司采部司藥部司等あり、これ神龜五年の格にして令集解に見ゆ、また延喜式に門部馬部の二司を載たり、これを合て十三司也、かく嚴かなる事にてありけるに、世の澆季になるまゝにおとろへて、雑例抄に、鳥羽院の時も既にあさましくなりたるにやと見え、また康永元年に作れる坂士佛の參詣記に、齋宮にまゐりぬ、古の築地のあとゝおぼえて草木の高き所々あり、鳥居は倒て朽のこりたる柱の道に横たはれるを、人だにもかくとしらせずばたゞ伏木とのみ見て過なまし、齋宮と申は絶て久しきあとなりしを、近比再興あるべしとて、美麗なりし風情など有しかども、吉野山のさくら常なき風にさそはれ、さが野の原のをなみへしあだなる露にしをれしかば、野宮の名のみ殘りて、齋宮の御下にもおよばず、神慮のうけおぼしめさぬ政なりとは、この時こそ思ひ合せ侍りしかとあれば、其後の事は推量り知るべし。

頭　一人（無權官相當從五位下）

四位五位殿上人。若諸大夫任レ之。

〔頭注〕頭秘抄云、可レ然公達任レ之、若无ニ其人一者、雖ニ諸大夫一被レ撰レ人、若雖レ爲ニ六位一直載ニ從五位下由一。

助　（相當正六位下）

權助

大允

少允

大屬

少屬

賀茂齋院司

〔頭注〕賀茂云々、伊勢は天子之御氏神なり、故に齋王の事を氏子內親王と宣命にいへり、賀茂は天子の御產土(ウブスナ)也、故に遷都以後いたく崇敬し玉ふ、是に依て伊勢に擬て齋院を置る、歟、濫觴抄に、齋院弘仁九年戊戌五月、始置レ之、以二有智子內親王一爲二齋院一と見えたり、本朝月令に、弘仁格云、新置二齋院司官位職員一事、とありて、長官次官判官主典を載せたれども、被管は見えず、齋宮にくらぶれば省略也、その卜定は齋宮に同じ、齋院式に、凡定二齋王一畢、卽卜二宮城內便所一爲二初齋院一、卽先臨二川頭一祓潔入、また凡齋王於二初齋院一三年齋畢、其年四月始將レ參二神社一云々、歸便留二野宮一と見えて、この後は外に遷り玉ふことなし、されば野宮卽齋院也、紫野にあるゆゑに野宮ともいへり、齋院の原始かくの如くなるをまた一說あり、本朝月令に、嵯峨天皇與二平城天皇一有レ隙不レ穩、于レ時嵯峨天皇祈禱有レ感初奉二齋王一、この事諸書に見えたれども、おもふに崇神紀六年に天照大神を豐鍬入姬命に託て、倭笠縫邑に祭玉へるこれ氏神なり、また倭大國魂神を渟名城入姬命に託て祭玉ふこれ產土なり、然るに大國魂のかたは祭の地、日本紀に脫して記さず、大倭神社注進狀によるに、市磯邑に祭る後に改て大倭邑といふよし見ゆ、さればかく上代大和の內に都したまへる時、すでに御氏神御產土共に祭らせ玉ひて、齋王もまさしく渟名城入姬命ならせ玉へれば、今京に遷都ありて後この故實によりて始玉へるにもやあらん、さては有レ隙の事は、この故實を知らざるより起れる浮說ならん歟。

長官　相當從五位下

同レ上。

次官

〔濫觴抄〕事物の始原を記せる書、二卷也。

〔有智子內親王〕嵯峨天皇第九皇女也

〔弘仁九年〕代要記等弘仁元年に作るをよしとす、九年は始めて司を置きし時也。

〔本朝月令云々〕類聚國史、帝王編年記もこの說を載す

〔大國魂神〕大國主神に同じ。

〔渟名城入姬〕崇神天皇の第二皇女也

〔大倭神社注進狀〕神社は大和國山邊郡朝和村に在りて大國御魂神を祭る垂仁天皇二十五年の創建也、注進狀はその調査狀にて群書類從に收む。

〔次官〕相當從六位上也。

〔大伴宿禰手柏〕犬養の子也。

〔宿奈麻呂〕比羅夫の子也、正三位大納言に至り、養老四年薨ず。

〔多治比眞人池守〕左大臣行島の長子正三位中納言に至り、天平九年薨ず。

〔智努王〕長皇子の第一王子也、天平勝寶四年文屋眞人姓を賜はる。

〔奈氏麻呂〕大雲比登の子也。

〔季祿〕毎年二月上旬及び八月上旬の二季に、一位以下の諸官人を通じて給ふ祿を云ふ。

判官

主典

修理職 唐名匠作掌宮中修理事

〔頭注〕修理は令外なり、續紀、大寳元年七月戊戌造宮官准レ職云々、この時この官中宮大膳等の職に准られたり、然れども同紀和銅元年三月に、正五位上大伴宿禰手柏爲二造宮卿一とありて、宮内卿の下彈正尹の上に載たれば、職にはあらで八省の如し、また同紀同年九月以二正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂從四位下多治比眞人池守一爲二造平城宮司長官一と見えて、次に次官大匠判官主典等あり、また同紀同二年九月造宮大丞從六位下秦忌寸宿奈麻呂、その後恭仁京を營玉ふにつきて、天平十三年九月以二正四位下智努王正四位上巨勢朝臣奈氏麻呂二人一爲二造宮卿一、同十七年五月遣二造宮輔從四位下秦公島麻呂一令レ掃二除恭仁京一、これらの官名によるに造宮は省にて職ならず、後紀延暦十八年十二月贈正三位行民部卿兼造宮大夫和氣朝臣清麻呂薨云々、とあるは職の官名なり、もしくは大寳元年に准職のまたはありつれども、なほ舊のまゝにて官名は改まはざりしを、延暦の長岡新都のなりに、官名も職に改りしならん歟、類史に延暦二十五年二月幷二土工寮一と見ゆ、この時すでに新都の造營事をはれるに依てなり、この後木工寮のみにては、宮城破壞の時繕補しがたきにより、修理職を置れたれども、史に始置の年月の洩たる故に今知れがたし、類史弘仁九年七月に定二修理職史生八員一とあるが、此號の所見のはじめ也、三代格寛平三年八月の官符に、太政官去延暦十五年七月廿四日、下二民部省一符偁造宮職官位宜レ准二中宮職一、又弘仁九年七月十九日符偁修理職官位馬料季祿理准二廢造宮職一者、この文を以て修理職は古の造宮職に同きを知るべし、旁注に掌二宮中修理一とあり、卽破壞を修等の義と知るべし、和名抄、乎佐女豆久留豆加佐、玉葉、嘉應元年正月左大將云、修理太夫訓讀如何、答云北山之所レ注修納官云々、余按レ之脩納作官也、見二資仲抄一。

大夫 一人 相當從四位下 唐名匠作大尹

四位已上任レ之。或公卿任レ之。

權大夫 一人

四位五位殿上人任之、或諸大夫任之、頗規模也、

亮 相當從五位下 唐名匠作少尹

權亮

諸大夫任之、相當五位也、然而六位又任之、諸司四分中、頗爲重歟、大膳左右京修理之外、無當五位之四分、然而近代以左右京爲重、其次修理、其次大膳也、但大膳亮頗劣也、

大進 唐名匠作丞

少進

六位侍任之、

大屬 唐名匠作錄事

少屬

算師 唐名匠作計史

〔大進〕定員一人、相當從六位上也、

〔少進〕定員二人、相當從六位下也、

〔大屬〕定員一人、相當從七位下也、

〔少屬〕定員二人、相當從八位上也。

〔算師〕定員一人也此外史生八人、職掌二人、使部三十人、直丁三人、長上工、木工、檜皮工、瓦工、石灰工あり。

〔藤原内麻呂〕眞楯の子也、大同の初め大納言兼近衞大將に任ぜられ、次で右大臣に陞る、弘仁三年薨ず。

〔菅野眞道〕本姓は津連、其先は百濟辰孫王より出で、父を山守と云ふ、延暦九年菅野朝臣姓を賜はり、後ち從三位に至る、續日本紀の撰者として知らる。

〔三代格〕類聚三代格の略稱、弘仁、貞觀、延喜の三格を類聚したる書也、もと三十卷なりしが、後ち散佚し今は十五卷を存するのみ也。

勘解由使〔云勾勘是强非 官名取義歟〕

〔頭注〕勘解由使は濫觴抄に、天長元年始置レ之と見ゆ、これよりさき延暦十六年九月に、參議藤原内麻呂勘解由長官菅野眞道次官紀廣濱判官なりし事公卿補任に見えて、その後大同元年閏六月廢二勘解由使一と後紀にあり、是當月觀察使を置れたるに依てならん歟、そは勘解由とは官人遷替のをり、前官の人任中公事の雜怠なく、また任中公物の欠負なければ、新官より解由狀を與ふ、使は卽その狀に依怙相違はなき歟と勘ふる官なり、觀察とは政事の善惡官人の行迹を觀察することにて、勘と觀察とその義粗似たるからに、彼興れば是廢するは理なりけり、天長元年に再び置れてよりは常職となれり、濫觴抄は常職のかたの始置を擧げたるものなり、類史に、長官二員判官三員主典三員史生八員みゆ、三代格に、天安元年に、長官元從五位今定二從四位下一、次官元正六位今定二從五位下一、判官元正七位今定二從六位下一、主典元從八位今定二從七位下一。

長官〔相當從四位下〕

四位已上任レ之。多者參議二位三位任レ之。

次官〔相當從五位下〕

名家五位任レ之。頗爲二顯官一。仍一向地下諸大夫等不レ任レ之。

判官〔相當從六位下〕

六位侍任レ之。但聊堪二右筆一者所レ望任也。爲二顯職一故也。凡顯職者無二指事一之輩拜任無念之義也。顯職者外記。官史。式部民部丞。彈正忠。勘解由判官等也。左右衞門

尉猶雖爲顯官於レ今者不レ及ニ沙汰一。

〔頭注〕於今者云々、とは衞門は警衞を掌りまた罪人を追捕す、然るに兵權武家に移て後は彼二事共に武家の掌る所となれり、依レ之今に於ては衞門は沙汰に及ばざるなり。

主典　相當從七位下

鑄錢司

〔頭注〕鑄錢司は常置の司にあらず、錢を鑄らるゝ時に臨て置る故にその所も定らず、周防長門或は河内等その外所見多し、國司と同じく秩限の年數あり、三代格に載たり、司を置れし始は、持統紀八年三月直廣肆大宅麻呂勤大貳臺八島黃文本實拜ニ鑄錢司一これ也、然共此時いまだ長官次官判官主典の四等の別はあらざりけんとおぼし、續紀文武三年十二月始置ニ鑄錢司一以ニ直大貳中臣意美麻呂ニ爲ニ長官一これ司のはじめにはあらず、官のはじめなるべきもの歟、既に長官あり、次官以下のある事もおして知るべし、類史弘仁九年三月に、長門國司を鑄錢司とせり、その時の員長官次官判官各一人、主典三人、鑄錢師二人、造錢型師一人、史生五人なり、これを以てその員の大概を知るべし、續紀和銅元年に催鑄錢司を任られたり、是にて鑄錢司は諸國にも置れたることを知るべし、催字諸國の鑄錢を駈催す義也、同年八月に河內鑄錢司官屬准レ寮、これになぞらへて諸國の司の寮に同じきを知るべし、天平七年閏十一月更置ニ鑄錢司一、これより以前廢せられたるに依てまた置れたる歟、同九年十一月加ニ史生六員一通レ前十六員、これに依ればはじめ五員、その後また五員加て十員なりけるを、今度また六員加へられたるなり、延曆元年に司を罷られしを九年に復置れたり、以上は續紀の所見也、十七年十二月に加ニ史生二員一と類史にあり、同書に弘仁七年に廢し九年に以ニ長門國司一爲ニ鑄錢司一、この時の官員は上に擧たり、その後やうやうに衰へて終に此政行はれぬやうになりにけり、西宮記、改錢事、召ニ能書者於陣頭一令レ書ニ其文字一奏聞、給ニ作物所一彫定訖、副ニ官符一下ニ給鑄錢司一畢、其後所ニ鑄進一新錢一千貫文許也、解文奏聞之後先被レ奉ニ神社佛寺一、次勘ニ定例給諸司所々等一、次又勘ニ定御料并一院三宮親王女御更衣女官等給法一、次定ニ吉日一下ニ宣旨於大藏省一、當日大藏省運ニ置件錢於南殿前櫻樹東頭一、任ニ見參一召ニ給之一親王公卿從ニ陣坐一、一々進出就ニ膝突一取ニ手鑄錢一貫文一、一拜退次、諸大夫

〔催鑄錢司云々〕此時銀錢、銅錢を鑄る、和銅開珍これ也、これより先鑄錢司の事見えたるも鑄貨の名不詳也

〔九年に復置れ〕隆平永寶は當時の鑄造に係る。

〔以長門國司云々〕當時富壽神寶を鑄造せり。

〔西宮記〕禁中年中の恒例、臨時の作法等を記せる書、西宮左大臣源高明の撰也。

〔作物所〕朝廷の金銀細工、貨幣文字の彫刻、小調度の製作等を掌る所也

〔膝突〕膝下に敷く具、薄縁、薦、布等にて作り、大さ約半疊程也。

〔日華門〕南殿前の大庭の東に在りて西方月華門と對す

〔索隱〕唐の司馬貞の史記注を云ふ。

〔京内諸坊〕方四十丈を町とし、四町を保となし、四保を坊と云ひ、以て市街を區劃す。

〔外重〕宮城を内中外の三重に分つ、内重は宣陽、陰明門内にて、紫宸、清涼諸殿この中に在り、所謂内裏也、中重は宣陽、陰明門以外、建春、宜秋門以内にて、中和院、内膳司、采女町等この内に在り、外重は中重の外方、宮城外廓以内にて、八省院、豐樂院、八省諸廳舍この内に在り。

入レ自二日華門一隨レ召就二膝突一取レ錢一拜退出、其數各有レ例、これにて鑄錢の大概をみるべし、天下の至寶を一人の私藏になしたまはで公卿等に頒ち玉ふ、史記平準書の索隱に、錢本名レ泉、言貨之流如レ泉也、といへる名義の如く、流通を旨とし玉ふ先王の聖意これらにても知らるゝなり。

近代常不レ任レ之。可レ任者。官外記諸道中當二其仁一歟。

〔頭注〕可レ任者、官外記云々、こは鑄錢司を置て官人を任ぜらるゝときは、官外記云々より兼しむべしとなり、此司より以下藏人所までは、みな他司より兼る官也、その意にて見るべし、故に相當なし、これを捧物といふ、位署の書式みな官位のうへにおく。

長官

次官

判官

主典

修理宮城使 左右

〔頭注〕修理宮城使の始置詳ならず、三代格天長元年の官符に左右坊城使あり、坊は京内諸坊、城は宮城にて大内の外郭又は左右京の坊門など修理の職ならん歟、左右と分置せられたるにても、外重より京中の事までの如くおもはる、使といふにても宮城以外にあづかることとしるし、修理職は大工と共に中重以内を掌り、外重以外は坊城使の任なりけん、續後紀承和六年三月修理宮城使左右各二員、今者定二置各一員一、宮城使の號こゝに至て始て見ゆ、これ決して坊城使と同官なるべきに、いつ改名せられけん所見なし。

使
辨官兼之、多者左右中辨兼任之。

判官
官史常兼之。

主典
造寺使（東大 興福）

〔頭注〕造寺使とは東大興福の二寺を造る使局也、東大寺は天平十五年より起て創建せられたり、光明皇后の發願なり、興福寺は和銅三年に淡海公建立也、故に藤原の氏寺とす、造寺使の職此二寺のみに限るにあらず、書紀に造高市大寺司、續紀に造藥師寺大夫、造西大寺長官など此外にも見えたり、されども後になりてはたゞこの二寺の使のみその名目殘れり。

長官
東大寺者大辨必兼之、興福寺者南曹辨兼之。

〔頭注〕南曹辨とは勸學院より出身したる辨の事にて、卽藤氏の人の辨官となれるをいふ、さるは此院は藤氏の學舍なれば、此處より出身すれるはみな藤氏の人也、南曹とは大學の南にあるによりていふなり、三代格曰、勸學院一區在右京三條一坊、贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣去弘仁十二年所建立、卽爲大學寮南曹と見ゆ。

〔興福〕奈良の中央に在る法相宗の大本山也。

〔高市大寺〕もと大和國北葛城郡に在りて百濟大寺と云ひしが、聖武天皇二年造高市大寺司を置きて高市郡夜倍村に遷さしむ、同六年大官大寺と改め、卽ち更に平城に遷して大安寺と改稱す。

〔藥師寺〕大和國生駒郡都跡村に在る法相宗大本山也、天武天皇の御創建に係り、もと高市郡白檀村に在りしが、元正天皇の朝これを平城の右京（卽ち今の地）に移し、聖武天皇天平年中造營成る。

〔藤原朝臣冬嗣〕內麿の第二子也、天長三年薨ず。

〔東大寺〕奈良市雜司に在る寺、もと八宗兼學、後世華嚴宗の總本山となる、その本尊所謂奈良大佛は天平勝寶元年落成、本堂は同四年成る。

〔天長元年の官符〕元年は八年の誤なるべし、職官志卷之四防鴨河使の條を參照すべし。

〔新儀式〕諸記錄より儀式例を抄輯せる書にて、一卷也。

次官

判官

東大寺者一史兼レ之。

〔頭注〕一史とは左大史の上首にて、卽小槻氏の帶るところなり。

主典

防鴨河使

〔頭注〕防鴨河使バウカシと訓む、秘抄に防河使と鴨字を省けるは訓によれるものなり、是を以てバウカなるを知るべし、三代格に天長元年の官符に此號見ゆ、新儀式曰、若可レ行ニ防河事一、臨時定ニ補其使一、長官一人多是以下左右衛門權佐帶ニ撿非違使一者上任レ之、判官一人主典一人令レ行ニ其事一、又諸卿相率令下巡ニ檢損所一奏聞上、これ霖雨などにて洪水の時補せらるゝ官也、夫木集に家長かも川をふせぐ司も心せよつゝみくづるゝさみだれの比。

使

廷尉佐必兼レ之。

判官

同尉志等兼レ之。

〔藤原光明子〕藤原不比等の第二女安宿(ヤス)媛也、天平元年聖武天皇の皇后に立たれ、天平寶字四年崩ず。

〔喪儀司〕令によれば治部省の被官也職員令に、喪儀司、正一人、掌ニ凶事儀式、及喪葬之具一、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人とあり、大同三年に至りて鼓吹司に合併す。

主典

已上除目任レ之。春秋除目悉所レ載ニ大間一也。外記錄ニ闕官一取ニ大間一矣。

〔頭注〕春秋除目の事上卷にいへり。〇大間とは間を廣くあけ置て、官を任ずる毎にその官人の姓名を書入る卷物なり、除目は三夜行はるゝ内たとへば長官次官判官主典の中、第一夜に長官を任ずべければ、その長官をその省寮の所に書加て、次官判官主典の處をば間を除きて書載せず、次の二夜三夜をまつ、外記錄闕官とは外記兼て預め諸司の中の闕官を抄錄す、これを闕官帳といふ、その闕官帳より第一夜に任ずべき官、二三の夜に任ずべき官を、執筆の許にて別々に抄したるを寄物といふ、執筆この寄物に依て任ぜられたるを大間に書取らるゝ也、故に大間術と謂べし。外記の取にはあらず、執筆の取らるゝこと也、されば錄ニ闕官一取ニ大間一とのみいひてはあまりに省き過て文義通ぜず、江次第等をあはせて、能々その式を曉るべし。

施藥院使

〔頭注〕施藥院の施字、省きて讀ぬ例也、拾芥抄に唐橋南室町西とあり、當院の起原いとふるし、續紀に、天平二年四月始置ニ皇后宮職施藥院一、令下ニ諸國一以ニ職封并大臣家封戸庸物價一、買ニ取草藥一、每年進レ之、とあるこれなり、この皇后宮は藤原光明子のことなり。〇因にいふ使の唐名を司儀令とす、六典に司儀令掌下凶禮之儀式及供ニ喪葬一之具上とあるに依れば、職員令なる喪儀司これに當る、然るに喪儀司廢せられて後、その職この院の所帶となれるならん、三代實錄、貞觀十七年正月冷泉院火右衛門火長大原雄廣麻呂振レ勵撲レ火隕レ焔而死、給ニ殯料一令ニ施藥院葬送一、かくこの院に葬儀を掌るを看るべし、學者口をひらけばかならず唐名配當の非を說く、然ども古人の附記せるまた深意なきにあらず、一概にいふべからず。

使

〔司儀令〕

醫道四位以下補レ之、爲ニ彼道重職一也。

〔雅忠〕丹波忠明の子、父祖の業を繼ぎて醫を以て朝に仕へ、典藥頭、右衞門佐に至り、寛治二年卒す、世に日本扁鵲と稱す。

〔牛車〕牛車に乘りて宮門を出入するには勅許を得るを要す、これを牛車の宣旨と云ふ。

〔輦車〕手にて挽く車也、これに乘りて宮城の中重門を出入するを許さるる宣旨を輦車の宣旨又は手車の宣旨と云ふ。

〔皐陶〕帝舜の賢臣なり。

〔頭注〕醫道云々十四字、古本なし、類本大字とす、今これに從ふ、補字板本任に作る、また類本に依て改む、訓要云、使をかみとよむ、醫師の先途の官也、雅忠以後丹家相傳の職也云々、彼道重職なるに依てかゝるなるべし。

判官
主典

件職往古藤氏長者宣也。近代勅補歟。但不レ載二除目一宣下官也。

〔頭注〕藤氏長者宣也、とは光明皇后の發願にて出來たる當院なれば、皇后の氏族よりこれを管領せんこと然るべき理なり、藤氏長者とは攝關をいふ、さる故に官人もむねと藤氏を用ひらる、太政官式に、凡施藥院別當用二藤原氏一人外記一人一などあるにて知るべし。○宣下官とは除目の時に擧任せずして、別に宣下にて補せらる、故に大間に載せず、板本撿非違使の前に別行に掲出す、今古本に從ふ、但一古本には近代以下十四字すべてなし、恐らくはある方然るべからん歟、此使のみならず撿非違使以下もみな宣下官なれど、これはもと藤氏長者宣なりしが、後に勅宣となれるに依て、殊にそのよしをいへるなり、贅言にはあらず。

撿非違使
此云二使廳一本所乃靫負廳也。

〔頭注〕撿非違使とは撿二非法違法之事一よし也、故に聽二禁色一勅授帶劍牛車輦車等の宣旨みなまづ此廳に知しめて、さて後その人に聽さる。○本所乃靫負廳とは、靫負は武官の惣名也、然れどもこゝは左右衞門府をいふ、使の官人は衞門の官人より兼しめて別に補せられざるゆゑに、本所乃靫負廳也といへるなり、さるは衞門もと非違を撿する職也、左衞門府式に、凡撿二挍左京非違一者云々、と見ゆ、故に衞門府を本所として撿非違使を兼帶するなり。

淳和天皇御宇天長年中初置レ之。異朝最重二此職一。昔唐虞代皐陶爲レ士。此云二大理一。周禮立官之日。大司寇卽此任也。後代置二大理寺一。本朝又以二刑部省一爲二糺判之官一。

天長年中準㆓唐朝㆒置㆓使廳㆒。蓋是大理寺也。但別當以下爲㆓宣下職㆒。爲㆓衞府之人補㆑之。又書㆓位署㆒之時。不㆑書㆓此職號㆒。是流例也。又別當宣者卽廳宣也。古來被㆑准㆓勅宣㆒。仍天下重㆑之。違㆓背廳宣㆒者可㆑准㆓違勅㆒云々。又當使補㆓看督長六十六人㆒。此爲㆑遣㆓諸國㆒也云々。朝家置㆓此職㆒以來。衞府追捕。彈正糺彈。刑部判斷。京職訴訟。併歸㆓使廳㆒。仍爲㆓國家之樞機㆒。歷代以爲㆓重職㆒者也

〔頭注〕天長年中初置㆑之、文德實錄承和三年十一月の條なる興世書主の傳に、弘仁七年二月爲㆓左衞門大尉㆒兼㆓行檢非違使事㆒、とあるに依れば、當時既にこの使あり、但使はかく弘仁よりありといへども廳は置かれず、本所の靱負の寄よりて其事を行ひしのみならんを、天長年中に初て廳を置かれたるを此抄にかく書玉へるなるべし、拾芥に天長七年置㆓此局㆒とあるを考へ合すべし。○唐虞代皐陶爲㆑士、とは唐堯虞舜の時代をおほよそにいへるなり、書經舜典に、皐陶蠻夷猾㆑夏寇賊姦宄汝作㆑士、これなり、士とは注に馬融云、獄官之長、正義曰、大理卿也。○周禮立官之目、周禮云、秋官司寇、釋云、鄭注云、有虞氏曰㆑士、夏曰㆓大理㆒、周曰㆓大司寇㆒。○置㆓大理寺㆒、事文類聚云、隋爲㆓大理寺㆒、唐因㆑之。○本朝又以㆓刑部省㆒云々、上卷刑部の條に、周禮周官大司寇之職也、○天長年中云々の事上にいへり。○別當以下爲㆓宣下職㆒云々、西宮記に、補㆓檢非違使㆒事、上卿奉㆑勅仰㆓下辨官㆒、但別當宣旨佐以下官符、とあるを以て考ふるに、宣下は別當のみなるを佐以下にも皆蒙㆓使宣旨㆒、とあるは、西宮の比は、官符なりしが、後に宣旨になれりしにやあらん、但一本に以下の二字なし、是に依てまたよくこゝの文義を味ふに、下文爲㆓衞府之人補㆑之、また不㆑書㆓此職號㆒、とある共に別當のみに係り、引つゞきて又別當宣者といへれば、此處すべて別當の事のみにて、佐以下にわたらず、以下の二字うくる文なし、されば此件にはたゞ別當の事のみをいへるならん歟。○爲㆓衞府之人㆒、これ衞門兵衞の二府をさす、そのよし別當の條に見ゆ。○不㆑書㆓此職號㆒、とはたとへば別當權中納言從三位兼行左衞門督藤原朝臣某とやうに署して、檢非違使といふ四字の職號をかゝぬなり。○古來被㆑准㆓勅宣㆒、旁注に延喜年中定とあり、然れども證文を見ず、なほ考ふべし。○又當使補㆓看督長六十六人㆒、これ恐らくは諸國の檢非違使の事なるを、准后おもひたがへて看督長と記したまへるなるべし、看督長はカドノチサと訓む、狹衣物語に、いたうあ

〔興世書主〕吉備呂の子、和琴の堪能なるを以て名あり、從四位治部大輔に至り、嘉祥三年卒す。

〔馬融〕字は季長、漢代、茂陵の人、古文尚書を究む。

〔正義〕唐の孔穎達の疏尙書正義也。

〔大理〕事物紀原に春秋元命包曰、堯爲㆓天子㆒、得㆓皐陶㆒爲㆓大理㆒、舜時爲㆓士官㆒、云々、則大理自㆑古有矣、秦爲㆓廷尉㆒、漢景帝中元中更名㆓大理㆒、蓋漢復㆓古號㆒也、舊唐書志曰、取㆘天官貴人之牢曰㆓大理㆒之義㆖、卽周禮士師之職、云々とあり。

〔狹衣物語〕狹衣と名くる平安朝中葉時代の貴公子を主人公とせる物語也

〔徒然草云々〕同書二百三段に出づ。

〔續後紀〕續日本後紀の略稱也、淳和天皇天長十年より嘉祥三年に至る仁明天皇御一代の實錄にして、清和天皇貞觀十一年成る

〔意見封事〕醍醐天皇詔して直言を求め給へるに對し、昌泰三年十月三善清行の奉れる諸制改革意見書にして十二條あり、爰はその第十條に在り

〔顯賴卿〕權中納言從二位藤原顯賴也久安四年薨ず。

なづり奉らばかどのをさなとゐて來て云々、徒然草に、かどのをさの負たる靫を其家にかけられぬれば云々、などその證なり、追捕のとき遣はさる、續後紀、承和五年五月畿內諸國羣盜橫行放火殺人、下知國司捕糺海賊、分遣左右衞門府生看督長等於畿內諸國、逐捕姧盜、と見えて尋常のをりの檢使にはあらず、强ちに一國一人の定あるべくもおもはれず、所謂撿非違使は文德實錄、齊衡二年三月大和國撿非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預把笏、諸國撿非違使把笏始於此人、などに依るに位階も介と等を同して府生看督長の比並にあらず、善相公の意見封事に、諸國撿非違使掌糺境內之奸濫禁民間之凶邪、然則國宰之爪牙兆庶之銜策也、必須明習法律兼詳決斷而今任此職者皆是當國百姓納贖勞料也、この文に依ても重職なるを知るべし、かく一國一人の使を補して國司と共に國中の非違を檢斷せしめ玉ふことを、看督長なりと准后のおもひたまへるにこそ。○樞機とは肝要の義也、爾雅に、樞門戶扉樞也、機弩之牙也。

別當

一人 唐名大理卿

〔頭注〕別當とは本官ありて又別に勾當する職事あるをいふ稱也、使の別當はその本官左右衞門督なり、この督より別に使の事にも當りて務む、故に別當といふ、餘もこれより推て知るべし、兼官とまがへ思ふべからず、別當の字をカミと訓むは三代實錄に諸司以別當爲長官、とあるに依てなり。

參議已上尤擇其人也。補此職之人。必帶衞門兵衞督。往古有參議中將補之例。雖非參議補之。中古以來更無其例。昔爲大將之人補之。又有例。仍至大納言帶此職。近代又未聞事也。仍中納言大理。任大納言之日。必去其職。是流例也。世俗說。補大理之人可備七德。所謂譜第器量才幹有職近習容儀富有云々。有剩事歟。又昔者諸大夫不補之。而顯賴卿初補之。其後連綿歟。參議大理者。遇納言闕之時必任之。上首參議。縱雖爲英雄。不相爭事也。但參議大辨者。勞效等同。仍或

同時登用、或互有二超越之例一、是可レ依二勞之淺深一歟、又參議中將勞效久者、自相爭也、然而近代以二別當一爲二其最一也、

〔頭注〕參議已上、下文に依るに中納言以下也　○帶衞門兵衞督、使廳は衞門府の別廳なれば衞門督より帶すべきを、兵衞にも及べるはいかにといふに、別當は七德の選任要の職なるゆゑに、もし左右衞門の督二人の内にて其器量なければ、左右兵衞の督二人の内より補せらる、仍之衞門兵衞督とあるなり、新儀式に、別當一人公卿之中帶二左右衞門督一者補レ之、或近衞大將中將或左右兵衞督補レ之、と近衞兵衞をも、帶するならば或字を以て別てり、及佐以下はたゞ衞門府の官人をのみ用ふるとを看て衞門その本廳なるを知るべし　○參議中將補レ之例、秘抄云、文室秋津、藤原氏宗、源能有貞信公補レ之。○雖二非參議一の下一本四位の二字あり、源氏帚木に、なほ〳〵の上達部よりも非參議の四位どもの世のおぼえくちたしからぬかとある如く、非參議の四位の時に補るが別當を帶するもあるべし、然れば四位字あるかたたしかならん歟、但なしとてもこの非參議は四位なること源氏に徴して知るべし、然るを諸注これを公卿補任の見任非參議の非參議にまがへて、前官の公卿也とおもへるはいみじき非也、これは四位にていまだ參議にはならざれども、必ず參議に昇るべき前の見えたる人をさす稱也、傍注在原行平補レ之とあり。○昔爲二大將一之人、大全參考等に源能有是也といへり、仍至二大納言一の仍字は又有レ例をうけたれば、昔字以下又未レ聞事也まで連て讀下すべし、さるは別當はもと中納言參議の帶る所にて、大納言はなき〳〵、補せぬ例也、然ども大將たる人別當になれば大將はおほく大納言の兼官なる、大納言に至てもこの職を帶するなり、されど近代は大將よりこの職を帶することなくて、多分衞門兵衞督これに補す、衞門兵衞督は大納言を兼ねず、中納言を兼る故大納言の大理といふはなき事なり、故に未レ聞事也とはいへるなり　○仍中納言大理云々、の仍字も上の未レ聞事也をうけていへれども、こゝは事也にて句讀して仍字より是流例也へ連ね下すべし、近代大納言より帶する例无きゆゑ中納言の大理大納言に昇れば大理を去る也。○可レ備二七德一云々、參考云、譜第者本系正也、器量者氣質美而才能也、才幹者謂レ智或曰有レ智而直正也、有職者通二達禁中故實禮儀一也、容儀謂二容貌威儀一也、富有者世貴官而富盛也、云々、按に大旨これにて知らる、但この注近習の一德を脱せり、近習とは御前に昵近して殿上に習練たるをいふ、また容儀をたゞ容貌威儀の事のみ解るさることなれども、大全に容儀行狀也、溫良恭儉讓類也、とある然るべからん歟、大理は非違を檢する職なるゆゑに、衣服などをも奢侈の體にせず儉約をむねとせらる、空物語に藤中納言は衞門督なれ

〔文室秋津〕大原の子、天長中參議左中將となり、永和元年別當に補す。

〔藤原氏宗〕葛野麿の子、右中將を經て仁壽元年參議齊衡三年別當に補す

〔源能有〕文德第五皇子、貞觀十四年參議、元慶三年別當に補す。

〔貞信公〕藤原基隆の子太政大臣忠平也、延喜八年參議、同九年別當に補す

〔上達部〕公卿を云ふ、名目抄注に、關白以下三位以上云二公卿一、又云二上達部一、叙二從三位一所曰二上階一、仍謂二上階達部一事歟とあり。

〔在原行平〕阿保親王の第二子にて、業平の兄也、正三位民部卿に至り、寛平五年薨す。

〔百寮訓要云々〕第五二〇頁を參照すべし。

〔公卿補任〕大臣攝關以下公卿の補任年月日等を記せる書也、もと公卿傳と稱し、神武天皇の御宇より村上天皇康保四年に至るまでの補任記なりしが、其後代々撰次あり、今あるは明治元年に及ぶ。

〔英雄〕清華を云ふ

〔宋書〕南北朝の宋の歷史也、齊の武帝の勅により沈約の撰せるものにて今傳ふるは百卷也

ど裝束きようにせずとて非違の別當はかけず、とあるせすは爲にて裝束をきようにすとて別當にならぬよしなれば、これやがて容儀中の一なり、この一より推て溫良恭儉讓共に容儀の事なるを知るべし、また有職の職字、辨疑識に作れる本に依れどももとのまゝ中々然るべし、有剩事歟とは七德とはあまりなる事也といへるなり、百寮訓要に、白河院は五ケの德あるものを任すべしと仰られたるとぞ、容儀才學富貴譜代近習也とあり。〇諸大夫不補之云々の補字、下初補之の補字、板本共に任に作る、類本に依て改む、諸大夫の事上卷少納言條にいへり、顯賴の顯板本光に作る、顯統本速水本に依て改む、辨疑云、光賴卿は顯賴卿の男なり、父の顯賴卿先に別當に補し玉へり、公卿補任に、顯賴長承二年十二月爲使別當、于時參議右兵衛督云々、准后何ぞ先補の父を置て後補の子を記し玉はんこの說の如し、光賴卿は同書の所見保元三年三月になり玉へり。〇遇納言闕云々、とは中納言の闕たる時參議八人の中に年勞の上首ありて、たとへ其人英雄の公達にても爭ふこと能はず、大理の參議まづ任ぜらる。〇參議大辨とは或非參議大辨より參議に任じてなほ大辨を帶し、或は頭辨より參議に任て頭を避り辨を帶せる等の人也、この人々と大理參議と勞效同等なり、若中納言の闕二人あれば、一時に登用せられ、一人なれば勞の淺深によりて互に超越の例ありとなり。〇爲其最、とは大理參議を以て最第一に中納言に任ぜしむるなり。

佐二人 左右 唐名廷尉

爲左右衛門權佐者。蒙使宣旨。正佐爲廷尉之例避近也。又上古有中少將蒙宣旨之例。凡廷尉佐者。名家譜第之中。清撰之職也。昔者廷尉佐。著大理廳屋。中古已來不著之。於使廳政者。佐以下著行也。

〔頭注〕爲左右衛門權佐者、とは別當は衛門兵衛督の中より補せらるれども、佐は別當の如きの清撰ならぬゆゑに、兩府の內にて器量あるを拔擢までには至らず、仍て衛門の權佐二人にやがて使佐を帶せしめらる。〇爲廷尉云々、廷尉とは宋書百官志に、凡獄必質之朝廷與衆共之之義、かゝれば廷は朝廷なり、通典に、自上安下曰尉故武官皆以爲號、かゝれば尉は帶仗の官の事也。〇有中少將蒙宣旨之例、新儀式云、使佐用左右衛門權佐或近衛少將、秘抄云、少將蒙使宣旨例、弘景滋實伊望爲信といへり、中將の例未考。〇名家譜第之中云々、名家のこと上卷

〔山槐記〕仁平元年より建久二年に至る内大臣中山忠親の日錄也。

〔徒然草云々〕同書第二百六段に出づ

〔徳大寺右大臣〕藤原實基の子公孝也文永六年別當、正安元年右大臣、乾元元年太政大臣に任ぜられ、同三年薨す。

〔中門〕寢殿と外門との間にある門也

〔はまゆか〕帳臺の類にて、三尺四方の疊を四枚敷き合せ、四隅に柱を立てゝ帷を垂れたるもの也。

〔にれうちかみ〕所謂反芻するを云ふ

弾官の称にいへり、名家は延尉佐にて五位藏人と弾官とを帯す、これを三事兼帯といふ、いみじき清撰なり、藏人の常にくはし。〔著大理廳屋〕とは大理の私亭の廳屋なり、さる故に下に於使廳政者と別にいへり、使廳は公廳なり、大理に補たる人私亭の内に廳屋を設く、山槐記、治承三年二月壞却廳屋施入因幡堂、去月辭大理、この廳屋即私廳也、私廳なるゆゑに大理を辭せる後佛寺とせられたり、佛寺にするは罪人撿斷の事につきてつくれる罪業を亡さん爲なり、また徒然草に、徳大寺右大臣殿撿非違使の別當の時、中門にて使廳の評定行れけるほどに、官人章兼が牛放れて廳のうちへ入て、大將の座のはまゆかの上にのぼりて、にれうちかみてふしたりけり、とあるも私亭の中門のほとりに廳建てたりけん事しるし、さて中古以來私亭の廳坐に佐の著かざるは公廳ならぬゆゑ也。

尉　稱之判官

〔頭注〕尉は常に官名を稱せず、只判官とのみ稱す、餘の判官はみな官名共に稱す、勘解由判官などの如し。

左大尉二人

右大尉二人

左右少尉　近代員數不定

明法道儒必任之、上古其流不一、中古以來、坂上中原兩家爲法家。仍必任之、於少尉者、追捕之輩各任之、至大尉者、多明法道所任也、但殿上藏人爲廷尉者。間任大尉、追捕者。武士重代者。幷諸家恪勤中、殊撰重代器用所被補也、眞實追捕犯人闕其賞者、希事歟。非明法而補之稱追捕。是世俗之所云傳也、又源平武士。雖諸大夫多補之、大夫尉源義經者、剩爲昇殿廷尉云々、又六位尉叙五位時、多

〔侍中群要〕藏人の職掌に關することを記せる書、侍中は藏人の唐名也、橘廣相の撰にて十卷あり。

〔大夫〕もと一位以下五位以上の總稱なりしが、後世專ら五位の稱として用ふ、貞丈雜記に大夫云々、たいふとすみて云ふ時は五位の事なり、弘安禮節などにも五位の事を大夫と書かれたり、たとへば左衞門尉は六位の官也、左衞門尉になりたる人、五位に叙すれば左衞門大夫と云ふ也、源義經は左衞門尉にて、撿非違使の判官を兼ねて、五位に叙しける故、大夫判官と云ひし也とあり。

者去レ之。明法道者必叙留。其外輩依ニ殊恩一令ニ叙留一也。但近代毎レ人叙留。違ニ舊例一乎。

又左右尉者必左右衞門也。至ニ大理一者衞門兵衞依レ闕事也。佐尉志者必衞門也。

但近衞兵衞邂逅有レ例云々。

〔頭注〕必任之の任字、補に作るべし、下仍必任之の任字、各任之、また所任也、また任大尉の任字等、みなおなじ。○其流不レ一、とは尉に任ぜらるゝ家其流定まれる事なかりしとなり。○坂上中原云々、上卷大學篇云、坂中兩家立レ家以來以ニ廷尉法儒大判事一爲ニ先途一。○追捕とは明法の外の人也。○明法道所レ任也、とは法式を知れるゆゑに明法翟を補す、朝野羣載云、出レ自ニ法曹一居ニ廷尉一之翟依ニ志勞一轉レ尉、古今之通規也。○殿上藏人とは六位藏人のこと也、六位にて殿上するは藏人のみなり。○諸家恪勤とは諸家とは一院關白大臣なり、恪勤とは侍のことなり。○眞實追ニ捕犯人一云々、辨疑云、この文の如きは近代の事にや、古へ犯人を追捕して賞に關るは常例なりといひて、西宮記侍中群要等に、追捕の賞として絹布を賜へる事のある文を引けり、されどこゝの關ニ其賞一者希事歟と書玉へるは然にあらず、武士及恪勤より追捕に補たる者の、眞實に罪人を追捕して、其賞に關て少尉になれるは希事にて、多くはたゞ年勞にて少尉になることをかく書玉へるものなり、辨疑その義をわきまへずして、みだりに眞實の上に近代の二字を加へんとす、いみじき非也。○非ニ明法一而補レ之稱ニ追捕一とはいまだ追捕といふ義を解さりしゆゑに、こゝに於てあらはしたるものなり、この九字上の追捕之翟各任之の下に移してこゝろうべし。○雖ニ諸大夫一とは侍に對へたる諸大夫也、諸大夫侍の別上卷にいへり。○剩爲ニ昇殿延尉一これ大夫尉にて昇殿せしをいふ、この大夫は諸大夫の大夫とは少し意異にて五位を指す、義經畏申記云、元暦元年八月六日任ニ左衞門尉一、卽蒙ニ使宣旨一、九月三日叙留、かゝれば六位にて尉になり、さて叙留せられたる也、義經は追捕の列也、下に明法道者必叙留とあれば、追捕の叙留はをさ〳〵なしとおもはる、追捕にて叙留せられしだに殊恩なるを、また畏申記に、元暦二年正月一日、新大夫判官義經朝臣有ニ出仕一、爲ニ殿上人一、今者相ニ同靭負佐一、爲ニ五位尉殿上人一之例未ニ聞及一、とあるはいみじき規模ならずや、剩字、昇殿によりて用ひたるものなり。○多者去レ之とはこれを去て受領になる也。○明法道者必叙留、これは受領に任ぜぬゆゑに叙留するなり、叙留したるを大夫判官また大夫尉といふなり。○違ニ舊例一乎の乎字一本に依る。

〔後三條院云々〕藤原氏の專横を抑へ給はむとて也。

〔白河院云々〕應德三年堀河天皇に御讓位、爾後鳥羽離宮に在りて政を聞召すこと三朝四十三年なりき。

〔別當執事云々〕別當の内專ら院中の事を取扱ふを執事と云ひ、別當四位の内一人を年預となし年番に諸事を取扱ふ、判官代は院廳の事を糺判し文案を署し、稽失を勘ふることを掌る、主典代は二九六頁を參照すべし

志

左大少

右大少

明法道輩六位時任衛門志。即蒙使宣旨也。非成業輩轉任爲見模。稱非成業者。院主典代廳官大政官史生。藏人所出納。諸家下家司中譜第器用者。先任左右衛門府生。蒙使宣旨也。武勇家幷追捕輩者不任之。凡志者奉行使廳諸公事之故。以當道爲其撰。此號道志也。

〔頭注〕非成業輩とは明法道の家ならぬ輩のこと也、成業は明法の道を學てその業を成す義なり。○院主典代廳官の院は仙洞也、仙洞に判官代主典代と代字を加て稱るは、令條の制仙洞の官人とてはなき事也、さるは脫屣の御事上世になかりしゆゑに院の官名のあらぬは理也、中古御存生のほどに讓位の例なきにしもあらねど、みなほどなく崩玉へり、たゞ後三條院ふかき思しめしありて殊更に御位をおりさせ玉ひしかども、これも年月へずして崩玉へりき、その次の白河院父帝の叡慮を繼せたまひ、脫屣の後院中にて政を聞しめしゝからに、別當執事年預判官代主典代廳官等の名目出來にけり、後附に代字限院中者也とあり、これ令條に准へば判官主典のすべき事を掌るゆゑに代字あるなり、廳官は院にてたゞ官人といふ。○先任左衛門府生、朝野群載に、爲衛門府生之者使奉轉任志者承前之例也。○不任之とは武勇家幷追捕輩は、直に少尉に任するゆゑに志には任せぬなり。○以當道とは明法道を以てとなり。○此號道志とは明法道の成業の者を以て補するゆゑ道志といふ、道に明なる志ならでは廳政行ひがたきゆゑなり、略記、萬壽五年五月廿六日撿非違使廳政也、依无明法道志以右少史坂合國宣令著行依爲古人也、とあるはその時非成業の志のみにて道志なかりし也、道志のむれと廳政を行ふ、これらその證也。

〔天智紀三年云々〕同條に、其大氏之氏上、賜二大刀一、小氏之氏上、賜二小刀一、其伴造等之氏上、賜二干楯弓矢一とあり。

〔後紀云々〕同條に勅、天下臣民氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、若元出二于貴族之別一、宜下取二宗中長者一署上申之とあり。

府生 左右

府生者非二奏任官一。仍府督判補之後。申二下使宣旨一。

〔頭注〕府生非二奏任一とは選叙令奏任の義解に、謂内外諸司主典以上とあり、衛府にて志は主典也、故に奏任也、府生は志より下なれば令條にて判補の列也、仍府督云々といへるもの也、府督は即別當をかけたる衛府の督也、判補にて府生になりて後使宣旨を申下す也。

藤氏長者

〔頭注〕藤氏はもと中臣氏なり、鎌足始て藤原になり玉へり、そのよし上巻にいへり。○長者とは氏中にて官位譜第第一の人をいふ、天智紀三年の件に氏上あり、その他續紀中臣系圖等に見えたる氏上共に後の氏長者の事也、長者の稱の所見は後紀延暦十八年十二月の件に宗中長者とあり、これ始なるべし、太古は職を家に傳へて官を朝に受るの制なかりしゆゑに姓尸(カバネ)を重くせり、されば大臣(オホオミ)は臣姓の中の長者、大連(オホムラジ)は連姓の中の長者といはんが如し、やう〳〵後に至てもなほ此制みだれず、同宗の中第一の人を宣旨にて氏上と定め、一氏中の事を行はしめ玉ひしかば、氏上たる人氏人を率て朝廷に奉仕したりき、これに仍て氏上は誠に氏中のいとおもき者なりき、然るに選官の制いよ〳〵盛になり、恪勤の勞臨時の功によりては宗中の長者をこえて拔擢せらるゝ者もありなどして、いつとなく氏長の勢むかしにかはれり、されども藤原橘の如きにはなほ長者の稱のこりしからに、此抄にかく殊に載せられたる也、まことは長者といふこと藤原橘にかぎるにはあらず、いづれの氏にも古はありし也、さることどもくはしきゆゑよしは別記にいふべし。

蒙二攝政關白詔一之人爲二其仁一。仍別不レ及二宣下一也。但宇治左大臣頼長公。非二攝關一爲二長者一。宣下之例初二於此一乎。

〔頭注〕仍別不レ及二宣下一とは氏長者の宣下にて補せらるゝは諸氏みなその例也、然るに不レ及二宣下一して補する例藤氏は鎌足公に始る、鎌足の子孫南北京式の四家に別れたる内、北家代々攝關たりしゆゑに、おのづから長者の號

〔朱器〕藤原氏歷代の什寶にて、もと藤原冬嗣の有なりしが、爾來長者初任の時長者印、文書及臺盤と共にこれを渡す例也

〔臺盤〕食物を盛りたる盤を載する臺也、長者に傳領するは水左記に五脚兵範記に廿餘脚と見えたり

〔源朝臣信〕嵯峨天皇第七皇子也、齊衡四年左大臣となり、貞觀十年薨ず。

〔重明親王〕醍醐天皇第四皇子也。

〔御母〕源貞子也。

〔融大臣〕嵯峨天皇第十八皇子也、貞觀十四年左大臣となり、寛平七年薨ず。

この一家に歸して宣旨をまたず長者たりしなり。○賴長公は知足院前關白忠實の子法性寺關白忠通の弟なり、忠通關白たれば長者たる事論なし、然るに百練抄に、久安七年九月入道大相國取二藤原長者印幷朱器臺盤一渡二左大臣一、此間喧嘩多端、と見ゆ、入道大相國とは忠實也、左大臣とは賴長也、忠實嫡子の忠通を憎て次郎の賴長を愛し、これを關白にせんとし玉へりしかど、天意忠通にありしゆゑに關白にえし玉はず、その憤に依て關白に屬たる長者の號をば、これは朝廷より玉はる官職にあらず、一家の私物なればとて、忠通より奪て賴長に讓り玉へり、天智紀三年の古例以來長者の私物ならぬこといちじるきを、北家の流弊を下式にして強てかく行ひ玉へるは、忠實の古に暗きはいふにたらず、賴長は博才なれば知られぬにはあるまじけれど、この公後に不軌を企て殺されたるばかりの人なれば、知りながらも奪ひ取り玉へりけん、すべて名分亡ひたる世の事なれば、これまたいふにたらず。○宣下之例初二於此一云々、長者は上古の氏上なること上にいへるが如し、上古氏上をば朝廷よりなされたるがおほければ、宣下之例初二於此一とはいひがたきが如し、されどこゝはその上古をば置て、藤原の長者は攝關のものと定まれること、東三條道家以來の例にて連綿たりしに、忠通に至てかゝる變ありしゆゑにかくいへるものなり。

源氏長者

〔頭注〕源氏は嵯峨の御代に始てその後いと多し。姓氏錄、源朝臣信等八人、是今上親王也、而依二弘仁五年五月八日勅一賜レ姓貫二於左京一條一坊一、即以レ信爲二戸主一、これに依て御代々々の源氏の内にて弘仁の御後を旨とす、西宮記定二源氏爵一事、不レ給二親王一源氏中、以下關二弘仁御後一之人上給二宣旨一、重明親王參議等是也、とあり、玉勝間に等卿はもとより弘仁の御後なるを、重明は延喜の皇子なれど御母融大臣の孫昇大納言の女なれば、これ弘仁の御後に觸たる也といへり、西宮記の比はこの制なりつらめども、後世に至ては嵯峨の御ゆかりに觸たる人のみ選ばるべきにあらねば膠柱すべからず、なほ奬學院の條あはせ考ふべし。

奬學院別當

爲二奬學院別當之人一、即爲二長者一、而近例爲二前大臣一有下爲二長者一之人上、仍被レ下二宣旨一乎。

〔頭注〕近例爲二前大臣一、これ久我定實公のことなり。

〔弉學院〕王氏及び在原氏子弟の學問所也。

〔勸學院〕弘仁十二年藤原冬嗣の創立に係る。

〔雅定公〕具平親王の曾孫にて、雅實の子也、久安六年右大臣に任ぜられ應保二年薨ず。

〔海人藻芥〕僧都法門中の典座禮格及び官職の故實等を記せる書、惠命院宣守の撰にて三卷なり。

〔久我相國具通公〕通相の子、應永二年太政大臣となり同四年薨ず。

〔西院〕山城國葛野郡に在り。

〔頭注〕弉學院は拾芥抄に、在原行平卿申ニ置之ニ在ニ勸學院西一と見ゆ、勸學院は同抄に、三條北壬生西藤氏學生住、とあり、本朝文粹に、在ニ左京三條一また坊接ニ大學寮ニ取ニ求レ道之便ニ也、門對ニ勸學院ニ表ニ擇レ隣之意ニ也云々、百練抄に、昌泰三年九月以ニ弉學院ニ爲ニ大學寮南曹一これらにてその在所を知るべし、元慶五年に建立と環翠抄に事略を引ていへり。

源氏公卿爲ニ第一ニ之人補レ之。爲ニ納言ニ之時。多兼ニ弉學淳和兩院。任ニ大臣ニ日。以ニ淳和院ニ與ニ奪次人ニ於ニ弉學院ニ者猶帶レ之。是流例也。但兩院別當事。中院右大臣之時。永可レ付ニ彼家ニ由。有ニ鳥羽院勅定ニ云々。然者他流之人。縱雖レ爲ニ公卿之上首。不レ可レ及ニ競望ニ事歟。

〔頭注〕中院右大臣は雅定公也、村上帝の皇子具平親王の子孫也、親王の子源師房以來この流繁昌して華族の號を失はず、これに依て長者も西宮記の如きは弘仁御後に觸たる人のみの定なれど、氏族の盛衰につきてその例のままに行はれず、つひに崇德帝の保延六年十二月に此公始て兩院別當になり玉へり、これ帝の叡慮より出たる事にあらずといへども、鳥羽上皇の寵臣たるに依て上皇の勅定にて永く所レ補なるよし久我家の系譜に見ゆ、兩院別當が卽長者也、因にいふ中院家後世久我と稱す、保延以來兩院別當は久我家に相續せられしに、海人藻芥に、弉學院淳和院者源家相續之處、久我相國具通公鹿苑院殿へ永く去進られ畢、また將軍補任に、鹿苑院義滿永德三年爲ニ源氏長者一、淳和弉學兩院別當自レ是以後在ニ淸和源氏一、この補任の文義を味て兩院別當の長者たるいはでも明かなる事を知るべし。

淳和院別當見レ上

〔頭注〕淳和院は天長上皇離宮今西院、と拾芥抄に見ゆ、類史を考るに天長十年二月辛巳皇帝遷ニ御西院ニ爲レ讓レ位也、また乙酉皇帝於ニ淳和院ニ讓ニ位於皇太子一、また續後紀承和七年五月癸未後太上天皇崩ニ于淳和院一、かゝればこの院是天長の帝の仙洞にて卽淳和天皇と申奉るも院號によれるなりけり、三代實錄元慶五年十二月淳和院永置ニ公

〔正子内親王〕嵯峨天皇第一皇女也。

〔嵯峨太皇太后〕橘嘉智子也、御子仁明天皇御卽位の後太皇太后の尊號を奉る。

〔氏公朝臣〕橘清友の第三子也、承和十一年右大臣となり、同十四年薨ず。

〔顯廣王〕花山天皇第五世の孫にて、顯康の子也。

〔岑繼〕橘氏公の子なり。

〔澄清〕橘良基の子也、延喜中從三位中納言となる。

御判官、先、是も品親貞親王奏言云々、と見えて矣文なし、故に何事か知れねども恒貞親王は天長帝の第二皇子にて、御母は皇后正子内親王也、天長帝崩御の後は皇后や于、此院におはしまして後にこの院を皇子恒貞に讓らせ玉へり、故に恒貞より奏言して永く公卿別當を置き、王氏の學文所とし玉へる也。然らば淳和の御後の人々こそ此院を管領し玉ふべき理なれども、後胤はみな皇位なかりしゆゑに、おのづから嵯峨源氏の氏寺となれる也、細注見上の見字、板本同に作れり、類本に且て改む。

學館院別當

〔頭注〕學館院は文德實錄に、嘉祥三年五月壬午太皇太后崩、與二弟右大臣氏公朝臣一議、開二學舍一名二學館院一、勸二諸子弟一誦習、時人以比二漢鄧皇后一、とあり、この後は氏に屬れず、西宮記に、橘氏者任別レ當氏橘一別當已下、とあり。

橘氏之中補之。此院擧者凡爵氏長者王氏源氏藤氏橘氏有二此號一。王氏者。往古之例親王爲二其長一。近代爲二王氏之者第一一稱之。藤氏者執政爲二其長一。源氏者見任大臣納言中爲二第一人一也。橘氏者。昔橘家有下昇二納言一已上一人上。仍爲二長者一。而其家衰微之後。雖レ有二長者號一。只知二學館院領一許也。於二氏爵一者是定人擧レ之。是定者擇二其人一被下二宣旨一也。近代九條流被レ傳レ之。仍他人不レ望レ之。依レ之橘家皆屬二彼家一云々。

〔頭注〕王氏者云々、西宮記に、定二王氏爵一事、一親王依二宣旨一定レ之。とあり、これ往古の例也、玉葉治承四年正月の件に、王氏爵事、往昔第一親王擧レ之、中古以来諸王之中爲二長者一之者擧レ之、年来神祇伯顯康王所レ擧也、これ此抄に近代といへるに當る、藤氏者執政云々、西宮記に、定二藤氏爵一事、第一人定レ之とあり、一人乃執政也。源氏云々、こは同記の所見に定二源氏爵一事以二前弘仁御後一人一爲二長者一とあれど後には然らず、長者補にいへる如く、鳥羽院の勅にて永く中院家に付けられたれば、この見任大臣納言は中院家の公卿をさすなるべし、然らざれば前後相矛盾せり、橘氏者昔橘家有下昇二納言已上一人上云々、公卿補任の尻見諸兄左大臣氏公右大臣岑繼澄清中納言これらをさすなるべし。〔 〕只知二學館院領一許也、文粹、建二立學館院一状に、聊設二田園之業一、以資二肇[illegible]之費一、其部縣頃畝具二於別紙一、又位封

〔建ニ立辨學院一狀〕文粹卷第五、高五常の爲ニ大納言一建ニ立奬學院一狀也

〔中關白道隆〕藤原兼家の長子也、正二位內大臣となり攝政及び關白を拜す、長德元年薨ず。

〔道兼〕兼家の第四子也、正曆五年右大臣、六年關白となり、同年薨ず。

〔御堂〕兼家の第五子道長也。

〔高倉朝臣福信〕高麗人福德の裔也、勝寶の初め高麗朝臣姓を賜はり、神護元年從三位に叙せらる、延喜八年薨ず。

〔春興殿〕朝廷の武具を置く殿舍にて紫宸殿の東南に在り。

戸田同以分入、豈謂ニ久遠之輸一、願有ニ涓埃之益一、これによれば學問料の田園を寄られたるがありて、橘氏衰微の後も一家の內に長者の號を存し公卿に昇る人なきゆゑ、氏擧を得擧られども學館院の學問料の田園をばなほ知行すと也。○氏爵とは每年正月六日の叙位に王源藤橘の四氏にあること也、江家次第にくはし、四氏ともにたゞ一人宛なり、こはその氏々の內にていまだ五位にえすゝまぬ者、先祖五位以上連綿のよしを記して五位の爵を玉はんことを請ふなり、さるは王氏にも二世三世四世等の別あり、源氏にも嵯峨清和宇多等の別あり、藤氏にも南北京式の別あり、此內にてもまた清和の御後の源氏に六位三人、嵯峨の御後五人、南家のうちに二人、式家の內に四人など多少あるべし、されどこれらみな五位に叙するにはあらず、たとへば今年藤氏の巡式家にあたれば、六位四人より氏爵の狀を捧げて五位に叙せんことを請ふ、これを長者ことごとく覽てその內理にかなへるを一人宛す、源氏も今年の巡嵯峨御後にあたれば、六位五人より氏爵の狀を捧るを長者の執行ふこと藤氏の如し、王氏も今年の巡三世にあたればかく四世にあたればかくといふ定めありて、三氏共に長者の擧なり、たゞ橘氏のみ衰微の後擧すべき公卿なきゆゑに是定(シンヂヤウ)といふものを宣旨にて仰らる、是定は氏爵を定る人のことなり、橘家に外戚の緣ある王卿に是定を仰らる、その例中關白道隆を始とす、玉葉に、中關白爲ニ大納言一行レ之、其故者攝津守中正之妻者中納言橘澄清女也、卽道隆道兼御堂等之外祖母也、依ニ彼昭穆一行ニ此爵事一云々、と見え、江家次第旁書に、依ニ中關白例一九條流被レ傳レ之、とあり、此抄及江次第旁書に九條流とかける流字を玩ふに、九條一條共に中關白の末裔にて、同流なれば兩家に傳へらるゝよし也、但橘家皆屬ニ彼家一の彼家は九條家也、さるは九條家正統にて一條家は支流ゆゑ家といへば九條家にかぎり、流といへば九一の兩家を帶說す、くはしくは別記にいへれば、こゝにはたゞ大概を記せるのみ

內豎所別當

知內豎所事

〔頭注〕內豎所は續紀延曆八年十月從三位高倉朝臣福信、中略、少年往ニ石上衢一遊戲相撲、巧用ニ其力一能勝ニ其敵一、遂聞ニ內裏一召レ令レ侍ニ內豎所一、また太政官式に、凡校書殿及內豎所者、聽ニ太政官及辨官所レ仰之事一、これらの文に依るにはやく其所を置れたる事しるし、拾芥抄に、在ニ一本御書所門東一、內侍在ニ春興殿東一、厨在ニ大舍人寮南一、と見ゆ、然して內豎字は大全に、其始未レ詳、孝謙帝天平勝寶八歲有ニ內豎淡海眞人三船者一、始出ニ于玆一、雖レ然不レ謂ニ原始一、と見ゆ、誠に原始たしかならねども、おほかた聖武孝謙の御世に始りたらん歟、續紀、神護景雲元年七月始置ニ內

竪省、以二正三位弓削御淨朝臣淨人一爲レ卿とあり、これ孝謙再祚の御時なれば、この比ぞ始て内竪を掌る官人などをも置れたりけん、この後九月の件に内竪員外大輔みえ、二年六月の件に内竪大丞見ゆ、是に依るに全く八省に同じ、光仁の御代になりて廢せられたるにやその後所見なし、たゞ上に舉たる如く、内竪所とのみなり〳〵あり、こは省をば廢せられたれどもさすがに内竪もなくてかなふべからぬものなるからに、その所を置て侍はしめ玉ふなるべし、西宮記に、内竪頭并執事等事、以二名簿一自二御所一下二藏人一可レ召二御本所一歟、また江次第に、除目、中略、先内竪頭正六位上日下部宿禰[illegible]見え、其次に執事某大舍人某を載たり、これ別に頭執事大舍喚等の官人を置るにはあらず、内竪の内にて[illegible]を選び補せらるゝなるべし、西宮記の文意を味ふに然おもはる、内竪はもとチヒサワラハと言て[illegible]殿上の雜使に候せしむ、それよりうつりては攝籙英華の息といへども、内裏に習はせんとては内竪の名を假て候せしむ、宇治賴通公の長德四年に七歲にて童殿上、法性寺忠通公の嘉承二年に十一歲にて童殿上の如きみなこれ也、但[illegible]使の爲に置るゝと見習の爲に候せしむるとその名は同じくて、その義は異なることあり、よく分別すべし、然るにいつの比よりか内舍人に混じて、冠者を用ふるやうになれり、日本紀略に、弘仁二年正月大舍人一百二十人復二舊名一爲二内竪一と見えたるに依れば、内舍人の舊名を内竪といへりしとおぼしけれど、これはなほ内竪にも冠者を用ひらるゝ世になりて内竪と内舍人と混じたるより、おのづから内竪の名はうせ、未冠童の勤仕するは童殿上と號して別なるやうになれるに、依て混じたる内舍人の内より百二十人を分て、舊のごとく内竪といふ稱を建てられたるなり、内舍人は令條に見え、内竪のまさしく置かれたるは上件にいへる如くやゝ後なれば、内竪復二舊名一爲二内舍人一とはいはれもすべけれど、内舍人復二舊名一爲二内竪一とは根原より推すときはいはれぬなり、さてその内舍人は令條九十人なるを紀略に百二十人とあるは、當時二百人にもあまるばかりなりしによりて、その中より百二十人分られたるなるべし、内竪の勤仕するわざは、節會の日御挿鞋を儲けまた行酒をし或は時魅を奏し賭弓の時矢を取る等を始め、或は白馬の節會に式兵を召し、十二月に陵幣を奉るなどの事どもなり、別當を一人帶し玉ふは、上件に舉たる宇治殿法性寺殿の如きも内竪の内にて殿上し玉ふゆゑ也、但拾芥抄には、以二大臣一爲二別當一とあり、かゝれば一人は一上の誤ならん歟、一人は剩なること也。

内教坊別當　知女樂事

一人必爲二其仁一他人不レ望レ之。

〔宇治賴通公〕藤原道長の長子也、寬仁元年攝政、同年關白、康平三年太政大臣となり、延久六年薨す。

〔法性寺忠通公〕藤原忠實の長子也、官太政大臣に至り攝政及び關白に拜せらる、長寬二年薨す。

〔御挿鞋〕淺履に錦を裹れるもの也、名目抄に、天子著レ之、臣下不レ用レ之、但法中用レ之と見えたり。

〔賭弓〕每年正月十八日左右近衛兵衛が射を試むる儀、貞觀二年に始まる

〔白馬の節會〕每年正月七日馬寮の白馬を叡覽ありて、群臣に饌を賜ふ儀なり。

〔思ひのまゝの日記〕朝廷の儀式例等を雅文にて記せる書、藤原良基の作也。

〔皇帝破陣樂〕又た秦王破陣樂とも云ふ、唐樂、乞食調四曲の一也。

〔玉樹後庭花〕又た霓裳羽衣と云ふ、陳樂、壹越調二十五曲の一也。

〔赤白桃李花〕唐樂黄鐘調二十一曲の一也。

〔萬歳樂〕隋樂、平調廿九曲の一也。

〔喜春樂〕又た壽心樂とも云ふ、黄鐘調廿一曲の一也。

〔後涼殿〕清涼殿の後殿也、臺盤所壺を隔てゝ東方清涼殿に隣り、馬道を隔てゝ北方納殿に接す。

〔頭注〕内教坊、有職家の説に内字訓ぬよし見えたれど、源氏末摘花にないけう坊、また後のものながら思ひのまゝの日記などにもないけう坊とあればよむべき事論なし、河海抄云、内教坊在ニ大宿一、この坊は女樂を教る所也、江家次第七日節會篇云、内教坊別當奏ニ舞妓奏一、と見えて、次に舞妓并樂女等有ニ校書殿東庇座一、この舞妓樂女共に内教坊の者也、但上古は然らず、續紀天平寶字三年正月に、於ニ朝堂一作ニ女樂於舞臺一、奏ニ内教坊踏歌於庭一、とありて、女樂と教坊の踏歌とは別なり、按に職員令雅樂寮篇に、男女樂人音聲人と見えて寮の樂人に男女あり、されば續紀なる女樂はこの女の樂人のわざにて、卽雅樂寮の樂人のうち也、故に別に内教坊踏歌と記したり、踏歌は音聲を主とす、職員令の同篇に、歌女師二人掌下臨時取下有ニ音聲一堪ニ供奉一者上、教中歌女一百人甲、とあるこれ後に教坊の所掌とわかれて、樂女はなほ寮の所掌なりしゆゑに、續紀に踏歌のかたには内教坊の三字を置き、女樂のかたにはいはでもしるき事なるからに、雅樂寮の三字を除けるなるべし、然るに後には教坊さらに踏歌ばかりの事ならず、江家次第七日節會篇に、舞妓等登ニ舞臺一、次舞五曲、皇帝破陣樂、玉樹後庭花、赤白桃李花、萬歳樂、喜春樂等也、舞師一人以ニ大拍子一進ニ舞臺下一、教ニ節度一毎ニ一舞了一舞妓居、とある、これ卽教坊舞妓の所舞にして、音聲を主とするのみにはあらざることかくの如し、故に古書には内教坊舞妓といへり。

大中納言中。堪ニ其道一之人補レ之。

内膳別當　知内膳司事

〔頭注〕内膳は上卷にみゆ、主上の御膳を掌る司ゆゑに、かれて別當を置れて節會等のをり、殿上より獻撤の指揮をする便に備へらる。

大中納言中補レ之。

御厨子所別當

〔頭注〕御厨子所は拾芥抄に、四位殿上人爲ニ別當一、以ニ民部大輔五位一爲レ預也、在ニ後涼殿西庇一、以ニ内膳造酒大膳及

〔宗祇古今抄〕古今抄二十卷也、古今集爲家の古抄、一條禪閤の抄、堯惠の聞書に、宗祇の更に註を附せしもの也。

〔上西門〕大内裡外郭西面門にして、殷富門の北に在り、東方外郭門上東門と相對す。

〔案主〕文案記錄を掌る職也。

〔清水清閑云々〕同年七月二十五日清水寺の僧一堂を建立せしに、其地清閑寺の領内にかゝりしより論奏となれるにて、遂に興福寺と延暦寺の大紛擾となれり。

清[illegible]殿[illegible]内御膳ニ供ニ朝餉及朝夕御膳ニ、とあり、別當この抄には内藏寮頭とみゆ、拾芥抄いはゆる四位殿上人即内藏頭の事也、上にもいへり、別當の外に頭助允屬等あり、主上の御膳は令條に載る所内膳一司なり、中古より御厨子所設ふ、故に節會などの晴儀には内膳の御膳を南階より供す、御厨子所の御菜などの如き晝御膳と號して西階より供す、これにて其本末を察るべし。

內藏寮頭補之。

大歌所別當 知大歌事

〔頭注〕大歌所は拾芥抄に、在[illegible]、宗祇古今抄云、大歌所南北に門あり、大嘗新嘗の會等に舞姬のまゐるとき、大歌の人物音を奏す、此所は諸國の風俗舞などいはふ一切の歌曲をつかさどるなり、上西門内也、新嘗時供奉者親王大納言中納言參議六位別當一等五位年官一と見え、西宮記に、大歌所十生召儀長已下別當以上着座前之云々、但御琴師等以二本所奏一補之、この二書に付て考るに大嘗所には別當と稱る者數あるが、拾芥抄の文義然聞ゆ、但西宮記なる別當以上の別當は六位別當のことなるべし、別當とは本職あるうへに別にこの事にも當り居るよしの稱也、大歌所に候する事は、親王以下六位以上皆本官あるうへ、の[illegible]なれば、いづれをも別當といはんこと理也、されど此抄なるは別當中の最たる親王納言等をさす也。

納言已上補之。上古親王之中又補之。

記錄所

〔頭注〕記錄所はいづくともその置れたる所はさだかならず、百練抄に、後三條天皇延久元年二月廿三日可レ停二止寛德以後新立庄園一、縱雖二彼年以往一立券不二分明一、於二國務一有レ妨者、同停止之由宣下、閏二月十一日始置二記錄所一、庄園券契所レ定寄人等於二官朝所一始二行之一、とあるに依れば朝所を以て其所とせられたる歟、但百練抄に、延保二年八月二日於二院御所記錄所一勘二申清水清閑兩寺堺相論事一、とあるは院中に置れたる證なり、按に後三條のみかど主

上の御身にてはこれまでの流弊ありて行ひがたき事多きゆゑに、院中にして記錄所の政を聞しめさんとて、はじめ起させ玉へる所なれば、その最初はまづ朝所とせられたるなめれど、後々に院中に遷されし事もありしなるべし、但玉海、文治三年二月廿八日始ニ被レ置記錄所一、以ニ閑院亭中門南内侍所南廊一爲ニ其所一とあるをおもへば、内裏なりし事もありて、その所さだまれるにあらず、百寮訓要に禁中にて訴訟を判斷せらるゝ所なりと見えたれば、内裏に行るゝが定式にて院に建らるゝは權制なるべし、さて記錄所の建たるは百練抄の文の如く、新立の庄園を停止のためなり、愚管抄に、延久の記錄所とて始て置れたるは、諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむると、一天四海の巨害なりときこしめしつめてありけるか、卽宇治殿の時一所の御領々々とのみいひて、庄園諸國にみちて受領のつとめ堪へがたしなどいふをきこしめしもちたりけるにこそ、さて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめされける、とあるにて知るべし、されば記錄といへば溫故知新のために記し置く書の事にて、玉葉明月記などの類を今人の記錄物といひて、これらを渉獵するを記錄學と唱へ、一種の學問のやうにせり、こゝの記錄は然るにあらず、諸國の庄園より券契を奉らしめこれを記錄してその事を沙汰する所なり、それよりうつりて訴訟裁判のことにも及びたるなりけり、さるは增鏡に、元弘元年八月廿四日雜務の日なれば、記錄所におはしまして、人のあらそひうれふる事ども行ひくらさせ玉ふ、とあるなどを以て知るべし、二判問答に、至ニ後光嚴院時一有ニ其沙汰一、續正統記に、後小松の御宇までは、記錄所の御沙汰も被レ行侍るとかや云々、此後たえたり。

上卿

〔頭注〕上卿は納言以上より勤む、辨は七辨の中也、開闔は善を開き惡を闔る義にて判斷の人也、寄人は古法を明らめしれる人を撰で候しむ。

辨

開闔

寄人

〔閑院亭〕京都上京區二條西洞院の西に在りし里內裡也もと藤原氏の第なりしが、高倉天皇の御宇始めて皇居となす。

〔明月記〕建久三年三月以後の藤原定家の日錄也。

〔二判問答〕二階堂政行が、典例故實につき一條兼良に問ひて得たる聞書なり。

〔續正統記〕續神皇正統記の略稱也、神皇正統記に續きて後花園天皇に至るまでの史實を記せる書、小槻晴富の撰也。

已上依宣旨行二其事一。但於二上卿辨一者、可レ令レ行二記錄所事一之由被二宣下一也。

〔頭注〕可レ令レ行の行字は官位の守行の行に同じ、本官の納言辨を重じてこれらの官人を以て記錄所のことを行はせよと也。

樂所別當　知樂所事

〔頭注〕樂所は拾芥抄云、在二桂芳坊一、有二五位六位藏人一爲二別當預一、每月注二爲番物一奏聞或有レ試、この拾芥に別當預とあるは別當の預と訓て、藏人より別に樂所の事に預るゆゑに別當といへるものにて、この公卿の別當とは別也、本寮衰て後桂芳坊の內をかりて習ふに依り樂所といふ。

堪二其道一之公卿補レ之。

大學別當

親王大臣納言中補レ之、近代絕畢。

〔頭注〕近代絕畢の代下板本中字あり類本なし。

藏人所

〔頭注〕藏人所は校書殿にあり、藏人とは御藏を掌る人といふこと也、校書殿は字面の如く書を校するの殿の義にて侍臣に仰て書籍を校合せしめ、そを藏め置き玉ふ所也、故にこの殿の內に納殿とてあり、書を納る庫のことなり、されば納殿をやがて御倉ともいふ、類史に、弘仁元年三月十日始置二藏人所一令レ侍二殿上一掌二機密文書及諸訴一、とあるこれなり、かく始めは書籍を藏る所と定められたりけめど、後にやう〳〵服御の器物をも多くこゝに置せ玉ひ、御用の度ごとに藏人に仰て持はこばせ玉へば、內藏寮の別所といはんが如し、武家さまになづらふるに、內藏寮は大

〔桂芳坊〕大內裏朔平門內の東方に在る殿舍內、その用所定まらず、時に東宮の御在所たりしことあり、又たまにて除目を行ひしことあり。

〔校書殿〕大內裡紫宸殿の西、淸涼殿の南に在り、藏人所はその西廂也。

〔納殿〕校書殿の母屋にて、東西一間南北三間也。

〔武德〕唐の高祖の年號也。

〔先天中〕先天二年卽ち開元元年也。

〔肅岑〕肅至忠及び岑羲也、此年太平公主廢立を企て、肅至忠、岑羲等これに從ふもの多かりしが、高力士等これを誅す。

〔宇文融〕開元中監察御史となり、次で覆田勸農使に至れり。

納戶、藏人所は小納戶なり、なほくはしくは別記にいへり。

嵯峨天皇御宇。弘仁年中初置レ之。摸二異朝侍中內侍等職一歟。彼侍中最爲二重任一。內侍者宦者之任也。或有レ卑之代。或有レ貴之時。古來宦者知レ事。先賢之所レ謗也。唐玄宗。以二內侍高力士一爲二一品將軍一。爾降內侍執二文武之柄一。遂亡二唐祚一。依レ之執政之官。太惡二宦者一云々。

〔頭注〕弘仁年中類史に、弘仁元年三月十日始置二藏人所一、とあり、その外公卿補任皇年代略記職事補任等みなしかり、たゞ濫觴抄九月とす。○異朝侍中內侍云々、侍中は門下省の長官なり、本朝にては大納言に當れり、藏人には摸しがたからん歟、また內侍は事類全書に、周禮有二閹人寺人內豎一皆其職也、と見えていとふるくより此さまの官ありしとおもはる、儀禮の內小臣の注に、掌二王后之命一奄士也とある內小臣も卽內侍の類なるべし、通典に、大唐武德初改爲二內侍省一、皆用二宦者一、とあり、宦者なるゆゑに養子を許さる、同書に、開元七年三月勅二內侍五品以上者一許レ養二一子一、仍以二同姓者一初養日不レ得レ過二十歲一、とあるを見るべし、こはもと後宮に出入するからに其勢を去らしむ故に子无し、これに依て養子を許さるゝなり、本朝の藏人はかゝるいやしき閹人にはあらざれば、內侍に摸するも當らざらん歟。○彼侍中尤爲重任、とは太政官の別記にいへる如く、侍中は門下省の長官なれば重任なることいはんも更なり、內侍は上件にいへる如く宦者也、然ども明主上にあればこれを卑め、暗君上にあればこれを貴ぶ代によりてことなり、玄宗の高力士を用ひたるが如き暗君にてこれを貴べるものなり、但宦者とてあながちに惡人のみにはあらず、その中には忠正の人もあれど、すべて內臣にて正しき延臣ならぬゆゑにこれをいやしむるなり。○以二內侍高力士一爲二一品將軍一云々、高力士はもと馮氏なりしを、高延福といふ者養て子とせしに依てその姓を冒せり、力士は名也、宦者列傳に、先天中以下誅二肅岑等一功上爲二右監門衛將軍一領二內侍省事一、於レ是四方奏請皆先省後進小事卽專決雖二洗沐一、未二嘗出一眠二息殿帷中一、徼レ倖者願二一見一如二天人一、然帝日力士當レ上我寢乃安、當二是時一宇文融李林甫等雖下以二才寵一進上皆厚結二力士一、また金吾大將軍程伯獻約二力士一爲二兄弟一後母喪亡伯獻縗絰受レ弔云々、累加二驃騎大將軍一封二渤海郡公一、これらに依て一品將軍といへるもの歟、一品は六典に依るに開府儀同三司なり、驃騎將軍は儀同三司也、また按に力士は宦者なれども勢をさらざりしにや、河間男子呂玄晤吏二京都一女國殊力士娶

之とあるをおもふべし、かゝれば内侍省に仕て寵を蒙る者勢を去らずといへども宦者といふなるべし、内侍執文武之柄とは力士奏請を掌るは文柄也、將軍に任じたるは武柄也、遂亡唐祚とは力士唐祚を亡せるにあらねども、宦者政を執て良臣朝を違る故に貴妃愛せられ祿山用ひらる、玄宗の唐祚を亡せる實に宦者によりてなり。

本朝不必然弘仁以往、少納言及侍從爲近習宣傳之職、而此御宇初置當所、以公卿第一人爲別當（左大臣爲別當是流例也）四位侍臣中、殊撰其人爲頭、（但上古有五位頭近代無之）五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事、又爲要籍駈使、六位中撰良家子。令候殿上、謂之非藏人。凡殿上事頭以下職事所奉行也、依之職昇殿輩、併以頭爲貫首、雖位階上﨟、必著其座下、是流例也、但非參議大辨、獨不著其下云々、重其職故歟、執頭之輩、雖大辨猶著其下也、

〔頭注〕弘仁以往云々、尋常の小事は少納言これを奏宣す、侍從はた近習して規諫拾遺の事を掌る、然るに嵯峨帝の弘仁元年當所を置れしより、少納言侍從の職共に藏人に歸せり、○四位侍臣の中二人を撰ぶ下にくはし、○上古有五位頭云々、公卿補任に從五位下朝野宿禰鹿取補藏人頭、常昔在藩之日侍講也といへり、これ弘仁二年正月のことなり、鹿取先に六位藏人になりてかく直に頭にすゝめる殊恩に依る事にはあれど、實は藏人所置れてほどもなくいまだ規則よく定まらざるゆゑなり。○撰補四人、山槐記永萬元年件に、頭二人五位藏人三人六位五人、また建暦御記に、員數五人、中古六人常事也、士人有例隨不置五位藏人、とあるに依ればふるくは五人なり。○要籍駈使、令條に所見たるとは義異にて要籍は仙籍也、日給簡のことなり、殿上人の名を記せる籍也、殿上にて侍臣の駈使の爲に非藏人を置る、たとへば武家の坊主の如し、故に要籍駈使といふ。○以頭爲貫首云々、卽頭を貫首といふ也、貫首秘抄云、頭は公卿の尾殿上人の首也。○非參議大辨獨云々、大辨にて參議を帶せるあり、非參議とはいまだ參議を帶せるには非れども、既に參議に登るべき順に當れる辨のこと也、公卿補任なる見任非參議の非參議とは異也、源氏帚木になま〳〵の上達部よりも非參議の四位どものとあるこれなり、獨字、板本猶に作る、

〔朝野宿禰鹿取〕上忍海連鷹取の子、叔父朝野道長の養子也、從三位民部卿に至り、承和十年薨す。

〔令條に所見云々〕選叙令に、凡職事官云々、父母令侍者解官、其應侍人才用、灼然要籍駈使者、令帶官侍、とあり、又た公式令にも見ゆ、安齋隨筆に、要籍駈使と連ねいふは、さま〴〵の公事の集り會て雜り亂れたるに闕しに駈り立て使はるゝことをいふなりとあり

〔貫首秘抄〕藏人頭のことを記述せる書、藤原俊憲の著なり。

顯統本其外皆獨に作る、凡殿上人は位階の上臈も殿上にては頭の座下に著く也、然非參議の大辨獨頭の下につかす、これ其職を重ずるゆゑ也。

（仙籍）仙は殿上の意、籍は簡にて、もと日給簡の義なるが（前頁參照）、藏人頭日給簡を掌る故、後ちには頭の稱となり、更に轉じて殿上人を云ふに至れり。

（貫首）孝經序に、顏同閔子騫者、孔門三千弟子貫首也とありて、第一人の義、藏人頭は殿上にて第一の人なるより斯く稱す。

（巨勢野足）式部大輔苗麻呂の子也、正三位中納言に至る。

別當

爲㆓公卿第一㆒之人補㆑之。世俗稱㆓一人㆒者執柄也。一人一所稱㆑之。於㆓禁中㆒者殿稱㆑之。衆人殿下稱㆑之。自㆓往昔㆒無㆓異儀㆒。稱㆓一上㆒者。執柄之外第一大臣也。當所別當一上所㆑補也。是執柄依㆑執㆓天下之政㆒無㆓其暇㆒。仍官中諸公事。併與㆓奪次大臣㆒。故以㆓次人㆒爲㆓一上㆒也。殿上事准㆑之可㆑知㆑之。

（頭注）爲㆓公卿第一㆒之人補㆑之、の九字類本別當下の細注とす、公卿補任に、延喜九年五月十一日權中納言從三位藤原忠平爲㆓藏人所別當㆒と見えたれば、ふるくは强ちに公卿第一の人には限らざりし也、公卿第一之人とは左大臣也、左大臣もし關白たれば右大臣別當たるべし、上卷太政官篇に、關白之人爲㆓左大臣㆒時右大臣行㆓一上事㆒。○衆人顯統本其外皆衆中に作る。○稱㆓一上㆒者云々、もし太政大臣なれば關白の上につくこと例あり、然れば關白といへどもうけはりて一人と稱しがたし、故に世俗といへる歟。○是執柄依㆑執㆓天下之政㆒の執柄は左大臣にて關白になれる人を主としていへるもの也、左大臣官中の一上の事を行ふべけれども、關白として天下の政を執るゆゑにその暇无し、仍て次なる右大臣に與奪す、故に右大臣を以て一上とするなり、一上が卽公卿第一の人なれば、右大臣一上たればまた別當たることも辨をまたず、准㆑之可㆑知とは右大臣一上たるに准て右大臣の別當たることをも知るべしの義也、但右大臣もし關白となりたるときは左大臣別當たることいはんも更なり。

頭二人 仙籍貫首

（頭注）頭二人、公卿補任云、弘仁元年三月十日始補㆓藏人頭二人㆒、左近衛中將從四位上巨勢野足、中務大輔藤原冬嗣等補㆑之。

〔殿上のたいばん〕清涼殿殿上間にある臺盤也、西宮記に、殿上侍座四間、云々、王間立二王卿大盤一（四尺）、四間立二侍臣大盤一（八尺二間）、云々、親王大臣參着日、着二小大盤一、大納言可レ着二兩大盤中間一、中納言以下可レ着二侍臣大臺盤一、と見えたり。

〔藤兼家〕師輔の第三子也、從一位右大臣に至り、攝政關白に補す、正曆元年薨す。

四位殿上人中清撰之職也。辨方一人。近衛司方一人補レ之。常例也。凡頭者當職之時不レ依二位次一。著二諸侍臣之上一。有二參議闕一者必任レ之。仍古來爲二重職一。又奉二行大小公事一之間。非二器無才之輩不レ能二競望一者也。以レ之思レ之。雖二末代一可レ謂二清撰一歟。昔東三條攝政。爲二藏人頭一叙二三位一。帶二中將一。後任二中納言一。猶爲二藏人頭一。希代之例也。

〔頭注〕辨方を頭辨近衛司方を頭中將といふ　○不レ依二位次一とはたとへば正四位下にて頭たる人正四位上の侍臣ありといへども、殿上にては位次に依らずその上につくなり、但庭上は然らず、元久元年八月の明月記に、入道大納言云於二堂上一事者以二貫主一爲レ先、於二庭上一者位次可二同存一云々、かゝれば殿上仙籍の貫首として公達名家の競望他にことなる職也、枕草子に、頭べき事はぬほどに、殿上のたいばんに人もつかず、これを以てもその重職なるを知るべし、○東三條攝政は藤兼家のこと也、職事補任に、左近中將從四位下藤兼家康保四六十補レ頭、安和元十一廿七從三位藏人頭左京大夫春宮亮左中將等兼官如レ故、安和二二五任二權中納言一頭辨中將如レ元、四月一日止レ頭、中將如レ元、と見ゆ、公卿補任これに同じ、

五位藏人三人　唐名仙郎　或夕拜郎

〔頭注〕五位藏人、三人ふるくはこれも二人なりけん、職事補任に、仁和四十一廿七始置二五位職人二人一、また任官勘例に、五位職事三人例長治二年六位藏人一人被二加補一、

五位殿上人中。名家譜第。殊撰二其器用一所レ補也。補二當職一者。次第昇進已爲二恒規一。是故以下補二當職一已爲中出身之初上云々。常例先任二八省輔一（兵治民）次任二勘解由次官一。次任二廷尉佐一。次補二五位藏人一。次任二辨官一。是順路也。補二藏人一之日帶二廷尉佐一。是第一。勘解由次官。是第二。省輔等。是第三。以レ之知二朝辨之淺深一也。自二廷尉佐一補二藏人一。兼二辨官一。

此爲二至極之朝獎一。所謂三事兼帶是也。顧選中之選也。次補二藏人頭一。猶帶レ辨。是又清選也。若雖レ稟二其家一。非二其器一者自レ辨任二他官一也。是故頭辨爲二規模一。次任二參議一。有二其闕一者藏人頭任レ之。是常例也故也。又公達爲二中少將侍從一之輩有二稽古之人一。望二補此職一。是爲レ表二其才一也。不レ練二習舊章一。不レ稟二受口傳一者。最可レ有二斟酌一也。至二于今一。非二其才一補二其職一者。忽招二耻辱一。殆失二出身一者也。頭及五位藏人。必聽二著禁色一。拜賀以前被レ下二宣旨一例也。但自レ本聽二禁色一之人。更不レ及二宣下一。

〔頭注〕先任二八省輔一云々、辨疑に、八省輔勘解由次官廷尉佐は各五位藏人に補するの三徑なり・然れば常例或任二八省輔一或任二勘解由次官一或任二廷尉佐一、次補二五位藏人一、次任二辨官一と記し玉はゞ合ふべしといへるさることなり、但本のまゝにて解んとならば次任二勘解由次官一次任二廷尉佐一、の二の次字は先字に幷て横也、次任二五位藏人一、次任二辨官一の次字は先字より句を隔てつゞきたれば竪也、かく心得て讀ばよく分るべし、○自二廷尉佐一補二藏人一の藏人卽五位藏人也。○兼二辨官一とは中辨を兼る也。○三事兼帶是也の三事といふことの例・權右中辨左衞門權佐藤惟長の五位藏人に補せるを、職事補任に三事とあり、此外諸書に見ゆ、是也の二字板本脫す、今辨疑類本等に依る。○猶帶レ辨以下三十字、古本類本等共に本文とす從ふべし、頭に補て廷尉佐をば去ても猶中辨をば帶す。○雖レ稟二其家一云々、は藏人頭となりて中辨を帶するをば頭辨とていみじき規模なり、さればたとへ儒家を稟て三事まで兼帶したりとも、才器にあらずば頭と辨との兼帶はなりがたかるべし、故に辨より頭にならで他官にゆくなり、板本去レ辨とあり、今桃華本を以て改む、去レ辨て頭はそのまゝにては義合はず、いかにといふに、頭二人の內一人は近衞司一人は辨方より補する例也、然れば辨をば去るべきよしなし、故に非器の人なれば藏人にならで辨より他官にゆくなり、顯統本速水本等去辨に作るはわろし、一本去頭とあるも誤也。○次任參議一故也、の故字は上句を承て頭辨を規模とするは參議に任ずるに依ての故也の義に看るべし。○稽古、文選東都賦注云、考二其故事一、これ嚴上の故實に練習のこと也。○失二出身一、の出字板本於に作る、義を成さず、今本類本に從ふ、上文出身之初とあるに合へり。○禁色、令式にては紅紫梔染蘇芳染等の類をいふ、然るにその制やゝ弛みて後世禁色といふには、表袴に窠霰

〔蘇芳染〕蘇芳の木を用ひて染めたる二藍の赤味ある染色也、汗衫、袍、單、衵、狩衣、衣等をば此色に染め袍は令の時諸王五位以上、諸臣三位以上の者着用し、延喜式の頃は、親王以下參議以上、非參議、三位及び嫡妻女子孫王並に着用し、後世は五位着用す。

〔表袴〕束帶の時大口袴の上に着くる袴也。

〔窠霰〕霰地窠の文とて元祿形の文の所々に、窠紋あるを云ふ、窠紋とは木瓜を輪切りにせる形の紋也。

〔玉函叢説〕令私考法親王衣體並に上童裝束、上童裝束鴾等再考以下數十の雜事を書說せる書、德川宗武の撰にて四卷也、

〔麴塵袍〕天皇着御の御袍にて、表は浮線綾練衣、經萠黃、緯黃、裏は平絹、色は萠黃也、紋は竹桐、鳳凰或は牡丹に長尾鳥、唐草に鳥等にて、緯糸にて付く、極﨟の外臣下は着用するを得ず、枕草子に、六位藏人こそなほめでたけれ、いみじき公達なれども得しも着給はぬにや、織物を心まかせてきたる、青色姿などいとめでたけれとあるは是れ也。

等の文あるを許さるゝことなり、但これたゞ公卿のみにて四位五位には輙く聽されず、雖レ然藏人に於ては皆ゆるさるゝなり、玉函叢説云、禁物を禁色といふ也、今按に色字は品と訓すべし、職員令義解に伴部之色などある色と同じ、くはしくは冠服考に譲すべし、○白橡聽禁色、の白橡の二字、類本橡白とあり、大臣の子孫などの事也、百錬抄に、建保五年四月廿一日右大臣良輔着服、即宣位上、被レ下禁色宣旨、また百戒記、應永廿二年五月九日左少辨資親被聽禁色、是祖父權門流大臣之孫、大臣息之孫也、この外いと多し。

六位藏人四人

重代諸大夫中、不放埒有器量之輩補之地下諸大夫。多以之爲先途、雖五位已後、以藏人五位爲規模之故也藏人者不依年齒老少、以當參次第定上下、至于極﨟者必預巡爵、若有奉公之志者。除其籍更加末座也、六位藏人、奉行禁中細公事朝夕御膳等事、稱之日下﨟也四人外以令奉行故也六位職事又聽禁色、至極﨟者著麴塵袍是申下御服之儀也陪時雖下﨟著之第一﨟稱之差次、第四稱之新藏人也、

〔頭注〕重代諸大夫中云々、公卿補任の所見清原夏野藤原應取等六位にて藏人に補せり、これ弘仁元年に當所を置れし時のこと也、その後みな次第の昇進とどこほらず、應取は頭より中將になり、終に公卿に列し、夏野の如きは右大臣までも登れる、これを以てこれを思ふに、當初の六位藏人は後世の比にあらず。但後世といへどもまた侍品の者の比にはあらず、なほ諸大夫重代の者を以て補せらるゝことなり、○放埒、下學集云、大不從順法度如生馬放レ埒也。○地下諸大夫云々、諸大夫とは殿上人に對する稱に、地下のこと也、然らば地下の二字贅言にやとおもふにさにあらず、上の重代諸大夫もこの地下諸大夫も共に諸大夫家といふ家柄のことにはあらで、まことに四位五位の諸大夫たるをいふ、代々四位五位にて諸大夫の稱を失はざる地下の者の、いまだ六位の時藏人に補らるゝを先

〔氏藏人〕藤藏人、源藏人と云ふが如く、各その氏を冠して呼ぶ故この名あり。

〔大槐秘抄〕年中行事、臨時儀式の時主上の御留意あらせらるべき事項を記せる書、九條伊通の撰也。

〔後拾遺集〕白河天皇の勅により、中納言通俊の撰せる歌集也、應德三年撰進す。

〔朝餉〕清涼殿朝餉間にて聞食す御膳也、朝はみかどの義、朝旦の意には非ず。

〔大床子の御膳〕清涼殿母屋第三間なる大床子にて聞食す表向の御膳也。

途とするなり、諸大夫家のことは上卷大納言篇にいへり、先途とはすゝみゆく先のことなり、然らば五位にも四位にもすゝむべければ、六位藏人を先途とするこれいかゞなるやうなれども、四位五位にすゝみても、それは地下の四位五位也、六位藏人は位こそ卑けれどこれは殿上人也、故に先途といへり。○以ニ藏人一五位ニ云々、五位になりて地下におりても、六位ながら一度殿上せし事を重みする故に藏人よりすゝめる五位を規模とす。○當參次第とは補任の先後也、第一極﨟、第二差次、第三氏藏人、第四新藏人なり、極﨟より巡爵に預るは六年の勞を經ざればならぬが古例也、巡爵にて五位になればやがて受領に任ぜし事は六年侍中の勞に候、しかるを近代一年を經て巡にあづかり候の條、本意にはたがひ候にたり、一代に年號の多くつもり候と當代の藏人五位の多くつもるはよしなき事に候と見ゆ、巡爵にて五位になれば地下におるゝゆゑに歎の中のうれひなり、後拾遺集に藏人にて冠玉はりける日よめる、源經任、限あれば天の羽衣ぬぎかへておりぞわづらふ雲の梯、この歌の意を以て知るべし。○著有ニ奉公之志一云々、巡爵にて受領に任ずるも奉公の字にたがひはなけれども、藏人は御座に咫尺の職なるゆゑに殊にこれを奉公とはいへるものならし、さればこの奉公は常侍昵近などいはんが如し、除ニ其籍一云々の籍は殿上日給簡なり、この簡の下段の頭に記せる極﨟の名を除き、新藏人になりて尾に名を入る也、これを逆退といふ、さればこの時五位にすゝむべきを辭してもとのまゝの六位にて、さて極﨟の席はすでに六年の巡を經たるゆゑに、新藏人の席にかへりてまた昵近奉公をなす、これ逆退の義也。○朝夕御膳とは朝は朝餉夕は大床子の御膳のこと也、六位藏人のこれに預ること延曆御記、侍中群要、河海抄等に見ゆ、下﨟とは殿上人の下﨟なるよし也、上卿に對て知るべし、日字を加へていふは日每に一人づゝ參內して事を行ふゆゑならし。○又聽ニ禁色一、の又字は上件に頭及五位藏人必聽ニ著禁色一とあるに對ていへるなり、麴塵は装束雜事抄に、青色、中﨟、麴塵ともいふなり、六位藏人一﨟かならず著レ之、晴の時は三人までは著して、路次供奉庭上まで參內す、堂上は一人ならでは著せず、院以下諸第へは著すること子細なし、また侍中群要に、麴塵袍除ニ節會并主上著御日一之外掲焉所必著レ之。○稱ニ之差次一の下に第三稱ニ之氏藏人一の五字脫歟と辨疑にいへり。

非藏人 無ニ員數一

〔頭注〕非藏人のこと上件に爲ニ要劇駈使一六位中撰ニ良家子一令レ候ニ殿上一謂ニ之非藏人一と見えたり、延曆御記に、四

人也、間々五位也、六位有レ例不レ可レ然事也、とあり、非字、源氏帚木に非參議の四位ともといへる非字に同じく。職事になるべくていまだならざるをいふ、六位藏人にも非藏人にも重代諸大夫とかき玉へる卽非藏人より、六位藏人に補するに同等の身の上なる證也、永左記承德四年八月の件に、非藏人蒸綱補二藏人一、また寛元御讓位記に、日來非藏人各可レ補二藏人一、而藤親家源邦親菅長雄藤親定源親氏藤範式六人內長雄一人補了、他人凡卑尩弱之故也、但親家後日叙爵了、と見えて舊くより非藏人は家の高卑に依らず、混じ用ひらるといへども、職事に補らるゝに至ては重代なるのみ擢で凡人は合らるゝことなくの如くなりき、然るに近比の非藏人は此比輩にあらず、職事に轉補の例なし、一名二物なり。

重代諸大夫中、末レ補二藏人一之間、先遂二昇殿一、此云二非藏人一、又云二非職之者一、不レ奉二行公事一、不レ著二禁色一。

已上宣下之職也、但藏人者、頭以下非二上卿奉勅之宣一、所謂內侍宣也、管二領職事一。

承レ仰召二仰出納一、令レ告二知其人一也、藏人頭以下、六位藏人以上、書二位署一之時、書二加其職名一、是古來之例也。

〔頭注〕內侍宣とは勾當內侍勅を奉て直に頭に仰するなり、勾當內侍とは掌侍六人の內の第一の內侍のこと也、但西宮記に、藏人以下之事、所別當於二御前一定レ之下二藏人一仰二出納一云々、或內侍宣、また建曆御記に、延喜天曆御記、頭奉レ勅向二大臣亭一仰レ之、又召二御前一仰レ之、或又彼御時內侍宣也、とあるに依るに本儀は別當宣也、當所の別當は左大臣也、西宮記に、所別當於二御前一云々、また御記に、向二大臣亭一云々、とある別當は左大臣にて大臣は卽別當なれば二書ともに別當宣のことをかくいへるものなり、但二書ともに內侍宣のことも見えたればこれもふるき例とおもはる、職原の比は別當宣は絕たるゆゑに、所謂內侍宣也とのみいへるなるべし。〇書二加其職名一、の職字板本无し、一本類本等を以て補ふ、職名を位署に書加るは頭以下のことにて別當は書玉はず、たとへば藏人頭正四位下行右近衞權中將兼丹波守藤原朝臣某、また藏人正五位上行左少辨兼左衞門權佐源某などゝかくなり。

出納

〔寛元御讓位記〕寛元四年正月二十二日後嵯峨天皇御讓位の儀を詳記せる書、葉室定嗣の撰なり。

〔近比の非藏人〕江戸時代には諸社の社司等藏人の袍を着して宮中に伺候し、古への女嬬代を勤む、これを非藏人と稱し、後には其數二百人の多きに及べり。

〔勾當內侍〕內侍司の女官掌侍（內侍）の第一をいふ、內侍司には尙侍、典侍、掌侍の女官ありしが、尙侍は早く廢絕し、典侍は後世司務に預ることなきに至り、勾當內侍は司中最も權勢を有し、奏請傳宣のことを掌るに至れる也。

〔籠中鈔〕歴代年號女院並に官職の事年中行事、帝王次第其他の雜事を記錄せる書、藤原資隆の著也。

〔白張〕白き布の狩衣を云ふ。

〔老懸〕武官の冠の兩耳の上に着くる菊花を半切せる如き形の飾物也。

〔殿上判官〕藏人にて撿非違使尉を兼ねしを云ふ。

〔衣冠〕常の袍に指貫を着けし裝束也公卿尋常參内の時に用ふ。

〔家司〕親王攝關以下三位以上の家の家政を掌る者を總稱す。

〔横敷〕殿上間臺盤〔三九四頁參照〕の西方横に一帖敷ける疊を云ふ。

〔頭注〕出納、延暦御記に、三人、籠中抄には四人とあり、御記に、是藏人方一切奉行者也、夜陰外不ニ衣冠一云々、白晝は白張裝束が例也、同じ御記に、又望ニ衛府志一懸ニ老懸一如ニ殿上判官一、左不レ似ニ先例一、昔多白張裝束也、普通衣冠猶希、况著ニ衛府裝束一近日事也、とある文に依るに夜陰の衣冠も借上なれど、白晝ならぬゆゑに制外歟。

小舍人

〔頭注〕小舍人、御記に、六人、近代及ニ十二人一歟、籠中抄に、御藏舍人六人と見ゆ、御物の出納を掌るは出納也、現に持運ぶは小舍人也、小舍人はた白張裝束なるべきを衣冠等を著ること出納に同じ。

以上皆有ニ重代經歷輩一。

〔頭注〕皆有ニ重代經歷輩一、とは出納小舍人共に重代の者にて經歷の道あるなり、出納は延暦御記に、出納親王大臣ナト擧申ストあり、こは其家司を擧し申さるゝことなり、また同御記に、學生明法生諸國目等補レ之、と見えたるはやゝ後のことなるべし、小舍人は御記に、多補ニ史生一とあり、さて此出納小舍人ともに常に校書殿に候し納殿を守るなり、御記殿上の件に、横敷坤角柱付ニ蘇青綱一、付レ鈴、召ニ小舍人一之時藏人引レ之、と見えてもし御用あれば鈴にて召さる、尋常に殿上を立ならす者にはあらざる也。

雜色

良家子補レ之。

〔頭注〕雜色、延暦御記には、本員數八人と見えて出納小舍人の上に載たり、良家子補之の良家は名家に對する稱なり、同じ諸大夫の内に名家良家の別あるはいかにといふに、才學にて登庸せられたるを名家といひ、八省輔諸寮頭などに任じて上卷に六位諸大夫とある類を良家といふ、諸大夫の家柄にていまだ六位なるほどを六位諸大夫といふなり、御記に、代々皆轉ニ藏人一、仍公卿子孫又可レ然諸大夫多補レ之、近比モ少々相交、但多良家子不可說、とあるに依れば、いとふるくは公卿の子孫或は名家の諸大夫よりも、補せられたりけんを、今は多く良家の諸大夫なるべし。

〔布衣〕狩衣に同じ又た官位ある人の着する場合に狩衣と云ひ、青侍の着する場合に布衣と呼びて區別することもあり。

〔束帶〕天皇以下百官朝廷公事の時に著用する裝束也、文官は冠、袍、半臂、下襲、單、袙、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等にして、武官にこれに平緒太刀を加ふ。

〔御溝水〕宮城内を流るゝ小川也、陽明門の北より大宮川の水を取入れ郁芳門の南より又大宮川に注がしむ。

所衆

六位侍可レ然之輩補レ之。

〔頭注〕所衆、御記に、員數廿人也、又有官不レ可レ過二一人一、また諸御裝束奉仕之時昇殿と見ゆ。

瀧口

〔頭注〕瀧口、御記に、員數廿人、无二有官一、大略同二所衆一、但白地不レ昇レ殿、著二布衣一且候二砌下一とあり、武士なるゆゑに束帶の例は有てなし、可レ補レ之云々之下、類本には瀧口廿人此内一﨟二﨟三﨟以上謂二之上﨟一、座敷以二初參一定二上下一、但着二上日一上﨟三人者間着下仕十日、四﨟以下者五箇日云々、四﨟號二事行一、有官瀧口永仁始被レ置レ之、以二任日一定レ座次一、の七十四字あり、群疑にも舊本に所見のよしにて引り、今按にこの七十四字准后の日記にあらず、古本に旁書とせる然るべし、故に註中に存して本文に加へず、所衆には有官一人あれども瀧口には无レ之、故に官名を稱せず、古今著聞集に小川瀧口定綱と見えたる類にて知るべし、まれには有官をも加へらるゝ歟、御記に、有官或内舍人將曹志等補レ之とあり、瀧口の名義は御記の階梯に、按宇多御宇撰二善射者一令レ候二御所邊一、其所御溝水所二落聚一也、仍號二瀧口一候、其所二武士稱二瀧口一、後代爲レ名。

同レ上、堪二武勇一之輩可レ補レ之云々。

諸國

〔頭注〕諸國とは國のことをいふに非ず、國司の事をいへるなり、諸國は下に載たる五畿七道の諸國也。

神武天皇卽位之初。繼二神代之蹤一。都二日向國宮崎宮一。此時天下草昧。封域未レ定。東征之後。初平二中州一。定二都於大和國橿原宮一。爾來闢二四門一朝二八方一。歷代因准。漸開二諸

道。崇神天皇十年。遣使於四方。所向皆以臣伏。同年十月。更命四道將軍進發。成務天皇四年。始定國造。同六年。始分國境。國造乃國司名。後改云守也。凡國司之撰。和漢重之。此云烹鮮之職。又云分憂之官。漢宣帝稱曰。與我共治者。唯良二千石乎云々。誠是當一方之重寄。察百姓之寒苦。非庸才之所可企望。故昔時固設格制。以勘治否。合格者蒙賞。違格者被黜。是所以擇良吏也。

〔頭注〕神武は人皇第一の帝也、嘗不合尊の御子にて神日本磐余彦尊の御事也、卽位の初とは卽位より以前の最初の時をいふ、卽位の初年をいふにあらず。○繼神代之蹤、とは瓊々杵尊火々出見尊嘗不合尊の三代筑紫にまし〱たりといへども猶神代の內也、故にかくいへり、宮崎宮古書に所見なし、神代紀に到於吾田長屋笠狹之碕、とある卽これなるべし、古事記傳薩摩人云本國の阿多郡に如世田之御崎と云地あり、これ笠狹之御崎也、其地に接て宮崎といふ處もありとみゆ、されば古書に證はなけれども舊くより宮崎宮ともいひつたへたりしを、こゝには引せたまへるなるべし。○草昧、大全云、草謂草无倫序、昧謂冥昧不明、橿原宮は神武紀に、己未年三月下令曰、觀夫畝傍山東南橿原地者蓋國之墺區乎、可治之、是月命有司經始帝宅、と見えたり、橿原は大和高市郡なるべし、今その地名遺らざれども紀に東南とあればこれに依て推知るべし、かくて己未年に帝都の經營を始玉ひて、同紀に辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽帝位於橿原宮、とあれば庚申年に經營なり、今年卽位し玉へるなるべし。○漸開諸道、これ下文の遣使於四方云々、及分國境の文にかけて看るべし、遣使四方、は崇神紀十年九月に、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、若有不受教者、乃擧兵伐之、また四道將軍は卽上文の大彦渟川吉備道主の四臣にて別人ならず、同紀冬十月に四道將軍等忽發之とあるこれなり、但ここに道といふは、後に五畿七道といふ道にはあらでたゞ國といふことなり、その例をいはゞ古事記に東方十二道とあるは十二國のことなり、孝德紀に、以良家大夫使治東方八道、既而國司之任、六人奉法二人違命、とあるは國司八人のことをいへるにて、八道は八國なること明らけし、然るに孝德以前の紀に後世の如く七道とある處もなり〱まじれるゆゑに、ひとかたに定めがたく混たれども、そは後を以て記されたるものにて誠は太古には國な

〔吾田長屋〕薩摩國阿多郡の總稱也。

〔橿原〕今大和國高市郡白橿村の地也

〔大彦命〕孝元天皇第一皇子也。

〔武渟川別〕大彦命の第一王子也。

〔吉備津彦〕孝靈天皇第三皇子也。

〔丹波道主命〕開化天皇皇子彦坐命の御子也。

〔東方十二道〕古事記傳に、十二は何れの國を合せたる數にか、今さだかに知がたし、されど試に云はゞ、伊勢（伊賀志摩は此國に屬べし）、尾張參河遠江駿河甲斐伊豆相模武藏總（上總下總なり、安房は後に上總より別れたり）常陸、陸奥なるべきかとあり。

〔阡陌〕紀に、タヽサノミチヨコサノミチと訓む、前食貨志、開二阡陌一とある注に、南北曰レ阡、東西曰レ陌と見えたり。

〔孝德御代の制〕孝德紀大化元年の條に、八月丙申朔庚子、拜二東國等國司一、とあり、同二年正月の詔に、其二曰、初修二京師一、置二畿內國司郡司、關塞斥候防人、驛馬傳馬一、云々と見えたり。

〔國司之最〕令に謂介以上とあり。

道といへる外に道といふ稱なし、くはしくは古事記傳に見えたり、されはこの時いまだ畿內七道の名目せらねば諸道は諸國として解べし、畿內七道と定られたるは、いつの事にかあらんたしかならず、文武紀大寶元年六月に遣二使七道一と見えたるは、畿內七道の七道なれば、天智より以後につくり玉へる名なるべし。○成務天皇四年云々、六年云々とある成務紀に依て考るに共に五年の件にみゆ、その文は、五年秋九月令二諸國一以國郡立二造長一縣邑置二稻置一、隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一これ也、但准后既に同紀四年件に、自今以後國郡立レ長縣邑置レ首、即取二當國之幹了者一任二其國郡之首長一とあるを以て、國造の定まれるを四年としたまひ、また五年の件に分二國縣一定二邑里一とあるを、皇年代略紀等に六年とあるによりて六年として玉へるなれば、議論なき事にはあらずなん。○國造乃國司名の國造はクニノミヤツコと訓む、國の御臣(ミヤツコ)なり、今は奴字のみをヤッコと訓て賤者の稱としたれど、古は君に對て臣をやつこといふゆゑ、君に對すれば賤號なれどなべて賤號ならず、みな添るは民を御民といふ類にてみは上に屬く言なり、伴造は內官國造は外官也、そのよしくはしく上卷の別記にいへり、乃國司名也とは古へ國造といひしは乃後に國司といふに同じものなりといはんが如し、但後の國司は孝德御代の制に始て京より下る遷任なり、古の國造は成務紀の如くその國の者を任ぜられて世官也。○烹鮮は老子に治二大國一若レ烹二小鮮一とあり、分憂は孟子に憂二民之憂一者民亦憂二其憂一。○漢宣帝稱曰云々、とは漢書循吏傳に、宣帝嘗稱曰、庶民所下以安二其田里一而亡中歎息愁恨之心上者政平訟理也、與レ我共レ此者其唯良二千石乎、この語を引たるなり、史略の註に、太守祿二千石と見ゆ、漢書百官公卿表題下に、師古曰、漢制三公號二萬石一、其俸月各三百五十斛穀、其稱二中二千石一者月各百八十斛、二千石者百二十斛、比二千石者百斛、千石者九十石、比千石者八十斛とあり、これに依れば、三公一年の俸四千二百斛なり、中二千石は二千百六十斛なり、二千石は千四百四十斛なり、比二千石は千二百斛なり、千石は千八十石なり、比千石は九百六十斛なり、加レ之その量も古の制よりは小ならんには薄俸おもひやるべし。○昔時閑設二格制一の昔時は大寶以來王政の行はれしほどをいふ、格制とは律令格式と四つに分れたる格の意にあらず、たゞ法制といふことゝ心得べし、たとへば考課令に、强二濟諸事一、肅二清所部一爲二國司之最一、また同令に凡國郡司撫育有レ方戸口增益者云々、など見え、選敍令に結階の□の□られたるも治否に依てこれを勸へしめ玉ふなり。

大國

〔靈異記〕雄略天皇より光仁天皇に至る間の朝野の事實因果應報に關することを錄せる書、僧景戒の著也。

〔權守〕定員一人なるも、後ち國によりて二人以上ありしこと本朝世紀に見えたり。

〔勝定院殿〕足利四代將軍義持也。

〔史生〕令の定員三人なりしが、後ち五人に增加す。

〔頭注〕大上中下の四等に國を別てる事令條に見えたれども、國名なければいづれを大上中下と指べきよしなし、民部式に至て國名を擧たり、此抄彼式によれるもの也、但今より考るに地の厚薄を以て定めしか、境の廣狹を以て定しか、宰吏の多少を以て定しか、民口の多寡を以て定し歟決めがたし、揚氏漢語に、律云、行程百五十里四圍爲二大國一、同百里四圍爲二上國一、八十里四圍爲二中國一、五十里四圍爲二下國一、これは廣狹によれる也。

守 〔相當從五位上〕

〔頭注〕守を加美(カミ)とよむは上(カミ)の義也、靈異記に國上ノとあるが正字也、但これは國守にかぎることにはあらず、卿頭正督等を加美(カミ)と訓むもみなこれに同じ。

權守

〔頭注〕權守は多くは遙任也、遙任とは國に下りて受領せず京に居て守介を稱るをいふ、但ふるく權守受領のこともなきにはあらず、その時は正守遙任也。○因云、後世武家に國司の名を稱るには權官なし、武家の守介といへども勅許に依ることは勿論にて、いひもてゆけばまづは遙任の類ながら、二判問答に、權守事於二武家之所望一者、不レ可レ有二勅許一之由有二其沙汰一云々、是又至二勝定院殿御代一有二其例一爲二其以後一被二停止一哉、とあるを見れば足利家よりの例也。○又云、孝德の御代に國造の國を治ること停まりて國守出來たれども、いまだ守介掾目四等の名はなかりき、文武制令の時に至て始てこれを置れたり、但このをりはいまだ權官といふものはなかりしなり、さて四等の差別は守政事を掌る、介これに次で守を助く、故に須介(スケ)は助(タスケ)に同じ、掾目共に公文を掌る、その內掾を志(シ)與(ヨ)宇(ウ)と訓むは承(シヨウ)也、守介の裁許を承て事を行ふなり、目を佐官と訓むはその義詳ならずといへども、その職は今いはゆる筆者也、この下に史生あれども此抄に載せず。

介 〔相當正六位下〕

權介

大掾 〔相當正七位下〕

〔權介〕もと正員の代に事を執りしが後に準任となる、員數も初め一人なりしが後ちには二人以上のこともあるに至れり、大國の權介また同じ

〔目〕この下に史生あり、令制三人、後世四人也。

權大掾

少掾　相當從七位上

權少掾

大目　相當從八位上

少目　相當從八位下

上國

守　相當從五位下

權守

介　相當從六位上

權介

掾　相當從七位上

權掾

目　相當從八位下

大上國守相當五位也。依レ之其身雖二六位一。除目之時。執筆之人。押以書二從五位下一。不レ待二勅處分一者也。

〔介を中國に云々〕此年能登、丹後、石見、長門、土佐、日向の中國に置く他國には置かず。

〔目〕この下史生あり、中國三人、下國は令制三人、後世二人也。

〔相當少初位下〕官位令によれば、少初位上也。

〔頭注〕雖六位とは六位にていまだ五位に叙しはせねども、大上國の守にだになりつれば、執筆大臣押て六間に從五位と書て位記は後に給ふ也。

中國

守 相當正六位下

介 官位令中國無介

〔頭注〕介を中國に置れし事、三代實錄貞觀七年五月の件に見ゆ。

掾 相當正八位上

目 相當大初位下

下國

守 相當從六位下

掾 相當從八位下

〔頭注〕掾を下國に置れし事、三代實錄貞觀七年五月の件に見ゆ。

目 相當少初位下

凡國司者相當五位以下也。然而雖四位已上。或隨其望。或應其撰。古來之例也。

或說歷七箇國受領合格之吏。勘公文畢拜參議云々。白河院仰但可依其才云

云。又大守者爲二親王置一レ之。親王任時不レ知二吏務一仍件國以レ介爲レ守。乃令レ知二吏務一也。權守者近代多是遙授之官也。參議。二三位中將。少納言等必兼レ之。又殿上六位藏人。敍位之時預レ爵者。即任二權守一又例也。納言以上貶謫之時。任二諸國權守一也。仍常儀。參議兼國。任二納言一之日即止レ之。介權介者。擇官近衞中少將等兼レ之。

〔頭注〕古來板本古今に作れり、今諸本に依て改む。○歷七箇國受領云々、北山抄に、國司加階事、一箇國從上三箇國正下四箇國四位五箇國從上七箇國可レ任二三木一是常例也、とあり、かく一箇國二箇國とそ歷て昇進する、みな合格にあらざればかなはざること勿論也、然れどもこの合格も令制の如く給否を考へし、善惡の等差なくはしくせらるゝにはあらず、故に令制の合格には上文に昔時の字を用ひられたり、こゝは延喜天暦の比よりもやゝ後の事なれゆゑ合格とあるたゞ泛說なり。○白河院仰、これ何書に見えたるか未考。○太守とは親王任國にいふ名なり、今國主を太守といふびがこと也、但ふるくも文叢の上にては守を太守ともいへることあり。江吏部集に信州先太守などある類なり。こはたとへば源氏物語に介を守といへるが如し、彼を以て此を證ずべからず。○親王任時不レ知二吏務一これ遙任なればなり、通典云、大唐太極初以二拜益荊揚一爲二四大都督府一開元十七年加二潞州一爲レ五焉、其餘都督定爲二上中下等一凡大都督府置二大都督一人一親王爲レ之、多遙領其任一云々、贈官、長史居レ府以總二其事一云々、本朝の太守もまたこの唐の大都督に傚て定られたるなるべし、三代實錄天長三年九月六日太政官府に、上總常陸上野右云々、親王任二八省卿一此人地望素高不レ得レ就レ職、仍政迹日蕪非二其庸與之所一レ致、攝勢使レ然也、望請割二定數國一爲二親王國一遙任二彼國一身留二京師一意欲レ居二京官一者一兩人將聽、若有二守國一者不レ補二他人一其料物者納二置別倉一支二无品親王要一伏聽二天裁一者、正三位行中納言兼右近衞大將春宮大夫良峯朝臣安世宣奉レ勅依レ奏、但件等國守官位卑下宜下改二定正四位下官一以爲二勅任一號稱中太守上限以二一代一不レ可二永例一とあることの官府の文意は上總常陸上野の數國を親王の任國と點定し、これを任じてその身をば京師に留めおかんとなり。○以レ介爲レ守、とは親王は遙任の太守ゆゑ下向なし、故にその國に於ては介を以て守として政事を行はしむる也、攀援の說非也、また上文引ところの格に因に、太守の闕ありとても親王ならぬ他人をば補せられぬゆゑ、その時は闕のまゝに守を任ぜず、その料物を別倉に納置し吏務をば介にまかするなり、以レ介爲レ守の義かゝればいよ〳〵明かならずや、爲字古本據

〔江吏部集〕天部以下數部に分ち、七言絕律古詩を數百首を集めし書、大江匡衡の撰にて、三卷あり。

〔太極〕唐第五世睿宗の時の年號也。

〔良峯朝臣安世〕桓武天皇の第十六皇子也、正三位大納言に至り、天長七年薨す。

に作れり、さてはいと穩當也。○權守者云々者、諸國の權守也、近代二字題統本速水本等无し、然共古本有之猥に除がたし、上古正守受領なれば權遙授、若權守受領なれば正守遙授也、こゝは近代權守に受領はなき事をいへるなれば、近代の字あるもよし。○納言以上とは中納言より大納言までなり、貶謫の貶は官位を減ずるなり、謫は有罪を罰する也、大中納言の貶謫は諸國の權守の例也、故に權守を兼任の事は禁忌とす、仍て參議より納言に任ずる日、これまで兼たりし國守を止て離るゝ也。

畿内

〔頭注〕畿内とは、詩經に邦畿千里惟民所ㇾ止とあり、この義也、細註云、五箇國。

山城上 大和大 河内大 和泉下 攝津上。

〔頭注〕山城はもと大和の下にあり、平安城建て後天子所居の國なるゆゑに第一となる、續後紀承和三年十月承前之例、畿内國次以ニ大和國一處ニ之第一一、宜據ニ新式一改ㇾ之以ニ山城國一處ニ之第一一。

東海道

〔頭注〕東海道云々の諸道共に大和の都より四方に開き達らしめたるものなり、故に東方の海に屬たる國々を經て往く道を東海道といふ、即大和の東に隣て伊賀あり、もし新式に依て山城の都よりかぞふるときは、伊賀は大和を隔たるゆゑにまづ東山道を擧て、その次に東海道を載ざれば合はぬ理なれど、承和の制たゞ帝居の國をのみ改てさることにはおよばれざりき、されば諸道はみな大和より發路の順次なりと思ふべし、細註云、十五箇國。

伊賀下 伊勢大 志摩下。高橋氏爲ニ内膳正一者任ㇾ之。仍他人不ㇾ任ㇾ之。尾張上 參河上 遠江上 駿河上 伊豆下

甲斐上 相模上 武藏大 安房中 上總大。有ニ太守一。下總大 常陸大。有ニ太守一。

〔頭注〕志摩は供御の魚貝を漁る國なるゆゑに、内膳正たる者兼任也。

〔詩經に云々〕同經商頌玄鳥篇に出づ

〔五箇國〕もと大倭、河内、難波、山背の四國にて、四畿内の稱あり、次で和泉監、芳野監を置きしが、後ち二監を廢して、和泉監を國となすに及び五箇國となる、天平神護二年以下四畿内の稱見えざれば、此頃五畿内と定まりしなるべし。

〔十五箇國〕もと安房は上總に、武藏は東山道に屬し、十三箇國なりしが、養老二年安房を分置し、寶龜二年武藏を東海道に入るゝに及びて十五箇國となれり。

〔八箇國〕もと近江、美濃、飛驒、信濃、武藏、上野、下野、陸奥の八國なりしが、和銅五年出羽國を置くに及びて九箇國となり、後ち武藏國を東海道に還せしより再び八箇國となる。

〔按察使〕養老三年七月始めて諸國に置きしが、寶龜の頃より諸國に置かるゝことと見えず、陸奥出羽は邊要の地なるを以て特にこれを存せし也。

東山道

〔頭注〕東山道は大和の國より、東方の山に屬たる國々を經て往く道なり、細註云、八箇國。

近江大　美濃上　飛驒下　信濃上　上野大守　下野上　陸奥大　出羽上。

陸奥出羽按察使府

〔頭注〕按察使府の府字職官志に衍とせり、すべて使と稱する職にはさだまれる治所なし、たとへば檢非違使の如き彼章の細註に本府乃韓負廳也といへり、職員より京職の事に在て糺察の爲に內外を巡撿す、司廳に留り居て事を行ふ官にあらず、故に使といふ、使とは四方に行役する稱なり、されば本官は本府の官人にて韓負廳に居れど、非違を撿る爲に巡行するときは檢非違使也、按察使も此例の如く國守すなはち按察使なれば、守のかたにつきては府に居し、使のかたにつきては所管の國々を巡行するが任なる故に府の字あるべき理なし、なほ此使の事別記にいふべし、此使諸國に置れたる始は養老三年なり、然共陸奥出羽按察使の所見は續紀養老五年八月件に、出羽隷二陸奥按察使一とあるが始なり。

按察使　相當從四位下　唐名都護

近代納言以上兼之。

〔頭注〕近代納言以上兼之、後紀大同四年三月戊戌、東山道觀察使正四位下兼行右衞士督陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣爲レ入二遷任一辭二見內裏一、召二昇殿上一令三典侍從五位上永原朝臣子伊太比一賜二衣一襲被等一、とありていと重き任也、また大中納言の兼帶ふるくよりいと多し、近代二字もしくは衍ならん歟。

記事

〔將軍〕府に居て東北を鎭撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見えたり。

〔副將軍〕定員二人將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めてこれを置き、弘仁三年廢す、外に權副將軍一人あり、寶龜七年佐伯久良麿これに任ぜしが、弘仁三年廢せらる。

〔軍監〕定員もと二人、弘仁三年一人を減ず、もと將監と稱し、天平寶字二年始めて其名見えしが、同四年改稱す。

〔軍曹〕もと將曹と云ひ、天平寶字三年始めて其名見ゆ四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む。

〔頭注〕記事、諸本載せず、續紀養老三年七月庚子始置按察使、丙午置按察使典、四年三月己巳改典號記事、これなり、符宣抄に、按察使記事稱之佐官、官亦稱記事云々。

鎭守府

〔頭注〕鎭守府のこと下件にいへり、伊澤郡にあり。

將軍

副將軍

軍監

軍曹

陸奧者。上古以來爲邊要。爲其國境廣。元明天皇和銅五年九月。分置出羽國。元正天皇養老三年。置按察使。令監察兩國事。聖武天皇元年。陸奧國内又置鎭守府。府國相並行國事云々。

〔頭注〕邊要とは海邊要害の義也、兵部式云、陸奧國出羽國佐渡國隱岐國壹岐島對馬島、右四國二島爲邊要。○分置出羽國、續紀和銅五年九月己丑、始置出羽國。○養老三年置按察使の三を板本二に誤れり、續紀養老三年七月庚子始置按察使、とあるに依て改む、但續紀の此件に諸國の按察使を載たれども、陸奧出羽なるは見えず、同五年八月癸巳の件に至て、出羽隷陸奧按察使、とあり、因て按ふに養老三年より四五年の間に、陸奧按察使は補られたり

けんなれども、出羽はそのさたなかりしを五年に陸奥に隷せられたるにしあれば、陸奥出羽按察使といふ號は養老五年に始まれりといふべし、されば養老三年置按察使と書玉へるは、續紀によりて當時のさまを委しくも推量り玉はざりしなるべし、故に置按察使の文にて句を斷じ、令監察兩國事の令字の上に五年に出羽を陸奥按察使に隷たるよしを加て見るべし。○聖武天皇元年云々の元字板本に作る。今古本類本に依て改む、又置鎭守府とは續紀神龜元年二月壬子從七位下大伴直南淵麻呂等獻私穀於陸奥國鎭所、並授從五位下、また乙卯陸奥國鎭守軍卒等願除己本籍、便貫此部、率父母妻子共同生業、許之、これ陸奥は邊要の最たるを以て大野朝臣東人宮城郡に多賀城をおき鎭所と定たるに依て、或は兵粮の爲に私穀を獻る者もあり、或は此城の部內に附貫する卒もありて、神龜元年に漸く開府のすがたとゝのへる歟、さるは坪碑の文に、多賀城此城神龜元年歳次甲子按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也とあるは、城郭の營構成就によりて建たるものなるべし、されば續紀の神龜元年の前後に正しく鎭守府とかける號はなけれど、この多賀城即鎭守府の始なること嘉慶二年の陸奥風土記に、宮城郡坪蒲在松山之右、出温湯、坪碑有鴻池、爲故鎭守府門碑、とあるにて知るべし、橋庵漫筆に、多賀城碑は伊達吉村朝臣大に巨萬の財を費し、宮城郡二里四方を地下五尺づゝ堀せられてその堀出せる所におかる、今宮城郡市川にありといへり、然るに和名抄に、國府在宮城郡、鎭守府在伊澤郡、とあるは日本紀略に、延暦二十一年正月丙寅、遣從三位坂上大宿禰田村麻呂造陸奥國膽澤城、と見えて今年多賀城を廢し軍府を伊澤に移されたり、これより後鎭守府は伊澤郡と定れるに依てかける也けり、然るを三代格に弘仁三年四月己丑太政官符、定鎭守官員事、將軍一員軍監一員軍曹二員醫師弩師各一員、右被右大臣宣偁奉勅鎭兵之數減定已訖、其鎭官員數宜依前件、また己丑減僚使員鎭守將軍三人減一人定二人云々、を據として或人の鎭守府とまさしくいひそめたるはこの官員を定られし時なるべし、故にこれより後は鎭守將軍を鎭守府將軍と稱て國府に相並び軍政をなせる歟といへる說あり、建武年間記に載たる顯家卿の奏狀などもこの趣なれど、府字の有无にて將軍の號にけぢめある事ならば、三代格なる官符にまづ鎭守府將軍とかゝるべきを、鎭守將軍とのみあるを以てこの說のひがことなるを知るべし、たとへば太宰府の帥を太宰帥といふ如く、鎭守府の將軍なるゆゑに鎭守將軍といふなり、かへりて府字をそへたるは俗稱也、弘仁三年の度なるはたゞ官員を定められたるのみなれば、この抄に聖武天皇元年とある即神龜元年の事にて、鎭守府の始は當年なりと定むべきなり。

〔坪碑〕陸前國宮城郡多賀村大字市川多賀城址に在る多賀城碑也、碑文によれば天平寶字六年鎭守將軍藤原朝獦の所造なるが其の眞僞今に定說なし、尙ほ坪碑はもと陸奥國上北郡坪村石文明神の下に埋沒すと傳へらる坂上田村麿の舊蹟なるが、後世誤りて多賀城碑のこととなすに至れるなり。

〔大野朝臣東人〕果安の子、從三位に至り、天平十三年薨ず。

〔橋庵漫筆〕田宮仲宣の考證隨筆也。

〔膽澤城〕今陸中國膽澤郡字佐村字八幡八幡神社の境內は其舊址と傳ふ。

〔建武年間記〕建武

年中に於ける本領安堵、當知行地安堵、非罪科輩當知行地被充行他人、朝恩地等混亂、領地頭所務その他領地處分の實情、雜裁決訴等のことを記せる書也。

〔秋田村高清水岡〕今羽後國南秋田郡寺內村大字寺內に當る、俗に城址を勅使館と呼べり。

〔七箇國〕大化二年の頃若狹、越二國あり、天武の末若狹、越前、越中、越後、佐渡の五箇國あり、其後の分合再一、天平寶字元年能登を置き、弘仁十四年加賀を建つるに及びて七箇一となる。

秋田城

〔頭注〕秋田城の下類本在出羽一と細注あり、此城の所見の始は元明紀和銅二年七月に、令三諸國運二送兵器於出羽柵一爲レ征二蝦狄一也、と見ゆ、聖武紀天平五年十二月に、出羽柵遷置於秋田村高清水岡一とこれより秋田城といふ、此城延暦廿三年十一月に停められたること日本紀略に載たり、その文に、秋田城建置以來四十四年土地墝埆不レ宜三孤居二北隅一无二鄰相救一、宜三停レ城爲レ郡、といへり、さてこれに依れば延暦廿三年より四十四年以前に置れたること しるければ、天平五年に秋田に遷置のよし聖武紀に所見たるは、その議の決したるに依て擧られたるのみにて、その實は廢帝の天平寶字五年に城築たるなるべし、當年より延暦廿三年に至て四十四年なり、その後光仁紀、寶龜十一年八月、夫秋田城者前代將相僉議所レ建也、禦レ敵保レ民久經二歳序一、一旦擧而棄レ之、甚非二善計一也、宜三遣多少軍士一爲レ之、鎭守勿レ令レ衂二彼歸服之情一、仍卽差二使國司一人一以爲二專當一、と見ゆ、また置れたることかくの如し、この國司一人とあるは卽出羽介也。

介

爲二出羽介一者兼レ之。除目不レ任レ之。被レ下二宣旨一也。

北陸道

〔頭注〕北陸道とは大和より北の方陸地に就て行く道也、佐渡は海路なれど多かるかたの名に屬たるものなり、細註云七箇國。

若狹中 越前大 加賀上 能登中 越中上 越後上 佐渡中

山陰道

〔八箇國〕山陰山陽は文武天皇の御宇共に七箇國なりしが、和銅六年丹波を分ちて丹後を置き、備前を割きて美作を建つるに及びて何れも八箇國となる。

〔六箇國〕文武の朝七道の制定まりし時六箇國と定む、爾後變らず。

〔九國二島〕文武の朝七國二島なりしが、大寶二年薩摩及び多禰島を置きて八國三島となり和銅六年大隅國を分置して九國三島となる、後ち天長元年に至り多禰を大隅に隷せしめしより、爾來九國二島となれり。

〔頭注〕山陰道の陰は北也、大和より發て山の北に隨ひ下り行く道也、細註云、八箇國。

丹波上　丹後中　但馬上　因幡上　伯耆上　出雲上　石見中　隱岐下

山陽道

〔頭注〕山陽道の陽は南也、大和より發て山の南に隨ひ下り行く道也、細註云、八箇國。

播磨大　美作上　備前上　備中上　備後上　安藝上　周防上　長門中

南海道

〔頭注〕南海道は大和より發て海路に隨ひゆく國々なり、その内紀伊は通く大和に接て海上の國ならねど、多かるかたの名目に屬たるもの也、細註云、六箇國。

紀伊上　淡路下　阿波上　讃岐上　伊豫上　土佐中

西海道

〔頭注〕西海道は山陽道を下りて長門よりわたり、海邊に傍ひゆく道なるゆゑにかくいふ、細注に、十一箇國、然而云二九國二島一、細注云、除二壹岐對馬二島一云二六十六箇國一。

太宰府

〔帶二筑前國一當二唐大都督府一〕

〔頭注〕太宰府の置れし始詳ならず、推古紀十七年夏四月筑紫太宰奏上、と見え、持統紀に三年閏八月以二淨廣肆河内王一爲二筑紫太宰帥一と見ゆ、これらに依るにいと舊くより太宰府はありしなるべし、職員令に太宰府本注に

〔大伴宿禰百世〕天平十年從五位下に叙し、兵部少輔に任ぜられ、十三年美作守となり、後ち正五位下に至る和歌の才あり、萬葉集作者の一也。

〔紀朝臣飯麻呂〕吉麻呂の子也、天平中藤原廣嗣の亂を平げて功あり、尋で右大辨に任じ、天平寳字の初め參議となり、同六年從三位に進み、次で薨ず。

帶ニ筑前國一とあり、令集解、大同三年五月十六日奏云、省ニ太宰府監典各二員一置ニ筑前國司一事、守介掾大小目各一員右謹案ニ令條一、太宰府帶ニ筑前國一自レ爾已來或別或隷、至ニ延暦十六年一又廢レ國隷レ府、今得ニ府解一偁、臨ニ交替事一細加ニ撿挍一未レ進ニ調庸并欠失正税一、器仗戎具等類毎物有レ數、此是排行之日彼此相讓无レ心ニ國政一之所レ致也、望請分ニ置官人一以爲ニ別當一、專ニ一其心一令レ濟ニ國務一、然則帶國之名不レ乖ニ令條一、欠負之煩絶ニ於國内一者、臣等商量承前府帶之時、或下ニ官符一而定ニ別當一、或府司相量分ニ置其人一、同僚之官兼預ニ國務一勘ニ責雜怠一不レ同ニ比國一、省ニ大同元年所レ增監典一便充ニ補國司一、庶令ニ所レ守有レ別各濟ニ繁劇一、謹奏聞、この時より府と國と別になれり、そも〳〵太宰府は九國二島を管領して三韓諸藩を朝貢せしむ、鎭守府武を以て蝦狄を鎭むるに對て文を以て遐邇を服す、故に文德實録に、西極之大壤中國之領袖也、東以ニ長門一爲レ關西以ニ新羅一爲レ拒、加以ニ九國二島郡縣濶遠一自レ古于レ今以爲ニ重鎭一、また三代實録に鎭西者是朕之外朝也、千里合レ符一方寄レ重と見えたり。

聖武天皇天平十五年。始置ニ筑紫鎭西府一。先レ是有ニ太宰府號一云々。天平寳字二年。勅ニ諸國司一。以ニ四箇年一爲ニ任限一。寳龜十一年。勅ニ太宰任限爲ニ五箇年一云々。凡當府都管ニ九國二島一。別帶ニ筑前一也。

〔頭注〕天正十五年云々、聖武紀天平十五年十二月始置ニ筑紫鎭西府一以ニ從四位下石川朝臣加美一爲ニ將軍一、外從五位下大伴宿禰百世爲ニ副將軍一、判官二人主典二人、これなり、その前年に太宰府を廢せられたり、太宰府なれば帥以下官位高きを鎭西府にては將軍以下官位卑し、そのよし權帥條にいへり、同紀に天平十四年正月廢ニ太宰府一、遣ニ右大辨從四位下紀朝臣飯麻呂等四人一以ニ廢府官物一付ニ筑前國司一と見ゆ、然ありて纔かに十四年より三年をへてまた舊にかへされたり、同紀天平十七年六月復置ニ太宰府一。〇天平寳字二年云々、國司の任限選叙令に依るに長上官遷代皆以ニ六考一爲レ限とあるを看れば始は六年なりしに、續紀慶雲三年二月に減ニ一考一各爲ニ選限一と見えたれば、この時四年になれるなり、辨疑に、天平寳字二年の紀文には國司の任限四年なるを增て六年に定め、史生の任限六年なるを減て四年とせられたり、然るに此抄に諸國司以ニ四箇年一爲ニ任限一とあるは誤也、また寳龜十一年太宰任限爲ニ五箇年一は續紀にかなへり、其後世に依り時に隨ひ年限の舒縮一定ならざりしを、承和二年以來國の遠近によりて、四年五年の限と定られたりと見ゆといへり、この説の如し、但三代格、承和二年太政官謹奏、中略、伏望國司

令三陸四循要云ニ月四年、但陸奥出羽太宰府等俸在千里一去來多レ煩、寶龜十一弘仁七兩年格事近便宜一不レ可レ改、とあれば、かく今年の格に諸國は四年九州奥羽は五年と定られたり、その文中なる寶龜十一は卽此抄寶龜十一年大宰任限爲五箇年と見えたるにて續紀も同じ、弘仁七は此抄には載せられず、三代格に、據去年七月十七日奏一四年爲レ限、唯西海一道五年如レ當、又國司宜准之、自今以後、其陸奥出羽兩國司等皆准西海道五年相替とあるこれなり、その後この四年五年の制、變改なかりしと見えて、菅家文草に、一秩四年春　忠節、本朝文粹に、深將四年宿國一、又考遺事原道信、引かれての國とせの春のはなきことに花の都をおもひおこせよ、清輔集、二葉より花さくまでに見なれ來し國とせの春や過へたてん、なれば諸國の國司の任限也、後紀、大同三年太宰府并管内諸國官人歷以爲五年、玄々集、大貳有國卿、五とせはしるしの杉につかへてきことしは都の花のみやこへ、後葉に經信卿師になりて下けるに、別をおとて津守國基、六とせにぞ君は來まさん住よしのまつべき身こそいたく老ぬれ、これらはみな太宰の任限也、國司の六とせにぞとよまれしは、五年に交代して六年に歸り來るをいへるにて、たがへるにはあらじ、なほいとおほかれどおもひ出たるのみを記せり。

〔清輔集〕藤原清輔の家集にて、數百首を收む。

〔玄々集〕永延より寬德に至る間の和歌凡そ百六十首を集めし書、能因法師の撰也。

〔有國卿〕豐後守藤原輔道の子也、もと關白道隆に忠まれ志を得ざりしが道長政權を執るに及びて大宰大貳に任ぜられ、長保三年從二位參議となる、寬弘八年薨す。

〔しるしの杉云々〕しるしの杉は筑前國糟屋郡香椎大明神の神木文杉を指す、爰は歸京の際香椎社にて詠める歌なれば、太宰府に勤仕せしを斯く云へる也。

帥

唐名都督相當從三位

〔頭注〕帥に二音あり、一は所律反にて帥、率とやうに用語のときの音也、一は所類反にて將帥元帥など、體言に用ふるときの音也、この帥は長官の名なれば、體言の例にて所類反のかたを用ふべきに、所律反のかたを用ひて、ソツと訓るゆゑあることにや未考。

權帥

勅任官也、多是以有品親王任之、親王任之者、權帥若大貳知府務而已。

〔頭注〕以有品親王任レ之、とあれど、親王は下向し玉はずたゞ遙任也、故に親王任レ之者云々といへり、杜氏通典に、凡大都督府大都督一人、親王任レ之、多遙領其任、とあるに同じ、大臣より兼たる例は、續紀、天平十八年四月以、左大臣從一位橘宿禰諸兄爲兼大宰帥、その後このたぐひなし。

〔野客叢書〕經籍の異同を考證せし書宋の王楙の撰也。

〔左遷の例云々〕豐成は天平寳字八年〔赴任せずして復官〕、道眞は延喜元年、高明（醍醐十七皇子）は安和元年、伊周は長德二年、基房（忠通男）は治承三年左遷せらる。

〔青瑣門〕左右二門あり、爰は右青瑣門とて淸涼殿の東南、殿上間より紫宸殿及び南庭に至る土廊に在りて無名門と相對する門なり。

〔孫庇〕淸涼殿母屋東方の庇を云ふ。

〔仙華門〕紫宸殿の北廂西面の階より淸涼殿に至る間に在り。

納言以上。若前官任レ之、中古以來例、於二正帥一者擬二親王官一。承二府務一人任レ權也。或又任レ正、依二時宜一歟、爲二大臣一之人左遷之時、任二權帥一。然而不レ可レ知二府務一也。凡於レ帥者。令條所レ定、已爲二高官一。仍重二其仁一、雖二華族一又任レ之。

〔頭注〕納言以上とは中納言以上大納言までなり、大臣の權帥は貶謫の外その例を聞かず。○中古以來例云々、日本紀略に、弘仁三年正月式部卿三位葛原親王爲二兼大宰帥一、その後また臣下を任ぜられて一定ならず、承和嘉祥の比より正帥は親王のみの官となれり、故に權帥下國して府務を掌れり、但まれ〳〵には大臣を以て正帥になして、府務を掌らしむる事もなきにあらず、或又任レ正依二時宜一歟とはこれをいふなり。○左遷は貶降の義也、潛確類書に、漢世尊レ右卑レ左、故謂二貶秩一爲二左遷一、而進居高位者爲二右職一、漢書註に、師古曰、上古以レ右爲レ尊、故謂二降秩一爲二左遷一、野客叢書に、魏晉以還右卑左尊、かゝれば貶降を左遷といふは漢世の事にて、後世にても後世にわたる言にあらず、まして本朝は神代に左尊右卑の制定りしより以來一定してかはらねば、左遷とは云ひがたき理なれど、熟字によりて改められぬなるべし、大臣にて權帥に左遷の例、右大臣豐成、菅丞相、左大臣高明、內大臣伊周、松殿關白基房なり。

大貳 〔無權官相當從四位下唐名都督大卿〕

〔頭注〕大貳の相當令にては正五位上官なり、後紀大同元年二月丁未勅准レ令大宰大貳是正五位上官宜三改爲二從四位下官一。

近代例、多以二參議散二三位等一任レ之。非二參議一四位又有二其例一。有二權帥一者不レ任二大貳一。任二大貳一者不レ任二權帥一。雖レ無二其謂一已爲二流例一。多是以二名家人一任レ之。

〔頭注〕散二三位の二字稱抄なし○有二權帥一者云々、江家次第云、有二權帥一時不レ任二大貳一、また稱抄云、權帥在任之時不レ任レ之、權帥大貳同一人爲二吏務一故也、西宮記云、帥大貳赴任事、藏人等聞食レ仰召、御前、自二青瑣門一參入、給二祿酒一給二御衣一襲一、諸卿參上勸盃、諸卿坐二西面一、〔以下數字不明〕給レ祿後下拜舞出レ自二仙華門一、〔不明〕

少貳　相當從五位下 唐名都督少卿

權少貳

殊撰二其人一任レ之。

〔頭注〕殊撰二其人一、秘抄云、管國受領中撰レ人任レ之、或別任レ之。

大監　相當正六位下 唐名都督郎中

少監　相當從六位上

六位侍任レ之

大典　相當從七位上 唐名都督錄事

少典　相當正八位上

監典者。公卿給時。間雖レ請二任之一多是府中有緣之輩任レ之稱二府官一是也。此外博士算師大唐通事等。上古任レ之中古以來斷絕。仍略レ之。

〔頭注〕監典、後紀大同元年六月己亥勅增 加大少監大少典各一員。○公卿給の事くはしくは太政官條にいへり。○雖レ請任之、の雖字板本依に作る、辨疑云、古本雖にかた下の文にうつりてよく通ず云々、今按に公卿給の時任す

〔少貳〕定員二人、中世筑前對馬の守を兼ぬることあり

〔權少貳〕貞觀四年これを置く。

〔大監〕職員令に、二人、掌下糺二判府內一、審二署文案一、勾二稽失一、察中非違上とあり。

〔少監〕定員二人、職掌大監に同じ。

〔大典〕職員令に、二人、掌下受レ事上抄、勘二署文案一、檢二出稽失一、讀中申公文上とあり。

〔少典〕定員二人、職掌大典に同じ。

〔大小判事〕職員令に、大判事一人、掌下案ニ覆犯狀一斷ニ定刑名一、判中諸爭訟上、少判事一人、掌同ニ大判事一と見えたり。

〔大少令史〕職員令に、大令史一人、掌レ鈔ニ寫判文一、少令史一人、掌同大令史一とあり。

〔大少工〕職員令に大工一人、掌ニ城隍、舟檝、戎器、諸營作事一、少工二人、掌同ニ大工一とあり。

〔坂上犬養〕大國の子、田村麿の祖父也、武勇を以て知らる。

れば、その公卿より其人を申さる、事なれども、多くは然にもあらで、府中有緣濫を任ずと也、有緣濫とは典より監に任じ、史生博士等より典に任ずる類、久しく府官たる故にいふなり、また大貳少貳の親屬其外數代筑紫に居る者をいふ、源氏玉かつらなる大夫監が事などかうがへ合すべし。○此外云々、令に依るに大小判事大少令史大少工博士陰陽師醫師算師等はあれど通事なし、延喜式には載られたり、されば こゝに上古とあるは延喜以來也。

筑前上。雖レ爲ニ都督所レ帶。守已下官如レ例。筑後上 肥前上 肥後大 豐前上 豐後上 日向中 大隅中 薩摩中。謂ニ之九國一。壹岐下 對馬下。謂ニ之二嶋一。邊要。

〔頭注〕都督とは帥のことなり、九州をすべ掌るゆゑにいふ、唐書に都督掌下督ニ諸州兵馬甲械城隍鎭戍糧廩一總中判府事上。

已上諸國司。謂ニ之外官一。然而文官之列也。

〔頭注〕外官は內官に對せる稱也、內官とは官省寮司の京官をいふ、外官とは大宰其外の國司をいふ。

諸衞

〔頭注〕諸衞とは下に載る所の六府の事也、令條にては衞門左右衞士左右兵衞の五府也、その後聖武紀神龜五年八月置ニ中衞府一、大將一人從四位上、少將一人正五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位上、府生六人、番長六人、中衞三百人、使部以下亦有レ數、其職掌常在ニ大內一以備ニ周衞一、また廢帝紀天平寶字三年十二月、置ニ授刀衞一、督一人從四位上、佐一人正五位上、大尉一人從六位上、少尉一人正七位上、大志二人從七位下、少志二人正八位下、これより以前慶雲四年七月の件に授刀舍人寮、和銅元年三月に帶劍寮、養老五年に授刀寮とある皆おなじ司なり、然るにこの寮廢られてしばしのほどその舍人をば諸衞に分隷したりけんとおぼしくて、孝謙紀天平勝寶八年五月左衞士督坂上犬養のことをいへる件に、其所レ從授刀舍人といふこと見えず、これその一證也、その後授刀舍人を中衞府に屬せしめ玉へり、同紀同年七月に授刀舍人考選賜祿名籍者悉屬ニ中衞府一、其人數以ニ四百一爲レ限、關卽補、但名ニ授刀舍人一勿レ爲ニ中衞舍人一、其中衞舍人亦以ニ四百一爲レ限、とあり、かく中衞府に屬せしめ玉ひたれども、

〔震居〕主上の御在所を云ふ。

〔陽明門〕宮城外廓の東面門にて待賢門の北に當る。

〔殷富門〕宮城外廓の西面門にて、藻壁門の北に當る。

〔長秋記〕天永二年より長承三年に至る源師時の日記、十三卷也。

そはたゞ名籍のみにて正身はなほ諸衞に分據せり、但中衞府の舍人神龜五年に始置れし時は、その員三百人なりしを、こゝに至て四百を以てし、授刀舍人とすべて八百人、その內中衞舍人四百は中衞府にのみ使はれ、授刀舍人四百は諸衞に使はれて勤仕の道は各別なりき、然るに上にいへる如く、天平寶字三年に授刀衞の一府を建置ありて、これまで中衞府に屬せし授刀舍人、こゝに於て授刀衞に屬せしめられたり、依てこの時より、中衞府に舍人四百人、授刀衞に舍人四百人となれり、さて稱德紀天平神護元年二月改授刀衞爲近衞府、其官員大將一人正三位、中將一人從四位下、少將一人正五位下、將監四人從六位上、將曹四人從七位下なり、近衞といふ稱はじめてこゝに見ゆ、また同件に又定外衞府官員、大將一人從四位上、中將一人正五位上、少將一人從五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位下とあり、令條の五府に中衞近衞外衞の三府をそへて八府となれり、然るに光仁紀寶龜三年二月罷外衞府、其舍人者分-配近衞中衞左右兵衞、こゝに於て七府となる、紀略公卿補任等に依るに、大同二年四月改-近衞中衞-爲-左右近衞-、また職員令集解を考るに、大同三年七月に衞門府を罷てその職を左右衞士府に屬せしむ、こゝに於て左右近衞左右衞士左右兵衞の六府となる、その左右衞士府を弘仁二年十一月にまた左右衞門府と改む、令條にては衞門は一府なりしを、こたび左右二府にせられたり、されば大同三年に六府となり、弘仁二年に左右近衞左右衞門左右兵衞の名定りしより、今に至てかはる事なし。

左右近衞府　當-唐羽林-又云-親衞-

〔頭注〕近衞とは震居に近く侍衞するに依ていふ、その左府は陽明門內にあり、右府は殷富門內にあり。

元者近衞中衞也、平城天皇御宇大同二年、勅以-近衞-爲-左近衞-以-中衞-爲-右近衞-、唐朝殊重-此職-統-領諸宿衞禁軍-故也、本朝又爲-重任-。

〔頭注〕元者近衞中衞の元字令條の昔に及ぼして看るべからず、令條には近中の二府なき事上に云へることし、これは神龜五年に中衞府出來、天平神護元年に近衞府出來より以來をいふ、保延元年二月七日の長秋記、中衞大將是何職乎、答云謂右大將、近衞大將謂左大將、〇唐朝殊重此職、[illegible]は六典を考るに三師三公正一品尚書令正二品左右丞相從二品なり、其外は六部の尚書正三品なれども、その侍郎はみな正四品下なり、然るに左右衞左右驍騎左右武

〔源光〕仁明天皇第十一皇子也、延喜十三年薨す。
〔藤信長〕教長の子官太政大臣に至り嘉保元年薨す。
〔源俊房〕師房の子保安二年薨す。
〔文屋綿麻呂〕大原の長子也、弘仁元年参議、同七年右大將となる。
〔藤吉野〕綱繼の子也、天長五年參議同七年右大將となる。
〔橘氏公〕清友の子也。
〔源常行〕源は藤の誤か、藤原常行は良相の子、貞觀六年參議に任ぜられ同八年左大將を兼ねたり。
〔後二條殿〕藤原師實の子師通也、承曆元年參議に任ぜられ、左大將を兼ねたり。

衛左右金吾左右羽林などの類、みな大將軍は正三品將軍は從三品なり、諸衛の將軍は六部の侍郎と同じきを、彼は正四品下これは從三品なるは、殊に此職を重ずるならずや。

大將

〔相當從三位唐名羽林大將軍常云幕府又云幕下又云大樹惣取將軍之稱也〕

非譜第之華族者更不任之。多是大納言中譜第上臈任之、於執柄息者。超次第所任也、又多被任左也。至大臣帶之為規模。又中納言任之於凡人者彌為眉目。參議時任之例。後二條關白師通公也。非參議人任例、氏公公也、近代不可有此比量者歟。又任大將人、其儀大略同大臣。只守位次着座計也、其外内外作法、不混餘人者也。

〔頭注〕超次第、とは假令ば攝家の大納言は下臈といへども、凡家の大納言の上臈を超越して任ぜらるゝなり。○為規模、これ大臣にて大將を帶たるは文武兼帶なる故なり、元永二年正月六日中右記に、大臣後任左右大將一人、右大臣源光任右大將、内大臣藤通隆任左大將、内大臣藤師實任左大將、内大臣藤信長任右大將、左大臣源俊房任左大將、内大臣藤忠通任左大將、此外多大納言後成大將也。○凡人、こゝにては坂上田村麻呂巨勢野足さては平重盛宗盛の類の清華ならぬ人々をいふ。○師通、承曆元年三月廿七日任參議、四月九日兼左大將、然れども參議の時任之例外にも多し、任官勘例に、參議兼大將例、巨勢野足、藤冬嗣、文屋綿麻呂、藤吉野、橘氏公、源常行、後二條殿と見ゆ、此抄には其内の一を擧て他を知らせたるものなり。○非參議以下二十字、古本類本共に无し、但顯統本遠水本には近代以下の十字はあり、且其義にいへる如く、氏宗は中納言の時右大將を兼ねへばこゝに合はず、印本氏宗とある非也氏公に作るべし、公卿補任に橘氏公天長十年三月十日從三位、三月廿四日右近大將依帝外舅也、とあるこれなり、任官勘例に散三位任大將例氏公公。○其儀を校本其職字に作るは非也、古本類本を以て改む。

〔三位中將有仁〕白河天皇皇子輔仁親王の御子也、從一位左大臣に至り、久安三年薨す。

〔當時內府〕藤原忠通也。

〔七人〕昭宣公基經（左中將、貞觀八年中納言兼任）、定國（左中將、昌泰二年同）、兼輔（左中將、延長五年同）、兼家（左中將、安和二年同）、伊周（右中將、正曆二年同）、忠實（右中將、寬治六年同）、忠通（右中將、天永二年同）也。

〔石上宅嗣〕乙麻呂の子也、官大納言に至り、天應元年薨す。

中將

相當從四位下
唐名羽林中郎將又云虎賁中郎將

〔頭註〕中將、秘抄云、舊例一府中將一人少將二人、中古以降中少將各二人、而一府六人例始レ自二承德二年一、又久壽三年陸宣云、自今以後左中將四人少將四人右中將四人少將四人并十六人宜レ爲二定數一、近來過二於此員數一乎、これより後いよ／＼員數多くなりて、元久元年四月十三日明月記に、在朝中少將皆非レ人、每二除目一剩加五十人、末代中少將不レ異二匹夫一、とあり。

權中將

華族四位任之、執柄息若一世二世源氏、中納言時兼之、凡人兼之、實朝公是也。非常之極典、清華之人、參議時兼之、中絶之家兼帶、爲無念之儀也。二位三位中將、非大臣子若孫者不任之、至二位中將者、執柄息外希例也。五位時任之、執柄息外不可然云々、英雄大臣息任之、近代事也。非大臣子孫任之、隆房卿等是也。其外强雖非英雄、重代拜任家有之。

〔頭注〕華族四位云々、秘抄云、四位少將轉レ之。○一世二世源氏云々、元永二年十一月廿八日中右記云、拔二見聞書一之處、三位中將有仁任二權中納言一兼。源氏中納言中將、初例也、中納言中將自二昭宣公一至二當時內府一七人皆藤氏人也。○實朝公、東鑑、承元三年五月廿六日右中將、建保四年六月廿日中納言、七月廿一日兼左中將。○參議時兼之、これ古例也、河海云、稱德天皇天平神護二年正月八日石上宅嗣任二參議一、元中衛中將、宰相中將始也。○中絶之家とは中世沈淪して先祖の如き高官に進みがたき者時に適ひ、殊恩を蒙りて兼帶するに、もとは清華の家といへども无念也となり。○五位時任レ之、淺深秘抄云、五位中將異二四位少將一着坐様難儀也、小野宮右府記、可レ依レ位云々、公任行成兩卿說可レ依レ官云々、先賢意見已區也、猶可レ依レ官歟、非二府役一時可レ依レ位歟、是等官於二官中一

〔隆房〕壽永二年參議、文治五年中納言、建仁四年權大納言となる。

〔隆季〕四條家成の子也、應保元年參議、仁安元年中納言、同三年大納言となる。

〔空物語〕我國最古の物語にて、二十卷あり、作者詳かならず。

者依官次、於如殿上者依位故也。○英雄大臣息の五位中將に任ずるは近代の事也となり、殊に西園寺家北條に緣あるに依て、關東の勢に依て五位中將多し。○隆房は諸大夫家なれば中少將に任ずべき家にあらず、後附に諸大夫者六條修理大夫顯季餘流此號四條、隆房大納言初任近衞將以來昇進多如公達家、とあるこれなり、隆房の父を權大納言隆季といふ、小松重盛公の室兄也、隆房また重盛の妹聟にて、平家の權威をかりて鷹揚の思ひをなし、終に五位中將たりき。○非英雄重代とは英雄にあらず、重代に非ずの義也。

少將

（相當正五位下／唐名羽林次將親衞郎將）

〔頭注〕少將は大中少の次を以ていへば中將の次なれど、和名抄に中將少將共に須介と訓たれば、大將を長官にして中將少將の次官なる事論なし、源氏物語螢に中少將の事をすけ達といひ、空物語樓上に大將の詞につかさのおほいすけすゞしとあるは中將のことなり、建久七年四月廿二日明月記にひだんのちかいまもりのつかさのこんのすないすけ藤原定家とあるは少將のこと也。

權少將

五位殿上人中。爲譜第公達者任之。叙四位時去其職。但叙留者是殊恩也。近代每人叙留。又四位後拜任常事也。三位少將者。執柄息常被任之。又藏人頭時爲少將。是古例也。又辨官兼之公達中有才名人事也。近代殊執之。少納言兼任又希例也。

〔頭注〕叙四位時云々、ふるくは直に中將に轉ぜず、四位になれば他官に遷任するなり。○但叙留とは四位に叙しても、なほ元のまゝに少將にてあるは殊恩也。○四位後拜任は常事にて規模ならず。○是古例也とは天長十年二月に藤良房藏人頭にて從五位下左少將なり、これらをいふなるべし。○辨官兼之、任官勘例に辨官兼任少將例濟時伊周。

〔將監〕定員左右各四人、後增して十餘人となる。

〔東野州聞書〕東常緣が和歌に關する當時名匠の談話逸事並に己が考案など雜錄したる隨筆にて多くは文安寶德の頃の事に係る。

〔將曹〕定員左右各四人、後增して二十餘人となる。

〔府生〕定員左右各六人也。

〔新勅撰〕後堀河天皇の勅により藤原定家の撰せる歌集也、天福二年奏覽に供す。

將監（相當從六位上　唐名中衞校尉）

〔頭注〕將監、雅亮裝束抄にじやうと訓り、[illegible]

六位諸大夫任之、五位時叙留、衞門尉等兼之、舞人樂人等任之、則又叙留定事也、然而諸大夫若執之、是各守故實故也、六位侍任之、或執之、或不執之、凡者不打任事也、於叙留者更無其例。

〔頭注〕叙留の將監は左近大夫右近大夫といふ、大夫は五位の[illegible]、東野州聞書に左近大夫と云は左近將監にありながら、從五位下に叙したるを申侍るなり。○諸大夫は昇殿を許さるべきの[illegible]格なるゆゑに叙留を執する也。

將曹（相當從七位下　唐名親衞錄事）

〔頭注〕將曹、和名抄に佐官、雅亮裝束抄にさくわんとあり。

舞人、樂人、近衞舍人等任之。

府生（唐名府史）

〔頭注〕府生、職官志云、按職員令衞門兵衞等並不載府生、蓋凡府生者往々經見於史中久矣、但未詳其置何世。

同前、大將判授之。

番長

〔頭注〕番長は近衞舍人の中にて上首六人を補す、大將隨身の者なり、新勅撰に、わすれめや番ひのなきなきさだ

〔弘安禮節〕弘安八年一條内經、花山院家定、二條資季撰し、右大臣二條師忠以下二十一人と評定して制せる公儀の禮式にて、院中書札禮之事、路頭下馬禮事、褻御幸路頭禮事、僮僕員數事等の數項あり。

〔近衛〕近衛舎人に同じ。

〔官職難儀〕春宮、攝政關白内覽兵仗准三后親王太政大臣叙位内旨宣、重任等官職の故實を問答體に記したる書也。

てゝわたるみはしに匂ふたち花。

近衞舍人中撰用之。

〔頭注〕近衞舍人、職官志云、卽近衞舊是中衞之類、故稱舍人、固知其人所出亦内舍人大舍人及兵衞之色、續古事談に、近衞舍人は弓矢を具すといへども武勇にはおよばぬものなり、宇治殿の御隨身に四郞先生行武といふ者ありけり、盜人を捕て殿に率て參たりければ、御隨身に近習の者也、かやうの事けちかゝらずのたまひてはかた〳〵しくさたなかりければ、いつとなくからめおきてやみにけり。

上皇。執政。若給兵仗大臣。及左右大將必召仕之。大納言大將不召仕府生。大臣大將以上召加府生也。

〔頭注〕上皇執政云々、官職難義に、兵仗とは隨身を召具する事也、弘安禮節曰、隨身太上天皇十四人將曹二人府生二人番長二人以上騎馬近衞八人歩、攝政關白十人府生二人番長二人以上騎馬近衞六人、大將大臣八人納言參議六人中將四人少將二人。

左右衞門府 唐名金吾、又云監門

〔頭注〕左右衞門府の上に板本外衞の二字あり、辨疑云、印本外衞の二字を以て四衞府の標目とするは非也、既に近衞府の上に諸衞とあればこゝに外衞といふに及ばず、諸本无し從ふべし。○左右衞門府、職員令に、衞門府掌諸門禁衞出入禮儀以時巡檢とあり、大同三年七月に廢して左右衞士府に併せられたり。然るに弘仁二年十一月に又左右衞士府を改て左右衞門府とせられたり、令にては一府なるを此度は衞士府をそのまゝ衞門府とせられたる故に左右となれり。

元者云衞士府。嵯峨天皇御宇弘仁二年十一月。改云衞門府。

督 一人 相當從四位下 唐名金吾將軍

〔頭注〕督一人、後紀延暦十八年四月辛丑勅衞門督元正五位上官、今爲ニ從四位下官ー。

左衞門督者、爲ニ中納言參議ー之人兼ニ任之ー、近代無ニ非參議任ㇾ之例ー、但源頼家朝臣任ニ左衞門督ー、別義歟、四府之中殊執ㇾ之、右衞門者雖ニ非參議ー任ㇾ之、但近代無ニ非參議四位任ㇾ之例ー。

〔頭注〕源頼家、東鑑に、正治二年十月廿六日從ニ左近衞中將ー任ニ左衞門督ー。

佐　一人　相當從五位上　唐名金吾次將

五位殿上人中任ㇾ之。

權佐　一人

名家譜第擇ニ其人ー任ㇾ之、必蒙ニ使宣旨ー、又必可ㇾ補ニ藏人ー故也。

〔頭注〕使宣旨とは撿非違使佐たるべき由の宣旨を蒙て、府權佐より使をも兼ることなり。○可ㇾ補ニ藏人ーとは五位藏人に補するを云ふ、藏人の條みるべし。

大尉　相當從六位上　唐名金吾校尉

少尉　相當正七位上

〔頭注〕大尉少尉、辨疑云、此府令條に在て左右なし、其大尉相當從六位下也、延暦十八年四月廿二日格に、督佐及左右兵衞府の相當を改玉ふとき衞門大尉以下猶舊の如し、弘仁二年十一月廿八日に左右出來し時相當延暦格の

〔雖ニ非參議ー〕これ右衞門督は左衞門督に比しやゝ輕き故也。

〔東鑑〕治承四年より文永三年七月に至るまで凡そ八十七年間の鎌倉幕府の日記也、但しその間長きは三年、短きは數日を脫せる個所百條餘所あり、撰者詳かならず、東鑑考に、東鑑未ㇾ詳ニ誰撰ー、蓋北條家之左右執ニ文筆ー者記ㇾ之歟と見えたり。

〔相當從五位上〕もと從五位下なりしが、桓武天皇の御字一階を昇す。

制に准ぜらる、拾芥抄も亦同じ、然るに此抄大尉の相當從六位上に當る頗る疑あり、蓋三代實錄貞觀四年三月四日の件に、從六位下守右衞門大尉藤原好行と位卑官尊の位署に記せるをおもふに、弘仁貞觀の間に大尉の相當を改玉ふ歟、然ども三代格にも其制を載せず疑はしき事也、また秘抄云、大尉令一人、然而輙不レ任レ之、爲二五位尉一之中殊撰レ人、少尉二人或及二六七人一、中古以降始過二十人一、而久安被レ下二宣旨一以二左右各廿人一爲二員數一、近代三倍歟、また百練抄、久安四年正月廿八日左右衞門左右兵衞尉各廿人左右馬允廿五人内舍人六十人永可レ爲二員數一之由被レ仰二外記一とあるを以て考ふるに員數の多きは少尉の事なるべし。

大志 唐名金吾錄事

顯官也。仍六位諸大夫。幷侍。尤可レ擇二其仁一也。近代不レ及二是非沙汰一。可レ謂二無念一。其中蒙二使宣旨一者。至二于今一爲レ異二他之儀一。又五位後叙留。撿非違使之外未レ聞二其例一。

〔頭注〕五位後叙留とは、尉より撿非違使をかけたる者のことなり。

少志

見二撿非違使篇一。

府生 唐名金吾衞史

左右兵衞府 唐名武衞

〔頭注〕左右兵衞府は職員令に、掌下撿二挍兵衞一分二配閤門一以レ時巡二檢車駕出入一分中衞前後上。

督 一人 相當從四位下 唐名武衞大將軍

〔大志〕定員二人、相當正八位下也。

〔少志〕定員二人、相當從八位上也。

〔府生〕定員四人也

〔分衞前後〕令集解に、伴云、古記云、遠行幸者、必以レ左爲レ前、以レ右爲レ後也、近行幸者、隨レ便爲二前後一、故云二前後一也とあり。

〔佐〕官位令によれば相當正六位下也註に令にては云々とあるは誤也。

〔大尉〕官位令によれば、相當正七位下也。

〔少尉〕官位令によれば、相當從七位上也。

〔大志〕定員各一人相當從八位上也。

〔少志〕定員もと各一人、後世各二人相當從八位下也。

中納言、參議、散二三位、非參議四位等皆任之。

佐　一人　相當從五位上　唐名武衛次將

〔頭注〕從五位上、令にては從五位下也。

權佐　一人

五位殿上人中可然之輩任之、但英雄强不望之間任少將故歟、

〔頭注〕當職は清花の事也、この權佐を望まざるは少將に直任いふなり。

大尉　相當從六位下　唐名武衛校尉

少尉　相當正七位上

〔頭注〕大尉少尉、拾芥云、各一人、其後任人多加而久安被下宣旨以左右各二十人爲員數、近代及三四倍。

六位諸大夫并侍任之侍者自當府尉多轉衛門也諸大夫不必然。

大志　唐名武衛錄事

少志

非要官、仍府官之外、强不任之。

〔府生〕定員四人也

〔諸國の牧〕牧に御牧、諸國牧、近都牧の三種あり、御牧は甲斐、武藏、信濃、上野四ヶ國三十二箇所に置き諸國牧は駿河以下十七箇國二十七箇所〔外牛牧十五所〕に置き、近都牧は攝津、近江、丹波、播磨の四國七箇所に置く、此内御牧及び近都牧は馬寮の所管にて、諸國牧は兵部省に屬す

〔頭注〕非二要官一とは使宣旨を蒙らぬゆゑなり。○府官とはこゝにては府生の事也。

府生 唐名武衞史

同前。

左右馬寮 唐名典厩

〔頭注〕左右馬寮、百寮訓要云、諸國の牧の馬を立おかる、延喜式に載る所毎年の御馬數百匹におよべり、諸國の牧また其數を知らず、駒牽といふ事は八月ばかりにて、當時は侍れども月々の駒牽その數あり、委細は延喜左馬寮式に見えたり、職員令に、掌下閑馬調習養飼供御乘具配二給穀草一及飼部戸口上云々。

頭 一人 相當從五位上 唐名典厩令

四位五位中。可レ然之輩任レ之。知二寮務一時尤爲二重職一。

權頭 一人

五位殿上人。諸大夫共任レ之。於二諸大夫一者。尤爲二清撰之職一。

助 一人 相當正六位下 唐名典厩少令

〔頭注〕助、秘抄云、往代英華貴種人多任レ之、近代經二藏人一之輩幷公達任之。

權助 一人

五位諸大夫任レ之、其撰超二于他諸司助一也。五位侍任レ之。太備二眉目一者也。

大允〔唐名典廐丞〕

少允

〔頭注〕允、秘抄、大少各一人、其後任人多加而久安被レ下二宣旨一以二左右允各二十人一爲二員數一、近代及二四五倍一。

七位相當官也、近代六位侍任レ之。瀧口給レ官時任レ允、是例也。

〔頭注〕近代の上諸本七位相當官也の六字あり、官位令にては大正七位下少從七位上也。

大屬〔唐名典廐主事〕

少屬

兵庫寮〔唐名武庫署〕

〔頭注〕兵庫寮、令にては左右なり、職員令に掌二儀仗兵器安置得レ所出納曝凉云々一。

頭　一人〔無權頭、相當從五位上　唐名武庫令〕

五位諸大夫任レ之。

助〔相當正六位下　唐名武庫少令〕

〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。

〔少屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔令にては左右〕昌泰元年左右兵庫寮及内兵庫司を併せて一寮となす。

〔曝凉〕令集解に、釋云、案、曝凉之時、申二兵部一、兵部申レ官、官奏、請レ鎰曝凉とあり。

〔大允〕定員一人、相當正七位下也。

〔少允〕定員一人、相當從七位上也。

〔大屬〕定員一人、相當從八位上也。

〔少屬〕定員一人、相當從八位下也。

〔出左傳〕左傳僖公二十七年に、「晉作三軍、謀元帥」、趙衰曰、郤縠可と見えたり。

権助

六位諸大夫任之。

大允　〔唐名武庫丞〕

少允

六位侍任之。

大屬　〔唐名武庫主事〕

少屬

外武官

〔頭注〕外武官とは六衞府これ内武官なり、これに對ていふ。

將帥之職。古今重之。所以分閫外之權也。漢書云。馮唐曰。王者遣將。跪而推轂曰。閫以內寡人制之。閫以外將軍制之。軍功爵賞。皆決於外云々。大將謂之元帥。〔出左傳〕其居處謂之幕府。〔漢書註〕將軍職在征行無常處。所在爲治。故言幕府云々又稱將帥。云麾下。又云戲諸軍之旌麾也云々。又將帥有賜節鉞之制。節度者所以

〔經津主神〕神代卷に、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神とあり。

〔健雷神〕神代卷に天石窟所住稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神とあり

〔八目鳴鏑〕八目とは鏑の孔の多きを云ふ。

〔師古曰〕師古の注に、晉灼注を駁し、二說皆非也、莫府者以軍幕爲義、古字通單用耳、軍旅無常居止、故以張莫言之、廉頗李牧市租皆入幕府、此則非因衞青始有其號、又莫訓大、於義乖矣とあり。

〔八尋矛〕八尋は矛の長き義也。

示其信也、斧鉞者所以專刑戮也。本朝將帥之任、起於神代也。其初天照大神、欲降天孫於豐葦原中國之時、遣經津主神健雷神、令平諸不順者。大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手提天梔弓天羽羽矢、乃副持八目鳴鏑、又帶頭槌劔、而立天孫之前云々。神代之制粗可見矣。

〔頭注〕將帥の帥字此は所類反にてスヰの音也、これ副將軍以上を指す。○閫外とは門外なり、和名抄、閫門限也、一名閫苦本反、和名之岐美とあり。○漢書云々、漢書馮唐列傳に、唐對曰、臣聞上古王者遣將也、跪而推轂曰、閫以內寡人制之、閫以外將軍制之、と見えて閫字閫に作れり、註に門中橛爲閫とありて門の內外の限の所に小木を建たるをいふ。○出左傳の三字旁註の攙入也、左傳は僖公廿七年條に見ゆ、漢書註三字又旁註の攙入也、こは李廣傳なる晉灼が注也、板本細書とす、今標註に依て大字に改む、晉灼曰、莫大也、或曰衞青征匈奴絕大莫、大克獲、帝就拜大將軍於莫中府、故曰莫府、莫府之名始於此云々、また師古曰、莫府者以軍幕爲義、軍旅無常居止以帳幕言之。○戲諸軍之旌麾也を板本戲下漢書師古曰戲諸軍之旌麾也に作れり、類本を以て改む、漢書高帝紀曰、諸侯罷戲下各就國、註師古曰、戲謂軍旌麾也、これに依れば戲諸の諸は謂の誤ならんともおもへど、諸本みな諸に作れば改がたし。○有賜節鉞之制、これ節度と斧鉞との二物也、下文にておのづから明なり、書經牧誓に、王朝至于商郊牧野、乃誓、王左杖黃鉞、右秉白旄以麾、とあり、孔安國曰、鉞以黃金飾斧、左手杖鉞示无事誅、右手把旄示有事於敎令、かゝれど本朝には節と鉞と二物を賜る例なし、これたゞ漢土の證を引るのみなり、景行紀に、四十年夏六月東夷多叛、秋七月天皇持斧鉞以授日本武尊、云々、と見えたるは斧鉞の二物を互へるにやとおもふにこはたゞ文飾にて、まことは神代より武器に斧鉞といふものあることなければ、古事記に給比々羅木之八尋矛、とあるに從て保古と訓べし、その後矛を劔にかへられたるにより、令以下の書どもには節刀と載たり、軍防令標註にくはしくいへり。○經津主神云々、神代紀曰、是後高皇產靈尊更會諸神選當遣於葦原中國者、僉曰、經津主神是將佳也、時武甕槌命進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉、其

〔天忍日命〕高皇産靈尊五世の孫也、或は六世の孫とも云ふ。

〔頭椎劔〕日本紀通證に、篠良曰、頭椎者劔首如椎也、今年人所帶之劔有此形也、今按、云々、猶如今陣刀、とあり、その他異說頗る多し。

〔宇治の枕詞云々〕萬葉集卷第十三に緑青吉、平山過而、物部之、氏川渡云云とあり、倭訓栞に、物の布はいちはやび建き人をいひて云々、さて氏と書るは借字にて宇治は稜威(イツ)てふ意にて、ものゝふのいづとかゝれる辭也とあり。

辭氣慷慨故以郎配經津主神令平葦原中國云々。○大伴連云々以下六十九字神代紀の文也、天穗津大來目は天津久米命の事ならん歟、さては古事記に、故爾天忍日命天津久米命二人、取負天之石靫取佩、頭椎之太刀取持、天之波士弓手挾、天之眞鹿兒矢立、御前而仕奉、とある如く同等の神なり、然るにかく天忍日命帥來目部遠祖天穗津大來目と帥字を用ひて從卒の如く神代紀に記されたるは、古事記傳云、こは其子孫の衰たる時の趣を以て記されたるものと見えたり、弊靫の弊は堅き由の稱辭也、靫は矢を盛る器也、後世の箙の如きものなり、鞆は左臂に著け弓弦の音を助るものなり、故に高鞆といふ、稜威は字の如し、天梔弓の梔は木名、羽々矢の羽々は羽の狀也、八目鳴鏑は上矢也、頭椎劔は柄頭を太くしたる劔なるべし。

至于人代。神武天皇東征之日。物部氏祖道臣命爲軍帥。古稱武士云物部。起於此云々。崇神天皇十年。命四道將軍遣四方云々。將軍之號正起於此歟。其後景行天皇四十年。以皇子日本武尊爲大將軍。以武日命武彦命。爲左右將軍。東征蝦夷云々。爾來征行之日命將軍。不可勝計。我國平定新羅高麗百濟之後。百濟最納懇款。依之彼國置日本府。遣鎭守將軍治之云々。然乃建將軍府之初在此乎。聖武天皇御宇。陸奧國置鎭守府。初任將軍遣之。若是本朝置軍府之初歟。征夷征東等臨時置之。不聞有其府也。

〔頭注〕物部氏、古事記傳云、物部は母能布部といふことにて布靡を約ていふ也、さてその母能々布とは總て武勇猛を以て仕る建士の稱にて、萬葉に是を宇治の枕詞に云るもいちはやしと云意也、されば卷三には武士ともかけり、かくて朝廷に仕る人等を凡ても母能々布と云て、母能々布之八十伴緒などよめるも萬葉に多きは、上代に武勇を主とせられし世の古言の遺れりしなり、さて物部と云ふ者は一部の武士にて、其は上代に殊に勇て武事の勝たる聲なりし故に、其部を殊に武士部とは名つけられしなり、云々、物部の名義この說の如し、此抄道臣命を以て物部氏の祖とせるは誤也、道臣命は大伴氏の祖也、神武紀に大伴氏之遠祖日臣命帥大來目督將元戎、予昨勅譽日

〔西道〕古事記傳に後に所謂山陽道を云りときこゆ、西海道までを兼たるにはあるべからずと見えたり。

〔印綬〕支那にて官人の帶ぶる印の環を繫ぐ緒也、爰は漢風に潤飾せるにて、斧鉞を賜ふなどあると意同じ。

〔安羅日本府〕安羅は今慶尙道咸安郡阿羅伽耶の地に在りし國也、文獻通考に、法興王滅ニ阿良國一、以ニ其地一爲ㇾ州、景德王改爲ニ咸安郡一、とあり

〔紀角宿禰〕武内宿禰の第四子也。

〔大伴連狹手彥〕大伴金村の第二子也

臣命一曰、汝忠而且勇加能有ニ導之功一、是以改ニ汝名一爲ニ道臣一、とあり、物部氏の祖は饒速日命なり、同紀に、饒速日命見ニ夫長髓彥禀性愎很不ㇾ可ㇾ敎以ニ天人之際一、乃殺ㇾ之帥ニ其衆一而歸順焉、天皇素聞ニ饒速日命是自ㇾ天降者一而今果立ニ忠効一、則褒而寵ㇾ之、此物部氏之遠祖也、とあり、今按に上文よりいつゞきに依れば、道臣命を載たるかなへり、さらば物部氏祖の四字を大伴氏祖の四字に改むべし、また武士の起原を舉んとならば、氏はそのまゝに置て道臣命の三字饒速日命の四字に改むべし、されど此條は將軍を任られたる事が主意にて武士の名目は旁義なれば、大伴氏祖道臣命といふべきなり。○四道將軍、崇神紀十年九月甲午、以ニ大彥命一遣ニ北陸一、武渟川別遣ニ東海一、吉備津彥遣ニ西道一、丹波道主命遣ニ丹波一、因以詔之曰、若有ニ不ㇾ受ㇾ敎者一乃舉ㇾ兵伐ㇾ之、既而共授ニ印綬一爲ニ將軍一、○皇子日本武尊云々、景行紀四十年夏六月、東夷多叛、中略、天皇持ニ斧鉞一以授ニ日本武尊一云々、卽舉ㇾ兵擊ㇾ之、則命ニ吉備武彥與ニ大伴武日連一令ㇾ從、こゝの文に大將軍左右將軍の號は所見なけれども、武彥武日の兩人征行に從へるを以て是を推せば、日本武は大將軍、兩人は左右將軍たること論なし。○彼國置ニ日本府一、とあるは此抄にては百濟の事也、げに懇款を納て仕奉りしは百濟その最たり、但日本府を置れたるは彼國のみならず、三韓其外いづれにも置れたるなるべし、その證は欽明紀二年に任那日本府と見え、また安羅日本府とも見えたり、殊に百濟は皇國の內官家なりしこと、仁德紀四十一年春三月、遣ニ紀角宿禰於百濟一、始分ニ國郡疆場一具錄ニ鄕土所ㇾ出一、とある府を置れずは國郡の境を分ち鄕土の產物を錄收などの事なるべからず、また雄略紀二十年冬云々、百濟國者爲ニ日本國之官家一所ニ由來一遠久矣、とある官家は卽府のことなり、されば此抄に百濟に日本府をおけるよしかゝせ玉へる理を推て考るに、最然るべきこと也けり。○遣ニ鎭守將軍一治ㇾ之、とある日本府に將軍を遣はされし證たしかに見えず、欽明紀二十三年七月遣ニ大將軍紀男麻呂宿禰一、また八月遣ニ大將軍大伴連狹手彥一領ㇾ兵數萬伐ニ高麗一、これらをさせる歟、此抄の意日本府を以て將軍府の始とし、彼府に遣はして韓國を治めしめたる人を鎭守將軍なりとおもへり、然れども書紀に正しく其名目を載たらねばこれ准后の臆案なり。○聖武天皇御宇云々、この事上陸奧國の條にいへり。○征夷征東等とは、征夷將軍征東將軍等は叛賊ある時、征伐の爲に命ぜらるゝなり、故に臨時の事也、鎭守將軍より兼る例もあり、類史に延曆十九年十一月の件に、征夷大將軍近衞權中將陸奧出羽按察使從四位上兼行陸奧守鎭守將軍坂上大宿禰田村麻呂と見えたり。

鎭守府

〔右文左武〕潘炎の君臣相遇樂賦に、或右文而左武、或先吁而後唱とあり。

〔事力〕地方官に賜はる舍人を云ふ、上等戸内の丁を取りて職分田を耕す等に用ふ、令制によれば太宰府、諸國の官人に限りしが、天平寶字三年鎭守府に事力を給ひ將軍は守に、將監は掾に、將曹は目に准ず、但し國を帶するものは兼ね賜はることなし

〔頭注〕鎭守府は東奥に置れて鎭西の太宰府に相對す、中華東西の要鎭也、太宰は文を旨として唐韓を掌り、鎭守は武を宗として北狄を禦ぐ、まことにこれ右文左武の義にかなへるもの也、その兩府のことくはしくは上に載せたり。

將軍一人

相當従五位上
唐名鎭東將軍

古來尤爲重寄。非武略之器者不當其任。仍代々稱將軍者鎭府將也。中古以來。爲陸奥守者多兼鎭府。不可必然事歟。守者宜擇吏幹之才。將者須用藩鎭之器。故也。又昔並置府國。依恐于地廣而在邊要也。以信夫郡以南租稅。充府國之公廨。以苅田以北稻穀。充鎭府之兵粮云々。又邊要之中。以陸奥爲最。仍此國昔置五千人兵也。是皆可屬鎭府乎。建武三年。勅三位已上爲當府將軍者。可加大字者云々。是依國司請奏被下宣旨也。將軍相當五位也。三位已上位高職下依之申加大字而已。

〔頭注〕其任の任字板本仁に作る、今古本に從ふ。〇鎭府將也の鎭下板本守字あり、古本類本によりて刪る。〇中古以來云々、坂上田村麻呂の陸奥守にて、鎭守將軍を兼られたる國史の文を擧て上件にいへり、これらを中古以來との玉へるなり。〇並置府國、は鎭府と國司とをいふ。〇以信夫郡以南租稅云々、類史大同五年五月壬子言、陸奥國元來國司鎭官等各以公廨作差、令舂米四千餘斛雇人運送、以充年粮、雖因循年久於法无據、但邊要之事頗異中國、何者苅田以北近郡稻支軍粮、信夫以南遠郡稻給公廨、其去國府二三百里、於城柵七八百里、事力之力不可舂運、若勘當停止必致飢餓、請給舂運功爲例、これにて公廨と兵粮と別なることを知るべし、主稅式に、陸奥國公廨八十萬三千十五束、國司料六十四萬一千二百束、鎭守料十六萬二千五百十五束、また凡陸奥國兵士間食料米二千八百八十斛、割年中所輸租穀內每年充之、とあるにて公廨兵粮の員數をもまた知るべし、

〔駿河麻呂〕道足の子也、寶龜六年蝦夷鎭兵の功によりて參議に任ぜられ同七年卒す。

〔紀朝臣廣純〕麻呂の孫、宇美の子也、駿河麻呂の死後陸奧守となり、次で按察使、鎭守府將軍を兼ねしが、寶龜十一年上治郡大領伊治呰麻呂叛し廣純敗死す。

〔百濟王俊哲〕百濟國王義慈の裔也、征夷副使下野守兼鎭守將軍となり、延曆十四年卒す。

公廨とは國廨年中の費用なり。○置二五千人兵一、此事たしかなる證文なし。○建武三年云々、こは建武年間記に載せたる北畠顯家卿の奏狀に、弘仁三年殊下二勅符一建二立鎭守府一、擇二守帥之器一授二將軍之號一、自レ爾任二職一以降以二從五位上階一爲二彼相當一、而多爲二當國刺史一兼レ之、或爲二隣州牧宰一任レ之、爰顯家官昇二八座一、位至二二品一、依二別勅一任二當州一、剩以二勳功賞一兼二鎭守府一、位高而官卑頗可レ謂レ違二先格一、所レ請者自今以後三位以上任二此職一日、加二大字一以爲二永格一と見えたり、依二國司請奏一とはこの顯家卿の請奏也。

副將軍二人

〔頭注〕副將軍二人、續紀寶龜四年七月庚午、以二正四位下大伴宿禰駿河麻呂一爲二陸奧國鎭守將軍一とありて、五年七月庚申以二河內守從五位下紀朝臣廣純一爲二兼鎭守副將軍一これ副將軍の始にて、この時はいまだ一人也、その後に同紀寶龜十一年三月甲午、以二從五位下大伴宿禰眞綱一爲二陸奧鎭守副將軍一、また同年六月辛丑從五位上百濟王俊哲爲二陸奧鎭守副將軍一、この抄二人と書たる濫觴はこの眞綱俊哲也、職官志に延曆八年池田眞枚安倍猨島墨繩並爲二副將軍一、所謂二人者蓋指レ此也、といへるはわろし。

中古以來不レ任レ之。

〔頭注〕中古以來不レ任レ之、職官志云、延曆十年陸奧介文室大原兼二副將軍一、爾後復不レ任レ之、蓋弘仁三年格乃省レ之、この說の如し。

軍監

相當正七位下
唐名兵曹參軍事

〔頭注〕軍監は弘仁三年の格一人也、軍曹は弘仁三年の格二人也、その事は上件にひける三代格に見えたり。

軍曹

相當從八位上
唐名上鎭錄事

揀二武勇之士一。可レ任二此職一歟。近代於二軍曹一者。公卿給之時間(マヽ)申レ之。無二其謂一事也。

〔頭注〕可レ任の任字板本補に作る、今古本に從ふ、○公卿給之時云々、除目の時公卿の年給に聞て、これを申す、これ邊鎭の部將を在京の文官の倍從に充んとて也、甚そのいはれなき事也。

傔仗二人

擇二重代武士一補レ之。將軍判授之官也。凡傔仗者。陸奧守同給二二人一。按察使給二四人一云々。

〔頭注〕傔仗とは帶劍して陪從する者のことなり、類聚三代格に、弘仁三年夏四月甲午太政官符加二減傔仗員一事、鎭守將軍三人減二一人一定二二人一とあるこれなり、陸奧守にも同く二人玉ふ例は格に見えず、中古以來守より鎭府を兼れば、別に玉はざる歟、按察使に四人玉ふ例は三代格弘仁三年四月甲午の件に、陸奧出羽按察使四人元三人今加二一人一と見えたり。

征夷使

〔頭注〕征夷使とは東夷を征伐する使也、東夷西戎南蠻北狄いづれもみな化外に居る者なれば、これらを征伐する使必ずあるべけれども、その中に東夷殊にしばしば邊境を擾亂するによりて、征夷を以て名目とし、西南北をばこれに附屬したるものなり、官位令を撿るに將軍を置れず、故に官位の相當なし、集解云、問除二將軍一意何、答將軍撿二職員令一无レ有二職掌一、但有レ所二征討一者臨時差宛耳、故不レ載二此令一也。○因云征夷大將軍は武官なれば、帶劍たるべきこと勿論なるべきに、ふるくこれに就て議あり、つひには帶劍たるべからざるに定れり、仍て勅授となれり、曆仁元年四月六日玉蘂に、賴經將軍の大納言にて勅授宣旨ありし事を載て云、已帶二征夷大將軍一載二勅任除目一下二兵部省一、尤可二帶劍一之由大外記師兼申レ之、而賴尙眞人申云、將軍者尋常不二帶劍一、如二忠文民部卿一者爲レ鎭二東國一給二節刀一、下向歸洛之時返上、陸奧守赴レ任之時必任二鎭守府將軍一在國之間帶劍、諸國司之中東國多如レ此、尋常帶劍不レ可レ出二入宮門一之由、見二允亮勘文一、如二軍防令一者非二帶劍之任一云々、仍被レ問二南明法博士一有二評議一、所レ被レ下二此宣旨一也。されば將軍といへども禁中にては帶劍の職にあらず、故に勅授の宣旨を蒙て帶劍する也、さるは

〔鎭守將軍三人〕大同五年五月將軍に十人、軍監に七人、軍曹に五人の傔仗を賜ひしが、後ち減じて將軍三人となりし也。

〔賴尙眞人〕淸原良季の子也。

〔忠文〕藤原枝良の子也、民部卿兼紀伊權守に至り、元曆元年卒す。

〔節刀〕軍防令に、凡大將出征、皆授二節刀一、とあり、義解に、凡節者、以二髦牛尾一爲レ之、使者所レ擁也、今以二刀劍一代レ之、故曰二節刀一、雖二名實相異一、其所用者一也とあり。

親衞の任ならざるを以て也、このけぢめを能く辨ふべし。

大將軍一人

征夷者始於日本武尊。毎有兵事。遣將帥也。粗見舊記。未置鎭府已往。東征人或爲按察使。或爲鎭守將軍。文屋綿丸以來。有征夷將軍之號云々。愚案於鎭府者已有鎭將。依之重遣將帥之日。臨時加征夷號。歟坂上田村麻呂者。稱征東將軍。平將門叛亂時。參議右衞門督藤原忠文朝臣任征東大將軍。其弟仲舒。源經基。爲副將軍發向。其後征夷號久以中絶。源義仲朝臣。京上暫執兵權之日。任征夷將軍云々。其後又權大納言右近大將源賴朝卿。辭兩職歸東國之後。有勅被任征夷大將軍。爾來連綿。賴家朝臣自少將之時兼之。實朝公自兵衞佐之時。至大臣兼之。彼流斷絶之後。藤原賴經卿下向。元服以後即任之。其子賴嗣卿又任之。中務卿宗尊親王下向以後。四代親王任之。元弘一統之初。兵部卿護良親王暫任之。其後上野大守成良親王令兼之給。建武三年二月。被止其號畢。凡賴朝卿補之後。依重征夷之任。不並任鎭府。元弘以來被並任畢。建久以來。未任副將軍。於軍監軍曹者。時々請任云々。

〔頭注〕征夷者始於日本武尊、とは景行紀四十年六月東夷多叛邊境騷動、七月天皇持斧鉞以授日本武尊、則命吉備武彥與大伴武日連令從、○未置鎭府已往、とは神龜元年より已往の事也、按察使は養老三年七月に始

〔文屋綿丸〕大原の長子也、弘仁元年參議、同九年中納言に任ぜられ、同十四年薨ず。

〔源經基〕清和天皇第六皇子葛原親王の子、天德五年源姓を賜はり、應和元年卒す。

〔吉備武彥〕孝靈天皇皇子稚武彥命の御子也。

〔大伴武日連〕道臣命六世の孫にて、豐日命の子也。

（大伴弟麻呂）古慈悲の子也、從三位勳二等太子傅に至り、大同四年薨ず。

（大伴宿禰家持）旅人の子也、延曆四年薨ず。

（枝良）左大臣緒嗣の孫也。

（將軍執權次第）源賴朝以下成良親王に至るまでの鎌倉將軍執權の次第を錄せる書也。

て置れたり、爲二鎭守將軍一の守字もしくは東字の誤か、未レ置二鎭府一、已往に鎭守將軍となれる所見なし、元明紀和銅二年三月壬戌、以二左大辨正四位下巨勢朝臣麿一爲二陸奥鎭東將軍一とある准后これらを以てかゝせ玉へるならん歟。○文屋綿丸以來云々、日本紀略に、弘仁四年五月辛巳從三位文室朝臣綿麻呂爲二征夷大將軍一とあれば、綿麻呂は征夷大將軍にて征夷將軍とは稍差別あり、征夷將軍の始は元正紀養老四年九月以二播磨按察使正四位下多治比眞人縣守一爲二持節征夷將軍一、軍監三人軍曹二人、と見えたるこれなり、但この時の征夷は東方征伐の事のみにて、四方の兵權を掌れるにはあらず、同時に以二從五位下阿倍朝臣駿河一爲二持節鎭狄將軍一、軍監二人軍曹二人、とありて、北狄征代の事をば別に命ぜられたるを以て、征夷の專任ならぬを知るべし、征夷大將軍の始は日本紀略延曆十三年正月乙亥朔、賜二征夷大將軍大伴弟麻呂節刀一とあり、この時より兵權やうやう歸して征夷の任重くなれり、されば將軍も大將軍も綿丸以來にはあらで共にそれより以前なり、此抄に綿丸以來とのたまへるは暗記の誤也。○坂上田村麻呂稱二征東將軍一云々、公卿補任に、延曆十五年十月甲申、從四位下坂上大宿禰田村麻呂任二鎭守將軍一、日本紀略に、同十六年十一月丙戌、爲二征夷大將軍一とは見えたれど、征東になられし事は所見なし、これまた暗記の誤也、征東將軍は續紀に、延曆三年二月己丑、從三位大伴宿禰家持爲二持節征東將軍一これなり、日本紀略に、延曆十二年二月丙寅、改二征東使一爲二征夷使一、庚午征夷副使近衞少將坂上田村麻呂辭見、と見えて此人の邊將になられしより四五日以前征東の號は止められたり。○平將門叛亂時云々、諸記に依て考るに將門の叛亂は天慶二年の事也、同三年正月に追討せらるべき議定ありて、參議修理太夫藤原忠文を征東大將軍右衞門督として、其弟仲舒を副將軍にし發向せしめらる、藤原系圖を按るに、枝良の子に忠文忠舒忠衡と見えて、忠文は參議右衞門督正四位下征東大將軍、忠舒は刑部大輔從四位下征東副將軍とあり、また扶桑略記にも、忠舒とあれば、仲は忠の誤字なるべし。○源義仲云々、百練抄に、元曆元年正月十一日、以二伊豫守義仲一可レ爲二征夷大將軍一之由被レ下二宣旨一、とあり、此事を東鑑に論て、朱雀院天慶三年被レ補二參議右衞門督藤原忠文朝臣一、以降皇家廿二代歲曆二百四十五年絕不レ補二此職一之處云々、可レ謂二希代朝恩一歟、といへり。○辭二兩職一とは權大納言と右大將とを辭し玉へること也、公卿補任の所見、元曆二年四月廿七日從二位、文治五年正月五日正二位、建久元年十一月九日權大納言、同月廿四日兼二右大將一、十二月四日辭二兩職一、かくのごとし。○被レ任二征夷大將軍一、東鑑建久三年七月廿日の條に、去十二日任二征夷大將軍一。○賴家朝臣自二少將之時一云々、これ誤也、諸書に據て考るに賴家は建久八年十二月十五日に從五位上に叙し右中將に任ぜり、この時いまだ賴朝在世なり、さて正治元年正月十三日に賴朝薨じ玉へり、將軍執權

〔通家公〕藤原良經の長子、晩年毘沙門谷に光明峯寺を建てゝ居せしより光明峯寺關白と稱す、建保六年左大臣、承久三年攝政、安貞二年關白となり、嘉禎元年攝政再補、建長四年薨ず。

〔建武元年云々〕南方紀傳建武元年の條に、十二月廿八日、成良親王爲二關東管領一、源直義(兼相摸守)奉二執權一下向、云々とあり。

〔三内口決〕また三光院内府記、故實請談などとも云ふ綸旨、數書、裝束、元服其他の故實等を記せる書、三條西實澄の撰也。

次第に、賴家建久十年正月廿日轉二任左中將一、同廿六日可レ令レ奉二行諸國守護事一由被二宣下一、と見えて、左中將に轉任の後も、たゞ父卿の迹を繼で惣追捕使の職をうけ玉へるのみにて、いまだ將軍には拜せられ玉はず、同書に、正治二年十月廿六日從三位同日任二左衞門督一、建仁元年七月廿三日從二位征夷大將軍、とあれば、左衞門督になりて征夷大將軍を兼玉へる也。○實朝公自二兵衞佐一之時一云々、實朝は賴家の弟にて賴朝の二男也、建仁三年九月七日に從五位下に敍し將軍となり、十月廿四日右兵衞權佐に任ぜられ玉へり、予時十二歲也。○賴經卿は光明峯寺關白通家公の子、安貞元年正月廿六日に征夷大將軍に補す、これよりさき實朝の薨後七八年の間は平政子女儀にて兵權を取られたり、將軍執權次第に、但不レ蒙二將軍宣旨一、賴經卿年少之間爲二後代官一所二成敗一也、と見えたるが如くなりしに、こゝに至てこの職藤原氏にうつれり、其子賴嗣卿寬元二年四月廿四日父卿の讓を以て將軍となり玉へり。○中務卿宗尊親王は後嵯峨帝の第一皇子也、建長四年三月十九日關東に下向四月一日將軍になり玉へり、この親王の御子惟康文永三年七月廿四日三歲にて從四位下に敍し將軍になり玉ひ、正應元年に至て親王宣下ありて二品に敍し玉へり、その次後深草帝第二皇子久明親王正應二年十月十日將軍に補して下向、その次久明の御子守邦親王延慶二年　　に將軍宣下ありて卽三品に敍し玉ひて元弘三年まで當職、同年五月廿二日北條高時伏誅の時御出家、同八月十六日薨玉へり。○護良親王暫任之、これいはゆる大塔宮の御事卽後醍醐帝の第三皇子也、はじめ天台座主にておはしゝが法衣を脫て義兵を舉玉ひ、元弘三年六月に右大將淸忠卿を以て奏請し、征夷大將軍に補玉へり、然るに同年の十月に尊氏の讒言によりて、終に大樹の職を奪れ玉へり、その間六月より十月まで纔五月の間なりし故に暫任といふ、但將軍は相當の官にあらず任字いかゞ也。○成良親王は後醍醐帝の第九皇子也、建武元年十一月に征夷大將軍に補し、足利直義守護し奉りて鎌倉に下向。○被レ止二其號一畢、こは成良親王征夷の職を辭し玉ひて後、建武三年二月に源顯家卿奏請して、鎭守將軍にて三位以上たる者は、大字を加ふべく勅し玉ひし後、鎭守の任重くなりしかば、征夷大將軍の號を止玉へり、さるは兵權兩方にわかれなば、却て國家の爲ならじとの遠慮に依てなり。○被二兼任一は護良成良等は征夷なり、顯家は鎭府なるをいふ。○未レ任二副將軍一、の任字補とかくべし、三内口決云、副將軍事、建久以後无二其沙汰一、況於二當時一者依レ被レ重二將軍家一彌不レ及二沙汰一候。

或人請レ問二官位昇進之次第一。欲レ傳二口實一。可レ似二臆說一。欲レ貽二乎澤一。有レ慙二來者一。予從レ出二俗塵一已移二十年之寒暑一。況在二遊旅一。不レ蓄二一卷之文書一。每事荒忽。恰如レ蒙レ瓮。上章執徐

之春。夾鍾候豫之日。強而染レ翰。聊以終レ卷。見レ引二餘習一不レ顧二後嘲一耳。

〔頭注〕予從レ出二俗塵一云々は、准后元德二年九月に三十八歳にて入道し玉へり、興國二年は實に十年後也。○逆旅は客舍也、准后この時常陸小田城にませり。○蒙レ盆とは明衡往來に、蒙レ盆如レ向レ壁といへり、物の分明ならず辨知しがたき事なり。○上章云々、太歲在レ庚を上章といひ、在レ辰を執徐といふ、二月を夾鍾として、その二月の節より廿八九日過たるほどを候豫といふ。

〔小田城〕常陸國筑波郡小田村に在りて代々小田氏の居城也、延元三年親房常陸漂着後この城に據りしが、興國二年六月高師冬大擧して本城を圍み城主小田治久またかを敵に通ぜしより、同十一月逃れて關城に移る。〔明衡往來〕年中十二箇月の消息文例にて、藤原明衡の撰、三卷也。

標注 職原抄校本 卷下 終

標注職原抄校本別記　卷之上

冠位十二階並官位冠位の別

推古紀、十一年十二月戊辰朔壬申、始行冠位、大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智、幷十二階、並以當色絁縫之、頂撮總如囊而著緣焉、但元日著髻華、また十二年春正月戊戌朔、始賜冠位於諸臣、各有差、と見ゆ。これより以前も、冠といふものなきにはあらざりき。古事記御禊の件に、次於投棄御冠所成神名、飽咋之宇斯能神、と見えたるを始め、出雲風土記に、神門郡冠山といふを記して、大神之御冠といへるなど、（この大神は大己貴命のことなり。）神代にすらかくあれば、まして神武天皇以來は冠のありけむこと、辨をまたず。然はあれど、上代は、いまだ冠を以て、人の尊卑を定むる制度はなかりしを、（これらの事委く冠考にいへり）推古の御代に至て、始て冠色によりて、位號を建られたり。さればこれを皇朝に冠の出來たる始なりとは思ふべからず、位の出來たる原なりとおもふべし。さて日本紀の文を考るに、十一年十二月に、冠位の事さだまりて、十二年正月の朝拜より、これを著せしめたまひしものなり、故に此抄に、始行冠位とある、十一年のかたに依らで、始賜冠位とある、十二年のかたを取れるは、さる事なりけり。石川正明が冠位通考に、この時群臣諸氏を十二等にわかちて、云々の氏は大德、云々の氏は小德、云々は大仁、云々は小仁など定て、其冠をたまひし事なり。此冠はおほやけより賜りて、

〔大德云々〕大德小德は一位、大仁小仁は二位、大禮小禮は三位、大信小信は四位五位に、大義以下は六位乃至八位に當るべしと云ふ。

〔當色〕冠位通考に小禮以上は紫、信は緋、義は緑、智は縹にてありけんとあり、尙ほ次頁お參照すべし

〔神門郡冠山〕同書同郡の條に、冠山、郡家東南五里二百五十六步（大神之御冠也）とあり。

〔境部臣雄麿〕蘇我の同族也、大德を賜はれるは此家柄によるとの說あり

〔中臣連國〕可多能祜大連の第二子也

〔元興寺〕大和國高市郡飛鳥村に在り蘇我馬子の建立にて推古天皇四年成る、もと法興寺と號せり。

〔鞍作鳥〕多須那の子也。

尊卑の驗とす、後世位記を賜りて驗とするに同じ。冠がすなはち位なるゆゑ、冠位といふ。尊卑は家につきたる尊卑にて、身を終るまで同階なり、次第轉昇の位にあらずといへる、ひがことならむ歟。尊卑は家につきたる尊卑ならむには、たゞ某氏某姓とのみにて、よく別るべし、いかでか煩はしく、大德小德云々などの位號を、制せらるべき。位號を制せられたるは、次第轉昇の爲なることいはむも更なれど、その品十二にかぎりて、階級數ずくなく、後世の如くならざりしからに、正明はかく思へるなるべし。されども、この說のたちがたき證は、卽ち此天皇の三十年の、新羅征伐の件に、以二大德境部臣雄麿小德中臣連國一爲二大將軍一と見えたる、境部氏、さばかりの貴姓とも見えぬを、大德の位なるは、此度の大將軍に任ぜられし人にて、其才德勳勞、衆の歸服せしほどを推量り知るべし。また同十四年に、丈六の佛像を、元興寺の堂內に入れし功によりて、鞍作鳥といふものを賞たまひし件に、造二佛像一旣訖、不レ得レ入レ堂、諸工人不レ能レ計、以將レ破二堂戶一、然汝不レ破レ戶而得レ入、此皆汝之功也、卽賜二大仁位一とあり。大仁は大德小德につぎたる尊位なり、もし正明の說の如くならむには、鞍作は品部の類にて、いみじき卑姓の者なり、たとへいかばかりの勳功ありとても、賜ふまじき理を、枉て賜ふことやはあるべき。それも年月經て、おのづから制度の弛める世ならむには、あるまじき事にもあらざめれど、これは十二年に始行れて、十四年なれば、いまだ三年も過ぬほどなり。されば臣連伴造國造の諸氏の、尊卑の序列を改て、位階を設け、功績を弉らるゝ濫觴は、この十二階ぞ始なりける。さて文に、以二當色絁一縫とある、絁は和名抄に阿之岐沼と訓り、言義は惡絹なり、賦役令標注に委しくいへり。さる絁を以て制らるゝばかりなりしゆゑに、織文などはなかりしものにて、たゞ色を以て位をわかたれたるなりけり。當色とは、其位に當る色といふ事なり。紀に色の制を記されざるゆゑ、今知るべきよしなけれど、按ふに、紫赤靑紺黑緣の六色を、深淺にて、十二等にせしものなるべし。白は貴色にて、天皇の外用ひたまはねば、この限にあらず。頂撮總如レ囊而著レ緣とあるをおもへば、緣は殊更に、羅の類などの、

〔心葉〕大甞祭等の時に冠の上に掛くる飾也。

〔藥獵〕五月五日山野に遊びて藥料を採るを云ふ、もと鹿の幼角等を採りしが、後世は藥草を採集す。

〔以紫爲之〕紫の下綾などの脫字あるべし。

〔大伯仙錦〕錦文也　初學記に、錦有大登高、小登高、大明光、小明光、大博山、小博山、韋氏藻林云、博山爐、烟象海中博山故名とあり。

〔車形錦〕日本紀集解に、嘗得此御被裁餘、黃綾黑文、織車輪、輪大徑六分とあり。

有文の綢にて、別につけたるなるべし、なほ七色十三階の件におはせて考べし。位をば色もて別たれたれど、その上代の制をも廢じとにや、彼十一年の始行冠位の文のつゞきに、唯元日著髻華と見えたり、髻華は後世いはゆる心葉の如し、上古よりありこし物なり。同紀の十九年五月己丑の藥獵の件に、是日諸臣服色皆隨冠色、各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、とあるは、冠たゞ色を別てるのみにて、絁を以て制れるばかりのものなるゆゑに、事とあるをりは、髻華を用ひて、威儀をつくろはれしさまを知るべし。この後、孝德紀の大化三年に、制七色十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡裁冠之緣、服色並用深紫、二曰繡冠、有大小二階、以繡爲之、其冠之緣服色、並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠、以大伯仙錦爲之、以織裁冠之緣、其小錦冠、以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦裁冠之緣、服色並用眞緋、五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠、以大伯仙錦裁冠之緣、其小青冠、以小伯仙錦裁冠之緣、服巳並用紺、六曰黑冠、以黑絹爲之、以黑絹爲之の五字、板本脫せり、今古本を以て補ふ、有大小二階、其大黑冠、以車形錦裁冠之緣、其小黑冠、以菱形錦裁冠之緣、服色並用綠、七曰建武、初位又名立身、以黑絹爲之、以紺裁冠之緣、この時彼絁冠の物げなきを廢て、織繡紫錦青黑等を以て制せられたり。さてこの冠の緣を、別なる絹もて裁つけられたるをおもへば、十二階の冠の緣も、別なる絹なりしなるべし、此度は髻華を著る冠をば、殊更につくられけり。上文のつゞきに、別有鐙冠、以黑絹爲之、其冠之背張漆羅、以緣與鈿異其高下、形似蟬、小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿、以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅爲之、建武之冠無鈿也、此冠者、大會饗客、四月七月齋時所著焉。鐙を都保と訓るは、

〔桃華蘂葉〕一條家に著用すべき裝束の色目冠扇太刀烏帽子、其他書狀文書等のことを記せる書、一條兼良の撰也。

〔壒嚢抄〕和漢の故事、國字、漢字の義理、言語の起原等を說述せる書、僧行譽の撰也。

〔通證〕日本書紀通證の略、谷川士淸の日本紀漢文主解の書にて、卅五卷也。

壺鐙の形に似たれば也、桃華蘂葉に、鐙壺舌長半舌とあれば、後までも、其名は存れゝど、形は古代なるにはかはりたらむとおぼしければ也、今よりの推量にてたしかにはいひがたけれど、恐くは後世の冠の如くやありけむ、壒嚢抄に云云、壺冠といへり、當世に用ふる冠これなりと、江帥記に侍り、と見えたる、まことに然るべし、さて形似レ蟬とは、冠の形にはあらず、冠は既に鐙冠といへれば、その壺鐙のさま也、この形といふは、鈿の事なり、鈿字も子孫と訓て、推古紀なる髻華に同じ、蟬は旁訓にカザリクシとあり、通證に漢燕剌王傳を引て、郞中侍從著二貂羽黃金附蟬一、また師古曰、貂羽以二貂羽一爲二冠之羽一也、附蟬爲二金蟬一以付二冠前一也、といへれば、蟬もまたく後世の心葉なり。

同五年二月、制二冠十九階一、一曰大織、二曰小織、三曰大繡、四曰小繡、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小華下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身、この後また、天智の三年二月に、二十六階とせられたり、大織小織、大縫小縫、大紫小紫、大錦上大錦中大錦下、小錦上小錦中小錦下、大山上大山中大山下、小山上小山中小山下、大乙上大乙中大乙下、小乙上小乙中小乙下、大建小建、是爲二二十六階一焉、改二前華一曰レ錦、從レ錦至レ乙加二六階一、板本六字を十に作るは誤なり。又加二換前初位一階一爲二大建小建二階一、以レ此爲レ異、餘並依レ前、かく推古十二年より以來、凡七十年ばかりの間に、四度まで改めつくられて、始め十二階、その次に十三階、その次に十九階、その次に二十六階とやうに、次第に增し加へられたるは、既に功績を賞するかたに就て、設けたまひては、おのづから、その殿最、きざみ〳〵のおほくなるまゝに、階級數すくなくては、便あしかればなるべし、然功績を賞せむ爲の冠位なるゆゑに、皇親には及ぼされず。推古十二年の位階大德を始め、孝德天智の大織等も、みな臣下の冠位にて、親王諸王の冠位にはあらず。さるは親王諸王ほ、大君の列にまして、臣下とはいと異なれば、功績動勞を積たまふべき御身ならぬゆゑに、殊に冠位の制を用ひらるべきにあらねばなりけり。さらば皇親には、冠のなかりしかといはむに、さにはあらず、親王諸王

〔正月甲辰〕正月六日也、通證に、六日叙位始二于此一とあり。

〔東宮皇太弟〕大海人皇子（天武天皇）なり。

〔施二行法度之事一〕日本紀には、施二行冠位法度之事一とあり。

〔屋垣王〕日本紀、屋恒王に作る、筑紫大宰也。

ゐ冠ゐ著たまひけむこと、伊勢諸蕃などの如く、神にすら其證あれば、露頂にてはなかりつらめども、上にいふ如く、大君の列にて、階級を以て、その品を定むべきにあらねば、織冠繡冠などやうの尊卑の別ゐ建られざりしまゝに、冠の事を紀に記されざるなり。そは天皇の御冠の制の所見なきに同じ、但天智の十年正月甲辰、東宮皇太弟奉レ宣施二行法度之事一とありて、細注に、法度冠位之名、具載二於新律令一と見ゆ。この新律令といふは、所謂近江朝廷の律令なるを、はやく世にうせて、今傳らざれば知りがたけれども、日本紀の所見を以て考ふるに、諸臣の冠位は、三年に制られし二十六階のまゝにて、此時始て、親王諸王の位階を定めそへられたるなるべし。かくて此親王諸王の位階は、臣下の如く、その冠の制ゐ以て、尊卑を別つにはあらず、冠は親王も諸王もみな同物にて、列位に親王と諸王といけぢめを定られたりとおぼしくて、天武紀五年に、三位屋垣王、また同八年に、吉備大宰石川王薨之、贈二諸王二位一、また同年に四位葛城王卒、また同十一年に、五位殖栗王卒、おなじき十二年に、諸王五位伊勢王などある。これ冠制にけぢめなきゆゑに、一より五までの所位ゐ建られたるものならずや。そのうち親王の位階は所見なけれど、諸王二位諸王五位などあるを以て、親王二位親王五位ある事知られたり。二位五位ゐ載たれば、一位三四位のある事も、おのづから知らるゝにあらずや。されば親王に、一位より五位まで、諸王に一位より五位まで、合せて十階を、此時そへられ、王臣合て、三十六階とせられたるなりけり。天武紀四年四月の件、十一年二月の件に、小紫美濃王といふが見えたるはいぶかし、大紫小紫は臣下の位なり、諸王にたまふべきよしなし、誤字ならむ歟ともおもへど、二所ともに同じ事をかくあやまるべきにあらねば、猶よく考べし、但理におきてあるべからぬ事也。その後、天武十四年正月丁卯、更改二爵位之號一、仍増二加階級一、明位二階、淨位四階、毎レ階有二大廣一、并十二階、以前諸王已上之位、正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、追位四

〔新令〕卽ち大寶令なり。

〔外位〕外官の人に賜ふ位を云ふ、正五位下より少初位下まで二十階あり、內位よりは稍輕し、尙ほ主典以上は外官なれど、任期滿つれば歸京して加階する故外位を賜はることなし。

〔勳位〕勳功によりて賜ふ位階にて、勳一等は正三位に相當し、勳二等は從三位に相當す、以下これに準ず。

階、進位四階、每階有大廣、并四十八階、以前諸臣之位、と見えて、此度の改制に、王臣の爵位、あはせて六十階となれるは、いよ／＼殿最の昇降を、細かにせられむが爲になむ。その內、皇親の爵位は、天智十年の十階に、二階增加し、これまで一位二位などゝいへりしを、明大壹淨廣貳などいふ位號に改めたまへり、さて明淨ともに、親王にも諸王にもたまひはしたらむとおもはるれど、これまでの一位二位などの如く、おのづから、親王の明淨、諸王の明大のけぢめは、ありしなるべし。然るに續紀大寶元年三月甲午、始依新令改制官名位號、親王明冠四階、諸王淨冠十四階、合十八階、諸臣正冠六階、直冠八階、勤冠四階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十八階、とありて、天武の王臣六十階を、四十八階に減ぜられ、別に外位二十階、勳位十二等を添られたり。その明冠四階は、一品より四品までの四階、淨冠十四階は、正一位より從五位までの十四階、これ諸臣の位也、和名抄に、正を於保伊と訓るは、於保伎の音便にて、大の義なり。從を比呂伊と訓るは、比呂伎の音便にて、廣の義なり、されば、字は正從にかへられたれど、言は天武十四年に制せられし大廣に依て改められざりし也。正冠六階云々以下は、正一位より從三位までを正冠とし、四位五位を直冠とし、六位より初位までを勤務追進の諸冠として、正を上、直を中、勤以下を下と、三等に定められたり。おほかたの人、位階の次第は、一位より初位まで貫きて、階梯を昇降するが如く、其界はなきものとおもふめり。然にあらず、そは正冠六階を公卿の位としたれば、四位より三位に入ることいとかたし。直冠八階を大夫の位としたれば、六位より五位に入ることもまたいと難し、但選敍令に依れば、五位以上勅授、內八位外七位以上奏授、外八位及內外初位官判授にて、五位以上は、一位まで一列の如くなれ共、これはたゞ授位につきての事也、その階級は、この正冠と直冠とにて、三位まで、と五位までとの、際のたちたる事を知るべし、さるは續紀養老元年十一月の詔に、天下老人、八十以上、授位一階、若至五位、不在授限、また同紀天平十八年三月の勅に、宜天下六位以下皆加一級、唯正六位上者、准當戶今年租、とある、養老なるは、もし正六位上の人にて、一階をたまはれば五位に入る、五位に入るは難きことなるゆゑに、位を給はず、天平なるは、正六位上より五位に入れたまふ事は、たやすからねば、其代りに當戶の今年の租をゆるしたまふよし也、また同紀天平神護二年十月の勅に、宜文武百官六位已下、及內外有位加階一級、但正六位上者廻授一子、これも正六位上より、一級賜はれば五位となる、そはたやすからぬ事なれば、父にたまふべき一級を、子にたまふべしとなり、もし正六位上の人の、勤勞つもり

こ從五位下に入るは、下姓の人にもなきことならねど、さもあらで、おのづから從五位下に進むは、多くは譜代の名族なり、故におほかたは、正六位上より、まづ外從五位下になりて、さて內位には入る事なり、誠に古昔ともに、五位になるをかうぶりたまはるといへるは、六位以下とても、位記たまはるは、即かうぶりたまはるに同じことなれど、五位以上の殊に重みするゆゑに、かゝる詞どもゝ出こしなりけり、なほ氏爵の條を幷せ見るべし始テ停レ賜レ冠ヲ、易ルニ以ス位記ヲ、語ハ在ニ年代曆ニ、と見えて、此時より、冠を賜ふの制をとゞめ、位記をつくられしからに、冠位の字を用ひずして、官位とかく事とはなりにけり。

神祇官在所

神祇官の在所は、拾芥抄に、宮城內郁芳門披、とあり。大內裏圖考證に、輔家所傳の官史鈔を引て、神祇官には、南廳西廳刀禰殿とて有レ之、今は无レ之、北廳許有レ之、と見ゆ。伯家部類に、寬永元年月日、雅朝王曰、神祇官は、大內裏の辰巳なり、今は二條通の北に當るべし。其屋敷、三十九年ばかり以前、予が三十餘の時まであり、其頃は芝になりてありしを、大閤檢地の時かはりて、それより絕たりとなりと見ゆ。寬永元年より、三十九年以前は、正親町院天皇の天正十三年に當る、その頃、既に官舍は廢て、芝原となれるを以て、この官の衰へたるほどを知るべし。これより以前に、宣胤卿記に、延德元年十月云々、去三月廿五日夜亥刻、風雨雷鳴之魁ニ、黑雲八流、靡ヒ降ニ于齋場之南宮幷八神殿及大元宮之上ニ、其中光氣有リレ之二、恐怖無レ極、仍リ爲テニ汙事ト一參ニ入大元宮ニ之處、八神殿前大元宮後之庭上ニ、有ニ一靈物一、則奉リ抱キレ之ヲ安ニ申シ大元宮ニ畢ヌ云々、太神宮延德記もこれに同じ、此齋場大元宮などいふもの、神祇官にあるべからず、みなト部家に建たる名なり、これを以ても、既くト部家一種の神事を興したりし事を知るべし。おもふに延德元年は、上にいへる天正十三年よりは、九十七年以前なるに、既にかく吉田にも八神殿のありしを以て、神祇官は、應仁の亂後より、あるかなきかのさまにて年を經しこと、論をまたず、これしかし

〔郁芳門〕大內裡東面の外廓門也、待賢門の南に當る。

〔南廳〕神祇官西院の南方に在り、新年月次兩祭に、辨官並に諸司六位以下こゝにて事を行ふ。

〔西廳〕神祇官西院の西方に在りて八神殿と相併ぶ、神饌調進の殿舍也。

〔刀禰殿〕神祇官西院の東方に在り、又た東舍、外記舍、齋部殿とも云ふ、新年月次の兩祭に外記の座を爰に設く。

〔雅朝王〕雅業の子、華山源氏第十九代なり。

〔大閤檢地〕豐臣秀吉の行ひたる檢地也、天正十七年着手、文祿四年ほゞ完成す。

〔神楽岡の社内〕京都上京區吉田神社の社内也、社は貞観三年藤原山蔭の勧請にて、武甕槌神、經津主神、天兒屋命及姫神を祭神とす。

〔宣胤卿記〕文明より文亀頃までの中御門宣胤の記録也

〔兼右卿〕吉田兼滿の養子也、神祇大副從二位に至り、天正元年薨す。

ながら、朝家の陵夷より起れゝば、この一事にても、まことにあさましかりし世の形狀しられて、今も慣（イキドホ）ろしくおほゆる事なり。さるはもし神祇官なほ形の如くも殘りたらむには、卜家私に吉田に八神殿を建らるべきにあらざるをや。然れども、彼延徳の怪異、まことにありし事ならむには、八神既に大内を厭ひて、洛外に所を易たまひし驗といふべし。其後天正十八年三月十三日に、勅許にて八神殿を神楽岡の社内に祀り始られたり、これ兼右卿の代の事なり。さればこれより以前には、その社ありても淫祠なりけるに、この時にうけばりたる官社となりにけり。萬葉緯首書云、八神殿、後陽成院天正十八年三月十三日、卜部兼右、奉レ勅同四月十八日、奉レ遷二神楽岡社一抑太政官以下の官舎内ニ云々、種季案洛中寺院等、天正年中に、洛外に遷されたる多ければ、神楽岡に遷されたるは、今年の事とすべし、されば宣胤卿記にいへる八神殿は、卜部家に兼て造りおけるもの也。等の事をば、その在所を記さずして、たゞ神祇官のみを、かく委しく論いへるは、いかなるよしぞといふに、今も吉田に八神殿ありて、これ神祇官なりとおぼえたる人のおほかるにより、彼所にうつされしよしどもをたづねて、かくはいふになむ。

神祇官の細注に、當二唐太常寺一、又云二祠部一の九字、坂本にあり。類從本にもあり、また板本祠部の下に、太常令の三字あり、これは類從本に无ければ削る、古本にはすべて唐名を記さず、唐名はもと拾芥抄にもとづきて、後人の記せるものなり、太政官以下みな然り。周禮に、春官大宗伯、掌二天神地祇人鬼之祀一とあるは、神祇伯の任にやゝ似たり、但神祇官には、人鬼を掌れる事はなし。これを事類全書に引て、卽太常卿之任也といへり。唐百官志に、太常卿、掌二禮樂郊廟社稷之事一とあり、これを本朝にあてゝ考るに、人鬼と禮樂とは、治部省の所掌なれば、異朝の太常寺は、こなたの神祇官と治部省とをあはせたるが如くなり。また祠部は、禮部に屬せる官にて、通典に延載元年五月制、天下僧尼、隷二祠部一不レ須レ屬二司賓一開元二十年正月制、

〔古語拾遺〕紀記等に漏れたる上代の史實を記錄し、忌部氏代々の功績を顯はせる書、齋部廣成の著也。

〔菟狹國造〕國造本紀に、宇佐國造、橿原朝、高魂尊孫宇佐都彥命定賜國造一、とあり、菟狹津媛は宇佐都彥命の妹にや。

〔大祓執中抄〕大祓の詳解せる書にて、近藤芳樹の著、三冊也。

倭尼謀二制部一とあるなどを以ておもふに、これはた治部の事なり。されば太宰制部とあるに、神祇官の唐名としがたし、實にこの官は、本朝のみのものにて、異國に准擬すべきがなき事、本文にて知るべし。

中臣并朝政

天兒屋根命は、中臣の祖なり。種子命の、兒屋根命の孫たる證は、古語拾遺に、令下天富命率二供作諸氏一造中作大幣帛上、令三天種子命天兒屋根命之孫、解二除天罪國罪事一、其事具在二中臣禊詞一とある、此注の孫字にて明らかなり。但中臣系圖には、天兒屋根命之孫、天押雲命之子也、と見えたり。神武紀を考るに、勅以二菟狹津媛一賜二妻之於侍臣天種子命一、天種子命是中臣氏之遠祖也、これ東征親踏の御時の事なるに、かく菟狹國造の女を賜ひて、殊寵を三軍にしめしたまへるは、執政の重臣なればなるべし。さてかく拾遺に、種子命中臣として、天罪國罪の事を掌りたまふよしいへるは、即後世にていへば、萬機輔佐の義なり。其ゆゑいかにとなれば、古へ上下和順民庶質朴にして、無爲なりける世、何の煩はしき政かはあらむ、ただ觸穢犯罪のみの事なりけむ。故に中臣祓詞は、太古の律令なりと、既に大祓執中抄開題にこれを辨たり。その天罪國罪の事を執行ひたまふは、これ朝政を執するにあらざらむやは。但こは古語拾遺に依て建たる說なり。此抄に專主二祭祀事一とあるは、その天罪國罪の事のみにあらず、すべて天下の政事を執行ふことなり。古は後世とは異にて、何事を行ふにも、まづ神祇を祀りて、その御おもむけに從へり。故に神祇を祭るが、即國政を掌る義にて、中臣の職は、後世の大臣の如し。主字のうへ、一の專字を置たるは、忌部の職掌も祭祀の事、その外の諸氏にも、祭祀の事にあづかるがおほかれど、專ら行ふは中臣

〔太玉命〕高皇産靈神の御子也。

〔舒明紀云々〕同紀八年七月の條に見えたり。

〔八省院〕天皇朝に臨み給ひ、又た即位、百官庶政を行ひ諸司告朔をなす所にて、また朝堂院大極殿院とも稱し大內裏の南中央に在り、その正殿は即ち大極殿にて其後に小安殿あり其外院の構內に十二堂、四樓、二十五門あり。

に限るよしにて、これを後世にたとへていへば、種子命は大臣なりけり。然るに神代紀に、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命と相並び、舊事記の神武即位の件に、天富命天種子命を并べ記せり。古語拾遺なるは、上件に引るが如し。かく中臣忌部と對立するは、後世の左右大臣の如くなりともいふべきさまなれども、まことは然にあらず。中臣の職の事は既にいへり、忌部は種々の器物を齋り持つ職なるゆゑに、令條にたとへば、中務の內藏縫殿內匠等を管し、民部宮內の諸司を管して、惣掌るが如し。されば實は中臣忌部はかく別なるものなれども、上代には尊卑上下もいちじるしからぬゆゑ、たゞ相並たる如く見ゆめり。後世になりて、太政官と八省とわかれたるうへにてなずらへば、中臣の職は宮の大臣に當り、忌部の職は、八省の卿に當るべし。然すれば、その別雲泥にて、更に並べ載すべきにあらざるをや。もとより准后の本意、祭政一致にあれば、祭祀を主る人、即國政を掌る臣なりと、定たまへるものにて、こゝに忌部を除き、中臣のみを載たまへるは、心しらびありての事なりけり。下太政官條に、兒屋根命と太玉命とを並べて、種子命と富命とを並べて、左右大臣の濫觴に引せたまへるは、これを置て左右と並べる如き准據なきゆゑなり、そのよし後條の標注にいへり、但神武の御代に、大伴物部擢用られてより、後々、政事は彼二氏に歸して、中臣忌部は、おのづから祭事のみにあづかるやうになりにけり、されどなほ祭政一致の本をば忘れざりしからに、後世の如くにはあらざりき、其よしも太政官條に注せり。

朝政とは朝廷の政事といふ事なり、朝廷とは早朝に出仕する所なるよし也。舒明紀に、群卿及百寮、朝參已懈、自今以後、卯始朝之、また公式令に、凡京官皆開門前上とありて、義解に謂、第二開門鼓前也と見ゆ。第二鼓とは、宮衛令に、凡開二閉門一者、第一開門鼓擊訖即開二諸門一、第二開門鼓即開二大門一、とある、この大門を開く鼓の事なり。大門は八省院の、會昌應天の二門なり。義解に依るに、擊レ鼓時節可

レ有二別式一と見えて、たしかならねど、假如卯之二刻可レ撃二第一鼓一と見えたれば、日出より以前の朝參なる事、明らか也。陰陽寮式に依れば、大極諸門を開くは、時節によりて開閉に遲速のけぢめありて、寅卯の間、大門を開くは卯辰の間なり。今昔物語に、昔官のつかさに朝廳といふ事を行ふ、いまだ曉に、火をともしてぞ人はまゐりける、などあるをもあはせて、政事の早朝に行はるゝを知るべし。官事を勤といふも、都登は早朝なり、女は助辭にて、むむると活用けば、意なし、たゞ早朝に出仕する事をいふ。政字を麻都里許登と訓み、祭字を麻都里とよむ、その言の同じきを以て、祭祀と朝政との別ならぬを知るべし。

唐名

諸官の下に、異朝の官名を記したるを唐名といふ、唐土の官名といふべきを、かく略きていへるものなり。皇朝より彼方に御使を遣はされて、文物を取り渡したまへりし事は、隋の開皇三年に始まれり。これより以前、後漢の比より、和漢の往來ありしやうにいへる說もありて、後漢書に、倭國入貢などあるを、始の例に引たる書共もあれども、これは筑紫の内なる酋長等が、私に遣はせる使にて、朝廷の御使に關係る事にあらず、そのよし予委しく征韓記原にいへり。されど隋はほどなく亡びたれば、唐の代に至り、いよ〳〵睦しくならせたまひて、御使をしば〳〵遣されしかば彼方の官名を以て此方の官名に當いふことも、むねと李唐の制に依たりけり。故に唐名とはいへるになむ。然るに錦所翁の所藏本なる藤原貞幹の奥書凡例に引たり。に、各官下不レ注二本位及唐名一、是爲二准后公舊一と見えたれば、相當の位と唐名とを記せるは、後人のしわざなる事疑ひなし。さては論ずるに足らずといへども、中古より、或は式部卿親王を李部王といひ、或は定家中納言を京極黄門といへる類の事ども多くて、これらたゞ文雅のうへの私稱なるを、後人その由を辨へず、公事に用ふるう

〔開皇三年云々〕開皇は隋文帝の時の年號にて、其三年は我敏達天皇十二年に當る、然れど我國隋に使せしは推古紀十五年の條に、秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子遣二於大唐一、云云とあるを始めとし、十五年は釋日本紀に當二隋煬帝大業三年一、とある如く也。

〔後漢書〕後漢二十代の歷史にて、宋（南北朝）代范曄の撰、百二十卷也。

〔錦所翁〕吉田神官山田以文也。

〔藤原貞幹〕氏は藤井、字は子冬・無佛齋と號す、僧門より出でゝ國學を究め、最も考證に長じ著書多し、寛政元年歿す。

〔相國〕三條偶筆に漢書百官表、相國丞相、皆秦官、高帝卽レ位置ニ一丞相一、十一年、更名ニ相國一、孝惠后置ニ左右丞相一、文帝二年、復置ニ一丞相一、是相國者、丞相之更名、相國卽丞相也と見えたり。

〔八旒〕旒の八條あるを云ふ、旒とは冠の前後に垂れ下れる飾の珠也。

〔武德〕唐第一世高祖の時の年號也。

〔太宗〕唐第二世也

〔龍朔〕唐第三世高宗の時の年號也。

るはしき位署にも、唐名を記せるがまゝ見え、殊に武家ざまなどにては、中將少將といはむよりも、羽林次將といひ、侍從といはむよりも、拾遺補闕といふが、正しとおぼえたる人多し。忝くもわが皇朝より賜はれる所の美稱を、みだりに異國の官名に換むとするは、抑いかなる僻事ぞ。それも誠に彼方の稱の、此方の官にかなはゞこそはあらめ、辨疑云、異朝歷代の官と、本朝の官と、その職世によりて異なるものあり、各一朝ごとに、本朝の諸官、其職掌相似たるを配して注すとも、必ず符合すべからず、況此抄一本に混じて、何ぞ事々に分明なるべけむや。爰に元慶八年九月廿九日菅家奏議曰、本朝太政大臣、可レ當ニ漢家相國等一、又唐六典云、三師訓導之官、大抵无レ所ニ統職一、無ニ其人一則闕レ之、三公論道之官、大抵無レ所レ不ニ統職一、故不下以ニ一職一名中其官上、已曰レ无レ所ニ統職一、又稱下無ニ其人一則闕上レ之、可下以ニ唐三師一當中太政大臣上、唯我朝制令之意、大乖ニ唐令條一、何者、唐三師三公、獨專ニ其官一、不レ備ニ尚書省之官員一、我朝之太政大臣、雖レ無ニ分掌一、猶爲ニ太政官之職事一云々、如此の議あり。餘官もまた合或は不合多し、容易に唐名を講說するは非なり、冀くは異邦の人に、わが本朝の官位の號を被せむことをといへり。この奏議は、三代實錄菅家文草等に載たり、たゞこればかりにつきても、菅公の學び玉へる所、みな經濟有用の事なるを知るに足れり。或問云、もし然らば、此方の官名を、彼方の官名に比擬するは、更に理なき事ならむ歟。予答云、能く彼と此とを合せ看ば、おのづから當るも無きにはあらざるべし。今按に太政大臣の唐名は、尙書令たるべき歟。杜氏通典に、大唐尙書令、朝服鷩冕八旒七章三梁冠、武德初、太宗爲ニ秦王一時嘗居レ之、其後人臣莫ニ敢當一、故龍朔三年制廢ニ尙書令一といへるを思ふに、三師よりも相國大尉等よりも、尙書令いとよく當れり。此外も委く彼此を按べ勘へなば、合否いくつも出來べけれど、畢竟徒

らなる論なれば、大概を知てありぬべき事也。

神璽

予この社門生の需に依て、此抄を講じたりしに、神祇官の章なる、崇神天皇漸畏ニ神威一、（板本神威ニ畏レと點せり、下に引る崇神紀の文に依て、神威乎畏美と訓べし、畏美云、ことと點するときは、戰慄の意になりて、崇神とも還し依れる說の意にかなはぬものなや。）鑄ニ改鏡劍一云々の條に至て、神器は三種なるを、從前こゝに鏡劍のみを載たまへるは、いかにと問ふ人あり。また神器は二種なること、此文にても灼きを、三種といふめるはいかにといふ人もありて、いとかしましきあらそひ出來たりき。掛卷もかしこき皇統の御璽とある、神寶の御上を、いやしき口にいひさだめむこといとおふけなけれど、その書を讀ながら、その義を正さゞらむは、且は志のうすきにあらずやと思ひ起して、彼是の證文を引き、堅固の是非をかきつけたるを、今またこの別記とす。崇神紀六年、先レ是天照大神倭大國魂二神、並祭ニ天皇大殿之內一、然畏ニ其神勢一、共住不レ安、故以ニ天照大神一託ニ豐鍬入姫命一、祭ニ於倭笠縫邑一云々。これ鏡劍の大內を離て、他所に遷坐したまへる始なり。但鑄改の事は正史に所見なし。倭姫世記に、六年己丑秋九月、改令ニ齋部氏率ニ石凝姥神裔天目一箇神裔二氏一、更鑄ニ改鏡劍一以爲ニ護身御璽一焉。是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劍是也、謂ニ名內侍所一、そも〳〵かく、此時鏡劍を鑄改め、神代の古物をば、豐鍬入姫に託て、笠縫邑に移し坐しめしより以來、朝廷に留まりませるは改鑄の新物なれど、神璽の御代官なるゆゑに、後までも神璽之鏡劍とはいふなりけり。此外に八尺曲玉をも神璽といふ。公式令に、天子神璽と見えて、註に寶而不レ用とある是也。その曲玉は、古事記天孫降臨の章に、賜ニ其遠岐斯八尺曲瓊鏡及草那藝劍一と見

〔倭大國魂〕大國主神の御本體より分れ給へる荒御魂也。大倭神社註進狀に、大倭神社在ニ大和國山邊郡大倭邑一、云々、日本大國魂神者、大己貴神之荒魂、云々、奉ニ大倭豐秋津國ノ守ニ國家一、因以號ニ倭大國魂神一、とあり。

〔石凝姥神〕天兒屋命の孫にて、天糠戸命の子、鏡作連等の祖也、後ち天孫に從ひて中國に入る。

〔天目一箇〕太玉命の臣にて、日神御退窟の時刀斧鐵鐸を作る、筑紫伊勢兩國の忌部等及び山代國造の祖也。

〔賢木の枝云々〕神代卷に、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、下枝懸青和幣白和幣、相與致其祈禱焉とあり。

〔仁壽殿〕紫宸殿の北、清涼殿の東に在り、清涼殿御在所となりし後は、內宴、相撲、蹴鞠、觀音供等を行はる所となれり。

〔溫明殿〕綾綺殿の東、宜陽殿の內に在り、其の南部は賢所(內侍所)也。

えたる曲瓊の事にて、遠岐斯の遠岐は招禱なり、斯は過去をいふ辭にて、さきに日神の磐戶閉たまへりしをり、賢木の枝に曲玉と鏡とを掛け、招禱出まゐらせし吉瑞の物にて、それより以來、鏡は日神の御靈の代となり、玉は天皇の御魂の鎭となりて、(標注令義解挍本の別記なる鎭魂祭の條を合せ見るべし。)二ながら輕重なき寶ながら、日神の御靈は、天子のいたく畏みたまふ物なるゆゑに、崇神の御代に同殿を憚りて、別所(笠縫)邑に移したまへるなり。玉は御正身の護身なるからに、御在所を放ちたまはず、故に(御代官の玉をつくらせたまはで、)崇神天皇より以後、今に至て、神代ながらの靈物存し、先帝より後帝へ、御手づからといふばかりに傳させたまへば、殊にこれ一種にかぎりて、神璽とはいふなりけり。さて鏡を內侍所と稱るは、やゝ後の名なり。はじめは內裏にも、某殿某舍などあまたの屋宇もなくて、同殿におはしましけむを、後に主上の御在所は仁壽殿、後世は清涼殿。鏡劍の御在所は溫明殿と定りて、內侍これを守護し奉る、これに依て溫明殿を內侍所といふ。內侍所におはしますゆゑに、鏡劍をもやがて內侍所と申奉る、直ちに其物をさゝで、其所をさせるは、尊びてなりけり。劍は始め御鏡にそへて、笠縫邑に移し、彼所よりまた伊勢にもそへて移したりけるを、日本武尊、東征の時、たまはりて携へたまへりけるに、凱旋のをり、尾張にわかれ置たまへりしより、熱田の宮と齋れて、日神の御許をば離れたまへり。これに依るに、朝廷なる御代官の劍も、鏡と一所におはしましけむ。彼踐祚に、奉神璽之鏡劍といふも、一所に藏たるを、忌部の取出て奉るなるべく、世記に、神璽鏡劍是也、謂名內侍所とある、即鏡劍をひとつに內侍所といへるにても、一所におはしましゝ事知れたり。然るに內侍所といへば、たゞ御鏡の事とのみ心得たるは、御鏡が主にて、劍はこれに添たるものなればなり。さるは崇神紀なる、以天照太神託豐鍬入姬命祭於笠縫邑とあるも、垂仁紀に、天

照太神託二于倭姫命一云々とあるも、紀の文のうへは、日神の御事のみの如くなれど、劍の添たまへる謂は、日本武尊の神宮より賜りたまへるにて知れたり。かく神代ながらの神璽の鏡劒は、日本武尊の故事より、伊勢と尾張とに別れたまへれども、御代官の神璽の鏡劒は、古は内侍所にひとつにおはしまし〻事明らかなるを、いつのほどより、内侍所を離れ、別になりたまへりけむ、建暦御記賢所の章に、御辛櫃二合、又五合、太刀契鈴印也とある、二合を、一合は鏡一合は劒なるべしと、或説にいへれ共、年中行事秘抄云、天德四年九月廿三日、今夜亥二刻内裏燒亡、十月三日己巳、中略去月廿四日依二宣旨一御二坐内裏一賢所三所、奉レ遷二縫殿寮一賢所三所、一所鏡、件御鏡、雖レ在二猛火上一而不二涌潰一、因云伊勢國大神一、一所眞形、無レ損、長六寸許也。一所鏡、已涌亂、紀伊國大神。云々、日本紀略もこれに同じ。また小右記寛弘二年十一月十五日内裏燒亡、十六日定下申二神鏡燒亡一之件上に、村上御記を引て、鏡三面、伊勢太神、紀伊國日前國懸云々とあるに依れば、一合には伊勢の御代官の鏡を藏られ、一合には日前國懸の御代官の鏡を藏られて、劒はこの中にはあらざる也、既に天德寛弘の比よりも以前に離れたまへるなるべし。下に引る天德燒亡のをりなどにも、寶劒のきた所見なければ、そのかみ早く内侍所をば離れたまへる也、但天慶元年記に、件辛櫃二合、自二往古時一號二神明一在二内侍司一、相傳曰伊勢大神之分身也、また西宮記内侍所奉レ遷二他所一の件にも、辛櫃二合と見えたれど、これらは三面にや一面にや、委しくいひたらねば知りがたし、もし一面ならむには、一合のかたは劒辛櫃ともいふめれど、秘抄小右記の說さばかりさだかなれば、三面といふに從ふべし。然るに小右記寛弘二年十二月十日、頭中將示送云神鏡昨奉レ移。但開二舊御辛櫃一、特奉レ納二新辛櫃一之間、忽然有二日光一照耀、内侍女官等同見神驗猶新、最是足二恐懼一者也云々。百練抄云、或記云、十二月九日、奉レ移二神鏡於東三條一、開二舊櫃一特奉レ納二新調韓櫃一之間、忽然有二日光一照耀、内侍女官等恐二驚之一。この記どもに、たゞ新辛櫃とのみありて、何合となきを以

〔日本武尊の云々〕景行紀四十年の條に、冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午枉レ道拜二伊勢神宮一、仍辭二于倭姫命一曰、云々、於レ是倭姫命取二草薙劒一、授二日本武尊一曰、云々と見えたり。

〔太刀契〕大刀と契符との二物なるも御記に記させ給へるによれば、日月護身劒と三公闘戰劒との二刀也。

〔日前國懸〕紀伊國海草郡宮村に在る日前神宮及び國懸神宮也。

〔滋野井公麗卿〕實全の子、有職故實に通ず、禁祕抄階梯の著あり。

〔晝御座〕清涼殿母屋第二間に在り、主上出御の時に座し給ふ也。

〔夜御殿〕清涼殿母屋の北に在る御寢所也、四方壁を塗りこめたるより、又た塗籠とも稱す

〔晝御座御劍〕晝御座の南端に、東を西向に安んず、階梯に、考舊記、於晝御座御劍者、御即位之後多被新造、野劍也、云々とあり。

て思ふに、此時より一合になれりとおぼしきを、建暦御記に二合とかゝれたまへるは、寛弘燒亡より以前の諸記に依せたまへるものなるべしと、滋野井公麗卿ののたまへる、さる事なり。それより以來の所見は、壽永の兵亂に、西海より遷御のをりを始め、みな一合なり。さて御劍の別所に離れたまへる事、その年紀さだかならずといへども、西宮記元日節會の件に、天皇出御内殿、内侍二人持神璽寶劍立前後。と見えて、當時既に主上の護身として、節會などのしばしがほどの出御にも、附添たまへるを思へば、劍の内侍所を離れたまへるは、當時よりもやゝ以前の事なるべし。江家次第讓位の件に、若御別所者大臣以下、令賷璽劍近衛次將、就新帝御所進之、共儀如行幸、自晝御座入夜御殿置之、また天皇御内殿、内侍二人、執神璽寶劍候、太子昇後、候東階下、略(中)新帝下拜舞、内侍等以神璽等相從新帝、就御在所奉置、これら皆劍の主上の御許におはしまして、内侍所には藏まりたらぬ證なり。長和五年正月廿九日の小右記に、内侍二人進出取寶劍璽箱等云々とある、年月を記せる書にては、これらの所見や始なるべき。然らば劍璽は、常にいづくにおはしますぞといふに、夜御殿に安置したまへるなり。上作に引る江家次第に、入夜御帳置之と見え、また建暦御記に、夜御殿御枕有二階奉置神璽寶劍、皆有覆、蘇芳也。

御枕とは、御頭の方といふことなり、夜御殿にては、主上東方を頭として臥たまふ、その御枕の方に、二階の御厨子ありて、上階に寶劍、下階に璽箱を置せたまふ、但然劍を上、璽を下におかせ玉ふ、たしかなる證文はいまだ見當らずといへども、建暦御記に、御劍、壽永入海紛失之後、院御時以後廿餘年、被用清涼殿御劍、仍以璽爲先、而承元讓位時有夢想、自伊勢進之、已來亦准寶劍、以劍爲先とあり、清涼殿御劍とは、晝御座御劍の事なり、これを寶劍に准へて、璽と共に持しめたまへ共、實の寶劍ならぬがゆゑに、先とはせられぬよしなり、然れ共、文治二年四月七日の玉葉に、天皇出御南殿、内侍二人相從前後、前内侍取璽、後内侍空手、寶劍未歸座以前、

〔三長記〕建久六年十月より十二月、同七年十一、十二月、建仁元年二月、四月及び建永元年五月より九月に至る三條長兼の日錄にて九卷也。

〔儀式〕朝廷祭事に關する諸儀式及び佛事の諸式を記せる書、山田以文の著也。

〔大殿祭〕神今食、新嘗祭、大嘗祭等の前後及び皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に、屋船久久遲命、屋船豐宇氣姬命及び大宮賣命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ。

年來之例如レ此、と見えたれば、晝御座御劔を寶劔に擬へて、持しめたまひし事、始のほどは大かたかくや、後にしかなれりしなるべし、心記の文治六年正月三日天皇御元服の件に、御劔同車、自二當年一有二沙汰一、以二近習侍臣一人一、只今又神璽太刀等次、參二御直盧一、申二殿下一、御劔事可レ被レ用二晝御座御劔一之由、事由畢、自二寶劔御傳一レ之、內侍持レ之、行幸時立二右方一、而被レ用二晝御座御劔一者、寶劔宛在レ前、御劔可レ有二御後一歟、中略、何御劔在二御後一、また三長記に、建久九年正月十一日土御門院天皇受禪の件に、次劔璽、次御劔、寶劔沈二海底一之後、以二清涼殿晝御座御劔一也などは、晝御座御劔なり、これは寶劔ならねども、寶劔より上に宜しとして、後に持しめ給へり、されば實の寶劔ならむには、璽よりも重かるべき理にて、上古に寶劔、中古に晝御劔と、次第せられたるなるべし、さてかく主上の御許にては、璽よりも劔はかたなき物したまふさまなれば、璽は御身に屬く、劔は神明に添たまへる寶なればなり、實は璽劔と次第あるべし、其由下にいへり、とあるなどを以て知るべし、かくてこの三種の次第を定むるは、鏡ぞ第一なる事いはむも更なり、天照大神の御寶の賢所なれば也、たゞ崇神の御代に遷座られたる物にもあらず、伊勢神宮の御代官なれば、第一たるべきなり。次に曲玉なり。こは神代よりの舊物にて、主上護身の御寶なればなり。その由上件にことわれるが如し。上件に引る古事記の文、恐鏡の二種に、遠岐斯（ヲキシ）といふ言を加へ、劔には及字を隔て、輕重を知せたるに心をつくべし。實に鏡と玉とは、太神の磐戸にこもりたまへるを、招禱出奉て、常闇の世を再び晴明に返せる、大功ある靈物なれば、尊とき是にまさる物あるべからず。次に劔也。儀式の讓國儀に、今帝下レ自二南階一、去レ階二許丈、拜舞訖歩行歸レ殿、內侍持二節劔一追從、所司供二奉御輿一、皇帝辭而不レ駕、衛陣警蹕、少納言一人、率二大舍人等一、持二傳國璽櫃一追從、この文に節劔とある、節は節刀にて、建曆御記にいはゆる太刀契、其外の書にもあまた見えたり。の事、劔は寶劔なり。こゝの文に、かく寶劔をば節刀に列ね、璽をば別に傳國璽櫃と、引放ていへるを以ても、劔の玉よりは次なる事しるく、もとより御鏡に添玉へりといふにかけにて、神明の御寶にもあらず、主上の護身にもあらねば、さもあるべき事なり、さらば此讓國儀の文の如く、太刀契なども同じやうにせらるべく思はるれど、さすがに素盞嗚尊より奉たまひし寶劔にて、他に異なれば、御鏡に添て重したまふべき寶なること、いはむも更なし、然るにはやくより內侍所を離て、主上の御許におはしまし、からに、自ら太刀契などゝ同じやうに見ゆれ共、猶いと異なり、古事記傳に、鏡第一、次には劔、其次に玉なるべしといひて、次第を委しく解たれど、その說はとりがたし。然るに大殿祭祝詞に天津璽乃鏡劔手捧

〔儀鸞門〕豐樂院南面の內門にて、豐樂門と相對す、同院十九門の一也。

〔版〕朝廷公事の時群臣百官の列位を定むと標也、令義解に、謂、朝賀及祭祀定二群臣幷百官列位一之版とあり、令集解に、剝レ木曰レ版、列立曰レ位と見ゆ、皇太子以下大さ方七寸厚五寸、其品位を漆字にて書く。

持弖、また神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏二天神之壽詞一、忌部上二神璽之鏡劍一、とありて、義解に、此以二鏡劍一稱レ璽、また古語拾遺に、即以二八咫鏡及草薙劍二種神寶一授二賜皇孫一、永爲二天璽一、所謂神璽鏡劍是也など、此外にも、日本紀のうち、所々に鏡劍のみを云て、玉に及ばざるがあるを以て、三種にはあらず二種也といふ說もあれど、これは內外表裏のけぢめにつきて、三種二種の別あることを辨へざる人のいひ出たるならむ歟。上件につばらにいへる如く、鏡は天照大神の御靈なり、劍はこれに添たまへるものにて、尊ときはおとりたまへども、共に外なり表也。故に上古は、踐祚の時に、御鏡を內侍所より出し、御劍と共に、即位の御徵信として、忌部を以て新帝の御前に奉らる。踐祚とは即位の事なり、令義解に、天皇即位、謂二之踐祚一、祚位也とあるが如し。後には踐祚と即位と別になりて、踐祚とは讓位の御事といふも同じにて、其讓位のをりに、劍璽を新帝の御許へつかはさるゝ事は、上件に引る儀式の讓國儀、及江家次第讓位の件の如くなれども、二書ともに御即位の時には、劍璽のことも鏡の事も、更に无くて、大嘗會のをりに此事あり、即儀式の踐祚大嘗會條に、神祇官中臣、捧二賢木一入レ自二儀鸞門東戶一就レ版、跪奏二天神之壽詞一、忌部令レ奉二神璽之鏡劍一、これなり。鏡は溫明殿に坐て、動きたまはぬ御寶と定りたれど。大嘗會の時には、古風を失はじとて、なほ取出て、形の如きの式を行はるゝなるべし。然即位の日にあるべき事の大嘗の日になれるのたがひはあれども、孰れにしても、玉をば鏡劍と共には奉らせたまはぬ事は、疑ひなし。さるは玉は宸儀守護の御寶にて、內なり裏なれば也。故に祝詞令拾遺の如きは、皆外と表とをいへるものにて、同じ令條にても、公式令に、天子神璽、寶而不レ用、とあるに至ては、內と裏

〔石帶〕東帶の時用ふる寶玉白石等にて飾れる帶也、玉石の角なるを巡方圓なるを丸鞆と云ふ。

〔小野宮大臣〕藤原忠平の長子實頼也朱雀の朝大納言に任じ、冷泉の朝太政大臣に至る。

〔少納言經信〕藤原道方の柳第六子也。

〔圓規〕鏡の柄に對し其本體なる丸き處を云ふ。

とにおよべる也。もし鏡劔のみを神璽といはゞ、公式令の神璽は何とかせむ。神祇令義解に、此以二鏡劔一稱レ璽とある、此字は神祇令の此條にて璽といふは、鏡劔の事なりといふ意なり、此字は彼字に對すれば、此より外にも璽といふものあるべし、そはこの公式令の玉璽を彼とさせるなりけり、これらを以て、三種なりといふ說の正しきを知るべし。また鏡玉の劔よりも重きを知るべし。

或云、まことに此說の如くなるべし。然るに八尺瓊の曲玉は、その質玉なるがゆゑに、神代のまゝにて虧損はるゝ事なかるべからむ。さるは石帶の玉すら、名物は火にも燒けずといふばかりなれば、然ありぬべき理なれど、八咫鏡草薙劔は、其質いづれも金鐵の類にしあれば、千萬の年を經るほどには、虧もし損れもすべきを、神宮なる御靈代は更にもいはず、內裏におはします御代官も、一度だに修補ありし事を聞かず、こはいかなるよしならむ。予答て云く、そはまづ伊勢尾張にわかれ玉へる御事のうへどもは暫く置べし、內裏なる鏡劔とても、崇神以來の靈物なれば、虧損をも繕ひ玉はぬが、かへりて崇敬の至なるべき事。古書どもにその徵見えたり。延曆御記賢所の章に、天德燒亡飛二惡南殿櫻一小野宮大臣請レ袖也、長德燒亡始雖レ燒無二闕損一有二諸道勘文公卿勅使一、始有二宸筆宣命一、于レ時殿中光耀、知二御體不變一、長久燒亡、少納言經信、欲レ奉レ出、火盛不二合期一而有レ光入二唐櫃一實不レ燒と、かゝせたまへるに依れば、神威嚴にして、度々の炎上にも遁れ玉へるやうなり。かくて今この御記を古書どもに合せ考るに、天德の度は燒損し玉はざりし事、諸記に明かなり。寬弘二年の度も、御記に長德燒亡とあるは、卽寬弘二年十一月十五日の燒亡の事なり、踏梯には寬弘に作れり。雖レ燒無二缺損一と見え、また江家次第にも、寬弘燒亡始燒給、雖レ然圓規不レ闕とあり。但圓規はもとのまゝながら、火中に涌亂したまへるゆゑに

〔神不レ受ニ非禮ニ〕論語八佾篇に出づ

〔春記〕御朱雀天皇長曆二年より後冷泉天皇永承七年に至る參議藤原資房の日錄にて、十册あり、其の中間闕如ありて記事連續せず、また傳本により同じからず。

〔古今著聞集〕政敎文藝雜事に關する傳說逸事を記せる書、橘成季の作にて二十卷也。

や、百練抄、寛弘三年七月三日の條に、諸卿於御前定申諸道勘申神鏡可鑄改哉否事、定間三尺餘蛇自御在所庇落庭中、登自南殿北階、赴西不見、可謂神不受非禮と見えて、鑄改らるべしといふ議もありしかど、神蛇の奇瑞に依てやみにけり。神不受非禮の文に心を著て、改鑄のよろしからぬを知るべし。其後同抄長久元年九月九日、皇居上東門院燒亡、內侍所神鏡、在灰燼中燒損、遣藏人頭左中將資房、左少將經季等令求之、僅奉得御體燒損五六寸許即奉裹入折櫃、又得一切二三寸許、其體燒損不分明云々、次得二三寸許、各段々也、又如金玉之物數粒得之、隨又奉加入彼櫃、下略また春記に、此時の事を委くいはれたり。其文に云く、就令掃却爐火奉堀求之間先得御辛櫃金物、以之知其所、仍奉求間、僅奉堀得御體燒殘五六寸許、掃部女官先得此體、即奉裹絹入折櫃、又得一切二三寸許也。其體燒損不分明云々、次得二三寸許、各段々也、又如金玉之物數粒得之、隨又奉加入彼絹也、予見之非無其恐、とあるを以て見れば、この時は燒損はれし也。御記に實不燒とかゝせ給へるは、事の狀の忌々しきを憚せたまひてなるべし。年中行事秘抄に、灰有光、集之入唐櫃と見え、古事談に、於燒跡奉求御體殘玉金之類と見え、古今著聞集に、その燒させ給ひたる灰を取て、辛櫃に入奉て、今おはします是也と見えたる、皆此度の事をいへるなり。よしや灰ばかりにならせ給ひたりとても、神靈には缺損なければ、その燒殘れる物にてたりぬべし、何條改め鑄らるべき事のあらむ。春記の長曆四年八月廿四日の條に、上件にいへる長久元年の燒亡これなり、長曆四年十一月に改元ありて、長久となれり。僕定申云天德之比、已在火焰中而不失其體、今又有此難、已燒失、是非主上之咎、世運漸澆之次第也、以人工奉鑄神鏡、最不可然、殘範是上計也、此間七八尺許神蛇、自簷落來入內侍所、滿坐知有徵驗、已又奉遷件鏡之日、神光照堂、爰知愚案叶神意矣、仍遂不被改鑄也、

〔一三木ニ造營〕の借字なり。

〔一四自レ内〕藤原賴通なり。

〔一五太夫に云々〕垂仁紀に、二十五年春二月丁巳朔甲子、詔ニ阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彦國葺、中臣連遠祖大鹿島、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日、五大夫一曰、我先皇御間城入彦五十瓊殖天皇、惟叡作レ聖、欽明聰達、深執ニ謙損一、志懷ニ沖退一、綢ニ繆機衡一、禮ニ祭神祇一、剋レ己勤レ躬、日愼ニ一日一、是以人民富足、天下太平也、今當ニ朕世一祭ニ祀神祇一、豈得レ有レ怠乎とあり。

と見ゆ、かく再度まで神蛇の奇瑞ありしを以て、改鑄すべからぬ事、全く神の御意なるを辨ふべし。さるはその御鏡より次なる寶劍にてすら、同記の長暦三年十一月四日の件に、此間自レ内有レ召、被レ仰云、寶劍乃加不止乃固乃釘乃片々拔落了、是先日事也、仍假以レ糸結レ之也、以レ釘可ニ新固一歟如何、此由令明聞、示ニ關白幷右大臣一、可レ令ニ定申一之者、予即退出申ニ合吾一、命云、延木御時有下被レ改ニ塑御宮緒一事上、頗可レ准也、但彼靈物外也、是以凡銀新加入、最有レ憚歟、只以レ糸可レ結也、抑先申ニ關白殿一可ニ左右一也者、六日右府被レ告云、今以凡銀新作加、最有レ憚、神鏡不レ加レ金之例也、只以レ糸能結、最可レ宜也、内侍可レ結也之由有可仰、と見えたり。加不止乃固乃釘とは、柄頭を固たる釘にて、いはゆる目釘なり。これが一つ拔落たるをも、凡銀を以ては補ひ修らるまじきよしの御定にて、かくまで舊物のまゝを尊びたまふは、もし後世に鏡劍を鑄改むといふ者のあるまじきにもあらぬを、豫め推量り禁めおかせたまへる御事なるべく、さるは此記文の中に神鏡不レ加レ金之例也とあるを合せ看ても、二種ともにたゞひたすら舊物を傳へ玉ふが、古の朝廷の御おきてなるを知るべし。

祭主

大鹿島命爲ニ祭主一云々、倭姫世記に、垂仁天皇二十六年、詔而大鹿島命於祭官爾定賜支とあり。これを垂仁紀にあはせ考るに二十五年二月、五太夫に詔て、禮ニ祭神祇一の事ありて、大鹿島命、やがて五太夫の内の一人なり。その次に、三月丁亥朔丙申、離ニ天照太神於豐耜入姬命一、託ニ于倭姫命一、爰倭姫命、求ニ

〔菟田篠幡〕延喜式神名帳に、宇陀郡御杖神社とある地なるべし、大和志に、御杖神社在神末村、今稱葛明明神、云々とあり。

〔神風〕伊勢の枕詞なり。

〔傍國〕海に片寄たる國の意と云ひ、或は堅固國（カタクニ）の意にて傍は借字ならむとも云ふ。

〔建曆御記云々〕建曆御記に、每度御拜、云々、只遣忌食遣神宮方也とあり、日中行事に石灰の壇に出で御座しまして御拜あり、辰巳に向ひて兩段再拜、云々と見えたり。

鎭坐太神之處而詣菟田篠幡、更還入近江國、東廻美濃、到伊勢國時、天照大神誨倭姬命曰、是神風伊勢國卽常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居此國、故隨大神敎立其祠於伊勢國、これに依れば二十五年の事也、世記に二十六年とあるに合はず、されど共大和より近江美濃と、所々を經廻し給ひしほどには、月日過て二十六年になれりけむを、二十五年の下にふさねて書るなるべし。さてはしどけなくて、紀年の體裁にたがへるやうなれど、太古の事あながちにとがめがたし。卽一書には、丁巳年秋九月甲子、遷伊勢國渡遇宮とあり、丁巳は長曆を以て推すに、二十六年なり、世記の紀年に符へり。そも〳〵伊勢の神宮、大和の都の東にあたれば、主上朝ごとに、日影のまづ出る方にむかひて、正東の禮拜したまへりけむは、卽神宮の禮拜をもかねたまへるなりけむを、今京に遷りたまひて後は、正東の御拜は、神宮の方角に叶はず、故に巽方にむかはせ玉へり。太神宮な古書どもに巽方太神とあるは、これに依てなり。建曆御記日中行事等を見て知るべし。朝日の御拜にはやゝ背けるにあらずや、職官志に、夫大和之東爲伊勢、天日之所先見、而日神之廟已在焉、といへる、まことにさることなり。伊勢に鎭坐したまへる神の御慮、豈徒なる事ならむや。

大鹿島命は、系譜に依るに、天兒屋根命十代の孫なり、古注もこれに同じ。然ども祭主の始といふ事は所見なし、太神宮例文に、祭主次第を擧て、御食子大連を始とせり、これはその細注に、二十一世孫とあり。儀式帳辭に、雜事記景行三年、始令祀神祇、仍定置祭官職一人、今號祭主是也、とあり。始は祭官と云て、これ今世にいふ祭主なりとことわれる、心をつくべし。漸に事委しくなりて、官職も備れる世に至て、御食子をその始とし、推古天皇元年任在任十六年と、例文にいへれど、なほ祭主の稱を

〔国子〕中臣可多能祜の第二子也。

〔国足〕国子の子也

〔御食子〕可多能祜の長子、藤原鎌足の父也。

ば負せず、たゞ祭主と唱たり。次に国子国足大島祭官なりしに、天武元年に、国足の一男意美麻呂を任じ、祭官を改て祭主とするよし見えたり、とあり。かゝれば祭主は意美麻呂に始まり、祭官は御食子に起れり。大鹿島の代には、いまだかゝる稱あるべくもおぼえず、准后いかなる書に依てかゝれたまへる歟。もしくは垂仁廿六年に、伊勢の神宮建立ありて、その年の禮祭神祇の事を詔たまへる五大夫の内に、大鹿島命ありて、此人中臣氏なれば、神宮建立の最初に、祭主になりたるなるべしと推量て、かき玉へるならむ歟。その後葉代々祭主として他氏に補らるゝが更になきは、禖事記天德の比、祭主公節といひし者、もと橘氏なりしを、大中臣氏を犯して、祭主となれりしより、天下靜ならざるよしを載て、被レ始二置祭官職一之後、於二大中臣氏之外一以二他姓者一、未レ被レ補二任之一何乎、といへるにて知るべし。

標注

職原抄校本別記　巻之上終

〔元帝〕宣帝の子、名は奭、前漢第八世の帝也。

〔蕭望之〕字は長清東海蘭陵の人、宣帝元帝に歴仕す。

〔趙熹〕字は伯陽、宛の人、光武帝に仕へて關内侯に封ぜらる。

〔牟融〕字は子優、博學を以て名あり明帝に仕へて茂才に擧げられ、永平中司空に至る。

〔鄧彪〕字は伯智、邯侯の子、明帝に仕へて關中侯となる。

尚書門下

尚書といふ名、そのもとは、六典の注に、秦置ニ尚書ヲ一有ニ令丞一屬スニ少府ニ一、また杜氏通典に、秦時少府遣シテニ吏四人ヲ一在テニ殿中ニ一主ルニ發書ヲ一故ニ謂ニ之ヲ尚書ト一尚ハ猶レ主也、と見えたり。かゝれば始はいと輕き職なりけるに、漢元帝の時に、蕭望之が尚書事を領せしより、やう／＼任重くなり、後漢に至て、太傅趙熹、太尉牟融を、錄尚書事とせしより、錄名おこり、太傅鄧彪が如き、錄尚書事にて上公に位し、三公の上にたてり。漢にては、太司馬太司徒太司空を三公といふ、太師太傅太保、その三公の上たり、故に上公といふ。これより相續きて、古の冢宰總ルニ巳ニの義の如く、其任いと重くなりにけり。され共猶たゞ尚書とばかりいひたりけるに、靈帝の代になりて、始て尚書臺の名起れるを、劉宋の代に、改て尚書省とせり。其後隋になりては、天下の事こと／＼く總掌れり。唐にもこれをうけて、都堂を中に置き、東に吏部戸部禮部の三行ありて、行ごとに四司を管す。西に兵部刑部工部の三行ありて、また行ことに四司を管す。すべて二十四司、分曹共理して天下の事を盡せり。これ唐までの尚書省の始終の大概なり。尚書令の事、唐名の件にいへり、此に合せ看るべし。

また異朝には、尚書省の外に、門下省といふあり。事文類聚に、唐開元元年、中略時謂ニ尚書省ヲ一爲ニ南省ト一中書門下ヲ爲ニ北省ト一亦謂ニ門下ヲ一爲ニ左省ト一謂ニ中書ヲ一爲ニ右省ト一或ハ通シテ謂ニ之ヲ兩省ト一と見えて、門下省は中書省に同

〔僕射〕事物紀原に秦官、出始皇本紀、有僕射周青臣是也、古者重武、以善射者掌事、故曰僕射、僕射者僕役於射也、一云、僕主也、古有主射以督課、漢因秦事、至侍中謁者博士將軍屯、永巷、洎尚書皆有之、成帝建始元年初置尚書五人、一人爲僕射、此蓋其始也とあり、獻帝以來左右二人となる。

〔章帝〕明帝の第五子、名は炟、後漢第三世の帝也。

〔伊呂波字類抄〕伊呂波別の字書、橘忠兼の撰にて、三卷なり。

ありて、侍中を藏人の唐名とせり。此抄のみならず、古書みなしかり、後漢書の百官志に、侍中比二千石、本注曰無員、侍左右、贊導衆中顧問應對云々、また六典注に、漢制分掌乘輿服物、功高者一人爲僕射、後漢初亦加官、出宮、帝命、入備顧問云々、蔡質漢官典儀曰、侍中在尚書僕射下尚書上、舊與中官俱止禁中宿、直廬在石渠門外、武帝時侍中僕射馬何羅、挾刃謀逆、由是侍中出禁外、王莽秉政、復止禁中、章帝元和中、郭舉與後宮通、伏誅、由是復出外とあるは、實に藏人の職に似たり。され共その以後、やうやう侍中の任重くなれりと思はれて、同く六典の注に、後漢侍中六人、加官有數、初從第一品、中太和末、革令正第三品、北齊因之、掌獻納諫正及進御之職、後周天官府置御伯中大夫二人、天子出入則侍中左右、大祭祀盥洗則受巾、武帝改御伯爲納言、蓋侍中之職也、宣帝末、又別置侍中爲加官、隋氏諱忠、改爲納言、置二人、正三品、掌陪從、煬帝十二年、改納言爲侍中、皇朝初爲納言、武德四年改爲侍中といへるに依れば、侍中は大納言の唐名たるべきなり。藏人の唐名とせるは當らず。然るに侍中をば藏人の唐名としたる故に、大納言の下に注せずして、中納言の下に黃門、少納言の下に給事中、外記の下に門下錄事と記せり。黃門は即侍中の貳にて、いはゆる黃門侍郎なり。これを中納言に當なむには、侍中の大納言たる事辨をまたず。かゝれば官中にて、大中少の納言、及大少外記は、門下省の官人にあたれば、尚書省の本目に准む官は、三公七辨以下也と思ふべし。伊呂波字類抄に、大納言の下に侍中、中納言の下に黃門と注せるは、故實を失はざる書ざまなり。

太政官
- 太政大臣〔尚書令〕（尚書省）
  - 左大臣〔左丞相〕（門下省）
  - 右大臣〔右丞相〕
    - 大納言〔侍中〕―中納言〔黄門侍郎〕―少納言〔給事中〕―大外記〔錄事〕―少外記〔主事〕
    - 左大辨〔左丞〕―左中辨〔左司郎中〕―左少辨〔左司員外郎〕―左大史〔都事〕　左少史〔主事〕―左史生〔令史　書令史〕―左官掌〔亭長　掌固〕
    - 右大辨〔右丞〕―右中辨〔右司郎中〕―右少辨〔右司員外郎〕―右大史―右少史　右史生―右官掌

官底

官底は太政官の事なるよし、標注に云るが如し。古注云、以神祇官及太政官云官底、以八省云省底、以諸寮云寮底、係司准之、其益云、三代格云、貞觀十年六月廿八日太政官符、祭日諸社祝部等、理須未祭之前會集官底、各請幣帛、依例供祭云々、又本朝文粹第二、延喜十四年四月廿八日、三善朝臣清行上封事意見十二箇條之中、請置諸國勘籍人定數事之篇、云省史生書生等爲姦、不觸本主、不依國解、僞稱勘籍、獨裁季符、其最甚者、本主未補一人、省底已盈其數云々、又勘籍解文必二通進官、其一通留官底、一通加外題、即下式部省、省進季符之日、與官底解文勘合、然後請印云云、この注に引る三代格なる官底は、神祇官なり、本朝文粹なるは太政官なり。標注にも引けり。底の字義は、正字通に、文藁曰底、宋敏求春明退朝錄、公家文書藁、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之檢、秘

〔三善朝臣清行〕氏吉の子、別泰三年文章博士となり、延喜十七年參議兼宮内卿に任ぜられ同十八年卒す。

〔封事意見云々〕同封事第九條也。

〔國解〕諸國より太政官に上る公文書を云ふ。

〔正字通〕明の張自烈の撰せる字彙にて、十二卷あり。

〔口宣案〕職事勅命を受けて、上卿に傳宣して下さしむる宣旨を口宣と云ひ、公卿これを受けて我家に保存し別に寫して外記に達するものを口宣案と云ふ。

〔永昌記〕朝廷の式會、廷臣の參覲等に關する日記にて藤原爲隆の撰也。

〔梅宮社〕山城國葛野郡西梅津村に在り、酒解神、酒解子神、大若子神、小若子神の四座を祀る、橘諸兄の母縣犬養三千代の創立にて、もと相樂郡に在りき。

府有梁朝宣底二巻、即貞明中崇政院書也、とあるを以て見れば、底は文書の藁の事なり。夢渓筆談云、唐曰宣底者即口宣案也云々、これまた文書の藁を底といふ證なり。然るに本朝にては、底字を官司の事に用ひたり、上に引く所の古注の文にて知るべし。小右記の寛仁二年十二月廿日の件に、賀茂神領叡山領爭論の事をいへるに、天台四至官符在天台歟、又官符之案在官底歟、また山槐記仁安二年四月廿三日の件に、執負廳年始政始于今懈怠、廳底陵遲之基也、また長秋記長承元年五月十五日陣定の件に、長和官符、粟田左大臣長者云々符案、皆在官底、などの廳底官底も、共に官司をさせり。また永昌記の嘉承元年十二月十五日の件に、梅宮社に盗賊の入し事を云へるに、承暦年中、有盗奉動御體云々、彼時正家朝臣、爲辨官、參社之由、社司令申、相尋官底之處、伊家朝臣爲行事、又不參向者、また符宣抄に、公鑒朝臣參入局底可行例務、また清方朝臣參入局底、また宜仰國宰令勸進之、若無國底探求部內とある、また玉葉承安二年閏十二月三日、中略 於今者於官底被注分などゝも、皆官司を底といへる證文なり。但符宣抄なる局底は、外記局也、もし然らむには、此抄なる官底も外記に問るゝ事なれば、局底とこそ書玉ふべく思はるれど、かく官底とあるは、御所より太政官に問せたまふ事なるゆゑ、まことは外記の檢索して申す事なれ共、外記には係ずて、汎く官底といへるもの也。彼符宣抄なる局底は、太政官に居て、其內なる外記局をいへる詞也、混ずべからず。

皇后中宮

一條天皇の御代より、二人の御妻おはしまして、一方をば皇后といひ、一方をば中宮といふ事とはなり

〔玄暉門〕内裡内郭北面の正中門にて、外郭朔平門と相對す。

〔桂芳坊〕大內裡朔平門內の東方に在り、用所定まらず。

〔齋王群行〕齋內親王野宮にして三年間御潔齋の後、九月始めて伊勢に發向せらる、その御旅行を群行と云ふ。群行の途次は豫め近江伊勢の國司に命じて、近江國府、伊賀垂水、伊勢鈴鹿、壹志等に頓宮を造らしめ、兼て雜物を辨備せしむ。群行の途に上らるるや、百官これを京外に奉送す、また路次は禊を修し樂を奏する等行裝壯觀を極む。

后の內職を聽き、陰德を脩め給ふ所になむ、故にこれを廳といふ。三代實錄、貞觀元年六月十八日地震、中宮廳前立幄、また扶桑略記、延長七年四月廿五日夜、鬼跡踏宮中玄暉門外內、及桂芳坊、中宮廳、常寧殿內寢多、また中宮式に、職司於廳前儲酒肴饗之、これらに載たる中宮廳、即この殿のことにて、大夫亮進屬等集會して後宮の事を行ふ所なり。またこれを御匣殿といふ、倭名抄に貞觀殿在常寧殿北謂之御匣殿とあり。太平記卷十二に、貞觀殿と申すは、后町の北の御匣殿なりといへるをおもへば、後までも其名を失はざりけり。（后町とは常寧殿のことなり、倭名抄に常寧殿在承香殿北謂之岐佐岐萬知と見えたり。）匣は櫛笥にて、櫛を納る器なり、これを置く所なれば、御匣殿とはいふなり。櫛は婦人の身に取て、うへもなき寶なり。さるは夫の家に嫁ときに、父母手づからこれを其女の額にさす、これ父母の方の緣を離ちて、夫の家に歸しむる驗なり。昏禮くはしく傳らざるゆゑに、明證なしといへども、旁例を以て考るに、江家次第齋王群行の件に云、次天皇、召額櫛筥、次藏人頭執件筥、付內侍、內侍取筥開蓋、置御座左方席上、內侍奉仰、進親王許、申可近參給由、內親王近候御前、女房撤几帳祗候、天皇以櫛刺加其額勅、京乃方仁趣支給不奈、次內侍以櫛筥給親王乳母云々、その旁注に、件櫛今夜刺之至勢田頓宮納筥、と見えて、これ天皇の御方の緣を離ちたまひ、內親王を、太神宮の御杖代として、彼方に奉たまふ、御しるしの櫛なり、故に別の櫛といふ。京乃方仁趣支給不奈とある、特に意を著べし。玉葉文治三年九月十八日、齋宮群行の件に、主上取額櫛奉著加齋王御額給、（左府ヨリハ奥ニ本指加給ナリ。）余仰從女云、至于勢多之頓宮可被納御櫛於箱、路間

勢多マデハ不レ可レ被レ撤二御櫛一と見えたる、齋王の故實を、皇后の御事に據ふべし。さるは皇后御入内の時、御父母御手づから、櫛を御女の額に挿て、再び親の許に還り給ふなといふ事必あるべき理なり。その御別の櫛なれば、これを匣に藏め、御生涯御身を離れぬ寶として、貞觀殿にひめおかせ給ふにこそ。女の身に取ては、櫛ばかり重きものなし、さる故に、これを投げ、夫婦の契もたゆる事、神代に、伊弉諾尊伊弉册尊の絶妻之誓たまふ時に、湯津爪櫛を投たまへるにて知るべし、日本紀古事記にこれを載たり、また親子の縁も櫛を投れば絶ゆといふ事、東鑑建長二年六月廿四日の件に見ゆ、こは夫婦の縁の絶るといふより、一轉したる誂なるべけれど、とにもかくにも、櫛の重みすべき證とはなしつべし、若しくは昔禮等にいへり。その御匣を置くを主として、殿の名にも負せたまへれど、それのみにはあらず、凡て後宮の御事にかゝる文書の箱等を、皆此所に置せらるゝの爲に、太夫以下の職の官人、常にこゝに集て、政を申すこと、上件に引る書どもにて明らかなり。されば儀式図史記錄等に載せたる、立后の宣命に、天下政波獨知倍物不有、必母斯理幣乃政有倍之止、自レ古行來留事云々、とある、斯理幣乃政は、後政にて、後宮にて皇后の聞食す政なれば、御表になずらへば、この貞觀殿は、太極・豐樂・紫宸の三殿をひとつに兼たりとやいはまし。さてその御表なる紫宸殿より、御裏なる貞觀殿に至るまでの左殿、及その左右なる諸殿諸舍をこめて、南は建禮門、北は朔平門の以内を、古へは中宮といへり。續紀神龜元年正月戊辰、御二中宮一宴二五位以上一、また天平元年正月壬辰朔、宴二群臣及内外命婦於中宮一、また天平十二年正月丁巳、天皇御二中宮閤門一、已珍蒙等奏二本國樂一、また天平寶字二年正月乙未、於二中宮安殿一請二僧一百一講二仁王經一などある、其證なり。こは皆奈良朝廷の内裡なれば、延暦以來の今京の内裡には、少しは違へる所もあるべけれど、大概はことなる事なかるべし。この中宮の出入は、著籍の人

〔湯津爪櫛云々〕神代卷伊弉諾尊黄泉國より逃れ給ふ條に、伊弉諾尊又投二湯津爪櫛一、此即化二成筍一、云々とあり、湯津は五百津にて櫛の齒多き義、爪は「ツマり」の約、櫛の齒繁く、間の迫れる義なるべし

〔朔平門〕内裡外郭北面の門也。

〔仁王經〕仁王護國般若經の略稱也、佛諸王に對して各其國土を護りて安穩ならしむる爲めに、般若波羅蜜多の深法を說きし經文にて、所謂護國三部經の一也。

〔豐樂殿〕豐樂院の正殿にて、大嘗會、節會、賜宴、饗宴、禮射等を行ふ。

〔弘徽殿〕清涼殿の北、麗景殿の西に在る後宮也。

〔藤壺〕清涼殿の北弘徽殿の西に在る飛香舍の別稱也、歷世女御入內の儀を行はるゝ所にして、又皇后の御在所となりしこと多し、藤壺の名は庭中に藤を植ゑられたるによる。

〔玉葉〕玉海に同じ（二八〇頁參照）

ならではゆるされず。宮衞令に、凡應レ入二宮閤門一者、本司具記二官位姓名一、送二中務省一、付二衞府一、各從二便門一著レ籍とあるが如し、故に禁中といふ。委くは標注令義解校本にいへり、同じ宮城の内ながら、太極殿豐樂殿等の外朝に、著籍の事なければ、禁中といはざる也。されば中宮は泛稱にて、天皇の御坐所をもいへる例、既に上件の如くなれども、職員令なる中宮の義解に、謂二皇后宮一と見え、漢書の注に、師古曰、中宮皇后宮也ともあれば、うけばりては皇后の宮の名目なる事論なし。さて天皇は、その禁中の南殿におはしまし、皇后は北方におはしましけるに、仁壽常寧の御住居、あまりうるはしきに過たるより、いつとなく、天皇は清涼殿に移りたまひ、これを常の御在所となされ、皇后は弘徽殿にうつり給ひて、これを常の御在所とし、故をすてゝ新につかせ玉ひしかば、弘徽殿は皇后の正室ならぬゆゑにおのづからこれにならぶ殿舍もあるまゝに、藤壺にも御妻の居たまへるは、またかくあるべき勢ひにて、其後つひに中宮皇后とならびおはします世となれるは、この御殿うつりより起れるなりけり、かくて二人の御妻の内にて、皇后は弘徽殿、中宮は藤壺を常の御座所としたまへり。されどもいかにみだりなる世なりとても、皇后と中宮と、一時に立たまへる例はなし。女御のうちにて、すぐれてやむごとなきを、弘徽殿にすゑたまへるが、いつしか御子なども出來て、おとなび給へるまゝに、皇后にあがり給へる後、またまゐりたまふ御方のあるが、一人の姬君などにて、殊に時めき給ふをば、女御とのみにてもさしおきがたくて、藤壺にすゑて、中宮としたまふ。中古の例、おほかたかくの如くにて、當世のならはし、止む事を得ざりしゆゑなり。されば安元三年六月廿一日の玉葉に、弘徽殿者世々母后之御所也、藤壺者代々妻后之居所也、とのたまへるものをや。母后とは、當代の御母后なるよしにはあらず、皇子の御母后といふ事にて、御子儲け給て、御容もやゝさだすぎたる御方をいふなり、それにむかへて妻后とあるは、いまだ皇子などもおはしまさぬ、若き御方を申すなり然はあれど、本文に本朝亞ニ

證、二宮・太無・共聞、とある、太無の二字、等閑に看過すべからず。上件にいへる如く、常寧殿をのみ皇后の宮の御座所とさだめおはしまさば、たとへ後にいかばかり時めく女御のまゐり給ふとも、其位限ありて、御座所の常寧殿に擬ふべきはあらざれば、おのづから二宮を並び立たまふ事もなるまじきを、かく弘徽殿にうつらせ給へるなむ。二宮のいでくべき端緒なれば、委く宮中のさまを記して、中宮職の別記とす。

切下文

賦役令云、凡調庸物、毎年八月中旬起輸、近國十月三十日、中國十一月三十日、遠國十二月三十日以前ニ納訖、かくの如くなれば、租は國々の倉に收納すといへども、調庸は皆京都に貢進する例なり。さるは調庸の物を以て、諸公事の雜費に充られむが爲なればなり。大藏省は、この調庸の物を藏めたる倉を掌る所なり、故に省中に長殿とて、今の長屋の如く、一棟に造つゞけたる數戸の藏、いくつもありて、一戸を一間と定め、これに調庸を納め入らるゝなり。類聚國史、弘仁十四年十月辛丑亥魁、災ニ火大藏十四間長殿一、また續日本後紀承和四年十二月十一日、是夜穿ニ大藏省東長殿壁ヲ竊ニ取絹布等、不レ知幾匹端、また長殿を長藏ともいへり。續日本紀延暦元年七月甲申、大藏東長藏災、などあり、永久交爲首首に、長殿は常時の御倉[illegible]、今日みつぎ物納めみつてく、これらを以て其大旨を知るべし。されども、令條の貢定に遵はむやうには、貢しおへる國々多からじと思はれて民部式に、凡諸國貢ニ調庸ヲ一者、越後佐渡隱岐三國、並限明年七月、長門國限四月、伊豫國限二月、但宇和喜多兩郡限三月、土佐國限二月、納訖、自餘如レ令。また凡本道調庸物、長門國、伊豫國宇和喜多兩郡明年六月卅日、越後佐渡隱岐等國十二月卅日以前納訖、自餘其交替式一と見ゆ。其越後佐渡隱岐長門伊豫の如は、皆遠國なれば、おのづ

〔近國〕云々の令制にては、伊賀、伊勢、[illegible]、尾張、參河、[illegible]、近江、[illegible]の十六國[illegible]、備後の十四國を中國[illegible]、[illegible]三頁に註せり。

〔交替式〕官人交替の規定を集めしもの也、和銅元年より延暦廿二年迄の間二十六條を集め外官の交替のみを記せしもの、貞觀交替式及び延喜二十一年成れる内外官交替式の三あり[illegible]第三の式也

〔詞花集〕崇德院の勅によりて、藤原顯輔の撰せる和歌集也、仁平年中の奏上に係る。

〔藤原實宗〕西園寺第三代の主にて、公通の子也、官内大臣に至り、建保元年薨す。

〔平戸記〕延應二年正月、二月、四月、仁治元年十二月、同三年正月等の平經高の日錄也、

〔人車記〕久安五年より嘉應元年に至る平信範の日錄也又た兵範記と稱て

から近國中國よりも、貢進の遲かるべき理にて、既に令にても、十二月三十日以前納訖とあり、さるを式にては、明年の六月七月までも後れたるは、郡司の懈怠より起れる事ながら、民部式に、凡違期貢調庸者郡司應決罰とあり。或はまた國司任中、公私の事どもに用ひ過して、欠失多かるに依り、京都の輸納、とみには辨じがたきなどもありて、おのづから遲緩に及びつゝ、終には遷替の期に至り、償補に苦しむ吏も多かりしなるべし。これに依り、合格違格の名目は出來たるなりけり。もし京都に於て、公事の雜用に充られむとするに、大藏の貯物不足なる時は、省より未進の國々へ、切下文といふものを送りて、催促せらるゝなり。標注に云る如く、切下文は、即今世の切手切符の類也。詞花集に、藤原實宗、常陸介に侍る時に、大藏省の使ども、きびしくせめければ、匡房にいひ侍りければ、遠江にきりかへて侍りければ、皇太后宮肥後、つくば山ふかくうれしとおもふ哉、濱名の橋をわたす心を、とあり。匡房卿、この時大藏卿にておはしければ、國司藤原實宗が妻字は肥後といふ女、かねて風月の交にて、匡房卿にも其名を知れたる者なるゆゑに、常陸にはこのほど上納すべき物なければ、他國へ切かへて課せ給はるべく云遣りけるに、匡房卿うべなひ給て、遠江に付替たまへりけるを、よろこびて讀てまゐらせたるなり。（常陸は親王の任國にて、吏務をば介の掌る所なるゆゑに、實宗一人この事にあづかれる也、筑波山は常陸の名所、濱名の橋は遠江の名所なれば、これによせて常陸より遠江へ切替られたるをよめるなり、此時肥後は實宗に從ひて、國に下り居たる歟。）寛元三年二月四日平戸記云、祈年祭料、任大藏省切下文、如式數只今可濟之由、左中辨顯朝朝臣送御教書、また仁安三年九月七日人車記云、件大奉幣幣物、以大藏省切下文、付諸國召來催促、また同年十一月三日同記云、平野祭幣料、率文所切下文、紀伊丹波有申旨、所濫奏子細之處、已及當日、不論是非、於今日事者可辨濟由、依皇太后宮令旨、遣仰之處各進請文、また同記の同六日の件に、明後

〔伊藤長胤〕仁齋の長子、字は原藏、東涯又は慥々齋と號す、經術に達し著書頗る多し、終身仕へず、元文元年卒す。

〔頭根の義〕或は皮骨の義にて、なほ骨族と云ふが如しとも云へり。

〔埴輪に云々〕垂仁紀に、三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命薨、云々、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、云々、則遣使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種種物形、獻于天皇、云々、天皇厚賞野見宿禰之功、云云、因改本姓、謂土部臣、とあり。

日三社奉幣料物、付諸國切下文於官掌、卽催促、また夕拜至要抄云、八月四日、北野祭幣并裝料、任奉分所大藏省切下文、催諸國之外無レ他云々、これら切下文の證なりつかゝれば類從本に、成功下文とあるは、誤なるを知るべし、長曆四年八月卅日春記に、今云、前司卒去之後、猶不レ可レ用留守所切文歟とあるを見れば、切文ともいふ歟、または切字の下に、下字を脫せる歟。

氏長者

上古、わが朝に臣民を御したまへる制は、官位をば用ひ給はで、姓氏にわかち給へりける。さるは姓は公家に仕ふるかたの職名、氏は族類を別つかたの稱號とこゝろえなば、おほやう違ふべからず。伊藤長胤の刊謬正俗等を始め、姓氏の事を、漢籍によりてときたる書とも、彼此見ゆめれど、彼方とはいたく違へれば、おほせてさがたし、すべて姓氏のみならず、此方の名目に、彼方の文字を借用たるには、その物實に違ひて、かれこれたがへる事多ければ、その心して見るべし。そはいかにといふに、姓を加婆禰（續日本紀に骨名、また保可婆禰共あり、尸とかけるは古書に甚多し。）と云ひ、頭根の義にて、（夫と妾と通音なり、頭を加夫と訓むは、頭椎劔の例にて知るべし。）氏中の宗長たる者、その頭として、同族を率ゐ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、中臣忌部の職は、上件の如くなれば更にもいはず。たとへば膳臣は、景行天皇の御代に、膾を調て進りしに、其味美かりしかば、膳大伴部をたまへりき、それより以來、膳部等を率ゐて仕奉るを職とせり。また土師連は、垂仁天皇の御代に、埴輪に替て人命を助たりける功によりて、土師連をたまへりき。それより以來土師等を率ゐて仕奉るを職とせり。その外、鳥取部の飛鵠を捕り、和藥の牛乳を獻て名を得たる類、皆その職名を同族にわかちて、これを氏といひ、（氏を宇知といふは、或說に内の義なりといへり、さもある

〔眞人〕貴人の義と云ふ、天武天皇十三年十月にこの姓を賜はる、この外諸書に散見せるものを加ふれば六十氏以上に及べり

〔朝臣〕吾兄臣の義貴み親みし稱也、拾芥抄に百六十三氏を載す。

〔宿禰〕少兄(ネスク)の義、美稱より起れる名也、拾芥抄に二百七氏あり。

〔忌寸〕拾芥抄に十九氏を載す。

〔道師〕賜姓の例書に見えず。

べき歟、なほ考べし。其氏人を統掌て仕る。これを姓といふ。されば臣姓の人は、その臣にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、連尸の人はその連にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、直も首も忌寸も別も、皆かくの如くにて、臣連二造ことごと〳〵く、大臣大連の二大臣に統摂られたるが、太古職を代々にする世の制なりき。然るに推古孝徳の御代の比より、冠位官職の事ども、やう〳〵盛になり、臣連二造の、職を代々にせし道廢れて後、姓はたゞ徒らに氏に屬たるものとのみなりはてゝ、終に天武天皇の御代に至り、あまたの姓どもを混して、ただ八色に定玉へり。天武紀、十三年己卯朔詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下之萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稲置、これ也。この内にて、臣と連とを六七に退られたるには、深き由あるべし、そは臣姓の家より大臣に擢り、連姓の家より大連にあがりて、政事を掌握しより、御代々々いみじく勢を振ひて、それが中には、不軌をくはだてし逆臣さへありて、中々の害のみ多かりしかばに、孝徳天皇の御時に、大臣大連を廢て、左右大臣に換たまへり、それらの事ども、標注に委くいへり、此時より、自然に臣と連との二姓貶され來て、終に天武の御代に、かくはなれるなるべし。かく姓によりて仕奉る義の、廢たるまゝに、姓はいたづらなるものになれゝども、おのづからまた一氏々々を統るものは、なくてえあらぬ勢ひなれば、天智天皇の御代に、諸氏の内にて、宗長たる者を氏上として、其一族を掌らしむること出來にけり。これより後は、姓の尊卑をばいはぬやうになれり、され共またさすがに、尸をも打棄おけるにはあらじとおもはれて、天武の御代の制、眞人第一、朝臣第二にて、皇族に眞人を賜ひ、貴族に朝臣を賜ひしに、拾芥抄に載たる次序を見れば、いつしか第一を朝臣とし、第二を眞人とせり、源藤を始め、皇族も貴族も、多く朝臣なるからに次序を換たるものなるべし、されば後世といへども、かくの如く姓にも尊卑の別をせぬにはあらねど、まづは姓はたゞ氏に屬るのみの物となれるゆゑに、氏にひかれて、藤源などの尸は、おのづから尊とく、其外の尸は、おのづから卑くなれるなるべし。天智紀、三年春二月己卯朔丁亥、天皇命太皇弟、宣増換冠位階名、及氏上民部家部等事云々、其大氏之氏上賜太刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造之氏上賜干楯弓矢とある、

〔探湯を云々〕允恭紀四年九月の條に戊申詔曰、群卿百寮及諸國造等、皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、云云、自是後、氏姓自定、更無詐人、とあり。

〔常磐大連公〕可多能祜の父にて、欽明天皇の時の人也

其證なり。この後引續き、その御さたどもありしにおもはれて、天武紀十年九月甲辰詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上、而申送于理官。和名抄に、治部省乎佐牟留都加佐と見ゆ、職員令に、治部省掌本姓繼嗣云々とあれば、理官は卽治部省なり。また同紀十一年十二月庚申朔壬戌詔曰、諸氏人等、各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者則分各定氏上、並申於官司、然後斟酌其狀而處分之、因承官判、唯因少故、而非己族者輙莫附、これらに依ておもふに、天武の御代までも、なほ氏上の事、かく次々にさだまりけり。其眷族多在者則分各定氏上とは、喪葬令に、別祖氏宗といふ事ありて、義解に、別祖者別宗之始祖也、氏宗者氏中之宗長也と見ゆ、これを漢土に擬ていへば、氏宗は大宗の如く、別族は小宗の如く、皆一家よりわかれて、數族となれるなり、さる氏々には、その一族々々の内にて、氏上を定めよといふ事なり、因承官判云々とあるは、氏上を官判にて定る事にはあらず、こは族多かる者は、一族々々にて氏上を定め、此を理官に申せば、理官に於て、此一族には氏上あるべし、此一族にはなくても事缺まじければ、彼氏上に擬しおきて、こなたなれば氏上を除てしなと斷りて、さて奏を經て、勅を賜て定むるなり　さるは氏族の事は、いみじく重きものにありて、允恭天皇の御代に、探湯をさへ行はせたまへる如く、紛亂やすき事どもおほかれば、氏上なくては、族中の庶事治めがたきに依てなりけり。その後續紀文武二年九月戊午朔の件に、以無冠麻績豐足爲氏上、無冠大贄爲助、進廣肆服部連佐射爲氏上、無冠功子爲助云々、といふこと見ゆ。麻績服部の二氏に限りて、氏上と氏助と二人補せられたるは、いかなる故ならむ、外にはいまだ所見なし。和銅七年二月丁酉の同紀に、以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上、令主神祭、神祭とは氏神の祭の事也、氏神の祭を掌るは、氏上の職なり　また靈龜元年二月丙寅の同紀に、從五位下大神朝臣忍人爲氏上、など、中臣系圖に常磐大連公氏上などあるを始め諸書に多かれども、煩しければ擧げず。皆同氏の内にて、宗長たる人の稱ながら、系譜をたふとばれずして、官位を重せらるゝ世になりては、別族の者に階高き

（太朝臣安麻呂）神八井耳命の裔也、養老七年民部卿となり、同年卒す、古事記の撰者として其名知らる。

（春日驗記）春日神社繪卷物の詞書也

（知足院殿）藤原師通の長子忠實也、從一位太政大臣に至り、關白に補せらる、應保二年薨す、忠實後年奈良知足院に居せし故世に知足院殿と云へる也。

がありなどするゆゑに、公家より補し給ふなべし。繼嗣令に、凡三位以上繼嗣者云々、其氏宗者聽勅とある、氏宗は上件の細注に云る如く、漢土の大宗に當りて、本家のことなり、本家の繼嗣は、勅を聽て定るなり、こ の本家を嗣たる人が、多くは氏上にも補するなり。さて靈龜二年九月乙未の件に、以從四位下太朝臣安麻呂爲氏長とあれば このほどよりは、既に氏上を氏長とも書たりとおもはる、これぞやがて後に氏長者といふの始にはあるべき。延曆十八年十二月戊戌の後紀に、勅天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜牒、多經改易、至撿籍帳、難辨本枝、宜告天下令進本系帳、中略 若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之云々、また類聚國史に、大同元年十月壬戌勅、凡貢氏女事、明令條、皆限三十已下十三以上、今須氏之長者、擇氏中端正女貢之云々などに依て見れば、長者の號もいとふるし。かゝれば、長者は王源藤橘に限らず、いづれの氏にもある事を知るべし。仁安二年三月廿九日の山槐記に、彈正大弼從四位下菅原貞衡死去、年七十二、氏長者也、また建久五年六月十二日仲資王記裏書云、阿波國忌部久家、還補氏長者下文、依官人致貞申狀今日成下了、この外にもいと多し、これら皆王源藤橘のみならぬ證なり、かくておもへば、氏上も氏長も氏長者も、皆同物にて、春日驗記に、知足院殿長者にておはしける時、中略千とせまでかけてぞまもる、氏人のかみべといます君の玉づさとある加美部、やがて長者のことなれば、氏長者の字も宇遲乃加美と訓べくなむ。加美部は兄部をふるくコノカウベと訓るカウベに同じ、さるは兄部は子乃上部の義なるを、子乃の二言を略きて、カウベとのみいふは、卽この歌なるカミベにて、ウはミの音便なり、但その兄部は、市里にての長者なれど、賤民ゆゑに氏なければ、氏乃加宇倍といはずして、子乃加宇倍といへるのみ、すべて人を子といふ例は、萬葉の歌に見えていとふるし、これを以て氏のかうべの長者たるを辨ふべし。これらを以て考るに、氏長者の始は氏上なれば、勅にて補せらるゝ事いはむも更なるを、藤氏これを私物として、攝關なれば宣旨に及ばず、氏長者なりと定しを、中古の人、故實にうとかりし

ゆゑに、皆しかならむと思へりしにや。本朝世記藤原師通公傳に、嘉保元年三月九日、詔爲關白、十一日得氏長者印とある、關白となりて、やがて氏長者印を得たまへるよしに記せる、宣旨なきを例と思たる書ざまなり。此抄に頼長公非攝關爲長者、宣下之例初於此、とかゝせたまへるは、准后さばかりの博識なるを、それすら猶あやまり給へりけむとおもはれたり。愚管抄に、宇治左府の事をいへる件に、頬をつよく射抜れにければ、馬より落にけり、此日やがて藤氏長者は如元といふ宣下ありて、法性寺殿にかへし附られにけり、上の御さたにてかくなる事の始なり、とあるは、此抄とはたがへり、此抄にては、百練抄に、久安七年九月廿六日、入道大相國、取藤原長者印幷朱器大盤、渡左大臣、此間喧嘩多端、とあり、入道大相國は忠實公なり、左大臣は頼長公なり、此時法性寺忠通公、關白になり給へるゆゑに、氏長者印も、ともに彼方にわたるべきを、忠實公より、次郞の左大臣頼長公を長者に補せらるべきよし、公家に訴て、宣下給りて、長者にしたまへるやうに思て書せ給へるが如し、されども百練抄に、取藤原長者印云々とある、取字を以ておもふに、長者は一家の私物なりとして、忠通の關白になりたまへる時、やがて其印などは、忠實のかたへ奪取て、頼長に渡したまへるさま也、もとより大氣忠通公に屬したれば、たとへ忠實いかやうにこしらへ奏したまふとも、宣下あるべきにあらねば、頼長の長者になりたまへるは、宣下にはあらざりけむ事明らかなり、さて此左大臣殺され給ひて、長者の印忠通公へかへる時に、藤原長者如元といふ宣下ありつらむ事、理にかなへれば、愚管抄のかた正しかるべし、准后ふとおぼえたがへて、本文には記し給へるなるべし。

氏爵是定

氏爵は標注にいへる如く、氏長者の擧にて、橘氏に限る事にあらず、いづれの氏にもあり。朝野群載云、藤孫正六位上藤原朝臣守信、誠惶誠恐謹言、請特蒙天恩因准先例被叙式家氏爵狀、右守信謹撿案内、氏爵次第、今春當式家巡、抑始祖、一世參議正三位式部卿宇合、男三世清成、男四世贈太政大臣正一位種繼、男五世刑部大輔正五位下山人、男六世民部大輔正五位下菅雄、男七世右大辨從四位下佐世、男八世正五位下式部少輔文貞、男九世從四位上文章博士俊生、男十世伊豆守從五位下惟信、男十一世從

〔本朝世記〕朱雀天皇承平五年より後鳥羽天皇永久元年までの編年世記、藤原通憲の撰也

〔藤原師通〕關白師實の子也、嘉保元年關白に拜せられ從一位に叙す、康和元年薨す

〔頼長公〕忠實の第二子也、久安五年從一位左大臣となる、保元元年亂中に自盡す。

〔宇治左府〕頼長を云ふ。

〔種繼〕從三位中納言に至り、延曆四年皇太子早良皇子の爲めに殺さる、後ち大同に至り太政大臣の贈官あり

〔淡海公〕藤原不比等の諡號也。

〔宇合卿〕正三位太宰帥に至り、天平九年薨す。

〔麻呂〕後ち萬里と改む、長寛元年薨す。

〔北家〕不比等の第二子房前の後也。

〔南家〕不比等の長子武智麻呂の後也

〔氏爵〕毎年正月六日の叙位に氏長者より其氏人の叙爵を申請ふを云ふ。

五位下守義、男十二世守信也、望請天恩、任次第被叙式家氏爵、將知氏系之不絶矣、守信誠惶誠恐謹言、康和三年正月六日、蔭孫正六位上藤原朝臣守信、これ式家より氏爵を請へる文なり。文中に始祖とあるは、淡海公を指せるなり。宇合卿は、淡海公の三男ゆゑに、淡海公を始祖として、その二世宇合卿（藤原氏の別族にて、その官式部卿なりしゆゑに式家といふ。）より、連綿として、守信の父守義に至まで十一世、皆五位以上なりしに、今守信いまだ正六位上なるゆゑに、一階をすゝみて、從五位下に叙し、氏系をして絶ざらしめむよしを請へるもの也。また同書云、蔭子正六位上藤原朝臣季永誠惶誠恐謹言、請特蒙天恩因准先例叙京家氏爵状、右季永謹撿案內、藤原氏爵、先南北式京四門之流、次第被抽賞、古今不易之例也、爰京家之者、親父泰俊給爵之後、漸及三十餘年、今春之運、苟當其仁、望請天恩、因准先例預榮爵、先將知氏族之貴矣、季永誠惶誠恐謹言、康和三年正月五日、蔭子正六位上藤原朝臣季永、此京家より氏爵を請へる文なり。京家は左京太夫麻呂の後なり、麻呂は宇合の弟にて、淡海公の四男なり。（麻呂また藤原氏の別族にて、その官左京大夫なりしゆゑに、京家といふ。）季永その子孫として、父泰俊爵を賜はれる後、漸く三十餘年に及て、今春の運既にその巡に當たれば、從五位下に叙せむ事を請へるものなり。これらの狀共を、長者の許に取集め、理にかなへるを奏して叙せらるゝ也。さるは六位以下は、卑位なるゆゑに、重を承け祭を行ふも、先祖の爲おもてぶせなれば、五位以上にのぼり、氏系をして絶ざらしめ、氏族をして貴からしめむとてなりけり。これにて從五位下と正六位上との間の、懸隔なるを知るべし、委くは官位の條にいへり。式家京家は、共に藤原氏なり。（此外に北家南家あり、これを合て藤原の四家といふ。）かゝれば、藤氏にも王氏にも源氏にも橘氏にも、皆氏爵あり。その內橘氏には、後世になりて其家衰へ、公卿の長者なきゆゑに、氏爵を擧する事能はず、仍て此氏の外戚の公卿を一人、是定といふものに定ら

〔朔旦冬至〕十一月一日が冬至に當れるを云ふ、この年に遇ふを祥瑞となし、天皇南殿に出御して群臣に宴を賜ひ、或は赦を行ひ田租を免じ、又は叙位の沙汰あり群臣賀表を奉りてこれを祝す、續日本紀に、十一月戊戌朔、勅曰、十一月朔旦冬至者、是歴代之希遇、而王者之休祥也、朕之不徳、得レ値二於今一、思行二慶賀一、共悦二嘉辰一、公卿已下宜下加二賞賜一、京畿當年田租並免上レ之とあり、これ朔旦冬至を賀せる初め也。

れ。橘氏一族の事をつかさどらしめらる、本文學館院別當の條に見えたるが如し。但是定とは、橘氏に限ていふ稱にはあらず、いづれの氏にても、その氏族の事を執行ふ長者の稱なり。康富記寶徳元年十二月十一日の件に云、王氏御申文事、第一親王爲二是定一可レ被二申請一也、當時親王御一所也、此御申文可レ被レ進歟、近年神祇伯被レ出二件申文一之條、只近年也、親王無二御座一之時、最此分也、幸可レ被レ進二御申文一之條叶二本義一歟、十二日、王氏御申文、予令二清書一、内々以二折紙一付二女中一、令レ申二御署一了、王氏無位益久王、寛和御蔭　右朔旦冬至爵所レ請如レ件、寶徳元年十二月十二日、二品行式部卿貞常親王、かく王氏にも是定あり。然るを此抄に、橘氏にのみのたまへるは、王藤源の諸氏は、公卿以上の長者ありて、是定宣下の事なきゆゑに、おのづから是定の事に及ばれざるものなり。寛元四年十月十三日葉黄記に、自二關東一、時頼使安藤左衛門光成上洛、關東申次、可レ爲二相國一之由是定、とある是定も、こゝの義におなじ　さて此是定の事は、既く西宮記に載て、後々までもその例たがはず、久安三年三月卅日の台記に、師安來曰、昨日橘氏是定宣旨下了、承保三年上御門右府、外記書二消息一、遣二氏人許一、今度可レ同之由存レ之、予諾、戌刻橘以長非長者來曰、師安書二副消息一給、是定宣旨者、西宮十六卷臨時一裏書、召二外記一仰二氏院一云々、今案依二氏院顛倒一無レ人、賜二氏人一歟、と見えて、かく是定となり給へる後は、學館院の別當を補する事も、別當郎長者也　氏爵を擧する事も、一氏の事、皆これを執行ひ奏聞せらる。久安三年四月十七日台記云、以二以長一可レ補二學館院別當一之由、仰二親隆一、所レ謂橘氏長者是也、年來正遠爲二長者一、件人不レ經二藏人一、先縱經二藏人一者爲二長者一、又以長父祖爲二長者一、又清則藏人正遠爲二上﨟一、而勘レ例更不レ依二位上下一、是故改補レ之、不レ經二奏聞一、中略補二院別當一書樣、依二先例一、散位從五位下橘朝臣以長、被二是定内大臣宣一偁、件人宜レ補二任院別當一者、久安三年四月十七日、民部權大輔藤原朝臣親隆奉、後日招二

〔檀林寺〕山城國葛野郡に在りし尼寺五山の一也、嵯峨天皇皇后嘉智子唐僧義空を請じて創建せらる。

〔皇年代略記〕神代より後陽成天皇慶長年中に至る皇年代記也。

〔續古事談〕古事談に續きて種々の古談を集めし書、著者編年等詳ならず。

〔御遊〕宮中管絃の御催を云ふ。

範家一令レ奏曰、學館院別當、慣二近例一以二是定宣一補レ之了、而見二天暦御記一、以二勅宣一可レ補之由所見也、早可レ被レ下二宣旨一、又其次以二以長一可レ爲二檀林寺別當一之由、同可レ被二宣下一、此事見二同御記一、また保元三年正月六日人車記云、今日叙位儀也、殿下令二參内一給、橘氏爵申文、以二氏擧狀一、書二成御申文一、加二御名字一、付二外記一被レ上了、是定右大臣殿御沙汰也、橘氏正六位上惟元、右人當年爵所レ請如レ件、保元三年正月六日、右大臣正二位兼行皇太子傅藤原朝臣、これら共證なり。（人車記の文中に檀林寺とあるは、嵯峨太皇大后橘氏の草創なり、故に檀林皇后といふ、されば此寺は橘氏の氏寺なり。）

藏人所

類聚國史に、弘仁元年三月十日、始置二藏人所一令レ侍二殿上一、掌二機密文書及諸訴一と見ゆ。（皇年代略記に、弘仁元年九月十日始置二殿上侍臣藏人所一、藏人頭二人藏人八人、雜色八人、衆二十人、とあれば、九月とはいかゞ、もしくは九は三の誤歟）續古事談に昔平城天皇の御時までは、此國にも朝まつりごとし玉ひけり、其儀式、いまだほの〴〵のほどに、主上出て南面におはします。群臣百寮、おの〳〵座に着く。四方の訴人、さうなく内裏に參集て、高き机の上に、うれへ文の箱といふ物を置れたりければ、あやしの民百姓まで、申文をもて參て、此箱に入る。史外記辨少納言など、次第にとりあげてこれをよみ申す。群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる。訴もし左右にあれば、即召とはる。片方の者當時なければ、退て問るべき由を仰す。申文多くして、事の外に日たけぬれば、やがて其座にて供御をまゐらす。諸卿御膳をおろして、各これを食ふ。其政はてぬれば、絲樂御遊などもありける。君の御心には、民の訴へを聞召て、御ことわりあるより外の大事なかりけり。嵯峨天皇より此か

〔藥子〕中納言藤原種繼の女、平城天皇の尙侍となり正三位に至る、嵯峨天皇の御宇平城天皇の重祚を謀り京師騷擾す、帝依てその官位を奪ひ宮外に擯く、幾ならずして藥を仰ぎて自害す、藥子の變これ也。

〔仲成〕藥子の兄也藥子君寵を專らにせるによりて、共に驕恣を極め、遂に藥子の密謀を助く事顯はるゝに及び右兵衛府に囚へられ次で射殺せらる

た、此事廢れにけり。此君殊の外に放逸にして、政を御心にいれ玉はず、されば其儀式は猶ありけり。五位藏人二人をさして、御椅子の旁に居て、奏をきかしめ、群議を聞しめて、後に聞召て、成敗せさせ給ひけり。これ今の職事の始なり、嵯峨の別業などへ、常におはしましけるゆゑに、御いとまなくて、朝政にあはせ給はざりけりとあり。此文いと不審し、其故は嵯峨天皇の即位は、大同四年四月十三日（類聚國史に、四月丙子朔戊子、皇太弟即位於太極殿とあり、この戊子なり、皇年代略記には十三日とせり）にて、藏人所を置れたるは、其翌年の三月十日の事にしあれば、即位より纔一年ばかりの間なり、且太上天皇仙洞におはしまして、内には藥子の艶妻あり、外には仲成の姧臣あり、つひに今年の九月に、甚しき亂出來たるばかりの世なれば、嵯峨の別業におはしまして、萬機をば職事に委ね放逸に過させ給ふなどやうの事、あるべくもあらじ。按に藏人所を置れしは、太上天皇、藥子仲成を用給ひて政を院中にて聞し召すに、よこさまなる事どもおほく民の寃枉をうくるが少からで、既に萬階をも引出んとせし比なるゆゑに、位に即せ給ひて、即この所を置き年來の虐政を正さむとし給へるにやあらむ。機密の字に、心を付べし。さるは當代の御事なれば、太政官にて行せ給ふべきを、かく近臣にのみ與らしめたまへるは、大臣の内にも、おのづから心を合せたる人のあらむもはかりがたきを、憚らせ給ひての事ならむ歟（後紀の弘仁元年十二月癸巳の詔に、今左右近衛、其數減少、脫有機警、何以應卒、一張一弛、文武之道所先、觀時適時、廢置之宜斯在、其左右近衛、可復舊數焉とあるは、これより以前、大同三年に、近衛四百人を三百人に減ぜられしかど、仲成藥子の亂後、その餘黨を恐れて、四百人の舊數に復し給へる事の詔なり、此文中なる觀時の字を、機密の字に合せて、當時のさま思ひやるべし）然るを嵯峨天皇の放逸より、置れたるやうに、續古事談にいへるは、後代に至て、藏人の勢ひ強くなり、殆太政官をも凌くばかりに見ゆめるより、おのづから異朝の宦者と同じやうに議て、

〔續世繼物語〕又た今鏡と云ふ、續世繼と云へるは榮花物語を世繼物語と云へるに對す、大鏡の後を繼ぎて後一條天皇萬壽三年より高倉天皇嘉應中に至る歷代の史實及び藤原氏の記傳を記せる書、撰者詳かならず

〔五節の帳臺の試〕新嘗祭の時行ふ五節舞を豫め叡覽に供する儀、十一月中丑日常寧殿にて行ふ。

〔壺切御劒〕東宮相傳の御劒也、もと藤原長良の有なりしが、醍醐天皇皇太子たりし時宇多天皇より賜はりし以來立太子の際必ず傳へらるゝ例となれり。

准后すら、なほ此抄に、摸スル侍中内侍之職ニ歟、侍中は大納言の事にて、藏人にあつるは違へり、其よし別記何書の條に委くいへり。とのたまへるばかりなれば、故實を委くたどらぬ人の、かく記さむは、誤ながらもことわりなる事なりけり。後三條天皇の御代に、攝關の權を挽むとて、記錄所を置れたるにあはせて、藏人所の始まれる意をも類推すべし。かくて世中穩になりにける後も、猶相かはらず、この藏人所に、機密の政をも掌て、其職全く少納言侍從の如く、近習宣傳をむねとするより、いつとなく、主上の大御身にかゝれる事をば、皆あづかり奉るやうになりて、文書をのみ置べき御藏に、されば武家ざまに准ていへば、内藏寮は大納戸の如く、藏人所は小納戸の如し。内藏寮より取わけて、御衣服御調度等をも納むる事とはなりにけらし。今昔物語に、此糸をば藏人所に納られて、天皇の御服に織るなり。また續世繼物語に、をさなくおはしますみかどなど、常には五節の帳臺の試にも、出させ給ふ事まれなるに、讃岐の帝、をとなにならせたまひて、始て出させ給ひしに、御指貫は何のもんといふ事も、納殿の藏人おぼつかなくおもへるに、納殿卽校書殿の事なり、此殿の左右に塗籠あり、これいはゆる御倉なり。また今昔物語に、納殿の砂金百兩奉れとありければ、藏人取てまゐりたるを、また紫式部日記に、納殿にある御衣とり出させて、此人々にたまふ。また立坊部類記に、寛仁元年八月廿三日、被レ渡壺切御劒於東宮、藏人範永、持出自納殿、於殿上口授右近少將公成朝臣、兼東宮權亮 公成令レ持御藏小舍人云々などあり、皆藏人所に、御調度御衣服等を掌る證にて、侍中群要に、往反御倉前之人必下レ裾とある、下裾は致敬なり、服御の物を納め置るゝ御倉の前なるゆゑに、ゐやまひてかくの如し。されば御倉を掌るを名にして、藏人とはいへるなり、但掌る處の心ばへは、古今に沿革ある事、上件の如し。舊くは機密の文書をむねと掌れり、後には服御の物をむねと掌れり。

按察使

〔笠朝臣麻呂〕養老四年右大弁に進み、同五年出家して滿誓と號し、同七年筑紫觀世音寺を造營し、その別當となる。

〔多治比眞人廣成〕嶋左大臣の子、縣守の弟也、天平九年從三位中納言に至り、同十一年薨す。

〔宿奈麻呂〕安麻呂の子也。

續日本紀養老三年七月庚子、始置按察使、令伊勢國守從五位上門部王管伊賀志摩二國、遠江國守正五位上大伴宿禰山守管駿河伊豆甲斐三國、常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國、美濃國守從四位上笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國、武藏國守正四位下多治比眞人縣守管相模上野下野三國、越前國守正五位下多治比眞人廣成管能登越中越後三國、丹波國守正五位下小野朝臣馬養管丹後但馬因幡三國、出雲國守從五位下息長眞人臣足管伯耆石見二國、播磨國守從四位下鴨朝臣吉備麻呂管備前美作備中淡路四國、伊豫國守正五位下大伴宿禰宿奈麻呂管安藝周防二國、其所管國司、若有非違及侵漁百姓、則按察使親自巡省、量状黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄状奏上、若有聲教條脩、部内粛清、具記善最言上、とある、これ按察使の所見の始なり。但この時、國守の外に、別に按察使を置れたるにはあらず、伊勢遠江常陸美濃武藏越前丹波出雲播磨伊豫等の守を、そのまゝ按察使といふ名に改め、旁近の國を管せしめたるものになむ。（されは按察使即國守なり。）たとへば職員令に、太宰府帶筑前國とあるも、筑前の内に太宰府あるゆゑに、筑前には別に國守を置れず、やがて太宰府に筑前の國務をまかせて、帶せしめられたる也、されば九州にていへば、筑前は太宰府の兼帶の國、その外の八國は、太宰府の所管の國なり。故に八國には別に國守あり、兼帶と所管とのけぢめを見るべし。この例を以て推すに、伊勢は按察使の兼帶の國なり、伊賀志摩は按察使の所管の國なり、（故に伊賀志摩には別に國守あり。）遠江は按察使の兼帶の國なり、駿河伊豆甲斐は按察使の所管の國なり、（故に駿河伊豆甲斐には別に國守あり。）その他もこれに准へて知

〔石上朝臣麻呂〕本姓は物部連、大連目の後衞部宇麻呂の子也、天武の朝石上姓を賜はる、和銅元年正二位左大臣に至り、養老元年薨す。

〔議奏〕政治の善惡を議して奏聞するを云ふ、集議聞奏の義也。

るべし、かゝれば按察使を任ぜる國々は、守を按察使とのみいひて、守とはいふまじき理なるに、天平四年九月乙未の同紀に、從五位上石上朝臣麻呂爲丹波守と見えたり。丹波は按察使の治る國なるを、守とあるはいかなるよしならむ、と或人はいへり。答云、按察使は所管に係れる名、國守は一國にのみあづかる職にて、その實は異名同物なれば、兼帶の一國にあづかるかたにては、守といひ、所管の數國に係るかたにては、按察使といふなるべし。さて按察使、その兼帶の國をば、介掾目を以て治めしめ、自らは政事の大綱を握て、非違を糺し、所管の國には、守以下あるゆゑに、政事の綱目を、皆これに委ね、使はたゞ非違のみを預りきくなるべし。故に兼帶の守のかたにては、自身の下に介掾目あり、所管の使のかたにては、非違等の事を記錄する官、たゞ一人を補したり。卽はじめて使の置れたりし養老三年七月庚子の件に、補按察使典と見えたる、是也。（典は執筆の役なり、同き四年三月己巳、改按察使典號記事。）さて國に大上中下の四等あれば按察使は、其最たる大國にのみ置るべきを、上國にも置れたるは、使に從へるものならむ歟、但按察使の任國となりては、大上のけぢめに拘らで、使の治る國を最とする事論なし。養老七年十月庚子の同紀に、勅按察使所治之國、補博士醫師、自餘國博士並停之、とあるなども、兼帶の國をたふとび、所管の國を貶せるを看るべし。（神龜五年八月壬申の同紀に、太政官議奏、改定諸國史生博士醫師員、中略、但補博士者惣三四國一人、醫師每國補焉、とある、惣三四國一人とは、按察使の國のことなり。）抑かく養老三年に、按察使を置れたる文の中に、畿内と近江飛驒若狹加賀佐渡隱岐長門陸奥出羽紀伊及九國二島を除かれたるは、いかなる事に歟と不審につきて、猶考るに、畿内には攝官といふものを、守の外に置れたり。さるは同紀養老三年九月癸亥の件に以正四位下多治比眞人三宅麻呂爲河

〔巨勢朝臣邑治〕武内宿禰の子巨勢雄柄宿禰の裔也

〔大伴宿禰旅人〕大納言安麿の長子也從二位大納言に至り、天平三年薨ず、

〔和泉は云々〕和泉はもと河内國に屬せしが、靈龜二年始めてこれを分ちて和泉監を置き、天平寶字元年始めて國となす、養老の當時は和泉監たりし也。

〔惠美朝臣眞光〕惠美押勝（藤原仲麻呂）の子也

内國攝官、正四位下巨勢朝臣邑治爲攝津國攝官、正四位下大伴宿禰旅人爲山城國攝官、と見えて、皆京都に邇き國なるがゆゑに、内官の中にて、名望ある人に、國事を攝せしめたまへるものなり。大和に攝官なきは、京都を置れたる國にて、諸司百官多ければ、何事の不便もあらぬゆゑに、却て除かれたるものなり。和泉はいまだ分たれざる以前のことなり。同五年八月辛卯、改攝官記事爲撿事、と見ゆ、按察使の記事に准へて、執筆の役なるを知るべし。但按察使の國には守なき制なるを、攝官はさにあらで、守の外に別に置れたり、これ即畿内と諸國とのけぢめなり。また九國二島に置れぬは、太宰府あるゆゑ也、其よし上件にいへり。なほ同紀に、養老五年四月辛亥、令七道按察使及太宰府巡省諸寺、隨便併合、とあるも、太宰府に按察なき一證なり。また置長門按察使、管周防石見二國、又以諏方飛驒隷美濃按察使、出羽隷陸奧按察使、佐渡隷越前按察使、隱岐隷出雲按察使、備中隷備後按察使、紀伊隷大和國守、とある、置長門云々と置字を下せるをおもふに、これまで長門には按察使はなかりしなるべし。さるは長門は他に異なる邊要の地なれば、この事寄居隨筆に委くいへり當國に使の置れざりしは、缺典なるからに、今年始め置れて、周防石見を其所管とせられたるものなり。美濃はもとよりの使の國なれば、諏方飛驒を隷られたる、さることなり。美濃按察使は、養老三年の制、尾張參河信濃の三國を管したるに、續紀天平寶字五年正月壬亥、鎭國驍騎將軍從四位上藤原惠美朝臣眞光、爲兼美濃飛驒信濃按察使、と見えたるは、尾張三河を除き、飛驒を添られたり。陸奧按察使は、養老三年件に見えず、然ばこれも今年の始置かと思ふに、文義長門の例に違れば、さにはあらじ、これより以前に置れたるが、紀に其文の脫たるなるべし。さるは甚き大國なるを、養老三年に置れざりしは、いかにぞと考るに、此國には守の外に、既く鎭守將軍を置れて、國府と鎭府と相並たるがゆゑに、官員の繁多を厭ひて、按察をば省かれたれど、またさばかり廣き境内なれ

ば、按察使なくばあるべからじと、議定せられての事なるべし。佐渡隱岐の越前出雲に隷せるは、もとよりの按察使の國なり、備後はいつ按察の國となれりけむ、これはた陸奧と共に始置の年しられず。紀伊隷二大和國守一と見えて、隷二大和按察使一となきは、上件にいへる如く、大和には按察の名目を建られぬゆゑに、紀伊の非違を、大和の守に隷して、糺彈せしめ給へる也。おほかたかく其旁近の國を管するが例なるに、續紀天平寶字五年正月壬寅、授刀督從四位上藤原朝臣御楯、爲二兼伊賀近江若狹按察使一とあるは、國司にあらぬ武官より管せり、（上件の細注に引る、藤原惠美朝臣眞光も、驍騎將軍より管せれば、御楯に同じ。）これらや後に京官より陸奧出羽按察使をかくる濫觴ならむ、すべて委くは考るによしなし。その官人の位階は、養老五年六月乙酉の續紀に、太政官奏言、國郡官人、漁二獵黎元一、擾二亂朝憲一、故置二按察使一、糺二彈非違一、肅二清姧詐一、旣定二官位一、宜レ有二料祿一、請以二按察使一、准二正五位官一、賜二祿并公廨田六町仕丁五人一、記事准二正七位官一、祿并公廨田二町仕丁二人、並折二留調物一便給レ之、詔曰、朕之肱股、民之父母、獨在二按察一、寄重務繁、與二群臣一異、加二祿一倍一、以二當土物一、准度給レ之、その後諸國の按察使は停られたるにや、天平三年十一月丁卯の續紀に、始置二畿內惣官諸道鎭撫使一とあり。惣官は攝官に同じく、鎭撫使は按察使に同じかるべければ、必ず舊きをば停られたるなるべし。（兩官兩使を并置るべきにあらねばなり。）然ども、陸奧按察使は、猶殘し置れて、出羽を管せしめ給へり、其所見の始は、續紀天平寶字七年七月乙卯、從五位上藤原朝臣田麿、爲二陸奧出羽按察使一とある、これ也。其後大同四年三月戊辰の後紀に、東山道觀察使正四位下兼行右衞士督陸奧出羽按察使藤原朝臣緒嗣、爲レ入二邊任一、辭二見內裏一、召二昇殿上一、令下典侍從五位上永原朝臣子伊太比賜中衣一襲被等上とある、邊任は奧羽をさすなり。觀察使より按察使をかねて、兩國に入部するゆゑに、辭見のをり、衣

〔黎元〕庶民を云ふ、黎は庶の義也、或は黑の義、庶民は冠せず黑髮を顯はすより云ふとも云へり。

〔藤原朝臣田麿〕宇合の第五子也、天平年中兄廣嗣の罪に坐し隱岐に流されしが、赦に遇ひて歸京、數朝に歷仕し、延曆元年右大臣に陞り、同二年薨す。

〔藤原朝臣緒嗣〕百川の長子也、天長八年左大臣となり承和四年薨す。

被等を賜はれるを以て、その殊恩を知るべし。弘仁三年正月廿六日格云、太政官謹奏、應レ増二陸奥出羽兩國按察使位階一事、右謹檢二案内一去養老五年六月十日奏、用二件官品一、准二正五位上一、爾來流行、以至二今日一、臣等商量、方面之任、威風所レ存、夷國之俗、瞻視是仰、然則職重階輕、官大勢少、伏望增二階品一、爲二從四位下一將レ復二邊守一、且鎭二物情一、臣等商量、具件如レ前、伏聽二天裁一謹以申聞謹奏、と令集解に載たり。後紀に弘仁三年正月乙酉制、陸奥出羽按察使正五位上官、今改爲二從四位下官一とある、これ也。長暦を以て推すに、乙酉廿六日なり。それより此かた、今に至て、官位かはる事なし。

〔檢二案内一〕公文の寫を檢査するを云ふ、安斎隨筆に、又格の内に、檢二案内一と云ふこと多し、ひかへの内を吟味することゝ見えたりとあり。

標注職原抄校本別記　卷之下　終

百寮訓要抄

百寮訓要抄

百官と云は天子に從ふ內外の諸官也。必百の員數にてはあらざれども、百寮の儀にて申侍也。又百は數の多き義也。

內裏を百敷と申は、百官の座をしかるゝ故也。昔令條にのする所の官、中古以來增減の事多し、官の爲に人を撰ばざる間、末代には諸官の任人其數をしらず。凡延喜天曆以往は賢才によりて登庸せられし也。村上圓融以後は重代計を賞して、其身の堪否を撰ばれず、是末代政の陵遲の故也。又上古諸官を定めおかれし事度々に及べり、又は職員令にのする所の官の子細を書侍也。京中の諸々の官をば、內官とも京官とも申也。諸國の司をば、外官とも縣とも申也。京官除目には京中の官を任じ、縣召には諸國の官を任る也。

神祇官。　神祇は人主の重くせらるゝ故に、百官のかしらにおくよし、令に見えたり。神祇官と云は今の八神殿渡らせ給ふ神祇官の事也、是を本官と申、神祇の人々天下の御祈を申時、此本官に候て申事也。八神殿には天上の神達をいはひ奉る也。

伯。　是は神祇のかみ也、伊勢大神宮以下の神事祭禮を主どる。昔は高家の人々是に任ず、中古以來は王氏とて姓も給らぬ今の伯が黨任る也。公達の殿上人などは、神祇官などは思ひさけたる也。大方

〔京官除目〕司召除目又は秋除目とも云ふ、中古以來多く秋に行はる、除目は諸官任命の儀なり。

〔縣召〕外官除目又は春除日とも云ふ正月十一日より三日間行ふ例也。

〔令に見えたり〕此事職員令の集解に見ゆ。

〔八神殿〕神祇官西院に在り、神產日、高皇產日、玉積產日、生產日、足產日、大宮比賣、御食津及び事代主の八神を奉齋す。

〔中古以來云々〕萬壽二年華山天皇の皇孫延信王源姓を賜はり神祇伯に任ぜられしより、其子孫相繼で伯となり、在職中は王氏に復せり。

王孫は四世にて、五代に餘りぬれば、王の數にもあらず。今は數代の王孫なれば、只姓を給らぬ計にて、淸花の家にはあらず、其御後と申計にて王孫のよし也。

大副。權大副。少副。權少副。 以上神祇のたいふぜふとて、當時は卜部中臣の輩など任ず、諸社の神主など任る也、よの常の人はならず。

大祐。權大祐。少祐。權少祐。 以上同じ神祇の輩、先是に任ず、子細上におなじ。

大史。少史。權少史。 以上任官の子細おなじ。

祭主。 百官には入ざれども、次にしるし侍る也、伊勢大神宮の事を主どる。昔は可然人もなりけるにや、今は一向地下の者にて有なり。二位三位などになれども、昇殿などする事なし。

大政官。 大政官といふは、眞實朝家の政を成敗する所也、今の官の廳など申此儀也。大臣公卿政務を成敗する人は、皆大政官の被管也。少納言外記史など申儀式官も、皆大政官の内の官也。

攝政。 藤氏の長者第一の人是に補す。攝政に二つの儀有、昔堯の舜に世の政を攝行させられ、舜の禹に又政を攝行させられしは、皆國家を讓らんための先試の攝政也。本朝にも欽明天皇の時、聖德太子の攝政せられし此儀也。一には天子をさなく渡らせ給ふ時、政を預りて攝行する也。成王のをさなかりし時、周公旦叔父にて政を攝政せられし始也。左傳にも魯の桓公をさなかりし時、隱公の攝政せられしも此儀也。我朝には忠仁公淸和天皇の外祖にて、貞觀に、周公旦の例に任て、天下の政を攝政すべきよし詔を下されしなり。攝政は座を天子に等しくならべて、天下の政を成敗する、されば天子に等くする職也。

〔淸花〕公家の中、その官太政大臣を先途とし、大臣大將を兼ぬる家柄を云ふ、久我以下の諸家の外、後世醍醐、廣幡二家を加ふ。

〔卜部中臣〕卜部は天兒屋命十二世の裔大雷臣命より出で中臣は天兒屋命より出づ、共に世々祭祀を家職とせり。

〔欽明天皇〕推古天皇の誤也。

〔成王〕武王の子、周第二代の王也。

〔桓公〕名は允、惠公の子也。

〔隱公〕名は息、惠公の庶長子也。

〔忠仁公〕藤原冬嗣の第二子良房也、貞觀八年攝政となり、同十四年薨す。

〔漢宣帝〕武帝の曾孫にて、前漢第七世の帝也。

〔霍光〕字は子孟、平陽の人、去病の異母弟也、本始元年宣帝卽位の時關白となる、漢書霍光傳に、諸事皆先關二白光一、然後奏二御天子一、とあり。

〔昭宣公〕藤原良房の養子基經也。

〔大友皇子云々〕天智紀十年正月二日の條に、是日以二大友皇子一拜二太政大臣一、とあり。

〔執柄〕國の政柄を執るの義、攝政關白を云ふ。

〔禁中の公事云々〕叙位除日の執筆、節會の內辨等を勤むる如きこれ也。

關白。　漢宣帝の、霍光といひし人、天下の政に關白すべきよし詔を蒙し、此職の始也。本朝には陽成院の御時元慶に、昭宣公霍光が例によりて關白の詔を下さる。又攝政關白は、內覽とて天子に申文書を、先執柄に見せ合て、後に奏聞する也。又藤原氏の長者にて、代々昔より家に管領申來也。關白は人臣の位にて、只政を管領する也、攝政の儀にはかはるべし。攝政關白を殿下と號し、殿と申も、天下におきては、傍若無人の閒衆庶貴レ之、只申付たる也。

大政大臣。唐名大相國。大師。　一人に師範し四海に儀形たり、國を治め道を論じ、陰陽ををさむる由令にも見えたり。されば王佐の才を貯へて天子を輔け奉る、器用の人のなるべき官也。その人なければ是を闕、此故に則闕の官と申也。此官は昔大友皇子より始てなれり、攝政關白の兼官也。但執柄は猶うへにてあれば、大政大臣をば望む事なし。主上御元服の時は、必執柄の任る也、加冠のため也、凡人の極官也。當時久我、土御門、堀川、中院、三條、坊門など也、閑院、三條、西園寺、德大寺、洞院、などなる也。花山大炊御門などの一流の人々、賢才により宿老の後なる也、人臣の極官にて有也。中院、閑院、花山を三家と云ふ。

左大臣。左相府。左府。左僕射。左丞相。　諸々の政を奉行す。左大臣とは一の上の宣下といふ事有、第一の臣下なれば大政官の內の事を悉沙汰する也。何事も禁中の公事は一の上の參りて行ふ事也、不參の時にこそ次の大臣大中納言も奉行する事にて侍れ、これも中院閑院のとう、重代の人々才能によりて任る也。昔は文才なき人の大臣に任る事なき也、中古以來は譜代とて、無才無能の人々も任る、政の廢れたる也。

右大臣。右相府。右府。右僕射。　つかさどる事左大臣に同、又任る人も同事也。左大臣參でざる時、何事も

右大臣の行べし。又左大臣のなき時は、一の上の宣旨を蒙也。

内大臣。内府。内相府。　つかさどる事任人大畧右大臣に同、是は令條にてはなき官也。本朝には大織冠始て任らるゝ。令になき官をば令外の官と申也。源氏物語にも、數の外の大臣と内大臣をば申たる也。

大納言。龍作。棘路。喉舌。　天子喉舌の官也、下の申事を上へ申し、上の事を下にのぶる職也。又君の悪き事を被仰をばすて、よき事をば申由、令條にも見えたり。始は四人にてありしが、次第に多くなりて當時は十人にて有也。參議より納言の數い多き事、不可然由代々沙汰有。執柄三家の人々、日野勸修寺も當時はなる也、中古までは諸大夫の家日野、勸修寺、など成事はなし。諸家何も近來は過分の昇進共にてあれば、大納言に限らず皆同じ事也。又亞相と申は大臣に亞で公事を行故也、今も敷奏など申は、天子に物を申義奏の人を申也。

中納言。侍郎。黄門。門下。納言。　つかさどる所大納言に同、また任人も大畧同事也。中納言の中將と申は只一人有事也、執柄の臣より外はならず、但實朝の右大臣任ぜられたる事は別の儀也。公事の上卿など申事は大臣より中納言迄、是を勤むべし。中納言令條になし、昔は員數四五人まで有しかど、次第に多くなりて今は是も十人也。

參議。相公。　殊に才覺ある仁、任ずる官也。陣の座にて、物をよみ右筆をする器也、才覺なくては任ぜざる事也。是は昔より八人、當時も子細なし、八座と申也。宰相中將などは大臣の家可然人の成事也。見任の公卿と申は大臣より參議までにて有べし。參議には執柄も諸家の人々も任る也。

左右大辨。尙書大丞。　是も才人の成官也、參議の兼官などは、名家の人々殊に執する事也、重代の人

〔大織冠始て云々〕天智天皇八年也、然れど當時の内大臣は其地位左右大臣の上にて、後世云ふ内大臣とは異れり、後世の所謂内大臣は寶龜八年藤原良繼を補せしを初めとす。

〔大納言〕天智天皇の御宇御史大夫を置き、弘文天皇元年大納言と改む、相當正三位也。

〔諸大夫の家〕攝關大臣の家に祗候し恪勤の功によりて昇殿を許され、大中納言まで昇進する家柄を云ふ。

〔上卿〕公事奉行の上首を云ふ。

〔陣の座〕朝廷にて神事節會任官叙位等公事を行はるゝ座を云ふ。

人ならではならず、是も陣の右筆諸事を奉行する器也。執柄三家の人々などは近來はいたくならず、但其例は多し、名家の人々儒家の殊執する官也。

左右中辨。尙書中丞。是も諸事を奉行する職也、職事の兼官也、名家の人々是に任ず。公達三家の人々近比は任ぜず、是も先例は多き也。

左右少辨。左右少丞。任ずる人上に同、天に七星有、官に七辨有と申て、昔より七人、其内中少辨の中、時に隨て必權官をおかるゝ也。三事を兼すると申て、辨官職事廷尉を兼するを、名家の人々の規摸にはする也、近比は君達の人は任ぜず、是も先例は多し。

少納言。給事中。令には三人也、詔勅宣下などの事を司どる。名家の人も儒者の家も誰もなる、是も譜代の者任ぜらるべし。故實なき仁はならぬ事也、少納言は必侍從を兼官にする也。

大外記。外史二人。清家中家兩流なり來る。上首の外記をば局務と申、天下の文書をかき、近き先例をかんがへ、よろづの公事を奉行す。其家ならでは更他人のならぬ官也、昔より重代の仁の外は任る事なし。外記局に古今の文書をさめ侍れば、天下の明鏡の職也。二人可有、或三人四人も有。

少外記。二人。つかさどる所大畧大外記に同、清家中家など任ずべし、

左大史。都史八人。第一の史を官務といふ、是も文書勘例を掌る事外記に同。官外記兩局は本朝の文書をおさむる所にてあれば、殊更重代の者を任ぜらる、他人は是に補する事なし。

右大史。同左。

左少史。右少史。何れも官一族の外は任ぜず。

〔職事〕藏人頭、五位藏人、六位藏人の總稱なるが、爰は藏人頭を云へり

〔公達〕清華の家を云ふ。

〔七辨〕光孝天皇の御宇中少辨に權官各一人を置きしより八辨の稱ありしが後ち一人を省き七辨となれる也。

〔清家中家〕清原及び中原家也、清原は舍人親王より出で、大外記賴業以後世々大少外記となる、中原氏は磯城津彦命の裔也。

〔重代の者を云々〕大史は一條天皇の御宇小槻奉親左大史に任ぜられしより世々此職を勤む其餘の史は一族門徒を撰任す。

以上大臣以下大政官の被官也。

中務省。此省は詔勅宣命諸々の宣旨を治る所也、人の位階の記なども此所へ下さるべし。

卿。親王の任ずる官にてあれは、臣下の任る事はなし。親王なき時は闕にて可レ有。

大輔。一人。權一人。殿上、地下、雲客、諸大夫に至る迄任る也。昔は地下の諸大夫などは、八省に任るを先途にせし也。今は萬の者ども善惡をいはず任る、返々無念の事也。醫陰兩道の輩なども、規摸にする官也。か樣の事近代餘にすたれ侍り、尤可レ有ニ興行一候哉。

少輔。任る器用大輔に同。大形中務などは、殊八省の中にて規摸にてあれども、當時は餘に零落し侍り。

侍從。令には八人と見えたり、遺たるを拾ひ闕たるをおぎぬふ(な敷)官也。公達の家の人々任る也、日野勸修寺儒家などはならず、當時は其數數輩也。昔は擬侍從とて節會に參る人をなされし也、今は其官なし。

内舍人。十九人。是は童殿上人などの成る官也。昔は武勇をならはせける程に、内舍人をば坂東の國へ(遣イ)下されけるとぞ、今はかやうの事もなし。未だ元服せずして、殿上のふだにつくは皆内舍人也。又下臈も内舍人には成ける。

内記局。中務省被官也、詔勅宣命詔書などをさめらるゝ所也。

大内記。詔勅宣命をかく者にてあれば、代々儒者のなる也。故實なき人などは任ぜられず、和漢の才覺ある人をなさるべし、今は儒家諸大夫などの任ずる也。桂下類林とて百卷計の文あり、是も内記

〔卿〕臣下の任ずる事なきは中世以後の例也、以前には小野毛野、藤原小黑麻呂、源定など人臣にていづれもこの官に任ぜり。

〔擬侍從〕御卽位、朝賀の時主上に侍する爲め、特に侍從に當てらるゝ者を云ふ、親王、三位又は參議左右各一人、四位殿上人左右各一人を以て當つる由松竹問答に見えたり。

〔殿上のふだ〕侍臣殿上に出仕する者の姓名を記したる簡にて、又た日給簡と云ふ、清涼殿殿上の間に揭げ置く。

のつかさどる所の詔勅宣命を集めたる物也、內記をば柱下と申也。

少內記。　つかさどる事大內記に同。近代は六位の地下の者ども、史などの常に任ずる也。大畧地下の六位の職也。

監物局。　官鑰をさむる也。

大監物。　官鑰鈴印使符飛驛の函などの事をつかさどる。地下の五位以下の成る官也。近頃は殊零落す、侍なども成る也。

大皇太后宮職。帝皇祖母也。　是は第一の后なり給ふ、后妃至極の人是になり給ふ、天子の國母御祖母などの、宿老の後成給ふ也。

大夫。　是は其后宮に親き人任べし、執柄も三家の人々皆可然人の任る事也。后宮の內を管領する也、公卿大納言などのなる也。

權大夫。　是も大夫に同、中納言參議など任べし、大夫につぎたる人也。

亮。　四位の殿上人のなる也。公達も名家も皆任ずる、時によるべし。

權亮。　おなじ。

大進。　名家の五位人々是に任ず、四位に叙する時は是をさる。

權大進。　大進におなじ。

少進。　地下の五位など是に任ず。

權少進。　六位任べし。

〔柱下〕又た柱史とも云ふ、漢土の官名柱下史によれるにて、その名は常に殿柱の下に在りて、事を掌りしより起れる也。

〔大皇太后宮職〕貞觀九年二月皇太后（仁明后順子）を大皇太后に奉ぜし時始めて此職を置き藤原良繩を大夫となす、なほ此外皇太后職、皇后職等あり。

〔國母〕天皇の御生母を申す。

〔名家〕辨官藏人頭を兼れ、大納言を以て先途とする家柄を云ふ、勸修寺、萬里小路、甘露寺、小川坊城、清閑寺、葉室、日野、烏丸、中御門、廣橋、竹屋、柳原の諸氏これ也。

〔大舍人寮〕もと左右兩寮ありしが、嵯峨天皇弘仁三年一寮となし、大舍人四百人を所屬せしむ。

〔御綱など云々〕鳳輦の御綱を取るにて、助これを奉行す、依てこの寮の助を、御綱助ともいふ。

〔圖書寮〕後世權頭及び權助あり。

〔宿紙〕禁中の用に供する漉返しの紙也、又た紙屋紙とも云ふ、塵添𡋽囊抄に、かみや紙とは云々、宿紙と書く、又紙屋とも書く也、云々、是れを宿紙と書く事は昔此紙屋に結番して宿直せし故に宿紙と書く也とあり

凡大皇大后宮、皇太后宮、皇后宮、中宮、皆后のなり給ふ也、大夫以下の官皆同事也。后渡らせ給はぬ時は、闕にて可ㇾ有。

大舍人寮。宮闈（闈歟）局。　宿直の事をつかさどるよし令に見えたり。節會の時、諸卿をめす事は大舍人の役也、行幸時に御綱などの事を奉行す。

頭。宮闈令。　四位以下地下の輩、醫陰兩道など皆是に任ず。

助。宮闈少令。　六位是に任ず。

權助。　本寮より擧するに隨て任ぜらる、是を本寮の奏といふ。

圖書寮。祕書省。　經籍圖書の事、佛像紙筆墨の事を掌る也、今も宿紙などは此寮よりいだす也。

頭。祕書監。　地下の四位五位是に任ず。醫陰兩道など近比は任る也

助。祕書少監。　五位六位是に任ず、

内藏寮。　金銀珠玉錦綾をつかさどる、又天子の御服を奉行する所也、今も月別の御服調進子細なし。

頭。倉部郎。　可ㇾ然四位の殿上是に任べし、天子の御服を奉行する人なれば、口傳も故實もなき人は任ずべからず、殊に人を撰ばるゝ職也。

權頭。　地下の五位是に任ず、昔はかやうの宮に可ㇾ然人等皆任ぜり、近頃は皆零落す。

助。倉部員外郎。　是も地下の五位六位、今は沙汰に不ㇾ及事也。

權助。　おなじ。

縫殿寮。尚衣局。　衣服を裁縫事を主る也。

〔賀茂安倍〕村上天皇の御宇賀茂保憲陰陽頭兼天文博士となり、曆道を其子光榮に、天文を弟子安倍晴明に傳ふ、これより兩家兩道を分掌し、陰陽の事に携はる。

〔助〕賀茂安倍兩家の五位六位任ず。

〔蜜奏の宣旨云々〕職員令陰陽頭の職掌に、有レ異密封奏聞とありて、もと頭の所掌なりしが後世天文博士も此事に携はりし也延喜陰陽式に、凡天文博士守ニ觀候一、毎レ有ニ變異一、日記進レ寮、寮頭卽共勘知、密封奏聞、云云と見えたり。

頭。尙衣奉御。地下の四位五位近頃は任る也。

助。尙衣少監。是も今は下品の輩任る也。

權助。おなじ。

陰陽寮。司天臺。天文曆風雲の氣をうかゞふ職也。天地變異を奏聞す、是を蜜奏(密)といふ也。司天の輩は毎夜星を伺ふ、是を司天臺と云也。

頭。司天監。陰陽道の輩、賀茂安倍の兩家第一の者是に任ず、更他人の任ぜぬ官也、殊更名譽重代をえらばるべし。

助。司天少監。是も陰陽道の輩任べし。

權助。おなじ。

陰陽博士。大卜正。當道の輩の中可レ然人是に任べし。

權陰陽博士。同レ前。陰陽師。

曆博士。司曆。こよみをつくる輩、器用を撰で任べし。

權曆博士。子細同レ前。

天文博士。司天。司天第一の者是に任ず、蜜奏(密)の宣旨とて、變異をうかゞひ奏聞すべき由の宣旨を蒙る也。

權天文博士。是も當道の中、さりぬべき輩任ずべし。

漏刻博士。司辰。又契壺正。是は漏をつかさどる、晝夜の時を伺也。漏水のうつるをまもりて、時を正し

くする職也。

内匠寮。　少府。　物を作る事をつかさどる也。

頭。　是も地下の五位、醫陰兩道など任る也。今は造物の奉行などはせぬにや。

助。　六位以下是に任ず。

式部省。　内外の文官の事をつかさどる、兵部は武官をつかさどる、式部は文官をつかさどる也。選叙といひて、昔は人の才能を撰びて、官職を授けし也、さやうの輩をも此省にて先試らるゝ也。昔は一分めしの除目とて、此省にて諸國の史生などを任せられし也。凡天下の大事を奉行する省也。

卿。　吏部尚書。李部。　第一の親王是に任ず、更よのつねの人臣は任ぜぬこと也。親王も宿老の人、極官にてあるべし。

大輔。　吏部大卿。　儒家の人の第一の侍讀など任ずべし、殊才名ある人の任る也。儒家ならでは任ぜず。

權大輔。　是も可レ然儒者任ずべし。

少輔。　李部少卿。　是も儒道の人任ずべし。

權少輔。　同前。權大輔のある時は任ぜられず。

大丞。　吏部郎中。　地下六位の可レ然者是に任ず、六位藏人などの兼官つねの事也。

少丞。　同前。

大學寮。　國子監。　此寮には先聖先師の御影あり、廟堂と申也。諸國よりえらび奉れる學者共、參住して晝夜學文をする也。寮の試など可レ有、燈燭料とて學窓の灯を給ふて、稽古晝夜おこたらず。さてこそ

〔内外の文官〕内官即ち京官及び外官即ち地方官を云ふ

〔諸國の史生云々〕諸國の目以上は縣召除目の時任ぜらるゝも、史生は相當位なく令外の官なるを以て、この除目ある也。

〔第一の親王云々〕桓武天皇の御宇一品葛原親王を任ぜしより、親王四品以上これに任ずることゝなれる也。

〔儒家の人云々〕大少輔とも、日野、南家、式家、菅原、大江の諸家を任ず

〔先聖〕孔子を云ふ

〔先師〕孔子の高弟顏回を云ふ。

〔學窓の灯〕即ち學問料也、今鏡星合の巻に、燈火の望云々とあるも同じ

いみじき學生とり〳〵出來する事なれ、今はかやうの事あともなき、あさましき事也。

頭。 儒道の輩、道に達して名譽の者、是に任ずべし。

文章博士。翰林學士。 是も儒者の先途の官也。殊才名を撰ばるべし、兩人可レ有レ

博士。大學博士。 ちかき頃は大外記是に任ず、明經の口傳故實ある輩任ずる也。

助教。國子助教。 是も明經の輩故實ある器を撰ばるべし、これも外記の輩任ず。

直講。直學生。 同レ前。

明法博士。律學博士。 法曹儒才の人是に任ず、殊才名あるを撰ばるべし、律令格式をたしなむ、是を法曹と申也。

算博士。算學博士。 算道をつとふる輩是に任ず、殊才名を撰べき也。算の道は易より出也、當時善家輩是に任ず。

音博士。音儒。 音を教る計をつかさどる由令に見えたり、地下の六位の外記など是に任ず。

書博士。書儒。 手跡を教る事を主どる、今は是も清中家の外記輩任レ之。

以上紀傳 南家菅家などの儒也、史書を直傳す。 明經 中家清家の外記、本經を相傳す。 法曹 道志の輩、律令を相傳す。

治部省。禮部。 諸々の祥瑞慶雲壽星などのたぐひ、上瑞中瑞小瑞とてあり、又五位以上婚姻の事を主どる、繼嗣を重ずる故也、委細は治部式に見えたり。諸々の僧俗の事を主る、凡朝家の大事を奉行する省也。

卿。禮部尚書。 三位以上の公卿の任る也、昔は殊然るべき公卿の納言などの後に任ず、規模の官也。可

〔儒道の輩云々〕もと諸王、文章生より嚴撰して任ぜしが、後世は菅原大江兩氏を以て多くこれに補す。

〔善家〕三善氏也。

〔令に云々〕職員令に、音博士二人、掌レ教レ音とあり。

〔南家〕藤原四家の一、不比等の長子武智麿の後を云ふ

〔紀傳〕專ら史記、漢書、後漢書の三史を講ず、もと紀傳博士を置き、その教授を掌りしが仁明天皇以後これを廢し、その教授は文章博士の職掌となる。

〔明經〕專ら禮記、左傳(以上大經)、毛詩、周禮、儀禮(以上中經)、周易尚書(以上小經)を講ず。

〔地下の諸大夫〕四位五位に至りてなほ昇殿を聽されぬ家柄をいふ、地下は殿上人を堂上と云ふに對する語、昇殿を聽されぬ人の稱也。

〔玄蕃と申は云々〕或は玄は達也、諸蕃の入貢を奏達する義と云ひ、或は玄は遠也、遠方の諸蕃の義と云ふ、されど冬良公の令聞書に、玄は法師の事なり、蕃は諸蕃の事也とあるに從ふべきが如し。

〔鴻臚館〕太宰府、難波及び京都に在り、太宰府の鴻臚館は持統紀に筑紫館とあるを初見とし、平安朝に入りても此名見ゆ、京都難波兩館の變遷は詳かならず。

然殿上の四位以上も任る也、名家の人々殊是に任ず。

大輔。禮部侍郎。　四位五位可然人是に任ず、凡八省輔は名家の人々諸大夫の極官也。今は是も零落し侍ると也。

權大輔。是も名家の人々、諸大夫の然るべき輩任ずべき也。

少輔。同上。又員外郎。　子細同前。大輔は少輔にまさり侍るべけれども、家にしたがひて強ちにさ程の勝劣なきにや。

權少輔。　子細同前。名家の人々、地下の諸大夫も是に可任。

丞。大小。　錄。大小。

雅樂寮。大樂。　歌舞の事を主どる。男女の樂人音聲を撰びて、此寮にて稽古せられし也。

頭。大樂令。　諸大夫醫陰兩道の輩も是に任ず

助。大樂郎。　地下の六位是に可任。か樣の職は先祖なり來りたるを執する事なれば、強ちに勝劣なし。

玄蕃寮。鴻臚寺。　佛寺僧尼の事を主どる也、又唐人の來朝するをみちびく。玄蕃と申は蕃客の事也、唐人をば蕃夷と申也、鴻臚館とて唐人のつく所も此所に可有。

頭。鴻臚卿。　地下の諸大夫諸道の輩是に任ず。

助。鴻臚少卿。　おなじき六位是に任ず。

諸陵寮。廟陵署。　天子山陵をつかさどる也、凡喪葬凶禮をつかさどる。昔より天皇代々の御墓を奉行する也。

〔助〕後世權官あり

〔民部省の圖帳〕弘仁十一年十二月の命により諸國より奉れる田圖を集輯せしものにて、一に御圖帳とも云ふ田圖とは國郡鄕土の田畠，在家四至疆界牓示等を明示せる地圖を云ふ。

〔卿〕相當は正四位下なるも、中務、式部につぐ重職なるを以て、古へより四位を以て任官せる者なし。

〔諸國の雜物〕職員令に、頭一人、掌ニ計納調及雜物一と あり、集解に、雜物、謂、調之雜物幷徭物等皆是也と見えたり。

頭。廟陵令。　陰陽道の輩、宿老の人を可ㇾ任、山陵の事を奉行する也。

助。廟陵監。　同輩六位是に可ㇾ任。

民部省。戸部。　此省は諸國の事を主どる也、國々の年貢なども此省に沙汰しける也。又人の忠孝をも此省にて多くたゞし行ひける也。民部省の圖帳とて、日本國の指圖境などを定たる、文の數の百卷、此省には昔より傳りて、日本國の重寶にて侍し也。近頃はうせて侍しにや、いたく見及び侍らず。諸國の境相論などの時は、此圖帳にてかんがへられしかば、明鏡にてぞ侍し。

卿。戸部尙書。　是は可ㇾ然納言以上のなり侍る也、昔は殊更執し侍し官也、宿老の納言なる事也。治部卿よりは猶是をば執し侍りけるにや、諸國の事などを取沙汰して天下の大事をいろふべき故也。

大輔。戸部侍郎。　殿上四位五位地下の人々も任る也、名家儒道の人々皆是に任ず。八省の輔、何も同事なれども、人の家々に執しつけたる樣侍れば、其樣定れる事なし。

權大輔。　四位五位名家、諸家皆是に任る也。

少輔。　殿上地下五位是に任ず、同ㇾ前。

權少輔。　是も同ㇾ前。正より權は次なる事にてあれども、近來は殿上人なども只同じ品なる樣に任る也。八省の輔皆如ㇾ此。さきにも申侍る樣に、昔は地下の諸大夫極官にて侍し也、當時は零落す。

主計寮。金部。又は倉部。　諸國の年貢雜物をかずへ納るよし、令にも見えたり。

頭。倉部郎中。金部。　地下五位六位官外記輩、皆是に任ず、諸國の雜物を(計數)升納むる職也。又は算師と云ものを此被官におきて、算をおかせける也、興ある事也。

助。倉部員外郎。金部。　地下の六位是に任ず、近比は官外記諸道の輩など是に任ず。

權助。　子細同ㇾ前。

主稅寮。倉部。又は屯田郎中。　是は倉廩諸國の年貢の事を主る、大炊寮に納むべき米などを此寮よりかずへいるゝ也。

頭。倉部郎中。　是も官外記諸道の輩任ず、主計寮に同。主計主稅を二寮と申て、昔は溫職に申ける。

助。　子細主計助におなじ。

權助。　同前。

兵部省。兵部。　内外の武官を主る。先にも申侍るやうに、百官の内文官の事をば、皆式部省主る、武官の事をば此省成敗するなり。兵器武具をも此省に納られける也、又城を構へ溝をほり堀ほるも此省の役也。

卿。兵部尚書。　親王も任ず、又納言以上可ㇾ然公卿も任る也。是も殊更親王の官にてあれば、人の執するなり、武官の事を成敗する職也。されども又將軍などの樣に、武藝にたづさはる事はなし、只武官の事を奉行するばかり也。

大輔。兵部侍郎。　四位五位名家諸家皆是に任ず、自餘の八省に同。

權大輔。　子細同ㇾ前。

少輔。　同上。子細同ㇾ前。　權少輔、　おなじ。

隼人司。　布護署。　隼人の名帳歌舞を主どるよし令に見ゆ、又行列の事つかさどる也。

〔溫職〕利德ある職掌を云ふ、これに對して利德なきをば冷官、冷曹などと云へり。

〔卿〕相當は四位なるも、王朝時代の末より、多くは公卿の兼官となる。

〔大輔〕清華家の公達なども補する事あり。

〔隼人〕上代大隅薩摩地方に蕃殖せる一部族也、始源につき定說なし、日本紀に火闌降命の裔とあるは、一の傳說に過ぎず、早くより其一部は王化に歸服し、宮闕の護衛、歌舞の演奏等を奉仕せる也

〔刑部省〕職員令に掌下鞫レ獄、定ニ刑名一、決ニ疑讞一、良賤名籍、囚禁、債負事上とあり。

〔大判事〕この下に中判事を置く。

〔獄門〕こゝは獄屋の意也。

〔大藏省〕職員令に掌ニ出納、諸國調及錢、金銀、珠玉、銅錢、鐵、骨角齒、羽毛、漆、帳幕、權衡、賣買估價、諸方貢獻雜物事一とあり。

正。布護將軍。　五位六位是に任ず、いたく人の執せざる職也、地下のもの多く是に任ず。

佑。布護少尹。　地下の六位是に任ず。

權佑。　おなじ。

刑部省。刑部。　人の科條を主どる職也。囚人などの事を沙汰しける也、今は此儀もなし。

卿。刑部尙書。　三四位の人是に任ず、名家儒家など任じ來る也。

大輔。刑部侍郎。　八省の輔、何もさきに注し侍るに同事也。

權大輔。　少輔。同上。　權少輔。何もおなじ。

大判事。司直大理正。　人の罪名を判斷する職也。今も撿非違使の一の者、明法の輩任る官也。他人は任ぜず、殊に人を撰びて是を任ぜらるゝ。

少判事。　是も撿非違使道志の輩任ずる也。

囚獄司。斷獄署。　是は獄門の事を司る。よび名も不吉によりて、いたく近代の人の任ぜぬ事にてあればしるし侍らず。

正。斷獄令。　子細おなじ。

大藏省。大府寺。　諸國の米錢金銀珠玉、よろづの雜物を納めらるゝ所也、天子の御藏なり。

卿。大府卿。　三位四位名家儒家以下皆是に任ず、昔は天下の雜物を奉行の官にてあれば、殊人を撰ばるゝ也。今はさやうの事もなければ、零落し侍しにや。

大輔。大府侍郎。　先に申ごとく八省の輔は同事なり、但此輔はいたく人の執し侍らぬにや。

權大輔。少輔。大府少卿。　權少輔。皆おなじ。

織部司。織染署。　にしきあや綾羅風情を織侍る職也。絲などをも染むる事を主どる、今の大宿直など申様なる所也。

正。織染令。　地下の五位是になる、官外記の輩是に任ず。

佑。織染丞。　子細皆おなじ。

宮内省。工部。　諸國の雜物、官田御膳様の事を主どる也。

卿。工部尚書。　三四位の名家儒家是に任ず。

大輔。工部侍郎。　子細上に見ゆ。大藏宮内などは、いたく人の執し侍ぬにや。

權大輔。少輔。權少輔。　皆おなじ。

大膳職。大官署。　諸國の雜物御膳諸々の食物を主どる。今も朝廷の禮にたまふ饗膳をば、皆大膳職より沙汰する也。しゝびしほ、つけくさびら、菓などをも、皆此省にてつくるべし。

大夫。大官令。　四位五位是に任ず、是も諸大夫のなり侍る官也。四職の大夫と申は大膳左右京修理也、地下の諸大夫などの殊執し侍る也。

權大夫。　地下四位五位是に任ず。

亮。膳部侍郎。　五位六位これに任ず。

權亮。　六位可任也。

木工寮。　木作の事を主どる、料材をさめ番匠を(營繕)官領す。今も内裏以下の修理御造作、皆此寮の沙汰

〔官田〕供御に充つる御稻田にて、古への屯田に同じ、官内省又は國司にて管し、庶人に附して耕作せしめ、その地代地價等を納む。

〔しゝびしほ〕令に醢とあり、鹽干の類也。

〔つけくさびら〕令に菹とあり、くさびらは蔬菜也。

也。

頭。木作尹。　四位五位是に任ず、禁中の修理以下奉行の仁たるべき間、代々其器を撰びてなさる也。名ばかりにはあるべからず、寮領を知行する仁のなる也。諸大夫是に任ず、いたく他人などの執する官にはあらず。

權頭。　是も五位の諸大夫諸道の者任る官也、いたく執せず。

助。工部侍郎。　六位是に任ず。

權助。　おなじ。

大工。權大工。小工。權小工。　是皆是（若歟）番匠の名也。此職細工所を奉行する間、此輩をおかるゝ也。又算師と云もの有、材木の員數をかずへんため也。

大炊寮。大倉署。　諸國の米穀并諸國の食料を納めおかるゝ所也。後三條院大炊寮の御稻田とて諸國に定おかれし、今も禁中の第一の要脚也。

頭。大倉令。　四位五位諸道の者是に任ず、近比は外記代々相傳してなる官也。御稻田などを奉行する間、局務外記など知行する也。今は代々相傳の樣になり侍るにや。

助。主爨。　五位是に任ず。

權助。　おなじ。

主殿寮。尙衣局。　禁中殿庭掃除して、松柴炭燎などの事を主どる也。

頭。尙倉奉御。尙輦奉御。　地下五位六位是に任ず、近頃官務など任ずる也。

〔後三條院云々〕後三條天皇皇室御料の衰頽を復せむ爲め、醍醐天皇以來廢れし勅旨田を再興し給ふ、これを後三條院勅旨田又は新勅旨田と稱せり、爰に御稻田とあるは是れを云ふ

〔要脚〕錢の意、倭訓栞に、紹運錄に云、用脚と書けり、云、白玉蟾詩、腰下有錢三百足、要は腰の本字なれば腰脚歟と見ゆ、爰は廣く養源の意に云へり。

〔外記代々相傳〕卽ち中原氏これを世襲す。

助。六位是に任ず。

權助。おなじ。

典藥寮。大醫署。諸々の藥ををさめらるゝ也。此寮は藥園あり、茶園枸杞園あり、乳牛の牧とてあり、乳をとらんため也。又御井あり、諸々の藥を藥園にうゑて、御井にてあらひ調ずる也。大內には皆かやうにありし事也、いと興有事也。

頭。大醫令。第一の醫師四品以上の者必是に任ず、當道の極官也。殊名譽の輩を撰ばるべし、凡國家の器用を撰ばるゝ事は、專文武醫の三の道なり、人の命を救ふ職也、誠其人を撰ばるべし。

助。大醫正。五位以下是に任ず、醫の外は他人ならず。

權助。是も當道のものゝ外不ㇾ任、五位六位の輩同任ず。

醫師。司醫。六位是になる、凡鎭守府左右衞門府左右兵衞府などにも、皆醫師をばおかるゝ也。人の病を療せんが爲也。

醫博士。大醫博士。當道四位五位皆是になる。

權醫博士。おなじ。

針博士。主針。四位五位是になる。是は針を沙汰する人也。

權針博士。上におなじ。

侍醫。侍御醫。當道の可ㇾ然四位五位是に任ず、數人可ㇾ有。

權侍醫。上におなじ。

〔藥園〕京都唐橋の南、室町の西に在り。

〔茶園〕禁中達智門內主殿寮の東、枸杞園は大宮の西一條の北に在り。

〔御井〕禁中談天門內、左馬寮の東に在り。

〔頭〕後世和氣、丹波兩氏の世職也。

〔侍醫〕平日は安福殿の藥殿につめ居り、主上殿上に出御の時は、小板敷に參して龍顏を拜し奉る、依て半昇殿とも云ふ。

〔御裝束〕諸調度の設置、裝飾などを云ふ、衣服の意に非ず。

〔皇親の名籍〕集解に、親王以下四世以上名籍とあり。

〔正〕高膳、安曇二氏以外の人を任ずる時の稱にて、其地位奉膳に同じ。

〔高橋〕磐鹿六雁命の裔也、景行の御宇、命御膳を供奉せしより、子孫安曇氏と共に御膳の事を掌りしが、延曆年中安曇氏罪を得て流され、爾後高橋氏のみ此職に補せらる。

女醫博士。是當道の輩なるべし、女の療養を奉行する職也。

權女醫博士。おなじ。

掃部寮。酒掃署。此寮は御殿の御裝束の事を奉行する所也、疊薦筵風情の物を沙汰する所なり。

頭。酒掃署。（主[illegible]）。諸道の四位五位是に任ず、近來外記多く任ずる也。御殿御裝束以下の事を奉行する也。

助。酒掃少尹。地下五位六位是になる。

權助。おなじ。

正親司。宗正寺。皇親の名籍の事を主るよし令に見えたり、皇親とは天子の御したしき宮などを申也、近代此事を奉行する事なし。

正。宗正卿。地下の五位是に任ず、いたく人の執せぬ也。

佑。宗正丞。六位是になる。

權佑。おなじ。

內膳司。尙食局。天子の供御奉行する所也、例へば膳部所など申所同事也、昔は內膳の御飯ならでは主上のきこしめさぬ事也、凡諸々の御膳の具を此所におかる。

別當。可レ然公卿大納言以下是に任ず。御膳を奉行すべき人なれば、公達も可レ然家々の人も任る也。

正。尙食奉御。四位五位是になる。

奉膳。同上。高橋の氏ならでは任ぜざる官也。

典膳。尙食直長。　六位是になる。

造酒司。良醞署。　酒を作る職也、酒屋をかまへ酒壺を奉行する也。色々の酒清濁、又醴酒とて一夜の内に造たるを所々へ參らする也、皆酒司に作りおかる〔る脫歟〕酒也。

正。良醞令。　諸道の四位五位是に任ず、今は外記中家に相傳して任ずる也。酒の課役ともあり。

佑。良醞令(丞歟)。　六位なる也。

權佑。　おなじ。

釆女司。釆女署。　諸國より參らする釆女を此所におかる。釆女と申は國々より可然美女どもを撰びて天下に參らせし也、御陪膳なども許さるゝ女房なり、古今集にも歌よみなど優しき事ども多し。

正。釆女令。　醫陰兩道の輩是に任る也。

佑。釆女丞。　六位以下是に任ず。

權佑。　おなじ。

主水司。上林署。　諸國の氷室を主どる、饘粥を主るよし令に見たり、今も諸國の氷室を管領して、夏の氷を奉る也。

正。上林令。　諸道の輩是に任ず、近來は外記多く任る也。

佑。上林丞。　おなじ。

權佑。　おなじ。

彈正臺。御史臺。霜臺。憲臺。　是は世間の風俗を肅淸し、又非違の事をたゞす、今の撿非違使の廳など申樣の所

〔釆女を云々〕釆女は後宮十二司に配して、女孺とせるにて、本司に置けるに非ず。

〔古今集にも云々〕同卷二十に、山科の音羽の瀧の云々とある釆女の歌を載せたり、又た同序に、淺香山の言の葉は、釆女の戲より詠みてとあり淺香山の歌は萬葉集に出づ。

〔氷室〕その名仁德紀に見ゆ、延喜式によれば、山城、大和、河內、近江、丹波に十ケ所あり。

〔饘粥〕和名鈔に、饘、和名加太賀由、厚粥也、云々、粥、和名之留加由、薄糜也とあり、今云ふ飯と粥也。

也。昔は彈正京中の撿斷を行し也、中頃よりは撿非違使の事になりたり。

尹。（御史大夫。）親王是に任ぜらるゝ、又大納言以上可然人是に任ず、三家の人々もなる官也、公卿の執する官也。

大弼。（御史中丞。）四位五位是になる、殿上人なども常になる也。

少弼。上におなじ。

忠。（侍御史。）六位是になる。

左京職。（京兆馮翊。）左京と云は大内の東（の歟）此京也、田宅名籍年貢以下惣じて此京の事を主どる也。

大夫。（京兆尹。）殿上地下の四位是に任ず、名家儒家諸道の輩皆是に任ず、凡四職の大夫は執せらるゝ職にて、諸大夫の極官也。無左右はなるまじき事にてあれども、近來はか様の事零落せり。

權大夫。四位五位是になる。

亮。（京兆少尹。）五位以下是に任ず。

權亮。おなじ。

東市正（司歟）。（市署。）東京の市の事を管領する也、財貨よろづの雜物を買賣する直僞をたゞす所なり。今もかたの如くの司領あるにや。

正。（市令。）五位以下是に任ず、市のことを主どる。

佑。六位以下任べし。

權佑。おなじ。

〔尹〕從四位上相當なるが、天平寶字三年從三位に陞す

〔大夫〕職員令に、掌下左京戸口名籍、字二養百姓一、糺二察所部一、貢擧、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市鄽、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、橋道、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事とあり。

〔正〕職員令に、掌二財貨、交易、器佛眞僞、度量輕重、賣買估價一とあり、諸道の五位六位又は院の主典代、藏人所の出納等これに任す。

〔東宮職〕東宮、春宮何れも皇太子を申し、其義同じきも、傅、學士に東宮職と稱し、大夫以下に春宮坊と稱する例也。

〔傅〕稀には大納言又は中納言を以て兼ねしこともあり。

〔東の方に云々〕令集解に、四時氣自レ東發、卽春准レ此故、爲二東宮春宮一、其義無レ別也と見えたり。

右京職。大内の西の京の事也、是又西の京の事をつかさどる事左京職におなじ。

大夫。上におなじ。

權大夫。上におなじ。

亮。上におなじ。

權亮。おなじ。

西市司。西の京の市也、主どる事東市司におなじ。

正。上におなじ。

佑。上におなじ。

權佑。上におなじ。

東宮職。（龍樓。鶴禁。銀榜。）是は東宮御座の時の官、御坐なき時は不レ可レ有。

傅。（太子大傅。皇太子傅。）執柄の大臣是に任ず、東宮を扶佐し奉る職にてあれは、殊に執する也。攝政關白大政大臣左右内大臣皆兼官に任ず、規摸の官也。

學士。（太子賓客。）東宮の御師範也、名譽の儒者是に任ず、殊重代才學を撰びてなさるゝ事也。

春宮坊。（春坊。）春宮の御在所の名也、春宮など〔と脱歟〕も申、東の方にかたどる春の心也。

大夫。（太子詹事。）是又坊中を管領する職也、可レ然公卿大納言以上是になる、規摸の官也。名家の人などはなるべからす。

權大夫。中納言以上人是に任ず、大夫に同じ。

亮。太子少詹事。　殿上の四位可然人是に任ず、殊器量を撰ばるべし。
權亮。　殿上四位五位是に任ず。
大進。詹事丞。　五位以下是に任ず、名家の人々もなる也。
權大進。　おなじ。
少進。　五位以下是になる也。
權少進。　おなじ。
主膳監。典膳局。　春宮の御膳をつかさどる職也。
主殿署。典設局。　春宮の內の掃除などを奉行する職也。
主馬署。廐牧署。　春宮の內の御馬を奉行する職也。
主工署。　春宮の內の修理造作を奉行する也。
齋宮寮。無唐名。　伊勢齋宮渡らせ給ふ時、此宮は可有、絕たる事なれば子細しるすに及ばず。
齋院司。同上。　賀茂の齋院御坐の時此宮あるべし、絕たる事なればしるさず。
修理職。匠作。　內裏の修理造作事奉行する職也、諸々の工以下此所にしたがふべし。
大夫。匠作大尹。　四職の大夫の事先にしるし侍る同事也。
權大夫。　同上。
亮。匠作少尹。　同上。
權亮。　おなじ。

〔主膳監〕長官を正と云ふ、もと高橋氏の世襲なりしが後世內膳司の兼職となる。

〔主殿署〕長官を首と云ふ、次の二署これに同じ。

〔伊勢齋宮〕天皇歷代毎に、伊勢神宮へ差遣して奉侍の任に當らしむる皇女又は女王を申す遠く崇神垂仁の朝に始まり、後醍醐天皇以後廢絕す。

〔賀茂の齋院〕山城賀茂大神に奉仕する皇女又は女王を申す、嵯峨天皇弘仁元年に始まり、後鳥羽天皇以後廢絕す。

〔大夫〕後世三位の者これを兼ぬることあり。

四職の任人さきに委細しるす、此内卿の勝劣あれども同事也。

勘解由使。勾勘。是強非唐名、取義歟。　諸國の參期四度解など申て、年貢をたゞしかんがへて、國司の善惡を主どる也。

長官。　三位以下可然人皆是に任ず、近來儒者名譽の人など任ぜらるゝ也。

次官。　殿上地下四位五位皆是になる。

判官。　六位以下是に任ず。

主典。　六位以下是に任ず。

鑄錢司。　昔錢を鑄ける所也、今は此官なければ委注さず。

兵庫寮。武庫署。　代狄武官の器也、兵器を納めらるゝ所也、器を撰ばるべし。

頭。武庫令。　四位五位是に任ず、武官にてあればその器を撰ばるべし。

助。武庫少令。　地下の六位任ず。

權助。　おなじ。

諸國。　諸國七道の官也、是を外官と云。大國上國中國小國有、諸國の守をば受領と申也。國司の事也、當時の守護人のごとし、當任は四ヶ年也。よき國司をば重任とてかさねて又四ヶ年をたぶ、又延任とて任をのべらるゝ事もあり、皆よく國を治め賢者の聞え有ものをば重て年をのべらるゝ也、わろきをばやがて一任にてかへらる、さてこそ國も治り賢名あるをば賞せられしなり。昔は一國の管領する人は、殊更賢をたてしは此故なり。勸濟公文と申て、年貢をよく沙汰しつれば抽賞せらる、あしく沙汰

〔四度解〕諸國よりその政績を京へ報ずる爲め、毎年奉る大帳、正税帳、調帳、朝集帳等を云ふ。

〔國司の善惡云々〕卽ち國司交替の際新任者は前官の政績を檢査し、過怠なき時は、これに解由狀を附與す、この狀を勘檢するを勘解由使の職掌となす、四度解の取扱又は國司の善惡を當時監督するはその任に非ず。

〔大國云々〕延喜式によれば、大國十三、上國卅五、中國十一、下國九也。

〔當任は四ヶ年〕大寶令の規定は六年なりしが、其後屢變更あり、承和二年以後は永く四年を定めとせり。

したる人は、ながく任官などをもとめらるゝ事も有。

五畿內。

上山城。

守。　殿上地下の五位是に任ず、上國中國下國によりて聊の差別あれども、大概は同事也。

權守。　地下の五位是に任ず、又春の除目の時、參議雲客などの兼官になる事も有、それは別の事也。

介。　地下六位是に任ず、是も公卿殿上人などの兼官は別の事也。

權介。　おなじ。

大掾。　六位下品のもの是に任ず。

權大掾。　同上。

掾。　おなじ。

權掾。　おなじ。

少掾。　おなじ。

權少掾。　おなじ。

大目。　七位の者是に任ず。

權大目。　おなじ。

少目。　同上。

權少目。　おなじ。

〔雲客〕殿上人を云ふ、殿上を雲の上と云ふに因む。

〔上國中國云々〕大國の守は從五位上上國は從五位下、中國は正六位下、下國は從六位下也

〔公卿〕三位以上を云ふ、但し參議は四位にても此の列に入る、具さに云はゞ、大臣は公にして、參議以上の諸官及び三位以上は卿也。

〔殿上人〕四位五位又六位にて昇殿を聽されしを云ふ。

以上國々の司何も同事也、但權守並介なき國あり、おくに注付侍る也。大方諸國の介掾目に至るまで、みな得分有事なれば、昔は任符と云物を出して諸國にて皆給りける也。人給とて親王大臣公卿の年毎に給りけるも、得分有なるべし。

大大和。山城の國におなじ。　大河內。おなじ。

下和泉。權官并介なし、掾目は同事也。　上攝津。山城國におなじ。

東海道

下伊賀。權守介なし。　大伊勢。山城國に同。

下志摩。守は高橋氏六位是に任ず、權守并介はなし。

上尾張。　上參河。　上遠江。　上相模。

上駿河。皆山城國におなじ。　下伊豆。權守并介なし。

上甲斐。山城國に同。

大武藏。同上、相州武州は近頃關東人々殊執したる國也。

中安房。權守并介なし。

大上總。此守をば太守と申て、親王より外は任ぜず、介よりして諸人々是に任る也。介をかみとよむ也。

大下總。

大常陸。常陸上總皆おなじ、親王の任ずる官也。介を受領と申也。

〔得分有事なれば〕諸國の職員は皆公廨田とて一定の田地を給せらるゝ也これを年官と云ふ

〔任符〕國司赴任の際、朝廷よりその赴任を證明したる文書を云ふ。

〔高橋氏云々〕高橋氏內膳正となりし時これに任ず。

〔介を受領云々〕受領はもと國守の稱なるも、遙授兼任にて國守赴任せざる時は、權守、介、掾等凡て其國に赴き吏務を執る者の首席をも受領と呼びたり、太守は遙授にて吏務に預からざるより、介を受領と云へる也。

〔按察使〕「アゼチ」と訓む、もと六道諸國の政治得失を視察巡省する臨時の官にて、元正天皇養老三年始めてこれを置きしが、寶龜の頃より諸國に置くこと絶え、陸奥出羽のみ特に後世まで殘存す。

〔中古以來云々〕もと國守鎭守府將軍多くこれを兼ねしが、後世邊防廢るるに及び、遂に内官の兼任となり、遥授空名の職となれる也。

東山道。

大近江。　上美濃。山城の國におなじ。

下飛驒。權守幷介なし。　上信濃。山城の國におなじ。

大上野。親王是に任ぜらるゝ子細同ニ上總一。　下野。

大陸奥。同、近代關東の人々執せらるゝ國也。

上出羽。同ニ山城國一。

陸奥出羽按察使府。陸奥出羽は大國にて有間、此兩國を殊更成敗する也。

按察使。陸奥出羽を管領する職也、大中納言可レ然人是になる、中古以來國の成敗はなし、陰陽師醫師など又此市にもおかるゝ也。

北陸道。

中若狹。權守介なし。　大越前。　上加賀。

中能登。同ニ若狹一　越中。　越後。

中佐渡。權守介なし。

山陸（陰歟）道。

上丹波。　中丹後。　上但馬。　上因幡。

上伯耆。權守なし。　上出雲。　中石見。權守なし。　下隱岐。權守幷介なし。

山陽道。

上播磨。　上美作。　上備前。　上備中。
上備後。　上安藝。　上周防。　上長門。　權守なし。

南海道。

上紀伊。　下淡路。　權守幷介なし。　上阿波。
上讃岐。　上伊豫。　中土佐。　權守なし。

西海道。

太宰府。大都督府。　鎭西九國の宰府也。
帥。都督　親王是に任ず、臣下は任ぜず。
權帥。　大納言以下是に任ず、正帥ある時は權帥不レ可レ有。
大貳。都督大卿。　參議の兼官也、四位以上是に任ず。
少貳。都督少卿。　五位是に任ず。
權少貳。　おなじ。
大監。都督郎中。　權大監。　以上六位是に任ず。
此府にも醫陰兩道をばおかるゝ也、又大唐通事とて唐の通事の官あり。
上筑前。　上筑後。　上豐前。　上豐後。
上肥前。　上肥後。　中日向。　權守なし。　中大隅。
中薩摩。　おなじ。　下壹岐。　下對馬。　權守介なし。

〔鎭西〕九州を云ふ天平十四年太宰府を廢し、翌年鎭西府を置きて太宰府の後事を掌らしむ次で十七年鎭西府を廢し再び太宰府を復せしが、これより太宰府を鎭西府とも稱し、轉じて其の管轄地なる九州の別稱となれる也。

〔臣下は任ぜず〕臣下補任の例少からず、たゞ中世以來親王を以て任ずること多し。

〔大貳〕權帥ある時は此職を置かず、また大貳を置ける時は權帥を置かざる例也。

〔隨身〕近衛府の將曹、府生、番長、近衛舍人等の、太上天皇、攝關、大中少將、衛府兵衛の督佐に隨ひて警衛する者を云ふ。

〔使の宣旨〕普通撿非違使別當に補する宣旨を云ふも、爰は撿非違使佐たるべき宣旨を蒙りて、權佐より使を兼ぬるを云ふ。

〔三事〕卽ち三事兼帶也、衛門佐は五位藏人に進み、更に辨官に遷るを順とす、此時なほ前官をも兼ね、三職を兼帶するを三事兼帶と云ひて、最も名譽のことゝせり。

左近衛府。羽林親衞。 近衛府と云は君を近くまぼり奉る武勇の職也、左右衛門左右兵衛をば外衛といふ、是は宮城の外を警固する職也、近衛は門内を警固すべし。

大將。羽林大將軍。常云ニ幕下一。 府のかみと申、近衛の大將軍なり、執柄三家の人殊執する職也。大臣などよりも近衛の大將を、凡人の人々は先途にする也、大納言中納言兼官也、中納言大將は稀也、弓箭を帶する武官也。

中將。親衛中郎將。羽林將軍。云羽林。 近衛介と申、公達の殿上人四位五位是になる、名家儒家などは是にならず、是も禁中警固の職也、弓箭兵仗を帶すべし。

少將。羽林次將。 四位五位是に任ず、中將におなじ。

將監。親衛校尉。 五位六位是に任ず。

將曹。親衛錄事。 隨身等是に任す、他人はいたく任ぜず。

右近衛府。大將。中將。少將。 以下左におなし、仍是をしるさず。

左衛門府。金吾。 是も宮城守護職也、外衛といふ也、門外を警固すべし。

督。金吾將軍。 大中納言是に任ず、殊執る官也。

佐。金吾次將。 四位五位是に任ず。

權佐。 五位是に任ず、五位藏人辨官を兼して此佐を兼、使の宣旨を蒙を三事と申也。

大尉。金吾校尉。 撿非違使の道志可然者是に任るなり。

少尉。 撿非違使ども五位六位是に任ず。

大志。金吾録事。　同前。

少志。　おなじ。

右衞門府。　左衞門府に同。

督。　納言三位四位以上是に任ず、子細左衞門の督におなじ。但左には劣るべし。

佐。　左衞門府に同。

權佐。　おなじ。

大尉。　左におなじ。

少尉。　左におなじ。

左兵衞府。武衞。　是も禁中警固の官也、門外をかたむ、衞門府のごとし。又行幸行列などの事をつかさどる、又宮中巡檢する官也。

督。武衞大將軍。　三位四位是に任ず、衞門に同、但聊劣るべし。

佐。武衞次將。　殿上地下の五位是に任ず。

權佐。　同上。

尉。　地下の六位任ず。

右兵衞府。　同左。

督。　三位四位是に任ず。

佐。權佐。　皆左におなじ。

〔但左には云々〕例へば右衞門督は非參議にても任ぜらるゝこと多きが如し。

〔門外をかたむ〕禁中宜陽門、陰明門以外、建春門、宜秋門以内を警衞する也、宜陽、陰明兩門以内卽ち禁内は近衞の任、建春、宜秋兩門以内は衞門の所管也、門外は前頁宮城の外とあると同じく、禁内以外の意にて、宮城の廓外の意には非ず。

左馬寮。典廐。　諸國の牧の馬を立おかる、延喜式にのする所、毎年の御馬數百疋に及べり、諸國の牧又其數をしらず。駒牽といふ事は八月はかりにて當時は侍れども、月々の駒牽共數有、委細は延喜の左馬寮式に見えたり。

頭。典廐令。　四位五位是に任ず、武官にて侍り、殊人を撰ばるべし。

權頭。　四位五位是に任ず。

助。典廐少令。　五位六位是に任ず。

權助。　おなじ。

右馬寮。　同㆑左。

頭。　同㆑左、但聊勝劣は有べし。

助。　以下左に同。

征夷使。　四夷をしづめ、邊國を治め、逆臣を征罰し、一朝守護の職也。征東將軍西征將軍は皆東西の一方をしづむる將軍也。征夷將軍は一天四海を警固する武將也。

大將軍。　昔は三位四位など、武勇につきてなり侍りけるにや、中頃より殊武家の重任也。殊更鎌倉右大將以後執せらる、又執柄親王も關東管領の人々は皆任ぜらる、異㆑他重職也。

大樹。　征夷大將軍(唐の名也)の名也、隨高潁大將軍として槐下にて事をきく、此木をきらず、後代のしるし也、召伯が甘棠のごとし、大樹將軍といふ。

柳營。　周亞夫細柳營に陣す、故此號あり。

〔諸國の牧〕牧に御牧、諸國牧、近都牧の三あり、此内御牧、近都牧は馬寮の所管にて、諸國牧は兵部省の所管也。

〔駒牽〕每年八月諸國の牧場より貢進せる御馬を叡覽ある儀也。

〔大樹〕後漢書馮異傳に、馮異字公孫、爲㆑人謙退不㆑伐、云々、諸將並坐論㆑功異常獨屏ニ樹下ニ、軍中號曰ニ大樹將軍ト、との故事より出でし也。

〔召伯が甘棠〕召伯は周の大保召公奭也、後人その德を慕ひ、召伯の憩ひし甘棠樹を保存せし事史記燕世家に見ゆ。

〔周亞夫云々〕漢書周勃傳に出づ。

鎭守府。陸奥出羽の管領をする也。

將軍。東國をしづめ、陸奥出羽を管領する也。

軍監。六位是に任す、武書を主どる也。

施藥院。司儀令。藥を主どる所也、執柄の官領（管轄）也。宇治關白殿以後、醫道名譽の輩に給ふ。

使。施藥院のかみと申、醫師の先途の官也、雅忠以後丹家醫師相傳の職也、和氣は其例多しと雖も、不吉のよしさたあり。

穀倉院。諸國の米をさめらるゝ所也。

別當。四位五位諸道の者是に補す、近頃は大外記など是に補す。

撿非違使。使廳也、天下の非違を糺彈す。

別當。大理卿。大納言殊器量を撰ばるゝ職なり、白川院の仰には五ヶの德あるものを任ずべしと仰せられけるとぞ、容儀才學富貴譜代近習也。

左佐。廷尉。廷尉佐と申、先に申侍る樣に、職事など任じて、使の宣旨をかふむる也。

右佐。左に同。

左大尉。稱之判官。道志宿老の者是に任ず。

少尉。道志五位六位是に任ず。

右大尉。左に同じ。

少尉。おなじ。

〔施藥院〕窮乏の病者を養治する所にて、天平二年光明皇后始めてこれを置き給ふ、後世傳はれるは藤原冬嗣の私設也。

〔雅忠〕後漢靈帝の裔、坂上氏の支族忠明の子也、父祖の業を繼ぎて醫術を究め、典藥頭、右衛門佐に至る、寛治二年卒す。

〔撿非違使〕京都及び諸國に置く、爰は京都の撿非違使につきて云へる也。

〔道志〕明法道の志の義、明法道の輩六位の時、衞門志に任じて撿非違使の志を兼帶せしむるを云ふ。

勸學院。　執柄の管領也、南曹と申は大學寮の南に有故也、藤氏の學生學問する所也、大學寮のごとし。

別當。　藤氏辨官の內可ㇾ然人是に補す、南都を奉行の人也、殊器量を撰ばる、公卿の例もあり。

學館院。　橘氏の管領の寺也、是定と云て大臣の管領せらるゝ也、多く執柄の管領也、梅宮も橘氏の管領にてあれば一具の事也。

奬學院。　是も源氏の人の管領也。

別當。　源氏の大臣大納言これに補す。

淳和院。　同上。

別當。　源氏第一の人是に補す、源氏の長者と云。

內教坊。　女の舞人の候所也、今も踏哥の舞妓などは內教坊より參る、女房の舞樂を稽古せさ〔す(脫歟)〕る所也。

別當。　大納言以下可ㇾ然人是に補す。

殿上。　內裏の殿上の五位六位の職事などいふも、皆殿上の後披(被歟)管也。

別當。　左大臣一のかみ必是に補す、至極の規模の職也。

藏人頭。　二人有。殿上人を管領す、惣じて殿上人の貫首也、重代の人、公達も名家も、殊器量を撰びて任ぜらるゝ也、羽林方辨方何れも重代によるべし。

五位藏人。　三人有。是も三家の人々名家何れも器量重代によりて補せらる、天下の敏(繁歟)務を奉行の職なれば、殊更其器用を撰ばるゝ事也。

〔學館院〕橘氏子弟の學問所にて寺には非ず、仁明天皇御宇の創立也。

〔奬學院〕王氏、在原氏子弟の學校也

〔淳和院〕もと淳和天皇の後院なりしが、後ち源氏子弟の學問所となる。

〔踏哥〕年始の祝意を述べし歌、踏歌節會とて每年正月男女の舞人を禁中に召して踏歌を奏する儀あり、後世女踏歌のみ殘る。

〔五位六位の職事〕五位六位の藏人を云ふ。

〔羽林方辨方〕近衛中將及び中辨これを兼ぬる事多し。

六位藏人。　名家儒家諸大夫重代の者是に補す。

非藏人。　おなじ、

記錄所。　禁中にて諸人の訴訟を判斷せらるゝ所也。後三條院延久に殊興行ありて、天下の政道をなはされし時、才人を撰びて寄人におかれし也。上卿辨寄人など、皆世務にたへたる器量を撰びて補せらるゝ事也。

文殿。　院の御治世の時、諸人の訴訟を決斷せらるゝ所也。衆開闔以下諸の儒、ことに器用を撰ばれて補せらるゝべし。

執柄家。　家司職事年預御廐文殿御隨身所、大略院中におなじ。

位階。　官位相當にのる所の官と位と中古以來は更相當の事なし、皆位は高く官はいやしき也。

一品。　親王至極の極位也。

二品。　親王の位也、一位二位を一品二品と云事は不可然。

三品。　四品。　皆親王の御位階也、人臣にはあらず。

正一位。　天下の諸神の御位也、昔は執柄以下皆正一位に叙せられしかども、中古以來は神位におそれて、贈位の外は人臣叙する事はなし。

從一位。　攝政關白大政大臣左右大臣是に叙す、大納言の例邂逅也。

正二位。　從二位。　以上納言是に叙すべし。

正三位。　從三位。　以上納言參議、又只の散位の人々も叙す。

〔非藏人〕昇殿を聽され、殿上に雜役を勤むる者にて良家の子息六位の中より撰補す、藏人と異り、公事を奉行せず、又た禁色を著くるを得ず

〔諸人の訴訟〕もと莊園劵契の理非のみを裁決せしが、文治三年記錄所を再興するに及び、諸司、諸國、諸人の訴訟をも裁決せしむ。

〔衆〕評定衆也、明法家を以て補す。

〔開闔〕善きを開き惡しきを闔づるの義、正邪曲直を判する役也。

〔散位〕位ありて官なき者を云ふ。

正四位上。正上とて諸道の輩などより外は、いたく叙せぬ也。辨官などは常の事也。

正四位下。殿上地下の輩皆是に叙す。

從四位上。從四位下。同前。

正五位上。正上諸道の外いたく叙せず。

正五位下。殿上地下の輩皆是に叙す。

從五位上。從五位下。皆おなじ。

從五位下をば叙爵と申、六位七位八位などの事は委細しるすに及ばず、六位より下の位階は、除日の申文などの外はいたく叙する人なし。

女官。

內侍司。

尙侍。執柄の女など是に任ず、女御、更衣、同程の事也。近代は此官に任る人稀也。

典侍。大中納言の女是に任ず、紅紫の織物の禁色を許さるゝ也。源氏の物語に、ゆるし色と云も紅紫の事也、上﨟女房也。

掌侍。公卿殿上人諸大夫の女も是に任ぜらるゝ、第一の內侍を勾當と云也。

凡此記者。後福光園院關白良基公自鹿苑院殿依御所望被記之畢。然而以中山大納言定親卿本窓々令書寫也。

康正元年十二月廿二日

〔申文〕叙位任官を申請する文書也、毎年正月五日の叙位、八日の女叙位、縣召、京官除目の際これを出す。

〔尙侍〕後世內侍司の職に預らず。

〔織物〕文柄を織り出せる絹物を云ふ

〔源氏云々〕同書末摘花の卷に、ゆるし色のわりなううは白みたる一襲と見えたり。

〔上﨟女房〕女房第一の格、禁色を聽されし女房也。

此一冊依持明院相公之嚴命幸馳禿筆畢。但文字等定而書寫之誤可有之。以他本可被校正歟。　判

永正二年冬二月(十二月歟)一日

大外記中原師象

右百寮訓要抄以一本及流布印本校合畢

姓序考

姓序考

太古は質純なりしかば、心純にして、貴はいよ〳〵尊く、賤はます〳〵卑し。故尊卑のけぢめ正しかりしかど、やゝくだりゆきては、卑もなりのぼり、尊も其處をさりぬることのあるなべに、其階級を別定むべく、官班の制、位次の事おこれり。」官班の制なかりし御代にも、尊卑の階級を分列られぬることはありしかど、官位の制とはやゝたがへり。官位は其職を奉、其序を別るものにして、彼より此に轉任し、是より彼に轉任ぬれば、其奉守れる職事に貴賤の階級ありて、彼身に尊卑のけぢめあるにあらず。太古の姓の制は然ならず、其姓を賜へれば、榮を子孫の八十のつゞきに傳へ、天罪かうむれば、其姓を貶れ褒を類族まで致せり、是以て職位とはたがへることを知るべし。如此れば、太古は姓に尊卑のけぢめありて、職に貴賤のわきためあることなかりし也。太古は職をしも世々に仕奉て、是彼に轉任ことはさらになく、今世の制にいとよくかよひたり、故太古は其職を以て氏とせしものぞ多かりける。姓といへるは眞人、朝臣の類をいひ、氏といへるは源、橘、藤原などの類をいへり。源、橘、藤原の類を姓なりと云思ふは漢意にて、こなたのにはたがへり。もと氏は其類族を分別べくて號られしなべに、仕奉りし職を直に氏號にせられしもの多し。其は道守、壬生、膳、衣縫、倭文などのたぐひ、みな其職を氏に負へるもの也。また氏に地號を負へるものあり、其は息長、廿南備、英多、大宅、桑田などのたぐひ也。是は其地に公たるによりても負ひ、其地の本居なるによりても負へり。又其氏人の居地なるに依て、かへりて地號となれるものありて、ひとむきに云定めがたし。なほこのけぢめどものことは、姓氏考に委にいふべし。くだれる代となりては、氏と職とのわきため出來て、舊は職なりしも、其職をもて仕奉ることなく、其類族を分別る號とのみなれるものは、

〔八十のつゞき〕八十は數多き意、子孫永代まで也。

〔道守〕「チモリ」と訓ず、波多矢代宿禰の後也。

〔壬生〕壬生部より起れる氏也、壬生部は御產部(ミブ)の義、皇子御誕生の時產殿に奉仕する諸部也。

〔膳〕「カシハデ」と訓ず。

〔倭文〕「シドリ」と訓ず、倭文部より出づ。

〔息長〕近江國坂田郡の地名に因る。

〔廿南備〕大和國高市郡の地名に因る

〔大宅〕大和の地名に因る、東大寺奴婢籍帳に、大倭添上郡大宅鄕戶主大宅朝臣可是麻呂と見えたり。

職を失ひて、たゞ舊の職の號をのみ負ひて、其をもて系統を別ぬることゝなりゆきしから、姓もて尊卑のけぢめを定むることも廢れたり。もとは衣縫、倭文などのたぐひは、直に其人々は衣を縫ひ、倭文を織ることなりしが、後世には衣縫人、倭文織人の氏別に出來て、太古よりのに氏號となれり、故氏と職とのわきためありといへり。如此ことゝほくなれる姓ながら、太古は臣連のうへにはなるべきものにあらざりしかば、史籍どもにいと多くみゆることなれば、ゆゑよしを知得ざれば、こゝろをえがたきこと多し。

さて氏は宇遲と訓み、姓は加婆禰と訓べし。其ことの由をば考得ず。加婆禰に姓字を當るは字意にたがへれば、尸字を當べきよしなれど、古書に然かきしもの多からねば、ことのまがひて直に其とは聞えがたし、文字の當否はさしおきて、古のまゝなるぞよかるべき。太古は姓の序次によりて、臣連及諸氏部曲下民までを統領せし也、是ぞ太古の治道なりける。如此大なるわざにしもあれば、其序のものにみえしをいふべし。書紀雄略卷に、二年冬十月丙子、幸御馬瀨、命虞人縱獵云云、問群臣曰、獵場之樂使膳夫割鮮、何與自割、群臣忽莫能對云云、皇太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場、置宍人部、降問群臣、群臣嘿然、理且難對、今貢未晚、以我爲初、膳臣長野能作宍膾、願以此貢天皇云云、臣連伴造國造又隨續貢。とみえしぞ臣連二造の序の正しくしるせる始なりける。又顯宗紀に、二年春三月上巳、幸後苑曲水宴、是時喜集公卿・大夫・臣・連・國造・伴造爲宴。皇極紀に、凡皇子・諸王・諸卿・大夫・臣・連・伴造・國造云云。孝德紀に、百官臣・連・國造・伴造・百八十部云云、又其臣・連等伴造・國造各置己民恣情驅使云云、又集侍卿等臣・連・國造・伴造及諸百姓、又公卿・臣・連・伴造・國造などみえ、この餘なほ多かれど、さのみはわづらはしければいはず。是ぞ太古の臣連の集侍(ウゴナハレル)序次(ツイデ)なりける。公卿大夫または諸卿大夫公卿などしるされしものは、書紀のかざりことばにて、孝德紀の百官としるされしは、詞のまゝなれば、みな毛毛乃都加佐毗登と訓べきもの也。このしるし出し臣連二

〔御馬瀨〕大和國吉野郡に在り、大和志に、行宮五所、一池田莊[illegible]志日村、雄略天皇二年冬十月、幸吉野御馬瀨、卽此、とあり。

〔虞人〕左傳注に、虞人掌山澤之官とあり、爰はたゞ獵人の意なるべし。

〔宍人部〕肉を料理する者の部也。

〔曲水宴〕三月上巳日(後世三日)小流に臨みて座を設け上流より流せる羽觴を取りて酒を汲み詩を賦する儀也この顯宗紀に出でしを初見とし、爾後朝廷及び縉紳の間に行はれたり。

〔皇極紀云々〕同紀四年六月の條也。

〔孝德紀云々〕同紀大化元年九月の條に出づ。

〔平群臣眞鳥〕木莵宿禰の子、大臣となれるは雄略天皇元年十一月也。
〔大伴連室屋〕武持大連の子也。
〔物部連目〕伊莒弗宿禰の子也。
〔中臣連鎌子〕藤原鎌足也。
〔大織冠〕孝德天皇大化三年制定せられし七色十三階の冠位の第一位也。
〔皇太子〕雄略天皇の皇太子白髪尊也此時御即位あり、清寧天皇と申す。
〔阿倍内麻呂臣〕又た倉梯麻呂と云ふ大鳥臣の子也。
〔蘇我倉山田石川麻呂〕馬子の孫、雄正子臣の子也。
〔蘇我赤兄臣〕石川麻呂の弟也。
〔中臣金連〕糠手子大連公の子也。

造は、太古よりありへし姓にて、是にて尊卑の階級を別定められし也。太古には公卿大夫などの號あることなし。書紀にかくしるされしものは、そのつかさ〲のことをかざりことばにいはれしなれば、孝德紀に百官とかゝれたるを正しといへるなり。太古のさまは、臣姓の人々の上には大臣ありて統領、連姓の人々の上には大連ありて統領り、其正しくものにみえしは雄略紀に、以平群臣眞鳥爲大臣、以大伴連室屋・物部連目爲大連。としるされし也。此後つぎ〲に大連大臣に任るゝことみえたり。もと臣姓の人ならでは大臣に任ることなく、連姓の人ならぬには大連に任るゝことなし。然れば中臣連鎌子を擧用給へりしかども、内臣と云ひて大臣といはれず。こは臣姓の人々を、統領ことにあらざれば也。鎌子連病大甚に至りて、授大織冠與大臣位。仍賜姓爲藤原氏。自此以後通曰藤原大臣。とみえしにて思ふべし。大臣に任せ給はんの料に、新しく藤原氏を給へり。藤原氏には姓のあらざれば、新に臣姓を給ひ、さて大臣に任せ給へるもの也。書紀のかきざまの、漢意にすぎたればかくは聞えがたけれど、太古のてぶりに是彼思ひわたして然はいへり。大連は大伴氏物部氏をむねと任れしことなり。大臣大連相並べるつかさびとながら、大臣の闕るときは、大連の人のみにて臣連をも統領せる也。そは清寧紀に、大伴室屋大連率臣連等。奉璽於皇太子。とみえし、此後にこそ平群臣眞鳥を大臣に任るゝことみえたる。後に物部氏大伴氏二の氏人のおとろへてより、左右に大臣を置るゝことになれり。孝德紀に以阿倍内麻呂臣爲左大臣。蘇我倉山田石川麻呂臣爲右大臣。又天智紀に以蘇我赤兄臣爲左大臣。以中臣金連爲右大臣。とみえしにて知るべし。故思ふに、大臣にはかならず皇別の人を任れ、大連にはかならず神別の人を任れしなるべし。大臣の號の始は、成務紀に、三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰同日生之。故有異寵焉。とみえしぞはじめなるらむ。

このつぎ／＼に任るゝは、みな武內大臣の子孫のみなり。然るに阿倍臣內麻呂中臣連金を大臣に任れしことは心得がたし。阿倍臣は大彥命の末なれば、大臣に任し給へるもことわりなれど、いと心得がたきは中臣連金なり。是は神別の人なり。太古の例ならんには大連なるべきを、大臣に任し給へるは殊恩にやありけん。中臣の氏人に朝臣姓給へることは、天武朝廷十三年十一月戊申朔のことなれば、やゝ後のことなり。太古には大なるわざごとあれば、大臣大連立並てことをなし給へり。そは顯宗紀に、元年春正月己巳朔。大臣大連等奏言云云とみえしにて知るべし。さて二造は大宮に仕奉る伴男を並て伴造と云ひ、諸國の宰を並て國造といへり。內人外人のけぢめはあれど、みなともに一班のもの也。伴造・國造をいたくけぢめあることゝな思ひそ。敏達紀に、仕奉朝列臣連二造（二造者國造伴造也。）下及百姓とみえしにて勝劣なきを知れ。さるから書紀中にも伴造・國造とも國造・伴造とも互にしてしるせり。この臣・連・伴造・國造の四姓は、太古の氏々の階級にて、此外に官班のことはなかりし。其氏人等を統領せしさまは、大臣の人は臣姓の氏々より其氏なる伴造・國造までをうけもち、大連の人は連姓の氏々より其氏なる伴造・國造までをうけもてり。臣姓の人々等、連姓の人々等は、無姓氏人より部曲民までを、各氏々にて統領せし也。臣連二造の上に、君別の二姓、下に縣主、村主、稻置の三姓あれど、此五種姓は諸國のことに預れるものにしあれば、ひとつらになしていへばみな國造といへり。又首、史、直などいふもあれど、太古の序次さだかならず。孝德紀に、別、臣、連、伴造、國造、村主とみえ、又同紀に、國造、伴造、縣主、稻置とみえたれど、君姓の序をしるせし者みることなし。別と一班のものにやといふべけれど、古事記中に皇子達の御末をいへるに、某君といへるもの三十九氏、某別といふもの二十五氏なれば、君のか

〔大彥命の末〕古事記に、大毘古命之子、建沼河別命者、阿部臣等之祖とあり、大彥命は孝元天皇の第一皇子也、崇神天皇十年四道將軍の一として北陸を鎭し給へり。

〔是は神別云々〕中臣氏は津速魂命三世の孫天兒屋命より出づ。

〔伴男〕男は長（ヲサ）の義、部の首長也。

〔敏達紀云々〕同紀十二年の條に出づ。

〔古事記〕開闢より推古天皇までの事を記せる正史也。天武天皇稗田阿禮に命じて御親撰の舊事を誦習せしめ給ひしを、後に元明天皇和銅四年太安萬呂が阿禮より聞取り筆記せる也。

たは多かりしかど、諸國にのみありて朝廷に侍て、ことをなさゞりしなべに、きこゆることなかりしならむ。されど太古はことに威稜ありしもの也。君別の二姓は諸國の縣邑に君として、各部曲氏を治め給へるものなるから、ことに威稜ありたれど、各國に居住して京に出て仕奉ることなかりしなべに、ことにいでて云ことなければ、國史に多くみえざるなり。姓の序次を正しくいはれしは、天武朝廷十三年冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓〓作八色之姓〓以混〓天下萬姓〓一曰眞人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。といはれたれど、この制にたがへることのたちまじりたり。この八種姓を定めたまひしのち、眞人姓を給へるもの十三氏、朝臣姓を給へるもの五十二氏、宿禰姓を給へるもの五十氏、忌寸姓を給へるもの十一氏のみにて、道師より以下を改め賜ことはみえず。故思ふに臣、連、稻置の三姓は太古のまゝなれば、其上なるべき姓を此御代に定められしとやいふべき。されど道師といへる姓は、國史及姓氏錄にもみえざれば、此時の制はことゆかざりしにこそあらめ。作〓八色之姓〓以混〓天下萬姓〓といはれたれば、外姓どもは皆とゞめらるべきことなるに、なほ君、首、造、直、史、縣主、村主等の姓國史及姓氏錄にいと多くみえたり。こたび國史にみえし十四種姓を集へて、其序次を考得しものは、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰臣、六曰連、七左曰公、七右曰首、八左曰國造、八右曰伴造、九左曰縣主、九右曰直、十左曰村主、十右曰史となせり。これはしも己心におもひ定めしにはあらず、國史どもにみえしを彼是に思ひかよはして、如此考定めてし。この十四種姓は、後世までも傳れるもの也。姓の序次を七より左右にこと別しものは、彼も是も上にも下にも序次しがたきものにて、二ながらひとしくならぶべき姓どもなれば、左右にならべて序次せしなり。

〔五十二氏〕大三輪大春日、阿倍、巨勢、膳、紀、波多、物部、平群、雀部、中臣、大宅、粟田、石川、櫻井、采女、田中、小墾田、穗積、山背、鴨、小野、川邊、櫟井、柿本、輕部、若櫻部、岸田、高向、完人、來日、犬上、上毛野、角、星川多、胸方、車持、綾、下道、伊賀、阿閇、林、波彌、下毛野、佐味、道守、大野、坂本、池田、玉手、笠の諸氏也。

〔姓氏錄〕本叢書に載せたる新撰姓氏錄を云ふ。

眞人

眞人姓（マヒトノカバネ）は、天武朝廷十三年冬十月己卯朔の詔に、八色姓を改作れしとき、一曰眞人、とみえしにて、ことにちかき皇族なりし也。此時賜へりしは、守山眞人、路眞人、高橋眞人、三國眞人、當麻（タギマノ）眞人、茨城眞人、丹比（タヂヒ）眞人、猪名眞人、坂田眞人、羽田眞人、息長（オキナガノ）眞人、酒人（サヽヒトノ）眞人、山道（ヤマヂノ）眞人の十三氏也。この姓はこのときに始りしものにて、自是以前はみな君といへりし姓なりき。十三氏のうちにて、古事記にみえしはみな君といへり。書紀にみえしもみな公とかけり。（君姓を公字かへらるゝことは、天平寶字三年の詔によりてなり。）眞人は麻比登と訓べし。天皇を現神といへるに對て、眞人といへるにて、漢土の眞人のことにな思ひまがへそ。これより後、眞人姓を給へる氏々いと多けくなりゆきて、姓氏錄にみえしものは四十八氏也。國史にみえて姓氏錄にもれしものをかぞへなば、六十氏にもあまりぬべし。當時に遠き皇族なる君姓の氏々は、天武朝廷十三年十一月戊申朔に、朝臣姓を給へる五十二氏の中に十一氏みえたり。これよりも遠き皇族はなほ公姓にて還れたるにや、姓氏錄の皇別に公姓の氏人三十六氏みえたり。この餘未定雜姓條に、公姓の氏人三氏ばかりもあり。おなじ皇族ながら、當時にとほきちかきのけぢめよりこのたがひめありしならん。こたびも舊例のまゝに眞人姓をしも第一とは定めし也。

朝臣

朝臣姓は天武朝廷の詔に、八色姓を改められしとき、二曰朝臣とみえしにて神別のむねとせし氏々に賜へる姓也。舊は阿曾美と云しを、寶龜四年五月辛巳阿曾美爲朝臣、と光仁紀にみえたれば、この御代にしも文字は改められし也。師（本居大人）の云れしは朝臣を阿曾美と訓は、吾兄臣の意なり。阿佐意美の

〔守山眞人云々〕守山は路と共に敏達皇子難波王の後、三國は繼體皇子椀子王の後、丹比は宣化皇子賀美惠波王の後、猪名は同皇子火焰皇子の後坂田は繼體皇子仲王の後、羽田、息長、山道は應神皇子稚野毛二俣王の後、酒人は繼體皇子兎王の後也、高橋茨城は姓祖詳ならず。

〔眞人と云々〕眞は美稱にて、貴人長上の義となすを通說とす。

〔本居大人云々〕古事記傳に出づ、この外釋日本紀は帝王相親む詞にて我身に隨ひ添ふ臣の義と云ひ、倭訓栞は相副臣（アヒソヒフミ）の義、侍從の意に近しと云へり。

訓を借るのみにて、さらに此字の義にはあらず。此字をしも當られたるは、朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべし。天武天皇の御世に、始めてこの姓を賜へる氏々は、多くはもと臣姓の氏々なれば、吾兄臣の意なるゆゑなるべしといはれき。ことのさまはいとよく聞えたれど、なほことのもとにいふべきことゞものあればそへいふべし。阿曾美はもと阿勢袁臣の約れるもの也。阿勢袁は古事記中卷日代宮の段倭建命の御歌、又下卷長谷朝倉宮の段袁杼比賣の獻歌などにみえて、吾兄男(アセヲ)といへる義なり。又阿勢袁を約めて阿曾ともいへり。阿曾といへることは、古事記下卷高津宮の段天皇の御製歌、又萬葉集第十六廿一右等にみえたり。ともに上古の稱言なれば、太古よりありへたる臣姓のうへに、其稱言をそへて臣姓よりうへなるものとせられたるは、臣姓に對ては甚貴しといふを含まれしなるべし。朝臣をしも第二に置るゝことは、眞人姓の氏々は既に云るごとく、ちかき皇族達にて在ば、臣ながら臣の列にはかぞへがたし。朝臣姓賜へるはもと臣姓なりしにて、是は神別の氏々の多けく神代より臣達なれば、臣の中にはことにうへこすものなきとの意にて、吾兄男臣の稱言もて朝臣の號を思ひよせられし也。師の朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべしといはれしも此義也。

宿禰

宿禰姓は、天武朝廷の詔に八色姓を改定め賜へるとき、三曰宿禰とみえたり。もとは稱言なりしを、此御代に姓にせられし也。宿禰は古事記下卷遠飛鳥宮の段穴穗御子の御歌に須久泥とみえたれば然訓べし。寶龜四年五月辛巳。足尼(スクネヲ)爲宿禰。とみえたれば、舊は足尼といへりし也。ことの意は、書紀私記に、

〔日代宮〕景行天皇の皇居也。

〔倭建命の御歌〕尊伊勢尾津前にて詠み給へる御歌に、一つ松あせを云々の句あり。

〔長谷朝倉宮〕雄略天皇の皇居也。

〔袁杼比賣〕丸邇の佐都紀臣の女也、其獻歌に、脇机が下の板にがあせをの句あり。

〔高津宮の段云々〕仁德天皇の御製にたまきはる内のあそ云々とあり。

〔遠飛鳥宮〕允恭天皇の皇居也。

〔穴穗御子〕允恭帝の第二皇子、安康天皇也、御製に、大前小前すくねが云々とあるを引く

昔稱皇子爲大兒、又稱近臣爲少兒也、宿禰之義取少兒也とある、此儀の稱言なりと師のいはれき。げに須久那延を約れば須久泥となれり。（舊記にいへるごとく、昔兒男は太古の稱言なりしなどよりて、朝臣姓を置れしにて、須久禰も太古の稱言を直に姓にせられしを思へ、足尼宿禰の文字ともにこゝろあるにはあらず、漢字音をかれるのみなり）太古宿禰は稱言なりしよしを云ば、穗積臣大水口宿禰崇神紀、的臣砥田宿禰仁德紀、紀男麻呂宿禰崇峻紀、坂合部連贄宿禰雄略紀、大倭直長尾市宿禰垂仁紀、武內宿禰、波多八代宿禰、野見宿禰等みな稱言なり。（穗積臣、的臣、坂合部連、大倭直などは姓をいへるにて稱言なるなしとべし。）後世の卿又公といへるたぐひのことゝすべし。天武朝廷十三年十二月戊寅朔己卯。五十氏に宿禰姓を賜へりし氏々は、舊はみな連姓の氏なれば、太古の四姓（臣連二造）にたぐひせば、朝臣姓は太古の臣姓にたぐひし、宿禰姓は連姓にたぐひすべき也。こたび忌寸よりうへに考定めしものは弘仁二年秋七月辛酉。右京人正六位上朝原忌寸諸坂。山城國人大初位下朝原忌寸三上等。賜姓宿禰。とみえしもて第三に序次せし也。又坂上氏人にかぎりて大宿禰といへり。坂上氏人に宿禰姓を賜へることは、延曆四年六月癸酉坂上。內藏。文。調。丈部。谷。民。佐太。山口。平田。等忌寸姓一十六人。賜姓宿禰。とみえて大宿禰と云べきよしはみえねど、同年秋七月己亥。從三位坂上大宿禰苅田麻呂爲左京大夫。といへれば、こゝの間に大宿禰になされし詔のありしを國史に脫せしならむ。自是以前忌寸姓なりしとき、大忌寸といふべきよしは天平寶字八年九月乙巳。坂上忌寸苅田麻呂賜姓坂上大忌寸。とみえたれば私に云べきにあらず。故思ふに類族ともみな宿禰姓を賜へるから、殊恩ありて坂上氏にのみ大宿禰を賜へるにて、太古の大臣大連の例にならへることとなるべし。內藏、文、谷、佐太、山口、平田の六氏はみな坂上氏と同族なれば、是等の忌寸なりしときも、宿禰となりても坂上氏の統領せしなべに、大忌寸また大宿禰を賜へるにこそあらめ。然

（取二少兒一也）或は高麗の少兒に模せしならむとも云ふ。

（大水口宿禰）伊香賀色雄命の子也。

（的臣砥田宿禰）葛城襲津彦命の子なるべしと云ふ。

（武內宿禰）屋主忍男武雄心命の子也

（波多八代宿禰）武內宿禰の長子也。

（野見宿禰）天穗日命十四世の孫也。

（延曆四年云々）坂上氏は漢主劉宏の子延王より出で、天武天皇十三年擧族忌寸姓を賜はりしが、此時苅田麻呂宿禰姓を賜はらむことを奏請し勅許を得し也。

（苅田麻呂）犬養の子、田村麿の父也、屢武功あり、延曆五年薨ず。

〔皇別〕神武天皇以來皇統より岐れて臣下の列に入りたる氏族を云ふ。

〔神別〕天神地祇の胄裔たる氏族也。

〔諸藩〕支那朝鮮より日本に歸化せる者及びその子孫たる氏族を云ふ。

〔齋服殿〕神に奉る御衣を織る屋舍にて、神代紀に「イムハタドノ」と訓めり。

〔十一氏〕大倭、葛城、凡川內、山背、紀酒人、大隅、難波、倭漢、河內漢、秦、書、等にて、此內難波以下は諸藩の氏也。

ならざらむには、よしもなく大宿禰といふべきことかは。

忌寸

忌寸姓は、天武朝廷の詔に八色姓を改定められしとき、四日忌寸とみえし也。忌寸姓は皇別及神別の氏人にもあれど、姓氏錄に、忌寸姓は皇別の氏にひとつ、神別の氏に四五ならではみえざるなり。諸藩の氏々にはことに多き姓なり。諸藩の氏々に多きことは、姓氏錄をみても知るべし。忌寸姓も舊は稱言なりしなるべし。そのよしは異國より投化の人をば、神宮に奉るゝ仰にて、齋置(イミオキ)の意也。すべて神宮に奉れるものには、齋字をそへ云ことは、齋服殿、齋斧、齋鉏、齋柱などいと多かり。齋忌相通へることは、延暦廿二年三月乙丑、右京人忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部、とみえ、姓氏錄にも、忌部氏を齋部とかけり。寸置かよへることは稱置を稱寸と書るにて可知。其稱言もてやがて姓とせらるゝことは、宿禰の例とすべし。忌寸は伊美伎と訓べし。舊は伊美吉とかけりしを、天平寶字三年冬十月辛丑、天下諸姓伊美吉以忌寸とみえたれば、こゝに改められしを思へ。天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午に、忌寸姓を賜へる十一氏のうち、半は諸藩の氏々なれば、諸藩の氏人のむねとせし人々には忌寸を賜へるを知るべし。故天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしとき、諸藩のむねとせし人々を任るべくて、此姓を置れしとやいふべき。さて眞人、朝臣、宿禰、忌寸の四姓は、天武朝廷の詔にて始て置れし姓なるから、つぎ〳〵に賜へることとみえたり。其けぢめは、眞人をうへなき姓とせられ、朝臣は臣達のうへにはうへなき姓とせられ、臣達の姓のうへなきものは朝臣なり。皇子達には一等くだりて朝臣姓を給へれど、神別の氏々には眞人姓を給はすことなきをもて、朝臣姓は臣達の最上の姓なるを知れ。宿禰は皇子達及臣達の次なるものゝ姓とせられ、忌寸は諸藩の氏々のうへなき姓とせられしなるべし。是は天武朝廷の詔に、八色姓を改定められしときのことをしも思ひはかりて云ること也。これより後に諸藩の氏々にも朝臣宿禰等の姓をば賜へり。されど諸藩には忌寸姓いとおほし。このたび考定て第四に忌寸姓を置るものは、既に云ひしご

とく、弘仁二年秋七月辛酉。右京人正六位上朝原忌寸三上等賜姓宿禰。とみえしもて如此は云へる也。

臣

臣姓はいと古き姓なることは既に云へり。臣は意美にて大身の意にいへり。此は朝廷に仕奉る人を傍より尊みて云稱なり。朝廷に仕奉る人なるを以て、臣字はかくなれど、君に對へて云ふ臣の意にはあらず。君に對ていふ臣は、夜都古と云ひて、書紀などにも然訓と師はいはれき。故考思ふに、意美はもと稱言の姓になりしもの也。稱言の意美は、臣姓の出來にける後に云るは、みな使主（オミ）とかけり。然れども臣の意に云ること也。臣と使主の相通へるよしを云ば、古事記下卷穴穗宮の段に、坂本臣等之祖根臣とみえしを、安康紀には坂本臣祖根使主としるし、此人を雄略紀には根臣とかけり。又履中紀には圓大使主とみえしを、雄略紀には圓大臣としるしたり。古事記下卷穴穗宮の段には都夫良意富美とかけり。故臣と使主のかよへることをしるべし。使主をしも意美と訓ることは、顯宗紀に、使主此云於瀰とみえたれば、勿論臣は大身の意なりと師はいはれたれど、そはもとを考られざりしから、如此いはれしにてうけがたし。もと臣姓は稱言よりなれるものにて、たゞへごとなるは使主とかけり。ことの意も則使主にて大身にはあらず。連を郡主なりと師のいはれしにむかへて思ふに、使主は使人の中の主といふ義なるべし。如此れば意美の稱は君に對へて云るものにて、傍より云ふに非ずとすべし。又直に臣字を以て稱號にかきしものは、仁德紀に、小泊瀬造（ヲハツセノツコ）賢遺臣（サカシノコリノオミ）、的臣（イクハノオミ）祖（ノオヤ）口持臣（クチモチノオミ）などみえたり。師の使主は漢土または韓

〔大身の意〕一説に大持（オホモチ）の約にて、多くの部下を統べ持つ意にて尸となれるならむと云へり。

〔穴穗宮〕大和國山邊郡田村に在る石上穴穗宮にて、安康天皇の皇居也。

〔坂本臣〕武内宿禰の子紀角宿禰の後なり。

〔圓大使主〕武内宿禰の裔にて、玉田宿禰の子也、圓は「ツブラ」と訓す。

〔縣使首〕宇麻志摩遲命の後也。
〔末使主〕彥稱勝命の後也。
〔漢和藥使主〕吳王照淵の孫智聰の後なり。
〔百濟比高使主〕姓氏錄小高とあり。
〔高麗後部藥使主〕高麗國人大兄億德の後也。
〔百濟末使主〕百濟國人津留牙使主の後也。
〔後漢靈帝〕劉姓、名は宏、後漢第十一世の帝也。
〔阿智王〕三代實錄は靈帝四代孫となす、應神天皇二十年其子都加使主及び十七縣を率ひて來朝歸化す。
〔郡主の意〕或は村主の義とし、或は韓語にて主長の義となす。

地の官名のこなたに移れるならむ、さるから姓氏錄の諸藩の氏々に多くみえしといはれしもたがへり。姓氏錄に使主を以て姓とせしものは、大和國神別に縣使首、(首主かよへることは村主條にいふべし。)和泉國天孫に末ノ使主、左京諸藩に漢和藥使主、百濟比高ノ使主、高麗後部藥ノ使主、山城國百濟末使主、未定雜姓に百濟長田ノ使主などみえしのみなり。使主姓を賜ふと云ことは、國史にみゆることなければ、このみえし七氏の使主はみな臣姓なることあかきことをや。(漢土また韓地の官名のこなたにうつりたらんには、天孫また神別の氏の姓にはせらるべきにあらず。されどこの七氏にかぎりて、使主の文字なかゝれしは、ゆゑよしありしこともあるべけれど、そは考がたきわざにしあれば、臣使主相通へる例もて臣姓なりといへり。)使主もて稱號にせしは、中臣鳥賊津連を、允恭紀に中臣鳥賊津使主といひ、姓氏錄に、後漢靈帝三世孫阿智王を阿智使主ともいへり。阿智王は桓武紀延曆四年六月癸酉、右衞士督從三位兼下野守坂上大忌寸苅田麻呂等の上表にもみえしをもて、稱言なるを思へ。さるから姓氏錄諸藩の氏々の祖先をいへるに、使主といへるもの多し。是によりて師は韓地の官名にやといはれし也。されど王と云べきほどの人々ならではいはざれば、官名にはあらで稱言なるを思ふべし。こたび臣を忌寸の下に序次せしものは、忌寸より宿禰を給へることはみえたれど、臣に移れること國史にみえざれば、忌寸の下とは定めつ。(秦宿禰坂上大宿禰などは、みな忌寸姓よりうつれる也。)されど臣姓は太古はことに威稜ありし姓なることは、皇別の氏々に多かりしをもて思ふべし。君臣義にたゞ思ひまがへそ。

連

連姓はいと古き姓なることは既云り。連は牟良自と訓み郡主の意にて、其群の中の主と云意也と師のいはれき。げに然なり、臣達のむねとせし氏々に、太古は賜へる姓なりける。さるから皇別の氏々に賜へる

こと多からねばにや、姓氏錄皇別に連姓を負へる氏、十九氏ならではあることなし。臣姓を負へる皇別の氏々は四十八氏あり、こをもて臣姓は皇別に賜ひ、連姓は神別に賜ひし太古の制の遺れるを知るべし。（神別に連姓の氏々多きことは姓氏錄をみて思ひわきだむべし。）こたび連姓を臣姓の下に序次せしものは太古の制にしたがへるもの也。

公

公姓は舊は君と云ひしを、天平寶字三年冬十月辛丑天下諸姓著君字者換以公字。とみえしより、公字を用ることゝなれり。公は伎美と訓べし。舊は諸國處々にありて、其地に公として治めし人を云り。さるから皇子達に諸國を賜へるに、此姓を負へるが多く、公姓なるは、地號をもて氏とせしもの多し。古事記中に、皇子達に君姓をいへるもの三十九氏なるに、みな地號を以て氏とせられし也。天武朝廷の[illegible]に、八色姓を改定め給ひしとき、近き皇族なる君姓の氏々には、眞人姓及朝臣姓等賜へりしかども、なほ姓氏錄皇別に公姓の氏々三十六氏あり。君姓はことに出て國史どもに云れしことはみえねど、太古はいと重きものにせられしなべに、古事記中には皇子達に多くこの姓見えたり。其國に在てはことにいきほひありしものにやありけん、筑紫君石井（筑紫は君大彦命の後なることは、孝元紀及國造本紀等に其こと委にみえたり。）のをゝしかりしさまは繼體紀にみゆ。今現に其墓地ありて、上古のなごりの知らるゝは、其圖をみても強大さまのよくみゆるをや。故思ふに諸國の君は其地々を標て、心のまゝにことを行ひたりしものならむ。されば君はしも姓ながら宦にたぐひたるもの也。公姓より以下の姓は、みな姓ながら宦にたぐひせしものともなれば、太古の宦名のやがて姓になりしとやいふべき、決たゝへなにはあらじ。太古の治道（治道のことはことふみにいふべ）

〔筑紫君石井〕紀に、磐井に作る、磐井強大を賴み風に叛意あり、繼體天皇二十一年六月新羅征討の擧あるや新羅磐井の叛意を知り是れに貨賂を送りて征韓軍防過の事を勸む、磐井依て肥豐二國に據りて叛し勢盛なりしが、廿二年十一月筑紫御井郡に物部麁鹿火と戰ひて破れ誅せらる。

〔孝元紀云々〕孝元紀七年の條に、兄大彦命云々、筑紫國造云々、凡七族之始祖也とあり、又た國造本紀に、筑紫國造、志賀高穴穗朝御世、阿倍臣同祖、大彦命五世孫、田道命、定賜國造、と見ゆ。

けれど、こゝに其かたはしないはざれば、ことの闕がたければなり。は各國に公を置、其次々には國造、公にて國造をも兼しもあり、筑紫君石井は公ながら國造を兼しなべに、古事記及國造本紀には筑紫國造といへるにて知るべし。縣主、村主等ありてことをとりおこなひし也。朝廷の臣連の人々は、公又は國造より奏上せることによりて、可否を定められしこと也ける。各官のかたは首、伴造、直、史などありて、みな其の職を仕奉れるを、臣連の人々可否を思ひ別たれしなり。太古臣連二造もてまつりごちたりしときは、臣には國造のそひ、連には伴造のそへりしにこそありけめ。このさまなることはつぎ〳〵にいへるにて思ひわくべし。公姓をしも連姓の下に置るは、弘仁三年九月戊午、陸奥國遠田郡人勳七等竹城公金弓等。云云。仍賜勳八等。石原公多氣志等十五人。陸奥石原連。とみえしをもて定めし也。又皇子達の系統ならで公姓を賜へりしことは、姓氏錄、左京神別地祇。石邊公大國主命之後也、又山城國神別地祇、石邊公。大物主命子。久斯比賀多命之後也、又河内國神別地祇、宗形君。大國主命六世孫、吾田片隅(アダノカタスミ)命之後也。とみえしのみ也。この氏人にしも公姓を給へりしことは、ことに國成給へる大神の御末なれば、殊恩にて給へるものならむ。諸蕃の氏々にも百濟公、市往(イチユキノ)公、岡屋公、多多良公、三林(ミハヤシノ)公、荒荒(アラアラノ)公、秦原(ハタハラノ)公等みえたれども、みな某王といへるの末にて王といふべきを、文字をかへて公といへり、上にいへる公とはいたくたがへり。このことは後に秦公宿禰を引ていへるにあはせみるべし。さて王なば意富伎美と訓り。百濟氏には百濟王といへるもあるにて思ふべし。さるから地號をもて氏とせしはあらず。公姓につきて太古には別姓ありき、その正しくものにみえしは、孝德紀に別、臣、連、伴造、國造、村首。又古事記中卷日代宮の段に、國國之國造亦和氣及稻置縣主とみゆ。師のいはれしは、別は國造、稻置などの類にて、諸國處々にありて上として其地を治むる人を云。名義は別とかけるは借字にて、吾君見(ワキエ)の意なるべしといはれき。太古は

〔遠田郡〕今陸前國に在り。

〔大物主命〕大國主命を申す。

〔百濟公〕百濟國酒王の後也。

〔市往公〕百濟國明王の後也。

〔岡屋公〕百濟國比流王の後也。

〔多多良公〕任那國主爾利久牟王の後なり。

〔三林公〕秦諸齒王の後也。

〔荒荒公〕任那國豐貴王の後也。

〔吾君兄の意〕一說に諸國を別ち賜ひて主たらしむる義なりとし、或は別れて始祖となるを云ふならむとなし或は蝦夷語にて、頭又は主長の義なりとなす等異說多し。

れたれば、別姓は失にしことを思へ。別姓にしも太古公姓をそへ賜へるを思ふに、別と云は公といへるより下なりしものにて、別ながら公のことをとり行へるをさして、みな別公(ワケノキミ)と云しにやあらん、其號の轉りて、やがて氏姓の如なれるにぞあるべき、さならざらんに何ぞも姓を重云べきことかは。太秦公宿禰も、姓を重云れど是はゆゑあり、公と云るは稱號にて姓にあらず。姓氏錄。左京諸蕃、漢太秦公宿禰云云。應神天皇十四年來朝。率二百二十七縣百姓一歸化。獻二金銀玉帛等物一。仁德天皇御世。以二百二十七縣秦氏一分二置諸郡一。即使二養レ蠶織レ絹貢一レ之。天皇詔曰。秦王所レ獻絲綿。朕服用柔軟溫煖肌膚。賜二姓波多公一。又山城國諸蕃漢秦忌寸太秦公宿禰。同祖秦始皇帝之後也。功萬(コマ)王弓月(ユツキ)王。譽田天皇諡仁德十四年來朝。上レ表更歸レ國。率二百二十七縣百姓一歸化。並獻二金銀玉帛種種寶物等一。天皇嘉レ之などみえし、百二十七縣百姓に王たるを以て、秦氏の宗とせる人に、太秦公(ウツマサノキミ)の氏を賜へるものにて、公姓を賜にはあらず。上件に云しごとく、王と云べきを公といへるもの也。王公相通はしいふよしは、仁德紀に、百濟王之孫酒君(サケノキミ)とみえしを、姓氏錄。和泉國諸藩。百濟公出レ自二百濟國酒王之後一也とみえしにて、王公君みな相通へることを思へ。姓氏錄に賜二姓波多公一。とみえしにて、公姓を賜へることを思ふべけれど然ならず。天皇詔曰、秦王所レ獻云云とみえし秦王と同じく、こゝも波多王といはるべきを、波多公といへるらのなり。さて百濟酒君は百濟國人也、又秦酒公と云人あり、是は雄略紀にみえし人にて、秦氏の祖先太秦公の氏を賜へるものなり。さて公・別・國造・縣主・村主・稻置六種姓は、すべて諸國に在て各地を司れるもの也。太古は是等のものゝみ、諸國のことをば仕奉りしなれば、ことに威勢ありし也。さるから朝廷の大命に順はざるものゝ出來、ことゝほりがたくなりゆきしなべに、後に國司郡司等の官を置るゝことゝなれり、ことのよしはつぎ〳〵に云ふをみて思ひわきだむべし。

〔功萬王〕又た功德王に作る、三代實錄に、秦始皇十二世孫とあり。

〔月弓王〕又た融通王に作る、功萬王の子也。

〔百濟王之孫酒君〕百濟王は十二代近肖古王也、孫は族の謬にて、酒王の父祖は詳かならず

〔秦酒公〕弓月王の孫にて、普洞王の子也、雄略紀に、十五年秦民分散、云々、由レ是秦造酒甚以爲レ憂、而仕二於天皇一、天皇愛二寵之一、詔聚二秦民一賜二於秦酒公一云々、因賜レ姓曰二禹豆麻佐(ウツマサ)一、とあり。

〔商長首〕豐城入彥尊八世の孫宗麻呂より出づ。
〔度守首〕天足彥國押人命の後也。
〔錦部首〕物部大連目の後也。
〔御手代首〕天御中主尊十世の孫天諸神命の後也。
〔鏡玉部首〕鏡玉部（[illegible]）首の祖、天五百原命の後也。
〔刑部首〕孝照皇子天帶彥國押人命の後也。
〔佐伯首〕大伴室屋大連の後也。
〔物部首〕刑部首と同祖也。
〔津首〕伊香我色男命の後也。
〔毗登と云々〕聖武天皇御諱を首と申すより、憚りて斯く稱せりと云ふ。

首

首は意毗登と訓べし。元明紀に、大津連意毗登と云ふ人名を、元正紀聖武紀には首とかゝれたり。書紀私記にも忌部首讀於比止也とあり。こはもと尊稱にて大人の意なるべし。（首を意布斗とよむは音便にて正しからずと師は）いはれき、げに然なるべし。太古のさまを思ふに、首は官名なりしものゝやがて姓になりしなるべし。正しく詞にてみえしは、清寧紀に、播磨國赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目とみえたり。（屯倉は諸國諸處にあり、其部曲の民を司れる人をさして屯倉首とはいへり。）故上古は世職の部曲を統領るを首とはいへりし。其職に廢れて、やがて氏となりしものゝ姓氏錄にみえしは、商長首、度守首、錦部首、御手代首、鏡玉部首、刑部首、佐伯首、物部首、津首、民首、民使首、韓海部首、任遣首、韓鍛首、[illegible]子首、鵜甘部首、猪甘首、工首の類は、みな其職を仕奉りしもの也。後に其職を仕奉ることは失て、職業の氏となれる也。後には絶しことながら、すべて某部といへるには、みな首のありしことなるは忌部、刑部、海部のたぐひにても知るべし。（忌部は宿禰姓なれど、上古は首姓なりしか、天武朝廷九年に、忌部首子首に連姓を給へることとみえたり。されどなほ忌部に首姓あることは國史にみえたり。）この外首をもて稱言に云ひしは、允恭紀に首也、余不忘矣。こは對人をさして云り。又首を意毗登と云れず、毗登と云れしことあり。そは寶龜元年九月壬戌、以去天平寶字九歲改首史姓並爲毗登、彼此雜分氏族混雜於事不穩。宜從本字。とあるにて知るべし。こたび連姓の下に序次せしものは、天武朝廷九年春正月甲申、是日忌部首子首賜姓曰連、又天平寶字三年十二月壬寅、忌部首黑麻呂等七十四人賜姓連。とみえしを以て、連姓の下とは定めつ。既云しごとく、各官には首、伴造、直、史等ありて其職を仕奉れることなるに、

〔圖書頭〕中務省の被官圖書寮の長也

〔内藏頭〕中務省の被官内藏寮の長也

〔藏人頭〕藏人所にて別當に次ぐ職員也、藏人の長にして定員二人也。

〔古事記傳〕古事記を註釋評解せる書本居宣長の著にて四十八卷あり。

〔天足彦國押人命〕孝照天皇の第一皇子也。

〔大鷦鷯天皇〕仁德天皇也。

〔宗我蝦夷大臣〕馬子の子、推古天皇卅四年大臣となる

其むねとせるものは首姓なりける。首を大人なりといふよしは、圖書頭内藏頭藏人頭などの頭の意にいへり。衆人を統領るなべに、大なる人といへるにこそあらめ。太古はことを左右に片分て各司を預定められし也。かたへは臣姓を上首として、各國のことを仕奉るもののむねとせしは公姓の氏々也。夫につきて國造、縣主、村主、稻置等の姓の氏々の人どもつぎ／＼にことを仕奉れり。此五等姓をひとつらに云ば、國造とのみいへり。かたへは連姓を上首として、各職を仕奉りしもののむねとせるは首姓の氏々也。伴造、直、史等の姓の氏々の人どもつぎ／＼にことを仕奉れり。此四ッ等姓をひとつらに云ば、伴造とのみいへり。敏達紀に、臣連二造二造者國造伴造也下及百姓。などみえしは、このまつりごと人をいへる也。臣姓より以下は、公、國造、村主、稻置まで。皇子達のむねとうけもち給へる姓どもなれば、自然尊く、連姓より以下は、首、伴造、直、史まで。臣達のむねとうけ給へるものなれば、自然卑し。皇族に對ては臣達のくだれることは、古事記傳に委に云れたれば、こゝに云ず。されば姓氏錄に首姓七十氏ばかりなるに、皇別には二十三氏ならではなし。こをもて首姓は臣達のむねとせし姓なるを思へ。太古は其職によりて姓にけぢめありしこと也。其よしをいはば、姓氏錄。大和國皇別布留宿禰柿本朝臣同祖天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命、男木事命、孫市川臣。賜武藏臣姓。大鷦鷯天皇御世。於倭石上御縣布瑠村高庭之地。奉齋布都奴斯神社。以市川臣爲神主。四十四世孫武藏諸田臣。舒明天皇御世。宗我蝦夷大臣女號武藏娘。故改曰物部。爲神主首。因茲失臣連爲物部首。男正五位上日向。天武天皇御世。依社地名改布留宿禰姓。とみえしにて知るべし。

國造

〔貞久淨伎云々〕天平神護元年八月粟田道麻呂等に對し其の罪を免し給へる詔也。

〔丈部姉女云々〕神護景雲三年五月縣犬養姉女を配流し給ふ詔にて、丈部姉女は本姓縣犬養宿禰也。

〔加茂縣主大人〕賀茂眞淵を云ふ、本姓は岡部氏也。

〔郡領〕郡司の上長大領及び小領を云ふ。

國造は久邇能美夜都古と訓べし。其由はまづ上代に諸仕奉人等を云擧るには臣、連、伴造、國造と並べ云り。その國造は諸國にて其國の上として各其國を治る人を云稱なり。名義は御臣也。孝徳紀の詔に、貞久淨伎心手以。天朝廷乃御奴止仕奉末天云云また丈部姉女手波内御奴止爲祇冠位擧給比などあるをもて、夜都古は臣の意なることを知るべし。國造を國宮司の意とする説は大誤なり。又加茂縣主大人は、國造を久邇都古と訓て、其説に國造は其國を草創し意にて、御造と云ことなりと云れつれどわろし。今考るに書紀などに多くは久爾能美夜都古と訓る所も稀にはあり。國造は上代には職にて、即加茂國なりしを、やゝ後には姓は別に有て、其氏の中に國造あり。さて諸國に郡を置れて後、國造は國司の下に立て、多くは郡領などに任れりと師の云れたり。故能思ふに、師のいはれしことは、いまだことの本源を云つくさゞりしゆゑにかなひがたし。そを云ば、臣は稱言には意美と云ひ、君に對ては夜都古といへり、夜は敬語にて都古ともいへり。（都古は御子の意にて君に附る子の義なり。附る子とのみ云るは敬言なり。吾友北村久備の云るは都古は仕子なるべし、都加閉を約れば都氣となれるが轉れるかといへり。）是を稱言には御字をそへて、美夜都古といへれど、たゞなるときは夜都古とも都古ともいへり。さるから國造を稱言には久邇乃美夜都古といふべけれど、平生なるには久邇乃都古といふべし。即國附子の謂なり。造字を當しものは其事を爲る義にいへり、事を爲は事を執行へるをいふ、事を作り出るの謂ならず。（造字はものを作り出る意に云ことは、漢籍の意也。こなたにては、ものをつくり出るには作字をかけり。）國造は各國のことどもを執行るから、やがて造字を當しもの也。なめて國造と云は、既云し如く公、國造、縣主、村主、稲置までをいふこと也。國造も伴造もたゞ造とのみいふべきを、さ云ひては二種の造のあるなべに、ことのまがへれば、云別べく料に、國事に預れるには國字をそへ、職事に預りて伴雄を率るには伴字

をそへいへるもの也。國附子伴附子の謂なるから、詞には久邇乃都古、止毛乃都古といふべきことなり。すべて如此其國のことをなし、其伴男のことをなせれば、にも伴にも意あることとなるには乃字をそへ云こと例なり。　國成務朝廷五年秋九月。令諸國以國郡立造長。縣邑置稻置。並賜楯矛以爲表。とみえしもて、其國事に預れるものなるを思へ。既云しごとく、國造、縣主、村主、稻置はみな職なりしかど、其職は失て姓になれるから、後よりみれば職ながら加婆禰のごとくなれど、そは深く舊を考思はざるに依り、國造は諸國各地を司りし由を云は、姓氏錄に造姓を負へる氏々いと多き中に、杖部（ハセツカベ）、猪名部、奄智（オムチ）、韓矢田部（カラノ）、茨木（ムバラキ）、輕部、若櫻部、八木、長谷部、矢田部、積組（ツクミ）、大庭（オホニハ）、大丘、福當（フクタキ）、日置、山田、若江、高野、飛鳥戸、御池、中野、眞野、椋谷（スギタニ）、高井、狛（コマ）、八坂、朝妻、波多、薦豆（コモツ）、和（ヤマト）、絲井、二野（フタヌ）、豐津、高安、河内、宇奴（ウヌ）、日根、取石（トロシ）、原、長倉、小橋、豐村等の四十二氏は、みな地號以て氏とせしにて、上古は各地の造なりしを知れ。太古には大國造、國造の二種ありしことにて、大國造は國の宰也、國造は郡の宰なりし也。國の宰は筑紫國造、出雲國造のたぐひをいへり。郡の宰は闘鷄國造、伊甚國造のたぐひ也。大國小國のけぢめもていふ大國造、國造といふにはあらず。郡には縣主あるなべに、郡の宰をしも國造とはいふまじきことと思ふべけれど然ならず。郡邑の宰なる造又村主等にても、勲功あるには造又は公に姓を進め給へれば、郡邑の號を以て氏とせし公姓のいと多く姓氏錄にみえたり。　郡又邑の宰なる國造に對ては、國の宰なる國造は甚大なるなべに、夫には大字を冠せて大國造としもいへりしならむ、是ぞ國造のうちのけぢめなりける。成務朝廷の詔に、國郡立造長とみえしは、こをいはれたる也。こたび國造を公姓の下に序次せしものは、大寶元年夏四月癸丑。遣唐大通事大津造廣人賜垂水君姓。とみえしに依りて也。

〔國郡〕たゞ國の義也、當時は未だ郡なし。

〔造長〕卽ち國造也。但し國造、稻置ともに此際に始れるには非ず、此時數多く定め給へる也。

〔出雲國造〕國造本紀に、出雲國造、瑞籬朝以天穗日命十一世孫宇迦都久怒定賜國造、とあり。

〔闘鷄國造〕大和國山邊郡都介鄕に置く、所封の時代詳かならず。

〔伊甚國造〕上總國夷灊郡（今夷隅郡）に置く、成務天皇御宇の所封也。

伴造

〔靫懸流伴部〕武人の部族の義也、靫は矢を盛りて背に負ふ具にて、胡籙に似、更に長し、和名鈔に、釋名云、歩人所レ帶曰レ靫、以レ箭叉二其中一、和名由岐とあり。

〔朝堂〕日本紀「ミカド」と訓む、朝廷也。

〔水取造〕神饒速日命六世の孫伊香我色雄命の後也。

〔御上田より云々〕古今集打聽には、班田(アガタ)より轉じて田舎の稱となれりと云ひ、賀茂翁は、生方(アガタ)の轉約と云ひ、また在方(アリカタ)の義となす説あり。

伴造は其各部を司るをさしての謂なり。ことの意は伴附子也、伴とは其部曲の人をいへり。太古掌職人は自其事をなせしから、各部にありて職をなせしものをば某部と云ひし。部は止毛とも伴體とも訓て、其職をなす人等をひとつらになしての謂なり。各々にことわけて云には、某作といへり。作も部もひとつらのことにてことものなるにはあらず。物部氏大伴氏は朝廷の御守護人等なれば、其部の多きから、萬葉集第三、第四、第六、第十七、第十八、第十九などには、物乃負能八十伴男と云ひ、萬葉第七には、靫懸流伴雄廣伎大伴などいへり、八十伴男は八十部男といへるなり。伴雄廣伎は伴男多きといへるにて、上古は多きことを廣きともいへり　八十と云も、其部の多きを云稱言也。伴雄のことば、古事記傳第十五巻十八右に、事の由を委にいはれたればあはせみるべし。さるから姓氏錄に造姓いと多かれど、地號と地號の造は上件國造の條にいへり。職號とのみ也。間人、酒人、櫛人、衣縫、神社、宮部、佐伯、門部、刑部、直髮部、伊部、神宮部、掃守、秦、幡文、工、大伴、呉服、坏作等みな其職をもて氏に負るもの十九氏あり。此外衣縫部、佐伯部などのたぐひ、部字のそはりしは又其下に在るものにて是をしも部曲といへり。部曲の事は後にいへり。故伴造としも云は、首、伴造、直、史の四等姓をいふことになれゝど、公、國造、縣主、村主、稻置の五等姓までを混同しても伴造といへり。皇極朝廷二年七月丙午云々、仍賜臣連伴造帛布各有差、冬十月丁未朔己酉饗賜群臣伴造於朝堂、又孝德紀大化元年秋七月己卯云々、大夫與百伴造等などみえしは、國造、伴造を並べ云る也。孝德紀には二造を並て伴造とのみいへることに多し。伴造姓をしも連姓下首姓の次に置けるものは、天武朝廷十二年九月乙酉朔丁未。水取造、刑部造、物部首云々、賜姓曰連、とみえしに依れり。

縣主

縣主姓はいとふるきものにて、官名なりしが姓になれりし也。師のいはれしは縣と云はもと御上田より

起れる名にて、又其に准へて諸國にある朝廷の御料地を云。是に大縣小縣のけぢめあるなり。漢字を用る世になりて、阿賀多のことに縣字を當てしより、後には必しも朝廷の御料地ならねども、彼漢國にて縣と云にあたるほどの地をば、凡て某縣と云ことになれる也。さて縣主は國々にある縣を掌れるものゝ號也。其職を子孫世々に傳ふるから、某縣主と云、則姓となりし也といはれき。さて縣のむねとせしものは高市、葛城、十市、志貴、山ノ邊、添(ソフ)の六縣也。是はことに京畿に在て、朝廷の御料給ふ陸田物を作りて、貢進る地なるから、祈年祭祝詞又月次祭祝詞、この外の祝詞等にもみえ、孝徳紀大化元年八月丙申朔庚子詔に、其於倭國六縣被遣使者。宜造戸籍。とみえしも、高市以下の六縣を云る也。姓氏錄にも、添縣主、志貴縣主、高市縣主の三氏はみえたり。外の三縣主は縣主姓を失へるもあり、又亡失もあるべし。神武朝廷二年春二月甲辰朔乙巳。以劒根者(ミコト)爲葛城國造。とみえしを、姓氏錄。大和國神別天神葛木忌寸高御魂命五世孫劒根命之後也、又河内國神別天神葛木直高御魂命五世孫劒根命之後也。とあれば、うつりて忌寸姓になり、又くだりて直姓にもなりし也。十市縣主は、孝安紀に十市縣主五十坂彦、孝靈紀に十市縣主等祖女眞若媛、古事記中卷黑田廬戸宮の段に、十市縣主之祖大目などみゆ。山邊縣主は、廢帝紀第廿一に、山邊縣主男笠とみえしのみ也。此六縣主さへ轉變れるもて、各國の縣主の散亡しことを思へ。されど姓氏錄に鴨、志紀、紺口(コムク)、珍努(チヌ)、賀茂、犬上等の六氏の縣主をのせたり。又縣主大縣主の二氏をのせしは、姓の氏になりしなれど、舊そのゆゑあるもの也。和泉國皇別縣主和氣公、同祖日本武尊之後也。とみえしは、和泉國大鳥郡の縣主なるべし。此郡に大鳥神社鎭座こと、神名帳に見えたり。大鳥神社は倭建命を奉齋神社なれば、此神の御系もて縣主とせらるべき由あれば也。

〔添〕後の添上及び添下(今生駒郡の内)二郡也。

〔祈年祭〕朝廷及び諸國にて毎年二月四日風雨の災害なく年穀の豐熟せむことを神祇に祈請する祭也。

〔月次祭〕毎年六月及び十二月の十一日神祇官にて三百四座の神に奉幣し國家の静謐聖體の福運を祈る祭也。

〔劒根〕高皇産靈尊の御子天押立命五世の孫也。

〔黑田廬戸宮〕大和國城下郡に在りし孝靈天皇の宮也。

〔廢帝紀〕廢帝は淳仁天皇を申す。

〔大鳥神社〕和泉國泉北郡鳳村大鳥に在り、或は大鳥連の祖天兒屋命を祭ると云へり。

〔三代實錄〕清和陽成光孝三代三十年間の實錄五十卷也宇多醍醐の兩朝に互り源能有以下の諸臣勅を奉じて撰せり。

〔續紀〕續日本紀の略稱也、文武天皇元年より桓武天皇延曆十年に至る正史にて四十卷あり菅野眞道等桓武天皇の勅を奉じ修せるものにして、延曆十六年完成す。

〔類聚國史〕日本紀續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六國史を類聚せし書にて、菅原道眞の撰也。

〔三十一年冬十月〕三十一年は三十二年の誤也。

〔蘇我馬子宿禰〕稻目の子也。

なり。又思ふに大縣主としも云るは、上古各國に大縣小縣の二種ありしなべに、河内氏の任されしは大縣なりしから。則大縣主といへるにて、稱言の大にはあらざるべし。このふたつのこと思わきがたし。師の云れしは、三代實錄第五に、孝德天皇世國造之號永從停止とあるはたがへり。彼御世に其制を改めらるゝこそあれ、國造と云號はなほ其後も國々にありしをや。後世に國造と云號のまれ〳〵に神社に遺れることは、まづ古は神事政事一なりしを、孝德天皇の御世より國政は國司の知ごとくなりしかども、國の神事はなほもとのまゝに國造の知りおこなふ御制にてありし。續紀第二に、爲班大幣馳驛追諸國國造入京などもみえ、其外にも國造の神事に預ること諸書に多くみえたり。されば其御制の遺りて、後終に全神職のごとくなれる也。故はやく類聚國史にも、此を神祇部にぞ收られたりけるといはれき。故思ふに國司は國政に拘れるにはあらず、全收斂のことに預れるものなり。神事國政一なりしから、國造は夫にかゝづらへりしかど、中古より國司の威勢强大しくて、國政をも執行ひしなべに、國造はたゞ神事のみに拘れることになりゆきしかば、類聚國史に神祇部に收められたれど、そは孝德朝廷の制にはたがへるもの也。なほ後に國司を云る條にあはせみて、當時のさまを思ひみるべし。さて京畿にちかき六縣高市以下の六縣なりを、むねと重き御料地なる由を云は、推古朝廷三十一年冬十月癸卯朔。大臣大臣は蘇我馬子宿禰なり。遣阿曇連阿倍臣摩侶二臣。令奏于天皇曰。葛城縣者元臣之本居也。故因其縣爲姓名。是以冀之。常得其縣。以欲爲臣之封縣。於是天皇詔曰。今朕則自蘇我出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言。夜言矣則夜不明。日言矣則日不晩。何辭不用。然今當朕之世頓亡是縣。豈獨朕不賢耶。大臣亦不忠。是後葉之惡名則不攄。とみえしにて、ことにこの縣どもは、朝廷にゆゑありしならめど、其傳の亡失せしは遺憾ならずや。これ

びこの姓を序次せしことの由は、孝德紀に大化五年八月丙申朔庚子の詔に、國造、伴造、縣主、稻置とあるに依れり。

直

直はいと舊き姓也。直は書紀に阿多比延と訓る處あると、皇極紀に長直とあり。和名抄和泉縣和泉郡の郷名に、山直也末多倍とあるを合せて阿多閇と訓べし。かの阿多比延の比延を約て閇と云なり。山直は山のまに阿的ある故に阿を略きて多閇なり。名義未考得ず、延は兄なるべし。直字は借字なり。續紀第廿八に、庚午年籍に直姓に費字をかゝれしこともありしよしみえたり。と師は云れたりき。故思ふに直はもと職號なりしものゝ姓なりしならん。其職なりしときのさまは、其業々をみづからなせしなべに、阿多比延の號つきし也。阿多比は授にて、授兄又は予兄の意なるべし。さるから其意を得て直或費字を當し也。如此卑事に近き職なりしから、其人にたへたる事を任されしかば、姓氏錄に直姓の氏々は職號と地號と相半してみえたり。直職より夫々の業にたへしものを撰定し、事職又國事を授給へりし也。阿多比のことのこゝろをいはんに、物を得て其替りなきだせるを、今も阿多比といへり。ここにたゞに其物に相替れるい義なり。直の職なりしときも、其國たる業々に相替るい義にとれる號なり。故氏號に職及地號の相半して殘れるにて思へ。姓となりても舊卑職なりしから、最下の姓とせられたり。されどこれより出身せるは太古遺制なればにや。神護景雲二年夏四月乙酉伊豫國神野郡賀茂直人主等四人。賜姓伊豫賀茂朝臣。又秋七月壬午。武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人。賜姓入間宿禰。八月辛酉。近江國淺井郡人從七位下桑原直新麻呂。外大初位下桑原直訓志必登等。賜姓桑原公。天武朝廷十四年六月乙亥朔甲午。大隅直賜姓曰忌寸。とみえしは、みな其等をこえてなり

〔和名抄〕和名類聚抄の略、事物の和名を分類聚集し其の出處を明にせる書にて源順の著也

〔庚午年籍〕天智天皇九年(庚午)に作れる戸籍也、後世戸籍の標準として保存せしむ。

〔阿多比は授云々〕倭訓栞には、營易(アタヒ)の義也と云ひ、古史傳は、直兄にあらざるか、物の替を出すを阿多比とも云へば、天皇に代りて處々を治むる由にて直兄と稱したる號なりしが、尸と爲れるならんと云ひ、本居内遠は、貴兄(アタヒエ)の義と云ふ。

のぼれるにて思ふべし。こたび伴造の下に序次せしものは、舊職號の時のさまと、史姓よりは直姓に轉れど、外の姓よりもうつりたることなきをもて如此は定めつる。

村主

村主は成務朝廷四年春二月丙寅朔の詔に、是國郡無君長。縣邑無首渠者焉。自今以後國郡立長縣邑置首。卽取當國之幹了者任國郡之首長。是爲中國藩屏也。五年秋九月。令諸國。以國郡立造長。縣邑置稻置。並賜楯矛以爲表。とみえしとき置れし也。舊は職號なりしものゝ姓になれる也。村主の號の正しくみえしは、孝德朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に、別臣。連。伴造。國造。村首。所有部曲之民處處田莊。云々とあるぞ始なりける。村主をこゝに村首とかけるにて、成務紀に縣邑置首とあるは、縣主村主の二の首なるを思ふべし。村主をしも孝德紀に村首とかゝれし、主首相通へるもて然かかれたる也。そは姓氏錄に縣使主を縣使首とかけるにて知るべし。民使首は民使は氏にて首は姓なり。此例にて縣使首をも縣使を氏とし首を姓なりと思ふべけれど、縣使といふ氏、太古よりありしことなし。村主は須久理と訓べし。和名抄に、伊勢國安濃郡村主須久利。とみえたれば也。其義は佐都久理にて、得物撰の意なり。佐都を約れば須となれり、故須久理といへり。佐都のことのこゝろは、萬葉集第一舍人娘子の歌に、丈夫之。得物矢手挿。立向。射流圓方波。見爾淸潔之。とある、得物矢の佐都とひとつことばなりける。さるを得物矢は幸矢なりとて、神代紀彥火火出見尊の、山の幸おはしませし故事に引あてゝ、幸弓幸矢なりといへれど、そはいみじき强言也。幸は佐知佐枝とは訓れど、佐都と訓ることなし。得物矢の正しくみえしは、假名がきにせしをいふ。萬葉集第二十、下野國防人大田部荒耳の歌に、佐都夜奴伎。得物矢抜なり。又第五、哀世間難住

〔得物撰の意〕氏族考には、韓語にて村を「スギ」、主を「ニリム」と云へばその轉ならむと云ひ、可波根考は、韓語「スギオリ」の轉約にて、「スギ」は村、「オリ」は主人、主長の義なりと云へり

〔丈夫之云々〕以下圓(トマ)と云はむ序にて、圓方は伊勢國多氣郡的形浦也

〔彥火火出見尊〕瓊瓊杵尊の御子也、山の草云々は次頁神代紀に見ゆ。

〔下野國防人〕下野國より召されし防人也、防人は王朝時代西海道邊要の地を守る兵士也。

〔大隅云々〕次の阿多と同じく其の族の出身地を云へるにて大隅に住する隼人の意に非ず。

〔長田王〕天武天皇の第四皇子長皇子の御子也。

〔隼人薩摩乃迫門〕本居翁は、この隼人は國名なるべし云々、此時は薩摩は未だ國の名にあらず、隼人國の内の地名也と云へり迫門は和名抄に、薩摩國出水郡勢度郷あり、其地の入海なるべし。

〔早人名負夜音〕「はやびとの、なにおふよごゑ」と訓む。

〔大伴旅人〕大納言安麻呂の長子也、従二位大納言に至り、天平三年薨す。

ろなり。隼人等の本貫は薩摩大隅二國なれど、舊は日向國阿多（日向國臼杵郡英多なり。）ぞもとなりける。（薩摩大隅ともに上古は日向國と云りしかども。）佐都雄等の群居しかば薩摩と云ひ、（佐都牟禮の牟禮を約むれば末となれり、故薩摩といへり。）佐都雄等の多く住りし處を、大隅とはいへり。（隅住かよはしかける字なり。）なほ後世までも薩摩隼人を阿多隼人といへり。隼人式に、大隅爲左阿多爲右、天武紀上に、大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷などみゆ。又姓氏錄、山城國神別天孫阿多隼人富乃須佐利乃命之後也、大和國神別天孫大角隼人出自火闌降命也、とあるにて、大隅のかたは後に移居たるを思へ。萬葉集第三長田王作歌に、隼人薩摩乃迫門乎とかさね詠めるものは、彼飛鳥明日香能里といへるに同じく、其ことをふたしへにいふもの也。然れば第六大伴旅人宿禰の歌に、隼人乃湍間乃磐母と詠りしにて知るべし。隼人といへば則薩摩のことになれゝば也。（隼人は早人にて徑抄の義なり。萬葉集第十一に、早人名負夜音とあるにて、隼人は波夜比登と訓べきことなるを知るべし。）隼人の持る弓矢なるから、得物弓得物矢の號ありしものなるを、後にはすべて獵人の持る弓矢までを然云ことゝなりしも、隼人等の狩事をむねとせしによりて也。（佐都矢佐都弓はなほ後世の獵弓獵矢といふがごときもの也。）こたびの姓を序次せしは、孝徳紀の序に依りて也。

史

史は書人の意也。布美毗登と訓べし。又淡海公の名史なりしを、不比等とも書りしかば、美を省きて布比登とも訓べしと師はいはれき。寶龜元年九月壬戌、以去天平寶字九歳改首史姓並爲毗登。彼此雜分氏族混雜於事不穩。宜從本字。とみえたれば、ひとたびは毗登といはれしかども、まぎれぬるをもて、もとにかへされし也。故思ふに史は舊職の號なりしが姓になれる也。史の職なりしときは、其

道々の書籍をみてことゞも思ひあきらめ、其才々にまかせて其業どもを任しめられしなれば、このなごりなほ後世までもありて、諸道に史生を置るゝことゝなれり。史とだにいへば、書籍のかたにのみ拘れることゝ思ふは、漢風俗のこゝろうつしにて、こなたのさまにたがへり。本源は書讀むわざをしもいふことながら、各道にしるしたるふみどものありて、其をしも見明めぬるをわざとせることなれば、佈美眦登の號はありし。履中朝廷四年秋八月辛卯朔戊戌、始於諸國置國史記言事。達四方志。とみえしものは、各國に史を置れて其國の言事を記されし也。各道によりてわざごとのかはれることなれど、夫をしもしるしとゞむることは、文筆にかゝれることにあれば、漢土人のいとよく心得しわざにしあなればにや、姓氏錄諸蕃の氏々に此姓いと多し。神別の氏にはさらになく、皇別に垂水史・田邊史・御立史の三氏あるのみなり。（史は漢土の官名をそのまゝに姓にせられしにもあらん。）孝德紀白雉元年二月甲申の詔に、賜公卿大夫以下至于史、物各有差。とみえしもて思ひ定めし。さて眞人姓よりこの史姓までの序次は、上古にはけぢめいとよく別れて、かりそめの集にも、姓の序によりて座次をもせられしなるべし。然るに官位職司の制出來てより、彼にかゝづらひて、班列をも定めしもて、姓によりてことをなせしはうせて、たゞ美稱のごとくなれり。太古は姓及職の二にて、天下群生を統領せられしなれば、此二のものは太古治道のもとにぞありける。（職位のことは、ことふみに委にいふべし。）猶姓につきて云べきことゞものあれば、わづらはしけれどつぎ〳〵にいふべし。

道師

〔史生〕國司の廳に在りて公文の繕寫などを掌る職員にて、目の次に位す。定員は令制によれば三人、後世國の大小により二人乃至五人を置く。

〔垂水史〕豐城入彥命の後也。

〔田邊史〕豐城入彥命四世の孫大荒田別命の後也。

〔御立史〕氣入彥命の後也。

〔漢土の官名〕史は玉篇に、掌レ書之官也とあり、禮記典禮篇に、史載レ筆士載レ言、見ゆ。

道師姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を定め賜へるとき、五曰道師とみえしのみにて、諸氏に賜ひしこと國史に見えず。此御世に改定め給へる眞人姓は、十三年冬十月己卯朔十三氏に給へり。朝臣姓は十一月戊申朔五十二氏に給へり。宿禰姓は十二月戊子朔己卯五十氏に給へり。忌寸姓、十四年六月乙亥朔甲午十一氏に給へり。この後に道師姓を給へることあるべきに、さらにそのことみえず。故思ふに忌寸姓さへ給へるとき、わづかに十一氏なりしかば、道師姓はことに少かりしにこそありけめ、さるから自然絶しにやあらん。又思ふに道師姓は文字のごとく、諸道の師といふ意にて置れし姓にや、さならんには伴造を如此大號にいはれしにてあるべし。國造はひとつの姓なれど、大號のかたになれば、公國造縣主村主の四等姓のことになれり。伴造は既云しごとく、種々の職をなせるものにしあれば、其部曲の人々の、其業にたへたるものを集へて、そのことゞもつくり出て、貢進れるなれば、造をさして諸道の師匠なりとの意にて、道師といはれしならめ。是は大號に道師とのみ云ひて、其氏々に賜へるには、舊のごとく某造と賜ひしなべに、直に道師といふ姓のなきにこそあらめ。さるから八色姓を改定め給へるとき、造姓を云れざれども、後世に造姓いと多し。決(ウツナ)く造姓を如此云しならん。このふたつのこと思別がたければ、其大旨をしるしぬ。なほ能可考こと也。師の云れしは、欽明紀の道君を美知乃宇志と訓み、神代紀に道主貴、開化天皇の御孫に丹波道主命あり。もとよりありし稱號に、道師の字を當て姓とせしなりといはれき。

稻置

稻置姓は天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給へるとき、八曰稻置とみえたれどいと舊き姓也。成務朝廷五年秋九月。令二諸國一以二國郡一立二造長一縣邑置二稻置一並賜二楯矛一以爲レ表。このとき正しく稻置は定め給へる也。此御世より以前に蒲生稻置、伊賀稻置、那婆理稻置、三野稻置、葦井稻置など古事記にみえ

〔道主貴〕神代記に卽以二日神所一レ生三女神一者、使レ降二居于葦原中國之宇佐島一矣、今在二海北道中一、號曰二道主貴一、とあり。

〔丹波道主命〕開化天皇の第三皇子彦坐命の御子也、崇神天皇十年九月四道將軍の一として山陰を鎭め給へりなり。

〔伊賀稻置〕安寧天皇の條に、伊賀須知稻置とあるを云へるならむ、須知は伊賀名張郡周知なり。

〔那婆理稻置〕伊賀國名張郡の稻置也次の三野稻置と共に安寧天皇の條に出づ。

〔三野稻置〕伊賀國伊賀郡身野の稻置なり。

〔忍坂大中姫命〕應神天皇の第七皇子稚渟毛二派皇子の御女也。

〔卅六處〕筑紫二處、豐五處、肥一處、播磨二處、備後五處、婀娜二處、紀伊二處、尾張二處、阿波、丹波、近江、上毛野、駿河各一處也。

〔屯倉〕上代屯田ある土地に置きて、稻穀を納むる御倉也。

〔屯田〕上代皇室の御領田を云ふ、後ち鎭守府の鎭兵の爲めに儲けし田を屯田と云ふと異なり。

たり。されど賜へることのみえざれば、成務朝廷にて諸國に置れしとき賜ひしにもあるべし。如此れば當時には職にて姓にあらざりしならん。うつりて姓になりしことの正しくみえしは、允恭朝廷二年春三月丙申朔己酉。立忍坂大中姫命爲皇后云云、闘鷄國造云云、貶其姓謂稻置とみえたれば、當時は姓になりし也。孝德朝廷大化元年八月丙申朔庚子の詔に、國造、伴造、縣主、稻置とみえたれば、決く職の姓になりしもの也。師の云れしは、稻置は伊良君の意ならん、良と那とは通へる例あり、（古事記に比良鳥命といふを、他書には夷鳥命とあるこれなり。）伊良は郎女などの伊良なり、（伊良は伊呂兄伊呂弟などの伊呂、又入彦入姫などの入となども皆同言にして、親み愛しみていふ稱なり。）といはれき。故思ふに稻置は稱言にはあらざるべし。太古國用のむねとせられしものは、稻米なりしかば、ことに重きものにせられし也。然れば諸國に作出せる稻米どもは、各地に納置て國用を辨へられしなべに、安閑朝廷二年五月丙午朔甲寅に、卅六處の屯倉を諸國に置れ、又推古朝廷十五年毎國置屯倉、とみえしにて思ふべし。（屯田屯倉のことは、古事記傳第卅六卅七左に委云れば准みるべし。）如此重きものにせられし稻米にしあれば、其納置る屯倉の司を、やがて稻置と云しが、後に屯倉の制改替られて、此職の自然まれまれになりゆきしならむ。又は村主の氏々は漢土人にてこゝろさかしければ、これらの人々の兼て稻置をも司どりしかば、舊よりありきし稻置の絶しにもあるべし。師の稻置は伊良君ならんといはれしはかなひがたし。思ふに稻君なりしを、其用を文字に當て稻置とかゝれしならめ。さて各國に作出せる稻米どもを、納置るゝ處をしも稻置と云由は、其地に稻君の在居て、民人の作出せる稻穀どもを收めて守れるから、やがて其守人の名稱をよべるにて、伊那伎に稻置の文字を當しもこのゆゑなり。其稻置の趣の漢土の屯倉の制にかよひたれば、書紀に屯倉の文字をかゝれしならん。屯倉を美夜氣と訓るものは官家(ミヤケ)の義にて、彼稻君

の居處をいへる也。上古ことに多かりしことは、地號に遺りて三宅といふ號の諸國にあるにても知るべし。是處より皇子達皇后等の費用を辨へられしにや。姓氏錄左京皇別に、稻木壬生公と云氏みえたり。稻木は神名帳に、尾張國丹羽郡稻木神社。又和名抄に、尾張國丹羽郡稻木以奈木とみえしにて、上古稻置の地號になれる也。置木かよはしかけり。壬生は入部、乳部などもかきて、皇后及皇子達の湯沐地をさしていへり。壬生のことは後にいへり。稻置は朝廷の御料地ながら、其處より皇后及皇子達のことをも兼用せしを、稻木壬生といひしが、やがて氏になれるに公姓を賜へる也。ことに稻木にまがひやすきものは稻城なり。垂仁朝廷五年冬十月。命上毛野君遠祖八綱田。令擊狹穗彥。時狹穗彥興師距之。忽積稻作城。其堅不可破。此謂稻城也。又雄略紀に、根使主逃匿至於日根。造稻城而待戰。崇峻紀に、大連物部守屋大連親率子弟與奴軍。築稻城而戰。などみえし稻城にて、賀茂縣主大人は、凡て稻を納置城は、垣を固くし、溝を堀廻しなどして、盜など入がたく、殊に固く搆ふるものなるゆゑに、其稻藏る城の如くに固く搆へたるを云なりといはれしは、うけがたし。上古の人のこゝろの質朴なる、今世のごとく倉及垣などかたくして、待盜めや、さばかり上古のことを思ひあかし給へるには、似つかはざる云ことなり。故書紀に出しさま、及古事記中卷玉垣宮の段に、爾天皇詔之吾殆見欺乎。乃興軍擊沙本毘古王之時。其王作稻城以待。とみえしをむかへ思ふに、稻城はもとより作りあるにはあらで、ことに當りて造立るもの也。其さまを押はかりいはんに、稻城は稻垣の義にて、粟莄を積重、厚く埴土を塗りて垣のごとくせしものならむ。太古はことにあたりて、みな卒爾に作出るなべに、其地合せし粟莄もて、垣をつくれるを稻城とは云り。城を今の城搆のごときものとな思ひそ。すべて物を圍めるをみな城といへり。水を湛へんとて築立し堤をしも、水城と云も、水を圍みしものなれば也。さるから稻道の號つきしもの也。如此せんには矢も火も犯すべきにあらず。太古ことにすくな

〔八綱田〕豐城入彥命の御子也。

〔狹穗彥〕彥坐王の王子にて、垂仁天皇の皇后狹穗姬の御兄也、帝位を覬覦し皇后をして天皇を圖らしめしが五年事顯はれて誅せらる。

〔根使主〕安康天皇元年大草香皇子に使し、皇子の獻ぜる珠縵を私し且つ皇子を讒してこれを殺さしめが雄略天皇十四年事顯はれて誅に服す。

〔物部守屋大連〕尾輿の子也。

〔奴軍〕大連の家奴の軍の意也。

〔玉垣宮〕大和國磯城郡に在りし垂仁天皇の皇居也。

〔沙本毘古王〕狹穗彥也。

なるに、何ぞや堅固き倉藏を作らるべき、中古倉藏のことを奴理許米と云りしも、舊物を積重て其上に埴土を塗りおきしなべに、塗籠の號ありしならめ。上古質朴なりしときは、盗などのことにいたくこゝろを用ひざりしことなり。其由を云は姓氏錄。左京皇別大春日朝臣出自孝昭天皇皇子天帶彥國押人命也。仲臣令家重千金委糟爲堵。于時大鷦鷯天皇諱仁徳臨幸其家詔號糟垣臣云云、とみえしにても思ふべし。令家臣の重千金とかゝれしは文飾のことばにて、當時には金銀は、わづかにものゝかざりには用ふれど、交易にせられしことはあらず。粟を以てむねと寶とせしかば、令家臣も粟をいたくもたりしならん。さるから其糟をとりて今世の堤のごとく、家邊に委積爲堵をみしめ給ひて、糟垣臣の號を給へるもの也。天皇のみしめ給ひ驚せ給ひて、其號にさへ命ぜられしなれば、其糟を委積さま押はかり思ふべし。是等にても稻城は粟苞もて作りしを思へ。籾糟もてつくりし垣の、今世の大堤の如なりとも、何ぞも待盗のことにならめや、故稻倉の堅固からざるを知る。

氏上

氏上は姓にかゝはれることならねど、是をいはざればことのきこえがたきことゞもあれば、さし置がたくして其由を云り。氏上は宇遲乃賀美と訓べし。氏とは源、平、藤原、秦、などのたぐひのものを云り。其氏に大氏小氏のけぢめあり。そを云ば、阿倍氏（孝元天皇皇子大彥命之後）は大氏なり。是より別れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、安倍陸奧、阿倍安積、阿倍信夫、安倍柴田、阿倍會津、安倍猨島、阿倍久努、阿倍小殿、和安部等はみな小氏なり。又物部氏（神饒速日命之後）は大氏なり。自是別れたる物部肩野、物部韓國、

〔天帶彥國押人命〕天足彥國押人命に同じ。

〔阿倍志斐〕大彥命八世の孫稚子臣の後也。

〔神饒速日命之後〕命は天忍穗耳尊の御子也、天神の命を承けて河内國河上哮峯に降り、次で大倭鳥見に遷り給ひ、會長長髓彥に奉ぜらる、神武天皇御東征に際し命の御子可美眞手命内物部を率ゐて降り、殿内の宿衞を奉仕す、垂仁天皇の御宇その裔大新川十千根始めて姓物部連を賜はり子孫これを氏とす。

〔氏上〕一に氏長と云ひ、又た氏宗と稱す、紀には左記の天智天皇三年に出でしを初めとす、されど中臣系圖に載せし延喜本系帳には、欽明天皇の時既に常磐連を以て氏上と稱せしこと見ゆ。

「男は弓弭云々」垂神紀十二年の條に秋九月甲戌朔己丑始挍₂人民₁更科₂調役₁此謂₂男之弓弭調、女之手末調₁、とあり、弓弭調とは弓にて獲し獸肉又は獸皮などを貢するを云ひ、手末調とは女の手にて織れる物を貢するを云ふ。

物部飛鳥、物部門、物部多藝、物部石上、物部射園、物部淨志、物部海、物部鏡、物部匝瑳、物部中原、贄田物部、相槻物部、坂戸物部、二田物部等みな小氏なり。小氏は大氏にしたがへるもの也、されど小氏にも氏上はあるなり、大氏衰へぬれば小氏のさるべき人を以て大氏を繼ことなり。大同元年春正月壬午。左京人正七位上阿倍小殿朝臣眞直。從左倍下阿倍小殿朝臣眞出等。賜姓阿倍朝臣₁と見えしは、阿倍小殿氏より大氏の阿倍になれる也。又弘仁三年二月辛亥。左京人阿倍長田朝臣節麻呂。從七位上阿倍長田朝臣高繼等八人。賜姓阿倍朝臣₁。とあるも同例なり。俗言に云は大氏は本家、小氏は分家なり。阿倍の大氏は大同のころは衰へたれど、氏人に家守、東人、小笠、象主、弟當、宅麻呂、犬養、眞勝、益成、贋野、兄雄等是には父子兄弟もあるべけれど、十餘人あるに眞直、高繼等の十人を加へられしにて、外の氏人はいと多かりしを思へ。是になづらへて小氏にも十二十の人はありしなるべし。其下にまた部曲の人あり、是には姓はなくたゞ阿倍某といへるのみなり。其趣をいはんに、部曲の阿倍長田某と云人々を、みな阿倍長田朝臣某と云人氏上なれば管領り。大氏の阿倍朝臣某と云人大氏の氏上なるには、阿倍某といへる部曲の人々、其外小氏阿倍長田のごとき、氏上よりして各部曲までをも統領ること也。少故の事は小氏の氏上、大氏の氏上とはかりてことをたゞしをさめ、大故のことにあらざれば、朝廷にまをすことなし。さるから上古は朝廷は閑寂なりし、各國も諸人の人々領り、天皇の御料地の御田をも作り、今諸國に御田三田など云號のあるはみな御料地なり。男は弓弭、女は手末の貢を進れり。然るに天武朝廷四年二月己丑詔曰。甲子年諸氏被₁給部曲₁者。自₁今以後除₁之。などみえて、つぎ〳〵に諸氏の部曲を除て公民とせられしから、朝廷はいとこと多くなりゆかせ給へる。さて大氏小氏のことは、天智朝廷三年春二月己卯

朔丁亥。天皇命皇大弟宣増換冠倍位階名及氏上。民部家部等事云云。其大氏之氏上賜大刀。小氏之氏上賜小刀。其伴造等之氏上賜干楯弓矢。亦定其民部家部。こゝに大氏小氏のけぢめ正しくみえたり。又持統朝廷四年四月丁未朔庚申の詔に、以其善最功能氏姓大小量授冠位。とあるは、氏の大小を云れし也。氏上はことに重きものにせられしことは、天武朝廷八年春正月壬午朔戊子詔曰。凡當正月之節。諸王諸臣及百寮者除兄姉以上親及己氏長以外。莫拜焉。又文武紀第一に、丁酉年閏十二月庚申。禁正月往來行拜賀之禮。依淨御原朝廷制決罰之。但聽拜祖兄及氏上者。とみえしにて、天武紀に氏長といへるは氏上とひとつなることを知れ。如此重きものにせられたれど、混亂たることもありしにや、天武朝廷十年九月丁酉朔甲辰詔曰。凡諸氏有氏上未定者。各定氏上而申送于理官。十一年十二月庚申朔壬戌詔曰。諸氏人等各定可氏上者而申送。亦其眷族多在者。則分各定氏上並申送於官司。然後斟酌其狀而處分之。因承官判。唯因少故而非己族者。輙莫附。とみえたれば、こゝに正しく改紀給へるならん。眷族多在者則分定氏上。とあるは、阿倍氏物部氏の如く分家の多き氏々にて、これぞ大氏小氏のけぢめならめ。天武朝廷十年十一年に、諸氏の氏上を定め給へれど、なほ是より以前にも氏上を定め給へることのありしにや。文武紀第二に、大寶二年九月乙丑詔に、甲子年定氏上時不所載氏令被賜姓者。自伊美吉以上。並悉令申。とみえし甲子年は、天智朝廷三年なるべけれど、書紀にこのことみえざれば、脫せしにやあらん。又氏上を給へることのみえしは、持統朝廷八年春正月乙酉朔丙戌。布勢朝臣御主人云云。大伴宿禰御行云云。並爲氏上。とあるは大氏の氏上なり。天武朝廷五年六月。物部雄君連忽發病而卒。天皇聞之大驚。其壬申年。從車駕入東國。以有大功。降恩贈內大紫位。

〔皇大弟〕大海人皇子（天武天皇）也。〔増換冠云々〕日本紀には、増換冠位階名云々とあり、此時十九階の冠位を増換して廿六階とせし也。〔民部〕「カキベ」と訓む、部四の民也。〔家部〕後世の家人に同じ。〔淨御原朝廷制〕上の天武天皇の詔を指す、淨御原は大和國高市郡上居村に在りし天武天皇の皇居飛鳥淨御原宮也。〔大伴宿禰御行〕右大臣長德の子也、天武以降三朝に歷仕し大納言に至る大寶元年薨ず。〔從車駕云々〕天武天皇吉野より伊勢に赴き給へる折供奉せし也。

〔氏長者〕もと氏上と其意同じく、唯名を換へしに過ぎざりしが、後には特に長者の宣旨を賜はりてこれを稱するに至れり、長者の名は日本後紀桓武天皇延暦十八年十二月の條に、取宗中長者署云とあるを初見とす、後世選官の制盛となり、功勞によりては宗中の長者を凌ぎて高官に任ぜらるゝに至りしより、自から其勢衰微せり。

〔雄略朝廷元年〕雄略に欽明の誤也。

〔大藏掾〕大藏省の屬官の名也。

〔十五年〕爰は雄略天皇の御宇也。

〔勝部〕勝はスクリと訓み韓語にて、韓人の部名と云ふ

因賜氏上。とあるは小氏の氏上なり。物部連雄君は自是以前の紀には、舍人朴井連雄君とみえしにて、こは物部朴井連（後に物部榎井連と云に同氏なり。）なれば、物部の別家なり。さてこの氏上といふものぞ、後の氏長者なりける。（氏長者は氏長の者と云義なるを、漢土に長者といふものゝあるなべに、そにまがへて長者とつゞけいふことになれるは、上古にうときことゝいふべし。今も諸國に長者屋敷跡とてあるは、氏上の人の居處を云しならめ、富者の如く云も氏上の人なれば也。）如此氏上の定れるから、各氏のすぢみだるゝことなく、氏上のこと〴〵小氏大氏に附貫せれば、大氏の氏上に沼あれば、氏人どもみなうけ給はり傳へて、其事をなすなべに、ことゝほりやすくみだるゝことなし。故太古はなすこと少くて、よくことのとゝのひし也。さはいへど氏上又氏人の威稜、つぎ〳〵に強大なりて、大命にたがひぬることゞもの出來しかば、部曲氏人を除れし。部曲氏人を除れても猶氏上のことは、後世までも傳はれり。されど其の本源をうしなひしかば、氏上の人の、氏人を統領せることもうせしなるべし。さて氏上は職位あるものゝうけもたるものにあらず、かならず其系統を尊みぬるにや、文武紀第一に、戊戌九月戊午朔。以无冠麻績豐足為氏上。无冠大贄為助。進廣肆服部連左射為氏上。无冠功子為助。とあるにて知るべし。（氏上の助と云者もありし由なれど其は考べきよしあることなし。）故氏上は太古治道の基にて、是にあらざれば治道の趣知り難し。凡て姓は尊卑の階級を定る者にせられ、氏は其人々の系統を糺し、皇神蕃（皇別神別諸蕃。）の三種を正しく定められし者は、たゞ其職業をむねとせさすべくて、氏上を置るゝ者也。其由は雄略朝廷元年八月。召集秦人漢人等諸蕃投化者。安置國郡。編貫戸籍。秦人戸數總七千五十三戸。以大藏掾為秦伴造。とあるは秦人の戸數をかぞへ云もの也。又十五年秦氏分散臣連等。各隨欲駈使。勿委秦造。由是秦酒公以為憂。而仕天皇。天皇愛寵之。詔聚秦氏賜於酒公。仍領率百八十種勝部。奉獻庸調絹縑。充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。姓氏錄左京

「孝武王」日本書紀通證に、孝武王、蓋太子扶蘇之男、避亂于韓地、云々、とあり。

「三島」攝津志に、島上、島下、豐島、以上三郡、古渾曰三島、とあり、今の三島、豐能二郡に當る。

「大伴大連金村」室屋の孫、談の子也、仁賢以降六朝に歴仕し大連となる。

「钁丁」傍訓ヨホロは膕(ヨホ)の内なつかふ義にて、壯丁を云ふ、年齢によりて正丁、次丁の別あり。

諸蕃漢太秦公宿禰秦始皇帝三世孝武王之後也。男功滿王、仲哀八年來朝。男融通王、一曰弓月王。應神天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物。仁德天皇御世、以百二十七縣秦氏分置諸郡、即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟温煖如肌膚。賜姓波多公云云。又山城國諸蕃漢秦忌寸云云、普洞王男秦公酒、大泊瀬稚武天皇諡雄略御世、秦氏總被劫略、今見在者十不存一。請遣勅使檢括招集。天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、捜括鳩集、得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒。爰率秦氏、養蠶織絹、盛詣闕貢進、如丘如山積蓄朝廷。天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐。是盈積有利益之義云云。とあるものは、秦氏の人々は絲綿絹を織成して、貢進れるの職なり、(故職其一絹絁を波多と云は、秦氏より出でし語なるべし。)如此氏々には其職ありしこと太古の法則なりしを知るべし。

部曲

部曲は既に云し如く、各氏の下にありて、其職業をなせるものを云へり。部は其伴を云ひ、曲は章也といへる意のごとく、伴のあらはるゝものを云號なり。故部曲をば止毛倍又は牟禮と訓たし。止毛信は伴部の意、牟禮は群の義也。すべてものゝ多く集へるを、牟禮牟良などいへるは古言也。(群居打集群島村山家群などいふにて知るべし。)さて部曲のものにみえしは、安閑朝廷元年閏十二月己卯下午、行幸於三島。大伴大連金村從焉。天皇遣大伴大連問良田於縣主飯粒云云。於是大河內直味張(ウマハリ)恐畏永悔、伏地汗流、啓大伴曰、愚蒙百姓罪當萬死。伏願毎郡以钁丁(ヨボロドモ)春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絶云云。蓋三島竹

（甕栗宮）大和國十市郡池內御厨子村に在りし清寧天皇の皇居磐余甕栗宮を云ふ。

（御名代）上代天皇皇后、皇子等の御名を傳へん爲め、御諱又は御住地の名を負はせて定置せる部民を云ふ、髮は清寧天皇の御諱白髮尊に因みし御名代也。

（御子代）御子なき爲め御名の後世に絕えむことを憂へて置き給へるを云ふ、御名代とは只其性質を異にせるのみにて、實際に於ては異なる所なし。

（皇太子）中大兄皇子（天智天皇）也。

村屯倉者。以河內縣部曲爲田部之元。とあるは、田部の部曲の始を云れし也。孝德朝廷大化元年九月丙寅朔甲申。遣使者於諸國錄民元數。仍詔曰。自古以降每天皇時。置標代民垂名於後。とみえしは、御子代の民にて、こも部曲のひとつ也。（古事記下卷甕栗宮の段に、此天皇亦無御子。故御名代定白髮部。とあるたぐひみな御子代の民なり。）大化二年春正月甲子朔。賀正禮畢。則宣改新之詔曰。其一曰。罷昔在天皇等所立子代之民處處屯倉及別臣・連・伴造・國造・村首所有部曲之民處處田莊。仍賜食封。大夫以上各有差降。とあるにて各其部曲のありしことを思へ。又三月壬子皇太子の奏請に、其群臣連及伴造國造所有。昔在天皇每所置子代入部皇子等私有御名。入部及其屯倉。猶如古代而置云云。とあるは其部曲のすぢ／＼を云也（されど各民の部曲をいはれざるは、こゝに用なきことなればなるべし。）入部は乳部ともかきて、後に壬生といへるもの也。（乳部は皇極紀に、乳部此云美文とあるにて、入部乳部ともに美文と訓べし。壬生は皇后及皇子等の湯沐之地を云り。後に御封とかけるものは、ことのまゝに字を當しもの也。）又八月庚申朔癸酉の詔に、始王之名名。臣連・伴造・國造。分其品部。別彼名名。復以其民品部交雜使居國縣。遂使父子易姓。兄弟異宗。夫婦更互殊名。一家五分六割。由是爭競之訟盈國充朝。終不見治。相亂彌盛。粤以始於今之御宇天皇及臣連等。所有品部。宜悉皆罷爲國家民云云。今以汝等。使仕狀者。改去舊職。新設百官及著位階。以官位敍焉云云。この時に各部曲の民をとゞめられ、太古の制を改易られて、漢土の如く百官を置れ、又位階のことをも制れしから、太古の制なりし姓はすたりて、たゞ尊稱のごとくなれり。故部曲（品部といふも部曲のこと也、是は品々の部曲と云におなじ義なり。）は氏々ありて、農商工士をそれ／＼になして、彼氏上の人に順ひしを止められて、並て公民となれる也。部曲のことは止められても、猶氏上のことはありしなべに、後々までも任るゝことは上件に云り。太古のことをつぎ／＼に改替らるゝから、書紀に能こゝろとゞめて考見ざ

〔手置帆負神〕神皇産靈神の御子御食持命の別名なるべしと云ふ。

〔彦狹知神〕手置帆負神の御子也。

〔眞麛鏃〕鹿等を射る爲めの鏃也。

〔大穴磯部〕大和の地名に因れる部也

〔泊橿部〕山城國乙訓郡の地名に因る

〔神刑部〕大和國城上郡忍坂邑の地名による。

〔石上神宮〕大和國山邊郡丹波市町布留に在り、布都御魂の神劒を祭る、崇神天皇御宇の創建也。

〔來目部小楯〕又た磐楯とも云ふ、顯宗天皇元年功によりて山官に任ぜられ、山部連の姓を賜はる。

れば心ゆかざることども多し。古者某部と負るものは各部の首なり。書紀にみえしものは、神代紀下に、以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定爲作笠者。又彦狹知神爲作盾者。垂仁紀に楯部と云もみえたり。又天目一箇神爲作金者。又天日鷲神爲作木綿者。とあるは、天孫降臨從駕の神達にて各部の首を云始なりける。人代となりては諸事に仕奉れるには神字を冠せてことを云別ことゝなれり。綏靖紀に、是時弓部稚彦造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麛鏃、矢部作箭。又垂仁紀に、是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊橿部。玉作部。神刑部。日置部。大刀佩部。十箇品部云云。品部は部曲のことなるはこいへるにて知るべしとみえしは、石上神宮の神寳を作れるをいふにいへり。雄略紀に、新漢陶部高貴。鞍部堅貴。畫部因斯羅我。錦部定安那錦。などあるも各部の首なり。又同紀に、吉備臣弟君還自百濟獻漢手人部衣縫部宍人部。とみゆ。手人部はすべて織物をなせるものを云。同紀に、呉所獻手末才伎漢織呉織とあるにて思へ。手末才伎は多須惠乃伎毘止と訓べし。則手人の義也。天武紀第二に才伎長上にいふものみゆれば、才伎にも長者のありしこと也。この外家人部、木工部、民部、家部など云もみえたり。猶あるべけれど、かぞへつくしがたければ略きつ。大化二年に諸氏の部曲を止められしかど、猶止らざりしにやありけん。天武朝廷四年二月己丑の詔曰。甲子年、諸氏被給部曲者、自今以後除之とあればこゝに正しく止められしなるべし。

國司

國司は宰にして各時に任れて職號也。後代のごとく年限ありて各國にあるものにはあらず。國司は久邇乃美許止毛知と訓べし。古事記下卷甕栗宮の段に、山邊連小楯任針間國之宰時。到其國之人民名志自牟之新室樂云云。とあるを、顯宗紀には、白髮天皇二年冬十一月。播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯。於赤石郡

親辨新嘗供物。適會縮見屯倉首縱賞新室以夜繼晝云云といへり。故國司は朝廷より國事を辨べきために下し給へることとなるを知れ。こゝに親辨新嘗供物と書れし六字を、巡行郡縣。收斂田租の八字にかきかへし書もありとみえしもて、太古國司と云しものは、收斂のために任れしを思ふべし。

皇極朝廷二年冬十月丁未朔己酉の詔に、國司如前所勅更無改換宜之厥任愼爾所治。又孝德紀に、大化元年八月丙申朔庚。拜東國國司等仍詔國司等曰云云、凡國家所有公民大小所領人衆。汝等之任。皆作戸籍。及挍田畝。其薗池水陸之利與百姓俱。又國司等在國不得判罪。不得取他貨賂令致民於貧苦。上京之時不得多從百姓於己。唯得使從國造郡領。但以公事往來之時。得騎部内之馬。得喰部内之飯。云云。其長官從者九人。次官從者七人。主典從者五人。若違限外將者。主與所從之人並當科罪。とあるにて當時の國司の狀を知るべし。國司は國造郡司の上にありながら、部内の事をこゝろにまかせてなすことなかりしをや。在國不得判罪とあるにて、收斂のことには預りぬれども、その外の事にはかゝはらざる事を思へ。こゝに在國とあるをもて、任國のこともありしとおもふべけれど然ならず。つぎにいへるをみて其狀を知るべし。二年三月癸亥朔甲子。詔東國國司等曰云云。故前以良家大夫使治東方八道。既而國司之任。六人奉法。二人違令云云。以去年八月。朕親誨曰。莫因官勢取公私物。可喫部内之食。可騎部内之馬。若違所誨。次官以上降其爵位。主典以下決其笞杖。入己物者。倍而徵之。詔既若斯。今問朝集使及諸國造等。國司至任奉所誨不。於是朝集使等具陳其狀云云。前詔曰。國司等。莫於任所自斷民之所訴云云。又諸國造違詔送財於己國司。遂俱求利云云。自今以後。國司郡司勉之勗之。勿爲放逸。とあるにてその狀をおしはかり思ふべし。

さて書紀に諸國の國司のみえしものは、播磨國司山部連先祖。伊與來目部小楯清寧紀。河内國司

〔新嘗供物〕爰は大嘗祭の供物なること、顯宗紀二年の條に、依大嘗供奉之料云々とあるにて明か也、此時播磨國悠紀、主基何れかに當れる也

〔薗池〕蔬菜樹果などの生ふる地也。

〔東方八道〕畿内東方の八國の意、國名詳かならず・後世東八ケ國など云ふとは異れり。

〔朝集使〕令制にあるは、毎年國司の政を記せる朝集帳を奉る爲め京に上る使を云ふも、爰は唯先に拜せる國司の功過を奏上する者の意也。

崇峻紀。播磨國司岸田臣麻呂天智紀。對馬國司忍海造大國下天武紀。美濃國司同上。下野國司同上。出雲國司持統紀。相摸國司布勢朝臣色夫智同上。越前國司同上等也。國司郡司の序次のみえしは、孝徳紀に國司國造郡領、天武紀に國司國造郡司などあり。されど何代より置れしにや考得ず。

郡司

郡司は職號なり。許富理乃都加佐と訓べし。師の云れしは、孝徳朝廷御宇に、太古縣と云しほどの地をばみな郡と云つけて、天下悉く國を分たれ、名を郡と定められて某國某郡と云なり。孝徳紀に、凡郡以₂四十里₁爲₂大郡₁。三十里以下四里以上爲₂中郡₁。三里爲₂小郡₁云云。是に里とあるは村里の數なり。途程をいふにあらず。さて類聚國史にも、延暦十七年の詔に、昔難波朝廷始置₂諸郡₁。とみえたり。此御世には凡て萬の御制を改められて、漢さまになれること多し。諸國の定めもなく、國を分て郡としたまひ、古より國造別直君稲置縣主などの治め來つる地をも、悉く公に收められて、國毎に國司を任じ、郡毎に郡司を置その類聚三代格に弘仁二年の詔に、郡領者難波朝廷置₂其職₁。とある是なり。然るに書紀の筆略にや、欽明卷などに郡司といふもの、みえたるは、例の撰者の文飾のみにこそあれ、當時の稱にはあらず。許富理と云ことは、太古よりありし名に非ず。新井君美云るは、こほりは韓語より出たり、今の朝鮮のことばに、郡縣のことをこほると云といへり。此說さもあるべし。繼體紀に、韓國の地號に熊備己富理また背評と云あり。評は彼國の方言にて郡を云故、許富理と訓り。漢籍梁史にも、新羅俗其邑在レ内曰₂啄評₁と云ることあり。さて皇國にても韓言にならひて、郡に評字を用ひたりしことあり。續紀第一に、衣評督衣君縣助督衣君氐自美とあり。衣評は薩摩の頴娃郡なり。又第廿八にも評督（コホリノツカサ）とあり。大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立評給時云云。新家連阿久良督領磯阿牟良助督仕奉云云。また評督領仕奉などみえたり。督また督領とあるは大領、助督とあるは少領と聞えたり。さて郡と云ことを定められたるは、上件のごとく、孝徳朝廷御宇より始れるこ

〔孝德紀云々〕同紀文化二年正月の條に見ゆ。

〔里とあるは云々〕同紀に、凡五十戸爲レ里、とあり。

〔新井君美云々〕同氏著東雅に見ゆ。

〔熊備己富理〕背評の別稱也、熊川の地ならむと云ふ。

〔續紀第一云々〕その他同紀天平寶字八年七月の條に、氷高評の名見ゆ。

〔大神宮儀式帳〕正名は皇太神宮儀式帳、別名を内宮儀式帳と云ふ、伊勢大神宮の儀式及び年中行事祭禮等のことを記せる書にて、禰宜荒木田公成の撰、一卷也。

となれば、書紀に其より以前の巻々に郡とあるは、當昔の稱にあらず、たゞ撰者の文飾なれば字に拘るべからず。訓も許富理とは訓べからず、阿賀多と訓べきなりと云れき。故思ふに、許富理と云ことを韓語なりと云れたれど、然にあらざるべし。許富理は古言なるに、郡字を當て縣と云べきほどの地を云るゝことは、孝徳朝廷御宇に始れるならん。もと許と云は、物の聚合を云古言なり。また許許、許呂などのべ云も同義也。（許理許流許呂のみつは用言なれば理流呂はともに手邇袁波なり。許とのみ云るが體言なり。夫をつよく云んとて許許と重ねいへり。雄敷といふべきを强くいはんとて、袁袁志伎といふに同例なり。）古事記上巻に、故二柱神立天浮橋而指下其沼矛以畫者。鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而引上時。自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能碁呂島云云。又下巻長谷朝倉宮の段、伊勢國之三重婇の歌に、佐佐賀世流、美豆多麻宇岐爾。宇岐志阿夫良。淤知那豆比美那、許袁呂許袁呂爾云云。神代紀上に、以天瓊矛指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之凝成一島。名之曰磤馭盧島。とみえし許袁呂は、（神代紀にいへるにて、）凝の義なるを知れ。水また油などの氷ると云は、許許里合るの謂なり。然れば許呂は、直に其物の凝ことに云ひ、許袁呂は直になれるにはあらで、漸くになれるに云り。其は袁字をそへ云るから、ことのこゝろ緩へれば也。袁字をそへ云て、緩べる由は、萬葉集第七に、氏河乎、船令渡、呼跡雖喚、不所聞有之、檝音毛不爲。又第十に、渡守、船度世乎跡、呼音之、不至者疑、梶之聲不爲。などあるにて思へ。（船渡跡と云は、直に聞人の有ことになれゝど、爲渡乎跡と云は、乎字にかゝりて緩べれば、直に聞人のあらぬことになれり。さるから雖喚不所聞有之、また呼音之不至者疑、とつゞけしにて知るべし。）故思ふに、郡また縣を、許富理と云は、許許富理の約れるならん。許許富理は、凝欲の義にて、民人欲凝集の意なるべし。（村は民人の群居の義もて牟良と云にても諾ふべし。）阿賀多としも云は、御上田なれば朝廷の御料地を云號なるを大號にも云れど、夫は公に對ての號也。民人聚集の地を云にあらざれば、民人に對て許富理と云はれし

〔淤能碁呂島〕紀伊國海草郡沖の島なりと云ふ。

〔三重婇〕伊勢三重郡より獻れる釆女なり。

〔佐佐賀世流〕捧げたるの意也。

〔美豆多麻宇岐〕瑞玉盃也。

〔阿夫良〕酒を云ふ

〔天瓊矛〕天は美稱瓊玉を飾とせる矛を云ふ。

〔許袁呂は云々〕古事記傳にも、「彼の矛もてかき給ふに隨ひて、潮の漸々に凝ゆく狀なり、卽許袁呂と凝（コル）と言も通へり」と見えたり。

なるべし。（韓語に皇國の太古のことは遺れるも、是のみならず、當昔韓人ども多く參來たれば、自然皇國語の彼にうつりいて、たちとゞまれるを、まれ〳〵聞得て、彼國語のうつれりと思ふはひがごと也。）

郡司は京より任來し官人にあらず、國造を任るゝこと也。孝徳朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に、其郡司並取國造姓識清廉堪時務者爲大領少領とみえたり。如此職號を（郡司に、）かへられたれど、猶太古の如く國政に預りしなべに、其人の性識を撰ばれしならめ。於是國造の號は姓の如なりゆける也。（物のつぎ〳〵にうつり行ことは、少ばかりのけぢめなれど、はた〳〵はいたくたがひて、終を始にかへしてみかはしぬれば、それしも然うつるまにく思ふことの、いと多きわざなり。）郡司と云は大號にて、こと別て云ば、大領少領のけぢめぞありける。國司郡司のことはしも、姓に拘れることならねど、國造以下（縣主村主などに、）舊は職なりしものゝなにゝよりて、其職を失て姓になりしなど思ふべければ、ことの由を云聞えし也。是等のことは職位考に委云べければ其大略を云へい。

〔國造を云々〕かくて郡司は譜代の職となりしが、延暦十七年三月その制を改め、藝業著聞し、郡を理むるに堪へし者を採りて任ずるに至れり。

〔少領〕郡司の次官也、令制によれば定員一人、相當從八位下也。

姓序考　終

職官志

職官志 九志四 之一

王者之道。禮以成之。禮在官得其職。名位無忝。粵自天皇受命。君臣分定。淳古之世。猶有名位。蓋在文官曰臣。武官曰連。臣之爲言御身也。凡仕者之身。已致於君而不自有。故云御身。其對連則是文官。連群也。群謂師衆。其文不用群而用連。取其可連率之義。且稱以連者。據大伴物部之諸姓。是爲武官可見矣。因知大臣是相。大連是將。侍衞之官曰宿禰也。宿禰呼言寢其所之謂也。知是爲內官近習。外任有伴造。糾合其種姓。雄略帝十五年。以秦氏之部離散。下詔皆衆之。令秦造酒將其所部調貢。十六年。詔聚漢部定伴造而賜姓漢直。凡稱造稱直。是諸部君長之號。總名爲伴造。然置之不止限蕃姓。有國造。鎭撫其民社。上古有國作大已貴。國作國造也。蓋自有生民所在人材傑出。堪君長者。衆推戴之。以奉政令。號爲國造。因其造邦國也。始其號出於自然。所從來久矣。大祖之且東也。菟狹彦迎而饗諸河上。卽是菟狹國造遠祖也。國造之號。遂以爲封爵。及帝業既定。以珍彦劔根爲倭及葛城國造是也。至成務之世。以國立造長。縣置稻置。並賜以矛盾而爲表焉。古事記以此謂大國小國之國造。大縣小縣之縣主。縣主稻置也。以其尹所部。則謂之縣主。以其職則謂之稻置。有縣主。勸課其農功。縣是官家所班田。讀爲安賀多。大祖始置縣主。若磯城縣主黑速。猛田縣主弟猾是也。有吉士。知典其屬國。王人奉使治韓曰宰。姓氏錄。彼俗稱宰爲吉。我取其稱。乃名遣韓使官曰吉士。一作吉師。音同也。建官率如是。而官族皆世其祿。是以家存故事。子

〔宿禰呼云々〕氏族考は、少兄（スクエ）の假字にて朝鮮の少兄に擬せしならむと云へり。

〔秦氏〕秦始皇帝の裔功滿王より出づ

〔帝業既定〕神武天皇二年二月也。

〔珍彦〕豐後の國神也、速吸迫門にて皇軍に從ふ。

〔劔根〕高皇産靈尊五世の孫也。

〔成務之世云々〕成務天皇五年九月也

〔黑速〕大和國磐余邑の酋長弟磯城の名也、神武天皇大和御討征の際歸順せり。

〔猛田〕大和十市郡の地名也。

〔弟猾〕菟田縣の酋長なりしが、曩に皇軍に歸順せり。

孫不忘。古史所載。尚可考見。昔大祖之方定中國也。乃有中臣及齋部之遠祖。天種子。天富。以祀之與政。其致維一典宗社之禮。佐天子于神器之側矣。物部連之遠祖。宇麻志麻遲也。長髓彥所奉爲中國君長。以宿禰掌環列之尹。大祖平定中國。以其所降宇麻志麻遲是天神子也。寵異之。舊事紀。載其爲足尼。足尼宿禰也。其音同。物部謂武士。世爲之督將。因受姓爲物部連。齎利與兵。大伴連之遠祖。道臣。統率元戎。警衞宮城。史作日臣率大來目督將元戎。日臣道臣也。來目之義。小之行伍也。大之軍旅也。元戎謂大軍。故連言督將元戎於率大來目之下而解之。大伴亦元戎之謂。世爲之督將。因受姓爲大伴連。及其他佐命功臣。八咫烏椎根彥之輩。莫不胙土分疆。長子國縣。以藩王畿。共其貢職於是。官族之世。克率舊服。纂厥祖考。無廢王命。賜姓命氏。自垂仁帝世。姓因以官臣連宿禰之類。直故謂之官姓。氏乃以職大伴物部之類。或以土邑蘇我櫻井之類。崇神帝愈勤王業。撃國服遠。而四方承道主之軍制。十年遣大彥於北陸。武渟川於東海。吉備彥於西海。丹波彥於山陰。所在歸皇化。景行帝時。以征不享。所謂道主當時官號。而謂之四道將軍。是所追稱。也。姓氏錄。當時以鹽乘彥[illegible]守任那府。是不惟方內咸服。武內宿禰。乃以材雄一世。號棟梁臣。益用於成務之朝。而爲大臣。三年始置之。仲哀帝之初。大伴連武持爲大連。元年始置之。大臣大連分職文武。其得賢相良將。於斯爲盛。宜哉世能濟其美。而有成功也。應神及仁德之際。實賴其力焉。烈烈而中國方致治。海外有截也。三韓獻其地。因置官司焉。厥後大臣蘇我氏。武內之孫也。大連物部氏。世官而爭權。樹朋而相軋。用明・崇峻・推古・舒明・皇極之

〔天種子〕天兒屋命の御孫也。

〔天富〕天太玉命の御孫也。

〔宇麻志麻遲〕饒速日命の御子也。

〔道臣〕天押日命の曾孫也。

〔椎根彥〕珍彥に賜へる名也。

〔大彥〕孝元帝の第一皇子、武渟川は大彥命の御子也。

〔吉備彥〕孝靈天皇の第三皇子也。

〔丹波彥〕彥坐命の御子也。

〔大伴連武持〕健日命の子也。

〔爲大連〕この事書紀に見えず、書紀には垂仁紀廿六年物部十市根大連とあるを初見とす又た職官志料には雄略天皇の御字大伴室屋を大連とせしを初とすとあり。

〔阿倍倉梯〕又た内麻呂と云ふ、大鳥臣の子也。
〔蘇我石川麻呂〕馬子の孫、入鹿誅伐に功あり、大化五年讒に逢ひて死す
〔高向玄理〕百濟の歸化人也。
〔藤原良繼〕式部卿宇合の第二子也、寶龜八年薨ず。
〔制令〕所謂近江令也、今傳らず。
〔弘仁格〕嵯峨天皇弘仁十一年大納言藤原冬嗣等勅を奉じ、大寶元年より弘仁十年までの詔勅官符を撰集せるもの也。
〔蘇我赤兄〕石川麻呂の弟也。
〔中臣金〕糠手子大連の子也。
〔藤原良房〕冬嗣の第二子、貞觀十四年薨ず。

朝。以是陵夷而不振。靡靡而自萎。物部亡而蘇我專。宗社危難其如纍卵然。（蘇我大臣家。自馬子殺物部守屋。而朝權專在其握。遂弑崇峻。代以推古之女主。天子孤立。勢無復爲。子蝦夷孫入鹿。尋圖不軌。）天顧明德篤生葛城。（天智帝爲皇子時。號曰葛城王。）佐以鎌子。鎌子中臣氏。其先實有功於國初矣。又能脩祖德。遂奉天孫。以討元凶。（入鹿父子伏誅。）翼載孝德。再造帝室。天日之嗣罔絕。其功大矣。藤原氏之世祀也宜哉。孝德中興。置左右大臣。（大化元年六月。以阿倍倉梯爲左大臣。蘇我石川麻呂爲右大臣。授中臣鎌子大錦冠。爲内臣。沙門旻法師高向玄理並爲博士。）尋置八省百官。（五年正月。詔博士高向玄理釋僧旻。置八省百官。）鎌子時猶以内臣用事於樞要。天智登極。遂昇爲内大臣。（帝居先帝之喪六年。猶稱皇太子。以七年即位。八年。内臣疾。十月遣皇太弟授大織冠與大臣之位於其第。且賜藤原姓。厥明日。内大臣薨。）薨乃罷之。重其有功所嘗任。不輕授人也。（寶龜八年。正月以内臣從二位藤原良繼爲内大臣。初鎌子之爲内臣也。史云。據宰臣之勢處官司之上。然是時蓋未位於左右大臣之上。其爲内大臣。職原抄以爲位其上。於任良繼時乃謂次於左右大臣之下。且云。太政大臣之人在。而任内大臣。頗無謂焉。以其增一公爵之官。而不應所謂三公之義也。可謂知言矣。）當是時。制令。（弘仁格序。天智帝元年。制令二十二卷。）又置太政大臣。以皇子爲之。（十年正月。拜皇子大友爲太政大臣。蘇我赤兄爲左大臣。中臣金爲右大臣。蘇我果安。巨勢人。紀大人。爲御史大夫。）世方重名爵。故諸臣不得居是官也。（持統帝四年七月。以皇子高市爲太政大臣。至天平寶字二年八月。改太政大臣曰大師。四年正月。以藤原仲麻呂爲之。神護元年閏十月。以道鏡禪師爲太政大臣。夫官一濫於淫亂之朝。遂弃之。以任諸臣爲常。天安元年二月。藤原良房自右大臣昇焉。政遂歸相家。而朝廷以衰弱云。）太政大臣。左大臣。右大臣。所謂三公也。天武遵奉。益修典章。（天武帝十年二月。御大極殿。召親王及諸王諸臣。詔曰。朕今方欲定律令。改法式。然頓從事於此。必有所闕。宜分人行之。）

〔姓族志〕所謂九志の一なるも刊行に至らず。

〔刑部親王〕又た忍壁(オサカベ)に作る、天武天皇の第九皇子也。

〔淨御原朝〕天武天皇の朝を申す。

〔大安〕推古天皇二十五年の創建にて當時大和熊礙村に在りしが、數回寺基を遷し、今大和國添上郡大安寺村に在り。

〔藥師〕大和國生駒郡都跡村に在る法相宗の大本山、天武天皇九年の創建にて七大寺の一也

十一年八月。造法令。持統帝三年六月。班諸司令一部二十二卷。據弘仁格序與之。持統之所班令二十二卷即天武之所改法式。而因天智之所制者也。故史雖互遺漏。可以卷數而參考矣。當時臣連宿禰之家。以其世官而職有聯。不可復用。乃因厥號。分爲八姓。姓有登降。以寵世族焉。十三年十月。詔定諸氏之族。以作八姓。而混天下之萬姓。一曰眞人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。說在姓族志。別制新官。頗擬唐焉。蓋亦時使然也。文武帝大寶之治。實克修天智・天武之政。於是乎有新令焉。文武帝四年六月。勅刑部親王藤原不比等。撰律令。令十卷。律六卷。大寶元年八月成。其大略以淨御原朝爲準正。所謂之新令。其對故之辭也。所謂祀之與政。別之二官。一曰神祇。修祀典也。一曰大政。以三公總天下之機務。而八省及諸寮諸司。靡不咸隸而修職焉。八省以外。又有造宮省。勅旨省。內豎省。此皆以非常職也。大寶元年七月。太政官處分云。造宮官准職。造大安藥師二寺官准寮。造塔丈六二官准司。可見臨時所置。功竣則罷。故官名亦時有之。乃如造宮。一爲官。一爲省。一爲職。卽今號曰省。不得與八省並也。而彈正臺糺其不然。內外衞府以領禁軍。左右京大夫職以治戶人。既廢國造而任守介。孝德之革新政也。以當時國造已卑。政刑不修。故廢罷之。但奉其祀。更置國司以致政教。國造之號。子孫仍傳。因顯門品。爲鄉望族。六十餘州習文教焉。古國分合無定。今云六十餘州。是所追稱。且置大宰以鎭筑紫。推古帝十七年。已有筑紫大宰奏上。則其府開置久矣。而陸奧雖是邊要。古不有帥府。方其有寇。命將征之。將官事平則罷。乃建鎭守府。置將軍等諸官。以治之。據多賀城碑。蓋自神龜始。以其爲令外之官。故不擧此也。諸蕃之國致朝貢焉。親王品維四。官位令義解云。品位也。親王稱品者。別於諸王。公式令。應敍者親王四品。諸王五位。諸臣初位以上。是也。元慶八年五月。少外記大藏善行奉勅奏議曰。唐太宗實錄。三師三公。位在親王上。又唐禮。天子臨軒。冊授三師三公。其位次在親王上。本朝制。義解云。左右大臣見親王及太政大臣。即動座。其太政大臣見親王。親王見太政大臣。並不動也。此與唐異矣。併觀之。

乃別品與位。所以嚴名分。明尊卑。不可輕倣唐制。同稱謂也。

諸王位維五而十四階。諸臣位維九而三十階。此謂之官品。又以皇兄弟皇子皇女爲親王。皇孫以下未賜姓爲諸王。而三公以外諸臣。以三位以上稱卿。五位以上稱大夫。其餘仕者皆稱士。故謂之班爵。夫官品。在周官九命。在秦官二十等爵。是也。二十等爵。昇自公士。而其次爲上造。爲簪褭。爲不更。爲大夫。爲官大夫。爲公大夫。爲公乘。爲五大夫。爲左庶長。爲右庶長。爲左更。爲中更。爲右更。爲少上造。爲大上造。爲駟車庶長。爲大庶長。爲關內侯。爲徹侯。以賞功勞。二漢因秦制。爲差功之賞。而不爲常秩。其官秩前漢有中二千石。二千石。比二千石。千石。六百石。比六百石。四百石。比四百石。三百石。比三百石。二百石。比二百石。百石焉。後漢有中二千石。眞二千石。比二千石。千石。六百石。四百石。三百石。二百石。百石焉。其沿革隨時不一。大略乃爾矣。而魏因漢制。更制九品。晉宋齊並因之。梁易品爲班。班多以爲貴。分爲十八班。陳復舊制。仍遵九品。後魏亦置九品。每品有從。凡十八品。自四品以下。每品分爲上下。凡三十階。北齊並因之。後周效周建六官。制九命。每命分爲二。以正爲上。凡十八命。又謂王朝之官爲內命。諸侯及州縣官爲外命。隋削周用齊。而以九品定流內。分正從。自四品以下。每品分爲上下。凡三十階。又置視正二品至九品。謂之視流內。唐自流內以上。並因隋制。又置視正五品。視從七品。以署薩寶及正祓。謂之視流內。又置勳品九品。謂之流外也。○按後周內命外命。蓋本朝內位外位所由本焉。隋唐視流內亦當準之。本朝史生以下無位官員。泛稱曰流外。而與唐勳品自異。別有稱曰勳位郎。謂勳十二等。十二等。在唐號勳官。自上柱國至武騎尉。是也。其日詳載於散位寮注。以勳位之有嫌於勳品。故今辨之。

勳維十二等。武功爵爲勳。凡官。初位以上。一載一考。內長上。六考以代。而分番八考。外長上十考。外散位十有二考。後魏孝文大和十八年詔曰。古者三載考績。三考黜陟。朕今三載一考。考便黜陟。各令當司考其優劣爲三等。六品以下。尚書重問。五品以上。朕與公卿親論善惡。上上者遷之。下下者黜之。中中者守本位。又宣武時任事上中者。三年升一階。散官上第者。四載登一級。至於唐。更制考格。一歲爲一考。四考有替。則爲滿。若無替。則五考而罷。六品以下。吏部注擬。謂之旨授。五品以上。則皆勅除。此本朝考格所因制焉。黜陟幽明。庶績咸理。是蓋大畧也。古者尚質。無班爵。但視官高卑。推古帝垂簾之朝。皇太子豐聰攝政。頗改制度。初爲十二階。在十一年十二月。曰德。曰

〔九命〕天子が諸侯に命を賜はるに九等ある義、周禮春官篇に出づ、小學紺珠に、九命、一命受職、再命受服、三命受位、四命受器、五命賜則、六命賜官、七命賜國、八命作牧、九命作伯と見えたり。

〔孝文〕獻文帝の子魏第六世の帝也。

〔三載考績云々〕書經舜典篇に、三載考績、三考黜陟幽明、とあるに因る。

〔宣武〕孝文帝の第二子、魏第七世也。

〔垂簾〕簾中にて政を聽かる、意也、漢書に、太后垂簾聽政とあり。

〔豐聰〕用明天皇の第一皇子廐戶皇子なり。

〔大織冠小織冠〕織を以て冠を作り繡を冠緣に裁す、服色は深紫を用ふ。〔大繡冠小繡冠〕繡を以て冠を作り織を其緣に裁す、服色織冠に同じ。〔大紫冠小紫冠〕書紀に、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、とあり。〔大錦冠〕大伯仙の錦を以て冠を作り織を緣に裁す、服色は小錦冠と同じく眞緋を用ふ。〔小錦冠〕小伯仙の錦にて作り大伯仙錦にて緣を裁す。〔大青冠小青冠〕青絹にて作り、大は大伯仙錦、小は小伯仙錦にて緣を裁す、服色は紺也。〔大黑冠〕以下黑絹にて作る、緣及び服色に別あり。

仁。曰禮。曰信。曰義。曰智。各有大小。其爲等也由冠色。史但其唯以當色之絹縫之。而不言其指何物爲當色。蓋紫錦青黑之類。皇極帝二年十月。大臣蝦夷私授其子入鹿紫冠。擬大臣之位。可見當時以冠色爲位階級。而紫是貴矣。大德小德特稱上臣下臣。在諸位之上。然蝦夷入鹿曾無此爵。而爲大臣。則其尊逼天位。惟紫專服。而紫非上臣下臣有爵之所得賜。然則其制雖以冠色爲等。不必同於大化也。大化中興制。是雖紫依舊爲大臣所服。且猶使充爵號。而在第五第六。自一至四更設大小織繡。特重其名。不敢授者。蓋深懲爲大臣者尊逼天位也。夫所以懸隔尊卑。而遠窺窬。絕非望。於是乎始爲備焉。孝德因之。有益焉而十三階。在大化三年。號則仍其冠。大織冠尊居第一。惟鎌子嘗有大功勞于國。而天智之季年特授此也已。小織冠。大繡冠。小繡冠。並其品高。而不敢授。寶字五年四月。從三位巨勢關麻呂薨。云大繡德陀古曾孫。從五位下小邑治之子也。此大繡蓋贈官也。大紫冠小紫冠。大化元年四月。授巨勢阿陀古。大伴長德大紫冠。爲左右大臣。白雉五年正月。授內臣鎌子紫冠。增封若干戶。夫紫冠位。雖居第五第六。尙爲大臣內臣所服。則小繡以上固無所應授宜哉。大織古今一人冠之也耳。大錦冠。小錦冠。大青冠。小青冠。大黑冠。小黑冠建武冠。以次班之也。又益焉而十九階。在五年正月。至紫是舊。華及山。乙各有大小。且有上下。一曰大織。二曰小織。三曰大繡。四曰小繡。五曰大紫。六曰小紫。七曰大華上。八曰大華下。九曰小華上。十曰小華下。十一曰大山上。十二曰大山下。十三曰小山上。十四曰小山下。十五曰大乙上。十六曰大乙下。十七曰小乙上。十八曰小乙下。而立身冠在初位。一名爲建武冠。位在第十九。是時服章咸備矣。天智亦因之。又益焉而二十六階。在三年二月。更華曰錦。華即錦。故時互稱也。錦及山。乙各有大小。上下加中。一曰大織。二曰小織。三曰大繡。四曰小繡。五曰大紫。六曰小紫。七曰大錦上。八曰大錦中。九曰大錦下。十曰小錦上。十一曰小錦中。十二曰小錦下。十三曰大山上。十四曰大山中。十五曰大山下。十六曰小山上。十七曰小山中。十八曰小山下。十九曰大乙上。二十曰大乙中。二十一曰大乙下。二十二曰小乙上。二十三曰小乙中。二十四曰小乙下。大建二十五。小建二十六。建武之

分也。以位其初。天武帝五年正月詔曰。凡國司除畿內及陸奥長門以外。皆任大山以下人。依新令其國司率是五位以下官。則大山所准。從可知。是時已有內位外位。元年正月。遣內小乙位阿曇稻敷于筑紫。二年六月大錦下。百濟沙宅昭明卒。贈外紫位。紫位以下並有內外。亦從可知。又有以數稱其位。不必由冠色。五年九月。筑紫大宰三位屋垣王有罪流于土佐。是也。蓋如九流位號。已先大寶。而時或稱歟。抑其所追擬之位也。天武則改其冠號。在十四年正月。曰明。曰淨。曰正。曰直。曰勤。曰務。曰追。曰進。是皆漆冠也。爲朝服。史書改爵位之號。而今變文曰改冠號。是其義同也。於其七月云。初定明位以下。進位以上。朝服之色。因知是時有朝服。未有禮服也。大寶元年三月。略舉進位以上服制。曰皆漆冠也。其明淨之位十二階。大也廣也遞從明。各一。明大壹。明廣壹。明大貳。明廣貳。遞從淨。各四。淨大壹。淨廣壹。淨大貳。淨廣貳。淨大參。淨廣參。淨大肆。淨廣肆。以授皇子諸王也。皇子有親王之號。蓋自天武時始。然稱謂依舊。而不稱親王也。故其受冠位。書曰草壁皇子淨廣壹。大津皇子淨大貳。高市皇子淨廣貳。尚未以明冠與淨冠而別諸王也。諸王謂皇孫以下。乃欲其辨皇族疏戚而稱某親王。或諸王亦稱其世數。自新令之制然。正直勤務追進之位四十八階。大也廣也遞從焉。各四。正大壹。正廣壹。正大貳。正廣貳。正大參。正廣參。正大肆。正廣肆。○直大壹。直廣壹。直大貳。直廣貳。直大參。直廣參。直大肆。直廣肆。○勤大壹。勤廣壹。勤大貳。勤廣貳。勤大參。勤廣參。勤大肆。勤廣肆。○務大壹。務廣壹。務大貳。務廣貳。務大參。務廣參。務大肆。務廣肆。○追大壹。追廣壹。追大貳。追廣貳。追大參。追廣參。追大肆。追廣肆。○進大壹。進廣壹。進大貳。進廣貳。進大參。進廣參。進大肆。進廣肆。以授諸臣也。大寶之定班爵。亦是之因。元年三月。依新令。改官名位號也。親王明冠。配四品也。明大壹一品也。明廣壹二品也。明大貳三品也。明廣貳四品也。諸王之冠。淨加六焉。十四冠。位視諸臣。淨大壹。正一位也。淨廣壹從一位也。淨大貳正二位也。淨廣貳從二位也。淨大參正三位也。淨廣參從三位也。淨大肆正四位上也。淨廣肆正四位下也。淨大伍從四位上也。淨廣伍從四位下也。淨大陸正五位上也。淨廣陸正五位下也。淨大漆從五位上也。淨廣漆從五位下也。諸臣之冠。正除二焉。六冠。惟直其舊。八冠。勤務追進各除四焉。十六冠。配九

〔親王之號云々〕これ隋唐の制によれる也、御名の下に連書するは續日本紀文武天皇四年の條に、刑部親王とあるを初見とす、淳仁天皇以後親王宣下のこと起り皇子皇女と雖もこの宣下なきは親王と申さず、孫王といへども宣下を賜はらば親王たるを得る也。

〔草壁皇子〕天武天皇の第一皇子、文武元正二帝の御父也、持統天皇三年薨じ、後ち岡宮天皇と追尊せらる。

〔大津皇子〕天武天皇の第二皇子也。

〔高市皇子〕天武天皇の御八皇子也。

位之三十階也。正大壹正一位也。正廣壹從一位也。正大貳正二位也。正廣貳從二位也。正大參正三位也。正廣參從三位也。○直大壹正四位上也。直廣壹正四位下也。直大貳從四位上也。直廣貳從四位下也。直大參正五位上也。直廣參正五位下也。直大肆從五位上也。直廣肆從五位下也。○勤大壹正六位上也。勤廣壹正六位下也。勤大貳從六位上也。勤廣貳從六位下也。○務大壹正七位上也。務廣壹正七位下也。務大貳從七位上也。務廣貳從七位下也。○追大壹正八位上也。追廣壹正八位下也。追大貳從八位上也。追廣貳從八位下也。○進大壹大初位上也。進廣壹大初位下也。進大貳少初位上也。進廣貳少初位下也。且其爲外位、始於直大參。史作直冠正五位上階。而終於進廣貳。史作進冠少初位下階。凡二十階。爲勳位、始於正大參。史作正冠正三位。而終於追廣貳。史作追冠從八位下階。凡十二等。此冠號即其位階。故於史文雜稱之。乃改官名位號。日授左大臣正廣貳多治比眞人島正正二位。大納言正廣參阿陪朝臣御主人正從二位。中納言直大參石上朝臣麻呂。直廣壹藤原朝臣不比等正正三位之類、並是蒙位階上。冠以正字、即正冠之正也。厥後但書位階。不復冠以正字。蓋何已畢、則省略亦可也。明冠以下、是歲廢、是依舊朝服。明年正月己巳朔。天皇御大極殿受着者親王及大納言以上、猶著禮服。諸王諸臣則朝服。禮服依衣服令。乃在五位以上。不惟親王及大納言以上。蓋在養老所改定。衣服令、凡朝服頭巾則明淨正直皆位冠所當以朝服、更施之禮服、已可知矣。遂停賜冠、易以位記。在唐謂之告身。既而停勤冠以下。故位號在三月、是五月。書下改勤位以下之號。內外有位六位以下進階一等、依衣服令。六位以下皆朝服而無禮冠。蓋自改勤位以下之號、然故今改之曰停勤冠以下。輕之也。然而今見於令。無復明淨諸位冠矣。自一品以至五位、頭巾用皂羅。頭巾幞頭也。降及初位用皂縵焉。五位以上、各有禮服之冠。每品階、輙別其制。衣服令、皇太子禮服之冠。義解云。作有別式也。親王禮服之位四品以上、每品各有別制。諸王禮服之冠、五位以上、每位及階、各有別制。諸臣准此、而並不載制也。延喜式部式。其禮冠者。親王四品以上。並漆地金裝。以水精三顆、琥碧三顆、交居冠頂。以白玉八顆立櫛形上。以紺玉二十顆立前後押鬘上。其徽立額上。一品青龍。尾上頭下。右出左顧。二品朱雀、右出左顧。三品白虎。尾上末卷。頭下右向。四品玄武。爲蛇所纏、並右出左顧。諸王一位、漆地金裝。以赤玉五顆、綠玉六顆交居冠頂。以黑玉

〔多治比眞人島〕多治比王の子也、持統天皇四年右大臣、文武天皇四年左大臣となり、大寶元年薨す。

〔阿陪朝臣御主人〕勢麻呂古臣の子也

〔皂羅〕黑色の羅也皂は皁の俗字、皁は玉篇に、色黑色とあり。

〔義解〕養老令を解釋せる書にて十卷也、淳和天皇天長三年額田今足令の解注を撰せむことを奏請す、朝これを納れ、清原夏野等十二人にその撰を命じ、十年に至りて成る。

〔櫛形〕禮冠の巾子を云ふ、その形古代の櫛の背の如きより名づく。

八顆立櫛形上。以綠玉二十顆立前後押鬘上。二位以白玉一顆。綠玉五顆交居冠頂。以赤玉八顆立櫛形上。自餘並准一位。三位以黃玉八顆立櫛形上。自餘並准二位。四位漆地。緋形櫛形押鬘玉坐。皆金裝。自餘銀裝。以赤玉五顆綠玉六顆交居冠頂。以白玉十顆立前押鬘上。以青玉十顆立後押鬘上。不立櫛形上。五位漆地銀裝。以黑玉十顆立前押鬘上。以青玉十顆立後押鬘上。自餘准四位。其徽者鳳。三位以上。正位正立仰頭。從位正立低頭。正四位上階。左出右向。下階右出左向。從四位上階。左出左顧。下階右出右顧。五位准四位。諸臣一位。以緋玉八顆立櫛形上。自餘並准王一位。二位以綠玉五顆白玉三顆赤黑玉三顆交居冠頂。以赤玉八顆立櫛形上。自餘准一位。三位以黃玉八顆立櫛形上。自餘准二位。四位以赤玉六顆綠玉五顆交居冠頂。自餘准王四位。五位以綠玉五顆白玉三顆。赤黑玉三顆交居冠頂。自餘准王五位。其徽者麟。正從出向。皆准諸王。蓋其所嘗改於養老之刊脩也。弘仁格序。養老二年。右大臣藤原不比等奉勅。更撰律令。各爲十卷。即今所行律令是也。且其於禮服之冠。自神龜而朝授之。神龜五年七月。勅大將軍新田部親王。授之明一品。請一品之人可授明冠也。猶前所謂正正二位。正從三位之正。然不必常授之。既在元年二月。書二品新田部親王授一品。至此始授明冠者。以當時例停賜冠故也。自大寶叙爵。不復書冠位。以位號之改故也。號雖已改之。非能冠位之謂矣。夫禮冠者。據式部式。親王四品。諸王諸臣五位以上。此皆玉之與徽。參錯其文。以分品階。有隆殺焉。雖不名曰明淨正直。蓋因之所制。今其證者三。一曰。禮服之冠。乃在五位以上。不下六位。既停勤冠以下。而無所因也。二曰。制詔之文字。授位冠之語如舊。則禮冠是爲位冠。如明淨正直是也。三曰。在神龜倘且稱明一品。則其後當爾。或其制隨時變革。故延喜則不名曰明淨正直也。雖然王之與徽。參錯其文。以分品階。有隆殺焉。自四品之明冠十。四位之淨冠正冠直冠專來。而本因鐙冠。故有三梁。即唐之進賢冠。而周之委貌之遺制。以黑絹代緇布者也。至後世禮廢。而物率省約。凡徽一皆代之以犀獸。而無品階之別制。即今所傳也。及至天平。有勅令私自備。天平十三年十月。勅五位以上曰。禮服之冠。元是官賜。今後應以私造而自備也。因知大寶之初。已停賜冠。而自神龜授例復作。夫官有增損。位有登降。而服章有文質。隨時沿革。不一而已。然要在令國歸治。民遷義。國歸治。民遷義。惟有禮爲能。是王道之所由本。故曰。王者之道。禮以成之。禮在官得其職。名位無

〔養老二年云々〕律十卷十二篇、令十卷三十篇あり、これを養老律令と云ひ、又た大寶令を古令、前令と云ふに對し、この令を新令、今令と云ふ。

〔新田部親王〕天武天皇の第六皇子也養老三年勅により舍人親王と共に皇太子を輔佐し、聖武天皇の時畿內大總官となる。

〔三梁〕事物紀原に漢官云、平帝元始五年、令公卿列侯冠三梁、二千石、兩梁、千石以下一梁、梁別貴賤、自漢始也とあい。

〔委貌〕周代の冠玄冠を云ふ、儀禮士冠禮篇に、主人玄冠朝服とある注に玄冠委貌也とあり。

〔尸其位〕官に居ながら事を爲さゞるを云ふ、論衡量知篇に、無道藝之業、不曉政治、默坐朝廷、不能言事、與尸無異、故曰尸位、と見えたり。

〔中庸〕孔子の孫子思が孔子の學を祖述せる書也。

〔王季〕周古公亶父の季子季歷也、武王の時王季と追稱せり。

〔類聚三代格〕弘仁、貞觀、延喜の三格を類聚せる書也。

〔清原夏野〕小倉王の第五子也、從二位右大臣に至り、承和四年薨す。

〔馮道〕字は可道、後唐、後晉、後漢、後周に歷仕し高官に任ぜらる、後周世宗の時薨ず。

慾。夫欲官得其職、名位無慾。宜擇國之令典。而省冗官。續常職焉、苟且委任乎庸人、而物斯喪、姑息乎弊政、而事斯繁。以物斯喪、逐事斯繁、故其官有冗而聯無常、名位慾而王章亂。蓋朝廷自藏人代王言。而少納言無復敷奏。（自嵯峨帝世。○按藏人後世稱爲職事。以官政專出於此。而他官失職皆如散位。故特以職事稱之。）自撿非違執邦憲、而刑部還失其任、彈正京職虚尸其位、（自嵯峨帝世。）自守護制國。而王官不知其政教。（自後白河法皇世。）且也、尊之以爵。不獨施生。（求之周。則中庸云。追王大王王季是也。）追錫之命。自古而有。（求之春秋時。則莊之元年。王使榮叔來錫桓公命。是也。）禮也。任之以官。必有職事。空官與贈。爲甚無謂。（空官謂如中務卿大宰帥上總上野常陸三國大守。親王之官。或童幼之人以蔭爲官不任以職事是也。贈官謂追亡者功德。所以報。並皆有名而無實。徒使成嫉也。類聚三代格天長三年五月官符任親王以三國中納言清原夏野奏狀曰、置八省以治百官。一事有闕、萬事盡綾。今親王任八省卿以其人地望素業。而不得就職。無知辭務。由是官政多擁、故跡從茲、此非庸愚所致、惟其地望合然、且官人有遷代、必置替由。至有缺員、不免貸物。望請今爲親王定件數國、使以遣任。身留京師、若意欲居京官者、須兼一兩人郎有守闕。不補他人、其料物則納諸別倉、支無品親王之用。乃勅以其官品之卑、改爲正四品下勅任之官、且號爲大守。）文之弊也。假名亂眞。（儒家所謂三代之治。及其末途、借號竊名。勢必有矣。空官與贈、猶未之有。蓋其有之、自漢末起。而歷代因仍爲例、藉如北魏設置三師三公、隋唐因之。實是空官。或爲贈官。或拜親王。而其弊終亂名實。五代馮道拜司空。自唐以來無特拜者。有司不知故事。朝廷議者紛然。或謂是宰相職也。宰相盧紀獨以爲司空之職、祭祀掃除而已。厥後宋初至元豐以前、官制繁猥。承亂世。無紀極。六部九寺爲空官。特以寄祿。秩序班位。而別以他官判職事。如兵部歸樞密院。戶部工部歸三司。設審官院三班院流內銓。判吏部之事。設判禮部判貢院。判禮部之事。設判審刑院及評議官。判刑部之事。又有使。有權使。有權發遣使之名。他如大常歸判司禮院。大僕歸群牧司。鴻臚歸客省之類。官自官、職自職、名實之亂執其甚焉。范希文之在政府。以時無一正官。）

〔元豐新制〕宋神宗の元豐年間新に定めし官制也。
〔三代〕夏、殷、周を云ふ。
〔魯連〕齊人魯仲連也、爰は仲連嘗て秦もし帝とならば連東海を踏むで死せむのみと云ひしを引けり。
〔尉遲敬德〕馬邑の人、戰功により鄂國公に封ぜらる。
〔秦叔寶〕名は瓊、歷城の人、胡北公に封ぜらる。
〔郭子儀李光弼〕共に安祿山の追討に大功あり、世に李郭と併べ稱す、子儀は汾陽王、光弼は臨淮郡王となる。
〔李晟〕字は良器、西平郡王となる。
〔馬燧〕字は恂美、大曆建中の間功あり北平郡王となる

乃奏以宰執分判六卿九寺。欲復之唐舊。而以體重不可舉故也。然更爲使官。至元豐新制。行六部。置尚書侍郎。而各以郎官屬焉。九寺各置卿少卿及丞簿之屬。國子監置祭酒司業及丞簿之屬。又有御史臺。有兩省通謂之職事官。以唐文散階換部寺省監官。歸蓋本職。如以金紫光祿大夫易吏部尚書。銀青光祿大夫易五部尚書。正議大夫易列曹侍郎之類。通謂之階官。而食其俸。後明制因之。加都察院通政司大理寺於六部。謂之九卿也。而與詹事府會議大政。而大常大僕以下爲小九卿云。夫官制者。治亂樞機。可以觀其世態。東西一揆。

習俗爲常。終莫之怪。所謂以其世官。而職有弊亦不翅在臣連宿禰。後世公卿亘室。尋履其轍。世道從衰。此固其數然也。然王爵惟限皇族。未嘗授之以有功而及諸臣。

孝謙之於道鏡禪師也。爵法王。所謂亂命也。然及將讓天位。幸有和氣清麻呂之忠諫。而帝統不亂。後小松之於義滿將軍也。贈太上天皇。所謂遁勢也。而不臣之跡於是將見。幸有子義持將軍之孝思。而辭命不受。自是而後。非無強臣。不敢稱王。未始有濫故也。○按。王號在三代。惟其天子者稱之。故春秋子吳楚。不予其王。然自吳楚之僭以至戰國。諸侯效而稱王。所謂侯王之稱自是起。而王號遂卑。故齊秦強國。不爭王而爭帝。當是時也。孟子之賢。不敢尤王。而魯連惟讚秦帝也。及秦有天下。稱皇帝。楚漢之間。遂以王爲封爵。以天子時有皇帝號故也。及漢祖撥亂定國。約束非劉氏不王。故高后專王諸呂。借也。春秋之所不予。適存惡名。凡魏晉以來。其悖逆之臣。代作而稱王若帝。乃彼僭竊自肆。衰祚之主。何以禁止。至於以王爵輕授臣下。是自無名器也。國從而亡。豈復誰尤。蓋王爵之濫。未有如唐中葉以後之甚者。唐初如李靖李勣尉遲敬德秦叔寶等。戰功皆祗封公。其膺王爵。惟外番君長內附。如突利封北平郡王。思摩封懷化郡王。以及群雄中有來附者。如高開道封北平郡王。羅藝封燕郡王而已。自武后欲大其族。武氏封王者二十餘人。於是王爵始賤。中宗即位。遂亦封敬暉張柬之等五王。自是爲恆例。至天寶之末。安祿山封北平郡王。哥舒翰封西平郡王。火拔歸仁封燕山郡王。於是。又有王爵之制。然亦尚未濫也。自肅宗起兵靈武。其時府庫空竭。專以官爵賞功。諸將出征。皆給空名告身。自開府特進列卿大將軍。皆聽臨事注授。有至異姓王者。自德宗奉天之難。危窘萬狀。爵賞尤殷。稍有宣力。無不王者。大概肅宗以後封王者。以大功則如郭子儀李光弼李晟馬燧渾瑊。其最著者也。其功績不必甚大。而亦封王者。如河陽懷州之職。光弼爲統帥。而列將白孝德侯仲莊郝廷王並以擒賊封。是類不少也。又有賊將來降而封者。有藩鎭兵盛。欲其立功而先封者。有藩鎭跋扈。不得已而封之者。而封王不必皆高官顯秩。如王虔休

封王時。方爲李抱眞都虞侯。張孝忠封王時。方爲李寶臣所屬。王武俊封王時。亦寶臣牙將。而其類之甚。乃至於高固。朱滔瑊家奴也。而亦封王。張玢朱滔惟明僕力也。而亦封王。故幕于僕隸下。賓將數十。皆王侯貴重。子儀顧指若部曲。家人亦以僕隸視之。爵命雖崇。濫則非榮。所謂大將軍告身。可易一醉也。今以此言之。唐官病於濫。皇朝之官病於廢。濫者難治。猶涇渭之混流。廢者易擧。猶珠玉之在地。可不思乎。可不思乎。乃視唐制之濫。猶存禮也。百世能絕。天下非望。蓋特恃於禮。君子者欲明其令德。而修其典禮。冀亦鑒茲。而知其所戒焉。作職官志。

神祇官

〔按〕祀之典。政其致維一。是以先王以郊社之禮能致其敬。以宗廟之禮能致其孝。孝敬之議。虔鬼神和民人。而天下方可以無災患。昔神武登極之四年。實初用郊。蓋奉神聖之劍鏡。以爲天祖之主。是邦之大典。厥後歷祖績無熄。而古史不世書之。蓋其遺漏爾。後世惟桓武文德特有郊祀。僅於此。則似其簡慢而不行之。蓋不絕。夫。大和之東爲伊勢國。維天日之所先見。而日靈尊之廟已有在焉。則郊祀典禮自存其中。令二聖之郊。特有爲而爾。　夫劍鏡當時未別安於廟。而常享於寢宮中。置府號爲齋藏。神物官物。固無別焉。　古語拾遺云。當此時也。帝之與神未遠。同其殿床。神物官物。未分別之。宮內立齋藏。令齋部人永職之。稚櫻朝。以三韓貢獻。更建內藏於齋藏之傍。以分收官物。令阿知使主與百濟博士王仁知其出納。更定藏部。至朝倉之朝。秦造酒領百八十種勝納貢。貢充積庭內。自此而後。諸國之調。年年盈溢。更立大藏。令蘇我麻智校三藏。而秦氏知其出納。東西漢部勘錄其簿。是以。秦漢之族。世爲內藏大藏主鑰。此藏部之緣也。三藏謂齋藏內藏大藏。　崇神帝因祀制男女之貢。貢物因其射曰弓端。因其使曰手末。蓋本於斯可知矣。天種子與天富。

〔郊社〕天地を祭るを云ふ。
〔神武登極云々〕四年二月靈畤を大和國鳥見に設け、皇祖天神を祭り給ひしを云ふ。
〔稚櫻朝〕神功皇后攝政の御宇を申す。攝政三年皇居を大和國十市郡磐余若櫻宮に定め給ひしに因る。
〔阿知使主〕百濟魯王の後也、應神天皇十五年來朝す。
〔王仁〕漢高帝の裔也、應神天皇十六年來朝す。
〔朝倉之朝〕雄略天皇の御宇、爰はその十五年也。
〔百八十種勝〕勝は勝部、即ち部曲の名也。
〔弓端〕獵にて得し獸肉毛皮等、手末は手織物の類也。

夾輔帝室。致孝祀於內。以施於有政。而其子孫並皆受官族。曰中臣。曰齋部。亦能世先業。無廢。崇神帝方畏天威。懼常瀆神器。其六年。命豐鍬姬祭諸笠縫邑。垂仁帝二十一年。命倭姬奉神器自笠縫遷于伊勢而廟祀焉。中臣連之遠祖曰大鹿島。實始爲之祭主。中臣氏之支族。有大中臣氏。卜部氏。與齋部以三姓稱。共世祠官。一自置神祇官。而伊勢祭主獨奉天照皇廟。職始分焉。繼體帝元年。遣神祇伯等敬祭神祇。皇極帝三年。拜中臣鎌子神祇伯。其時蓋官制依舊。所謂神祇伯。卽是祭主。及白鳳四年。以小華下齋部作賀斯爲神祇頭。注曰。今神祇伯也。凡稱頭。蔡之長官也。大化之官制。神祇蓋未曰官歟。卽其前有伯。或所追稱也。安閑帝元年。有大膳卿膳臣大麻呂。卿是省之長官也。天智帝十年十二月。大炊省有八鼎鳴。併觀之。則當時八省諸職諸寮名目並似不與新令同。不獨神祇乃爾。故存疑備考。　夫祀。邦之大典。是以。其敘官也。神祇處首。所貴於王道於是乎見。

神祇伯一人從四位下

大副一人從五位下　職原抄。大少並有權。權者員外也。

少副一人正六位上

大祐一人從六位上

少祐一人從六位下

大史一人正八位上

少史一人從八位上

〔豐鍬姬〕崇神天皇の第一皇女豐鋤入姬命也。

〔垂仁帝二十一年〕垂仁紀に二十五年とあり。

〔倭姬〕垂仁天皇の第二皇女也。

〔大鹿島〕天兒屋命十世の孫也。

〔始爲之祭主〕當時祭官と稱せしが後ち祭主と改む、伊勢大神宮神官の長にして、多くは神祇大副を以てこれを兼ぬ。

〔有八鼎鳴〕八鼎は大炊寮大八島竈神にて、內膳司庭火御竈神と共に四時祭式に預り給ふ神也、この釜の鳴りて吉凶を示すこと屢書に見ゆ、延喜式に、鎭釜鳴祭あり。

〔宮主〕卜部の内より撰補し、宮内の神事を掌る。

〔神部〕官内の雑事に驅使す。

〔集解〕令義解を始め、古来令を注解したる古記類を集めしもの、惟宗直本の撰也。

〔十月鎮魂祭〕天皇の御魂を鎮安し、御世長久を祈り奉る祭也、十一月中寅日に行ふ、十月は誤也。

〔御巫〕八神殿以下官内に鎮座する二十三座に奉仕する童女を云ふ、大御巫、御門巫、生島巫、座摩巫等あり。

〔散齋〕神事に預る者の致齋の前後に行ふ物忌を云ふ。

宮主。見於養老二年六月。置未詳其始。蓋一人。〇史生。養老四年六月。置六員。延喜式部式同之。神部三十人。集解云。中臣忌部之人也。卜部二十人。義解引考課令曰。占候醫卜效驗多者。爲方伎最。而長上番上。色制不分。因謂卜部二十人。長上約在其中。員數依式處分。類聚三代格。寶龜六年五月勅。卜長上者。簡定卜部中推卜尤長者二人。永爲恒例。延喜神祇式。凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三國卜術優長者。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人。若取在都者。自非卜術絕輩。不得輙充。使部三十人。軍防令。取內六位以至八位上嫡子。年二十一以上爲三等。其下等爲使部。又詳載於大舍人寮注。式部式。凡諸司使部。神祇官及大膳職。彈正臺。左右京職。各十五人。此於令並三十人。則延喜省官員。從可知也。直丁二人。賦役令。凡仕丁每五十戶取二人。其一人者充廁丁。三年一替。若本司籍其才用。仍自不願替者聽。〇按。仕丁即直丁。以其直官省。名爲直丁。寶龜元年四月制。諸直丁經二十年以上者。預考選之例。憐勞也。

神祇伯之職掌祭祀之典。領邦國之祀。凡祝部神戶名籍。皆隸于此。義解云。祝者國司於神戶中簡定。以申於太政官。若無戶人。則取庶人。視御巫之禱。延喜神祇式。九月神嘗祭。十月鎮魂祭。則御巫與其事。知龜卜之令。義解云。凡灼龜占吉凶。是卜部之執業。非長官自行。然而於此稱之。欲▢官內諸事。皆由長官。故兼附於職掌之中。他諸司亦准此例。總判其官事。集解。問。總判糺判。其別如何。答。考課及他司移諸事。不待判官。而長官得獨行。故曰總判。判官者。唯知官內尋常之事。故曰糺判也。大副少副爲之貳。而從事焉。祐掌糺判官內。審署文案。勾稽失。知宿直。史掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。凡位者。依官位令。職者。依職員令。而其文據職員令。大寶斟酌其意。省約其言。欲其雅馴。不必從正文也。凡諸令諸書所引之文。亦皆倣此。

〔神祇令〕天神及地祇。神祇官奉常典。以致祀焉。凡踐祚。厥日。中臣氏奏天神之壽詞。忌部氏上神璽之鏡劍。即位之年。仲冬大嘗。日用下卯。以上卯有相嘗祭故也。義解云。若有三卯。即用其中。不必待下。總祭天神及地祇焉。其散齋一月。義解云。仲冬月。自朔至晦。之致齋三日。自丑至卯。其辰日以後。即散齋。其大幣。則三月之內。令修

〔三輪狹井〕三輪は大物主神の和魂、狹井はその荒魂なりと云ふ。
〔神衣〕四月、九月の十四日に行ふ。
〔赤引〕赤は明、引は糸を引出す義、清淨に作りたる糸を云ふ、三河の地名と云ふは誤也。
〔大忌〕四月、七月の十四日に行ふ。
〔月次〕六月、十二月の十一日に行ふ。
〔京城〕京の全體を云ふ。
〔相嘗〕延喜式によれば、祭神四十一、社七十一座也。
〔祓刀〕四時祭式大祓の料物に、金裝横刀二口とあるはこれ也、人形と共に主上の御息をかけ、災厄を移し給ふに供す。

理也。凡大祀。齋一月。中三日。小一日。凡散齋。則諸司治事如常。不得弔喪及問疾。不食肉。不判刑。不作樂。至於致齋。惟祭之事。凡大嘗者。毎世其一年。國司行之。其餘則毎年。所司行之。義解云。在京諸司也凡祭祀者。所司預告於官。散齋日。平旦應告諸司。凡時祭。命之十三。行之十八。曰祈年。義解云。欲令歲災不作。時令順序。曰鎭華。義解云。三輪狹井之二祭也。春日華散。疫癘流行。乃祭以鎭。曰神衣。義解云。伊勢之祭也。其神服部。齋戒清潔。以織神衣。其絲用三河赤引之神調。麻績連亦織敷和之衣。以供神明。曰大忌。義解云。龍田廣瀨之二祭也。欲令山谷水。變而爲甘。潤澤苗稼。有福祥焉。曰三枝。義解云。率川之祭也。其祭酒之樽。飾以三枝之華。曰風神。義解云。龍田廣瀨之二祭也。欲令沴風不吹。稼穡滋登。曰月次。義解云。若庶人宅神祭然。曰鎭火。義解云。卜部之徒祭于宮城四隅。以防火災。曰道饗。義解云。卜部之徒祭于京城四隅。以逆鬼魅。饗遏於路上。使不內入。曰神嘗。義解云。神衣祭日即行之。曰相嘗。義解云。大倭。住吉大神。穴師。恩智。意富。葛木鴨。紀伊日前神等是也。其神主各受官幣帛而祭之。曰鎭魂。義解云。陽氣曰魂。魂。招其所離。以鎭於身體中府也。曰大祓。義解云。除不祥也。祈年于仲春。鎭華于季春。神衣于孟夏孟秋。孟秋則其日神嘗。大忌于孟夏孟秋。三枝風神于孟夏。月次鎭火道饗于季夏季冬。相嘗鎭魂于仲冬。相嘗祭。用上卯。鎭魂祭。用其次寅日。其諸祭供神調度。及禮儀齋日。皆依別式。凡祈年月次。百官集于神祇官。中臣氏宣祝詞。義解云。以神祝詞宣聞百官也。忌部氏班幣帛。六月及十二月晦日。大祓。東西史部義解云。東漢文直。西漢文首也。上祓刀。讀祓詞。而百官男女咸聚于祓所。中臣氏宣祓詞。卜部氏解。凡諸國之大祓。郡出刀及皮鍬各一。及雜物。戶出麻一條。國造出馬一疋。凡常祀之外。應向諸社供幣帛。則取五位以上卜食者充之。惟伊勢神宮。雖常祀同之。凡供祭祀幣帛飲食及菓實之屬。所司長官親

〔義倉〕窮民を賑救せむ爲め、田租の外に粟を收め蓄へ置く倉也、文武天皇の頃置かる。
〔神祇志〕九志の一なるも、刊行に至らず。
〔尚書省〕今の內閣に當る官にて、周の司會、漢の尚書臺に當る、宋以來尚書省の名あり。
〔門下〕事物紀原に晉志曰、給事黃門侍郎與侍中俱管門下衆事、故謂之門下省、然則晉始名之也とあり。
〔中書〕事物紀原に中書之官、雖起自漢武、而所治之府、魏晉始有之、謂之中書省、と見えたり。
〔藤原仲麻呂〕武智麿の第二子、所謂惠美押勝也。

檢校。必精細之。勿使穢雜也。凡神戶調庸及田租。並充造神宮及供神調度。其税一准義倉。（義解云、皆檢曰租、謂賦曰税、一准義倉出舉也。）國司檢校以致所司。凡祀典別有神祇志。而詳說其義焉。

太政官

〔按〕此當唐尚書省而併門下焉。唐以門下中書尚書三省長官（侍中及二令左右僕射。）爲宰相。每以他官攝之也。（後又有平章政事。同中書門下三品之名目。）本朝制官。雖效唐也。欲政歸於一。以省名更屬於官。改中書曰中務省。與其餘七省並從政焉。且三公位貴。然惟太政大臣獨無職。左右則責以吏事。固不攝以他官。如唐。蓋鑒唐多冗官而然矣。尚書省。一名曰都省。以其管六尚書焉。六尚書謂吏戶禮兵刑工。而七省當之。以式治民兵刑及宮內。加之以大藏是也。孝謙帝天平勝寶元年改皇后宮職曰紫微中臺。（帝以七月受禪。八月以大納言藤原仲麻呂爲紫微令。以其要臣也。九月。制紫微中臺官位。令一人。正三位。大弼二人。正四位下。少弼三人。從四位下。大忠四人。正五位下。少忠四人。從五位下。大疏四人。從六位下。少疏四人。正七位上。）寶字元年五月。置紫微內相。以仲麻呂爲之。令掌內外諸兵事。其官位祿賜職分雜物。皆准大臣。二年八月。禪位於廢帝。以紫微內相藤原仲麻呂爲大保。大保乃奉勅。改官號。太政官曰乾政官。（義取總持綱紀。掌治邦國。如天施德。生育萬物。）太政大臣曰大師。左大臣曰大傅。右大臣曰大保。大納言曰御史大夫。（此天智時置。而今復其舊。然時紫微中臺亦置。則掌庶非復風憲。）紫微中臺曰坤宮官。（義取居中奉勅。頒行諸司。如地承天。亨毒庶物。）中務省曰信部省。（義取宣傳綸詔。必可有信。）式部省曰文部省。（義取總掌文官考賜。）治部省曰禮部省。

〔四畿內〕大倭、河內、難波、山背の四國を云ふ。

〔三關〕軍防令の義解に、謂、伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發等是也とあり後ち愛發を除き、近江逢坂關を加ふ

〔藤姓之五宗〕五攝家卽ち近衞、九條、二條、一條、鷹司の五家を云ふ。

〔藤原良房〕冬嗣の第二子也、天安元年從一位太政大臣に叙任、同二年十一月攝政となる、貞觀十四年薨ず。

〔周公〕姬姓、名は旦、文王の子也。

〔隱公〕名は息、惠公の庶長子也。

〔王莽〕字は巨君、孝元皇后の弟の子也、孺子嬰立つに及び政を攝し、次で其位を簒す。

（義取僧尼賓客應誠尚禮。）民部省曰仁部省。（義取施政於民。董用惟仁。）兵部省曰武部省。（義取總掌武官考賜。）刑部省曰義部省。（義取窮鞫定罪。要須用義、）大藏省曰節部省。（義取出納財物。應有節制。）宮內省曰智部省。（義取催諸座業。廻察供御。智水周流。生物相似。）彈正臺曰糺政臺。（義取糺正內外。肅清風俗。）圖書寮曰內史局。（義取掌持典籍。供奉內裏。）陰陽寮曰大史局。（義取國家所重。記此大事。）中衛府（神龜二年八月置。）曰鎭國衛。大將曰大尉。中將曰驍騎將軍。員外將。少將曰次將。衛門府曰司門衛。（義取禁衛諸門。監察出入。）左右衛士府曰左右勇士衛。（義取率諸國勇士。分衛宮掖。○長曰率。次曰翼。）左右兵衛府曰左右虎賁衛。（義取折衝禁暴。虎奔宜威。）四年正月。大保遷大師。八年九月。大師任都督。令四畿內三關近江丹波播磨等國習兵焉。（仲麻呂爲相擅權。既以道鏡常侍禁掖。甚被寵幸。而心患之。下能自安。乃諷天皇任己爲都督。以治兵之名自衛。其管內兵士。每國二十人。五日爲番。衛閱武藝。既奏聞。而私益其數。用太政官印而行下之。大外記懼禍及己。密奏之。仲麻呂遂叛、）既以其爲逆亂伏誅。乃勅。官號復舊。然而由是猶或通用。已爲不宜。而況其假唐若周漢官號。以混王章。甚無謂焉。又有攝政關白准大臣。並非正官也。與參議共在太政官中。乃於攝關。則藤姓之五宗代能職之。自如正官。昔應神有以母后攝政。（神功后是也。）推古及齊明有以太子攝政。（聖德太子。天智居儲時。是也。）攝政重矣。在古。非人臣所職也。天安二年八月、文德帝崩。十一月、皇太子卽位。是爲清和帝。時九歲。以外祖太政大臣藤原良房攝政。以人臣攝政。自是始也。藤原氏世爲天子之外戚。而家其攝政。所以私門竟移威柄也。（周初。武王崩。成王幼。周公以叔父之尊攝朝政。故報周公以天子之禮樂。春秋。魯桓幼。其兄隱公欲立之、而先居攝位。天子既已定之。諸侯既已正之。國人既已君之。則元年不書卽位。而終是君也。苟有居君位。則無眞與攝。尊已如此然也。漢以王莽之攝而祚移焉、名器之假。可

〔藤原基經〕長良の子、良房の養子也、寛平三年薨す。
〔大江朝綱〕音人の孫、玉淵の子也。
〔類聚國史〕六國史の記事を類聚せる書、菅原道眞の撰、二百卷あり。
〔紀略〕日本紀略也、仁壽元年より長元九年迄の編年史也。
〔官職秘抄〕官職補任の例を記せる書、平基親の撰也。
〔拾芥抄〕歳時、官位、儀式其他諸種の事項に關する雜錄にて、藤原實熙の撰也。
〔三宮〕太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮を申す。
〔宣帝〕西漢第九代の帝也。
〔霍光〕字は子孟、去病の異母弟也、其の女、宣帝の皇后たり。

不異哉。皇朝受天命之厚。致風俗之美。固雖不同漢唐薄惡。而易自有所似。猶可為戒。

清和帝以貞觀十八年十一月。讓位於陽成帝。勅右大臣兼行左近衛大將藤原基經攝政。元慶四年十二月。拜基經為太政大臣。策命攝政猶自如舊。上皇之命也明日。上皇崩。八年二月。帝遜位。以昏廢也。童光孝帝入繼大位。乃勅太政大臣曰。百官總己。以掌庶政。凡應奏下。必先諮稟。以其辭讓也。有是命。帝以仁和三年八月崩。爾後正史絕。自是以降。凡事皆有援證。由無正史。宇多醍醐朱雀三朝實錄。號新國史。參議大江朝綱撰。今亡。蓋後不復撰國史。後紀已闕。拾其逸於類聚。類聚國史。類聚三代格。實錄不續。集其事於諸抄。紀略。略記。官職秘抄。職原抄。拾芥抄之類。今有集解。官存補任。僅以是類。致管見焉。據扶桑略記。知關白之所由起曰。仁和三年十一月。宇多帝即位。太政大臣藤原基經奉表。辭其職。乃詔曰。萬機無巨細。皆關白于太政大臣。然後奏下。基經累表辭之。又有詔曰。公惟社稷之臣。非朕臣也。宜任以阿衡。基經畏疑。不肯視事。四年二月。勅關白太政大臣准三宮。賜年官年爵。基經報奏。右去年明詔。宜任臣以阿衡。未知其任之重。孰與關白也。是以臣竊持疑久矣。頃者聞諸博士之言。以其無典職則是實矣。今以臣擬。非所堪也。於是宣勅曰。公其有關白萬機乎。實賴爾輔導。今觀厥表。駭嘆已甚。故今復述朕意。太政大臣其今而後。總掌衆務。兼領百官。凡應奏下。必先諮稟。朕將垂拱而仰成焉。漢宣帝即位。霍光歸政。帝謙讓不受。諸事皆先關白光。然後奏御。關白之號。自是始也。或曰。光孝之立也。以太政大臣基經歸政。有詔關白萬機焉。或曰清和讓位於陽成。乃勅右大臣基經攝政。元慶四年十一月。勅改攝政之號。曰關白。關白之始。如斯二說。皆無所證。不可取也。白石源君美論關白阿衡曰。夫伊霍之事。非人臣之福。太政大

臣躬當大任。顧託已重。不幸遭其主昏亂。而國幾殆矣。敢決大義。以定社稷。蓋非其志也。而今有明詔。以遵霍光故事。其心不自安。累表辭之。既而其所中命。阿衡是任。則大臣畏懼愈深。而自失之歟。指及寵命更賜。不獲已。而奉表謝恩。遜言以辭。於是乎上始曉意。宜勅一依前朝詔。前朝詔。其云凡應奏下。必先諮稟。是蓋關白之事。但當時未有其號。乃至仁和詔。始言關白于太政大臣。又曰關白太政大臣。則職號關白。自是始也。或曰阿衡之詔。左大辨橘廣相所草。時人難之也。故勅博士等議。僉曰。阿衡。殷世三公官名也。三公坐而論道。莫有典職。今太政大臣特持疑而累辭。豈又他哉。即由其無典職焉爾。曰否。蓋時人所難。以商書所謂大甲不惠于阿衡。爲非美事。然商頌有言。實惟阿衡。實左右商王。說命又言。爾尙保予。罔俾阿衡專美有商。然則其事固無所當難矣。且博士所議。亦非也。說命曰。昔先正保衡。君奭曰。在大甲時。則有若保衡。孔穎達以謂。阿衡保衡。非常人之官名。蓋當時特以此名號伊尹也。豈殷世三公通稱哉。周官曰。立太師大傅大保。爲三公。官不必備。惟其人。蓋三公至是始有定制。而未嘗特置也。周公以冢宰兼大師焉。謂之必無典職者哉。總而論之。則阿衡之言未必失。而博士之議未必得。此說誠爲得。基經之恭。身處關白之職。蓋非其志也。而況諸無典職之崇高。則猶可居矣。正統記。自基經薨後。攝關不常置之也。及朱雀之立。詔左大臣藤原忠平攝行萬機。以帝尙幼沖。復置也。累表辭之。弗允。紀略。至承平六年。拜忠平爲太政大臣。攝政仍舊。天慶四年十一月詔曰。萬機巨細。百官總己。皆關白于太政大臣。然後奏下。一如仁和故事。以其辭攝政也。有是命。略記。以此作十一月太政大臣藤原忠平辭攝政爲關白。此略言歸政。尋有關白之詔。而居其職耳。但其文拙陋。辭乃難達。故或輙就爲關白之一爲字。而謂關白從此爲正官。未深考之過也。藤原氏。自忠仁公良房攝朝政。而昭宣公基經。貞信公忠平。亦尋居攝關職。蓋其至公盡忠。爲子孫者所宜聿脩也。准大臣猶准三宮。並謂寵祿所准。當忠仁攝政。准三宮。賜年官年爵。公卿補任。准三宮自是始也。而猶從一位。藤原伊周有殊寵於寬弘之朝。二年。勅班列於大臣下。納言上。至五年。准大臣。賜封一千戶。職原抄。准大臣自是始也。猶從二位。尋叙正二位。公卿補任。併觀之。固非彼唐制文散官比。而伊周准大臣。稱

〔橘廣相〕諸兄公五世の孫にて、峰範の子也、從三位中納言に至り、寬平二年卒す。

〔商書云々〕商書は書經の一部也、爰には太甲上篇に、惟嗣王不惠于阿衡とあるに因る、大甲は湯王の孫、阿衡は伊尹を指す

〔商頌〕詩經の篇名商頌長發篇也。

〔說命〕書經の篇名也、君奭も同じ。

〔孔穎達〕字は中達隋末唐初の學者、瀛州十八學士の一なり。

〔藤原忠平〕基經の第四子也。

〔藤原伊周〕道隆の第二子也。

〔周官〕周禮の別名也、周代六官の制を定めし書、周公旦の撰と傳ふ。

〔儀同三司〕唐制にて三司（三公）は正一品の位也、依て從一品の人は其儀三司に同じきより云へり。

〔刑部親王〕天武天皇の第九皇子也。

〔藤原房前〕不比等の第二子、北家の祖也。

〔藤原宇合〕房前の弟、式家の祖也。

〔藤原麻呂〕宇合の弟、京家の祖也、

〔藤原葛野麻呂〕大納言小黑麻呂の長子也。

〔藤原繩主〕宇合の孫藏下麿の子也。

〔藤原園人〕房前の孫、楓麿の子也。

〔藤原緒嗣〕百川の子也、

儀同三司、職原抄。謬也。儀同三司。從一品文散官○大寶元年。詔刑部親王知太政官事。是猶言錄尚書事之類。職原抄。以此爲准大臣所由古不是。參議。初非正官也。大寶二年五月。勅從三位大伴安麻呂。從四位下下毛野古麻呂。小野毛野。參議朝政。養老元年十月。勅從四位下藤原房前。參議朝政。六年二月。勅正四位下安倍廣庭。參議朝政。是也、既而爲正官。天平三年八月。詔依諸司之擧。擢式部卿藤原宇合。民部卿多治比縣守。兵部卿藤原麻呂。大藏卿鈴鹿王。左大辨葛城王。右大辨大伴道足。爲參議。是也、延曆五年四月。詔以國宰郡司遷有怠慢。遂使物漏民間。資乏官庫。莅政治民。或乖朝委。使漁潤身。十室而九。乃使所司沙汰之。太政官乃奏其條例曰。撫育有方。戶口增益。勸課農業。積實倉庫。貢進雜物。依限送納。肅清所部。盜賊不起。剖斷合理。獄訟無寃。在職公平。立身淸愼。且守且耕。軍粮有儲。邊境淸肅。城隍修理。凡八條若有國宰郡司鎭將邊官。到任三年而治。當前二條以上。五位以上。則進階。六位以下。則擢以不次任。已上五在官貪濁。處事不平。肆行姦猾。以求名譽。政迹無聞。擾亂百姓。嗜酒沈湎。廢闕公務。公節無聞。私門日益。放縱子弟。請託公行。逃失數多。克獲數少。統攝失方。戍卒違命。凡八條若有國宰郡司鎭將邊官。不勤職掌。當前一條以上。不限年之遠近。解却見任。大同元年五月。始置六道觀察使。紀略。近得後紀殘編。亦載之。以參議兼之。公卿補任。參議從三位藤原葛野麻呂。觀察東海。參議從三位藤原繩主觀察西海。參議正四位下藤原園人觀察山陽。參議從四位上藤原緒嗣觀察山陰。參議從四位上秋篠安人觀察北陸。從四位下吉備泉觀察南海。閏六月。泉爲准參議。尋爲參議。參議之所觀察。時凡六道。乃爲行其十六條故也。尋爲八觀察。公卿補任。閏六月。緖嗣遷畿內觀察使。從四位下阿倍兄雄觀察山陰。且爲准參議。明年。兄雄遷東海道觀察使。正四位上菅野眞道觀察山陰。二年四月。罷參議之號。獨置觀察使。食封二百戶。公卿補任。四年四月。

勅返其封。令兼外任。以公廨當之。紀略。載其勅云。元年六月。始置諸道觀察使。寄深庇民。任重禾廉。故二年四月。賜食封各二百戶。頃年諸國損弊。百姓困乏。今支度公用。頗有欠少。宜暫返其封。而令兼外任。以公廨爲代。弘仁元年六月。罷觀察使。復參議之號。封邑之制。乃仍舊數。紀略。太上天皇詔曰。去大同元年。爲行十六條。並置觀察使。各委一道。云云。夫參議之寄。望重守大。歸任責成。職非虛設。是以廢置。云云。宜罷觀察使。復參議之號。封邑之制。乃仍舊數。公卿補任。西海道觀察使從三位藤原縄主。東海道觀察使從三位菅野眞道。東山道觀察使正四位上藤原緒嗣。北陸道觀察使從四位下藤原仲成。南海道觀察使正四位下吉備泉。山陰道觀察使從四位下藤原眞夏。山陽道觀察使從四位下多入鹿。畿內觀察使從四位下紀廣濱。是時並停使。任參議。夫。是官者。嘗外之觀察邦治。而內之參議天下之政。故亦謂宰相。自大臣至參議。並是宰相。而流習專以爲參議之異稱者。非也。而以有八員。職原抄。稱號八座。其由蓋原乎八觀察矣。凡補此官人。官職秘抄。職原抄。並謂有數道。其一云。歷七國受領。而勸公文者。此蓋由觀察使時兼外任。遂以爲例歟。八座之稱。在唐謂左右僕射六尚書。不與之同也。

太政大臣一人一品正從一位 式部式。凡諸王諸臣。任太政大臣。不得以親王爲左右大臣。但得任八省卿。諸臣任太政大臣。不得以諸王爲左右大臣。親王任左大臣。得以諸王爲右大臣。但親王諸臣不得並爲左右。

左大臣一人二品正從二位

右大臣一人二品正從二位

○內大臣 大織冠公自內臣昇此官也。故寶龜二年三月藤原良繼自中納言拜內臣。賜食封一千戶。而八年正月昇此官。五年正月。藤原魚名自大納言拜內臣。三月。改內臣號曰忠臣。十年正月。昇此官。昇此官者。當時自內臣焉。是用乃祖故事也。後世則否。更考武內之官。稱宇知能阿會。宇知能阿會。卽內大臣之謂也。但不呼以吳音耳。

〔菅野眞道〕百濟辰孫王の裔、山守の子也、續日本紀の撰者として知らる

〔藤原仲成〕宇合第四世の孫にて、種繼の第二子也。

〔藤原眞夏〕房前第四世の孫にて、內麿の長子也。

〔受領〕國司の廳に赴任し事を執る者の首席也、國守遙授の時は權守或は介など受領たることあり、但し爰は國守の意に用ふ。

〔大織冠公云々〕鎌足は大化元年內臣となり、天智天皇八年十月內大臣に改めらる。

〔藤原良繼〕宇合の第二子也。

〔藤原魚名〕房前の第五子也。

〔天智時云々〕天智紀十年の條に、以蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣、爲御史大夫とあり、天武紀の前紀に、大納言蘇賀果安臣とあるを指す

〔巨勢人〕小徳巨勢大海の子也。

〔寛平遺誡〕宇多天皇の御記也。

〔資人〕京官の諸臣に賜ふ令人を云ふ。位に賜ふを位分資人、職に對して賜ふを職分資人と云ふ、その他授刀資人の名あり。

〔慶雲二年置〕持統紀六年の條に、中納言直大貳三輪朝臣高部麻呂とあれば、その頃既に置かれしにて、大寶令に廢せしを、慶雲二年再置せる也

右。令外之官也。凡令外總載之諸官廢置。唯其所收錄乎職原抄。以行於後世。特以依其次。且加圈其上而細書之。

大納言四人正從三位 天智時。御史大夫三人。天武改其號。而所追言大納言。惟蘇我果安。其條是中納言也。勝寶五年三月。大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢奈氏麻呂薨。淡海朝中納言大雲比登之子也。比登即人也。天智紀。除大雲作巨勢人。是可以徵已。持統帝朝六年。有中納言三輪高市麻呂。大寶元年三月。罷中納言。故令除之。慶雲二年四月勅。依官員令。大納言四人者。職比大臣。位超諸卿。任重事密。充員難滿。宜省其二以定兩員。更置中納言三人。以補大納言不足。厥後又有權官。故秘抄引寛平遺誡曰。大納言二人正權勿過三人。爾後安和二年仍其員。職原抄。寛平則正二人權一人是也。秘抄又謂。永觀元年則四人。長和二年則五人。仁安元年則六人。承安元年則七人。壽永二年則八人。建久以後更爲六人。故職原抄云。寛平以後權官有加。高倉朝乃定於十人。先朝定爲六人。○按。承安高倉年號。則其十人。恐七人之誤也。凡於職原抄所謂先朝指後醍醐。其定爲六人者。依建久之格也。

○中納言 慶雲二年置。以其職遠大納言。事關機密。擬正四位上官。食封二百戶。資人三十人。寶字五年二月勅。以職掌既重。季祿尚少。改爲從三位官。官職秘抄引寛平遺誡曰。中納言三人。然其後天曆三年。始爲四人。天祿二年則五人。寛和二年則六人。長和三年則七人。四年則八人。嘉應二年則九人。承和元年則十人。建久四年以後。更爲八人。職原抄近代則十人。先朝定爲八人。權官古來有之。所謂近代指承和。後醍醐朝所定。即建久之格。

○參議

少納言三人從五位下 少納言。持統時已有。見於伊奈卿墓碑。後紀殘編。大同四年二月。加少納言一員。紀略職員令集解同之。以同出於四史。然也。自是互引一證。非有同異。不復盡擧。類聚國史職官部弘仁四年十月。依令條省一。

大外記二人正七位上 延曆二年五月。太政官奏。外記之官。職務繁多。詔勅格令。自此而出。至於官品。實令昇之。奏可之。以其請。大外記。昇

〔正六位上官云々〕延暦二年かく官位を進めしが、保延以來更に一級を進め、大外記を從五位下、少外記を從六位下とせり。

〔正五位上〕後世四位に進む、右中辨も同じ。

〔藤原爲光〕右大臣師輔の子、從一位太政大臣に至り、正暦三年薨ず。

〔高階成忠〕宮内卿良臣の長子也、長德四年卒す。

爲正六位上官。少外記正七位官。

少外記二人從七位上

史生十人式部式。十一人。注曰。權一人。

左大辨一人從四位上

右大辨一人從四位上

左中辨一人正五位上職原抄。中少辨之間。又補權官一人。因號七辨。按其來久矣。秘抄引八辨例曰。寶龜八年。有權右中辨伴益直權左少辨美和土生。弘仁八年。有權左少辨有勢全繼。藤原福當麻呂。安和元年。有權右中辨藤原爲光。權左少辨高階成忠。又曰。權官。往年在於左中辨。近代多加右中辨。但隨便宜。加中少辨。此謂權官一人。而未詳以何世爲定。職原抄。卽因之。

右中辨一人正五位上

左少辨一人正六位下

右少辨一人正六位下

左大史二人正六位上

右大史二人正六位上

左少史二人正七位上

右少史二人正七位上

左史生十人。右史生十人。和銅五年十二月。左右各加六員。通前十六人。式部式。十八人。注曰權一人。左官掌二人。

右官掌二人。式部式。凡內外諸司官掌省掌寮掌坊掌使掌。各二人。但中務治部民部兵部大藏彈正中宮修理等。並侍本司移補之。自餘者判補。原抄。凡史生以下。略而不載。惟於太政官。特錄史生官掌也。其言曰。太政官所委任。固異於他。如史生與官掌。職是判授。猶爲重職。左使部八十人。

右使部八十人。式部式。左右各二十人。左直丁四人。右直丁四人

太政大臣無職掌。然上之師範一人。下之儀刑四海。經國論道。燮理陰陽。有道之選也。是以無其人則闕。同義。則闕官。

左大臣右大臣之職掌。專持紀綱。以統天下之大政。大納言則參議之。且掌敷奏於內。宣旨於外。其侍從也。獻可替否。少納言在侍從員內。八人中。擇取其三。掌奏宣小事。公式令。請進鈴印。及賜衣服之類。是小事。請進鈴印傳符。進付飛驛函鈴。兼監官印。義解云。其印者。依律。長官執掌也。外記掌勘詔奏。讀公文。義解云。上日行事之類。讀申於少納言。署文案。檢稽失。史生掌繕寫公文。行署文案。義解云。行官人所署文案。而取署也。凡史生亦如之。左史生。右史生。以至諸省諸寮之史生。散今發凡。左辨官掌管轄中務式部治部民部四省。以受付庶事。糺判官內。署文案。勾稽失。知諸司宿直。邦國朝集。右辨官掌管轄兵部刑部大藏宮內四省。亦如之。右辨官不在。則併行之。左史。右史。各掌受

〔一人〕天皇を申す

〔儀刑〕令集解に、儀刑猶言法也とあり。

〔經國論道云々〕令集解に、謂、燮者和也、理者治也、言太政大臣佐王論道、以經緯國事、和理陰陽、則有德之選、非分掌之職、とあり。

〔鈴印〕驛鈴とて、驛馬徵發の證として官使に賜はる鈴也。

〔傳符〕傳馬に乘る爲めの證也。

〔監官印〕少納言病氣の爲め諸司等の政缺怠する時は臨時に辨官をして內外印の事を掌らしむ、これを少納言代と稱す。

〔受付庶事〕庶事を上より受けて下に付するを云ふ。

〔十四年九月〕書紀八月に作る。但しこれより先、清寧紀二年に、遣臣連巡省風俗、とあるを巡察使の濫觴とすべきが如し

〔持統帝八年云々〕其後延曆十四年廢し、天長中復たこれを置きしが、以後は巡察使派遣のこと史に所見なし

〔唐六典〕唐の六職即ち三師、三公、三省、九寺、五監、十二衛の職司、品秩等を記せる書、玄宗皇帝の撰、李林甫の註也。

〔公主〕天子の女を云ふ。

〔本朝文粹〕本朝古來諸家の漢文を、輯錄せる書、藤原明衡の撰也。

事上抄勘署文案。檢稽失。讀公文。左官掌。右官掌。各掌通傳訴人。檢校使部。守當官府。而廳事爲之鋪設。凡官司聽政事所曰廳事。凡省掌寮掌等職掌。並如之。故不復一一錄也。巡察使掌巡察邦國。不常置之。及其有應巡察也。權取清正之士於內外之官以充之。義解云。部司軍毅不在此例。其事條。及使人員數。並是臨時所量定。天武帝十四年九月。以直廣肆都奴牛飼爲東海使者。伏見少麻呂山陽使者。巨勢粟持山陰使者。直廣參路迹見南海使者。直廣肆佐伯廣足筑紫使者。各判官一人。史一人。然當時未有巡察使之號。持統帝八年七月。遣巡察使於諸國。巡察建官號。蓋自此始也。凡諸司之儀制。百僚之文法。諸其所以平邦治。宣邦教者。咸正於辨官而後成焉。自上而逮下。其制五。唐六典以六。曰制勅册令教符。曰詔。或通謂之制。曰勅。公式令。一是綸言。但臨時大事曰詔。尋常小事曰勅。曰册。立后立太子。乃命以册。後世攝政亦爾。曰令。六典。太子曰令。親王公主曰教。本朝制。后及太子親王並以令通行。後世出於攝關相家及幕府。曰教書。曰符。太政官下諸司諸國。曰官符。是也。公式令。載官下於國符式。而云省臺准此。則省臺亦爲符也。自下而達上。其制五。六典以六。曰表狀牋啓辭牒。曰表。曰狀曰啓。六典。表狀於天子。其近臣亦爲狀。牋啓於皇太子。然於其長。亦爲之。非公文所施行。本朝獨除牋。曰牒。公式令。內外官人。主典以上公文曰牒。曰辭。六典。庶人曰辭。而諸司申事。其義二。六典以三。曰關刺移。關通。刺刺舉。曰移。公式令。八省以下內外諸司。非相管隷。皆曰移。六典。移其事於他司。則通判之官連署。是也。曰解。公式令。八省以下內外諸司。上太政官及所管書皆曰解。解以兼關刺之用。本朝制。雖仿唐氏。亦自有別格。而或省或改。據令及國史本朝文粹等諸書。而斷定此數者也。

〔職員令義解〕太政官有三局焉。少納言以其一。左辨官。右辨官分以其二。大納言以上通

撰之。職原抄。官中有三局。左右大史及外記各掌之。外記者少納言主典也。左右大史兼左右辨官主典也。故國史有外記局。大史局之稱。職原抄又云。近代左大史兼知左右所掌。此謂之官務。而外記上首所掌。別謂之局務。因號兩局。左大史是小槻氏之世職。貞觀十七年十二月。左京人右大史正六位上兼行算博士小槻山公今雄。及其族人。並賜姓阿保朝臣。厥後改賜姓小槻宿禰。按小槻系圖。今雄子經覽阿保氏。當平小槻氏。當平生茂助。茂助生奉親。叙正五位下。拜左大史。故謂之大夫史。秘鈔。大夫史。近代惟小槻氏必居此官。始於奉親也。但未詳在何世。然自高祖今雄在世推之以三十年一世。恐一條帝時。是也。小槻氏世職大史。兼以算博士。至長寬。以其分兩職。下隆職綸旨。算博士付之廣房。隆職者。奉親之五世。而廣房即其族人也。隆職之世。仍職大史。

五〔**公式令**〕凡内外之官。其受庶事。必有程限焉。一日受。二日付。即事急。及送囚。皆隨至輙付。義解云。京諸司徒以上送刑部。畿内徒以上送京師。是也。其五日以下。並是受事所勘日限。其初勘之司。亦准此程。小事五日。義解云。治部檢符瑞之類。中事十日。義解云。主稅勘青苗簿之類也。條覆前案。而有勘問。即其不緣覆而判勘問亦是。大事二十日、義解云。稅帳等是也。與上文勘問同義。但事有大小。此即計一國儲帳也。其於諸造帳之時。已給二十日。故在京計算亦准此程。然依賦役令。計帳者。八月送官。而主帳以九月上旬。勘了申官。則不可待國給二十日。判而有名。輙限三日。其有期限。不在此例。若不至。則判以待二十日。尚不至。則主典檢發。量事輙決。凡詔勅。太政官而奉行之。其案文者。成輙頒下。其給之寫程。五十紙以下。一日。每五十紙以上。加之一日。而所加多。猶限三日。若其赦書。計紙雖多。亦限二日。不是過也。即軍機要速。事有促限。皆令當日出也。本司人鮮。量程不濟。則助以比司之人焉。義解云。假如左辨官寫詔書。人少難濟。則使右辨及外記之人助寫。但若内記造詔。依律。當日成。不給其程也。凡國解達于京師。必量事之小大與其少多。以爲節焉。十條以上。乃限一日。以告於官。凡單稱官。是謂太政官。不及神祇官。二十條以上。二日。四十條以上。三日。百條以上。四日。不是過也。凡京官。以公事出使。由官而遣。其所經歷。有出省臺。移出府庫寮司。皆致於辨官。而請之內印。其使還也。則反抄收於

〔兼以算博士〕小槻氏の外算博士の家に三好氏あり、三好氏は算道の教習、小槻氏は諸國調、庸、租の勘計を掌る。

〔青苗簿〕耕田立毛の調査を記せる帳簿にして、計帳に附屬して奉る。

〔稅帳〕國内の官物と去年の雜費支出との決算帳也。

〔計帳〕又た大計帳大帳と云ふ、一國内所管の戸口、課不課の戸口、見不輸、見輸、半輸並に其の年所の調庸雜物等の數を記せる帳簿也。

〔國解〕諸國より太政官又は所管に上る公文を云ふ。

〔財賄〕公式令財物に作る。

〔婚田〕婚は婚に同じ、集解に、謂婚者五位以上妻妾名帳也、田者田籍田圖也とあり。

〔市估諸案〕集解に古記云、市估、謂市券並月立三等估價之案也とあり

〔吉備眞備〕國勝の子、正二位右大臣に至り、寶龜六年薨す。

〔朝集使〕朝集帳即ち國內の池溝、官舍、國衙の器仗、公私船、驛傳馬、神社僧尼の事を記したる帳簿に十四個の支[illegible]を添へて每年太政官に奉る使也。

官。不還向京。則付所在國司、致以便使。即事急。則以專使焉。凡案成者。具條納目。目必皆安軸。以識其上端也。（其書日某年某月日某司納目。）每十五日藏之于庫。惟其詔勅之目、別安置焉。凡詔勅、及奏案、考案。補官解官案。祥瑞及財賄婚田良賤市估諸案。則留之。餘皆每歲簡之。三年除之。其錄條目。爲之記也。（須年限者。量事皆納。）凡詔勅、及事經奏聞。雖已施也。驗理觀之。知其不便。則以執奏。不苟行之。即軍機要速。不可以廢。則且行且奏也。凡申意見。其欲封進。令即封上。少納言受封奏之。不得開觀也。（義解云、意見之書。冀異上表。故直上於官。不由中務省。職員令義解。亦謂。亦上表不由官。直向中務省。省受而奏。）若告官人苛政。或有寃抑。則彈正臺受而推之。其當者奏。否者彈之。（神護二年五月大納言吉備眞備奏。樹二柱于中壬生門西。而題之。其一曰。百姓有寃枉者。宜到斯下申訴。其一曰。凡被官司抑屈者。宜到斯下申訴。並令彈正臺受其訴。即用此令也。）凡訴訟皆從下始。（告寃曰訴。爭財曰訟。）各經其人之本司本屬。（義解云。官人經本司。白丁經本屬。）若路遠。或事礙。則經其近司治之也。其既斷而訴者不服。欲以上訴。則更與狀。（謂不理狀也。）以次上陳。其過三日而不與狀。（義解云。故作登柱也。）聽訴者錄有司之名以訴。而不理者。乃得上表。（申中務省也。）凡京官。第二開門鼓前上。其閉門後下。外官日出而上。既午而下。（大化三年制曰。凡有位者。要以寅時。南門外。候日初出。就庭再拜。乃侍於廳。若晚參者。不得入侍。已臨午時。聽鐘而罷。其擊鐘吏人者。垂赤巾于前。鐘臺在中庭。即此令之所因本。）其務繁者。量事而罷。（宿衛官不在此例。）凡內外之官。量務繁略。各以分番。宿直本司。（長官次官判官主典。）各其一人更當。惟大納言以上。八省卿。特不當焉。凡會計。（通國司諸司言之。）諸司皆斷於孟秋。而成於季冬。並無漏焉。而後其長官押署封之。以致於官。國司輒附朝集使以致焉。官分令少辨及史。大集諸司主典朝集使。而以對覆。若有隱漏

〔職重也〕これ宮中のことを統領するに因る、從て卿の如きも其人を重じ古くは臣下を任ぜしことあるも、仁明天皇の頃よりは四品以上の親王を以て是れに任じ、其人なき時は缺員とせる例なりき。

〔少丞一人〕二人の誤也。

〔和同〕元明天皇御宇の年號にて、和銅也。

不同焉、則隨狀推遷、以附于考課也、

中務省

管職一。曰中宮。寮六。曰左大舍人、曰右大舍人、〔集解。大同三年七月、併左右爲一〕曰圖書、曰內藏、曰縫殿、曰陰陽、〔內匠寮、神龜五年八月置〕〔同二〕曰畫工、〔集解、大同三年正月、併于內匠寮〕曰內藥、〔集解、寬平八年、併于典藥寮〕曰內禮、〔集解、大同三年正月、併于彈正臺〕。

中務卿一人四品正四位上〔七省卿皆正四位下、唯中務爲上、古、釋、以侍從而高一階、職重也。〕

大輔一人正五位上〔集解、原抄、大少並有權一人。〕

少輔一人從五位上

大丞一人正六位下

少丞一人從六位上

大錄一人正七位上

少錄三人正八位上

○史生。和同六年十二丑、增十員、職官部、大同三年三月、省史生十員、此省疑是加字之誤、貞觀十二年十二月、省史生六員、續省十員、則此六員又何從而省之。式部式。二十人、並更加六人。

〔侍從八人〕後冷泉天皇永承元年一人を加へ、近衞天皇久安四年更に一人を增して十人となり、其後又た增員して鎌倉時代の初には二十人に及べりと云ふ。

〔次侍從〕侍從の正員の外に、殿上を許されて御前に候するものを云ふ、四位五位の年勞ある者より撰補す。

〔出居侍從〕儀式の時出居の座につきて事を行ふ職也。

〔舍人親王〕天武天皇の第三皇子也、天平七年薨御、崇道盡敬皇帝の追尊を贈らる。

〔大内記云々〕後ち五位となる。

〔中内記云々〕令制によれば正七位、後ち六位に進む。

侍從八人從五位下　寶龜元年正月。宴次侍從以上於東院。賜御被。次侍從其來久矣。至仁壽元年四月。以從四位下道野王等及諸臣二十餘人爲次侍從。正四位下高故王等及諸臣二十餘人爲出居侍從。出居侍從初見於此。延喜中務式。凡次侍從員。百人爲限。注曰。正侍從八人在此員中。故其下時服條亦注云。侍從八人。次侍從九十二人。出居侍從員未詳。雜式。聽其中十三人昇殿。僅是已。

内舍人九十人　軍防令。凡五位以上子孫。年二十一以上。見無役任者。毎年京國官司勘檢知實。限十二月一日。併其身送式部。以告於官。檢簡性識聰敏。儀容可取。以充内舍人。其餘。式部隨狀充大舍人及東宮舍人。注曰三位以上。不在簡限。蓋高門子弟其出身率由此官。故有言。内舍人皆是豪家年少。○大寶元年六月。置内舍人九十人。列見於太政官庭。令亦因之也。集解。大同三年正月減員。定爲四十人。中務式時服條。節亦同之。秘鈔。久安四年正月。有勅。定員六十人。厥後超過百人。職原抄。書云九十人。但依令條耳。○養老三年十月。賜一品舍人親王内舍人二人。大舍人四人。衞士三十人。二品新田部親王内舍人二人。大舍人四人。衞士二十人。其舍人以供左右雜使。衞士以充行路防禦。此數者。所謂隨身也。後世賜攝政關白内舍人隨身者。例原於此也。

大内記二人正六位上

中内記二人正六位上　後紀殘編。大同元年七月。廢中内記。置内記史生四員。

少内記二人正八位下　類聚三代格。大同元年七月。定内記四員。大二人依舊。正六位上官。二人。昇爲正七位上官。

○史生。大同元年。置四員。職官部。其四年三月。省二員。式部式二人。

大監物二人從五位下

中監物四人從六位下　集解。大同三年八月。加中監物一員少監物一員。職官部。弘仁四年十月依令條。並省。中務式時服條。節同令條。秘抄後附云。中監物。後世不任之。但其罷時未考也。

〔拾芥抄〕天文、地理、歳時以下七十九部に分ち、諸種の事物を記せる書にて、具さには拾芥略要抄と云ふ、洞院公賢の撰にして、曾孫實熙の増補也。

〔御ニ畫日一〕詔書の案文可なる時、年月の下に日を宸書し給ふを云ふ、禁秘鈔詔書の條に、天子覽レ之書ニ日遣給、云々、日之書樣、其日月下書也とあり。

少監物四人正七位下○主典秘抄、主典有ニ大少一、未レ詳レ置ニ何世一、式部式、監物從五位官二人、六位官四人、七位官四人、初位官一人、其初官即謂ニ主典一、拾芥抄、主典大初位上是也、尙未レ有ニ大少一。職原抄。從七位上官。

史生四人式部式八人。

大主鈴二人正七位下

少主鈴二人正八位上

大典鑰二人從七位下

少典鑰二人從八位上義解云。凡此省。總以上爲ニ同司一。內記、監物。主鈴、典鑰。各爲ニ一司一。即三等以上親。不レ可ニ相連一。其侍從內舍人。亦不ニ相連一之。式部式。是稱爲ニ四局官人一。

省掌二人。○扶掌、貞觀十二年六月。置ニ二員一。使部七十人式部式三十人直丁十人

中務卿之職。掌侍ニ天子之側一以相ニ其儀禮一。獻レ可替レ否。凡詔勅之文案。皆審ニ其署一而申ニ覆之一義解云。依ニ公式令詔書式一。御ニ畫日一者。留ニ中務一者爲レ案。別寫ニ一通一。印署。又依ニ勅旨式一。受レ勅人宣ニ送中務省一。省既覆奏。依レ式取レ署。是也納ニ上表一。監ニ國史一義解云。圖書寮所レ修。此省更押監也。案雜令。有ニ徵祥災異一。陰陽寮奏訖者。季別封ニ送中務省一。入ニ國史一是也。領ニ女王一義解云。二世以下四世以上也。其五世者。自入ニ命婦宮人之例一。即有品內親王亦兼ニ此省一。爲レ掌ニ考課一也。若無品者。自レ非ニ仕官一。理當レ不レ兼。及內外命婦義解云。宮人五位以上曰ニ內命婦一。五位以上之妻曰ニ外命婦一。宮人義解云。內侍以下十二司是也。其氏女。御巫。縫女。乳母。東宮人。嬪以上女竪。歌女等名帳考選位記。亦總掌也。

〔租帳〕國內の田租に關したることを記入する帳簿を云ふ、調帳の支文也。

〔調帳〕國內調庸雜物の現數を記したる帳簿を云ふ、又た調庸帳とも云へり、計帳、正稅帳朝集帳と共に所謂四度公文の一也。

〔告朔之文〕百官の行事上日等を記せる文也、每月朔天皇大极殿にて是れを御覽す、之を視告朔(カウサク)と云ふ、天武紀五年の條に不告朔、とあるを初見とす。

之職務。以知其考叙位記。又邦國之戸籍。租帳。調帳。僧尼名籍。悉皆納焉。以擬御覽。義解云。案倉庫令。調庸等物。應送京者。皆依見送物數色目。各造簿一通。此簿卽納於民部省。而此省亦云租調帳。卽是租調等帳各造一通。更須納此省。其戸籍及他諸簿者。非此省之所執檢。唯擬御覽而已。大輔少輔爲之貳。而從事焉。惟可規諫。不敢獻替。丞掌考課宮人。審署文案。勾稽失。知宿直。錄掌受事上抄勘署文案。檢稽失。讀公文。

〔宮衞令〕宮閤門有開闔之節。義解云。衞門所守。謂之宮門。兵衞所守。謂之閤門。第一開門鼓。而諸門乃啓。第二開門鼓。而大門尋啓。義解云。擊鼓之時。可有別式。假如寅之一刻。擊第一鼓者。卯之二刻。可第二鼓。朝堂南門。謂之大門。其餘內外之門。謂之諸門。退朝鼓而闔。大門也。晝漏已盡。閉門鼓而既闔。諸門也。惟理門不輙闔之。義解云。臨時定一便門。以要出入。晝夜常開。監人出入。謂之理門。京城門義解云。羅城門也。曉鼓之聲動而啓。所謂第一開門鼓。夜鼓之聲絕而闔。卽閉門鼓也。其管鑰皆請進於闈司。惟坊門鑰者。坊令知之。其以下。依義解添之也。後宮職員令。闈司。掌宮閤管鑰及出納之事。義解云。宮城以內諸門管鑰也。卽京城門鑰亦同。出納謂出納諸門管鑰。而今宮衞令義解亦云。凡宮閤管鑰者。進於御所。其京城門鑰亦同。按。其進於御所。卽致之闈司也。宮衞令。凡京路禁夜行。若公使之外。婚嫁喪疾。請醫赴死。並使放過。義解因知坊門鑰者。是坊令所主掌也。凡應入宮閤門者。本司具注官姓名。以致於中務省。而付衞府。各從便門著籍焉。惟五位以上。宮門著籍焉。非其著籍之門。不得出也。若改任出使。則本司當日申牒於省。凡省寮。於其部內單稱省。稱寮。各皆其本省本寮。而後除其籍。凡籍者。月朔既望更之。〔史〕大寶二年。九月制。凡諸司告朔之文。主典以上。致於辨官。辨官總之。以納於省。〔公式令〕凡諸王。五位

以上。諸臣三位以上。致仕。身在畿內。每季一問。五位以上。每歲一問。其使者。以內舍人充之。而奏其安否。〔軍防令〕凡征討。必計行人。滿三千。則其發時。使侍從勞慰。宣勅 防人滿千。則使內舍人也。而其人有疾。必給醫。及其凱旋。奏以郊勞。

侍從掌常侍於內。以規諫天子。且拾遺補闕。

內舍人掌帶刀宿衛。供奉雜使。有車駕行幸。則分衛前後。職官部。大同二年令內舍人奏之。其儀一如闈司。三年正月。詔。減內舍人。定四十員。尋令與監物主計共出納諸司雜物。而辨官中務民部並不預焉。四月以內舍人二十人准監物。給馬料。以其知出納也。弘仁二年九月。停內舍人奏事。依舊。令闈司奏之。

內記掌造詔勅。凡御所之動靜皆錄之。

監物掌監察凡物之出納。請進諸庫之管鑰。

主鈴掌出納鈴印傳符飛驛函鈴。

〔公式令〕天子神璽。寶而不用。踐祚所以傳天位。凡印者。其在於內曰內印。而在於官曰外印。京國之司。各皆有其印焉。義解云。省臺寮司各皆有印。然依紀略。延曆十五年三月。始賜主計主稅二寮印。其他賜印。亦相尋見於史。則各皆有其印者。蓋方爲義解。所追言者也。內印方三寸。五位以上位記。及下諸國公文則印。外印方二寸半。六位以下位記。及在京文案則印。諸司之印。方二寸二分。所上官公文。及文案移牒則印。國印方二寸。所上京公文。及文案調物則印。凡行公文。皆印事狀物數及年月日。並署縫處鈴傳符剋數。惟內印。天子親用之。少納言請進。而主鈴出納。凡官使之行。給驛鈴傳符。以發驛馬傳馬者。發皆依剋數。其剋數。親王及一位。鈴十剋。符三十剋。三位以上。鈴八剋。符二十剋。四位。鈴六剋。符十二剋。五位。鈴五剋。符十剋。

〔內舍人〕「ウドネリ」と訓み、又た大內人とも云ふ。

〔驛馬〕官使の公用にて諸國に赴く者の爲めに各驛に備へ置く馬を云ふ。

〔傳馬〕驛馬と同じく官使の公用に供する馬なるも、其間輕重の差あり、文德天皇の時の制に、驛傳馬は公使之に乘る、事急なれば驛に乘り、事緩なれば傳に乘るとあり。

〔剋數〕驛鈴の柄叉は傳符にきざめる數也、例へば十剋なれば馬十頭也。

八位以上。鈴三剋。符四剋。初位以下。鈴二剋。符三剋。義解云。此令無四剋鈴者。若有其使還應增給。則封其所乘剋以給。也。二日乃納。凡給諸國之鈴。大宰府二十口。三關及陸奧各四口。大上國三口。中下國二口。三關國。各給關契二枚。並長官執。無長官。則其次官執。親王及大納言以上。中務少輔以上。五衞佐以上。並給隨身符。左二。右一。右符隨身。左符進內。隨身者。以袋盛之也。自唐以來。制其袋以鯉魚形。所謂金魚袋也。若在家。非時別勅追喚之。下左符。勘其符。同焉而後承之。左符輙封印以付使。使至無符。及勘有參差。不承也。

典鑰掌出納諸庫之管鑰。

〔**中務式**〕圖書寮。及民部省。大藏省。大膳職大炊寮。主殿寮。掃部寮。各皆有藏庫焉。典鑰每日上。與監物共朝請夕進。惟兵庫之鑰。臨時而請進之也。

中宮職

義解云。中宮謂皇后宮也。其太皇太后。皇太后之宮。亦自中宮。○天應元年四月。光仁帝讓位於皇太子。是爲桓武帝。五月。始置中宮職。中宮職。固載之令條。而此曰始置。是爲其所生高野大夫人也。爾來仍稱所生曰中宮。亦有之。據大鏡。中右記。陽成帝母藤原大夫人稱中宮。據紀略。宇多帝母藤原大夫人稱中宮。是也。若中宮有應別稱謂。則皇后稱皇后宮。皇太后稱皇太后宮。太皇太后稱太皇太后宮。其於職亦然。故清和踐祚。改先中宮職。爲皇太后宮職。又帝妻二人並置。一乃爲皇后。一避其名。猶稱中宮。始於一條帝之世。說詳載於后妃女官矣。職原抄云。中宮者。卽皇后之謂。而皇朝並置之。甚無謂。其言確斯也。

中宮大夫一人從四位下職原抄。大夫及亮。並有權一人。

亮一人從五位下

大進一人從六位上

〔五衞〕左右兵衞、左右衞士及び衞門を云ふ。

〔自唐以來云々〕事物紀原に、實錄曰、三代以韋爲之、謂之算袋、云々、唐高祖給隨身魚、三品以上、其飾金、五品以上、其飾銀、故名魚袋、とあり

〔大鏡〕文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年までの史績を記せる書著者詳かならず。

〔中右記〕寬治元年より保延四年迄の藤原宗忠の日錄也

〔藤原大夫人〕大夫人は皇太夫人也、主上の御生母たる女御の尊稱也、爰は陽成御母藤原高子及び宇多御母藤原溫子を申す。

少進一人從六位下
大屬一人正八位下
少屬二人從八位上
〇職掌。集解。弘仁九年三月。置二員。舍人四百人 義解云。分番宿直。一准大舍人。使部三十人 式部式二十人 直丁三人
中宮大夫及亮掌納啓于上。吐令于下。

左大舍人寮

左大舍人頭一人從五位上
助一人正六位下 職原抄。有權。
大允一人正七位上
少允一人從七位上
大屬一人從八位上
少屬一人從八位下 職官部。大同三年八月。以併左右為一。加之一員。
大舍人八百人 軍防令。凡內六位以下。八位以上嫡子。年二十一以上。見無役任者。每年京國官司勘檢知實。責狀簡試。為三等。其儀容端正。工書算者為上。身材強幹。便弓馬者為中。身材劣弱。不識書算者為下。十二月三十日內。上等下等送式部。簡試。而上為大舍人。下為使部。惟中等送兵部試練。為兵衞。若有不足。通取庶子。

〔少進一人〕二人の誤也、後世外に權官一人あり、諸大夫より撰補す。

〔少屬二人云々〕この外史生八人あり

〔中宮大夫〕中古は后宮に緣故あるを任じ、多くは納言これを兼ぬ。

〔助〕行幸の時鳳輦の御綱を取る故御綱助(ミツナノスケ)とも云ふ。

〔正七位上〕官位令によれば、大允は正七位下也。

〔蔭子孫〕五位以上の人の子及び孫にて蔭位を賜はるものを云ふ、蔭位は父祖の蔭に因りて賜はる位の義、五位以上の者の子歳二十一に及べば位階を賜ひ、三位以上は孫に及ぶ、父祖の位階、嫡庶の區別により差あり。

〔位子〕六位七位の人の子を云ふ。

〔假使〕集解に、跡云、使謂ニ寮内差遣使一耳とあり。

〔圖書頭一人〕後世權頭一人を置き、諸大夫、諸道の輩を以て是れに補す。

〔正八位上〕官位令によれば、從七位上也。

充レ之。○初無ニ内舍人一。則其職全在ニ於大舍人一。文武帝二年五月。詔ニ公卿大夫臣連伴造一曰。夫初出レ身者。必先任ニ於大舍人一。然後選ニ才能一。以充ニ職官一。職官部。延暦十四年六月勅。自レ今大舍人以ニ蔭子孫一補。其位子爲レ人。以下容貌端正。工ニ書算一者上補レ之。不レ得下妄以ニ雜色及畿外人一補上レ之。大同元年十二月勅亦然。但自レ非レ有ニ別勅一以外。不レ得下妄以ニ雜色及畿外人一補上レ之。此小異也已。二年九月。依ニ令條一。定ニ左右員各八百一。先レ是改レ半之故也。十月。廢ニ内竪省一。以ニ其人一隷ニ于左右大舍人寮一。各百人。三年八月。併ニ左右二寮一爲レ一。紀略。弘仁二年正月制。上殿舍人復レ舊。名爲ニ内竪一。所謂上殿舍人。蓋本自内竪。改隷ニ于大舍人一之名。集解。其十年八月。減ニ大舍人員一。數定ニ四百一。以ニ復置ニ内竪一故也。使部二十人式部式十人。直丁二人

右大舍人寮准レ此。

左右大舍人頭及助掌ニ大舍人之共奉一。以正ニ容儀一。知ニ假使一。制ニ分番一。知ニ宿直一。

圖書寮

圖書頭一人從五位上

助一人正六位下職原抄。有レ權。

大允一人正七位下

少允一人正八位上

〔裝潢手〕經籍の表装を掌る。
〔五經〕易、書經、詩、禮、春秋を云ふ。
〔六籍〕五經に樂經(又は論語)を加へたるものを云ふ。
〔河圖洛書〕易經及び洪範の根元たる書也。
〔諸史百家〕諸子百家也、多くの子類の意也。
〔內典〕佛書を云ふ。
〔金光明會〕御齋會也、正月八日より七日間大極殿(後世淸涼殿)にて金光明最勝王經を講說して國家の安寧を祈る儀を云ふ、天武紀九年の條にあるを初見とす。
〔轉讀般若〕大般若經六百卷の各卷の初中後數行を拔き讀みする儀、神龜元年に始まる。

大屬一人從八位上
少屬一人從八位下
〇史生式部式云。人。注曰。權一人。寫書手二十人。裝潢手四人。截治曰裝。染色曰潢。造紙手四人。造筆手十人。造墨手四人。義解云。寫書以下諸手者。皆得考人也。集解。大同三年二月。官符云。圖書寮造筆手元六人。今定三人。造紙手元八人。今定三人。按令條。其元數不同。或先大同。有改定。今姑存疑。〇寮掌貞觀八年三月置二員。使部二十人式部式十人。直丁二人。紙戸集解引別記云。紙戸五十戸。在山城。自十月至三月。毎戸役一丁。是名爲借品部。免調徭。
圖書頭及助掌經籍圖書義解云。五經六籍河圖洛書之類。其諸史百家亦依掌。及內典佛像。與宮內之禮佛。義解云。宮中諸作佛事也。正月金光明會及臨時轉讀般若等之類。其宮外者玄蕃掌。而脩撰國史。知校寫裝潢之功程。給紙及筆墨。
內藏寮集解。大同三年七月。加少允。蓋昇爲大寮也。職原抄。頭從五位上。以下准此。凡大寮官階。高小寮一等。
內藏頭一人從五位下職原抄。從五位上。權一人。
助一人從六位上職原抄。正六位下。有權。
允一人從七位上大同加少允。凡少允從七位上。職原抄。大少並有。則其大應正七位下。
大屬一人從八位下改應從八位上。

〔從八位上〕官位令によれば、正八位上也。

〔價長〕令に、掌平物價市易とあり、官物の買上拂下の時、物價を定むる役也。

〔百濟手部〕雜縫のことを掌る。

〔古記〕古令卽ち大寶令の解釋書也、今は亡佚して傳はらず。

少屬一人大初位上延暦加一員。改應從八位下。

大主鈴二人正七位上

少主鈴二人從八位上集解。延暦十八年四月。廢主鈴四員。以曾無用。且以加少屬一員。

○史生。和銅元年七月。置四員。大同四年三月。加二員。式部式。十人。注曰。權二人。○寮掌。元慶四年五月。置二員。其衣料取藏部料内充之。藏部四十人。

價長二人。

典履二人正八位上集解。大同三年十二月。典履元三員。省一員。據此令。令云二員。蓋大同所定。百濟手部十人。使部二十人式部式十人。直丁二人。百濟戸集解。大同元年十月。官符云典履二人。百濟手部十人。典革一人。狛部六人。元大藏省之所管也。自今以後。宜隷于内藏寮。百濟戸。狛戸。亦同隷焉。○按此寮固有典履及百濟手部百濟戸。而大藏省亦有典履及百濟手部百濟戸。且其職同。而其員同矣。自似從大同所移隷。説入令内。義解能辨之。謂大藏之典履所掌。是爲賞賜。非關供御。其百濟手部等。並是得考者。而此云爲供御。是其所分也。且手部。賞賜且得考。則供御之得考。亦從可知。集解引古記云。百濟手部十戸在京。一番役五人。百濟戸十戸在京。六戸在紀伊。其中四戸。臨時召役。是名爲雜戸。免調徭。則當寮所管。與隷于大藏省者不一也。一併之于此。自大同云。

內藏頭及助掌金銀珠玉寶器錦綾彩氈。凡諸蕃貢獻之奇珍義解云。自大藏省割別。而所送者。而年料供御衣服。及別勅用物。亦皆給焉。

主鈴掌主當出納。

典履掌縫作靴履鞍具。義解云。此爲供御也。及檢校百濟手部。令其雜縫作。

〔大寮〕大舍人寮以下兵庫寮までの十五寮を大寮と云ひ陰陽寮以下の五寮を小寮と云ふ、大寮は小寮より官人の相當位高し。

〔纂組〕組み紐の類を云ふ。

〔上日〕當番の日、即ち出勤する日を云ふ、官職難儀に、上日とは「つかふるひ」と讀む、關白を始め奉り、大臣公卿以下堂上堂下公人ごときまで、日日奉公の日を上日と云ふとあり。

縫殿寮（集解。延暦十八年七月。准大寮。加允一員。以置大小。大同三年正月。省縫部采女二司併于此。職官部。弘仁二年正月。分此寮三十人配于大藏省。以縫作帷幔等也。）

縫殿頭一人従五位下（職原抄。従五位上。）

助一人従六位上（職原抄。正六位下。有權。）

允一人従七位上（大允應正七位下。少允應従七位上。）

大屬従八位下（改應従八位上。）

少屬大初位上（改應八位下。）

○史生（式部式。四人。）使部二十人（式部式。十人。）直丁二人

縫殿頭及助掌、供天子之衣服、詳其制度、辨其名數。而供其進御、知女王及內外命婦宮人之職務。以視裁縫、而察纂組。定考課、送名帳。

〔後宮職員令〕十二司在禁內。宮人掌其事、以供奉焉。一曰內侍司。二曰藏司。三曰書司。四曰藥司。五曰兵司。六曰闈司。七曰殿司。八曰掃司。九曰水司。十曰膳司。十一曰酒司。十二曰縫司。凡司官、各每年月、給休沐三日。其考叙一准長上之例也。本司錄上日、以致於縫殿寮。寮已定考課、以告於中務省。（義解云。以內侍司無男官故也。其縫女采女等考者。本司校定。直送中務省。不由此寮也。）

〔陰陽寮〕天武天皇の御宇始めて此官を置き、持統天皇の御宇陰陽博士あり、大寶に至りて其制備はる。

〔陰陽頭〕後世賀茂安倍兩家第一の者これに任ぜらる。

〔助〕後世賀茂安倍兩家の五位六位これに任ぜらる。

〔允〕後世賀茂安倍兩家の被官門生任ぜらる。

〔陰陽博士〕後世賀茂安倍兩家の五位以上の者を以てこれに任ず。

〔暦博士〕賀茂氏の子孫を以て任じ、後世五位以上也。

〔天文博士〕安倍氏の子孫を任ず、後世五位以上也。

陰陽寮

陰陽頭一人從五位下

助一人從六位上職原抄。有權。

允一人從七位上職原抄。大少並有。未詳置何世。

大屬一人從八位下

少屬一人大初位上

○史生。職官部。大同四年三月。加二員。蓋先是置二員。式部式。四人。

陰陽師一人從七位上

陰陽博士一人正七位下

陰陽生十人雜令。取陰陽諸生。並准醫生。其成業年限及束脩之禮。一同大學生。

暦博士一人從七位上

暦生十人○得業生。天平二年三月。太政官奏云。陰陽得業生三人。暦得業生二人。並准大學生。

天文博士一人正七位下

天文生十人

漏剋博士二人從七位下

守辰丁二十人。使部二十人（式部十人。式）直丁三人

陰陽頭及助掌觀天文。稽曆數。知日月星辰之變。風雲氣色之祥。率其屬而占候焉。

陰陽師掌占筮及相地。

曆博士掌造曆。

〔雜令〕歲造來年之曆。而仲冬之朔。以致於中務省。省以奏聞。而給中外諸司各一本。乃先來春頒邦國。

天文博士掌候天文氣色。凡有災異。密封上之。陰陽以下博士。各敎其生。使習術藝。

〔雜令〕天文圖書。凡按書。及玄象之器。不得外出。天文生不得讀占書。其仰觀而所見。不得漏泄。若有祥災。則經中務省。以聞之。每季封致於省。以入國史。

內匠寮（神龜五年八月置。自頭一人至雜色匠手。各有數。是史之文也。其頭助階級依職原抄。允以下雖闕階級。亦推而知也。集解云。使部以下考選祿料。一同木工寮。宜付所司以爲恒寮。入中務省管內。其一同木工寮。即是大寮。）

內匠頭一人從五位上

〔漏剋博士〕守辰丁を率ゐて漏剋の節を伺ひ、守辰丁に鐘鼓を打たしむるを職とす、後世五位六位の人を任じ又た權博士を置く

〔仲冬之朔云々〕所謂御曆奏（オンコヨミノソウ）也、中世には盛儀なりしが、公事根源御曆奏の條に昔は主上南殿に出御ありて是を御覽ありと見えたれば當時既に廢れしを知るべし。

〔內匠頭〕諸大夫及び諸道の五位これに任ず。

〔玄象〕天文也。

助一人正六位下職原抄。有ㇾ權。
大允一人正七位下
少允二人從七位上
大屬一人從八位上
少屬二人從八位下
史生八人職官部。大同四年三月。省二二員一。式部式。七人。注曰。權一人。○寮掌。貞觀五年六月。置二一員一。是可ㇾ疑。至二其七年九月一。始置二寮掌二員一。可ㇾ疑者。卽依二此文一也。
使部以下雜色匠手各有ㇾ數。使部式部式。十人。
〔内匠式〕當司官人歲以二元正前一日一。率二木工長上及雜工一。裝飾大極殿高御座。又諸節前一日。搆二物於豐樂殿。小安殿。神泉苑一。所ㇾ職率是類。職原抄云。近代惟木工及脩理知二其事一。而此官遂無ㇾ職焉。○羅山林道春曰。凡中務被官。其侍從對二少納言一。内記對二外記一。圖書分二大學一。内藏分二大藏一。縫殿對二織部一。陰陽對二典藥一。内匠分二木工脩理一。有二大小之別内外之分一焉耳矣。

畫工司
畫工正一人正六位上
佑一人從七位下
令史一人大初位上

〔大極殿〕八省院の正殿にて内裏の西南に在り、天皇臨御政事を攬し、また國儀大禮を行はるゝ所なりしが治承後荒廢に歸す。
〔豐樂殿〕豐樂院の正殿にて院の北方に在り、節會、賜宴、饗宴、射禮等を爰にて行へり。
〔小安殿〕大極殿の後房也、大極殿を一に大安殿と云ふに對す。
〔神泉苑〕京都上京御門前町に在る御園也、歷代天皇御遊覽あり、又た祈雨等の儀を行ふ。
〔羅山林道春〕名は忠勝、京の人也、慶長十三年家康の侍讀となり、爾後家綱まで四代に歷任す、明曆三年歿す。

畫師四人大初位上

畫部六十人。使部十六人。直丁一人

畫工正及佑掌繪事彩色

內藥司

內藥正一人正六位上

佑一人從七位下

令史一人大初位上

侍醫四人正六位下

藥生十人（義解云。得考之人也。以射自供事。）使部十人。直丁一人

內藥正及佑掌供奉香物和合御藥事。

侍醫掌奉診候供醫藥事。其藥生乃從擣篩諸藥。

內禮司

內禮正一人正六位下

〔畫師〕天智の御宇倭畫師、孝謙の御宇河內畫師あり、大寶元年始めて中務省の官名となりしが、後ち畫工司を廢し、繪所を置くに及びて、その名亡ぶ。

〔侍醫〕後世四位五位の官となり、又た權侍醫を置き醫道の五位六位の人を任す、侍醫は平日安福殿の藥殿に詰め、主上殿上に出御の時は、小板敷に參して龍顏を拜す、依て半昇殿の名あり。

〔直丁一人〕この外史生二人あり。

〔大初位上〕官位令によれば、大初位下也。

〔禁二察非違一〕集解に、釋云、禁二察非違一、謂、假令見二闘毆折支一者、告二衞府一、可レ令レ禁、非レ然者、注狀送二中務一、此禁內、故與二獄令一異、凡此司不レ得レ彈二彈正一、彈正司不レ得レ彈二非違一、但彈正得レ押二彈此司一、とあり。

佑一人正八位上

令史一人大初位上

主禮六人（大寶三年正月制。主禮六員。此省取二於大舍人中一。宜下准二此例一以𧦅中課役上。集解云。主禮番上人也。一番三人。）使部六人。直丁一人

內禮正及祐掌二宮內儀禮一。（義解云宮外儀禮。式部彈正掌也。）禁二察非違一。惟大臣及禪正之非。不レ得二直禁一。卽錄二所犯一以告二於中務省一。省受二其言一。若其大臣。則移二于臺一。彈正。則告二于官一。各隨二犯狀一。使二以遞糺一。主禮掌レ分二察非違一。

職官志卷之一終

〔冢宰〕冢は大、宰は治也、周六官の長也。

〔宗伯〕禮儀祭祀のことを掌る周の官名也、周禮春官篇に、宗伯主禮之官とあり。

〔懷風藻〕淡海三船の撰せる我國最古の詩集也。

〔謂爲庠序〕懷風藻の序天智帝を讃へし文に、既而以爲、調風化俗、莫尚於文、云々、爰則建庠序、徵茂才、云々とあるを指す、もと庠は周代の學校、序は殷代の學校の名也

〔三好氏意見〕昌泰三年十月三好清行の時弊の改革を獻言せる意見封事の内也、清行は氏吉の子、巨勢文雄の門に出づ。

職官志　九志四之二

式部省

〔按〕周官、冢宰謂之治官、宗伯謂之禮官、而唐擬焉以制官名、所謂吏部、即其治官也。（吏理也、義與治同。）掌官吏選授勳封考課之政令、禮部、即其禮官也、掌禮儀祠祭燕享貢學之政令。今式部、以其名、應爲禮官矣、（式即禮式也）而其爲職也、乃在官吏選授勳封考課、實是吏部也、故次之治部之前。且猶併知禮儀貢擧焉、故名爲式部、而治部已與之易其職。則非唐吏部。吏是禮部也、然其祭天地、則職在神祇官。釋奠于先聖、則職在大學寮。其餘亦雖頗同神部。既已改六部爲八省、所管亦多異焉。則官名所擬、不必拘拘。固非互相謬其目然也。式部省、隷以大學寮、以其知貢學故也。置此寮、蓋在大寶制新令時矣。然大學、是天智之世既已創之、懷風藻謂爲庠序者是也。持統帝五年四月、賜大學博士上村主百濟大稅一千束、以勸其業也。夫當時法令一是承天智、則其開大學置博士、當在天智之世矣。懷風藻謂爲庠序者、即大學。而文人假稱者之辭耳。又九月、賜音博士大唐續守言・薩弘恪・書博士百濟末士善信・銀人二十兩。據此、先大寶有大學及音書三博士。迄制令因之、且置算博士以察官人領理之從、可知矣。三善氏意見云、大學

昉於大寶。以其時置寮。遂混而謬說也。蓋非有文字。則前言往行賢聖成治之蹟。不能載之以致久遠。然而其所以爲道爲教。固率天命之性。由人倫之常。在昔自古。理自存焉。孩提之童。無不知愛其親。及其長也。無不知敬其兄。有君臣父子夫婦兄弟朋友。則孝悌忠信和順禮讓。無不行而相接焉。性皆使然也。豈其秉彝好是懿德。必讀詩書而後然哉。皇朝固名分嚴正。而風俗惇美。其法言。口耳相傳。惟簡。是以。能垂教於世。樂取於人以爲善。既以西方有文字。而詩書所載。前言往行賢聖成治之蹟。其詳也。則又何爲不取焉。自仲哀皇后氣長足姬。爲任那西征新羅。討其奪朝賜之物。而餘威以服三韓。每來聘輙貢經籍爲例也。應神帝十五年。百濟遣阿直岐來貢良馬。以其爲博士。故留之。使太子師事焉。帝問阿直岐曰。博士愈於汝。亦有諸。對曰。有王仁。是邦之秀也。乃徵王仁。厥明年。又貢博士王仁。自是弘儒教。世世尊堯舜宣尼之道。而百濟奉事天朝最恭勤。以其五經博士來貢之。繼體帝七年。貢五經博士段揚爾。十年。貢五經博士漢高安茂。請代段揚爾。漢暦法天文地理及方術之書亦尋貢之。推古帝十年。百濟僧觀勒來貢暦本及天文地理之書。幷遁甲方術之書。乃選書生就學焉。陽胡史祖王陳受暦法。大友村主高聰受天文遁甲。山背臣日並受方術。及至大寶。益崇斯文。自京師以至於邦國。莫不有學。職員令。國博士毎國一人。其學生。大國五十人。上國四十人。中國三十人。下國二十人。自神龜以降。令博士兼三四國。及與醫師並兼史生。併遷替之事。詳載于國郡司注。學必藏經史。神護景雲三年十月。大宰府言。此府者。天下之一都會也。其學徒稍衆。而府中惟畜五經。未有三史正本。志在涉獵。道尚不廣。伏請列代諸史各給一本。傳習管內。以興學業。詔賜史記漢書後漢書三國志晉書各一部。因

〔孩提〕二三歲の小兒を云ふ。

〔宣尼〕孔子を云ふ漢平帝の贈りし謚號褒成宣尼父とあるに因る。

〔遁甲〕陰陽の變化に應じ身を遁す方術也、後漢書注に、遁甲推六甲之陰而隱遁也、今書七志有遁甲經と見えたり。

〔三史〕史記、漢書、後漢書を云ふ。

〔史記〕黄帝より漢武帝までの歴史、漢の司馬遷の撰也

〔漢書〕前漢の歴史也、後漢班固撰す。

〔後漢書〕南北朝の人范曄の撰也。

〔三國志〕吳魏蜀三國の歴史也、晉の陳壽撰す。

〔晉書〕唐太宗、房玄齡李延壽等に撰せしめし晉の史也

〔公廨田〕太宰府及び國司の職員に給する職分田也、不輸租田の一にて領主其租を納む。

〔明經〕五經、周禮、儀禮等の經書を講究するを云ふ。

〔釋奠祭〕毎年二月八月の上丁の日孔子及び孔門十哲を祭る儀也。

〔西宮記〕宮中年中の恒例及び臨時の作法等を記せる書西宮左大臣源高明の著也。

〔明法〕和漢の律令を講究するを云ふ

〔籀篆〕籀は周宣王の太史籀の作れる古字(一名大篆)也

〔伴家持〕大伴旅人の子也、爰は其死後藤原種繼を殺せし謀主に擬せられ名籍を追除せられしを云ふ。

知五經等書籍。才必爲貢人。人不乏。而國自治。其爲世道。不亦隆乎。且也其於大學。殊國學皆藏也。優生徒。置勸學田。資其費用。寶字元年八月。勅大學雅樂二寮曰。理國安民。莫善於禮。移風易俗。莫善於樂。禮樂所興。乃在二寮。門徒所苦。唯衣與食。又曰。天文陰陽曆算醫針等學。是國家之要。並置公廨田。可以供給諸生。用於是。其給田、大學寮二十町。雅樂寮十町。陰陽寮十町。類聚國史勸學田部。延曆十三年十一月。詔曰。去天平寶字元年所置大學寮田二十町。生徒稍衆。不足供之。宜更加置。置越前水田百二町。通前百二十餘町。名曰勸學田。

又給大炊寮百度飯。以補照讀之勞。意見所謂一石五斗人別三升五十人料者也。延曆中以式部少輔別當大學。後紀殘編。和氣廣世。民部卿清麻呂長子也。補文章生。延曆四年。坐事禁錮。特以恩除少判事。俄授從五位下。爲式部少輔。尋爲大學別當。墾田二十町。入寮爲勸學田。且請莪闢明經四科之第。又會諸儒于大學。而講陰陽書及新撰藥經大素等。大學南邊有私宅。乃置弘文院。藏內外經書數千卷焉。且以墾田四十町。永充學料。終父民部之志業。遂用爲恒例。而知其學政。延喜式部式。式部少輔爲大學別當。是爲恒例也。大學式。釋奠祭。其供奉職掌學生已上。祭畢而後具錄名。以申於別當。別當之爲職。准此。西宮記。延長四年。以式部卿別當。承平七年。以右大臣別當。職原抄。大學別當。以親王及大臣補之也。近代絕。蓋學廢而職亦轉化傳。延喜十四年。式部大輔三善淸行以當時學生之資用。乃請加給其食料。是乃在意見十二事第四。其略曰。朝家之立大學。昉於大寶。而至天平之朝。右大臣吉備朝臣欲親自傳授。乃令學生四百人習五經及三史明法算術音韻籀篆等六道。而後世下勅。給罪人伴家持越前加賀郡沒官田百餘町。山城久世郡公田三十餘町。河內茨田澁川兩郡田五十五町。以充學生食料。名曰勸學田。且每日給大炊寮百度飯一石五斗。以補照讀之勞。又有勅。令常陸每年擧稻九萬四千束。以其利稻充寮中雜用。又擧丹後之稻八萬束。以其利稻充學生口味料。而年代漸久。事皆陵遲。承和中。伴善男訴家持無罪反給加賀郡勸學田。又有勅分久世郡田二十町爲四。其三以給典藥左右馬三

寮。獨留一充學生料。又河內兩郡田頻遭洪水。遂成大河。而常陸丹後出擧稻。每其司交替。輙欠本稻。已失利稻。當今所遺者。唯大炊寮飯米六斗與久世郡遺田七町而已。以此小儲。養夫衆徒。卽作薄粥。亦應不周。然而其學生等唯望成立。能忘飢寒。各勤鑽仰。共住學舘。性分智愚。才異利鈍。今通計而論之。中才以上無十三四。是以其才學用。不才者罷。乃其舊鄕凋落。無所歸托。後進者偏見此罹成窮。或謂大學是坎壈之府。而凍餒之鄕也。卒使父母相戒勿令子孫齒于學館。自是南北講堂。鞠爲茂草。東西曹局。閴而無人。及貢擧之時。博士等徒以歷名薦士。不問才之高下人之勞逸。請託由是間起。濫吹爲之繁生。世教陵遲。無由興復。伏以人衆之道。唯食爲本。望請以諸國之穀直當陸丹後兩國出擧本穎九萬四千八百束之利稻二萬八千四百四十束者。以充學生食料。又所反給本罪人伴善男之田。更移穀倉院。充道橋等修復之料者。卽依舊以爲勸學田。式有之。學生不居寮家者。不得貢擧也。既有此式。尙不施行。以無食於學也。今須嚴之。○按延喜稱多人材。而三善經濟之學。實當時冠冕。今其論學之興廢。歷歷可觀。大學式所載。凡常陸稱稻五萬四千束。近江越中備前伊豫各一萬束。使國司出擧。以其息利。春米之。或交易輕物。每年附朝集使送納。充寮家雜用。丹後之稻八百束。亦國司出擧。以其息利交易味物。充學生菜料。又山城久世郡畠一町。永爲菜園。京中有閑地。學生等年中食鹽者。仰備前國司出擧正稅一千束。以其息利交關使進。又其傜。越中礪波郡。播磨印南郡墾田熟田未開地田等。無慮三四十町。並准鄕價賃租。充學生食料。卽知所請制可而入式。　延喜盡文物之美。聖代之稱。到今不忘也。讀其式。觀其大學之儀制斌斌也。然世道陵遲。教化難行久矣。卽其季年。凍餓之㞋。不能救之。咨嗟之聲達天聽。至輙脫其御衣以禮民之患。有所謂仁聞焉而已矣。治焉觀其果如式云哉。不百年而風俗靡弊。紀綱不振。蓋斯時禮樂既崩。學校既廢。國無貢人。官無俊傑。續文粹。保延元年。以災異荐臻。飢饉疾疫。邊海騷繹。盜賊踵起。勅諸儒議奏。式部大輔藤原敦光上疏言七事。其六曰。學校之廢也。夫天下之所貴唯賢。所寶唯穀。皇朝宮城之南。左則置大學寮。以崇聖師。右則置穀倉院。以蓄米粟。今也黌舍頽弊。鞠爲茂草。則蘋蘩蘊藻之奠。有累於供。縉紳青衿之徒。無處於學。○按。當時弊風至此。則

〔坎壈〕不遇にて志を得ざるを云ふ。
〔貢擧〕大學國學の學生を試驗し採用するを云ふ、大學より應試するを擧人、國學より應試するを貢人と稱す
〔穀倉院〕畿內の調錢、諸國の無主、位職及び沒官田、太宰府の稻等、諸莊の物を納むる倉也而して之を供御及び臨時の救賑、或は社寺等の用に充つ。
〔斌斌〕文質相調和せる貌也。
〔續文粹〕續本朝文粹也、本朝文粹以後の名文を集めし書、藤原季綱の撰也。
〔藤原敦光〕明衡の子也、儒業を以て堀河、鳥羽、崇德三朝に仕へ、天養元年卒す。

國學已廢。博士不復置。所在無鄉貢之士。有兼并之豪。藏書蠹。學田奪。固其勢然也。下野足利郡今猶有學。世稱爲足利學校。實是國學之遺構。而浮屠以爲住居。久矣。由此僅能得存云。　又其百年而衰微以極矣。軍國之政。自移將家。所謂古之遺風猶有存者一二。朝儀率其舊章。乃如夫釋奠于大學。蓋及元弘有之矣。（園大曆。元應元年二月丁酉。釋奠。以八幡神輿在京師停宴。此類可見矣。自元弘亂後。不復聞行此禮也。）　厥後天下無道。兵亂尋作。邦以刑戮相高。士以慘烈自任。生民膏血塗原野。骸骼暴道路。則救死不暇。尚何講詩書六藝爲哉。人之不幸生長其世。雖性皆善。闇于古訓。春秋所以尊王而正名崇禮義明人倫。終身不得聞之也。政行於武斷。敎安於佛法。嗚乎弊如此之極。幾何其不胥爲夷狄也。悲夫。及皇天悔禍。仁人定國。所在間開學舍。頗講道藝。雖然自亂入治。舊染未去。二三百年所夷未愈。而其學云者未足從朝政。區區以文字爲戲。幸生長斯世。而猶不能以賢聖之志文獻之徵而育英才。惜哉。

管寮二曰大學曰散位（秘抄後附。寬平八年併于式部省。）

式部卿一人四品正四位下（式部卿。在唐卽其尚書也。本朝制新令之前。蓋或因唐曰尚書歟。考之史。大寶元年正月。以守民部尚書直大貳粟田朝臣眞人爲遣唐執節使。和銅元年。攝津大夫從三位高向朝臣麻呂薨。難波朝刑部尚書大華上國忍之子也。推是類。似非如後人偶然假稱者。故擧以備考。）

大輔一人正五位下（職原抄。權一人。）

〔足利學校〕下野國足利に在り、古への國學の遺跡或は小野篁の建立となし諸說一定せず、上杉憲實これを中興し書籍を納め學徒を養ひ、續きて江戶時代に及びしが、後ち學田荒廢して生徒の資を欠き、殆んど僧庵の如き觀あるに至る

〔園大曆〕延慶以降延文頃までの中園太政大臣公賢の記錄也。

〔六藝〕禮、樂、射、御、書、數の諸藝也、又た六經をも云ふ。

〔新令〕養老令也。

〔粟田朝臣眞人〕天足國押人命の裔也正三位太宰帥に至り、養老三年薨ず

〔式部卿〕桓武天皇以後人臣を任ずること稀也。

少輔一人從五位下　職原抄。權一人。

大丞二人正六位下

少丞二人從六位上

大錄一人正七位上

少錄三人正八位上

史生二十人　式部式同之。○書生。職官部。弘仁三年十月。書生員定爲三十人。省試手實令出身也。○按。書生蓋其初取善書人。臨時助史生。故於令條不載也。

省掌二人　扶省掌。式部式。大學權史生四人。其二人以省扶省掌兼任。隼人權史生三人。其二人以兵部扶省掌兼任。據此。扶省掌似諸省皆有之。式不具載耳。

使部八十人　式部式三十人。

直丁五十人

式部卿之職。掌文官之憲令。以脩禮儀。正班爵。知考選。叙祿封。聞學政。策貢人。錄功臣。撰家傳。　義解云。有功之家。進家傳。當省脩撰之。

大輔少輔爲之貳而從事焉。丞掌勘問考課。審署文案。勾稽失。知宿直。錄掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。　貞觀十二年十二月。以衞府官人舍人兼任諸國史生者。令式兵二省互移送之。又自文官遷武官。武官遷文官之人。令式部移諸兵部。其自他司遷兵部被官人亦同之。

〔儀制令〕天子者祭祀所稱。天皇者詔書所稱。　公式令。明神御宇天皇詔旨。義解云。以大事宣於蕃國使之辭也。明神御宇大八州天皇詔旨。義解云。用朝廷大事之辭。即立皇后皇太子。及元日受朝賀之類也。天皇詔旨。義解云。用中事之辭。即任左右大臣以上之類也。但單稱詔旨。義解云。用小事之辭。

〔少輔〕大輔と共に儒者の重職にして日野家、南家、式家、菅原、大江等の人のみ任ぜらる

〔大丞〕闕なき時はその上﨟を五位に叙して其職を去らしめ、次第に轉任して新補す、五位にて特に叙留するを式部大夫と云ふ

〔直丁五十人〕五人の誤也。

〔天子者祭祀所稱〕義解に、謂告於神祇、稱爲天子、とあり。

〔太上天皇〕古へは讓位のことなかりしより此の尊號なかりき、史籍に見えしは持統天皇を初めとす、後世は天皇の御生父たる親王に此尊號を上れることもあり。

〔率土之濱〕率は循、濱は涯の義、陸地の循り連れる際限也、詩經小雅北山篇に、溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、とあり、爰は全天下の臣民の意也。

〔拜賀〕元旦群臣參內して年始を賀するを云ふ、大極殿にて此儀あり。

郎授五位以上之類也。以皇帝者華夷所稱。文字因漢。而義在我。以皇帝之國自稱曰華。外域皆通曰夷也。稱蕃亦斯義。太上天皇者讓位所稱。而其自稱曰朕。臣下敷奏於上曰陛下。內外兼稱曰至尊。其自稱以下。依唐六典添之。服御稱乘輿。行幸稱車駕。車駕之所留在稱行在所。皇后皇太子以下、率土之濱。其上表則自稱臣妾。對則名。上啓於太皇太后皇太后曰殿下。而自稱臣妾。對則名。率土之濱。其於皇后皇太子亦如之。凡上表疏啓及策文。如平闕之式。凡以下。依唐六典添之也。公式令。是蓋因唐制。其於皇祖、皇祖妣、皇考、皇妣、先帝。天子、天皇。帝。陛下。至尊。太上天皇、天皇、諡及三后之稱。則平出之。大社、陵號、乘輿、車駕。詔書。勅旨。明詔。聖化。天恩、慈旨、不斥尊而稱御之御、闕庭、中宮、東宮、皇太子殿下則闕字之。但其汎書古事而及平出之名。尚非其指說。則皆不平出之。【公令式】凡公文則大臣稱姓而不名。大納言以下稱姓名。授位官之日。其喚辭則三位以上先名後姓。義解云。假如喚云秦萬呂宿禰之類。五位以上先姓後名。稱秦宿禰萬呂之類。○按。不及六位以下者。以其資卑也。其以外。三位以上皆稱姓。稱秦宿禰之類。若右大臣以上稱官名。四位先名後姓。五位先姓後名。六位以下去姓稱名。直稱秦萬呂。而不稱宿禰之類。唯於太政官稱於大納言以上。稱以下義解。則三位以上稱大夫。四位唯稱姓。五位先名後姓。寮以上。義解云。謂辨官以下。則四位稱大夫。五位唯稱姓。六位以下稱姓名。司及中國以下。則五位稱大夫。義解云。謂一位以下通用此稱。○按。五位以上於此令分稱謂。故養老五年十月。太政官處分云。唱考之日。三位稱卿。四位惟稱姓。五位先名後姓。自又有此格。而遺制猶見於職原抄。謂四位參議稱名朝臣。三位參議稱姓朝臣是也。所謂名朝臣卽先名後姓者。姓朝臣卽先姓後名者。假如有藤原氏而朝臣姓者。任參議。以其官貴重。故三位稱卿。以次其名。四位未得稱卿。尚以其官貴重。故先其名而後姓者。姓是榮號。所以明門品也。故曰稱之猶准名爵。【儀制令】正月元日拜賀于朝。自親王以下不拜之。義解云。不及親王以下。其

〔氏上〕氏中の宗長にて、同族を率ひて朝家に奉仕し、神祇の祭祀氏人の敍爵等を掌る。

〔大祀〕前後一ヶ月の潔齋をなして行ふ祭祀を云ふ。

〔朝賀〕拜賀に同じ

〔禮服〕朝臣が即位大嘗、元日節會等の大儀に着用する正装を云ふ。

〔朝服〕朝臣公事の時の服装にて、禮服より輕し。

〔儀矛〕威儀を裝ふ爲めに用ふる矛也

〔版位〕朝廷公事の時群臣百官の列位を定むる爲めの板也、義解に、謂、朝賀及祭祀定群臣幷百官列位之版とあり、集解に剝木曰版、列立曰位と見えたり。

三后及皇太子。並須拜賀。唯親戚及家令以下。不在禁限。天武帝八年正月詔曰。正月之節。諸王諸臣及百寮。自非其姉以上之親及氏上。不得拜賀。諸王於其母氏。亦自非王姫不得拜賀。文武帝元年十二月。禁正月以拜賀相往來。如有違者。依淨御原朝制決罰之。但聽拜祖兄氏上。今此令原焉。蓋其欲專致忠敬於王室。而抑私門。遠權貴。所以嚴正名分。開張禮制。於是乎可知矣。其不元日而有應敬於人。則四位拜一位。五位拜三位。六位拜四位。七位拜五位。以外隨私禮。各應拜之位以上皆拜之。四位拜一位。則三位以上不爲拜。貴也。八位以下。所遇無不皆拜。賤也。後世舊制與世移遷。然猶有遺法。凡武家自大將軍至諸大名。敍爵其主相。雖俱所王命。內實君臣也。以應拜之位爲差。不是過也。凡相遇於路。則三位下馬於親王。以外准拜禮。若不下。則斂馬側立。雖應下者。陪從則否。義解云。謂車駕陪從依律。皇后皇太子陪從亦同。郡司下馬於其國司。惟五位非其敵以上。則不下。宮人見同位於本國則下。有應敬於人。則准下馬禮也。凡在廳見親王及太政大臣。則下座。左右大臣及本司長官則動座。義解云。左右大臣見親王及太政大臣即動座。其太政大臣見親王及親王見太政大臣並不動也。民部卿於主計亦其長官。依律佐職及所統屬官毆官長同罪之故也。以外不動。持統帝四年七月詔曰。凡朝堂座上見親王如常。見大臣與王起立堂前。二王以上下座而跪。又詔曰。朝堂座上見大臣動座而跪。及新令成。亦略因之。凡行路街巷。賤避貴。少避老。輕避重。〔衣服令〕凡大祀大嘗及元日朝賀。則五位以上禮服。初位以上朝服。〔儀制令〕四位以上。其行有車蓋。太政大臣建儀戈四竿。左右大臣則二竿。大納言則一竿。〔公式令〕凡文武朝參。行立以班爵爲序。五位以上由叙爵之先後。六位以下乃列以齒。親王立于前。諸王諸臣以班爵分列于後。〔儀制令〕各有版位。皇太子以下。各方七寸。厚五寸。題曰某品位。並漆字。凡

文武初位以上。每朔朝各注其本司前月公文。而五位以上則置朝庭案上。大納言乃以進奏。雨及泥潦則止。以其失容也。辨官取公文。以納于中務省。凡文武三位以上假使。去皆奏辭。還輙奏見。五位以上奉勅以使亦如之。卽外官三位以上以理去任。至則奏見。義解云。赴職之時。亦奏辭可知也。凡大陽有虧。有司豫奏。於是天子不視朝。百官守其司。不敢理務。時過則罷。皇親二等以上。及外祖父母右大臣以上。若散一位之喪。不視朝一日。儀制令。凡五等之親者。父母。養父母。夫。子。爲一等。祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟。姉妹。夫之父母。妻。妾。姪。孫。子婦。爲二等。曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父同居。夫前妻妾子。爲三等。高祖父母。從祖祖父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟姉妹。兄弟妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父母。舅。姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子。爲四等。妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女聟。爲五等。〔考課令〕凡内外文武官。公式令。在京諸司爲京官。自餘爲外官。大宰府三關國及内舍人。又五衞府軍團及諸帶仗者爲武。不在武限。自餘爲文。一載考績。〔選敍令〕初位以上長上遷代。義解云。謂自卑官遷高官。此據六位以下考滿進遷之人。其五位以上者。雖不遷代。亦以六考爲限。更始計之。〔〕按考課令義解。於其云初位以上。謂考校主典以上法者。是以主典以上必有位故也。若有無位長上。亦入此條。蓋選敍必自考課。以其事相須。而欲併見。故引此解。六考敍位。義解云考選之限。都有四科。内長上六考。内分番八考。外長上十考。外散位十二考。今此長上卽其内長上。其不言内者。自外位可推而知也。〔考課令〕其考第凡九等。凡考課稱其人以四善。而賞其勞以四十二最。四善。一日。德義有聞。二日。淸愼明著。三日。公平可稱。四日。恪勤匪懈。四十二最。一日。神祇祭祀不違常典。爲神祇官之最。謂少副以上。二日。獻替奏宜。議務合理。爲大納言之最。三日。承旨無違。吐納明敏。爲少納言之最。四日。受付庶務。處分不滯。爲辨官之最。五日。侍從獻奏。施行不停。爲中務之最。六日。銓衡人物。擢盡才能。爲式部之最。七日。請第僧尼。合道不擾。爲治部之最。八

〔以レ理去レ任〕集解に、謂秩滿也とあり、任期滿ちて任を去る也。

〔不レ視朝一日〕一日は三日の誤也。

〔考滿進遷〕考の條件に滿ちて位を進むるを云ふ。

〔考課〕内外文武官年中の功過及び行能を勘へ定むるを云ふ、集解に、謂考者考ニ校功過ー也、課者課ニ試才藝ー也とあり。

〔請第僧尼云々〕令には、僧尼合レ道、請第弗レ擾とあり、集解に、請第弗レ擾、謂有レ所ニ訴訟ー、能法斷從レ正と見ゆ。

〔戸口不濫〕冒名別籍兩貫の類なき也

〔倉庫有實〕在庫品の帳簿と合へる也

〔爲宮内之最〕集解に、宮内所管多是供奉之司、其事尤重、故爲最名、とあり。

〔閑馬〕閑は馬檻也

〔曝涼〕蟲乾の類也

〔昇降必當〕考課の適當なるを云ふ。

〔盈虛〕日月行度の盈縮及び時序節候の進退を云ふ。

〔禮儀與行云々〕九州三島の管内に行き渡りて禮儀よく行はれ武備足れるを云へり。

曰。戸口不濫。倉庫有實。爲民部之最。九曰。銓衡武官。調充戎事。爲兵部之最。十曰。決斷不滯。與奪合理。爲刑部之最。十一曰。謹於俻理。明於出納。爲大藏之最。十二曰。堪供食産。催治諸部。爲宮内之最。八省並謂少輔以上。但刑部鞠及判事也。十三曰。訪察嚴明。糺擧必當。爲彈正之最。謂忠以上及巡察。十四曰。興崇禮教。禁斷盜賊。爲京職之最。謂亮以上。十五曰。監造御膳。淨戒無誤。爲主膳之最。謂亮及典膳以上。十六曰。部統有方。警守無失。爲衛府之最。謂尉以上。十七曰。音樂克諧。不失節奏。爲雅樂之最。十八曰。僧尼不擾。蕃客得所。爲玄蕃之最。十九曰。支度國用。明於勘勾。爲主計之最。二十曰。謹於蓋藏。明於出納。爲主税之最。二十一曰。調肥閑馬。不脫飼丁。爲馬寮之最。二十二曰。愼於曝涼。明於出納。爲兵庫之最。六寮並謂助以上。二十三曰。朝夕當侍。拾遺補闕。爲侍從之最。二十四曰。監察不怠。出納明察。爲監物之最。二十五曰。勤於宿衛。進退合禮。爲内舍人之最。二十六曰。職事俻理。昇降必當。爲次官以上之最。二十七曰。揚清激濁。褒貶必當。爲考問之最。謂式部兵部丞。二十八曰。訪察精當。庶事兼擧。爲判官之最。二十九曰。公勤不怠。職事無闕。爲諸官之最。謂諸無最官皆得此最。王鈴典鑰及諸長上之類也。三十曰。勤於記事。稽失無隱。爲主典之最。三十一曰。詳錄典正。詞理兼擧。爲文史之最。謂圖書助以上。三十二曰。明於紀事。不失勅旨。爲内記之最。三十三曰。訓導有方。生徒充業。爲博士之最。三十四曰。占候醫卜。効驗居多。爲方術之最。三十五曰。推步盈虛。窮理精密。爲暦師之最。三十六曰。市廛不擾。姦盜不行。爲市司之最。謂佑以上。三十七曰。推鞫得情。申辨明了。爲解部之最。三十八曰。禮儀興行。戎具充備。爲大宰之最。謂少貳以上。三十九曰。強濟諸事。肅清所部。爲國司之最。謂介以上。四十曰。無有愛憎。供承善成。爲國掾之最。謂大宰監亦得此最。四十一曰。防人調習。戎裝充備。爲防司之最。謂佑以上。四十二曰。譏察有方。行人無壅。爲關司之最。一最以上有四善。爲上上。一最以上有三善。或無最而有四善。爲上中。一最以上有二善。或無最而有三善。爲上下。一最以上有一善。或無最而有二善。爲中上。一最以上或無最而有一善。爲中中。職事粗理。善最不聞。爲中下。愛憎任情。處斷無理。爲下上。背公向私。職務廢闕。爲下中。居官諂詐。及貪濁有狀。爲下下。義解云。八字不相須。故隔句以及。其六贓一尺以上入已者。皆是貪濁。即盜不得財。亦爲下下。〔選叙令〕而中中以上進階焉。六考中中進一階。若其每三考中上及二考上下一考上中。亦各進一階。併進四階叙之也。一考上上進二階。其進加四階及計考應至五位以上。奏聞別叙。其考

未滿而以理解及考在中下以下者、不在進限。若自上考下考准折之外。仍有上考者。各聽依法加階。卽考未滿、從見任遷爲內外官並聽通計前勞。其六考之外有除考者、通充後任考。又計考應進。而兼有上考下考者、並得准折。毎一中下得以一中上除之、毎二中下及一下上得以一上下除之。上中以上、雖有下考、卽從上第。公罪下中。私罪下上。雖有上下。仍從下考。散位若見官無闕、雖有闕而才識無相當者、六位以下分番上下。毎有闕、各依本位量才任用。義解云。五位以上雖無執業、仍長上可與公勤不怠職掌無闕之最。○按。當令敍舍人史生兵衞伴部使部及帳內資人並以八考爲限。此云舍人者。其除內舍人以外。左右大舍人及東宮中宮舍人是也。伴部者。分言之則神部卜部藏部之類是也。職員令於此等無相當之位。蓋其出身仕初或無位。以考敍位者。卽散位而各分番當司。考課令集解云。分番者舍人史生伴部使部及散位貴人得第未任職事者類。因以爲若兵衞及帳內資人。雖考限同之。或武人或私人。是以各別立考案。衞門門部亦如之。軍防令。凡帳內取六位以下子及庶人爲之。資人不得取內八位以上子。唯充帳分者聽。此皆給親王及大納言以上。五位以上令仕焉則是私人也。八考敍位。內分番是也。〔考課令〕其考第凡三等。凡分番則小心謹卓執當幹了爲上。番上無違供承得職爲中、通違不上執當虧失爲下、兵衞衞門門部及帳內資人亦各如之。凡兵衞則恭勤謹愼宿衞如法便習弓馬爲上。番上不違。職事無失。雖解弓馬非灼然者爲中。違番不上。數有犯失。好請私假。不習弓馬爲下。凡衞門門部則正色當門、門於禁察監當之處。能肅姦非爲上。居門不怠。檢校無失。至於禁察非灼然者爲中。不勤其門。數有愆違。檢校之所。事多疎漏爲下。考外位之條。凡帳內資人則恪勤不懈。清廉稱主爲上。祇承合意。產業不怠爲中。好請私假。數有愆失爲下。〔選敍令〕而皆中以上進階焉。八考皆中進一階。四考上四考中進二階。八考並上進三階。雖考未滿八。而使兼滿四周者亦如之。卽有上考下考者依前例。其以別勅及技術直諸司長上者。考限敍法並同職事。如帳內勞滿應敍。而才堪理務。本主欲於內位敍者聽。帳內資人等。才堪文武貢人者。並聽貢擧。得第者於內位敍。不第者各還本主。郡司軍團凡郡司取性識清廉堪時務者爲大領。少領。強幹聰敏、工書算者爲主政主帳。其大領外從八位上、少領外從八位下敍之。其大領少領才用同者。先取國造。軍團以詳裁兵部省。不敢贅此。十考敍

〔准折〕例へば二考中下、二考中上なれば、これを四考中中となすが如し

〔余考〕集解に、謂余考所生、觸類不一、假如、分番經七考、入長上者、以七考爲限、卽分番一考、是爲余考、云々とあり。

〔毎二一中下云々〕卽ち一中上を以て一中下を除き二中中の考を得、一上下を以て二中下を除き三中中の考を得又は一上下を以て一下上を除き二中中の考を得るなり。

〔傍國〕當國に非ざる國を云ふ。

〔宇文氏〕後周の帝王の姓也、第一世を宇文泰と云ひ、太祖文皇帝と稱す。

〔姬周〕姬は周王の姓也。

〔沙宅昭明〕天智紀懷風藻、紹明に作る、百濟の首領也。

〔江次第〕年中恒例臨時の政事、大小の儀式を詳記せる書、具さには江家次第と云ふ、大江匡房の後二條關白師通の囑に依て撰せるものにて、二十一卷あり。

〔車持朝臣〕豐城入彥命の後にて、もと君姓なりしが、天武天皇十三年朝臣を賜はる。

位。外長上是也。〔考課令〕其考第凡四等。考外位之條。凡郡司則清謹勤公勘當明稱之類爲上。居官不怠執事無私之類爲中。不勤其職數有犯之類爲下。背公向私貪濁有狀之類爲下下。其軍團。少毅以上統領有方部下齊整爲上。清平謹恪武藝可稱爲中。於事無勤。武藝不長爲下。數有僣失武用無紀爲下下。下下考者即解之。〔選叙令〕國博士醫師之叙法亦同於郡司。凡國博士醫師。並於部內取用。若無之則傍國通用。考限叙法及准折並同郡司補任之後。並無故不得輙解。〔考課令〕其考第凡三等。凡國博士。則居官不怠教導有方爲上。教授不倦生徒充業爲中。不勤其職教訓有闕爲下。其醫師准効驗多少。十得七以上爲上。得五以上爲中。得四以上爲下。〔選叙令〕而皆中以上進階焉。十考皆中進一階。五考上五考中進二階。十考並上進三階。兼有上考下考者。准折並同八考例。外散位十二考叙位。外散位是外分番也。凡郡司軍毅等之解官若未爲官者。集解。問曰。番上何處。答。上國府。故十二考而爲位○按後周宇文氏慕姬周禮制。而國號周。置六官。且改魏之九品曰九命。而命有內外。內命叙王朝官。外命叙諸侯及州縣官。皇朝因之。制內位外位。蓋自天武始也。故當時有內小乙位外紫位等。紫位貴爵也。其內位是大臣所叙。而外贈大錦下百濟沙宅昭明外紫位。以其出由外蕃。且其貴人也。及至大寶始。賤外位不加之四位以上。故考課令考外位之條。但有郡司軍毅國博士醫師帳內資人貢人焉。式部式外位不得列內位上。夫外位之人。以其族如此疏賤。因謂之下姓。在京官亦唯爲帳內資人。給事於貴顯之門。率以私人沒身也。江次第裁其類分叙內階外階云。所給諸宮者。雖下姓仍叙內階。自條郎依姓之有尊卑而分階之叙內外。若於疑姓者輙先叙外階。後日由其病予此叙之內高階也。凡姓者眞人宿禰連直公縣主忌寸首等。凡氏者。王平源橘藤原菅原大中臣高階在原宮道等。叙內階不叙外階也。又有稱曰朝外曰異內朝外者謂以朝臣叙外階若車持朝臣是也。異內者謂與朝臣異姓叙內階若清原眞人是也。初分八姓眞人在首而朝臣次之。自藤原氏世爲天子外戚而姓朝臣者自尊貴焉。既賜皇子王孫源朝臣平朝臣。則眞人在古雖皇族世數已遠。降入疏賤。仍叙內位。還蒙異內之名。見怪於時。時勢之變。不期然而然也。江次第文義難解。姑就其意爲說。〔考課令〕其考第凡三等。凡分番有三等考第。若小心謹卓執當幹了爲上是也。前依集解。分番者。爲舍人史生等

〔景迹〕義解に、謂景狀也、猶言狀迹也とあり、紀にはコヽロバセと訓ぜり。

〔氏姓大小〕氏に大氏、小氏あり、大氏は本家、小氏は分家也、例へば阿倍氏は本氏、それより分れし阿倍志斐氏等は小氏なるが如し。

〔長上〕毎日出仕して官衙に務むるを云ふ、官位相當ある者は長上する故これを長上官と云ふ、また雜任にて才伎を以て長上するものあり。

之類。然據其發凡、則何止於内。其迹外位推可知矣。

〔選叙令〕而亦中以上進階焉。

十二考中進一階。六考上六考中進二階。十二考上進三階。叙考之相折同郡司。其分番二考長上八考。亦同十考例。〇按考選從來久矣。天武帝十一年八月詔曰。凡應考選者、必先檢其族姓景迹。景迹雖明、族姓不辨者、不在考選之色。持統帝四年四月定考課詔曰。凡百官及畿内人、有位者限於六年、無位者限於七年。從其上日選定九等。四等以上、依考仕令、以其善最功能氏姓大小量授冠位、及新令成。考選因之。分爲四科。若前所言是也。慶雲七年二月制七條。其一曰。准令長上遷代六考爲期。餘加二考。至十二考。選限太遠。宜皆減二。自是長上四考、番上六考。外長上八考。外分番十考。選叙令内分番經二考以上入長上者。並以七考爲限。若經一考者。同六考例。義解演之云。外散位經二考入外長上者。同十考例。經三考以上者。以十一考爲限。外長上經一考入内分番者。同八考例。經二考以上者。以九考爲限。外長上經一考入内長上者。同六考例。經二考以上者。以七考爲限。外散位經二考入内分番者。同八考例。經三考以上者。以九考爲限。觸類而長。餘亦推可知也。依經二考以上入長上。卽知其出亦同之。假如長上經五考出分番者。同六考例。經四考以上者。以七考爲限之類也。分番經一考入長上者。分番上一。長上中上五。叙三階。分番中一。長上中上五。叙二階。分番中一。長上中中五。叙一階。若經二考以上入長上者。分番上六。長上中上一。叙三階。分番上中各一。長上中上五。叙二階。分番中四。上二。長上中上一。叙一階。分番中四。長上中上三。叙二階。自慶雲每色皆減二考。至延喜仍其法焉。式部式選内出入番法云。内分番入内長上經一考者。同四考例。經二考以上者。以五考爲限。外長上入内長上者亦同之。外長上入内分番經一考者。同六考例。經二考以上者。以七考爲限。外分番入内長上經二考者。以五考爲限。經三考以上者。以六考爲限。外分番入内分番經二考者。同六考例。經三考以上者。以七考爲限。外分番入外長上經二考者。同八考例。經三考以上者。以九考爲限。其有從近出遠者。亦准此法。假如内長上出内分番經三考者亦同四考例。經二考以下者。以五考爲限之類也。結階有三法。一爲長上選叙法。四考皆中上。進三階。二考中上。二考中中。進二階。四考並中中。進一階。若四考上下以上進五階。上上進七階。二爲分番經一考入長上叙法。一考上。三考中上。進三階。一考中。三考中上。進二階。一考中。三考中中。進一階。三爲分番經二考以上入長上叙法。二考上。二考中上。進三階。二考中。二考中上。進二階。二考中。二考中中。進一階。

〔考

〔應叙者〕六位以下につきて云へり

〔家令〕親王內親王三位以上の家に仕へ、家事を掌る者を云ふ。

〔弘仁式〕文武天皇大寶元年より嵯峨天皇弘仁十年に至る間の朝廷官府の格式規定及び故事舊例を集めしもの也、藤原冬嗣嵯峨天皇の勅を奉じて撰す。

〔番上〕交替して或る事務を勤仕するを云ふ、官位相當なき職員は卽ち番上にて、これを番上官と云ふ。

課令〕凡應考者。具錄其行能及功過。乃期仲秋。各先校于本司。月三十日以前校定。選叙令。凡應叙者。本司八月三十日以前校定。義解云。謂計考結階。郎長官自校與考同。集解引釋云。起去年八月一日。盡今年七月三十日。爲一年考期。所以知之者。祿令云。自八月至正月上日一百二十日以上者。給春夏之祿。自二月至七月。亦計日給秋冬之祿。是一年之祿法也。故考期亦由此爲限。爲長官者與衆對讀。無長官郎其次官考。遂議優劣。以擬考第。如家令。每年其本主准諸司考法。立考第。義解云。扶以上及文學。得次官最。從得判官最。書吏得主典最。○凡帳內資人。每年其本主量功過。立考第。職以上及內親王家事已隷于宮內省。考訖申式部省。案記准考應解者同諸司之法。集解引釋云。其女王資人考選者。前令正親司掌之。此令已除。故其家定考送式部省。其考文。在京及畿內。則孟冬以致於官。在邦國則仲冬附朝集使以致於官。考後功過並入來年。若本司考訖以後。省未校以前犯罪。斷訖准狀合解及貶降者。仍即附校。應進者亦准此也。義解云。考訖以後。謂八月一日以後。未校以前。謂十二月三十日以前。何者。選叙令。應叙者式部起十月一日盡十二月三十日。即考選程限理合一同故也。而後下校于式部省。以意添之也。〔選叙令〕省之處分也。起孟冬盡於歲終。官之處分也。起孟春盡於仲春。而其應叙者。本司量程以送之。咸集於省。義解云。量程者量十二月一日應會集之程也。集省者爲唱示叙階之高下及令披訴選中抑屈而集于式部兵部也。集解云。大寶元年十二月處分云。陸奧越後者。其首長一二人集。但筑紫不在集限。按國史遺此文矣。然而應叙人以十二月會集。可見有例已久。又引弘仁式云。長上者於官引唱。番上者於省引唱。若三日之內不到。則降一階叙。其國司郡司及外散位於國引唱。具錄申省。不在赴限。〔考課令〕凡內外長上者計考前釐事不滿一百四十日。分番者不滿百四十日。帳內資人者不滿二百日。則並不考也。分番如日有斷絕欲陪上。於考前者皆聽通計焉。若其與長上通計爲考。每三日輒當一日。義解云。此爲分番入長上立法也。若長上出分番者。不用此法。猶以

〔奏任〕太官の奏聞による授官也。

〔判官〕太政官にて授官するを云ふ。

〔階卑而擬高云々〕例へば治部卿の相當位は正四位上なれば、從四位上治部卿は守、大納言の相當位は正三位なれば、正二位大納言は行なるが如きこれ也。

〔比司〕例へば主計寮と主稅寮との如く一管内にある司を云ふ、主計助にて主稅助を攝するは即ち攝判也。

長上一日爲分番一日。其外長上、與内分番、亦不在通計之例。凡考文集日、省乃勘校而色別爲之記其顯功過。（義解云、上日考第。）色制不一。故曰色別。（義解云、即今所謂考文別記者。）三位以上奏裁之。（義解云、謂一品以下。其右大臣以上不在此限。）五位以上官量定、然後奏聞之。六位以下省校定、而唱示考第、以告於官。（若考當下第、狀有不盡、校雜則者附使勘覆善惡。待後年總定、若過考）之後訴理不伏、應奪者亦如之。又應考之官犯罪、其案成者、考日即附考狀。若他司人有功過、則錄牒本司、附考焉。其在京斷罪之司、所斷限九月三十日、並錄送省。〔選叙令〕凡應選者、必審狀迹。（義解云、考中功過謂之狀。履行善惡謂之迹。）銓擬之日、以三類觀其異。一曰德行。二曰才用。三曰勞功。德鈞以才、才鈞以勞。優者擢而升之、否則降之。然後其狀能擬之、其資以擬之。以三類以下四。（唐六典文之也。）凡内外五位以上勅授也。内八位外七位以上奏授也。外八位及内外初位判授。授於官也。其任官者、大納言以上左右大辨八省卿五衞府督彈正尹大宰帥勅任也。（義解云、皇太子傅官位高於七省卿、故准爲勅任。）餘官奏任也。（義解云、謂内外諸司主典以下及郡司。）主政主帳及家令判任官也。（義解云、依軍防令、内舍人亦爲判任。及文學才技長上亦同。）舍人（謂大舍人及中宮舍人也。）史生使部伴部帳内資人判補於省也。（大寶元年七月太政官處分、凡選任之人奏任以上以名簿送官、判任者式部銓撰而送官。又畫工及主計主稅算師雅樂諸師准官判任。）凡官位相當爲正。帶兩官以上而皆不相當、以其上官者爲正、餘皆爲兼。階卑而擬高曰守、階高而擬卑曰行。（守在唐謂之試。）〔公式令〕有勅令攝他司曰檢校、比司曰攝判。〔選叙令〕凡官七十致仕、五位以上則上表、六位以下則牒於官奏之也。身喪及免皆即言上。大上國介中國掾以上並闕、下國守闕、（職員令中國無介、下國爲介掾。）皆使馳驛以告於官。若大宰帥及三關國守（謂三關國伊勢

〔位祿〕官人五位以上に賜ふ祿を云ふ

〔中男〕十七歳以上二十歳以下の男を云ひしが、天平勝寶九年より改めて十八歳以上二十二歳未滿とせり。

〔正丁〕二十一歳以上六十歳以下の男子を云ふ、天平勝寶九年二十二歳以上に改む。

〔絁〕粗き絲にて織りし絹也、和名鈔に、絁、和名阿之岐沼、絹似布也とあり。

〔庸布〕庸として夫役の代に納めしむる布也。

美濃越前。壹岐對馬國守雖獨關猶使馳驛。其待報之間。大宰帥攝以判事以上。而其遣新任亦馳驛焉。官人至任無印文者。不得受代。凡同司則主典以上不用其三等以上親焉。凡身有患經假二百二十日。緣親有患而滿二百日。且應侍親。則令解官也。人才足用猶帶官侍。凡經癲狂酗酒及父祖子孫被戮者。皆不得任侍衞也。義解云。謂侍從以上。內舍人中務判官以上內記及兵衞之類。依雜令。其內竪使亦不可配。〔祿令〕凡食封。一品八百戶。二品六百戶。三品四百戶。四品三百戶。內親王准以半減。太政大臣三千戶。左右大臣二千戶。大納言八百戶。若以理解官及致仕者減半。正一位三百戶。從一位二百六十戶。正二位二百戶。從二位百七十戶。正三位百三十戶。從三位一百戶。慶雲三年二月。詔。以四位入食封之限。而諸位有飛蓋之貴。五位無冠蓋之重。不應同在位祿之例。故四位封亦益之。集解具錄其格云。正一位六百戶。從一位五百戶。正二位三百五十戶。從二位三百戶。正三位二百五十戶。從三位二百戶。正四位百戶。從四位八十戶。其封戶者。授位之時。與其處分。令外官之食封者。內大臣一千戶。中納言二百戶。參議二百戶。並其置時所定。而在延喜民部式。中納言四百戶。參議八十戶。及至後世。又有沿革。拾芥抄所載。蓋得於衰世殘史中者。未詳其改定何時。比之令條。且猶減之。一品六百戶。二品四百五十戶。三品三百戶。四品二百五十戶。左右大臣千五百戶。內大臣大納言並八百戶。中納言三百戶。參議六十戶。〔賦役令〕其封戶皆以課戶。義解云。戶有中男一人以上為課戶。及其入封戶。仕丁從給其主。以田租之半給其主家。一分入官。調庸全給焉。天平十一年五月詔曰。封戶之租。依令為二分。以一分入官。一分給主。自今以後。全給其主。民部式。凡封戶以正丁四人中男一人為一戶。其田租每戶以四十束為率。〔祿令〕正四位絁十匹。綿十屯。布五十端。庸布三十六常。從四位絁八匹。綿八屯。布四十三端。庸布三百常。正五位絁六匹。綿六屯。布三十六端。庸布二百三十常。女減半以為其位祿。而不在食封之例。其無故不上二年者則停給。義解云。此兼為封祿立例。其職封者不入此例。但以理解官者服闋及病差之後。無故不上一年者。准

〔位田〕品階及び位階五位以上の者に給する田地也。

〔職田〕又た職分田式は諸司職分田と云ふ、大納言以上及び地方官に授くる田地也。

〔口分田〕國民一般に各個人に就きて給與せる田地也、六歳に至れば男には二段、女にはその三分二を給し、死後公に還收す、承平天慶の頃より廢絶せり。

〔以功食封〕所謂功田也。

〔傳子〕男女嫡庶を問はず、これを均分せしむ。

選叙令停給。其在任之日不上百二十日者亦不給。〔格〕凡位祿給於仲冬也。集解引慶雲三年格云、位祿者式部以十一月例給。女減三分一。其無故不上經一年者則停給。又引神龜五年格云。外位位祿減內位以半。〔祿令〕中宮則湯沐二千戸。東宮則雜用之料絁三百匹。綿五百屯。糸五百絇。布千端。鍬千口。鐵五百廷。按、凡給鍬鐵者、以其有田也。而東宮則無位田職田及口分田。猶與於給鍬鐵者。蓋其坊官有田者皆從而受之。故鍬千口鐵五百廷之多也。凡皇親年十三以上、給時服之料。春絁二匹。絲二絇。布四端。鍬十口。秋絁二匹。綿二屯。布六端。鐵四廷。其給乳母王者。絁四匹。絲八絇。布十二端。義解云、給乳母王。謂二世王。其親王不見令條。有別式。若皇親任官及叙五位以上者。不可重給。但季祿與王祿、從多給之也。凡嬪以上、其封祿依品位。不減半。○其春夏給季祿者、妃絁二十匹。絲四十絇。布六十端。夫人絁十八匹。絲三十六絇。布五十四端。嬪絁十二匹。絲二十四絇。布三十六端。若帶官者、累給。秋冬亦如之。以綿代糸。凡五位以上以功食封者、其身既喪、則大功減其半、傳三世。上功參之一、傳二世。中功四之一、傳子。下功不傳也。凡春夏之祿、所謂季祿也。給於仲春上旬。以糸一絇代綿一屯。秋冬之祿、給於仲秋上旬。以鐵二廷代鍬伍口。京官文武職事及大宰壹岐對馬皆依官位給祿。自仲秋至於孟春、上日百二十以上、則給春夏之祿。秋冬亦如之。正從一位絁三十匹。綿三十屯。布百端。鍬百四十口。按、一位依田令給位田八十町。蓋其用鍬每町二口、則百四十口。是其率然也。其餘準此而有差。凡位田限於五位以上。職田限於大納言以上及大宰府僚國司郡司。其六位以上則無位田職田。而猶給鍬。是其人受口分田也。正從二位絁二十匹。綿二十屯。布六十端。鍬百口。正三位絁十四匹。綿十四屯。布四十二端。鍬八十口。從三位絁十二匹。綿十二屯。布三十六端。鍬六十口。正四位絁八匹。綿八屯。布二十二端。鍬四十口。從四位絁七匹。綿七屯。布十八端。鍬三十口。正五位絁五匹。綿五屯。布十二端。鍬二十口。

〔四疋〕疋は絹の長さを計る單位にて五丈二尺也、今日端の二倍を云ふとは同じからず。

〔四屯〕屯は綿二斤の重さを云ふ。

〔依行守之處〕例へば六位にて七位の官に在る者は七位の祿、七位にて六位の官に在る者は六位の祿を給す。解に、謂高官日滿時耳、若卑官日滿者、依卑官給也と見えたり。

從五位絁四疋。綿四屯。布十端。鍬二十口。正六位絁三疋。綿三屯。布五端。鍬十五口。從六位絁三疋。綿三屯。布四端。鍬十五口。正七位絁二疋。綿二屯。布四端。鍬十五口。從七位絁二疋。綿二屯。布三端。鍬十五口。正八位絁一疋。綿一屯。布三端。鍬十五口。〔寶字三年減五口。〕從八位絁一疋。綿一屯。布三端。鍬十口。大初位絁一疋。綿一屯。布二端。鍬十口。少初位絁一疋。綿一屯。布二端。鍬五口。家令降一級。〔義解云。書吏以上通稱家令。假如從七位官降爲正八位官之類。其少初位官。更無所降者。以鍬五口准爲降法。〕唯文學不在降限。內舍人及以別勅才伎長上諸司者。〔集解引釋云。別勅長上倡優之類。才技長上雜藝之類。〕准以當司判官以下祿。行守者。依行守之處。若其一人帶數官。則從多處而祿焉。兵衛者六月內而上者日夜各八十日則祿焉。有位准大初位。無位准少初位。〔授刀舍人亦准此。〕宮人以尚藏准正三位。以尚膳尚縫准正四位。典藏准從四位。尚侍典膳典縫准從五位。尚酒准正六位。尚書尚藥尚殿典侍准從六位。尚兵尚闈准正七位。尚掃尚水掌藏掌侍准從七位。掌膳掌縫准正八位。典書典藥典兵典闈典殿典掃典水典酒准從八位。〔寶龜十年。以尚侍准尚藏。典侍准典藏。大同二年。尚侍准從三位。典侍准從四位。掌侍准從五位。其所奏言云。尚侍者供奉常侍奏請宣傳。典侍者或代尚侍掌宣傳。掌侍者雖不得奏請。而臨時處分得與宣傳。以是量之。所務是重。然其准位尚卑祿賜缺少。伏望升進爵級。品秩相當。〕其餘散事。〔義解云。氏女女孺之類。〕有位准少初位。無位准布一端。凡初任官者。雖不滿日。皆給初位之祿。凡應除免官當。而科斷未畢。則其祿停給。待斷訖校定而後或給或奪。其私罪下上。公罪下中。奪半年之祿。奪也徵半年。必限六十日。徵一年。必限百二十日。以輸之。〔若限內遇恩及別勅復任者。並免徵。即應徵者從復任日爲始計。〕〔軍防令〕凡親王家給帳內。一品百六十人。二品

〔帳內〕親王に仕へ雜役を勤むる舍人也、式部の判補とし、六位以下の子及び庶人を採る。

〔資人〕京官の諸臣に仕ふる舍人也、式部の判補にて八位以下庶人を採る

〔事力〕地方官に仕へ、職田の耕作等を勤む。

〔大學頭〕もと最も人撰を重じ、文章生、諸王これに任ぜしが、後には菅原大江兩氏これに任ぜらる、倘ほ後ち頭の上に別當を置く、初めは式部少輔これを兼ぬる例なりしが、醍醐天皇の頃より親王大臣の兼となる。

百四十人。三品百二十人。四品百人。諸王諸臣家給資人。一位百人。二位八十人。三位六十人。正四位四十人。從四位三十五人。正五位二十五人。從五位二十人。謂之位分資人。女減半。數減不等。從多給。其太政大臣三百人。左右大臣二百人。大納言百人。謂之職分資人。義解云。若致仕者准祿令減半○和銅三年三月制。凡帳內資人。自今其不得輙取畿外人。須待官處分而後充之。四年五月制。凡帳內資人。雖名入式部。不在簡選之例。既叙位記者許之。職分不在此例。唯帳內三分一。資人四分一則聽之。其選叙位逗留。只方便遂主失禮者。追其位而還之本貫。若得他處之位者不退也。或本主亡者。不得簡選。皆還本色。但欲廻入者聽之。五年九月禁取三關人爲帳內資人。養老三年十二月。始以外六位內外初位及勳七等之子年二十以上爲位分資人。八年一替。又五位以上家補事業防閤仗身。承和六年九月制。依選叙令。帳內資人以八年爲限。自神龜五年定格。而外五位資人以十年爲限。自今其復依令行之。凡大宰及國司。並給事力。帥二十人。大貳十四人。少貳十人。大監少監大判事六人。大工少判事大典防人正主神博士五人。少典陰陽師醫師少工算師主厨防人佑四人。諸令史三人。大國守八人。上國守大國介七人。中國守上國介六人。下國介六人。下國守大上國掾五人。中國掾大上國目四人。中下國目三人。凡史生二人。八年一替。皆取上等戸內丁。並不得收庸。

大學寮

大學頭一人從五位上

助一人正六位下職原抄有權。

大允一人正七位下

〔文章博士〕詩文及び紀傳を掌る、依て紀傳博士とも云ふ其下に文章得業生文章生、擬文章生等あり。

〔紀傳〕歴史を修むる學科也、史記、漢書、後漢書を主とし後ち文選を加ふ。

〔大學博士〕後世中原清原兩氏を以て任ず。

〔助教〕經書に通ずる者を以て任じ、博士の下に屬す。

〔直講〕詩經、書經、左傳、禮記の内より十箇條を試み及第せる者を任ず。

〔音博士〕明經道の人を以て任ず。

少允一人從七位上

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下

○史生。式部式八人。注曰。權其四人。其二人以省扶省掌兼任。

○文章博士　神龜五年七月。置律學博士二員。直講三員。文章博士一員。職官部。大同三年二月。割直講一員。以置紀傳博士。其官位同直講。正七位下也。類聚三代格。弘仁十二年二月。定文章博士官位。云。依天平二年三月格。是正七位下官。今改爲從五位下官。承和元年四月。廢紀傳博士。加文章博士一員。其紀傳得業及生徒亦傳之。○按。職原抄云。文章博士紀傳道之選也。然紀傳承和既廢之。文章自神龜所置。今謂之紀傳道之選也。則紀傳雖廢。蓋其學猶兼於文章歟。

大學博士一人正六位下　職原抄。近代五位官。○按。大寶元年八月。遣明法博士于六道。講新令。臨講新令之時。置此官。而其常以大學博士兼知之。居六類之一。故不入於令條也。自置文章明法博士。而大學博士獨守明經。職原抄云。明經道之極官是也。其稱大博士省言爾。又單稱博士。

助教二人正七位下　職原抄。近代五位以上。

學生四百人

○直講　天平二年三月奏言。直講四人。其一人包文章博士。則實三人也。定爲正七位下官。大同割其一。定是二員也。唐六典。國子直講四人。掌佐博士助之職。専以經術講授而已。本朝此官所掌。蓋亦同之。

音博士二人從七位上　職原抄。近代五位以上。

書博士二人從七位上

○明法博士（天平二年三月格。定明法博士為正七位下官。此即是律學博士。○按。印本職員令。大學寮下有律學博士二人。明法生十人。文章生二十人。得業生十人。大宇書之。混於本文。此集解所引天平二年格已。以誤寫而義解印本亦從之也已。得業生十人。謂明經生四人。文章生二人。明法生二人。算生二人。並取生内人性識聰慧藝業優長者為之。賜夏冬之物。）

算博士二人從七位上

算生三十人（天平二十一年□月、減員定為二十人。）使部二十人（式部式十人。）直丁二人

大學頭及助掌簡試生徒及釋奠於先聖先師

〔學令〕凡博士助教。皆取明經堪為師者。書算亦取業術優長者。（義解云。書曰業。算曰術。略書博士者。案文可知也。）〔式部令〕其大學諸博士六位以下兼任諸國權博士。（選叙令。國博士於部内取用。若無之。則傍國通用。）必先奏。然後補。（明法生課試通六七條者。亦任國博士。）〔學令〕大學生。取五位以上子孫（義解云。謂諸王諸臣。唯親王不在此限。以別有文學也。集解引古記曰。神龜五年格。外五位嫡子補大學生。因知庶子及孫不合。更按學令。若八位以上子。情願者聽。義解云八位以上者。内外並同之。子者。不論嫡子也。然則不必如古記之云。）及東西史部子。（義解云。史部之居在皇城左右。故曰東西也。自古奕世繼業。或為史官。或為博士。因賜之姓。總謂之史部也。○按。令成於大寶。當時所都。是大和藤原。則指東西者。謂倭漢直河内文首等類。漢直之先者阿知也。書首之祖者王仁也。據史及姓氏錄。並出由劉漢之後。而以應神帝之世歸化。其家世儒學。）以補於式部。國學生取郡司子弟。以補於國司。並用年十三以上。十六以下資質聰令

〔書博士〕後世五位以上となる。

〔算生三十人〕この上に得業生二人を置く。

〔國博士〕國學の職員にて、國學生の教授を掌る。

〔大和藤原〕今大和國高市郡鴨公村大字高殿の地也、持統天皇八年より元明天皇和銅三年まで此地に京せらる

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄の略稱也。

〔劉漢〕劉は漢主の姓也。

〔尚書〕書經を云ふ
〔毛詩〕詩經を云ふ
〔鄭玄〕後漢靈帝の頃の學者にて、字は康成、馬融の弟子、諸經に註するもの頗る多し。
〔王弼〕字は嗣輔、晉代の學者也。
〔孔安國〕孔子の裔にて、漢武帝の頃の學者也。
〔何晏〕字は平叔、魏武帝の頃の人也
〔服虔〕字は子愼、漢靈帝の頃の人也
〔杜預〕字は元凱、晉代の人也。
〔公羊〕周の公羊高の作れる春秋註也
〔穀梁〕周の穀梁淑の作れる春秋註也
〔三禮〕周禮、儀禮、禮記を云ふ。
〔三傳〕春秋の三注左氏傳(左傳)、公羊傳、穀梁傳を云ふ。

者。凡學官以周易尚書周禮儀禮禮記毛詩。春秋左氏傳各爲一經。而孝經論語。學者兼習之。周易立鄭玄王弼注。尚書立孔安國鄭玄注。三禮毛詩立鄭玄注。左傳立服虔杜預注。孝經立孔安國鄭玄注。論語立鄭玄何晏注。禮記左傳各爲大經。毛詩周禮儀禮各爲中經。周易尚書各爲小經。○按。公羊穀梁二傳當時不建之學官。獨以左傳治春秋。又教授他經不必及諸注家。要在令知讀經傳明人倫。而不假事博涉也。如孝經。特尊尚之。實字元年□月勅有之。古者治國安民。必在致孝。宜令天下家藏孝經一本。若其有不孝不順者。則配諸陸奥出羽。厥後公穀亦尋立於學官也。集解引延暦十七年三月官符云。得式部省解云。去寶龜七年。遣唐使直講博士伊與部家守授二傳。歸朝。至延暦三年以申官。於是家守初講三傳。然未建之爲例。竊檢唐令。詩書易三禮三傳各爲一經。望請今二傳准小經。永聽教授。孝經用安國之注。劉炫之義。有年矣。貞觀二年二月制。以立御注。其略云。今案唐主開元十年。撰御注孝經。作新疏三卷。以爲世傳鄭注。比其所注。義理殊非。又稽之鄭志。康成不注孝經。安國之本。梁亂而亡。今之所傳。出自劉炫。事義紛薔。誦習尤難。故玄宗酌儒流。深廻睿想。爲之訓注。冀闡微言。乃勅學士。僉議可否。頃傳名儒。同共嗟伏。然則孔鄭二注並廢於時。御注之經獨行於世。應自今立諸學官。但去聖久遠。學不厭傳。若有猶敎孔注。欲以講誦。兼聽試用。莫使失望。今以是觀之。傳注之不必於漢唐。可推而知矣。況其學如濂洛之道體。宜以此成聖敎而資王治也。 其算學。以孫子。五曹。九章。海島。六章。綴術。三開重差。周髀。九司。各爲一經。〔義解〕 其書學。唯巧秀爲宗。不敢講字様。與唐法異也。

〔學令〕每歳終。義解云考期者。七月爲歳終。此稱歳終亦同。即以定博士考課故也。 考其敎官博士助敎等。 講授之多少。而爲之殿最。凡國司之於國學亦如之。國司郡司亦有解經義者。即兼加敎授。義解云。國博士外兼令敎授。 若訓導成焉。則以進考也。凡學生。有不率其師敎者。則免之。且頻三下第。及九載在學。猶不堪貢。亦如之。或一年之内。違假百日。或作樂雜戲。亦同。惟彈棊習射不禁。 〔考課令〕大學之學人也。以告於官。而其試於式部。則凡貢人亦同與焉。其貢人者。國司既試而後隨朝集使。以造於官。至則皆引見於辨官。遂付式

〔冉伯牛〕名は耕、魯の人、孔門十哲の一也、以下同じ。

〔仲弓〕名は雍、伯牛の族人也。

〔冉有〕名は求、字は子有、魯の人也。

〔季路〕仲由の字也又た子路と字す、陳の人也。

〔宰我〕名は予、字は子我、魯の人也。

〔子貢〕衞の人端木賜の字也。

〔子游〕吳の人言偃の字也。

〔子夏〕衞の人卜商の字也。

〔閔子騫〕名は損、魯の人、德行を以て顏子と併稱さる

〔明衣〕齋服也。

〔試二一帖三言一〕一處の三字を覆ひて暗讀せしむる也。

伯牛。仲弓。冉有。季路。宰我。子貢。子游。子夏。〔雜式〕國學則二座。先聖。先師。惟大宰府學爲三座也。先聖。先師。閔子騫。〔學令〕共饌酒明衣之費。並取於官物。式有陳設饌享及講說等事。一是皆收禮儀志。

大學博士及助教掌教授經業。課試生徒。

音博士掌教音。

書博士掌教書。

〔學令〕凡學生在學。必序長幼。其初入學。乃禮其師以束脩。布一端。且有酒食焉。束修。每生各端布。其分也。三分入博士。二分入助教。義解云。職員令。博士一人。助教二人。然則總計所博士助有。以爲七分。三分入博士。其餘四分均入助教。自餘諸博士。亦皆行束修也。教分經教授。每經輙使終講。不得改業。學生每旬休一日。其一日之前。博士必考試道藝。試讀者。每千言內試一帖三言。試講者每二千言內。問大義一條。總試三條。通二爲第。其通一及全不通。斟量決罰。又歲終試者。通計一年所受之業。問大義八條。得六以上爲上。得四以上爲中。得三以上爲下。考請官之法。亦通而然。其通二經以上。求仕者擧之。其應學者。試問大義十條。得八以上。送太政官。即講說不長。而閑於文藻。才堪秀才進士者。亦如之。國學生亦通二經。而猶情願學。則昇於式部。考練得第。而補大學生也。大學生國學生。歲以五月放田假。以九月放授衣之假。路遠者。量給往還程。又其他有請假者。義解云。緣身及父母患。臨時請假之類也。其依假及田衣等假。不在此限也。大學經頭。國學經其國司。各陳牒。然後量給之。凡學生公私有禮事處。乃使觀儀式。義解云。元日及公卿大夫喪葬之類也。苟自非行禮之處。不得輙使之。

〔掌内外文武云々〕集解に、穴云、文武散位、皆可レ在ニ此司一、但唐行者、武散位在ニ兵部一也とあり、散位は文武散官とも云ふ、位ありて官なき者を稱す。

〔吏部〕事物紀原に漢初曰ニ常侍曹一、後漢爲ニ選部一、魏始曰ニ吏部一とあり、文官の任叙、轉補、身分、俸祿のことを掌る官也。

〔郎中〕周代には近侍の省なりしが、秦始めて此官を置きて郎中令に隷屬せしめ、隋唐以後は各部皆これを置きて諸司の長たらしむ。

〔散位寮〕

散位頭一人從五位下

助一人從六位上

允一人從七位上

大屬一人從八位下

少屬一人大初位上

史生六人。使部二十人。直丁二人

散位頭及助掌ニ内外文武之散位一、正ニ其名帳一。凡邦國朝集使。咸集ニ于寮一而考ニ分番一、以判ニ上日一。

〔公式令〕凡品位應レ叙者、親王四品、諸王五位、諸臣初位以上、唐六典。吏部郎中掌ニ天下文吏之班秩品命一、凡叙レ階二十九。從一品曰ニ開府儀同三司一、正二品曰ニ特進一、從二品曰ニ光祿大夫一。正三品曰ニ金紫光祿大夫一。從三品曰ニ銀青光祿大夫一、正四品上曰ニ正議大夫一、正四品下曰ニ通議大夫一。從四品上曰ニ大中大夫一、從四品下曰ニ中大夫一、正五品上曰ニ中散大夫一、正五品下曰ニ朝議大夫一、從五品上曰ニ朝請大夫一、從五品下曰ニ朝散大夫一、正六品上曰ニ朝議郎一。正六品下曰ニ承議郎一。從六品上曰ニ奉議郎一、從六品下曰ニ通直郎一、正七品上曰ニ朝請郎一。正七品下曰ニ宣德郎一、從七品上曰ニ朝散郎一、從七品下曰ニ宣議郎一。正八品上曰ニ給事郎一。正八品下曰ニ徵事郎一、從八品上曰ニ承奉郎一、從八品下曰ニ承務郎一、正九品上曰ニ儒林郎一、正九品下曰ニ登仕郎一。從九品上曰ニ文林郎一、從九品下曰ニ將仕郎一。凡散官。四品以下。九品以上。並於ニ吏部一當番上

下。本朝惟尙質。未嘗建如此虛名。然時假用。故姑注之。〔史〕大寶元年。其外位始於正五位上而終於少初位下。凡二十階焉。（神龜四年三月。制外五位位祿蔭階料。四月官奏云。國司皆言。運漕行程。多勞百姓。望請外位之祿。割留入京之物。以給當土者。制可。是時。諸郡司及集人等授外五位。五月。吉陽坐小月。葛野廣麻呂。丸部大石。葛井大成。並授外從五位下。勅曰。今授外五位之人。勿滯其階。隨所供奉。將叙內位。努力勿怠。自大寶制令。而外位自五位以下爲定。然叙之不敢登五位。其登五位。有位祿蔭階。自此始。）其勳位始於正三位。而終於從八位下。凡二十等焉。（勳官一位等令。）（比正三位。二等比從三位。三等比正四位。四等比從四位。五等比正五位。六等比從五位。七等比正六位。八等比從六位。九等比正七位。十等比從七位。十一等比正八位。十二等比從八位。○唐六典。司勳郎中掌邦國官人之勳級。凡勳十二等。十二轉爲上柱國。比正二品。十一轉爲柱國。比從二品。十轉爲上護軍。比正三品。九轉爲護軍。比從三品。八轉爲上輕車都尉。比正四品。七轉爲輕車都尉。比從四品。六轉爲上騎都尉。比正五品。五轉爲騎都尉。比從五品。四轉爲驍騎尉。比正六品。三轉爲飛騎尉。比從六品。二轉爲雲騎尉。比正七品。一轉爲武騎尉。比從七品。本朝建勳位。自正三位以下也。而唐自正二品。則所比崇一等。是所以上柱國等之號。不得假用亂等也。）〔選叙令〕凡授位。皆限年二十五以上。（解云。入色之年。起自十七。集解引古記云。出身從十七。故起十八。盡二十五。凡八年。考滿成選叙位。）唯以蔭出身者。限年二十一以上。而蔭皇親者。親王子則從四位下。（義解云。不限有品無品。）諸王子則從五位下。五世王則從五位下。其子降一階。庶子又降一階。（別敕處分不拘此令。）諸臣一位嫡子則從五位下。庶子則正六位上。二位嫡子則正六位下。庶子及三位嫡子則從六位上。庶子則從六位下。正四位嫡子則正七位下。庶子及從四位嫡子則從七位上。庶子則從七位下。正五位嫡子則正八位下。庶子及從五位嫡子則從八位下。其三位以上之蔭。以及於孫。降子一等。外位准內位。其五位以上帶勳位之高。則依當勳同官位蔭。四位降一等。五位降二等。凡贈官

〔勳位〕位階の一種也、普通の位階は勳位と區別する時には是れを文位と云ふ、元明天皇和銅六年七月隼人を征せし將卒に勳位を授けしことあるを初見とし、大寶に至りて文位との相當を定む、貞觀以後は神社の位となり、人に授けしこと所見なし。

〔帶勳位之高云々〕集解に、謂四位帶勳一等、勳二等、同官位蔭降一等叙也とあり。

〔贈官〕死後に官を贈るを云ふ、大寶元年正月大納言正廣參大伴宿禰御行薨ぜる時、正廣貳右大臣を贈れるを初めとす。

〔除名〕有位有官の人に課せる附加刑にて、官位勳等ともに除くを云ふ。

〔限滿而叙〕除名せられたる者は第七年に至りて叙位を聽す也。

〔移鄉〕人を殺して死すべき人、赦に會ひて罪を免されし時、死家遺族の復讐を遂げしめむ爲め、これを他國に移して戶を爲さしむるを云ふ。

〔免所居官〕免官と同じく官位を免ずるも勳位はこれを留む、犯情最も輕きに課し、朞年の後先位に一等を降して叙す。

〔免官〕官位勳位を除くこと除名に同じきも、犯情輕く復叙の條件亦寬なるを異にす。

所蔭、其於死王事則與生同、餘降一等。爲人後者、兄弟之子。則得出身。不然則否。兩應出身。義解云。謂父或祖蔭者及秀才明經兼有父祖蔭之類也。則叙從高。考滿而叙。或其蔭高。則亦從高、凡秀才出身、上上第、則正八位上。上中第、則正八位下。明經上上第、則正八位下。上中第。則從八位下、進士甲第、則從八位下。乙第、及明法甲第、則大初位上。乙第。則大初位下。其秀才明經、得上中以上第、而有蔭及孝悌可表顯、則加本蔭本第一階叙。通二經以外。每一經輙加一等。〔軍防令〕凡勳位應加轉者、必加勳位上。無勳位則一轉以授十二等。自此一轉加一等。而六等以上。兩轉加一等。三等以上三轉加一等。義解云。轉者不定之謂也。假如元年行軍十級爲一轉。二年行軍五級爲一轉之類。以其無定例。故謂之轉也。所謂五級十級者。以斬首之數言之。其五位以上加盡勳位、仍有餘勳、聽授父子。如父子皆喪、每一轉輙賜田二町。義解云。此名賜田。不爲功田。而六位以上雖聽迴授、不得迴田。〔選叙令〕凡有位之人犯除名。限滿而叙則三位以上、錄狀奏聞而聽勅、正四位於從七位下叙。從四位於正八位上叙。正五位於正八位下叙、從五位於從八位上叙、六七位並於大初位上叙。八九位並於少初位下叙。若出身而位高於此法則從高。免官免所居官亦准此。即才優擢授、則不拘常例。〔軍防令〕其勳位、則一等於九等叙。二等於十等叙、三等於十一等叙、四等以下於十二等叙。其官當及免官免所居官。計降卑於此法則從高。獄令、本犯除名而被流人、自至配所六載而仕。即本犯不應流而特除名被配流、則三載聽仕。有蔭者各依本蔭收叙法。其解本任及非除名移鄉者、年限准考解例。義解云。考解者。非年聽叙是也。名例律免官者三載之後降先位二等叙。免所居官及官當者。期年降先位一等叙。令此云計降卑於此法則從高。義解云、假令勳十二等。犯罪免官、准法三載之後應降先位二等叙。而所降既盡。故猶叙十二等。是謂從高叙。

〔治部省〕治は字書に、理也、監督也とありて、もと姓氏の紊亂を理し、僧尼を監督する職なりしより名づけしなるべし、天武紀朱鳥元年九月の條に、理官（ヲサムルツカサ）とあるは即ち此官也。

〔治部卿〕もとは大納言、親王等を以てこれに任じ、頗ろその官を重んじたりしが、後ち多くは公卿の兼職となり、稀には四位の殿上人を以て任じたり。

〔大輔〕少輔と共に名家の五位公達これに任ず。

〔大丞〕少丞と共に六位の侍を以てこれに任ず。

治部省

管寮二。曰雅樂。曰玄蕃。司二。曰諸陵。天平元年八月。遣使奉幣于諸陵。升司爲寮。增員加秩。曰喪儀。集解。大同三年正月併于鼓吹司。

治部卿一人四品正四位下

大輔一人正五位下職原抄。權一人。

少輔一人從五位下職原抄。權一人。

大丞二人正六位下

少丞二人從六位上

大錄一人正七位上

少錄三人正八位上

史生十八人式部式同之。○書生。於令不載。本員未考。而貞觀十四年八月日省二員。省恐置誤。

大解部四人正八位下職官部。延曆十八年四月。減解部四員。所減不載大幾員少幾員。蓋併大少仍有六員。職官部。大同三年。以贓贖司併于刑部省。而解部亦省。意不唯省刑部之解部。即此解部亦併省也。

〔婚姻〕五位以上の婚姻也、繼嗣もこれに同じ。

〔治部卿之職〕下記の外、令には、贈賻、國忌、諱等の職掌を載す。

〔木連理〕二樹の梢相連りて其木理合せるを云ふ、古來瑞祥とせられ、諸國よりこれを朝に獻ぜしこと多く史に見ゆ、續日本紀慶雲元年六月の條に、「阿波國獻木連理」とあるはその例也。

〔錫紵〕下註の布にて製したる闕腋の御袍也、尋常の御衣の上に襲はれ直ちにこれを脱し給ふ也。

少解部六人從八位下

省掌二人。使部六十人（式部式二十八）直丁四人

治部卿之職、掌吉凶之典禮、以辨祥瑞、紀喪祭。正婚姻、定繼嗣。知聲樂。供燕享、制僧尼、待蕃人。大輔少輔爲之貳而從事焉。丞掌糺判省內、審署文案、勾稽失、知宿直、錄事掌受事上抄、勘署文案、檢稽失、讀公文。

解部掌鞫問諸姓之譜第、以解其爭訟。

〔儀制令〕凡祥瑞應見、如麟鳳龜龍之類、乃據圖書、合大瑞、則所在表奏。（義解云。不待元日。）其上瑞以下、乃告於官、官付於省。（依義解。乃告以下）而以元日聞之、凡鳥獸之生獲者、乃放之山野。使以遂本性。餘皆致於省。（義解云。若有下觸人含嘴噬在籠繼而不可觸死者、待報至而後放之。）若有不可獲（義解云。雲氣之類。）及木連理之類者、所在按驗、畫圖上之、其宜賞者、臨時聽勅。〔喪葬令〕天子絕傍親。但有心喪。（依義解添之。義解又謂。天皇爲考妣。令條無文、依式處分之。）然爲本服二等以上親喪服錫紵。（義解云。細布也。即用淺墨染。）爲三等以下（義解云。謂四等以上。即五等之內無服親故也。）及諸臣之喪（儀制令。皇帝不視事是也。）除帛衣。（謂白練衣。）通用雜色。凡京官三位以上遭祖父母父母及妻喪。四位遭父母之喪、五位以上身喪、省以告於官、而奏之。乃遣使弔也。凡百官薨卒、下官、本司分番以會喪、親王及太政大臣散一位。則治部大輔監喪事。左

〔賻〕玉篇に、以財助喪也とあり、祭祀の料として死家に賜るもの也。

〔十五廷〕喪葬令、廷を逵に作る、以下同じ。

〔職事〕諸司の有位にして執掌ある者を云ふ。

〔贈位〕死者に位を贈るを云ふ、天武天皇二年故大錦上坂本財臣に小紫位を贈りしを初めとし、大寶令の位を賜りしは、和銅七年故正三位大伴安麿を從二位に昇叙せしを初めとす。

〔氏長者〕長者の名は日本後紀延暦十八年の條に出でしを初見とす、もと氏上と其義同じかりしが、後ちには特に長者の宣下を要するに至れり。

右大臣及散二位則少輔。三位則丞也。三位以上及皇親。則土部示以禮制。(内親王女王及内命婦亦准此。)其賻也。太政大臣則絁五十疋。布二百端。鐵十五廷。親王及左右大臣。則准職事一位。(無品亦同之。)大納言。則准職事二位。凡職事一位。則絁三十五疋。布百二十端。鐵十廷。二位。則絁二十五疋。布百端。鐵八廷。三位。則絁二十二疋。布八十八端。鐵六廷。正四位。則絁十六疋。布六十四端。鐵三廷。從四位。則絁十四疋。布五十六端。鐵三廷。正五位。則絁十一疋。布四十四端。鐵二廷。從五位。則絁十疋。布四十端。鐵二廷。六位。則絁四疋。布十六端。七位。則絁三疋。布十二端。八位。則絁二疋。布八端。初位則絁一疋。布四端。其散位三位以上。則三分給一。五位以上。則給半。若身死王事。則皆依職事之例。(別勅賜物。不拘此令。)皇親而無位。則准從五位。三分給二。女亦准此。(減數不等。從多給。)凡其兩應給。則從多。(義解云。大納言以上。本位高者。從位給。若卑者依職給之類是也。)〔職員令義解〕凡贈官贈位。中務省爲之位記。治部省受而付其家也〔繼嗣令〕凡皇子皇兄弟皆爲親王。自親王五世。則有王名。不在皇親屬籍。凡三位以上。其繼嗣相承以嫡。無嫡子。及嫡子有罪疾。則立嫡孫。無嫡孫。則以次立嫡子母弟。無母弟。則立庶子。無庶子則立嫡孫母弟。無嫡孫母弟。則立庶孫。四位以下。惟立嫡子。凡定嫡。五位以上。則牒之於省。能驗其實。以告於官。其嫡子。自罪疾不任承重。亦牒之於省。而聽更立。凡爲氏宗者。以其長於族。聽勅以立也。(按。氏宗即氏上而後世所謂氏長者也。其立之。自天智時始。)諸王娶內親王。諸臣娶五世之女王。惟五世之王不得娶內親王。(紀略。延暦十一年九月詔曰。見任大臣良家子孫。聽娶三世王。唯藤原朝臣。奕世相承相王室。特聽娶二世王。○按。婚姻有禮。以男女之別。而無相狎也。以尊卑之等。而不苟

〔堯舜禹湯云々〕舜は堯と同じく黃帝の裔にて同姓なるに、堯の女娥黃、女英を娶れる如きを云ふ。

〔朱明氏〕朱は明主の姓也。

〔夏臈〕又た法臈、戒臈或は單に臈とも云ひ、臈は又た臘にも作る、もと歲終に先祖を祭る義なるが、轉じて歲末の意に用ひられ、佛家其語を取り入れ、僧尼の法歲を數ふるに用ふるに至れり、而てその法歲を加ふるには普通の曆年數によらず、夏期三旬に行ふ安居の數による故、これを夏臈とも云へる也

合也。蓋之質文。古今不同。上世兄弟相娶。自今視之。如無別也。然猶遠同母。則無相狎者存焉。帝女欲嫁。不敢薦降諸臣。特貴天孫也。二世之王女。藤原以其爲奕世之相家。得娶焉。則不苟合者存焉。禮在無相狎而不苟合。則其義雖異儒家所謂。亦何足傷也。儒家以同姓無娶爲禮。禮記載之爲周道。則周以前制婚禮。雖堯舜禹湯之嫁娶。蓋無避同姓。又其前而人文未開。兄弟相娶從可知矣。近者朱明氏之律禁累姻。懲前代多外戚之患然也。夫自明律視周禮。則猶不嚴也。自周禮視前代之禮。則其簡甚矣。唯其簡。是以同姓相娶也。兄弟相娶也。皆時使然也。然則今將謂之何。「雜令」凡僧尼。京國官司。六載造籍三通。各記其出家年月夏臈德業。一留其職國。一致於官。而分入於中務治部。

雅樂寮

雅樂頭一人從五位上

助一人正六位下權助一人。原抄

大允一人正七位下

少允一人從七位上

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下

○史生。職官部大同四年三月。置雅樂寮史生。二蓋衍文。一員。據此文。令條應有史生而脫也。式部式四人。

〔度羅樂〕耽羅國より傳はりたる雅樂也、渡來の年代詳ならざるも、齊明天皇の頃ならむと云ふ、後世廢絶す。

〔林邑〕雅樂の一、天竺樂にて、左舞に屬せり。

〔箜篌師〕箜篌は又た百濟琴と云ふ、胡國の器なるが隋唐の頃支那に行はれ更に百濟を經て我國に入れるものにして、二十絃より二十三絃あり、手に携へて彈ず。

〔方磬師〕方磬は鐵銅、石等の磬を架の上下に連ね懸け、これを撃つ樂器也

歌師四人從八位上 職官部。延暦二十一年九月。省二員。大同四年三月。定樂師之員。歌師四人。儛師四人。笛師二人。唐樂師十二人。高麗樂師四人。百濟樂師四人。新羅樂師二人。度羅樂師二人。伎樂師二人。林邑樂師二人○按自歌師至百濟樂師。員同令條。但新羅樂師省二員。伎樂師加一員。其如度羅樂。在天平已定其生。至此與林邑俱置師也。集解引其時符云。歌師四人。儛師四人。筑紫諸縣師各一人。在其內。又唐樂師及高麗百濟新羅度羅諸師員內亦分錄橫笛師合笙師等。即下注所載是也。

歌人三十人。歌女百人 職官部。延暦二十四年十二月。歌女五十人中減三十人。蓋先是減百人之半。但史闕也已。

儛師四人從八位上

儛生百人

笛師二人從八位上

笛生六人。笛工八人 義解云。供此間樂而吹笛者也。其唐以下諸樂者。吹笛之人各在其樂生中矣。

唐樂師十二人從八位上 橫笛師一人。合笙師一人。簫師一人。箏師一人。尺八師一人。箜篌師一人。琵琶師一人。方磬師一人。鼓師一人。歌師一人。儛師一人。

樂生六十人 職官部。天平三年七月。定樂生之員。唐樂生三十九人。百濟樂生二十六人。高麗樂生八人。新羅樂生四人。度羅樂生六十二人。諸縣儛生八人。筑紫儛生二十人。其唐樂生不論夏蕃。取其堪教習者。百濟高麗新羅等樂生。並取於當蕃堪學者。但度羅諸縣筑紫儛生。並取樂戶。

高麗樂師四人從八位上 橫笛師一人。箜篌師一人。莫目師一人。儛師一人。

樂生二十人

百濟樂師四人從八位上（横笛師一人。箜篌師一人。莫目師一人。儛師一人。）

樂生二十人

新羅樂師四人從八位上（大同四年定二員。琴師一人。儛師一人也。）

樂生二十人

○度羅樂師二人。鼓師一人。儛師一人也。

伎樂師一人從八位上（義解云。謂吳樂。其腰鼓亦爲吳樂之器也。）

腰鼓師二人從八位上

伎樂生及腰鼓生以樂戸爲之

○林邑樂師二人。使部二十人（式部式十人。）直丁二人。樂戸（集解引別記云。歌人及歌女吹笛三色人者。男於其身免課役。女給養丁也。不限國遠近。取善歌人耳。伎樂四十九戸。木登八戸。奈良笛吹九戸。三色人者。在大和。臨時召之當寮而習焉。是名爲品部。）

雅樂頭及助掌文武之雅曲正儛（義解云。有干戈曰武。無曰文。）及雜樂。以領伶官。試其伎工。歌師儛師笛師各掌教其生而講古樂。唐及高麗新羅百濟諸樂師各掌教其生而講蕃樂。

〔吳樂〕吳國の樂なるが、百濟人味摩之吳に學びて之れを習得し、次で推古天皇廿年我國に歸化す、これ吳樂渡來の初め也。

〔腰鼓〕もと吳國の鼓にて、一鼓、二鼓、三鼓の三種あり、一鼓は最も小、三鼓は最も大也、其他形狀、用法各同じからず。

〔古樂〕雜樂の內秦漢六朝以前に出でしを古樂と云ひ、唐初に作れるを新樂と云ふに對す、されど唐以前の樂にて新樂に入れるものなきに非ず、又た印度樂は凡て古樂とし、高麗渤海の諸曲は皆新樂に屬す。

〔玄蕃寮〕玄は僧侶蕃は諸蕃也、一說に玄は遠にて遠方の諸蕃の義とせり
〔玄蕃頭〕後世地下の諸大夫、諸道の輩これに任ず。
〔曰僧正云々〕大寶の當時僧正以下各一人なりしが、聖武天皇の時更に大僧正あり、弘仁十年には、僧正、大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、後ち更に增して康德三年には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人の多きに至れり。
〔觀勒〕百濟の僧侶にて諸伎に通ず、推古天皇十年始めて來朝せり。
〔鞍部德積〕日本紀集解には、蓋、鞍作鳥之子とあり。

玄蕃寮

玄蕃頭一人從五位上
助一人正六位下職原抄、權一人。
大允一人正七位下
少允一人從七位上
大屬一人從八位上
少屬一人從八位下
○案、掌、貞觀六年十一月置一員。史生四人式部式同之。使部二十人式部式十人。直丁二人

玄蕃頭及助掌佛寺之刑政蕃客之朝貢。

〔僧尼令〕凡卒僧尼之法令。必先建僧綱爲之檢校。僧綱名位有三焉。曰僧正。曰僧都。曰律師。凡以下至於律師、欲分見僧綱名位而所添加也。推古帝三十二年、有僧殴其祖父者。於是乎下令、推問天下諸寺僧尼、以詰姦慝。始置僧正僧都、檢校僧尼。以觀勒爲僧正。鞍部德積爲僧都。又以阿曇連爲法頭。天武帝十二年三月。任僧正僧都律師。勅曰。統領僧尼如法云。置律師、蓋自是始也。凡任僧綱。遣以允屬相論。無允屬則遣省錄。必須其德行能化徒衆。足以綱維法務者。而擧之。其所擧徒衆。連署以牒於官。若有阿黨朋扇。浪擧無德。則百日苦使。一任以後。不得輙換。若有過罪及老病不任者。即依上法簡換也。○

寂靜。而欲山居。其三綱連署。其在京者經僧綱。在國者經國司。以告於官。判下山居所隷國郡。毎知在山。不得他行。乞食者。其三綱連署。其在京者經僧綱。在國者經國司。審其有精進修行。而後判許。其擧鉢必於午前。不得因乞餘物。凡僧尼之死。其在京者。僧綱知之。毎季經玄蕃。而歳終以告於官。在國者。三綱知之。毎月經國司。付之朝集使以告焉。〔職員令〕凡蕃客之朝聘。自其入城以至於辭別。乃與知其禮物。監其館舍。（義解云。謂鴻臚館。）供其燕享。而其送迎也。惟限京内。不敢出於王畿。

諸陵司

諸陵正一人正六位上（及昇司爲寮。而改官號。員亦從増置。於是頭一人。從五位上。）

佑一人從七位下（助一人。正六位下。）

〇大允一人。正七位下。少允一人。從八位下。

令史一人大初位上（大屬一人。從八位上。少屬一人。從八位下。）

〇史生。職官部。延暦二十一年十二月。置四員。式部式同之。

土部十人（義解云。土師宿禰年位高進爲大連。其次爲少連。並紫衣宿帶劍。〇按此非古官大連。蓋自定八姓。而宿禰有大宿禰。即對少之辭。今此連大少本姓宿禰而云爾。則其類相呼之稱。不必官名也。）員外臨時取充也。使部十人。（式部式十人。）直丁一人。陵戸（陵戸人賤也。其來久矣。持統帝五年十月詔曰。凡先聖陵戸。置五戸以上。自餘王等有功者。置三戸。若陵戸不足以

〔鴻臚館〕外蕃接待の館にて、大宰府にては博多、攝津にては難波、京都にては東西兩市に設く、爰は難波の鴻臚館にて、推古紀十六年の條に、爲唐客更造新館於難波高麗館之上、とある新館これ也。

〔頭〕後世賀茂氏、陰陽師五位以上の人を任ず。

〔助一人〕後世權官あり。

〔土部〕上古埴輪土器を作れる部民土師部（六三）より出でし名也。

〔土部宿禰〕野見宿禰也、垂仁天皇三十二年出雲の土師部を招きて土偶を作り殉死に代へしより其功によりて土部姓を賜はる。

百姓免其役三年一替。集解引古記云免調役。

諸陵正及佑掌陵墓之令喪祭之紀。土部從贊凶禮焉。

〔喪葬令〕凡先皇之陵置陵戶。非陵戶而令守之則十年一替。凡兆內禁勿葬埋臣庶及耕牧樵採。〔諸陵式〕凡陵墓之側其有原野者。奏仰守戶並移所在國司共知豫除。而使夫火無相延燒。凡垣溝有所損壞者。令守戶修理。而專當官人巡加檢校。歲十二月遣使奉幣。謂之荷前祭。皇年代記持統帝十一年。初行荷前祭。世代之親曰近陵。其疏曰遠陵。而供幣之數亦從有差。其上旬案錄之件諸國山陵使姓名及驛鈴等數。以告於治部省。省告於官。然後頒幣。即日遣奉。

〔喪儀司〕

喪儀正一人正六位下

佑一人正八位上

令史一人大初位上

使部六人。直丁一人

喪儀正及助掌凶事儀式及葬具。

〔喪葬令〕親王及百官三位以上曰薨。謂致之氷也。五位以上及皇親曰卒。六位以下達于

〔以百姓云々〕これを守戶と云ふ。

〔兆內〕陵の區域內なり。

〔荷前祭〕朝廷にて諸國より奉る貢物の荷の初穗を帝陵及び外戚の墓に獻る儀也、使は納言以下の人を撰び十二月の中吉日を以て發遣す、陵墓は時代によりて同じからず、延喜以後は十陵八墓の制となれり。

〔皇親〕爰は無位の諸王を申す。

〔無服之殤〕儀禮喪服傳に、年十九至十六爲長殤、十五至十二爲中殤、十一至八歳爲下殤、不滿八歳以下爲無服之殤、とあり、殤は夭死也。

〔奪情從職〕又た起服とも云ふ、服の間に勅ありて本官に就かしむる也。

〔大角〕和名抄、「ハラノフエ」と訓む、獸角に似たる形の笛にて長さ五尺、竹木皮にて作る。

〔小角〕和名抄、「クダノフエ」と訓む、長さ一尺五寸也。

庶人曰死。凡服紀、爲君。義解云。謂天子。父、母、及夫。本主。義解云。文學家令不在此限。一年。義解云。以十三月爲限。不計閏。其五月以下。並計日也。祖父母。養父母。五月。義解云。養子爲本生一年。卽養父母爲子一月也。曾祖父母。外祖父母、伯、叔、姑、妻。兄弟。姉。妹、夫之父母。義解云。養子之妻子於夫之養父母亦同。嫡子。三月、高祖父母、舅、姨、嫡母。繼母。繼父同居。異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫。一月。衆孫。從父兄弟姉妹。兄弟子。七日。〔假寧令〕凡職事之官遭父母之憂、並解官。其他給假。祖父母養父母外祖父母夫三十日。三月之服二十日。一月之服十日。七日之服三日。無服之殤生三月至七歳。本服三月則三日。一月則二日。七日則一日。受業之師則三日。凡給喪假。以喪日爲始。舉哀者以聞哀爲始。聞喪而舉哀。則假減半。〔儀制令〕凡遭重服者。有奪情從職。猶終服不弔不賀不與宴。凡凶服不入公門。義解云。宮城門及諸司曹院是也。其國郡廳院亦同。但驛家廳院則否。惟其起復。朝依位色。家依服制。〔喪葬令〕凡葬具。一品則鼓百。大角五十。小角陪之。幡四百。二品則鼓八十。大角四十。小角陪之。幡三百五十。三品四品則鼓六十。大角三十。小角陪之。幡三百。皆有鉦鐃各二楯各七。以護葬。其發喪三日。惟一品及太政大臣先之有方相。太政大臣則鼓百四十。大角七十。小角陪之、幡五百。鉦鐃各四。楯九。以護葬。其發喪五日。一位及左右大臣皆准一品。二位及大納言皆准三品。惟除楯也而轜車自一品通於五位。三位則鼓四十。大角二十。小角陪之。幡二百。鉦鐃各一。其發喪一日。其他葬具及遊部。並有別式。義解云。葬具者帷帳之屬也。遊部者終身勿事。故稱遊部也。集解引古記云。遊部在大和高市郡。其家相傳。有圓日王者。娶伊賀比自支和氣之女。先是。凡大喪。比自支之氏必令二人掌殯事。一曰禰義。謂負刀持戈。一曰余比。謂持刀及奉酒食供奉於内。其所陳之辭例不使人知之也。及長谷天皇崩。比自支之氏既

亡。以是七日七夜不奉御食。召諸國索其氏人。或曰。唯圓目王之妻。即比自支之子也。召問之。答曰。妻族已絶。唯妻一人在。有勅使負刀持戈。謂曰。兵器非婦人所供奉也。乃命圓目王。代其妻而奉事。品永免其職。因名遊部君。即野中古市所在歌垣者。亦遊部人也。釋云。閉幽顯之境。鎭亡魂者也。五位以上及無位皇親。並借轜車輴。若其欲私備則聽之。且臨時給送葬夫。凡喪不能備禮。則貴同於賤。賤不同於貴。凡官人從征及使者所在身喪。則皆給殯斂之調度。皇都及道途。並禁仭葬。凡三位以上。及別祖氏宗。得營墓。其他不許。墓皆立碑。記官姓名。

民部省

管寮二。曰主計。曰主税。

民部卿一人正四位下

大輔一人正五位下 職原抄。權一人。

少輔一人從五位下 職原抄。權一人。

大丞一人正六位下 延暦九年二月。加一員。職原抄。二人是也。

少丞一人從六位上

大錄一人正七位上

少錄三人正八位上

〔轜車〕葬儀の時棺を載する車也。

〔官人從征云々〕軍人は戰時に討死せれば、故國に入らず。

〔殯斂之調度〕棺槨衣衾等をいふ、棺槨の外に給する也。

〔道途〕喪葬令、道路に作る、その意同じ。

〔別祖〕集解に、別族之始祖也とあり、即ち分家の初代也。

〔民部卿〕相當は四位なるも、中務式部兩卿に次ぐ重職なるを以て、古來公卿納言以上の兼官なりき。

〔大輔〕少輔と共に名實の重任す。

〔大丞〕その重なる者を撰びて五位に叙す、民部大夫これ也。

史生十人（和銅六年十月加六員。式部式十八人。）省掌二人。使部六十人（式部式三十人。）直丁四人

民部卿之職。掌田里之政令。以察地理。閲戸口。勸租入。度調庸。准豐約。宥孤寡。擧孝義。分良賤。大輔少輔爲之貳而從事焉。丞掌紀判省內。審署文案。勾稽失。知宿直。錄掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。

〔戸令〕京師每坊置長一人。（拾芥抄。八戸曰行。四行曰町。四町曰保。四保曰坊。）四坊置令一人。（四坊曰條。自北至南凡九條。而其一條二條夾宮城。東西各三坊雙列。合東西六坊同名。一曰桃花。二曰銅駝。其餘四坊同名。東西各異之。東三條曰教業。四曰永昌。五曰宣風。六曰淳風。七曰安衆。八曰恭仁。九曰閑達。西三條曰豐財。四曰永寧。五曰宣義。六曰光德。七曰毓財。八曰延嘉。九曰陶化。坊名凡十六。則其令應此數。而職員令有二十四員。說詳在京職。）使以按戸口。檢非違。而催賦徭。國郡每里置長一人。使以校戸口。檢非違。而催賦役。（凡坊令取八位以下明廉強直堪時務者。里長坊長取白丁淸白強幹。而當里當坊若無之。則簡於比里比坊。）五十戸曰里。大郡二十里以至十六里。上郡十五里以至十二里。中郡十一里以至八里。下郡七里以至四里。小郡三里以至二里。（按令里即在郡下。而無鄕焉。和名抄乃載鄕名在郡下。不復載里也。因疑令之里即和名抄之鄕。故同讀爲佐土。五道用其字。出雲風土記云。依靈龜元年式。改里爲鄕。而神龜三年民部省口宣。使鄕下有里。據此雖同讀爲佐土。又有管與見管之大小。上野有神龜中所建碑焉。其文曰。下賛鄕高田里。延喜諸陵式有田邑鄕立屋里。此可以見矣。和名抄不載里者。鄕之所管者而其數多矣。以天下之廣。而皆擧之。非小冊之所勝也。故略之。）凡戸主皆以家長爲之。（義解云。繼嗣者嫡長相承。即有伯叔名爲旁親。故立嫡長爲之戸主。）而五家相保。長其一人以禁約之。勿造非違。（假如遠人止宿保人戸或逋逃則責五保。即使有行。並同保知之。）

〔桃花〕土御門大路より中御門大路に至る間也。

〔銅駝〕中御門大路より二條大路に至る間也。

〔其餘四坊同名〕桃花の北に北邊坊あり、一條大路より土御門大路に至る間を管す、九坊の內に加へず。

〔出雲風土記〕出雲國の郡鄕の名、物產、地名の由來、舊聞異事等を錄せる書也、元明天皇和銅六年五月の勅によりて撰進す。

〔責二五保一〕所謂五保の制也、白雉三年四月唐制に倣ひて始めて此制を採り、次で大寶に至りて備はる、江戸時代の五人組の制と其規を一にせるもの也。

〔六十一日老云々〕天平寶字二年これを改め、六十歲を老丁と稱し、六十五歲を以て耆老と稱す。

〔惡疾〕癩を云ふ。

〔義解云々〕庚午籍は天智天皇九年二月造り給へる戸籍にて、此年庚午に當る故名づけし也、義解の說の誤れるは、戸令に、近江大津宮庚午年籍不除とあると允恭の御宇庚午の年なきにより知り得べし。

〔以其初犯云々〕婚娶を許すの前相通ぜること顯はれし時はこれを離縁せしむと也。

追求也。三周不得。則地還公。其未還際。五保與亡戸三等親。均分佃食。租調代輸。若戸內口盡。其同戸之責也。六年不得。而除附之。　凡男女始生曰黃。四歲曰小。十六曰中。所謂中男也。二十一曰丁。所謂正丁也。天平寶字元年四月。改以十八爲中男。二十二以上成正丁。勅曰。良童髫後。既冠正役。自先朝既懸之。何未施行。自今以後。宜改之。　六十一曰老。六十六曰耆。凡民可憐者曰孤。無父者。寡。無夫者。殘疾。一目盲。兩耳聾。手無二指。足無指。手足無大拇指。禿瘡無髮。下重大癭之類。癈疾。癡瘂侏儒。腰背折。一支廢之類。篤疾。惡疾癲狂。二支廢。兩目盲之類。其老殘並爲次丁。每歲閏日造計帳。京國官司。以六月三十日以前。責所部手實。具注家口年紀。以八月三十日以前。申於官。六歲比以造戸籍。起十一月上旬。依式勘造。里別爲卷。總寫三通。其縫皆注國郡里年。以五月三十日以前。送其二於官。一留於國也。里以成於郡。郡以成於國。而告於官。民部省總皆領焉。凡戸籍左比。六歲一比。則五比。是三十年籍也。其遠年者。以次除之。惟庚午籍。特爲不除。義解云。允恭帝之世。諸氏爭姓。帝亂業紀。乃盟熱湯。令手探。而案其眞僞。而情全僞相。於是手定姓造籍。名曰庚午年籍也。及造帳籍。計歲入丁。或老廢課。若免及給侍者。國司親貌形狀。而以定籍。凡無子者。聽養其親四等以上年齒相適者以爲後焉。凡人死分物。謂家人奴婢田宅資財。總計之。而嫡母繼母及嫡子各二。庶子一。妻家所得。不在此限。嫡庶一亡。子承父分。嫡之子二。庶之子一。俱亡則諸子均分。義解云。兄子一人。弟子十人。總分爲十一。各得一也。其姑姉妹在室分以男子之半。寡妻妾無男則承夫分。若欲同財及亡人素定。不用此令。　凡男十五女十三以上。聽婚嫁。婚必告其親。不幸無親。惟女之欲請作婚主。凡婚已定。而三月無故不成之。若夫逃亡一月不反。及犯徒以上。而女家欲離。則聽之。夫逃亡者有子三年。其無子二年不反。則聽改嫁也。以姦爲妻妾。雖會赦猶離。雖由父母私請。有以成婚。以其初犯也。覺則離之。赦亦然。　凡陵戸官戸家人公私

奴婢。皆當色爲婚。凡棄妻有七。一曰無子。二曰淫亂。三曰不事舅姑。四曰口舌。五曰盜竊。六曰妬忌。七曰惡疾。皆夫手書棄之。與尊屬親戚同署。惟嘗居舅姑之喪。及其娶時賤今方貴。去無所歸。不敢去也。獨義絕淫泆惡疾不拘此令。凡戶內欲分口爲戶。而不成男。及寡婦不得分之。凡新附戶。必取保證。乃跡元由。知非逃亡詐冒。而後聽之。若有兩貫。定以本國。居狹鄉者。有樂遷寬。不出國境。國處分之。自本郡申牒於國也。若出國境。則告於官待報焉而遷。以閑月領送附。凡浮逃絕戶及家人奴婢從良。若訴良以免者。並附貫所在。欲反本屬則聽之。凡沒官家人奴婢姦主及主親所生男女。並皆沒官。又依律。謀反大逆者。父子沒官。及官奴婢六十以上爲官戶。其至七十六。並聽從良。家人放爲良。奴婢放爲家人。仍其本貫申牒除附。〔雜令〕凡田五尺曰步。按此用大尺也。小尺六尺。是則步〔田令〕長三十步。廣十二步曰段。十段曰町。其計人口以班之曰口分田。所私墾開曰墾田。墾田世之也。墾田。在李唐名永業田。令雖於本文不載。然令云。官人於所部界內有空閑地。願佃者任營種。義解云。官人者國司也。若以土人任爲國司。若郡司及百姓等營種者。即永爲私田。據此。其永云者永業田之謂也。凡位田。職田。及口分田。墾田等類。是爲私田。私田中特名其永業爲墾田。今解其義。且添此文。

凡給口分田。男二段。女減三之一。賤亦如之。謂家人奴婢。惟官戶及官奴婢者。特與良同矣。每六年一班授田。但神田。寺田。不在此限。義解云。不税也。故生五年以下無給焉。凡其授田也。度地之寬狹肥瘠。狹地則不必滿數。瘠地倍給之。隔年易田也。若身亡而應退田。亦至班年也。田從便近。不得隔絕。其班年。則京國官司以其孟春豫告於官。及孟冬。校田與人。而造簿。至於仲冬。集衆對授。而事咸畢於季冬也。凡授田。先課後不課。先貧後富。先無後有。凡田有交錯。兩主求換之。

〔無子〕集解に、謂、雖有女子、亦爲無子、更取養子故也とあり、又た、無子、謂妻年五十以上無子也と見えたり。

〔居狹鄉者云々〕田令に、凡國郡界內、所部受田、悉足者爲寬鄉、不足者爲狹鄉、とあり主計式に云ふ去狹就寬也。

〔有兩貫云々〕二國に戶籍ある者は父の國に貫せしむる也。

〔身亡而云々〕例へば六歲にて口令田を受けたる者七歲にて死するも、次の班年卽ち十二歲に至るまでは是れを收公せず、戶內の人これを佃食する也。

〔賜田〕又た別勅賜田とも云ふ、功田と同じく、皆私田にして租稅を官に輸す。

〔謀叛以上〕八虐中謀反、謀大逆、謀叛の三大罪を云ふ。

〔八虐之除名〕除名となるべき罪に十一目あり、此内八虐を犯して除名せられしを云ふ。

〔一束一把〕束は稻十把を云ひ、把は鎌を以て禾を苅揚ぐる時掌中の一握を三つ合せし量を云ふ。

則經其本部判。聽以除附之。其爲水侵食、不依舊派、則以其所新出之地給被侵家也。凡園池隨地多少、而戶均給之。不計戶內之口數。絕還公、凡其課桑者。上戶三百根。中戶二百根。下戶百根。漆者上戶百根。中戶七十根。下戶四十根。五年種之也。其土不宜若地狹不必滿數。凡位田、一品八十町。二品六十町。三品五十町。四品三十町。正一位八十町。從一位七十四町。正二位六十町。從二位五十四町。正三位四十町。從三位三十四町。正四位二十四町。從四位二十町。正五位十二町。從五位八町。女准此而減三之一。給井抄外從五位六町。凡職事之田太政大臣四十町。左右大臣三十町。大納言二十町。其於外官也。自大宰之官僚以至於國司郡司、各有差。大宰帥十町。大貳六町。少貳四町。大監。少監。大判事。二町。大工。小判事。大典。防人正。一町六段。少典。陰陽師。醫師。少工。算師。主船。主厨。防人佑。一町四段。諸令史一町。史生六段。大國守二町六段。上國守。大國介。二町二段。中國守。上國介。二町。下國守。大國掾。一町六段。中國掾。大上國目。一町二段。中下國目一町。大領六町。少領四町。主政主帳一町。

凡位職之田不待班田而給之。別勅所賜曰賜田。賞於有功曰功田。其大功、世世不絕。上功傳三世。中功傳二世。下功傳子也。義解云。男女同也。大功非謀叛以上。其餘非八虐之除名。並不除。凡此等之田既給、而有所剩曰公田。國司隨鄉土估價、或賃或租、而其價輸送於官。以充公廨也。公廨之字。令作雜用。今依類聚國史〔田部作公廨。蓋以公廨之雜用是取公田之賃租五得其一也。義解云。公田剩田也。凡剩田限一年賃之。春時取直者爲賃。其與人使佃至秋輸稻者爲租。卽今所謂地子是也。〇按公田所收穫。輒入公廨之雜用。故謂之公廨田也。略言之公廨。而不言田。謂其所蓄物。故公廨與正稅並稱而其所收斂。比正稅太厚。正稅卽下文所云。一段之田。稻二束二把。蓋以中田率之也。慶雲三年減爲一束五把。夫如此則田租之薄。不及三十之一。所謂地子則八九倍焉。弘仁格。一段地子。上田數十束。中田八束。下田六束。下下田三束。是也。初置公廨田。國司所以充雜用。且自補欠負者也。旣而給國司充其俸。又給京官也。公田已謂之剩田。

〔不動倉〕非常用の米穀を蓄ふる倉を云ふ、正税の一部を以てこれに納め官裁を得ざれば容易に開用する能はず、依て不動の名あり。

〔紫菜〕甘海苔とて淺草海苔の類也。

〔滑海藻〕荒布（アラメ）なり。

〔未滑海藻〕搗布（カヂメ）又は相良布と云へる海藻也。

〔貽貝〕「イガヒ」也一に黑貝とも云ふ

〔曼椒油〕犬蓼より採れる油也。

田。又謂之遺田。三善氏意見第三條云、須下令諸國閲實見口班給口分田。其遺田使國司收爲公田。任其賣之、以納地子。充無身者調庸租稅。而所遣之稻、委之不動倉。今略計其應輸之數、三倍於百姓之所進之調庸。爲公有利、爲民無煩。此國宰能行之。應無殊妨。然事乖舊例、恐有民愁。又其用之變也。公私之田。廢三年以上。有能假耕者、經官司之判而借之。私田則三年反主。公田則六年反官。方其限內則輸租。准口分田也。限外則輸地子也。雖班田之年、未滿限則不應收。方其以下。依義解添之。及限滿。其人口分未足焉。則聽充之以公田。不以私田也。凡官取於民有三法焉。一曰租。二曰庸。三曰調。凡官以下。依田令賦役令。併其義添之。凡租者、一段之田。稻二束二把。義解云。段地獲稻五十束。束稻舂得米五升。則五十束是二石五斗。二束二把卽一斗一升。凡租調多寡之制。其詳在民志。〔賦役令〕凡庸者丁歲役十日。而不役者出其力之所直爲庸。一日布二尺六寸。十日二丈六尺。其有加役而滿三旬租調俱免。役二十日。免租而已。次丁以二人准一正丁。京畿之民。及中男特不收庸也。凡調者。隨鄕土之產。絹絁六丁成匹。長五丈一尺。廣二尺五寸。一匹則一正丁各八尺五寸。爲絲綿布二丁成其約。十六兩。屯二斤。端五丈二尺。廣二尺四寸。此三者之入。其於一丁。絲八兩。綿一斤。布二丈六尺。其餘雜物。如鹽三斗。鐵十斤。鍬三口。則每口三斤。魚藻紫菜四十八斤。雜海藻百六十斤。海藻百三十斤。滑海藻二百六十斤。海松百三十斤。凝海菜百二十斤。海藻根八斗。未滑海藻一石。澤蒜一石二斗。又若雜腊六斗。鰒鮓二斗。貽貝鮓三斗。白貝葅三斗。辛螺頭打六斗。貽貝後折六斗。海細螺一石。甲嬴六斗。雜鮨五斗。近江鮒五斗。煮鹽年魚四斗。煮堅魚二十五斤。堅魚煎汁四升。是正丁所入而次丁以二人中男以四人准正丁一人。其調副物。義解云。此但爲正丁。不及次丁中男也。麻二斤。綦十二兩。紙六張。長二尺。廣一尺。油胡麻油一合。麻子油七勺。豬脂三合。曼椒油一合。花油漆三勺。金漆三勺。紅三兩。紫三兩。茜二斤。橡八斤。黃連二斤。黑葛六斤。黃蘗七斤。青土一合五勺。東木綿十二兩。安藝木綿四兩。木賊六兩。山薑一升。筐柳一把。鹿角一頭。烏羽一隻。砥一顆。及苫一席一張。此七丁所

〔起季秋云々〕九月中旬より十一月卅日に至る。

〔起孟春云々〕正月より八月三十日に至る。

〔起仲秋〕八月中旬に起る。

〔近國〕集解に、伊賀伊勢尾張參河丹波因幡備前阿波紀伊讃岐近江美濃若狹但馬播磨淡路十六國とあり。

〔中國〕遠江伊豆相模信濃越中駿河甲斐[illegible]越前伯耆出雲備中伊豫備後の十四國也。

〔土毛〕集解に、土地所生、是謂土毛、とあり、草木の類を云ふ。

〔錦罽〕罽は毛氈也

入。鐵一挺。此二丁所入。鹽以下即調副物也。鹽一各有差。京畿之民調布者四丁成二端。升。雜腊二升。堅魚煎汁一合五勺。小副物

正丁各一。次丁以二人。中男以四人准一正丁。慶雲三年二月制。七條。其四曰。准令。京及丈三尺。畿內之丁。唯輸調不入庸布者。所以[illegible]優內地不同外都也。〔田令〕凡其斂租也。准收穫之早晚。起季秋者早而畢於仲冬。晚者其舂米之運京也。起孟春而畢於仲秋。以納於大炊寮。以納以下。依義解添之。義解又謂輸租之家。均出脚力。以送大炊寮。猶如送調庸也。〔賦役令〕其輸庸調也。准方國之遠近。起仲秋而畢之以三冬。近國十月三十日。中國十一月三十日。遠國十二月三十日以前納訖。其調系七月三十日以前輸訖。若調庸未發本國間。有身死者。其物勘還。其運脚均出庸調之家。皆國司領送。不待僦勾隨便羅輸。納於大藏省。依義解添之。義解云。凡早輸者。蠶事登即輸。不待七月。〇延喜大藏式。凡受納調庸雜物者。國帳至則省先可納狀。乃申官期月之後。二十日以前。隨次收納。凡土毛。有以時應用者。並准當國之時價。用其郡稻也。義解云。割置田租。以充雜用。是爲郡稻。即此令所謂諸國貢獻物者。皆盡當土所出。其金銀珠玉皮革羽毛錦罽羅穀紬綾香藥彩色服食器用及珍異之物。皆准市價。以官物市充。不得過五十端。亦是郡稻也。凡官稻之源出自田租。分爲三。一曰大稅。二曰糙穀。三曰郡稻。〇按國史。有大稅正稅之名目。考其事。並是出舉收利稻。蓋其實同一。而其云正稅。是對公廨之語。即田租經貯稻稅者也。云大稅。即稻中參分。而猶居其大半者歟。唐六典有諸州稅錢者。三年一大稅。率一百五十萬貫。每年一小稅。率四十萬貫。以供軍國傳驛及郵遞之用。每年又別稅八十萬貫。以供外官及公廨之用。則與此所謂大稅自別。此有大稅而無小稅。役即與小稅對者。〔假寧令〕凡京官五月八月輙給田假。必爲兩番。各十五日。其有風土之異。種收不均。以宜給之。〔賦役令〕凡水旱蟲霜作災害。輙有分數。十而損五以上。則免租。七以上則免租調。八以上則課役俱免。若桑麻損盡。則各免調。其色役已輸。則聽折來年。凡丁新附於籍帳者。春季附則課役並徵。夏季附則免課徵役。秋季附則課役俱免。其詐冒隱避。以免課役。不

〔表其門閭〕集解賦役會註に、謂、假如於其門及里門、築堆立牓、題云孝子門若里とあり。

〔同籍〕一戸内にある者の意也。

〔内外初位長上〕集解、賦位會註に、謂無位内長上、准入此條、其外長上者、灼然不同、但勳位九等以下、預外長上者、理同初位長上、即亦合免也とあり。

〔則及白丁〕戸令に、外取白丁、とあり、集解に、古記云、外取白丁、謂他戸丁、若有同戸異姓丁者、先取耳と見えたり。

限附之早晩皆徴之。凡孝子順孫義夫節婦。志行聞於國郡。則告於官以奏聞。表其門閭。同籍悉免課役。即有精誠致應者。別加優賞焉。凡父母之喪。免期年之徭役也。〔戸令〕凡皇親及八位以上不課。戸令云。戸内有課口者。爲課戸。無課口者。爲不課戸。不課戸本注。即有斯文。義解云。皇親謂四世以上。其五世王者。本蔭五位。雖非皇親。理宜不課。六世王者。縣准本蔭。此五位子亦是不課。七世王者。雖云絶蔭。此五位孫。故輸調免徭。可得出仕。八世以下。資蔭已絶。故差科賦役。一准白丁也。以其貴之也。〔賦役令〕凡三位以上父祖兄弟子孫。及五位以上父子不課。義解云。勳位者一准選叙令降法。但不帶五位以上者。不在此限。以其蔭之也。〔戸令〕凡妻妾女及小男以下併耆老癈疾篤疾家人奴婢不課。此亦不課戸本注。以其弱之賤之也。〔賦役令〕凡舍人史生伴部使部兵衛衛士仕丁防人帳内資人事力驛長烽長及内外初位長上勳位八等以上雜戸陵戸品部徒人在役並免課役。其主政主帳大毅以下兵士以上牧長帳驛子烽子牧子國學博士醫師諸學生侍丁里長貢人得第未叙勳位九等以下初位及殘疾並免徭役。其坊長價長免雜徭。凡雜徭者。義解云。凡調庸之外。國中諸事。不論大小。總爲雜徭。其役法准上條。次丁減正丁之半。中男減次丁之半。每人均使也。總不得過六十日。凡仕丁。每五十戸取二人。以一人充廝丁。三年一替。若本司籍其才用。不願替則聽之。女丁者。大國四人。上國三人。中國二人。下國一人。〔戸令〕凡庶人年八十及篤疾給侍丁一人。九十則二人。百歲則五人。必先盡其子孫。而取於近親。無近親則及白丁。篤疾及十歲之孤。有其親二等以上則不給侍也。凡鰥寡孤獨貧弱老疾不能自存。則付之近親。無近親則付坊里。以安恤之。有病人於路。則當界郡司收付鄕里。以安養之。〔賦役令〕凡一位以下及百姓雜色。每戸收其粟。以爲義倉。

〔雜色〕雜戸品部など云ふ、陵戸は此の内に加へず。

〔准二粟一斗一〕天平六年の格に、以二粟二斗一、相二轉稻三束一、以二大豆一斗一、當二稻一束一、小豆二斗當二稻三束一、とあり、又た同八年四月の格に、取二稻一斗一、當二粟一斗一、雜穀輸家、任レ情聽レ之と見えたり。

〔義倉〕支那にては隋文帝開皇五年に始まり、我國にては文武天皇の頃置かれたり、延喜式以後其のこと所見なし。

義解云。分レ富賑レ貧。其情合レ義。上上戸二石。上中戸一石六斗。上下戸一石二斗。中上戸一石。中中戸八斗。中下戸六斗。下上戸四斗。下中戸二斗。下下戸一斗。若稻二束。大麥一斗五升。小麥二斗。大豆二斗。小豆一斗。各准粟一斗。皆與二田租一同時收畢。慶雲三年二月。制七條。其六曰。准レ令。一位以下。百姓雜色。皆取二其粟一。以爲二義倉一。所以給二養窮民一也。而今取二貧戸之物一。還給二窮乏一。於レ理不レ安。自レ今。應レ取二中中以上戸一。凡調物及地租雜税。義解云。出擧稻及義倉等物是也。皆明寫二應レ輸物數一。以立二牌于坊里一。使二衆同知一。

主計寮

主計頭一人從五位上

助一人正六位下類聚抄。有レ權。

大允一人正七位下

少允一人從七位上延暦九年二月。加二一員一。

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下延暦九年二月。加二十人一。祕抄云。自二算師一轉任。

算師二人從八位下大寶元年七月。太政官處分。主計主税算師。准二官判任一。

史生六人和銅元年八月。加二四員一。通レ前十人。式部式。十一人。注曰。權一人。○寮掌。承和八年十二月。置二主計主税二寮寮掌各二員一。恐一誤也。十年六月。置二二寮寮掌各二員一。是亦誤也。應レ作レ加二一員一。

使部二十人式部式。十人。

直丁二人

主計頭及助掌ニ計ニ納邦國之調及雜物ニ。義解云。雜物。謂ニ除レ調之外。庸及諸國貢獻物等一也。且支ニ度國用ニ。勘ニ勾用度ニ。算師掌ニ勘ニ計調庸及用度ニ事ニ。

〔賦役令〕凡計帳限ニ仲秋之月ニ至也。至輙付ニ民部ニ。而主計計ニ庸之多少ニ。充ニ衞士仕丁采女女丁等食ニ。其餘則支ニ配之役民雇食ニ。義解云。除ニ當年須レ役人一外。皆輸ニ其庸一也。以ニ季秋上旬以前ニ告ニ於官ニ。而雇ニ役丁一者。木司義解云。木司工寮也。豫計ニ其年所レ作色目之多少ニ。以告ニ於官ニ。官以ニ其錄一付ニ主計ニ。覆審支ニ配之ニ。

主税寮

主税頭一人従五位上

助一人正六位下

大允一人正七位下

少允一人従七位上

大屬一人従八位上

少屬一人従八位下

算師二人従八位下

史生四人養老六年四月加ニ二員ニ。通レ前六人。天安三年三月制曰。以ニ十年一爲レ限。式部式七人。注曰。權一人。使部二十人式部式十人。直

〔限ニ仲秋之月ニ〕即ち八月三十日までを限とする也。

〔役民〕集解註に、古記云、謂毎年國上番上雇民とあり。

〔雇食〕令に雇直及食とあり、脱せるなるべし。

〔所レ作色目〕集解に、色者、草蓋瓦蓋之類也、目者倉奧屋類之類也と見えたり。

〔助〕主計助と共に劇職なるを以て、外記又は諸道博士等を以てこれに任ず、後世權官あり。

〔邦國之租〕諸國及び左右京田の租を含む。〔知二判倉庫一〕義解に、京國官倉畜藏及出納、其在レ京者主稅自檢校、在レ外者據レ帳知レ之とあり。

丁二人

主稅頭及助掌下出二納邦國之租及舂米一之（義解云。納二大炊寮一之日。主計寮計納。）且知二判倉庫一（穀藏曰レ倉。米藏曰レ庫。）制二置碾磑一（水碓作レ米曰レ碾。作レ麪曰レ磑。）算師 掌下勘二計租稅一事上。

職官志 卷之二終

職官志 九志四之三

兵部省

〔按〕古者兵刑不分職。兵農不分業。兵人古謂之物部。讀爲茂能乃敷。後俗轉語爲茂能乃不。物部連之遠祖宇麻志麻遲。以宿禰掌環列之尹。兼刑與兵。至其子孫受官姓。而官屬之物部亦能世其役。故曰。兵刑不分職。古語拾遺云。神武帝元年。宇麻志麻遲率内物部列矛盾。嚴儀仗。是宇麻志麻遲以内官之宿禰。且掌禁兵也。謂兼刑。自其子孫所職推知。蓋雄略之嗜刑殺。而物部有事。史特多書矣。其二年。以百濟池姫通石川楯。命大伴大連。使其屬來目部磔二人於木以火之。十三年。帝疑木工有私於采女。欲刑之而付物部。此類書刑也。六年。遣物部三十人殺吉備下道前津屋而族之。十八年。遣物部宿禰物部連討伊勢朝日。筑紫聞物部大斧手從軍。有戰功。此類書兵也。欽明帝十五年。百濟上表言物部之多戰功也。推古帝三十六年。大臣蝦夷欲朝柄。以兵攻境部臣家。來目物部伊區比與其兵進絞境部摩理勢。凡是皆物部治兵與刑而世其役也。來目部即久米物部。及筑紫聞物部。並是二十五一部曲。當時物部連之職。即今兵部刑部也。大伴連之職。即今衞門也。是以。凡物部之兵士通役焉。任其所將也。　且兵不惟出於物部。即農亦皆習射。耕餘必獵。弓端必貢。毛羽皮角之類。是謂弓端貢。貢必由弓所獲之端也。史作弓弭者。讀爲由波都。其爲貢。防於崇神帝之世。　而軍興必徵。假如麛坂皇子之反也。以起先帝山陵爲名。使其役夫執兵以屯播磨。是徵農兵也。　故曰。兵農不分業。物部有二種。一曰内物

〔百濟池姫〕百濟貢獻の女也。

〔六年云々〕七年の誤也。

〔物部宿禰〕物部苑代宿禰也、傳詳かならず。

〔物部目連〕宇摩志麻治命十一世の孫にて、伊莒弗宿禰の子也。

〔大斧手〕目連の部卒也、此時伊賀青墓の戰に奮戰し、目連をして功を遂げしめたり。

〔境部摩理勢〕蘇我蝦夷の叔父也、推古天皇崩御の後、皇嗣のことにつき蝦夷と合はず、其怒を買ひて殺さる

〔麛坂皇子〕仲哀天皇の第一皇子也、神功皇后征韓の際御弟忍熊王と事を圖りしが、戰に先ちて薨す。

〔舊事記〕開闢より推古天皇までの歴史にて十卷あり、古來聖德太子の御作と傳へたるも、後代の疑作となすを通說とす。

〔十道〕唐の世に天下を分ちて十道とす、關內、河南、河東、河北、山南、隴右、淮南、江南、劍南、嶺南の諸道也、貞觀の初めこれを置く。

〔公劉〕殷の賢士にて、后稷の裔也。

部、謂其隷於內而常執儀仗、治刑辟也。自宇麻志麻遅所率時然。一曰二十五物部。舊事記。天孫始自天降時、帥兵仗從者、謂之天物部。且別名號以居地。一曰二田物部。二曰當麻物部。三曰芹田物部。四曰馬見物部。五曰横田物部。六曰島戸物部。七曰浮田物部。八曰巷宜物部。九曰足田物部。十曰須尺物部。十一曰田尻物部。十二曰赤間物部。十三曰久米物部。十四曰狹竹物部。十五曰大足物部。十六曰肩野物部。十七曰羽原物部。十八曰尋津物部。十九曰布津物部。二十曰經迹物部。二十一曰讃岐三野物部。二十二曰相槻物部。二十三曰筑紫聞物部。二十四曰播磨物部。二十五曰筑紫贄田物部。　以其族分在諸國、蓋令之講武、所在有事則徵、後世刑部兵部分其職。而刑部囚獄之屬、及衛門之屬、倘有物部矣、惟兵部之屬無復其族。是當時所簡點兵衛兵士已非復其族之出也。兵衛者、良家子弟、分配宮門宿衛是職、兵士出於農、乃擬唐之折衝府、以置軍團、選其有材藝充之、衛士防人也。唐兵志。凡天下十道、置府六百三十四、而關內二百六十有一。凡府三等。兵千二百人爲上、千人爲中、八百人爲下。府置折衝都尉一人、左右果毅都尉各一人、長史兵曹別將各一人、校尉六人。士以三百人爲團、團有校尉。五十人爲隊、隊有正。十人爲火、火有長。火備六馱馬。凡當宿衛者、番上兵部、以遠近給番。五百里爲五番、千里七番、千五百里八番、二千里十番、以外爲十二番、皆一月上。簡留直衛者、五百里爲七番、千里八番、二千里十番、以外爲十二番、亦月上。本朝擬之、以置軍團。然其所置、蓋隨時有處分、員數不定、故於令條不載之。但史中有時及其事云。養老三年、減定京畿及七道軍團、幷大小毅兵士之數、各有差。獨志摩若狹淡路三國兵士並停之。神龜四年、陸奧請新置白河軍團。改丹取軍團爲玉造軍團之類是也。　持統帝三年八月、詔諸國云、凡兵士者、皆四分國、點其一焉、以習武事。依戸令、男年二十一至六十爲丁。令每國取其四分一爲兵、必壯健可用。　大寶之制新令、點其兵在三分而一。軍防令。同戸之內、每三丁取一、更以推於國。此三分取一、從於其舊也。　其軍三單。是之謂歟。公劉詩云。其軍三單。○按。單字从吅。如獸頭戴角。是胃也。

〔七德〕武德に七あるを云ふ、左傳宣公十二年に、夫武禁暴、戢兵、保大、定功、安民、和衆、豐財也、云々、武有七德、とあるこれ也。

〔多賀城〕陸前國宮城郡多賀村大字市川に舊址あり、神龜元年築くところと傳ふ、鎭守府の外陸奧國司この城に在りき。

〔大伴弟麻呂〕古慈悲の子也、蝦夷征討の功によりて從三位を授けられ次で皇太子傅となる大同四年薨ず。

〔城膽澤〕今陸中國膽澤郡字佐村字八幡なる八幡社内はその遺跡也、城成るの後ち多賀城の鎭守府をこの城に遷せり。

从甲从一。甲而横一刀也。有兵一人象焉。則三單是三分丁壯之人。取一爲兵也。令條與之合。兵制之得。自同後三代云。乃二十五物部。雖已皆廢。講武遺風尚且存焉。自承平日久。海內無虞。所在唯文弱之習。遂靡靡以至忘兵。亦其勢然也。在和銅有詔。乃以衛士非其人。而簡點勇敢。講習武藝。和銅四年九月詔曰。凡衛士者。非常之設。必取勇健應堪爲兵而今者皆尩弱不習武藝。如臨大事。何耐機務。不教而戰是謂棄民。自今以後。事委長官。簡點勇敢。每年代之。逮乎寶龜。又稍弊矣。或有團兵羸弱。徒免身庸。戎馬空給。但充芻薪。當時尚能警戒無虞。所在設守備。省不急。於是兵始出豪民。而貧弱歸農。寶龜十一年三月。太政官奏言。濟世興化。寔在元功。討罪威邊。亦自七德。文武之道。廢一不可。今也諸國兵士方多羸弱。徒免身庸。不輸天府。國司軍毅身憚驅役。會無貫習。空給戎馬。以充芻薪。以此赴戰。是謂棄民。臣等謂三關及邊要之外。隨邦大小。爲額而點豪民堪弓馬者。每當其番。專習武藝。屬有徵發。冀免稽廢。羸弱之徒勤皆入農。此所以設守備而省不急。奏可之。農兵未制。其端漸見。其後延曆天子剛明果斷。大憂蝦夷病邊。服叛無常。乃敢征荒服。消沃氛耀威武。一能徵其甲諸國軍團。以是得奏捷。養兵之不可無也明矣。延曆元年六月勅曰。蝦夷亂常。爲梗無已。追則禽散。捨則蟻結。須練兵教以備寇掠。今聞坂東國兵屬軍役時。萬多羸弱。全不堪戰。即有雜色浮口之類。或便騎射。或耐戰陣。每有徵發。未嘗點之。同日皇民。可如此哉。宜仰東國。簡其所有散位子弟。郡司子弟及浮口之類。堪軍役者。隨邦大小。以其一千以下。五百以上。專習兵事。且備身裝。七年三月。下勅。調發東海東山坂東步騎五萬二千八百人。會于陸奧多賀城。及八年。官軍敗績于膽澤。故九年爲征蝦夷。仰諸國。造革甲二千領。限三年使訖。且勅東海東山二道。備軍粮十四萬斛。十年正月。遣百濟俊哲坂上田村麻呂于東海。藤原眞鷲于東山。簡閱軍士。兼檢戎器。七月。以大伴弟麻呂爲征夷大使。俊哲田村等爲之副。十三年七月賜弟麻呂節刀。以征蝦夷。十月奏捷。十六年十一月。以田村麻呂爲征夷大使。二十年正月賜節刀。以征蝦夷。九月奏捷。二十一年正月。田村麻呂城膽澤。勅

〔藤原貞信公〕忠平なり。

〔略記〕扶桑略記也神武天皇より堀河天皇までの編年史にて僧皇圓の著也

〔朱紫〕高位の意也

〔荒服〕邊陬の地を云ふ、堯舜の時天下を五服に分ち、その邊地を荒服と名づけしに因る。

〔俘囚〕王民にして、蝦夷の略するところとなり、賤隷となりし者也。

〔安倍賴時〕陸奧大掾忠良の子、世々陸奧に居て俘囚の長たり。

〔康平十五年〕五年の誤也。

〔陸奧話記〕陸奧の古戰記也、著者詳かならず。

〔淸原家衡〕武貞の子也。

以官軍薄伐、闢地遠、發駿河甲斐相模武藏上總常陸信濃上野下野浮浪四千人、以配馬。七月田村麻呂獲夷會阿氏利爲及母禮來歸。八月斬二虜。自是無東顧之憂有年矣。夫知一旦之姑息、是千載之遺患也。則英靈島在於嗜殺人乎哉。　軍團迄延喜、猶有其制。延喜兵部式。凡軍毅者。國司銓擬器量、辨了身材、勇健者奏聞。然後補其身。尫弱不堪武藝者、國司解任。具狀申官。官下知省、除薄式部式。凡外考之人、未敍內位者。自非才藝殊擢、不得輙把笏。唯郡司軍毅者聽。其餘亦如令條也。　而天慶之亂、下官符諸道、追討賊盜。平將門藤原純友等是　其兵不能遽應、徵成師。數年間乃殲二三豎子橫行東西。當此時也、承平日久、天子仁聖。朱雀帝政尙寬仁。　嘗相其人。藤原貞信公居攝　而前聖遺德餘烈猶在人矣。理應無有風草之警。是何以然也。蓋仁柔以姑息其治、習乎久安。而軍團不練兵、藤氏侮之、於是乎發官符之下。亦唯募兵是用。略記、天慶三年正月。下官符於東海東山二道、募勇士。其殺魁帥者賜朱紫田地、以傳子孫。輕次將者隨勳有賞。　蠻賊伏誅。而國傷夷。自是紀綱頽廢、遂以陵夷。陸奧出羽俘囚據荒服之險、叛亂未已、以天喜致討。陸奧人安倍賴時自永承爲亂。國守討而不克、於是朝議、以源賴義爲陸奧守。天喜四年討賴時。其翌年伏誅。子貞任至康平十五年伏誅。陸奧話記曰。賴義嘗守相模國。俗尙武。賴義在任愛士好施、威惠大行。剽悍之徒爭皆歸馬及討賊多得其力焉。先是奏請下官符。徵諸國兵士、且輸軍糧。既而又奏曰、並有徵發之名、曾無運輸之實。本國之民逃不從軍。可見團兵已弊。不可復用。所用惟坂東勇士應募者。　以永保專征。出羽人清原家衡與其昆眞衡構難。永保三年。陸奧守源義家以家衡拒命。攻之。至寬治元年克。　是時率皆募兵也。起豪民、號曰弓馬家。以建軍功。自造閥閱。廣占莊園。豪右鄕黨。而後家富兵練。所在爭事攻伐。大必併小、強必兼弱。割據山河。其爲戰國。各稱大名。乃有方鎭之勢。養其世臣、以作精兵。兵農遂判。時使然也。夫

〔赤族〕族滅せらるゝを云ふ。

〔唐兵志〕唐書の志類の一、兵志也。

〔彍騎〕弓を持つ騎兵の義、唐書に、開元十一年、取京兆蒲同岐華府兵及白丁、而益以潞州長從兵、共十二萬、號曰長從宿衞、明年更號彍騎、とあり。

〔高宗〕太宗の第九子、唐第三世の帝なり。

〔武氏〕高宗の后、則天武后也。

〔張說〕字は道濟、洛陽の人、中書令となり、燕國公に封ぜらる。

〔一切募士宿衞〕開元十年のこと也

〔田獵〕狩獵に同じ

物部之兵古矣。姑置而無論。自軍團。而弓馬家。而方鎭之勢。凡三變。初制與唐同。而其變之變終至斯矣。嗚乎。一何似唐也。唐以亡滅。而皇朝奉神器。傳祚長久。無有窮極。乃若强臣悍將稱雄一世。莫不相尋赤族。邑爲厲墟。惟勤王事。以保斯民。受方職於政府。則家必昌。唐兵志。兵之大勢凡三變。其始盛也有府兵。府兵廢而爲彍騎。彍騎廢而方鎭之兵盛。其府兵始。一寓於農。而居處教養。畜材待事。動作休息。皆有節目。我制團兵。大意如之。自高宗武氏之時。久不用兵。而府兵之法寖壞。番役更代多不以時。衞士稍稍亡匿。卒至宿衞不能給。開元中。張說爲相乃請一切募士宿衞。後號之曰彍騎。所謂弓馬家者。名亦相似。自天寶以後。彍騎之法又稍變。既而折衝府至無兵可交者及安樂山反。皆不能受甲。此亦與天慶時事相符也。凡兵事。詳載兵志。今姑擧其略。因見雖有方鎭之勢。曾無逆節。而至於今。猶奉其職。鎭撫國郡。永爲藩屛。比之彼唐革命君臣絕世。則風俗之厚如何也。

管司五曰兵馬。集解。大同三年正月。併于馬寮。曰造兵。天平十六年四月。廢造兵鍛冶二司。然景雲元年五月。從五位下氣太王爲鍛冶正。天長十年六月。造兵司雜工二十人中。割其二人爲兵部省書生。據此二司並復置。但其年。史官失之。秘抄後附。寛平八年。省當司併于兵庫寮。曰鼓吹。秘抄後附。寛平八年。併于兵庫寮。曰主船。秘抄後附云。後世不任之。罷未考。曰主鷹。寶字八年十月。廢主鷹司。置放生司。是月。尋勅天下諸國。不得養鷹狗及鵜以田獵。又御贄雜肉等類悉停之。中男作物魚肉蒜等類。皆以他物充其替。當時信佛之餘。卒禁殺生。爲降德音。不一而已。以主鷹爲放生。職是之由。放生司。厥後無聞。未詳廢何世。後記殘編。延曆十五年十月。始置主鷹司史生二員。據此主鷹司罷後。復置。又罷。但其年。史官失之。

〇隼人司 職員令。隷在衞門府。集解。大同三年正月。併于衞門府。八月。省衞門府。併之於衞士府。而復置當司。隷于兵部省。仍省佑一員使部二員。

〔軍團〕諸國に配置し非常を防備せる軍營にて大寶元年始めてこれを制す舊記に見えし數全國にて七十を算す延暦十一年邊要の地を除く外これを廢し更に健兒の制を採れり。

〔其兵一千以上〕これを大軍團と云ひ以下中軍團、小軍團の別あり。

〔大毅〕部內の散位勳位あるもの又は庶人の武藝稱すべき者を採る、少毅亦同じ。

〔校尉〕以下旅帥隊正等庶人の弓馬に便なる者を採る。

〔校尉以下亦有差〕校尉は大團五人、中團三人、小團二人、旅帥は大十人、中六人、小五人也。

五月。兵部省始錄五衞府五位以上朝參及上日。申於太政官。神龜五年十一月制曰。衞府生。兵部省補之。天平三年十一月。太政官處分。武官醫師使部及左右馬監馬醫帶仗者考選。及武官解任。其先例並屬式部。於事不便。今後應使兵部掌。但正身依舊。在案上下。貞觀十二年十二月制曰。諸衞府官人舍人兼任諸國史生者。令式部移兵部也。自文官遷武官。自武官遷文官之人。令二省互移送之。其自他司遷兵部被官者亦同之。

〔軍防令〕凡兵衞。京官簡內六位以下八位以上嫡子。國司簡郡司子弟。並取二十一以上。身材强幹。且便於弓馬者。每歲終。以送於兵部省。省乃試練。而後爲兵衞。軍防令。凡內六位以下八位以上嫡子。年二十一以上。見無役任者。每年京國官司勘檢知實。責狀簡試。分爲三等。儀容端正。工於書筭。爲上等。身材强幹。便於弓馬。爲中等。身材劣弱。不識文字。爲下等。十二月。以上等下等試於式部。上等爲大舍人。下等爲使部。中等試於兵部。爲兵衞。若不足者。通取庶子。郡司子弟。郡一人貢之。若貢采女郡者不在此例。三分一國。二分兵衞。一分采女。郡貢之。兵衞者。令不言其蔭。視內六位以下八位以上嫡子。亦應二十一以上。及考滿。則省從按之。視其所能。具爲等級。以告於官。量才處分。其年六十以上。皆免兵衞。卽未六十。而有尫弱不堪宿衞。則本府錄狀。併與其身致於省。檢覆識實。奏以除之。凡兵衞。其使還者。歷三番以上。義解云。差遣遠使。及征討幷防人部領等類。免一番。若欲上者聽。凡兵士。同戶之內。每三丁取一。使以講武於軍團。而簡點之次。其兵士如由兩郡。皆令比近之團以割焉。義解云。假令團在添上高市兩郡。以葛城人配高市。山邊人配添上之類也。凡軍團。其兵一千以上。有大毅一人領之。有少毅二人副之。而有五校尉。各分其二百。十旅帥則百。二十隊正則五十。其六百以上有一少毅。五百以下。一毅而已。其校尉以下亦有差。有主帳。兵一千以上置二人。以下置一人。凡大毅少毅。通取部內散位勳位及庶人武藝可稱者。校尉以下。取庶人便於弓馬者。主帳取工書筭者爲之。爲校尉以下。爲歷名簿。併錄兵士貧富之差等征防遣使之方地。有二通。留其一於國爲案。一者。歲附朝集使以

〔勘當〕律に照して罪を罰へ當つるを云ふ。

〔重服〕父母、夫、本主等に對する一年の服紀を云ふ。

〔鈴鹿關〕伊勢國鈴鹿郡關驛に在り、初め詳かならず、延暦八年以後、他の二關と共に是れを廢し、兵士の配置を罷む。

〔不破關〕美濃國不破郡關藤川の東岸に在り。

〔愛發關〕越前國敦賀郡の西南有乳山に在り。

〔契〕關契卽ち軍事を以て關を過ぐる者に授くる割符也。

致于省。若有違行及上番。則國司據簿。以次差之。凡兵者。五人曰伍。十伍曰隊。其便弓馬者。爲騎兵隊。餘爲步兵隊。隊別二十士分充爲手。二伍曰火。火養六駄。臨差行充之。若有死。即立替。（義解云。以宮馬充騎兵。若今乘者。軍團備兵士。宮當此騎者充之是也。）「史」慶雲三年六月格云。凡其講武一圓十番。番領十日。軍必齊整。「軍防令」非簡點之時。（謂簡點之時也。）不得輙取人入軍。及放出也。其有蔭應出軍者。及詐良在軍。認而入賤者。勸當有實。皆告于省。出之。（不待簡點之次也。）其年六十以上。皆免軍役。即未六十。而有惡疾不堪者。則出之。凡兵士。番上京師。曰衛士。其戍邊者。曰防人。衛士一年。防人三年。既而歸鄉。並免其國之役。（義解云。兵士番役。假如經一年者免一年。衛士一年者。免三年。徭役之類也。）凡衛士防人。不得使父子兄弟併遣。若祖父母父母老疾無有兼丁。則不敢遣。凡衛士防人。其將向京至津也。皆令國司親領之。及其入京。則省先閱戎器。而使其人分配三府。（衛士府及左右衛門府。）有所闕者。隨事推理。其發津也。以專使送之。大宰府凡衛士。隔日上下。下輙習騎射於本府。用刀鎗。發弩石。亦爾。自晨至午而放之。（本府試練。有其二番。不在別制。不得輙使。）衛士。雖下日。不得私行遠放三十里。即有事故。當陳經本府。判聽以去。而上番年。雖有重服。不在下限。下番日。令終服。凡防人之行。所在有司預部分之。既至一日與舊防人分付其物。（謂使等類。）而交替焉。其欲以家賤牛馬加役者。聽其向防。則貢私糧。自資。則隨給公糧也。其守當。每季必代。令苦樂均平。三關。鈴鹿關在伊勢。不破關在美濃。愛發關在越前。則設置鼓吹軍器。令國司分當其守。凡置關有應守者。則差配兵士。分番上下。其兵二十人以上。須契勅差之。（義解云。關國須契。其他待勅。按職員令義解。兵部省勘錄應發之國及人數。申官。奏聞而下契。）

〔節刀〕將軍出征の際閫外賞罰の權を附與する標として天皇より賜はる刀也、軍防令の義解に、凡節者、以髦牛尾為之、使者所擁也、今以刀代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也とあり、日本武尊御東征の時比々羅木八尋矛を賜はりしを其濫觴と見るべし

〔烽〕外寇内叛ある時合圖の為め燒く篝火の一種也、又たこれを燒く所をも云ふ。

〔晝烟夜火〕晝間は蓬藁生柴を相和して燒き烟を上げ、夜間は乾きし葦の周圍に乾草を束ねこれに松明を挿して燒き、火を上ぐる也。

勅。但於差衛士防人。則不申官。省直下符。〔營繕令〕凡貯戎器。在庫有濫。三年一繕。若已出給。而有所弊。必從理之。其在京者。調度人功。以告於官。而處分之。在國。輙用官物及其兵士防人。凡造戎器。必依樣。鐫以其年月工匠之名。〔軍防令〕凡戎器之弊。閲其不堪用。以告於官。而公毀之。收其鏃刃袍幡弦麻。以充修器之用也。 凡私家。不得貯鼓鉦弩矛軍幡之類。凡征討。其兵萬人以上。則一將軍。二副將軍。二軍監。四軍曹。四錄事。五千人以上。則減副將軍。軍監各一。錄事二。三千人以上。則減軍曹一。各號一軍。且總三軍。則有大將軍焉。凡將帥臨行。授節刀。不宿於家也。凡征行。不得將婦女自隨也。不得隷以有宿嫌者也。遭親喪。必征還而後告發。軍將交代。必勘合符。凡軍營門。恒可嚴整。呵叱出入。若有勅使。必先有通。乃備軍容。然後受勅。臨軍對寇。惟將之命。大毅以下有不用命。即專戮之。稽遲闕乏。不敢赦也。既而有捷。方軍未散。盡皆命之。而書有功。數俘馘。閲軍實。知費用。以告於官。而行賞焉。凡邊部民舍。必令在城堡之內。其營田。方農之時。惟耕者就焉。城堡之崩。役其土人理之。理必待隙。不奪農時。凡置烽者。距四十里。若有山岡隔絶。隨其便也。凡烽長二人。烽子四人。以守之。烽長者。國司簡其所部人家。口重大。堪檢校者充之。若無者。通用散位勳位。分番上下。三年一替。其烽可修理者。皆役烽子。非公事。不得輙離所守也。烽子者。其無丁處。通取次丁。以近及遠均分配番。以次上下。 而置烽之處。火炬相去二十五步。有山嶮地狹。不可得充二十五步處。則但得應照分明。不要限相去遠近。 晝夜分時候望。若其放烽。晝烟夜火。

〔兵馬司〕

〔岡野馬牧〕志太郡大野鄕に在り。

〔高野馬牛牧〕足柄上郡牛島[illegible]田二村の附近に在り。

〔大野馬牧〕[illegible]郡[illegible]村に在り。

〔負野牛牧〕望陀郡[illegible]村に在り

〔高津馬牛牧〕香取郡高津原村に在り

〔信太馬牧〕信太郡小野村附近也

〔朱門馬牧〕寒川郡赤馬村に在り

〔古市馬牧〕八橋郡古市庄內也

〔宇養馬牧〕豐浦郡宇賀村に在り。

〔忽那島馬牛牧〕風早郡忽那島に在り

〔檜野牧〕松浦郡野柳島に在り。

〔二重馬牧〕山本郡三重鄕に在り。

〔長野牛牧〕今大隅國菱刈郡永野村に當る。

兵馬正一人正六位上

佑一人從七位下

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

〇史生。和銅六年十一月。權充史生四人。使部六人。直丁一人

兵馬正及佑掌牧及兵馬傳驛之政。文武帝四年三月。定諸國牧地。延喜兵部式。載諸國牛馬之牧。蓋逐時增置。或移易之。則不必此所定同焉。曰駿河國。岡野馬牧。蘇彌奈馬牧。相模國。高野馬牛牧。武藏國。檜前馬牧。神崎牛牧。安房國。白濱馬牧。鈴師馬牧。上總國。大野馬牧。負野牛牧。下總國。高津馬牧。大結馬牧。本島馬牧。長洲馬牧。浮島牛牧。常陸國。信太馬牧。下野國。朱門馬牧。伯耆國。古市馬牧。備前國。長島馬牛牧。周防國。竈合馬牧。垣島牛牧。長門國。宇養馬牧。角島牛牧。伊豫國。忽那島馬牛牧。土佐國。沼山村馬牧。筑前國。能臣島牛牧。肥前國。鹿島馬牧。庇羅馬牧。生屬馬牧。柏島牛牧。早崎牛牧。檜野牧。肥後國。二重馬牧。波良馬牧。日向國。野波野馬牧。堤野馬牧。都濃野馬牧。野波野牛牧。長野牛牧。三原野牛牧。左右馬式。又載甲斐信濃武藏上野四國牧地。此是馬寮所御牧者。故不載於當司。〇自大化二年。定關塞傳驛鈴契之法。今在置傳驛。和銅四年正月。始置都亭驛。山背國相樂郡岡田驛。綴喜郡山本驛。河內國交野郡備葉驛。攝津國島上郡大原驛。伊賀國阿閇郡新家驛。爾後傳驛增置。兵部式載諸國之驛傳馬。在畿內。山城國驛。山崎二十疋。河內國驛。楠葉。槻本。津積。各七疋。和泉國驛。日部。呼唹。各七疋。攝津國驛。草野。須磨。各十三疋。葦屋十二疋。餘皆注於諸道之下。

〔廐牧令〕凡牧馬。四歲遊牝。五歲責課。牛。三歲遊牝。四歲責課。其有母一百者。歲課駒犢各六十。牧置長及帳各一人。取庶人清幹堪檢校者。其外六位勳位亦聽。凡牛馬。一百爲群。牝牡併數群置牧子二人。正丁

也。毎乘駒二疋。犢三頭。各賞稻二十束。長帳則通計其所管以賞之。其馬牛死耗。歲率百頭論。除十也。（義解云。欲科死失之罪。立率除之法。卽律云。牧馬牛准所除外。死失者二。牧子笞二十。二加一等之類。是也。）駒犢至一歲。國司以仲秋之月。對牧長。印官字。駒印左髀上。（股外爲髀）犢印右髀上。既皆印之。具錄毛色齒歲。因爲簿二通。留其一於國。爲案。一者。歲附朝集使。以告於官。凡牧馬應堪騎用。皆付軍團。（義解云。此名兵馬也。）以兵士家富堪養者充其養。免上番。（義解云。免國內上番。）及雜驅使也。凡諸道。三十里置驛。（若地勢阻險及無水草處。隨便安置。不限里數也。）其乘具及簑笠等類。各准所置馬數以備之。凡驛。置長一人。（取驛戶內家富幹事者爲之。）一置以後。皆使長任。若死及老病家貧不堪任。則立替。其替之日。馬及鞍具欠闕。並徵前人。若緣邊被蕃賊抄掠。非力制者。不用此令。置驛馬。大路（義解云。山陽道。其大宰以外。卽小路也。）二十疋。（兵部式。山陽道播磨國驛。明石三十疋。賀古四十疋。草上四十疋。大市。布勢。高田。野磨各二十疋。越部。中川。各五疋。備前國驛。坂長。珂磨。高月。各二十疋。津高十四疋。備中國驛。津峴。河邊。小田。後月。各二十疋。備後國驛。安那。品治。者度。各二十疋。安藝國驛。眞良。梨葉。都宇。宇鹿。附木綿。大山。荒山。安藝。伴部。大町。種箆。濃唹。遠管。各二十疋。周防國驛。石國。野口。周防。生屋。平野。勝間。八千。賀。各二十疋。長門國驛。阿潭。厚狹。埴生。宅賀。臨門。各二十疋。阿津。鹿野。意福。田宇。三隅。參美。埴田。阿武。佐。小川。各二疋。今觀之令條。頗有多少同異。時使然也。他皆傚此。）中路（義解云。東海東山道。其餘皆爲小路。）十疋。（兵部式。東海道。伊勢國驛。鈴鹿二十疋。河曲。朝明。榎撫。各十疋。市村。飯高。度會。各八疋。志摩國驛。鴨部。礒部。各八疋。尾張國驛。馬津。新溝。雨村。各十疋。參河國驛。鳥捕。山綱。渡津。各十疋。遠江國驛。猪鼻。栗原。摩横尾。初倉。各十疋。駿河國驛。小川。横田。息津。原。長倉。各十疋。横走二十疋。甲斐國驛。水市。河口。加吉。各五疋。相模國驛。坂本二十疋。小總。箕輪。濱田。各十二疋。武藏國驛。店田。小高。大井。豊島。各十疋。安房國驛。白濱。川上。各五疋。上總國驛。大前。藤潴。島六。天羽。各五疋。下總國驛。井上十疋。浮島。河曲。各五疋。茜津。於賦。各十疋。常陸國驛。榛谷五疋。安侯二疋。曾禰五疋。河內。田後。山田。雄薩。各二疋。東山道。近江國驛。勢多三十疋。岡田。甲賀。各二十疋。篠原。清水。鳥籠。横川。各十五疋。穴太五疋。和爾。三尾。各七疋。鞆結九疋。美濃

〔牧長〕延喜の制には此外信濃二人、甲斐上野各一人の牧監、武藏に別當を置く。

〔三十里〕里は三百步、步は五尺也。

〔驛〕驛路にて驛馬驛船を設けし所を云ふ、大化二年幾內に驛傳馬を置きし事あれば當時既に驛ありしを知る。

〔山陽道〕當時皇都と太宰府との往還に當れる故最も重きを置きし也。

〔附木綿〕附字の下脫字あるべし。

〔賀〕延喜式異本賀寳とあるを正とす。

〔佐〕延喜式異本宅佐とあるを正とす。

〔原〕三代實錄貞觀六年十二月の條によれば、蒲原に作るをよしとす。

〔各□匹〕脫字恐くは五なるべし。

〔郡〕延喜式林本、京本、貞本等、「郡」に作るをよしとす、「クヽヒ」と訓ず。

〔荻原〕日本後紀弘仁二年の條、萩原に作る。

〔丹治川〕日本後紀延曆十六年の條、舟治川に作るをよしとす。

〔佐色〕延喜式出雲本、佐職に作る。

〔田〕石田に作るをよしとす。

〔優通各五匹〕各字衍なるべし。

國驛、不破三疋、大野、方縣、各務、各六疋。可兒八疋。土岐、大井、各十疋。坂本三十疋。武義、加茂、各四疋。飛驒國驛、下留、上留、石浦、各五疋。信濃國驛、阿知三十疋。育良、賢錐、宮川、深澤、覺志、各十疋。錦織、浦野、各十五疋。亘理、清水、各十疋。長倉十五疋。麻績、日理、多古、沼邊、各五疋。上野國驛、坂本十五疋。野後、佐位、新田、各十疋。下野國驛、足利、三鴨、田部、衣川、新田、磐上、黑川、各十疋。陸奥國驛、雄野、松田、磐瀬、葦屋、安達、湯日、岑越、伊達、篤借、柴田、小野、各十疋。名取、玉前、栖屋、黑川、色麻、玉造、栗原、磐井、白鳥、膽澤、磐基、各五疋。長有、高野、各二疋。出羽國驛、最上十五疋。村山、野後、各十疋。避翼十二疋。佐藝四疋。船十隻。遊佐十疋。蚶方、由理、各十二疋。白谷七疋。飽海、秋田、各十疋。

小路五匹。

北陸道、若狹國驛、彌美、濃飯、各五疋。越前國驛、松原八疋。鹿蒜、淑羅、丹生、朝津、阿味、足羽、三尾、各五疋。加賀國驛、朝倉、潮津、安宅、比樂、田上、深見、横山、各五匹。能登國驛、撰才、越蘇、各五匹。越中國驛、坂本、川合、亘理、白城、磐瀬、水橋、布勢、各五匹。佐味八匹。越後國驛、滄海八匹。鶉石、名立、水門、佐味、三島、多太、大家、各五匹。伊神二匹。渡戸船二隻。佐渡國驛、松埼、三川、雜太、各□匹。通充傳馬。山陰道、丹波國驛、大枝、野口、小野、長柄、星角、佐治、各八匹。日出、花浪、各五匹。丹後國驛、勾金五匹。但馬國驛、粟鹿、郡部、養耆、各八匹。山前五匹。面治、射添、各八匹。春野五匹。因幡國驛、山埼、佐尉、敷見、柏尾、各八匹。伯耆國驛、笏賀、松原、清水、和奈、相見、各五匹。出雲國驛、野城、黑田、宍道、狹結、多伎、千酌、各五匹。石見國驛、波禰、託農、樟道、江東、江西、伊甘、各五匹。南海道、紀伊國驛、荻原、賀太、各八匹。淡路國驛、由良、大野、福良、各五匹。阿波國驛、石隈、郡頭、各五匹。讃岐國驛、引田、松本、三谿、河內、甕井、柞田、各四匹。伊豫國驛、大岡、山背、近井、新居、周敷、越智、各五匹。土佐國驛、頭驛、吾椅、丹治川、各五匹。西海道、筑前國驛、獨見、夜久、各十五匹。島門二十三匹。津日二十二匹。席打、夷守、美野、各十五匹。久爾十匹。佐尉、深江、比菩、額田、石瀬、長丘、把伎、廣瀬、隈埼、伏見、綱別、各五匹。筑後國驛、御井、葛野、狹道、各五匹。豐前國驛、社埼、到津、各十五匹。田河、多米、刈田、筑城、下毛、宇佐、安覆、各五匹。豐後國驛、小野十匹。荒田、石井、直入、三重、丹生、高坂、長湯、由布、各五匹。肥前國驛、基肄十匹。切山、佐嘉、高來、盤氷、大村、賀周、逢鹿、登望、杵島、鹽田、新田、野鳥、各十匹。肥後國驛、大水、江田、高原、蚕養、球磨、豐向、片野、朽納、佐色、水俣、仁主、各五匹。大隅國驛、蒲生、大水、各五匹。薩摩國驛、市來、英禰、網津、田後、櫟野、高來、各五匹。日向國驛、長井、川邊、刈田、美彌、去飛、兒湯、當磨、田、救麻、救貳、亞椰、野後、夷守、眞斫、永俣、島津、各五匹。壹岐島驛、優通、各五匹。大宰府兵馬二十匹。

其遣使

〔驛田〕諸國驛戸の用途に充てしむる田地にて、不輸租田也。〔五匹或三匹云々〕出羽國避翼郡は一匹、美濃國大野郡、出羽國白谷郡は各三匹、出羽國田理郡は六匹、越後國頸城古志兩郡は各八匹、近江國栗田郡、美濃國惠那郡、信濃國伊那郡は各十匹、筑前國御笠郡は十五匹其他の諸郡は各五匹也。

稀焉。國司轉量置而不必足。馬以中中戸充其養也。若有闕失。以驛稻市替。義解云。驛田收穫也。〔田令〕凡驛田者。皆隨近給。大路四町。中路三町。小路二町。〔廐牧令〕其傳馬。每郡各五匹。皆用官馬。義解云。用軍團馬也。其驛馬亦同。兵部式載諸國傳馬。皆出於郡。並充驛馬。率以五匹。或三匹。或四匹。八匹。其數隨郡。有多少焉。凡郡依令。應置傳馬。而式不必皆然。又畿內及山陽南海二道。志摩。甲斐。安房。若狹。能登。佐渡。丹後。出雲。石見。豐前。大隅。壹岐十二國。固無置傳馬。蓋畿內山陽已置驛馬不少。可以兼傳馬之用。而南海。及志摩。甲斐等諸國。邊陬也。山谷也。是其往來者窮處。理應無置傳馬。若無者。市之以官物。通取家富兼丁者充其養也。義解云。凡驛戸徭役共免。故不必取富有。至傳馬。但免其雜徭。是所以取富有也。凡乘驛及傳馬。應至前所轉換。則不得騰過。無馬之處不用此令。官人出使乘傳馬。其所至皆用官物。准官位供給。義解云。官物郡稻也。其於驛使乃用驛稻。驛使者。每三驛轉給。若山險闊遠之處。每驛供之也。驛及傳馬。若有不足。以私馬充之也。其私馬因公使死者。官爲酬替。官私馬牛帳。歲附朝集使以致於官。義解云。太政官更下兵部省也。職員令。公私馬牛事。亦於兵馬司兼掌之。〔職員令義解〕其大事。公私馬牛共給之。天平五年二月太政官奏曰。國司赴任給傳馬。其入京日。何乘來歸。望請於四位國守給六匹。五位五匹。六位以下守則四匹。介掾各三匹。目史生各二匹。又廐牧令義解謂下國司向任乘官馬。及罪人乘官馬等。皆乘傳馬也。觀於此驛馬唯公使騎可知也。

〔造兵司〕

造兵正一人正六位上

佑一人從七位下

〔取雑工充之〕兵庫寮式に、凡雑工戸廿人簡取戸内百姓堪業者、移兵部省、勘籍備之とあり。

〔通取他民〕集解に、或云、雑工部、不在雑戸、取良人為之、假令弓削宿禰等是也、可挟とあり。

〔鼓吹司〕「クスヰシ」又は「ツヾミノエノツカサ」と訓む、鼓吹戸の民をして鼓角の調習をなさしむる司也

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

雑工部二十人 義解云、取雑工充之、其鍛冶司鍛部、土工司泥部、如此之類、皆取鍛戸泥戸内充之、但戸内無人者、通取他氏。使部十二人。直丁一人。雑工戸 集解引古記別記云、鍛戸二百十七戸、甲作六十二戸、靫作五十八戸、弓削三十二戸、矢作二十二戸、鞆張二十四戸、羽結二十戸、桙作三十戸、凡八色之人、自十月至三月、毎戸役一丁、是名為雑戸、免調役、又工十八戸、楯縫三十六戸、幄十六戸、凡二色之人、臨時召役、是名之品部、取調免徭役。

造兵正及佑掌造諸兵器及工戸名籍

〔鼓吹司〕

正一人正六位上

佑一人従七位下

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

吹部三十人 後記、延暦十五年十月、定置員三十四人、其初大寶以降、或注吹人、或著角吹、或稱奮上、或號吹部、名既不定、数亦無限、今定名曰吹部。准雅楽寮雑色、乃聴勘籍、集解云、取鼓吹戸内習最長者、調習之、釋云、鼓吹師及生不聴、令條商理必當有之也、集解引延暦十九年十月官符云、廢大笛長上一員、置鉦鼓

〔鼓吹戸〕集解に、鼓吹戸者一也、鼓井吹各一者非也とあり。

〔自九月云々〕兵庫寮式鼓吹戸の條に、右起十月一日盡二月卅日、以十人爲一番、番別卅日、更代教習、若有破除、隨即補之、其始發聲日申官待報、三月一日辨官并兵部官人就寮簡試能不、訖乃放却と見えたり。

〔主船司〕此司は早く廢れ、延喜式に見えず。

長上一員。右得兵部省所奏鼓吹司解云。軍旅之役。吹角爲本。征戰之日。鉦鼓爲先。今有吹角長上三人。曾無鉦鼓之師。望請立鉦鼓長上。教習生徒。右大臣宣。奉勅。宜廢大笛長上。兼預之大角長上。更置鉦鼓長上。其官位亦同吹角長上。

使部十人。直丁一人。鼓吹戸 有二百十八戸。集解引別記云。自九月至二月。毎丁召會。以習鼓吹。是名爲品部。免調役。更考實錄。元慶四年七月。兵部省言。鼓吹戸者。調傜雜役共免。資和粮米學習鼓角。依式部制。點定六十丁。若過其期者。拔補他戸課丁云云。山城國吹戸七十五烟。而國司除其二烟。但置七十三烟。內所欠課丁猶多。請依式定七十五烟。依當年計帳。返付課丁三十六人。太政官處分。下知國司。依請計之也。當司以寬平併于兵庫寮。故延喜鼓吹戸於兵庫式云。山城國七十五烟。攝津國二烟。河內國二十三烟。視別記所載。乃減一百十八戸。

〔職員令集解〕和銅二年六月。大辨官宣。鼓部吹部。起十月一日盡二月三十日。教習鼓角。以三月一日試之于鼓吹司之廳庭。鼓吹司廳庭。依儀式添之。而歸本鄉。所謂儀式之書。未詳當何世撰定。其中載三月一日。右辨及史與兵部輔丞錄。鼓吹正。佑。令史。同試鼓吹部諸生于司之廳庭。其分陳地成行列。進退合節。以試能否。甚詳悉焉。乃以其載兵志不敢贅此。自十月至來年二月。教習鼓吹者於延喜太政官式亦有之云。其初發聲日。兵庫寮豫申官。官乃仰陰陽寮令擇定。然後少納言奏之。事畢之日。右辨一人。史一人。兵部輔丞錄各一人。就本司試業。從和銅二年辨官所宣而觀之其以三月一日試諸生式者。蓋自是始也。貞觀十二年八月。寫鼓吹司陳法式一通。賜隱岐國宰。以其有請也。所謂陳法式。蓋儀式云者或與之同。

〔主船司〕

主船正一人正六位下

佑一人正八位上

〔杉梓之類爲色〕集解には、謂相樟之類、是爲色也と見えたり。

〔主鷹司〕後世その職掌藏人所に移り本司廢絶せり、其名既に延喜式に見えず。

〔百濟酒君〕百濟近肖古王の族なるも父祖詳かならず。

〔百舌野〕和泉國泉北郡に在り。

〔按酒君時云々〕此時鷹甘部を定む、是れ鷹戸の權輿也

〔令史〕延喜十五年此下に史生二人を置く。

令史一人大初位下

使部六人。直丁一人。船戸（集解引別記云。船守戸百烟。在津國。其一番役廿戸。是名爲品部。免調役。）

主船正及佑掌公私舟檝及舟具事。

〔營繕令〕主船司船者。令船戸分番以守。府主船亦同。義解云。大宰即除攝津及大宰府以外。其應有船處。皆隨便置船。且加之覆蓋。遣兵守之也。其壞損。則隨事修理。即不堪修理。應更造。則料人功調度。以告於官。凡官私之船。所在歳經色目。杉梓之類爲色。船艇之類爲目。及斛斗所在。破壞所去。以附之朝集使而告於省。〔廐牧令〕凡水驛不配馬處。量其閑繁。以置船四隻以下。二隻以上。且隨船配丁。

〔主鷹司〕

仁德帝四十三年。依網屯倉阿弭古捕異鳥。召百濟酒君而問焉。對曰。百濟俗謂之俱知。是鷹能從人。又能捷飛掠諸鳥。乃令酒君養而馴之。酒君以韋緡著其足。以小鈴著其尾。居腕上朝獻。俱知卽鷹也。天皇狩于百舌野。放鷹捕雉。○按酒君時未建官名。然當司之職乃自是起。

主鷹正一人從六位下

佑一人（闕文）

令史一人少初位下

〔鷹戶〕延曆十年これを廢す。

〔大衣〕大兄の義、畿內及び近國の內より、左右の長に補されしを云ふ。

〔番上隼人〕本國より交番上京して奉仕する隼人を云ふ

〔今來隼人〕以前より近畿に住居する隼人を云ふ。

〔應天門〕大內裡八省院南面の正門也

〔吠聲〕犬の吠ゆるが如き叫聲をなす也、もと警護の意に出づ、尙ほ蕃客入朝の時には此事なし。

〔興禮門〕八省院二十五門の一也。

使部六人。直丁一人。鷹戶 神龜三年八月。定鷹戶十戶。集解引別記云。鷹養戶十七戶在大和河內。每年役其丁。是名爲品部。免調役。

主鷹正及佑掌調習鷹犬事。

隼人司

凡隼人者薩摩大隅之夷種。相傳火酢芹苗裔也。爲隼人狗吠。集解朱氏云。隼人者良民也。初捍後服。以犬奉仕。依延喜隼人式。凡元日即位及蕃客入朝等。儀官人三人。史生二人。率大衣二人。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人。分陣應天門外左右。群官初入。自胡床起。今來隼人發吠聲三節。又踐祚大嘗日。分陳應天門內左右。群官初入發吠。又遠從駕行。人二人。史生二人。率大衣一人。番上隼人四人。今來隼人十人。供奉。其駕經國界及山川道路之曲。今來隼人發吠。又行幸經宿發吠。但近幸不吠。是自古例也。故隼人在古門官屬。職員令。即隸于衞門府。至大同更隸于兵部省。隼人式又云。凡大儀者。豫前申官。喚集諸國隼人。令供其事。凡番上隼人二十人。有闕者取五畿及近江丹波紀伊等國。隼人幹了者申省補之。然則其始雖薩摩大隅之夷種。後世分在諸國也。式又云。凡大衣者。擇譜第內。置左右各一人。注曰。大隅爲左。阿多爲右。明惟譜第從其始也。古者諸國風俗歌舞。其國造於朝奏之者常也。故天武之喪。國造隨其赴。來而隸于殯。乃奏種種之歌舞。又如大歌所之職。集諸國之歌。知其國風也。以此推之。則隼人所奏風俗歌舞。蓋薩摩大隅風俗歌舞。從可知也。隼人式。悠紀主基時。群官入。隼人司官人率彈琴及吹笛擊百子拍子歌舞人等。從興禮門參入御在所屏外。北面立奏風俗歌舞。注曰。彈琴二人。吹笛一人。擊百子四人。拍子二人。歌二人。舞二人。在古其奏歌舞。不惟悠紀主基時。即常禮或嘗奏之。類聚國史風俗部。延曆二十四年正月。永停大替隼人風俗歌舞。非即位之年。而云永停。則其前必奏於常禮。是以教習不倦也。

隼人正一人正六位下

佑一人正八位上大同三年省。元慶三年□□復置。

令史一人大初位下

○史生。大同四年三月。置二員。使部十人大同三年。省二人。式部式。又省爲四人。直丁一人。隼人義解云。隼人者分番上下。以一年爲限。其下番在家則差科課役。簡點兵士。一如凡人。按簡點兵士。是兵部之職也。故其於龍衛門府。更無當司。

隼人正及佑掌。檢校隼人。及名帳。教習歌舞。造作竹笠。集解。朱氏云。問竹笠爲何用。答。未見其文。

刑部省

刑部之字。於地名若人名。與忍坂部。同訓。曰於佐加部。允恭帝二年。立忍坂大中姫爲皇后。定刑部。爲其御名代。所以同訓異字。蓋初。后之爲處子也。闘鷄國造過其黷而有不恭之言。后恚之。及立爲皇后。有施罰之意。故其御名代封戸乃取之刑部。而曰忍坂部。然而刑部省之刑部。不得同訓於忍坂部。貞觀七年三月。先是刑部省奏言。前例訓刑部省爲訴訟司。夫名不正則事不從。又名以召實。事以效象。今判罪所在。何得謂之訴訟司。望請以刑部省爲判法司。至是有勅號定[illegible]司。初制令之時。蓋官號率用呉音。故改官號者有如太政官曰乾政官。中宮職曰紫微中臺。曰坤宮官焉。是可以徵矣。其餘官悉皆施國語。如和名鈔所載。蓋從貞觀以前而起。起不舊古也。

刑部卿一人四品正四位下

管司二。一曰贓贖。集解。大同三年正月。併于刑部省。二曰囚獄。

〔隼人正〕後世諸大夫又は諸道并に侍等これに任ず、多くは五位六位也。

〔史生〕延喜式の制五人となす。

〔造作竹笠〕こは一例にて、其外種々の竹細工をなす也。

〔忍坂大中姫〕稚淳毛二派皇子の女王なり。

〔御名代〕上代天皇皇后、皇子等の御名を傳へむ爲めに御諱又は御居所の名を負はせて定置せる部民を云ふ。

〔刑部〕皇后の御本郷忍坂部、大和國城上郡の人等の刑部の職に奉仕せしことありしより、やがて其職名の字を書き習ひしなりと古事記傳に見ゆ。

〔刑部卿〕後ち公卿これを兼ぬることあり。

大輔一人正五位下 職原抄。權一人。

少輔一人從五位下 職原抄。權一人。

大丞一人正六位下

少丞二人從六位上

大錄一人正七位上

少錄二人正八位上

史生十人 式部式同之。

大判事二人正五位下 職原抄。大中判事各一人。少判事二人。

中判事四人正六位下 依三善氏意見。四當作二。少判事四人亦同。

少判事四人從六位下 延喜十四年四月。式部大輔三善清行上奏意見十二事。其六曰。伏以職員令。大判事二人。中判事二人。少判事二人。皆掌決斷人罪也。然近古以來。大判事一員。常用律學之人。其外五人不必任明法之輩。故去寛平四年有詔。省件大判事一人。中判事二人。少判事一人。唯置大少判事各一人。然猶大判事獨用法家。少判事亦非其人。今按事意。此詔之旨。竊有疑惑。何者聖主之政。刑法爲大。昔皐陶以大賢爲理官。帝舜猶誡云。欽哉欽哉惟刑之恤。光武以明察詳刑獄。桓譚亦奏云。法吏愛憎。刑開二門。然則疑獄之斷。古今所難。而今總萬民之死生。繫之於一人之脣吻。括五刑之輕重。決之於獨見之讞書。已乖闕實之理。恐貽濫罰之科。近者安藝守高橋良成之罪。大判事惟宗善經處之遠流。以禦螭魅。奏下已畢。官符亦下。儻依刑部大錄粟田豐門駮議。良成之身。幸蒙赦免。朽骨再肉。遊魂更歸。

〔大丞一人〕職員令二人となせり。

〔大判事云々〕後世判事は中原坂上兩氏を以て任ず。

〔皐陶〕帝舜の賢臣也、書經呂刑篇に、至舜乃命皐陶、明五刑也とあり

〔桓譚〕字は君山、沛國相の人、郎に任ぜられ、光武の時議事に進む、文章を能くし最も古學に通ず。

〔五刑〕周代には、墨劓、剕、宮、大辟を云ひしが、其後變遷あり、隋制にては、死、流、徒、杖、笞の五目を云ふ、後世皆これに據れり。

然則法律出入難レ可レ取レ信。天下嗷嗷。莫レ不二危懼一。伏望依レ舊置二判事六人一。皆擇下明二通法律一者上補二任之一。使下之倶議二科文一。詳二定中條章上。各懂二其意一。然後奏聞。如レ此則怨獄永絶。罪人自甘。不レ待二扶南之鰐魚一。豈用二堯時之獬豸一。

大屬二人正七位下

少屬二人正八位下

○史生。職官部。延暦十八年七月。置二判事史生四員一。式部式同レ之。

〔大解部十人從七位下〕持統帝四年正月。以二解部百人一。併二于刑部省一。據二此文一。先レ是解部者固有而無二他所一レ屬。今令條。大中少三解部。合是六十人。則減二四十員一也。職官部大同三年。以二贓贖司一併二于刑部省一。而解部亦省。

〔中解部二十人正八位下〕

〔少解部三十人從八位下〕

省掌二人。使部八十人式部式三十人直丁六人

刑部卿之職。掌二庶獄之法律一。以定二刑名一。決二疑讞一。詳二罪寃一。分二良賤一。董二逋逃一。治二債責一。收二贓贖一。嚴二囚禁一。大輔少輔爲二之貳一而從レ事焉。丞一掌下糺二判省內一。審二署文案一。勾二稽失一。知中宿直上。錄掌下受レ事上抄。勘二署文案一。檢二稽失一。讀中公文上。判事掌下案二覆鞫一レ狀。而定二刑名一。判中爭訟上。屬掌レ抄二寫判文一。

〔扶南之鰐魚〕南史扶南國傳に、國法無二牢獄一。城溝ニ養二鰐魚一。有レ罪者輙以餧二鰐魚一。魚不レ食爲二無罪一。三日乃放レ之とあり。

〔刑部卿之職云々〕淳和天皇の朝檢非違使を置かるゝに及び、其の職掌使に移り、たゞ五刑の贖銅のみを掌るに至れり。

〔疑讞〕讞は說文に議罪也とあり。

解部掌問窮爭訟。

〔**獄令**〕凡刑官察獄訟以五聽。而正法罪以十二律。（欲併觀律令之文。故造此語以冠之。）五聽。一曰辭聽。觀其出言。不直則煩。二曰色聽。觀其顏色。不直則赤。三曰氣聽。觀其氣息。不直則喘。四曰耳聽。觀其聽聆。不直則惑。五曰目聽。觀其眸子。不直則眊。（一曰以下依義解。）又檢之以諸證。且有疑似焉。而不首實。然拷掠。二旬一訊。其訊未畢。因或移鞫他司。則寫本案。以俱遣之。通計前訊。充三訊也。卽罪不重。而疑不多。其訊之也。不必須三。因訊或死。輙與彈正對驗。（在外者告其訊囚長官。）也。非親訊司。不得輙至囚所。而聽事。（義解云。解部訊囚者。但判得聽。其餘不合聽也。）既而因辭定。則訊司依口書寫。寫訖。對囚讀之〔**律目錄**〕十二律。一曰名例。二曰衞禁。三曰職制。四曰戶婚。五曰厩庫。六曰擅興。七曰賊盜。八曰鬪訟。九曰詐僞。十曰雜律。十一曰捕亡。十二曰斷獄。〔**名例律**〕凡律。以五刑處罪。（五刑在唐所名也。在本朝改曰五罪。亦通謂五刑。）一曰笞。二曰杖。三曰徒。四曰流。五曰死。笞自一十。至五十。凡五。杖自六十至一百。凡五。徒自一年。以半年差。至三年。凡五。流有近中遠。凡三。（神龜元年三月。定流刑遠近。詔曰。伊豆。安房。常陸。佐渡。隱岐。土佐。爲遠。諏方。伊豫。爲中。越前。安藝。爲近。先是。養老五年。割信濃。置諏方國。故今以爲近流。）死絞斬。凡二。乃立八虐。以懲叛逆。禁淫亂。沮不孝。威不道。一曰謀反。（謂謀危國家。）二曰謀大逆。（謂謀毀山陵及宮闕。）三曰謀叛。（謂背國從僞。）四曰惡逆。（謂毆及謀殺祖父母。父母。殺伯叔父母。姑。兄。姉。外祖父母。夫。夫之祖父母。父母。）五曰不道。（謂殺一家非死罪三人。支解人。造畜蠱毒。厭魅。若毆告及謀殺伯叔父姑。兄姉外祖父母。夫。夫之父母。殺四等以上尊長及妻。）六曰大不敬。（謂毀大社。及盜大祀神御之物。乘輿服御之物。盜及僞造神璽內印。合和御藥。誤不如本方。及封題誤。若造御膳。誤犯食禁。御幸舟船。誤不牢固。指斥乘輿。情理切害。及對捍詔使。而無人臣之禮。）七曰不孝。

〔律〕文武天皇四年の勅により制定し大寶元年に至りて成る、これを大寶令と云ひて六卷あり、養老二年に至り更にこれを刊修す。養老律十卷十二篇これ也、其後多くは散佚し、今名例、衞禁、職制、賊盜の四律を餘すに過ぎず。

〔流有近中遠〕刑部式これに同じ、たゞ諏方を信濃に作る。

〔厭魅〕これによりて人を殺さむとし又は疾苦せしめむとする如きを云ふ

〔毆告〕毆打し又は告訴するを云ふ。

〔告言訕詈〕告訴、呪詛、罵詈する也、

〔減贖〕減とは一等を下して處刑するを云ふ（贖は次々頁を參照）、これに議減、請減、例減あり、議減、請減とは應議者、應請者（次項參照）に對する減、例減とは所定の官位者又は其の近親（應減者）に對する減を云ふ

〔應議請者〕所謂應議者及び應請者也、應議者とは六議者たるにより減刑の資格を有せる者を云ひ、應請者とは六議者の近親、四位五位及び勳四等以上の人等所定の手續により減刑の特典を與へらるる者を云ふ。

謂告言訕詈祖父母父母。及祖父母父母在。別籍異財。居父母喪。身自嫁娶。若作樂釋服從吉。聞祖父母父母喪。匿不舉哀。詐稱祖父母父母死。姦父母妾。八曰不義。謂殺本主。本國守。見受業師。更卒殺本部五位以上官長。及聞夫喪。匿不舉哀。若作樂釋服從吉及改嫁。此八者。常赦不原之。乃立六議。以廣視親。明賢賢。篤故舊。勸功勳。一曰議親。謂皇親及皇帝五等以上親及太皇太后。皇太后四等以上親。皇后三等以上親。二曰議故。謂故舊。三曰議賢。謂有大德行。四曰議能。謂有大才藝。五曰議功。謂有大功勳。六曰議貴。謂三位以上。此六者。有犯死罪。則所司先奏。請議以減贖論之。笞一十。當贖銅一斤。每十加一斤。至五斤。杖六十。當贖銅六斤。每十加一斤。至十斤。徒一年。二十斤。每半年加十斤。至六十斤。近流百斤。中流百二十斤。遠流百四十斤。絞斬並二百斤。「獄令」凡應議請者。以告於官。大納言以上及刑部卿。大輔少輔。乃集於官。而議焉。雖非六議。其本罪應奏者。刑部省及諸國斷流以上。若除免官當者。皆連其案。以告於官。按覆理盡。然後申奏。是也。處斷有疑。及經斷不伏者。亦衆議量定。雖非此官司。令別勅參議者。亦在集限。若意見有異者。人別自申其議。官科備以狀奏聞。其斷事皆依律令之文。而主典得檢出事狀。猶不得輙言與奪。凡犯罪皆推斷於發處之官司。義解云。假如有人紀伊國盜。攝津國事發。即取紀伊國中估之贓。准紀伊國上布之估。於攝津國斷決之類是也。而在京諸司除京職外。皆不得斷徒以上。乃送諸刑部省也。雖其杖以下。當司決。義解云。應收贖者。申官。送贓贖司也。若衛府糺捉。而其非貫屬於京者。亦送焉。其在郡國。應笞者。郡決之。杖以上。斷定。而送諸國司。義解云。決贖亦同。其贖物留郡。錄數申國也。其有疑獄不決焉。則以讞諸刑部省。仍不決焉。則告於官。義解云。此不論本罪輕重。但徒以上者皆是也。即與上條本罪應奏。其情稍異。其應決杖義解云。依律。犯徒應役。而家無兼丁者。加杖。又累犯流加役。又雜戶陵戶犯流決杖之類。是也。及贖者。義解云。有蔭及老少之類。在省。機杖之贖之。在國。國杖之贖之。其流以上。若除免官當者。皆連寫其案。以告於官。按覆理盡。然後申奏。即有不盡。更就省而覆也。在外者。遣使以覆也。至乃

〔大辟〕死刑を云ふ義解に、謂、辟者罪也、死刑爲大辟也とあり。

〔反逆緣坐流〕謀反及び謀大逆の者の祖孫兄弟緣坐して遠流に處せらるゝを云ふ、緣坐とは犯罪者の親戚故舊等が其の責を分ちて罪を負ふを云ひ以上の外、謀反及謀大逆の者の父子を沒官し、兄弟は配流し、謀叛者の子を中流に處するが如き是れ也。

〔鈦〕鐵鎖にて造れる一種の足桎也、和漢三才圖會に、伲、鈦、脚鐐、和名加奈保太之、脚鐐以鐵爲連環、其重三觔とあり。

〔盤枷〕首枷也。

決大辟。則行決之司三覆奏。決前一日。一覆奏。決日再覆奏。在外者。符下之日。三覆奏。初日一覆奏。後日再覆奏。若犯惡逆以上。尚一覆奏。家人奴婢殺主。不卽覆奏。凡大辟皆決於市。五位以上及皇親犯非惡逆以上者。聽自盡於家。七位以上及婦人犯非斬者。絞於隱。決大辟五位以上。則刑部少輔以上監決。義解云。自盡之人亦就其家。監決。在外者次官以上監決。其餘。則少輔及次官以下監決。凡死刑。又令彈正衞士監決。而有冤枉者。彈正停決。以奏聞。凡決囚在京內之日。雅樂寮停音樂。自立春以至秋分。不得奏決死刑也。其大祀。及齋日。朔望晦。上下弦。二十四氣假日並亦如之。凡犯徒應配居徒者。其在畿內。以送諸京。在外輒供當處之官役。犯流應住居作者。亦准此。婦人配縫作若舂徒。及流罪居作者。皆着鈦如盤枷。有疾聽脫也。每旬給假一日。不得出所役之院也。患假陪日。義解云。喪假。其徒役滿。則遞送於本屬。流人則否。其在役。每囚一人。兩人防援。在京者。取物部。及衞士充之。一分物部。三分衞士。在外者。取當處兵士。分番防守。若其配流婦人路產。則給假二十日。家女及婢給假七日。其身及家口遇患。或津濟水長。不得行。則並經隨近官司口檢行之。堪進輒遣。有祖父母父母之喪。則給假十日。家口之死。則三日。家人奴婢則一日。流移未達其前所。而聞在鄉祖父母父母之喪。則給假三日。發哀於當處。徒流在役。遭父母之喪。則給假五十日。擧哀焉。祖父母之喪承重者。亦同。二等親。七日。並不給程。凡在禁。遭父母之喪。夫喪及祖父母之喪。承重者亦同。雖死罪之人。自非惡逆以上。則給假七日。發哀焉。徒流。則二十日。並不給程。義解云。杖罪在禁遭喪。亦准流徒法。凡犯流以下。應除免官當。未奏而死者。不追其位記。流移之人不得輒棄妻子。及私遁歸鄉。自至配所。六載而後聽仕。犯反逆緣坐流。及因反逆免死配流不在此例。卽本犯不應流。而特流。則三載聽仕。凡居作於配所。則給官糧。加役流准此。若留住居作及徒役。

〔贖〕應議、應請、應減の三者（前々頁を參照）及び應贖者（上記三者及び所定官位者の父母妻子）又は七十以上十六以下、癈疾者が流罪以下を犯せる場合、八十以上十歲以下並に篤疾者が盜又は傷害せる場合、過失にて人を殺傷せる場合、罪の疑はしくして決し難き場合に銅を出さしめて罪を贖はしむるを云ふ、後ち銅なき場合には時價に應じて錢を出し又は布稻を以て代ふるを許す。

〔沒官〕謀反及謀大逆者の父子、家人、資財及び彼此俱罪の贓・[illegible]禁物（私家の貯藏を禁ぜる物）、倍贓等を沒收するを云ふ。

則食私糧。（郎家貧不能備者。二等以上親代備五十日粮。隨盡公給。）凡告人罪。自非謀叛以上。三審之。應受辭牒官司。（義解云。判官以下是。）並具曉之以其虛反坐。每審別日。審後署記。然後推斷。（若事有切害者。不在此例。）告密應經當處長官。若次官。若其長官次官有密。則應經比界之官司也。司官准法示語。確言有實。即禁其身。撿狀檢校。若可掩捕。即掩捕。事當謀反以上。雖檢校。猶馳驛奏聞。（若指斥乘輿。及妖言惑衆者。檢校訖。總奏。）凡死囚遞送。輙令路次軍團大毅部領。即非死囚而應禁之。則使少毅也。遞差防援。明相付領。凡鞫獄之官與所鞫者。有親屬仇嫌。則聽更之。（他於受業師。及經爲帳內資人者。於其本主。亦同。）凡放賤爲家人及官戶。而逃經三十日。並追充賤也。凡有罪未發。及發未斷。而逢格改者。格重則依舊條。格輕則依輕法。凡辨證已定。赦後更翻。則其赦前辨證。以爲定焉。

「贓贖司」

贓贖正一人正六位上
佑一人從七位下
大令史一人大初位上
少令史一人大初位下
使部十人。直丁一人

贓贖正。及佑。掌收贓徵贖。及歛逆人之財。配沒官之物。（義解云。兵器者。配兵庫。文書者。配圖書。財

〔赦〕吉凶の事ありし時又は功德追福の爲め、罪人を宥免するを云ふ、常赦、大赦、非常赦、臨時赦及び曲赦の別あり又恩降あり宥免の範圍各赦により同じからず。

〔枉法贓〕以下竊盜贓を除く四贓を彼此俱罪贓と云ひ沒官に處せらる、彼此俱罪とは授受の兩者俱に罪ある意也、强竊二盜の贓は本主に返却するにて、官沒の限にあらず。

〔加役流〕流刑中最も重きものゝ遠流の刑人に對し、特に三年の役を加ふるを云ふ〔普通の三流は一年の役也〕

〔法曹至要鈔〕律令格式を省略鈔輯せる書、坂上明兼の撰にて三卷也。

物者配大藏。逆人之父子者配官奴司之類也。

〔獄令〕凡贖於死刑者。限以八十日。流六十日。徒五十日。杖四十日。笞三十日。無故過限而不輸。會赦不免也。贖以銅。（此三字依名例律添之也。笞刑一十。贖銅一斤。以至死刑二百斤。是也。）其傷人及誣告得罪。應贖者。其銅入所傷及所告之家。若兩人相犯。同居而相犯。俱得罪應贖者。其銅入官也。凡徵官物者。准直五十端以上。限以百日。三十端以上。五十日。二十端以上。三十日。不滿二十端以下。二十日。若欠負官物。應徵正贓及贖。無財以備。則官役之折庸。贖物雖多。止於五年。（義解云。此據入公。其入私者。應依雜令。假如誣告之人應贖入前人。若單貧無財者。雖經七八年。猶折酬滿數。不限年之遠近也。）若〔雜律疏〕贓名有六焉。一曰强盜贓。（謂以威力取其財。并與藥酒及食。使狂亂取財。○此注及下注五。並依唐六典添之。）二曰枉法贓。（謂受人財。爲曲法處分者。）其刑絞。（賊盜律。凡强盜不得財。徒二年。一尺。徒三年。二端。加一等。十五端。及傷人者絞。殺人者斬。其持杖者。雖不得財。遠流。十端。絞。傷人者斬。○職制律。凡監臨之官受財而枉法者。一尺。杖八十。二端加一等。三十端。絞。）三曰不枉法贓。（謂雖受財依法處分者。）四曰竊盜贓。（謂私竊人財。）五曰受所監臨贓。（謂不因公事受部人財物者。）其刑流。（○職制律。不枉法者。一尺。杖七十。三端。加一等。五十端。加役流。賊盜律。凡竊盜不得財。笞五十。一尺。杖六十。一端。加一等。五端。徒一年。五端。加一等。五十端。加役流。○職制律。凡監臨之官受所監臨財物者。一尺。笞二十。一端。加一等。十端。徒一年。十端。加一等。七十端。近流。）六曰坐贓。（謂非監臨主司而因事受財者。）其刑徒。（法曹至要鈔。一尺笞一十。一端。笞二十。二端。笞三十。三端。笞四十。四端。笞五十。五端。杖六十。六端。杖七十。七端。杖八十。八端。杖九十。九端。杖一百。十二端。徒一年。二十四端。徒一年半。三十六端。徒二年。四十八端。徒二年半。六十一端。徒三年。）凡六贓定罪。有正條。其餘皆約而斷焉。凡以下。依唐六典添之。

〔獄令〕凡獄舍。應給衣粮薦席醫藥及修理之用。皆以贓贖之物充之。（義解云。以

贓贖之物一雇二里中醫一。若無者、輙用二官物一。使レ療。不レ給二於官一也。

囚獄司

囚獄正一人正六位上

佑一人從七位下

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

○史生、職官部、大同四年三月置二二員一。式部式同レ之。物部四十人義解云、此伴部之品。故式部補任。其衞門府物部亦同レ之。職官部。天長八年二月。以二定額四十人一。而無二負レ名氏入レ色者一。故通取二他氏一。補二十人之員一。且皆令レ帶二兵仗一。此當時物部分番無レ人故也。式部式。囚獄司物部。通取二負レ名氏。及他氏白丁一。補二十人一。其東西市、各亦取二負レ名氏入レ色十人。白丁十人一。

物部丁二十人義解云。諸國仕丁帶レ仗守レ獄者、卽自二民部省一充レ之。

囚獄正及佑掌二禁囚罪人一。義解云。衞府所二糺捉一。及諸司所レ送。徒以上者。任レ罪禁因也。及徒役功程。配流決杖等事上。

〔獄令〕凡獄皆給二薦席一。其於紙筆兵刄杵棒之類一。並不レ得レ入。有レ疾者。主守輙申牒。義解云。主守者。

〔囚獄司〕「ヒトヤノツカサ」とも訓む、後世囚獄の名を忌み、官人就任を欲せず、これを任ずること絶ゆるに至れり。

〔物部〕職員令に、掌下主二當罪人一決罰事上とあり。

〔白丁〕正丁と云ふに同じ。

〔物部丁〕集解に、穴云、物部與二物部丁一、行事何、答、物部、主二當罪人一也、丁者、就手決人也とあり、例へば手づから笞杖、絞斬を行ふ如きは丁の任也。

主當獄囚之物部也。判官以下。親驗其實。給醫藥。疾病。則脫枷杻。聽家口一人入禁侍疾。死則同檢之。凡婦人在禁。臨產月。則責保聽出。死罪產後。滿二十日。流罪以下。滿三十日。而追禁之。死罪產子。無家口者。付近親收養。無近親。付四隣。有欲養爲子者。雖異姓聽之。凡死罪加杻。其婦人去杻。凡流罪以下去杻。杖罪散禁。義解云。不關木索。唯禁其出入也。案下條。別立不脫巾之文。故知此條散禁以上。皆脫巾也。年八十以上。十歲以下。及癈疾懐孕侏儒之類。雖死罪亦散禁也。凡應議請減者。其流以上。若除免官當。則拘禁。公坐流。私罪徒。則責保參對。義解云。不禁其身。放使赴對也。其初位以上。及無位應贖者。其徒以上。及除免官當。則梏禁。公罪徒。則散禁。不脫巾也。凡男女之禁。異其所焉。凡禁囚所在。其長官十五日一檢行之。其死於獄者。歲具狀。附之朝集使。以告於官。

大藏省

當省官人。在古。輙用秦漢之族。以其掌諸蕃之貢也。應神帝十四年。百濟弓月君率其部來歸。乃分置諸國。使之業蠶織。稱秦氏。其後秦氏之部離散。臣事他族。秦之伴造曰酒公。有寵於雄略之朝。方其十五年。詔聚其人以賜之。既而其供貢絹帛。充積庭內。因賜姓禹豆麻佐。古語拾遺亦載之。承其事曰。自是而後。諸國之調。年以盈溢。更立大藏。令蘇我麻智校三藏。而秦氏知其出納。東西漢部勘錄其簿。是以秦漢之族。世爲內藏大藏主鑰。此藏部之緣也。內藏大藏及齋藏。所謂三藏也。其內藏置寮。大藏置省。當時未有明文。欽明帝幼時。夢有人云。愛秦大津父者。必有天下矣。寤求之乃得於山背紀伊郡深草里。擧爲近臣。及即位。拜大藏省官。大藏省初見於此之官名未定爲卿輔丞錄。故稱大津父曰大藏掾也。元年。以大藏掾爲秦伴造。使秦人七千五十三戶隷焉。此復舊職也。姓氏錄。秦氏之族。或爲大藏氏。蓋以其世官而氏焉歟。更考之周禮。天官屬有大府。下大夫。掌貢賦之貳。受其貨賄之入。頒其貨賄于受藏之府。此在唐官。即大府寺也。本朝建官。率擬唐。而如大藏省。於大府寺。其名既似。職亦同之。雖然。以三藏並建之時視之。彼唐代。其初非所擬置。章章也。自有其名既似。職亦同之。則□擬之。不亦宜乎。職官部。弘仁三年二月。分縫殿寮官三十人。配於大藏省。以其縫作帳幔等類也。

〔責保〕五保に保證せしむる也。
〔除免官當〕除名、免官及び官當也、官當とは刑に觸れたる場合に、官位勳等を以て罪を贖はしめ、其刑を減ずるの法を云ふ、官人私罪を犯し、官を以て徒に當つる時は、三位以上は各一官徒三年に、五位以上は徒二年に、六位以下は徒一年に當つるを云ふ、もし公罪ならば各一年を加ふ、官當せられし者は一年の後先位に一等を降して叙せらるゝこと免所免官に同じ。
〔弓月君〕秦始皇帝十二世の孫功滿王の子也。
〔蘇我麻智〕武內宿禰の孫、石川宿禰の子也。

管司〔五曰典鑄。祕抄後附。寶龜五年併于內匠寮。曰掃部。祕抄後附。弘仁十一年閏五月。昇以爲寮。蓋時移隸于宮內省歟。曰漆部。集解。大同三年正月。併于內匠寮。曰縫部。集解。大同三年正月。併于縫殿寮。曰織部。〕

大藏卿一人正四位下

大輔一人正五位下職原抄、權一人。

少輔一人從五位下職原抄、權一人。

大丞一人正六位下職官部。大同三年八月。加大丞大錄各一員。

少丞二人從六位上

大錄一人正七位上

少錄二人正八位上

史生六人和銅六年九月。加六員。職官部。大同四年三月。加八員。通前二十人。式部式同之。

大主鑰二人從六位下職官部。延曆十八年四月。省大少主鑰各一員。

少主鑰二人從七位下

藏部六十人集解。作四十人。職官部。延曆十七年四月。定數爲四十人。給其中二十人夏冬衣服。據此。其前或六十。或四十。員數不定。價長二人

〔祕抄〕官職祕抄の略稱也。

〔大藏卿〕三位以上の公卿これを兼ぬる例少からず。

〔大輔〕少輔と共に勤勞によりて五位に叙せらるゝことあり、これを大藏大夫と云ふ。

〔職官部〕類聚國史の部名也。

〔價長二人〕職員令四人に作る。

典履二人正八位上 典履。典革。百濟手部。狛部。大同初。擧移隷之內藏寮。此已詳載其注。故不敢贅。

百濟手部十人 集解引古記云。百濟手部十戸。其八戸在左京。二戸在右京。毎一番役其五人。日科履縫之。人十六兩。是名爲雜戸。免調庸。又謂百濟手部皆爲得考之人。

典革一人正八位上

狛部六人。省掌二人。使部六十人 式部式二十人 直丁四人

駈使丁六人。百濟戸。狛戸 集解引古記云。忍海狛人五戸。竹志狛人七戸。凡十二。其役日無期。但年科牛皮二十張以上治之。村村狛人三十戸。宮郡狛人十四戸。大狛染部六戸。與忍海竹志。凡五色。是名爲品部。免調役。紀伊國有狛人百濟人新羅人。并三十人。亦年科牛皮十張。鹿皮䴥皮若干治之。取調庸。免雜傜。百濟人十一戸。臨時免役爲雜戸。免調庸。又染衣二十戸。飛鳥縫履十二戸。吳床作二戸。縫蓋十一戸。縫笠三十三戸。橋作七戸。凡七品。臨時召役。是名爲品部。取調庸。免雜傜。或云。凡此類皆在藏部中矣。

大藏卿之職掌財賄之出納。以辨調物。治經費。平權衡。均度量。領伎工。知估價。大輔少輔爲之貳而從事焉。丞掌糺判省內。審署文案。勾稽失。知宿直。錄掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。 慶雲三年閏正月勅曰。所收貯大藏諸國之調。令諸司每色檢校相知。又所收貯民部諸國之庸絁絲綿等類今後收於大藏。而支度年料。分充民部。

〔關市令〕凡官私權衡度量。歲以仲春。造大藏省而平校焉。 義解云。依律。雖平。而不經官司印者。笞三十。 其不

〔狛人〕高麗人の義なり。

〔䴥皮〕䴥は鹿の一種なるが、爰は廣く鹿革を云へり。

〔知估價〕集解に釋云、貨物之價、隨時輕重、是謂估價、云々、言臨時當賣買官時而諧市司、知其估價、取中估賣買耳、不常案記也とあり。

〔仲春〕二月也。

〔雖平〕度量衡の誤なく正しきを云ふ。

在於京。則平校於國司、然後聽用。義解云。司別給様也。）大寶二年三月始頒度於天下諸國、蓋量及權衡亦從頒。凡用稱者、格以縣之。用斛者、概以平之。〔雜令〕凡度者、十分爲寸、十寸爲尺。十尺爲丈、凡量者、十合爲升。十升爲斗。十斗爲斛、凡權者。二十四銖爲兩。十六兩爲斤。凡度量權衡、皆自北方秬黍而生數焉、其中者一之廣爲分也。其中者容一千二百爲龠。十龠爲合也。其中者百之重爲銖也。又有大尺、尺二寸。有大升、三升。有大兩、三兩。凡度地。輙用其大。大尺以度地。五尺爲步。三百步爲里。謂路之里程也。後世以六十步爲町。六町爲里。或以三十六町爲里、是混之於度田地者也。依田令長三十步廣十二步爲段。十段爲町。段即三百六十步。漫以六十步爲一町。其六町或三十六町爲里、蓋出於亡舊路由度田以相往還也。量銀銅及穀。輙用其大。義解云。不言金鐵者、金貴於銀、鐵賤於銅。貴者用小、賤者用大。雖文不言、亦從可知。其他、則官私用其小。其用之也。銅以爲様。給於省及諸國。〔撰令〕故令也。大寶元年八月引此日撰令所虚分云云。凡職事官人賜祿。厥日皆參於大藏、而受焉。不然者。彈正糺察之。皇親有年滿、則不論官否。皆入於賜祿之額也。皇親以下、非撰令之文即同月之制。因附焉。

典履掌縫作靴履鞍具。及檢校百濟手部。

典革掌染作雜革。及檢校狛部。

〔典鑄司〕

典鑄正一人正六位上

佑一人從七位下

〔大尺〕これ高麗尺にして、所謂小尺は唐の大尺也、其後和銅六年度制を改め令の小尺を以て大尺となし、其六分五の尺を小尺となす、延喜の制晷景を計り湯藥を合する外悉く大尺による、其の長さは和銅の改定によりしなるべし。（大升大兩亦同じ）。

〔大升〕唐制による其後和銅六年改定あり其制詳かならざるも、令以前の大升に同じく、令の大升一升四合四勺に當ると云へり

〔五尺爲步〕和銅六年の格には、六尺を以て步となすとあり、これ大尺の改定ありしに因れるにて、步の長さに變化なし。

〔火齊珠〕漢書に、東南海中有羅刹國、出火齊珠、大者如雞卵、狀類水精、云々、日中以艾承之則得火とあり、本草綱目に火齊は火精の訛と云へり。

〔彦火尊〕瓊瓊杵尊の御子彦火火出見尊也。

〔彦瀲尊〕彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊也

〔天忍人〕振魂命第四世の孫也。

〔佑一人從七位上〕官位令によれば從七位下也。

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

雜工部十人（集解引古記云。抽取鍛冶司造兵司人及高麗百濟新羅雜工人配之。）使部十人。直丁一人。雜工戸

典鑄正及佑掌造鑄金銀銅鐵。塗飾瑠璃。（火齊珠）及領玉作諸工戸名籍以脩其職事。

〔掃部司〕

古語拾遺。天祖彦火尊娶于海神。曰豐玉姫。生彦瀲尊。當是之時。掃守連之遠祖天忍人以其室之在海濱。故作箒掃蟹。且兼掌鋪設。遂號其官曰蟹守。即掃部是也。職官部。弘仁十一年正月。以內掃部司併于掃部司。改司併寮。其官員一同主殿寮。

掃部正一人正六位上（職原抄。頭從五位下。）

佑一人從七位上（職原抄。助從六位上。有權官。）

令史一人大初位上（職原抄。允有大少。又有大屬少屬。）

掃部十人。使部六人（式部式。十人。蓋以併內掃部加之。）直丁一人。驅使丁二十人（集解引古記云。茨田葦原等地。以驅使丁殖焉。又大藏調薦席之類充之備其用。）

〔漆部司〕「ヌリベノツカサ」と訓む、景行天皇の御宇日本武尊朏石足尼をして漆を手に塗らしめ、因て命じて漆部官となす、其後漆部造ありて漆を掌りしが大寶元年制定して司となせり、大同三年勅して、匠寮に合併す。

〔縫部司〕「ヌヒベノツカサ」と訓む、文武天皇大寶元年司となす、平城天皇大同三年縫殿寮に合併す。

掃部正及佑掌薦席牀簀及鋪設洒掃。且給蒲藺葦簾等事。

〔漆部司〕

漆部正一人正六位下

佑一人正八位上

令史一人大初位下

漆部二十人集解引古記、其文錯難知、以意姑讀之、漆部二十人中、七人爲作部、餘爲品部、在大和、毎十戸經年役也、免調庸、作部漆部並得考、又有泥障二戸、革張一戸、凡二色臨時召役、是名爲品部、取調免徭役、又限外有漆部五戸、泥障八戸、革張八戸、凡三色、亦名爲品部、取調免徭役。使部六人。直丁一人

漆部正及佑掌雜塗漆事。

〔縫部司〕

縫部正一人正六位下集解引古記云、問、縫殿寮縫部司。裁衣服之別何如。答、縫殿以給内。縫部以給外。

佑一人正八位上

令史一人大初位下

縫部四人。使部六人。直丁一人。縫女部義解云。検前令。縫女部在使部上。而新令在直丁下者。凡新令之體。雑女皆在男下。其考者。依舊不改。集解伴跡並云。召京師婦女。縫裁。式入宮人例。又引古記云。十戸經年役。其考者。定於大藏省。然後送於中務省。

縫部正及佑掌裁縫衣服事。義解云。此。爲衛士等衣服。

織部司

織部正一人正六位下集解。伴跡並云。當司有染戸染物。泛及布類也。又内染司供御之雑染等。輙從當司而受焉。

佑一人正八位上

令史一人大初位下

○史生。職官部。大同四年三月。置二員。式部式。四人。注曰。權二人。

挑文師四人大初下集解。大同三年。十二月。減二員。

挑文生八人義解云。待考。其視挑織故。使部六人式部式。四人。直丁一人

染戸集解引古記云。錦綾織人百十戸。機三十枚。其所年科。人一匹。是名爲品部。取調免徭役。河内廣絹織人三百五十戸。機五十枚。其所年科。機七匹。取調免徭役。

（前令）大寶令を云へり。

（伴跡並云）伴、跡は何れも古令注解者の略稱にて、其氏名詳かならず。

（布類）當時布とは麻布の類を云へり和名鈔に、布、云云、織麻及紵爲帛也と見えたり。

（挑織）集解に、結綜成文、謂之挑也、綜開也とあり。

〔雜染〕集解に、內染司、爲供御也、然則此司在染戶、廣絁布等染耳と見えたり。

〔宮內省〕大化五年二月始めてこれを置く、宮內卿、大夫等の職ありしこと天武紀に見ゆ。

〔工部〕百工を掌る官也、後周に至りて始めて此名あり

〔殿中省〕殿中を監督する唐の官名也事物紀原に、魏置殿中監、而北齊以屬門下、隋大業三年、分門下太僕二局、取殿內之名、爲殿內監、唐爲殿中省也とあり。

緋染七十戶。其役日無期。染絁亦無定。又名爲品部。取調。免徭役。藍染三十三戶。其二十九戶在大和。四戶在近江。四戶中。其三戶出女三年役。餘戶皆每丁令採薪。又名爲品部。免雜役。織手等一二人在司。餘皆在國。職官部天長八年二月。以雜色十人。充織部司。以支雜事。

織部正及佑掌織錦綾紬羅。及雜染之事。

挑文師掌挑錦及綾羅等之事。

宮內省 此准唐官六部。乃爲當工部。獨以其所管有木工寮焉。然其實應當殿中省。殿中省。置卿丞等官。而掌乘輿服御之命者。且其所管六局。曰尚食。曰尚藥。曰尚衣。曰尚舍。曰尚乘。曰尚輦。今宮內之名與殿中相似。而其所管亦同之。內膳司即尚食局。主殿寮即尚舍尚輦二局併也。而中務之所管亦與之關。是以。縫殿寮即尚衣局。尚藥司即尚藥局。職原抄云。宮內之職。是似分中務者。以此故也。

管職一。曰大膳。寮四。曰木工。曰大炊。曰主殿。曰典藥。司十三。曰正親。曰內膳。曰造酒。〔曰鍛冶。天平十六年四月。廢。厥後復置。其說詳於造兵司。秘抄後附。大同三年正月。併于木工寮。 曰官奴。秘抄後附。大同三年正月。併于主殿寮。 曰園池。秘抄後附。寬平八年。併于內膳司。 曰土工〕廢未詳在何世 曰采女。曰主水。〔曰主油。秘抄後附。寬平八年。併于內膳司。 曰內掃部。職官部。弘仁十一年正月。併于掃部司。 曰筥陶。集解。大同三年正月。併于大膳職。 曰內染。秘抄後附。大同三年正月。併于縫殿寮。

宮內卿一人四品正四位下

大輔一人正五位下 職原抄權一人。

少輔一人従五位下職原抄権一人。
大丞一人正六位下
少丞一人従六位上
大録一人正七位上
少録二人正八位上
史生十人和銅六年十二月。加二十員一。通レ前二十人。貞観十四年八月。省二二員一。式部式。十八人。省掌二人。使部六十人式部式。二十人。直丁四人

宮内卿之職掌。禁中之調度。以理二官田一。義解云。供御之稲田者。分二置畿内一。名為二官田一。奏二御食一。義解云。官田及園池。当年所二佃種一色目。并収穫多少。及氷室之厚薄。皆以申奏。若有二勅語一更伝宣告。知二春米一。義解云。供御之米。故親二其春一也。与二膳羞一。大膳。内膳。大炊。造酒。主水。主油。園池。並従而供御。修二宮政一。主殿。典薬。正親。官奴。内掃部。並従而供奉。領二工事一。木工。鍛冶。土工。宮陶。内染。並従而供事。大輔少輔為二之弐一而従レ事焉。丞掌下糺二判省内一。審二署文案一。勾二稽失一。知中宿直上。録掌下受レ事上抄。勘二署文案一。検二稽失一。読中公文上。

〔田令〕凡畿内官田。大和摂津各三十町。河内山背各二十町。毎二二町一配二牛一頭一。其養レ之也使二一戸一。義解云。養牛戸。免二雑徭一。其発レ丁宮内省歳准二当年所レ種色目一義解云。稲黒白曰レ色。其名曰レ目。及町段多少。依レ式以量レ功。告二於官一。而支二配之一。其役日。国司准二月之閑要一。量レ事以充レ之。其田司。年以相替。義解云。宮

〔少丞一人〕職員令によれば二人也。

〔官田〕昔の屯田に同じ、不輸租田にて、地子地価を納めて供御の料となす。

〔佃種〕耕作の種也

〔膳羞〕膳は料理せる食物、羞はよき食物の義也。

〔畿内官田云々〕延喜の制によれば、山城二十町、大和十六町、河内十八町、和泉二丁、摂津三十町也。

〔養牛戸〕中中以上の戸に養牛せしむる也。

〔田司〕集解に、宮内省差二管内雑任一、令レ掌二其事一、是為二田司一也と見えたり。

内省差ニ管内雑任一。令ㇾ掌ニ其事一。是名ニ田司一也。而歳終。省校ニ量収獲多少一。附ㇾ考褒貶〔職員令〕諸方口味。及氷室園池所ㇾ斎。亦奏ㇾ之。義解云。除ニ調雑物一以外。諸方別献珍味。是也。

大膳職

安閑帝元年。有ニ大膳卿膳臣大麻呂一。當時是稱ニ長官一曰ㇾ卿。而其所ㇾ居不ニ必名ㇾ省。又不ニ必名ㇾ職。

大膳大夫一人正五位上　類聚三代格。弘仁十三年正月。改爲ニ従四位下官一。職原抄。權一人。

亮一人從五位下　職原抄。有ㇾ權。

大進一人從六位下

少進一人正七位上　職官部。大同三年八月。加ニ少進。少屬各一員一。

大屬一人正八位下

少屬一人從八位上

○史生。和銅六年六月。置ニ四員一。職官部。大同四年三月。加ニ四員一。通ㇾ前八人。式部式同ㇾ之。

〔主醤二人正七位下〕職官部。大同三年正月。詔以ニ筥陶司一併ニ于大膳職一。主醤主菓餅宜ㇾ従ニ省廢一。據ㇾ此。並併ニ于大膳職一也。

〔主菓餅二人正七位下〕

膳部一百六十人○職掌。承和二年六月。准ニ諸職一加ニ一員一。似ニ其前置ㇾ一。至ㇾ此加ㇾ之。式部式。二人。此准ニ諸官司一也。使部三十人式部

〔諸方口味〕集解に除ニ調雑物一外、諸方別献珍味是也とあり、例へば太宰府の進むる腹赤、吉備の貢する白魚御贄の類也。

〔氷室〕仁徳紀六十二年五月の條に、氷室の氷を得て天皇に献ることあるを初見とす、尙は主水司の條を參照すべし。

〔大膳大夫〕殿上人四位五位及び地下諸大夫これに任ず權大夫亦同じ。

〔亮〕諸大夫、侍これに任ず。

（醢）周禮に、作醢及臡者、必先膊乾其肉、云々、雜以粱麴及鹽、漬以美酒、塗置瓶中、百日則成矣、有骨爲臡、無骨爲醢とあり。

（豉）大豆を醸して作れる食物にて、淡豉、鹹豉の二種あり、淡豉には黑大豆を用ふ、後世の納豆は鹹豉の法より出でしものと云ふ。

（木工寮）「モクレウ」と訓む。

（木工頭）後世名家五位殿上人多くこれに任ず。

（助）後世六位諸大夫これに任ず。

直丁二人。（式十五人）驅使丁八十人。雜供戸（義解云。鵜飼江人網引之類也。集解引別記云。鵜飼戸三十七戸。江人八十七戸。網引百五十戸。凡三色。每丁經年役。是名爲品部。免調徭。主醬二十戸。一番輪一丁。又名爲品部。免雜徭。）

大膳大夫及亮掌所調雜物。及造庶膳羞醢菹。（具食日膳。熟食日羞。肉醬日醢。醋菜日菹。）醬鼓末醬（後世謂之未曾。曾醬俗音近而謬誤也。）肴菓雜餠食料。奉膳部以供事焉。

主醬掌造雜醬鼓末醬事。

主菓餠掌菓子及造雜餠事。

膳部掌造庶食事。

木工寮

天應二年口月。詔以造宮勅旨二省匠手。隨其才幹。隷于木工內藏二寮。其條配本司。職官部。延曆二十五年二月。以造宮職併于木工寮。大同三年正月。以鍛冶司併于木工寮。承和二年九月。先是。木工寮中長上雜工。隨才各有品數。而承前考文總注長上木工。不別其品色。至此選其人。每色辨置。隨其闕補之。木工八人。長上二人。瓦工二人。轆轤工一人。檜皮工二人。鍛冶工二人。石灰工一人。

木工頭一人從五位上（職原抄。權一人。）

助一人正六位下（職原抄。有權。）

〔工部〕この下に木工、轆轤工、檜皮工、土工、瓦工、鍛冶工、石灰工等の工人あり、工人には大工、權大工、少工、權少工等の階級ありしが、後世木工にのみ大工の稱殘る

〔要月〕農事の多忙なる月をいふ、閑月に對しての稱、四月より九月までの六月間を云ふ。

〔自四月云々〕集解に、朱云、凡此條、定功程、以月長短定也、不依要閑月者とあり。

大允一人正七位下

少允二人從七位上

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下　秘抄云。當寮奏任。宰多用其算師。

○史生。養老六年六月。置四員。職官部。延暦二十五年二月。以造宮職併于木工寮。事務繁多。因加史生六員。通前十二人。以其首已有三寮加三二員。大同四年三月。減四員。弘仁三年十二月。加六員。九年七月。加六員。凡寄二十人。式部式。十一人。注曰。謂一人以其甚多員之也　○算師　置。未詳其始。延喜木工式。此准二寮。算師二寮。謂主計主稅。

工部二十人　義解云。不具雜色白丁。取知工者充之。○寮掌承和二年十一月置二員。　直丁二人。驅使丁　義解云。凡諸司駈使丁皆有定數。此寮特不制員數者。分配諸司。其餘多少皆配此寮。故無定焉。

木工頭及助掌營構木作及採材之事。

〔營繕令〕凡宮內營造修理。必命陰陽寮。擇日爲。其大橋及城門前橋。義解云。門前溝橋也。十二並修之。〔賦役令〕凡雇役。豫計其年所用。以孟秋申於官。官付主計。其餘役京內人夫。義解云。以雜徭作也。而審之。奏以配役也。其役丁。自孟冬至於季冬。令以均上焉。一番五旬。要月三旬。不是過也。限外上役。欲以取直。則聽之。其於工匠。晝作夜止。六月七月。自午至未。輟休。〔營繕令〕計功程。自四月以至七月。爲長功。布一常得四功焉。二三月。八九月。爲中功。布一常得五功焉。自十月以至正月。爲短功。布一常得六功焉。凡私第宅。皆不得起樓閣以臨人家。

〔天智帝七年〕十年の誤也。

〔大炊頭〕五位の諸大夫これに任ず、後世は大外記中原師遠の子孫此の職を掌る例也。

〔諸司食料〕集解に朱云、諸司朝夕給二常食一、幷月一度給二月粮一等、皆是食料者、云々とあり。

〔主殿頭〕四位五位の諸大夫中功勞ある者を撰任し、或は諸道の博士を任ず、後世小槻氏の世襲となる。

大炊寮

天智帝七年十二月。大炊省有二八鼎一。鳴。此省字不レ是寮誤一。則當時八省。恐不レ同二今所一レ云。

大炊頭一人從五位下

助一人從六位上 職原抄。有レ權。

允一人從七位上 職原抄。允有二大少一。

大屬一人從八位下

少屬一人大初位上

○史生。養老二年六月。置二四員一。式部式。五人。注曰。權一人。大炊部六十人。使部二十人 式部式。十人。直丁二人。

驅使丁三十人 ○大炊戸。集解引二別記一云。大炊戸二十五戸在二攝津一。是名爲二品部一。免二雜徭一。但止二五戸一。餘不レ然。

大炊頭及助掌二舂米雜穀之分給。義解云。凡諸雜穀皆於二此寮一授領。更分二充諸司一。假如粟充二主水一。大豆充二大膳一之類也。及諸司食料一。

主殿寮

主殿頭一人從五位下

助一人從六位上 職原抄。有權。

允一人從七位上 職原抄。允有大少。

大屬一人從八位下

少屬一人大初位上

○史生。職官部。大同三年正月。以官奴司併主殿寮。四年三月。加史生二員。蓋以其事繁也。又省其前置二。至此加之。式部式。五人。注曰。權一人。 殿部四十人 元慶六年十二月。聽殿部十人以異姓入色。加補其闕。先是宮內省。申當省之請。據令。殿部四十人以日置氏子部氏車持氏笠取氏鴨氏五姓為之。今也其後家滅。或無心直寮。故假補異姓。功積勞成。移之式部。然猶不載考帳。常事勘却。承和六年八月。補異姓白丁五人。外又補十人。其色二十五人。以五姓之人補。 使部二十人 式部式十人。 直丁二人。驅使丁八十人

主殿頭及助掌供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐。及洒掃殿庭。給燈燭松柴炭燎等事。

〔雜令〕凡文武官人。歲以正月十五進薪 義解云。長七尺。以二十株為一擔。 一位十擔。三位以上八擔。四位六擔。五位四擔。初位以上二擔。無位一擔。 帳內資人。各納本主。 其進薪也。辨官及式部兵部宮內三省共檢之。然後貯於主殿寮。凡給後宮及親王炭。 義解云。謂嬪以上。其皇后自入供進之例。 起孟冬盡於仲春。薪知用多少而量給之。 雜令。諸王進薪者。准諸臣位也。無位皇親不在此例。○按。親王與於給炭。而皇后及諸王以外皆進薪。則給與進。此辨養與見養。

〔助〕六位諸大夫を以て任ず。

〔繖〕廣韻に、繖織絲綾為蓋とあり蓋はきぬがさ也。

〔湯沐〕日中行事に主殿のへかさ御湯を供すなどあるはこれ也、主殿寮の下司に釜殿(カナヘドノ)あり、玉湯の運搬などを掌る。

〔進薪〕これを御薪(ミカマキ)と云ふ、天武紀四年正月の條に、戊申(三日)百寮諸人、初位以上進薪とあるを初見とし、江次第に年中所用御薪、諸司並五畿內國司供進など見えたり。

〔典藥頭〕もと醫道に達せる者を撰任せしが、後には和氣、丹波兩氏世襲するに至れり。

〔醫博士〕官位令によれば、相當正七位下也、後世權官を置く。

〔醫生〕蜂田藥師、奈良藥師等の藥師姓の者及び三世醫を業としたる名家より採り、次で庶人に及ぶ、並に十三歲以上十六歲以下に限る。

〔女醫博士〕婦女の診療を掌る、定員一人、正七位下也。

〔針師云々〕此の次に針博士を載せざるは遺漏せしならむ、針博士は定員一人、相當從七位下、後世五位以上の任とし、又た權官を置く。

典藥寮

典藥頭一人從五位下

助一人從六位下職原抄。有ㇾ權。

允一人從七位上職原抄。有㆓大少㆒。

大屬一人從八位下

少屬一人大初位上

○史生。職官部。延暦十五年十月。置㆓四員㆒。式部式同ㇾ之。注曰。權一人。

醫師十人從七位下職官部。次移在㆓權侍醫後㆒。

醫博士一人正六位下

醫生四十人○得業生。天平二年三月。太政官奏請。置㆓三人㆒。准㆓大學生㆒。集解。弘仁五年三月。置㆓四人㆒。內藥司解曰。醫針之道。邦家大要。其業衰絶。無㆓可ㇾ嗣者㆒。望請置㆓件生㆒。教㆓傳醫業㆒者。乃置ㇾ之。以隷㆓當寮㆒。

○女醫博士養老六年十一月。置。其官位未ㇾ詳ㇾ當ㇾ何。

針師五人正八位上職原抄。從七位下。有ㇾ權。

〔呪禁博士〕持統天皇の御宇始めて此職を置く、定員は令制によれば一人なり。

〔未詳置何世〕類聚三代格に載せたる弘仁十一年二月廿七日の官符に、應乳長上歷六年爲限事、云々、難波長柄豐前宮御宇天皇御世、大山上和藥使主福常習取乳術、始授此職、自斯以降子孫相承、世々居此任、至今不絶とあり、これによれば孝德天皇の御宇始めて此職を置ける也。

針生二十人

○侍醫本隷内藥司。秘抄後附。内藥司。以寛平八年併于典藥寮。故侍醫遂移隷焉。職原抄。有權。

按摩師二人從八位上

按摩博士一人正八位下

按摩生十人

呪禁師二人正八位上

呪禁博士二人從七位上

呪禁生六人

藥園師二人正八位上

藥園生六人

○乳師延老三年六月。勅典藥寮乳長上。始把笏。乳長上未詳置何世。職官部。天長二年四月。改其名曰乳師。

○寮掌。貞觀四年十二月。置一員。

使部二十人式部式。十人。直丁一人。藥戶集解引別記云。藥戶七十五戶。經年役一番樫三十七丁。乳戶五十戶。經年役一番樫十丁。凡二色。是名爲品部。免調及雜徭。

典藥頭及助掌醫藥之法。率醫師鍼師按摩師呪禁師。而從事焉。又知

藥園事。

〔醫藥令〕凡五位以上有疾患。並奏聞。而遣醫師治之。

醫博士掌以醫術教授諸生。唐六典。習本草甲乙脈經。分而爲業。一曰體療。二曰瘡腫。三曰少小。四曰耳目口齒。五曰角法。

鍼博士掌教鍼生。唐六典。以經脈孔穴。使識浮沈澁滑之候。又以九鍼爲補瀉之法。凡鍼疾。先察五臟有餘不足。而補瀉之。

按摩博士掌教按摩生。唐六典。以消息導引之法。除人八疾。一曰風。二曰寒。三曰暑。四曰濕。五曰飢。六曰飽。七曰勞。八曰逸。凡人支節腑臟。積而疾生。導而宣之。使內疾不留。外邪不入。若損傷折跌者。以法正之。

呪禁博士掌教呪禁生。唐六典。以呪禁拔除邪魅之爲厲者。

藥園師掌以時種蒔。且收採諸藥事。唐六典。凡藥有陰陽配合。子母兄弟。根葉花實。草石骨肉之異。及有毒無毒。陰陽曝乾。採造時月。皆分制焉。而辨其所出州土。每歲貯納。擇其良者以進之。採藥師。賦役令集解引古紀云。凡輸藥之處。置採藥師。以時採之。○

○掃部寮 職原抄所次第在此。

正親司

正親正一人 正六位上

佑一人 從七位下

大令史一人 大初位上

〔本草〕支那の藥書也、著者詳かならざるも張仲景、華陀等の手に成れるならむと云ふ、明の李時珍増補作註せるを本草綱目と名づく。

〔甲乙〕醫書甲乙經なり。

〔脈經〕青岩叢錄に晉王叔和纂。岐伯華佗等書。爲脈經、敍陰陽內外辨三部九候分人迎氣口條陳十二經、洎三焦五臟六腑病、尤爲精密、とあり

〔正親司〕オホキミノツカサ又は「オホギマチノツカサ」と訓む。

〔正親正〕後世五位の王氏專ら任ぜられ、他氏を補すること稀也。

〔序昭穆〕支那宗廟の制、中央に太祖の廟を設けて其左右順次に子孫を列し、左方なるを昭、右方なるを穆と云ふ、爰は歷代を序する意也。

〔一代要記〕歷代の重なる事實、皇室、補任のことを記せる書、撰者詳かならず。

〔早良〕光仁天皇の第二皇子、延曆四年太子を廢せられ次で薨ず、同十九年崇道天皇の追尊を贈らる。

〔景雲〕神護景雲也

〔四子〕敦貞、敦元、敦昌、敦賢の四親王也。

〔仁和寺御傳〕同寺草創より寛永十一年に至る傳にして僧尊海の撰也。

少令史一人大初位下

○史生。職官部。延曆十五年八月。置二員。式部式同之。　使部十人式部式。六人。　直丁一人

正親正及佑掌皇族名籍。以序昭穆紀親疏。義解云。二世以下四世以上名籍。

〔繼嗣令〕凡皇子皇兄弟皆爲親王。女皇子。皇姉妹。登爲内親王。○按唐制。皇子封國爲親王。親王者。皇子封爵也。本朝倣唐而立親王之號。雖不封國。猶其爵也。猶其爵。應有命爲之。但其文。古史無之。僅見于一代要記云。廢太子早良以景雲二年。出家入道。住於東大寺。寶龜元年。賜親王號。天應元年。立爲儲君。據此。凡皇子非生而曰親王。必賜其號。而後稱之。自古雖有成典。而不苟也。及至後世。非皇子。亦命爲親王。紀略。三條帝養其子敦明親王四子。並以皇孫爲親王。是也。或有雖皇子。猶稱以王者。平家物語。以仁王。後白河皇子。以母無貴寵。卒不得爲親王。是也。紹運錄。忠成王。彦成王。順德皇子也。亦以王稱。卒不得爲親王。忠成子彦仁。賜源姓。彦仁子忠房。是源姓而三世王孫。後宇多天皇養爲子。元應元年。爲親王。拜彈正尹。凡雖稱親王。不必於皇子。例蓋因之也。法親王。據仁和寺御傳。僧綱補任。僧覺行。白河皇子也。以應德二年。薙髮。康和元年爲親王。號曰法親王。是其名始也。内親王。在周曰公主。是當其號。然彼其嫁天子之女於侯國。必使同姓如魯公者爲之主。故有公主之稱矣。本朝重皇女。不敢輕降於諸臣。卽諸王五世則不得娶。於令條有之。且其婚固非使公主之。故不稱公主。而立内親王之號。凡親王尊之稱以其所居曰宮。不敢指斥也。皇孫以下爲諸王。女皇孫、同皇女王。自親王五世。雖名稱王。不在皇親屬籍。慶雲三年二月。制七條。其七曰。准令。五世之王。雖名稱王。籍絶皇親。例入諸臣。顧念親親。不忍絶籍。今後其在皇族之限。承嫡者爲王。餘則如令。寶字五年二月。勅曰。歷覽前史。皆降親王之禮。並在三公下。是以。別預議政者。每月馬料。春秋季祿。夏冬衣服等。其一品二品准御史大夫。三品四品准中納言。以給之。元慶五年五月詔。令正親司進四位以上諸王歷名帳於太政官。每有闕補。隨令改正。一如式兵二省補任帳。其下季祿符日。卽以備勘考。　〔戸令〕皇親不課焉。〔正親式〕凡諸王年滿十二。京職以歲終移宮内省。省以其移付諸司。令勘名簿。更致之於省。及明年正月。待官符之至。而

〔岡成〕桓武天皇の第十五皇子、安世は第十六皇子也。
〔賜姓源朝臣〕これ所謂嵯峨源氏也
〔後朝所由例〕其後ち仁明より醍醐までの七帝相次で皇子に源姓を賜ふ村上源氏以下は皇子の出に非ず。

〔內膳司〕後ち大納言中納言を以て別當に補し、本司を總管せしめ、又た進物所、御厨子所を附屬せしむ、進物所は供御の事を掌る司にして、別當（公卿又は近衞次將を補す）、預、執事の職員あり、御厨子所は朝夕の御膳を供進し、節會等に酒肴を出す所にして、別當（四位）以下の職員を置く。

賜時服焉。〔式部式〕凡賜姓爲臣。五世以上。同叙正六位上。七世以上承嫡者。叙正六位下。其餘同庶人。按。皇親賜姓。是其跡賤也。然有以皇子之親賜姓。桓武皇子岡成賜姓長岡朝臣。皇子安世賜姓良岑朝臣。而嵯峨有皇子皇女五十人。其賜姓源朝臣。而列諸臣者三十二人。是更衣以下自出。蓋以母氏賤。直列諸臣。而減位祿者也。凡賜源姓昉於此。而後朝所由例焉。說在姓族志。

內膳司

姓氏錄。孝元帝之裔曰六鴈。及景行帝巡狩東海。獻白蛤而美。乃賜姓膳臣。天武帝十二年。改膳臣。賜姓高橋朝臣。又有姓安曇宿禰。其族也。類聚國史刑法部。延曆十一年三月。流內膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡。初安曇氏高橋氏常供奉神事。行立前後。去歲新嘗日。有勅。以高橋氏爲前。而繼成不遵詔旨。背職出去。憲司請誅之。特有恩旨。以減死。自是而後。任奉膳。唯高橋氏耳。秘抄。職原抄。所載乃爾。

內膳奉膳二人正六位上 職原抄。奉膳一人。近代高橋氏相傳。任之也。不復任正。

〇內膳正 景雲二年二月。以從五位下布勢王爲內膳正。勅曰。准令。以高橋安曇二氏任內膳司者。爲奉膳。其以他氏爲之。則宜改爲正。更考。持統帝元年。有奉膳紀朝臣眞人。據此。古者雖他姓。亦猶爲奉膳。不必高橋與安曇。至景雲始定他姓爲此官者爲正。職原抄。正次在奉膳之前。是亦正六位上官。

典膳六人從七位下

令史一人大初位下

〇史生。職官部。大同四年三月。置二員。式部式同之。膳部四十人 職官部。大同三年七月。罷食長上一人。料理上一人。此等色。蓋膳部者也。職官部。大同四年五月。加四十人。使部十人 式部式。六人。直丁一人。駈使丁二十人

內膳奉膳掌供天子之常膳。隨四時之禁。適五味之和。當其進食。必先嘗之。典膳爲之貳。造供膳。調和庶味。節以寒溫。膳部從之而造御食。

造酒司

造酒正一人正六位上

佑一人從七位下

令史一人大初位上

〔史生〕義官符、延暦十五年十月、置二員、弘仁七年四月加二員、通前四人、式部式同之　酒部六十人義官符、天長八年二月、以見直少、敎供事多闕、前取他氏二十人補之。　使部十二人式部式六人　酒戸集解引古記云、酒戸百八十五戸、其九十戸在大和、七十戸在河內、都爲百六十戸、經年役一番、餘八十丁、是名爲品部、免調徭、其餘二十五戸、定二十戸供賓客時役。

造酒正及佑掌釀酒及酢。凡節會酒部行觴。臨時禮會亦如之。凡以下依集解穴氏說。

〔鍛冶司〕

鍛冶正一人正六位上

佑一人從七位下

〔五味〕鹹、苦、酸、辛、甘を云ふ。

〔節以寒溫〕集解に、釋云、謂冬溫夏淸之類也と見えたり。

〔取他人十人〕上古造酒は秦の[illegible]人酒部等の世襲する所にて、酒部もその氏人を任ぜるなり。

〔行觴〕酒を給する也。

〔鍛冶司〕神代天目一箇神此の業を掌られし以來、倭鍛部、唐鍛部の職あり、大寶元年始めて司となす。

〔官戸奴婢名籍〕この名籍は民部省の所管に非ず、唯授田の時送ることあるのみ也。

〔口分田云々〕官奴正はたゞ其數の檢知を掌る、收授は民部省の職掌也。

〔沒官爲戸〕謀反、謀大逆者の父子賊盜律によりて沒官せらるゝ如き、和銅四年十月廿三日の格によりて私鑄錢を犯せる者の沒官せらるゝ如き、又た家人奴が主人又は主人五等以上の親族と通じて戸令により沒官せらるゝ如きは皆官戸となる也。

大令史一人大初位上

少令史一人大初位下

鍛部二十人。使部二十人。直丁一人。鍛戸。集解引古記云。鍛戸三百三十八戸。自十月至三月。毎戸役丁。是名爲雜戸。免調徭。

鍛冶正及佑掌造銅鐵之器。領鍛戸名籍。

〔官奴司〕

官奴正一人正六位上

佑一人從七位下

令史一人大初位上

使部十人。直丁一人

官奴正及佑掌官戸奴婢名籍。及其口分田事。

〔戸令〕凡官奴婢。年六十六以上。及癈疾。若沒官爲戸。並謂之官戸。官戸奴婢。歳造其名籍。凡二通。致其一於官。一則留爲案。若有工能者。色以具注之。

〔園池司〕上代園部氏ありて苑池の事を世襲せしが、大寳元年に至りて此司を設く。

〔土工司〕上代泥部造の職掌なりしが大寳元年此司を置く、廢止の年月詳かならざるも、延喜木工寮式に、土工、瓦工等見えたれば、木工寮に併せしものならむ。

〔土工正〕職員令に掌下營二土作瓦甕一、幷燒二石灰一等事上とあり。

〔園池司〕

園池正一人正六位上

佑一人從七位下

令史一人大初位上

使部六人。直丁一人。園戸（集解引二古記一云。園戸三百戸。經年役。一番輪百五十戸。是名爲二品部一。免二調徭一。）

園池正及佑掌二凡苑池種殖蔬菜樹菓等事一。

〔土工司〕

土工正一人正六位下

佑一人正八位上

令史一人大初位下

泥部二十人。使部十人。直丁一人。泥戸（集解引二古記一云。泥戸五十戸。經年役。一番輪二十五戸。是名爲二品部一。免二調徭一。）

〔百濟王云々〕應神紀に、三十九年春二月、百濟都支王遣二其妹新齊都媛一、以令レ仕、爰新齊都媛率二七婦女一而來歸焉とあり。

〔采女磐坂媛〕仁德紀四十年の條に見えたり。

〔倭直吾子籠〕椎根津彦命の裔也。

〔獻二其妹日之媛一〕履仲紀前紀に見ゆ集解に、貴族非レ貢二采女一之制上、吾子籠神別貴族、以レ此謝レ罪、自降二等威一也とあり。

采女司

采。採也。擇也。採二擇婦女容儀端正一以充二掖庭一。其來久矣。應神紀。百濟王獻二其妹新齊都媛一。是蓋采女也。時未レ稱二采女一。仁德紀。有二采女磐坂媛一。履中紀。倭直吾子籠獻二其妹日之媛一。倭直貢二采女一昉二於此一云。姓氏有二采女造一。是古采女官人。世二其職一。因以爲レ族歟。職官部。大同三年正月。以二縫部采女二司一併二于縫殿寮一。弘仁三年二月。復置二采女司一。

采女正一人正六位下

佑一人正八位上

令史一人大初位下

〇史生。職官部。承和八年二月。置二二員一。式部式同レ之。

采部六人。使部十二人式部六人。式。直丁一人

采女司及佑掌下檢二校采女等事上

〔後宮職員令〕凡采女。簡二於郡領姉妹及女容儀端正一以告二於中務省一而奏レ之。大化二年正月。勅。凡采女。貢二郡少領以上姉妹及女容儀端正一。令條亦因レ之。軍防令。凡貢二兵衞一。郡一人。若貢二采女一。不レ令レ貢二兵衞一也。三分一國。而兵衞居二其二一。采女居二其一一。天平十四年五月勅。凡采女。今後每レ郡貢二一人一。凡諸氏。氏貢二一女一。必限二年三十以下。十三以上一。既貢二一女一。又貢二其餘一。則謂二之非氏名一。非氏名者。欲二自進一。則聽レ之。類聚國史後宮部。大同元年十月勅。凡采女事明二令條一。皆限二年四十以下。十三以上一。今夫爲二氏之長一者。擇二氏中端正者一貢

之。其十三以上之徒。心神易移。進退未定。宜采年三十以上四十以下無配偶者。或貢後進人。必使貢替。○按令條限年二十者。類案國史及集解並作四十。又其下文有年三十以上。四十以下。則作四十者。是也。十二司。唯水司膳司配以采女。餘皆尙侍檢校女孺以配焉。義解云。謂諸氏。氏貢一女。及兼氏名者是也。○按義解女孺亦采女也。取其年尙幼。且未出於部者。稱之曰女孺。以配其務之不劇處。

主水司

主水正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

○史生。類官符。大同四年三月。置二員。式部式同之。

水部四十人集解。弘仁七年九月。增加十二人。據當時主水司解。水部員五十人。今供奉於御。且侍平城皇后宮。而其徒不足充之。望請加件員。以直皇后宮者。然則其以前爲充平城宮。已加十八。但後必當省替。

使部十人式部式六人。

直丁一人。驅使丁二十人。氷戶集解引別記云。氷戶百四十四戶。自九月至二月。每丁役。自三月至八月。一番輪三十丁。是名爲品部。免雜徭。

主水正及佑掌樽水饘粥及氷室之事。

〔主水式〕先立春。而時其土王。乃隨天子之生氣。而擇井于宮中若京內。使牟義都首者。渫治之。卽祭焉。至於立春昧旦。汲水付司。輙擬供奉。井既一汲。廢而不用。凡供御之氷。發自四

〔主水正〕後世大外記淸原賴業この官に任ぜられしより子孫世襲するに至れり。

〔時其土王〕其冬の土王を治め祭るなり。

〔生氣の方〕陰陽道にて其人によき方位を云ふ、十二月を十二支に配し、これを八卦の方位に當てゝ其年の生氣を定むる也、爰は前年の正氣によりて井を定む。

〔牟義都首〕景行天皇の御孫押黑弟日王の後也、世々美濃に住む、養老元年其地の醴泉を貢せしことに預りて後世御井のことを掌るならむと云ふ

〔汲水云々〕これ若水の儀也。

月以終于九月。四月九月則一駄。五月八月則二駄。六月七月則三駄。暑盛駄多。以其易消。中宮東宮齋宮。別奉之。凡氷室。山城六所。葛野郡德岡。愛宕郡小野。栗栖野。土坂。賢木原。石前。大和一所。山邊郡都介。河內一所。讃良郡讃良。近江一所。志賀郡部花。丹波一所。桑田郡池邊。

〔主油司〕

主油正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

使部六人。直丁一人

主油正及祐掌諸國之調膏調油。

〔內掃司〕

內掃部正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

〔德岡〕山城名勝志に、德岡氷室、或云、德岡今龍安寺西山住吉山是也とあり。

〔栗栖野〕山城名勝志に、今西賀茂西山千束村北有氷室村、云々、是栗栖野氷室乎とあり

〔都介〕大和志に、都介氷室在山田村、とあり、仁德紀六十二年五月の條に此氷室の氷を天皇に獻ぜること見えたれば、由來極めて古きを知る

〔部花〕江家次第龍華に作るをよしとす。

掃部二十人。使部十人。直丁一人。駈使丁四十人

內掃部正及佑掌二供御之牀、及狹疊席薦簀簾苫鋪設、及蒲藺葦等事一。

〔筥陶司〕

筥陶正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

使部六人直丁一人筥戸（集解引二別記一云、筥戸百九十七戸、年料レ筥爲レ之。人長二尺、廣尺八寸、深四寸、則一具。若令二長尺六寸、廣尺四寸、深三寸一、則二具。是名爲二雜戸一、免レ調。）

筥陶正及佑掌二筥陶器皿事一。

〔內染司〕

內染正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

〔狹疊〕集解に、「謂、狹疊猶レ云レ疊」と見えたり。

〔筥陶司〕「ハコスヱモノノツカサ」と訓む。筥、陶器等の製造を管す、全く飲食の器具のみに係れり。平城天皇の大同三年、大膳職に合併す。

〔內染司〕集解に、「古記云、此條內字者、織部司職掌二雜染事一、故有二內字一耳」とあり。

〔義解云云々〕集解にも、釋云、以₂官奴婢₁、充₂驅使丁₁也、古記與ﾚ釋同とあり。

染師二人少初位上

使部六人。直丁一人義解云。當司無₂驅使丁₁者。以₂官奴婢₁充ﾚ之也。

內染正及佑掌₂供御之雜染事₁。

職官志卷之三終

〔宗伯〕書經周官篇に、宗伯掌邦禮、治神人、和上下、と見えたり。
〔澠池〕今河南省河南府に屬す、秦趙兩王爰に會せし際秦王趙王をして瑟を鼓せしめ御史に命じて其事を記す趙の隨行藺相如これを慨し秦王に强ひて缻を撃たしめ趙の御史に其事を錄せしめし由史記に見えたり。
〔叔孫通〕薛の人、高祖に仕へて太子太傅に至る。
〔至於唐亦因之〕唐書百官志に、御史大夫一人正二品掌以刑法典章糾正百官罪惡とあり。

職官志 九志四之四

彈正臺

〔按〕在唐謂之御史臺。御史。周官屬宗伯。任不甚重。通史略、以爲掌贊書而受法令。非今任也。戰國時。亦有御史。秦趙澠池之會各命書其事。又淳于髡謂齊王曰。御史在前則皆記事之職也。至秦漢爲糾察之任。秦以御史監郡。漢初叔孫通著定禮儀。以御史執法舉不如儀者輒引而去是也。其昇爲御史大夫、位上卿副丞相是秦官而漢因之也所居、漢謂之御史府。亦謂之御史大夫寺。亦謂之憲臺。漢御史大夫有兩丞。其一人曰中丞。在殿中掌蘭臺秘書。外督部刺史。內領侍御史受公卿奏事。舉劾按章。既而名大司空。漢成帝時御史府吏舍百餘區井水皆竭又其府中列柏樹常有野鳥數千。棲宿其上。晨去暮來。號云朝夕烏。烏去不來者數月。長老異之後果廢。御史大夫爲大司空。是其徵也。後漢遂以爲三公。大尉司徒司空。謂之三公。而別置御史大夫號其所居曰御史臺。或謂之憲臺。時以尚書爲中臺。謁者爲外臺。是謂三臺也。魏晉宋齊曰蘭臺。梁陳後魏北齊陏皆曰御史臺。唐因之或更名云憲臺。云肅政臺。其號爲霜臺。或稱憲官風憲官。至於唐亦因之。臺與門下中書並稱曰三司。凡寃而無告者。三司詰之云、

天智帝之時、置御史大夫。亞於大臣者。蓋猶秦官位上卿副丞相、職掌糾察也。及天武更名大納言。（舜典曰、龍、朕堲讒說殄行、震驚朕師。命汝作納言、夙夜出納朕命。惟允。納言始於此。所謂喉舌之官也。然以堲讒說殄行、故置、則亦掌糾察。）參議國政。號稱亞相。方其更名、職亦從移、故新令。別置彈正臺。夫此官者、雄略帝稜嚴端自率。執邦之法憲、令內外其肅如也。其屬巡察彈正、爲之耳目。姦無所容、職荷能修、刑當歸於無刑。然而追捕之事、尙難任焉。蓋自弘仁爲之置檢非違使。相比爲理也。（凡官如彈正及巡察按察等使、於其職云檢察非違、兼檢校非違事、類因有之、建官號云檢非違使。蓋自弘仁始也。嘉祥三年治部大輔興世書主卒、叙其歷官云、弘仁七年二月、爲左衞門大尉兼行檢非違使事是也。以衞門官屬兼檢非違使者、亦其常例也。類聚三代格載弘仁十一年宣下於檢非違使事。凡爲此官者蒙宣旨、初見于此。然是固臨時有事所命、非以除目行上故也。秘抄後附承和元年正月始置、職原抄天長始置、並非也。）延曆十一年閏十一月、制新彈正例八十三條、以賜於臺。（職官部。）而其文不載、可惜哉。弘仁十一年十一月、宣旨云、檢非違使者、其所掌與彈正同。臨時宣旨。亦當糾彈。（類聚三代格。）承和六年六月勅云。彈正臺及檢非違使。配置各異、而其糾違犯彼此皆同。但如犯人逃亡、姦盜隱匿。彈正之職難任追捕。夫今而後、刑之有逃、臺使相議。遣檢非違使等、隨事追捕、乃立之爲永制。權遂歸使、而臺職閑。可雀羅焉、權有輕重。一必傾、自然之勢也。使既傾彈正、又併傾京職刑部、及至後世。惟以蒙使宣旨、爲仕者之榮。（單言使者、皆以爲檢非違使也。平將門任官不遂、及反。發怨言云。使之宣旨不蒙。可見蒙使之宣旨是當時所甚爲榮。）職員令、巡察彈正掌巡察內外、糾彈非違者。（義解云、內宮城以

〔舜典〕書經の篇名なり。

〔龍〕帝舜の臣也。

〔朕堲讒說云々〕孔傳に、言、疾讒說絕君子之行也とあり。

〔喉舌之官〕天子の命を下に傳ふる官の義也、詩經大雅烝民篇に、出納王命、王之喉舌と見えたり。

〔刑當歸於無刑〕書經大禹謨篇に、刑期于無刑とあるに因る。

〔使宣旨〕檢非違使別當を補する宣旨也、佐以下は宣旨を下さず、官符を以てする也。

〔兼之衞門尉〕撿非違使の尉は左右大尉（各二人）、左右少尉（人員不定）あり、衞門尉の外明法道の人を任ず。

〔佐〕撿非違使の佐は定員二人、左右衞門權佐たる人を兼補し、正佐を補することと稀也、中少將を以て兼ねしむる事なきに非ず。

〔別當〕參議以上衞門府兵衞府督を帶する者を撰補す、但し多くは中納言の兼職にして、大納言に任ずる日其職を去る流例也。

〔傳燈住位〕延暦十七年所定の僧位にて俗位の六位に相當す。

〔使廳〕初め左右衞門府內に在りしが後世には左衞門府內にのみ置く。

內外者。左右兩京也。和銅五年五月。詔諸司主典以上及諸國朝集使云。制法一定歲已久矣。未熟律令。官多過失。今後其有違令。必准所犯。以律科罪。其使彈正日三巡察諸司。苟有廢闕。因其事狀移之式部。考日勘問。職官部天長九年十一月。彈正台每月巡檢京中。非違糾諸司諸院諸家。職原抄稱其職云。近古猶然也。此先南朝。失職已久。嗚乎。方夫置使初。曷當知使臺職至如是閑曠哉。物不兩立。斯其所也。自弘仁而有檢非違使。兼之衞門尉。或有兼之佐若忠而兼之尉者其恆也。尉者判官也。後世榮此官。故單言使者。即檢非違使。但稱列官者。亦檢非違使。其自微以至赫赫。蓋與藏人其終始。天長九年七月。檢非違使解云。不嘗巡檢京內。拷決犯盜。臨時勘事。觸類繁多。又云。看督長左右各二人。差科非一。莫有暫暇。

所謂看督長。即檢非違率追捕卒長者。蓋原其始起。但臨時下宣旨所置。亦不甚顯職。其人乃取於衞門府官僚。天安元年三月。遣左右近衞兵衞及檢非違使左右馬於京南。捕群盜。舉檢非違使。不復言衞門。即其官僚也。及後其盛也以衞門若兵衞之督爲別當。公卿補任。承和元年正月。以參議從四位上左大辨近衞中將文室秋津始補檢非違使別當。○按凡別當之稱。自弘仁稍有之。猶言勾當專當。並謂所職。非正官也。別當者。別令監臨者。類聚國史。帝王部。天長三年正月。幸芹川。山城國別當中納言從三位清原夏野幸國司獻物。此是國司外以中納言別當也。承和十一年式部大輔滋野貞主入其宅西寺。以爲道場。命云慈恩院。而三綱之外。以東寺傳燈住位僧爲別當。凡稱別當之官。亦皆其類也。初非恆官。故號因衞門府。佐及尉志是也。舜典云。皐陶。蠻夷擾夏。寇賊姦宄。汝作士。士者理官。周時或謂之士師。或謂士之大士。在秦爲廷尉。在漢更名大理。世稱檢非違使爲廷尉。以其掌刑辟故也。又稱別當爲大理。職原抄云。大理者衞門兵衞督陪其闕補之。而佐尉志者由衞門補。其由近衞兵衞希例也。其所居即府廳。謂之使廳。所謂負廳報是以。別當所宜。因

〔孟浪〕委細ならざる貌也。

〔東鑑〕治承四年より文永三年七月に至るまでの鎌倉幕府の日記也。

〔八葉之車〕牛車の蓋側に八曜の紋をつけしを云ふ、大小あり、撿非違使の乘るは小八葉也

〔職事補任〕弘仁元年より安永八年に至る藏人頭の補任を錄せる書、藤原淳房の撰也。

〔六位藏人〕宮中些細の公事を勤・朝夕の御膳に給仕す最も年﨟あるを極﨟と云ひ、以下差次、氏藏人、新藏人の名あり、在職六年にて五位に昇叙す。

〔置五位藏人二員〕左中將源湛、左少將藤原敏行也

稱聽宣。以准勅宣。世殊重之。然別當於位署。特不書之。以補非除目也。非正官也亦依職原抄言之。又邦國之治。或臨時補檢非違使。勝寶四年十一月以參議從四位上橘朝臣奈良麻呂爲但馬因幡按察使。兼令檢校伯耆出雲石見等國非違事。然當時尚非建官號云檢非違使。至齊衡二年三月。詔大和檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼把笏。准使諸國檢非違使皆把笏。國置斯官。蓋自此時始。又貞觀九年十二月。勅上總國置檢非違使一員。主典一員。帶劍把笏。十一年三月令下總檢非違使帶劍把笏。明此等臨時所置。其前在貞觀三年十一月。武藏國毎郡置檢非違使各一人。以凶猾成黨。嘯聚山林故也。是不遣國置此職。職原抄云。補看督長六十六人遣諸國。是似國置一員者而不言在何世。則其言孟浪未可信也。後世諸國檢非違使者。率皆補無位豪族以貨也。類聚三代格。寛平六年九月。以故下符。立秩限并停補無位人云。把笏帶劍成儀不輕。糾察追捕。職掌惟重。自今後停補無位人。秩限六載。任滿即解。猶非永例臨時廢置。然而風習相仍。其弊無變。故延喜十四年式部大輔三善清行上意見十二。其十云。諸國檢非違使。掌糾境內之姦濫。禁民間之凶邪。然則國宰之爪牙。兆庶之術策也。必須明習法律。兼詳決斷。而今任此職者。皆是當國百姓。納贓勞料者也。徒費公俸。不堪差役。空帶其名。曾非其器。亦猶如畫餅不可食。木吏不可言也。伏望監試明法學生。充任職。職其試法。一如明經國學之試。國中追捕及斷罪。一向委檢非違使。猶如京下有判事及檢非違使〇按其後惟京有檢非違使。而諸國不復見也。蓋押領使等類。亦同其職掌。既而京官耀威武於外。揚揚鷹視。莫檢非違使若矣。東鑑。源義經以壽永三年八月。任左衛門少尉。蒙使宣旨。十月聽院中昇殿。其儀則身乘八葉之車。扈從衛士三人。侍者二十人。各騎馬。至則舞踏中庭。撥劔笏。參殿上。意氣可想矣。

夫藏人。據職事補任。弘仁元年三月。以四位補其頭。二人也。左衛門督從四位下巨勢野足。右衛門督從四位下藤原冬嗣。並爲頭。此官之始也。其六位藏人載藏人補任。嘉祿元年以上。今已亡闕。員數不可識。而職事補任。仁和四年十一月。始置五位藏人二員。止六位藏人二員。則六位藏人元是六員歟。職原抄。六位藏人四員。其

義也、集秘抄、六位藏人五員、古六員、其當而七員、亦或有、其注云、不置五位藏人也、　續古事談云、弘仁帝嘗好遊幸、每在嵯峨離宮。或有政事、設座位於朝堂、使五位藏人居其側聽群議以奏、此所以置職事也、

補別當。莫詳其始也、職原抄、以公卿第一人爲別當、太政大臣無職掌、故其稱第一人是左大臣也、左大臣闕白盡務。則與其職於右大臣。亦稱爲二上。　四位侍臣中、撰二人爲頭。五位中又撰補三人、仁和定爲二人、加一人、不知在何世。　六位中又撰補四人、頭以下藏人。並以其有公事於殿上、皆聽昇殿、得服禁色。號稱職事、加之位署。六位中又撰良家子、令候殿上、以其非職事謂之非藏人。或謂之非職者不奉行公事。不得服禁色。　無定員。一是皆被內侍宣。可謂貴寵矣、藏人侍臣也、乃名侍臣以藏人。蓋其初掌所御被服器用出納左右給事、西宮記云。累代御物之事以藏人及雜色、以納小舍人等預人、又云臨時有爲御寵、輒以名籍下藏人、皆而令命焉、集秘抄亦謂御寵師所執藏人盛之卿當而奉之、又有造勅使、則藏人頭近衛中將五位藏人六位藏人等也、凡倚子基奏杖臺盤等類、皆藏人出納、且募供奉之、　遂在與櫃當官傳制令。稍用無之比矣、在唐嘗以宦官居是職、宦者刑餘小人也、心固無恥、終覆天下、宜哉、本朝始無宦官、凡昵近於天子、必皆縉紳貴族、名姓之冑、未嘗有汚穢凡卑一辱其極也、然如少納言、以此喪其職、幸無復敷奏。而天下之政、出於夫二三左右之臣、則事能得無弊哉、嗟夫處樞要、親綸命於內。灼然寵光、亦莫藏人若矣、一時之勢也、其自微以至赫赫。與檢非違使其終始、語云。涓涓不絕。流爲江河。熒熒不滅、炎炎奈何。其是之謂乎、顧正官之廢、於是乎可以爲歎息矣、

〔續古事談〕古事談に倣ひて古來の傳說を集錄せる書、著者詳かならず。

〔撰二人爲頭〕一人は辨官、一人は近衞より補す、多くは中辨、中將の兼職也。

〔內侍宣〕勾當內侍の勅を奉じて直に藏人頭に宣する文書を云ふ。

〔雜色〕藏人所の下役にて定員八人、公卿の子孫、諸大夫多く是れに任ず

〔小舍人〕藏人所の下司にて御物の持運びを掌る、定員初め六人、後ち十二人となる

〔奏杖〕宣命見參等の文書を挾む杖にて、又た文杖とも云ふ。

〔涓涓云々〕孔子家語觀周篇に出づ。

彈正尹一人從四位上寶字三年六月。以官位輕而人不畏。改爲從三位。官秘抄謂是親王可拜之官。大中納言而兼之希例也○按選叙令。勅任也。其官固貴矣。然官位令拜親王。大納言太宰帥則三品。八省卿則四品。彈正尹不與其中。及至後世親王或拜之。反不復拜大納言。未詳其定何世也。

弼一人正五位下秘抄後附。弘仁十四年置大少。職原抄。大弼一人。從四位下。少弼一人。正五位下。

大忠一人正六位上

少忠二人正六位下

大疏一人正六位上

少疏一人正八位上職官部。弘仁四年六月。加少疏一員。省巡察彈正二員。

巡察彈正十人正七位下職官部。弘仁四年省二員。十四年十一月。省二員。定以六員。

○大屬。少屬。類聚三代格。天長三年十二月置各一員。四年八月。定官位。大屬正八位上。少屬大初位下。並預馬料。

史生六人職官部。大同四年三月。省二員。弘仁二年十二月置六員。集解。弘仁四年六月。云。史生元六員。大同年中減二員。今復舊。據此則其二年置六員誤也。職官部。天長十年六月。加二員。式部式定以六員。

○臺掌。職官部。大同五年四月置二員。○扶臺掌。貞觀二年八月置二員。

彈正尹之職。掌國之刑憲儀法。以綱朝廷。禮君臣。肅風俗。糾百官之罪惡。詰萬民之寃抑。內外非違。無不彈奏。義解云。內者左右兩京。外者五畿七道。弼貳之。忠掌巡察京內。以糾非違。此及巡察彈正並本作巡察內外。義解云。內者宮城以內外者左右兩京。即與尹之所掌內外遠近已異。今欲其別之。故

〔弼〕公達、諸大夫を任ず、大弼は參議これを兼ぬることあり。

〔大忠〕六位諸大夫侍等これに任ず、少忠亦同じ。

〔彈奏〕集解に、依公式令、告言官人害政及有抑屈者彈正受推、當理者奏聞、不當理彈之、如此之類是爲彈奏也とあり。

〔親王及云々〕彈正式に、凡彈親王及左右大臣者、弼已上在台座而遣忠一人於堂上彈之、諸王諸臣三位已上及參議者、就其前座彈之(預仰所乘令設座)四位已下不問、王臣皆喚其身於台彈之(五位已上設座)とあり。

〔惟大事則彈奏之〕集解に、謂解官以上也、何者、獄令云、雜犯死罪、獄成會赦者、解見任職事、此雖非官當、猶合解官也、若於无品親王者、徒罪以上即爲事大也とあり

改云京内也。且審署文案勾稽失。知宿直。疏掌受事上抄。勘署文案檢稽失。讀公文。巡察彈正。掌巡察京内。以糾非違職與忠同。蓋其掌專在巡察。而不與文案之署也〔彈正式〕凡彈正不得彈太政大臣。太政大臣得彈彈正。公式令親王及五位以上有犯注云。太政大臣不在此限是也。其左右大臣與彈正得互彈之。職員令。彈正之糺有不當。則兼得彈是也。〔公式令〕親王及五位以上有犯欲勘未審狀以勘問。不敢推之。惟大事則彈奏之。其案則留于臺也。六位以下。移於所司以推問焉。〔官衞令〕凡儀仗之内而有非違。不識其名。聽從其主司於仗下而問之。義解云。衞士陳云隊。兵衞内舍人陳云仗。以從儀仗也。〔公式令〕有告官人苛政或有寃抑則受而推之。其當者奏。否則彈之。〔賦役令〕凡有大營築於京内則彈正巡作所。丁匠有過乃彈糾之。〔公式令〕若有別勅令彈正權檢校他官。則不得猶知彈正之事焉。

○左京職

管司一曰東市

○右京職

大化二年正月。宣改新之詔。凡三條其二云。定畿内之地。凡京師毎坊置長。四坊置令。戸令所載。因之定典。已詳註之民部省。而京職在初以其大夫一人也。天武帝十

〔左京大夫〕後ち公卿の兼官多し。

〔權一人〕多くは四位殿上人、諸大夫これに任ず。

〔亮〕五位の諸大夫及び六位これに任ぜらる。

〔少進一人〕職員令二人とせり。

〔少屬一人〕職員令二人とせり。

〔八年身爲亂伏誅〕此時仲麻呂孝謙上皇の寵衰へたるを憤り反意あり、上皇依て其官位姓名を奪ひ三關を警固せらる、仲麻呂近江に奔りしが、高島郡三尾崎にて官軍と戰ひて大敗、道に斬らる。

四年三月。巨勢辛檦努卒。書官位。唯云京職大夫直大參。而不言左右。職員令乃置左右以分其治矣。

管司一曰西市

左京大夫正五位上 寶字五年二月。勅其管左右京。並任一人。長官者名以爲尹。官位准正四位下。蓋擬唐京兆尹一人。使其權貴重。所以然。乃在藤原仲麻呂。時方有寵。六年八月。書左右京尹從四位下藤原惠美朝臣訓儒麻呂。而侍中宮院。宣傳勅旨。即仲麻呂第二子。准正四位下者。亦爲是也。自二年仲麻呂爲大保。盡改官號。至五年又以京大夫爲尹。任其子。八年身爲亂伏誅。乃勅使官號復舊。尹復爲大夫。可知矣。職官部。弘仁十三年正月。改爲從四位下官。菅原清公卒承和十二年。其傳云。以弘仁十二年爲左中辨。有不適意。求右京大夫。上從容問其大夫位。對曰。正五位。即日改爲從四位下官。職原抄。權一人。

亮一人從五位下 職原抄。有權。

大進一人從六位下

少進一人正七位下

大屬一人正八位下

少屬一人從八位上

使部三十人 式部式。各十五人。

直丁二人

）史生。和銅元年八月。兵部省加史生六員。通前十六人。左右京職各六員。主計寮四員。通前十人。此文似加字管下。然而京職特不言通前若干。則是始置也。靈龜三年十月。加各四員。式部式各十一人。注云。權一人。

坊令十二人 供戸令。四坊置一令。而拾芥抄。四坊爲條。京師總爲九條。一條二條。夾宮城。而東西各三坊雙列。合

〔藤原之京〕大和國高市郡鴨公村に在りし持統文武二朝の京也。

〔名籍〕集解に、朱云、名籍、謂戸籍也、但計帳亦可掌何者、戸令云、凡造計帳、毎年六月卅日以上、京國官司、責所部手實之故也とあり。

〔字民人〕字は養に同じ。

〔儲倉廩〕職員令以上の外、田宅、度量、橋道、過所、闌遺雜物、僧尼名籍等の職掌を載す

〔東市正〕諸道の五位六位又は院の主典代、藏人所の出納等これに任ず。

東西六坊同名一云桃花。二云銅駝。令二人。其餘四坊同名。以別東西。東三條一云教業。四云永昌。五云宣風。六云淳風。七云安衆。八云恭仁。九云開建。西三條云豐財。四云永寧。五云宣義。六云光德。七云毓財。八云延嘉。九云陶坊。令東西各七人。都合十六人。而今左京坊令十二人。右京坊令十二人。集解朱云、此知爲十二條。若令有知大宮寺者。雖不能四坊。猶置令然歟。是亦疑詞也。蓋文武藤原之京其營或爲十二條。而未成之也。及遷都于寧樂平安。並爲九條。所其所改營焉。其員令猶仍其舊。故左右坊令各十二人。職官部。延曆十七年四月。公卿奏。謹按令條。左右京每條置坊長一人。檢察所部。身無俸秩。競事逃遁。伏望准少初位下官。給祿并職田二町。優恤其身。使勤職掌。許之。

○職掌。職官部。弘仁十年十一月。置各二員。

右京職准此

左右京大夫及亮各掌其戸名籍。以字民人。旌孝義。知貢擧。簡兵士。收租調。辨雜徭。分良賤。聽訴訟。理田宅。制市廛。脩戎器。儲倉廩。

東市司

東市正一人正六位上

佑一人從七位下

令史一人大初位上

○史生。和銅五年十二月。置各二員。職官部。大同四年三月。省各二員。式部式各二人。

價長五人。物部二十人。使部十人。式部式各六人。直丁一人

〔東宮〕もと支那にて太子は皇居の東に居したるより起る、詩經衞風碩人篇に東宮之妹とある疏に、太子處東宮、とあり、春宮と申すも同義なれど、後世多く東宮職と春宮坊とに區別し、傅學士を職に隷し、大夫以下を坊に屬したり。

〔東宮傅〕多くは大臣以上の人兼務せしも、稀には大納言又は中納言を以て兼れしことあり

〔東宮學士〕學者の家の才智德望ある者を撰任す。

西市司准此

東西市正及佑各掌其市之令。以平度量。准估價。辨貨財。識眞僞。

〔關市令〕凡市恒集於午。而散於日入。在市興販。男女別座。毎肆立標。題其行名。義解云。肆者市中陳物處。其題標條者。卽絹肆布肆之類。拾芥抄。八戸云行。四行云町。四町云保。四保云坊。據此不但辨絹肆布肆。乃識行名。可以推知町保。市吏准物之時價。爲三等。十日運一簿。在市案記。毎季各告于本司。凡官與私交關以物爲價者。必准中估。自除官市買。皆就中交易。不得坐召物主乖時價。無官私交付其價。不得懸違。其所交易。行濫之物則沒官。不牢者爲行。不眞者爲濫。短狹不如法則還主。横刀槍鞍漆器之屬。各令題鑿造者之名。

○東宮皇太子之宮。

東宮傅一人正四以上　職原抄云。傅及學士。是謂東宮官。其大夫以下爲坊官。古來以然。

掌以道德輔導東宮。集解云。考者春宮大夫錄上日行事。送於式部省。省校定。學士亦准此。

東宮學士二人從五以下

掌執經奉說

〔春宮坊〕東宮を春宮と申すにつき集解に、四時、為自東發、即春准之、故曰東宮、春宮其義無別也とあり。

〔春宮大夫〕攝關大臣たる人の子孫にて大中納言に在る人これを兼ぬ、諸大夫の納言以上は拜任の例なし。

〔權一人〕大夫に同じきも、稀には諸大夫納言兼任することあり。

〔亮〕名家四位の才望あるものを撰任し、參議又は藏人頭これを兼ぬ、權亮は華族の中少將の兼任也。

〔大進〕權官と共に名家諸大夫の內より撰任す、其內一人は必ず諸衛佐より任ずる例也。

○春宮坊

東宮職員令。作東宮坊誤也。官位令作春宮坊。職原抄從之。春宮坊蓋擬唐官。有其左春坊右春坊也。儲君未立時。不置之。故定太子。或謂立坊。

管監三日舍人。日主膳。云主藏。三監延喜式。當時其存可知也。秘抄後附載百官略者。次第則主膳監。主殿署。主馬署。主藏監。主工監。藏人。非藏人。帶刀也。主工監即主工署之誤。然則三監中省舍人久矣。職原抄惟存主膳。其餘二監。未詳廢何世。蓋自無任之者然。署六日

主殿。日主書。日主漿。日主工。日主兵。日主馬集解大同三年八月。以主書主漿主兵等署。職務少事。官人多員。省主漿。併于主膳監。其餘併于主藏監。每監加令史一員。百官略猶載主工署。直次主藏監。而主藏監即次主馬署。所次者不同令條。蓋其官當時不重。其將廢之漸也。百官略之作。未詳在何世。成何手。以其書而考。先於職原抄。從可知也。職原抄惟存主殿主馬。而主工不載。蓋其時已廢。

春宮大夫一人從四位下職原抄。權一人。

亮一人從五位下職原抄。權一人。

大進一人從六位上職原抄。權三人。

少進二人從六位下職原抄。一人有權。

大屬一人正八位下

少屬二人從八位上

○史生。承和十四年七月。坊及監署各置二員。式部式。東宮坊史生四人。三監及主殿主馬二署。各二人。○坊掌。職官部。弘仁六年三月。置二員。

使部三十人

〔擬帶刀舍人〕帶刀舍人の候補也、立太子の後、上皇、皇后、齋宮、大臣、春宮大夫よりこれを撰出し、射藝を試む、これを帶刀試と稱し、及第せる者は直に兵仗を下す。

〔右近衛馬場〕京都上京區一條北大宮通に在りし右近衛府の馬場也。

〔連〕脇の次に位する職員にて、多くは左右兵衛尉を兼ぬ脇の下に連る義也

〔木鳥〕又た部領（コトリ）と書く、事執の義にて、先生の下にて帶刀陣の事を取り行ふ故此名出でしなるべし、多くは左右衛門尉を兼ぬ、木鳥の下に脇あり、左右各一人也。

式部式。二十人。直丁三人

春宮大夫及亮掌吐納啓令及官人名帳考叙宿直事。義解云。官人考叙者。坊司校定以送於中務省。集解。引古記云。坊内諸司考選者校定以送於式部。不直申官也。

〔舍人監〕

舍人正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

舍人六百人 凡検簡舍人。已詳注之。内舍人。職官部大同元年七月。以頃年兼取白丁。依令條改之。仍聽取其百人於白丁。永以為例。弘仁三年十二月。制云。東宮坊舍人六百。就中其入色五百。白丁一百也。而入色者無心仕道。惟其白丁倘有身。是數年之後。必當之驅使之人今宜五百人中取外任一百。隨其闕補之。承和十四年二月。春宮坊奏言。内外考舍人一百。補闕其來久矣。而據承和十年四月符。外考補坊舍人。同舍人其遷任及以理解劫者。毎年聽之。四十人特可出入。即拘此格。不得補替。伏望四十人依舊隨闕皆補之。勅許之。天安元年六月。遣使試春宮坊擬帶刀舍人步騎兩射于右近衛馬場。各定其料。先是坊司請加舍人十人。其時服日食乃用職物。延喜大炊式春宮坊帶刀三十人。是在其舍人内。令帶刀者。古謂之授刀舍人也。職原抄帶刀者公家所補。昔源平重代武士多補之也。長二人。近來一人。先生是也。連二十人。木鳥左右各一人。凡二十三人。蓋自舍人監之廢。遂併之坊中。但稱帶刀。不復稱舍人者。世之流習也。且世以禁中瀧口院北面東宮帶刀並稱撰武士補也。使

部十人(式部式六人。)直丁一人

舍人正及佑掌ニ舍人名帳及其禮儀分番事一。

○主膳監(職原抄云。主膳者膳部之人。任レ之也。近代不ニ必任ニ內膳司一。卽兼ニ知坊中御膳一故歟。)

主膳正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

膳部六十人。使部六人(式部式四人。)直丁一人。驅使丁二十人

主膳正及佑掌ニ進食先嘗及諸膳之事一。

〔主藏監〕

主藏正一人從六位上

佑一人正八位下

令史一人少初位上

藏部二十人。使部六人(式部式四人。)直丁一人。驅使丁二人

〔分番事〕集解に、假使宿直等、故ニ上條一也とあり。

〔主膳正〕膳部の家卽ち高橋氏この職を世襲す。

〔令史〕此次に史生二人あり、主藏監亦同じ。

〔諸膳之事〕東宮職員令に、諸飲膳事とあり、集解に、飲膳、謂自ニ大司一分遣酒菓等也と見えたり。

主藏正及佑掌金玉寶器錦綾雜綵。及裁縫玩好之屬。

〔主殿署〕

主殿首一人從六位下

令史一人少初位下

殿掃部二十人。使部六人（式部式四人。）直丁一人。驅使丁十人

主殿首掌湯沐燈燭洒掃鋪設事。

〔主書署〕

主書首一人從六位下

令史一人少初位下

使部六人。直丁一人

主書首掌供進書藥筆硯之屬。

〔主漿署〕

〔主殿署〕「ミコノミヤノトノモリノツカサ」とも訓み、唐名を典設局と云ふ。

〔主殿首〕後世代々諸大夫の士を以てこれに任ず。

〔令史一人〕此次に史生二人あり。

〔主書署〕「ミコノミヤノフンノツカサ」とも訓む。

〔書薬云々〕集解の註に穴云、醫疾令、餌合薬供御條云、餌薬之日、侍醫先嘗、次内薬正嘗、次中務卿嘗、然後進御、其中宮及東宮准レ此者、未レ知、主書署何時供進哉、答同共進退也とあり。

〔饘粥〕和名鈔に、「粥、唐韻云、饘、諸延反、和名加太賀由、厚粥也、四聲字苑云、周人呼レ粥也、粥、之叔反、和名之留加由、薄糜也」とあり、饘は即ち後世の粥に當る

〔土木構作〕集解に「但此司者、不レ取レ材、然則用二木工寮材木一耳」とあり。

〔主兵署〕「ミコノミヤノツハモノ、ツカサ」とも訓む。

主漿首一人從六位下
令史一人少初位下
水部十人。使部六人。直丁一人。駈使丁六人
主漿首掌二饘粥漿水及菓子之屬一

〔主工署〕

主工首一人從六位下
令史一人少初位下
工部六人。使部六人。直丁一人。駈使丁六十人
主工首掌二土木構作及銅鐵雜作事一。

〔主兵署〕

主兵首一人從六位下
令史一人少初位下
使部六人。直丁一人

主兵首掌二兵器儀仗之屬一。

〔主馬署〕

主馬首一人從六位下

令史一人少初位下

馬部十八人。使部十八人（式部式六人。）直丁一人

主馬首掌二供進乘馬鞍具之屬一。

右自二京職一以至二於坊官一。依二令條一並非二其本次一。類聚國史所レ載。既已如レ之。則先二延喜一所レ改。可二以見一矣。但非二其本次一。故取レ例令外乃加二圖其上一而細二書之一。又其繼レ之以二齋宮寮等一。而終二於藏人所一者。是百官略之次第。而職原抄因レ之也。延喜式全體蓋以二京官所一常置一爲レ正。而如二外官一。（國司郡領國毅之類）及臨時廢置之官一。（修理職。鑄錢司之類）往々見二付錄一。乃付二神祇一以二齋宮一。而齋宮寮司皆隷焉是也。其爲二次第一頗同二職官部一者。乃次二陰陽一以二內匠一。次二典藥一以二掃部一。次二彈正一以二京職東宮坊勘解由一是也。（式又次二勘解由一以二近衛衛門兵衛兵庫一。職原抄皆置レ之也。而次二東宮坊一以二修理職。勘解由使。齋宮寮。齋

〔兵器儀仗〕集解に兵器儀仗者、主署所造耳、非二兵庫之兵一、但其用不レ見、然思二量非常一備耳、其皇太子隨身威儀兵器儀仗等者、自然兵庫幷五衛府備耳、非二署之兵器一也とあり。

〔百官略〕北畠親房の職原鈔の目錄にして、末に弘安禮節の書札禮事を載す、一卷也。

〔延喜式〕朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、諸官中の事務及び國々の恒例を規定せるものにて五十卷あり、延喜五年藤原時平等勅を奉じて撰を始め、延長五年に至りて完成す。

院司、鑄錢司、造茶院及家令。其如修理及鑄錢、造茶、並臨時所置。故式之全體不敢違也。且其修理職及勘解由使。齋宮寮、齋院司、所付式部式次第不一定。史生條以齋宮及齋院修理勘解由為次第。使部條以勘解由齋院齋宮為次第。此皆不同。職官部惟其馬料條以修理勘解由齋宮齋院為次第。特同職官部。故曰不一定。至於百官略。其次第雖如一定。實是苟且手抄。職原抄亦姑因是已。

○齋宮寮

自垂仁帝命倭姫奉神器。廟於伊勢國。而齋宮已建。然齋宮司准寮。屬官准長上。卽見於大寶元年八月。凡官司云准某者類是。非所常置職員令。是以不載也。養老二年八月齋宮寮公文始用印。神龜四年八月補齋宮寮官人一百二十員。據其多官員。不獨有寮。似其所管亦置。依官位令集解。神龜五年七月。定寮及諸司官位。然觀三代補官員之多且尋定官位則臨時所置從可知矣。其諸司主神也有中臣忌部宮主隷馬舍人也。藏人也。膳部也。炊部也。酒部也。水部也。殿部也。掃部也。采部也。業部也。至天平十年八月。省置齋宮寮。既廢復置也。齋宮式采部作女部。又有門部馬部。適前所置凡十三司。在仁壽二年五月。書省伊勢齋宮西諸司。並謂諸司皆在齋宮之西。至貞觀十二年十二月。始給齋宮寮及其所管諸司鑑符。是亦省復置。故延喜有十三司云爾。

管司十三。曰主神。長官一人從七位下。中臣一人從七位下。忌部一人從八位下。宮主一人從八位下。〇百官略之叙舍人司為首。有長官主典次則藏部也。膳部也。炊部也。酒部也。水部也。采部也。殿部也。門部也。馬部也。主神也。並注云同上。曰舍人。長官一人從六位下。主典一人大初位下。曰藏部。長官一人從六位下。主典一人大初位下。曰膳部。長官一人從六位下。判官一人正八位下。主典一人大初位下。曰炊部。長官

〔齋宮寮〕その令內中外の三院に分る內院は齋王の御居所にて別當以下の判官、宣旨以下の女官あり、中院には頭以下の職員、外院には十二司を置く。

〔垂仁帝云々〕垂仁天皇二十五年三月倭姫命をして豐鍬入姫に代り大神に奉齋せしめらる倭姫命天照大神の託宣により祠を伊勢國に立て齋宮を五十鈴川の上に定む、これより歷代皇女又は女王の未だ嫁し給はざるを卜定し齋宮にて大神を奉齋せしめ給ふ、齋內親王〔又は齋王〕是れ也

〔主神〕後ち神祇官の被官となり、內宮の祭祀一切の事を掌る。

〔齋宮頭〕略して齋頭とも稱す、後ち四位五位の殿上人又は諸大夫これに任ず、相當は神龜五年七月廿一日の格に、齋宮寮頭一人〔從五位官〕とあり。

〔多氣度會兩郡〕共に伊勢大神宮の神領也。

〔正稅〕田租の中官倉に納め國用に充つる官稻也、又た大稅、大租とも云ふ、動用、不動、雜米の三別あり。

〔出擧〕公私の財物を貸與して利息を取るを云ふ、多く官稻私稻也、もと中以下の民戸の窮乏を賑卹せん爲めに貸與せしに起り後には正稅公廨の中を毎年出擧して私稻を收め諸般の用途に充つ。

一人從七位下。職官部大同三年八月。勅齋宮寮之炊部司元長官一人。今置長官主典。宜準舍人藏部等司官位。曰酒部。長官一人從七位下。曰水部。長官一人從七位下。曰殿部。長官一人從七位下。曰掃部。長官一人從七位下。○百官略無之。曰釆部。長官一人從八位下。曰藥師。長官一人從八位下。曰門部。曰馬部。並有長官判官主典各一人。件諸司皆令外之官。且於職原抄亦無載之。故聊錄於此。

齋宮頭一人從五位下

助二人正六位下 職原抄。權一人。

大允二人 集解闕。

少允二人從七位下

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下

○史生。式部式五人。註云。權一人○使部。式部式十人。

承和十三年六月。勅齋宮寮頭助檢校大神宮及多氣度會兩郡雜務。立以爲恒例。元慶五年二月。制伊勢正稅一萬束。付大神宮司。毎年出擧以其息利。修理齋宮雜舍。職官部類抄。其事於寮下。則寮當與知焉也。

齋院司

〔有智子内親王〕嵯峨天皇の第九皇女也、天長八年齋院退下、承和十四年薨ず。

〔齋院宮主〕齋院の忌火庭火祭及び解除の事を掌る、弘仁九年五月廿二日の格によれば、相當從八位下也。

〔長官〕後世外に勅別當を置き庶事を總攬せしめしが、其位階長官の上にあるより遂に全權を握るに至れり。

〔從六位下〕弘仁九年五月九日の格によれば、從六位上なり。

〔恭仁〕山城國相樂郡に在り、今の宮登大路の邊也。

〔紫香樂宮〕近江國に在り。

女后名字記。嵯峨帝與平城太上皇有隙。欲祈於賀茂之神而慰之。弘仁元年。卜定其女有智子内親王爲齋院。院司者職官部云。弘仁九年五月。置自宮主及長官至主典官員然也。長官至主典。官位依官位令集解。

齋院宮主一人（百官略。次在主典下。職原抄無之。）

長官一人從五位下

次官一人從六位下

判官一人從七位上

主典一人從八位下

○史生。職官部。弘仁九年七月。置二員。式部式三人○使部。式部式十人。

○修理職

此臨時所置。猶造宮職也。大寶元年七月。太政官處分云。造宮官準職。既改官爲省。故和銅元年三月。以正五位上大伴手拍爲造宮卿。是歲有詔遷都平安。九月爲以正四位上阿倍宿奈麻呂多治比池守爲造平城宮司長官。又有次官三人。判官七人。主典四人。然造宮省。猶仍其舊。故二年九月授造宮大丞臺宿奈麻呂從五位下。平城已奠都。而至天平十二年。營恭仁。以擬遷都。十三年九月。以正四位下智努王正四位上巨勢奈氐麻呂爲造宮卿。十五年其功纔成。費用已廣。更造紫香樂宮。遂罷恭仁役。十六年正月。會百官於朝堂而問遷都曰。恭仁難波孰便。百官各言志。問諸市。市人各言志。不能決。五月於太政官問諸司。何都而可。僉曰平。

〔長岡〕山城國乙訓郡に在り、山城名勝志乙訓郡の條に古老傳云、長岡宮城跡、在上羽村良、今御所屋敷云所とあり。

〔修理大夫〕後世三位のもの是れを兼ぬる事あり。

〔權一人〕四位五位の殿上人又は諸大夫これに任ず。

〔亮〕後世權亮一人あり、諸大夫又は六位を以て任ず。

城哉。乃遣造宮輔從四位下秦島麻呂。除恭仁宮。而皇都遂定焉。以此觀之。造宮者號。官若省。至延曆三年。營都長岡。後記殘編曰。延曆十八年正月。民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨。其傳載長岡新都十載未成功。清麻呂潜奏請託遊獵。相地葛野。遂遷上都。則其號造宮職。蓋自清麻呂始也。職官部延曆二十五年二月。省造宮職。併于木工寮。以宮城告竣故也。厥後有據壞當臨時置。修理職置未詳始何世。職官部弘仁九年七月。定修理職史生八員。修理職之號。初見于此。類聚三代格寬平三年八月。定修理職官位云。去延曆十五年七月。造宮職官位准中宮職。但大屬特爲七位官。弘仁九年七月。修理職官位准廢造宮職。

修理大夫一人從四位下 職原抄。權一人。

亮一人從五位下

大進一人從六位上 大進以下職原抄亡其員。式部式修理職六位官三人。按大屬一人。

少進二人從六位下 按少屬二人。合是三人。

大屬一人從七位下 式部式。修理職七位官一人。謂之。

少屬二人從八位上 式部式。修理職八位官二人。謂此。

○史生。職官部弘仁九年七月。置八員。式部式十人。注云。權一人。○凡修理職長上工木工五人。檜皮工一人。瓦工二人。石灰工一人。將領二十二人。並得考。是見式部式。

筭師一人 職官部弘仁十三年七月置。職原抄亡其位。按主計主稅算師。從八位下。此亦式爾也。

○勘解由使

〔解由〕具さには解由狀と云ふ、內外官任期充ちて交替の際、任官中公事の取扱上少しも懈怠なかりし由を記して新任の人より前司に渡す狀にて舊官より新官に付するに非ず、もし未納懈怠の事あれば前司に未納解由狀を與ふ。

〔公田〕位田、職田、賜田、口分田及び墾田等を除きし外の田を云ふ、依て剩餘田なるを以て乘田の別名あり。

〔地子〕公田及び官田を民に貸與しこれに對して納めしむる賃租を云ふ。

凡官人有遷替。則舊官署其任中事狀。以付新官。謂之解由也。天平五年四月、詔諸國之司云、代者未至。去任上道。雖或交替。倘留解由。去天平三年。以此宣諭朝集使。而諸國之司寬縱。不肯從之。是以人有遷任。不得署官。官以無職。不得直察。空延日月。爲甚無謂。宜知此狀。及遷替時。付其解由。以致於官。當時蓋承平日久。官吏進情。風習寡弊。故屢下詔諭之。而卒不變。所在濫耆公廨田賦。方且交替。必起爭論。寶字元年十月。太政官爲之處分。立式。總計當年所出公廨。先塡官物之缺負未納。次割國儲。後以見作差處分。其法者。長官六分。次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。博士醫師準史生。員外官各準其當色。蓋公廨專於國司所建法制。不能盡行也。類聚國史。政理部。延曆十七年正月。停止公廨。一混正稅。割正稅利。以置國儲。及國司傔仗。又定書生及事力數。給公廨田。職官部。是歲七月、置勘解由使。政理部。十八年六月。前停止公廨。混合正稅。兼減擧數。以省民煩。然諸國得任中之未納。徵公廨之息利。百姓受弊。類害實甚。今而後宜停敍此。如有違者科之、紀略、十九年八月。依舊更置同司。公廨田蓋從便宜也。職官部。大同元年閏六月。罷勘解由使。天長元年九月。定長官一員。次官二員。判官三員。主典三員。史生八員。蓋是歲復置。自此爲常。職類聚三代格。天安元年十一月。官待增勘解由使官位。長官元從五位下。今定從四位下位。次官元正六位下。今定從五位下官。判官元正七位下。今定從六位下官。主典元從八位下。今定從七位下官。〇按長官六分以下至史生一分。依學令。分束修者。三分入博士。二分入助教。義解云。職員令。博士一人。助教二人。然則總計所有人。以作七分。三分入博士。其餘四分。均入助教。據此說推之。上國守一人六分。介一人四分。掾一人三分。目一人二分。史生三人。各一分。又有博士醫師。並一人。則各一分。都爲十九分。設令有公廨十九萬束。則守所得者六萬束。介則四萬束。掾則三萬束。其餘可推而知矣。依田令義解。束稻舂得米五升。六萬束。即三千斛也。凡職田。大上中下之國。皆受之。大國守二町六段。上國守大國介二町。自此差至中下之國。而目一町。多少如此。所獲不幾。至公廨。曰本是公田。謂之剩田。凡所私給餘也。所在役丁耕之。若賃若借。以斂地子。充公廨用。弘仁格。一段地子。上田收十束。據令及史。初國司輙送其價於官。以充雜用。以補缺闕。以備凶荒。以救急難。既而國司私之。遂以爲其俸祿。故作分數之法。又公廨之祿。不惟在諸國。慶雲元年七月。給之式部省大學散

〔勘解由長官〕後世參議辨官の兼任也

〔次官〕後世名家五位の人を任じ、判官は六位の文筆に堪能なる者を任ず

〔實錄帳〕解由狀を渡す時に、前司の任中の巨細の事を錄したる帳簿を云ふ。

〔檢交替使帳〕官人交替の時これを檢閲せし使の調書を云ふ。

〔外題〕下より解狀を奉りて裁許を請ひし時、直に其の解狀の端に書したる裁決文を云ふ。

位二寮。等及諸司。

勘解由長官一人從四位下 後記殘編。延暦二十四年正月。參議從四位下秋篠安人爲右大辨。近衞少將勘解由長官阿波守如故。任此官。蓋是爲始。

次官二人從五位下

判官三人從六位下

主典三人從七位下

史生八人 貞觀十四年八月。加史生二員。書生二員。元慶五年十一月。省書生二員。加史生二員。仁和三年六月。使奏言史生等繕寫公文。終日執勤義。異諸司分番促事之例。望請。准據民部主計主税等寮。給長上粮米。勅許之。式部式。史生十二人。○使掌。承和二年十月以雜使十二人中給服食者二人。爲使掌。令把笏。○使部。式部式二人。

〔勘解由式〕凡勘内外諸司所進不與前司解由狀。令任用分付實錄帳檢交替使帳等。則辨官外題以下諸使局使輙率其解文紙數。令本司本國進料紙。其料紙百張加筆一管墨一挺。勘知帳會數帳等亦同。但諸寺諸司不備筆墨。諸國七道。上紙五通。奏并內案端書長案解文等料。凡紙二通。草案并勘判等料。諸司五通。上紙五通。奏并端書長案等料。凡紙二通。草案并勘判等料。先書其草案。而隨解文所載事條。召錄事所司。令勘申之。被管諸司不經惣官直喚令勘之。主典以上。次官以下。次第勘判。而後長官閲彼此之所執定。勘判之得失。輙書熟紙。共署以進檢校覆勘既捺使印。爲長案。更書奏文并內案及解文。左京諸司不修內案并解文。令次官以下共校讀。

然後加署大臣奏聞。既錄其由副之解文。復進於官。其奏文踏印。（下外官踏內印下內官踏外官）乃副之官符。更下使局。局受而行之。（下諸司奏文及解文副官符召總官付之。下諸國召雜掌付之。）凡內外官人。或自內遷於外任。或未終外任遷於內。其不與解由狀。內官三十日。外官六十日之內。無有前後超次勘奏。若過程期。則先其別注其拘留色目以告於官。貞觀五年九月勘解由使起請二條。其一曰。（神社禰宜准官舍解。勘了之日令移式部。其二曰。奴婢生益。方其附帳。父母之名亦應注之。太政官處分。並依請。七年三月。割七道貢賦進判國司五位以上奪位祿。六位以下。折取公廨五分之一。自今永爲恒例。）

〔鑄錢司〕貨幣の鑄造改鑄を掌る司也

〔臺八島〕漢釋吉王の後也。

〔黄書本實〕高麗の國人久斯那王より出づ。

〔催鑄錢司〕諸國にある鑄錢の人を証り催す義にて、鑄錢の司也、この時和同開珎錢を鑄る

〔延曆元年四月廢〕この時錢價宜しきを得たるを以て廢せる也。

〔以長門國司云々〕此時富壽神寶の銅錢を鑄る。

○鑄錢司

自古鑄時置。非恒官。持統帝八年三月。以直廣肆大宅麻呂。勤大貳臺八島。黄書本實。拜鑄錢司。此雖皆云司。未分長官次官目。文武帝三年十二月。始置鑄錢司。以直大肆中臣意美麻呂爲長官。有長官則其次官等亦當有之。所謂始置者蓋謂置官員。和銅元年二月。置催鑄錢司。八月。隸河內鑄錢司官屬。爲考選一准寮。天平七年閏十一月。復置。在其前置也。九年十一月。加鑄錢司史生六員。通前十六人。在其前定長官以下員數。史官失之也。延曆元年四月廢。九年十月復置職官誌。十七年十二月。加史生二員。弘仁七年七月廢。九年三月。以長門國司爲鑄錢司。定長官一員。次官一員。判官一員。主典三員。鑄錢師二員。造錢刑部一員。史生五員。十一年二月。省判官一員主典二員。天長八年三月。秩期准諸國。承和二年三月。稍鑄錢司之職。固殊於國司。而其秩期以四年。每煩交替也。宜改前格。更爲六年。十四年二月。周防鑄錢司請遷司于東方瀉上山。勅許之。遂伐樹木也。周防鑄錢司蓋已從便宜。自長門所遷徙焉。仁壽元年八月。省鑄錢主典史生長上各一員。貞觀十年六月。周防守兼鑄錢長官。以四年爲秩。紀略。天慶三年十一月。周防國飛驛使言。鑄錢司爲群盜所燒。

鑄錢長官一人

此職原抄不載官員。今以其在長門者准之也。此司以下至藏人。率以他官帶故無官位矣。

〔八虐〕謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八大罪を云ふ。

〔常赦〕八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、强竊二盜を除く外凡て罪人を赦す也。

〔鈦〕足枷也。

〔修理宮城使〕宮城の外廓、左右の坊城の修理を掌る、一に坊城使とも云へり。

〔宮城十二門〕大内裏の外郭に設けし朱雀、美福、皇嘉、陽明、待賢、郁芳、殷富、藻壁、談天、偉鑒、逵智、安嘉の宮門を云ふ。

次官一人

〔判官一人〕職官部弘仁十一年二月。省判官一員。主典二員。

主典三人

凡私鑄錢者。即八虐。以外在常赦不原之限。故固有律。在罪不爲輕也。然神護二年十二月。云。是歲私鑄錢者先後相尋。配於鑄錢司。駈役。並皆其鈦以備逃走。此恤刑之一事也。故表之。

○修理宮城使

承和六年三月。修理宮城使左右各二員。今省之。定置各一員在其前已置史官失之也。既有修理職。又置修理宮城使猶有造宮職時別有造宮使催造宮長官等也。修理職訓要以爲奉行禁內修理之事。修理宮城使。顯統抄以爲修理宮城十二門及大社敗壞。併考之。雖同掌修理。所謂使者以其所修理弘多補之助修理職也。修理職後世以爲恒官。而修理宮城使。猶因事置。置廢世有。

修理宮城使 稱使者。即其長官有左右官職。秘抄。左右中辨兼之。

判官 秘抄左一人必五位外記史以補。又其一人以檢非違使右一人。以曾經外記史五位。又其一人以當職史也。是長官左右各二員。

主典 秘抄式部民部錄左右屬任等任之也。

○造寺使

造寺之官、古多有之。天武時有造高市大寺司。天平及天平寳字之間、有造藥師寺大夫、造西隆寺長官、造西大寺長官、造法華寺長等。並臨時所置職。官抄云、東大興福之外。無此號。蓋朝廷及相家特重之不廢其名也。不必以造寺。故置東大寺。聖武帝建置。天平十四年所發願也。興福寺淡海文忠公建置。和銅二年成之。

造寺使長官

職原抄、東大寺大辨兼之、興福寺南曹辨兼之。〇按職原抄南曹謂勸學院。在大學寮南。是藤氏之讀書所。類聚三代格、勸學院是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣公以去弘仁十二年建置。乃謂之爲大學寮南曹。帝王編年紀以爲建於天長二年。正統記以爲藤原良方始建於淸和帝之世。皆非也。正統記曰、大學寮有東西曹主使。菅江二家司之。而教書生也。大學之南。又建此院是謂南曹。乃氏長者必管領之。而興福寺及氏社等事並掌焉。其爲別當者。編年紀拾芥抄並云。藤氏長者宣旨以家辨官一人補是謂南曹辨。[illegible]公卿補任、貞應二年右大辨藤原資經爲造東大寺長官。文治三年右中辨藤原親雅爲造興福寺長官。此易例然也。

次官

判官

職原抄、東大寺者一史兼之。〇按一史謂太政官左大史上首。即小槻氏之人也。

主典

○防鴨河使

類聚三代格。天長八年十二月太政官符曰。去天長元年六月。下民部省符參議左大辨從四位下直世王奏狀云、侍從及防鴨河葛野河所五位以下別當長預其事。曾不交替。部有缺損。何以知辨。務之公途。理不可然。望請自今期以三載更遷替之付領官物責其解由。至此乃勅三載之限從事伊促。宜期四載以遷替之。左右坊城使。而準之。貞觀三年罷防鴨河葛野河二使、以隷山城國。新儀式云、若有防河事。臨時補其使。

防鴨河使

稱使者。即其長官。職原抄、廷尉佐兼之。

〔造高市大寺司〕天武天皇二年これを置き、大和國北葛城郡百濟大寺を高市郡夜倍村に移さしむ、後ち添上郡にある大安寺也。

〔西大寺〕大和國生駒郡伏見村にある眞言律宗の本山、天平神護元年の建立也。

〔法華寺〕大和國添上郡佐保村に在り天平十三年建立す

〔藤原朝臣冬嗣〕內麿の第二子、正二位左大臣に至り、天長三年薨ず。

〔帝王編年記〕神武天皇より後伏見天皇までの編年史、僧永祐の撰也。

〔防鴨河使〕鴨を略して「バウカシ」と訓むを故實とす。

〔除目〕諸臣任官の公事を云ふ、除は官に拜する義、目は目錄也、官に拜し目錄に記す意也

〔縣召〕正月十一日より三日間これを行ふ、延引すれば三月とし、又た稀には二月四月に行ふ事あり。

〔都召〕又た司召と云ふ、舊くは春行ひしが、平安朝の末より多く秋に行へる也。

〔施藥院〕諸國の藥種を納めて窮乏の病人を養治する所にて始め平城京に置き、後ち京都左京唐橋南室町の西に置く。

〔悲田院〕孤兒病者の收容所にて、施藥院の別所也。

〔仁正皇后〕光明皇后也。

判官　職原抄尉志等兼之。秘抄

主典　主典以上皆廷尉兼之。

右職原抄云。以上除目任之也。春秋每除目悉皆載之大間。外記從大間錄其闕官。世相傳春除日輙外任。故謂之縣召。秋除日輙京官。故謂之都召。凡其有闕官。則錄之大間。大間者必用熟紙。所謂薄墨色紙也。壺井安云。假令長官次官判官主典之中任其一。而次官應任則錄之。長官判官主典不錄。其間有空處。謂之大間。外記。輙錄諸正官權官闕官帳齋之造於執筆大臣家大臣勘其所錄焉。江次第應取闕之官。取其闕於大間。謂此也。魚魯愚別錄引京赤抄云。正月除目所任內外官次第及色目從大大間錄。又云外記齋正權闕官帳詣於大臣所。大臣見其闕官寄物以勘可任者也。

○施藥院使

天平二年四月。置皇后宮職施藥院。令諸國以職封及大臣家封戶庸物價買取草藥。每年進之。編年集成曰。今年置悲田及施藥院。以療養天下飢病之徒。更置悲田院。不載其年。然共是仁正皇后崇信佛教而所發願。集成乃云或然。職官部天長二年十一月置使司判官主典醫師各一員。嘉祥三年七月。制以未立秩限。準造瓦使。乃期四年。延喜太政官式曰。施藥院別當用藤氏一人外記一人。其遷替之日。不責解。

職官志　卷之四　終

職官志 九志四之五

衛門府

〔按〕姓氏錄、大伴氏佐伯氏之先曰天之押日子、道臣是也。其後從天孫、將其大來目衆。謂師前導。而降于日向高千穗嶺因號大來目曰天之靫負云。靫、盛箭室、負之衛門也。後世衛門官人守其職焉。雄略帝之時、賜大連公大伴室屋靫負部、以衛宮門。靫負部自天之押日世襲其家。實是王臣今云賜者、蓋入其私。大連公奏曰、開闔之務、職已重矣、若臣一身、恐其不堪、請與臣子左右供之。於是別爲二宗。一曰大伴氏、二曰佐伯氏、並官衛門而護宮城、其府官僚猶稱靫負、爲官故事。今有左右兵衛左右衛士眞衛門、凡五府。至神龜五年八月、置中衛。中衛府、有大將一人。從四位上。少將一人。正五位上。將監四人。從六位上。將曹四人。從七位上。府生六人。番上六人。中衛三百人。一號日來舍人。使部以下亦有數。掌常周衛禁內事。○按、稱日來舍人者、以其所新置。故對故有舍內舍人大舍人而言也。而有六衛之稱焉。天平元年、式部卿藤原宇合、將六衛之兵、圍長屋王第是也。天平寶字三年十二月。又置授刀衛。授刀衛有督一人。從四位下。佐一人。正五位上。大尉一人。從六位上。少尉一人。正七位上。大志二人。從七位下。少志二人。正八位下。

〔天之押日〕高皇產靈尊五世の孫也。

〔道臣〕天之押日命の曾孫にて、天津日命の子也。

〔大伴室屋〕道臣命九世の孫にて、武持の子也。

〔開闔〕宮門を開閉するの義、衛門するを云ふ。

〔藤原宇合〕不比等の第三子也、又たは馬養に作る、諸官を歷任し、天平三年參議兼式部卿となり、尋で西海道節度使に任ぜられ正三位に進む、同九年薨ず。

〔長屋王〕高市皇子の第一王子也、神龜元年正二位左大臣に進みしが、天平元年讒せられて死を賜ふ。

〔授刀舍人寮〕天皇親衛の舍人を掌る官也、督一人從四位上、佐一人正五位上、大尉一人從六位上、少尉一人正七位上、大志二人從七位下、少志二人正八位下等の職員を置く。

〔坂上犬養〕漢種阿智王の裔にて、大國の子、田村麿の祖父也、勇武を以て稱せらる。

〔禁旅〕禁城を守る軍旅の義也。

其前有授刀舍人寮。（慶雲四年七月置。不載其官員。和銅元年三月。以小野馬養爲帶劍長官。亦其次官以下不載。養老四年正月。置授刀舍人寮醫師一員。是已。五年十二月。令授刀寮及五衛府各設鉦鼓一面。作將軍之號令。習兵士之耳目。蓋授刀舍人寮。或略稱授刀寮。又其稱帶劍。義同授刀。此臨時所置。是以其官若無定名。亦不有定員。）既而廢寮。（未詳在何世。天平十八年二月。改騎舍人爲授刀舍人。騎舍人。未詳置何世。蓋今改其職。入名籍於授刀舍人。而授刀舍人不復言其寮。則寮已廢。以其舍人隷之諸衛府。猶如衛士分配三府歟。）唯其授刀舍人隷諸衛之府。莫有適屬。（天平勝寶八載五月。以左衛士督從四位下坂上犬養。右兵衛率從五位上鴨蟲麻呂。永侍禁衛。乃請奉陵。詔賞之。且進階三等。其所從授刀舍人二十人。亦進階四等。因知隷諸衛之府。又其年七月勅曰。授刀舍人考選賜祿名籍者。悉屬中衛府。其員數。改以四百。闕則衛補。仍名授刀舍人。勿爲中衛舍人。其中衛舍人亦限以四百。神龜置中衛之日。有三百人。至此。限以四百。與授刀舍人。都爲八百人。授刀舍人已無寮。則無復其長官可適從。故姑屬中衛。仍名授刀。以別於中衛。而其隷諸衛之府。依舊。但名籍輙入中衛。以統焉。）今授刀衛蓋總其舍人者。特不曰府而曰衛也。至神護元年二月。改之爲近衛。（近衛府有大將一人。從四位上。中衛一人。從四位下。少將一人。正五位下。將監四人。從六位上。將曹四人。從七位下。）又置外衛。而二府。（外衛府有大將一人。從四位上。中將一人。從四位下。少將一人。從五位上。將監四人。從六位上。將曹四人。從七位下。又置內厩寮。頭一人。從五位上。助一人。正六位下。大允一人。正七位下。少允一人。從七位上。大屬一人。從八位上。少屬一人。從八位下。此蓋特立而無所管。猶馬寮兵庫寮。別在諸衛之外。厥後不復見。未詳廢何世。）與前之六衛。凡八府。當世禁旅之股。從之如雲。非不盛也。若其冗何。及於寶龜三年二月。罷外衛。且其舍人者。分配之近衛及左右兵衛三府。而大同二年四月。改近衛中衛爲左右近衛。（紀略）三年七月。又罷衛門府。以其衛門職附諸左右衛士

府、仍號左右靫負府。職員令集解）集解云、太政官奏云。謹按令條。禁衛宮掖。以時巡檢。是衛士府職也。今衛門所掌。不以異此。徒設官員。事乘且闕。代請一從廢省。其諸門禁衛。出入禮儀。及門籍門牓等事。皆令衛士掌之。然靫負之名。年紀積久。廢彼混此。理不改其文字。仍舊號曰左右靫負府。又門部衛率士守諸門。請亦分配焉。左右衛士府各其主帥六十人。今廢之。衛士六百人。今定爲五百。衛門府門部二百人。今所新叢各百人。令不載主帥。又不載衛士員數。集解並載之。蓋於令條所遺闕焉。遂號爲六府。或有四衛二府之稱焉。後記殘編、弘仁二年十月詔曰。衛士兵衛四府。宮掖是守。或嚴不解。所以備愼姦宄。防遏虛僞。叢綏撫遐表。專叶禮樂之風。而備豫護先。必資弧矢之利。皇則建極。大寶乘執。所遣於時。須有沿革。其左右衛士兵衛等。宜依舊數。此謂四府者。又或謂四衛也。承和十五年四月。上御武德殿。閱諸牧佃馬。看令四衛二府馳才者騎射。此兩衛門兵衛曰四衛。衛門即前衛士也。別謂左右近衛曰二府。職原抄或謂四衛曰外衛。以對近衛也。弘仁二年十一月。改左右衛士府爲左右衛門府。是時以兵庫頭佐伯金山。散位從五位下大伴眞木麻呂之請也。其言曰。先臣大連室屋領靫負三千人。左右宮城。分職門衛。門衛開闔。奕業相承。望請今之衛士府。其改爲衛門。職員令集解自是而後。六府之官不復革也。蓋自官失其職。職移武人。所謂京師守護。即古靫負。自鎌倉源二位。靖難定國。居其弟伊豫守義經于京師。以護之。而後京師守護之稱起。處置與古異。而頗有似矣。名與時變。事尚存焉。

〔管司一曰隼人〕事詳注于兵部省。

○左近衛府

〔遐表〕海外を云ふ。

〔武德殿〕大內裡殿宮門內に在り、朝廷にて騎射、競馬の武技を演ずる所にして、駒牽、御馬奏亦爰にて行ふ。もと馬埒殿等の名ありしが、弘仁九年これを改稱す。

〔京師守護〕京都警護の任に當り、洛中及び近畿を守護し、兼ねて政務を掌る鎌倉幕府の職也、源義經は義仲滅亡後文治元年十月まで京都を護り、義經の後時政これに代りしも未だ守護と稱せず、守護の名は文治二年藤原能保を以てこれに任ぜしに始まる。

〔左近衛府〕上東門の西南に在り。

左近衞大將一人從四位上

後記殘編。延曆十八年四月。勅曰。近衞大將元從四位上官。今爲從三位官。又加中將一員。中衞大將元從四位上官。今爲正四位上官。

中將一人從四位下

延曆加一人。延喜中務式則云。左右近衞中將各一人。是省也。官職秘抄云。舊例。一府中將一人。少將二人。中古以降。中少各二人。自承德二年。而一府八員亦爲例。久壽二年院宣云。自今左中將四人。少將二人。右同之。并十四員。宜爲定數。近者又超過此員。職原抄但云有權。不言數。蓋同子秘抄。少將權官亦爾。

少將一人正五位下

中務式二人。職原抄有權。

將監四人從六位上

秘抄云。舊例。一府四人。近代加之至十餘人。或凡卑之輩爲之。

將曹四人從七位下

府生

中務式六人〇按職員令。衞門兵衞等。並不載府生。然凡府生者。往往經見於史中久矣。但未詳其置何世。

醫師

據衞門兵衞等醫師視之。此亦正從八位官。中務式。一人。但未詳其置何世。

番長

中務式六人〇按六恐四誤。據近衞式。凡番上八人。是併左右也。

近衞

中務式。三百人。近衞式。凡近衞六百人。是併左右也。〇按職原抄云。番長者。近衞舍人中撰用之。所謂近衞舍人卽近衞。舊是中衞之類。故稱舍人。因知其人所出。亦內舍人大舍人及兵衞之色。

駕輿丁

中務式。一百人。右近衞府準此。可疑。據近衞式。百一人。注曰。隊正二人。火長十人。直丁一人。丁八十八人。

右近衞府准此

〔左近衞大將〕右大將と共に、大納言中多くは譜代の上﨟これに任ず、攝關の子息は必ずこれに補せられ、且つ多くは左大將也大臣參議にして兼ねし例もあり。

〔中將〕後世三位二位に昇ることあり

〔少將〕後世叙留して四位三位に進むことあり、三位少將は執柄の子息に限る。

〔將監〕五位にして兼ぬるを左(右)近大夫と云ふ、後世舞樂を重ずるに至り、多く舞人樂人より任ず、將曹府生亦同じ。

〔番長〕後世秦氏下毛野氏世々この職に任ぜらる、又た番長の下に府掌を置く。近衞舍人といふ。

〔左右衞門督〕中納言參議にて兼ぬること多し、右衞門督は左衞門督に比し稍輕き故、非參議これを兼ねしことあり。

〔後記殘篇〕後記は日本後記の略、延曆十一年より天長十年までの正史にして、藤原冬嗣等の勅を奉じて撰せる書、全部四十卷也、其の眞本は後世散佚せしを、寬政享和の頃塙保己一殘闕十卷を京都より得て刊行せり。

右左右近衞、蓋舊兵衞之職也、其舍人亦分配宮閣宿衞是職、而兵衞之職、後世遷於外、職原抄、與衞門並稱爲外衞、然其制亦未詳定何世、

左右衞門府

前題衞門府、今此重擧之、以次近衞也、且有左右也、

左右衞門督一人正五位上　後記殘編、延曆十八年四月、昇督爲從四位下官、佐爲從五位上官、

佐一人從五位下　權員一人、原抄、

大尉二人從六位下　延曆中、置衞門府官、佐者皆任耳、其大尉以下、仍舊、故弘仁二年、以衞士府併于衞門府、且准延曆之格、而大尉即從六位下也、職原抄以爲從六位上官、不詳定何世、

少尉二人正七位上　職原抄云、令二人、後稍益員、至六七人、中古以降、又置十人、至久安、下宣旨、以左右各二十人爲定員、近代三衞馬、拾芥抄、保元三年正月、制左右衞門尉各二十五人爲定員、

大志二人正八位下

少志二人從八位上

○府生。中務式。四人。

醫師一人正八位下　養老三年九月、置衞門府醫師一員、據此令條所載、疑所追筆。不然則此加置之誤。

門部二百人　中務式。六十六人。物部三十人　義解云。此名爲內物部。爲決有罪。特置此府。決罰之時。皆帶刀劍。使部三

〔非正司〕本府の官人に非ざるを云ふ、別に勅を奉じて監察する人の如きこれ也。

〔勘合契〕集解に、契者符書也、書兩札刻其側、合以爲信者とあり。

〔宮牆四面〕宮衛令此下道內の二字あり、集解に、謂街邊通渠與宮牆間地、是爲道內也とあり、道上に積むが如きは許す。

〔理門〕集解に、謂臨時定一定便門要出入者、晝夜常開、監人出入、謂之理門とあり

〔夜鼓之聲〕集解に晝漏盡、閉門鼓、謂之夜鼓聲也とあり。

十人式部式。衛府及馬寮等使部皆除不載。蓋時省之。直丁四人。衛士集解朱氏云。臨時可定、然中務式。定六百人。

衛門督之職掌禁衛諸門。正其禮儀。以察出入。時巡警。凡隼人及門籍門牓。悉皆與焉。義解云。載人名曰籍。載物數曰牓。佐貳之尉掌勘問考課。審署文案。勾稽失。知宿直。志掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。

〔宮衛令〕凡諸門必謹關鍵管鑰。令皆牢固。横木以持門曰關。牡於門曰鍵。所以函牡曰管。所以關管鍵曰鑰。惟理門則衛士夜燎。義解云。內及中外三門衛士燃火。且貯水于大器。以監出入。其非正司。令來監察。則勘合契。否者即執。送于衛府。宮牆四面。禁勿積物。其近禁闕。不使燒臭。不通哭聲。凡門牓者。中務省以付衛府。其出入。則門部譏之。欠乘必驗其無牓者。一物以上。不得出也。儀仗戎器。一物以上。義解云。弓一張。箭五十隻。各爲一。出入責牓。奏而後聽。惟宿衛之所常帶。則否矣。凡奉勅夜使開門。義解云。奉勅開門。是侍從等類也。則具錄其所應啓之門。與出入人之名帳。以宣送于中務省。省以宣送于衛府。衛府覆奏。而後開之。若中務衛府。俱奉勅者不覆奏也。人名乖錯。即執奏聞。義解云。謂執中之義。非執縛之義。凡無籍應入禁內。義解云。謂門籍以內。及請迎輸送。義解云。就禁中請物爲請迎。輸物送禁中爲輸送。丁匠入役者。省臨時錄名付衛府。五十人以上。當衛錄奏。其有所輸送未畢。欲宿守物者。斟量聽留。凡車駕行幸。則閉諸門。其留守者。各由理門出入。隨便開理門也。及駕還。使至即啓之。凡京路分街立鋪。衛府持時以行夜。夜鼓之聲絕。而後禁行。曉

〔當日決放〕集解に釋云、依律犯夜者、笞廿是、當日明日とあり。

〔所司〕刑部省を指す。

〔左衛士督〕中納言參議、非參議の人これに任ず、右亦同じ。

〔佐〕後世從五位上五位殿上人の内より任ず、又た權一人を置き、名家譜第の人を撰任す。

〔大尉〕少尉と共に六位諸大夫及び侍の内より撰任す、後世武士の成功により任ぜらるゝ者甚だ多し。

鼓之聲動、而後聽行。若公使之外。或有婚、或有請醫赴喪者、則准問知實、使以行焉。否者犯夜、當日決放、其應贖、及有餘犯、則以致于所司。

〔左衛士府〕

左衛士督一人正五位上（後記逸編、延曆十八年四月、昇衛門督從四位下官、佐爲從五位上官、左右衛士兵衛、一准衛門府。）

佐一人從五位下

大尉二人從六位下（職原抄、從六位上官、未詳定何世。）

少尉二人正七位上

大志二人正八位下

少志二人從八位上

醫師二人正八位下

使部六十人。直丁三人。主帥六十人。衛士六百人（令不載主帥。載衛士。而不擧數。依宮衛令。有部隊）

主帥、義解云、五十人爲隊。五十人以上長者、爲主帥。是令應有主帥。而今漏之也。大同三年七月、以衛門之職、附左右衛士府時云。左右衛士府、各其主帥六十人、今廢之、衛士六百人、今定爲五百人。今衛士本員、據此補之。〇按主帥蓋伍外置一長者。而義解五十人之五、恐衍也。不然乃六百衛士、不得有六十主帥。

〔大備陳設〕集解に穴云、大備謂行幸、但有大中小、故云大備也、中小之行幸、謂之陳設也、衛門府不供奉大備陳設也、但預至先所、有禁衛耳とあり。

〔持時視夜〕集解に、謂一夜二分番上、以上以番巡行也とあり。

〔朔日〕集解に、穴云、依衣服令、會日、朔節節日其儀文殊、又疑、朔日之中、或立儀仗、或不立儀仗歟、四孟立耳、或云、朔日依文、必可立儀仗、但依衣服令知有大小異耳とあり。

〔聚會〕節會又は神事を云ふ。

右衛士府准此

左右衛士督之職掌。禁衛宮掖。檢校隊仗。而大備。陳設（義解云。大備。禮儀也。陳設。兵仗也。）悉皆與焉。車駕行幸。則必前驅後殿。凡衛士以名帳差於所司。（義解云。謂差配兵庫大藏之類。）佐貳之。尉掌勘問考課。審署文案。勾稽失。知宿直。志掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。

〔宮衛令〕凡衛士自本國上番。則必檢點正身。而後奏聞。（兵衛亦同之。義解云。謂兵衛衛士。見在即墨點其名上也。本衛各奏聞。而其兵衛者。每番奏聞。衛士者。唯初上之日。一以奏聞。）其差配兵庫大藏。皆不得將火入院內也。即爲食。亦令炊於外。（義解云。於五十丈外造。）餘庫藏准此。（義解云。謂內外庫藏。其倉庫亦同。）凡庫藏之門。及院外四面。恒持仗防固。非其司。不得輙入焉。夜則分時檢行也。凡諸衛（義解云。謂五衛府主典以上。但長官以時按檢。）按所部及諸門。（義解云。所部者御垣周迴及大藏民部庫院等是也。重使衛士等。）而持時視夜。執仗巡行。其衛士皆可相識。每旦其一人必詣於在直之官長。（義解云。謂次官以上。凡衛府者長官若次官一人。必在宿直。不得共退。）而通平安焉。（此皆謂宮城以內。其京內行夜。即京路。分街立鋪。衛府持時以行夜是也。已入衛門府。）凡元日朔日。若有聚會。及蕃客宴會。若辭見之時。則皆立儀仗。凡車駕之所臨幸。而人夜行者。部隊主帥各皆相辨識。雖侍臣（義解云。謂少納言侍從中務少輔以上。）或從外來者非有勅

〔崔邕〕蔡邕に作るべし、字は伯喈、陳留の人、後漢獻帝の頃の學者也、著書獨斷は舊制を考覈し、遺文を綜述せる書にて、二卷あり。

〔左兵衛督〕後世中納言、參議、散二三位、非參議、四位これに任ず、右亦同じ。

〔佐〕後世五位殿上人これに任ず。

〔少志一人〕後世二人也。

不得攙入焉。凡鹵簿之中、崔邕獨斷。天子出駕之次第。謂之鹵簿。義解云。鹵楯也。簿。文籍也。言以簿列楯鹵以爲部隊。不得横入焉。其臨仗之官。檢校而令去來。

左兵衛府

左兵衛督一人從五位上　兵衛督。考之史。其初作率。和銅元年從五位下佐伯宿禰石湍爲左兵衛率。從五位下高向色夫知爲右兵衛率。天平寶字元年。亦有左兵衛率正五位下鴨角足。至寶字二年改率作督。故元年從五位上日下部宿呂爲左兵衛督。從五位下石川人公爲右兵衛督。後記殘編。延曆十八年四月。昇衛門府官。乃云。其左右兵衛等。准衛門府。故於職原抄。是爲從四位下官。

佐一人正六位下　職原抄。從五位上官。有權一人。

大尉一人正七位下　職原抄。從六位下官。未詳定何世。秘抄云。大少各一人。後稍多加員。至久安。下宣旨。以左右各二十人爲定員。近代或及三四倍焉。拾芥抄。保元三年正月。制左右兵衛尉各二十五人爲定員。

少尉一人從七位上　職官抄。正七位上官。未詳定何世。集解。延暦十八年四月。加少尉各一員。少志各一員。

大志一人從八位上　職原抄。略官位。不載依延暦之格。是正八位下官也。

少志一人從八位下　依延暦之格。是從八位下官也。

○府生。中務式四人。

醫師一人從八位上

番長四人〈義解云、依文。番長者在兵衞四百人之外。〉兵衞四百人〈集解云、大同三年七月、省官員。左右兵衞各四百人。今定三百人。使部三十人今定十人。中務式。兵衞二百人又省也。〉使部三十人。直丁二人〈○駕輿丁。中務式、五十人。〉

右兵衞府准此

左右兵衞督之職、掌検校兵衞。分配宮閤。而車駕之出入。分衞前後。凡兵衞名帳門籍、悉皆與焉。佐貳之。尉掌勘問考課。審署文案。勾稽失。知宿直。志掌受事上抄。勘署文案。検稽失。讀公文。

〔宮衞令〕凡宿衞之人。〈義解云、謂兵衞。其門部亦准此。〉其應上番。而有故不至。及下番有行一日程以上。則皆申牒於本府。其所如乃具注之。〈若不滿一日程者。聽暫往還。〉凡車駕行幸。則兵衞衞士先按行列。検察非常。呵叱於前後。使觀人不得高聲或登高倚隱。若有所幸。則先禁門巷。以驅斥其所不應留者。〈義解云、去與三百步之內。非陪幸之人。不得輒近焉。〉其出入。諸衞皆整其陳之列次。如鹵簿之圖。去御三百步之內。不得持兵器。唯從駕者聽之。凡近侍之臣。宿衞之人。有其親二等以上而犯死被劾。則推斷之司。驛遣單使以報焉。使本司本府勿聽入內。凡宮閤之內。及朝堂。不得飲酒。不得申私敬。行決罰。

〔醫師〕養老五年これを置く。

〔分衞前後〕集解に、作云、古記云、遠行幸者、必以左爲前、以右爲後也、近行幸者、隨便爲前後、故云前後也とあり。

〔禁門巷〕集解に、謂、闌闠門戸及巷里道街、防禁其人物、並皆令靜謐也とあり。

〔近侍之臣〕少納言侍從及び中務判官以上を云ふ。

〔宿衞之人〕兵衞及び內舍人を云ふ。

〔犯死〕死罪を犯す也。

〔左馬頭〕後世四位五位の者勝れたる人を撰任す、右をも同じ、寮の頭の上に左右各一人の御監を置く、神龜四年從五位高木王を馬寮監に任じたるを初見とし、後には近衛大將の兼任となり、鎌倉時代中葉以後は西園寺氏多く是れを兼ね、義滿以後は征夷大將軍必ずこれを兼ぬ。

〔權〕五位殿上人諸大夫を撰任す。

〔大允〕允は後世六位の者多く任ず、瀧口に官を給ふ時は允に任ずる例也。

〔馬部〕馬を取扱ふ職員なるが、後には常に禁中に宿衞して近衞府の吉上と同じく非違糺彈のことをも掌るに至れり。

左馬寮

官者。仍有左右。則復分之也。復分寮爲一。然其後爲此

職原抄、大同五年正月併左右馬寮爲一。然其後復分之、未詳在何世。

左馬頭一人從五位上　職原抄、權一人。

助一人正六位下　職原抄、權一人。

大允一人正七位下　職原抄云、大少各一人、厥後多加員、至久安、下宣旨、以左右二十人爲定員。近代或及四五倍焉。拾芥抄、久安四年左右馬允各二十人。保元三年四月、左右馬允各三十人。爲定員。

少允一人從七位上

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下

馬醫師二人從八位上

○史生。集解大同四年三月、加二員、通前四員。其元員未詳置何世。恐是職員令誤脫不載。中務式四人。

馬部六十人　○中務式。十五人。又有騎士。十人。

使部二十人。飼丁　集解引別記云、左馬寮馬飼造戶二百三十戶、馬甘二百六十戶。右馬寮馬飼造戶二百三十六戶、馬甘三百。其造戶之人、仕寮是名爲伴部、免調雜徭。不仕者取調。馬甘名爲雜戶。免調雜徭。天平勝寶三年官符云、馬飼者、免其雜徭、以分番上下、左右馬寮。國司與本司共檢校。延喜左馬寮式、右飼戶、山城六烟、大和四十烟、河內八十一烟、美濃三十烟、尾張九烟、是隷左馬寮。右京職三烟、山城五烟、大和四十九烟、河內五十一烟、播津十六烟、美濃三烟、是隷右馬寮。祝之於別記所載、左右各已減。

〔細馬〕上馬也。
〔石川牧〕以下二牧と共に多摩郡に在り（立野は未詳）。
〔山鹿牧〕諏訪郡山鹿村附近に在り。
〔鹽原牧〕諏訪郡鹽原大鹽村附近也。
〔岡屋牧〕諏訪郡岡彌谷村附近也。
〔宮所牧〕伊那郡宮所村附近也。
〔埴原牧〕筑摩郡埴原村附近に在り。
〔大野牧〕伊那郡大野、駒場二村の附近也。
〔平井手牧〕諏訪郡に在り、萩倉牧亦同じ。
〔利刈牧〕群馬郡に在り、有馬島牧亦同じ。
〔治尾牧〕市代牧と共に吾妻郡に在り。
〔久野牧〕利根郡に在り。

右馬寮准此

左右馬頭及助各掌其閑馬之調習。以知乗具。察養飼。凡飼部名籍。穀草配給。悉皆領焉。集解。朱氏云。穀者自大炊寮供之。

〔廐牧令〕凡廐者。細馬一匹。中馬二匹。駑馬三匹。各給一丁。其獲丁。毎馬一人。義解云。以馬戸充之。其飼乾之日不充獲丁。但於採木葉。不可毎馬充一人。須兼口而量充也。日給細馬粟一升。稲三升。義解云。稲者半穀米也。故稱升。豆二升。鹽二勺。中馬稲若豆二升。鹽一勺。駑馬稲一升。乾草各五圍。周三尺為圍。青草則倍之。木葉二圍。其飼乾起於仲冬。上旬。而飼青起於仲夏。上旬。凡馬戸。分番上下。義解云。謂次丁以上。其調草。正丁二百圍。義解云。若有水旱。年實不登。一准飛驛國例。唯免其輸。不免番役也。次丁百圍。中男五十五圍。凡官畜。應請脂藥。充醫寮。則馬寮豫料數。以告於官。官毎年一給。義解云。牧畜者。不在此例。〔左右馬寮式〕凡御牧在甲斐柏前牧。眞衣野牧。穂坂牧。武藏石川牧。由比牧。小川牧。立野牧。信濃山鹿牧。鹽原牧。岡屋牧。宮處牧。埴原牧。大野牧。平井手牧。笠原牧。高位牧。新治牧。大室牧。猪鹿牧。萩倉牧。鹽野牧。長倉牧。望月牧。上野利刈牧。有馬島牧。治尾牧。久野牧。市代牧。大藍牧。拜志牧。新屋牧。鹽山牧。其駒者國司以九月上旬與牧監若別當臨牧檢印。共署其帳。信濃、甲斐。上野。任牧監。武藏任別當。○按。置牧監。未詳始何世。類聚三代格。天長元年八月。省信濃國牧監一員。是其元二員。四年十月。置甲斐國牧監。准信濃國牧監。天安二年五月。加信濃國牧監一員。復其舊。其所經見於舊記。僅是已。簡繫齒四歲以上可堪用。以明

〔眞衣野〕巨麻郡牧野原村に在り。

〔柏前〕巨麻郡隆山村に在り。

〔穗坂〕巨麻郡穗坂臺に在り。

〔望月〕佐久郡望月村に在り。

〔近都牧〕攝津の鳥養、豐島、爲奈野三牧、近江甲賀牧、丹波胡麻牧、播磨垂水牧等近畿諸牧を總稱す、前貢御牧と共に左右馬寮の所轄也。

〔兵庫寮〕天武天皇の御宇既に兵庫職の官あり、大寶元年に至りて左右二寮となす。

年八月、附牧監貢之。若不中貢者、棟充驛傳馬。信濃國不在此限。若貢之、則混合正稅。凡年貢御馬。甲斐六十匹、眞衣野柏前三十匹、穗坂三十匹。武藏五十匹、立野二十匹、諸牧三十匹。信濃八十匹、望月二十匹、諸牧六十匹。上野五十匹。路次充秣蒭及牽夫、以還途之。其國解、主當寮付外記、進之大臣、而經奏聞、分給南寮、閱定其品、又邦國之貢牛馬、必皆繫飼之。遠江馬四匹、駿河牛四頭、相摸馬四匹、牛八頭、武藏馬十匹、上總馬十匹、下總馬四匹、周防馬四匹、長門牛二頭、讚岐馬四匹、伊豫馬六匹。每歲以十月之前致、長牽貢之。路次之國不充秣蒭牽夫。二寮均分檢領而移兵部省、並放飼于近都牧。凡祭祀節會出馬、必有數有式。而其充衞府亦有差。左近衞看督二匹。左兵衞行夜二匹。左衞門牛四頭。右亦准此。又隼人造使馬四匹。

〔左〕兵庫寮　穆緣後附、昌泰元年、併左右兵庫寮及內兵庫司、爲一寮。

〔管司一曰內兵庫〕

左兵庫頭一人從五位上

助一人正六位下　職原抄有權。

大允一人正七位下

少允一人從七位上

大屬一人從八位上

少屬一人從八位下

○史生。集解、大同四年三月、置二員。中務式四人。使部二十人。直丁二人

右兵庫寮准レ此

左右兵庫頭及助各掌ニ其兵庫儀仗戎器一。以知ニ其出納一。察ニ其曝凉一。所レ置必愼。軍防令。凡軍器在レ庫。皆造ニ棚閣一安置。色別異レ所。受レ事覆奏。

〔內兵庫司〕

內兵庫正一人正六位下

佑一人正八位下

令史一人大初位下

使部十人。直丁一人

內兵庫正及佑掌准ニ兵庫頭一。

〔左京職〕此併ニ右京職東西市司一並已改レ次而繼ニ於彈正臺一。說轉在ニ其右一。

〔曝凉〕集解に、釋云、案、曝凉之時、申ニ兵部一、兵部申レ官、官奏、請レ監曝凉とあり。

〔受レ事覆奏〕公式令に、其勅處ニ分五衛及兵庫事一者、本司覆奏とあり、集解に、謂雖ニ中務覆奏一、而本司又覆奏と見ゆ、覆奏とは調べて更に上奏するを云ふ。

〔攝津職〕上世津守連世々津國の事を監せしが、天武天皇の朝攝津職大夫を置きて國事を攝せしむ、大寶の制亦これに從へる也

〔十六年云々〕續日本紀天平十六年二月の條に、庚申左大臣宣勅云、今以難波宮定爲皇都、宜知此城、京戶百姓任意往來、あり、翌年更に平城に遷都ありしも、難波宮は依然存し、聖武孝謙の二帝屢行幸ありき

〔攝津職〕公式令集解。朱氏云、凡攝津職爲京官。故下攝津職公文可捺本司印。不可捺內印。又下津國之諸郡公文可捺職印。不同諸國之例也。類聚三代格。延曆十二年三月官符云。難波大宮既停。其應改職爲國司。併考之。當舊都之在藤原及平城也。攝津職爲之直隸。是蓋其距京不遠。且難波舊都或可營故歟。聖武帝好興土木。天平十二年。經營山背國相樂郡恭仁鄕。明年遷都焉。號爲大養德恭仁大宮。十六年。又經營難波大宮。尋遷焉。既順民所欲。自恭仁復徙平城。而難波工役自是遂廢。桓武帝延曆十三年。更都于山背之地。號爲平安京。距攝津稍遠。故今廢其職而置國司。然其字依舊書攝津。呼曰津國。

攝津大夫一人正五位下

亮一人從五位下

大進一人從六位下

少進二人正七位上

大屬一人正八位下

少屬二人從八位上

史生三人。使部三十人。直丁二人

攝津大夫及亮掌國之祠社。以祈福祥。司民之簿帳。以課農桑。僧尼名籍亦知之〇按祀之與政。其致維一。天子之職。倚之而已。京師別之二官。一曰神祇。一曰太政。外廷唯於大宰府置主神。掌諸祭祠事。置帥貳掌軍國之政。是蓋皆以多務分其職也。諸國司不敢分其職。使守介兼掌祀政。一同攝津職。所以因神道成民事於是乎可見。而糺察所部。其田宅理之。

其市廛正之。其孝義旌之。其貢擧知之。其訴訟聽之。其良賤辨之。簡兵士脩戎器。平度量均輕重。勘租調儲倉廩。凡橋道津濟度其雜徭。而郵驛傳馬供送迎。水備舟具。關給過所。

〔關市令〕凡欲度關者。應經其本司本部以請之過所。所在檢勘而後判給。其欲還者連來文。（義解云。謂將來時過所。而請還時過所。因知未去之間仍得隨身。）而申牒勘給。若文外更有所附。則驗實聽之。凡其給過所。日別總連爲之案。已得過所。而有故三旬不去。則將舊過所。申牒改給。（義解云。以三十日爲限。不滿限者。不可改給。其關司準計行程。不過三十日。亦聽過度。）若在路有故。（亦三十日不去者。）則申其隨近國司。其狀送於關。有來文。則雖非所部。亦給過所。若船筏經關過者。（義解云。謂長門及攝津。其餘不請過所者。不在此限。）亦請過所也。凡行人出入關津。必依其過所所載關名。勘過之。若向他關者。關司不隨便聽其出入。出入關津者。皆以人到爲先後。不得停壅焉。凡其齎過所。及乘驛傳馬出入焉。則關司輙勘而後錄白案記。（義解云。寫過所及官符。以立案記。直錄白紙。不點朱印。故曰錄白。）其正過所及驛鈴傳符。並付行人自隨。而鈴符。每歲終。錄目附之朝集使。以告於官。（附於朝集使。依義解添之。）

大宰府（和名抄。大宰府在筑前國御笠郡。）

〔按〕筑紫邊西海。有戎狄非常之虞。故置大宰府以爲鎭焉。蓋其來久矣。但未詳創之

〔過所〕關所路次の煩なき爲め官より出す通行證を云ふ。鎌倉室町時代には多く過書と書く。

〔大宰府〕和名抄に「オホイミコトモチノツカサ」と訓む、「ミコトモチ」は御言持の義、天皇の命を承りて任所を治むる義也、又た「トホノミカド」とも云ふ。

〔筑紫〕九州の總稱也、又た特に兩筑地方を云ふことあり、名義は、異國來寇を防ぐ爲めに筑前の北方海濱に石垣を築きし故にて築石の義なりと云ひ、或は我邦の西壃なれば、行き盡しの意にて名づくとも云へり。

在何世。上推古帝十七年。筑紫大宰奏更考之。王人奉使治韓地。謂之宰。敏達帝六年。大別王及大黑吉士宰百濟。注曰。凡奉使三韓者稱之曰宰。蓋古之典實。猶今言使也。私記引草本日本紀曰。日本府舊作倭宰。姓氏錄。彼俗稱宰爲吉。故謂其苗裔之姓爲吉。因謂凡姓號曰吉師。或作吉士。本是韓宰之稱。而所謂吉也。併考之。宰之所居謂之府。故改倭宰作日本府也。按東國通鑑。新羅自其先赫居世爲君長。至儒理王世。是時初設官十七等。曰伊伐飡。曰伊尺飡。曰迊飡。曰波珍飡。曰大阿飡。曰阿飡。曰吉飡。曰沙飡。曰級伐飡。曰大奈麻。曰奈麻。曰大舍。曰舍知。曰吉士。曰大烏。曰小烏。曰造位。是吉士。郎在第十四。蓋其宰官也。其居謂之府。日本府是也。在我謂之內官家。當崇神帝之季年。有大加羅國。史一作意富加羅。意富即大也。本朝陽義曰。任那。故東國通鑑謂之任那加良。加良亦加羅。通鑑及輿地勝覽又作駕洛。作伽耶。蓋是書相近。但其假名不同耳。其說云。駕洛之初。有人修禊事。遂得金櫃。開而視之。有六金卵。皆化爲男。衆驚異之。立其始生者爲王。因金卵姓金氏。其最先見。故名之曰首露。國號大駕洛。又稱伽耶。後改金官。其餘五人者。分爲五伽耶。曰阿羅伽耶。曰古寧伽耶。曰星山伽耶。曰大伽耶。曰小伽耶。金首露以漢之建武十八年立爲駕洛國王。一百五十八年死。厥後十世。載歷五百。卒爲新羅所滅。建武在本朝。當垂仁帝之世。自建任那府。而所屬凡十餘國。其中尙有阿羅國。其餘蓋改名。或曾亡新興。或分離不能復知舊號者與。阻西海。去筑紫二千餘里。在新羅西南。每爲之所偪。於是欲獻地於天朝。以免其患焉。乃遣王子蘇那曷叱智來貢請命。姓氏錄。崇神帝時。任那國奏曰。臣國東北有三巳汶之地。方三百里。其土肥饒。故新羅欲取之。與我方爭。日尋干兵。民莫寧歲。臣請將軍以治此地。因爲貴國之部。於是朝議選將才。舉孝昭之皇別。曰鹽乘彥。使以鎭任那。任那府蓋自是始矣。鹽乘彥之後世。以其宰韓地。因爲吉氏。又家居奈良田村里。神龜元年賜姓吉田連云。孝昭之皇別。又有大矢田宿禰。從神功皇后征新羅。留爲鎭守將

〔東國通鑑〕朝鮮第九世成宗十六年の時、除居世に命じて撰せる韓土の歷史也。

〔赫居世〕氏は朴、その先明かならず、蒼茫に大卵より生れ、卵瓠形なりしより朴を氏とすと云ふ、朴は瓠の方言也、辰韓六部の一突山高墟の村長蘇伐公に養はれ、次第に人望を得て我が崇神天皇四十一年遂に六部に奉ぜられて君主となる。

〔儒理〕南解の子也

〔崇神帝之季年〕同帝六十五年七月也

〔王子蘇那曷叱智〕王族ならむも詳かならず、王子は誤なるべし。

〔鹽乘彥〕姓氏錄、鹽垂津彥に作る。

〔彦國押人〕孝昭天皇の第一皇子天足彦國押人命也。

〔角鹿〕今の敦賀也

〔南巡紀國云々〕仲哀紀二年の條に三月癸丑朔丁卯、天皇巡狩南國、云云、至紀伊國而居于德勒津宮、當是時、熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則自浮海而幸穴門、とあり、穴門は後の長門也。

〔豐浦宮〕今下關市に在りし皇居也。

〔攝政之四十五年〕新羅の貢物を換へしは攝政四十七年にて、將軍荒田別等を將とし新羅を征し、諸加羅を併せしは同四十九年也、四十五年は誤なり。

軍。按孝昭皇子彦國押人三世孫曰彦國葺。在崇神帝時。討叛有功焉。彦國葺生大口納。大口納生難波宿彌。難波宿彌生大矢田宿彌。大矢田是彦國葺曾孫也。鹽乘彦亦彦國葺之孫。姓氏錄不載其父名。蓋彦國葺子孫世出將帥。而其於任那之治。亦代令其族爲宰。以當衆望。所謂鎭守將軍卽是。宰以其居任那。或謂之任那國司。至則帝既崩。垂仁帝新卽位。蘇那曷叱智遂留仕焉。有年矣。及其歸。天皇謂之曰。汝之來在先帝之世。今以其志。追取先帝之號。御間城號汝之國曰彌摩那。彌摩與御間音通。那讀爲名。猶言有。彌摩那卽是任那。音通也。先時任那所獻曰已汶。謂之三已汶。以其有上中下之地焉。既而置宰府。遣將軍鎭其地焉。於是乃賜其王赤絹百匹。厚賄蘇那曷叱智。遣歸之。新羅人抄剽諸海路。自是二國益惡。歷景行成務仲哀。史不書其事。略之爾。仲哀帝二年。幸越之角鹿。蓋古時航西海必由此津。營行宮。蓋欲西征伐新羅討其使任那。會筑紫熊襲爲亂。將伐之。遂南巡紀國。浮于海。如穴門。八年親伐熊襲。弗克。中流矢而病。駐蹕於穴門國豐浦宮七年矣。史雖無一事所紀。今觀一征取敗焉。則熊襲之疆暴難制。由是其不果西征可知矣。九年遂崩于筑紫。皇后氣長姬方娠。猶有意西征。乃與大臣武內謀。秘其喪。別遣將伐降熊襲國。而親伐新羅大克之。其餘威以服百濟高麗。致朝貢。因置內官家。所謂三韓是也。后凱旋而後分身。產應神帝也。世謂之胎內天皇。后奉遺腹孤攝朝政。又遣將征新羅。攝政之四十五年。以新羅要百濟行人換其貢。令惡而自貢其珍奇。故討之。以定比自㶱。南加羅。㖨國。一謂㖨己呑。安羅。多羅。卓淳。加羅七國。新羅所使地併斯二岐國。卒麻國。古嵯國等地。併之未詳在何日。總號爲任那。與三韓每國置宰而大宰治於加羅以領

〔田狹之妻〕名を稚媛と云ふ。

〔星川作難〕雄略天皇廿三年八月帝崩ずるや、稚媛幼子星川王を唱動して大藏官を占領し武備を固めしむ、大伴大連室屋軍士を遣して火を放ちてこれを燔殺す。

〔紀大磐〕小弓宿禰の子也、繼體天皇六年百濟に使す。

〔筑紫國造磐井〕大彦命五世の孫田道命の後也、夙に叛意あり、繼體天皇二十一年六月近江毛野臣等兵六萬に將として新羅を征せんとす、新羅これを憂ひ、磐井を勸めて叛せしむ、翌年十一月大將軍物部麁鹿火の爲めに敗られ遂に誅に伏す。

之。是爲任那府。（或謂任那官家也。欽明帝二十三年。新羅滅任那官家。其注云。總號爲任那。別言之。則有加羅國安羅國斯二岐國多羅國卒麻國古嵯國子他國散半下國乞飡國稔禮國。凡十國。而此自炆南加羅㖨已吞卓淳不與其數焉。蓋時已亡也。史有新羅宰及任那日本府。安羅日本府之言。因推之。府宰有贊具。而任那特置大宰。蓋猶夫筑紫大宰統制九國也。韓志云。置一大率檢察諸國。即此之謂也。）至於雄略帝之時。其宰田狹以任那叛亂。自是三韓遂難治。（雄略帝好色而淫。聞吉備上道田狹之妻美。而欲取之。七年以田狹爲任那國司。納其妻爲妃。田狹怨。據任那以反。乃遣新羅求援。會新羅不貢。故遣將征之。而田狹之子亦與往焉。田狹因使人說之反。而據百濟。田狹之子弟爲其婦所殺。既而田狹之妻入宮嬖。生皇子星川。及帝崩。星川作難。吉備人聞亂欲援之。率舟師四十艘來赴。聞星川敗死而還。顯後遂據韓地者。人人習於亂。乃有如紀大磐者。顯宗帝三年。大磐自稱曰神聖。據任那。修官府。交通高麗。欲王三韓也。築帶山城東道。百濟攻之。食盡而遁。）而其後之吏。貪濁無慮。（謂下哆唎國守穗積押山。哆唎即任那府屬縣。而其稱國守即令也。）繼體帝之時。受賂於百濟。奏其所請。以割任那所部賜百濟上哆唎下哆唎婆陀牟婁四縣。（四縣在百濟。謂之南韓。置戍焉。）復請己汶及多沙。（名津也。作帶沙。）是時伴跛以兵侵己汶。（蓋新羅屬國。而新羅竊使之也。）且奏請其地。朝許之。而賜百濟。故怒。伴跛亂韓地。新羅乘其虛。取南加羅㖨己呑卓淳。而任那遂弱。多沙舊加羅輸貢之津。加羅以其失於百濟而怨之。始有離心矣。（貪小利無大慮。俗吏之常也。今押山好貨。是以百濟以賂割任那。而使新羅以兵侵任那。所以他日亡任那官家。實本於斯矣。其不忠固不容於誅。然而察其心。徒然偸一時之安。不慮貽千載之患。嗚呼若使遠官儻將苟懷利心。其於市國。皆押山也。乃在千載之下。當擇其任。）朝廷欲復興任那伐新羅。會筑紫國造盤井爲亂。新羅密行貨於盤井。盤井據火豐二邦。掠奪高麗百濟新羅任那之貢物。王師不得前。既平之。更宣

〔熊川〕今の忠淸道公州の地也、

〔傔人〕供人也。

〔既而新羅云々〕宣化天皇二年任那また新羅の侵すところとなる、帝大伴狹手彥をしてこれを鎭せしめ給ふ。

〔有貳心於新羅〕當時安羅の日本府なる河內直が新羅に內通せるを云ふ。

〔遠率〕百濟の二品に當る官也。

〔葦北國造〕名を阿利斯登と云ふ、葦北は肥後の地名也

諭新羅反侵地。（改伐以諭。其不振可知矣。）其使者傲狠無禮。不閑治體。（謂近江毛野。）故大病任那。怒新羅百濟。不能諭反。由是喪地。（毛野至熊川。召新羅百濟之王。新羅百濟之王並遣微者來受詔。毛野怒責問使者曰。以小事大天之道也。今二國之王盍躬來受天子之命。乃敢輕使汝乎。夫既如是。縱王至我不復宣詔。使者懼反命。新羅改遣其上臣。毛野望其師。懼而入任那己叱己利城。上臣率師次于多多羅。請聞勅。毛野不能宣。新羅人食乏。有乞於村落。毛野之傔人哉手侯擊之。乞食者曰。謹待詔者三月矣。尚未肯宣也。是不其誘殺我上臣乎。反告之上臣。上臣怒。乃掠多多羅等四村人而去。毛野之聽訟也暴。朝廷聞之已徵而不反。加羅王欲其速還。頻勸而不聽。加羅王密請兵于新羅百濟。以攻劫毛野。毛野城守自固。新羅百濟不能獲毛野。遂拔五城還。）既而新羅益彊大。將併呑百濟任那。任那府已弱。孤立難守。屬國亦或削或叛。安羅加羅僅隷焉。不能復振也。欽明即位之初。勅百濟以復興任那。且歸其賜地南韓以屬任那。百濟已畏新羅。乃戍南韓以爲固。不欲歸之也。然於任那勢爲齒脣。爲之勤勞蓋亦至矣。雖然考其時。則新羅日偪。高麗時寇。安羅加羅有貳心於新羅。府宰旱岐不同志於百濟。（凡屬國之君長。號爲旱岐。）以故無功。任那府不克復。至二十三年卒爲新羅所滅也。帝臨終命太子以伐新羅復任那。故敏達有志於興任那。會百濟亦畜異志。已得南韓取己汶。如食糠及米。遂馴致無饜之欲。復將求筑紫。其遠率（官名）日羅火人也（葦北國造子。蓋受命游宦於韓。）帝聞其賢而有勇。召而謀之。韓人從之者以其泄陰事夜刺之。而其圖亦止。萬一百濟成其圖。自筑紫蠶食內地。則國家殆其不安。幸日羅雖死。用其言而我有備。任那雖不復。而三韓奉朝貢。猶不違舊。是以不敢討。又心不忘於任那。而勢有不可。於是乎建其府於筑紫。是爲筑紫大宰府。（蓋在崇峻推古

〔百濟鎭將〕百濟は顯慶五年（齊明天皇六年）唐將蘇定方の爲めに滅さる。唐其地を分ちて五都督府とし、劉仁願をしてこれを統べしむ。

〔熊山〕忠清道の地なり。

〔蘇我日向〕馬子の孫、石川麻呂の異母弟也、石川麻呂を讒せる罪により此時左遷せらる。

〔天智帝二年〕八年の誤也、尙ほ書紀は、此時の帥を筑紫率に作る。

〔栗隈王〕敏達天皇の皇子難波皇子の御子也、天智天皇七年筑紫率に任ぜられ、赤兄これに次ぎ十年に至り、王再任せる也。

〔藤原廣嗣〕宇合の長子也。

之世。天智帝居喪六年。百濟鎭將劉仁願遣熊山令司馬法聰。送大山下境部石積等于筑紫都督府。是韓人或謂之都督府也。命其長爲帥。孝德帝大化二年。左遷蘇我日向爲筑紫大宰帥。帥之號亦已久矣。稱號筑紫帥。天智帝二年。以蘇我赤兄爲筑紫帥。十年。以栗隈王爲筑紫帥。昔時不唯筑紫有大宰。吉備亦有之。天智帝八年三月。吉備大宰石川王薨于吉備。帥或改名爲總領而有筑紫周防吉備總領之拜。文武帝四年六月、勅筑志總領云云。十月以直大壹石上麻呂爲筑紫總領。直廣參小野毛野爲大貳。直廣參波多牟後閉爲周防總領。直廣參上毛野小足爲吉備總領。直廣參百濟遠寶爲常陸守。先是持統帝三年八月。詔伊豫總領田中法麻呂云云。是伊豫亦有總領。然在其五年。是作伊豫國司。因以爲當時國司宰大國。兼知數國。爲總領。其餘直稱守。及大寶制令、筑紫獨置大宰府。故直稱大宰。不復言其地。天平十四年正月勅廢太宰府。斥其物于筑前國司。蓋懲於少貳藤原廣嗣以府反而九國之兵屬焉也。廣嗣疾玄昉吉備眞備。欲除之。上表奏其罪。以天平十二年。反於府。以王師討已。自將大隅薩摩筑前豐後兵二萬。自鞍手。使其弟綱手率筑後肥前兵五千自豐後迎拒。不遂而戰敗。卒伏誅。然其一時所擅興之衆。豈不足畏哉。然遐要豈得遂無是雄鎭哉。乃以十五年十二月置鎭西府焉。以從四位下石川加美爲將軍。外從五位下大伴百世爲副將軍。判官二人。主典二人。十六年正月。太政官奏曰。鎭西府將軍准從五位官。判官准從六位官。主典准從七位官。僅給二季祿及月料。並留應入京調庸。折以通之。又給公廨田。將軍十町。副將軍八町。判官六町。主典四町。制可之。且給府印一面。九月給驛路鈴二口。依公式令。大宰府驛鈴二十口。慶雲二年四月又給飛驛鈴八口。傳符十枚。蓋府自有廢有置。至此給驛鈴二口。及長德寬仁之間。以邊警馳飛驛使。見記略。據此飛驛鈴亦尋給之歟。筑紫由是稱鎭西。蓋因其舊府改名爾。十七年六月。復置大宰府。以從四位下石川加美爲大貳。從五位上多治比牛養。外從五位下

〔新羅竊寇我邊〕新羅は我天智天皇の御宇高麗百濟を併せて韓土を統一せし後も、屢調物を貢し使聘常に往來せしが、仁明天皇承和年中に至りて全く入貢を絕ち爾後却て我が邊境を侵すに至れり、此貞觀十一年の入寇は五月にて豐前貢絹綿を奪ひて去れる也。

〔自是運甲冑云々〕此年十二月廿八日左近衞少將兼太宰權少貳藤原瀧守を遣して警固せしめ瀧守の奏請により鴻臚館に統領一人選士四十人、甲冑四十具を置き寇に備へたり。

大伴三中爲少貳。八月給大宰府管內諸司印十二面。貞觀十五年十二月以其請置警固田府儲田。時府奏言云。去貞觀十一年。新羅寇竊我邊。掠奪貢物。自是運甲冑。置鴻臚。發俘囚分番戍。又置統領。選士以備警守。今所用糧米無闕。出納有勾當。然以朝夕資給猶多煩焉。已置吏胥。計口治之。至乃其條。觸類猥雜。故作國割女子口分。爲公營田。而其所遣猶借他國。須分置一百町名警固田。如其耕營。收所輸之地子。充年中之雜用。又自府儲三萬束。以至於使粮並水脚賃及厨家雜用。凡百庶事總在其中矣。諸國之備各色數。而或違期。又或未進。須分置一百町名府儲田。收其地子。以充府用。○按所謂公營田。即公廨田也。令以大宰府帶筑前。是以其於國治。或別或隷。寶龜二年十二月。罷筑前國司。隷于大宰府。國之隷于府。而其所經見於史僅是已。據此自條可推考。而延曆十六年。廢國司以隷之于府。大同三年五月。以其不宜事。省府之監典。復置筑前國司矣。類聚三代格。大同三年五月。太政官謹奏。省大宰府監典各二員。置筑前國司守一員。介一員。丞一員。大少目各一員。按令條。府帶筑前國。自衛以降。或別或隷。至延曆十六年。遂廢國隷府。今得府解云。臨交替事細加檢校。未進調庸。欠失正税器仗戎具等類。每物有數。方其攝行也。輙但相讓。於彼此無志於政。職是之由。望請更分置官人。以爲別當。專一其心。以濟國務。然則帶國之名。不乖令條。欠負之煩。絕於國中。承前府帶之時。或下官符。以定別當。或府司相量。而置其人。同條之官。兼預國務。勘責雜怠。不同比國。望請省大同元年所增監典。以充補國司。庶令所守有別各濟繁劇。乃如府官之秩限。自寶龜十一年八月。已定以五載。其比諸道加一焉。以遠居邊要。已警不虞。兼待蕃客。故爲之省交替之費。以爲儲焉。按令。凡遷代者。一載一考。而其內長上官。限以六考。至於慶雲。改之爲四考。郎四年而遷也。然國司之交替。以四年爲限。不便於民。故天平寶字二年勅。令特爲六年者。先於寶龜矣。今寶龜太政官所奏云云。已所執掌殊異諸道。而官人每交替。限以四載。迭故迎新。相望於道。府國困弊。職是之由。加有包厨之費。守例充之。蕃客之儲。或從闕焉。以事商量。甚不穩

便望請停交替料。且官人歷任。增以爲五年者。夫知是。則天平寶字。令國司之交替。限於六年。而其格或猶不行。往往因循。以四年遷代也。故此云爾歟。是亦時措之宜也。職原抄云。自中古之例。以正帥補親王官。不敢預職事。知府務之人任權也。諸臣亦有時乎任正。但其大臣左遷任權帥。而猶不令知府務。凡權帥左遷。於右大臣。在天平寶字。藤原豐成。在延喜菅原道眞也。其於左大臣。在安和源高明也。其於大納言。在長德藤原伊周也。其於前關白。在治承藤原基房也。自官失其職。蓋少貳氏以其世官任職焉。少貳氏家譜。其先武藤氏。自有名賴兼者。任少貳。而子孫世襲其位。因更以少貳命族。賴兼孫資賴。以善於騎射。有寵於鎌倉源大將。從征陸奧藤原泰衡有功。爲筑後守。食嚴門良賴五世孫貞經。建武中黨於足利氏。佐道謀。故其子孫世襲焉。然而承制於所謂探題。視猶古之帥。東鑑。建治元年。鎌倉置九州探題。以北條實政爲之。弘安六年。以蒙古之患。令實政爲長門警固。太平記。有長門探題。蓋自有此警固。遂改其號歟。亦時之勢也。且聞之府之所嘗者。古有多褹之島。焉按國史。一作多禰。唐書所謂多尼。邪古。亦指多褹。披玖也。並音通。置島司以領四郡。大寶二年八月。校戶置吏。此始置島司郡司也。故其名未載於令條也。四郡。謂能滿。馭謨。益救。熊毛。〇按益救。與披玖音通。此置益救郡。即取其人置之也。並披玖之邦屬爲郡焉。並稱於壹岐對馬曰二島。慶雲三年七月。大宰府言。所部九國三島。亢旱大風。拔樹損稼。遣使巡省。免被災尤甚者調役。是也。養老六年四月制。大宰府管內。大隅。薩摩。多褹。壹岐。對馬等司有闕。即選府官人擁補之。又有國學教授焉。寶龜二年十二月。大宰府言。日向。大隅。薩摩。及壹岐。多褹等博士醫師。一任以後。終身不替。故令後生業術不進。伏望同朝法。以八年遷替。示予褫勸後學。詔許之。據此文。當時有文教。有人材。雖夫僻陬之邦。若是則上國其可知矣。夫多褹特在南海中。隣薩摩大隅。而南控披玖按國史。一作夜句。一作益久。一作益救。音通也。隋書所謂流求國。又或云邪久。即是也。今定作琉球。度感郎。今琉球德島也。德舊作

〔藤原豐成〕武智麻呂の子也。

〔源高明〕醍醐天皇の第十七皇子、西宮記の著者也。

〔藤原基房〕忠通の子也、清盛と合はず治承三年權帥に貶さる。

〔武藤氏〕藤原秀鄉の後也。

〔藤原泰衡〕秀衡の子也、文治五年賴朝これを征す。

〔貞經〕盛經の子、妙慧と號す。

〔建治元年云々〕この時未だ探題と稱せず、實政の後北條時定これに次ぎ時定の卒後、永仁元年北條兼時次ぐに及び始めて探題と稱せり。

〔北條實政〕義時第四世の後にて、實時の子也。

〔大島〕大隅國大島郡の主島也。

〔久米島〕今琉球八重山郡西表島に當れり。

〔欽明帝之時亦來〕欽明は舒明の誤也舒明紀に、三年春二月辛卯朔庚子、掖玖人歸化とあり

〔六年多禰來〕天武紀六年正月の條に此月饗多禰島人等於飛鳥寺西槻下、とあり。

〔支子〕くちなし也

音通。度久。亦奄美(按國史一作阿麻彌。音通也。今謂之大島。續文獻通考謂琉球北山此也。)信貴(北即今琉球石垣島。音近焉。與人表島總稱之爲八重山。)玖美(即今琉球久米島也。舊作九米。並音通。)之諸島。輸方物。掖玖即今之所謂琉球國也。(今并諸島稱國。在古一島之名耳。)始來貢子我。自推古之世。(二十四年五月夜句來。七月掖玖來。厥後欽明帝之時亦來也。)而多褹即其船之所由也。多褹人亦尋自天武之世。而來屬于我。(六年。多禰來。)故朝廷遣使於多褹。取地圖。(八年。遣馬飼連使多禰。十年連率多禰人來。獻其地圖。云。其國去京五千餘里。居筑紫南海中。斷髮艸裳。粳稻常豐。一蓺兩收。生支子莞艸及種種物。)方乃南島如奄美。度感。厥後相尋並來貢。(十一年。多禰人。掖玖人。阿麻彌人來。賜祿各有差。後十三年。遣使於南島求國。厥明年即文武帝三年也。多禰人。掖玖人。奄美人。度感人。從朝宰來獻方物。授位賜祿。慶雲四年。命大宰府。授南島人位賜祿。各有差。)然多褹以大寶二年。與薩摩隼人等方王命。隔南海之化。乃遣兵伐而平之。遂校戸置吏。及和銅。而南海諸島無不咸服。(六年。奄美。信貴。球美等五十二人來貢。後七年養老四年也。授位於南島。凡二百三十人。神龜四年。亦因南島來貢。而授位。凡百三十二人。)故天平七年。大宰大貳小野老遣高階牛養於南島而立牌焉。以表地里矣。自天平勝寶六年。詔大宰府。重脩建其牌。而南島從此不復書於史。蓋不納其人於京師。直令受其貢于府廷。(蓋爲省國用。)故略其文也。延喜式。大宰府別貢有南島方物。不知是時而有定制歟。意多褹其與南島之事。不復如其舊。且人乏兵弱。調物亦少。天長元年。以故罷島司。併四郡爲二。以隷之於大隅國。(類聚三代格。載此事。甚不成文也。曰天長元年九月三日。太政官謹奏停

多褹島隷大隅國云云。故先儒誤讀。爲停島之隷大隅。因謂多褹琉球也。昔南海諸島地名未詳。故因其路所由而名之。多褹島卽路之所由。而後隷大隅國也。乃讀停爲隸。云從隸多褹。而南島之貢蓋以此絶矣。今熟讀其所收格內。大宰大貳小野岑守解。去二月十一日官符云。件島在南海中。人兵乏弱。在於國家。良非扞城。且島司給物。歲可准稻三萬六千餘束。而島之貢調。但鹿皮一百餘領。無復他物。可謂有名無實。多損少益。右大臣宣。奉勅。宜勘利害言上者。南溟淼淼。無國無敵。有損無益。一如符旨。計其課口。不足一鄕。量其土地。有餘一郡。應以能滿合於馭謨。益救合於熊毛。四郡爲二。於事爲便。因知停多褹島。是罷島司也。所謂隷大隅國者。謂其自茲隷焉。而不管於大宰府。故多褹之二郡。至於今隷于大隅云。嗚乎。南島微少。其民和善。自古未有來寇於我。苟邊患之足爲。則多褹之司又何罷焉。

〔管司一曰防人〕持統帝三年二月。詔。筑紫防人滿年限者。據此有防人久矣。但置司。蓋自大寶始。其廢之。未詳在何世。

大宰主神正七位下 職原抄不載。未詳廢何世。

大宰帥一人三品從二位 職原抄有權。和銅元年三月。敕大宰府。幷三關。及尾張。始給傔仗。帥八人。大貳及尾張守四人。三關國守二人。其考選事力及公廨田並准史生。養老二年五月。禁三關。及大宰陸奧國司傔仗取白丁。

大貳一人正五位上 類聚三代格。延曆二十五年二月。改爲從四位下官。職原抄云。有權帥則不任大貳。任大貳則不任權帥。雖是無謂。例已久矣。秘抄云。權帥若大貳以其一人知府務。故任權帥時不任大貳。

少貳二人從五位下 職原抄有權。

〔小野岑守〕妹子の玄孫、永見の子也、弘仁十三年參議兼太宰大貳となり、天長中從四位上に進み、勘解由長官兼刑部卿となり、同七年卒す、內裏式及び凌雲新集の撰あり。

〔大宰帥〕中古以來多くは親王を以て任ず、權帥は仁明天皇の御宇始めてこれを置く、中古以來納言以上を以て任ず。

〔大貳〕後ち參議、散二三位等これに任ず、更に後世には權帥隆家の子孫の世襲となれり、菊池氏これより出づ、

〔少貳〕中世筑前對馬の守を兼ぬ、こととあり、帥大貳遙授の時は專ら府務

大監二人正六位下　紀略。大同元年五月。加大少監大少典各一員。類聚三代格。三年五月。置筑前國司。乃除所加員以補其官。

少監二人從六位上

大典二人正七位上

少典二人正八位上

〔大判事一人從六位下〕　大宰判事不見于延喜式。蓋當時已廢。

〔少判事一人正七位上〕

〔大令史一人大初位上〕

〔小令史一人大初位下〕

〔大工一人正七位上〕　延喜民部式。謂之主工。

〔少工二人正八位上〕

〔博士一人從七位下〕

○主城見于延喜主税式處分公廨條上。而次在陰陽師上。未詳置何世。

〔陰陽師一人正八位上〕

〔醫師二人正八位上〕

を總理す、權官は貞觀四年始めてこれを置き、後世諸大夫五位これに任ず。

〔大監〕少監及び典と共に、太宰府に緣故ある者を以て任ず、大監五位に叙でられしを大夫監と呼ぶ。

〔延喜主税式云々〕同式に、凡太宰府處分公廨、帥十分、大貳六分半、少貳五分、監三分、典二分、主神主工博士明法博士音博士一分大半、主城陰陽師醫師筭師主船主厨一分半云々とあり。

〔九國〕西海道は上古筑紫、豐、火、熊襲の四國なりしが、其後國を增し、大寶元年には筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向の七國及壹岐對馬二島あり、同二年薩摩國及多褹國を置き、和銅六年更に大隅國を分置し九國三島となれり

〔大宰帥之職云々〕以下列記の外、兵士器仗を掌る重職あり。

〔饗燕〕蕃客の饗應を指す。

〔闌遺〕集解に、伴云、妄出入爲闌也、言馬牛自逸也、忘落財物爲遺也とあり。

〔算師一人正八位上〕

○明法博士。音博士。大唐通事。新羅譯語。府衙。學授。藏司。稅倉司。藥司。匠司。修理仗所。守客館。守辰。守驛館。並見于延喜民部式充仕丁條云。凡大宰府充仕丁者。帥三十人。大貳二人。少貳十二人。大少監各八人。主神。主工。大少典。博士。明法博士。主厨。各六人。音博士。陰陽師。醫師。算師。主船。各五人。大唐通事四人。史生。新羅譯語。弩師。傔仗各三人。府衙四人。學授二人。藏司二人。稅倉司二人。藥司二人。匠司一人。修理器仗所一人。守客館一人。守辰六人。守驛館一人。據此文。不見防人司。但存主船。主厨。則司已廢。而二官直隸于府歟。類聚三代格。天長二年五月定大宰府明法博士爲從七位下官。時其府解云。去延暦十八年所初置。又弘仁四年九月。以新羅船到對馬。而語言不通。疑及相害。省其史生一員。置新羅譯語。其餘未詳置何世。自王綱之弛。而諸官日忘職相尋就廢。百官略。僅載博士醫師主船主厨。大唐通事。而主工陰陽師。不及焉。而於職原抄。節博士以下亦不錄。謂博士。算師。大唐通事等。古任之。自中古其任極絕。據此文。乃知主船主厨。已先博士等而廢可知矣。

大宰主神掌諸祭祀事。集解朱氏云。包九國二島之祭。皆掌焉。

大宰帥之職掌國之祠社。凡祭祀主神掌之。而帥亦掌祠社。爲知其令也。以祈福祥。司民之簿帳。以課農桑。僧尼名籍亦知之。而糺察所部。其城牧案之。其田宅理之。其孝義旌之。其貢擧知之。其訴訟聽之。其良賤辨之。待蕃客。供饗燕。謹烽候。受歸化。勸租調。儲倉廩。錄馬牛。通公私。問闌遺。凡郵驛傳馬徭役過所悉皆與焉。大貳少貳爲之貳。而從事焉。監掌糺判府內。審署文案。勾稽失。察非違。典掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。

判事掌按覆犯狀。（義解云。謂管國所申犯狀。）断定刑名。判諸訟爭。令史掌抄寫判文。

主工掌城隍舟檝戎器及營作之事。

博士掌教授經業。課試諸生。（義解云。謂管國學生。其醫師不稱教者。省文耳。○按生不言員數。是九國二島。各有博士。醫師。學生。而其生亦隨邦大小。定有三十人。若二十人。大宰則管領之也。）

陰陽師掌占筮相地。

醫師掌診候療病。

算師掌勘計物數。

〔防人司〕

天平寶字元年閏八月。勅曰。大宰府防人。頃年差坂東武士。路路之邦。輙苦供給。防人産業。亦不辨濟。自今宜差西海七國之兵一千人。以充防人司。依式鎭戍。其集府之日。便習五教。事具別式。三年三月。府擧其不安者四。以聞之。曰。據警固式。當置船百隻以上。于博多。及壹岐。對馬等要害處。以備不虞。今無船可用。交闕機要。其不安一也。府下三面皆海。諸蕃是待。今自罷東海防人。而邊戍荒散。萬一有變。何以應卒。其不安二也。凡管內防人。當停作城。以赴武藝。習其戰陣。大貳吉備朝臣眞備建議曰。且耕且戰。古人所稱。請五旬習兵。一旬役于築城。然其言府僚或不從。其備不安三也。天平四年八月。有勅。所在兵士。全免調庸。其白丁免調輸庸。當時民息兵強。可謂邊鎭矣。今百姓多窮乏。非有優復。無以贍其不安四也。於是敕之云。造船者。宜充以雜徭。且給公粮。獨東國防人者。議不允。其管內防人。依眞備之議而優復之。可能得其理。而民富強。宜修所職。以副朝務。天平神護二年四月。府奏言。防賊戍邊。本資東國之軍。持衆宣威。不惟筑紫之兵。今割筑前等

〔防人司〕防人は西海道邊要の地を守る兵士にして「サキモリ」と訓む、諸國軍團の兵士を交替差遣し、三年を以て任期とす、其名は孝德紀大化二年の條に出でしを初見とし、持統紀二年の條に、二月甲申朔丙申詔、筑紫防人滿年限者替とあれば、當時既に交替期限の制ありしを知る。

〔天平寶字云々〕これより先、天平二年諸國防人を停めて東國防人のみとなし、同九年更にこれを罷めて筑紫の兵士を以て防備に任ず、其後天平二年の制に復せしが、其時再び變じて天平九年の制によれる也。

〔以點東人〕其後延暦二年東北多事なるに及び東國防人を停め、當土の兵を常戍に配し、壹岐對馬のみ防人をして守らしむ、其後防人の廢置恒ならず、後宇多天皇弘安十年以後は其名史に見ゆる所なし。

〔主船〕延暦十四年防人司廢止後も主船主厨は猶置かれ弘仁十四年一旦廢止せしも、承和七年復舊、主船の位一階を下し且つ唐の通事を兼ねしめたり。

〔源多〕仁明天皇の第九皇子也、正二位右大臣に至り、仁和四年薨ず。

防人正一人正七位上　六國之兵。以爲防人。以其所遣分番上下。人皆勇健。防守離濟。望請復依舊。以東國防人配戍之。又救伴建直之城柵者。多作役東人。以其便宜也。今聞欲復引東國防人。配戍筑紫。令先簡却。夫六國之兵。以狀乃計所欠。以點東人。使塡三千。則東國勞輕。西土兵足。凡此類。是處防人之大略也。

佑一人正八位上

令史一人大初位下

主船一人正八位上

主厨一人正八位上

史生二十人　○弩師。天平寶字六年四月置。類聚三代格。在延暦十六年。永停弩師。然以其不虞可備。故弘仁五年五月。省史生一員。置弩師。寛平六年九月。又省史生一人。以加弩師。時其府解云。若有病故。請補其闕。又府之管國。若肥前肥後及對馬。置弩師。類聚三代格。逸年月。大納言源多奏。勅依請。省肥前國史生一員。置弩師。又昌泰二年四月。省肥後國史生一員。置弩師。嘉祥二年二月。省對馬島史生一員。置弩師。貞觀十二年六月。以新羅且來寇。勅太宰府。置選士五十人于對馬。八月。先是島奏言。境近新羅。動恐使掠。既無其師。弩機何用。絶域孤島。孰救警急。廼者如聞。彼國寇賊。學劍習戟。若不豫備。雖以應卒。望請置弩師一員。乃救大宰府。簡擇其人。補任之。立以爲恒例。

防人正及佑掌防人名帳。戎具校閲。及食料田之事。

主船掌脩理舟檝。義解云。於大工職掌云舟檝者。即其所新造。故此司唯掌修理云。

〔及和銅二年云々〕續日本紀和銅二年三月の條に、「奥越後二國蝦夷、野心難馴、屢害良民、於是遣使徵發遠江、駿河、甲斐、信濃、上野、越後、越中等國」とあり、此時二將各陸奥、越後二國を攻めしなり。

〔大野朝臣東人〕果安の子、蝦夷及び太宰少貳藤原廣嗣の亂を討ちて功あり、從三位に至り天平十四年薨ず。

〔玉造〕以下何れも陸前の地也。

〔藤原麻呂〕不比等の第四子にて京家の祖也、天平九年薨ず。

主厨掌醓醢甕菹醬豉鮭魚等之事。

○鎭守府

百官略之叙外官。首以鎭守府。次則征夷使。陸奥出羽按察使。秋田城介也。而太宰府居其末。職原抄蓋亦因之。然先列諸國。以按察使及鎭守府。秋田城。已次於陸奥出羽。而諸衞官等輙違本次。居諸國之後。重稱外武官。復舉鎭守府征夷使。而大宰府但錄諸西海諸國之首。是於叙官失其義。故正之。率依百官略。獨以大宰府先鎭守府。以其爲令内之官。且官品高也。○蝦夷不馴服。叛無常。在古其寇邊也。命將征之。而未建將軍號。及和銅二年。命左大辨巨勢麻呂爲陸奥鎭東將軍。民部大輔佐伯石湯。爲征越後蝦夷將軍。將軍之號。蓋起自此。而養老神龜。相尋有持節征夷將軍。持節鎭狄將軍。持節大將軍。副將軍。征東大將軍。副將軍。並是臨時所拜。而非正官也。唯鎭守將軍則有其府治焉。正官從四位下。史官失其置年。據多賀城碑曰。神龜元年歲次甲子。按察使兼鎭守將軍從四位下勳四等大野朝臣東人所置也。是似東人當時已爲此官。考之史。於其年二月。有陸奥鎭守軍卒之言。蓋謂鎭守將軍所領者。然其所置多賀城。未可必曰府。但號爲鎭所。或稱軍之曰柵。卽與玉造。牡鹿。桃生。新田。色麻等城同類。而多賀城特是將軍所親鎭焉。故天平九年正月。詔持節大使兵部卿藤原麻呂。如陸奥。二月。會鎭守將軍大野東人于多賀城。四月。東人進屯于比羅保許山。出羽守田邊難波爲奏其狀云。今春大雷。方倍常歲。以故早取賊地。不獲耕焉。天時已爾。違所圖也。唯造城郭一朝可成。守城以人。存人以食。而耕失候。將何以給。且兵利則進。不利則止。今宜引兵而旋。守城待年。乃爲東人深入賊地。奏請其鎭多賀城。據此多賀城則在古將軍鎭所無疑矣。後記殘編。延曆二十一年正月。以鎭守將軍坂上田村麻呂已定賊地。乃敕田村麻呂城膽澤。蓋由是將軍自多賀城徙鎭焉。和名抄云。鎭守府在膽澤郡。是也。已以多賀城爲國司所治。和名抄云。國府在宮城郡。是也。然初置膽澤城。未可必曰府。其號府。蓋自弘仁定官員時始。而由是官稱鎭守府將軍。與國相比

（藤原緒嗣）百川の第一子也、正二位左大臣に至り、承和十年薨す。

（屯田）鎭守府の鎭兵の爲めに儲けし田也、乘田又は墾田を割きて充つ。

（護良親王云々）元弘三年六月也。

（源顯家）北畠親房の長子也、建武二年鎭守府將軍に任ぜらる。

（大伴駿河麻呂）道足の子也、寶龜六年蝦夷鎭兵の功により參議に任ぜられ、七年卒す。

（紀廣純）麻呂の孫宇美の子也、駿河麻呂の死後陸奧守となり、次で按察使、鎭守府將軍を兼ぬ、寶龜十一年上治郡大領伊治呰麻呂叛し、廣純敗れて死す。

爲軍政。或往往國守兼將軍也。職原抄。未深考之。以置鎭守府爲聖武之二年。故今擧其始末明之矣。類聚國史。公廨部。大同五年五月。東山道觀察使兼陸奧出羽按察使藤原緒嗣言。國以民爲本。民以食爲命。今鎭兵三千八百人。而其費粮每年五十餘萬束。由是民戶凋弊。倉廩空匱。如無畜積。何應非常。加之以往年有征伐。輒仰其食於坂東也。請自今定令坂東官稻充陸奧之公廨。陸奧之公廨留貯官庫。所以便於公私也。尋又言。陸奧承前國司鎭守各差之。以公廨。而其春米四千餘斛。雇人運之。從來已久。於法無據。但邊要之事。頗異內地。今令苅田以北近郡支軍糧。信夫以南遠郡充公廨。是其遣國府二三百里。遠城柵七八百里。事力已病。不耐春運。但勘當而停之。飢餒從至。請給其春運之功。例行之。竝許之。類聚三代格。弘仁三年七月。陸奧國奏。屯田從來有二百町。伏請割其一百。定爲鎭守之儲者。乃許之。後至於貞觀二年。鎭守府以公廨之外無復資糧。請准大宰府之公廨。每有未納。以正統充之。又許之。自王綱之解。而其制尋廢。不復知正稅公廨之日。擧邦之地利人功。遞入豪吏夷酋之私。亦時之變也。職原抄云。自源賴朝拜征夷大使。以殊重其職。不亞任鎭府。在元弘以後。則復竝任此。謂護良親王拜征夷。源顯家拜鎭府。

鎭守將軍一人從五位上

類聚三代格。弘仁三年四月。定鎭守府官員。將軍一員。軍監一員。軍曹二員。醫師弩師各一員。定官位。蓋亦其時矣。

公卿補任。建武二年。以參議陸奧守源顯家兼鎭守府將軍。建武紀。延元元年。顯家上書曰。陸奧當境邊之至要。備蝦夷之弗廣。弘仁三年。特下勅符。建鎭守府。擇主帥之器。授將軍之號。而敍從五位上階。本國如隣州牧宰。故率兼任之。臣今官昇八座。位至二位。有勅蒞本國。以功兼鎭守。恩寵誠重。然位高而官卑。恐是遠先格。願今後三位以上任此職者。應加大宰以爲格。因時制宜。歷代之通規也。親王任國。殊號大守。蓋准此類。伏望天裁。制可。乃拜鎭守府大將軍。

○副將軍二人。載於職原抄。然猶謂中古以來不任之。考之史。寶龜四年。陸奧按察使大伴駿河麻呂兼鎭守將軍。厥明年。令河內守紀廣純兼鎭守副將軍。副將軍防於此時。七年。鎭守將軍紀廣純言。出羽之夷。尙難制。故令近江守佐伯久良麻呂兼鎭守權副將軍。八年。遣久良麻呂鎭出羽國。十一年三月。拜大伴眞綱。其六月。拜百濟俊哲。竝

〔軍監〕もと將監と云ひ、天平寶字二年始めて其名見ゆ同四年軍監と改む

〔軍曹〕初め將曹と云ひ、天平寶字三年始めて其名見ゆ同四年軍曹と改む

〔論奏〕太政官にて定め兼ぬる大事を公卿論議し、その次第を奏する文書を云ふ。

〔閫外之委〕閫は門限（シキミ）也、宮城外の委任の義、大將軍としての委任を云ふ、史記馮唐傳に、閫以內者、寡人制之、閫外者、將軍制之とあり。

爲副將軍。延暦八年。池田眞枚。猨島墨繩。已並爲副將軍。副將軍二人者。蓋斯之謂也。十年。陸奥介文室大原兼副將軍。爾後不復任。故元弘三年格乃省之。

軍監二人正七位下

弘仁三年。定一員。職原抄二員。恐誤也。

軍曹二人從八位上

○陰陽師。類聚三代格。元慶六年置。○弩師。類聚三代格。天長五年正月。補鎭守府弩師。官符云。件弩師。寶龜以來。式部補之。大同以來。二省互補。今被中納言清原夏野宣稱。奉勅。文武之職。執掌各異。鎭守之官。應兵部補。乃知其秩限。弘仁七年正月。與史生同定於五年也。陸奥出羽按察使巨勢野足奏狀云。據去年七月論奏。以四年爲限。唯西海一道。五年如常。愚臣商量。邊要之設。東西同之。伏望兩國弩師皆准西海。應五年替。庶以忘遠路之疲。專邊要之勤。所謂兩國指陸奥出羽。元慶二年二月。又定秩限。曰。弩師之所由起。輙在邊要。陸奥出羽大宰府。及壹岐對馬。皆五年爲限。○府掌。承和十年九月。置一員。令帶刀把笏。

傔仗二人

類聚三代格。弘仁三年四月。加減傔仗官符云。陸奥出羽按察使四人。舊三人。加一人也。鎭守將軍二人。舊三人。減一人也。陸奥出羽國守亦有傔仗。陸奥。則延暦十七年。定其國官員時。置二人。出羽。則天長五年四月。置二人。其官符有云。陸奥出羽邊要之地。獷俗難馴。古來有稱。而陸奥守殊給傔仗。今於出羽無其員也。兵革之事。先聲後實。卽有警急。將何以威。此等以類姑附於此。

○征夷使

征夷狄。掃妖氛。所以弘王有鎭撫民生也。擇將帥之英材。處軍國之要務。自古所重矣。古景行帝時。小碓尊以皇子之至親。受征討之大任。將東伐蝦夷。過伊勢見齋宮倭姬。而受草薙之神劍。後世將軍賜節刀。蓋亦近此義。所謂閫外之委。不得不然。然在古征夷使之號未建。其建號。以多治比縣守爲始。養老四年。縣守爲

〔藤原繼繩〕右大臣豐成の第二子、正二位右大臣に至り延曆十五年薨す。

〔藤原小黑麻呂〕鳥養の子也、從三位大納言に進む、延曆十三年薨す。

〔大伴家持〕旅人の子、延曆二年中納言、三年持節征東將軍となり、四年薨す。

〔文屋綿麻呂〕大原の子也。

〔藤原忠文〕緒嗣の曾孫、枝良の子也。

〔傳其子賴家實朝〕賴家は建仁二年七月就職、同三年九月弟實朝繼ぐ。

〔攝政藤原氏〕良經の長子道家を指す

〔賴經云々〕賴經賴朝と疎縁ある故を以て嘉祿二年征夷使の職を嗣ぐ。

持節征夷將軍。時以阿陪駿河麻呂爲持節鎮狄將軍。既而罷征夷之號。故神龜元年。以藤原宇合爲持節大將軍。時以小野牛養爲鎮狄將軍。天平九年。以藤原麻呂爲持節大使。大使即大將軍也。寶龜十一年。以藤原繼繩爲征夷大使。時以安倍安麻呂爲出羽鎮狄將軍。鎮狄不復命。征東則其歲尋拜藤原小黑麻呂。延曆三年。拜大伴家持。七年。拜紀古佐美。十年。拜大伴弟麻呂。十二年。改征東大使爲征夷大使。十三年。賜征夷大將軍弟麻呂節刀。征夷之號。重於此。十六年。拜坂上田村麻呂。弘仁四年。拜文屋綿麻呂。職原抄。未深考之。而有謬說。今依史及紀略。詳擧之也。紀略。天慶二年。平將門反。三年。以參議右衞門督藤原忠文爲征東大將軍。其弟忠舒及源經基爲副將軍。在古。征夷征東。則副將軍以下有軍監軍曹。以類收載之。諸官廢置。故不敢贅此。平家物語。壽永二年。山門連署云。從二位行中納言征夷大將軍兼左兵衞督平朝臣知盛。是知盛亦拜征夷。然不載公卿補任。蓋追闕之也。東鑑。壽永三年正月。伊豫守源義仲兼征夷大將軍。蓋知盛義仲未及置副。職原抄云。自源賴朝建久補此職。而不復任副將軍。若軍監軍曹。時請任之也。公卿補任。建久元年十一月。源賴朝入朝。任權大納言。兼右近衞大將。十二月。辭官東歸。三年。拜征夷大將軍。自是征夷握天下兵馬之權。得以專征伐。當時治於鎌倉。然不以其治號府。則征夷乃無府號。可知矣。鎌倉自源氏之據。必任征夷使。首賴朝傳其子賴家實朝而絕。繼之以攝政藤原氏之子賴經。傳其子賴嗣而絕。繼之以後嵯峨皇子宗尊親王。傳其子惟康親王。而絕。繼之以後深草皇子久明親王。傳其子守邦親王而絕。自賴家之世。鎌倉之政事。無巨細。一皆出於陪臣北條氏。所謂將軍。有名而無實。及元弘三年七月。兵部卿護良親王兼之。建武三年十月。上野大守成良親王兼之。建武三年二月。罷其號。既自源尊氏建武作亂。而征夷大將軍自任。遂以爲家有。傳之十餘世。征夷之號。於是乎當隆望莫之比焉。

征夷大將軍一人

官位無定。以高官帶之。

副將軍

〔多治比縣守〕多治比古王の裔、島左大臣の子也、諸官を歷仕し、天平四年中納言に進み正三位に叙せらる、同九年薨ず。

〔多治比廣成〕縣守の弟也、天平九年從三位中納言に陞り、同十一年薨ず。

〔鴨吉備麻呂〕黑日の孫也。

〔巨勢邑治〕黑麻呂の子也、正三位中納言に至り、神龜元年薨ず。

〔黎元〕人民を云ふ黎は衆庶の義、一說に黑の義にて、庶民は冠せず黑髮を表はす故なりと云ふ、元は善の義、人を善なる者として云へる也。

軍監

軍曹

○陸奧出羽按察使

養老三年七月。置按察使于諸國。類聚三代格。載其事條曰。在職公平。立身清愼。割斷合理。獄訟無冤。籍帳皆實。戶口無遺。繁殖戶口。增益調庸。勸課農桑。國阜家給。在官貪濁。處事不平。容縱子弟。請託公行。嗜酒沈湎。耽遊無度。逋逃在境。淹滯不歸。肆行姦猾。干求名官。右是巡歷管國條目也。敦本棄末。致務農桑。幼標孝悌。有感通神。文學優長。明達時務。有力超衆。武藝絕羣。田蠶不治。耕織荒廢。不孝不義。聞於里閭。假託功德。稱扇妖託。恐脅公私。欺凌貧孤。右是百姓有件善惡。隨狀擧罰條目也。乃令伊勢守門部王。管伊賀志摩。遠江守大伴山守。管駿河伊豆甲斐。常陸守藤原宇合。管安房上總下總。美濃守笠麻呂。管尾張參河信濃。武藏守多治比縣守。管相模上野下野。越前守多治比廣成。管能登越中越後。丹波守小野馬養。管丹後但馬因幡。出雲守息長臣足。管伯耆石見。播磨守鴨吉備麻呂。管備前美作備中淡路。伊豫守高安王。管阿波讚岐土佐。備後守大伴宿奈麻呂。管安藝周防。其所管國司。若有非違。及侵淫百姓。則按察使親自巡省。量狀黜陟。其徒以下斷決。流以上錄狀奏上。若有聲教條修。部內肅清。具記善最言上。又補按察使典。九月。以正四位下多治比三宅麻呂。巨勢邑治。大伴旅人。分爲河內攝津山背攝官。蓋攝官亦猶按察。以王畿特立其名也。四年三月。攻安察使典爲記事。又勅按察使。其向京及巡行屬國。乘傳給食。且給鈴。常陸十匹。遠江七匹。伊豆出雲十匹。各一口。九月。陸奧國奏。蝦夷作亂。殺按察使上毛野廣人。是因變見其有按察使焉。削不書補之。史官失之也。五年六月。太政官奏言。國郡官人。漁獵黎元。擾亂朝憲。故置按察使。糺彈非違。肅清姦詐。既定其官。宜有料祿。請以按察使准正五位官。給祿及公廨田二町。仕丁二人。並折留調物。以給之。詔曰。朕之股肱。民

〔藤原田麻呂〕宇合の第五子也、延暦元年右大臣に任ぜられ、二年薨す。

〔遙授〕其身京にありて外官を帶するを云ふ、天平三年大納言藤原武智麻呂太宰帥となりて赴任せず、公解の配分にのみ與りしを初めとし、中古以後年給の法行はるゝに及び益盛となれり。

之父母、其惟按察使歟。寄重務繁。固異群臣。宜給祿、准以上物。八月、改撰官記事。爲檢事、置長門按察使、以管周防石見、焉以兼方乘驛、隸于美濃按察使、出羽隸于陸奧按察使、佐渡隸于越前按察使、隱岐隸于出雲按察使、備中隸于備後按察使、紀伊隸于大和守。六年閏四月、太政官奏言、乃者邊郡來寇。人民流離、若今不治、恐有後患。古之聖王、務實於邊、其寄以安中國。盍亦存焉。望請陸奧按察使管內百姓庸調浸免、勸課農桑、敎習射騎、更以稅助邊之資、以擬賜夷之祿。七年十月、勅、按察使所治國、補博士醫師、自餘國並罷博士。寶字五年正月、以鎭國驍騎將軍藤原惠美眞光、兼美濃飛驒信濃按察使、授刀督藤原御楯、兼伊賀近江若狹按察使、衞後不復任諸國按察使、唯陸奧出羽兼爲之。其七年七月。以從五位上藤原田麻呂、爲陸奧出羽按察使、是也。寶字三年正月、以從四位下大伴駿河麻呂、爲陸奧按察使、勅曰、今聞汝辭以老、然北邊自古難其任、唯宿禰稱朕心、是以敢任、卽授正四位下。實准正五位官者也、故類聚三代格弘仁三年正月、以職重祿輕、管大勢小、昇爲從四位下官。」按置按察使、爲不在筑紫、固有大宰府管之也、此官本臨時以詔所授、卽與鎭撫使節度使同其類、未嘗開建府、且在陸奧出羽、轄兼之鎭守將軍者、多例矣、鎭守府自有在焉、則不得別有按察使府。況至後世、率皆爲遙授、則不應問其府之有無。百官略、職原抄並有府字。恐是衍文。

按察使一人從四位下

記事　職原抄不載其官位。按按察使准正五位官。時記事准正七位官。方其昇爲四位。蓋亦應從爲六位。後世按察使但空名。以兼之大納言以上。而記事不復任。故忘官位矣。

○秋田城

古有出羽柵。和銅二年。令諸國運兵器于出羽柵。爲征蝦夷也。七年敕割尾張上野信濃越後之民二百戶。以配出羽柵。養老三年。以東海東山北陸之民二百戶亦

〔秋田村〕今羽後國南秋田郡寺内村大字寺内の地也。

〔葉守宮〕應神紀に葉田葦守宮とありて、葉田は和名抄に備前上道郡幡多郷あるも、それと定め難し、又た和名抄に備中賀夜郡足守とある地ならむとも云へり。

〔割吉備之縣地〕應神紀に、因以割吉備國、封其子等也、則分川島縣、封長子稻速別、是下道臣之始祖也、次以上道縣、封中子仲彥、是上道臣、香屋臣之始祖也、次以三野縣、封弟彥、是三野臣之始祖也とあり、川島縣は下道郡、上道は上道郡、三野縣は御野郡なるべし。

配焉。官之所願方如此。固其邊要也。天平五年。十二月。徙置出羽柵于秋田村高清水之岡。蓋有議未徙。至寶字三四年。而徙焉。故延暦二十三年。出羽國奏。秋田置城以來。四十四年云是也。但前漏其置於史。寶龜十一年。鎮狄將軍安倍家麻呂以城下俘囚之款。奏聞可棄斯城。將依舊廳戍。報曰。秋田城是前朝將相僉議所建。故年來保民衆。遠今一朝而棄之。非良計也。宜遣兵士以鎮撫焉。因差使若國司一人以爲專當。若夫由理柵。亦邦之要害。而秋田則道承焉。此宜遣兵相助防禦。寶龜初。其國司嘗以秋田叵保河邊易治爲言。然當時所議。緣治河邊。至於今尙未敢徙。則民之重遷可知矣。延暦二十三年事。以殘史觀之。秋田置城以來四十四年。土地磽确。不宜五穀。加以孤居北隅。無隣相援。伏望永停之。以保河邊者。於是城廢爲郡。不論土人浪人。其住城者。悉編附焉。厥後復置秋田城。未詳在何世。

秋田城介

出羽介而鎮秋田。稱曰城介也。寶龜十一年。朝報差使若國司一人以爲專當。蓋其例之起也。江家次第云。出羽先任介。然後下官符于秋田城。職原抄。爲出羽介者兼之。除目不任之。卽被宣下也。

國司

〔按〕古史蓋通畿內外。謂天子之田曰縣。縣主尹之矣。縣是王田也。故有分以封國焉。國是封建之域也。故有除以歸縣焉。應神帝二十二年。幸吉備御友別將其子弟侍諸葉守宮。自爲膳夫而饗焉。侍奉甚謹。帝喜之。乃割吉備之縣地。以川島上道三野封御友之三子。以苑及波區藝等封其昆弟焉。川島或稱爲下道。舊事紀。載下道上道三野之封。並尋爲國造。此分縣封國之證也。然如苑縣雖已以爲封邑。猶不稱國。則其受封者。不必皆受封爵爲國造可知矣。允恭帝之時。有闘雞國造獲罪於皇后當刑。宥之爲稻置。稻置是縣主所職。此除國歸縣之證也。○按北史載我官制云。有軍尼一百二十人。猶中國牧宰。八十戶置一伊尼冀。十伊尼冀屬于一軍尼。夫外史之言。類皆屬於所疑似。然今考之舊事紀。國造有一百二十餘焉。所謂軍尼實爲國。卽是國造也。伊尼冀音近稻置。蓋以知田稅。則國亦應有斯屬官也。屬官也但應稱稻置。不應稱縣主。縣主朝官也。以職知田稅。則謂之稻置。與邦國之稻置。

〔阿閉臣〕大彥命の裔也、阿閉は伊賀阿拜郡に因る。

〔島田臣〕神八井耳命の裔子上、成務天皇の御宇尾張國の惡神を平定し、依てこの姓を賜はれりと云ふ。

〔平羣宿禰〕武內宿禰の後也、平羣は大和國の郡名也。

〔蘇我宿禰〕武內宿禰の子蘇我石川宿禰より出づ、河內國宗我大家を賜ひて居とせるによる。

〔櫻井臣〕和名抄に河內國河內郡櫻井鄕とある地名に因れるならむ。

〔茨田連〕河內國茨田郡による名なるべし。

〔景行紀云々〕同紀十八年の條に見ゆ、但し紀に出でしは日向の地名也

亦一道名。其餘以分給臣連宿禰伴造國造。使各有尊守世享宗社之福焉。凡諸氏稱以封邑、伴部在伊賀曰伊賀臣。曰阿閉臣。在尾張曰尾張臣。曰島田臣。在吉備曰吉備下道臣。曰吉備上道臣。乃雖或封爲國造、仍稱其姓也。國造以外臣連宿禰、蓋是京官、故不食於遠地。身據宅畿內。故襲家以畿內之地。乃如曰平羣宿禰。曰蘇我宿禰。曰櫻井臣。曰茨田連是也。伴造如秦造漢直。其所部分處諸國。不可以名之以一邑。故各因其族。獨佐伯直者。冠其號以針間別。據舊事紀姓氏錄。併考之以針間國造。領針間及阿藝阿波讃岐伊豫之事係也。古之叙官必先臣連宿禰、而後伴造國造者。內外之辨也。伴造視國造。亦猶內臣。按魏志載我官制云、官曰多模、副曰卑奴母離。多模讀爲伴部、讀作伴造。卑奴母離讀爲夷守。夷守見于景行紀。夷部也。蓋伴造身居京畿、使其副國造特是爲封守。相之者未王命之時、但得姓之臣若官守於部而理所部也。吉若直若宿若筑紫國造誅死、其子稱筑紫君。其名乃起於造邦國。不過之軍尼道古、尚稱軍尼彌耶道古者。彌是尊是也。稱也。耶助語。其於伴造、稱登母彌耶道古。亦同之。夫邦國之造者、其來尚矣。上古天闢豐葦原、命天孫王天下焉。厥初曷嘗有封畛、但安之、使庶物能得其性、無爲而治。是以有土生民、有衆立長。山川以域焉、耕漁以食焉、所在皆以爲世守。而土地大小強弱固不純一。然弱之肉爲強之食、於是無不風草時動、爭境交鬪。其所呑滅、有如巨蛇。羅網結黨、有如毒蜘。遍於王者作。始禁其暴亂、莅中國。撫四表。而後人人聽命焉、以保其封。故皇祖神武登極之初。始封其佐命功臣。僅八九、並受封畿近也。倭及葛城。凡河內。山代。伊勢之封是也。獨素智國造。時在於遠淡海地。而於他舊國。唯能鎭撫其宗社。與之正始爾。崇神帝愈勤王業、征不享、服荒遠、而四方承道。主之軍制、海內輸貢賦

〔豐城〕崇神天皇の第一皇子也、崇神紀四十八年條に、則天皇相夢謂二子曰、兄則一片向東、當治東國、云云、夏四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東國、是上毛野君、下毛野君等之始祖也とあり。

〔十五國〕古事記崇神及び景行の條に十二道、國道本紀に東方十二國の語出づ、依て一說に爰も十二國の誤ならむと云へり。

〔成務帝云々〕五年九月也。

以東方遠險。民猶不化。乃遣皇子豐城以鎭之。(在四十八年。)豐城有德於東土。其民思之。故景行帝時。拜豐城之孫(號彦狹島王。)以都督東山十五國。(在五十五年。彦狹島之東也。道薨。東人竊其柩。而葬諸上毛野。思之也。厥明年。詔彦狹島之子御諸別。使領東土。以繼父祖之遺業。自是荒遠咸服。而東顧之憂遂止。○按十五國。以古今制分合非一。而其地今不可詳指言也。此云上毛野。是所追言。舊事建下毛野國造。在仁德之世。蓋毛野分爲上下。始於此時也。姓氏錄。下野朝臣。上毛野朝臣同祖也。而豐城五世之孫曰多奇波世。上毛野朝臣。乃稱多奇波世之後也。則多奇波世豈其始封國造歟。豐城五世孫。是御諸別之子也。舊事載上毛野國造。而其文闕誤。故今引之。)因民不忘也。而其後蕃于毛野。或封爲國造。景行帝八十餘皇子。其受封者七十七人。又皇子皇孫世世之封不少。然類但稱別(古之美稱。)稱公。(或作君。有士之稱也。凡有士之稱。自臣連以外。或稱君。或稱別。)或稱直之類。並雖不封爵。亦諸家各受命於朝廷。以爲寵號。所謂姓是也。其蒙國造之封爵。蓋鮮矣。成務帝經理王略。以定大國小國之國造。大縣小縣之縣主。時所封最多(六十四國造。)自是歷世相尋。建邦國。而城邑星羅布列。以藩王畿者。遂及荒遠難服之陸奧。與諸縣(縣主所尹。)諸部(伴造所有。)之地。交錯爲治。當時蓋如是其盛矣。舊事紀錄其始封。無慮一百二十餘焉。乃如其世次盛衰興滅。皆略之。且多殘闕矣。然由是始見封建之存。古行焉也。(舊事紀。國造之封。在神武之世。則倭也。葛城也。凡河內也。山代也。伊勢也。素智也。紀伊也。宇佐也。在開化之世。則三野前國也。久比岐也。吉備中縣之國也。在崇神之世。則科野也。石見也。出雲也。神野也。波久岐也。深江也。知知夫也。阿蘇也。火也。波多也。在景行之世。則甲斐也。那須也。穴也。穴門也。阿武也。葦分也。在成務之世。則伊豆也。島津也。尾張也。山背也。山背

即山代。並先封既除而復封歟、參河也、遠淡海也、珠流河也、盧原也、相武也、師長也。無邪志也。須惠也。馬來田也。上海上也。伊甚也。武社也。菊麻也。阿波也。新治也。筑波也、仲也、久自也、高也、淡海也、額田也、三野後國也、斐陀也。阿尺也、思也、伊久也。浮田也。染羽也。信夫也。白河也。石背也。石城也。高志也。三國也。角鹿也。能等也。伊彌頭也。佐渡也。但遲麻也、丹波也、二方也、波伯也。稻葉也。針間也。鴨也。品治也。阿岐也。大島也。熊野也。長也。伊奈也。都佐也。筑志也。米多也。豐也。國前也。比多也。末羅也。天草也。葛津立也。在仲哀之世。則久努也。在神功攝政之世。則伊豆也。怒麻也。在應神之世。則印岐也。美壤也。明石也。賀能也。粟也。菊多也。岐閉也。意岐也。大伯也。下道也。上道也。三野也。加夜也。笠也。周防也。久味也。小市也。風速也。日向也。下海上也。在仁德之世。則下毛野也。賀宮也。[illegible]也。淡道也。大隅也。薩摩也。松浦也。松浦即末羅。並先封既除而復封歟。在反正之世。則江沼也。在允恭之世。則若狹也。在雄略之世。則穗[illegible]賀我也、羽咋也、在[illegible]之世。則伊吉也。又其餘國造如大分。及安國、本巣國、長狹國。往往散見於諸書。則國造之多亦從可知矣。多褹島亦散入于舊事紀。然而多褹來屬於我。自天武時始。則古應無國造。天平五年六月。賜多褹熊毛大領外從七位下安志託等十一人多褹國造姓。舊事紀由此誤之歟。（　）按中葉以降。治體一變。而古之爲國者。仍有依舊稱國。或有降而爲郡。而其定名亦有遵昔換字。在和銅六年五月。詔五畿七道。名其國郡。必以好字。又在延喜民部式。蓋承其意。曰凡諸國部內郡里名。用二字。取嘉名。故此擧國郡以所考。曰。其如國。以倭爲大和。山背即山城。島津志摩也。遠淡海遠江也。珠流河駿河也。相武相模也。無邪志武藏也。阿波安房也。淡海近江也。三野前後合爲美濃。斐陀飛驒也。科野信濃也。高志是三越之地。此蓋越前歟。賀我加賀也。能等能登也。但遲麻但馬也。稻葉因幡也。波伯伯耆也。意岐隱岐也。針間播磨也。吉備中縣備中也。阿岐安藝也。淡道淡路也。粟阿波也。都佐土佐也。伊余伊豫也。筑志分爲筑前筑後。火肥也。亦分爲肥前肥後。豐亦分爲豐前豐後。伊岐壹岐也。凡河內除凡。上毛野。下毛野。除毛。大和之加大。近江之添近。此皆非舊字。但伊賀。伊勢。尾張。參河。伊豆。甲斐。若狹。佐渡。丹波。出雲。石見。周防。紀伊。薩摩。大隅。日向。仍其舊字也。其如郡。葛城分爲葛上葛下。而隸于大和。穗作寶飯二字。呼以保之一音。而隸于參河。素知周智也。隸于遠江。久努又降爲鄕。在其國山名郡。盧原隸于駿河。師長

（多褹島云々）同島の外史書に見ゆるものにて、國造所封の年代不詳なるは、闘鷄（大和國山邊郡都介鄕）、長狹（安房國長狹郡長狹鄕）、牟義都（美濃國武藝郡）、大分（豐後國大分郡）、千葉（下總國千葉郡）、近淡海（近江國）、遠江（遠江國）、本巣（所在不明）、笠臣（備中國）等也。

〔筑紫國造磐井〕大彥命の後也。

〔大連麁香火〕舊事紀に、物部麁鹿見大連公、麻佐良大連之子とあり、饒速日命十四世の孫なり。

〔筑紫之御井〕和名抄に、筑後國御井郡とある地にて今の三井郡の內也。

〔糟屋〕筑前糟屋郡の地也。

〔以善射云々〕欽明紀十五年の條に有能射人筑紫國造、進而彎弓占擬、云々、復續發箭如雨、云々、余昌讃國造射却圍軍、尊而名曰鞍橋君、とあり。

〔入京師云々〕安閑紀には、詔京遲晚、踰時不進とあり。

磯長也。又降爲鄕。在相摸餘綾郡。知知夫秩父也。隷于武藏。武社武射也。須惠周淮也。馬來田望陀也。伊甚夷灊也。上海上稱海上。置上總國而隷焉。菊麻菓麻也。又降爲鄕。在其國市原郡。印波印幡也。下海上稱海上。置下總國而隷焉。仲那珂也。高多珂也。久自久慈也。與新治。筑波茨城。置常陸國而隷焉。領田又降爲鄕。在美濃池田郡。那須隷于下野。石背磐瀨也。石城磐城也。阿尺安積也。染羽標葉也。伊久伊具也。浮田宇多也。與白河信夫。菊多。置陸奧國而隷焉。岐閉柞葉也。又降爲鄕。在伊具郡。角鹿敦賀也。隷于越前。三國又降爲鄕。在其國坂井郡。江沼隷于加賀。羽咋隷于能登。伊彌頭射水也。隷于越中。久比岐頸城也。隷于越後。二方隷于但馬。鴨賀茂也。與明石隷于播磨。大伯邑久也。三野御野也。與上道。置備前國而隷焉。加夜賀夜也。與下道隷于備中。穴安那也。與品治。置備後國而隷焉。都怒都濃也。與大島隷于周防。阿武隷于長門。熊野在紀伊牟婁郡。乃山野之名也。長那賀也。隷于阿波。小市越智也。風速風早也。怒麻野間也。久味久米也。隷于伊豫。波多幡田也。隷于土佐。松浦隷于肥前。葦分葦北也。與阿蘇隷于肥後。宇佐隷于豐前。比多日田也。國前國崎也。與大分隷于豐後。其餘若思及神野在陸奧。米多在筑紫。笠在三備之際。加宜深江。波久岐在三越之際。葛津立在九國緣海之際。獨未詳其地。亦缺之以俟他日之考。

夫其後世。如出雲國造。倘能奉宗社之典。不墜其祀也。後世雖失封爵。仍襲其號。以故家名族。傳家百世。或帶郡領。貴於本州。亦唯用王命不違也。然所主在於奉祀。而其如任郡。動輒廢公務。類聚三代格。延曆十七年三月。官符云。昔者。國造郡領。職員有別。無敢違越。慶雲三年以來。令國造帶郡領。寄言神事。動廢公務。自今應改例分其職任之。又十月敕曰。今出雲筑前二國。慶雲以來。國造任郡。雖有荒怠。無由斷決。自今其不得令國造帶郡領。即是也。

如筑紫恃大爲亂。殘夷滅除國。繼體帝之時。新羅侵任那。朝廷欲討之。命筑紫國造磐井。爲亂。新羅密行貨於磐井。使之據火豐二邦。捍西蕃之貢。二十二年。大連麁香火與磐井戰于筑紫之御井而殺之。磐井之子筑紫君葛子恐誅獻糟屋以爲屯倉。請贖其罪。故在欽明帝之時。以其不夷滅有筑紫國造。以善射成名於百濟。

如伊甚以微弱使辱。安閑帝元年四月。內膳卿大麻呂以中旨求珠玉於伊甚。伊甚國造稚子將廢之。入京師。會閉他國

〔倉樔〕日本紀通證に、疑久良岐、東鑑作海月郡とあり、今の久良岐郡なるべし。

〔置屯田云々〕垂仁紀二十七年の條に、是歲興屯倉于來目邑とあり。

〔爲人賂物〕日本書紀考に、輕き百姓までも神名王名を掛けたる者が出來てある故、其を人い召使に贈れば先の人も悅ぶ故、賂物にもする故尊き名が彌穢れてくるなりとあり。

〔十七憲法云々〕推古天皇十二年制定の憲法第十二條に、國司國造、勿斂百姓云々とあり。

造後於貢球。臣忿於大麻呂而收縛。稚子直逃匿於後宮之寢。如武藏國造與其族爭
乃兼坐闌入之罪。爲皇后獻伊甚之地。而請贖。因置伊甚屯倉。
門。會京師而訟得伸寃。安閑帝元年十二月。笠原直使主爭國造。與其族小杵。彼使主與小杵爭立。經年不能定。小杵求援於上毛野君
小熊。而圖殺使主。使主奔而訟於京師。得直而位之。乃獻橫渟。橘花。多氷。倉樔。以置屯倉。橫渟郎今橫見郡。和名抄云。吉見是也。橘花郎今橘樹郡。多氷郎今多摩
郡。倉樔未詳。是並獻地爲屯倉。屯倉郎縣官所知也。其地也。置屯田。自垂仁帝始。而屯倉郎收其入處。掌之者曰屯田
司。蓋所以特爲官田。備民力而備凶荒也。及至安閑帝。乃制置屯倉于西南諸州。凡十三所。焉自貢圍之田。隸之地。分命官司掌其政令。而屯倉所在。後
世輒爲郡。郡是古縣也。因其舍亦隸其。弊。邦不能自有。者在乃貴邑。豪家沒庶
知屯倉當時掌於縣官。

賤（大化三年詔曰。云々。始自臣連伴造國造。以彼爲姓。神名王名爲人賂物。入其奴婢。穢汚清名。是以民心不整。國政難治。郎斯之謂也。）上以違天
子之所封建。而無其不義。下以忘其氣之所由出。而不顧不孝。古者王人使於國。是號
爲國司。臨時掌官也。（如推古帝十二年。國司伊其部小。是請事向朝祭。遣而求供物之使也。國與國造自別。其十七憲法。以國司國造並稱。）今
擧天下之國造。不能管其政。自非使主人盡皆掌之。則勢爲難見。故自大化之新制以
宰東方八道（在元年八月。○按八道猶言八國。當時不言國而稱道。所以攝治小國也。國造方微弱。而其境依舊稱國。故攝治以道。與其道云者。未詳。以何部分。）而後天下之治。遂歸於國司。國司而所職於是。如古之縣主。仍稱之曰國。而改古
縣曰郡也。郡以管于國。國以管于官。太政官所在爲天子之田。而治體一變。及大寶制令。
置國司四等。棟以雄望爲大國。次爲上中下。延喜民部式所載。大國凡十有三焉。在畿

〔在高市郡〕同高取大字土佐に在り

〔在志紀郡〕今南河內郡道明寺村大字國府の地也。

〔在鈴鹿郡〕同郡國府村に在り。

〔在多摩郡〕今北多摩郡府中の地也

〔在市原郡〕同郡市原村かと云ふ。

〔在茨城郡〕今新治郡石岡町の地也

〔在栗本郡〕今栗太郡瀨田村大字橋本の地也。

〔在群馬郡〕同郡國府村かと云ふ。

〔在丹生郡〕今南條郡武生町也。

〔在飾磨郡〕今姫路市の東南國衙村の地也。

〔在益城郡〕詳かならず、或は飽託郡白坪村大字田崎の地かとも云ふ。

內大和。古史單書倭。以其爲帝都所在。或尊爲大倭。天平九年十二月。改作大養德。十九年三月。依舊爲大倭。拾芥抄。天平勝寶年中。又改伊大和。和名抄。府在高市郡。○類聚三代格。弘仁十二年十二月。省史生二員。置博士醫師各二員。國解云。承前例。博士醫師並補之。依去延曆十六年官符而停之。方今學道久廢。救疾無書。望請省史生。置博士醫師。敕許之。五畿皆准此。至天長七年十一月。補五畿及志摩。伊豆。飛驒。佐渡。隱岐。淡路等國博士醫師。河內。神護景雲三年十月。以由氣宮爲西京。改國爲河內職。寶龜元年八月。復爲國。和名抄。府在志紀郡。○貞觀十二年十一月。置國掌二員。把笏。在東海。伊勢。和名抄。府在鈴鹿郡。○寶龜六年三月。置少目二員。武藏。和名抄。府在多摩郡。○寶龜六年三月。置少目二員。上總。總分爲二國。未詳在何世。和名抄。府在市原郡。○貞觀十二年十二月。太政官下符于上總國。令喩夷種。置國掌二員。把笏。下總。和名抄。府在葛飾郡。○寶龜六年三月。置少目二員。常陸。和名抄。府在茨城郡。○寶龜六年三月。置少目二員。在東山近江。古淡海國也。以其近畿。故冠近以別於遠江。和名抄。府在栗本郡。○和銅元年五月。給傔仗二人。上野。紀略。弘仁二年二月。昇上國爲大。和名抄。府在群馬郡。陸奥。倂白河。菊多。阿尺。石背。石城。標葉。伊具。浮田。信夫等諸國。兼其地方蝦夷。以置陸奥國。然置之未詳在何世。蓋延曆征虜之後。拓地益遠。故多賀城碑所稱蝦夷郎。今江刺膽澤以北郡地也。和名抄。府在宮城郡。蓋多賀城是也。○寶龜六年三月。置少目二員。類聚三代格。延曆十七年六月。定陸奥官員。按察使一人。記事一人。守一人。介一人。掾一人。大日一人。少目二人。博士一人。醫師一人。史生五人。守傔仗二人。至仁壽四年八月。加少掾一員。以國守藤原興世之請也。國解云。所部多道。有司少員。春擧秋收。難兼濟矣。在北陸越前。古擧北陸皆稱越。其分越前後中。國未詳在何世。和名抄。府在丹生郡。○寶龜六年三月。置少目二員。延曆九年二月。加掾一員。在山陽播磨。和名抄。府在飾磨郡。○寶龜六年三月。置少目二員。在西海肥後。肥火也。古以其有奇火。而名焉。分之置肥前後國。未詳在何世。紀略。延曆十四年九月。定之爲大國。和名抄。府在益城郡。○寶龜六年三月。置少目二員。延曆九年二月加掾一員。類聚三代格。加掾一員。類聚三代格。承和十二年七月。補筑後。肥前。肥後。

〔河陽離宮〕乙訓郡に在り、山城名勝志に、河陽、云々或云、山崎國所號とあり。

〔貞觀三年云々〕三代實錄に出づ。

〔源唱〕嵯峨天皇十二皇子源定の子也

〔在中島郡〕同郡國府宮村也。

〔在寶飯郡〕同郡國府村也。

〔在豐田郡〕今磐田郡中泉町也。

〔在安部郡〕今の靜岡市也。

〔在八代郡〕今東八代郡英村の地也

〔在大住郡〕今中郡國府村の地也。

〔在不破郡〕同郡府中の地也。

〔在筑摩郡〕今の松本市也。

〔在都賀郡〕今下都賀郡國府村の地なり。

豐前。豐後。五國醫師各一員。省其史生。大宰府解云。去神龜五年八月格。博士醫師兼國者。學生勞於齎糧。病人困於救療。太政官因奏。以五國去府不近。允其請。補以與衆學生。及等者。六考遷替之。

上國凡三十有五焉。在畿內山城。

故書山背國。紀略。延曆十三年十一月。詔以山河襟帶。自然作城。乃制新號曰山城。是時遷都焉。民皆謳歌。異口同辭。號平安京。十六年八月遷國治於長岡京南。葛在葛野郡。地隆也。承和三年十月勅。水前叙五畿。以大和爲第一。今案擇諸式。以山城更之。貞觀三年六月國司奏。以河陽離宮少行幸。而稍就破壞。請爲國司行政之所。傳在舊號。臨有行幸。前先掃之。和名抄。源唱朝臣重任時。奏請以河陽離宮爲國府。謂此也。

攝津、

紀略。天長二年四月遷國治於豐島郡家以南地。先是未詳在何地。蓋莫定處也。承和十一年十月。國司奏。依去天長二年正月及承和十一年十月敕旨。欲定河邊郡以爲國治。然以部民不堪役。故請以鴻臚館爲國治。和名抄不載。

在東海尾張。

和名抄。府在中島郡。

參河。

和名抄。府在寶飯郡。○寶龜六年三月。置大少目一員。

遠江。

和名抄。府在豐田郡。○寶龜六年三月。置少目二員。

駿河。

和名抄。府在安部郡。○寶龜六年三月。置大少目一員。類聚三代格。仁壽三年六月。加駿河及安藝紀伊三國目各一員。

甲斐。

和名抄。府在八代郡。○貞觀七年五月。置甲斐及能登。丹後。石見。周防。長門。土佐。日向八國介。類聚三代格。仁壽二年二月。加目一員。

相模。

和名抄。府在大住郡。

在東山美濃。

和名抄。府在不破郡。○寶龜六年三月。置少目二員。

信濃。

和名抄。府在筑摩郡。

下野。

和名抄。府在都賀郡。○天安二年四月。置大少掾各一員。寶龜六年三月。置大少目員。

出羽。

和銅元年九月。越後國置出羽郡。五年九月。仍置出羽國。靈龜二年九月。割陸奥之最上置賜二郡以隷之。和名抄。府在平鹿郡。○類聚三代格。天長五年四月。置出羽守傔仗二員。七年十二月。置大少目各一員。允一員。置史生四員。允三員。貞觀十一年十二月。置國學一員。

在北陸加賀。

類聚三代格。弘仁十四年二月。割越前之江沼加賀二郡。以置加賀國。守一人。掾一人。大目一人。少目一人。史生三人。博士三人。醫師一人。至天長二年正月。以課丁田疇其數差益。昇中國爲上。和名抄。府在能美郡。

越中、

紀略。延曆二十三年六月。定之爲上國。和名抄。府在射水郡。○寶龜六年三月。置大

少目員。越後。大寶二年三月。割越中四郡。以隷焉。和名抄。府在頸城郡。在山陰丹波。和名抄。府在桑田郡。但馬。和名抄。府在氣多郡。○天平寶字元年五月。加介一員。寶龜六年三月。置大少目員。因幡。和名抄。府在法美郡。○寶龜六年三月。置大少目員。貞觀十二年十一月。置國掌二員。把笏。伯耆。和名抄。府在久米郡。○寶龜六年三月。置大少目員。貞觀十二年十一月。置國掌二員。把笏。出雲。和名抄。府在意宇郡。○天平寶字元年五月。加目一員。在山陽美作。和銅六年四月。割備前六郡。以置美作國。和名抄。府在苫東郡。○寶龜六年三月。置大少目員。貞觀十二年十月。置國掌一員。把笏。備前。在天智之世。有吉備大宰。當時或其合爲鎭歟。蓋其分置前後中三國。未詳在何世。備前。和名抄。府在御野郡。備中。和名抄。府在賀夜郡。○寶龜六年三月。置大少目員。備後。和名抄。府在葦田郡。安藝。和名抄。府在安藝郡。○類聚三代格。仁壽三年六月。加目一員。周防。和名抄。府在佐波郡。○貞觀七年五月。置介。類聚三代格。嘉祥二年三月。加目一員。在南海紀伊。和名抄。府在名草郡。○類聚三代格。仁壽三年六月。加目一員。阿波。和名抄。府在名東郡。○寶龜六年三月。置大少目員。讃岐。和名抄。府在阿野郡。○天平寶字□年五月。加目一員。貞觀十二年十月。置國掌二員。把笏。伊豫。和名抄。府在越智郡。○寶龜六年三月。置大少目員。在西海筑前。筑紫分置前後國。未詳在何世。筑前。和名抄。府在御笠郡。○寶龜二年十二月。廢國司。隷之于大宰府。類聚三代格。大同三年五月。省大宰府監典各二員。以置國司。守一人。介一人。丞一人。大少目各一人。筑後。和名抄。府在御井郡。肥前。和名抄。府在小城郡。豐前。和名抄。府在京都郡。○寶龜六年三月。置大少目員。豐後。風土記。纏向朝。割豐國直之先菟名手。以其邦適有化生之芋而瑞之。因號曰豐國。且賜之姓。豐國直。後分爲二國。名豐後。即其所分也。和名抄。府在大分郡。中國十有一焉。在東海安房。養老二年五月。割上總四郡。以置安房國。天平十二年十二月。併之于上總。天平寶字元年五月。與能登。和泉。並依舊分置。和名抄。府在平群郡。在北陸若狹。和名抄。府在遠敷郡。能登。養老二年五月。割越前四郡。以置能登國。天平十三年十二月。併之于越中。天平寶字元年。復分置。和名

〔在頸城郡〕今の直江津の地也。
〔在久米郡〕今東伯郡社村の地也。
〔在意宇郡〕今八束郡出雲鄉村也。
〔在御野郡〕或は上道郡高島村の地なりと云ふ。
〔在賀夜郡〕今吉備郡總社村の地也
〔在葦田郡〕今蘆品郡國府村の地也
〔在安藝郡〕同郡府中村の地也。
〔在佐波郡〕同郡佐波村の地也。
〔在御笠郡〕今筑紫郡水城村の地也
〔在御井郡〕今三井郡三井町かと云ふ。
〔在小城郡〕或は佐賀郡春日村に在りしとも云ふ。
〔在京都郡〕同郡稜鄉村の地也。
〔在大分郡〕同郡豐府村の地也。

〔在三原郡〕同郡市村の地也。

〔在石田郡〕今壹岐郡那賀村の地也

〔在下縣郡〕同郡嚴原町也。

〔五兵〕又た五戎と云ふ、五種の武器也、周禮五兵の注に、戈、殳、戟、酋矛、夷矛を擧げ、春秋穀梁傳、隱五兵の注に、矛、戟、鉞、楯、弓矢を擧げ、淮南子五戎の注に、刀、劍、矛、戟、矢を數ふ。

〔獷賊〕獷は集韻に惡貌とあり、又た前漢書叙傳、獷々亡秦とある注に、師古曰、獷々麤惡之貌と見えたり。

在邊遠。而官人乏少。上之人有故。則主典代而掌印。求之事理不穩便也。在南海淡路。和名抄。府在三原郡。在西海壹岐。和名抄。府在石田郡。〇天平三年十二月。令大宰府。始補壹岐對馬醫師。對馬。和名抄。府在下縣郡。〇類聚三代格。弘仁四年九月。省史生一員。置新羅譯語。十三年三月。省史生一員。置博士。以教授生徒。且使專對殊域也。總之爲六十有六國及二島。而國司以外。又其在邊要。如出羽及武藏。下總。常陸。置陰陽師。以占候雲氣。嘉祥三年六月。出羽國奏。省史生一員。以置陰陽師。〇類聚三代格。亦載嘉祥四年二月官符云。國解云。出羽與陸奧。交於邊戎。今雖國有大小。官有差等。至其決爭嫌疑。豈可彼有而此無哉。望請省史生。以置陰陽師。將以官員之少。不省史生而置件員。且考選倖料。准博士醫師。據此文。陸奧亦已有陰陽師歟。〇類聚三代格。貞觀十四年五月。改武藏權史生。爲陰陽師。陰陽寮解云。武藏權史生屋代直行歟狀云。出羽武藏元無陰陽師。今依國解。以陰陽生補二國。而出羽稱陰陽師。武藏仍稱權史生者。理似不可。望請准出羽稱之。〇十八年七月。省下總史生一員。置陰陽師。國解云。邦在邊要。戒於不虞。非占難決。望請置之。〇寬平三年七月。省常陸史生一員。置陰陽師。國解云。准武藏下總等例。以決嫌疑。如陸奧及壹岐。隱岐。長門。出雲。因幡。伯耆。石見。越前。後中。佐渡。能登。伊豫。肥前後國。置弩師。以講武備變。承和四年二月。陸奧國奏。劍戟者交戰之利器。弓弩者致遠之勁機。故知五兵更用。廢一不可。況乃如弓馬。是夷獠之所生習。平民不能以十敵一也。然於弩之利。則雖萬方之賊。不得當一發之衆鏃也。戎藏莫尤焉。今觀庫中弩。或大體不闕。或機牙差異。乃有生徒。無人暫習。其爲費也。一在不置主司。望請准鎮守府置弩師。其公廨不更加之。但就所在。而准一分者。敕許之。〇類聚三代格。承和五年七月。省壹岐史生一員。置弩師。島解云。當島所載有弩百脚。無人一習。而新羅覓邊。毎使商船來往。所備非常。不可忘焉。〇貞觀十一年三月。罷隱岐史生一員。補弩師。國解云。被去貞觀九年五月官符云。新羅兇醜。不顧恩義。早懷毒心。常爲呪咀。乃者。兆封之祭。數告兵革。卜筮之識。不可不愼。〇十一月。省長門史生一員。補弩師。〇十二年五月。以出雲權史生遷補弩師。秩限六

〔朝野群載〕文野、朝儀、佛事、諸國雜事、諸國公文等に關する宣旨記錄を拾掇せる書、三善爲康の撰にて三十卷也。

〔愚管抄〕卷一、卷二に皇帝年代記として順德天皇までの事蹟を略記し、以下六卷に當時の出來事を記せる書也。慈鎭和尙の撰と傳へらる。

考倖進一分〇七月、省因幡史生一員置弩師〇十三年八月、省伯耆史生一員置弩師〇十七年十一月。石見准出雲伯耆等國省史生一員置弩師。以史生公廨充給〇元慶四年八月、省越後史生一員置弩師〇是月佐渡亦准出雲隱岐等國置弩師一員〇寛平六年八月省能登史生一員置弩師〇七年七月。省越前史生一員置弩師〇十一月。省伊豫史生一員置弩師〇十二月。省越中史生一員置弩師〇昌泰二年四月、省肥後史生一員置弩師〇肥前亦省史生一員置弩師。但於一格文適年月也。

凡邦國有姦民盜賊之患。補檢非違使及押領追捕諸使。以糾之。

齊衡二年三月詔大和檢非違使伊勢諸黨把笏。國而有件使。初見於此。厥後貞觀九年十二月。置上總檢非違使一員。主典一員帶劍把笏。元慶元年十二月置能登佐渡檢非違使各一員。帶劍把笏。其前在貞觀三年十一月。武藏每郡置檢非違使。件使者。已載于彈正臺注。故不敢贅此〇朝野群載。天曆四年五月。補下總押領使下總守藤原有行請准先例應行押領使并給隨兵三十人也。其狀云。當國隣國之司。帶押領使并給隨兵勤公事例已多。乃前守藤原名明以天慶九年待帶件使。給隨兵三十人。凡坂東不善之徒横行部非施公威。將安護之。六年十一月。出雲以清瀧静平爲押領使官符云。得彼去年正月解云。美作伯耆請得官使補押領使。以警固之。而今出雲介其二境。亦自非得官符之使。將難糾夫暴惡也。今静平才堪武藝。勤公在公。望請准件等國例。以補之。寛弘三年四月。淡路國司請以正六位上高安秀正補押領使者。越前亦嘗補之矣。源平盛衰記。天慶中。下總平將門反。陷坂東諸州。下野人藤原秀郷以當國押領使。將兵討賊。愚管抄。鎭守府將軍兼陸奧守藤原秀衡卒。子泰衡爲陸奧押領使。兼管出羽。補件使。散見諸書。已如此。此其臨有時患而所置。然在國尤是權要。如泰衡。蓋父死未任將軍國守。則姑據此職以鎭二國賊。〇朝野群載。天曆十年十月。下官符以散位從七位上中可公是茂爲近江追捕使。云。得彼去年十月解狀。言。邦帶三道尤爲要害。姦猾之徒。横行部内。强盜殺害。往往不絶。故前司相尋撰武士。請公家以爲追捕使。近則佐佐貴山公興恒大友兼平是也。兼平以今年二月死。是以介藤原清正欲以秦公廣範替補之。其狀言上。解文已畢。然廣範方老。故今言是茂其器堪職。望請准先例。以爲追捕使。擧此文。國之有追捕使久矣。又爲其任者。或

〔國分寺〕聖武天皇天平十三年の詔により諸國に分置せる寺院也。

〔守護〕諸國の警備を掌る職なるが、後ち武權の盛となるに從ひ、國司を壓倒するに至れり全國一般に置きたるは文治元年のことなるが、各地の私設に係るものは其以前にも行はれたり。

〔古事談〕古來の傳說を雜記せる書、撰者詳かならず。

〔藤原基衡〕陸奧押領使淸衡の子也。

有市權之患矣。朝野群載。在天暦六年。越前國請停追捕押領使。以隨兵脅衆所部不靜也。職苟非人。此亦其常。當王制之建。海內能致文武之用如是。豈得不治哉。自中葉陵替。而朝廷不能制天下兼幷之姦。所在豪民肆其欲。爭占田野。據有山川。所謂莊園也。神皇正統記。謂天下方且民世。信哉此言也。後三條置記錄所。爲之也。又如國分寺之地。與延暦興福之所私有。既滿於邦國。國司臨之。無復爲治。及至建久。以源頼朝始爲總追捕使。而令國衙置守護莊園補地頭。當此時。國任守而不視臨。非令眼代治其部。則爲掾者專其職。政已廢而盜賊不禁。故令扶國司補佐守護。古事談云。陸奧人藤原基衡。夾世之豪族。而吏民奔附。勢過國衙。陸奧守宗像師綱。括公田。基衡隱信夫郡地。閼數守不納吏。師綱輙使齎宣旨行問之。基衡與信夫地頭大莊司季春謀而拒之。鬪而傷使者。既而基衡懼。拘季春送之于守所。陰遣妻厚賂於師綱。而請贖其罪。不許。遂斬之。據此。有地頭之名久矣。蓋地頭即莊司之大者。故重言地頭大莊司歟。夫郡地爲豪族之私有。而不復補郡領。於是乎乃命私人以宰之。謂之地頭。謂之莊司也。莊田舍也。田舍之宅。可樹桑麻。是謂莊園。終以假其名。雖有千百之町段。猶謂之莊園。謂其宰之者爲莊司。今國郡之間。所稱某莊者。即莊園地也。自是王官有名而無實。莫知其政教。故元弘則嘗志於中興矣。然而王制雖復。其弊愈甚。既而天下喪亂。海內靡然。所在攻城野戰。邦莫寧歲英雄割據。私其國郡。封建之勢遂以成焉。是人所爲也。窮其所以爲之。不亦天乎。欲順天以治。刻治體不得不再變也。治體可一變。可再變。然自天闢豐葦原命天孫王天下焉。而神聖之統。傳祚悠遠。是以雖世有治亂道有盛衰。若我君臣有情義上下存名分。亘萬古而卒不可變也。欲順天以治。亦唯兆民所依頼。乃在變而不可變者矣。又按國造在初爲封爵。後世其子孫仍襲

〔儀式〕朝廷諸儀式を述べし書、山田以文の撰也。

〔紀伊國造〕天道根命の裔紀氏この職を襲ぎ、後世專ら日前神宮の神事を統ぶ。

〔鴨祐之〕氏は梨木永祐の子、下鴨社の祠官にて、和學に達す、享保九年歿す。

〔出雲國造〕天穗日命の裔千家氏世襲し、專ら出雲大社の神事を勤む。

〔神護景雲云々〕續日本紀同年の條に武藏足立郡人大部（オホトモ）直不破麻呂賜〃姓武藏宿禰〃、爲〃武藏國造〃とあり。

〔北畠氏云々〕親房の第三子顯能伊勢國司に任ぜられしより子孫其職を世襲す。

其號。如出雲是也。儀式有太政官曹司聽任紀伊國造儀。鴨祐之云。按此任出雲國造儀同。未見他邦有此儀。其號固重矣。故或賜以寵舊族。神護景雲元年十二月。以外從五位下武藏宿禰不破麻呂爲武藏國造。正四位上道島宿禰島足爲陸奧大國造。從五位上道島宿禰三山爲國造是也。延曆七年六月。書美作備前二國國造中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂。此清麻呂時之忠臣。而和氣乃爲備前舊族。特加之美作。以賜國造之號也。　國司在初臨時宰官也。及乎宰東方八道。謂其長官。故屬有介及主典。號長官曰守。自大寶始也。自是通守介掾目稱國司。至元弘建武之間。賞功臣以國。其出於縉紳貴族稱國司。如伊勢北畠氏是也。復通守介掾目言之。不以別於武人爲守護也。守護在初鎌倉以私人補者。所扶於國司而分國卑矣。賞功臣若令河內守守護河內和泉攝津。是王官所職非復如鎌倉所補。勢自如唐之節度使。足利將軍賞其人以國名同而義亦謂守護。宜守護之權所在如唐藩鎮然。移。亦時變之所爲也。

大國守一人從五位上

介一人正六位下

大掾一人正七位下

少掾一人從七位上

大目一人從八位上

〔史生三人〕後世大國五人、上國四人となる。

〔上國守〕後ち權守を置く、大國亦同じ、定員一人なるも、時に二人を置きしことあり、後世遙授の官となり參議、二三位中將、少納言等兼任す。

〔介〕大國、上國を通じ介外權介一人あり、後世遙授の官となり、擧官近衞中少將兼任す。

〔掾〕後ち大國上國を通じ權掾あり。

〔○掾一人〕貞觀七年志摩を除く外これを置く。

少目一人從八位下
史生三人

上國守一人從五位下
介一人從六位下
掾一人從七位上
目一人從八位下
史生三人

中國守一人正六位下
○介一人如能登丹後石見長門土佐日向中國也。然貞觀七年並皆置其介、其餘不置之。郎其置之亦無官位相當。
掾一人正八位上職原抄。作正八位下非也。
目一人大初位下
史生三人

下國守一人從六位下
○掾一人

目一人少初位上（職原抄。作少初位下、非也。）

史生三人

凡國守及介掌國之祠社。以祈福祥。司民之簿帳。以課農桑。（倡尼名籍、并知之。）而糺察所部。其城牧經之。其田宅理之。其孝義旌之。其貢擧知之。其訴訟聽之。其良賤辨之。簡兵士。修戎器。習鼓吹。謹烽候差徭役給過所。其於陸奥出羽越後等國。兼知饗給。（集解云、謂饗食及給祿。）及征討之命。斥候之事。壹岐對馬日向薩摩大隅等國。總知鎭捍防守及蕃客歸化。三關國（伊勢美濃越前）又掌關剗及關契之事。掾掌糺判國内。審署文案。勾稽失。察非違。目掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。

〔戸令〕凡國守每年一巡行屬郡。觀風俗。問百年。錄囚徒。理冤枉。詳察政刑之得失。知衆庶之患苦。敦喩五敎。（父義。母慈。兄友。弟恭。子孝。）勸課農桑。部内有好學篤道孝悌忠信淸白。異行發聞于鄕里者。擧而進之。有不孝不悌悖禮亂常不率法令者。糺而繩之。其郡内田疇闢。產業修。禮敎設。禁令行。則爲郡領之能也。民人窮匱。田功荒。姦盜起。獄訟繁。則爲郡領之否也。郡司在官公廉不及其私。正色直節不飾名譽者。必謹而察之。其情在貪穢。諂諛求名。公節無聞。而私

〔史生三人〕後ち一員を減じ二人とす

〔父義云々〕書經泰誓下篇に「狎侮五常」とある疏による。

〔擧而進之〕戸令の集解に、謂擧進其身、非唯申奏事狀而已とあり。

〔田疇〕禮記月令の疏に、穀田曰田、麻田曰疇とあり、又た左傳襄公三十年、田疇の注に、并畔爲疇と見ゆ、受は廣く田畑の意に云ふ。

〔糺而繩之〕集解に、謂加罰敎正、而成其善人とあり、繩は直也。

〔田令〕賦役令の誤なり。

〔若不熟之田云々〕慶雲三年九月廿日の格に、田有水旱蟲霜不熟之處、應免調庸者、四十九戸以下、國司檢實處分、五十戸以上、申太政官、三百戸以上奏聞、應申官者、九月廿日以前申送、十月以後不須とあり。

〔自清寧帝始〕清寧紀に、二年春二月、天皇恨無子、乃遣大伴室屋大連於諸國、置白髪部舍人、白髪部膳夫、白髪部靫負、冀垂遺跡、令觀於後、とあり、白髪は天皇の御諱也。

門日盆者。亦謹而察之。政績能不。景迹善惡。必皆錄之。以入考狀。爲其褒貶。若其有侵害。而不可待至考者。輙隨事推糾。凡國司郡司有檢校而向所部。不得受百姓之迎送。以妨其產業而擾其供饋。造計帳及戸籍並載於民部。故不贅此。〔田令〕凡田有水旱蟲霜不熟之災。則國司檢實。具錄之以告官。義解云。謂一戸以上。損五分以上者。若不滿五分者。唯注之租帳。不敢言上也。若不熟之田。一處滿五十戸者。馳驛言上。若通計數處。滿五十戸者。國司處分申官。此條唯爲口分田立文。其他賣買田。及功田。職田。賜田。墾田等。依見損數免。不依口分例。十而損五以上則免租。七以上則免租調。八以上則課役倶免。義解云。課謂調及副物田租之類。役謂庸及雜徭之類。但驛戸不在免例。飛驛國匠丁。亦不在免例。若桑麻損盡。則各免調。既役既輸則折來年。〔戸令〕凡年八十及篤疾。給之侍一人。義解云。不限貴賤也。九十則二人。百年則五人。必先盡其子孫。若無子孫則近親。無近親則取他人白丁。郡司謂主政以上。加巡察。有侍而不法者。必罰之。義解云。量情狀。決以笞罪。篤疾及十歳以下。有二等以上親。則並不給侍〔賦役令〕凡課口及給侍老疾之人死。則不出十日。里長與死家。注其時月日。經郡司以告于國司。印記焉。不課口則告朔及計帳之時以告焉。不課口以下。依義解添之。

郡司〔按〕郡在古縣也。至大化二年正月。詔罷前朝所置子代之民此自清寧帝始。帝無子。欲長代其子孫奉祭祀。而置白髪部於諸邦。自是因仍爲例。世世相承。而多置之。則盡國不少矣。處處屯倉初備荒政者。後世轉以充後宮湯沐料及皇子皇孫被私惠之地。則飢年不可復救也。及臣連伴造國造村首部曲田莊。蓋所私并兼已多。公然奪之也。而賜大夫以

上食封。各有差。有功所應報公然與之也。繕京師。經畿內。置國司郡司。所謂輙入焉。改縣曰郡。而隸之于國。自是始。景行紀。有年魚市郡。即尾張愛智郡也。仲哀紀。有吾田節之淡郡。即攝津八部郡也。雄略紀。有餘社郡。即丹後與謝郡也。凡此類蓋皆所追呼。非時制也。而郡維三等。四十里以下爲大。五十戶曰里。三十里以下爲中。三里爲小。其郡司並取國造性識清廉。堪時務者。爲大領少領。强幹聰敏。工書算者。爲主政主帳。當時因國造之失政。皆奪其職。以任國司。然猶不遺舊族。乃以其家。擇才授官。蓋其他縣主伴造之家。所在舊族也。民心所屬。亦與其選擧歟。選叙令。大領少領才用同者。先取國造。據此文。任郡司者。不必國造也。爾後臨民有勞。世授其官。所謂譜第之選。民心所屬。及大寶制令。改之爲五等。二十里以至六十里曰大郡。十五里以至十二里曰上郡。十一里以至八里曰中郡。七里以至四里曰下郡。三里以至二里曰小郡。其五等。雖不能郡別詳之。據和名抄鄉名。亦租可考。鄉即里。郡有多少無。延喜民部式仍載諸郡之目云。

凡郡領之家。大化元年任諸郡。擇其有勞子孫襲之。延暦十七年三月。以郡職有弊。詔以廢譜第。取才良。聚類國史□□部及弘仁二年二月。以大納言藤原園人奏議。復用譜第矣。類聚三代格○按人情自古安於舊故。園人見於此。以建言云。有勞之家。奕世相承。郡中屬心。實異他人。偏藝業永絕譜第。以庸材之賤。下處門地之勞上。爲政則物情不從。聽訟則決斷無伏。於公少濟。於私多愁望。請自今郡司之擬。先盡譜第。次及藝業。大少領以終身爲限。非遷代之任。和銅六年五月制。夫郡司大少領以終身爲限。

〔景行紀云々〕同五十一年の條に、初日本武尊所佩草薙横刀、是今在尾張國年魚市郡熱田社也とあり。

〔仲哀紀云々〕同紀九年の條に出づ、日本紀通證に、鷗補之說謂、節當作部、倭名抄攝津國八田部郡同、今按、下文有吾欲居活田長峽之語、則非指八田部郡者明矣とあり、所在詳かならず。

〔雄略紀云々〕同紀二十二年正月の條に見ゆ。

〔藤原園人〕房前の孫、楓麻呂の子也、弘仁三年右大臣となり、同九年薨す。

職官志　卷之五　終

〔坤德〕皇后の德を云ふ、天子の德を乾德と云ふに對する稱也。

〔釐降〕皇女の降嫁を云ふ、書經堯典篇に出づ。

〔藤原不比等女〕宮子娘也、神龜元年皇太夫人となる。

〔其第三女〕藤原安宿媛也、世に光明皇后と申す。

〔太子〕基王と申す神龜四年立太子、翌年薨す。

〔自神武皇后云々〕綏靖紀元年の條に尊皇后曰皇太后とあり。

后是元妃。在古稱大后。後世則否。后妃女官。

〔按〕帝妻之謂后。夫爲后者。所以齊尊體資聖治。助天地宗廟之祭。禮無二妻。故不兩立。必擇於其坤德柔順。寵幸所在。而後冊立。乃其所居是謂中宮。爲后者。必君之寵幸存焉。故曰貴佐貴。謂君爲貴美。省美也。謂寵幸爲佐貴也。佐貴佐伊音通。故謂中宮曰貴佐伊美野。冊立之儀。中宮之稱。上古太朴。必無有之。蓋自天智之世。禮制始定。而至大寶。爰載新令。令曰。妃二員。四品以上。夫人三員。嬪四員。五位以上。四品以上。謂內親王。古俗親親婚以兄弟。特重帝女。不敢釐降。選光披庭。每爲后妃。其以庶姓入內。位止夫人。所謂五位以上。是也。是以文武之立也。立淡海公藤原不比等女爲夫人夫人也。立者何。視猶皇后也。惟其族庶姓。不取輒爲皇后也。視猶皇后也。故爲之不置妃。虛其上也。不得輒爲皇后也。故雖爲國母猶不得輒爲皇太后也。生聖武及聖武即位尊之曰皇大夫人。當時重名位。分尊卑如此嚴矣。天平九年。賜中宮職官人位。是其皇大夫人所居。亦謂中宮也。自其孫孝謙即位後。稱太皇太后。凡皇太后之稱。於是爲始焉。淡海公。聖武爲儲時納其第三女爲妃。及即位。授從三位爲夫人生孝謙及太子。神龜四年以太子生封一千戶。尋叙正三位。天平元年立爲皇后也。自大寶制令。而庶姓之得立爲皇后於是爲始焉。時其益封一千戶。蓋致其尊有漸焉。藤原氏世有功勞。爲舊婚媾於帝室。則視猶他族其賤乎哉。故寵位乃爾。及孝謙即位。爲皇太后。凡皇太后之稱史官所書。推諸上古。自神武皇后

〔光仁皇后〕聖武天皇の第二皇女井上內親王也、寶龜三年巫蠱の事に坐し皇后を廢せらる。

〔高野氏〕贈正一位高野乙繼の女新笠なり。

〔欽明帝母〕仁賢天皇の第四皇女手白香皇女也、繼體天皇元年立后せらる

〔敏達帝母〕宣化天皇第一皇女石姬皇女也。

〔檜隈大陵〕大和國高市郡阪合村に在る欽明天皇の御陵也、推古紀二十年二月の條に、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、とあり。

〔文德母夫人〕仁明天皇の女御藤原順子也。

及其後朝。必例尊之而然也。然其實不必如之。以人文所闕觀之。始自應神帝母云。帝母者仲哀皇后氣長足姬也。親征主韓。功垂百世。奉遺腹居攝位七十年。其爲久矣。時之羣臣實尊奉之。爲皇太后。諡曰神功。於太皇太后皇太后。亦謂中宮（令義解所謂三宮者。合太皇太后皇太后皇后宮而言也。又或稱三后。准三宮准三后之類通用。）中宮猶東宮皆其不斥尊。而稱所居者爾。光仁皇后以淫虐見廢。寵姬高野氏。桓武之母。已授從三位。爲夫人。以其非貴族。不敢爲皇后。及桓武登極。尊之曰皇太夫人。天應元年五月。始置中宮職。令有中宮職。而今書始置特爲其皇太夫人以別三宮也。當時雖不置三宮。其意乃在焉。夫立皇后。禮之所隆。雖帝母。猶不得輙册爲皇太后。例必先以皇太夫人奉之矣。夫其稱中宮。不亦宜乎。中宮既爲皇太夫人異稱久矣。而三宮正稱位號。置宮職。故清和踐祚。改先中宮職爲皇太后宮職。即以其皇太夫人稱中宮故也。

母以子貴。天子之母。即尊爲皇太后。常也。然國無二尊。故庶子登極。則尊其嫡母爲皇太后。而其所生不得同尊也。欽明帝母元皇后。及欽明即位。尊爲皇太后。安閑宣化是其庶弟也。而天祚相及。且其母同矣。蓋方其在位。不得爲皇太后者。蓋欽明母后時尚存也。敏達帝母元皇后。及敏達即位。尊爲皇太后。用明崇峻推古。是其庶弟也。而天祚相及。用明即位。不得尊其母爲皇太后。而爲皇太夫人者。蓋敏達母后時尚存也。凡皇太夫人之稱。於是爲始焉。推古帝用明同母妹。其皇太夫人既薨。故至垂簾二十年。改葬檜隈大陵。蓋追尊意也。崇峻帝母獨不如之。蓋史之闕文也。凡闕文者不一而足。他若天智皇后及嬪爲帝大友母持統元明二母者。並不見其爲皇太后。是也。聖武尊其母爲皇太夫人。且稱所居曰中宮。已有其例焉。而至天應。始置中宮職。蓋中宮自是更爲大夫人異稱。以別三宮也。故文德清和並尊所生曰皇太夫人。即是中宮也。文德母夫人。其初尚有嵯峨太皇太后淳和皇太后

〔閔凶〕父母の喪を云ふ。

〔颽風自南〕颽は凱に同じ、詩經邶風凱風篇第一章及び第二章に出づ、同篇の序に、凱風美孝子也、衞之淫風流行、雖有七子之母、猶不能安其室、故美七子能盡其孝道、以慰其母心、而成其志爾とあり。

〔菩薩戒〕大乘の修行者の受持する戒律也。

〔正三位藤原氏〕宇多天皇の女御藤原溫子也。

〔冷泉帝中宮〕昌子內親王也。

〔橘氏〕橘淨友の長女嘉智子也。

存焉。以故未得為皇太后。齊衡元年詔曰。夫親莫親於母子。故子登尊位。則貴歸於母。古先哲王未之有違。朕以不造。夙罹閔凶。憂深思遠。茫若無涯。當是之時。有嵯峨太皇太后淳和皇太后並存。朕以尊母之典。雖光故實。中厭之制。存亡異禮。故尊所生藤原氏為皇大夫人。冀其謙損之美。以招後福。今太皇太后山陵已歷多年。而大后未進徽號。所生藤原氏猶稱夫人。人子之禮。何心能安。颽風自南。最感長養。咨舊章。奉崇尊號。其尊皇太后為太皇太后。皇大夫人為皇太后。及清和即位。改先中宮職為皇太后宮職。此云皇太后。是文德之母。而清和之祖母也。准令應為太皇太后。而仍稱皇太后。以淳和太皇太后尚在故也。清和所生氏亦由是未得為皇太后。而為皇大夫人。即是中宮也。今對此中宮。故稱皇太后。因先中宮。貞觀二年太皇太后受菩薩戒。法名曰良祚。蓋去尊號也。故六年。尊皇太后為太皇太后。皇大夫人為皇太后。然入道。不必去尊號。其太皇太后。已以三年落髮也。爲尼猶至此為太皇太后也。凡帝母應為太后。避其前太后而稱皇大夫人。陽成及宇多即位。並依例也。醍醐帝先其踐祚。喪所生氏。追尊曰皇大夫人。而寛平正三位藤原氏雖非帝母。亦尊曰皇大夫人。蓋帶為准母。據大鏡。陽成母夫人稱中宮。據紀略。醍醐所尊大夫人稱中宮。中宮定為大夫人異稱可知矣。　自醍醐村上。不輒立皇后。而立中宮。時尊所生氏。為皇太后。自是而後。不復稱皇大夫人也。則中宮即皇后。但不正稱位號而已。但不正稱位號流例因仍。皇后與中宮自岐焉。　醍醐帝中宮。據紀略大鏡裏書。此以生朱雀村上。延長元年所立也。村上帝中宮。據榮華物語紀略要記大鏡。此以生冷泉圓融。天德二年所立也。冷泉帝中宮。據榮華物語。是朱雀帝之女也。幼失特帝憐一皇女。故愛最甚。每欲其為后。皇女嗣立。近古無例。然以無嗣。尚欲皇女遺種。臨崩作歌寓其意。村上帝知之。及儲宮元服。羣貴皆冀納女。而帝特勅以納之。及冷泉即位。立為中宮。　蓋自諸藤代居攝關。輔佐幼沖。爭納其女。天子常憚其勢。不能擇焉。圓融帝初立皇后。及其崩。有所屬意而制於時相。以其女更立之。猶稱中宮。　凡立后有以藤原氏。始自聖武。而光仁淳和立內親王為后。嵯峨以橘氏為后。其餘自桓

武仁明歷文德清和醍醐村上。並皆藤后也。至冷泉立內親王爲后。爾後依其例。據紀略要記紹運錄。唯後朱雀後冷泉後三條堀河二條後宇多後醍醐屢々是已。卽諸藩納女、自非攝關大臣、不得輒立爲后也。而后皆出其攝關、是爲通例矣。其知高倉平中宮是一時之勢、莫余之何也。又何例之間、今攝關一時招權據禁華物語。及紀略要記大鏡大鏡裏書愚管抄、而通考之、圓融帝天延元年納內大臣兼通女媓子、爲女御。七月爲皇后。二年、兼通爲太政大臣、且關白。初兼通在村上之朝、心已希攝關、而恐其弟兼家超己爲之害也。嘗就中宮、要之曰、後來攝關有闕、宜以兄弟之序相及。因使手書之。中宮乃兼通妹也。兼通懷其書、未嘗去身。既而官途不進。兼家夙通顯。安和中、進至大納言、兼右近衛大將。兼通以是怏望驟廢朝參、而時主之器之也。稍晉至。天祿三年、始擢權中納言。太政大臣伊尹相圓融。攝政。伊尹乃兼通兄也。時疾篤。兼自喜、乃料其不起、欲乘間進所懷書。而帝於諸舅、雅薄兼通。一日見其來、蹙額入內。兼通隨而言曰、臣有所奏矣。帝復坐。乃奏其書。帝覽母后手跡、愴然有感嘆。卒以遺命之故、擢自中納言、直任內大臣。伊尹薨。兼通納女爲皇后、而身處關白之職。兼家長女超子、爲冷泉上皇女御。又欲使次女詮子侍帝。兼通曰、我女既爲中宮、猶進其女乎。自是滋不相善。及超子生三條帝、兼通益不悅、曰、大將階之、將圖後嗣。乃譖兼家曰、奉院之皇子、必僥倖非冀。恐且不利於陛下。願其當先事擯斥之也。於是右大臣賴忠與兼通方睦。乃其從父兄弟也。兼通欲讓之代己、轉任左大臣。兼通疾篤、兼家聞之、以爲我當得之。乃欲詣闕、面請關白之職。急裝而出、過兼通之門而不入。兼通大怒、乃輿疾朝請。讓關白於賴忠、責授兼家治部卿。兼家以無罪受貶斥、怏怏不樂。兼通薨。賴忠方用事。憐兼家沈滯。屢爲請之。天元元年、拜右大臣。詮子奉入內、與賴忠女遵子並爲女御。詮子居凝華舍、遵子居承香殿。詮子姿性婉淑、最得寵幸、而遵子才姿不及。特以其父權重、故加寵焉。二年六月、皇后崩。三年、詮子以有身出、就兼家東三條第、生一條帝。帝欲臨視之、憚賴忠、不果。賴忠自皇后之崩、冀其女爲后。然而無子。加以詮子新誕皇子、憚外議、不果請。帝素仁柔。欲取悅於賴忠、謂曰、梅壺有子、異時自得正號。宜先立公女。五年三月、立遵子爲中宮。時人以其無子、號須波良宮。兼家以己女有子、則當冊立。既而遵子冊立、意甚不懌。留詮子於家、而不遣。勅使仍至。使辭命焉。一條帝初着袴、日詮子始入宮、三日乃出、終帝世、卒不得正

〔平中宮〕清盛の第二女建禮門院平德子也。

〔愚管抄〕神武天皇より順德天皇までの事蹟等を記せる書、七卷也。

〔兼通〕藤原師輔の第二子也。

〔詮子〕後ち東三條院と申す。

〔賴忠〕實賴の子、兼通の從兄弟也。

〔凝華舍〕內裡の西北、飛香舍の北に在る後宮にて、五舍の一、又た梅壺と稱す。

〔承香殿〕大內裏仁壽殿の北に在る殿舍也。

〔初着袴〕卽ち袴着の儀式也、平安朝の中葉より行はれし如し。

位宮闈。及一條三郎位尊爲皇太后。初中宮之冊立也。備儀入宮。中宮兄大納言公任從焉。路過東三條第。公任駐馬曰。他家女御。何日得復如此。女御兼家聞而銜之。及上尊號而入宮。公任適在扈從。辨內侍自車中喚公任。謂曰。須波良宮今何如。公任大慚沮。正曆元年。以一條帝中宮立。故改稱皇后。今此皇后。一條帝之嫡母。依舊例。其卽位之初。應尊爲皇太后。而所生爲皇太夫人。所生卽時相之女。今上之母也。欲申其久屈於前代。而逆尊之爲皇太后。至已之身冊立中宮。稱嫡母爲皇后。奈名之不正何哉。兼家與公任。嘗不之察。唯以門出皇后。或奪或慚一何鄙也。○天元初。關白賴忠拜太政大臣。及華山受圓融之禪。而一條居儲位。華山帝母。故攝政伊尹之女也。伊尹子義懷。有才氣。通典故。於是方以天子之外舅勢將柄朝政。資望猶淺。故難遠居台輔。而中外機務。一歸義懷。賴忠雖以關白之職而權出其下矣。與左中辨藤原惟成。協贊裨益。紀綱頗張。兼家意嫉之。屢不朝。竊欲使帝早讓位。奉其外孫而居攝。子藏人道兼昵於帝。會弘徽殿女御忯子薨。帝哀慕方甚。有將棄天位之志。道兼乃迎意慫慂。帝遂自遜於華山。一條帝登極。賴忠罷。兼家攝政。永祚元年。賴忠薨。兼家爲太政大臣。正曆元年。上表辭攝政。尋關白。以疾罷。子內大臣道隆代之。尋攝政。納其女定子於內。爲女御。應命也。時人譏其不辭以父疾。是歲兼家薨。定子立爲中宮。於是。卿相方憚於道隆。而莫復納女。中宮以是專房寵。二年。道隆辭內大臣。四年。辭攝政。復關白。而除日官奏。猶准攝政。長德元年薨。詔其弟右大臣道兼代之。關白。道隆子伊周時爲內大臣。訕道兼。未旬日尋薨。伊周以爲己當得關白。帝亦屬意焉。而衆議不協。皇太后欲大納言道長居職。道長乃道兼弟也。勸之帝。帝不聽。太后流涕曰。嫗所煩言者。爲君爲邦而尚不聽。夫今而後不復言哉。帝不得已而聽之。二年。中宮以有身出居二條第。卽其外家也。四月以兄伊周弟隆家獲罪於華山上皇。而配流。中宮深憂之。五月自截髮爲尼。十二月生皇女。帝聞之。密遣右近內侍。視之。且欲視見皇女。屢命后入宮。不肯應勅。后外祖高階成忠勸后曰。吾夢吉。其宜速入宮。三年六月。携皇女入居職曹司。帝猶以爲遠。徙之于別殿。每夜至焉。恩寵如舊。長保元年。又有身。八月出居前但馬守平生昌家。是歲。納關白左大臣道長女彰子爲女御。居飛香舍。彰子美哲豐艷。光澤如酸漿。髮長於身二尺許。道長撫之。常欲其貴。至此侍女數十人妙選一時才色。資奩甄好。珍奇精好。世稱耀藤壺。帝視彰子草子。巨勢弘高

〔公任〕賴忠の長子也、歌才を以て知らる、長久二年薨す。

〔藤原維成〕雅材の子也。

〔弘徽殿女御忯子〕大納言藤原爲光の第二女、寛和元年卒す。

〔獲罪云々〕東三條院を呪咀せりとの疑による。

〔職曹司〕內裡に於ける執柄以下公卿の宿所也。

〔彰子〕後ち上東門院と申す。

〔飛香舍〕清涼殿の北、弘徽殿の西に在る後宮にて、內裏五舍の一也、又た藤壺とも云ふ。

〔巨勢弘高〕公望の子、巨勢第五世の畫家也、最も佛畫に長ず。

〔藤原行成〕義孝の長子、伊尹の養子也、書道に名あり、三蹟の一に數ふ。
〔黼扆〕扆（[illegible]赤色）な地とし斧文を畫きたる屏風也、古へ支那にて天子の諸侯に對する時これを背後に立つ、爰は天子の意に云へり。
〔枇杷殿〕京都近衞南、室町東に在りし藤原氏の第也。
〔大納言濟時〕藤原伊尹の第二子也。
〔宣耀殿〕大内裡仁壽殿の後に在る後宮七殿の一也。
〔小一條〕寛仁元年敦明親王に賜ひたる院號也
〔青闈〕東宮を申す、青を方位に配すれば東に當る故也。
〔源雅信〕敦實親王の第一子にて、宇多源氏の祖也。

書。藤原行成書戯之曰。尤物蕩心。朕幾廢政。時彰子年十二。帝曰。幼穉哉。朕如老翁自視。悵悒矣。既而貴寵冠後宮。道長者中宮叔父。然雅與中宮父兄不相善。及中宮罹外舍故。遷在延。諸臣避於其宇治山莊。而[illegible]其將出。乃無從者。遲延移晷。而啓行。其屆如此。十一月生式部卿敦康親王。其後敬伊周隆家。帝未有嗣。聞之大喜。欲見之。而憚道長不果。

至一條帝時。勢不獲已。而立二后也。然共一稱稱中宮。

二年二月。立彰子為中宮。其前中宮改號曰皇后。皇后之出宮也。[illegible]。今中宮出覲道長上御門第。帝時召后及二子入宮。后曰。妾嚮引退。絶意宮闈。而乃今廢勅者。欲一就天日。使中宮得託而已。歸氣懐憤。帝慰諭之。又有身。三月出就生昌宅。遂成疾。伊周等修法求助。諸寺僧侶憚道長不肯來。十二月生皇女。數日而崩。帝託敦康於伊中宮而養焉。後一條後朱雀是中宮所出。及三條受一條之禪。而後一條居儲貳。中宮素知帝意在敦康。憚道長而止。因備其意。密謂道長曰。親王長矣。宜為儲貳。聖慮豈不及是。舍彼立此。猶垂於外家也。今為之計。若先立親王。令太子尚幼。苟有命在。未晚也。道長曰。善。然事已決於[illegible]。[illegible]可否。吾老矣。及[illegible]來盡。仰光[illegible]裏。是至願也。中宮不復言。自其入宮十餘年。[illegible]密。無纖芥之嫌。及帝崩。居枇杷殿。撫視敦康及皇女。厚於所生。[illegible]道長第二女妍子[illegible]。先是納大納言濟時女娍子。居宣耀殿。有寵。先生小一條。次多生子女。及即位。頗為女御。帝欲立妍子為后。諭道長。道長奏。宣耀殿女御皇子宜先立。如臣女。請緩之。不聽。長和元年二月。立妍子為中宮。尊中宮為皇太后。帝欲立娍子為后。憚道長不敢發。道長勸帝立之。帝曰。納言之女為后。古無例。得無遺物議乎。道長曰。贈濟時。何不可之有。帝善之。遂使贈濟時太政大臣。四月立娍子為皇后。道長適外議。而勸之。實非其意也。帝在位[illegible]日矣。道長欲其外孫早登祚。屢勸帝禪位。帝惡之。既而喪明。決意於禪位。同欲令小一條為新帝之儲。道長沮之曰。諸皇子無堪儲貳。唯先帝第三子可。帝益恨之。然不得已。讓天位於後一條。[illegible]道長居攝。小一條已去青闈。道長欲後朱雀為儲。以其外孫也。乃私諸大后。大后曰。嚮者不立式部卿宮。先皇有旨。難以違也。今則推奉。不亦宜乎。果然。則先皇遂其志。而親王得其意。道長曰。式部卿賢也。但無其外戚之援。事遂寢。道長在家泰侈。有二夫人。曰倫子。左大臣源雅信女。生頼通教通彰子妍子威子嬉

〔源高明〕醍醐天皇の第十五皇子也、世に西宮左大臣と稱す。

〔謫於筑紫〕安和元年藤原實頼等の讒により、太宰權帥に左遷せられたるを云ふ。

〔盛明親王〕醍醐天皇の第十三皇子也

〔諱歡子〕原本寛子とあるも誤につき訂正す。

〔僧靜圓〕眞言を奉じ、木幡權僧都と號す。

〔狹穗姬〕彥坐命の御女也。

〔日葉酢媛〕丹波道主王の御女也。

〔中宮藤原氏〕西園寺實兼第三女、後京極院藤原禧子也

〔珣子內親王〕後ち新室町院と申す。

子。準三宮食封一千戸。是稱麗司殿。曰明子。左大臣源高明女。初明子之幼。以父公謫於筑紫。爲叔父盛明親王所(脫數)既而父叔俱亡。圓融大后憐其孤。取而養於宮中。大后諸兄欲得之不許。道長獨通遂娶之。生頼宗能信顯信長家。是稱高松殿。納彰子於一條帝。以其生後一條後朱雀。而身爲外祖。納妍子於三條帝。以其生後朱雀皇后禎子內親王。而身爲外祖。納威子於後一條。以其生後冷泉中宮章子內親王。而身爲外祖。納嬉子於後朱雀。以其生後冷泉。而身爲外祖。彰子妍子威子並位中宮。嬉子東宮御所。萬壽二年薨。及子登天位。追尊爲皇太后也。女韓既如此。而其外孫則帝也后也。自天地之剖分。而爲舊嬪於帝室。以極其榮。蓋無復如道長。寬弘五年九月中宮生後一條於道長土御門第。十月帝臨幸。置酒盡歡。賜后母源倫子。兄頼通教通及中宮職官僚道長家司位。道長自矜曰。子后麻呂不愧父麻呂。后不惡爲后。母者亦幸矣。不亦良夫乎。所謂富貴之人。其志何當卑。即其女一條帝中宮之賢。莫奈之何也。小松平內府區區諫父。蓋亦可比矣。時事輙出姑息。而名之不正。又奚翅皇后與中宮白岐哉。或有尊其嫡母爲皇后。有嫌於以妻視之。圓融帝中宮。至一條之正暦元年。改號曰中宮是也。又至後冷泉帝時。立中宮。章子內親王。立皇后。諱寛子。關白頼通之女也。永承五年爲女御。六年立爲皇后。及重立皇后。諱歡子。關白教通之女也。永承二年入內。三年爲女御。五年以寛子新入宮。尋爲后。心悲之。出居教通第。召而不入。遂寓兒僧靜圓小野山房。覃思佛乘。六年準三宮。給年官年爵封千戸。治暦四年立爲皇后。乃改前皇后。曰中宮。寛子中宮曰皇太后。章子皇太后所以稱天子之母。而假其名。以別二后之位。有嫌於以母尊之。是由違禮也。凡二后。禮無二妻。然爲后者。不幸短命而崩。得更立之。自垂仁喪皇后狹穗姬。更立皇后日葉酢媛。而景行仁德敏達並依其例也。及至後世。圓融帝前後之后。前曰皇后。後曰中宮。後醍醐前後之后。並曰中宮。據後宮略記。元弘三年六月中宮藤原氏崩。十二月立中宮珣子內親王。後伏見帝長女也。有罪而廢。得更立之。光仁廢皇后井上內親王。然不更立之。爾後無

復廢后。惟陽成帝母。據紀略。寛平八年以與東光寺善祐姦廢。此是廢太后。非廢后。二條帝前後之后。據尊卑分脈百錬抄紹運錄。立鳥羽帝女妹子內親王爲中宮。永曆元年因疾薙髮。故應保元年立藤原女御。爲中宮。夫薙髮自遁也。已有自遁。得更立之。有未立后。反正有皇夫人未立后也、文武及仁明文德清和光孝宇多並未立后、而其後皆以所生爲皇大夫人。或爲皇太后。平城據紀略。在儲時妃薨、及即位追贈皇后。帝大炊淡路廢帝。以妃早崩、未得立后、又不得贈后也。清寧則無一姬薨、安德及九條廢帝幼而遇禍、固無後宮。四條帝之夭、據女院小傳。有九嬪女御。未立后也。中古有中宮之稱。例尊所生也。而朱雀無嗣故女御不得爾也、據紹運錄女院小傳貴女抄園大曆新葉集。花園典侍生皇子。不得登天位。即依其例也、而後宇多皇后姈子內親王雖無子爲皇后。是後深草帝長女。而後二條帝準母故也。其典侍生後醍醐。東御方生後二條。後伏見女御生光嚴光明。後村上女御生後龜山。後小松後宮生稱光。並不爲皇后。則不必皆依其例。又有贈后。淳和帝母只夫人、薨於延曆七年。詔贈妃正一位。據紀略。及帝即位詔曰、皇妣享年不永、早從昇天。朕在幼稚、已違鞠養。追上徽號曰皇太后。皇太后之贈防於淳和。而皇后之贈防於平城。而因仍爲例。是例之常不獲已也、今一條帝之相號御堂殿。不能正名。已妻二人。身有二夫人。又敦見賴通。娶妻二人。三條帝以道長勸讓位。而憂憤之莫奈之何。欲以皇女尚賴通。因固其位也。諭諸道長。喜以告賴通。賴通已娶具平親王女。不欲尚帝子。默然有憂色。道長曰。男何止一妻。且汝未有子。其宜廣求繼嗣。遂強委禽。又及之君。宮闈兩主。不惟不能正君。先自違禮、遂誘君於不義。國日多非。而其所榮豈他哉。亦雖在於以天子之舅、奉其外孫。而居攝。以極驕奢。榮於一時。樹利淺淺、遺害深矣、國可多賢。不可多君。君多必亂、宮如此。如立三后。安保無妬。後朝果由是爭寵相妬。立儲由其愛。而崩保元之亂矣。姦雄效尤。有若清盛。欲其外孫踐祚。而婿高倉。而朝廷籍重其外戚適所以

〔尊卑分脈〕左大臣洞院公定の撰せる帝王及び諸氏の系圖、十四卷あり。

〔百錬抄〕大治頃より正元元年頃に至る雜記錄也。

〔妹子內親王〕鳥羽天皇の第六皇女、高松院と申す。

〔藤原女御〕藤原忠通の女育子也。

〔九條廢帝〕仲恭天皇を申す。

〔女院小傳〕東三條院詮子より陽祿門院秀子に至る迄の女院御傳記也。

〔淳和帝母〕藤原百川の女旅子也。

〔贈防於平城〕大同元年平城天皇の妃藤原帶子（百川女）に皇后の號を贈る。

〔榮華物語〕宇多天皇より堀河天皇寛治六年に至る歴史也、世に赤染衛門の作と傳へ、或は藤原爲業の作となすと詳かならず。

自輕也。自一條母后詮子准上皇初稱女院。榮華物語。正曆三年斷髮停皇太后宮職。號東三條院。年官年爵封戶如舊。准上皇稱女院。〇按定號爲院。然以其外家第稱堀河后四條后之類。其來久矣。亦唯一時口號爾。而皇后彰子尋肇門院號矣。紀略。已爲大皇大后。萬壽三年剃髮受戒。乃上號曰上東門院。以太皇太后。官職爲院別當列官代。主典代年官年爵封戶並四時服御。內膳御菜一如故。〇按上東門俗稱土御門。卽外家第傍焉。故門院號雖肇於此義同東三條院。及至後世但假門名。曰門院不必如之也。皇后與中宮。遂例皆受門院號。而非二宮。亦有然焉。近世中宮。卽皇后宮。稱號復古。蓋有所戒。凡名正而言順。禮必興矣。

職官志 卷之六 終

職官志 九志四之七

〔相國〕事物紀原に秦置官也、始皇帝尊呂不韋爲相國、漢初蕭何亦爲之、云々とあり、又た三餘偶筆に、漢書百官表、相國丞相、皆秦官、高帝即位置一丞相、十一年、更名相國、孝惠高后置左右丞相、文帝二年、復置一丞相、是相國者、丞相之更名、相國即丞相也と見えたり。〔後漢云々〕後漢以後は皆この制に從ひて、大尉、司徒、司空を三公とせるも、後周のみは周の舊制による。

諸官廢置

〔按〕制官省其冗、爲政理其煩。是經國之要。而民之所由息焉。本朝制官、雖效唐也。咸省其冗。合號簡要。乃在大政自有三公。太政大臣左大臣右大臣當唐尚書令左右僕射。而且三公也。三公三師不復別設空名。周官以大師大傅大保爲三公。自秦至於漢初不建三公。但有丞相御史大夫總其政。已而丞相更名相國。或更名大司徒。大尉省。幷置大司馬。御史大夫更名大司空。其沿革不一。後漢以大尉司徒司空爲三公。自元魏並置周漢三公。而其大師大傅大保。更曰三公。大尉司徒司空。仍曰三公。隋唐因之。皆無職掌。乃多以爲贈官。或親王拜者。但存名位耳。是蓋所以重待宰相通稱執政大臣。而豈有實效也。且以京官而概之。彼唐建官司之目。既多且重矣。有六省。曰尚書。總其六官以理二十四司。尚書省有令及左右僕射。僕射或更名丞相。有左丞總吏部戶部禮部。有右丞總兵部刑部工部。每部有尚書侍郎以管其四司。有左司郎中員外郎。右司郎中員外郎。各付十二司。而有都事主事焉。所謂四司。在吏部。曰吏部。曰司封。曰司勳。曰考功。在戶部。曰戶部。曰度支。曰金部。曰倉部。在禮部。曰禮部。曰祠部。曰膳部。曰主客。在兵部。曰兵部。曰職方。曰駕部。曰庫部。在刑部。曰刑部。曰都官。曰比部。曰司門。在工部。曰工部。曰屯田。曰虞部。曰水部。並亦有郎中員外郎主事焉○按唐時沿

〔黄門〕事物紀原に、漢明帝、永平中、始置小黄門、宋朝會要曰、國初黄門初補、止曰小黄門、經恩遷、即爲黄門、黄門蓋漢官也、歷代有黄門侍郎、今門下侍郎是也とあり。

〔九寺〕唐書百官表に、漢以太常、光祿勳、衛尉、太僕、延尉、大鴻臚、宗正、司農、少府爲九卿、後魏以來卿名雖仍舊、而所蒞之局謂之寺、因名九寺、とあり

革不一。姑依六典而言其概略。蓋避其繁也。本朝制官有因焉有省焉。但其所因批其字旁。欲以觀其所省。必是冗也。曰門下。有侍中侍郎。此侍郎或冠黄門之號。有給事中錄事主事。且以此省在左披。有左散騎常侍左諫議大夫左補闕左拾遺。又有起居郎典儀城門郎符寶郎弘文館學士校書郎焉。曰中書。有令及侍郎舍人主書主事。且以此省在右披。有右散騎常侍右諫議大夫右補闕右拾遺。又有起居舍人通事舍人集賢殿書院學士直學士侍讀學士校書正字史館使院諸官焉。軌此三省之長侍中二令及在唐初共議國政、是宰相職也、後以其品位既崇。不欲輕授人。故毎以他官居宰相職。所謂平章政事同中書門下三品之目從起焉。曰秘書。有監少監丞郎校書郎正字主事。其所管二局。曰著作。有郎佐郎校書郎正字。曰大史。有令丞司曆保章正監候靈臺郎挈壺正司辰。曰殿中。有監少監丞主事。其所管六局。曰尚食。曰尚藥。曰尚衣。曰尚舍。曰尚乘。曰尚輦。並有奉御直長尚食又有食醫尚藥。又有侍御醫司醫醫佐尚乘。又有奉乘司庫司廩尚輦。又有掌輦。曰內侍。有監少監內侍內常侍內給事內謁者監內謁者內寺伯。其所管五局。曰掖庭。有令丞宮教博士監作。曰宮闈。曰奚官。曰內僕。曰內侍。並亦有令丞。又次之以內官宮官云。有一臺。曰御史。有大夫中丞侍御史主簿錄事殿中侍御史監察御史。而有三院焉。曰臺院。侍御史隸焉。曰殿院院。中侍御史隸焉。曰察院。監察御史隸焉。有九寺。曰大常。有卿少卿丞主簿錄事大常博士大祝奉禮郎協律郎。其所管八署。曰郊社。曰大廟。曰諸陵。曰大樂。曰鼓吹。曰大醫。曰大卜。曰廩犧。並有令丞大樂鼓吹。又有樂正大醫。又有醫監醫正醫博士醫助教針博士針助教針師按摩博士按摩師咒禁博士大卜。又有卜正卜博士。曰光祿。有卿少卿丞主簿錄事。其所管四署。曰大官。曰珍羞。曰良醞。曰掌醢。並有令丞大官。又有監膳。曰衛尉。有卿少卿丞主簿錄事。其所管三署。曰武庫。曰武器。曰守宮。並有令丞監事。曰宗正。有卿少卿丞主簿錄事。其所管一署。曰崇玄。有令丞。曰大僕。有卿少卿丞主簿錄事。其所管四署二監。曰乘黃。曰典廄。曰典牧。曰東府。並有令丞

〔杜佑〕字は君卿、萬年の人、德宗、憲宗の朝に歷仕し、岐國公に封ぜらる

〔垂作共工〕小學紺珠に、契作司徒、皐陶作士、垂作共工、益作朕虞、伯夷作秩宗、云々とあり。

〔伯冏爲大僕〕書經冏命に、穆王命伯冏爲周太僕正、とあり。

〔天子有六軍〕周禮夏官に、五師爲軍とある鄭注に、一軍、萬二千五百人、周制天子六軍云々とあり。

典廐。又有主乘典牧。又有監事。曰諸牧。曰沙苑。並有監副監丞主簿。曰大理。有卿少卿大理正丞主簿錄事獄丞司直評事。大理在秦名廷尉。鴻臚。有卿少卿丞主簿錄事。其所管二署。曰典客。曰司儀。並有令丞。典客有掌客。曰司農。有卿少卿丞主簿錄事。其所管四署。曰上林。曰大倉。曰鈎盾。曰導官。並有令丞監事。曰大府。有卿少卿丞主簿錄事。其所管五署。曰諸市。曰平準。曰左藏。曰右藏。曰常平。並有令丞。平準左藏右藏。平又有監事。常有五監。曰國子。有祭酒司業丞主簿錄事。其所管六學。曰國子學。有博士助教。五經博士。曰大學。曰四門館。曰律學。曰書學。曰算學。亦並有博士助教。曰少府。有監少監丞主簿錄事。其所管五署一監。曰中尚。曰左尚。曰右尚。曰織染。曰掌冶。並有令丞監作。曰諸冶。有監丞監作。曰軍器。有監少監丞主簿錄事。其所管二署二監。曰甲坊。曰弩坊。並有令丞監作。曰鑄錢。有監副監丞監作。曰互市。有監丞。曰將作。有大匠少匠丞主簿錄事。其所管四署一監。曰左校。曰右校。曰中校。曰甄官。並有令丞監作。曰百工。有監副監丞錄事監作。曰都水。有使者丞主簿。其所管二署。曰舟楫。曰河渠。並有令丞。當時或以論其冗。唐書杜佑傳。建中初。佑以爲救時敝。莫若省用。省用則省官。乃上議。其略云。昔咎繇作士。今刑部尚書大理卿則二咎繇也。垂作共工。今工部尚書將作監則二垂也。契作司徒。今司徒戶部尚書則二契也。伯夷爲秩宗。今禮部尚書禮儀使則二伯夷也。伯益爲虞。今虞部郎中都水使者則二伯益也。伯冏爲大僕。今大僕卿駕部郎中尚輦奉御閑廐使則四伯冏也。古天子有六軍。漢前後左右將軍。今十二衞神策八軍九將軍六十員。舊名不廢。新資日加。且漢置別駕隨刺史巡察。猶今觀察使之有副也。參軍者參其府軍事。猶今節度判官也。官名職務。直遷易不同。衞正有事實。誠宜斟酌繁省。欲致治者先正名。神龍中官紀蕩然。有司大集。選者既無闕員。則置員外二千人。自是以爲常。當開元天寶中。四方無虞。編戶九百餘萬。帑藏豐溢。雖有浮費。不足爲憂。今黎苗凋瘵。天下戶百三十萬。陛下詔使者按比。纔得三百萬。比天寶三分之一。就中浮寄又五之二。出賦者已耗。而食之者如舊。安可不革。議入不省。則省之。是理當然也。今如太政官。卽唐尚書也。太政大臣當令。

〔大府〕康熙字典に掌財幣之官皆曰府とあり。

〔大常〕事物紀原に周禮春官職也、秦有奉常、漢初改曰太常、蓋秦官也とあり、唐これに依れり。

〔卿少卿〕唐書に、太常寺卿一人、少卿二人とあり。

左右大臣當左右僕射。左右辨是右丞。故各總四省。而併門下焉。大納言是侍中。中納言是黃門侍郎。少納言是給事中。大外記是錄事。少外記是主事。左右大史是都事。少史是主事。中務省卽以中書。亦兼併門下之屬。中務卿當令。大輔當侍郎。少輔當舍人。故詔勅之宣及奏行並同職。侍從卽其職。云補闕拾遺。內記是起居舍人在階名。內史舍人是也。監物。職原抄以當城門郎非也。其職雖卽皆掌管鑰。此庫藏。彼城門主鈴。是寶符郎。但不掌實而同餘七省以總於官。所謂七省。卽尙書六官也。惟兵部刑部仍其舊稱。而也。改吏部曰式部。戸部曰民部。禮部曰治部。工部兼殿中曰宮內。式治民兵刑及宮內卿輔丞錄郎當六部尙書侍郎郎中主事。然而宮內兼殿中。則其卿輔丞錄或當監少監丞主事。且加之以大藏也。大藏取名於大府。大藏卿輔丞錄當卿少卿丞主簿錄事。二十四司。惟戸部之度支。作主計寮。倉部作主稅寮。乃廢其餘屬而以省及寺監與其屬官更加焉。夫宮內以其已當工部。故管木工寮。木工寮來之將作。木工頭助允屬當大匠少匠丞主簿錄事。然而其實爲殿中。故殿中之尙舍局作主殿寮。主殿頭助當奉御直長。尙食局作內膳司。內膳正。故是奉膳典膳當奉御直長。及並屬於宮內。而尙藥局作內藥司。內藥正佑當奉御直長。當尙衣局作縫殿寮。縫殿頭助當奉御直長。並屬於中務。蓋以中內之與中務。職頗同焉。中宮職來之內侍。中宮大夫當監。亮當內常侍。進當內給事。屬當主事。圖書寮來之秘書。圖書頭助允屬當秘書卿少卿丞主事。而秘書之大史局作陰陽寮。陰陽頭助當令丞。寮屬有曆博士天文博士漏尅博士。當保章正靈臺郎挈壺郎。亦屬於中務。既有八省。若加之寺監。如唐。則其職紛錯疑似。臨事煩亂。是故惟大常爲神祇官。神祇伯副祐史卿少卿丞主簿。當大府爲

〔光祿〕續事始に、「秦掌宮殿門戶、漢祀主諸郎將在殿中侍衞、北齊兼掌膳、隋令掌諸殿膳、不掌宮殿」とあり、唐亦隨制による。

〔宗正〕事物紀原に「周官也、在周禮實小宗伯之職、宋百官春秋曰、周兄弟之國、十有五同姓之官、三十有五、選其宗中之長而董正之、謂之宗正、秦因其說置宗正、兩漢皆授皇族、不雜姓、晉始兼庶姓也」とあり

大藏省。併司農于民部、併衞尉大僕於兵部。併大理于刑部。併光祿于宮內。而宗正爲正親司。（正親正、佑、令史。當卿丞主簿錄事。）以屬於宮內。且光祿之大官署爲大膳職。（大膳大夫亮等、當令丞監事。）良醞署爲造酒司。（造酒正、佑、當令丞。）司農之大倉署爲大炊寮。（大炊頭助等、當令丞監事。）上林署爲園池司。（園池正、佑、令史、當令丞監事。）大常之大醫署爲典藥寮。（典藥頭助等、當令丞醫監。寮屬有醫師、當醫正、醫博士及針師、針博士、案摩師、案摩博士、呪禁師、呪禁博士。竝仍唐名。）亦屬焉。鴻臚爲玄蕃寮。（玄蕃頭助允屬、當卿少卿丞主簿錄事。）以屬於治部。大常之諸陵署爲諸陵司。（諸陵正、佑、當令丞。）大樂署爲雅樂寮。（雅樂頭助、當令丞。寮屬歌師、儛師等。郎當樂正。）有鴻臚之司儀署爲喪儀司。（喪儀頭助、當令丞。）亦屬焉。大常之鼓吹署爲鼓吹司。（鼓吹正、佑、當令丞。）以屬於兵部。大僕之諸牧監爲兵馬司。（兵馬正、佑、令史、當監丞主簿。）亦屬焉。典廐署爲左右馬寮。（馬頭助允屬、當令丞主乘。）以屬於左右兵衞府。衞尉之武庫署爲左右兵庫寮。（兵庫頭助等、當令丞監事。）亦屬焉。大府之諸市署爲東西市司。（市正、佑、當令丞。）以屬於左右京職。國子爲大學寮。（大學頭、當祭酒。助當司業。允屬、當郎丞主簿錄事。）以屬於式部。而六學不建。猶置大學。（有助教。）及音書算博士。少府不擬設。然屬其掌治署織染署於大藏。而曰典鑄司織部司。（典鑄、織部正、佑、令史、竝當令丞監作。）軍器不擬設。然屬其甲坊署弩坊署於兵部。合作造兵司。（造兵正、佑、令史、當令丞監作。）鑄錢監。是爲鑄錢司。不常置之。將作已爲木工寮。且以其甄官署作筥陶司。（筥陶正、佑、令史、當令丞監作。）而屬於宮內。都水其可擬防鴨河使防葛野使。亦

〔衞尉〕天子の宮門の護衞及び屯田を掌る官、秦に始まる、事物紀原に、秦官也、掌宮門衞屯兵之職、尉罻也、右兵獄之官、皆以尉言、所以罻羅姦邪也とあり。

〔鴻臚〕文獻通考職官考に、鴻臚卿、周官大行人、掌大賓客之禮、秦官有曲客、掌諸侯及歸義蠻夷、漢改爲鴻臚とあり。

不常置之。然屬其舟楫署於兵部。而曰主船司。（主船正佐當令丞。）御史臺。卽作彈正臺。而省其三院。（彈正尹當大夫。弼當中丞。忠當侍御史。疏當主簿錄事。）凡其所省。大率居大半云。二十四司省十六。秘書之二署省一。殿中之六局省二。內侍之五局皆省之。御史之三院皆省之。九寺省五。而大常之八署省四。光祿之四署省二。衞尉之三署省二。宗正之一署省。大僕之四署省一。二監省一。鴻臚之二署省一。司農之四署省二。大府之五署省四。五監省三。而國子之六學皆省之。少府之五署省三。一監亦省。軍器之二署。二監省一。將作之四署省三。一監亦省。都水之二署皆省之。通計之。是省七十也。六省以下。官司之目。凡百二十三。則其省。雖及其半。而官屬之省。亦已不少。蓋有三十餘矣。故曰大半。如彼軍衞州縣之員。以甚多甚多。復敢校。且夫唐有六軍。

職官志　卷之七　終

典故之不明也久矣。先聖經世治民法。無由以見其所基。而後世因襲變通之事。無由以詳其所本也。下野蒲生君藏蓋深有憂於此。夙欲修九志。曰神祇。曰山陵。曰姓族。曰職官。曰服章。曰禮儀。曰民。曰刑。曰兵。且著今書數篇以言其略。而山陵之志先成。既上之梓。尋編職官志。二官。八省。及臺職衞府。國郡等。屬稿粗成。既有五卷焉。而后妃女官。及家令。僧官。欲輯爲一卷以次之。其諸官臨時廢置者。別爲附錄一卷。以詳沿革見世變。未果而歿。初其脫稿者。隨輙刻之。而家甚貧窶。就日光海成僧都謀給資用。及其歿。僧都猶追其志以訖其刻。死之日。猶生之時。死者亦得不欣欣然於地下耶。但其稿未完。一簣功虧。爲可憾耳。然而端緒既就矣。三隅既擧矣。苟能稽之古。驗之今。優柔饜飫。觸類而長之。則之其文雖闕。而設官分職之所以爲民極者。固將了然胸中。而所謂九志者之義。亦可以想見其概略也。夫讀書而所見止於所讀者。非善讀書者矣。然則欲審先聖經世治民之意。而達後世因襲變通之義。亦在其人而已。

文化丙子季冬　　水戶　會澤安　識

渡邊亨校

昭和三年八月二十日印刷
昭和三年八月二十五日發行

（新註皇學叢書　第四卷）

不許複製

（全十二册非賣品）

著作者　物集高見

發行者　川俣馨一
東京市小石川區竹早町三十二番地

印刷者　松浦政吉
東京市小石川區諏訪町五十六番地

東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內

發行所　廣文庫刊行會
電話小石川(85)｛一〇五四番／一三二六九番
振替東京二八七九〇番

常磐印刷所印刷